土屋喬雄 監修
荒木昌保 編集

新聞が語る明治史

第二分冊（自明治二六年 至明治四五年）

原書房刊

東京朝日新聞

日露開戦を伝える明治37年２月11日附東京朝日新聞（明治21年７月創刊）

平民新聞

本紙は日本社会主義者唯一の機関新聞なり

（第五十三号）

「共産党宣言」を訳載し，発売停止処分を受けた明治37年11月20日附平民新聞

市内版

哀辭

天皇崩御

天皇陛下今三十日午前零時四十三分崩御あらせらる

右官報號外を以て宮内大臣内閣總理大臣の連署にて告示

昨二十九日午後八時頃より御病状漸次増悪し同十時頃に至り御脈次第に微弱に陥らせられ御呼吸は益々淺薄となり御昏睡の御状態は依然御持續遊ばされ終に今三十日午前零時四十三分心臓麻痺に依り崩御遊ばさる洵に恐懼の至りに堪へず（岡、青山、三浦、西郷、相磯、森永、田澤、樫田、高田拝診）

新帝践祚

叡聖文武天皇陛下今三十日午前零時四十三分崩御あらせられたるより皇室典範第十條「天皇崩する時は皇嗣即ち践祚し祖宗の神器を承く」との明文により皇嗣即皇太子嘉仁親王殿下践祚せらるゝ事となり崩御に引續き西園寺首相以下各大臣山縣樞密院議長以下各顧問官參内践祚せらる

践祚

聖壽六十一年

御一代御年譜

明治天皇崩御を伝える明治45年 7 月30日附東京朝日新聞

目　次（第二分冊）

水の米布合併調印　京都帝国大学官制　米布合併と日本の国論　大航路の船長は悉く外人　聖上台湾モリソン山を新高山と御命名　台湾人の贈賄　外国語学校開校　電気扇子　ボイコット君の死去　北海道屯田兵の新移住地　布哇仲裁裁判を日本政府承諾　李埈鎔欧米を漫遊　赤痢患者一日二千名　八幡村の製鉄所　韓廷の露兵雇傭問題で日露代表東京に会商　精虫作用で結実する銀杏と蘇鉄　官海動揺して流言飛ぶ　壱円銀貨通用禁止　金本位制実施当日の日本銀行　流行は元禄に還る　韓国皇帝即位　手形文字は墨書のこと　邦人漁夫五人露人に銃殺さる　韓廷露人を財務監督に　葉煙草専売明年より　大阪財界にパニック　乃木台湾総督辞任

明治三十一年（一八九八年）……………………………………………………………109

東宮の御英明　明治三十年の日本を回顧す　ホトトギス等地方俳句会続々起る　志賀潔赤痢菌を発見　教育総監部設置　独逸遂に膠州湾租借　陸海軍通信　薩哈嗹島の現状　膠州湾譲与の条件　韓国大院君薨去　児玉源太郎が台湾総督　女工の同盟罷工　海軍の艦隊派と本省派　露国旅順の租借を切り出す　米西間危機　朝鮮半島の形勢　魯独の支那分割陰謀に両院及在野の志士憤激　虎列刺血清完成　兵隊さんの副食物は一食二銭五厘　三井の芝浦製作所　米国と西班牙戦端を開く　教育界の茗渓派と大学派　韓国問題を中心の日露新協商　威海衛引渡結了　京仁鉄道譲受と前松方内閣違憲問題　地価修正・地租増徴共に敗る　民法は通過、商法は不成立　塙保己一の墓改葬　自由・進歩両党大合同　政府部内の政党組織熱　在野党大合同、憲政党宣言綱領　台湾総督府に民政長官　馬尼刺危急　最初の政党内閣、大隈板垣聯立内閣成立　海外出稼醜業婦誘惑の奸手段　政党内閣をコキ下して園田警視総監懲戒免官　英国威海衛を租借　京釜鉄道敷設を韓国に迫る　台湾公学校令　台湾行政機関改革終了　布哇事件落著　南洲銅像の愛犬　聖上御避暑もあらせられず早暁より深夜まで御励精　尾崎文部大臣の共和演説　台湾に保甲条例　台湾匪徒帰順宣誓式の奇観　補助銅貨一銭と五厘　山陽線急行はボギー車　清皇帝幽閉さる　東京市制今日か

の議　時事よろづあんない欄　台湾樟脳一手販売案　治安警察法公布　台湾の天然足会　韓国沿岸に無線電信設置　郵便法公布　山陽鉄道に寝台車　保険業法　仏骨渡来　東京富豪アイヌ安住の地を捲上る　木曽・長良・揖斐三川分流大工事竣成　東宮御慶事の記念切手　東宮御婚儀　匪徒義和団北京に乱入　海軍省に教育本部・艦政本部　埋木は砿物か　義和団侵入で列国公使会議　北海道土人問題で園田長官譴責　基督の書簡を発見　北清騒擾拡大　官線の寝台車　義和団討伐に決す　匪徒猖獗、清国を無政府国と認む　軍艦吉野太沽に向ふ　杉山外務書記生団匪に殺さる　砲火遂に太沽の一角に　天津日本領事館焼払はる　北京政府大乱脈　独逸公使殺害さる　欧米諸国は日本軍増派を歓迎　清帝遂に挑戦的上諭　義和団は国賊　主権は再び西太后に　天津城占領　平定後の日本の立場　聯合軍北京に入る　改正小学校令　皇帝、西太后北京を脱出　伊藤公の立憲政友会組織成る　憲政党政友会に合流　古河銅山王チョン髷を切る　自働電話が横浜へも　京釜鉄道認可命令　政友会を土台に第四次伊藤内閣成立　滑稽な裸体画取締　文部省普通学務局長の「末恐ろしきメイ文」　倫敦で三笠進水　京仁鉄道開業式　万国平和会議の収穫大　誰か敢然起って星亨に刃向ふ者ありや　三菱造船所現況　本派本願寺裏方狂乱の巻　北海道十年計画の概要

明治三十四年（一九〇一年）……………………………………193

二十世紀の予言　京釜鉄道の株主　露国の満洲占領の危険　黒竜会創立　福沢諭吉逝く　幼稚園保姆伝習所　バイカル湖畔に邦人の石碑　東京市旧水道やっと廃止　食堂列車　露国満洲占領宣言　我は社会主義者也　皇太子妃御分娩　社会民主党を組織　男子交換手廃止　裕仁親王御命名式　東京高等工業学校・大阪高等工業学校　大阪梅田駅竣成　日本の民主主義　社会民主党を弾圧されて社会平民党を計画　孫逸仙来朝　星亨兇刃に斃る　工女虐待の傾向　フィリッピン民政開始　人造馬匹　北海タイムス発行　北清事変講和議定書　マッキンレー米大統領逝く　米国新大統領はルーズヴェルト　朝鮮厳妃の素性　台湾神社鎮座式　李鴻章逝く　李鴻章歿して

露清密約危し　台湾地方官官制　赤間関を下之関と改称　朝鮮通信　献納償金に関し疑問　八幡製鉄所作業開始式　岩谷と村井の煙草大合戦　日本赤十字社条例　田中正造直訴文　倬夫二百名京浜電鉄を襲ふ　横浜開港以来の生糸売行　田中正造の直訴事件は不起訴　露国西比利亜線の貫通を急ぐ　露清密約　隠れたる我が邦の良友ハウス逝く

パナマ運河四千万弗で米国に売込　東宮の御生母柳原典侍　第八師団第五聯隊八甲田山中に二百九名凍死　八甲田山雪中大惨事の実況　日英協約全文　日英協約は満洲を包含　日英同盟由来記　伊藤侯欧米漫遊の足跡　シンガーミシンが支店設置　露清満洲条約の全文　言文一致の唱歌懸賞募集　マルコニー無線会社が専売権を米国無線会社に売る　台湾のペスト千百人　癩病患者百万人　熱田町の日本車輛製造会社　汽車にヘッドライト　南阿戦争漸く終局　無線電信開始の計画　加藤韓国総顧問の財政救治策　前島密の郵便制度回顧談　女学生の風紀頽廃　秩父宮御降誕　学校騒動続出　日本の新聞沿革史　瓦斯で炊事ができます　笹子トンネル貫通　大阪砲兵工廠大爆発　子規終焉の記（高浜虚子）　早稲田大学開校式　ペスト防禦のため横浜海岸通焼払ひ　台湾官吏の驕奢　教科書大疑獄事件　教科書疑獄ますます発展　大学病院ガーゼを腹中に遺失

正貨準備福々で越年　鳩山春子夫人が良人和夫氏の推薦演説　本派本願寺大谷光尊法主逝く　時事画報発刊　朝鮮の手形禁止事件と国論　浅草の塔の文公重態　尾崎三良京釜鉄道を語る　陸軍携帯天幕　中央亜細亜を踏破して大谷光瑞帰山　専門学校令　露国第二期撤兵不履行　無電機を海軍兵機に採用　露国の満洲撤兵不履行の事実　秋田県武田知事ズーズー弁改良に意欲　満洲撤兵の交換条件として露国七箇条の密約を提示　アルミ時代来る　西蔵探検の河口慧海帰朝　巌頭の感

を残して藤村操投身自殺　外国では自動車が鉄道馬車に代る　日比谷公園開園式　露国に革命機運
畜犬取締規則　露国陸軍大臣クロパトキン来朝　著色活動写真を歌舞伎座で映写　満洲問題に関し
帝大七博士の強硬意見　左側通行の励行　国定教科書発売　冷蔵庫博覧会に現る　露清密約に内
田公使が抗議　北海道に選挙法　対韓二大問題解決　桂内閣辞職の原因　華厳滝大流行　藤村
操の死体浮ぶ　安宅の松の鮨　伊藤侯枢密院議長に祭込まる　政友会西園寺侯を推戴　山県系の
画策図に当り桂内閣遂に居坐り　乳房が六箇　山谷の重箱　足尾銅山に鉱毒除害命令　太平洋海
底電信全通　錦輝館の対外硬同志大会　日比谷公園の徹夜開放躊躇　対韓外交カラ威張で失敗
明治大学　国勢調査一頓挫　法政大学　露国絶東大総督を設置　二百十日登暦起原　露国の新
提案に内田公使清国へ再び警告　露国の対満新要求　文部省廃止論をめぐりて大学、茗渓両派鎬を削
る　雨か風か和か戦か　輜重輸卒の出世　旅順要塞増築　問題の八日に露国撤兵せず　日清通
商新条約　全国青年同志者代表露国膺懲を桂首相に建白　内村、幸徳、堺の三氏非戦論を唱えて万朝
報を去る　露兵続々南下　東郷平八郎が常備艦隊司令長官　朝鮮に於ける日本の成功　幸徳秋水
等平民新聞発行を計画　露探出没　広島高等師範学校開校式　日本公債一転暴騰　露国満洲の邦
人に退去命令　京釜・京仁両鉄道合併　露語研究生増加　伊藤侯及び桂首相に送りたる対露同志会
の警告書　平民新聞の宣言　社会運動諸団体概見　新橋上野間電車開通　勅語奉答文に内閣弾劾
の大珍事　第十九議会解散　露国退譲の色なし　新流行オリーブ色　万国社会党大会に片山潜出
席　厳妃進封の儀式　戦時大本営条例　軍資補充と京釜鉄道速成の緊急勅令

明治三十七年（一九〇四年）…………………………………………………………… 271

倫敦日本公債大崩落　汽罐の宮原・魚雷の山下叙勲　国民の覚悟この通り　清国大冶鉄鉱借款要
領　軍用手票、京城と仁川で発行　モルガンお雪　露国の不誠意に日本協商を放棄　露国公使日
本引揚　浦塩の邦人引揚　各国に日露国交断絶を通告　対露宣戦の詔勅　仁川港外に敵艦二隻を

と改称　女学校校章の始　露国に叛乱起る　露国擾乱で西比利亜鉄道も杜絶　敵軍全面的に退却清帝室の霊地奉天城内に軍隊の宿衛を禁ず　大軍四十万の敵戦線無残に崩壊　奉天占領、皇軍意気衝天　奉天の北方に敵を急追　鉄嶺占領の結果　軍票暴騰　韓国で第一銀行券発行　露兵の蛮行言語道断　捕虜習志野に到着　米大統領を調停者に日露講和談判開始説　刑の執行猶予と各国の先例　バルチック艦隊の動静　旅順の戦利品夥し　バルチック艦隊カムラン湾に、帝国仏政府へ抗議露を厭ふ女郎花　露国の犠牲人四十万、財二十億　スタンダード石油会社が横浜神戸に油槽設備無限の宝庫撫順炭坑　クロパトキンを弾劾したドラゴミロフ　紅葉山人の未完の「金色夜叉」　小栗風葉が結尾を附足す　波羅的艦隊遂に来る　壮烈豪快な日本海大海戦　日本海大海戦続報　昨年五月以降の軍艦の被害を初めて公表　敵艦続いて惨敗　日本海海戦大捷と英国の輿論　米国大統領ルーズベルト日露講和を提議　露国も講和諾了　皇国の興廃此一戦にあり、東郷司令長官の海戦詳報　米国の講和提議に日本応諾　両切紙巻煙草ほまれ新発売　東郷司令長官の作戦計画　劇場は大入　露艦ポテムキン号反乱　政府の懐ろに正貨五億円　講和全権出発　流行は元禄模様　浮虜将校の艶名　ポーツマスで講和談判　露国講和全権ウィッテ　女学生の自転車乗り　樺太南部占領　懲役十年のスパイ仏人特赦　上陸二十四日で樺太全島平定　樺太の人口は三万　桂太郎の愛妾お鯉　日露講和露国の強腰で難航　日本の要求　露国駈引強し　ウィッテの宣伝巧妙で日本側押され気味　米国大統領の調停　中央大学　日露講和成立　天皇陛下に和議の破棄を命じ給はんことを請ひ奉る　講和条件に挙国不平　日本に外交無し　焼かれた交番　帝都遂に戒厳令下焼打の状況　佐世保軍港の三笠火災　日英両国新協約　在露日本浮虜一千六百　平和克服の大詔ポーツマス講和条約全文　露帝ウィッテ全権に伯爵を授く　東郷大将参内して海戦経過を奉告　偉勲万世に輝く聯合艦隊凱旋式　大観艦式のイルミネーション　東北三県七十年来の大凶作　露国芬蘭に自治を許す　聖上大捷御報告の為伊勢神宮に御参拝　加奈陀の日本讃美　朝鮮半島我が勢力圏に、韓国に統監府を置く　恙虫病原発見　日露戦役の我が軍死傷二十二万、病者二十二万　京義全

婦人運動　樺太庁官制公布　義務教育六箇年となる　帝国大学の独立実現　ノーベル賞金の由来
帝国鉄道庁総裁以下任命　三越呉服店がデパートメント・ストア式に　シンガーミシン月賦販売を開始
日韓聯邦説の噂さ　「父母を蹴れ」事件で平民新聞発行禁止　平民新聞壊滅　常陸丸殉難の英人を合祀
師範学校教育に関する訓令　夏目漱石東京朝日に入社　新東宮御所の建築　田中宮相の韓国国宝受贈事件
朴泳孝突如帰韓　東北帝国大学令　韓国皇帝の密使ヘーグに現はれ独立庇護を哀訴
韓帝焦躁　韓国皇帝退位と決す　韓国皇帝譲位始末　韓国皇帝譲位秘録　上皇の陰謀露見
宮中一派の謀計暴露して大臣元老捕縛　朴泳孝捕縛始末　牝鶏晨を告げて禍乃ち来る
統監府実権を握る　韓国に臨時出兵を決定　韓国は常に自ら独立を破る、伊藤統監記者団に語る
韓国解兵　解隊の詔勅に韓兵暴発　韓国立太子　シーメンス商会活躍　東宮韓国御渡航　米大統領タフト来朝
大阪府下廃弾二万八百発一時に爆発　征韓論首唱者佐田白茅逝く　東宮御帰程
東宮御渡韓と日韓の国交　英蘭銀行一週間に三回利上、金融市場世界的に混乱　韓国憲法起草中
韓国国是　伊藤公韓国太子太師となる　学生丁未倶楽部を組織　漢字タイプライターを発明

明治四十一年（一九〇八年）……413

同胞今や五千万　明治四十年世界の大勢　勝海舟の実妹佐久間象山未亡人瑞枝刀自逝く　東部西伯利亜併呑五十年紀
大博覧会の為武蔵野数百年の旧家立退き　台湾中央山脈の探検　武器積載の辰丸抑留
「万歳」の発明者和田垣博士懐旧談　伊藤銀月義妹と駈落　孫文の革命軍活躍　日露戦役の功労者河原操子叙勲
三八式歩兵銃配布　巌谷小波の世界お伽話完成　時事新報の美人審査　復活せる三笠艦
聖上御精励　森田草平の塩原心中未遂事件　新築の三越呉服店　湯屋覗きの出歯亀、殺人犯として捕はる
八時間労働世界の定論となる　陽春四月に帝都の大降雪　三越店頭で活動写真
公証人法公布　台湾縦貫鉄道開通　教育勅語英独仏訳　自然主義全盛時代の文壇
我国最初のタービン汽船　株式市場で流言蜚語横行　満鉄は広軌　台湾蕃賊討伐方針　ローマ字

論者の気焔　仮名遣改訂新案　出歯亀、綽名の出所　冷蔵貨車運転　親日派韓人一千名殺害さる
コッホ博士来朝謁見　船舶用無線電信開始　社会主義者を拷問　国木田独歩逝く　海牙の平和条約調印　電車内の淫売婦　東京の電車市有不認可　清国留学生を受入　司法権独立の擁護者児島惟謙　稀代の老刑事新川幸次郎千八百人の犯人を検挙　鉄道会計独立案の骨子　日比谷公園は堕落男女の野合場　婦人毛髪の輸出十万円に上る　ツエッペリン伯の飛行成功　樺太庁大泊より豊原へ移転　佃島住吉神社大祭　名和昆虫研究所　布哇の大軍港　商大の新設防止の為東大経済科独立
小学校五六年に理科教授　東洋拓殖会社法　別子銅山煙害問題　前代議士の令嬢森律子俳優となる
皇室祭祀令　捕獲禁止の鳥類　鶴見在お穴様の賑ひ　空中征服果して可能か　お穴様の正体は横穴貝塚　戊申詔書　米国大西洋艦隊横浜に来る　戊申詔書の意義　伊藤公日韓新協約を語る
自動車の横行を取締れ　宝永山より古い深川の畑小学校　清国皇帝崩御　清国先帝の遺勅　三歳の溥儀皇位継承　西太后崩御　西太后遺旨　清帝系譜　清帝は毒殺か　犬養毅北京政局の今後を語る　天理教独立認可　天理教の管長は教祖の息子　東洋拓殖株式申込三十六倍に達す　鉄道院官制公布　公文書にインキ使用を許可　軒燈は依然として石油が独占　神前結婚繁昌　官選中学唱歌第一集成る　電車値上に市民怒る　小坂銅山鉱毒事件で農民蜂起　自動車で郵便物を逓送

登極令　憲法発布二十年記念と其の起草当時の回顧（伊東巳代治子爵談）　軍の腐敗問題　日露鉄道連絡開始　文部省官吏の収賄　陸軍海軍逓信の三省が秘密ごっこで無電の発明　本郷名物、一高の賄征伐　高商の昇格成らず、商科大学は帝大法科内に設置　ピンポン大会　新聞紙法公布
台湾の製糖業発展　国技館命名　樺太の暴動　曽禰荒助統監となる　掏摸親分仕立屋銀次を検挙
鉄道院商売熱心　社会主義者の妻達　聖上の御質素　池田菊苗が味の素を発見　韓国の司法及警察事務日本へ委任　三八式新山砲完成　東京の活動写真館七十余　大阪の大火一万五千四百戸を焼

尽　韓国銀行条例　韓国軍部廃止令　米国へ桜樹寄贈　飛行機ドーヴァー海峡を渡る　会寧府の位置判明　男女愚連隊横浜に跋扈　社会主義者が女の為に決闘　清韓国境等の日清協約成立　韓銀株式申込二百九十四倍　奈良原男爵飛行機を発明　芝伊皿子の名の由来　伊藤公満洲視察の途へ　伊藤博文公哈爾賓駅頭に狙撃さる　伊藤公遭難詳報　伊藤公国葬決定　韓国銀行創立総会　韓国に暴徒蜂起　伊藤公の霊柩悲しき入京　伊藤公暗殺兇徒は安重根　重大の密勅発見　四十三年暦は陰暦も判る　安重根予審終結　九州縦貫の鹿児島線開通　旅順の表忠塔　新女大学可からず十条　韓国一進会日韓合邦の運動　合邦論は猟官主義　一進会長李容九の韓帝に奉りし合邦上奏文　韓国政府は一進会有力者に刺客を放つ　韓国総理大臣李完用刺さる　李総理遭難後報　一進会の合邦運動と李総理の兇変

昨年の飛行界長足の進歩　韓国の謝罪使伊藤公墓前に伏して哀哭　御陵墓調査の現状　清廷達頼喇嘛廃位の上諭を発す　国産自動車成功　韓国十三道から合邦要望　「白樺」創刊　伊藤公狙撃犯人安重根死刑　ハレー彗星通過　指紋法の効果顕はる　第六号潜水艇訓練中に事故　佐久間艇長遺書　天眼通の女御船千鶴子出現　日本ニユーム発見か　千五百万円を投じて台湾蕃界の大討伐を開始　日本語改造論者達　幸徳秋水一味不軌の大陰謀　聖書改訳の大業成る　著作権法の改正要点　朝鮮警備機関改編　台湾の六三問題と糖税　韓国警察事務を日本に委託　オイルパス軸受発明　法曹界の大恩人ボアソナード逝く　韓国の政社非政社　赤十字の母ナイチンゲール逝く　一府十八県の水害統計　韓国併合　併合費用三千万円　韓国併合の条件　韓国併合の詔書　前韓国皇帝を冊して王と為す　李堈、李熹を公と称す　大赦と租税免減　朝鮮貴族令　韓国併合条約　朝鮮総督府設置　韓国併合を中外に宣布　韓国併合に至るまで　朝鮮に於ける制令　板垣伯爵の征韓論回顧（一）（二）（三）　韓国併合の負担九千万円に及ぶ　併合は強弱成敗の結果に非ず

胃腸病院長長與称吉逝く　二等寝台車　六〇六号発見の秦博士帰朝　速達郵便　清国資政院成立　朝鮮総督府官制　朝鮮総督府中枢院官制　朝鮮総督府地方官官制　朝鮮総督府は特別会計　朝鮮貴族七十六名授爵　只の一厘で大審院まで諍ふ　邦人南洋で護謨事業　在郷軍人会　内容証明郵便実施　在郷軍人会に海軍は不参加　郵便振替貯金　鉄道院の広軌改築案　百八十年目の凶年　千里眼夫人丸亀に現はる　白瀬南極探検隊開南丸で壮途に上る　大逆事件特別裁判開廷　朝鮮釜山東本願寺の怪僧胆取り事件　日野大尉日本の空に初めて飛行　徳川大尉三千メートルを飛行　欧洲産業界の恐日病

明治四十四年（一九一一年）……535

明治四十三年の外交界展望　自動式入場券発売函　峻烈なる朝鮮会社令　長尾いく子念写能力に自信　無政府主義者の大逆事件に判決下る　第一千里眼夫人御船千鶴子自殺　畏し大逆の徒に恩命、死刑二十四名中十二名を無期懲役に　逆徒絞首台の露と消ゆ　菅野すが子は独り一日の延命　堺枯川逆徒最後の面影を語る　ペスト北満洲に蔓延　鉄道広軌案一年延期　三越の苦情係　南北朝正閏問題で藤沢代議士質問書を提出　南北朝正閏論と喜田博士　施薬救療に百五十万円御下賜　藤沢代議士の南北朝問題に政府狼狽して懐柔策　吉田東伍博士は北朝正統論　藤沢代議士突如質問を撤回　二十三万坪の所沢飛行場　移民制限削除の日米新条約　夏目漱石博士号を返上　法然上人に御諡号　南朝論勝利、喜田貞吉博士休職　千里眼長尾いく子死す　大阪毎日新聞東京へ進出　大阪城東練兵場で三大飛行家快翔　日本橋の橋標を徳川慶喜が揮毫　樺太の地名変更　工場法公布　朝鮮銀行法公布　新架の日本橋開通　夏目漱石学位辞退不可能　徳川大尉所沢に二十哩飛行　吉原遊廓大火　清国の四国借款問題　朝鮮総督府の言論弾圧　朝鮮総督府内地新聞を押収　真宗正閏問題で両本願寺紛擾　南緯七十四度より南極探検隊引返す　酸素会社設立　奈良原式飛行機百五十米飛ぶ　河馬上野動物園へ　学士院賞第一回の受賞者は「木村項」の木村栄博士　東北大学が高等学校卒業者

以外にも門戸を開く　四国借款問題の秘密暴露、日露提携して英米独仏に説明を求む　期米未曽有の高値　条約改正事業一段落　言語同断ドブ泥の男女混浴場　日英同盟更に改訂　二新通商航海条約締結、未了五箇国とは暫定取極め　厳妃薨去　親日の厳妃小説的な閲歴　南北朝問題の最終解決、南朝を吉野朝廷と改称　期米買煽りで六取引所売買停止　朝鮮教育令公布　東朝の「野球の害毒」に天狗倶楽部憤慨　清国の四川暴動　支那革命で武昌陥落　広東も陥落　中華民国独立の宣言　支那問題で浪人日比谷に気勢　袁世凱動乱拾収に起つ　長沙陥落　清国憲法速制上諭　袁世凱総理大臣に任命さる　改装した歌舞伎座　清国官軍と革命軍の兵力　上海陥落　黄興来援　資政院憲法を決議　鶴見総持寺遷祖式　朝鮮教育令と寺内総督諭告　南京独立　袁世凱入京して和解を勧告　ツベルクリン市場に出る　袁内閣の大臣は全部漢人　袁世凱の組織せる新内閣　支那革命党新政府創設　孫逸仙倫敦より帰国　第三師団出動　清国憲法信条宣誓　満洲また独立　官軍漢陽武昌を取戻す　南京陥落　黄興を大元帥に推戴し南京を中華民国の首都と決定　摂政王退位　摂政王退位事情　袁世凱範を垂れて剪髪　清国官革の講和と日英の斡旋　官革講和会議第一日　清国皇帝退位と決す　清廷の末路近し　革命支那臨時大総統孫逸仙

明治四十五年（一九一二年）……591

革命党新政府の宣誓式　袁世凱と伍廷芳の談判決裂　頭山犬養等孫文を訪ふ　革命党の講和条件　ランプのガラス壺は危険　革命軍米国より借款か　孫文と会見の犬養一行帰朝　支那革命軍最後の要求　無限軌道発明　孫文日本に新政府承認要求　清国動乱で第十二師団出動　婦人専用電車　もり・かけ参銭　政界の潮流激し　清朝六歳の新帝退位の上諭　退位せる溥儀皇帝　大総統に袁世凱当選　孫逸仙は最高顧問　同志社大学設立　満洲に対する帝国の態度　島崎藤村にこのロマンス　大総統袁世凱宣誓式　沖縄県に衆議院議員選挙法施行　朝鮮輸移出税廃止　福の神ビリケン　西蔵独立　鳩山春子未亡人共立女子職業学校で教鞭　朝鮮の笞刑　日蓮宗富士派の改称運動

挿し絵　宮　尾　しげを

明治二十六年
（一八九三年）

アプト式好結果〔一・二五、東京日日〕一昨日碓氷鉄道に於て横川より輕井澤迄の間彼のアプト式機関車の試運転を行ひしに無事に経過し、頗る好結果を得たりと云ふ。

清帝詔して惨刑を厳禁す

〔一・二七、東京日日〕清国現行の刑辟に六種あり、笞罰、杖罰、徒罪、流罪、絞罪、斬罪是れなり、又た其の責問の法たる、例へば罪囚狗盗なる時は竹枝を以てし、大盗なる時は莢根を以て其足を絨す、然るに因襲の久しき州県の諸吏等賄賂を容れて妄りに惨酷の拷問を用ゐ、人民を虐待する実に見るに忍びざるものあり、今其の二三を挙げんに、点錘の刑は鉄条を以て其の足骨を撃挫き、天平架は罪囚の辮髪を架上に繋ぎ、其の身体を宙に吊して痛く笞ち、吃金銭餅は罪囚を裸体にし、其脊に銭の紅く焼きたるを当つ、銭肌に及ぶごとに漸々箝入す、初めは血を流し血尽れば亟ぐに黄油を以てす、所謂炮烙の遺刑なり、上鳳凰台は囚人の手足を繋ぎて之れを空中に吊し、錫器を以て熱湯を盛り、之を腹上に置く、又鉄籤の紅く焼たるを以て女囚の乳房を刺す等、其の残忍酷薄なる、他国人は噂を聞くだに忌み且つ恐れて耳を掩ふに至る。左れど清国の官吏は忍んで之を行ふのみならず、用て以て曲刑受賄の良法となし、民亦た慣れて怪しまず。然るに御史陳懋侯は右等残忍の所業を以て清国の一大恥辱となし、此程禁闕に拝伏して弾劾無私各省惨刑の積弊を算へて之を痛陳し、以て聰明を煩し奉りたりしに其の効空しからず、清帝特詔を各省督撫に降し給ひ、自今右等の惨刑を厳禁せられたるよし。

布哇国に革命起る
米国同盟派女皇を廃し直ちに仮政府を組織す

〔二・三、毎日〕今回布哇国内米国同盟派が女皇を廃し仮政府を建設したる事件に就ては、未だ其筋に何たる確報なきも、目下の形勢に撚れば、

一、総理大臣の椅子を占め居たるアッシフイキルド氏が一の新政府を建立するか、

二、断然米国の版図に属するか、

二者何れにか落着せざる可からず、而して二者中孰れにもせよ、我国の移民に影響すること決して少々に非らざるべし。就中移民条例及び渡航規則に非常なる変動を来し、其極公法上の問題を紹介せんとするを以て、其筋に於ては専ら苦心中なりと云ふ。而て今当局者の談話によれば、左の二議論あるべし。

第一、移民条例及渡航条例は我国政府と布哇政府との関係に止まるや。

第二、移民条例及渡航条例は国と国との関係を有するや。

而して第一の議論にせんか、若し現今の布哇国がアッシフキルド氏の政府となりたるとするも、移民条例渡航条例は自然廃滅に帰する道理なり。又第二の議論にせんか、仮令政府は幾度変更するも、訂結したる条例規則に毫も変動なく、布哇が米国の版図に属したる時始めて同条例は廃滅に帰するは当然にして、其時こそ我国は米国と新に条約を訂結せざる可からず、斯の如き次第なるを以て、同条

例が国と国との関係なるや、将た政府との関係なるやに付て、遠からず布哇の形勢に依りては一大問題を惹起す可しとて、其筋に於ては専ら攻究中なりと云ふ。（中央電報社報）

布哇革命の原因 ―砂糖業者の甘い寸法―

〔二・三、毎日〕 布哇国王廃せられ政府は顚覆せられて革命党仮りに新政府を設けたりとの報は、前日の紙上に掲げたるが、一昨日発兌の日本ガゼット新聞を見るに、米人某の投書を掲げたり。其の云ふ所布哇の革命に関するを以て、左に其の大要を訳載すべし。

今回布哇に起りたる大変革の原因は、砂糖問題に関係を有するものゝ如し。布哇島には数多の甘蔗耕作者あり、彼等は大概米人にして、是迄甘蔗耕作の為めに投じたる資金甚だ鮮しとせず、是より先き布哇より米合衆国に輸入する砂糖は総べて無税なりしに今は非常の重税を課せらるゝことゝなりたり。是の故に今回の革命は、布哇島を米合衆国に合して其所属となし、以て此の砂糖税を免れんとすること其の一大目的たること明かなり。目下諸大強国が他の土地を侵略せんと日夜此事に心を用ゆるの側ら、只砂糖業未来の繁栄を計らんが為め自国の独立を失ふをも顧みざるが如きは、寔に笑ふべきの極と云ふべし云々。

小包郵便続々開始 〔二・五、國民〕 本月一日より実施せしものゝ外、尚ほ又た二十一日より武蔵国千住外百ヶ局にて、小包郵便取扱を開始す。

日比谷公園 練兵場跡に出来る

〔二・五、國民〕 日比谷練兵場跡は公園地となり、日比谷公園と称することに定りたり。

布哇政府顚覆

在留民保護の為軍艦浪速を急派 艦長東郷平八郎に出動電命

〔二・七、東京日日〕 布哇政府顚覆に付き我が政府は此際愈々軍艦一艘を同国に派遣する事に決したるよしは前号の紙上に記せしが天皇陛下には昨日午後一時親しく仁禮海軍大臣を宮中に召させ玉ひ、布哇国在留本邦民保護の為め此際特に軍艦を同国へ差遣すべき旨勅命在らせられたれば、仁禮大臣は右の勅命を拝承して御前を退き、直に海軍省に到りて将校会議を開き、目下横須賀港に碇泊せる常備艦隊浪速号を差遣する事に決し、即時同艦長海軍大佐東郷平八郎氏に電報して布哇行の用意を命じたるよし、尚其出発の時期を聞くに元来軍艦は出発の命を受くるや、実に三昼夜間に於て諸事支度調へ以て指命の地に向ふの規則なれば此の割合より行く時は遅くも来る八日の夕刻頃迄に抜錨すべき筈なれども、今回は非常の場合ゆゑ本日午後五時を以て横須賀を開帆する筈なりといふ。同艦は世人も知る如く、我軍艦の最高位を占むる二艘の一にして、彼の高千穂と并び称せらるゝ巨礮八門を備へ、速力は英石炭を焚き風車を施す時は一時間十八ノットを駛ると云ふ。

聖上特に国防の事に御軫念
製艦費献納の詔書を賜はる
六年間毎歳御内帑三十万円御下賜
一般文武官の俸給十分一を御嘉納

〔二・一二、朝野〕 廷臣及び議会に詔勅を賜はる ○昨朝、陛下には畏くも宮内大臣を御前に召され国務大臣及び枢密顧問を召集すべき旨勅命あり、依りて同大臣は直ちに右の趣を一同に通達したれば、午前九時三十分、内閣よりは
伊藤総理、山縣司法、黒田遞信、井上内務、大山陸軍、後藤農商務、陸奥外務、河野文部、渡邊大蔵、仁禮海軍の各大臣
枢密院よりは
東久世副議長、榎本、田中、副島、佐野、佐々木、川村、福岡、井上、尾崎、海江田の各顧問官
打揃ひて参内し、陛下には宮内大臣式部長を随へ正殿に臨御あらせられ、御声高らかに左の詔勅を賜はりたり。

詔　勅

在廷ノ臣僚及帝国議会ノ各員ニ告グ

古者皇祖国ヲ肇ムルノ初ニ当リ六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ、朕既ニ大権ヲ総攬シ、藩邦ノ制ヲ廃シ文武ノ政ヲ革メ、又宇内ノ大勢ヲ察シ開国ノ国是ヲ定ム、爾来二十有余年、百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ、以テ臣民ノ康福ヲ増シ国家ノ隆昌ヲ図ラムトスルニ外ナラズ。朕又議会ヲ開キ公議ヲ尽シ、以テ大業ヲ翼賛セシメムコトヲ期シタリ、而シテ憲法ノ施行方ニ初歩ニ属ス、始ヲ慎ミ終ヲ克クシ、端ヲ今日ニ正シ大成ヲ将来ニ期セザルベカラズ、顧ルニ宇内列国ノ進勢ハ日一日ヨリ急ナリ、今ノ時ニ当リ紛争日ヲ曠クシ遂ニ大計ヲ遺レ、以テ国運進張ノ機ヲ誤ルガ如キコトアラバ、朕ガ祖宗ノ威霊ニ奉対スルノ志ニ非ズ、又立憲ノ美果ヲ収ムルノ道ニ非ザルナリ、朕ハ在廷ノ臣僚ニ信任シテ其ノ大事ヲ終始セムコトヲ欲シ、又人民ノ選良ニ倚藉シテ、朕ガ日夕ノ憂慮ヲ分ツコトヲ疑ハザルナリ。

憲法第六十七条ニ掲ゲタル費目ハ、既ニ正文ノ保障スル所ニ属シ、今ニ於テ紛議ノ因タルベカラズ、但シ朕ハ特ニ閣臣ニ命ジ、行政各般ノ整理ハ其必要ニ従ヒ徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ、朕ガ裁定ヲ仰ガシム。

国家軍防ノ事ニ至テハ、苟モ一日ヲ緩クスルトキハ、或ハ百年ノ悔ヲ遺サム、朕玆ニ内廷ノ費ヲ省キ、六年ノ間毎歳三十万円ヲ下附シ、又文武ノ官僚ニ命ジ特別ノ情状アル者ヲ除ク外、同年月間其ノ俸給十分一ヲ納レ、以テ製艦費ノ補足ニ充テシム。朕ハ閣臣ト議会トニ倚リ立憲ノ機関トシ、其ノ各々権域ヲ慎ミ和協ノ道ニ由リテ、以テ朕ガ大事ヲ輔翼シ、有終ノ美ヲ成サムコトヲ望ム。

御名御璽

明治二十六年二月十日　各大臣連署

一同は聖旨の最と有り難きに感泣し、拝伏して御前を退き、夫れより各大臣は内閣に集りて閣議を開き、午後零時二十五分井上大臣先づ退閣したるが、其の他の大臣は猶ほ退閣の模様なかりき。

俸給一割を六ケ年間献納 製艦費補足の勅令

〔二・一八、官報〕勅令 ○朕、国家軍防ノ必要ヲ認メ、文武官及雇員ノ俸給中ヨリ製艦費ノ補足ニ充テシムルノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十六年二月十五日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

大蔵大臣 渡邊 國武

勅令第五号

第一条 文武官及傭員ノ俸給ハ本令施行ノ日ヨリ六ケ年間其ノ十分ノ一ヲ国庫ニ納付セシム。但シ納付ノ手続ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ拠ル。

第二条 左ニ掲グル者ハ前条ヲ適用セズ。

一、外国在勤ノ命ヲ受ケタル公使、公使館参事官、同書記官、交際官補、公使館書記生、領事、領事館書記生、外交事務官、貿易事務官、公使館付武官並雇員。

二、陸軍海軍屯田兵、憲兵ノ下士卒並巡査看守。

三、国庫ヨリ俸給ヲ受ケザル官吏竝准官吏。

四、雑給ヲ以テ支弁スル雇員。

第三条 本令ハ明治二十六年四月一日ヨリ施行ス。

御木本幸吉三重県で 真珠貝養殖

〔二・二二、郵便報知〕三重県に於て真珠貝養殖に熱心なる御木本幸吉氏は、先頃ろ支那地方に於て養殖する人工真珠貝を取寄せ、其の一個を農商務省へ差出せしが、貝は我邦の「タン貝」に似たる淡水貝にて、多きは一個にして二十粒余の真珠附着し居れり。試みに其内の一粒を砕き見るに黒色の丸薬に似たるものにて其の物質何たるを知る能はず、又は人工真珠養殖の方法等も判然せざるに付、同原料の物質は目下佐々木、箕作両博士に於て分析調査中なるが、試験の上充分の成績を得ば人工真珠を養殖せんとの計画もある由なり。

長崎犬姦事件の売女妊娠の噂
外人其児を所望

〔二・二五、朝野〕犬淫婦姙の風説 ○嘗て某外人に欺かれ、長崎で洋犬と交接したりとて天下の笑を招きたる大浦郷の売淫婦某は、近頃に至り落ちん計りの腹かゝへ居るより、アレは人間の児じやない、犬の児じや、犬の児じやと評判を立てければ、某外国軍艦の士官には之を聞き伝へ、其の胎児を買受けんとて目下談判中なりと云ふ、果して事実にや。

千島拓殖の先覚 岡本監輔のこと
郡司大尉其志を継ぐ

〔三・二、朝野〕千島拓殖の壮図を抱き、一百廿名の同盟者と共に極北沍寒不毛の地に入らんとする一偉男児郡司海軍大尉は、いよ

いよ来る十五日を以て出発すべしと云ふ。千島拓殖の事に就ては岡本監輔翁最も人に先だちて之を主唱し千島義会なる者を設け、東奔西走一たび千島に渡りたるも心事多くは齟齬して行はれず、遂に空しく壮図を抱きて帝城の西隅に蟄居するも、雄心勃々自ら禁ずる能はず、日夜其の宿志を遂げんことを思ふの際、郡司大尉の断然決心を天下に示して千島に赴かんとするに会し、世間皆な其壮図を賛嘆せざるなく、事遂に、叡聞に達して千五百円の御下賜金あり、岩崎一家亦た千五百円を寄附し、朝野貴顕紳士の寄贈に係るもの亦た数千円の多きに上り、岡本翁の名は遂に千島拓殖の壮図と相離れんとするに至れり。然るに聞く処によれば、郡司大尉は夙に岡本翁の有為の士なるに感じ、其の三十余名を率ひて千島に赴くや、或は業ならずして半途空しく辺土に骨を晒らすに至るも知る可らず、翁若し仆るれば誓て其の壮図を継がんとの決心を抱き居たるよしにて、今日に於ても岡本翁の精神は飽くまで之を師として忘れざるべしと人に物語り居ると云ふ。大尉の此行固より死を決して赴くものなれば、同志百二十余名は残らず血判誓約をなし、其の妻子までも署名血判せしと云ふ、其の壮心思ひ見るべきなり。出発の時は横浜港よりボートに乗り大尉自ら之を指揮し千島に向ふ筈にて、各地沿岸の有志者は皆な其の行色を壮にせんとて日取を問合せに来るもの多く、横須賀小学校生徒は当日一同海岸に整列して特に大尉のため新作せる唱歌を歌ひ之を送るの準備をなし、且つ途中茨城県那珂港に寄港するを以て水戸弘道学会に於ては盛んに之を歓迎せんと目下専ら準備中なりと云ふ。而して千島到着後衣食住に要する需要品は一切内国に仰がず自営自活の道已に立ちたれども医師一人同行せざるは不便なりとて其人を海軍々医中より得んとするも未だ適当なる人物なきを以て是れのみ不足を感じ居ると云ふ。

布哇革命事情

〔三・八、東京日日〕 布哇国の革命は実に我国と利害の関係を有せり、其の一報到る毎に巷説紛々たる亦た宜ならずと謂ふべからず、然れども伝ふる所、時に誤りなきにあらず、今度同国在留の社友は、之れが詳細の事情を報じ来りたれば茲に掲げて其の顚末を明かにすべし。

布哇国革命の近因は全く女皇の君権拡張を企てたるに存するが如し、茲に其の次第を尋ぬるに、事の端緒は本年一月十四日(土曜日)に起れるなり。此日当国代議院は其閉院式を挙行せしに、女皇リリオカラニ陛下は忽然宣告して曰く、朕は茲に汝等臣民の幸福を増進せんが為め新憲法を制定して従来の憲法に代へんとす、汝等宜しく朕の意を体せよと、是れ蓋しフイ・アライアナ党の請願を採択せられしなり。

満堂の議員事の意外に驚殺せられ、唯だ相顧みて茫然たるのみ、敢て一言を陳ずる者なし。是に於て国王は内閣員席を顧みて曰く、朕の制定せんとする新憲法は未だ完備を告げずと雖ども、其の整頓するの日は蓋し両三日を出でじ、其時に当りて卿等は果して喜んで之に副署するや否やと、然るに内閣員は皆挙つて陛下の勅諭は真に憲法違犯の者なるに付き、臣等は之を賛成し能はざるは勿論、陛下に於かせられても強て之を決行し玉はゞ、為に由々しき一大事を惹起すに至るやも計り難き旨を答へ奉り、且百方苦諫したりしも、女

皇の意志動かし難きを察し、一時政庁に退去して急使を市内の有力者に派し事の危急を告げしめたり、翌十五日リリオカラニ陛下は諸大臣を王宮に召集して再び新憲法の署印を促し、其勢甚だ鋭くして若し一言半句にても反対の語を発すれば、忽ち両断せらるべき有様なるにぞ、諸大臣は畏怖して逃るが如く王宮を退出せり。爾後王宮内閣互に相反目し、国王は御自身に或は其の股肱の臣下に命じて内閣の不忠を国民に訴へしめ、内閣も亦同様の手段を以て運動したり。

十七日払暁双方已に開戦の準備をなし、銃砲を荷ふて市街を徘徊するものあり、各国公使館にては充分に武備したる兵士三々伍々隊をなして見張りをなさしむ、殊に米国公使の如きは碇泊せる自国軍艦より兵士を上陸せしめ、王宮の前面に整列せしめたり、今や殺気将に天に冲し、機一転すれば電閃き礮轟かんとす。

薄暮に至り女皇は其の宮殿を退出せられ、掲げありし布哇の王旗は撤去せられ、国旗之に代はりて翻れり、午後九時頃に至りて仮政府は設立せられたりと風説す。陰雲天を捲く布哇の乾坤は此儘に平穏ならんとするか、翌十八日に至り布哇ガゼット新聞は二回の号外を発兌せり。

（午後三時）

万物全く昨の如く静謐なり、政庁、警察署、宮殿、悉皆の諸官衙、兵厰、弾薬庫等と共に全市街は当時の主人公たる仮政府の掌中にあり、而して米の合衆国及ニーザーランドは已に新政府を承認せり、其の他の諸国も其公使より承認の挨拶あらんこと、頃刻の間にあるべし、市民は尚ほ新政府を保護せんとして退かず、義勇兵の数も亦愈々増加の一方あるのみ、而して斯く蒐集せる義勇兵は尤も有力に編成せられ、警火番の制亦整頓して其巡邏を苟もすることなし。

市街一般の感情は只平和を祈るにあり、土民は不思議にも静謐を守りて動かず、彼の革命を煽動せし首謀者も亦黙して毫も不穏の模様なし、而して土人中多くは其国を捧げて、米国大統領ハリソン氏の幕下に属し、以て一日も早く其困難を脱せんと欲するものあり、時日を経過せば同志の数千を得るは蓋し難事にあらざるべし。

（午後五時）

瑞典、日耳曼、オーストロハンガリー、合衆国、露西亜、ニーザーランド及支那諸国の公使は此仮政府を承認したり。（未完）（下略）

西比利亜鐵道敷設の勅許
露国の東漸政策実現されんとす

〔三・一〇、東京日日〕天下の耳目を灑めたる西比利亜鐵道は愈愈昨年末露政府に於て敷設の方法を議し其議決案は今般勅裁を経、去る一月十五日公然官報を以て公布したり。従来本件に関する事務は遞信大臣に於て執掌したるも今日迄の工事の景況を見るに、格別著大の進歩なきに因りてや、今回勅令を以て特に鐵道会議なる一局を新設し、各省国務大臣を以て其委員を組織し、大蔵大臣之が主任委員となり、専ら其の費用の収支を担任し、大に工事を督促して、西部及中央西比利亜線及び浦潮グラーフスカヤ線を来る千九百年迄に竣功せしめ、続て残余の線路に着手することゝなれり。蓋し今回の計画中第一区に関せし分は、費用出所をも明示しある以上は、其分丈けの工事は彌々向後八年間には成就するなるべし。然る時は千

九百年の後は欧露の鉄道線イルクツクに達し、ウラジオストークの線グラーフスカヤに達し、其中間多くはアムール、ウスリ両河水の便利に由り、唯バイカル湖とアムール上流との間千〇〇九ウェルストの馬車道のみを剰す割合なり。（下略）

露佛米の新三国同盟成立す

〔三・一九、東京日日〕露佛米三国の新同盟成立せし事は昨日の紙上に記せしが、今又一報あり曰く、米政府が多年秘密の中凝議せし露佛米三国攻守同盟は、去る二月十一日を以て通過せし米露罪人引渡条例と共に成立するの運びに至りたり。是より先き米政府は屢々華府駐劄の露佛公使と往復し、倘し獨英其他が米国の政策に障碍を加ふる如き事あらば、露佛両国は飽く迄米国を援け、其の利益及び其の目的を全うせしむべしとの内談を開きたりと。元来此の計画は彼の露国の故ゴルチヤコフ公の胸臆より出でたるものにして、ベーリング海峡事件之れが媒介となり、布哇問題随つて其の期を速かならしむるに至りたりと云々。

意外米国元老院が　米布併合反対

〔三・一九、東京日日〕吾曹が既に報道したる如く、布哇合併問題に付ては合衆国元老院に於て、予想外の反対を生じたるが為め、大統領は遂に合併条約案を同院より撤回せり。故に今後此の問題は果して如何に成行くべきや、猶詳報に接到するにあらざれば推測するに由なし。（下略）

郡司大尉決然隅田川を出発
歓送の群衆堤上屋上を埋めつくす

〔三・二二、東朝〕報効義会長郡司海軍大尉の北航艇隊は、愈々一昨日午前八時を以て纜を墨堤言問近傍に解くべしとの事前以て新聞に掲載ありしかば、同日午前六時頃より向島へ陸続来集するものあり、時の移るに随ひ益々多く八時間際には墨田の長堤は人の柵を結び非常の雑沓を極め、殊に長命寺前より大学艇庫の間は非常の混雑にして、此の辺の家々楼上楼下は固より家々の屋上迄も人を以て埋めたり、又川中には帝国大学、高等中学校、尋常中学校、學習院、商船学校、慶應義塾等の短艇数十隻及び日本銀行、三菱社員、市中有志等の和洋短艇数十隻墨水を上下し北洋物産株式会社にては送別事務所を吾妻橋畔佐竹邸に設け、門前の川中にて煙火を打揚げしめ、小蒸汽船二隻に種々の装飾を施し、音楽隊の乗組みたる一隻の小舟を曳きつゝ流れに溯りて言問前の川中に投錨し、其の他尚此壮挙を送らん為めに来りし小蒸汽二三隻あり、又船中堤上等に樹立せる紅白の旗には、送別の意志を大書したるもの南風に飜る抔、頗る盛観を極めたり。扨て報効義会員一同は言問団子屋裏の福岡楼を以て其の休憩所に充て、其の会員は予ても報ぜし如く曾て海軍に勤仕したる水兵なるが、孰れも氷海雪地に向ふ事なれば防寒の髪を理めず髯を剃らず、加ふるに其の被服は華美ならざるも悉く勇壮活潑の容貌体格にして、前夜横須賀より艤装して言問岸に繋ぎたる二隻の短艇と一隻の和船にて、出発の準備を整へ、会長大尉の到るを待ちつゝ

ありしに、大尉は漸く親戚故旧に訣別し、海軍大尉の正服を着して此処に来りしは午前九時なり。時に帝国大学生は大尉を帝国大学艇庫の楼上に招待す、大尉報効会員二十余名を率ゐて之に臨み、厳粛なる号令を以て一列に整立せしめ、自ら其の右翼に進みし時、谷子爵（干城）は最も簡単にして最も勇壮なる告別の辞をなし且大学生を紹介せらる、爰に於て大学及高等中学生は送別文を朗読し、且大尉の万歳を絶叫す、会衆之に和して連呼し、喝采声中に送られ、夫れより北洋物産株式会社の小蒸汽船に乗込み衆員に告別したるに、会社発起人総代太田實氏外一名は送辞を朗読し、郡司氏之を黙聴し畢りて更に訣別の意を表し、湧くが如き歓声中短艇に乗移れり。是より先き近衞公爵、松平子爵(信正)の諸氏は大尉の一行を送らんが為め艇隊中の和船に乗込み居て告別し是等の諸氏上陸するや、大尉は部下一同に指揮して万端の準備終りたるより、直ちに舷頭に立ち脱帽して四方群集に告別するや、各艇一斉に櫂を逆立して送別の意を表し、山川も為めに崩るゝ許りなる歓呼の声は、嚠喨たる奏楽の音に和する中に北航短艇は纜を解き、数十隻の見送り船に擁護せられ、其の北海金剛夜叉大王なる梵半の日章旗を南風に飜へし、徐々墨堤に沿ふて進行を始め、嬉しの森近傍に到るや、吾妻橋頭に於て煙火数十発を打上げて其の首途を祝し墨堤より芝浦に至る間五大橋上と沿岸は人山を築き、士女は何れも帽子ハンカチーフ等を打振り祝意を表したり。殊に永代橋上に整立せし数多の陸兵は、非常に熱心に歓呼を為せしが、此の時期に後れし北航艇は品海より来合せ、芝浦の離宮前にて短艇は帆を掲ぐるの準備を為し、見送り船は二列をなし、台場沖に至つて之を待ちしに、須臾にして五隻の短艇は揚々と満帆に風を孕み、品海を経て横須賀の方に向ひ進行せり。但し永代橋以後の景況は別項短艇遠征記中に委しく見え、又其の他の事も彼に詳かにして此に略するもの、又は相重複する廉もあり、宜しく相参観して当日の盛況の一斑を知るべし。(下略)

東學党擡頭して韓国不穏

〔四・一八、東京日日〕朝鮮近今の事態に付て昨夜来往々不穏の風聞を伝ふるものあるより、同国京城に在留する特派通信員へ問合せたるに、本日午後六時左の電報を接手したり。

東學党の勢漸く加はり京城の人心不安の模様あるも、目下危急に逼りしにはあらず。

右の報知によれば、国中一種党派の動静より人心不安なるは事実なるも、素より外交上に関して事端を啓きたるに非ず、亦た事変といふべき程度に熟したるにも非ざるが如し、去れば朝鮮清国両公使に問合はせたるも双方とも何等の電報に接せざるよしにて、我外務省へ問合せたるも休日にて何も知るを得ざりし。

扨て東學党の性質を聞くに、四五十年来同国に存する一種の教徒にして其教祖を崔福成と呼び、儒、仏、道の三者を混合したるが如き一種奇異の教義を奉じ、身に行衣を着け頸に珠数を掛け、背に頭陀袋を負ひ、奇妙の服装をなし、今や其信徒は全羅、忠清、江原、慶尙の四道に蔓延し、其数凡そ二十万人あり。其道を信ずる極めて深く其師を尊ぶ極めて厚く、従て其勢力は亦軽ずべからざるものあり、既に此頃其党類四千余人は全羅道全州近傍に嘯集し、監司に対して三条の申出をなしたり。即ち第一国人中我党を目して邪道を唱

ふるものなりとし軽侮するものあるに付き、令を発して其迷妄を正すこと、第二外国の宣教師、商人は共に国害を為すものなれば速かに之を擯斥すること、第三近来地方の官吏暴斂強徴、生民塗炭に苦しむ、宜しく之を黜陟すべきこと、而して此三個条を聴かれざる間は我等四千余人は一歩も此地を退く能はずと強請し、監司も其処置に苦しみ、遂に令して第一条は普く管下に諭告すべければ汝等其堵に安ぜよ、第二第三は中央政府の権内にありて監司の如何ともする能はざる所なりと懇諭したるに依り一同一先づ退散したれども、第二第三の願を貫かんが為め遂に総代二十余名を京城に派出する事となり、是等総代は去る三十一日を以て入京し、前の願意を以て政府に迫りしかば、政府は其挙動を不穏なりとし、右の二十余名を捕盗庁に拘留したるより、其教徒は続々京城に入込み、其数殆んど一万にも達したれば、多少の混雑を来すべしとは兼て想像したるが、此党遂に勢を加へ、京城の人心を不穏ならしめたるものと見えたり。

東學党の目的は外教排斥

〔四・一九、東京日日〕 東學党の名称は多少話柄となるの今日なれば其要を摘まんに、彼れ党与は外教を見て西学となせるより、自ら東学と称して反抗の意を表したり、且其外教排斥の理由に曰く、東学は即ち儒、仏、仙三道を折衷して其精華を抜きたるものなれば、教理の玄妙なる天地に貫通し、宇内広大と雖も東学の右に出づるの道なし、然るに韓人は此の絶美なる自国の教義を捨て、妄に狼狐多偽の外教に依帰すと、是れ彼れ等の自ら東學と称する所以なり。

京城居留の邦人 〔四・二〇、東京日日〕 目下京城に居留する本邦人の数は、公用男三十五人、女二十八人、留学男三人、商用男四百十二人、女二百十九人、雑用男二十八人、女十六人、合計七百四十一人なりといふ。

琵琶湖上の快戦
三高と同志社のボートレース開始

〔五・五、国民〕 西京同志社、第三高等中学両校学生は、年々ベースボールの大競争を為して、常に同志社の勝利に帰せしが、今年は明五月六日を以て両校生徒端艇競争大運動を琵琶湖上に催す筈なりと、比良雪消へて春風まさに太湖の波を吹く、明日湖上の壮観遙かに思ふに堪へたり。

劇界の王座を誇る 歌舞伎座の洋風建築

〔五・一七、都〕 歌舞伎座の建築は我邦演劇史中に大書すべきものゝ一なり、都鄙の劇場悉く旧態古格を墨守するの日に起り、屹然として都下有数の大建築の一を占む、之を昔年の謂はゆる芝居小屋に比ぶれば、其差霄壌も啻ならず、後の改良演劇館を建つる者は皆以て模範となせり、明治廿二年四月に工事を起し、八ケ月余を経て落成す、工費三万五千余円、座主千葉勝、櫻痴居士等と謀り日本土木会社に委托し、工学士高原弘造氏計画を立てたるもの即ち此歌舞伎座なり。

△総坪数 外廓を除て四百五十七坪五合、間口十五間奥行三十間、

左右に角屋を建てだし鳥の翼を張る如く、高さは土台の端より桁まで三十尺、棟までは六十尺即ち十間、地表より図に見ゆる棟印までは十一間に余るなるべし。

△外部の装飾　座主の好みとて外面は木造クラシック式の洋風にて漆喰もて壁上に楽器の模様を塗出したるは、一目して劇場なるを知らする工師の意匠、外廓は煉瓦を積みたり、始めは「歌舞伎座」の額の上に三番叟の像を据える筈にて彫刻も成りたれど、危険あらんかとて罷みぬ。

△内部の構造　内部は日本風の三階建にて、総て檜の節なしを用ひたり、材の美なるがためのみならず、能く音響を助くるがため檜を用ひたるなり。

△見物場　十三間に十間の広さありて幅五尺と二尺五寸との仮花道を取り、土間高土間ウヅラの数、総て二百二十五区、二階の桟敷八十区、三階も略ぼ同じ、大入場は長さ十三間幅四間あり、総じて三千より三千五百の看客を入るゝを標準として計画せるものなり、最初は桟敷土間とも洋服腰掛の看客にも間に合ふやう敷板を揚板風に開闔（あけたて）して、以て腰を掛くべく、以て坐すべく、自在に工夫したるも、左のみ必要もなかりしかば、今は只だ坐するのみと改めたり。

△通風機　場内の空気を時々刻々新たにするため、空気の容積を計り、一は上に抜き、一は板敷の下に洞道を設けて下層の沈重せる部分を掃ふの仕組みあり、尚ほ舞台の傍らに獨逸製の風通し機械を据ゆるの企てもありしが、機械の到着後れたるより未だ行はれず、左のみ空気の流通宜しきを得たるに非ざるも、三伏の盛夏とて太だ熱に苦まず。

△天井　檜一式を以て傘骨の形に張りたり、高雅にして意匠の凡ならざるを看るべし、計画者が此図を授けたるに、匠手は工作を難んじ幾度か改正を乞ひたるも、計画者高原氏は種々説明して自ら深川に行き良木を選り、一本づゝ曲げたわめて終に現形の如く構造せり中には継ぎたるもありといへど、他眼には見え分かぬなるべし。

△電燈　場の中央に煌々として輝く電燈はエレクトリヤ燈三十三箇を束ねたり、一個の燭光十六なり、即ち常通家々に用ふる電灯を三十六倍したるものなり。（下略）

海軍軍令部　条例公布

〔五・二〇、官報〕勅令　○朕、海軍軍令部条例ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十六年五月十九日

内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文

海　軍　大　臣伯爵　西郷　従道

勅令第三十七号

海軍軍令部条例

第一条　海軍軍令部ヲ東京ニ置ク。出師、作戦、沿岸防禦ノ計画ヲ掌リ、鎮守府及艦隊ノ参謀将校ヲ監督シ、又教育訓練ヲ監視ス。

第二条　海軍大将若クハ海軍中将ヲ以テ海軍軍令部長ニ親補シ、天皇ニ直隷シ、帷幄ノ機務ニ参シ、部務ヲ管理セシム。

第三条　戦略上事ノ海軍軍令ニ関スルモノハ海軍軍令部長ノ管知スル所ニシテ之ガ参画ヲ為シ、親裁ノ後、平時ニ在テハ之ヲ海軍大臣ニ移シ、戦時ニ在テハ直ニ之ヲ鎮守府司令長官、艦隊司令長官

ニ伝令ス。（中略）

第六条　海軍軍令部ニ左ノ二局ヲ置キ、部事ヲ分担セシム。

　第一局

一　出師作戦、沿岸防禦ノ計画、艦隊軍隊ノ編制及軍港要港ニ関スル事項。

　第二局

一　教育訓練ノ監視、諜報及編纂ニ関スル事項。（下略）

防穀事件談判危機を脱す

〔五・二三、時事〕防穀事件とは世人も知る如く去る明治二十二年朝鮮国咸鏡、黄海両道に於て防穀令を布き、米穀の輸出を禁じたる為め我商民の損害を蒙りたるのみならず、右は去る明治十六年に締結したる日韓通商条約に、朝鮮に於て水旱兵擾の為め一時米穀の輸出を禁ぜんと欲するときは其一箇月前に地方官より我領事に通知し、然る後にあらざれば之を決行するを得ず云々とあるに違背したる者なりとて、我政府は朝鮮政府に右の次第を申込み、且つ我商民の蒙りたる損害金元利合計二十一万七千五百円余の賠償を求めたり。然るに朝鮮政府は之を六万円に負けて貰ひたしと云ひ、甚しきは四万七千円に減ずべしと云ひ、談判少しも埒明かざるより、大石公使の赴任後は一日も早く此の問題を取片附けて両国民の感情を釈然たらしめんと欲し、頻りに其の談判を開きたれども相変はらず纏まりの付かざるにぞ、斯くては到底果てしのなき事なればとて、大石公使は政府よりの訓令を得、本月四日を以て朝鮮政府に対し向ふ二周間を期して決答なきときは断然決する処あるべしとの旨を通じ、以て最後の決答を促したり。是れ即ち今回我政府が去る十七日を以て愈々朝鮮政府が何等の返答も為さゞるに於ては早速京城を引上ぐべしとの訓令を大石公使に発したる所以なり。右に付き同公使は其翌十八日を以て京城を立退かんとしたる処朝鮮政府は十九日の正午迄の猶予を請ひたるにぞ、公使は外務大臣に其趣を通知し、引続いて談判整ふべき見込みあるに付き本件は小官の意見に任ぜられたしと電報を以て訓令を乞ひしかば、我外務大臣は早速に之れを許可し、大石公使は其見込を以て朝鮮政府と樽俎の間に折衝し、数年間に渉りたる防穀事件も本月十九日を以て無事に落着せり。是等の事実は去る十七日（外務大臣が大石公使に引上の訓令を発したる日）以来毎日の紙上に詳記せしかど、其間京城、釜山間の電信不通の事もありたるを以て何かと遺憾多く現に本月十九日の午後三時五十分、兼て本社より京城に派遣し置く通信員より防穀事件は本日悉く落着せり云々の電報達し、之を翌二十日の紙上に掲げたる時の如きは世間に之を疑ふものあり、甚しきは捏造の者ならん抔云ふ者さへありたるを以て本社は百方力を尽して事実を確め、以て其誤りなきを知りたれども、尚電文簡にして要領を得ざるがゆゑ、更に京城の通信員に向て委細の成行を問合せたる処、一昨二十一日午後零時二十分京城発にて達したる電報は、

　防穀事件の賠償金額は元山（咸鏡道）の分九万円の内六万円は三ケ月払、残額は五ケ年賦、其外黄海道の分二万円は六ケ年賦にて賠償することに両国の談判調ひたり。

云々なりしに、右にて結局の模様も一通り分かりたるを以て、同夜直ちに号外を発して東京、横浜は勿論全国各地の読者に報道したれ

ど、尚念の為め本日の紙上に掲げて防穀事件の結末を明かにす。

東學党　牙山に拠る

〔五・二四、東京日日〕東學党の為すあるに足らざるは本社屢々之を報ぜり。果して然り、去る九日京城発の私報は曰く、忠清道報恩（京城を距る三里廿八丁）に聚り、全羅道右水營を襲ふて若干の兵器を奪ひ、京畿に打つて出でんず勢を示したる東學党の残類二千余人は、爾来附近の村落に出没し頻りに糧食を求め小銃剣戟類を集め戦時の準備に忙しきが如くなりしを以て参判魚允中氏行御史として丹湯に臨み、征兵又汚川に着したりとの報を聞くや、俄に動揺し、遂に報恩を去て牙山（慶尚道の境界にして京城を距る凡十八里二十丁）の嶮に拠れり。蓋し此所を本拠として官兵を引受け、戦端を開くの覚悟なるべきか、一説に、彼れ残党は迚も官兵に抗する如き勇気あるものにあらず、再挙を企る抔言触らして所々に集合せる輩は彼党中にても名もなき木葉の寄合にして其目的とする処も党名を仮りて各地に横行し、豪農富商を脅かして金穀を奪ひ己の口腹を満さんとするに在り、故に一朝官兵の襲撃に遇へば、直に走りて東に移り、西に拠り、所謂一種の野盗に過ぎざるべければ、之を攘夷党抔と称して恐るべきものに非ず云々、思ふに後説真に近からん。

行程五百四日三千八百里　単騎地球を半周して

福島中佐誉れの帰国

満都歓迎の人波路面を抹尽

〔六・三〇、東京日日〕陸軍歩兵中佐正六位勲三等福島安正氏、西比利亜、蒙古、満洲の峻嶺曠野を渡て至る、大日本帝国東京市民之を歓迎す、時維明治廿六年六月二十有九日、満都の士女を傾けて新橋停車場に、上野歓迎場に、其他中佐の過る沿道に出迎はしめたり、前年憲法発布の日、満都狂するが如くに歓呼し、其の盛況今古に絶すと称せらる、中佐歓迎の状、殆んど之れに類す、中佐たるもの何等の幸、何等の福、何等の名誉。

聖天子深く中佐の労を大なりとし中佐着京の前日特に米田侍従を横浜に遣し其の旅館に就て左の御沙汰を賜ふ。

長途の旅行無事帰着に付、御慰問として米田侍従被差遣。

中佐は、聖恩の鴻大なるに感泣し、侍従を旅館の正室に請じ、謹で恩旨を拝謝し奉る。侍従は即夜帰京直に参内して中佐健康のことを奏す、天顔頗る麗しかりしと承る、中佐一身の栄、此に至て極ると謂ふべし。

中佐を載せたる列車は、其期を違へず、正午十二時十五分を以て新橋停車場に着せり、着するに先つ数分時より、場内に設けし音楽隊は、一斉歓迎の譜を奏し、律呂能く和し洋々として其れ楽しむ。歓迎委員富田鐵之助、三好退藏、三井養之助、九鬼隆一、花房義質、清浦奎吾諸氏、其他渡邊、村田、牧野、兒玉の諸少将以下、陸海軍の将校数十名、列車の前に近づき中佐の下り来るを迎ふ。中佐は横浜に歓迎せし渡邊昇氏以下の委員、横浜より送り来し委員及び令息令弟等と共に車を下れり、歓迎の人々は争て之を祝す、中佐一々之れに敬礼し、握手し、挨拶し、群集に包まれて停車場楼上に設けし歓迎場に入る。此時東條少佐は中佐夫人貞子、末子四郎氏其他家族親戚を伴ひ、楼上なる休憩所に入らしめ、少佐は進んで中佐に対し、

前日賜はりし勲三等旭日章を捧持し、之を授く、中佐は最敬礼を以て之を拝受す、東條少佐更に進で中佐の前に立ち、光輝殊に赫灼たる此の勲章を佩用せしめ、之れに伴ふ辞令書を渡せしに、中佐は之を受け、満面の喜を以て恭く敬意を表せり。其れより、夫人、令息、親戚の対面あり、中佐は歓迎の人々へ一々挨拶し、殊に清浦奎吾氏より紹介せられし歓迎委員総代としての富田鐵之助氏に向て歓迎の労を謝す、次で夫人貞子は其歩を進め、中佐に近づき一言二言語る所あり、中佐は之れを首肯し、歓迎委員其他に擁せられて楼を下る、時方に零時三十分。(中略)

中佐は富田東京府知事と共に、零時四十五分を以て参内、東御車寄に至る、知事は中佐を導て階段を登り、二葉の名刺を出さしめ、両陛下の御機嫌を伺ひ奉り、叙勲及下賜金の御礼を申し上げ、舎人より侍従職へ右の執奏方を申通じ控所に於て暫時控へ居りたるに、両陛下にも安正の無事帰朝を喜ぶ旨御言葉ありし由、侍従職より伝達に及ばる。知事乃ち中佐を導き午後一時十分宮闕を拝辞し、前同様三人同車、和田倉門より神田橋萬世橋を渡り、御成街道を経て上野不忍池畔の歓迎場に着せしは午後二時前頃なりし。

歓迎場にては、中佐の馬車を望むと同時に、楽隊一斉に奏楽し、歓迎委員は、之を迎て馬見所楼上の休憩所に誘ひ、茶菓を供し、暫時休憩、其れより設けの式場に案内し、席定まるや川村純義伯、先づ起て歓迎会を代表し、左の祝辞を朗読す。

福島陸軍歩兵中佐貴下、玆に貴下を歓迎するに臨み、敢て一言せんと欲す、貴下が西比利亜東西部及外蒙古地方巡回の命を奉じ、客年の紀元節をトして伯林を発し、単騎軽装遠征の途に上りしより以来、或は雪を朔風の朝に衝て峻嶺の峩々たるを越へ或は熱を驕陽の下に冒して大漠の渺々たるを渉り、或は習俗慓悍の境に入り、或は疫癘猖獗の地に行く、其間艱苦困難、勝て状す可らず、而して貴下勇奮の気少しも挫折せず、五百又四の日を以て三千八百の里程を経過し、終に能く其目的を達したり、是れ中外倶に称揚して措かざる所、吾輩が歓迎するも亦此に外ならざるなり、然れども貴下が遠征の経歴は、天下既に徧く之を知る、復た吾輩多言を竢たず、吾輩の要する所は、貴下の此行が如何なる効績を社会に与ふる乎を察するに在るのみ。

夫れ貴下の此行たる、文武の学術実験に裨益を与ふるや固より尠少ならずと雖も、我国社会全般に向て勇往壮進の気象を作興するは更に大且つ多なりと謂はざるべからず、蓋し我社会は、此気象を天禀に固有すと雖も、自然の慣習は其性質を変じて固有の気象を萎靡せしむるに至れり、然るに貴下は其雄壮の志気を屈撓せず、最艱最難の間に勇往して、日本男子固有の気象を顕揚したり、此行素より官命を奉ずるを以て、軍人に在ては固より当に為すべき事にして異とするに足らざるが如しと雖も、抑も亦貴下の志操堅摯と体軀健全とに因るにあらずんば焉んぞ能く堪へ難き難苦に耐へ、遂げ易からざるの目的を達するを得んや、嗚呼貴下の此行は著しく社会を提醒して、以て険難を冒し、困苦を凌ぎ、各自目的の事業に勇進するの気象に一鞭を加へたるものなり、玆に歓迎の微意を表し、併せて名誉ある貴下の健康を祝す。

明治廿六年六月廿九日

歓迎会員総代伯爵　川村　純義

（下略）

福島中佐の愛馬アルタイとウスリ

〔七・二、東京日日〕福島中佐と其の乗馬　○中佐は牛込矢來町の自邸に在り、朝来引きも切らぬ来客の応接に繁忙を極め居れるが、其の身如何に強健なりとは云へ長途の難旅行に充分疲労し居れば、都下の用務は一日も早く切り上げて近県の勝地を卜し暫らく閑散に保養を事とし、傍ら旅行日記を完成して参謀総長に復命す可しと云へり。

又た中佐がセミパラチンスクまで乗り帰りたる駿馬アルタイ、ヒンガン及びチタまで乗用に供したるウスリの三頭は、今尚ほ神戸に在り。中佐は昨日電報を以て、右の三頭を最近の郵便船にて輸送あり度き旨申し送りたれば不日着京す可く、其の上は紀念の為め、今一度旅装の儘之れに跨りて写真を取り、次で宮内省へ献納の手続に及ぶべしと云へり。

郡司大尉の計画　ブロトン湾破砕事業

〔七・二一、東京日日〕郡司大尉が千島に於て第一に従事せんとするは新知島ブロトン湾破砕の事業なるが、目下大尉は擇捉島に在るも、新知島に渡る船舶なきに苦み居れば、今回予備陸軍大尉馬場三郎氏が千島の硫黄試掘の為め、帆船泰洋丸を回航する序でに、郡司大尉一行の糧食をも搭載して、擇捉島に寄航するが故に、或は郡司大尉と相談の上、同氏の一行を同船にてブロトン湾へ送るに至るやも計られずと云ふ。

日本人入学拒絶の決議撤回さる

〔七・二三、東京日日〕米国桑港学務局が在留日本人の同港公立学校に入学するを拒絶し、就学志望者は支那人学校に入るべしとの決議をなしたることは、曾て之を報じたり。其後在桑港日本人は此決議の理由なきを鳴らし、之を取消さしむるの運動をなし、珍田領事より一通、大日本人会より一通、一般在留学生より一通の書面を学務局に提出し、詳かに決議の不当なるを述べ、其の再議を求めたるに、学務局は六月廿八日の会議に於て、二に対する七の大多数を以て前会の決議を取消したり。此の事件が斯くの如く速に好結果を得たるに就ては、在留日本人の先輩は一般在留学生に対して一層の注意を促がし、永く日本人の面目を維持せんが為めに日本人教育会なるものを設立せんと計画中なりと、近着の桑港通信は記す。

祝日大祭日の唱歌決定さる

〔八・一二、官報〕文部省告示第三号　○小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際、唱歌用ニ供スル歌詞竝楽譜別冊ノ通撰定ス。

明治二十六年八月十二日

文部大臣　井上　毅

別冊

祝日大祭日歌詞竝楽譜

◎君が代　古歌　林　廣守作曲

君が代は、ちよにやちよに、さゞれいしの、巖となりて、こけのむ

すまで。

◎勅語奉答

勝　安芳作歌
小山作之助作曲

あやに畏き、天皇の、あやに尊き、天皇の、
あやに尊く、畏くも、
下し賜へり、大勅語。
是ぞめでたき、日の本の、
国の教の、基なる、
人の教の、鑑なる、
あやに畏き、天皇の、勅語のまゝに、勤みて、
あやに尊き、天皇の、
大御心に、答へまつらむ。

◎一月一日

千家尊福作歌
上　眞行作曲

第一章
年のはじめの　例とて
終りなき世の　めでたさを
松竹たてゝ　門ごとに
いはふ今日こそ　たのしけれ。

第二章
初日のひかり　あきらけく
治まる御代の　今朝のそら
君がみかげに　比へつゝ

明治二十六年

仰ぎ見るこそ　たふとけれ。

◎元始祭

鈴木重嶺作歌
芝　葛鎭作曲

天津日嗣の　際限なく
天津璽の　動きなく
年のはじめに　皇神を
祭りますこそ　かしこけれ。
四方の民ぐさ　うちなびき
長閑けき空を　うち仰ぎ
豊栄のぼる　日の御旗
たてゝ祝はぬ　家ぞなき。

◎紀元節

高崎正風作歌
伊澤修二作曲

第一章
雲に聳ゆる高千穂の、高根おろしに草も木も、
なびきふしけん大御世を、仰ぐ今日こそたのしけれ。

第二章
海原なせる埴安の、池のおもより猶ひろき、
めぐみの波に浴みし世を、あふぐけふこそたのしけれ。

第三章
天津ひつぎの高みくら、千代よろづよに動きなき、
もとゐ定めしそのかみを、仰ぐけふこそたのしけれ。

第四章
空にかゞやく日のもとの、よろづの国にたぐひなき、

国のみはしらたてし世を、あふぐけふこそたのしけれ。

◎神嘗祭　　木村　正辭作歌
辻　　高節作曲

五十鈴の宮の、大前に、
今年の秋の、懸税、
御酒御帛を、たてまつり、
祝ふあしたの、朝日かげ、
靡く御旗も、かゞやきて、
賑ふ御代こそ、めでたけれ。

◎天長節　　黑川　眞頼作歌
奥　　好義作曲

今日の吉き日は、大君の、
うまれたまひし、吉き日なり、
今日の吉き日は、御ひかりの、
さし出たまひし、吉き日なり、
ひかり遍ねき、君が代を、
いはへ諸人、もろともに、
めぐみ遍ねき、君が代を、
いはへ諸人、もろともに。

◎新嘗祭　　小中村清矩作歌
辻　　高節作曲

民やすかれと、二月の
祈年祭驗あり、千町の小田に、
うちなびく、垂穂の稲の、美し稲、
御饌につくりて、たてまつる、
新嘗祭尊しや。

東京の大旱　井戸端の水喧嘩

〔八・一五、時事〕東京下町通りの掘井にて、最合に使用する水量の涸れて人民の迷惑を感ずる事は毎度紙上に記せしが、其後も日照り続き、稀れに昨日の如き驟雨あるも是は東京の一部に止まり、小石川の雨は芝にて日脚を望み、深川の潤ひは四谷にて水を撒く位なれば、中々井水に影響を及ぼす程の喜びにあらず。芝三田四國町の如きは豆腐営業店の傍らに最合井戸ありて水の出方多きも汲みの劇しき為め日中は全く泌泥となり、未明に群集して汲取り居りしが、それすら後れては洗濯物の用に立ち難く、最早十日前より午前二時に起き出で汲み取る騒ぎに毎度紛争絶へず、果ては先を争ふて夜間安眠すること出来ざる程なりと。

西陣職工同盟罷工
海外職工の常習事日本にも入り来る

〔九・一五、朝野〕海外の職工社会に常習となれる同盟罷工は、遂に西陣に入り来り、木綿部「ネル」の毛出職工三百余名は同盟して、去る十一日限り休業し、若し同盟を破るものあらば直に毆殺すべしとの権幕にて勢ひ頗る猛烈なり、今其原因を聞くに、西陣ネルは昨今仕入時にて、織屋は何れも繁忙を極めつゝあるが、此機失ふべからずとでも思ひしにや、毛出職工は一同申合せの上、一反の毛

出賃五銭を七銭に直上げせんことを請求せり、是に於て「ネル」機業者の重なるもの数名集会して之れが諾否を協議せしに、目下西陣にて織出す「ネル」は一日平均八千反なれば、一反に付き二銭づゝ直上げするときは総計百六十円の増賃を払はざるべからず、是到底応ずべからざる事なりとて、種々其理由を述べて職工共を諭したれども職工等は之れを聞かず、遂に同盟罷工をなすとなりたる由なるが果して如何なる結局を見るべきか。

北里博士の病院

〔九・二三、東京日日〕 傳染病研究所移転問題再燃せしにも拘はらず、北里博士は福澤翁の助力により、芝三田三光坂上に一の私立病院を建築し、既に去る十五日を以て内科患者を入院治療すべき普通病院の認可を得、追々入院を申込む患者もあり。早や八十余名にも達したる由。

富岡製絲所 遂に廃止せらる

〔一〇・一、東京日日〕 過般三井高保氏へ払ひ下となりたる農商務省所轄富岡製絲所は、明二日に悉皆引渡済となりて廃止せられ、同時に所長以下の吏員は何れも廃官となるべしと云ふ。

×

〔一〇・三、東京日日〕 勅令第百六号 〔明治二十六年十月一日〕
明治二十三年勅令第百十六号富岡製絲所官制を廃止す。

参謀本部条例改正

〔一〇・四、官報〕 勅令第百七号 〔明治二十六年十月三日〕

参謀本部条例

第一条 参謀本部ハ国防及用兵ノ事ヲ掌ル所トス。
第二条 陸軍大将若クハ陸軍中将一人ヲ参謀総長ニ親補シ、天皇ニ直隷シ、帷幄ノ軍務ニ参画シ、又参謀本部ヲ統轄セシム。
第三条 参謀総長ハ国防計画及用兵ニ関スル条規ヲ策案シ、親裁ノ後軍令ニ属スルモノハ之ヲ陸軍大臣ニ移シ奉行セシム。
第四条 参謀総長ハ陸軍参謀将校ヲ統督シ、其教育ヲ監督シ、陸軍大学校、陸地測量部及在外国公使館附陸軍武官ヲ統轄ス。（下略）

濠洲に於ける本邦労働者評判

〔一一・一、官報〕 本年十月九日ノ倫敦「タイムス」ニ、濠洲ニ於ケル本邦労働者ノ評判ヲ記載シタレバ左ニ記載シテ参考ニ資ス。
輓近濠洲ニ於テ為サレタル試験中著大ナル好結果ヲ呈シタルハ日本労働者ノ輸入ナルベシ、此事ニ関シテハ通信者ヨリ趣味多キ通信ヲ贈リ来リタレバ玆ニ其要領ヲ摘記センニ、クヰーンスランドニ於テ甘蔗等ノ栽培業ニ従事スル日本労働者ハ、早晩カナカ人ヲ圧倒スベキ模様アリ、現ニ日本濠洲間ニ新設セラレタル郵船航路ノ最初ノ汽船ハ、本年六月五百人許ノ日本労働者ヲ搭載シ来リテ、ケヤルンス、ダンジネス、マツケイノ諸港ニ上陸セシメシガ、此等ノ労働者ハ其上陸港ノ近傍ニ於ケル甘蔗等ノ栽培業者ニ雇入ラル、契約ヲ以テ来リタル者ニ係リ、単ニ出稼人ノ先登タルニ過ギズシテ、今後ハ毎月四五百人ヅヽ来航スベシト云ヘリ。日本労働者ヲ雇役スルモカナカ人ヲ雇役スルモ其費用ハ同一ニシテ即チ一

年約ソ四十磅ヲ要スルニ過ギザレドモ、日本労働者ハ殖民地ニ於テ最モ入用ナル労働者ノ種類ニ属シ、其軀幹概シテ矮小ナルニ拘ラズ活潑怜悧ニシテ、且ツ忍耐力ニ富メリ、其食物ハ最モ単純ナル性質ノモノニシテ、其習慣ハ清潔ナリ、而シテ其得ル所ノ賃銀ハ日本ニ於ケル各地方ノ賃銀ヨリ大ニ高貴ナルガ故ニ、濠洲ヘノ出稼ハ日本労働者ノ大ニ喜ブ所ニシテ、之ヲ周旋スル事務員ノ如キモ其要スル所ノ員数ダケ相当ノ労働者ヲ得ルニ少シモ困難ヲ感ズルコトナシ、日本出稼人ガ其出稼地ノ風俗習慣ニ順応スルコトノ迅速ナルハ其敵ナル支那労働者ニ比シテ数等ヲ勝ル所以ニシテ、彼等ハ速ニ其隣人ノ如キ衣服ヲ著ケ、其隣人ノ如ク生活スルニ慣レ、英語ノ困難ナルニモ克タンコトヲ勉メテ少シモ倦マザルノミナラズ、其一旦出稼セル土地ニ永住スルヲ満足トスルニ至ル。之ヲ要スルニ日本労働者ノ濠洲ニ来ルヤ彼等ハ異種ノ人民ノ力ノ及ブ限濠洲人タランコトヲ望ム外敢テ他意ナキ者ナリ、而シテ濠洲雇主等ガ日本労働者ヲ喜ブコトハ日本人ナル家僕、御者、園丁等ガ濠洲人若クハ欧洲人ノ給料ト大差ナキ給料ヲ以テ容易ニ其雇ロヲ求メ得ル一事ニ徴シテモ知ルベシ。然レドモ彼等ガ一般ニ怜悧ニシテ勉強力ニ富ミ、且ツ孰モ信用スルニ足ルベキ者ナルヲ思ヘバ、此ノ如キハ毫モ異シムニ足ラズ云々。

日本銀行　登記所が継子扱ひ

―株式会社の名を冠しないとて―

〔一二・一九、時事〕　日本銀行は株式会社の名称を附せざりしより登記を拒絶せられしが、其抗告期限は一週間にして昨日は即ち其末日なれば同行にては同日を以て抗告を為したり。其抗告の理由は若し日本銀行に株式会社など文字を加ふるときは、即ち其株式会社日本銀行なる名称に変ず、然るときは其条例に示されたる行名を変ずるものにして条例と衝突を免がれず、次に日本銀行は其条例に於て既に株式会社たること明白なれば、特に株式会社なる文字を行名に冠らしむるの必要なし、尚ほ其の性質より論ずれば、登記その物も必らずしも為さゞる可らずと云ふを得ざるものあるに於てをや云云と云ふにありしが、然るに商法追加案は既に昨日の貴族院に於て可決し政府も同意し居ることなれば、抗告も其儘立消となるべし。

小野彌一南洋に歿す

ニッケル会社の厚葬

〔一二・二二、毎日〕　故小野彌一氏死去の詳報　○我国に於て移民事業の為め赤道以南の孤島に埋骨したるは氏を以て嚆矢となす。氏は九月十七日よりニウカレドニヤのチヨウに於て腹膜炎に罹り、病むこと一ヶ月、薬石効なく十月十八日遂に永眠したり、入棺式はチヨウに於て之を行ひ、ニツケル会社々員一同、日本移民の採掘に従事せる三鉱山の長、チヨウ村民及び日本移民五十名式に列り、遺体は先づ白木の棺に納め、フエニックの木の鋸屑と硫酸鉄とを以て消毒し第二に此棺を亜鉛の棺に納めて之を蠟附し、更にチーク木の棺に納め、頗る鄭重に取扱へり、氏就褥中遺骸はヌメア府に埋葬すべしと遺言したるが為め、霊櫃はニツケル会社汽船アーゴル号に乗せ、同社上役附添ひヌメアに送り、同月廿日埋葬式を執行せり。

（下略）

明治二十七年

（一八九四年）

海苔の村の雨乞　〔一・一〇、時事〕　大森、品川の一番海苔は、光沢風味共に好く価も上景気なりしが、昨年十二月以来の好晴続きにて、夏季ならば大旱魃とも称へ、農家の大騒ぎを為す程なるも、冬季の好晴は誰一人苦情を鳴らす者さへなからんと思ひの外、此の久しき照り込みは海中の粗朶に附着せる海苔に非常の影響を及ぼし、この採収の季節は時々雨雪の降るを望むものにて、三旬も雨雪なければ日に晒す時に全く光沢を失ひ、随て風味悪しく、為めに日本橋の問屋に持ち出すも下等と見做され、価は上等の半に減じ、生計上に莫大の困難を及ぼすものなれば、所有主の心配一方ならず、大森村の如きは除夜の大祓ひより新年に跨げて、鎮守の社に雨乞ひを為す抔の騒ぎなりしが、去る五日午後の降雪は雨と変じ、翌六日と一昼一夜降り続けしかば右の所有主は蘇生の感あるべし。

電話交換手新規則
男子は夜中も勤務　女子は独身に限る

〔一・一〇、東京日日〕　本邦電話交換事業の開始日尚ほ浅きも、公私百般の業務上に便益を与ふる実に迅速にして、且つ広大なり。故を以て其の事業は月に益々盛大に赴き加入者の数は日に愈々多きを加ふるに至れり。随つて電話交換手を要することも多く、因て逓信大臣は去る明治廿四年九月を以て制定せし電話交換手採用規程を廃止し、更に電話交換手を創定し、本年一月一日より之を実行すべき旨を公達せり。今其の要領を左に抄す。

採用の適否　電話交換手に採用すべきものは、左の各項に適合し、電話交換〔手〕採用試験に及第し、電話交換手見習を経たるもの、即ち（一）年齢十三年以上、廿三歳以下の者にして、女子なれば夫なきもの。（中略）

交換手の給料と手当　電話交換手の給料は日給十二銭以上廿五銭以下とす。尤も初めて採用する交換手は日給金十五銭以下、但し男子交換手にして、夜中勤務をなすものは日給二十銭迄を支給す。（下略）

布哇の人口　**日本人は二万人**

〔一・二〇、読賣〕　頃日其筋に達したる布哇通信の中、去る十一月の末の調査に係る布哇現在の人口は左の如し。

布哇土人	四万千百十一人	日本人	二万三百十人
葡国人	八千六百二人	支那人	一万五千〇十三人
米国人	一千九百二十八人	雑種布哇人	七千九百四十五人
英国人	千三百四十八人	獨逸人	千〇三十四人
其他諸国人	百〇九人	合計	九万七千四百人

東京電燈会社　やつと二万燈

〔一・二六、日本〕　東京電燈会社目下の点燈数は一万八千余なるが、本年上半季の決算期までには二万燈に及ぶべき見込なるを以て、二万燈祝を行ふと云ふ。

伊勢のあぶらや広告

〔二・九、東京日日〕　旅館広告　〇芝居を知る者は「伊勢音頭」

の狂言を知らざる者なく、「伊勢音頭」の狂言を知る者は古市「油屋」の名を知らざる者なし。指を屈すれば、祖先以来星霜を閲すること三百余年、弊家の賤名「おこん、みつぎ」の艶名と共に、久しく江湖に知られて、厚き御愛顧を忝ふせるは、其の光栄実に謝するに辞なからんとす。曩に聊か感ずる所ありて、断然旧業を廃し、新に旅館を開業したる以来、層一層の御愛顧を蒙り、貴顕紳士の御漫遊は勿論御参宮の方々にも日々御宿泊の栄を忝ふし、満家欣躍此際更に一層の勉励を以て、価を低廉にして取扱を叮嚀にし、以て江湖御愛顧の万分一に酬ひんと欲す。二見ヶ浦にさし昇る旭日に照らす五十鈴川清き流れの尽きせじと、幾千代かけて御最屓を偏に願ひ奉るになん。

伊勢古市　あぶらや

能楽保存

〔二・一六、時事〕能楽は日本固有の美術にして之を保存し且つ斯道の盛ならんことを図るもの、一に是れ日本貴婦人の責任たるべしとの議起りしやは、疾くに聞及びし所なるが、今度愈々貴婦人の間に於て能楽の保存を図る事と為り、殊には畏き辺りの保護を仰がんとて公爵夫人毛利安子、三條治子、侯爵夫人鍋島榮子、侯爵夫人蜂須賀隨子、伯爵夫人伊藤梅子、伯爵夫人井上武子、伯爵夫人黒田瀧子、伯爵夫人大山捨松、伯爵夫人松方政子、伯爵夫人後藤雪子、伯爵夫人佐々木貞子、子爵夫人土方龜子、子爵夫人大河内峰子、男爵夫人眞木竹子等より、能楽保存の義を皇太后陛下の御聴に達したるに、綾に畏き我が皇太后陛下は大に其議を御賛賞遊ばされ、今度御手許より金五百円を能楽保存の為め下賜せられしにぞ、孰れも陛下の優渥なる思召に感銘しつゝ、去る二日総代として伊藤伯爵夫人、大河内子爵夫人は青山御所へ伺候し、厚く御礼を申上げたるよし、我国の能楽是より愈々盛んなるべし。偖各貴婦人より青山御所へ上られたる書を得たれば、左に掲ぐ。

故きを温ねて新しきを知しめす聖の御代のおもむけは、万にいと遍ねく足らひ在まして、かの泰西のいみじきさとりを採用ゐさせたまへるのみならず、また我御国に固よりあるものゝ公けさまなるは更にもいはず、私しさまに埋れたるやうなるをだに拾ひて漏らす所なく、育み給ふなる大御恵の淵の底ひも知らぬを、たゞ独り能楽のみはさるおほんかへりみに洩れたるならんいと悲しき、抑々此楽は疾くよりもはら尊貴の家々に行はれて下賤の人のもて遊ぶものならざりしかば、其曲譜音調も自ら品高く、露みだれたる所なくて、畏き御まへわたりに奏すとも、更に〳〵憚る節もあらず、彼の市井に行はるゝ許多の音曲とは実に天地の違ひあらんかし、されどあてに正しきは、艶に乱れたるものゝ却て大方の人の心を喜ばしむるに及ばざるは、誠に是非もなき習ひにて、他の糸竹の業の盛りなるに似ず、此楽漸く衰へゆきて、世にたづきなくなりもてゆく儘に、其家に生れたるものすら、今はこと方にすぎはひの道求むる様になりゆくいと味気なきことなりや、斯くて今四歳、五歳を経たらんには彼是に不足を告げて、終には其形もなくぞ成果ぬべき、あはれ絶えたるをしもつぎ、廃れたるをだに興したまへる広き御蔭の片枝ばかり、此枯萎みたるふし木をおほはせ給はゞ、木の芽も春の雨にあひて、再び色深う成増りつゝ、みはしのもとの小松も常磐、堅磐に茂り栄えなんと女子のさし過

したる咎めをも忘れて、かしこみ〳〵かくは歎き聞えまつるにこそ。

年　月　日

金玉均　上海に暗殺せらる
同行者洪鐘宇の手に罹り即死

〔三・三〇、時事〕　明治十七年京城変乱の後、落魄流離の孤客と為り、名を岩田周作と改めて恰も十年の久しきを我邦に送り、其間常に轗軻志を得ず、或は病魔の為めに苦しめられ、或は貧苦の為めに追はれて、終始不如意の境遇に呻吟したる朝鮮国の亡命者金玉均氏が、本月二十三日支那人呉静軒、韓人洪鐘宇、及び邦人和田延太郎と共に上海に向け神戸より上船したる次第は過日の本紙に報道せしが、氏の此行に就いては世間種々の説を為すものあり、或は先年我邦に駐劄せし清国公使李經芳の招きたるが為めなりと云ひ、或は全く商売上の所用ありたるが為めなりと云ひ、或は清国に渡りて大に為す所あらんと欲したるが為めなりと云ひ、或は唯一時の漫遊なれば、一二ケ月を経たる後、再び我国に帰来す可しと云ひ、諸説紛紛一も信憑すべきものあらざりしが、今や俄然同氏暗殺されて長逝不帰の人と為りたる凶報に接す、之を彼の一二ケ月の後再び日本に帰来すべしといふ最後の説と思合はすれば、転た悲哀の情なきにあらず、因て本件に関係したる諸の報道は聞くがまゝ左に掲載す。

金氏暗殺の電報

金氏を乗せたる西京丸は、二十七日夕刻もしくは二十八日の朝、上海に着したる日取なるが、一昨日居留地の日本旅館に於て、同行者韓人洪鐘宇の為めに殺害され、憐むべき最後を遂げたり、即ち一昨夜八時発、同十二時外務省着の警報は左の如し。

金玉均日本旅館に於て、同行者洪鐘宇（朝鮮人）の為めに暗殺せられ、刺客は逃亡したり。

洪鐘宇捕縛せらる

在上海大越領事より、昨二十九日午前六時発、同午後一時五十分外務省着の電報に依れば、一時逃亡したる刺客洪鐘宇は、終に同地警吏の手にて捕縛せられたりと見ゆ、其電文は左の如し。

金玉均を殺したる洪鐘宇は、昨夜上海居留地に於て公庁巡査の手にて捕縛せられ、直に会審衙門の裁判に附せられたり。

金玉均の刑戮に
大鳥公使及各国公使の勧告を斥く

〔四・一八、東京日日〕　朝鮮政府が我大鳥公使の忠言をも容れず、金玉均氏の遺骸に惨刑を加へ、其の頭首と四肢を分解して之を梟示せるは、前号に掲げたる京城特電に拠て之を知る、無惨も亦甚だしといふべし。尚聞く所に拠れば、韓廷に向て助言を与へしは独り大鳥公使のみならず、嚮きに在上海各国領事聯合して、北京駐在の各国公使に向て清国総理衙門の手を経過し、金の遺骸を極刑せざる様朝鮮政府へ助言ありたしと申出でたることに対し、各国公使は外交上の手段として公然の照会は避けたれども、某々公使は一個人の資格を以て在韓の公使領事に通報し、左る惨刑を演ずる事なからしむ

べき様助言をなさしめたりといふ、然れども韓廷が都ての忠言を容れず斯かる所業に及びたるは、亦是非もなき次第ながら、朝鮮の野蛮も亦甚だしと謂ふべし、韓廷が金の遺骸を寸断し、其の頭首及び四肢を梟示せし楊花鎮と称する所は、京城の南方崇禮門（一名南大門）を距る凡そ二里許、彼の京城仁川間の公道渡場なる麻浦（海關分局此に在り）より、漢江に沿ふて下ること十八九町余の所に在り、明治十五年八月、日韓両国の間に締結せし修好条規続約第一款に依り、翌十六年九月より右楊花鎮を以て開市場に供する事となりしが、翌十七年十月に至り双方協議の上模様換となり、即ち此処に代るに龍山（京城を距る一里半）を以てする事となれり、蓋し水路の便は両所とも甲乙なしと雖も、龍山は楊花鎮より半里程京城に近く且つ道路平坦にして運輸の便利も宜し、故に楊花鎮は昔日の繁稍々龍山に奪はるゝの傾きあれども、兎に角朝鮮南方の一大要衝にして富豪商估軒を駢べ、又近来我が国民の居を構へて貿易及び廻漕業等を営むもの漸次増加するものゝ如し、惟ふに金氏の頭首を梟示せし場所は楊花津（渡口）の沿岸、呑頭山脈の上に在る一小丘ならんと云ふ。

主義は堂々、為す所は―「暴れ放題」

東學党の行く　宛ら無人の境

〔六・八、時事〕　近着の申報（清国上海発行）に掲ぐる朝鮮東學党の記事を見るに、曰く、京城よりの郵書に拠れば、暴徒の巨魁は崔時亨と呼び、尙州の人なり、自から偉太夫と号し、一味を部下に集め、依て以て大に為すあらんとしたれども、時至らず志を得ず、空しく韜晦して時機を窺ふ。其中に仲間追々増加し来りたれば、先づ旗を古阜に樹て、漸く四方に侵略して忠清道の東南、慶尙道の西北に至る、実に近来未曾有の変乱なり。党衆は称して五六万を超べしと云ふと雖ども、各州各邑に出没して聚散常なく、官軍殆んど拒ぐ能はず、官の火薬庫を焼き、官の兵器を奪ひ、恰も無人の境を行くが如く、又兵食としては各邑の官穀を取り、居民と宿怨あるものは意に任せて殺戮し、又其財貨を奪掠して去て顧みず、党中の小頭は悉く各州邑小吏の亡命者を以て之に充て、頭に黄巾を戴き、身に黄衣を穿ち、旗幟亦黄色を用ゐ、勢甚だ猛く、全州の各営兵一も之に当るものなく、乱党の過ぐる処、郡守県令府使牧使の別なく皆放逐されたり。

　而して其挙兵の名義は四あり。一に曰く、人を殺す勿れ、物を傷ふ勿れ。二に曰く、忠孝双全、世を済ひ民を安ぜん。三に曰く、洋倭を逐滅し聖道を澄清せん。四に曰く、兵を駆りて京城に入り、尽く権貴を滅して大に綱紀を振ひ、名分を正して以て聖訓に従はんと是れなり。

　尚ほ挙兵の当時榜書して、世の豪富者は速に資を出して以て義挙を助けよ、否らざれば即日屋を焚き産を奪ふべし、其時に及んで臍を噬むも甲斐なし云々と云へり。又暴徒征討の為めとして曩に朝鮮国王の発したる官兵が直に賊巣を突くの勢なく、彼是相持する旬余の折、袁世凱（清国商務総辧として駐韓し居れり。）は屢々国王に謁し、速に清兵を請ふて一挙に賊を平ぐべしとの旨を勧告したれども、国王の容易に首肯せざりしは、蓋しその戦費を思ふてなるべし云々。

韓国援を清国に請ふ

〔六・八、時事〕 東學党蜂起して日を経る既に久しきも、朝鮮政府の微力なる、之を討平する能はず、今は如何ともするに道なく、遂に清国政府に向て援兵を請ひ、清政府直ちに承諾して、此程来李鴻章伯は頻りに部下に命じて、出師の準備中なりと云ふ。

一足お先に清国出兵―一万の兵を急派―
三千名は既に出発―牙山に上陸か

〔六・八、時事〕 清国政府は朝鮮の請に応じ、此程より頻りに出師の準備中なるが、昨日天津より達したる報道によれば、派遣の清兵は其数凡そ一万なるべしとなり。

×

〔六・八、時事〕 支那兵既に朝鮮に向ふ ○朝鮮東學党の変乱は日を追ふて益す甚だしく、支那政府に於ても既に出兵の議を決し、此程天津発にて東京の或る方へ左の電報到着したり。

李鴻章は威海衞、太沽の両地より、兵士三千名を発して朝鮮に向はしむ。多分牙山に上陸するならん、尚ほ引続き出師の準備中なり。

×

〔六・八、時事〕 東學党事変に付き支那兵三千人は李鴻章伯の命を帯びて朝鮮に向ひたり、多分牙山に上陸するならんとの電報は、別項に記載したるが、尚ほ府下の或る方へ達したる報道に依れば、同兵は既に牙山に上陸したるやの噂ありとありたるよし。

帝国政府出兵の理由を発表
天津条約に拠り日清両国互に出兵を通知

〔六・九、時事〕 昨日の紙上に記載したる如く、政府は一昨日陸軍省令第九号及海軍省令第三号を以て当分の内軍隊の進退及軍略に関する事項を紙上に掲載することを禁じたるにより、本社は謹で其命を遵奉し居りしが、漸く昨日に至り左の条項を公にすることを得たり。

朝鮮国内に内乱蜂起し、勢益す猖獗を極む、同国政府は力能く之を鎮圧し得ざるの状況に迫れり、依て同国に在る本邦公使館領事館及国民保護の為め、軍を派遣す。

即ち我国政府は朝鮮の内乱に関し、同国在留の官民保護の主旨を以て、遂に軍隊を派遣することゝなりたるものなり。

両国出兵の通知

支那政府より朝鮮国へ出兵したる旨、此程我国政府へ通知し来れり。又我国政府にても前項の如く出兵したるに就ては、直に支那政府へ其趣を通知したり。

即ち彼の天津条約によれば、支那政府にして朝鮮へ出兵せんとするには、必ず我国へ向け通知せざるべからず、我国も亦同様出兵の場合には、支那政府に通知するを要するを以て、両国共其条約に従ひ、斯くの如き手続を為したるものと知るべし。

朝鮮の官吏没収の米を売放つ 釜山は米の山

〔六・一〇、時事〕 東學党の乱起りてより、全羅道は人心恟々た

る有様にして、郡長県令の如き官吏、部下の膏血を絞りて集めたる米穀山の如きも、東學党の襲ふ所となれば忽ち奪ひ去られ、好し賊徒の難を逭るゝも官軍にして来れば徴発せらるゝ事、賊兵の掠奪より甚しき程なれば、今は米穀を儲ふるもの極めて危懼の念を抱き、之を市場に売りて金銭に代へんが為め、近来釜山の市場には米穀輻輳して米価非常に下落したりと云ふ。

大鳥公使海兵数百を率ゐて京城に入り
韓廷驚愕　袁世凱も大狼狽
清国に救援の責を糊塗せんとす

〔六・二〇、時事〕　吾が駐韓公使大鳥圭介氏仁川港に到着し、海兵数百を引率して、直に京城に入るべしとの風聞、韓廷に聞ゆるや、韓廷の驚駭一方ならず、即時領議政沈舜澤、左議政趙秉世、右議政鄭範朝以下満廷の臣僚首を鳩めて密議を凝らしたるが、思ひも寄らぬ日本兵が斯くまで速に波濤を越て仁川に顕はれたるは、畢竟ずるに韓廷より東徒鎮圧の為め、援兵を清国政府に請ふたるが為めなるべし、左れば日本兵の撤去を請求して禍を未然に防がんには、

第一、援兵請求は韓廷の決議にあらざることを表白せんが為め当該の高等官一名を犠牲に供して相当の罪に行ひ、第二、清将袁世凱に歎願して、未着の清兵を中途より撤去せしむるの外なし。

との策に一決したり。当該高等官を刑に処して、満廷の失策を一人に負はしむるは韓廷従来の慣手段なれば、容易に行はるゝことなるべし。清国援兵のことは経理庁大将閔泳駿の独断にして、韓廷の毫も与り知らざる所なりとして、泳駿を黜くべしとの風説専ら行はれたるは、之れが為めなり。次に援兵中止のことは事支那に関するを以て、直ちに袁世凱に計りたるに、世凱の答に、

清国兵士は既に装を整へて途にあるを以て、今故なく撤去すること能はざれども、日清両国の兵士一所に駐在するときは衝突の憂あれば、世凱自ら仁川に赴き、大鳥公使に面会して、日兵入京の事を談判すべし。

と云ひたる由なるが、其実、袁も我が海兵の挙止敏捷にして飛鳥の如く、思ひ寄らざる間に、既に仁川に上陸したるを聞き、其驚駭毫も韓廷と異なるなく、殊に斷引上、一歩先んぜられたるやの観あれば一時は非常に狼狽したれども、兎に角に日本兵を拒んで入京せしめざるより外に良策なしと思ひ、扨てこそ右の如く韓廷へも通知し、自身仁川に下りて談判すべしと思起ちたるならん。然るに其日強雨甚だしかりしかば、例の支那人根性を出して、よもや此強雨に日本兵の進行することあるまじと、僅に一日猶予遷引せしが、其間に日本兵は機を愆らず、整々として京城に入込みたり。仮令袁の仁川に来りて、大鳥公使に談判することあるも、決して兵を仁川に駐めて京城に入らしめざるが如きとなかるべしと雖も、或は為めに幾分か談判に時間を費すことなかりしともいふべからず、強雨の為め袁の策略齟齬して、我兵の時を違へず入京したるは、頗る好都合と云ふべし。扨て又日本兵は初めより兵器糧食其外凡て正式に艦内に積み込みたるを以て、悉皆之を陸揚して兵士の進行するを得るまでには三四時間、或は其余も費すべき予定なりしに、実際仁川着港のときは、案外にも前後僅に一時間にて悉皆陸揚し、数百の海兵規律正し

く海岸に整列して、声高にその祝意を表したり。（下略）

広島第五師団愈々出動

〔六・二八、時事〕六月廿五日午前広島に於て（山崎知遠）〇出発当日の光景　出発の準備既に整ふの艨艟烟を吐て碇泊す、誰か其解纜の近きに在るを思はざらん。然るに此時は貨物積載の命下りしも、未だ出兵の令出でず、為めに兵を動かす能はざりしが、二十三日夕景に至り、漸く出兵の命ありし由にて、直に命令の執行に着手し、兵士は夜陰に乗じて順次宇品に向ひ未明の頃より各自其指定されたる各軍用船に乗込めり。

此事を聞き、其発程の景況を観んとて、宇品港に集ひ来りたるもの夥しく、埠頭為めに非常の雑沓を極めたり、兵士并に馬匹の全く乗船し了りしは二十四日午前十一時過ぐる頃なりしが、各船の黒烟次第に増して汽力益々加はり、軈て時辰正午を報ずれば各船の甲板斉しく喇叭の響嚠喨たり。

既にして汽笛一声出港を報じ、諸船列を整へ、勇ましく西に向て進航せり。

此日天気快晴、此程御着広の梨本宮殿下を始め野津師団長以下の各将校は、棧橋に出でゝ遙かに此一行を見送れり。

熊本の梅干騰貴す〔六・三〇、時事〕熊本市にては此頃或筋より梅干を買入れたる為め、同品は俄然騰貴し、是迄一升一銭なりしもの二銭七厘五毛となりたるより、商人は各郡内に手を廻して買入中なりと。

我が参謀本部の苦心に依りて

東亜大陸の新地図完成さる

〔七・一二、國民〕陸軍参謀本部にては、是迄巨額の資金を投じて、幾多の軍事地理偵察者を東亜の大陸に放ち、窃かに経営苦心する処多かりしに、最早今日の処にては資料も略ぼ取纒まりたる折も折とて韓山の風雲事体頗る穏かならざる場合ゆゑ、急に全部綜合の為め過日来掛り官は非常の精魂を竭して此事に衝りたれば、此程に至りて東亜の地図一面漸く完成したり。聴く右の軍事地図は云ふ迄もなく頗る緻密のものにして、欧羅巴諸国が是迄莫大の資を擲ちて、最新最良なる東亜の軍事地図調製に苦心せるも、這回我が参謀本部に於て完成したるが如き良好なる新地図は、未だ彼等の手には調製し得ざる処なりと云へり、今や斯くの如き良好なる東亜新地図の完成を見る、蓋し軍事進歩の一端と云ふ可き也。

果して独立か　日本から念を押して

朝鮮然りと確答

〔七・一三、時事〕朝鮮が独立国なることは過般我公使の質問に対する朝鮮政府の決答に拠りて、益す明瞭になれり。此際隣邦の好誼を以て独立国の実を具へその体面を維持せしむるは、我邦の尽すべき義務なるとは今更ら云ふ迄もなし。巷間の風説に拠れば、大鳥公使は朝鮮政府より自主国なりとの確答ありし翌々日を以て、更に

朝鮮政府に対し、同国の内治外交上に関することに付、何事か申入れたりと云ふ。その要件は固より外交上の機密に渉るを以て、之を知ることを得ざれども、内政の大更革、人材の登庸、兵制の改革、文明的事業の採用及び清国に関する件等は必ず要件中の重なるものならん。朝鮮政府は之に対して如何に確答するや図られざれども、我邦の意気込頗る強きを見、又一には清国を憚りて何れも周章狼狽一方ならずと云ふ。（下略）

閔泳駿の逆手　巧に国王を籠絡

〔七・一五、時事〕　朝鮮の勢道と聞えたる閔泳駿の人物如何を想見す可き一小話を聞くに、彼国にては材能の如何に拘はらず、金銭を以て官位を売るの弊習ありて、例へば県知事の地位は二百円の相場なりとせんに、泳駿が之を国王に奏するには二百五十円に売りたりと称し、五十円は自分から之を出だすと云ふ。然るときは国王の心中に泳駿は実に正直者なり、従来二百円を差出したる者は五十円を掠めたる不埒の輩なりとして、次第に泳駿を重用するに至るなり扨泳駿は如何にして其五十円を償ふ可きやと云ふに、素より抜目はある可らず、一旦官を売りたる後に於て、種々口実を設け、賄賂を徴収するときは、啻に五十円のみならず、二倍とも三倍とも為し得ること容易なれば、差引過分の利得ある上に、一方には君寵を私するを得る訳にして、一挙両得の妙案なりとぞ。斯る手段を運用して常に国王を瞞着し、又王妃を肩にして人民を威迫し来りたる小鼠こそ、即ち勢道閔泳駿なりと云ふ。

閔一派帝国の要求を拒絶
大院君守護の我兵に突如発砲

〔七・二五、時事〕　大鳥公使が第二回として提出したる要求は、朝鮮政府極めて無礼なる挙動を以て拒絶したり。我が公使は最早朝鮮の官吏を相手に談判するの無用なるを悟り、王宮に参内して、親しく国王に奏する所あらん為め、今朝を以て宮中に赴く筈なりしが、是れより先き、国王使を以て大院君を召し、時勢の日に否なるを以て、君に諮問する所あらんと、其内意を伝へられたるも、閔族之を聞て途に要するの恐れあるより、躊躇して召に応ぜず、国王は止むを得ず、大院君入城の際、日本兵を以て護衛せんことを我が公使に請はれしを以て、大鳥公使は其護衛兵を以て、大院君を守護し、今朝八時王宮に入らんとせしに、無礼にも閔族の指揮を受けたる韓兵我れに発砲して、内より其入城を妨げしかば、我が護衛兵は直ちに之に応じて発砲、凡そ廿分にして止む、是に於て大院君は公使と共に無事入城して、国王に謁見したり。国王は我が公使従来の要求に対しては厚く好意を謝し、国王に拒絶の意無かりし事を示し、直ちに大院君に政務を任ぜられたるにぞ、君も国王の任命を拝受して、庶政を摂する事となり、当分は王宮中に留り、是より大に韓廷の改革に着手するならん、王命を矯め、権勢を私し、自国の独立を忘れて、只だ其族勢維持に汲々たりし閔族は是れより権勢を失ふべし。

〔京城特報〕

閔族の専横まさに大事を誤らんとし
国王決意して大院君を召す

〔七・二五、時事〕 朝鮮政府は既に内政改革に関して、我大鳥公使より提出したる第一回の要求を拒絶し更に又第二回の要求を拒絶したり。後の拒絶は前の拒絶より来る自然の成行にして、彼の外戚政府の挙動として毫も怪しむに足らず、即ち事の主動は支那人の教唆にして、事大卑屈、家あるを知て国あるを知らざる閔族の一類は其教唆に乗り、支那人を後楯として斯る無礼の挙動に及びたるは、証拠明白決して掩ふ可らざる所にして、大鳥公使が茲に至て彼等を対手として、事を談ずるの無益なるを悟り、親しく国王に謁見して、其挙動は果して主権者の真意に出でたるものなるや否やを確かめんとしたるは素より正当の手段にして、公使たるの任を尽したるものに外ならず。

然るに国王に於ては毫も我公使の要求を拒むの意なきのみか、其拒絶は全く支那人の教唆に出たるものにして、当局の閔族等が王の聰明を掩ふて、事の茲に及びたる、其証拠は此際国王が特に使を以て大院君を宮中に召し、政務を任ぜられたるの事実を見ても明白なる可し。抑も君は殿下の実父にして、年来親子の情、浅からざるのみか、政治上にも互に意見を同ふすれども、常に外戚の為めに妨げられて、百事意の如くならざるは年来の事実にして、我輩が竊に其不幸の境遇を悲しみたるは敢て今日に始まりたるに非ず。

聞く所に拠れば、今より凡そ三十年前、国王の幼冲なるに際し、君は国父の故を以て政を摂し、国事の改革を行ふたるもの一にして足らず、外戚専権は朝鮮の国弊にして、其流毒の甚だしきを以て、君は深く鑑みる所あり、今の王妃を冊立するに当りては、特に意を用ひて君の夫人の家なる閔氏の所生を迎へて、聊か其弊を免れしめんとしたれども、事心と違ひ、国王の次第に成長するに随ひ、外戚の閔族は次第に専権の勢を催ほして、国父摂政の大勢力を以てするも、之を制するを得ざるのみか、遂に擯斥せられて其地位を失ひたるは二十年前の事にして、君が摂政は十年間に過ぎざりしと云ふ。明治十五年の内変に、再び起て王室を輔け政に参したれども、未だ幾ならずして魚允中、趙寧夏、金允植の輩が閔族の内意を受け、支那人と共謀して君を欺き、支那の本国に拘留したり。其後国に帰るを得たれども、閔族の君を嫉むことますます甚だしく、表面には敦して内実は之を遠ざけ、恰も遠巻にして糧道を絶つの毒計を施し、手足を動すの自由さへも得せしめず、君の前後左右は何れも閔族の探偵にして、父子私に相見て相語るを得ざるのみか、時として君が宮中に参内することあるも、一杯の茶、一服の烟草さへも之を口にすること能はざる程の危険あるよし、実に恐ろしき境遇なりと云ふ可し。

現に其子たる国王は主権者の位に在りながら、父をして斯る境遇に在らしむるとは、甚だ解す可らざるが如くなれども、王とても決して至愚の人物に非ず、殊に親子の愛情は年来変らずして、君と相会して心事を語らんとするの情は山々なれども、如何せん若し其心事を有りの儘に口外するときは、自身の安危さへも計る可らざる程の次第なるが故に、情を忍んで手を拱するものなりと云ふ。閔族の専横想ひ見る可し。

左れば今回彼の政府が無礼にも再度まで我要求を拒絶したるは、全く閔族の私心より出でたることなれども、国王も今日の場合と為りては国家の大事、外戚の私情に殉じて事を誤るの時に非ずとて、断然物議を排して大院君を召すことに決し、日本兵のあるを幸に、之に身辺の保護を依頼せられたるとなる可し、即ち昨日の号外を以て報道したるが如く大鳥公使は国王の依頼に応じ兵を以て大院君を守護し、韓兵の妨害にも拘はらず無事に参内し、共に国王に謁見して奏する所あり、王は直に政務を君に任ぜられたりと云ふ。

大院君既に出でて政務の任に当れり、国王の心事も是れより実際に行はるゝことなれば、我公使の誠意も充分貫徹して、彼の政府に於ても容易に改革の要求を容れ、早速事に着手することならん。即ち韓廷は我が徳義上の助言を容れて、既に自立自から支ふるの実を表し、日韓両国の交際は一点の曇をも留めずして、全く円満の局を結びたるものなり。支那人の輩が傍より之を妨げんとするも最早や其甲斐なきことなれば、速に無益の労を止め自から兵を収めて自から退去せんと、彼等の安全の為めに我輩の敢て祈る所なり。

新職業　新聞の号外売

〔七・二五、時事〕　新聞紙の号外は稀に社会に起りたる大事件を急報するものにして、是迄は其発行度数至て少なかりしも、今度朝鮮事件起りてより府下の各新聞社は争ふて危機一髪、局面一変の号外を乱発し、急報又急報、日に号外の出でざるなく、朝出で昼出で晩に出で、恰も際限なきの有様なれば、随て大声疾呼、之を市中に売り行く小僧大僧の数も滅切り殖え、遂に号外専門の売子なるものを生ずるに至りたり。彼等が日がな時がな号外を発せんとする新聞社を嗅ぎつけて、其前に雲来蟻集し、或は千枚二千枚を一手に買ひ占めて、之を手下の売子共に配附し、一号令の下に四方に散遣するなり、或は幾百枚の号外を独り手早く買ひ取りて、最も繁昌の町々を指して飛去るあり、或は飄然汽車に打乗りて品川辺へと押出すあり、互に先を争ふ其様は実に一時千金二千金の諺に洩れず、朝鮮事件とあれば声なきに聴き、形なきに視る帝都の居民等を相手に、唯一片の紙切を二銭に売り三銭に捌き、賤の男の局面一変して大金を儲る者少なからず、左れば此節辛き世に斯る気楽な商売ありと知らざりし車夫、人足、タチンボウの徒は、態ざ〳〵転職して号外の売子となるもの多しといふ。斯くて今日号外売は端なく一箇特種の職業となりたるが、特種の職業に特種の服装あるは、亦自然の約束にして、軍人に軍人の服装なかるべからず、下図（略）は即ち目下号外売の服装、否な風采態度を示したるものにして、近頃八百八町を馳け廻り、「号外々々、局面一変の号外、危機一髪の号外、時事新報第二の大号外」と呼び叫ぶものは即ち是なりとす、兎に角之を以て近来新聞紙発達の一現象とも見做すべし。

布哇共和政府確立
従来継子扱ひの邦人特権を獲得

〔七・二七、時事〕　兼て電報にも見えたる如く、布哇は共和制を宣告し、創定憲法は米国の独立祭日、即ち本月四日ホノルル府に於て盛大なる儀式を以て公布され、初代の大統領には仮政府の行政長

官たりしドール氏就任せり。任期は千九百年十二月までなりと云ふ。就ては我政府よりの要求にかゝる本邦人参政権問題は如何んと云ふに、新憲法によれば、孰れの国人を問はず帰化法に従ふて同国に帰化し、共和国の憲法を遵奉するものは、公民として諸般の権理を与ふることに規定せり。従来の憲法に従へば、特に亜細亜人種に限りて参政権を許与せず、日本人は欧米人と対等の権理を得る能はざりしが、今度は本邦人も平等の取扱ひを受くるに至れり。斯る好結果を得たるは、本邦外交官を始め本邦駐在布哇公使アーウイン氏の周旋も与つて大に力ありしとのこと。又第一回の国会議員撰挙は、憲法発布後四箇月の内に挙行する筈なりと。

日清両国遂に開戦

清艦先づ発砲し我が艦応戦

〔七・二九、時事〕　釜山より昨朝着の電報は一大快報を伝へて曰く、去る二十五日午前七時豊島附近に於て、清国軍艦我に発砲して戦を挑みたるに依り、我軍艦之を迎へて応戦し、清兵千五百を乗せたる運送船一隻を沈没せしめ、清軍艦操江を捕獲し、靖遠は清国に、廣乙は朝鮮東岸に向ひ遁れたり。

宣戦の詔勅

〔八・二、官報〕　宣戦ノ詔勅

天佑ヲ保全シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝国皇帝ハ、忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕茲ニ清国ニ対シテ戦ヲ宣ス。朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ体シ、陸上ニ海面ニ清国ニ対シテ交戦ノ事ニ従ヒ、以テ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。苟モ国際法ニ戻ラサル限リ、各々権能ニ応シテ一切ノ手段ヲ尽スニ於テ、必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ朕カ即位以来茲ニ二十有余年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外国ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ、幸ニ列国ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ。何ソ料ラム、清国ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ対シテ著著鄰交ニ戻リ、信義ヲ失スルノ挙ニ出テムトハ。

朝鮮ハ帝国カ、其ノ始ニ啓誘シテ列国ノ伍伴ニ就カシメタル独立ノ一国タリ。而シテ清国ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ属邦ト称シ、陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干渉シ、其ノ内乱アルニ於テ、口ヲ属邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ。朕ハ明治十五年ノ条約ニ依リ、兵ヲ出シテ変ニ備ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ禍乱ヲ永遠ニ免レ、治安ヲ将来ニ保タシメ、以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ツ清国ニ告クルニ協同事ニ従ハムコトヲ以テシタルニ、清国ハ翻テ種々ノ辞柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ。帝国ハ是ニ於テ、朝鮮ニ勧ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ、内ハ治安ノ基ヲ堅クシ、外ハ独立国ノ権義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ、清国ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍シ剰ヘ辞ヲ左右ニ托シ、時機ヲ緩ニシ、以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ、一旦成ルヲ告クルヤ、直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ、更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ、我艦ヲ韓海ニ要撃シ、殆ト亡

状ヲ極メタリ。則チ清国ノ計図タル明ニ朝鮮国治安ノ責ヲシテ帰スル所アラサラシメ、帝国カ率先シテ之ヲ諸独立国ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ条約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ、以テ帝国ノ権利利益ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク担保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス。熟々其ノ為ス所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ、実ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望ヲ遂ケムトスルモノト謂ハサルヘカラス。事既ニ玆ニ至ル、朕、平和ト相終始シテ、以テ帝国ノ光栄ヲ中外ニ宣揚スルニ専ナリト雖、亦公ニ戦ヲ宣セサルヲ得サルナリ。汝有衆ノ忠実勇武ニ倚頼シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝国ノ光栄ヲ全クセムコトヲ期ス。

御名御璽

明治二十七年八月一日

内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文

〔各大臣副署〕

韓国大改革開始

〔八・二、東京日日〕　大院君の果断なる驚くべし、昨夜改革の基礎三箇条を発したり。第一は王妃閔氏を廃す、第二は閔泳駿、閔泳渙、沈舜澤、申正熙其他数名に待罪を命ず、第三門閥を一掃して、人才登庸の門を開く、即ち是なり。是れ只今電報し置きたり、其の詳細は追つて報道すべし。唯予の断言は左の数語なり、曰く最早安心なり、朝鮮人に出来る丈の改革は今後必らず行はるべし、表に改革を約し、裏に之を拒絶するの弊は破られたり。

〔京城特電〕

新政三勅

新政宣布　大院君に全権を委任　閔族処刑

〔八・二、時事〕（京城七月廿五日、特派員高見亀）〇大院君執政の第一着手として、昨二十四日左の詔勅を発したり。

新政の詔勅

伝曰、三王不レ同レ礼、五帝不レ同レ楽、礼楽因レ時制レ宜、況政治乎、顧我邦介二在東亜枢要之地一、萎靡不レ振、職由三政治之頽隳紊乱不レ思二変通一乎、夫謀国之道用レ人為レ先、其四色偏党之論一切打破、不レ拘二門地一惟賢惟才是挙、凡内治外務、務従二時宜一、大小臣士各修二奮発之義一克相、予寡昧以二新政治一、亟図二保国安民之策一可也。

大院君に全権委任の詔勅

伝曰、凡今庶務遇レ有二緊重事件一、先為三就明二于大院君前一

閔族処刑の詔勅

伝曰、虐レ民即負レ国、民不レ聊レ生、何以為レ国、一世喧伝難レ掩二其跡一、左賛成閔泳駿専事レ聚斂、帰レ怨肥レ己、此不レ可三尋常処レ之、遠悪島安置、前統制使閔烱植貪罪無レ所レ不レ至、流毒遍及二隣境一、遠悪島安置、前惣制使閔應植瓶レ営而多変更、抽レ税而拓二物議一、絶島定配、前々開城留守金世基残虐而起二民擾一、倖逭而壊レ廉、訪遠悪地定配、慶州府尹閔致憲屢典而濫レ分、渓壑焉無レ厭、遠地定配、此予所三以為二生霊一、亦所三以保二世臣之苦心一、并令二即速挙行一

許可を得ずして渡韓は御法度

〔八・二、官報〕　勅令第百三

十五号〔明治二十七年八月一日〕
文武官其ノ他官庁ノ命ニ依ル者ノ外、日本臣民ハ管轄地方庁ノ許可ナクシテ朝鮮国ニ渡航スルコトヲ禁ズ、犯ス者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ、二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス。
本令ハ発布ノ日ヨリ施行ス

軍國機務局開始
大院君が陸海軍の総指揮官

〔八・三、時事〕京城特報（馬關八月一日午後一時二十八分特派員発）〇去る二十七日京城特派員高見氏発の通信中、左の諸項あり。
大院君の位地
大院君は執政を兼ねて、陸海軍総指揮官となりたり。
軍國機務局
軍國機務局を新設し、其総裁は金宏集にして、議員十七名皆開化党の人士なり。

陸軍最初の会戦　成歡陥る
牙山の要害遂に憑むべからず

〔八・四、國民〕（八月三日午前九時四十分釜山発、信濃川丸報）〇廿九日朝三時開戦、激戦五時間の後我軍全勝を以て悉く成歡駅の敵塁を抜きたり。支那兵二千八百余人にして、死傷五百余人、我軍の死傷将校五名下士卒約七十名。敵は狼狽全く分散して洪州の方向に潰走せり。蓋し群山附近より朝鮮船に乗る積りならんか。分捕軍旗数旒、大砲四門、其他山の如し。尚ほ進撃して牙山の根拠を奪へり。
右は七月三十一日附、在七原大島少将よりの報告にして、潰走兵の成行及牙山根拠占領の詳報は更らに後信の来着を待つて報ぜん。

×

〔八・四、國民〕第一の陸戦地（成歡の地形）〇今回日清両国の第一衝突地たる成歡は、一大長流を控へ、連亘たる山脈の間に挟まれ、川岸の近傍尽く沼田にして、京城より牙山に向ふの兵を障ふるには屈強の防禦陣地たり。清兵実に二千五百余、即ち牙山に在る半数の兵力を傾け来りて防禦したると云ふを以ても、其要地たるを察するに足れり。清兵の此地に拠る堅塞強壁、死力を以て固守したりと云へば、今回の勝利が尋常一様の勝利に非らずして、我兵の勇武、清兵の怯懦、以て察すべきなり。謂ふに成歡の地たる十年の役に於ける田原、植木平、田原の険已に陥る、植木已に守るべからざるが如く、一挙成歡を抜き、長駆直に牙山に迫らば、清兵の本拠を覆へし、残兵を南陽灣に擠し、凱歌直に京城に帰り、平壌より京城に迫りつゝあると云ふ清兵に向ひ、戦勝の余勇を買ふも亦た旬日の間を出でざるべし。只だ植木と牙山の地勢に険夷の別あるのみなり。

在留清国人の保障

〔八・五、官報〕勅令第百三十七号〔明治二十七年八月四日〕
第一条　清国臣民ハ本令ノ規定スル所ニ従ヒ、帝国内従来居住ヲ許

サレタル場所ニ於テ身体財産ノ保護ヲ受ケ、向後モ引続キ居住シ且其ノ地ニ於テ平和適法ノ職業ニ従事スルコトヲ得。但帝国裁判所ノ管轄ニ服従スベシ。（下略）

韓国民の階級〔八・七、東京日日〕朝鮮人民の階級殊に両班と称する一種族の上に就ては、世説区々に渉り未だ其の実を悉したるものなし。古来同国に於ける人民の階級は凡そ六等にして、第一両班、第二中人、第三吏校、第四常民、第五奴婢、第六白丁之れなり、左に其の種別を列記す。

両班　文武弁にして、高等の官職に就くの資格を有す。就中士太夫と称するものは最も高貴の家柄なり。

中人　中等以下の官に就くの資格を有す。例せば中等以下の奏任官及び判任官となる事を得。

吏校　書記会計の吏に任用せらるゝの資格を有す。

常民　一般の農工商之れなり。

奴婢　本邦の奴婢と異り、常民より出づるものに非ず。即ち別に一種族をなすものにして、西洋昔日のスレーブに等しきものなり。

白丁　我が国昔日の××に類するもの即ち最下等の人民なり。

右の内両班と称するものは東西南北の四派に分れ、子々孫々之を世襲す、一時其の勢力の最も強大なりしは西派にして、王族戚族咸此の中に在りたり。次は東派にして南北両派の如きは甚だ衰頽の有様なりき。然るに曩に大院君の政を摂するや、其の身西派より出でたるにも拘はらず、均しく各派より人才を挙げて、高官顕職を授け、悉く従来の反目怨恨を除き、在来の党派は名のみにして、其実なきに至りたりしが、近今に至り、王族戚族の両党現はれて、尋で日本党支那党を生じ、再び互に反目軋轢するの弊を生じたりと云ふ。

豊島沖の会戦

敵艦無法の発砲に帝国海軍已むなく之に応戦す

〔八・七、國民〕其筋に達したる海戦の詳報左の如し。

七月二十五日午前七時、支那軍艦操江号、兵隊を載せたる運送船一艘を護衛し、太沽より牙山に向ひて来る、牙山港に碇泊の支那軍艦濟遠、廣乙の二艦は之を迎へん為同港を出て航進す。同時に我軍艦吉野、浪速、秋津洲の三艦仁川に向ひ航行中なりしが、恰も豊島の沖「ショバイオール」辺にて之に出会したり。我軍艦の一二は将旗を掲げたるに、彼れは相当の礼式をなさゞるのみならず、戦闘の準備をなし我に向ひ敵意を示す。然れども海面狭隘なるが故に、我三艦は方向を西南に転じ沖に出で須臾にして彼我の距離接近するに際し、彼れ忽ち発砲を初めたり。依りて我三艦も之に応じて砲戦し於是互に激しく砲撃すること凡そ一時間二十分、敵の逃るを砲撃せしに、彼の一艘濟遠は直隷灣に向つて遁走し、廣乙は速力著しく減じて、東の海岸に近き浅瀬に逃走せり。其間又忽ち沖合より二艘の汽船来るに逢ふ、次第に近づき見れば清艦操江号にして、一は英国船旗を掲げたる支那運送船也。已にして吉野は濟遠を逐ひ、数時追窮砲撃を行ひしも、彼は浅海に走りしを以て、之を追ふを不利として引返せり。其間に秋津洲は已に操江を捕獲し艦の檣頭には我が軍旗艦を飜へせり。秋津洲艦長の信号に曰く、敵艦降服其艦長我艦に在り、該艦は我兵員之を運転し其武器は相当の処置を為せり云々。

先是、浪速は支那運送船に対し空砲一発、投錨を命じたるに、同指令官より該船を本隊に連れ行くべきの命を受けたり。依りて人見大尉を派し船内を調べしに、該船には清兵一千百人余を乗り込ませ武器を積載し、支那政府に雇はれ牙山に航行中なりと告ぐ。依りて此船は本艦に続き来るやの問に対し、船長答へて曰く、我は助なし只貴命の儘而已と、依つて直ちに投錨せよと命ぜしに、願はくは短艇を送られたしと乞ふ、依りて短艇を送り派遣士官は船長と対談せしに、船長曰く、支那兵予の貴艦に継続するを許さず、太沽に帰航すべきことを主張すと、此間船内騒然、又我に対して敵意を示せり。而して船長以下は支那人の強迫を受くるを知り、浪速より信号を以て其船を見捨てよと命ず、彼より吾々は許されずと答ふ、故に清兵益々船長を強迫し、我命を拒むものと認め、前檣に赤旗を掲げ、同時に信号を以て直ちに其船を見捨てよと命ず、愈々破壊に決し午後一時遂に沈没せしめたり。此時英人船長以下皆海中に飛び入る、支那人は之を見て此船長等を射撃したり。我軍艦より又短艇を発して海中に飛び入りし船長以下、運転手案針手等を救助したり。本日の海戦に我艦は一人の負傷なく、船体又異状なし、而して敵の二艦は大破壊に及べり。運送船には支那陸軍将官二、大隊長四、中隊長十、兵員千百、野砲十門を載せたり、操江の乗組は艦長王永發以下八十二名なりし。

清国の宣戦布告

〔八・一一、時事〕清国宣戦の詔勅

清国皇帝は先きに宣戦を布告せり。其原文は未だ着せざれども、上海の北支那日々新聞は北京八月一日午後五時発の電報なりとて、三日の紙上に其英文を載せたり、大意左の如し。

朝鮮は二百余年来中華の属邦にして、常に朝貢を絶たず、是れ諸外国の普く認むる所なり。近時十数年前より内乱屡々起るに際し、朕は小弱を憐れみ常に之を援助し、京城に駐在官を置いて以て保護せしむるに至れり。本年三月四日（清暦）更に復内乱起り、国王は之を鎮圧せんとして、再び中華の援助を求めたるが故に、朕は李鴻章に命じて軍隊を派遣せしめ、其牙山に着するに及んで叛徒は直ちに退散せり。然るに倭人は毫も理由なくして兵を京城に派遣し、追追増して一万人を超ゆるに至らしめ、其勢を以て百方朝鮮人を威嚇し国王に迫りて政府の組織を変更せしめんとす、倭人の為す所は実に理を以て論ずべからざるなり。抑も朕は常に中華の属邦を保護すれども、敢て其内政に干渉したることなし。而して朝鮮と日本の条約は一国と一国の間に於てするが如く締結したるものなり。国と国との間に於て大兵を派遣し、其威力を以て脅迫し、政府の組織を変ぜしむるが如き理由あるべき筈なければ、諸外国共に皆其所為を非難し出兵の何故なるを知る能はず、日本は道理に従ふを欲せず、朝鮮に於て為すべきことは、撤兵の後穏便に之を商議せんと勧むるも、従はざるのみならず、却つて勢ひをも計らずして戦意を示し、派遣の兵数を増加せり。為めに朝鮮人と共に中華商民の驚怖一方ならず、朕は彼等を保護する為め、更に軍勢を増発したるに、何ぞ図らん、其未だ牙山に達せざる海岸に於て倭艦突然華船の備なきに顕はれ、運送船を打沈めたり。斯く日本は既に条約を破り、国際公法を蔑如

し、今は既に甚しき不逞不正の挙動を為し、諸外国の誹譏をも顧みざるが故に、倭人亡状の許すべからざると、及び朕が終始仁慈正理を専らにしたることを満天下に知らしめ、李鴻章に命じて倭人追放の諸軍を催促せしめたれば、諸軍の勇兵引続き朝鮮に進発し、以て其人民の疾苦を救ふべし。朕は又満洲の諸将、海岸諸省の総督巡撫及び諸軍の提督に令して出師の準備を為さしめ、倭人若し我諸港に入込む時は、其軍艦を破砕すべしと命じたり。朕は諸将軍諸提督等が能く此旨を帯して苟も懈怠の罪を得ざらんことを期す云々。

上京中の郡司大尉寂しく上野を出発

〔八・一二、時事〕　暫く滞京中なりし郡司大尉は、淺原准次氏と共に昨朝上野発の列車にて絶北の孤島に向て出発せり、去春短艇を連ねて墨江を発するや、意気盛壮、送るもの山の如し、爾来幾多の辛酸を甞めて更に屈せず、前途の計漸く熟して再び島地に入らんとするや、道途寂寞知るもの稀なり、大尉多少の感なきを得ざるべし。

牛肉缶詰払底　〔九・八、國民〕　罐詰の牛肉は征清軍隊食料品中最も多額を要するものにて、次第に其需用の増加するより昨今其の相場大に上り、先月下旬まで四ダース入函六円五十銭位なりしに、当時は九円六七十銭乃至十円に上り、尚ほ品払底の為め追々上騰する傾きなり、又今後日清の戦争永引く時は大に生牛の欠乏を告ぐるに至るべしと云ふ。

日韓両国盟約成る

〔九・一二、時事〕　今般朝鮮国駐劄大鳥特命全権公使と、同国外務大臣金允植との間に、記名調印せし両国盟約は左の如し。

大日本・大朝鮮　両国盟約

大日本大朝鮮両国政府は（日本暦明治廿七年七月二十五日、朝鮮暦開国五百三年六月二十三日）に於て、朝鮮国政府より清兵撤退一節を以て朝鮮国京城駐在日本特命全権公使に委托して代辨せしめたる以来、両国政府は清国に対し既に攻守相助くるの地位に立てり、就ては其事実を明著にし併せて両国事を共にするの目的を達せんがため、下に記名せる両国大臣は各々全権委任を奉じ訂約したる条欵左に開列す。

第一条　此盟約は清兵を朝鮮国の境外に撤退せしめ、朝鮮国の独立自由を鞏固にし、日朝両国の利益を増進するを以て目的とす。

第二条　日本国は清国に対し攻守の戦争に任じ、朝鮮国は日兵の進退及其糧食準備のため及ぶだけ便宜を与ふべし。

第三条　此盟約は清国に対し平和条約の成るを待て廃罷すべし。

此れがため両国全権大臣記名調印し以て憑信を昭にす。

大日本国明治廿七年八月廿六日　　特命全権公使　大鳥　圭介

大朝鮮開国五百三年七月廿六日　　外務大臣　金　允　植

掲載禁止事項で　警視庁の厳命

〔九・一四、郵便報知〕　陸海二軍省が新聞条例に依りて、軍隊軍艦及び軍機軍略に関する記事の掲載を禁じたるは去る六月十日なり

き、其後ち八月二日に至り、何故にや政府は右の省令に換ふるに、更に緊急勅令を発して新聞検閲法を施行したるに、纔かに四十日にして昨日に至り更らに又前きの陸海軍省令を復活し、同時に警視庁より各新聞社通信社に対し、左の通達ありたり。

一、条約に関する事柄、及条約国の挙動を批難して其感触を傷け、人心を激動し、随て治安を妨害するが如き記事を掲載すべからず。

一、一個の推測に出づると若くは風説に係るとを論ぜず、又は事実の有無を問はず、未だ実行せられず若くは未だ発表せざる軍事上の計画、軍隊、軍艦、御用船及将校の進退所在に関する記事を掲載すべからず。

一、前項の外特に掲載を禁ずるものは時々之を達すべし。

一、禁止を犯したるものは司法上若くは行政上厳重の処分を受くることあるべし。

平壌陥落　敵軍の鏖殺

〔九・一八、時事〕　広島九月十七日足立特派員発。

平壌陥る

十五日以来我師団平壌を囲み激戦の後ち大勝利を得、今朝未明に全く平壌を略取す、敵の死傷極めて多し、我軍将校以下死傷凡そ三百名。（十六日午前八時中和より師団長発）

敵軍の鏖殺

我師団は糧食運輸の大困難にも拘はらず各道より平壌に向て前進し、昨日を以て均しく城の四面を囲み、激烈なる戦闘の後ち大勝利を得、今朝未明を以て全く之を略取し、敵の大将左寶貴以下死傷、捕虜兵器米穀の我手に落ちしもの極めて多数、敵の兵力は二万と称せしが昨日来一二群をなして我哨兵線を逃れ去りしも他は皆死傷及び捕虜となる、我将校以下死傷三百人、此大勝利は天皇陛下の威霊と将校以下の忠勤に依る。（十六日中和より野津中将発）

我軍の負傷者

昨日平壌攻撃の際来院せる負傷者将校十一名、下士以下二百六十名、入院後死亡二名。（十六日午前九時柴田病院長発）

黄海大海戦　帝国海軍大捷

〔九・二一、官報〕　黄海戦捷ノ詳報　○伊東聯合艦隊司令長官ヨリ本月十九日発ノ電報左ノ如シ。

陸軍ヲ護送シ十二日仁川港沖ニ達シ、十四日第二遊撃軍ト八重山トヲ仁川港ニ留メ、其他ノ諸艦ヲ率ヒテ発シ、十五日大同江ニ達シ、第三遊撃軍ト水雷艇、磐城、天城ヲ鐵島マデ進メテ陸軍ノ応援ヲ為サシメ、十六日本隊ト第一遊撃軍赤城、西京丸都合十二艘ヲ率ヒテ大同江ヲ発シ、十七日朝海洋島ヲ経テ盛京省大孤山港沖ニ至リシニ、敵艦隊十四隻ト水雷艇六隻トニ出逢ヒ、午後零時四十五分ヨリ午後五時過マデ数回激戦ヲ為シ、終ニ來遠、揚威、超勇ノ三隻、靖遠又ハ致遠ノ内一隻都合四隻ヲ破壊沈没セシメ、其他ニモ大損害ヲ与ヘタルモノ多シ、現ニ定遠、經遠ノ如キモ火災起リ、頗ル混雑ノ証アルヲ見タリ、其内日没ニ近キ敵艦隊ハ阜城県ノ方向ニ遁去ルノ状アリタルガ故ニ、我艦隊モ之ヲ遮ルタメ、凡

ソ之ト竝行ノ航路ヲ取リテ進ミシモ、夜中敵ノ水雷艇ニ備フルタメ、余程ノ距離ヲ隔テヽ進ミシガ故ニ、敵ノ所在ヲ見失ヘリ、然レドモ翌朝天明ニ至ラバ必ズ之ヲ見出シ得ルナラント期シテ廟島ノ方向ニ進ミシニ、天明ニ至ルモ敵ノ一隻ヲモ見出サズ、故ニ敵ハ或ハ元ノ地ニ引返シタルヤモ計ラレズト思考シ、昨日ノ戦地ニ引返シタルニ、遙ニ二三隻ノ烟ヲ認メシモ、何ニカ遁去リテ其所在ヲ失ヒタリ、仍テ前日火災ノタメ浅瀬ニ乗揚ゲ見捨テアリシ揚威ヲ破壊シ、一先ヅ当地ニ還リタリ、西京丸ハ軍令部長乗組ミ屢屢危険ニ陥リシモ幸ニ無事ニテ本隊ヨリ先ニ当地ニ帰リタリ、此役我艦隊ニハ沈没セシモノナシ、但シ多少ノ損害ヲ受ケタルハ勿論ナリ、其中松島最モ甚シキモ、職務ニハ少モ故障ナシ。

我艦隊ノ死傷者ハ左ノ如シ。

戦死者将校十名、下士卒六十九名、負傷者艦隊ヲ通ジ、将校下士卒合セテ凡百六十名、内松島、赤城、比叡最モ多シ、此役比叡、赤城最モ苦戦ス、比叡ハ本隊ト分離シ、苦戦ノ末一先ヅ当地ニ帰リ負傷者ヲ運送船ニ托シ、更ニ海門ト共ニ本官ヲ索ムルタメ出発セリト云フ。

金鵄勲章年金令

〔一〇・三、官報〕 勅令 ○朕、金鵄勲章年金令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十七年九月二十九日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤 博文

勅令第百七十三号

金鵄勲章年金令

第一条 金鵄勲章ヲ賜フ者ニハ功級ニ応ジ終身年金ヲ加賜ス。

第二条 金鵄勲章年金ノ定額ハ左ノ如シ。

功一級 九百円　功二級 六百五十円
功三級 四百円　功四級 二百十円
功五級 百四十円　功六級 九十円
功七級 六十五円

山サ醤油二百五十年祝

〔一〇・五、時事〕 千葉県下海上郡銚子町濱口儀兵衛氏の製造にて、東京日本橋区小網町三丁目濱口吉右衛門氏の発売する山サ醤油の醸造を銚子港に於て創めしは寛永年間にして、当初は漸く近郷に発売するに過ぎざりしが、延寶年間に至り大に需用を拡め、明治の今日に至ては一箇年六七千石を醸造するに至りたる其間業務を聯続せること玆に二百五十年の久しきに亘りたれば、祝意を表するため景物を附して発売すると同時に、今五日府下の仲買商数百名を招きて祝祭を催ふす筈にて、昨三日は府下各新聞社員を新葭町百尺に招きて祝宴を張りたるよし。

勇敢の水兵満身創痍の下より

……「定遠はまだ沈みませんか」

〔一〇・六、時事〕 海洋島附近の海戦に於て、各艦とも将校より下士卒に至るまで、非常の勇を奮ひしは今更云ふ迄も無き事なるが、

今軍艦松島の副艦長向山少佐が、或る人に物語りたる所なりと云ふを聞くに、敵弾の我が艦上に破裂し肉飛び血迸りて、幾多の死傷者を出すや、流石の兵士等も此惨状を見て、幾分か其勇気を沮喪することなかるべきやと気遣ひたるに、彼等は益々勇奮し、幾多の死体を飛び越えて立働きたるは、実に驚嘆の外なく、日頃其上に立てる我ながら、斯く迄も勇敢ならんとは思はざりし、現に一等兵曹某、四等水兵某両名の如きは能く下層の火薬庫を護り、或は敵弾破裂の余火今にも其の下層に延焼せんとするの危険ありしに拘らず、彼等は敢て動かざりしのみならず、自ら着衣を脱して煙火の漏れ来るを密閉し、我艦の危険を未然に予防したるは最も感賞すべく、又此戦闘中或水兵の如きは、身に十余箇所の創を被り面部一体に火傷して気息奄々たりしも、余（向山少佐）の通行を見て副長殿と呼び、苦しき声にて「定遠はマダ沈みませんか」と云ふ、故に余は「心配するな、定遠は最早発砲の出来ない迄にヤツ付けたれば、コレからは鎮遠をヤルのだ」と答へたるに、彼は微笑して「ドうか仇を打つて下さい」との一言を最期として其儘絶息せしが、死に瀕するも尚ほ且つ勝敗の結果如何を口にするかと、余の胸中は張り裂くる許りに苦しかりし、亦以て水兵の如何に勇敢なるかを察すべし。

玄武門一番乗り　勇卒原田重吉

〔一〇・二三、読賣〕　玄武門を開きし当時の戦況　〇十五日の払暁より我軍勇奮死闘して頻りに敵塁を陥れ、牡丹台の要害も終に我手に帰したりと雖も、玄武門の要害尚堅くして第一回の突貫其効を奏せず、我兵士残念遣る方なく、気逸の者等は再び突貫を試み、屍の山を築きてなりとも乗取らんと奮激すれど、斯くては徒らに多くの勇兵猛卒を失はざる可らずとて、此手の指揮官評議する所ありしが、他に詮術なきを以て将士皆死を決し、今や再び第二回の突貫をなさんとする折りしも、三村中尉突如として進み出で、此儘突貫をなすとも空しく士卒を失ふに止りて其甲斐なからん、我請ふ敵中に突進して彼の門を開かんと、言下に乍ち身を躍らして馳せて門に向へり、中尉の手下に属する原田一等卒も亦続いて後に従ひ、小隊長危し危し我れ請ふ先登せんと、言未だ終らざるに、身は早く既に雨より繁き弾丸の下を潜りて玄武門外の懸崖に取附きて、見る〳〵難なく攀登りたり。此時門内の清兵は日兵如何に勇なりと雖も、豈能く門外の懸崖に攀づる事を得んや、此門だに固守せば平壌猶安全なるべしと思ひ、只管ら前面なる我兵を射撃するに力めて他を顧みざりしに、何ぞ図らん、猿猴と雖も上り得まじと頼み切りたる城壁の上に突然日本兵跳り上りたるにぞ、門内犇々と詰め居たる清兵坐に胆を奪はれ、人濤打つて乍ち騒ぎ出だせり、原田一等卒は素より死を決したることゝて敵の動揺めく間に得たりや応と身を飜すより疾く、群がる敵中に飛入り、銃剣を振つて当るに委せて衝き伏せ〳〵、猛虎の如く奮闘せる中、三村中尉も続て飛び入り、白刃を閃かして右に左に敵を悩ます其の勢ひ面を向くべき様もなきに敵は遽に気色沮み、目に余る数百の清兵脆くも浮足立ちて二三歩引退きし間に、原田一等卒は中尉と共に脱兎の如く門の扉に取附き、力を戮せてエイヤとばかりに内より門を打開くや、我兵は怒濤の寄するが如く門内に乱入し、終にさしも堅固なりける平壌の一角を破るに及べり、此の一挙実に平壌の清兵をして軍門に白旗を樹てしむるに至れり、而して

両氏今尚健在にして義州方面に在り、再び戦場に其の勇名を轟かすは蓋し遠にあらざるべし。

大連灣占領
上陸して見ればまるで空家同然

〔二一・一一、時事〕 大本営掲示第百八十三号（十一月十日発）

第二軍の金州及び大連灣攻撃に着手するは、六日又は七日の予定なりしが故に、艦隊は第三遊撃隊及び特務艦を猶ほ陸軍揚陸のために残し、余は探海に必要なる小蒸汽船を上陸点より引き揚げ、五日早朝長山列島の錨地を発して午後三時大連灣外に着し直ちに湾口の探海を為し、此夜は一と先づ湾外に出で、翌六日早朝先づ第四遊撃隊を湾内に進めしに、何れの砲台よりも砲撃なし、依て本隊等も三山島の内に進み入りしに、砲台には我が国旗の如きものを建て、且つ大砲も空に向き全く占領せられたるものゝ如し。即ち小蒸汽船及水雷艇をして陸地に近付き視察せしめしに、愈よ既に我が占領に帰したるを確め来れり。依て直ちに参謀一名を陸に遣はせしも、師団長、旅団長などは只見分のため一時来りしのみにて、既に復た金州に帰れりとの事にて、砲台には只監守兵の残れるのみ、故に詳細なる打合せをなす事を得ざりしも、取り敢へず其大勝利を報告するため、赤石丸を大同江に遣はす事となせり、詳細は無論軍司令官より報告あるべしと察す。

十一月七日大連灣に於て

伊東聯合艦隊司令長官

旅順口陥落

〔二一・二四、時事〕 広島十一月二十四日特派員発。

大本営掲示第二百二号

第二軍は廿一日払暁より、旅順の後方陸正面の諸堡塁を攻撃す、敵は終末に至るまで頗る頑強の抵抗をなせしも遂に午前八時半毅寶營練兵場の西方にある堡塁団を占領し、午後二時旅順に侵入し、四時黄金山の砲台を占領し、午後十一時半八里倉以南の堡塁団を占領せり。廿二日午前に於て軍は全く爾余の海岸諸砲台を占領せり。我が死傷は将校以下二百余名、敵の死傷捕虜は未だ詳かならず、戦利品殊に大口径の架砲弾薬等甚だ多し、敵の兵力は二万を下らざるが如し。

二十二日午前八時　大山　大将

大本営宛

×

〔二一・二五、時事〕（芝罘電報）〇本日府下の某公使館に達したる旅順占領の芝罘発電報は左の如し、実際を目撃して当港に帰着したる軍艦の確報によれば、日本軍は劇烈なる戦闘の後水曜日（二十一日）を以て全く旅順を占領したり。

旅順占領別報

去る十九日以来引続きたる劇戦の後日本軍は、廿一日を以て総軍突貫終に旅順を占領し了れり。

以上芝罘上海両地の報道に依り去る二十一日を以て我軍の旅順を

占領したるは確実なりと知るべし。

日本帝国万歳

帝国海陸軍万歳

閔族再び擡頭して大院君引退

井上勧告の二十箇条は韓廷承認

〔一二・五、時事〕　京城十二月四日高見特派員発。大院君既に罷め、閔族再び頭を擡げんとす、昨今其処分中なり、井上公使の勧告したる二十箇条は国王之を承諾せり。法務大臣尹用求及び工務大臣徐成淳は辞職せり。東學党各地に起り、京城の人民動揺す。

韓国の弊政改革を断行せしむべく

井上全権公使国王に奏議す

二十箇条の改革要目を提出

〔一二・九、時事〕　井上公使が去る二十、二十一日の両日を以て朝鮮国王に謁見し、弊政改革に関して凡そ二十箇条程の要項を奏議し国王の賛同を得たる趣は前便に報道したるが、今韓人より其詳細なりと云ふを洩れ聞くに大略左の如し。〔奏議項目のみを掲ぐ〕

（一）政権は総て一途に出でざる可らず。

（二）大君主は政務を親裁するの権あり、又法令を守るの義務あり。

（三）王室の事務は国政と分離せしむべし。

（四）王室の組織を定めざるべからず。

（五）議政府幷に各衙門の職務権限を定めざるべからず。

（六）租税は度支衙門をして統一せしめ、且つ人民に課する租税は一定の率を以てするの外は、何等の名義方法に係らず之れを徴収すべからず。

（七）王室及各衙門の費用を予定せざるべからず。

（八）軍制を定めざるべからず。

（九）百事虚飾を去り誇大の弊を矯めざるべからず。

（十）刑律を制定せざるべからず。

（十一）警察権をして一途に出しめざるべからず。

（十二）官吏の服務規律を立て之を厳行せざるべからず。

（十三）地方官の権力を制限して之を中央政府に収攬せざるべからず

（十四）官吏登用幷免黜の規則を設け私意を以て之を進退すべからず

（十五）勢権の争奪又は猜疑離間の悪弊は断じて之を止め、政治上に復讐的観念を抱かしむべからず。

（十六）工務衙門は未だ必要を認めず。

（十七）軍國機務所の組織権限を改めざるべからず。

（十八）熟練なる顧問官を各衙門に聘用すべし。

（十九）留学生を日本に派遣すべし。

（二十）国是一定の必要。

百〇壱発祝砲の由来

〔一二・一九、東朝〕　西洋の慣例にて祝賀の節には百一発の祝砲を放つことなるが、今右祝砲の由来なりといふを聞くに、初め欧洲各

国は祝賀の時百発の祝砲を放つの例なりしに、佛国にて路易(ルイ)第十四世誕辰の祝ひに砲手は龜忽にて九十九弾のみを携へて一弾不足に発放しければ、路易王は妄信より不吉の兆なりとて赫怒し、且つ再び斯かる龜忽の事なからんが為め、常に百一発の砲弾を用意し置くべきを命ぜり、然るに其後の誕生祝ひの日に砲手は又も不注意よりして、其の携へたる百一発の砲弾悉く発放しければ路易王砲手を召して其不注意を責めけるに、砲手は頓智に長けたる者にて恐るゝ色なく其故を辯解し、微臣今日の如き陛下の最と芽出度き嘉辰に際し、欣喜勇躍の余り残りの一弾を放たずに置くこと能はず、遂に発砲して礼を欠きたり、罪万死に当るとて偏に謝しければ、路易王は心解けて其罪を宥し、且已来百発の外真に祝ひの一発を加ふるを例とすべきを命じ、此時よりして各国も亦皆其例に倣ひしなりとぞ。

据風呂を荷車に著けて抜目ない戦場稼ぎ

〔一二・二六、郵便報知〕 利に敏き大阪の商人、此度の日清戦争の結果として、朝鮮貿易いよ〳〵盛んになるべしと聞くが否、種々なる工風をなして彼地に出かけたる向も随分多かりしが、此連中の内にても尤も甘き金儲をなしたるは、旅稼ぎの洗湯屋なりといふ、旅稼ぎの洗湯屋といふは可笑しき名称ながら、這はよく其実を現はしたる名にて、其方法は据風呂を荷車につけ、京城附近はさらなり我軍隊の行く先々などを触れ歩行くに、何がさて沐浴といふとは一向になさゞる朝鮮人には珍らしくもあり、又遠征の軍隊は一月も二月も沐浴をなすと能はざる人のみなれば、争つて此荷車附の据風呂に入りて身に積る垢を流し、思はぬ愉快を取れるも多く、是れが為め洗湯屋繁昌は非常なる者にて、是にて思はぬ大利益をば得たりといふ。

海州東學党猖獗

我軍四時間激戦

〔一二・二八、時事〕 広島十二月廿六日特派員発。大本営掲示第二百四十七号 海州鈴木少尉よりの報告左の如し。

今二十三日海州の西端に於て、東學党約六七千名と四時間激戦の後ち之を撃退したり。賊の即死十五名、捕虜二名、分捕馬二頭、我軍は無事。

福原兵站監

メッケル少将叙勲の理由

日本士官の成績抜群なるが為

〔一二・二八、東京日日〕 陸軍大学の教官として、久しく我国に滞在せし獨逸将校メッケル少将（我国へは少佐を以て来りしも、帰国の後累進して少将となりたり）は、此度同国皇帝より叙勲の沙汰あり、大騎士十字勲章を賜はりたりといふ。此の叙勲の趣意なりといへるを聞くに、同少将の薫陶を受けたる我陸軍少壮士官が、支那との戦争に於て常に抜群の偉効を奏したるに在りとぞ、同少将の現職は伯林参謀本部の地理部長なるよし。

明治二十八年

（一八九五年）

アイヌが従軍志願

〔一・五、報知〕 北海道日高国辺には旧土人乃ちアイヌ人種の部落多し、此部落も次第に王化に沐浴し、中には日本服を着し日本語を解し日本通を以て誇るもの少なからざるが、今回の征清戦争に第一軍が北地の寒気に悩むと聞き、例の日本通先生部落中をとき廻り、我儕天朝の恩を蒙むるや久し、国恩を報ずるは此時なれば部落中の壮者を募り軍夫となつて氷雪の地に働くべしと諭しければ、平生我が国恩を難有しと思へる部落中の若者何れも大に賛成し期せずして会するもの数百人、彼等は平生北地の寒気に馴れ、満洲の寒も蒙古の雪も更に驚かざるものなれば、直ちに従軍の手続を願はんとてそれぞれ準備中のよし、此程北海道より帰りし人は物語れり、何さま熊と雪とを対手にして生涯を送る土人なれば、人夫として満洲地方に働かしむるは至極都合好かるべし。

朝鮮独立 誓告式

大廟誓告文十四箇条

〔一・九、東京日日〕 七日京城第六特派員志賀祐五郎発。

本日国王陛下の大廟に誓告せられたる条々左の如し。

一　清国に附倚する慮念を割断し自主独立の基礎を確建す。

二　王室典範を制定し、以て大系承及び宗戚の分義を明にす。

三　大君主は正殿に御して事を視られ、国内の政務は親ら各大臣に諮り裁決す、后嬪宗戚は干預するを容さず。

四　王室の事務と国政事務とは須く乃ち分賦して、相混合することなかるべし。

五　議政府及び各衙門の職務権限は、明に制定を行ふ。

六　人民の税を出すことは総て法令定率に拠る、濫りに名目を加へ徴収を乱行すべからず。

七　租税の徴収及び経費の支出は総て度支衙門の管轄に由る。

八　王室の費用は率先して減節し以て各衙門及び地方官の模範となす。

九　王室費及び各官府の費用は、一件の概算を予定して財政の基礎を確定す。

十　地方官制の改定を行ひ、以て地方官吏の職権を限節す。

十一　国中の壮俊なる子弟は広く派遣を行ひ、以て外国の学術技芸を練習せしむ。

十二　将官を養育し、徴兵の法を用ひ、軍制の基礎を確定す。

十三　民法刑法を厳明に制定し濫りに監禁懲罰を行ふべからず、以て人民の生命及び財産を保全す。

十四　人を用ふるに門地に関らず士を求むることは洽く朝野に及ぶ、以て人材登用を弘む。

有栖川大将宮

〔一・二五、東京日日〕 金枝玉葉以て綿々の皇統を護す、而して今上践祚以来廿有九年、終始一の如く最も皇室の重きを為したるの親王を数ふれば、実に故参謀総長兼神宮祭主陸軍大将大勲位功二級熾仁親王殿下を以て称首とせざるを得ず。

殿下の勲業は戊辰討幕の総督に始まり、丁丑討賊の総督に中し、甲午征清の戦争に於て大本営に陸海総参謀長たるに終る、赫々奕々

万人倶に仰ぐ、其入ては相、出でては将、軍国の機務を統宰して殆ど寧暇あらせられず、以て今上の宏謨遠猷を翼賛し玉へるもの、固より吾曹の玆に贅するを須ゐざるなり。殿下春秋漸く高しと雖も健体雄心壮者に減ぜず、是を以て国民は征清の役に於て必ず殿下の陛下と共事を終始し玉はんことを期せり、何ぞ料らん出師未だ半ならずして一朝溘焉、陛下と陛下の臣民とをして、空しく将星の墜つるを悲ましめんとは。幸に殿下が僚員を督して陛下の前に参画し玉へる作戦の大計は、今日方に其施行中に属し、而も歴々として其効果を挙げつゝあり、交戦は猶進行の半途に在りと雖も、此大計は殿下の紀念として永く陛下と陛下の国家とに留まり、以て行々其隆運を扶翼するを疑はず、殿下の英霊其れ亦以て慰むる所あるべきなり。

菊花の章、金鵄の勲、国葬の礼、廃朝の儀、凡そ殿下の勲業を表彰するは、陛下の事なり、吾曹無似唯々国民師父を喪する至情の一斑を言はんと欲す、而して言の意を万一に尽す能はざるを憾む。

アイヌ滅亡の叫び 〔一・二七、國民〕 北海道土人アイヌ人種の年を逐ふて減じ行くは、現在の一大事実なるが、是れは強ち生存競争の法則に由るなど六づかしきことのみならで、多くは内地人より侵害され、生活の便を失ふに依ること多し。其の侵害の第一は、アイヌが開墾せる土地を取り上げらるゝこと、教育を受くる便宜を剝がるゝこと等にあるよしにて、今其の愁苦を訴へんとて、同道日高国沙流のアイヌ鍋澤サムロツヲなるもの、同地開墾者但木傳五氏に伴ひ、都下に来り居れり。兎に角世間の耳、就中政治家の耳は一応之に傾けて可なりと思はる。

敵が最後の憑みも空しく
威海衛遂に陥落

〔二・七、東京日日〕 陸上の砲台悉く陥る、敵艦皆港内に在り。(五日大本営発)

二月二日午前二時、第二師団より出したる二個の大隊より成る偵察隊は、敵の抵抗を受けず、午前九時より十一時の間に於て、威海衛城に進入し、陸正面及び海岸の諸砲台を悉く占領せり。

目下威海衛及び前記の諸砲台は歩兵第四、第十七聯隊の各一大隊を以て守備す。

百尺崖所附近は、一部隊を以て守備せり。

土人の言によれば、威海衛附近に在りし清兵は、去る一日の夜迄に芝罘方向に遁走せりと。

敵艦の中、大艦約八隻は劉公島と威海衛との間に在り、其他の敵艦も亦湾内に散在せり。

敵は沿岸に在る荷船を悉く焼き棄てたり。

二月二日午前十時半　　大山第二軍司令官

大本営参謀総長宛

×

〔二・七、東京日日〕 威海衛略取第二報、海上の砲戦 (五日大本営発)

二月四日午後五時旅順発、三日午後九時龍睡湾原田大佐より左の報あり。

二月二日午前二時第二師団より出したる偵察隊は、九時より十一時の間に於て威海衛に進入し、陸正面及び海岸の諸砲台を悉く占領したり。

敵艦は劉公島と威海衛との間に在り。

我艦隊は劉公島の東北方に在りて、敵艦に対し運動せり、夕刻に至るまで海上の砲戦止まず。

本日天気静穏海上波なし。

我聯合艦隊司令長官伊東中将が
丁汝昌に与へたる勧降書

〔二・八、東京日日〕我聯合艦隊司令長官伊東中将より、英国軍艦セヴアーン号に托し、清国北洋水師提督丁汝昌に贈りたる勧降書（原英文）の訳文を、艦隊従軍者某氏より送越したるを以て、其全文を電送す。

謹で一書を丁提督閣下に呈す、事局の変乃ち僕と閣下をして互に相敵たらしむ、抑々何の不幸ぞや、然れども、今日の戦は国相戦ふなり、一人一人と仇讎を結ぶに非ざるなり、則ち僕と閣下と友誼の温今猶昨の如し、僕の此書を作る豈徒に清国の提督に対して帰降を促すものならんや、凡そ局に当る者は迷ひ、傍観する者は審なり、玆に人あり、其進退に於て国の為に謀り、身の為に計りて最も長策とするものあるに拘はらず、目前の事情に蔽はれて、或は之を見るに惑ふありとせん乎、其友人たるもの安ぞ之に忠言して以て其考慮を求めざるべけん、僕の閣下に瀆告する亦唯々一片友誼の誠に発するのみ。冀くは閣下の之を諒せられんことを。

清国の陸海軍が連戦連敗するは何に由るとするも、其真正の源因は苟も虚心平気を以て観察するもの観るを難しとせざる所なり、閣下の明固より之を知らん。

蓋し清国をして今日あるに至らしめたるものは、其君臣一人一個の罪に非ざるなり、其旧来墨守したる治道の弊之を致せるなり。人を取る考試を以てし、考試必らず文芸を問ふ、是に於て乎政権を握るものは必ず文芸の士にして、文芸は顕栄に到る唯一の門戸たること今日猶千年の前の如し。此れ必ずしも善美ならずとせず、而して且つ清国果して宇内に孤立独往するを得ん乎、亦永く善美の治道たるを失はざるべし、如何せん一国の孤立独往は事実に於て復た今日に行はるべからざるを。

三十年前、日本帝国が如何に辛酸の遭遇を閲し、如何に危く過度の厄難を逃れ得たる乎は、閣下の熟知せらるゝ所、当時帝国は実に旧治道を去て其新なるものに就くを以て、其存立を完くするの唯一要件としたり、而して今日は貴国亦之を以て要件とせざるべからず。苟も之に遵へば可なり、若し夫れ之に逆行せん乎、敗亡は蓋し免るべからざるの数たり。則ち其日本と戦ふに於て、必らず至るの結果の如き、其窮極の運、定まる既に久しと謂ふべし。

既に此窮極の運に際す、臣子の苟も邦家の為めに誠を致さんとするもの、豈徒に滔々たる頽波に徇ひ其一身を委して而して止むべけんや。上下幾千年縦横幾万里、炳然たる歴史と厖然たる彊域とを有

する世界の最旧帝国をして、其基礎を永遠に牢固ならしめんとす、其中興の業、談何ぞ容易ならん、大厦の傾く一木の支ふる所にあらず、苟も勢の不可なる、時の不利なるを見ん乎、一艦隊を敵に獲しめ、全軍を以て敵に降るが如き、邦家興廃の大端より之を視る、誠に些々たる小節、亦拘るに足らざるのみ。僕是に於て乎、宇内に轟鳴する日本武士の名誉心に誓ひ閣下に向て暫く日本に遊び、以て他日貴国中興の運、真に閣下の勤労を要するの時節、到来するを竢たれんことを願ふに切なり、閣下其れ友人誠実の一言を聴納せられよ。

貴国往昔の歴史に於て、会稽の耻を雪ぎ以て大志を成したるの例極めて多きは固より言を竢たず、佛の総統マクマオンは、一旦降て敵国に在り、時機を待て帰へり、本国政府の改革を助け、而して佛国曾て之に醜辱を加へざるのみならず、従て之を大統領に推選したり。乃ち土のオスマン・パシヤに至てはプレヴナの一敗、城陥り身囚はるゝも、一朝国に帰るや亦陸軍大臣の要地に立ち、軍制改革の偉勲を成就するを妨げざりしに非ずや。閣下にして苟も日本に来る、閣下の遇に於ては僕断じて我天皇陛下の大度を確保すべし、陛下は其臣民の叛旗を飜したるものを赦免し玉へるのみならず、榎本海軍中将の如き、大鳥樞密顧問官の如き、各々其特能に応じ、挙げて顕要の地に陞さる、類例甚だ多し。其臣民に非ずして而も大名赫々たるの人を待たるゝに於ては、寛弘の量必ず更に幾倍を加へらるべきのみ。

要するに今日閣下の決せらるべき最大条件は、貴国が依然として執着する旧治道の結果をうけ、看す看す大厄運に陥るに任せ、之と運命を共にすべき耶、将た余力を蓄へて他日の計を為すべき耶の一点に存す。従来貴国武人の敵軍の書牘に接する、多くは豪言壮語を以て之に酬ひ、漫に其強を衒ひ、若くは其弱を蔽はんとするを以て能事とす。僕の此書を致す、洵に友誼の至誠に発す、決して艸々にせず、閣下請ふ之を察せよ。閣下にして幸に此書に具陳するの鄙衷を容れられん乎、之を実行するの方法に於ては、閣下の許容を得て更に言陳するあらんとす。祐亨頓首。

北洋艦隊提督丁汝昌自殺す

〔二・一八、東京日日〕丁提督、劉管駕、張統領の自殺。(十七日大本営発)

新納海軍少佐より、左の事を報告すべき旨申し来る。

昨日司令長官は、敵の軍使に向ひ請求通り允すに由り、本日午前軍港を解放すべし、而して本日午前十時迄に再び来り報ぜよと命ぜしに、今朝其の時刻前に来り報じて曰く、昨夜丁汝昌(北洋海軍提督)劉歩蟾(定遠管駕)張文宣(劉公島統領)は自殺したり、後事は都て英人マツクリユーアに委嘱したりと、依て司令長官は、右マツクリユーアに只今一の書簡を発し懸合中なりと、

斯の英雄に贈る 日本軍艦の弔砲

〔二・二〇、東京日日〕十九日上海発

丁提督以下清国将官の遺骸は、汽船康濟号(清軍艦康濟号にあらず)に搭載せられ芝罘に到着したり、同船の威海衛を発せるとき、日本軍艦は弔砲を放ち、又日本の諸将校は丁提督の為に大に哀悼の情を表はしたり、外国人並に清国人は之を見て、倶に深く日本人の

高義に感じたり。

敵の北洋艦隊全滅

〔二・二一、時事〕（広島二月二十日午後三時特派員発至急報、二月二十日中村常備艦隊参謀長発電）左の電報を持来れり。

本日午前我全艦隊威海衛湾内に入航せり。

劉公島砲台　水雷隊営

鎮遠　済遠　平遠　廣丙　鎮邊　鎮中　鎮西　鎮東　鎮北　鎮南

其他官衙とも受取り済となり、直ちに鎮遠、済遠、廣丙には廻航員を乗艦せしむ、準備整ひ次第鎮遠は一と先づ旅順口に、其他は本邦に廻航せしむる筈。

各所の砲台及び水雷営所は、旅順口海兵団の兵員を以て守備し居れり。

軍艦康済は武装を解き、丁汝昌の柩を廻送せしむる為め彼れに与へたり。

二月十七日　威海衛港　伊東聯合艦隊司令長官

世界に向つて誇るに足る帝国軍隊の行動

佛国従軍記者驚嘆して語る

〔二・二二、報知〕佛国フヰガロー新聞記者カレスコー及びイルエストラシオン新聞記者ジヨセフ・ラローの両氏は、先きに第二軍に随従して威海衛方面に向ひ、去る十五日大本営御用掛接待員鮫島盛氏と共に帰朝したるが、氏が或人に向ひて左の如く語れり。

余等は日本軍隊の動作を精細に観察せんが為め従軍したる者にして、大日本帝国軍隊の挙動は如何ばかり世界に対して誇るに足るべきの名誉を有するかの観察をとげて之を本国新聞に通信するの愉快を得たり。余等はまづ第一に感じたるは日本軍隊栄城湾上陸の際、万の兵卒千の人夫整々粛々として些の混雑なく、各々其順を得て毫末の乱るゝなくして全く上陸を了へたること是なり、第二に軍司令部の用意周到なるに驚けり、余等の上陸するや既に土民慰撫の公示は掲げられ、又村端の某家に「産婦あり入るべからず」と記しあるを見たり、斯くまでに何事も行届かんとは実に予想外なりき、第三に軍夫の能く労に堪ゆるに驚けり、其食ふ所は一椀の飯、二顆の梅干にすぎず、而もよく寒苦を忍びてよく労役に服し運輸に些かの遅滞を来さゞる事実に感ずべきの至りにあらずや、余等軍隊に従ひて海浜を伝ひ行けば土砂足を没し、尺進寸退漸く摩天嶺に着せり、其間僅かに十一里程実に五日を要せり、人夫の労苦は察するに余りありと云ふべし。

次に余等は余等の心を激しく刺撃したる一事に会せり、余等は之を以て軍人社会に於ける一大美談として、世界に喧伝せらるゝの価値あるものと信ず、詩人は之に依りて画くべく、文者は又稗史を作りて以て後代に残すに足るべし、摩天嶺占領の日なりき、日本の軍兵趙北嘴の砲台を攻撃するや、敵の此処を守るもの枯葉の秋風に散るが如く皆ちり〴〵に敗走し難なく此を占領したるが、幾程もなく何処よりか迷ひ出でけん嬋妍たる美人の我軍に投じ来るあり、是れ必ず敵将の蓄妾にして今回の潰走に逃げ後れたるものならん、之を

見ても清国軍人の腐敗したるを察すべきなり、川村中佐之に道を教へて遠くさけしめ村家に到るを得せしめたり、既にして孩児の地上に横はるを見る、定めて是れ以前のもの丶児ならん、余りの憫然さに六師団大隊長樋口大尉之を抱き上げ種々にすかしてその泣音をやむ、即ち俘虜を呼び「汝若し此児を母親に届けくれなば汝を許して放還すべし」と命じけるに、俘虜は大に悦び其旨を奉じて児を懐かんとすれば、児中々に聞く色なく却て悲鳴して愈々大尉になづき又行くを欲せざるもの丶如し、斯くてあるべきにあらねば、大尉は左手に児を抱き右手に剣を提げ全軍を指揮し他の砲台に向け進攻せり、嗚呼右には剣を提げて以て清軍膺懲の実を遂げ、左には児を抱いて以て敵人慈愛の証を示す、今回征清の挙大義に出でたると是によりても明かなり、日本の将卒何すれぞ殺戮を好まんや、先きに旅順の役あるや、何等の猾児ぞ徒づらに虚報を発して世界の耳目を欺むかんとしたる、悪みても尚ほ余りありと謂ふべし。夫れ戦争は已に野蛮の所業なり、報酬なり、彼れ已に我を屠るに残酷を用ふ、我も亦た之に応ずるに何の咎めかある、既に咎なくして之に酬ゆるを欲せず、大に寛大優厚の処置を以て彼等清軍捕虜を遇し、病あるもの傷あるもの皆之れが治療を与ふるにあらずや、余等は日本帝国の如き慈愛心に富める民あるを此広大なる地球上に発見し得るかを怪しむなり。翻つて清軍を見よ、日本軍卒の一度彼等の手に落つるや、彼等は有ゆる残酷の刑罰を以て之を苦しむるにあらずや、或は手足を断ち或は首を切り睾を抜く、其無情実に野蛮人にあらざるよりは能くすべきの業にあらず、而して日本帝国は之あるに拘らず暴に酬ゆるに徳を以てす、流石に東洋君子国たるに愧ぢずと云ふべし。

講和使節李鴻章馬關に上陸

〔三・二二、時事〕（馬關三月二十日午後四時四十六分特派員発）

李鴻章は本日午後三時五分小蒸気小野田丸にて、阿彌陀寺町鎮守神社前仮棧橋に着し、直ちに支那の輿に乗り、談判所藤野方（春帆楼）に入れり、其間の距離二丁許りなり、李經芳、羅豐祿、伍廷芳等随員九名、輿丁六名、輿側に従歩せしもの三名なり、羅豐祿は巻物を絽に包みて鄭重に携へ居たれば、多分国書ならん、李經芳は先年東京を去りし時に比し、顔色余程衰へたれども、李鴻章は病後なりと云ふにも似ず、顔色壮んにして金縁白玉の眼鏡を掛け、船より棧橋を経て一間程の石段を攀ぢて輿に乗る、船室を出づる時と石段を上るとき二名の従者に抱き扶けられたるも是は只大国大員の儀式に過ぎざるべし、衣服は黒の上衣にして茶緞子の袴を着け、底の薄き靴を穿ち居たるも、丈けは五尺六寸位ありて他のものより高く、船を出で棧橋に移るとき山なす見物人を見上げ、大そうなる人出だなと云ふ面付きを為したるのみ直ぐに儼然威儀を整へ輿に入りたり、李經芳は上陸するや、待受けたる官吏に挨拶して頻りに笑ひを催し居れり。李經芳以下は何れも人力車に乗じ途中二丁の間は巡査整列して警衛せり。

　是れより先き伊藤、陸奥両大臣は談判所に入り待ち受け居たれば対談直ぐにはじまりしならん。

日清両国全権第一回の会見

〔三・二二、時事〕（馬關三月二十日午後五時五十三分特派員発）

両国全権の会見は一時間余にして、李は今四時二十五分談判所を出で帰船したり。

談判所を出で玄関先きにて輿に乗る前、李鴻章は顔に微笑を含みたるも、輿に乗りて後は少しく俯きて、何となく物思はしげなる様子なりし。

斯くて李鴻章の輿、談判所の門前なる石段を下るや、其後に従ひたる李經芳、羅豐祿、伍廷芳の随行者も各々腕車に乗り、以前の如く途中を警戒され、数多の見送人に送られつゝ、鎮守前の棧橋へと赴きたり。

暴漢、李鴻章を狙撃

犯人小山六之助其の場で捕縛さる

〔三・二五、東京日日〕（三月廿四日馬關特電）本日（廿四日）午後四時半頃、李鴻章会見の帰途、引接寺の曲り角にて短銃にて面部を撃たる、犯人は群馬県人小山(錄)?之助（二十一）にて、直ぐ捕縛せり、委細は跡より。

×

〔三・二五、東京日日〕（廿四日馬關発）犯人小山が行兇の場所は外濱町即ち会見所の藤野（春帆楼）を出で、阿彌陀寺町を西へ行き、引接寺に曲らんとする角にして、憲兵屯署の前（橋向ふには巡査派出所もあり）なり。

其の犯時の模様は、彼れ、李鴻章の轎夫を捉へ発銃せるなり、其の一刹那、阿部憲兵上等卒、新條警部は直ちに進みて取押へたり。

李鴻章狙撃事件に関し

聖上御軫憂 勅語を賜はる

〔三・二五、官報〕詔勅 ○朕惟フニ清国ハ我ト現ニ交戦中ニアリ、然レドモ已ニ其ノ使臣ヲ簡派シ、礼ヲ具ヘ式ニ依リ、以テ和ヲ議セシメ、朕亦全権辨理大臣ヲ命ジ、之ト下ノ關ニ会同商議セシム。朕ハ固ヨリ国際ノ成例ヲ践ミ、国家ノ名誉ヲ以テ適当ノ待遇ト警衛トヲ清国使臣ニ与ヘザルベカラズ、乃チ特ニ有司ニ命ジ怠弛スル所ナカラシム。而シテ不幸危害ヲ使臣ニ加フルノ兇徒ヲ出ス、朕深ク之ヲ憾ミトス、其ノ犯人ノ如キハ、有司固ヨリ法ヲ案ジ処罰シ、仮借スル所ナカルベシ、百僚臣庶夫レ亦更ニ善ク朕ガ意ヲ体シ、厳ニ不逞ヲ戒メ、以テ国光ヲ損ズル勿カラムコトヲ努メヨ。

御名御璽

明治二十八年三月二十五日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

〔各大臣副署〕

我が艦隊南方に活躍して

澎湖島を占領す

〔三・三〇、東京日日〕（二十九日大本営発）十五日佐世保出発以来連日強き風波を凌ぎ、二十日午後倉嶋の港に到着す。

此日、吉野、浪速は澎湖島偵察に行きしが、其報告に曰く、裏正角湾には好き上陸点あり、又候角灣の北々東に当り、高地に砲台ら

しきものありと。即ち裏正角灣を上陸点と定め、第一遊撃隊は先づ砲台らしきものを砲撃し、其結果を見て本隊及び運送船は上陸点に進み、揚陸に着手することに手筈を定め、翌廿一日廿二日計画運動を執らんとせしも、風波荒きを以て又之を止め、本日（廿三日）午前六時出港、初めて運動に着手し、九時四十分第一遊撃隊先づ砲台らしきものに対して砲撃せしむ、彼直に之に応砲せしも、其砲は十五珊砲位にして、二三門に過ぎずと認めしが故に、此砲撃中本隊は運送船を率ゐて裏正角に進み、運送船に投錨を命じ、第一遊撃隊には砲台を牽制せしめ、十一時四十分より漸々に着手し、何の抵抗もなく午後二時四十五分迄には既に軍隊の揚陸を了れり、本隊も正午頃より二時迄第一遊撃隊と共に砲台を砲撃せり、艦隊よりは、本日（廿三日）午後、馬公城（マーコン）占領の後砲台砲を利用し、漁翁島に向ひて砲撃せしむる為め、人員四十二人に野砲三門を携帯し、上陸せしめたり。

又明日（二十四日）は時機に依り銃隊二中隊、野砲三門を上陸せしむる筈なり、其内銃隊と野砲三門とは圓頂灣方面の押へとなし、野砲三門は混成枝隊の全力と共に馬公城に進み、其砲台占領の後は之を使用せしむる計画なり。

此景況は跡より帰へす運送船にて報告すべし。

三月廿三日午後三時澎湖島にて　　伊東聯合艦隊司令長官

休戦条約の要領

〔三・三一、東京日日〕（三十日馬關特電）休戦条約の要領は左の如し。

今回の不幸のため、和議の進行を遅くしたるに依り、天皇陛下は我全権大臣に命じ、一時休戦を許さしむ。

（第一）奉天、直隷、山東の地方に限り休戦す。

（第二）両軍は実際攻戦中止の時の位置に止まるべし。

（第三）両軍は攻守共に一切の手段を進行すべからず。

（第四）海上の運兵、戦時禁売品の運搬は、戦時公法に従ひ捕獲を免れざる可し。

（第五）本条約調印後三週間を休戦期間とす。

（第六）電報の便なき所には及ぶべきだけ速達便を以て達すべし。

（第七）本条約は来る四月廿日正午を以て、通知を待たず満期執行す、若し其前に談判波裂せば直に無効たるべし。

李鴻章遭難事件と欧米新聞の論評

〔四・二、日本〕李伯遭難の報欧米諸国に達するや、我国の評判頗る宜ろしからず、何処の新聞にても露国皇太子事件を持ち出して、是は文明の仮装破綻してダークサイド（悪しき側面）を顕はしたる者なりと云ひ、又武器の戦争に勝ちて道徳の戦争に敗したるものなりと評せり。

独り英国の新聞は稍や穏かなれども、日本は此一事にて大損害を受けたり、此気風を絶つの工夫なくんば、将来日本人の快からぬ国人に対し、又も此類の兇変を惹き起して損害を与ふることあるべしと論じ、維納の新聞は日本人は客を歓待するの道義に乏しき人民なりと評せり。（時事）

京都電氣鐵道 東京より一足先に開通

〔四・四、日本〕 博覧会の為め七条停車場より木屋町を経て同会場前に敷設せし京都電氣鐵道は本日より開業せしが、非常の乗客にて速力は同線路間の下り二十五分、上り二十八分を要せしが、珍らしき事とて線路には数万の老幼男女群集して見物するもの山の如く、同鐵道の運転成績は上首尾なりと。

米国婦人界に日本服が流行

〔四・一〇、國民〕 シカゴ府大博覧会以来我国の文明も漸く外人の知るところとなりしも、开は唯奇麗の陶器、茶、絹糸を出すの国なりとして知らるゝ位に止まりしが、昨年日清交戦以来は日本を尊敬するの気風至るところ頓に興り、何もかも日本々々と一夕の宴会珈琲の席上にてすら日本人の歓待せらるゝこと実に甚しく、殊に可笑しきは日本婦人服の流行にて、彼等に取り服装の如何にも不恰好なるに拘はらず、婦人は多く之を宴会の席に着し、事々物々戦勝国としての日本を誇賞すること恰も自国の自慢話を為すに異らず。左れば当時米国婦人交際場裏にて、日本婦人服を着せざるものは同好の顰(ひん)に傚はずとて、大に排斥せらるゝ程なりと此頃帰朝の人は語りぬ。

李鴻章負傷後最初の会議

〔四・一二、東京日日〕 (十日午後七時十九分馬關特電) 本日午後四時より伊藤内閣総理大臣、伊東内閣書記官長(陸奥外務大臣は病気の為め欠席)、李鴻章以下彼我例の人数にて会見所に集る。李鴻章負傷後始めて轎に乗り、山路を取り春帆楼に入る。李鴻章は当日白色の服を着し、眼鏡を懸け、創所には小き膏薬を貼れるのみ。

談判二時間余にて六時過に終る、以て問題の重大なりしを知るべし、若し此の休戦期間に平和条約成らずんば、北京城下の盟まで進むは勿論、談判の為めに休戦期間を延すことは必ず之れ無しと聞く。

日清講和条約調印

〔四・一八、東京日日〕 (十七日馬關発) 本日午前十時、清国両全権は我要求の条件を允諾し、媾和本条約に調印せり。

昨日伊東書記官長と、伍参賛官と出会したるは、条約調印に至るまでの打合なりしならん。

講和使節去る 警戒頗る厳重

〔四・一九、國民〕 (四月十七日午後四時馬關発) 今日午後三時三十分李鴻章以下一行、公義、禮容二艦に乗込み愈当港を抜錨せり、通路警戒厳にして無事。

李埈鎔の叛逆 露顕して捕縛さる

大院君の愛孫にして前駐日公使たる

〔四・二〇、時事〕 (四月十九日京城発) 日本駐在全権公使を免ぜられたる李埈鎔は、昨夜捕縛せられたり。(金鶴羽暗殺事件の嫌疑に因るものならん)。

×

〔四・二〇、東朝〕（十九日京城発）大叛逆愈々暴露し、李埈鎔は昨夜八時捕縛せられ、大院君其後を追ひ警務庁に抵り、之を取返さんとして果さず。

平和克復　大詔降る

〔四・二一、官報〕詔勅　○朕惟フニ国運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムヘク、治平ヲ保持シテ、克ク終始アラシムルハ、朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ、亦即位以来ノ志業タリ。不幸客歳清国ト釁端ヲ啓キ、朕ハ止ムヲ得スシテ、之ト干戈ヲ交ヘ十余月ノ久シキ結ヒテ解クル能ハス、而シテ在廷ノ臣僚ハ、陸海両軍及議会両院ト共ニ、咸能ク、朕カ旨ヲ体シテ朕カ事ヲ奨メ、内ニ在テハ参画経営シ、貲用ヲ給シ、需供ヲ豊ニシ、防備ニ力メ、外ニ在テハ、櫛風沐雨祁寒隆暑ニ暴露シ、百艱ヲ冒シ、万死ヲ顧ミス、旭旗ノ指ス所風靡セサルナシ、出征ノ師ハ仁愛節制ノ声誉ヲ播シ、外交ノ政ハ捷敏快暢ノ能事ヲ尽シ、以テ能ク帝国ノ威武ト光栄トヲ中外ニ宣揚シタリ、是レ朕カ祖宗ノ威霊ニ頼ルト雖モ百僚臣庶ノ忠実勇武、精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ、安ソ能ク此ニ至ランヤ、朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ汝有衆ノ協翼ニ頼リ、治平ノ回復ヲ図リ国運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ。

今ヤ朕清国ト和ヲ講シ、既ニ休戦ヲ約シ、干戈ヲ戢ムル将ニ近ニ在ラムトス、清国渝盟ヲ悔ユルノ誠已ニ明ニシテ、帝国全権辨理大臣ノ按定セル条件克ク朕カ旨ニ副フ、治平光栄併テ之ヲ獲ル、亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全功ヲ収メタルニ外ナラス。祖宗大業ノ恢宏今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ、朕カ祖宗ニ対スルノ天職ハ、斯ニ其ノ重ヲ加フ、朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ケ、以テ将来ノ嚮フ所ヲ明ニセサルヘカラス。

朕固リ今回ノ戦捷ニ因リ、帝国ノ光輝ヲ闡発シタルヲ喜フト共ニ大日本帝国ノ前程ハ、朕カ即位以来ノ志業ト均ク、猶ホ甚タ悠遠ナルヲ知ル。朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕綏ヲ戒メ、謙抑ヲ旨トシ、益々武備ヲ収メテ武ヲ瀆スコトナク、益々文教ヲ振テ文ニ泥ムコトナク上下一致各々其ノ事ヲ勉メ、其ノ業ヲ励ミ、永遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム。戦後軍防ノ計画財政ノ整理ハ、朕有司ニ信任シテ、専ラ賛襄ノ責ニ当ラシムヘシト雖モ、積累蘊蓄以テ国本ヲ培フハ、主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラサルヘカラス、若夫勝ニ狃レテ自ラ驕リ、漫ニ他ヲ侮リ、信ヲ友邦ニ失フカ如キハ、朕カ断シテ取ラサル所ナリ、乃チ清国ニ至テハ、講和条約批准交換ノ後ハ其ノ友交ヲ復シ、以テ善鄰ノ誼愈々敦厚ナルヲ期スヘシ、汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ体セヨ。

御名御璽

明治二十八年四月二十一日

内閣総理大臣　伯爵　伊藤　博文

第四回博覧会美術館に出品の

黒田清輝の裸体画　遂に問題化

〔五・一、東京日日〕裸美人画の取捨　○京都に於ける第四回内国勧業博覧会の美術館に陳列せられたる、黒田某氏の裸体美人画は、

近日世上の一論題たり、吾曹は躬、美術の鑑識家に非ず亦批評家に非ざるが故に、審査官が取て以て美術館の一列品とすべしと鑑別したるに付ては、茲に其可否を断ずるを敢てせず、即ち黒田氏の裸体画を取りたるの允当なるや否やは、吾曹が敢て断言する能はざる所なり、然れども裸体画を以て悉く美術の範疇外に排斥するは、吾曹が審美の通則に於て同意する能はざる所なり、而して之と同時に苟も描写の巧、神に入るに於ては、如何なる淫猥の情景を画けるものも皆以て美術品とすべしといふに至ては亦吾曹が同じ審美の原則に於て許す能はざる所なり、則ち裸体なるも画いて美術の粋を為すものあり、裸体ならざるも写して美術の神を失へるものあり、要は其形象の末に在らずして其形象に由て発揮せらるゝの理想如何に在り。

各大臣各樞密顧問官悉く京都に参集して
重大問題討議せらる

〔五・八、報知〕大本営会議　○本日〔七日〕京都なる大本営に於て各大臣高等武官の総会議を開かるゝこととなり、在京各大臣各樞密顧問官は、何れも一昨夜までに京都に向け出発せられたるが、聞く所によれば、此総会議は云ふ迄もなく国家の重要問題にして、其会議の手続は先づ各大臣高等武官の総会議に依て決定したるものを伊藤首相より上奏し、陛下には更に此総会議の決議を樞密院へ御諮詢あらせらるべき御予定にて、場合に依りては樞密院会議には、陛下の臨御あらせられ親しく御諮詢あらせらるゝ事も之れあらんとの事にて、特に京都に召集せられたるものなりと承る。

朝鮮を完全に独立せしめ
帝国の権域を南北に伸張し
東洋の和平初めて全し
日清講和条約及別約批准さる

〔五・一三、官報〕勅令　○朕、明治二十八年四月十七日下ノ關ニ於テ朕ガ全権辨理大臣ト清国全権大臣ノ記名調印シタル媾和条約及別約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十八年五月十日

内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文
外　務　大　臣子爵　陸奥　宗光

大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ハ、両国及其ノ臣民ニ、平和ノ幸福ヲ回復シ、且将来紛議ノ端ヲ除クコトヲ欲シ、媾和条約ヲ訂結スル為メニ、大日本国皇帝陛下ハ内閣総理大臣従二位勲一等伯爵伊藤博文、外務大臣従二位勲一等子爵陸奥宗光ヲ、大清国皇帝陛下ハ太子太傅文華殿大学士北洋大臣直隷総督一等肅毅伯李鴻章、二品頂戴前出使大臣李經方ヲ各其ノ全権大臣ニ任命セリ、因テ各全権大臣ハ互ニ其委任状ヲ示シ、其ノ良好妥当ナルヲ認メ、以テ左ノ諸条款ヲ協議決定セリ。

第一条

清国ハ、朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス、

因テ右独立自主ヲ損害スベキ朝鮮国ヨリ清国ニ対スル貢献典礼等ハ将来全ク之ヲ廃止スベシ。

第二条

清国ハ左記ノ土地ノ主権竝ニ該地方ニ在ル城塁兵器製造所及官有物ヲ永遠日本国ニ割与ス。

一、左ノ経界内ニ在ル奉天省南部ノ地。

鴨緑江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ、該河口ヨリ鳳凰城海城營口ニ亘リ、遼河口ニ至ル折線以南ノ地、併セテ前記ノ各城市ヲ包含ス、而シテ遼河ヲ以テ界トスル処ハ該河ノ中央ヲ以テ経界トスルコトト知ルベシ。

遼東湾東岸及黄海北岸ニ在テ奉天省ニ属スル諸島嶼。

二、臺灣全島及其ノ附属諸島嶼。

三、澎湖列島即英国「グリーンウーイチ」東経百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼。

第三条

前条ニ掲載シ附属地図ニ示ス所ノ経界線ハ、本約批准交換後、直チニ日清両国ヨリ各二名以上ノ境界共同劃定委員ヲ任命シ、実地ニ就テ、確定スル所アルベキモノトス、而シテ若本約ニ掲記スル所ノ境界ニシテ、地形上又ハ施政上ノ点ニ付、完全ナラザルニ於テハ、該境界劃定委員ハ之ヲ更正スルコトニ任ズベシ。

該境界劃定委員ハ、成ルベク速ニ其ノ任務ニ従事シ、其ノ任命後一箇年以内ニ之ヲ終了スベシ。

但シ該境界劃定委員ニ於テ、更定スル所アルニ当リテ、其ノ更定シタル所ニ対シ、日清両国政府ニ於テ可認スル迄ハ、本約ニ掲記スル所ノ経界線ヲ維持スベシ。

第四条

清国ハ、軍費賠償金トシテ庫平銀弐億両ヲ日本国ニ支払フベキコトヲ約ス、右金額ハ都合八回ニ分チ、初回及次回ニハ、毎回五千万両ヲ支払フベシ、而シテ初回ノ払込ハ、本約批准交換後六箇月以内ニ、次回ノ払込ハ本約批准交換後十二箇月以内ニ於テスベシ、残リノ金額ハ六箇年賦ニ分チ、其第一次ハ本約批准交換後二箇年以内ニ其ノ第二次ハ本約批准交換後三箇年以内ニ、其ノ第三次ハ本約批准交換後四箇年以内ニ、其ノ第四次ハ本約批准交換後五箇年以内ニ、其ノ第五次ハ本約批准交換後六箇年以内ニ、其ノ第六次ハ本約批准交換後七箇年以内ニ支払フベシ、又初回払込ノ期日ヨリ以後、未ダ払込ヲ了ラザル額ニ対シテハ、毎年百分ノ五ノ利子ヲ支払フベキモノトス。

但シ清国ハ何時タリトモ該賠償金ハ、全額或ハ其ノ幾分ヲ前以テ一時ニ支払フコトヲ得ベシ、如シ本約批准交換後三箇年以内ニ該賠償金ノ総額ヲ皆済スルトキハ、総テ利子ヲ免除スベシ、若夫迄ニ二箇年半若ハ更ニ短期ノ利子ヲ払込ミタルモノアルトキハ、之ヲ元金ニ編入スベシ。

第五条

日本国へ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ、右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スル者ハ、自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ベシ、其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二箇年間ヲ猶予スベシ。但シ右年限ノ満チタルトキハ、未ダ該地方ヲ去ラザル住民ヲ、日本国ノ都合ニ因リ日本国臣民ト視為スコトアルベシ。

日清両国政府ハ、本約批准交換後直チニ各一名以上ノ委員ヲ臺灣省ヘ派遣シ、該省ノ受渡ヲ為スベシ、而シテ本約批准交換後二箇月以内ニ右受渡ヲ完了スベシ。（中略）

第九条

本約批准交換ノ上ハ、直チニ其ノ時現ニ有ル所ノ俘虜ヲ還附スベシ。而シテ清国ハ、日本国ヨリ斯ク還附セラレタル所ノ俘虜ヲ虐待若ハ処刑セザルベキコトヲ約ス。日本国臣民ニシテ軍事上ノ間諜若ハ犯罪者ト認メラレタルモノハ、清国ニ於テ直チニ解放スベキコトヲ約シ、清国ハ又交戦中日本国軍隊ト種々ノ関係ヲ有シタル清国臣民ニ対シ、如何ナル処刑ヲモ為サズ、又之ヲ為サシメザルコトヲ約ス。

第十条

本約批准交換ノ日ヨリ攻戦ヲ止息スベシ。

第十一条

本約ハ大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ニ於テ批准セラルベク而シテ右批准ハ、芝罘ニ於テ明治二十八年五月八日、即光緒二十一年四月十四日ニ交換セラルベシ。

右証拠トシテ両帝国全権大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ二通ヲ作ル。

大日本帝国全権辨理大臣
内閣総理大臣従二位勲一等　伯爵　伊藤　博文印

大日本帝国全権辨理大臣
外務大臣従二位勲一等　子爵　陸奥　宗光印

大清帝国欽差頭等全権大臣
太子太傅文華殿大学士北洋大臣直隷総督一等肅毅伯　李　鴻　章印

大清帝国欽差全権大臣
二品頂戴前出使大臣　李　經　芳印

（地図）（略）

別約（略）

議定書（略）

明治二十八年

遼島半島還附　大詔渙発

〔五・一三、東京日日〕遼東半島還附ニ関スル詔勅。

朕嚮ニ清国皇帝ノ請ニ依リ、全権辨理大臣ヲ命シ、其ノ簡派スル所ノ使臣ト会商シ、両国講和ノ条約ヲ訂結セシメタリ。然ルニ露西亜、獨逸両帝国及法朗西共和国ノ政府ハ、日本帝国カ遼東半島ノ壌地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ、東洋永遠ノ平和ニ利アラスト為シ、交々朕カ政府ニ慫慂スルニ、其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ。

顧フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、竟ニ清国ト兵ヲ交フルニ至リシモノ、洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメムトスルノ目的ニ外ナラス。而シテ三国政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所、其ノ意亦茲ニ存ス。朕、平和ノ為ニ計ル、素ヨリ之ヲ容ルヽニ吝ナラサルノミナラス、更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ、治平ノ回復ヲ遅滞セ

シメ、以テ民生ノ疾苦ヲ醸シ国運ノ伸張ヲ沮ムハ、真ニ朕カ意ニ非ス。且清国ハ講和条約ノ訂結ニ依リ、既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ、我カ交戦ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム。今ニ於テ大局ニ顧ミ寛洪以テ事ヲ処スルモ、帝国ノ光栄ト威厳トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス。朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ、朕カ政府ニ命シテ、三国政府ニ照覆スルニ、其ノ意ヲ以テセシメタリ。若シ夫レ半島壌地ノ還附ニ関スル一切ノ措置ハ、朕特ニ政府ヲシテ清国政府ト商定スル所アラシメムトス。今ヤ講和条約既ニ批准交換ヲ了シ、両国ノ和親旧ニ復シ、局外ノ列国亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ。百僚臣庶、其レ能ク朕カ意ヲ体シ、深ク時勢ノ大局ニ視、微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ、邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ。

三国の干渉来る

〔五・一四、東京日日〕（十三日京都発）聞く処に拠れば、四月廿三日露、獨、佛の三国政府より、各東京駐劄公使を以て我が政府に申込みしは、大陸に於ける土地の永久保有を罷められよと云ふに止り、我が政府は数回の廟議を尽し、彼と往復せし後、去る四日の決議を以て応諾を与へたるにて、清国政府より再度猶予を請ひ来りしは、露国等の我が応諾に対する意向を窺はんが為なるべく、而して露国等、我が迅速の応諾に満足せしを聞きしより、周章てゝ批准交換を其の全権委員に命ぜしならん。

又た我に於て斯く速かに応諾せしは、三国と和親を破らざるに決したる以上、其の意を容るゝと共に、第三者たる列国をして日清両国間の案件に容喙せしめざる為めにて、即ち批准は予定通り済ませ他の条件は無論、遼東半島と雖も永久領有の外、如何に処置するも日清間にて決定するの地歩を取りたるものなり。是に於て三国亦皆な我の所置に満足し、公使を以て公式に其の意を述べ、且つ平和の復帰せしを賀し来れりと聞く。

清国政府よりも李鴻章を以て、清帝が批准の上諭を発せられしと並に交換済の条約以外に追加条約を訂結するの必要あるべきこと等を通知し来れりと云ふ。

李埈鎔等一味に宣告下る

〔五・二六、東京日日〕流終身の罪人李埈鎔、特典を以て更に二等を減じて流十年に処し、配処は喬桐府に定下すとは、官報号外の報ずる所、喬桐府は江華の北隣に当る喬桐島にあり、大君主宗親を待するの厚きに由るか、抑も大院君府太夫人哀訴要請の結果歟。

近衛師団臺灣に上陸す

〔六・四、東京日日〕今朝〔三日〕鹿児島発にて、殆ど公報とも見るべき左の電報或る筋に達したり。

近衛師団の一部は、二十九日澳底に上陸の時より戦争を始め、彼に多くの死傷者を出し我に一の死傷者無く、三貂大嶺に前進せり、兵站部其の他は三十日、三十一日の両日を以て上陸せり。

本文の澳底は鶏籠より東南約我十里の海岸にある村落にして、三貂大嶺は澳底より鶏籠に達する街道に当る山嶺なり。

臺灣受領

〔六・一二、報知〕 臺灣島は本月二日を以て受渡終了せし由にて、樺山總督より左の公報ありたり。

六月一日午後四時、李經芳は獨逸汽船公義号にて来着、二日午前十時横濱丸にて会合、午前十一時二十分李を訪問す、午後二時水野、島村を彼の船に遣し、引渡手続を商議せしむ、同日午後九時引渡物件に関する文書の交換を終り、臺灣授受の手続全たく結了せり、彼の船は本日午前零時三十分上海へ向け出帆せり。

基隆に於て　樺山臺灣總督

伊藤内閣総理大臣

錦輝館の演説中止又中止
遼東半島還付の屈辱外交に憤懣せる

〔七・一、日本〕（前略）一時三十分、会は即ち開かる。劈頭第一岩崎萬次郎氏、戦局の善後策と題して今日首として議すべきものは軍備よりも財政よりも先づ責任問題である、何の為めの責任ぞ、遼東半島還付より来れる外交の当局者……と言ひ掛くれば、早や臨監警部より中止の声掛る。

第二には改進の若殿高田早苗氏伊藤伯の外交と呼はり、或人は云ふ、日本四千万中外交に当り得るものは伊藤伯あるのみ（聴衆曰く大隈伯がある）と、併し弱いものからはフンダクリ強いものが出れば献上する、之が外交の能事ならば吾々も真似が出来ソーなり。伯が馬關に於て李鴻章を手玉に取りしお手際は素張らしかりき、広島の歓迎会に右手杯を挙げて大風の歌を豪吟せられし御威勢は勇ましかりき。されども其の結果は如何……警官曰く、中止……。

第三に贄田橘氏、膨脹的日本と現内閣、何やら二言三言口元動きしと見えしが直ちに中止。

第四に金尾稜嚴氏、閣臣の責任を論ずとて、怠慢云々と云ふや直ちに中止となりて引下り。

第五に新政党の幹事と聞えたる森肇氏、得意の長髪を振り払ひて代言論法、先づスタインの講義を始めたり。云く此書は是れ伊総の崇拝する大先生の著、而かも巻頭の題詞あり、今此の書を読む何の不可かあらんと、即ち巻を繙ときて曰く、一朝国難あり、国家に侮辱を受くる時は、人外交の当局に対して或は利益の挙動もあらん或は不利益の措止もあらん、されど是れ国民精神の迸る所固より咎むべからず。又云く君主は責任なし、又云く国家活動の場合に於ては時に失策なきを得ず、爰に於てか大臣の責任は起るなりと。偖顧みて我大臣は如何……警官曰く中止。

第六には田口鼎軒翁、開口一番英国言論の自由なるを引証して、我が現時監督の酷なるを憤慨し、立憲政治は事実を質すことも出来ざるかと云へば、未だ本論にも入らざるに、警官は早く中止を命じたり。（下略）

死傷二千七百人
日清戦争の我軍死傷

〔七・五、日本〕 昨年八月日清兵を交へて以来、去る五月八日両

国全く平和に克復したる凡そ三百余日の間に於て、我出征軍隊の戦死或は傷病にて終に死亡したる員数を其筋にて調査したる処によれば、実に二千六百九十三人にして、之を大別すれば左の如しと云ふ。

（五月三十日調）

戦死　七百三十六人
傷死　二百二十八人
病死　一千六百五十八人
死亡　四十六人
生死不明二十五人
合計　二千六百九十三人

備考、単に死亡と記するは、自殺、変死、又は過て負傷死に至りたるものなり。

朴泳孝と王妃　衝突の由来

〔七・一一、時事〕韓廷騒擾の起因は王妃が閔党の勢力恢復を謀り、朴泳孝等を羅織排擠せんとしたるなりとは人々の斉しく唱ふる所なるが、今其の由来を聞くに、一時王妃が陽（うはべ）に朴氏の歓心を買はんとしたるは井上公使を憚かりての所業にして、内心は常に間（ひま）に乗じて閔党の恢復を夢み、沈相薫、閔泳達、閔泳煥、金春煕、李載純等の徒と陰かに謀略を回らせり、朴氏之を知らざるにあらざるも内閣の実権自己の掌中に在ると、禹範全、申應熙は訓練隊を統率し、李允用は警務使となり居たるより、戒心を怠り居りたるに、王妃は日本人より忘恩者と非難せられたる朴氏が、朝鮮協会の創立に尽力して日本人間に勢望を回復せんとするを見て大に狼狽し、井上公使の不在を好機に一日も早く朴氏を排陥せんと欲し、先づ第一着の手段として、去る二十三日の日曜日に内閣員の夢にも知らざる間に閔党の者十六人を挙げて特進官と為し、以て内閣に当らしめんとせり、朴氏等之を見て大に驚き、王妃の跋扈を制せん為め閣議にて王城の守衛旧兵を訓練隊と更代せしむることに決定し、直ちに総理大臣朴定陽氏をして奏請せしめたるに、国王は其奏請を容れられざりしより、朴総理は更に昨年発布の勅令を実行せんとするに過ぎずと奏上せしに、昨年の事などは知らずと言ひて、飽までも君権を弄せられしかば、総理大臣は遂に辞表を提出する事となりたり、斯く王妃と朴泳孝氏は相反目し居る矢先に、佐々木留藏なるものは奇怪にも崔、韓、李の三人に、朴氏謀反を計れりなど〻語りて、此事端なくも王妃の股肱掌禮院卿沈相薫の耳に入り、沈相薫は奇貨居くべしとなし、直ちに国王に奏上したるより、王妃等は朴氏を羅織するの機会を待受けたる際なれば、事実の真否をも確めず、朴氏を国事犯嫌疑の名を以て捕縛して厳罰に処し、而して後徐ろに閔党内閣を組織する意なりしならんが、急激に朴派を排斥して日本人を敵とするの不利なるを惧（おそ）れて、巧慧なる王妃は居留日本人間に好評ある金宏集を挙げて、新内閣組織を一任せんとしたるならんとなり。

野中至　富士山巓に測候所を建設
冬季も定住の確信を得て私費貢献

〔九・一、毎日〕気候の観測は其の区域の広くして位置の高きに及ぶ程精確の結果を得るものなるが、我国では従来信州を以て最高

測候所となし、其他の高山にては一年数回登山して観測することあるも未だ年中観測するとなかりしに、大日本氣象学会々員野中至氏は本年一月積雪を冒して富士山の巓に登り、厳冬中にても其の上に住み難からざるを験し、今年夏より私費を以て同所に測候所を新設し、頃日に至りて工事成り、一昨日中央氣象臺に其旨を報じ来りしが、今後氏は断へず同所に定住して気候を観測する筈にて、中央氣象臺よりは技手立笠八五郎、吉田清次郎、雁諏訪貫一の諸氏を派遣し、来月上旬には臺長和田雄治氏も登山する由。

悪徳記者横行 予戒令を執行さる

〔九・二〇、時事〕近来新聞記者通信員、或は全く関係なきも自から某記者某通信員と偽称するものありて、此の輩の中には他人の恥辱不利益となるべき事項を新聞紙に掲載すべしと恐喝し、財物を強請り、若し之に応ぜざる時は事実の有無を問はず唯だ名誉毀損を目的として様々の記事を掲げ、甚しきは悪事醜行摘発を専門とする雑誌の発行を見るに至りたるにぞ、警視総監は此等の弊風を一掃せんとて、一昨日第一着手として鷹巣清次郎、植松浅五郎、川島直方、藤田重道、中村文熹の五氏に対し、予戒命令を執行したり。右の鷹巣、植松の両人は共に新聞記者、川島は大不平と称する雑誌の記者にして、大倉喜八郎、川田小一郎の諸氏、陸軍経理局員、御用商人等に対して恐喝を試みたるとありと云ひ、又藤田、中村の両名は所謂壮士にして先年予戒令を受けたるも、謹慎の状ありとて一旦解除されしに、近頃又々恐喝を行ふより両度の命令を受くるに至りしなりと、新聞雑誌、斯る輩が恐喝取財の武器となる、誠に歎かはしき次第なり。

沖縄に徴兵令

〔一〇・五、官報〕勅令第百四十二号〔明治二十八年十月四日〕
明治二十九年一月一日ヨリ沖縄県ニ徴兵令第十三条第三項第四項ヲ施行ス。

大院君兵を率ゐて王城に入る 京城に又も大事変起る

〔一〇・九、東朝〕朝鮮の一大事変 ○今朝大院君は韓兵凡二大隊を引率して王城を襲ひ、些少の抵抗を受けしのみにて、遂に王城に突入したりとの電報、本日午前其筋へ達したり。

○右事変続報

右に引続きて其筋に達せし電報は略ぼ実況を報じ来れり、曰く大院君訓練兵を率ゐて王城に入らんとするや、王城衛兵は之を拒み、遂に両兵の間互に発砲するに至り、将に一大事に及ばんとする一刹那、我三浦公使大君主陛下の御召に依り、日本兵若干を引率して参内するに会せしかば、両兵は僅に四五の発砲を為したるのみにて打鎮まり、其儘大院君は王城に進入し、之と殆んど同時に三浦公使も参内したりと、斯くて午後三時頃迄は三浦公使も帰館せずして王城に在り、又大院君も退出したるの報なかりき。

大院君王城に進入するや、王妃の踪跡不明となれり、訓練兵の為め殺されたるか、将た何れにか遁れたるか、午後二時頃迄には判然

せざりき。
訓練隊と衛兵と衝突の際、衛兵の隊長某一名銃丸に当りて死亡したりと。（別報には訓練隊長とあり、未だ孰が是なるを詳かにせず）
大院君は過般雲峴宮を出でたる後、尚ほ孔徳里の別荘に在りしなり、其王城を襲はんが為め孔徳里の別荘を出でしは、午前二時過ぎなりしと。
大院君の王城を襲ひし原因は未だ知るに由なし、訓練隊大院君を擁したるものなる乎、将た大院君自ら訓練隊を引率したるものなるか判明せず。
訓練隊中には朴泳孝派ありて、韓廷の朴泳孝に対する処置に不満を抱き居たる者尠なからざるに、韓廷は更に訓練隊の武器を引揚げんと内議せり、是に於て訓練隊は一層激昂して遂に此挙に至りたるものには非るかとの説あり。
三浦公使は未だ王城より退出せざるを以て、護衛の日本兵は王城に留まり居れり。

朝鮮事変の原因

〔一〇・一〇、東朝〕　朝鮮今回の事変は、訓練隊脱営して大院君を擁したるものなること電報に見ゆる如くなるが、大院君自身に在ても亦恰も好機に際して之に擁せられたるものなるべし。即ち閔党の勢力は漸次に恢復して、閔泳駿も亦已に帰り、彼と王妃と結託して朝鮮の天地は又も閔党の世と化せんとし、大院君の地位は頗る危殆ならんとす、坐して自滅を待たんよりは、若かず自ら事を挙げんにはと竊に肝胆を砕く折しもあれ、王妃を始め閔党は彼の訓練隊を全廃せんと企て将に其令を発せんとし、訓練隊の憤怒其絶頂に達して已に事を挙るに会せしかば、両者の意気相投合して、容易に此変を成し遂げたるならんと云ふ。

閔妃兇変

〔一〇・一一、東京日日〕（九日在京城通信員発）昨朝来行衛不明なる王后陛下には、只今までの模様にては兇変に罹らせられしもの丶如し。

閔妃を弑殺す

朝鮮王宮に闖入して　日本刀携帯の暴漢

〔一〇・一五、東京日日〕（十月十三日発仁川特電）八日変乱の混雑中一群の暴徒は、王后陛下の寝殿に乱入し、女官と覚しき婦人三人を引出し無残にも斬殺し、其死骸は城外に搬出して焚棄したり、而して其一人は正しく王后陛下なりしよし専ら伝説す、前宮内大臣も同時に惨禍に罹りしといふ。
右の下手人は何ものなるやを詳にせざるも、洋服を着し日本刀を帯び居たりとのことにて、闕に向ひし訓練隊と共に宮中に混入したる兇徒なりしか、又訓練隊の兵士なりしか分らず、又混雑中宮闕内に入りし邦人の彌次馬もありしやにて、居留邦人の迷惑甚し。

日本壮士闖入事件　見つけたは米人

〔一〇・一五、東京日日〕（十三日在京城通信員発）日本壮士に

して、今回大院君の為に利用せられ、去る八日の兇行に加はり、王宮に乱入したる者数人ありとの巷説稍々信ずべきが如し、王宮内に在りし米国人某は常時洋服を着け仕込杖を携へたる数名の日本壮士が、宮城内に於て兇行するを目睹したるのみならず、親しく彼等と言語を交へたりと明言せりと伝ふ。

京城に在留する本邦人は此風説の果して事実なるに於ては、壮士の挙動の不都合千万なるは云ふまでもなく、我公使館にして少しく其機を察し、事の未然に防遏するの道を尽したらんには、斯る変を見るに及ばざりしならんと、我公使館の館前取締の不行届を遺憾として憤慨する者多し、此れ等の本邦人は両国前途の為に憂慮して措かず、時々会合し居れり。

其二（十四日午前六時十五分発）

日本壮士が王宮に乱入したる事は、現に外国公使中にも目撃したる者ありと風聞す。

井上伯が韓廷に重きを為すは今更言を待たずと雖も、伯の出発前に於ては国王及び王妃は愈々伯に信頼せられ、万事伯の忠言を容れたる有様なりしにも拘らず、一旦伯が去て帰朝せらるゝや、未だ幾日ならざるに、早く已に今回の変あり、若し伯にして今暫く滞韓せられたるならば此の如き激変を免れたるならんとは、独り本邦人のみならず、欧米人の間にも取沙汰せり。

其三（十四日午前八時六分発）

韓人中、王妃を弑したるは日本人なり、吾儕宜しく奮起して此等日本人を国境外に攘逐し、以て之が仇を復さゞるべからずとの檄文を各地に散布する者あり、為に人心恟々たり。

洪啓薫が八日の変に斃れたるは其日本壮士の乱入を防制せんとしたるより、忽ち日本壮士の為に銃殺せられたりと、一部韓人の間に言ひ囃さる。

劉永福条件づきで降伏申出

我軍無条件を主張して之を拒絶

〔一〇・一五、東京日日〕　其の拠城を臺南府に占め、永く我が南征軍に抵抗を試たる賊魁劉永福が力遂に尽きて、府民保護送還なる一条件の下に降を我れの軍門に入れたるとの去十二日附上海電報（同日厦門発の報を転電せるもの）は、早くも載せて前号の本紙に在り、尚ほ聞く処に拠れば、其の前一日即ち十一日午前香港発にて左の意味の電報其の筋へも到達し居れり。

英国軍艦ピク号は、在安平同国領事を搭載して澎湖島へ向け出発せり、多分劉の降意を申入るゝ為めならん。

×

〔一〇・一七、東朝〕　劉永福無条件の降伏を拒む　○此事は上海特電に依りて、前号欄外に掲げ、猶本紙に再録せし通りなり、是蓋し先に記せし如く、彼は英国領事を経由し、有条件を以て降伏を我軍に申込みたるに、我軍は之に対して、無条件にあらざれば之を許さずと回答し、彼は無条件の降伏なれば之を為さずといふ意なるべし、而して劉永福降参の事は、是にて遂に成熟に至らず、我征討軍は直に進み、予て計画の如く匪徒攻撃に着手するに至りし次第ならん、猶是に就き昨日の東京日日は上海特電なりとて、左の如く掲げ

たり、亦以て参照とすべし。

劉永福は初め有条件を以て降を乞ひたるも、我は無条件にあらざれば許し難しと答へたり、蓋し臺灣は既に帝国の版図に属す、黑旗兵の一群畢竟土匪のみ、然らば土匪に許すに有条件を以てするの理やある、永福等は唯宜しく軍門に降りて、我の仁慈を仰ぐべきものなればなりといふに在り。

安平の総攻撃は明後十六日頃なりと伝ふ、同地に在りし欧米人は、已に同地を退去したりと確聞す。

大君主を 皇帝と称す

〔一〇・一六、東京日日〕（十五日在京城通信員発）大君主殿下は自今改めて皇帝と称せらるべし。

韓国王妃経歴

〔一〇・二二、報知〕今回の騒擾に際し宮中に於て殂落せられたる王妃陛下は、故閔致禄氏の娘にして、朝鮮開国四百六十年（我が嘉永四年）に生れ、同四百七十七年（我慶應三年）芳齢十七歳にて御入内あり、王妃の位に備られたるが、此時大君主陛下の御宝算は十四歳に成らせ給ひき、初め宮中に於て王妃を撰ばるゝや、大王大妃（大院君の配妃大君主陛下の御生母）は、貴族の女子の中にて才徳備はり姿色勝れたるものを日々後宮に召され親しく御覧あり、其中にて更に三名の特色あるものを択び出されて宮中に留め篤とその言語振舞をためされたるに、今の王妃その選に当りたれば黄道吉日を以て立妃の式をあげられたるなりと、されば朝鮮王妃が夙に御発明にあらせられしは偶然の事にあらず、陛下は今年四十五歳、大君主陛下より三年長じ給へるなり。

征臺百五十日近衛師団凱旋

〔一〇・二六、時事〕近衛師団が始めて臺灣島の北部三貂角に上陸したるは五月二十九日にして、爾来新竹附近に於ては土匪の為めに悩ませられ更に彰化地方に於ては瘴癘の為めに苦められ、加ふるに熱帯の炎熱を以てす、其間の千辛万苦得て名状すべからざりしも、軍気益々振ひ、遂に第二師団及び混成第四旅団と共に南進、賊将の本拠を衝かんとするに当り、賊兵風を望んで遁れ或は降を軍門に乞ひ、蕃地天高く馬肥ゆるの時、本月二十一日第二師団の一部を以て賊将を追ひ、臺南府を占領し、全島玆に平定に帰したり、此間実に百四十六日、征臺軍の功偉なりと云ふべし、然れども生蕃は猶ほ未だ王化に霑はざれば、或は帝国に対し抵抗をなすことなきを保せざるも、是等は別に事々しく征討を試むるに及ばず、第二師団を臨時守備隊として駐在せしめ、必要に応じ分遣隊を派遣せば事足るべきを以て近衛師団は先発後発の順序に随ひ凱旋の途に就くべしと云ふ。

前特命全権公使 三浦梧樓拘引さる
罪名は兇徒嘯集及謀殺の二罪

〔一〇・二七、東朝〕（廿六日特派員榎本義路広島発）三浦前公使は本日午前十一時宇品に着せり、三浦前公使に対しては、已に奏請御裁可を経しものと見え、江種当県警部の指図にて、宇品通ひの

箱馬車に警部二名巡査三名と同乗し、次の箱馬車には退韓者熊本県佐々政之、中村楯雄、小早川秀雄の三名と巡査三名同乗、憲兵三名各腕車にて前後を擁し、今地方裁判所へ送らる、三浦前公使は黒色の洋服に褐茶色の外套を纏ひ、首を垂れて悄然たり、道路目送するもの多く裁判所門前には見物人群集せり、右四名とも逮捕状を受けたるなり。

北白川宮能久親王

〔一一・六、東京日日〕明治二十七八年の役、我皇族の戎事に従へる方々多きが中に、最も多く苦辛を見玉ひ、畏も国民をして勤労の多きに感ぜしめたるは、実に近衛師団長陸軍大将大勲位功三級能久親王殿下なるべし、中古政権相家に転じ、後又武門に移りて以来は更なり、天智天皇以前に溯るも、金枝玉葉を以て汗馬の労を躬らせられ櫛風沐雨の艱難を嘗めさせたる例は寥々として纔に指を屈すべし、戊辰の役以来、熾仁、彰仁両親王を初めまゐらせ、各皇族の奮て軍旅の事に従ひ玉ふもの多きは、実に盛世の気象を示し、国民の精神を皷舞せしめたり、而して今回の戦役に於て殊に盛なりとす、殿下乃ち更に其間に於て絶特の任務を帯び玉ひ、纔に王土に入りしとはいへ、猶蛮烟瘴霧の境に属する臺灣に於て、暴雨を衝き烈暑を冒し、土匪の病魔と共に其気燄を逞しくするの間に転戦せられ、四ヶ月の久しき大小三十余合、運搬便を欠き、往々地方徴発に因る不利あるにも拘らず、鶏籠、淡水、臺北、新竹、苗栗、臺灣、彰化、嘉義を国旗の朝日影に靡かせ、遂に臺南を陥れて、さしもに桀驁猖狂を極めたる匪徒を一掃するの功を挙げられたるもの、誰か其鴻業偉績を仰がざらん、而して臺南に向はせられんとするに臨み、殿下は彼の病魔の毒手に罹らせられ、疾を力めて事を陣間に視玉ひ、毫も進軍を沮滞せしめず、遂に前程猶富める国民の望を空しく泉下に齎らし玉ふ、国民より之を思ふ抑々何の恨事ぞや、然れども殿下は出征の首途に於て、今回の如き大役に在ては皇族の一人、二人が其犠牲となるは当然の事ならざるべからずと宣ひしと承はる、而して、茅鞋、竹杖、乾飯、白湯を糧餌として三貂大嶺を踰え、鶏籠を下撃せらるゝや、日将に晡ならんとして賊未だ下らざるを見、勲章を解き行伍に混じ、以て必死を覚悟せられ、士気為に奮ふて三軍踴躍、城塞共に陥るや、実に近く従へる十数の士卒を以て賊営に入り、又頗る危険を履み玉へり、殿下の任務に切実にして身命を顧玉はざる、儼として武夫の範たり、而も臺島全部戡定の目的を達せられて、而して薨ず、殉国の志、殉国の名、倶に全しと謂ふべし、吾曹が特に殿下の勤苦を大筆するもの洵に謂れあるなり。

殿下亦夙に学芸の奨励に志し玉ひ、獨逸学協会、地学協会、美術協会等の会頭を諾せられ、遒雅の好尚を以て文明を裨補するに勉めらる、戦場風雲を叱咤するの良将は、即ち文林才俊を誘掖するの先達、其襟懐韵度、落々として人を薫す、想ふに殿下曾て滄桑の世変に処し、皇族として希に遭ふの辛酸を閲せらる、士卒を遇し人事に接するの言容温に、自らいふべからざるの趣を存す、其溘焉長逝、国人の挙げて悼惜するもの偶然に非ざるなり、蓋し大将の銜、金鵄の章、頸飾の賜、至尊の殿下の勤労を識認する既に至れり、而して国民が別に殿下を忘れざるの紀念は儼として臺灣の山河あり、殿下が金枝玉葉の貴きを以て敢て殉国の志を遂げ玉ひ、由て以て静謐に帰し

たる臺灣の地は、我吏民たるもの殿下の紀念として、飽くまで経営し、飽くまで発達せしめずんばあるべからざるなり。

韓国改暦 太陽暦採用

〔一一・一二、日本〕 朝鮮国に於ける改暦の件に附き、同国駐劄小村辨理公使より、去月二十九日附を以て外務省へ左の如く報告あり。

当国政府は向後正朔を改め、太陽暦を用ふることゝなり、即ち来る開国五百四年十一月十七日を以て、開国五百五年一月一日と為す旨の勅詔を発せられたる趣にて、左記の通当国外部大臣より照会ありたり。

大朝鮮外部大臣金、為

照会事、照得、我暦本月九日欽奉我

大君主陛下詔勅、互用三統、因時制宜、今改正朔用太陽暦、以開国五百四年十一月十七日、為五百五年一月一日等因、欽此、玆特備文照会、請煩

貴辨理公使査照可也、須至照会者右照会。

大日本辨理公使小村

開国五百四年九月十一日（十月二十八日）

韓国王后崩御

〔一二・五、官報〕 告示 ○宮内省告示第十八号 朝鮮国王后陛下崩御ニ付、今五日ヨリ来ル十一日迄七日間宮中喪仰出サル。

明治二十八年十二月五日

宮内大臣伯爵 土方 久元

学士の特権 廃止運動を起す

〔一二・五、東朝〕 従来帝国大学卒業者は、無試験にて司法官試補及び辯護士に採用するの規定なるが、府下五大法律学校即ち明治法律学校、東京法學院、日本法律学校、東京専門学校、和佛法律学校の校友及学生は、従来の実験に徴し、大学卒業者と五大法律学校卒業者と共学力に於て更に径庭あること無し、然るに五大法律学校卒業者の司法官試補及び辯護士たるには試験を要し、大学卒業者には之を要せずとは何ぞ、但し吾々は此特権を賦与さるゝを好む者に非ず、宜しく大学卒業者も亦五大法律学校卒業者と同一に司法官試補幷に辯護士たるには受験せしむると為すべしとて、五学校各三名の委員を選み、一昨三日午後日本法律学校に委員会を開き、愈々貴衆両院議員に向て、大学特権廃止案を第九議会に提出可決の上、之れが実行を勉められたき旨を以て運動することに決定したりと。

明治二十九年

（一八九六年）

朝鮮改元　建陽と号し且一世一元

〔一・四、報知〕朝鮮国は今回愈々年号を建つる事となり、其の名を建陽と称し、一世一元となし、本年より実施することゝなりたり。

大山大将青山邸　一坪十二銭五厘

〔一・七、毎日〕大山大将経済を説く　○侯の宅は赤坂青山の西端にあり。坪数八千余、質素なる西洋館あり、門内多く薔薇を植え、四時皆春の観を為す。人あり問ふて曰く、閣下の邸は青山南町六丁目に接す、而して地籍は豊島にありて赤坂区に属せざるは如何。侯曰く、左ればなり、拙者の屋数は一条の道を隔てゝ郡に属せり、一歩南に通れば青山南町、一歩北に過れば豊島郡なり、回顧すれば明治八年のことなり、幕臣頻りに此の屋敷を買はんとを請求す、其の代価を問へば一千円、其の坪数を問へば八千坪なりと云ふ、已むを得ず其の請求に応じ之を買ひしに、近頃は地所も中々騰貴したりと聞く、而して其諸入費はと云ふに、地籍の郡にあるが為め大に軽便なりと申すことジヤ、之れが市街の真中なれば万事窮屈なれども、寂寞無人の地、冬期はドテラ、夏季は浴衣のまゝ運動するも誰れも咎むるなし、費用は少く土地は閑静、好き買物を致しましたと莞然無為無我の談笑。

断髪令が追かけて李埈鎔一行神戸でサラリと更衣

〔一・八、國民〕大院君の愛孫李埈鎔氏は、随員魚允廸(二十八)朴鏞和(二十五)の二名及び従者二名と共に、去る三日午後入港の筑後川丸にて神戸に着し、海岸西村方へ投宿ありしが、翌日正午発の列車にて上京すべき筈の処、同日早朝本国より断髪令の発布に就き、直に断髪すべき旨の電報達したるより急に出発時刻を延ばし、李氏を始め随員従者は孰れも近傍の理髪店に至りて断髪なしたるが、断髪に朝鮮服も可笑しければ同時に韓服を脱して洋服を着用する事となりしも、新調急の間に合はざればとて、不取敢古服にて間に合せる事とし、五名共最寄の古洋服店より購ひ調へ、同夜九時四十分発の列車にて上京の途に就きたりし。〔中略〕李氏は本年二十六歳にして身体は稍小なるも頗る肥満し、長き鬚髯を蓄へて眼光烱々、一見敏才の風采ありといふ。

閔妃謀殺事件の予審終結す

三浦梧楼以下四十八名無罪放免

〔一・二三、時事〕朝鮮事件の被告人三浦梧楼氏以下四十八名は去る二十日証拠不充分の故を以て、免訴の言渡しを受けたる事は一昨日の紙上に掲げたるが、今予審終結決定書を得たれば、左に其の全文を掲ぐ。(但し被告人の住所、職業、生年月等は之を略す)

岡本柳之助　柴　四朗　國友　重章　月成　光
廣田　止善　藤　勝顕　吉田　友吉　平山　岩彦
大崎　正吉　佐々　正之　澤村　雅夫　片野　猛雄
隈部　米吉　山田　烈盛　菊地　謙譲　佐々木　正
武田　範治　前田　俊蔵　家入　嘉吉　牛島　英雄
松村　辰喜　鈴木　順見　小早川秀雄　中村　楯雄

難波　春吉　　佐藤　敬太　　田中　賢道　　平山　勝熊
三浦　梧樓　　堀口九萬一　　杉村　濬　　萩原秀次郎
渡邊鷹次郎　　成相喜四郎　　横尾勇太郎　　小田　俊光
木脇　祐則　　境　益太郎　　白石由太郎　　寺崎　泰吉
淺山　顯藏　　安達　謙藏　　佐瀨　熊鐵　　澁谷加藤次
大浦　義彦　　蓮元　泰丸　　鈴木　重元　　宮住　勇喜

右岡本柳之助外四十七名に対する謀殺及兇徒嘯聚事件、平山岩彦に対する故殺事件等、検事の請求に依り予審を遂る処、

被告三浦梧樓は朝鮮国駐劄特命全権公使と為り、明治二十八年九月一日京城に就任せし処、当時同国の形勢漸く否運に傾き、宮中の専横日に甚しく妄りに国政に干渉し、我政府の啓誘に因り稍々改良の緒に就きたる政憲を紊り、遂に我陸軍士官の尽力に成れる訓練隊を解散し、其の士官を黜罰せんとする等、頗る我国を疎外するの形跡あるのみならず、国政の進歩を図り独立の実を挙ぐるに鋭意なる内閣員等を免黜又は殺戮し、以て政権を宮中に収めんとするが如き計画ありと聞き憤慨措く能はず。是れ多年我国の勢力と資材とを費し同国の為め経営せる好意に負き内政の改良を妨げ国家独立の基礎を危ふする者にして、独り同国の不利なるのみならず、我帝国も亦害を受くる事尠なからず、依て速に其弊を除き彼れの独立を扶植し併せて同国に於ける我国の威信を保持せざる可らずと考慮する折柄会々大院君時弊を憤慨して自ら起て宮中を革新し、輔翼の任を尽さんと欲するの意を致し、陰に助力を求め来りたるより、同年十月三日被告杉村濬、岡本柳之助と公使館に会し、三名謀議の上、常に宮中の為めに忌まれ自ら危む所の訓練隊と時勢を慷慨する壮年輩を利用し、暗に我京城の守備隊をも之に声援せしめ、以て大院君の入闕を援け、その機に乗じ宮中に在て最も権勢を擅にする王后陛下を殪さんと決意したり。

然れども大院君他日若し政治に容喙せば其弊害却て前日より甚だしきものあらん事を慮り、予め之を防がざるべからずと為し、被告濬は要項目と題する約款を起草し、被告柳之助は大院君と親善なるを以て之を携へ同月五日孔徳里の別邸に赴き、方今の形勢再び大公を煩すものあらん、而して三浦公使の要むる所如此と該書を相示したるに、大院君は子孫と共に欣然として之を諾し自ら誓約書を裁したり。因て被告梧樓等は其の時期を同月中旬と予定し、柳之助が孔徳里に到りたるは他の疑を惹き事の露顕すべき恐れあれば、畢竟帰国の告別に過ぎざりし事を表せんため仁川に下らしめ、被告柳之助は翌六日京城を出発したり。

然るに同月七日軍部大臣安駉壽宮中の使命を帯び来て訓練隊解散の事を告げ、公使の意見を要めたるより時機既に切迫し、一日も猶予し難きを以て、被告梧樓、被告濬は協議の上同夜事を挙ぐるに決し、直ちに電信を以て柳之助の帰京を促し、一面は被告堀口九萬一に大院君入闕に関する方略書を授け、柳之助を龍山に待受け共に入闕すべき事を命じ、尚ほ被告梧樓は京城守備隊の大隊長馬屋原務本に訓練隊を操縦し、且守備隊をして之に声援せしめ、大院君の入闕を容易ならしむべき諸般の指揮を命じ、又被告安達謙藏、國友重章を公使館に招致し其の知人を糾合して龍山に柳之助と会し共に大院君入闕の護衛をなすべき事を委嘱し、且常国二十年来の禍根を絶つは実に此の一挙にありとの決意を示し、入闕の際王后陛下を殺害す

べき旨を教唆し、被告萩原秀次郎には部下の巡査を引率し龍山に到り柳之助と協議し、大院君の入闕に付尽力すべき旨を命じ、而して被告濬も亦被告鈴木重元、淺山顯藏を招き大院君入闕の事を告げ、重元には通弁の為め被告鈴木順見を龍山に遣す事、顯藏には予て大院君の入闕を熱望せる朝鮮人李周會に報告すべき事を托し、且大院君入闕の趣意書を起草し被告九萬一に渡すべき為め被告秀次郎に交附したり。

玆に於て被告九萬一は直に馬を駆り龍山に赴き、被告秀次郎は非番の巡査に大院君入闕に付私服を着し刀劒を用意して龍山に到るべしと命じ、自身も亦龍山に赴き被告渡邊鷹次郎、成相喜四郎、小田俊光、木脇祐則、境益太郎は被告秀次郎の命に依り各龍山に赴き、被告横尾勇太郎は同所にて之に加はり、被告顯藏は李周會に面会し今夜大院君入闕なるべしと告げ、彼れが数名の朝鮮人を糾合し孔徳里に到るを見届け、直ちに龍山に赴き、被告重元も被告順見と共に龍山に赴き、被告謙藏、重章の両人は被告梧樓の教唆に応じ王后陛下を殺害せんと決意して同志者の招集に尽力し、被告平山岩彥、佐佐正之、松村辰喜、佐々木正、牛島英雄、小早川秀雄、宮住勇喜、佐藤敬太、澤村雅夫、片野猛雄、藤勝顯、廣田止善、菊地謙讓、吉田友吉、中村楯雄、難波春吉、寺崎泰吉、家入嘉吉、田中賢道、隈部米吉、月成光、山田烈盛、佐瀬熊鐵、澁谷加藤次等は大院君入闕に付三浦公使の命に依り、被告謙藏、重章が其の護衛者を募る由を聞き之に同意し、其内被告岩彥外十数名は、被告謙藏、重章等より王后陛下を殺害すべき被告梧樓の教唆を伝へられ、各殺意を決し、其他右等の事実を知らず一時の好奇心に駆られ、附和せし者に至るまで、各兇器を携へ、被告重章並に被告光以下三名の外は亦皆被告謙藏と共に龍山に赴きたり。

又被告柳之助は仁川に在て時機切迫せりとの電報に接し、即刻出発帰京の途次、同夜半の頃麻浦に於て被告九萬一龍山に待受けの報知を得たるより、直に同所に立寄り前記の者と相会し被告九萬一より梧樓の書面、入闕趣意書の草案等を受取り二三者と入城の方法等を協議し、然る後一同は柳之助を総指揮者として孔徳里に到り、李周會の一行と共に翌八日午前三時頃大院君の轎輿を擁して出発したり。

而て被告柳之助は其際表門前に一同を集め、入城の上狐は臨機処分すべしと号令し、以て王后陛下殺害の事を教唆し、未だ其の事実を知らざりし被告益太郎外数名をして殺意を決せしめ、夫れより京城に向ひ徐々前進し西大門外に於て訓練隊に出逢ひ、姑く守備隊の来るを待ち、同所より訓練隊を前衛とし王城に急進する途中、被告重章、光、烈盛、熊鐵、加藤次も相加り、又被告蓮元泰丸、大浦茂彥は、馬屋原務本より通辯の為め訓練隊監視の陸軍士官に随行を委嘱せられ亦此の一行に加り、同日払暁の頃光化門より一同王城内に入り、直ちに後宮まで抵りたる等の事実ありと雖も、前記の被告人中其の犯罪を実行したるものありと認むべき証憑充分ならず、又被告平山岩彥が右入城の際、乾清宮前に於て宮内大臣李耕植を殺害したりとの事も亦其証憑充分ならず。

被告柴四朗、大崎正吉、竹田範治、前田俊藏、平山勝熊、白石由太郎は、本案被告事件に関係せりと認むべき証憑充分ならず。

以上の理由を以て、刑事訴訟法第百六十五条に従ひ、各被告人総

て免訴し、且つ被告三浦梧樓、杉村濬、岡本柳之助、安達謙藏、國友重章、寺崎泰吉、平山岩彦、中村楯雄、藤勝顯、家入嘉吉、木脇祐則、境益太郎は各放免す。

但し押収したる書類物件は各其所有者に還付す。

明治廿九年一月二十日

広島地方裁判所に於て

予審判事　吉岡　美秀

裁判所書記　田村　義治

原本に拠り此正本を作るもの也。

明治廿九年一月二十日

於広島地方裁判所

裁判所書記　田村　義治

二重廻し流行　〔一・二九、報知〕　近来は婦人まで鳶を被ると云ふ世の中とて男は二重廻を着せざるはなく、寒気しのぎにも好く襤褸隠しにも好く、是が所謂る一挙両得用なりと誰も彼も買求むるが中にも、十円内外の処が売口最もよし、地合は肉色白茶などにて縞は格子牛蒡縞の派手なるよりは却つて万筋物の柔しき望み人多し、併し売る方では昨今職人に不足を告げ手間賃二三割も上つて居る故、儲けは皆無なりと商人自身は云ふ。

断髪令下の朝鮮　〔二・二、報知〕　朝鮮にては昨年十二月国王自ら髪を断ち、臣民をして之に倣はしむる事となり、文武官兵丁巡検等は発令後数日を出でずして悉く断髪を行ひ、尚ほ一般人民に対しては或は毎戸吏員を派して勧誘し、或は警察官をして城内を出入する者の頭髪を検査して一々之を切断せしむる等、熱心に断髪令を実行せしかば、去月十日頃には京城内の男子は悉く断髪せり、尤も断髪を喜ぶものは甚だ少く他の強制をうけて已むを得ず断髪せしものなれば、頭髪を失ひ泣き叫ぶもの少なからず、又官吏中には断髪をさくるため、往々其職を辞するものあり。（下略）

広軌鉄道論擡頭

南、仙石両技師熱心

〔二・四、報知〕　鉄道敷設の大基礎　今や全国到る処鉄道布設の計画に熱中せざるなく、此の計画の者悉く布設されなば我邦の鉄道は一万哩以上に達し、宛も全国の地面に蜘蛛の網を張りたる如くならん。此際最も必要なるは鉄道布設の大方針を定めて国家百年の大計を定むるに在り、即ち我邦の鉄道は広軌となすべきや、狭軌となすべきや、現在は狭軌にて布設するも将来広軌となすべき必要ありや、若し其必要ありとすれば、隧道の如き橋梁の如きは後に広軌鉄道に応用すべき準備なかるべからず、今の内に此の大方針を定めざれば国家全体が後に至りて大損失、大後悔を貽す事あらんと、有力なる鉄道技師又は識見ある実業者等は久しき以前より此の取調に従事し近頃に至り全く広軌論勢力を得て未来の鉄道方針を広軌と定めんとするに至れり。

南、仙石両技師の調査　現今鉄道技師の飛将軍と称せらるゝは、南、仙石の両技師なり、而して広軌鉄道の必要は此の両技師が調査に由りて知られたるなり、殊に南技師は此事を調査せん為め久しく

欧米各国を巡回し、昨年の暮帰朝したるが、当時仙石技師も内に在りて熱心に調査せし所なり、両技師の意見共に広軌鉄道の必要に符合したれば、両技師は盛に其説を主張し、鉄道当局者及び当業者も其説に賛成する者多く、播但鐵道の如きは率先して其説を容れ、目下工事中なる橋梁、隧道等の設計を変更して、他日広軌鉄道に変更し得るの準備をなす事に決せり、其他二三の鉄道会社も之に倣はんとする者顕れたるが、広軌論の勢力は忽ち有力者の間に伝播し、今は東海道鐵道の複線工事を広軌の設計に改めんとするに至れり。

露国水兵京城に入る

国王露公使館に潜幸　韓国事態容易ならず

〔二・一四、東京日日〕　朝鮮事変の電報。

其　一

露兵の入京（十日京城発）

本日露国水兵百名大砲一門を引き入京す、事態容易ならざるが如し。

以上の水兵と従来滞京の露兵とを合せて約二百名は、目下露国公使館を警護しつゝあり。

今回入京の露国水兵の外、更に廿名程火薬函を輸送し来れり。

其　二

内閣の顚覆、国王の進退（十一日京城発）

今十一日午前十一時頃急報あり、露国水兵は朝鮮国警務官を捕縛したり。露兵の言に拠れば、国王の勅命なりと云ふ。

国王及世子は十日夜露国公使館に連れ行かれ、今尚同館に滞留す。朴定陽は総理大臣に、李允用は軍部大臣に、フコウブンはソウジンに任ぜられたり。朴定陽は露国公使館にありて、頻りに新内閣組織に尽力しつゝありとの噂あり。

趙義淵、禹範善、李軫鎬、權濚鎭其他三名は殺戮すべしとの勅命出でたる由。

前総理大臣金宏集、前農商工部大臣鄭秉夏の二氏、昨暁殺害せられたり。

其　三

驪州附近の賊乱（十日京城郵発）

驪州附近及利川、昆池岩の中間に於て暴徒の嘯集益々危急なり、既に驪州の南方に於ては電信柱六七十本を切断し、其地方に於ても電信柱の損害甚しき模様にて、其勢頗る猖獗なり。

其　四

本邦守備隊及び居留民（十一日京城発）

本日の変乱に、本邦守備隊は何等の関係も無く、全く袖手傍観の地位に在り、又居留本邦人は孰れも無事にて安堵し居れり。

其　五

英米水兵の進京（十三日釜山発）

英国水兵十五名、米国水兵十名は京城に向て進行したりといふ。

其　六

日本党排斥せらる（十三日釜山発）

各部大臣は勿論文武高官にして日本人と親交あるものは、悉く排斥せらる、仍て逸早く逃竄したるもあり。

前総理金宏集等捕縛斬殺さる

〔二・一八、東京日日〕（十四日京城発）十一日事変後、国王、世子には引続き露館に駐留しあり、親衛隊、工兵隊の一部及び巡検は該館の周囲を警戒し、露兵は館内に在りて守衛し居れり。（中略）前総理金宏集、前農商工部鄭秉夏は警務庁に捕はれ、十一日午後三時同庁の門前大路に引き出して斬殺さる。死屍は之を鐘路に曝し、夜に入り焼棄てたり。

安駉寿は警務使に任ぜらる。

大院君、李載冕、金允植共に無事、自邸に在り、魚允中、兪吉濬、趙義淵、張博等は行衛知れず。（下略）

東京興信所設立

〔二・一八、時事〕京濱同盟銀行にては、去る十五日午時四時より銀行集会所に於て月次会を開き、其際澁澤栄一氏より東京興信所設立の準備も既に整ひ、近日開業する筈なれば、何卒加入されたしとて同所の規約書草案を配布したるよし。同規約の大要を聞くに、同所は会員組織にして商業の発達を計らんが為めに会員の依嘱に応じ、人の資産、信用等を調査する目的にて、一年に三百円以上を出金するものを特別会員と為し、通常会員は之を分ちて四種とし、其出金高を二百円、百円、五十円、卅円と区別せり。特別会員及び通常会員中百円以上を出金するものは取調依托回数に制限なく、五十円出金者は一年に六十回以内、三十円のものは三十回以内の取調を依托し得るものとし、尚ほ特別会員は同所の財産収入等に就て権利を有す。而して会員外のものには一切取調の依托に応ぜずとの事なり。同所の設立に就ては日本銀行、正金銀行、三井銀行、第一銀行を始めとし、発起者も少なからざる事にて、既に其出金高も確定したれば、会員加入の多少に拘はらず近日より開業する筈なりと云ふ。

X線写真の発明 ―全世界の驚嘆―

〔三・一四、時事〕前号の紙上にも記載したる如く、獨逸ロエントゲン博士の発明せる写真術の公にせらるゝや、内外の専門家は其実験に忙はしく、墺地利維納府のノイツセル博士は講義の際学生にロエントゲン博士の所謂X光線を以て写し取りたる二個の写真を示して曰く、一は病人の肝臓にある胆石、一は膀胱中の石を写したるものにして共に写真板を用ひしに、恰も雪の如き色にて物体の形現はれ出で明に其質を認め得たりと。尚ほノイツセル博士は人体の内部の機関を写出せんと今や其用意中にて首尾能く成功せば医学上に益する所少なからざる可しと云ふ。然るに佛国の電気学者ダルソンヴアル氏がレボン氏より聞き及べる所なりとて、此の新発明に付き学士会院に於て述べし所によれば、箱又は筋肉の如き不透明体を貫きて其中の物体を写すには、敢てロエントゲン博士のX光線を用ゆるを要せず。唯普通の光即ち石蠟燈の光線を用ゆれば充分にして、既にレボン氏は数年の間これを経験せりと。果して真実なるや否や記して後報を竢つ。

臺灣に施行すべき法令と法律

〔三・三一、官報〕法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル臺灣ニ施行スベキ法令ニ関スル法律ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
樞密院議長　伯爵　黑田　清隆

法律第六十三号

第一条　臺灣總督ハ、其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得。

第二条　前条ノ命令ハ臺灣總督府評議会ノ議決ヲ取リ、拓殖務大臣ヲ経テ勅裁ヲ請フベシ。

臺灣總督府評議会ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三条　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ、直ニ第一条ノ命令ヲ発スルコトヲ得。

第四条　前条ニ依リ発シタル命令ハ発布後直ニ勅裁ヲ請ヒ、且之ヲ臺灣總督府評議会ニ報告スベシ。勅裁ヲ得ザルトキハ、總督ハ直ニ其ノ命令ノ将来ニ向テ効力ナキコトヲ公布スベシ。

第五条　現行ノ法律又ハ将来発布スル法律ニシテ、其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第六条　此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ満三箇年ヲ経タルトキハ其ノ効力ヲ失フモノトス。

拓殖務省新置さる

〔三・三一、官報〕　勅令　○朕、拓殖務省官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年

明治二十九年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
樞密院議長　伯爵　黑田　清隆
内　務　大　臣　芳川　顯正

勅令第八十七号

拓殖務省官制

第一条　拓殖務大臣ハ左ノ事務ヲ管理ス。

一　臺灣ニ関スル諸般ノ政務。

二　北海道ニ関スル諸般ノ政務ニシテ、従来内務省ノ主管ニ属シタル事項。

第二条　拓殖務大臣ハ臺灣總督及北海道庁長官ヲ監督ス。

第三条　拓殖務省ニ専任参事官四人及専任書記官四人ヲ置ク。

第四条　拓殖務省ニ左ノ二局ヲ置ク。

南部局　北部局

第五条　南部局長及北部局長ハ勅任トス。

第六条　南部局ニ於テハ臺灣ニ関スル事務ヲ掌ル。

第七条　北部局ニ於テハ北海道ニ関スル事務ヲ掌ル。

第八条　拓殖務省ニ技師五人、技手二十人ヲ置ク。

第九条　拓殖務省属ハ百人ヲ以テ定員トス。

第十条　本令ニ規定スルモノヽ外総テ各省官制通則ニ依ル。

附　則

第十一条　本令ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス。

臺灣総督府条例

〔三・三一、官報〕勅令　○朕、臺灣総督府条例ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
樞密院議長　伯爵　黑田　清隆
海軍大臣　侯爵　西郷　従道
陸軍大臣　侯爵　大山　巖

勅令第八十八号

臺灣総督府条例

第一条　臺灣ニ臺灣総督ヲ置キ臺灣島及澎湖列島ヲ管轄セシム。

第二条　総督ハ親任トス陸海軍大将若クハ中将ヲ以テ之ニ充ツ。

第三条　総督ハ委件ノ範囲内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ、拓殖務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス。

第四条　総督ハ主任ノ事務ニ付其ノ職権若クハ特別ノ委任ニ依リ総督府令ヲ発シ、之ニ禁錮二十五日又ハ罰金二十五円以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得。

第五条　総督ハ其ノ管轄区域内ノ防備ノ事ヲ掌ル。

第六条　総督ハ其ノ管轄区域内ノ安寧秩序ヲ保持スル為ニ必要ト認ムルトキハ、兵力ヲ使用スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ直ニ陸軍大臣、海軍大臣、拓殖務大臣、参謀総長及海軍軍令部長ニ之ヲ報告スベシ。（下略）

臺灣総督府に民政局を置く

〔三・三一、官報〕勅令　○朕、臺灣総督府民政局官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
樞密院議長　伯爵　黑田　清隆

勅令第九十号

臺灣総督府民政局官制

第一条　臺灣総督府民政局ハ臺灣総督ノ管轄ニ属スル行政及司法ニ関スル事務ヲ整理スル所トス。

第二条　民政局ニ左ノ職員ヲ置ク。

局長　事務官　参事官　技師　属

技手　通訳生

第三条　局長ハ一人勅任トス、臺灣総督ノ命ヲ承ケ行政司法ニ関スル事務ヲ整理シ及各部ノ事務ヲ監督ス。（下略）

臺灣の地方官々制

〔三・三一、官報〕勅令　○朕、臺灣総督府地方官官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理

勅令第九十一号

臺灣總督府地方官々制

樞密院議長　伯爵　黑田　清隆

第一条　臺灣ニ臺北県、臺中県、臺南県及澎湖島庁ヲ置ク、其ノ位置及管轄区域ハ臺灣總督之ヲ定ム。

第二条　県ノ下ニ便宜支庁ヲ置ク、其ノ名称、位置及管轄区域ハ臺灣總督之ヲ定ム。

第三条　地方庁ニ左ノ職員ヲ置ク。

知事　島司　支庁長　書記官　警部長　属　技手　通訳生　警部

監獄書記　看守長

（下略）

「時計」の化物がカチ〳〵鳴るので

檜山鐵クン　生蕃の花嫁に逃げらる

〔四・五、報知〕　先頃名も目出たき高砂島に於て生蕃酋長の娘を娶り、目出度く合卺の式をあげたる檜山鐵三郎氏は、甚たく其毛色の異りたるをめで、朝な夕な花よ蝶よと可愛がりければ、自ら鴛鴦の交り濃かにして人も羨み自らも玉椿の八千代までと祈り居たりしが、月明かならんとして雲之を蔽ひ、花笑はんとして風之を嫉むの諺にもれず、アハレ此新夫婦の間を引離したるこそ気の毒なれ。今其の由来を聞くに檜山氏の宅に一個の時計ありけるが、生来未だ嘗て時計と云ふを見たる事なき新婦は、其のカチ〳〵とひゞきを為して、一秒は一秒づゝ進み行くを見て甚だ驚き怖れ、是れ必定化物ならめと其儘にげ出さんとせしを、檜山氏は之を引留め、是れは時計と云ふ者にて左様な化物などにあらずと其理をとき聞かせたれど、新婦は中々理解せず、斯る化物の居る所に身を置かんは危険なりとて、遂に檜山氏の目を忍びて逃げ去りたり、去れば檜山氏は昨今掌中の玉を失ひたる心地して大にふさぎ居れりとなむ。

金澤文庫　再興計画

〔四・九、東朝〕　神奈川県久良岐郡金澤の古刹稱名寺には、昔金沢文庫と云ふがありて、貴重の典籍を蒐集貯蔵せしに、不幸にして往年回禄の災に罹り其後再興の計画ありしも、今日迄未だ良結果を見る能はざりしに、此頃横浜の伏島近藏氏発起人となり右文庫の再興を企て、京浜間の有志者に協議せし処、学士豪商等続々賛成する者出でしに付、近々再興に着手する由なるが、同寺に保存しある宝物中、菅公が細字にて手書したる経文一巻は字数四千余にて、実に古今の絶品と称すべく其他書画什器等も多くあり、且同地は人の知れるが如く山海の眺矚に富みたる所なれば、遊覧者の為に適当の旅舎を建築せんとて、既に地所の買入れもなしたる者ありと。

朝鮮が露国から咸鏡道抵当の借金

〔四・一七、日本〕（十三日京城発）

前漢城府尹成岐運の芝罘に赴けるは、詔勅にて咸鏡道を抵当とし、金八百万円借入れの為め露国行の用向を帯べるものにして、閔泳煥の一行と上海にて会合の筈。

僅か十二万円で朝鮮を手放す
拙し、日本の外交

〔四・一九、毎日〕日本は朝鮮政府に対し、被害人民の為めに十二万円の要償を為したりと云ふ、是れ十二万円にて朝鮮を手離しする者なり、十二万円の金、日本政府に取りては少なるも、朝鮮政府に取りては大なり。日本政府は朝鮮に迫りて償金を払はしめ、露国は如何と云ふに、此の償金談判最中に八百万円を朝鮮に貸与する約束を為すと云ふ。其の利子も日本の利子より安きに相違なし、一方は威を以て償金談判をなし、他方は恩恵を以て八百万円を貸与す、朝鮮国の向背知るべし。二億二千五百万円を投じて朝鮮を扶翼するの戦争を為し、同胞を殺すこと一万人、其の結局未だ就かざるに、十二万円にて朝鮮を露西亜に交附す、ツジツマの合はぬ外交ならずや。明治廿七年十一月日本政府は仙石技師を遣り、京城釜山、京城仁川間を測量せしめ、鉄道布設の準備を為し、其の測量の出来たる今日は米国人の為めに横取りせらる、犬骨を折りて隼に餌を取らるるとは真に此事なりと某朝鮮通は語れり。

西郷の銅像建設地上野山王臺と決定

〔五・一五、讀賣〕樺山子爵等の依嘱により、美術学校にて製作中なる西郷南洲翁の肖像は、種々模様がへの末、翁が兎狩の図と定まり、高村光雲氏木型彫刻に着手したるが、其建設場所に就ては一旦朝敵となりし翁の事とて、皇城門外も恐多し抔議論ありしが、今回愈々上野の山王臺へ建てる事と定まりたるよし、但し像の丈は一丈二尺平服に犬を曳きたる処にて、来る七月比は鋳工の手へ引渡す都合なりと云ふ。

陸軍中央幼年学校条令公布

〔五・一六、官報〕勅令 ○朕、陸軍中央幼年学校条例ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年五月十五日

陸軍大臣 侯爵 大山 巖

勅令第二百十二号

陸軍中央幼年学校条例

第一条 陸軍中央幼年学校ハ生徒ニ概ネ尋常中学校第四年第五年ノ学科ト同一ナル教授竝軍人ノ予備教育ヲ為シ、陸軍各兵科現役士官候補生ト為スベキ者ヲ養成スル所トス。

第二条 生徒ハ陸軍地方幼年学校卒業者ヲ以テ之ニ充ツ。(下略)

陸軍地方幼年学校条令公布

〔五・一六、官報〕勅令 ○朕、陸軍地方幼年学校条例ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年五月十五日

陸軍大臣 侯爵 大山 巖

勅令第二百十三号

陸軍地方幼年学校条例

第一条　陸軍地方幼年学校ハ生徒ニ概ネ尋常中学校第一年乃至第三年ノ学科ト同一ナル教授ヲ為シ、兼ネテ軍人精神ヲ涵養シ、陸軍中央幼年学校生徒ト為スベキ者ヲ養成スル所トス。

第二条　生徒ハ華士族平民中陸軍将校ニ出身志願ノ者ヲ選抜シテ採用ス。

第三条　陸軍地方幼年学校ハ左ノ六箇所ニ置ク。

東京　仙台　名古屋　大阪　広島　熊本

但東京陸軍地方幼年学校ハ陸軍中央幼年学校ノ附属トス。

(下略)

小村駐韓公使　特命全権に昇格

〔五・一六、時事〕　小村駐韓公使が特命全権公使と為りしに就ては、新に国書を捧呈せざる可からず、然るに朝鮮王は露国公使館に在りて還宮せられざるに依り、国書捧呈の場所に就き種々の詮議ありし由なるが、今度愈々其議も纏まり、昨十六日国王は一旦明禮宮に行幸ありたる上、同所にて我小村公使の国書捧呈を受けらるゝ筈なりと云ふ。

旅順租借に関する露清密約
李鴻章露都に於て調印の説

〔五・二二、東京日日〕　一警報として本月十二日の支那ガゼットは記して曰く、李鴻章は露国に於て或種の文書に調印を了したる後、直に旅順口を清国より引取るため、露国艦隊は残らず芝罘に集り、其の用意を為し置くべき旨訓令を受け居れりとの説あり。此の説は確かなる筋より出でたるが如しと。

琉球に於ける　初めての徴兵

〔六・二、東朝〕　昨年十月勅令第百四十二号を以て、徴兵令中満十七歳以上満廿八歳以下にて官立府県立師範学校の卒業証書を所持し、官立、公立小学校の教職にある者は六週間陸軍現役に服せしむ、其服役に関する費用は官給とす、外一項を沖縄県へ施行さるゝ事となりしが、先月廿日沖縄師範学校卒業生中の十一名は、右勅令に依り始めて那覇に徴集されしに、何れも喜色面に溢れ意気軒昂天晴れ軍人たるに恥ぢざりしと云ふ。之を琉球に於ける徴兵の嚆矢となす。

臺灣總督更迭　新任は桂太郎

〔六・三、東京日日〕　日来伝唱したる臺灣總督更迭のこと、昨日宮中に於て御親任式行はせらる、即ち左の如し。

臺灣總督海軍大将従二位勲一等功二級　伯爵　樺山　資紀

任樞密顧問官

陸軍中将従三位勲一等功三級　子爵　桂　太郎

任臺灣總督

臺灣の樟脳税

〔六・一二、東京日日〕従来清国政府が臺灣樟脳に賦課したる租税は灶税と称し、毎一份（約百斤）に付金八円、釐金五十五銭、補水銀三銭三厘、輸出税一円十五銭五厘、合計九円七十三銭八厘なりしが、臺灣總督府にては、過般樟脳税規則を制定し、其税率を改めて樟脳税毎百斤に付金十円となし、外に営業鑑札料として、一枚金二十銭、仕入鑑札料金十銭、出売鑑札料金十銭づゝを徴収することに更定せり。然れども納期の如きは、殊更らに其期日を限定せず、納税者自身の自由に納め得らるゝ時機に於て随時納入せしむるの便法に拠れり。蓋し樟脳の生産は概ね生蕃の巣窟たる深山幽谷の裡にあり、検税のこと亦決して容易の業にあらざるを以て、現在の輸出港の外、尚海岸要口に見張及派出所を設置し、爰に哨兵を配置し、以て脱税者を監視する筈なりと、而して本邦海関税則に定むる樟脳輸出税は毎百斤五十六銭七厘、銀一個八分を合すれば、同島の樟脳は毎百斤に付十円五十六銭七厘を負担する割なり。故に其輸出高を仮りに税関報告に示す如く、三百九十五万四十余斤とすれば新税及輸出税を合して、毎年実に四十一万余円を得る概算なりと云ふ。

南米ブラジルへ移民の計画

〔六・一二、讀賣〕南米ブラジル共和国は、其面積三百十一万九千方哩の広きにも似ず、其人口は僅かに一千二百九十万余にして、乃ち之を我国の面積十四万平方哩、人口四千万人に比較すれば、面積は二十二倍余にて、人口は四分の一許なる故、土地面積と人口との割合は我国の八十分の一許に過ず、故に拓くべきの土地頗る多きも、人口の稀薄なる為に起す能はず、其人口中十中八許は土人にて、其の他は葡萄牙人最も多く伊太利人之に次ぎ、他の白皙人種は甚だ少なきが、ブラジル国は先頃我国と通商条約を締結し、目今其の批准を得るまでに進み、遠からず交換せらるべく、該条約にして愈々成立したる上は、我国より先づ二万人の移民を送る筈にて、其の移民取扱は既に吉佐移民会社に於て之を引受け、第一回の移民として本年秋までに二千人を送る約束にて、同社は既に之が募集に着手し、且つ移民監督者をも募集中なりと、之等の移民は、主として珈琲畑耕作に従事せしむる筈にて、其の移住地はブラジル国の南部にて二十三度半の辺なるが、海岸を去ると二百哩、海面を抜くこと二千尺、温帯と熱帯との中間に在りて、気候は一帯に悪しからず、而して其の移民は家屋、食物及び労働衣服は雇主より給し、且つ日本人の医師を聘して附属せしめ、労働者一ヶ月の給料一磅半（凡そ十二三円）にて五ヶ年の期限とし、満期後は再約随意なり、且つ此等移民の監督者は月給十磅にて家屋は雇主の負担、其の他は自弁なりと、而して同地に赴くには今後東洋汽船会社の開くべき紐育航海にして、喜望峰を迂回するときは寄港に尤も好都合なるも、若し同社が増資して開始せんとする墨西其航路にして成立せば、横浜より直ちに墨西其国テッンラベック港に送り、同鉄道によりて亞利米加を横断して輸送する方最も便利なりと云ふ。

臺灣の国語学校 〔六・一四、時事〕臺灣總督府の学務部にては日本語学校を臺北城外大稻埕に建設することに決したれども、建

築までの間は矢張り八芝蘭の学堂を以て附属学校と為し置く由。思ふに城外に在て人々の繁昌を来す可きは艋舺より大稲埕の方望み多きを以て、国語学校を大稲埕に設くることゝ為したるも、師範学校は矢張り城内の旧聖廟跡に置くならんと云ふ。

大海嘯被害地

〔六・一九、東京日日〕（十八日盛岡発） 十五日午後八時半前後、俄に大海嘯起り、沿岸七十里の間皆大害を蒙り、流失家屋死傷人員共に算なく、惨状極まれり、只今迄の報知によれば盛町附近にて死者四千、流失家屋二千余戸。又釜石は悉く流失す、死者五千余名なり、大槌町附近は流失五百余戸、死者六百名。山田町は大半流失、死者無算。宮古町は半ば流失。鍬ヶ崎は悉く流失せり。

二万三千余人死亡 岩手県下の海嘯

〔六・二七、東朝〕 巖手県の死亡率 ○巖手県海嘯死亡者二十一日午後六時の調査には二万三千四百十六人なりしが、翌廿二日午後六時の調査にては二万三千三百九人となれり。其差百七人の減少を見るは行衛不明の者を死者の数に算入しありたるところ、軍艦龍田巡航して島嶼に漂着し居たる生存者を発見したる為め、南北九戸両郡にて死亡者の数を減じたるに由る。

露帝戴冠式大雑沓 死者三千六百人

〔七・一、時事〕 露帝戴冠式の節図らずも非常の騒動出来し、或は押し倒され或は踏まれて、無残の死を遂げしもの凡そ二千人以上ありとは過日の紙上に記せしが、其後詳しく詮索せしにます／＼其数増加し総計三千六百人に上り、此外重傷を負ひしもの千二百人、軽傷は数知れざる程なりと云ふ。右死者の内親戚朋友の引取りて埋葬せしものは漸く半分にして、其余は身分住所を知るを得ざるに依り、長さ二十五間余の穴十一を六百の人夫徹夜して掘り、此中に投げ込みしかば、死屍累々として相重なり合ふ其有様は見るに堪へず、混雑を予防せんために穴の周囲を警戒し居る兵卒も思ず顔を背け、死骸を運ぶ人夫も手を下すを躊躇し互に譲り合へり。此騒動に於て僥倖に死を免れたる者に当時の形況を尋ぬれば、如何にして万死に一生を得たるや自からも之を知らず、唯老幼婦女が悲鳴を挙げ救を求める其声は今尚ほ耳に残りて、想起すれば毛髪悚然たりと云ふ。

腐爛死体漂著の青森沿岸の惨況 方言不通で困難

〔七・一九、時事〕 三陸被害地の海岸に沿ひ、暖潮常に南より北に流るゝを以て、岩手宮城地方に於て海嘯に浚はれし人の屍体は、多く青森県の海岸に打寄せられ、去月下旬より本月上旬に掛け拾ひ上げたる漂着物少なからざるよし。日本赤十字社医員某氏の実見せし模様を聞くに、白砂一帯相連なる所此処彼処算を乱せし漂着物には衣類あり箪笥あり、食器あり家材あり、目も当てられぬ情態にて、海岸諸処に竹木を立て目標とする所は屍体の漂着を表するものなり、怖は怖はながら蓆を開きて之れを見れば、幼き女児が繊々た

る両手を伸べて慈恩なる母の遺骸に負はるゝあり、老嫗五体皮膚剝けて赤肌となれるあり、或は妻の夫を尋ね兄の弟の屍を視て哭するあり悽愴悲惨覚えず落涙に咽びたりと云ふ。同地方巡回中最も困難を感ずるもの二あり。一は村落の不潔と臭気にして海嘯の為め肥料魚油糞便其他の汚物処々に侵入瀰漫せし上、罹災後連日日光に蒸し立てられたるを以て臭気鼻を衝き、為めに窒息せん許りなり。従て蒼蠅の多き事非常にして、恰も朝鮮に在る心地せりと。其二は言語の通ぜざることにて、患者に容体を尋ぬれば何か頻りに訴ふるも余程推察して聴取り、僅かに十中一二を解し得るのみ。傍人之を見て気を利かせ通辯し呉るゝも是れ亦解し難く、又仮令ひ語を解するも意味の相違より何が何やら分り兼ぬると多しと云ふ。其方言を書集めて皇后陛下に奏上せし由は嘗て記載せしが、今其一例を挙ぐれば此間の騒ぎにて疲労したりと云ふを「ヘッチヨハイタ」と云ひ、お前を「ナアー」と云ひ、私を「ワー」父を「ダヽ又アヤ」母を「アッパー」息子を「ゴンボ」次男以下の男子を「ヲヂ」娘を「ビッタ」小娘を「メラシコ」童を「ビキ」鶏を「コヽ」猫を「トヽ」と云ふが如し。又意味の異る例を挙ぐれば治療に痛を訴へざる堪忍強きものを「クセモノ」愛することを「チヨーチヤク」と云ひ、危篤なる患者ありて其父兄に向ひ此病人は容体重き故最早や六ケしと告ぐるに父兄は之を解せず、傍より地方の開業医が最早や面倒だと云ひしに漸く解したり、又途中牛を牽来る婦人抔に道の里数を尋るに「ヤイアッパフー各地頭迄ナンボシコアルイシカー」と云ふが如く、其音調鼻に掛りて余程奇なりと云ふ。

通学切符山陽鐵道で発売

〔七・二一、時事〕 山陽鐵道会社にては、同社鉄道線路に沿ひたる寒村僻邑の学齢児童にして、其の住地近傍に学校の設置なきより、就学するを得ざるものゝために、学童通学切符なるものを発売し、右等の児童をして容易に遠隔地の学校に通学するを得せしむることゝせり。其の切符は下等に限り之を月極めとなし、其の賃金は通常往復賃銭の半額を二十五倍し、更に之を半減したるものなりと云ふ。

軍人の不正利得世論に上る

〔七・二五、報知〕 凡そ戦争ある毎に御用商人若しくは一種の相場師が莫大の金儲を為すは免るべからず、彼等は最初より金儲を為さんが為めに、御用商人たり若しくは相場師たる者なれば、其の不正の行為なき限りは如何に戦争の為めに金儲を為したるとて敢て之れを咎むべきにあらず、唯だ邦家の為めに忠死すべき軍人が己れの職分を忘れ、戦場に於て而かも不正の手段に依りて金儲けを為すに至つては正しく一種の国賊と云ふも不可なきなり。

先に日清交戦の機に際し、恐れ多くも大元帥陛下大纛を広島に進めさせられ日夜親しく三軍を指揮し玉ふの時に於て、一般の軍人は千辛万苦を忍びて祁寒と戦ひ敵兵と戈を交へつゝあるの時に於て、幾多の同胞は邦家の為めに骨を異郷の野に曝しつゝあるの時に於て生還の心ありて殉難の心なかりしのみならず、騒乱を機として不正の利を収め、家に還て分ならざる栄華を極めつゝある軍人ありと。現に目下某学校附の某陸軍書記の如き、身は下士にして而も三万余

円の金を携へ帰れり、又某学校附の某陸軍大尉の如き、又数万の大金を懐にして帰れり、是等の軍人如何にして斯る大金を携へ帰りたるか。今其手段を聞に、某大尉は当時歩兵第〇聯隊の中隊長なりしが、部下の兵士の分捕り来れる馬蹄銀を、上に納むるを名として悉く之を己が手許に集め、其の大部分を己が懐に収めたる等、種々不正の手段をつくしたるものなり、又た某書記は、当時電信隊附として、朝鮮より遼東の野に転進したるものなるが、軍吏代理を勤め居たるを幸ひ、到る処に於て凡ての需要品を無代価にて分捕り、時に代価を支払ふも四十円の品物ならば、先一円銀貨一枚を投じて立去り、而も帖面の上には正常の代価よりも一二割高く買入れたるが如く附け込み、之を上官に請求して其代価を悉く己が懐ろに収めたるものなりと云へり、尤も其の書記は帰朝の後は免官を覚悟し居たる由なれど、何たる沙汰なきを幸ひ恬として恥づるの色なく、今現に某学校附として日々出勤しつゝあり、某大尉は流石に聯隊中の物議に上り、遂に某学校附に転ぜしめられたれども免官の沙汰には至らずと云へり。元来邦家の為めに忠死すべき軍人が、生還の心ありて殉難の心なきだに既に其罪深きに、騒乱を機として斯る不正の利を収むるに至つては、正しく是れ国賊にあらずして何ぞ。我々は我軍人中に斯る国賊あるが為めに、他の忠勇潔白なる軍人までも、往々其の濡衣を衣せられ、「此度の戦争には軍人が一番甘いとをした」との世評をうくるを悲む者なり、若し今日に於てきびしく之を処分するなくんば、今後の戦争に於てはますますその増長を見るに至るべしと、某軍人は奮慨腕を扼して語れり。果して此の如きことありしや否や、吾人此説の虚ならんことを願ふ。

東京の地価騰貴　一坪四百円唱へ

〔八・七、報知〕　東京市内の地所は近年大に騰貴し来りしも、尚ほ大阪市内地所騰貴の度の速かなるに及ばず、是れ東京は区域広き上に市内に猶ほ空地の多きにも因るならん、されど改正条約実施の日も遠からず、然らざるも向ふ幾年の後には東京の繁栄今日に幾倍し、地価の如きも著るしき騰貴を来たさん事は衆人の想像する所なりしが、何ぞ図らん現在既に一坪四百円の売買行はれんとは。四五年前遞信省に於て江戸橋の東京郵便電信局を改築するに際し、渡邊治右衞門氏の所有地の内十三坪余を敷地に取り込まざれば設計通りの建築出来難きため、渡邊氏に談じて該地所を買上げたるとあり、其地価は一坪八十余円なりしに、当時の評判物となりて該地所の事に及べば、必らず之を挙げて話柄となしたる程なりし事を回想すれば、今の四百円は実に驚くべき高価ならずや。

一坪四百円の地所とは果して何処ぞ、日本橋区小舟町三丁目荒布(アラメ)橋畔第三銀行の地続照降町の角なる塗屋作りの蕎麦屋の地面是なり其買主は安田善次郎氏にして、此の坪数八十三坪、一坪四百円づゝ建家を込めて代金三万五千円を以て本月一日目出度く登記を終りたり。一坪四百円と云へば此地所内へ尺角の柱一本を建るにも十一円十一銭の地代を要し、俗に云ふ猫の額ほどの地さへ何円に価するなり、蓋し此価は安田銀行の地勝手にて買望みたるため、特に高価を抛ちたるものなるべくして真価以上の直段なれば、之を以て一概に市内地所騰貴の標準とはなすべからざるべきも、要するに地価騰貴の趨勢が駸々として止まざるは之を以て推知すべし。

曾て神田錦町なる學習院跡の地所二万六千五百坪を平沼専藏氏が廿一万円に買込みたるに、開拓地均等に存外物入ありしかば、平沼氏も荷厄介に思ひ之を転売せんと試みしに、女髪結より身を起して地所売買の周旋を為して金持ちとなりし西村梅女の口入にて、鄕純造氏等の手にて廿六万円の直をつけたれば、平沼氏も売気になりしに梅女は一万円の手数料を請求し平沼氏は三千円ならでは出しがたしと云ひ押問答の末、平沼氏は五千円まで直上げしたるも、梅女が一万円ならでは御めんなりとて固執せしかば、遂に物別れとなりて売買は成立せざりき、然るに此の地面今日に至りては百万円の価格となりて、踏でも蹴ても百万円以下にては到底手に入る事能はざるに至りしとぞ。一坪四百円の地所今日にては異数とせんも、焉ぞ知らん他日八百円、千円にも上り、かつ一坪の売買を変じて外国都府の地所の如く一尺幾十円に売買するの時節到来するの時あらん事を。

韓廷の日本党を捕縛す

〔八・一五、東朝〕（十四日京城発）洪鐘宇、親衛大隊長李鯤用等日本排斥運動をなし、宮中にて日本党韓人五十四名捕縛の議起り、今朝朴派にて劉世南、李宗淵、韓在沈、韓成新聞雇李相一等捕はる。

経済界の発展顕著

〔九・二、國民〕昨今一般商工業社会の形勢は、昨年の今時期の如く、爾かく眼立ちて活勢を呈せずと雖ども、漸次膨脹拡大するの風ありて、時季夫れ〴〵の仕入向きに投ずる資本も従つて多く、現金或は手形の取引も其の数よりいふも将た其の額よりいふも、次第に増大するやの観あり。

一言すれば商工業社会は膨脹して、之に要する資本も亦頗る多額を要せり。此の多額を要するにも拘はらず、未だ金融上差したる引締まりを見ざるは一は新銀行設立増加の結果として、互に顧客に便宜を与へむとして競争するが故と見得べきも、尚ほ他に一因の存するものあり、そは信用制度の発達して、手形取引の増加せること是也。

蓋し従来とても手形の取引は相応にありて、年々著しき増加を示し来たりしが、かの興信所の新設以来、之に加入せる銀行若しくは取引者の身元財産等の如きは、略ぼ之を察知し得るの便あるより、察知の結果信用確実なる者には、是迄貸出取引にも担保を要せしを、無担保にて取引に応ずるに至りたるより、俄かに其の取引数は増加し、以て現金の流通を助け、非常の逼迫を感ぜしむることなきに至れるなりと。

信用制度の発達、手形取引の増加は寔に経済社界発達の現象として祝し視べきも、手形取引には間不正の行為を為し不渡手形を行使する如き者なきを保せず、幾百枚の手形中、万一一枚にても此の如き不渡手形の混入し居ることあらむか、一銀行の蹉跌は延て幾数の銀行の蹉跌を来たし、遂に或は恐慌の一因を為さむも料るべからず。去れば手形の取引は微細なる注意を要することは新古銀行一般に然りと雖も、別けても新設銀行の如きは深き注意をこそ要すべけれ。

守旧の明治美術会と
新進の白鳥会対陣して

上野の秋に美術の華発く

〔九・一五、毎日〕　処は上野、時は十月、両者運動の第一挙を見るべし。熱誠の心血を四辺の秋錦に擬へて白馬を展覧会の陣頭に繰出で、紫旗を金風に飜しつゝ優然と進むは白馬会なるべく、黒田清輝、久米桂一郎、合田清、小代為重、安藤仲太郎、佐野昭の面々を初め、青年家には和田英作、岡田三郎助、藤島武二其他の諸俊才其勢凡数十人、やわか敵に後ろを見すべき、根岸の本城に鍛へし腕なみ御覧候へと、明治美術会展覧会の陣頭黒馬の口を取りて声高らかに呼ばはるは、旧派の豪傑明治美術会の御大将淺井忠氏、其他同会員の大勢なるべし。淺井氏は頃日其子弟を集めて大声出品を奨め、黒田氏等は此程中大磯に遊びて青松白砂の間に画場を設け揮灑月余に亘る、此等は悉な前記展覧会の準備なりと云へば、両軍出陣の壮観今より想ふべきなり。

明治美術会の方は十月一日より旧博覧会五号館内常置陳列館の場所に開き、白馬会は一二日後れて同じ五号館内、明治美術会と館を並べて展覧会を開くと聞く。同月同地、而かも同一館内の対陣、敵愾の気は凝りて其の製作に発動すべし。新派旧派一払一曳、何れか雲烟過眼に附し去るを得べき、吾人は指僂へて其期に到るを待たん。

政界の颱風

〔九・二三、時事〕　政野の一方には板垣伯自由党を率ゐて雄視し、他の一方には大隈伯改進党を提げて時機を待つ。其上に薩長の元老自ら一団体を作りて交る〳〵政権を握り、三者鼎立して相近くを欲せず、政党は議会を根拠として正面より内閣を攻落さんとして能はず、元老は内閣に籠城して窮すれば則ち解散の大砲を乱発して一時を彌縫したりと雖も、抑も憲政の時代に於て味方を議会に有せずして政を為さんとするは、翼なくして空を飛ばんとするに等しければ、表面には政党を排しながら裏面には政党を作らんとし、山縣内閣は大成会を組織し、前の松方内閣は國民協会を起し、以て為す所あらんとしたれども、政党は一朝にして作る可らず自然に発達するものなれば、大成会は間もなく消えて跡なく、國民協会も病児の如く微に残喘を保つのみ。独り跋扈するものは歴史ある両政党のみなれば、孰れか其一に拠るにあらずんば事を為すに足らず。是に於て乎前の総理は思ひ切て年来敵視したる自由党と公然相提携し、此に始めて天の一角と地の一角と聯絡を通じたり。実に明治政史に一紀元を劃したるものにして、伊藤侯の英断と云はざるべからず。侯は超然内閣の首唱者にして又能く政党内閣の端を開きたるものなり。既に其端を開く、之に次で内閣を組織するもの政党と事を共にするは自然の数にして、此に又天の一角と地の一角と結び付きたり。伊板内閣にありしもの悉く伊板党に非ず、松隈内閣に入るもの亦悉く松隈党に非ざるは勿論なりと雖も、内閣の攘夷論は既に敗れて天の両端と地の両端と相通じ、混然別世界を為せし薩長元老も或は進歩

党に傾き或は自由党に投じて漸く色を分たんとし、門外の政党員も次第に党に入らんとするは、正に政況の変態を脱して順境に入らんとするものなり。

敵は敵、味方は味方

前の松方内閣の時には黒幕と称するものあり、舅姑の新婦(よめ)をイジメルが如く兎や角と傍より批難して当局者も殆んど困却し、又今回新内閣を組織するに付ても閣員の撰定を総理に一任する能はず、元老と称する仲間が往来奔走評議して之を定めたり、復た内々の政争起るとなしと云ふ可からず。然れども前項に述べたるが如く政界漸く剖判の時、曖昧の地位に立て内々苦情を唱ふるが如きは卑怯の振舞ひにして、同時に政況の進化を妨ぐるものなり。凡そ政治家の進むには進む所以の明ならんを要し退くには退く所以の明ならんを要す。倒るゝも倒るゝ所以を知らず起つも起つ所以を知らず、敵は誰にして味方は何に存するか模糊として判然せざるは即ち混沌界にして、目鼻の区別漸く明ならんとするの今日、再び引き戻して旧態に復するは遺憾なれば、争ふならば公然争ふて公然政権を授受す可し。又彼の前内閣の機関新聞の如きも断然去就を決し、新内閣に反対ならば正面より正々堂々切込む可きのみ。争はんと欲して争ふ能はず、一面には依然新内閣に縁因を維ぎて其縁の断絶せんことを恐れ、一面には曖昧の間に離間中傷を事とするが如きは醜の極なり。敵ならば公然敵たれ、味方ならば公然味方たる可し。

吏党民党の称

吏党と云ふ名は何か罪悪にても意味するかの如く考へられ、民党と云へば恰も救世者の如く感ぜられしはツイ此頃までの事なりしに今や吏党は民党と為り、民党は吏党となりて、転々更迭することゝなりたれば、吏党民党の名称は最早や無意味の語と化し去れり、亦以て政変を知る可し。

乃木希典中将　臺灣總督に

〔一〇・一五、日本〕　臺灣總督は愈々乃木将軍に決し、昨日左の通り任命ありたり。

第二師団長陸軍中将正四位勲二等功三級　男爵　乃木　希典
任臺灣總督

依願免本官　臺灣總督　子爵　桂　太郎

河内慈眼寺の酬恩祭

〔一〇・一五、讀賣〕　河内國野崎觀音慈眼寺の中興開基江口の君の酬恩祭は、同寺再興の報恩として弘長元年以来、毎年十月十四日より十八日まで営み来りしも、足利氏の昔永祿の頃より、兵乱の為め中絶したる事今回旧記に依つて判明せしより、現時住職尾瀧海禪師は信徒と計り、同祭を復旧する事となり、昨十四日より五日間大法会を執行し、併せて江口の君の像を開扉したるよし。

明治三十年
（一八九七年）

小説　金色夜叉　紅葉

〔一・一、讀賣〕

（一）

未だ宵ながら松立てる門は一様に鎖籠めて、真直に長く東より西に横はれる大道は掃きたるやうに物の影を留めず、いと寂しくも往来の絶えたるに、例ならず繁き車輪の轢は、或は忙しかりし或は飲過ぎし年賀の帰去なるべく、疎に寄する獅子太鼓の遠響は、はや今日に尽きぬる三箇日を惜むが如く其哀切に小き腸は断たれぬべし。元日快晴、二日快晴、三日快晴と記されたる日記を涜して、此黄昏より凩は戦出でぬ。今は「風吹くな、吶吹くな」と、優しき声の宥むるもの無きより、憤を増したるやうに飾竹を吹靡けつゝ、乾びたる葉を粗なげに鳴して、吼えては走行き、狂ひては引返し、揉みに揉むで散々に独り騒げり。微曇りし空は之が為に眠を覚されたる気色にて、銀梨子地の如く無数の星を顕して、鋭く冴えたる光は寒気を発つかと想はしむるまでに、其薄明に曝さるゝ夜の街は氷るばかりに冷徹りぬ。

人此裏に立ちて寥々冥々たる四望の間に、争か那の世間あり、社会あり、都あり、町あることを想ひ得べき。九重の天、八際の地始めて渾沌の境を出でたりと雖も、万物未だ尽く化生せず、風は試に吹き、星は新に輝ける一大荒原の何等の旨意も、秩序も、趣味も無く、唯濫に遡く横はるに過ぎざる哉。日の内は宛然沸くが如く楽み謳ひ、酔ひ、戯れ、歓び、笑ひ、語り、興ぜし人々よ、彼等は儚くも夏果てし孑孑の形を斂めて、今将何処に如何にして在るかを疑はざらんとするも難からずや。多時静なりし後、遥に拍子木の音は聞えぬ。其響の消ゆる頃忽ち一点の燈火は見え初めしが、揺々と町の尽頭を横截りて失せぬ。再び寒き風は寂しき星月夜を擅まに吹くのみなり。

海軍旗章条例改正

〔一・四、官報〕　勅令　○朕、海軍旗章条例ノ改正ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十九年十二月二十四日

海軍大臣　侯爵　西郷　従道

勅令第一号

海軍旗章条例

第一条　海軍旗章ヲ類別シテ左ノ二種トス。

第一種旗章

第二種旗章

第二条　第一種旗章ノ列序及名称ハ左ノ如シ。

第一　天　皇　旗〔図謹略〕

第二　皇　后　旗〔図謹略〕

第三　皇太子旗〔図謹略〕

第四　皇　族　旗〔図謹略〕

第五　海軍大臣旗〔図1〕

第六　大　将　旗〔図2〕

第七　中　将　旗〔図3〕

第八　少将旗〔図4〕
第九　代将旗〔図5〕
第十　先任旒〔図6〕
第十一　司令旒〔図7〕
第十二　長　旒〔図8〕

第三条　第二種旗章ハ左ノ如シ。

軍艦旗〔図9〕
艦首旗〔図10〕
当直旗〔図11〕
運送船旗〔図12〕
工作船旗〔図13〕
海軍病院旗〔図14〕

第四条　海軍旗章ノ制式ハ別図定ムル所ニ依ル。

第五条　天皇旗ハ天皇乗御ノ艦船ニ於テ大檣頂ニ掲グ、又軍隊ノ司令権ヲ有スル海軍官庁ニ臨御ノ時ハ其ノ旗竿ニ掲グ。
天皇乗御ノ端舟ニ於テハ天皇旗ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ。
本令ニ依リ天皇旗ト第二種旗章トヲ同一檣頂ニ掲グベキ場合ニ於テハ之ヲ併揚セズ、第二種旗章ハ適宜ノ所ニ掲揚ス。

第六条　皇后旗ハ太皇太后、皇太后、皇后ニ対シ之ヲ掲グ、其ノ掲揚ノ法ハ第五条ニ依ル。

第七条　皇太子旗ハ皇太子、皇太子妃ニ対シ之ヲ掲グ、其ノ掲揚ノ法ハ第五条ニ依ル、但皇太子文武官等ノ資格ノ場合ニハ之ヲ掲ゲズ。（下略）

皇太后宮（英照皇太后）崩御

〔一・一三、國民〕　皇太后陛下は、近ごろ御風気に渡らせ玉ひしが、去る八日、肺炎の御症俄に募り、各国手徹宵拝診、種々の御療治を加へたるに拘らず、十日に至りて益々御憔悴、尤も危険の御容体に変じ、終に十一日午後六時崩御遊ばされたり、陛下は天皇陛下の御生母には在らせられずといへども、天皇陛下御幼年の時より、國太母として御臨み被遊、特に維新の前後、国事多難の日に際し、

天下の憂を共にし玉ふたるを以て、御生母よりも更に深厚なる御情義あり、加之天皇陛下、皇后陛下は御両所共に天性至孝に渡らせ玉ふ事なれば、此際両陛下の御痛惜は、如何に大なるべきか、吾々人民御哀情を拝察し奉りて、実に誠に恐懼に耐えざる者ある也。

（下略）

皇太后宮御事略

〔一・一五、東朝〕 図書寮に於て皇室御系図に基き取調べたる皇太后陛下の御事略は左の如し。

女御藤原夙子准三后、従一位九條尚忠第七女、御母唐橋經子前大納言正二位唐橋在熙女、天保四年癸巳十二月十四日庚戌誕生、弘化二年乙巳九月十四日壬申為東宮（孝明天皇御事）御息所、嘉永元年戊申十二月七日丁未叙従三位、嘉永元年戊申十二月十五日乙卯入内、嘉永元年戊申十二月十六日丙辰為女御、嘉永六年癸丑五月七日辛亥叙正三位、嘉永六年癸丑五月七日辛亥准三后、生順子内親王第二皇女、為今上天皇実母、慶應四年戊辰三月十八日丙寅為皇太后。

此の調べによれば、九條関白の第七女と申し、世に第六女と申し奉るとは異れり、如何にや、尚ほ図書寮にては引続き御事歴の取調を為し居れりとなん。

大喪に関して御沙汰

〔一・一六、官報〕 御沙汰 ○大喪ニ附キ大喪使長官ヘ左ノ通御沙汰アラセラレタリ。

皇妣ノ葬儀ハ将来ノ表準トモ相成ルベキニ付、一時臣民哀悼忠愛ノ感情ニ任セ、経費ヲ貲ラズ夸張盛大ニ失シ、皇考ノ葬儀ニ超越スルニ至ルトキハ却テ皇妣ノ懿旨ニ違フノミナラズ、則ヲ後昆ニ垂ルヽ所以ニアラザルナリ、宜ク預ジメ恰当ノ程限ヲ立テ荘重ニ之ヲ執行スベシ。

島崎藤村の「河北新報」発刊祝辞

〔一・二一、河北新報〕 河北新報を祝す（島崎藤村） ○泰西の文化東漸するや、出版の事業、活字の応用、いまだ今日のごとく旺盛ならざりしころは、数葉の紙に新説異聞を蒐集し、これを筆に写して僅に知己の間に配布せしのみと伝ふれど、東京横浜を始め地方にいたるまで次第に発達の機運に向ひ、時勢の変遷は旧様の状態に満足せず、終に今日の如き出版事業の隆盛を見るにいたれり。木版にかゆるに活版を以てするが如きは、桜木の彫刻の迂遠なるを廃して、鮮麗明瞭なる金属の鋳型を活用するといふにとゞまらず、是れ実に吾国文明の歴史上特筆すべき事蹟にして、以て社会の全般より家庭と個人に至るまで、新舞台に転入するの跡歴々として睹るべし。今また河北新報の発行に際し、同社の佐藤紅緑君来りてわれに蕪辞を求めらる。われは東北にこの出版の事業あるをよろこび、河北新報のいよいよ紙面を改めて、以て幾多の質朴善良なる好読者の属望に応ぜんことを願ふ。

鴨東に巻紓さるゝ春畝侯の春夢帳

〔一・一四、毎日〕 美人伊藤侯を追跡す ○京都の大葬に供奉せ

んが為め、京都に滞留し居られたる例の艶侯春畝殿には、世は罔極の歎きに沈み、披緋□巻見るものすべて涙なる中なれば、いかに多情の侯とはいへ、行を慎みて敬懼哀戚の微衷を表し居るならんと我人共に想ひ居りしに、こは何としたる醜行ぞ、天下諒闇一として愁しからざるはなき最中に、一夜も是なくては生甲斐もなき煩悩の火に、君をも国をも忘れ果て、狂ひ出せし意馬の手綱を鴨東の名園につなぎ、色もめでたき一朶の艶花を手折りて、空焚の煙香ふ処に其色を賞し、我れ帰るさには卿を伴ひ、木の芽苅る宇治の里、鹿馴る春日の野辺、春の色さへ未だ嫩艸山に立寄て遊び暮し、猿澤の池に別れの姿惜まむと嬉しき事をのたまふに美婦はいとゞ嬉びて、宇治や奈良とは此場での仰せ、偖て別れむとする折に臨み、泪の淵に沈みて見すれば、仮令吾妻に香へる菊のある御身なりとも、うち伴ひて帰へりたまはぬ事はよもあるまじと、早や鷗よる小田原の岸に佇て富士の高嶺を眺め、竹柴の浦に散歩きして、雁の行方に故郷の空想ふ心地し、今日や立と曰ふか明日や帰ると曰ふかと、喜びの中に待ゐたるに、侯は愈々去る十日の午後京都を立るゝ事となり、其由知らせ越れしにぞ、美人は出立の刻限に遅れじものと、旦より準備急ぎゐたる所へ侯より復た、俄に出立つ事となりたれば、直に七条の停車場へ急げとの知らせありたれば、驚きながら服装もそこ〳〵に腕車をとばせて停車場へ行きたるに、無情の汽車は早や侯をのせて、汽笛一声車輪動き徐々として出で行たり、美人は見るに心たまらず、呼で止まらん汽車にあらねど、アレ待てよと、狂はん計りよばはりよばはり列車を追はんとしたるに、支へられて我に返へりしも、次の発車を待ち合すさへ悶かしとや今乗来たる腕車を東南に返へし、立行く砂煙に早くも姿をかき消したるが、当夜の宿所なる宇治がり追ひ行きて数々の恨を聞こえあげけん、翌朝立派なる服装したる人の艶なる婦人と手を携へ、奈良行の列車に乗込しを見たる人ありとぞきく。是が常ならましかば怪しといふに足らねど、大葬の最中にかゝる艶聞を流すとは、呆れ果たる沙汰ならずや。

足尾銅山被害民大挙上京
大部分は途中に喰ひ止められ
八百余名入京して必死の請願運動

〔三・四、東京日日〕　足尾銅山鉱毒被害地方の人民二千余名は、鉱業停止請願運動の為め、一同草鞋を踏んで南上し、館林、佐野、古河等の各警察署管轄内にて、警官等の切に制止したるにも関はらず、其内の八百余名は一昨日深夜に乗じて上京し、昨朝六時を期して日比谷ケ原に集合し、其の第一着手に近衛貴族院議長を訪問して委細の事情を陳辯し、次で鳩山衆議院議長の官邸を叩きて右同様の陳述をなさんとせしも、鳩山氏は要務ありとて面晤を許さゞりしかば、転じて外務省に至り、大隈外務大臣に面会せんと押寄せたり、右は曾て足尾銅山営業主古河市兵衛氏が英国公使サトウ君に依頼し、榎本農商務大臣に懇請せる旨ありと云ふの風説ありし其が事実を確めん為め、同省に詰め懸けたる次第なるが、折柄麹町警察署にては此報に接するや否、警部巡査数十名を外務省前に出張せしめて衆民等を説諭し、若し其の事情を陳述せんとならば、宜しく委員を

選みて穏かに運動すべし、さもなくして強ても斯る不穏の挙動を働かんとならば、已むを得ず集会政社法に照して処分すべしと、懇ろに説き聞かせたるに依り、被害人民等はさらば一と先づ解散し、重ねて後図をなさんとて、三々五々其場を立ち去りたるが、軈て彼等四百余名は脚袢に草鞋素跣の形装にて、竹槍席旗をこそ担がざれ、同勢擾々として農商務省に至りたり、是より先榎本農商務大臣には栃木県下の人民等相議して鉱業停止の請願の為め面会を求むるの意あるを聞き、然る程の悃願を聞かざらんも如何なり、但し多人数個々の口述にては、徒らに喧擾を増すのみなれば、総代両三名を選び、来る三日午前十時までに自個の官邸に来るべしとの事なりければ、扨てこそ斯くは推参せるなり、談話茲に両岐して榎本大臣には昨日午前十時頃まで己が官邸にありて右総代人の来訪を待ち居られしも、更に其影だも見えざるより、軈て官邸を出で主務省へと出頭せしに、コハ如何に彼等は官邸には訪ひ来らずして同省に押し寄せ、喧々囂々其の騒動大方ならざるにぞ、大臣は早速早川秘書官に命じ出でゝ総代教名に応対せしめ、大臣は公務の都合に依り本日は面会し能はざれば、更に明後五日を以て総代等に面会し、篤と陳情の趣旨を聞取らんと懇諭あり、総代人等は直ちに承服し去て其趣きを一同に告げたるに、群集等は聴かず、吾等は自他の要務を欠きて遙に上京せし次第なり、是非とも主務大臣に面会せん、逢はすべし、其の面会を終らざる内は貧乏揺ぎもすまじとて一歩も動かず、中には昼飯を与へよなんど叫び狂ひ罵り騒ぐ、（中略）尚昨夜中には追々其頭数を加ふべしとの噂もあり、又もや一騒動を惹き起すべきかとて、其筋の警戒は厳重に見えたり。

新聞条例改正案両院を通過

禁止停止の暴権排除

〔三・一八、東朝〕 新聞条例の改正は積年の宿題にして、亦現内閣の新問題なりき、改正の理由は宿題として論じ尽されつゝ、而かも前内閣が適当の改正を肯んぜざりしにも似で、現内閣は成立の初に言論尊重の義を施政方針中に宣言し、此に一個新問題として輿衆の前に出でたりき。

世人或は我輩の説を以て、業務の利害之を致す者とのみ思ふもあらん、されども是れ決して区々新聞業者のみの利害説に非ず、憲法に基き輿論に出でゝ現内閣の施政方針に宣言されたる大問題なり、今にして適当の改正を見ざらんか現内閣は世を欺くを免れず、故に其案の成否は現内閣の信任問題なりき、而して昨は改正案遂に貴族院を通過したり、輿論的宿題は解決されたり、言責的新問題は成効せり、曩日の所謂上下阻隔の障碍物は排除されたり、豈上下の為めに慶せざるべけんや。我輩は只当に得失を論ずべきのみ、必ずしも功の帰する所を頌せず。然れども一派の人々現内閣の無能を罵り、非立憲を誣ひ、言責を忘れたるを嘲る者あり、則ち時に或は功を頌し美を揚げざるべからず、新聞法改正の如き其の一なり。（下略）

帝国大学に於ける数学古書の取調

〔三・二七、讀賣〕 遠藤理科大学助手は本邦数理に関する古書取調の為め、先頃京都に出張したるが、已に同地に於ける取調を為し

たるが孰れも私立学校の事とて蔵書に乏しく、殊に已に散逸したるにや古書は至つて少なく、折角の目的を達する能はざりしが、独り東区谷町一丁目なる大坂數學専門学校は多くの珍本を蔵し、就中左記の書は今日に於て得難き者なるを以て同氏は是非購入したしとの事を申込みしに、同校主小森數藏氏は斯学の熱心家にて、帝国大学に備付くものとあらば寄附すべしとて之を譲り渡したるよし、其書名は左の如し。

○點竄集成全六冊 ○貫通齊算草全一冊 ○圓周率五十倍精數考全一冊 ○算法圓理集解全一冊 ○古今算盤起源全三冊 ○算法圓理表全一冊 ○謹薦算法起源全三冊。

臺灣銀行法

〔四・一、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル臺灣銀行法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十年三月三十日

内閣総理大臣兼大蔵大臣 伯爵 松方 正義

拓殖務大臣 子爵 高島鞆之助

法律第三十八号

臺灣銀行法

第一条 臺灣銀行ハ株式会社トス。臺灣銀行ハ本店ヲ臺灣ニ設置ス。

第二条 臺灣銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ要地ニ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行トコルレスポンデンスヲ締約スルコトヲ得。主務大臣ニ於テ支店、代理店ヲ必要ナリトスルトキハ、銀行ニ命ジテ之ヲ設置セシムルコトアルベシ。

第三条 臺灣銀行ノ存立期間ハ設置免許ノ日ヨリ満二十箇年トス。但シ株式総会ノ決議ニ依リ、政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ、其ノ期限ヲ延長スルコトヲ得。

第四条 臺灣銀行ノ資本金ハ五百万円以上トス。

第五条 臺灣銀行ハ左ノ事業ヲ営ムモノトス。

第一 為換手形其ノ他商業手形ノ割引

第二 為換及荷為換

第三 平常取引スル諸会社又ハ商人ノ為換手形金ノ取立

第四 確実ナル不動産ヲ抵当トシ又ハ動産ヲ質トスル貸付

第五 諸預リ金及当座貸越勘定

第六 金銀貨、貴金属及諸証券ノ保護預リ

第七 地金銀ノ売買

第八 他銀行ノ業務代理

右ノ外営業ノ都合ニ由リ国債証券地方債券又ハ勧業債券、農工債券ヲ買入ル丶コトヲ得。

内臺間航路及臺灣沿岸航路

大阪商船が独占

〔四・一、日本〕 内地臺灣間の定期航海は、従来日本郵船会社及大阪商船会社之を開始し居たるに、猶追々臺灣沿岸航路にも定期航海を開始せざるべからざること丶なるや、各汽船業者皆航海補助金を望みて、其航路を専有せんとを謀り、大阪商船会社の外、西山志澄

氏等の帝國商船会社、松尾寛三氏等の伊萬里汽船会社及び早川龍介氏等の間に大競争ありしが、三十年度以降内地臺灣間及臺灣諸港間の航路とも、挙て大阪商船会社に定期航海を命ぜられ、日本郵船会社へは神戸基隆間毎月二回の定期航海を命ぜられたりといふ。（下略）

文武官の国防費献納金免除

聖上松方首相を召され勅語を賜ふ

〔四・一、國民〕 陛下には一昨三十日内閣総理大臣を御前に召され、左の勅語を賜りたり。

勅　語

朕曩に国家軍防の事一日も緩くすべからざるを惟ひ、内帑の金並に文武官僚の納金を以て製艦費の補足に充てしめたり。今や已に数年を経て、其事亦将に緒に就かんとす、而して衆議院は其の議決を具し、内帑の下賜を停めて文武官僚の納金を免除せんことを奏請せり、朕深く之を嘉し、先づ明治三十年度に於て官僚の薄給を受くる者の納金を免除し、三十一年度に至り全然斯議を採納せむとす。

朕は臣民の忠誠に頼り、軍防の完実を期し、永遠の平和を以て帝国の光栄を増進せむことを望む。

新流行吾妻コート 〔四・八、毎日〕 織物の意匠技術年を追ふて進歩するに従ひ、自然衣服の流行に変遷を来す事なるが、近来は婦人用として吾妻コート非常に流行し、今は中以下にまで及ぼしたる有様にて、すべて羅紗地を用ひ来りたるが、上流婦人の着用には最早や一新を加へざるべからざる時機なるを計り、例の照降町の贅沢屋伊勢清にては、特に産地に註文して織立てたる風通御召コートは美麗なる織物にて仕立て方も少しく改良して被布形と為し之を愛国コートと称し、春夏の時節にも塵除として最も適当なりとて上流社会の註文多しと云ふ、扨て夫人向には黒地ハス綾織黒綾紋織、黒手綱飛白入黒市松綾織、其他花色、鼠、利久茶綾織等数種、又た令嬢向には黒地鎗梅模様又は水と紅葉の浮模様等にて、裏地は薄琥珀又は甲斐絹を用ひ、価は琥珀裏付仕立上り三十円前後、甲斐絹裏付同二十二三円前後なりと、以て社会の好尚日を逐ふて驕奢浮靡に趣くを知るべし。

米布合併を前にしての腹探りか

布哇政府邦人の上陸を拒絶

米国口実を構へて軍艦派遣

〔四・九、國民〕 去月廿日ホノルル府を出帆したる神州丸は、四百四十八名の上陸被拒絶者を積還りたれば、今明日横浜に着港すべし、亦た廿日に着したるコブチック号も百六十三名の被拒絶者を積み還ることゝなれり。

布哇政府が、北米合衆国に合併せられんとするの意思は数年前に在りしが、今回マツキンレー氏大統領となりたるにつき、愈々合併実行の手段を取らんとせり、我駐米公使星亨氏は、去月下旬早くも我当局に布哇合併に関する注意を電申せり、間もなく我自由渡航者

前後五百卅一名は上陸を拒絶せられたり、上陸の拒絶は上陸条例に違反せりとの口実なれども、其内意は故らに我反抗を試みんが為めに布哇政府が断行したるものにして、此れ正しく合併に関する政略上の手段なり。

被拒絶者の大審院控訴の却下せらるゝや、北米合衆国は直ちに軍艦を派遣したり、是れ布哇在住の米国人を保護せりとの口実なれども、其実は我反抗に対する示威的運動なり。

我政府は今や布哇の形勢穏かならぬを見て、別項に記する如く、已に軍艦を派遣することに決したり、合併問題は、本邦人三万七千人に関するのみならず、我前途に莫大の関係あるを以て、我政府は非常の果断を実行する決心あるにあらざれば、合併反抗は容易ならぬ事と知る可し。

韓国の借金返し　豊作で国庫充盈

〔四・九、國民〕　朝鮮政府は今回愈よ我邦よりの借入金三百万円の内一百万円を返還することに決し、其意を我政府に通じたり、我政府も之に対して承諾したりとも聞き込む。一百万円の返還につき当局者の曰く、借入金返済については兼ねて日露協商によりて（財政は日露両国より周旋するは協商案の項に在り）露国より低利の資本を借入ることに内決せんとしたりしも、度支部顧問ブラオン氏の注意と尽力と、昨年の豊作とにより、国庫俄かに充盈したれば、今は他国より借入れて返済するには及ばざることゝなり、遂に一百万円の返済となりぬ、何は兎も角、韓廷に於ては好都合の事と云ふべし。

著色活動写真　神田錦輝館再三日延

〔四・一三、時事〕　神田錦輝館にて興行中なりし着色活動大写真は非常の大入にて、再三の日延べを為せしが、今十三日より更に赤坂溜池の演伎座に於て興行し、向ふ一週間昼夜両度に開会するよし。

活動写真　横浜でも興行

〔五・一五、東京日日〕　曩きに東京神田錦輝館に於て開会し、江湖の大喝采を博取し、皇太子殿下の上覧を賜ひたる米国理学博士エジソン氏の発明に係る活動写真（ブアイタスコープ）は、近日横浜吉田町蔦座に於て開会する由。

東京の労働者賃銭

〔五・二八、報知〕　近来諸物価の高直なると労働者の不足なるとに原因し、各労働者の賃銭非常に騰貴したるが今、東京市に於ける昨年此節の労働者賃銭と、本年の分とを比較せんに、

	本年	昨年
大工	六十五銭	五十銭
左官手伝	三十五銭	三十銭
瓦葺手元	四十五銭	三十五銭
石工	八十銭	七十銭
普通人夫	三十五銭	三十銭
左官	六十五銭	五十五銭

瓦　葺　職　　六十五銭　　五　十　銭
煉瓦職一等　　九　十　銭　　八　十　銭
土担人足　　四十五銭　　三十五銭

にして、多きは三割方、少きは一割五分方の騰貴を示せり。而して各工場に使役せる男女職工の如きも亦た賃銭を増加し、煉化女工の如きは昨年十二三銭なりしに、本年は二十銭以上に騰貴したりと。

足尾銅山に鉱毒排除命令下る

〔五・二八、中外商業〕 足尾銅山鉱毒排除命令は、本紙に報ずる如く、昨廿七日を以て左の如く下付せられたり。

栃木県上都賀郡足尾銅山鉱業主　古河市兵衛

鉱業条例第五十九条に依り、左の事項を命令す。

明治三十年五月廿七日

東京鑛山監督署長　南　挺三

第一項、本山有木坑及小瀧坑坑水は、一切之を流出せしめず、総て撰鉱用に供し、生石灰乳の攪拌法を行ひ、砂聚器を通過せしめたる後順次之を沈澱池及濾過池に導くべし、若し坑水の分量不時に増加したるときは、生石灰乳の攪拌法を行ひ、別に掛樋を設けて直に沈澱池に導くべし。（下略）

芋の煮えたも御存じなく 星公使マンマと抜かる 寝耳に水の 米布合併調印

〔六・一九、日本〕 米布合併の飛電は別項の如く、駐米公使星君より発せられたるものにして、只だ簡単なる事実の外に、何等の消息もなし。六月五日迄の事情にして外務省に達したる布哇の情勢は、只だ談判の困難なると、布哇政府の決心が益々強硬なるとの外には、島村公使の談判情況を具したるに過ぎず。然れども布哇人民の間には、米布合併の議論盛にして、布哇政府が我日本政策の強硬なるは、人民の甚だ賛成する所なりと建白書を差出すなんど、頻りに政府の後援を与へつゝありしといふ。形勢の斯くなりしにも拘はらず、駐米公使たる星君よりは、合併談の進行に関する情勢なんどは毫も電知したる事なく、外務省は寝耳に水を打たれたるが如く、サスガの外相も昨朝此飛電に接して動色ありしといふ。固より斯る協議は秘密を保たるゝは勿論なるが、左るにても其以前に一片の情報にだも接せざりしは、三国干渉当時の公使も想ひ合せられて慨はし。或る人の推測に依れば、米国にても此事は初めより委員の如きものを作り置きて、其委員と外務卿の外は何人にも知らしめざりしならんかとも云へり。外務省にて此飛電に接するや、三橋書記官、小村次官は、直に馳せて早稲田の病床に在る大隈外相を訪ひ、直に訓電を米布駐在の星、島村両君に発したりと云へり。

京都帝国大学 官制公布せらる

〔六・二三、報知〕 京都帝国大学設置の件は愈々昨日の官報を以て公布せられたり。大学の名称亦た変改せられたれば其要を左に摘記す。

○東京帝国大学　帝国大学と云へば唯だ東京に一ケ所ありしのみ、

故に従来単に帝国大学と称せしが、今回京都に大学を置くこと丶なりし結果、従前の帝国大学を「東京帝国大学」と改称す。（勅令第二百八号）

◎京都帝国大学　京都に帝国大学を置き京都帝国大学と称す。京都帝国大学の分科大学は法科大学、医科大学、文科大学及び理工科大学とす。京都帝国大学の分科大学及び分科大学中の各学科開設の期日は文部大臣之を定む。（勅令第二百九号）

◎東西大学官制　及び帝国大学高等官々等俸給は勅令第二百十号乃至二百十二号を以て公布せらる。其官等俸給は二者毫も異なる所なし。其異なれるは分科大学の員数に伴へる教職員の数のみ、即ち左の如し。

	東京大学	京都大学
総長	一人	一人
書記官	一人	一人
舎監	二人	一人
書記	五十二人	二十七人
教授	九十人	五十七人
助教授	四十一人	十六人
助手	九十人	二十八人

尚ほ附属図書館を置き、医科大学附属医院を置くこと両大学相同じ、唯だ附属植物園及び天文台は東京に有りて京都に無し。

米布合併と日本の国論

〔六・二三、國民〕米布合併調印成るや、朝野大に其不可を唱へ、政府は必ず強硬なる異議を唱ふべしと信じ居るが、今ま合併並びに布哇の善後に関して朝野に行はる丶諸説を挙ぐれば如左。

一、国交を破りても、絶対的異議を申込むこと、之に関して列国の共同運動を希望するの説。

二、布哇を以て、列国の共同保護の下に置き、太平洋の中立国として諸列国は布哇に於て同等の権利と利益を得べきの説。

三、布哇に於ける現存の日本移民の権利利益を継続するのみならず、更らに其条約の永存及寛大なる条約を新たに締約するを得ば、布哇の国籍を米国に移すも差支なしとするの説。

四、米布の合併にして批准せらる丶に至れば、日本が日米間の通商を杜絶し、又た両国の交誼を破ることを欲せず、先づ布哇現在の日本移民の権利と利益を継続し、且つ米国政府をして拒絶の償金を負担せしめば可なりとの説。

四説中第一説は異議の意味中深浅あれば、去廿日の我異議の意味は如何なる程度までに在るやは今ま断言し能はず、第二説は朝野に唱らる、少数なりと雖も有力なる一説なり、第三説は普通にして、第四説に至りては殆んど焼腹的不平連、若くは政府の力を以て不能なりと自称するもの丶説なり。

大航路の船長は悉く外人に占めらる

〔六・二九、東北新聞〕本邦に於ける航海業は今や大に発達の機運に向ひつ丶あるにも拘らず、海員中の高等職務に従事する船長、機関士、運転手等を欠くは一大遺憾とする所なり。現に郵船会社四大航路中、欧洲線、米国線両航路九艘の船長は悉く外人にして、一

人の邦人無し。僅に濠洲線四艘の内東京丸船長宮城岩次郎氏と、孟買線三艘の中廣島丸船長島津五三郎氏の二人を有するのみにて、高等海員養成の必要は、目下に迫れりと云ふ者あり。

新領土臺灣に斯の光栄あり
富士を凌ぐモリソン山に
聖上　新高山と御命名

〔七・七、報知〕本邦の最高山と称せられたる富士山より尚ほ高きものを、新領土臺灣に於けるモリソン山となす。即ち富士山は海面を抜く事一万二千四百七十四尺にしてモリソン山は一万二千八百五十尺なれば、モリソンは富士よりも高き事実に三百七十六尺なり。臺灣の我が領土となりたるに就ては更にモリソンの名称を改めらるゝとの説ありしが、天皇陛下には愈々去月廿八日を以て此新高山に、新高山と御命名あらせられし趣きにて、昨日拓殖務省告示第六号を以て左の如く告示さる。

明治三十年六月二十八日臺灣最第一の高山モリソンを新高山と称すべき旨、御沙汰あらせられたり。

我が領土の拡まると共に、富士よりも高き高山の出で来れるに就けても、大君の御稜威彌や高く仰ぎまつられて最も畏し。

考へたりな　純金の名刺
贈賄に馴らされた臺灣人の苦策

〔七・一八、報知〕支那人は従前より官庁及び官吏に向つて賄賂を行使するは当然の事と思惟し居るを以て、臺灣住民にして我が国籍に入りたる者も、清国政府に対すると同一の感情を抱き、何事にも贈賄の手段を用ゐ居る由なるが、直接貨幣の贈与することを憚る場合には、種々の物品を贈り、又は純金にて製したる名刺を通じ、暗に賄賂の意を示し、面談を求むることも少からずと云ふ。

開校さるゝ　外国語学校

〔七・二三、時事〕本年度より開設すべき高等商業学校附属外国語学校は、愈々来る九月より開始する事となり、昨日同規則を発表したり、今其要領を記さんに、同校は欧洲及び東洋近世語を教授するの目的にて、現今英、佛、獨、露、西班牙及び支那、朝鮮語を教授し、同校生徒を正科及び特別の二種に区別し、正科は修学年限を三ケ年とし、特別科は三ケ年以内と為し、学科は会話、作文、訳解、文法、修辞等にして英語を除くの外は読方、綴字、習字より始め、支那、朝鮮語は別に音読、会話、飜訳、作文、漢文、諺文、等の課程を設け、特別生の為には以上の学科課程を斟酌して別に定むる筈なり、又入学規定によれば尋常中学校程度以上の学校を卒業せるものは試験を要せず、但し私立学校のものは特に適当と認むるものに限り正科一年級に入学を許し、特別科は特別の事情あるものに限り無試験にて入学を許す事とせり、而して授業料は正科は一学年二十円、特別科は一ケ月一円とす、詳細の手続きは昨日の官報に就いて見るべし。

電気扇子

〔七・二三、國民〕 東京電燈会社にては、夏季客室等に用ゆる為め、今回電気扇子なるものを作りたるが、電気の作用によりて其器械より風を室内に送るものにして、余程軽便なるものなるが、風力は馬力八分の一迄を出すことを得るよし、而して其器械は室の大小に依て異なるとも、十畳敷位の室内には普通の器械にて充分なりと云ふ、又其代価は一ヶ月三円以上九円位迄なりと云ふ。

ボイコット君の死去　其の魂は死せず

〔七・二四、時事〕 ボイコットとは相聯合して地主又は主人に抵抗するか、又は地主と主人とに限らず、何人たりとも其人を周囲が相約して齢せざるに至るを云ふ語にて、今は専ら英米間に用ひらる言葉なるが、実に此のキャプテン・ボイコット氏より始りたる語なり、氏は当年五十五歳を以て死したり、曾て千八百八十年、某地主の手代として氏の愛蘭にあるや、氏はひそかに農民にとき酷薄なる地主等は相聯合して之を排斥すべしと勧めたるに、豈図らんや忽ち其は我が身の上に降り来りて自ら之をうけんとは、左れば世は是より此行為をよんでボイコットとなすに至れり、当時までは「コヴエントリーに送る」(to send coventry) の語を以て専ら此意を表し来れり、コヴエントリーとは英国の一市邑にして此に送り込むと云ふを以て直に排斥絶交の意となしたるものなりとぞ。

北海道屯田兵の新移住地

〔七・三〇、國民〕 北海道屯田兵は是れまで毎年五百戸宛を募集し、一戸に付公有財産を合せ三万坪の地積を給与せらるゝ規定の処、今般其筋に於ては、明治三十二年以降八ヶ年間に於ける屯田兵の移住地を、天鹽国上川、中川両郡の内に於て凡そ一億三千二百万坪の地坪を撰定し、漸次移住せしむるの計画なりと、尚ほ聞く処に拠れば、同地は概して地味膏沃にして、殊に官設鉄道開設の暁は最も有望の地となるべき見込なりといふ。

布哇仲裁々判を提案し　日本政府承諾

〔八・一、日本〕 今般我が政府より布哇の提供たる仲裁々判を応諾したるに就ては、如何なる範囲を挙げて此裁判に附すべきやと云ふに、元来事実の有無に至りては固より明瞭の事に属し、目下双方の主唱に多少の相違はありと雖も、今一層の交渉を遂げたらんには、結局証左の有無によりて忽ち明確たらしむるを得べければ、亦た之を仲裁々判に訴ふるの要なきを以て、今度は専ら双方の協議により一致したる事実を基として、その正邪曲直乃至は責の帰する所を該裁判に附することゝなるべしとぞ、又其仲裁国は世間種々の説ありと雖も、白耳義若くは伊太利の一に依頼せんとは我当路者間の希望なるべしといふ。

李埈鎔欧米を漫遊

〔八・二五、時事〕 兼て本邦に遊学中なる大院君の愛孫李埈鎔氏は、鄭在惇、李正錫、鄭雲復の三名を随へ、本日正午横浜出帆の土佐丸に乗じて英国に向ひ、同地に暫く足を止めたる後、更に欧洲各国及び米国を漫遊する予定なりと云ふ。

赤痢患者　一日二千名

〔八・二八、東京日日〕　全国各府県に流行する赤痢は、其勢ひ日日猖獗にして、昨今は毎日凡そ二千名づつの新患者を発生するに至りたりと云ふ、今臨時検疫部の最近統計によれば左の如しと。

八月廿三日の患者数　一、七九三（内死亡三八二）
八月廿四日の患者数　一、〇二四（内死亡二二二）
八月廿五日の患者数　一、七五四（内死亡三五五）

他見無用
八幡村の製鉄所

〔八・二九、東京日日〕　製鉄所工場の設計図は、此程八幡村なる同事務所に到達し居るも、役員の外一切他見を許さず、此程肥塚鑛山局長彼の地へ遊びたる節一覧を請ひしも、今泉技師は未だ大臣の閲覧を経ざる今日なればとて之を謝絶したりとのことなるが、今其大体に付聞く所に拠れば、同所より買収済となりたる口三十万坪の内、七万余坪は現地の儘に残し置き、今回着手の坪数は先づ十六万坪内外なりと。又同工場の設立と共に原料製品の運搬をなすため、構内に敷設すべき鉄道の延長は約十八哩余に達する由なり、此鉄道は普通狭軌鉄道よりは小形なりと、又同地方は十数尺にして地盤に達する処あるに拠り、製鉄所の如き広大なる建築をなすには地盤の浅深は重大の関係あるに依り、工務課にては此程よりボーリングに着手したりと、又現今の庁舎は在来の民屋を以て之れに充て、高等官以下書記技手に至る迄、四十余名の役員鮓を詰めたらんが如く、机を接して事務を執り居りて、此れが為め執務上敏活を欠くの恐れあるに依り、差当り二百余坪の庁舎を新築するに決し、既に設計も了りたりと云ふ。

韓廷の露兵雇傭問題紛糾す
日露両国代表東京に会商

〔九・一二、東京日日〕　東京に於ける日露両代表者間の会商、席を重ぬる僅に一再にして未だ草案らしきものも成らずと聞ける折柄、露の前公使ウェベール氏京城を去るに及で、韓廷若し日本に憚りて傭兵の事を決せずんば、露国の威信と露国軍人の面目に対して、相当の手段を取らざるを得ずと韓王に迫りたる結果として、傭兵契約直に就れりとの風聞あり、而して別項韓電の報ずる所に依れば、露兵聘傭の契約には、米国人挙て反対を表し、殊に韓王に上疏する者あるに至ては、形勢の容易ならざるは想察するに余あり、加之我加藤公使が大隈外相の訓電に依り、露兵を聘傭するならば、等しく日本兵をも聘傭すべしと申込める如き、韓廷に取りて真に青天の霹靂、満廷驚駭すといふもの亦無理ならず、此の如くなれば大隈外相は露国が協商の存するにも関せず、其行はんと欲する所を京城に行ひつゝある如く、東京に於ける会商の未だ半ならざるにも拘らず、直接韓廷に向て促迫するの途を執りたるには非らざる耶、何にせよ韓廷の挙措如何に依り、延て日露間に新に問題の生ずるなきを保すべからずとて、深く憂慮するものあり。

二学者植物学上の重大発見

精虫作用で結実する銀杏と蘇鉄

〔九・一七、時事〕「いてふ」の樹は世人の夙に知る如く本邦及び支那の特産物にして他の国土に絶えて見えざる植物なるが、植物学上の定説によれば同樹は第三期の地質時代に繁殖したる物にして、時代の変遷と共に漸々其跡を絶ち、今は僅に本邦及び支那に遺りたるもそれさへ人工を借らざれば、決して種子を継続する事能はず、今日若し同樹の野生する土地を発見する者あらば、此一事已に植物学上の大発見と称するに足るなり、然るに同樹に関し吾が熱心なる植物学者の研究により空前の一大発見をなし、為めに欧米各国の植物学者を驚かすに至りたる次第は他なし、帝国大学植物学教室の助手平瀬作五郎氏は、同樹の本邦特産物なるを以て是非とも精密なる研究をとげたしとて、教授松村任三氏の監督の下に今を距ること五年前初めて研究に従事したるが、昨明治廿九年に至り端りなく同樹は精虫の作用によりて実を結ぶものなる事を発見し、続いて本年またまた精虫飛躍の実況を実見したり、此成績によれば今日迄の分類法を一変して別に「いてふ」科若くは「いてふ」門と云へる科門を設けざる可からざるに至れり、爰に又此発見と前後して殆ど同様なる発見を為したるは農科大学助教授池野成一郎氏にして、同氏は昨年種子島に於て「そてつ」の同じく精虫作用に依りて実を結ぶものなる事を発見し、本年再び同地方に出張して目下研究中のよしなるが、是れ亦従来の分類法を一変して別に科門を置かざる可からず、兎も角も此二氏の発見は本邦植物学者の名誉にして、欧米の同学者も此報告に付ては非常に注目し、米人ヴェバー氏の如きは直に同科の植物を撰んで研究せしに全く精虫作用なることを確め、既にその略報を彼の国の定刊雑誌に掲載したりと云ふ、蓋し精虫作用に依りて実を結ぶは羊歯科蘚苔科の如き下等植物には通例のことなれども、高等なる顕花植物即ち今日まで「いてふ」をも包括したる科門には絶えて斯る例なくして、皆な雄蘂の花粉其儘花管を通じて実を結ぶを常とす、左れば欧米古今の同学者は受精の異同によりて科門を分つを至当なりとし、精虫作用に依るものと精虫作用に依らざるものとの間は極めて微細の変化を経由し決して例外のものあるなしと信ぜり、是れ植物学上分類法の大綱にして現に伯林大学の分類教授アドルフ・エングラー氏の如きは更に一歩を進めて明白に「精虫作用に依るもの」「精虫作用に依らざるもの」の意味を有する名称を創定して、従前の分類法に比すれば一層適切の標識なりと云へり、同氏は斯道に深き老学者にして有益なる実験発明を為したる事多けれども、今度の発見に付ては同氏が折角の考案も従前の分類法と共に、あはれ徒労に属して顕花植物の裡にも精虫作用に依るものあるに至りたるは由々しき変動にして、其効を収めたるもの真に吾が植物学者なりしこそ、返すがえすも心地よきことなれ。

官海大動揺 流言乱れ飛ぶ

〔九・二六、日本〕曰く乃木臺灣総督は上京を命ぜられたり、曰く乃木総督は辞表を提出せられたり、曰く加藤英国大使は召還せらるべし、曰く松田正久氏は英国駐在全権たるべしと。風説は風説を生

じ想像は想像を孕み来り、殆んど人をして五里霧中に彷徨せしめたるとなるが、今確かなる筋に就て聞く所に依れば、乃木総督の辞任抔とは真赤な嘘、今や改正官制を発布して新領土の経営に一大刷新を加へんとするの期なれば、総督は鋭意して一日も早く経営の実を挙げ、断じて文官は銭を愛み武官は命を愛むは臺灣今日の状態なりなどの悪評を、試ましめずとの意気込なる由なれば、氏にして今日滔々たる薄志弱行の俗武人にあらざる以上は、決して辞職などのことはなかるべしとの事なり。英国公使転任の風説の如きも亦然り、政府部内の某当局者は、近頃或人に語りて、松田は確に一個の有力なる政治家たるに相違なしと雖も、公使としては余は未だ其の適任なるを見ざれば、松田の英国公使拝命抔とは実に虚報も甚しきものなり、況んや加藤高明氏は英国駐在の全権公使として、未だ何等の失策なきのみならず、其の功績中々に見るべきもの丶多きに於てをやと云はれたるよしなり、兎角当てにならぬは近来の天候と、官海動揺の風説なり。

壱円銀貨 通用禁止

〔一〇・一、官報〕 勅令 ○朕、一円銀貨幣通用禁止ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十年九月十八日

大蔵大臣 伯爵 松方 正義

勅令第三百三十八号

従来発行ノ一円銀貨幣ハ、来ル明治三十一年四月一日限リ其ノ通用ヲ禁止ス。

金本位制実施 当日の日本銀行

〔一〇・二、時事〕 待ちに待たる金貨本位実施の十月一日は遂に来りぬ、新金貨は如何なる姿容を以て生れ出づべきか、燦爛目を射る如き光沢の黄金を手にするは如何に喜ばしからん抔の好奇心より、何れも先を争ふて日本銀行に車を走らすもの多く、執務時間前既に百を以て数ふる群集を見たり、中央金庫に於ては是れより先き部署を定め掛員を増加し、引換に関する万端の準備を整へ、なるべく其手続きを簡にして引換要求者の便に供し、且つ引換口に十円、二十円の金貨は望みに依りて交換するも、五円金貨は未だ鋳造中にて望に応ずる能はざる旨を貼附し、其他尚ほ注意の為め一二の張紙を為したり、偖愈々執務時間の九時に達するや互に先を争ふて場内の混雑一方ならざりしが、其内にて敏く引換要求書に金員を添へて、第一番に引換要求　を為したるものは、日本橋区久松町の永田幸吉なる人にして、其の金額は百円なりしが、引続き引換口に来るもの前後相接し、午前十時頃には既に二百人に達し、掛員は殆ど昼食するに遑なき程に繁忙を極め、夫れより三時迄に来りたるもの五六百名、合計八百名の交換を終へ、尚ほ空しく引返へしたるものありたりと云ふ、而して午前中は銀行者等の引かへありて稍々まとまりたるものありしが、午後に至りては三十円、五十円等の小口物多く、是等は大抵日本橋、京橋区辺の人々なりしと云ふ。

昨日中の交換要求最高額　は八千円にして帝国商業銀行なりし、而して昨日引換へたる総額は十万三千二百九十円にて、其内訳左の如

し。

銀貨との交換高　三、〇二〇円
兌換券との交換高　九三、二一〇
中央金庫の命令にて支払したる高　七、〇六〇
合　計　一〇三、二九〇

右の如く銀貨にて交換を要求したるものは僅に三千余円にして、其他は殆んど兌換券なるをみれば、要求者は大抵好奇心に促されて引換へたることを知り得べし、今引換金貨の種類を示めせば大略左の如し。

十円金貨　四〇、二九〇
廿円金貨　六三、〇〇〇
合計　一〇三、二九〇

又昨日の銀貨引換中、刻印附のもの発見されたるも中々多かりしと云ふ。

流行は元禄に還る
加賀紋さへ行はれ模様染著しく進歩

〔一〇・二一、報知〕三井呉服店の模様染工場　〇近来衣服流行物の中著しく進歩したるは模様に意匠を凝らして、随て次第に派出に傾き、之れに加ふるに繍物を以てする其趣は遠く元禄の昔に返り、。。加賀紋さへ漸く行はるゝ有様となりたれば、従来の染物法にては此進歩に伴ふて世人の好尚を満足する能はず、三井呉服店にては早くも此勢を見て取り率先して此好尚に応ずるが為、今般京都に模様染工場を新設し、同地に有名なる染工の粋を抜き、之を集めて染物上の美芸を大成するの考案なりと云ふ、世は益々奢侈に赴くなり。

韓国皇帝即位

〔一〇・一五、東京日日〕皇帝即位式は愈々陰暦九月十七日即陽暦十月十二日を以て挙行し、同時に故閔后に贈るに皇后の尊号を以てし、又王太子を冊立して皇太子と称する旨、本日の官報号外を以て公布せられたり。　（下略）

手形文字は墨書　三井銀行から注意

〔一〇・一九、時事〕三井銀行は預金小切手面記入の金高其他の文字をインキにて記入しては、或る薬品を以て洗除するときは、毫も紙面を損ぜずして容易に文字を消し得べきに付、取引上行きちがひを生ぜざる為めに、小切手の文字は必ず在来の墨を用ふる様各得意先に注意したるが、右は預金小切手のみならず、一般の手形に応用すべき事なるべく、手形使用者の注意すべき事なりと云ふ。

邦人漁夫五名　露人に銃殺さる

〔一〇・二〇、東朝〕十八日午後十時卅三分発、新潟県知事より内務大臣へ左の電報あり。
成規の許可を得たる本邦人四十三名露領シベリア漁場シヤクチ（借地か）第十三区内に於て漁業中、ルスセン（留守船か）五名、露人の為に銃殺せられ、死体搭載只今訴出で、目下取調中。

韓廷ブラウンを解雇〔一〇・二八、中外商業〕(廿七日京城発)韓廷は愈々昨日を以てブラウン氏に解傭の旨を通知し、露国アレキシエフ氏を財務監督に雇聘せり。

葉煙草専売 **明年より施行**

〔一一・一二、時事〕葉煙草専売は愈々来年一月より実施せらるるに付き、大蔵省の葉煙草専賣課にては其準備に忙しきが、来年度の買上高に就ては未だ其見込み立たざる由にて、其仔細は地方に依り本年内に葉煙草を買ひ占めんとする商人多く、中には既に全く買占められ葉煙草の影を止めずと報告し来る専売所さへあり、又之に反して買上直段の割高なるを見込み売買一時渋滞し居る向もある由なれば、目下の処にては幾何の買上高に上るべきや見当立たずといふ。猶ほ葉煙草品質の等級は予ても記せし如く各専売所毎に制定すべき筈なれば、其等級数も種々差違あるも、先づ二十等乃至二十四五等までなるべしと云ふ。

大阪財界にパニック襲来
紡績業者の窮状深刻化を動機として

〔一一・一六、報知〕大阪の経済界は著しく日本銀行利子引上の影響を受けたりと見え、金融日々に必迫し株券益々低落せり。折柄中国辺より輸入する米穀の為めに少からぬ資金を要され、紡績業は金貨本位の為めに却て売行を減じ、棉花商人の如きは米国豊作の為めに価格下落し買持品の損失に苦しむ等風雲惨として形勢測るべからず、今は恐慌襲来の報端なくも都下を驚かすに至れり。現に都下の某所に達したる電報に拠れば、二三の銀行は既に破綻の兆を現はしたりと云へば、又某有力家の姿を隠せりとの報も真実なるが如し。因て同地にては保証準備拡張の説目下極めて盛なりと云ふ。

乃木總督辞任

〔一二・一〇、東朝〕乃木臺灣總督は断然意を決して此程松方首相迄辞表を呈出し、表は首相の手許に留置かれて目下其処分に就いて熟慮中なりと云ふ。聞く所によれば今を去る僅かに数月前の事なりき、内閣の一部より同總督交迭の声湧き起るや、内閣忽ち一致して将に其御裁可を奏請せんとして、首相より事の趣を具上し後任者の選定に就いて内聴を仰ぎたるに、偶々其後任者の年歯高老なりしより、申すも畏き次第なれど聖明なる陛下には深く之を大御心に懸けさせ玉ひ、種々御下問の末尚再考せよとの御沙汰を蒙り、首相は恐惶して御前を退き、後ち更に閣議の問題に上して苦心熟議をこらすに至れりと雖も、未だ容易に他に適当の候補者を選定する能はず、加ふるに時恰も總督府官制改正の発表期漸く切迫し、一日も早く処決せざる可からざる際なりしを以て、遂に前内議を飜へし、即ち乃木總督が責任を負ふて立案せし改正官制なれば、同總督をして十分之れが実効を挙げしむるに如かずと云ふ理由を以て一先づ留任せしむるとに決し、首相よりして曾根局長に其の次第を含め、尚ほ今後安心して十分臺政整理の重任を全うすべき旨を伝へしめたり、左れば乃木總督も先きに京都に於て賜はりし聖勅の思召を顧みず強て引退するの不忠を覚り、かた〴〵官制改正の結果多少其の権限の

拡張せられたるを以て聊か望みを得て、玆に一旦の決意を打棄て、更に大に決心を固うし爾来孜々として経営尽瘁せしが、其の実行未だ央ならざるに早く又中央政府との間に止むを得ざる事情起り、いよ〳〵同總督の初志を貫徹する能はざるの境遇に傾きしを以て、扨ては今回自ら決心の臍を固むるの必要を感じたるものなりと云ふ、其中央政府との間に於ける事情は果して何事なるや、今暫く玆に明記するを得ずと雖も、恐らくは内閣の掣肘干渉漸く過甚に赴ける亦之が一因たるべしと云へり。

露国ウマ〳〵旅順を占領

東洋の危機刻々に深刻化す

〔一二・二二、東朝〕旬日の前に当り吾社の特に得たりし「露国旅順を占領す」との電報は今や全く事実たらんとす、其大要は已に前号にも記したる如くにして、列国は踵を接して運動を起し、支那分割料理は着手せられ、東洋の危機将に迫らんとす、確聞するに露国政府は旅順口及び大連湾の借入に関し既に清国政府の承認を得たる旨、公然の通牒を我政府に送り来れりと、多分東洋関係の欧洲列国に向ても、同様の通知を為せしならんといふ、借入は即ち占領たる事言を俟たず、而して佛国も亦同様の大運動を開始せんとするの形跡を現はし来り、我某遣外公使より長文の電報頻々として外務省に到達したりといふ。或はいふ佛国政府よりも亦何事かの通牒を為し来れるなりと。昨日他に得たる所の諸電報は左の如し、風雲益々急なり。

露国艦隊は旅順口を占領せり、而して是は全く一時の事にして、獨逸の膠州灣占領等のこともあれば、東洋の平和を維持する為め、事玆に出でたる旨、公然我政府へも通牒せりと聞く。(芝罘十八日発)

清国政府は露国軍艦の旅順口に碇泊する事を許諾したる旨を公言せり、此碇泊の事は永久無期限といふ次第には非ざれども尋常一様の冬越しを以て視る可らざるに似たり。(北京十九日発)

舟山島附近に集合せる英国艦隊は目下専ら非常準備中なりと、其の近傍を通航し来れる汽船員より聞けり。(上海十九日発)

議会劈頭解散の皮切

〔一二・二六、時事〕第十一議会は昨日開会匆々直に解散を命ぜられたり、政府不信任の説は殆んど各政派の同うする所にして、一瀉千里の勢を以て通過せんとするの有様は既に前知せられたる事なれば、政府にても予め覚悟する所あり其議の議場に出づるや否や、疾風迅雷機先を制したるものなる可し、国会開設以来議院の開会既に十一回、幾回の解散を見たれども、劈頭第一の解散は今回が始めてにして、随分手早き処置なりと云ふ可し。

明治三十一年

（一八九八年）

東宮の御英明　外国使臣も驚歎

〔一・一、中央〕　我が皇太子嘉仁親王殿下には、昨卅年八月卅一日を以て丁年とならせ玉ひ、(皇室典範に定められし東宮の丁年は、普通臣民の丁年と異なり) 貴族院の一議席を占めさせ玉へば、大政上に御心を用ゐさせ玉ふことも浅からず、其の御英明なる、父皇陛下の御気象は申すまでもなく、仁孝天皇以来御祖父君たる先帝孝明天皇英武の御資質をも享けさせ玉へりと覚しく、事に当り物に触れて天品の御英資を顕はし玉ふことは、扈従の方々すら常に敬憚し奉つる所なりと申すが、平生、父皇陛下の御教訓極めて厳かなるためか、殿下文武の御学問に長けさせ玉ひて、彌よ御英資に光りを添へ奉つる如く、現に先頃西班牙国皇帝陛下より、我が殿下へ勲章を献贈あらせらるゝや、西班牙公使ドン・ルイス・デ・ラ・バレラ・エ・リエラー氏捧げて参内し、之を天皇陛下に奉つり、陛下の御手より側に侍らせ玉へる殿下に御贈与あり、其の式終りて殿下の花御殿に於て公使に御陪食を仰付らるゝや、殿下には御年尚ほ幼く渡らせ玉ふに似ず、御親ら欧洲列国の公用語たる佛蘭西語を以て打解けて公使と御対話あり、応酬凝滞なく雍容の間にも人を外し玉はぬなど、御交際に長けさせ玉ふ御有様並々ならず、余り御対話の時間長ければとて侍従の人々より或は御健康に御障りもやと案じて、遂に御入りを奏請し奉つれる程にて、公使は勿論斯くと伝へ承はれる列国の使臣等は、殿下文武の御修養、欧洲帝室の皇太子等に比べても、少しも異らせ玉ふことなく、御英武の御気象特に秀でさせ玉ふに感ずること深く、測らざりき極東の帝室に斯の幼英主在さんとはとて、孰れも敬憚し奉つり、また斯くと伝承はれる臣下の人々も、難有さに涙ぐむまで感激し合へりといふ。我が皇室の御誉れ、帝国の光り、是に上越すことやはある、芽出度ともめでたし。

明治三十年の日本を回顧す

〔一・一國民〕

(前略)

(二)　内　治

○金貨本位制の確定　過ぐる一年間、政府の施設として第一に指を屈すべきは、貨幣制度の改革なるべし。金貨本位制は第十議会の議決を経、十月一日より実施せられ、二十余年間金本位制の法文を有し複本位制の注釈を有し、而も実際に於て銀本位制たりし日本は、再たび金本位制に復帰し、事実に於て本位貨たりし一円銀貨は、其通用を一年以内に限られたり。本位制の要領左の如し。

純金の量目二分を以て価格の単位となし、之を円と称す。

金貨幣 (二十円、十円、五円) は其額に制限なく法貨として通用す、銀貨幣 (五十銭、二十銭、十銭) は十円まで、白銅貨幣(五銭)及青銅貨幣 (一銭、五厘) は一円までを法貨として通用す。

金地金を輸納し、金貨幣の鋳造を請ふものある時は、政府は其請求に応ずべし。

(中略)

(七)　極　東

○露西亜と朝鮮　日露協商は二月廿六日を以て発表せられたり、協商は四ケ条より成り、日露両国の合意を以て朝鮮の財政を救助すること、外援によらずして軍隊及警察の創設を朝鮮に一任すること、

日本は京釜電線を占有し露国は京城以北の架設権を保留すること等を規定したり、日露協商発布せられて後、朝鮮は速かに露西亜の手に落ちたり。露西亜は韓廷をして百六十名の露兵を雇聘して韓兵を訓練せしめんと談判したりしが、半途故障ありて一時中止の姿となりたり。此際我が外務省は事実の有無を露政府に照会し、露政府は朝鮮より請求あるとも応諾せずと答へたるが如し。然るに十月に至り雇兵問題再燃し、大韓国皇帝の尊号を称したる(十月十二日)朝鮮君主の親衛隊は、露国士官の自由に指揮する所となれり。新任公使スペール氏は雇兵問題を決答したる後、財務顧問の雇聘を迫り、強硬なる談判を以て十月五日（韓暦）の条約を締結し、露国事務官アレキシーフ氏をして度支総顧問兼海關総辨として、無期限に朝鮮の財政権を握らしめたり。

ホトトギス　松山に起つて以来
地方俳句会続々起り　俳書の刊行も漸次旺盛

〔一・四、日本〕（獺祭書屋主人記）碧梧桐、虚子、紅緑、露月、把栗、肋骨、四方太、秋竹、蒼苔、漱石、叢月、極堂、繞石等は俳人の錚々たる者なり。此外地方に在りて昨年中に歩を進めたる者を茶村、孤堂子、青嵐、綠、瀾水、香墨、桂堂等とす。鳴雪俳壇を退き、墨水亦多くは俗事に礙げらる。

俳諧界の雑誌は「ほとゝぎす」伊豫に起り、「秋の聲」東京に倒る。

俳書は蕪村句集の外に「與謝蕪村」「新派俳家句集」出づ、博文館より「俳諧文庫」を出だす。

一昨年の末より昨年にかけて俳句会続々として地方に起る、雨後の筍の如し。地方俳句会の最も古き者を松山の松風会とす、起源数年前に在り。京坂の満月会は一昨年の秋を以て始まる。是より後、仙台の百文会、金沢の北聲会、松本の松聲会、松江の碧雲会、駿遠の芙蓉会、越中の越友会等相続で起る。其他京都には猶幾多の団結あり、各地方亦小団結を作る者多し。昨年の上半に在りては松風会、百文会、北聲会等威を一方に振ひし者漸次に衰へ、下半に在りては満月会独り其隆盛なるを見る。然れども一盛一衰は種々の原因に出づる者にして、必ずしも其地方の俳句の退歩を示す証拠とは為し難し。

（下略）

北里博士と志賀潔学士　赤痢菌発見

〔一・一五、東朝〕傳染病研究所長北里博士は、助手医学士志賀潔氏をして研究の任に当らしめ、赤痢病原と認むべき細菌を発見せり、報告の要旨左の如し。

（前略）右の方法に依て研究したる結果、赤痢病者の排泄物中には果して赤痢快復期患者の血液に依りて凝集反応を呈する特異の細菌あるを発見せり、本菌の詳細は左記(略す)助手志賀潔の報告にあるを以て玆に之を再言せずと雖も、其形態并に生物学上の関係は恰も腸窒扶私菌が普通大腸菌に酷似せるが如く亦たよく普通大腸菌に類似せる点多し、是に由て之をみれば従来の研究者も必ず此細菌を鏡検し、又培養基面に現れたるを目撃し来りたるに相違なしと雖も、其の普通大腸菌に類似せるの故を以て之を軽々に看過し、加之当時

の学術程度が未だ之を普通大腸菌と区別する能はざりしにより之を認識せざりしものならん、此の如く本菌は普通大腸菌に類するも、唯赤痢恢復期の患者血液にのみ特異の凝集反応を呈し、健康者并に他病者の血液には毫も反応を呈する事なし、是に於て余は今回助手志賀潔が赤痢患者の排泄物中より発見したる一種の細菌は赤痢と密接の関係あるものにして、其の形態等普通大腸菌に類する点あるも全く別種のものたるを知れり、之を腸窒扶私患者の血液が其の病原なる腸窒扶私菌に向て特異反応を呈する事実に徴すれば、本菌を以て赤痢病原なりと認定して誤なきを信ず。

教育總監部 設置せらる

〔一・二二、國民〕 監軍部の廃止と共に、陸軍省の組織を拡張し、更に総監部なるもの新設せられ、陸軍大臣に隷属し、監軍部が管掌せる各兵科の監部并に諸学校を管掌する事となりて、軍事教育の根軸を直轄すべし、是れ又た本日官報を以て公示せらる可し。

獨逸遂に膠州灣租借に成功

〔一・二二、東朝〕（十九日北京発）

獨逸より要求せる条件は清国政府之を承諾して、文書の取換はせ済みたり、膠州灣借用の年限は九十九年に決す。

陸海軍通信

〔一・二四、日本〕 元帥府の設置 〇（前略）是に於てか山縣、小松宮、大山の三陸軍大将及西郷海軍大将は元帥の称号を賜はりたり。諸将の栄や大なり。諸将たる者天恩に奉答する所以を思はざる可けんや、表面公式の御定並仰出されは先づ斯くの如し。扨て此

元帥府なるもの〻立案せられたる内情

に観到れば、陸軍の両立物たる川上中将と桂中将とが脚色なりとは知られたり。开を如何と繹ぬるに、参謀本部ありてこのかた、皇胤ならずして参謀総長に任ぜられたる者は未だ曾てこれあらず、是を以て山縣大将の如き夙に之を望みたるも、終に其地位に昇るを得ず、而して川上中将や久しく同部の実権を掌握し、日清戦争の頃よりして、実は既に総長の地に手を掛けたるも、先輩の山縣大将等をすら言を左右に托して寄せつけざりし其地位に、直ちに取りて昇らんは後ろめたき所あり、然れば先輩の大将等に対し、陽には之を尊びて陰には之を葬るの特別なる一府門を製造するの要ありけり、之を川上中将が魂胆とす。折柄桂中将は新に陸軍大臣となりて、其実は兎まれ角まれ、表面なりとも陸軍に改革を加へ、軍備緊粛論の気焔を殺ぎ、本大臣の手腕は斯く斯くの改革を実行したりといふ容色を世上に播示せんと欲するあり、其手始として先づ監軍部を廃せんとは策せしなり、之を桂中将の胸算とす。是に於てか陸軍の狐に狸と称せらる〻両氏の相談は以心伝心に協定せり。斯くてぞ元帥府の設置となり、又四大将登元帥の日を以て、陸軍中将川上操六補参謀総長との発表とはなりにける。斯くてぞ元帥府設置の翌日、即ち本月二十日を以て監軍部の廃止となり、

〇教育總監部の設置とはなりにける。斯くてぞ又其翌々日、即ち二十二日を以て、川上操六が股肱の一人たる陸軍少将寺内正毅補教育總監の任命とはなりにける。（下略）

薩哈嗹島の現状を語る

〔二・四、官報〕　薩哈嗹島ノ状勢

○薩哈嗹島ノ住民ハ、原住民、移住民、外国人及露西亜人ヨリ成リ、千八百九十六年一月一日ノ人口調査ニ拠レバ、男女両性ヲ合シテ、其総数大約三万人ナリ。原住民ニ属スル者ハ、「アイノ」、「ギルヤケン」及「グローゲン」ニシテ、此両蒙古種族ハ、「ツングーゼン」人種ナリ。往等ハ牧麋、狩猟及漁業ヲ職業トス。「グローゲン」ハ既ニ六年前ヨリ耶蘇ニ帰依セシモ、今尚異教ノ習慣ヲ改メザル所多シ、而シテ「アイノ」ト「ギルヤケン」ハ、依然トシテ異教ヲ固守ス。移住民ニ属スル種族ハ、「ツングーゼン」及「ヤクーテン」ニシテ、此種族ハ牧麋、黒貂及馴鹿ノ捕獲ヲ職業トス。

　右諸種族ノ総数ハ、千八百九十六年一月一日ニ於テ、僅ニ四千人許ニ止レリ。此外同島ニハ約二千人ノ日本人、韓人及支那人住居シ、日本人ハ同島南部ニ於テ漁業場ヲ有シ、支那人等ハ全ク石炭坑ノ坑夫ニ属ス。同島住民ノ最多数ヲ占ムルモノハ露国人ナルガ、千八百九十六年一月一日ニ於テ、其数二万五千五百人ナリキ。此露西亜人ハ、自由ノ人民ト追放人トヨリ成リ、而シテ自由ノ住民ニ属スル分ハ、追放人ニ随伴シ来リタル其妻子及親族竝ニ同島在勤ノ諸官吏トス。又追放人中ニハ、懲役人（或ハ連鎖囚徒トモ謂フ）ト、単ニ植民ノ目的ヲ以テ追放セラレタル者トノ別アリ。

　追放人ノ数ハ千八百九十六年一月一日ニ於テ、一万七千三百人ナリシガ、此内八百人ハ懲役人、六千九百人ハ植民ノ目的ヲ以テ追放セラレタル者、残余ハ追放農民ニ属セリ。今此追放人ヲ宗教ニ依リ区別スレバ左ノ如シ。

	男	女
正教	四、九五八	六八一
羅馬加特力教	五四七	一一九
「ルーテル」派	一二六	一八
回々教	八七二	二三
猶太教	四	八
「ラスコールニキー」	一〇八	一一
「セクチーレル」	二五〇	九
無宗教ノ者	二〇三	四六

薩哈嗹島ノ商業ハ、大抵植民ノタメニ追放セラレタル者ノ手中ニ帰シ、彼等ハ其妻女ノ名義ヲ以テ、必要ノ商業免許状ヲ受領ス。商店ハ諸村落ニ散在シ、其売品ニハ各種必要品ノ外ニ、露国官吏ニ供給スル奢侈品モアリ。酒類ハ総ベテ官設ノ貨物販売所ヨリ或ル制限ノ下ニ於テ、官吏及住民ニ供給シ、其収入ノ幾分ハ植民業ノ費途ニ供用ス。此官設販売所ハ、一個人ノ商店ニ於テ販売スル商品ノ代価ヲモ規定シ、以テ生活品ノ代価ヲシテ一定ノ価格ヨリ超過スルコトナカラシム。薩哈嗹島在勤ノ露国官吏ハ、二倍ノ俸給ヲ受クルノミナラズ、無賃ニテ家屋ヲ貸与セラルヽ上、煖室費ヲ支辨セラレ、且ツ疾病ニ罹リタルトキ、私費ヲ要セズ医師ノ治療ヲ受クルコトヲ得。薩哈嗹島ヲ分チテ三区ト為シ、各区ニ一ノ病院ヲ設ケ、区医ヲシテ之ヲ管理セシメ、看護夫若干名ヲ置ク。此看護夫ハ大抵追放者ノ中ヨリ選抜セラルヽヲ常トス。此外ニ尚陸軍病院及監獄病院モアリ。千八百九十六年ノ報告ニ拠レバ、囚徒ノ死亡数ハ百人ニ付二・

四、追放人ハ二・〇、追放農民ハ一・三、自由ノ住民ハ一・二ニ当レリ。

元来薩哈嗹島ノ気候ハ、其南部スースイ、タコエ及モタギー諸河ノ沿岸低地ニ於テノミ耕作ニ適スルニ拘ラズ、露国政府ハ数年来同島ヲ農業植民地タラシムルコトニ頗ル尽力セリ。然レドモ其北部地方ハ寒気強ク、且ツ湿気甚ダシクシテ、収穫季節ハ殊ニ降雨多キガタメ、穀類ハ成熟スル能ハズシテ、茎附ノ儘ニシテ既ニ腐敗スルコトアリ。千八百九十六年ニ於テ追放人ノ農業ニ従事シタル者、七千六百十九人ニシテ、従来専ラ石炭坑ニ使役セラレタル囚徒モ亦、二三年前ヨリ耕作ニ使役セラルヽコトトナレリ。（去月二十一日東亜細亜ロイト新報）

膠州灣譲与の条件

〔二・一七、國民〕 膠州灣譲与の条件に就いては再三報道する所ありしが、今近刊獨逸官報の報道する所を見るに、先きに獨逸新聞により報道せし所と大同小異なれども、稍々精確と思はるゝ点もあれば左に訳出すべし。

膠州灣は一定の期限間借地の形式にて譲与せられたるものにして獨逸政府は其譲与区域に於て、総て必要なる建物を築造し、又其地を保護する為め、所要の方法を企画するの自由を有す。

譲与区域は高水準時の膠州灣底の全体、湾口の南北に相対位せる大地角の山脈により、自然に界限せらるゝ点迄の土地、湾の内外に在る諸島嶼を含み、広袤数平方哩に亘る。而して此譲与区域の周囲なる大部分の土地に於ても、支那政府は獨逸の承諾を経ずしては、漫りに異例の処置を施すを得ず、又獨逸は同湾水路取締の為め如何なる規則を設くるとも、支那政府は故障を申立つるを得ず。

支那政府は両国の衝突を避けんが為め借地期限の間、譲与地に関する一切の主権を獨逸政府へ交付すべし。

又他日膠州灣にして獨逸当初の目的に適はざることの発見せらるることあらば、両国は熟議の末一層適当なる地点を獨逸へ交付することを定むべく、其場合には清国は膠州灣に築造せられたる一切の建物其他の物件を買収し、其為めに獨逸が投入したる資金を償還すべしと。 （下略）

韓国大院君薨す 高齢七十九歳

〔二・二五、國民〕 韓国大院君は久しく病気の処、遂に一昨廿三日加藤駐韓公使より外務省に宛て、左の電報ありたり。

大院君昨日（廿二日）午後薨去せられたり。

右に付西外務大臣は直に該電報を宮内省に送り、田中宮内大臣は親しく其旨奏上したる由承はる。

×

〔二・二五、國民〕 故大院君は当年七十九歳にして、矍鑠壮者を凌ぎ、後半生の四十年は殆んど一回の臥床すら為さゞりし程なりしが、十数日来赤痢病の襲ふ所となり、竟に去廿二日夜溘焉として逝けり、君の夫人閔氏は八十一歳の高齢にて、客月八日逝去せられ、今や君亦逝く一奇と謂ふべし、平生蘭画を善くし、亦好んで紅蔘を嗜む、君の矍鑠老いて益々壮んなりしは蓋し是が為めならんと言へり、君の愛孫李埈鎔氏は、今や遠く倫敦客舎に在りて苦学せり、如

何に悲しく此訃音を聞くらん、嗚呼。

兒玉源太郎が　臺灣總督

〔二・二八、官報〕　叙任及辞令

明治三十一年二月二十六日

陸軍中将正四位勲二等功三級男爵　兒玉源太郎

任臺灣總督

女工の同盟罷工とは珍らしや

〔三・六、東京日日〕　女工の同盟罷工とは珍らし、愛媛県新居郡大町なる西條綿練合資会社の女工六十余名、織賃直上げの談判をなしたる末、去一日より同盟罷工。

海軍部内の二派　艦隊派と本省派

権兵衛大臣御意の儘

〔三・六、日本〕　小松宮を元帥府に据ゑ参らせて、其後任を襲ひたるは川上参謀総長の天つ晴れなる御手並なるが、済々たる薩摩才子の連中には、陸軍に川上君あれば海軍に権兵衛君あり、いづれ劣らぬ活殺自在のサーベルを部内に振り廻はすこと内外の側見する所、イデヤ権兵衛君が近頃の仕打は如何にと見てあるに、先頃手下の連中を少将に引上げたるは必ずしも言はず、自分の中将たらんと内々仕度するも必ずしも云はず、まつた都合好き進級条例を改作せんと下心あるも吾人必ずしも言はず、一昨日官報に現はれたる常備艦隊司令官有栖川威仁親王殿下の海軍々令部出仕に補せられ玉ひしこそ、意味深長といふべけれ。

扨て其意味深長と申す訳は、海軍部内に艦隊派と本省派の二派相反目したるは争ふべからざるの事実にして、有栖川殿下は久しく艦隊に御在しまして、其の御威望海軍一般の均しく欽仰し奉る所、されば殿下をして艦隊派中に置きまゐらすことの極めて本省派に不利益なるを感じ、イツガナ本省に引き寄せ奉らんの計画なるは、昨年中よりの心算とぞ聞えし。因て此計画は今回司令官の更迭となりたる次第にて、権兵衛大臣の秘策の程も恐ろしといふべし。矢八あ種蒔けあ権兵衛がホヂクル、奇観とこそ申すべけれ。（艦省生投）

露国旅順の租借を切り出す

〔三・一〇、日本〕　タイムス新聞の通信者は電報欄に載せたる如く、露国は旅順口并に大連灣に於ける清国の主権を抛棄して、之れを自国に譲与すべしと北京政府に迫れる由を伝へたり。然るに府下の去る筋に達したる飛電を見るに曰く、

露国は旅順口の永期借受を要求せり、清国政府は之を謝絶する決心なるも無効ならん。

又た一報に拠れば、

清国政府は容易に露国の旅順口借地要求に応ずべき模様なく、結局外交上の手段を以てしては露国が其要求を貫徹し得る見込なき者の如し。

以上三電を見るに露国の清国に迫るや愈々急なるが如し。無力なる彼の政府の事にしあれば必らず之れに屈服せん。

米西間危機

〔三・九、國民〕 西班牙政府は在ハヴァナ米国総領事リー氏の召喚を要求し、米国は之れを拒絶したりと云ふ、之れロイテル電報の伝ふる所にして、事情を審にするを得ざれども、近時両国は西班牙公使大統領誹謗、同公使召喚及び玖馬に於ける米艦破裂の事等により、再び感情を害し居れば、此事は両国の関係をして危急ならしむるに到るも料られざるべし。

朝鮮半島の形勢

極東国際争覇権の競技場

〔三・一七、國民〕 半島に於て支那の失敗を繰返したりし日本は、竟に支那の如くに失敗し、日本の失敗を繰返したりし露国は、亦将に日本の如くに失敗せんとしつゝあり、其果して失敗に至るべき乎、抑或は敗を転じて勝となすべき乎は、実に其今日に於ける挙動如何に存せずんばあらざらんとす。朝鮮の時局亦自ら形勢の頗る迫り来りたるものあるを見るべき也。

顧れば、一昨廿九年二月十一日の変に於て、戦争以来扶植したりし日本の勢力は全く顚覆せられ、所謂日本派の人々は相率て日本に遁れ、国王は露国公使館に入り、露国の水兵百二十名は入京して之を護り、半島の政治は一に露国派の手に落ち、此時に於ける露国の勢力は、恰も大院君を天津に拉し去りたる日の清国の如く、又戦後に於ける日本にも似たるものありたりし也。露国は遂に露国兵式を以て韓兵を訓練し、豆満江下流に於ける孟山嶺一帯十五里の材木特許、鬱陵島の伐木特許、三水、雲海の金鉱採掘権等を得、濟物浦の月尾島に於て石炭積蓄所の借入をなし、特に宮廷内に勢力を作り、漸次に其要求を進むるに至りしも、之に対する韓人の感情は是より先支那日本に対したるものと同じく、一方に於て次第に之を厭はんと欲するものを生じたるのみならず、米英の意向も自ら転ぜんと欲するあり、特に近東に於てはクリート問題の起らんとしたるより、露国はこゝに一たび少しく其圧迫の手を緩めんとしたりき。昨三十年二月廿日露国が日米の通知に同意して、国王を明禮宮に還御せしめたるは、則ち之が為めにあらずや。而して一緩一急迫るが如くにして迫らず、迫らざるが如くにして迫り、永久的に倦まず休まずして、其目的に進むとを其慣用の手段とする露国は、国王の還宮と共に、固より未だ全く半島に於ける其運動を中止したるにはあらざりし也。還宮事件に前後して日露協商の発表あるや、在韓露公使は更に傭兵問題を提起し、同年四月露国の佐官三名、士官廿五名、下士卒九十五名、軍医三名、工兵、鍛冶等百六十名を一ケ年九万八千十円余の費用を以て、五年間傭聘するの契約を結ばしめんとしたり。

韓廷の多数は固より之れに反対なりしも、之を謝絶するを難かりて、四月三十日外部大臣沈相薫より二十四名傭聘の件を申込みたること、世人の現に記憶する所の如し。然るに近東に於ては希土戦争の方に酣なる場合となり、極東に在りては我が照会に接したるを以て、露国政府は同年五月在韓公使に訓令して之を辞せしめぬ。

然れ共猶韓人中に露人に対する反感情を抱く者あるは、六月十一

日洪顯哲等の国王景福宮還御及露国派金鳴陸、沈相薫暗殺の陰謀発覚したることありたる事を見ても之を知ることを難しとせざるべし。此くの如く露国の半島に於ける運動は、近東問題の為めに一旦延期したるが如き姿なきにあらざりしも、希土事変も既に下火となるに及び、再び前問題を継続して、七月廿七日士官三名下士十名は突然に京城に入り来れり。而して在韓露公使ウエベル氏は、日露協商前に於ける依嘱を継行するの名を以て、之が傭聘を韓廷に強ゐぬ。又八月十九日を以て絶影島にて石炭庫用地の借入を申込みぬ。遂に朝鮮の親兵侍衛隊二聯隊の兵員二千名、親衛隊の兵員一千二百名、地方兵二個大隊の兵員一千名、都合四千二百名の中、其四分の二は宮中を衛護するものにして、露国武官の指揮訓練する所となれるのみならず、露国武官の宿所は国王と同じく明禮宮に在りと云ふ。果して然らば朝鮮京城の兵権は全く露国の手中に在りと謂ふも、決して誣言にあらざるべし。

露国は既に朝鮮の兵政権を得たり、更に並せて其財政権を得ざるべからず。乃ち露公使は傭兵事件と同じく、前年五月遣露大使閔泳煥が露都に於て裁したりし公文の履行を名とし、十月七日に至り、露国大蔵大臣派する所のアレキシーフ氏を財政監督たらしめんことを要求し、前年二月中五ケ年の契約を以て総税務司たりし英人ブラオン氏を解雇せしめんとしたり。是に於て乎、忽ちに英国の意向と衝突しぬ。

是より先き、極東に於て漸く覚醒しつゝありたる英国は、七月二十日同国下院に於て、外務次官カーゾン氏の口より、朝鮮に於ける英国の利益は主として露国をして該王国を併呑するを得ざらしめ、及び朝鮮の港湾をして朝鮮に於ける権力平衡を撹乱するものと見做さるべき運動の根拠地となさゞらしむるに在りとの宣言をなすに至り、ブラオン氏の事あるや、在韓英領事ジョルダン氏は、直ちに之に反対の意を表し、十二月廿七日司令官ブーラー大将に率ゐられたる英艦七隻は、仁川に入りて示威的態度を取り、本国政府よりはブラオン氏に贈るに、ミカエル・セント・ゼオルジ勲章を以てし、遂に氏をして総税務司被免の通知書を返却したるまゝ猶其地に在らしむるのみならず、韓廷よりも正に品金寶冠の爵位を贈るに至らしめたり。亦英国の挙動の頗る見るに足るものありたるを見るべし。

然るに露国は、強硬なる談判を以て、アレキシーフ氏傭聘の問題を決し、韓暦十月五日約を締してア氏を大韓度支部総顧問兼海關総辨たらしめぬ。而してア氏は更に朝鮮に於て日英両国に対抗して露国貿易の進捗を謀り、又京城に於て希臘教会堂を建築するの権をも与へられたりと伝へらる。加之露国は十二月に及び露韓銀行の設立を発企し、露清銀行の副総裁たるウフトムスキー公以下を創立委員に任じ、資本金五十万ルーブルを以て、既に三月一日より開始すべき筈なりし也。其権限中には、朝鮮の貨幣鋳造及び朝鮮政府の公債利子支払、其他の特権をも有す。見るべし、露国は已に全く半島の兵権を収めたるのみならず、亦併せて其財権をも全く収むるに至らんとしつゝあることを。

斯くて露国は次第に計画を進めて、遂に日本が嚮にブラオン氏と契約して刻印円銀を朝鮮に通用することゝなし、既に其三十万円内外の流通を見るに至りたるものに対し、之を禁止し、又非常なる圧迫を以て外務大臣代理閔種默をして、擅に絶影島借地の承諾をなさ

しめぬ。

事情既に此くの如きものあり、韓人の露国に対する反感情が非常に隆まり来りたるも、亦故なしとなさず。遂に露国をして、其平日の慣用手段にも似ず、去る七日に至り、

露国は曩に韓廷の請求により、訓練士官、財務顧問等を特派し、以て韓廷の政務を助けたり、然るに近来韓廷は却て露国を排斥せんとするの傾向を見る、朝廷果して露国の助力を必要なしと思惟するか。

の詰問を発し、二十四時内に之が決答を迫るを止むべからざらしめたり。是に於て韓廷は取敢へず先づ三日間の猶予を求め、而して十一日夜の議政府会議に於て、露国士官、財務顧問解雇の決議をなし、翌十二日早朝、

自今我政府には外国顧問を置くの必要なし。尤も露国従来の好意に対しては、特に謝恩使を派遣して謝意を表すべし。

との意を露公使に伝へぬ。露国は現に他方に於て清国に対して急激なる圧迫を加へつゝあると共に、朝鮮に対しても同じく急激なる圧迫を加へ、遂に斯る場合となり、今や或は嚮に支那の失敗し、日本の失敗したるものを繰返すに至るやも容易に知るべからざらんとしつゝある也。知らず露国は果して之に対して、其一旦取得したりし朝鮮の兵権を棄つべき乎、幷に其財権を棄つべき乎。抑或は却て一の大飛躍をなすべき乎。

顧ふに韓廷は何れの場合に於ても常に強者大者に親み、以て其存立を全ふするを以て、其立国の大方針となすものたり。従て列国勢力の消長に注意すると最も鋭意に、甚しきは客冬英国艦隊が仁川に集まりたる時の如き、国王は使を米国公使館に遣はして、露獨佛対日英の戦争にして破裂することもあらば、難を米国公使館に避け、以て自家の中心を保たんと欲するの意を通じたりと云ふ程なる也。故に韓廷たるものは、何事かの憑みとする所なくして、決して妄りに強硬なる態度を取るものにはあらず。英国が頃来頗る活潑なる運動をなし、既に極東の石炭をも買占めたりと伝へらるゝ程にして、敢然一歩を譲らざるの意気を示しつゝあるは、蓋し韓廷をして此くの如きの挙動に出でしむるに於て、決して与て力なきものにあらざるべし。

嗚呼極東の時局は、支那と云ひ、朝鮮と云ひ、其切迫の形勢を見ること日一日よりも甚し。而して一方には露獨諸国の着々として其計画を進むるに対し、他方に在りては英国の之に抗するありて、彼其一を得れば我亦断じて他の其二を得んとしつゝあり。独り其間に在りて我日本は、知らず、現に何等の事をなしつゝあるや。旅順問題にもせよ、朝鮮問題にもせよ、其利害の切実なる点よりいへば、また我邦より切実なるものはあらざるべし。然るに極東今日の有様は、所謂三国に対して唯英国の之を争ふのみにして、最も利害の切実なる我邦に至ては、却て恰も之を知らざるものに似たり。恰も之を知らざるものに似たるも可ならざるにあらず、唯為めに其世界に於ける位地は、一歩は一歩より其退却を甚しくしつゝあるを奈何せん。我邦たるもの、豈其相当に保持すべきの位歩を保持することなくして可なんや。

然らば之をなすこと何如、手短かに言へば、先づ英国と手を携へて其進退を一にするに在るのみ。日英手を携へて其進退を共にする

は、英国の側より見るも其利これより大なるはあらざるべく、我邦の側より見るも亦これに同じきこと、吾人の是迄幾度か之を繰返したるが如し。英国にして果して最後の場合に於て、対手に其一籌を輸するを厭はざらんと欲せばいざ知らず、又強て一籌を輸せざるが為めには、血を見るも決して辞する所にあらざらんと欲せばいざ知らず、若し或は然らずして是非共血を見るをもなさず、対手に一籌を輸するとをもなさずして、能く其欲する所を得んとせば、即ち先づ日英の協力を以て十二分の優勢を占めざるべからざる也。果して日英の協力を以て十二分の優勢を占むるを得ば、こゝに支那に於ても、朝鮮に於ても、平和攪擾の憂なきことを得、極東問題は始めて潰裂するに至らずして、一先づ其段落を告ぐべきにあらずや。然らざれば吾人は極東問題の将来が、竟に如何に成行くべき乎を知る能はず。

遼東半島還附の正義を蹂躙して

魯獨二国が支那分割の陰謀

貴衆両院及在野の志士憤激して対外硬の決議

〔四・六、報知〕 東洋今日の形勢に慨し、貴衆両院及び在野の志士が一昨日午後三時を期し、八丁堀なる偕楽園に集会したることは前号に報ぜしが、当日会合せしは、

寺師宗徳　佐藤良太郎　濱口吉右衛門
工藤行幹　富田鐵之助　岩崎萬次郎
楠本正隆　池邊吉太郎　平岡萬次郎
中島錫胤　千坂高雅　柴原和
田中正造　大石正巳　大石熊吉
大東義徹　志賀重昂　門馬尚經
田口卯吉　堀越寛介　星松三郎
河野廣中　陸實　鈴木重遠
神鞭知常

の廿五氏にして、他に貴族院の有力者等は止むなき事故の為めに出席を謝せしもの多かりし、かくて席定まるや何れも東洋の形勢、外交の方針に関する抱負を述べて侃諤の議を建つる所ありしが、結局、帝国は東洋永遠の平知の為め、三国の忠言を容れて遼東の地を清国に還付し、東洋平和の保全を図りたるが、爾来未だ三年ならざるに、彼の忠言を致せる魯獨の二国は、帝国に対し切偲したる曩日忠告の言質に反して、清国分割の端を啓くが如き挙動に出で、延いて東洋全体の平和に慮る所なきを得ざらしむ、帝国は三年前の歴史に照し、且つ将来百年の自衛の為めにも、此際決して緘黙を守るべきに非らず、赤心を披きて友国相交るの厚誼に訴へ、大に国際上の本道たる正義の精神を扶植するの挙なかるべからず。とは万口一斉に唱ふる所なりしが、満場の一致を以て此際に処すべき我外交の方針として、

一、東洋永遠の平和を鞏固ならしむるが為め、遼東を還付したる主旨に基き、清国に対する魯、獨二国の行為に対しては抗議せざるべからず。

二、魯、獨に於て若し其行為を改めざるに於ては、威海衛撤兵等に

付ては、我政府に於て別に考ふる所なかるべからず。
この二項を以て目的とすべき事を決議し、此目的を貫徹する為めの方法として、
一、政党政派の何たるを問はず、各派に交渉して挙国一致の大方針を明かにすること。
二、全国に運動し大に全社会に警告し、鞏固なる国民的団結を以て帝国の大精神を発揮する事。
三、決議の精神を披陳し、且つ我政府の本問に対する現在の地位及び態度を質問する為め、昨朝を期して伊藤首相を訪問すること。
と定め、右訪問及び一切の事務に斡旋する為め、世話役として大東義徹、河野廣中、工藤行幹、大石正巳、志賀重昂、田口卯口、鈴木重遠、陸實、神鞭知常の九氏を選みたるが、尚ほ貴族院の同志中よりも二名の世話役を選出すべきことに決し、貴族院の同志者中よりは、昨日中に世話役を選定して報告すべきことを答へ、一昨夜九時過ぎ散会したり。

虎列剌血清完成　北里博士の研究

〔四・八、讀賣〕虎列剌病血清療法に関しては、前年来北里博士苦心研究の結果、昨年廣尾避病院患者の治療を、北里博士自ら引受け、種々実地に就き研究の結果、血清注射療法を以て、初期患者に対し最も有効の成績を得て患者の全治せしもの少なからざるが、其後尚研究に研究を重ね、愈々有効の血清を得るに至り、昨年来博士自ら此血清の養造に従事中なるが、既に患者二千名に対する血清は貯蔵しある由にて、本年若し該病の流行するが如きことあれば、右の血清を以て神速なる治療をなせば、患者十中の七八は之れを救ふ事を得べしと云ふ。

兵隊さんの副食物　一食二銭五厘

〔四・一三、讀賣〕物価騰貴の為め、副食物の粗悪となりしは是非もなき事なるが、聞く処に拠れば、兵士の副食物は一人前一日六銭の割合に付、朝は薄き味噌汁、昼晩は魚肉及牛肉等の内を以て賄ふ事に極り居るも、何分昼晩は一人前一度二銭五厘位の割合なれども、此内幾分宛控除し置くものゝ由なれば、実際毎日の副食物料は四銭五厘位にて、近来の如き物価騰貴にては中々斯る僅少の金を以て、兵士の満足する副食物を与へんことは頗る難事にして、各聯隊とも兵士の不平尠なからず、給与方は何れも非常に苦心し居る由。

芝浦製作所　三井の電機工場

〔四・一五、東京日日〕三井家の所有に係る芝浦製作所にては、一般諸機械の外、電気機械の製造業を十分に拡張するの計画にて、曩に同所の技師工学士潮田傳五郎氏が、米国より帰朝の後は、製造に改良の方式を採り、第一着に試験室を新設し、製造諸機械は大小となく発送前に充分の試運転を施行するの装置を備へ、又同所諸工場の原動力を一ヶ所に纒め、悉く電気力にて運転することゝなし、不日落成するに至るべし、同所の希望は往く〳〵東洋唯一の電気工場たらしむるに在りといふ。

米国と西班牙遂に戦端を開く
西班牙のマニラ艦隊全滅の報

〔五・三、東朝〕　開戦公報　○米西交戦に就き愈々比律賓群島に於て第一の戦端は開かれたり、昨二日陸海軍部内に達せし第一の公報左の如し。

米国艦隊馬尼刺島カヴイテ市を攻撃し、同地軍港に在る西班牙艦隊を攻撃し、西班牙軍艦一隻今焼けつゝあり。

昨日午後到着したる第二の公報左の如し。

米国艦隊カヴイテに在る西班牙砲台と艦隊とを攻撃し、為めに西国艦隊は全く其艦隊力を剝奪せられたり。

×

〔五・三、日本〕　昨日其筋へ左の意味の電報達したりと都は報ぜり。

米国東洋艦隊は五月一日を以てマニラにある西班牙艦隊と戦ひ、西班牙艦隊は殆んど全滅に帰し死者非常に多し、米国艦隊にも損害あり。

米国艦隊はパチニー砲台を砲撃して之を占領し畢れり。

教育界の茗溪派と大学派

〔五・九、日本〕　教育界に於て大学派及茗溪派の二派ありて、互に睽離反目して教育上の施設及び進歩を妨ぐるは、教育の為め嘆ぜざる可らず。

然れども中央殊に文部省の如きに於て、両派屹然対峙するが如く云ふは頗る真相を誤るものありて、中央部に於ては到底茗溪派は大学派の敵にあらず、従つて嘉納氏が大学派に常に反抗する如く云ふは其真意を知らず、事実に於て為し得べき事にあらず。勿論地方に於ては両派の軋轢は殆んど予想外の観ありて、高等師範学校出の者にして地方尋常中学に入り若しくは大学出の者にして地方尋常師範学校に入るが如き事あれば、継子視されて殆んど其の位地を保維し難きあり。

而して茗溪派は大学派に比すれば其の団体一層鞏固なり。是れ茗溪派は多くは皆同一の学課を修め其従事する方面も亦同一方面なればなる可し。然るに大学派にては其所修の学課も各分科大学に依て異なり、其従事する事業も区々にして地方教育に従事する者は寧ろ其一部分なれば団体の如きも鞏固ならず。然れども両派各団体を作りて軋轢し居るは事実にして、其の教育上に於ける技倆にも各一得一失ありて、優劣の点も定めがたかる可し。而して茗溪派は大学派の如く首領とも云ふ可き人に乏しければ、多年高等師範学校長たりし嘉納氏に依らんとし、而して嘉納氏も又自家立脚の地と為さんとして茗溪派の主動力たらんとする者なる可し。然れども茗溪派は協同して嘉納氏を推さんとするもの丶みにあらず、湯本氏の如き或は嘉納氏と提携するが如く或は然らざるが如く其の他の人も亦同様なるあり。

兎に角両派の地方に於て対峙し居るは争ふ可らずして、為に教育上に大なる弊害を有するは教育界の為に何とか融和の道を講ぜざる可らずと云ふ。

韓国問題を中心の日露新協商

山縣ロバノフ協定蒸返しに過ぎず

〔五・一一、國民〕　予報の如く朝鮮問題に関する日露間の議定書は、昨日の官報を以て公布せられぬ、是れ昨年八月現露公使ローゼン男爵が来任の当初、前外務大臣大隈伯との間に其端緒を啓きたるものにして、共間に在りては、露国の極東に於ける政略上に捗々しき事もあり、或は然らざる事もありて、遂に今日の結果を見るに至りたりしのみ。

要するに、此の新議定書なるものは、嚮に我山縣大将とロバノッフ公との間に莫斯科に於て議定せられたる日露協商の補遺とも謂ふべきものにして、其要領は

第一、日露両政府は朝鮮の独立を確認して、雙方より其の内政に干渉せざる事。

第二、朝鮮の練兵教官若しくは財政顧問の任免は、日露互に協商を遂げたる上ならざればなさざる事。

第三、露国は朝鮮に於ける日本の通商工業の発達及び我居留民の多数なることを識認して、其発達を妨害せざる事。

の三条に過ぎず。

此の如き、今更ら事々しく協商するまでもなく、始めより当然の事にして、露国の我邦に対して多くの譲りたる所あるにもあらず、又我邦の露国に対して多くの得たる所あるにもあらず、詰る所は朝鮮に於ける現在の状態を維持するには、此くの如くするの外復た其道あらざるものにあらずや、斯る新議定をなしたり迚、これを以て傲然鬼の首にても取りたる乎の如くに誇称するに至ては、実に抱腹絶倒の限りと謂はざるを得ず。

（下略）

威海衛　引渡結了

〔五・二五、國民〕　威海衛引渡済と司令官の帰朝　〇威海衛占領軍司令官三好少将より、昨日午後一時左の電報其筋に到着せり。

威海衛占領軍司令部は、五月二十三日正午故障なく、清国の委員に引渡しを結了せり。軍司令部は午後三時出帆帰朝の見込なり。

京仁鐵道譲受と　前松方内閣違憲問題

〔五・二九、東京日日〕　米人モース氏の起業に係る、韓国京城仁川間の鉄道を我が手に譲り受くる為め、曾て松方内閣が澁澤等諸氏に説かれ、且正金銀行を通じて百万円の担保の責任を取りたる事実は、（勿論帝國議会の協賛をも経で）当時既に詳報する所にして、以来違憲の声、識者間に喧しきも亦世人の熟知する所、然れども一たび政府の契約せる所は依然有効にして、其負へる担保の義務は現内閣たるもの之を辞するに由なし、左れば現内閣に於て其善後の計を講じつゝあることは、予て聞き及ぶ所にして、過般澁澤氏の渡韓したる用務は、京仁鐵道の事其重もなるものなりといふ。道路伝ふる所に依れば、政府は前内閣の担保せる百万円の外に、今回更に八十万円を担保することゝ為し、以て其成功を全くせしむることに内定したりとぞ、尤も政府は何れとも前内閣時代の違憲処分と、現内閣の善後処分に就ては、案を具して議会に提出せらるゝならんとい

ふものあり。

地価修正　地租増徴　共に敗る

〔六・一一、中外商業〕　地価修正に関する建議案は、昨十日板東勘五郎氏の発議にて衆議院の議事に上り地租条例中改正法律案に先立ちて之を議することゝなりしが、提出者の発議に係る同案の採決は無記名投票に依るべしとの動議を、記名投票にて採決せしに、百二十五に対する百六十四即ち三十九の多数にて、記名投票を以て採決することに決し、依て記名投票を以て建議案を表決せしに、百二十七に対する百六十五即ち三十八の多数を以て否決となり、夫より地租条例中改正法律案第一読会の続に移り、第二読会を開くべしとする者二十七に対し、開くべからずとするもの二百四十七、即ち二百二十の多数にて第二読会を開くべからずと決したり。詳細は別項に記する所を見て知るべし。

民法は通過　商法は不成立

〔六・一二、中外商業〕　今回の議会、若し不幸解散の運に逢ひ、法典諸案にして不成立なる場合に於ては其の結果如何に付ては、吾輩の既に所見を陳述したる所なり、然るに貴族院に於ては、辛うじて民法の残部、其の施行法及び法例其他の法案を通過したりと雖も、衆議院は商法及び其の施行法の通過を見ずして解散せらるゝに至り、遂に法典一部の不成立を見るに至れるは、豈に痛歎に堪へざるなり。

彼の修正民法親族編及び相続編は、我邦の家族制度を採用して立案の基礎と為したるものにして、修正民法既発の部分は既に之を予期して立案せられたるものなり、然るに若し時の貴族院が其の残部を通過せざりしに於ては、勢個人主義に成れる旧人事編及取得編を実施せざるべからずして、茲に大主義に於て既に抵触を免がれざるのみならず、法文上修正民法総則編と人事編のみに於て、数十個条の同一文言若くは正反対なる法文は、両編に重複対立するの奇観を呈するに至るべく、殊に民法施行法の不成立に於ては、個人主義の親族法規を何等の特例を用ひずして、直ちに既往の事項に適用せざる可らざるのみならず、修正民法既発の部分実施に関して何等の指針なく、実施上の困難真に言外に在りしなるべきに、貴族院の通過に依て、幸にして民法に於ける此の不都合を免がれたりと雖も、而も商法及び其の施行法の不成立に依て、殆ど同一の不都合を見るに至るは寔に遺憾とすべきなり。

夫れ商法が法典として主要の位地に在るべきことは論を俟たず、従て其の実施が、条約実施通知の条件たるべきも亦言を須ひず、然れば商法及其施行法が不成立となりたりと雖も、方法に依て猶ほ之を実施するか、否らずんば吾輩の既に論じたる如く、当然七月一日より旧商法及び施行条例を実施せざる可らず、而して旧商法にして修正民法と併せて之を実施せんか、恰も是れ木に竹を寄接したるが如く、矛盾、抵触若くは重複、支離滅裂たるの状を呈するの虞なき能はざるべし。

商法は民法に対して、例外法なること論を須ひずと雖も、而も修正民法に於て、其の大原則を改めたるに拘らず、依然旧商法を併施

せば、既に大原則に於て矛盾を来すべきは論を俟たず、既に開巻第一に於て未成年者の営業能力、若くは婦の商事に於けるの能力、又は商業代務人、若くは商業使用人に付て、民法雇傭契約との関係の如き、全く同一文言若くは正反対の規定の重複を見るべく、営利会社に適用すべき商事会社の規定の如き、修正民法の予想と全く相反すべく、商事に関する法律行為、若くは意思表示に関する離隔地に於ける関係、商事契約、殊に売買の原則若くは委任代理に関する規定の如き、或は牴触を来し或は重複に渉り、会社の規定に至ては、往々にして民法に於ける組合の規定と矛盾するものあるべく、其の実施若くは適用の解釈に至ては、蓋し予想外の困難を来さゞるべからず、其の実施に際し、果して能く円滑に施行し得べきや否や。

嗚呼法典は明治政府積年の一大事業にして、幾多の日月を費やし失敗に失敗を重ね、延期に延期を重ね、今や漸く其の大成を見んとして、而して僅に其の一部不成立の為めに支離滅裂の状態を以て、其の実施を為さゞるべからざるに至り、遂に其の大成を破る、遺憾の極といふべきなり。

顧みれば明治二十五年十一月に於て、民法及び商法の実施延期を為すや、而かも漫然之を延期したるに非ずして而して之が延期を為すには、明に「修正を行ふが為め」たるの条件を附したりしなり、然るに今や其の修正せるの商法と、其の施行法とを眼前に眺めつゝ之を捨て、陳腐多難の旧法を実施せざるべからざるのみならず、修正民法と木竹寄接の奇状を以て、併せて之を実施せんとす。其の奇や笑ふべく、其の不幸や歎ずべきなり。

塙保己一の墓改葬

〔六・一三、東朝〕　井上頼圀翁は大橋訥庵の息義三氏（宮内省殉難取調掛）の言を聞き、夫の塙保己一の墓所なる四谷寺町安樂院（廃寺）の跡に人家建連りて此偉人の墓の、雪隠と流下（ナガシモト）とに挟まれありしを慨き自ら首唱して久保悳隣、逸見仲三郎、田口卯吉諸氏の賛成を得て三百円を醵金し新たに愛善院の墓地にて一丈に二間半の地所を求め其墓を移し、周囲に高五尺の石塀を造りて其安固を図れり、墓穴には金紙の中啓やうのもの蔵められあり、棺内悪水の満ちたるを清めて遺骨を改葬しぬ、棺蓋には屋代弘賢の撰銘ありとぞ。此義挙あり、和學院前惣検校心眼智光居士（保己一の法号）の墓は、長に佳域を占め得たりと云ふべし。

自由・進歩両党大合同

〔六・一四、國民〕　在野党大合同の熟成。

◎其の歴史　自由、進歩の両政党を打して一団となし、其他の独立議員を網羅して玆に在野党の大合同を組成せんとするに至りしは、最初自由党の態度が政府と絶縁後も兎角旗幟の鮮明を欠くの傾ありしに基き、現内閣の対議会策、別言せば対政党策が早くもこの内情を看取して、強て地価修正を断行し、併せて増税案を通過せしめんとする方針に出で、此機に乗じて在野政党の根底を動揺せしめんとするに至りしより、合同談は玆に殆んど公然の事実とまで近寄るに至りたり。

◎聯合談の進みし近因　既往二十年間の政界に於て、屢々行はれんとして、而も容易に行はれざりし在野党の聯合が、斯くも容易に進

行すべき希望を以て、奔走者の胸底に画かるゝに至りしは、第一政党内閣成立の予想を以て、提携に懲りたる両党の人心を収攬し、以て従来の行懸感情を一拭せしむと云ふにありたり、而して第二の予想は、各選挙区に於て互に十分なる譲歩をなし、前代議士を再選せしむるを条件とし、更に在野合同の力を以て他の競走者に当ることとせば、代議士の数に於て欠くることなきのみならず、他の独立議員を網羅し易かるべしと云ふにありき。（下略）

政府部内の政党組織熱
政党漸く認識さる

〔六・一四、國民〕 伊藤侯も第十二回議会に於て、政党によらざれば何事をもなし能はざることを感じたるべし、其の同僚に向ひて、「これからは我輩共も政党の親方にならねば」と語りたりと云ふ。

伊藤侯が新政党を組織すべしとの風説は強ち無根の事にもあらず自由党との縁を絶ちたる時より、一時の傭兵にあらずして真に自己の政友たるものを衆議院中に有すべき計画を脳中に画き始めたりとも伝へられたり。

在野大合同にして成立せば、第十三議会は第十二議会と同じかるべく、伊藤侯にして其の政綱を実行せんと欲せば、在野大合同に対する政策を定めざるべからず、而して政党に対するには政党を以てすべきのみとは、第十二議会の経過によりて伊藤侯等の最も適切に感じたる所なるべし。

伊藤侯にして果して決心することあらば、新たに造るべき政党の理想は、大学出身の若手の智識と実業家の富と元老政治家の経験とを集めたるものなるべく、元老は伊藤侯自身之を纒め、実業家は井上伯、若くは実業家に縁故深きものによりて之を纒め、大学出身の若手連は渡邊洪基氏の如き練熟の腕を借りて纒むることあるべし。

政府部内及び大学連一部の政党熱は随分盛にならんとする模様にて、実業家一部の政党熱は一層盛なるの模様なり。現に某々有力の実業家の如きは、伊藤侯に意見書を送りて決心を促したりと云ふ、伊藤侯は容易に決断せざるべきも政党熱流行の折柄なれば、立派なる献立を作り成して伊藤侯に呈するものあらば、侯等も遂に辞退することはあらざるべし。

在野党大合同　憲政党
宣言綱領

〔六・一六、國民〕 在野党大合同は憲政党と称するに決したる由にて、其の宣言及び綱領は左の如くに決したりと、即ち綱領は既に前々号の國民新聞に掲げたる如くなり。

宣言

憲法発布議会開設以来、将に十年ならんとす。而して此間解散は既に五回の多きに及び、憲政の実また全く挙らず、政党の力亦大に伸びず、是を以て藩閥の余弊尚ほ固結し、為めに朝野の和協を破り、国勢の遅滞を致せり、是れ挙国忠愛の士の深く慨嘆する処なり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、断然自由、進歩の両党を解き、広く同志を糾合して一大政党を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす。因て玆に之を宣言す。

綱領

一、皇室を尊戴し、憲法を擁護する事。
一、政党内閣を樹立し、責任を厳明にする事。
一、中央権の干渉を省き、自治制の発達を期する事。
一、国権を保全し、通商貿易を拡張する事。
一、財政の基礎を鞏固にし、歳計の権衡を保つ事。
一、内外経済共通の道を開き、産業を振作する事。
一、陸海軍は、国勢に応じ適度の設備をなす事。
一、運輸交通の機関を速成完備する事。
一、教育を普及し、実業科学を奨励する事。

申　合

一、政務委員三名乃至五名を設くる事。
一、常議員三十名を設くる事。
一、臨時総撰挙には前代議士を候補者に推撰する事。

臺灣總督府に　民政長官を置く

〔六・二〇、官報〕勅令　○朕、臺灣總督府官制中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十一年六月十八日

内閣総理大臣侯爵　伊藤　博文
海軍大臣侯爵　西郷　従道
内務大臣子爵　芳川　顕正
陸軍大臣子爵　桂　　太郎

勅令第百六号

臺灣總督府官制中、左ノ通改正ス。

第十四条　總督府ニ総督官房ヲ置ク。
總督官房ニ副官二人及専任秘書官二人ヲ置ク。機密ニ関スル事務ヲ掌ル。
副官ハ陸海軍佐尉官ノ内、各一人ヲ以テ之ニ充ツ。
秘書官ハ奏任トス。
第十五条　總督府ニ民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚ヲ置ク。
陸海軍幕僚条例ハ別ニ之ヲ定ム。
第十六条　民政部ハ行政司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル。
第十七条　民政部中ノ局課及其ノ事務ノ分掌ハ、總督之ヲ定ム。
第十八条　總督府ニ左ノ職員ヲ置ク。
民政長官　技師　属　技手　通訳
第十九条　民政長官ハ一人勅任トス、總督ノ命ヲ承ケ部務ヲ整理ス。

（中略）

附　則

本令ハ明治三十一年六月二十日ヨリ施行ス。

馬尼剌危急

〔六・二三、國民〕一昨廿一日香港発にて其筋に達したる電報左の如し。

馬尼剌陥落の報に未だ接せずと雖も、マニラより最近の通信に依れば、叛徒は市の南北に殺到し南部の者はサボテ河を隔てゝソロー中佐と相対戦せしが、其兵力約二千乃至五千にして、遂に西兵を破りサボテ河を渡り、馬尼剌市の南部附近に攻寄せたるものゝ如し、

北部の叛徒はブラカンを中心として運動し、市に迫るの状況なきも市の糧道は北部に在るを以て、此叛徒の為め其輸送通路を絶たれ、目今大に窘窮の状況にあり。米軍の状況は依然として変ぜず、察するに叛徒がマニラ市を陥落したる後、其輸送陸兵を馬尼剌に上陸せしめ、刃に衂らずして之を占領するの心組ならん。

我国最初の政党内閣生る
大隈板垣聯立内閣成立

〔七・一、國民〕 新内閣組織の親任式は、予報の如く愈々昨日午前十一時宮中に於て行はせられたり、是より先き午前九時五十分西郷侯次で大隈伯先づ登閣、同十時より三十分の間には桂子、板垣伯を始め、林、大東、尾崎、大石、松田の諸氏孰れも燕尾服着用にて登閣す、軈て午前十一時に至るや、大隈伯先導して一同参内、御前に伺候し、親任式を行はせられたり、其御沙汰は左の如し。

任内閣総理大臣兼外務大臣　正二位勲一等伯爵　大隈　重信
任内務大臣　正三位伯爵　板垣　退助
任大蔵大臣　松田　正久
任遞信大臣　林　有造
任農商務大臣　正五位　大石　正巳
任司法大臣　大東　義徹
任文部大臣　正五位　尾崎　行雄

海外出稼醜業婦　誘惑の奸手段

〔七・一〇、国民〕 本邦婦女の海外へ渡航して醜業を営むもの其数幾千なるを知らず、而して其最も多数とするは清国沿岸の開港地、南洋諸島にして、之れに次ぐは露領西比利亜、朝鮮とし、暹羅、土耳古辺までも波及せんとするの状態なるが、扨て彼等の婦女は始めより悉く、自己若しくは父兄の承諾したるにあらずして、彼の周旋者等が甘言を以て出稼を勧誘し、いざ乗船といふ時に至りて巧みに外国船に搭乗せしめ、一応香港の某々旅人宿に送致するを常とす、（偶々本邦汽船若くは和船にて釜山港まで送り、それより浦鹽斯徳に航せしむるものあり）即ち北部出稼は釜山を以て其根拠地となし、南部出稼は香港を以て其根拠地とせるもの丶如し、扨て是等の婦女子は従来長崎もしくは広島県に於て募集したるもの最も多くして、その乗船地は長崎、門司、神戸等にして、外国商船に潜伏せしめたるが、近時臺灣の我が領有となるや、博多、口の津、唐津等に於ても又誘拐密航を企つるに至れり、即ち多年の悪習を掃除せんとつとむる神戸、馬關の水上警察が密航の取締を厳密にするものから、近年は其の名を臺灣に借りて冒険を企つるに至れり、扨て香港なる出稼周旋店の本拠に於ては、毎年三四回長崎、馬關へ出張し、予て同臭味なる誘拐周旋人を集めて謀議をこらし、まづ各地の飲食店、奉公人口入屋、私窩屋などにて酌婦、浮浪の婦女等を説くに言を巧みにし、臺灣に航して二三年辛抱せば、四五千円位の貯蓄は請合ふて出来るべしなど述べ、猶幸運を得ば同地の高等官吏の細君にも成られうべしなど吹聴するものから、何れも真実におもひ、二ケ年五

六十円位の前借にて酌婦たるべき契約をなすなり、斯くて彼等は一と先づ基隆へ上陸し、更らに香港若しくは直ちに蘇州等へ廻航せしめらるものにして、其の手続は勿論一様にはあらで、臨機応変様々なるが、香港の本拠なる西山某は数年前少許の資金もて旅人宿を開業せしに、現今既に十万円以上の資金を有し同地の海員仲間に名を知られたるものなるが、出入の客は大抵外国汽船の船長船員等にして、其の富を致せる原因は、専ら醜業婦周旋の為めなりしといふ。

政党内閣は大権を犯すものとコキ下して
園田警視総監懲戒免官
不品行大臣あり　家賃滞納大臣あり

〔七・一九、國民〕　隈板内閣組織の当時、警視総監園田安賢男は、直ちに辞表を提出したりしが、曾つて報道した如く、露国皇族の滞京中はともかくも現職に留まりて、警察事務の落目なき様せられたしとの板垣内相の依頼ありしのみならず、陛下特別の思召ありしかば、園田男も余儀なくせられて最も心苦しき地位を忍びたる次第なるが、露国皇族も満足して退京せられたれば、園田男は玆に重荷をおろし、去十三日夜重立ちたる警視を集めて告別をなしたり。

露国皇族よりの慰労もあり、板垣内相よりの謝状もありしかば、第一部長、第四部長及び市内警察署長等を官邸に招きて披露したる後、大要左の如き告別の演説をなしたりと。

我邦は金甌無欠の君主国にして内閣は勿論君主の内閣ならざる可からず、伊藤侯が辞職の決心を為し、後任者に大隈、板垣の両伯を推薦して内閣を譲渡せしは、誠に侯の一大失策なりと云はざるを得ず、大隈伯の如き、板垣伯の如きは、共に国家の元老なれば、陛下の御信任ある固より其の所なるべしと雖も、其他の各大臣即ち政党員より推挙せられたる人々は、果して信任を得べきものなる乎、彼等は在野の当時は只政治家として奔走したるのみ、其品行は修まらず、甚しきは詐欺取財の告訴をうけたるものあり、家賃三ケ月を払はざるものあり、此等のものを挙げて大臣となし、政党内閣を組織し、聖明なる陛下をして御聴許の止むを得ざるに至らしめたるは、実に畏れ多き事と云ふべし。政党内閣と称せらるゝ今の内閣は主権を犯すものにあらざるか、大小官吏の任免は一として憲政党の都合によりて決せられざるはなし、憲政党は陛下を擁して事をなすものにあらざるか、主権を犯すものにあらざるか、甚だ疑なき能はず。

此事は翌朝に至りて、内務当局者の耳に入り、或は容易ならぬ陰謀ありと言ふが如き、或は警視庁の重だちたるもの密議して、同盟罷職をなし、東京市を無警察の状態に陥らしめんことを期しつゝありと言ふが如き風説もありて、十五日の閣議に於ては、彼の演説を以て主権の所在を疑ひ、朝憲を紊乱し政府に反抗するものとなし、速かに刑事上の処分をなすべしと激論する大臣もありしが、遂に懲戒免官の議に一決し、翌十六日総理及び内務の両相参内して、事の顚末を詳しく奏上し、閣議の裁可を仰ぎ奉り、同夜□時過に至りて、園田男免官、四警視、一典獄非職及び西山氏勅任の手続を了したりと。

威海衛租借 英清条約調印

〔七・二二、國民〕　最近北京電報に拠れば、英国威海衛借地条約は去る十九日を以て愈々調印済となりたる由にて、同条項によれば英国は威海衛に於て十方哩の借地権を得、東経一二〇度四〇分より東南に在る土地に於て、自由に砲塁兵舎を築造するの権利を得、而して英清両国兵の外、何れの国の軍隊と雖も右借地区域内には入ることを得ずと云ふ。

京釜鐵道敷設を韓国に迫る

〔七・二六、國民〕　京釜鐵道に就て

○該鉄道問題は、昨今駐韓公使より厳談しつつあるよしなれども、尚ほ未だ韓廷よりは何等の返答なく、三日間を限りて決答すとの事なれば、今明日中大凡の事も一定すべしと云ふ。

元来該鉄道は明治廿七年七月廿三日、韓廷と大鳥公使間に議定したる暫定条約によりて布設権あるべきものにて、之に就いて一昨年二月澁澤、前島諸氏によりてシンヂケート成立し、尾崎三良、大三輪長兵衛両氏渡韓の上運動したるに拘はらず、当時日韓の関係面白からぬ時なりしを以て、何等の効果なく、爾来加藤公使も其の申込の時機に苦慮しつゝありしが、今年二月露国より暗に該鉄道の工事を希望すれば、自国にては異議なき旨慫慂し来りし折柄、伊藤内閣にても兎角権利丈けにても得たしとの考へにて、切りに布設権を約定すべきことを訓令したりしを以て、三月中旬駐韓公使は時の外部大臣李道宰氏と韓廷の承諾をうべき希望を有したりしが、例の露韓関係の急変と共に、大臣の更迭となり、従つて該問題も一時中止することゝなりき。

然るに其後日露の間には協商の修正案締結せられ、日韓の通商を拡張し、韓国の内地の産業並に文化輸入の必要により、暗に澁澤氏の渡韓に托して布設に関して内意をもたらしたる由なるが、当時韓廷は資本を日本より借入れて自国にて工事に著手したしなど、途方もない応答にて十分要領を得ざりしも、該鉄道は我邦に於ては永遠両国関係の骨子とも云ふべき必要の事業なりとて当局者も苦心し、民間にも唱道したる甲斐あり、今回に更に韓廷の誤解を排して布設権を得るに至るべき希望を以つて、目下申込み談判中なりと雖も、韓廷の内情は存外表面通の談判にて成立し難き内部の事情あれば、当局者は十分熟慮して韓廷の意を安心せしむること必要ならむ、否らざれば今回の決答次第にては仲々困難となるべし。（下略）

臺灣公学校令

〔七・二八、官報〕　勅令　○朕、臺灣公学校令ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十一年七月二十七日

内閣総理大臣伯爵　大隈　重信

内務大臣伯爵　板垣　退助

勅令第百七十八号

臺灣公学校令

第一条　公学校ハ、街庄社又ハ数街庄社ニ於テ、其ノ設置維持ノ経

費ヲ負担シ得ルモノト認ムル場合ニ限リ、知事庁長之ガ設立ヲ認可スルモノトス。 （下略）

臺灣行政機関改革終了

［七・二九、臺灣日日新報］ 別項記する如く兒玉總督は、一昨夜民間の重立ちたる人々を招待して晩餐を饗し座上種々の時務談を為せる由なるが、談話の重なる要点を当夜の客の一人に聞くに、大要左の如くなりと云ふ。但し事転聞に係れば多少の誤りなきを保せず。

改革終る　總督曰ふ、今や行政機関の改革全く終り、諸制度諸法律の発布も略ぼ結了したれば今後適さに大に力むべきは物質の進歩なり、此点に於ては固より諸君の協力を俟たざるべからずと。

臺灣鐵道　は本島の経営開発上最も必要にして最も急とすべきものゝ一なり、而して予は其の成る可く臺灣鐵道会社の手に於て成功せんことを望む。何となれば總督府に於て之を布設するも、到底は外資に依るの外なければ、議会の協賛を経て之を実行し工事に着手するまでには、少くも一両年を空過せざるべからざるに、若し幸ひに臺灣会社の外資輸入計画にして首尾よく成立するに至らば、来年より工事を開始し得べきを以てなり。故に予は切に臺灣会社の成立を望み、成るべく同会社の為めに便宜を与へんと欲すと。

生蕃　は実に臺灣開進上の一大障害なり。予頃日試みに一外人に問ふに、世界の各部に於て本島生蕃に類する人類の棲息せる地方を領有せる各国政府の、是等人類に対して取れる政策中何れが最も正しく、何れが最も成功せしやを以てす。外客之に対して種々の例証を挙げたりしが遂に其要領を得ざりき。又問ふ本島の生蕃は之を導くに道を尽さば通常の人民たらしむべしと為すか、酒を与ふれば喜び飲み、飲み終れば与ふるものを馘するの人類は以て教化し得べしと為すか。曰く到底難かるべし。曰く然らば之を討伐し之れを屠戮するの政府を以て敢て無道となすか、生蕃は人の形体を具へたる猛獣なり、猛獣を遇するの道は自ら人を遇するの道と異り、仮りに卿を基督教信者としての判断に依らば之れを如何とか為す。外客終に答ふ所を知らずと。

一部の移民　は其必要あるを認む。西沿岸地方は戸口稠密なれば大概移民を容るゝの余地なきも臺東地方は盛んに移民を奨励して開拓を図らざるべからずと。

基隆築港　に関しては今玆に確言する能はず、唯築港調査委員の従来の見込みにては埋立てを可とするものゝ如くなれども、基隆は元来本島に於て最も形勝の地にあれば、軍艦にても差支へなく横付けすることゝせざるべからず、されば埋立てよりは寧ろ掘り広めざるべからずと思慮す、此事に関しては予今考慮中にありと。

土匪　北部の匪賊は日ならずして鎮静に帰すべし南部の匪賊も遠からず平定の見込みなりと。

布哇事件落著

［八・一七、日本］ 布哇移民上陸拒絶事件の要償談判は、華盛頓、ホノルル駐在の我外交官と、米布両国外務当局者との間に直接間接

の交渉を重ね来りしが、去十四日ホノルルより横濱入港のゲーリック号に依り、平井領事より左の意味の報告其筋に到着せり。尤も報告は甚だ簡単なりしと聞く。

当国移民上陸拒絶事件の談判は、去る七月二十八日を以て終局を告げ、同月三十一日を以て当国政府より要償金七万五千弗（即我十五万円）を領収せり云々。

南洲銅像の愛犬が問題

〔八・一八、報知〕東臺に設置さるゝ西郷南洲翁の銅像は、翁が国柄の紺絣の単衣を無造作に着流し、右手に耳垂れの愛犬を率ゐて居る型なり。而るに薩州産の犬は一種の特色をおびて、耳は兎の耳の様にツンと尖りて、如何にも凛然たる風采なりしに、右銅像の愛犬は江戸狆の様に耳をたれて似合はしからざるより、夙く物識家の一問題となり居りしが、いかで知らん翁の愛犬は徳川将軍家の愛寵し玉ひしお虎と呼ぶ名高き外国産の犬の孫にして、そのお虎は耳垂れて温しき相あり、翁の犬は銅像の犬の通り耳垂れて温しやかに、父祖の系を引ける者なりしならんとは。

内外の政務に叡慮を煩はせ給ひ
聖上御避暑もあらせられず
早暁より深夜まで日々御励精の御近状

〔八・二三、東朝〕今上天皇陛下が常に大御心を国政に尽させ玉ふ御事は夙に承り及ぶなれども、昨今は此残暑堪へがたきをもいとはせ玉はず、日々万機を見そなはせられ、殊に方今政界の動静に付深く聖慮をなやませ玉ひて、しば〳〵徳大寺侍従長を首相邸へ差遣はされ、御下問あらせ玉ふ由を洩れ承りしに付、社員は一昨夕山の手の某侍従を訪問して、九重雲深きあたりの御近状を尋ねまゐらせしに、侍従は襟を正しておごそかに語り出して曰く、

至尊に於かせられては、過日足下の新聞にも掲げありし如く、平常は六時の御起床なるも、昨今は毎日午前五時に御起床あらせ玉ひ凡そ一時許り上苑を御逍遙あらせられ、露をふくみてあいらし気に咲香へる種々の草花を御覧あらせ玉ひつゝ毎朝五六首の国風を御詠あらせ玉ふを常とす。かくて六時前に皇祖皇宗の御拝あり、畢つて御朝食をめさせられ、六時より侍者の進むるフロックコートを召させられ、直に御學問所に臨御ありて、まづその日の諸新聞紙を始め近刊の雑誌等を一応御らんの上、前夜来各有司より奏上しある諸般の案件を詳細に御らんありて、許否の御沙汰を賜はり、尚ほ内外の典籍は勿論、平常好ませ玉ふ所の獨逸書を御繙読あらせられ、此間各国務大臣及び宮内大臣等より奏請する諸政務を聞召さる。斯くて午後五時頃閣臣より拝謁を請ひ奉ることなき折には、御熟練の程専門家すら遠く及ぼずと聞え奉る乗馬をば、玉体の御疲労を覚えさせらるゝまで試みさせ玉ふ、六時過ぎ再び祖宗への御拝礼あそばされたる後、御晩餐を召させられ、八時頃より更に内外古今の政治歴史等の書を見そなはせ、又間々御製などもあらせらる。平生は侍医の奏上に依り、大抵十時前後に御寝殿に入御あらせ玉ふの御例なるも昨今は時々十二時をすぎ、一時頃までも御独りにて御書見などあらせらるゝ事あり、こは昨今の国政に聖慮を悩ませ玉ふにはあらざる

歟と敬察し奉る節なきに非ず。

此時社員は、過日外務大臣候補の事に付ても痛く聖慮をなやませ玉ひ、首相に御内諭の次第もありしと承はるが如何にぞやと尋ねたるに、侍従は、其事に就ては多少洩承はる次第もあれど余の現在の職掌としては、之を口外するを得ざるなりと答へられぬ。

帝國教育会茶話会に於ける
尾崎文部大臣の共和演説

〔八・二三、東京日日〕帝國教育会にては、本年の夏期講習会を了りたるに付、一昨日午後一時より、神田一ッ橋外なる同会場に茶話会を催ほせり。当日の来会者は、文部当局者を始め、学制研究会及各教員等五百余名にして、頗る盛況なりしが、尾崎文相は幹事の紹介にて演壇に現はれ、過般廃止したる文部省令訓令は、教育者各自の常識に因り、是非善悪を辨別すべきものなるが故に之を廃したり。去れば諸君は如今学制に就ては、充分論議して差支なきのみならず、寧ろ学制に関する意見は遠慮なく当局者に建白せられたし。而かも彼の訓令省令を廃したればとて、教職を放棄して選挙運動をなすが如き、若しくは政談の為めに学校の教室を貸与するが如き行為は、条理の許さゞる所なり。依て一方に言論の自由を認むる以上は、他の一方に於ては教育家の責任を重んぜらるべし。と警告し、次に彼は語を改め、教員待遇を良くするの困難を説て曰く、如何なる原因にや得て知るべからずと雖も、近来拝金の風増長し、人の貴賤賢愚を甄別する標準は、一に富の多少に因ると主張するものあり。文部省は出来得る限り、上は大学教授より、下は小学校教員に至るまで、各教育家の待遇を良くする方針なるも、此の如く社会が金力是れ万能の源と誤解する以上は、容易に満足を与ふべくもあらず。想ふに米国は世人の称して拝金宗国なりとする所なり。而かも米人の選挙競争と本邦の競争とを比較せば、賄賂請託の弊は、寧ろ本邦こそ甚しと云はざるべからず。殊に米人は、大学其他の学校の為めに寄附金を為すこと多く、従て見るべきの蹟少からずと雖も、本邦の拝金家は如何、私人の寄附に因りて成れる大学は、一の慶應義塾あるのみにして、此れとても極めて不完全なるにあらずや。更に政治上の例を述べんか、折角立憲政体、共和政体を建設したる国家も、国民の拝金熱熾なれば、従て人心腐敗し、遂に君主専制政体に変ずるは、希臘羅馬以来の歴史に徴して明なり。即ち本邦の人民にして、拝金の心情益々増長するに於ては、其害の及ぼす所測り知る可からず。若し我国にして、百千年の後共和政体設立するが如きとあるも（勿論なかるべきも）拝金熱熾なれば到底之を維持すること能はざるべし。是れ不祥の例なるも、説明の便宜上斯く論ぜざるを得ず。之に反して米国の如きは、尤も動揺し易き共和政体を維持し得る所以は、拝金宗の人々のみにあらざるを知るに足らん。仍て教育家は、成るべく純潔の品性を保ち、此等の弊風を打破することを努めざるべからず。尚一言すべきものあり、他なし、方今中学以上の教育は、知能才芸の養成に尤重きを置き、品性の涵養には比較的重きを置かざるの傾嚮なき乎、是れ大に注意すべき点なり。又開港場の知事其他の申告に拠れば、近来外国の幼者婦女に対し、兎角無礼を加へ、甚だしきは、之に罵詈暴行を加ふる者少からずと、

堂々たる大国民たるもの、成るべく攘夷排外の思想を掃蕩せざるべからず。要するに普通教育家は小児の二葉の時より之を養成するの大任を有するものなり、而して将来之を棟梁の材となすと否とは、一に諸君の責任にあり。去れば深く責任の所在を自覚し自重せられんことを望む。と云々。次で柏田次官は、故森文部大臣の方針は、全国皆兵主義を取り、着々之が実行を努められしが、其後の実跡に稽ふれば、稍形式的に流れ、精神的教育は、或は消磨衰耗の兆なき乎、陸軍が地方幼年学校を設立するに至りしは、畢竟中学程度の教育を信ぜざるに由るが故に、今後は国民皆兵主義に立返り、大に精神的教育を振起し、国民の元気を作興し、地方幼年学校の設備を不要ならしめざるべからず。と熱心に演説し、尚教員待遇に就ては、俗吏と伍を同うせず、教職に楽むの風を養成するを要すと述べ了り、夫より甲府尋常高等小学校長以下各教員の地方教育談ありて、散会せしは午後五時過ぎなりき。

保甲条例　**臺灣に施行**

〔九・八、東朝〕　臺灣總督府にて其評議会の議決を経たる保甲条例の勅裁を得て、去三十一日左の如く発表せられたり。

律令第二十一号

保甲条例

第一条　旧慣を参酌し保甲の制を設け地方の安寧を保持せしむ。

第二条　保及甲の人民をして各連坐の責任を有せしめ、其連坐者を罰金若くは科料に処することを得。

第三条　保及甲に於ては各其規約を定むべし、其規約中には褒賞及び過怠金の法を設くることを得。

前項の規約は地方長官の認可を請ふべし。

第四条　保及甲の役員其職務に違背したるときは、地方長官之を懲戒す。

懲罰は百円以下の罰金、剝職及び譴責の三種とす。

第五条　保及甲には匪賊竝水火災の警戒防禦の為、壯丁団を置く事を得。

第六条　保甲及壯丁団の編制、指揮、監督、解散、経費、役員の選任、権限等に関する規定は、府令を以て之を定む。

第七条　此条例は地方長官の必要と認むる地に限り、臺灣總督の認可を経て之を施行す。

臺灣匪徒帰順宣誓式の奇観

異様の行装に日の丸の旗押立てて下山

〔九・二二、時事〕　臺北県の匪首簡大獅が、其部下を率ゐて帰順する事となり、去る十日八芝蘭芝山巖に於て宣誓式を行ひたる事は、已に此程の紙上に記せしが、簡大獅等が当日巣窟の後山を降り来りて式場に出頭したる光景の如何にも奇異の観あれば其概況を挙げんに、去る十日は予定の期日とて、午前八時頃には後藤民政局長、村上県知事、大島参事官、池田聯隊長其他の文武官吏各庄長等、孰も式場に出張して待受けたるに、匪徒等は準備整はざりしが為め、予定の刻限より余程後れて、漸く十一時過厳めしく大旆小旗を飜へし、隊列粛々として山路を降り来れり。其真先には「劉簡全投誠」と認

めたる大旆を押樹て、匪首劉簡全（浅黄の上衣に紺色の袴を穿つ、年齢二十五六）轎に乗りて之に次ぎ、続いて幾多の壮丁孰も銃を肩にし剣を帯び、或はサーベルを佩べるもあれば短刀を横たふもある抔、種々の武装して進み来る。中には十長伍長とも覚しく美々しく着飾りたる男の手に鉄鞭を携へ、腰に拳銃を帯びたるが、時々他の壮丁を叱咤して之を指揮し居り、中にも一際目立ちて見えたるは、身に華美なる紫の上衣を服し、背に三尺余の日本刀を負へる一人なりしと。其次には「林清秀投誠」と筆太に記したる旆を樹てゝ、匪首林清秀（薄紫の上衣に浅黄の袴を穿つ、年齢三十四五）轎に乗来り、最後に新調の麦稈帽を被りて華やかに服装し、腰に弾帯を巻き短銃を帯びたる壮丁七八人に擁護せられつゝ轎に乗来れるは、簡大獅（白絽の上衣に紺色の袴を穿てり、年齢三十前後）にて、其総勢無慮二百余名なりしが、彼等の携へたる小旗には、兼て用意したるものと覚しく、孰れも日の丸を染抜きありたる由。斯くて愈々宣誓式となるや、彼等の総勢が二列となりて居並び夫より一段進みて三首領が控へ、其左右には小頭の如きもの厳めしく構へしに、彼等の心には疑懼の念尚ほ去らでや、四五壮丁常に短銃を腰に探りて身構へ居たるは殊に可笑しかりしと云ふ。

補助銅貨一銭と五厘　〔九・二二國民〕　補助青銅貨　○勅令第二百十七号を以て公布せられたること如左。

貨幣の形式に関する、明治三十年勅令第百四十四号中「補助銅貨」を「補助青銅貨」に改め、一銭及五厘の形式を左の通り改む。

（図略）

山陽線急行列車はボギー車

新に列車ボーイを置いて乗客の便を図る

〔九・二三、時事〕　山陽鐵道会社にては旅客優待の目的を以て、今回新に列車ボーイを置き、二十二日より毎日上下四回急行列車（山陽鐵道の急行列車に使用する客車は、総て亞米利加流のボギー式なれば全列車通り抜けの便あるゆゑ）に乗組ましめ、乗客の用辨を聴取り、其乗降の際に於ては旅客携帯品の世話を為し、且つ運転中に次駅の駅名を乗客に告ぐる等、其他必要の注意を与へ、若くは疑問に答へ、室内の清掃を為し、凡て懇切叮寧を旨とし、只管乗客旅行上の便利と愉快を計るべしと云ふ。

又遠距離旅行者及び老幼婦人等の旅客に対して、客車内の座席は腰掛よりも寧ろ床付畳を敷き、純然日本風の座敷にする方起臥便利なるを感じ、先般来同社工場に於て製造中のボギー式三等客車内の一部を座敷風に畳を敷く事に決し着手せしが、数日前五輛出来上り試運転せし処結果頗る良好なれば、今後の分は総て其の間取りにする筈なりと。

其車の模様は長さ五十八呎、巾八呎の長大車にて、入口は両端にあり中央に縦貫道あり、両端入口に近き処には腰掛を設け、而して中央に畳敷の六畳本座敷あり、此れ即ち遠距離旅行者婦人老幼等の為めに特に設けたる新工風にして、下足類は床下に容るゝ仕掛けとなし居る由。

北京政変　清皇帝幽閉さる
西太后再び攝政の位に復して国務を親裁

〔九・二五、國民〕　清国の皇太后陛下が国務親裁の勅語発布せられし支那の飛電に伴随して、恐多くも皇帝弑逆の飛報さへ伝はりしかば、本社が今朝より確なる筋々に聞合せたる所にては、左る報知は来り居らずして、只だ平生あまり世間より信用せられざる上海電報が此の事を伝ふるのみ、確かなる筋の公報は、

清国政変に関し、本月二十二日北京発にて或筋へ達したる電報左の如し。

皇太后陛下は、皇帝陛下と共同して国務を視裁せらるべき旨の勅語発布せられたり、伝聞する所によれば、満洲大臣相結合して、皇太后に対し、自ら政権を執り、過激なる改革派を鎮圧せられんことを奏請したるによるといふ、皇帝陛下は、最近数月の間改革運動の中心なりしが、其権勢は這般の変更に因り制限せらるべし。

清国政変に関し、本月二十二日北京発にて或筋に達したる電報左の如し。

清国の諸改革に対し、今や重大なる政事的変動起れり、確かなる筋より聞知したる所によれば、皇太后陛下は再び国務を御親裁あらせらるべき旨、詔勅を発せられたる由、張蔭桓の邸宅は、昨日軍隊にて囲まれたり。

右は皇太后陛下の勅命に基きたる由にて、其目的は当時同邸宅内に住居せりと思考せられたる康有為を捕縛する為なりしも、同人は其前既に北京を発したるを以て、同邸に在らざりき、尚此他縛に就きたるものも数名ある由なり。

又試みに上海発の電報を記さむに、

香港上海銀行に達したる電報によれば、清国皇帝遭変の報道は事実にて、帝は毒害せられたるか、廃位せられたるか必らず其一なり、北京の事態は之れが為め頗る危急に赴けり。

東京市制　いよく今日から

〔一〇・一、國民〕　東京市役所開始は愈々本日となり、市会は新任市長及び助役三名を撰挙する筈なり、而して当撰後上奏を経て就職するまでは肥塚知事市長の事務を代理すべく、市長就任までは其運に至らざる参事会に於て任命する次第なるも、又市庁各部員は市べきを以て、詰り実際の市庁開始は四日頃なるべしと。

板隈聯立内閣遂に崩壊す
大隈首相を弾劾したる板垣内相の辞表

〔一〇・三〇、日本〕　板垣内務大臣は昨日午前十一時三十分西郷、桂両相と参内し、又林遞信、松田大藏両相は午後二時相共に参内し、左の辞表を捧呈したり。

板垣内相の辞表

臣退助、誠恐誠惶頓首々々、謹みて奏す。臣無似を以つて謬りて寵眷を辱うし、前内閣諸臣引退するに当り、伯爵大隈重信と共に

大命を奉じ内閣の組織に任ず。当時事急なりし為めに、重信と国家細大の要部に関し逐一講究を尽すに遑まあらずと雖も敢て聖意に奉答し廟謨を奉承し、夙夜戦兢唯其及ばざらんことを懼る。然り而うして在職数月の経過に徴するに、臣が政務上の意見往々重信と相反し、共に献替の職責を全うする能はざらんとす。偶ま文部大臣尾崎行雄の国体に関する言説容認すべからざるものあり、臣再三之れを重信に論議する所あり、重信断せず、終に宸慮を悩まし奉るに至る、臣誠に惶悚の至りに堪へず。且つ其後任を薦奏するに於て重信之れを専断す、国務大臣の任命固より一に聖断に存す、事後に於て臣の敢て妄に容喙する所にあらざれども、重信が臣及び閣僚に詢り、議協はざるに進で専断し、以て聖裁を仰ぐに至りては、臣其当を得たるの処置たるを認むる事能はず。此の如くにして比肩朝に立つは徒に廷議を紛累するのみならんことを懼る。退て省るに、重信をして当初大命を奉承したる趣旨に反し擅濫玆に至らしむるは臣が匡輔の力に乏しきに由らずんばあらず、為めに内閣の分裂を促し以て宸襟を煩はし奉り、以て国務を遅滞せしむるは臣の恐懼止む能はざる所にして、当初臣は重信と反覆切偲、以て陛下の負托に辜かざらんとし、凡そ言ふ可き所を言ひ尽すべき所を尽し、臣の微力已に罄きたり。仰ぎ願はくは、陛下の優恩幸に臣の苦衷を憫み、臣が骸骨を賜はらんことを。臣退助恐懼屛営の至りに堪へず謹て奏す。

内務大臣伯爵　板垣　退助

明治三十一年十月廿九日

松田、林両相の辞表（同文）

臣正久、有造、誠恐誠懼頓首々々謹みて奏す。臣曩きに聖鑑を辱うし重任を膺け唯万一の報効を誤らざらんことを期す。伏して惟るに閣臣献替の責閣僚の一致を以てするに非ざれば其効を致すべからず。今や不幸にして閣臣議相諧はず、臣微力を以て復た輔弼の重責を全うする能はず、更に尸素の譏を累ぬるは臣の恐懼して措く能はざる処なり。仰ぎ願はくは陛下が愚衷を憫み現職を解くの恩命を賜はらん事を。臣正久、有造、誠恐誠懼頓首々々、謹みて奏す。

大蔵大臣　松田　正久
逓信大臣　林　有造

明治三十一年十月廿九日

「未来の大臣に」馬乗拍子の護衛
鳩山博士の夢安けし

〔一一・二九、中央〕　自転車拍子と好一対の奇物と呼ばるゝ新橋の馬乗拍子青柳の小あさ（廿四）が、彼の憲政本党の棟梁株と仰がるゝ鳩山大博士との提携日を追ふて密なる事は今更めかしう説くまでもなけれど、昨今政海の波瀾起伏常なきの秋に方り、万一博士が我が許を訪れ玉ふ折を見計り、壮士などの付狙ひて如何なる暴行を加へんも測られじ、左ある時は女ながらも新橋の小あさ、おめ〱袖をつかねて小隅に引込んでも居られず、然りとて持合せたる肱鉄砲にては敵を驚かすに足らずと、一両日前態々遠き横浜の町まで手綱かひくりて遠乗りしつ、彼の金丸商店より一挺の短銃を購ひ来りしが、昨日自身に京橋警察署へ出頭して護身用との届け出でをなしたる由。かねては馬術に名を得し小あさ拍子、今又博士擁護の短銃

を笘せこ代りに帯の間へ挟みてスワと云はゞズドンと一発打放さんず勇しの決心誠に鬼に金棒なりとや云ふべき、博士も今後は嘸ぞや枕を高う内閣大臣の椅子、議長の月桂冠なんどをば夢みらるゝ事なるべし。

蘆花の「不如帰」連載さる

不如帰

蘆花

(一)ノ一　雲

〔一一・二九、國民〕上州伊香保千明(ちぎら)の三階障子開きて、夕景色眺むる婦人、年は十八九、品好き丸髷に結ひて草色の紐を付けし小紋縮緬の被布を着たり。

白しと云はむよりは寧ろ蒼きと云ふ可くや、顔色の冴へざる細き眉の宛がらひそめし様間蹙りたる頰のあたりの肉寒げなる、病めるとにはあらで何処やらいたいたし気な、云はゞ些陰気なが疵なれども瘠形のすらりと姿よく、万づ上品に静淑らしい人柄、此れや北風に一輪の勁きを誇る梅花にあらず、また霞暖かき春に蝴蝶と化けて飛ぶ桜の花にもあらで、夏の夕闇にほのかに匂ふ月見草と物好ならば品定めつべき女なり。

春の日脚西に傾きて、遠くは日光足尾、越後境の山々、近くは小野子、子持、赤城の峰々、入り日を浴びて花やかに夕栄すれば、つい下の榎の木離れて唖々と飛び行く烏の声までが金色に聞ふる時、雲二片蓬々然と赤城の背より浮び出でたり。三階の婦人は坐ろに其行衞を瞻視りぬ。

(下略)

地租増徴に反対　百姓と奴隷論

〔一二・一、東朝〕百姓と奴隷　〇我国の農民は他の商工業者に比して三四倍、所得税のみを納むる者に比して実に九倍の重税を払ひ居るに拘はらず、今復た世説の如き増徴あるときは、此一小島国にして世界第一の大国たる露国の地租よりも尚ほ多大なる税額となるに至る、豈驚くべき重税に非ずや、然るに愚昧なる農民は勿論之を代表する代議士にして敢て之を異まず、場合によりては増徴に賛成せんとする所以のものは、蓋し彼等が封建時代に在て地所の所有権を認められざりしに拘はらず、独り国費を担当し甚しきは六公四民と云ふが如き重税の下に生息したりし旧夢を忘れず、今日の制度を以て只有がたく感じ居る為めならん、其状恰かも欧洲の奴隷が初め牛馬と同視せられ居り、後解放せられて普通の人間と歯することを許されたるも猶旧来の陋習を蟬脱すること能はず、甘んじて人の駆使に従ひたりしに似たり、嗚呼我国の百姓も亦可憐なるものに非ずやと長大息するは、例の非増徴論の先鋒たる隈山将軍なり。

明治三十二年
（一八九九年）

向ふ十年間の予定財政計画

〔一・五、東京日日〕　十年間財政計画は遠き将来の予定なり、故に実際に方りては蓋し多少の差違を免れざるべしと雖も、苟も局に財政に当るもの胸中必ずや一定の予見なかるべからず、されば現内閣は成るべく確乎たる推断に依り左の如き計画を定めたりと云ふ。

	歳入	歳出	歳入超過
明治二十九年	二〇三、四五八、〇一四円	二〇三、四五八、〇一四円	〇円
同　三十年	二四九、五二四、六四五	二四九、五四七、二一八	二二、五七三
同　三十一年	二〇八、〇三一、一六三	二三三、八四二、三五五	二五、八一一、一九二
同　三十二年	二二六、三四四、七九二	二二六、三四四、七四一	五一
同　三十三年	二三四、七六四、五四七	二〇一、七九二、二八一	三二、九七二、二六六
同　三十四年	二三三、一九一、三一三	一九二、三九三、五五六	三〇、七九八、七五七
同　三十五年	二一四、八二五、二一五	一七六、二八一、五五二	三八、五四三、六六三
同　三十六年	二〇五、五一七、一八〇	一六五、〇六六、二八一	四〇、四五〇、八九九
同　三十七年	二〇三、三一九、三四五	一六二、〇六五、一三九	四一、二五四、二〇六
同　三十八年	二〇二、二五四、〇六七	一六〇、六〇六、三三五	四二、六四七、七三二

地租案修正は当初の財政計画に多少の齟齬を来したること多辨を要せざるも、政府は之が欠損を補填する為め、旧臘来幾多の調査を累ねて漸く脱稿し、政府党に向て将さに交渉を開かんとする場合に至りたり。而して其案の如くんば正に以上の如く財政の基礎を鞏固ならしむるに足るを以て、政府は三十三年度以降の超過歳入を転じて臺灣、朝鮮に於ける新経営費、監獄費国庫支辯、罹災救助金、新事業費償却等の財源に充てんとす。而して其予定額は左の如し。

	臺灣朝鮮新経費	監獄費	罹災救助金	新事業費償金返却
明治三十三年	三、一一五、一〇三円	五、〇七七、三一三円	五〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円
同　三十四年	三、一九四、三九〇	五、〇七七、三一三	五〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
同　三十五年	三、一七五、四七六	五、〇七七、三一三	五〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
同　三十六年	三、一八五、七四三	五、〇七七、三一三	五〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇
同　三十七年	三、二七五、五〇四	五、〇七七、三一三	五〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇
同　三十八年	三、二四九、六九五	五、〇七七、三一三	五〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇

地租増徴案を修正して三分三厘に減じたる議会は無論歳入補填案をも協賛するならん。果して然らば結局歳計の差引残額は左表の如しといふ。

	歳入超過額	新事業費	残額
明治三十三年	三二、九七二、二六六円	三二、六九五、四二四円	二七六、八四二円
同　三十四年	三〇、七九八、七五七	三〇、七七六、七一二	二二、〇四五
同　三十五年	三八、五四三、六六三	三七、七五二、七九八	七九〇、八六五
同　三十六年	四〇、四五〇、八九九	三九、七六三、〇六五	六八七、八三四
同　三十七年	四一、二五四、二〇六	四〇、八五二、八二六	四〇一、三八〇
同　三十八年	四二、六四七、七三二	四一、八二七、〇一七	八二〇、七一五

鉄道国有問題　貴族院は反対

〔一・六、報知〕　自由党の林有造一部の御用商人等が、如何に躍

起と為りて、魂胆に魂胆を重ね、結托に結托を為し、兎にも角にも鉄道国有説を一の問題として議会に出すとするも、我が貴族院に於ては断じて之れ等の無謀なるものを通過せしめざるなり、先きが見えぬにも程こそあれと、其貴族院議員は大に力味て語れり。

東京⇅大阪　電話開通

〔一・一〇、日本〕予て架設中なる東京大阪間の電話は、諸事整頓したるに付き、明治三十年十二月遞信省令第卅一号電話交換規則第四条の所謂長距離電話通信とし、来二月一日より開始する旨遞信省は昨日の官報にて告示せり、右長距離電話架設を為さんとするものは、従来東京又は大阪に電話線を有する加名者は附加使用料として初め六円を納め、通信毎に一話時即ち五分間金一円六十銭の料金を払ふものにて、電話加入者にあらずして新に架設せんとするものは共に明治三十年十二月遞信省令第三十一号電話交換規則の規定によらざるべからず、但し電話加入者に非ざるも矢張り電話加入者と共に一話時間金一円六十銭を払へば何人も使用すること随意なりといふ、一話時一円六十銭はヤヽ高きが如き感なきにあらざるも、其の迅速なると一話時間に数度の通信を交換し得る点よりすれば、電信に比してさへ優る所なきにあらず、唯だ創業後の京浜間電話線の如く、線数の多からざるがため、独り相場師に弄ばれたるが如き憾のなからんことを望むや切なり。

刑の執行猶予設置論擡頭

〔一・一一、國民〕刑律の設けは罪人を造らんが為めにあらず、其の罪を糺して復た犯さゝらしめんが為めなるとは申す迄もなきことにして、刑事上の進歩は被告の犯罪の事実確定するも、法官は其刑を言渡して其の執行を猶予し、被告人の改悛を待ちて其儘改悛するときは、遂に刑を免るし、もし改悛の効なく、再び之を犯すときは、直ちに捕へて刑に服せしむることは既に試みたる国あり、本邦にても先年来此の法を採用せんとの議あり、改正刑法案には之を規定せしことは、其時に報じおきたるが、右は愈々実行する由なり、何れ追々其法案の提出を見るべし、果して法律とならば、是れ亦た刑法上の進歩なり。

幕末の偉人勝海舟　大政奉還の大立物

〔一・二四、中外商業〕伯爵勝安房氏危篤の由は、去る廿一日の本紙に記載せしが、終に去る廿一日午後五時七十七歳を一期として薨去せられたる由、回顧すれば徳川幕府が、大政を朝廷に返上したるの際は、論難百出の間に、毅然として迷はず、故西郷南洲翁と、江戸城の授受を了したる功績は、今更呶々を要せず、而も功成り名遂げて氷川の閑邸に隠るゝや、富貴功名を風雲に附し、放言漫罵以て世の俗物者流を譏り、而も言々句々人の腸を刺すものあり、頗る世の欽仰する所なりしに、今や忽焉白雲に乗じて去る、吁嗟悲夫。伯の葬儀は、明廿五日午前九時赤坂氷川町四番地の自邸出棺、仏式を以て荏原郡馬込村字千束に埋葬する由にて、同地は伯別荘の在る所、特に縁故浅からざるを以て新に墓地を此処に定めたるものなりとぞ、而して其の儀式は伯平常の遺言に依り、総て質素を旨とし、生花造花放鳥の寄贈を謝絶するは勿論、会葬者の辨当及び車夫への

辨当料、新聞紙への広告等一切之を廃止し、其の費用は凡て赤坂区役所の手を経て同区内の貧民に恵与すべき筈なりと云ふ。

濠洲の排日本決議

〔二・二、報知〕我邦人にして濠洲木曜島附近に於て真珠採取の為め出稼するもの、年一年に増加し、今や一千余名に及び、数百艘の船舶を有し、蝶貝の採取に従事し、尠なからざる利益を得つゝある事は、兼て聞き及びし処なるが、客年末に及び外人嫉妬の念を起し、我邦人の出稼を防遏するの目的を以て同盟を造り、機敏なる運動の結果、英国臣民に非らざる者には、蝶貝の採取を許さず、且つ船舶も国籍を有せざるべからずとの動議を議会に提出し、終に此議は上下両院を通過し、目下本国政府に裁可の請求中なりとの事なるが、同政府は如何に決すべきか、右濠洲議会の決議は、我が既得の権を侵すにあらず、且決議の精神は我が出稼人を防遏するに出でたるに相違なかるべきも、其の表面に於ては、英国人以外の出稼人に対する事となり居るを以つて、条約上に背く決議にもあらざれば、英政府の意向も大抵推察さるべく、且つ従来英政府の各殖民地に対する政策を見るに、多くの場合に於て殖民地議会の決議は之を採用し、不認可の事例は絶無なり。故に此の決議の如きも、英政府は多分裁可を与へ、我が出稼人の大不幸を招くに至るべしと云へり。

三井の新築　鉄骨で建設

〔二・六、日本〕三井組にては日本橋区駿河町元三井銀行建物敷地へ鉄製建物新築工事中なるが、請負は芝区赤羽工作局にて、外観よりしては大川五大橋の鉄橋にさもにたり、そも鉄製家屋の建築は本邦之を以て嚆矢とし、柱梁敷板とも鉄製にて、外部は石材煉化もて包むといふ、此工事は満四ヶ年間の日子を要する予定にして、来る三十五年七月迄に竣工の見込みなりと、予算は百万円なりしに、其後鉄材及び諸物価の騰貴と共に約三十万円程を追加する事となりしといふ。

中学校令　改正

〔二・七、官報〕勅令　○朕、中学校令ノ改正ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年二月六日

文部大臣伯爵　樺山　資紀

勅令第二十八号

中学校令

第一条　中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス。

第二条　北海道及府県ニ於テハ、土地ノ情況ニ応ジ、一箇以上ノ中学校ヲ設置スベシ。

文部大臣ハ、必要ト認ムル場合ニ於テ、府県ニ中学校ノ増設ヲ命ズルコトヲ得。

第三条　前条ノ中学校ノ経費ハ、北海道及沖縄県ヲ除ク外、府県ノ負担トス。

第四条　郡、市、町、村（北海道及沖縄県ノ区を含ム）又ハ町村学

校組合ハ、土地ノ情況ニ依リ、須要ニシテ、其ノ区域内小学教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限リ、中学校ヲ設置スルコトヲ得。
第五条　私人ハ本令ノ規定ニ依リ中学校ヲ設置スルコトヲ得。
（中略）
第九条　中学校ノ修業年限ハ五箇年トス。但シ一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得。
第十条　中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢十二年以上ニシテ高等小学校第二学年ノ課程ヲ卒リタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルベシ。
（中略）
附　則
第十九条　本令ハ、明治三十二年四月一日ヨリ施行ス。　（下略）

実業学校令 改正

〔二・七、官報〕勅令　○朕、実業学校令ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治三十二年二月六日　　文部大臣伯爵　樺山　資紀
勅令第二十九号
実業学校令
第一条　実業学校ハ、工業、農業、商業等ノ実業ニ従事スル者ニ、須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス。
第二条　実業学校ノ種類ハ、工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、及実業補習学校トス。蚕業学校、山林学校、獣医学校及水産学校等ハ、農業学校ト看做す。
徒弟学校ハ工業学校ノ種類トス　（下略）

高等女学校令

〔二・八、官報〕勅令　○朕、高等女学校令ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治三十二年二月七日　　文部大臣伯爵　樺山　資紀
勅令第三十一号
高等女学校令
第一条　高等女学校ハ、女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス。
第二条　北海道及府県ニ於テハ、高等女学校ヲ設置スベシ。
前項ノ校数ハ土地ノ情況ニ応ジ文部大臣ノ指揮ヲ承ケ、地方長官之ヲ定ム。
第三条　前条ノ高等女学校ノ経費ハ、北海道及沖縄県ヲ除ク外、府県ノ負担トス。　（下略）

森鷗外の近業　〔二・一三、讀賣〕森鷗外氏が文壇上の消息は「めざまし草」に、即興詩人と審美新説の見える外、久しく聞かなかつたが、この頃ハルトマンの美学の抄訳が完成して和装の美本となつて世に出るとやら、また日本の美術史も遠からず出来上るとい

へば、何れ評論壇に一花咲かすつもりであらう。

所得税法改正

〔二・一三、官報〕 法律 ○朕帝國議会ノ協賛ヲ経タル所得税法改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年二月十日

内閣総理大臣侯爵 山縣 有朋
大藏大臣伯爵 松方 正義

法律第十七号

所得税法

第一条 帝国内此ノ法律施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一箇年以上居所ヲ有スル者ハ、此ノ法律ニ依リ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス。

第二条 前条ニ該当セザル者、此ノ法律施行地ニ資産営業、又ハ職業ヲ有スルトキハ、其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス。

第三条 所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス。

第一種 法人ノ所得 千分ノ二十五

第二種 此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ為ス公債社債ノ利子 千分ノ二十

第三種 前各種ニ属セザル所得

十万円以上	千分ノ五十五
五万円以上	千分ノ五十
三万円以上	千分ノ四十五
二万円以上	千分ノ四十
一万五千円以上	千分ノ三十五
一万円以上	千分ノ三十
五千円以上	千分ノ二十五
三千円以上	千分ノ二十
二千円以上	千分の十七
千円以上	千分ノ十五
五百円以上	千分ノ十二
三百円以上	千分ノ十

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ、第三種ニ限リ之ヲ合算シ、其ノ総額ニ依リ本条ノ税率ヲ定ム。戸主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同ジ。

（下略）

加奈陀政府に厳重抗議す

北米太平洋岸諸州邦人を排斥

〔二・一八、中外商業〕 北米コロンビヤ州の大守が、同州議会に与へし教書中、日本人の傭役を禁ずべき一議案を提出すべしとの事ある由は、去る十六日の本紙に記載せしが、是より先き北米太平洋岸諸州日本人排斥の議あるや、帝国政府は先づ駐英公使をして、之に関する抗議を英国政府を経て、加奈陀中央政府に申込ましむる所あり、其の抗議の要点実に左の如し。

一、何故に日本人をば、当国政府は他の外国人と特別なる区別を以

て取扱ゝ或は排斥するや、此の如き立法の権利は当州の有する所にあらず。

二、日英通商条約によれば、明に我が帝国々民は英国々民と対等の権利を有せり。

三、勿論加奈陀は此の条約国の中に加入しあらずとするも万国公法に於て交際国の人民をば不同等に取扱ふとは許す所にあらず。

四、日本人と支那人とは、風俗習慣言語より文明の度に至るまで決して同日の論にあらざるや明なり、然るを同等と認むるに至りては、決して穏当の処置といふべからず。

五、日本人の当州に在るものは一千余人に過ぎざるなり。之れを支那人と比するときは、殆んど十分の一にも足らざる程なり。

六、加之支那人の如く、日本人は当州経済上の変動と労働社会の秩序に係る程、多数の人々をば無法律の間に輸出するにあらず。日本政府には移住民規則なるものありて、其の移住民の出入を左右することを得べし。

七、日本人排斥案は、啻に日加両国現在の交情を害するのみならず、通商交易上に於ても、其の有害なるべきは、今日より明なり云々。

（下略）

伊勢崎織と嬶天下

〔二・二五、報知〕　当時伊勢崎織として世に広まりたる品の最も盛大にして、産出高の多きは殖蓮、剛志、茂呂、豊受の四ケ村にして、其の産額年々十二三万匹に及ぶ由。茲に最も奇なるは婦女子に勢力のあると是なり、蓋し世に称する上州の女房天下とは、主として以上四ケ村内に於て見る所にして機業の盛大より起因せしものなるや疑なし。是等の村落は以前農耕を以て生活の最要務となし、婦女は唯手前遣の織物を織るの外、他に生計を助くるべき道なきを以て自然男子に屈服し、我国の通慣たる男尊女卑の甚だしき地なりしが、機業の盛大に赴くに従ひ、女子の手より働らき出す金額は、男子の鶏鳴を聞いて南畝に耕やし、月を蹈んで帰るの労銀より夥多なるを以て、自づから農耕の業を賤み、其の結果として半農半商の業を執るに至りたるは即ち婦女の生産に劣るの情態なり。明治卅年は同地機業の最も活勢を顕はしたる時にして、普通農家の婦女が一ヶ月働らき出したる織賃の、最巧者十五円より二十円に至るの多額にして、中巧のものにても十円より十二三円は慥かに働らき出したるに相違なかしなり。昨年及び本年の如き、聊か同地機業界に一種の不味を呈したりとするも、一匹に付七八十銭より一円の織賃を得ること慥かなれば一ヶ月七匹を織り出すとするも、五円より七円の金額を働らき出すものにして、遙かに男子の労銀に優るを見る。

（下略）

米国が比島全部要求の事情

〔三・一、國民〕　米国大統領は、去月卅日巴里米西媾和会議中、大統領と米国媾和委員との間に交換したる音信文を、元老院に公表せしが、同音信文によれば、米国が比律賓全群島割譲要求の決心を為せしは同会開会後のことにて、大統領は最初ルズン一島のみの割譲を要求すべき旨を訓電せしが、委員等は、巴里到着後大いに時勢に考ふる所あり、同委員の一人なる元老院議員グレー氏を除くの外、皆米国は比律賓全群島を取るか、もしくは全群島を還附するの外道

なしと主張し、呂宋以外を西班牙に還附すとせば、欧洲強国殊に西班牙との紛譲絶ゆる時なかるべしと説き、其旨詳しく大統領へ返電せしかば、大統領は尚全部要求の意なかりしも、兎角は委員の判断に全く打任せられたれば、遂に全部の要求を為すに到りたるものなりと。又全部要求の他の理由は、群島中の一島、米国の良政の下に服せば、他の諸島をして西班牙の悪政に対し益々叛乱紛擾をしげくせしめ、再び一の玖馬を生じ、米国は之が為め無限の迷惑を被り、遂に米西事件を繰返すに到ること必然なりと云ふに在りと。尚西班牙は最初より一島の割譲だも承知する色なかりしも、米国、二千万円の代償金を承諾せしより、事速かに落着に到りたるなりと云ふ。

北海道土人保護法

〔三・二、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル北海道旧土人保護法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年三月一日

内閣総理大臣侯爵 山縣 有朋
内務大臣侯爵 西郷 従道

法律第二十七号

北海道旧土人保護法

第一条 北海道旧土人ニシテ、農業ニ従事スル者、又ハ従事セムト欲スル者ニハ、一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限リ無償下付スルコトヲ得。

（下略）

著作権法 公布

〔三・四、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル著作権法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年三月三日

内閣総理大臣侯爵 山縣 有朋
内務大臣侯爵 西郷 従道

法律第三十九号

著作権法

第一章 著作者ノ権利
第二章 偽作
第三章 罰則
第四章 附則

著作権法

第一章 著作者ノ権利

第一条 文書、演述、図画、彫刻、模型、写真、其ノ他文芸学術若ハ美術ノ範囲ニ属スル著作物ノ著作者ハ、其ノ著作物ヲ複製スルノ権利ヲ専有ス。

文芸学術ノ著作物ノ著作権ハ翻訳権ヲ包含シ、各種ノ脚本及楽譜ノ著作権ハ興行権ヲ包含ス。

第二条 著作権ハ、之ヲ譲渡スルコトヲ得。

第三条 発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ、著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス。

数人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作権ハ、最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年間継続ス。
第四条　著作者ノ死後発行、又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ、発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス。
第五条　無名又ハ変名著作物ノ著作権ハ、発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス。
但シ其ノ期間内ニ著作者、其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ、第三条ノ規定ニ従フ。
第六条　官公衙、学校、社寺、協会、会社、其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ、発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス。
第七条　著作権者、原著作物発行ノトキヨリ十年内ニ其ノ翻訳物ヲ発行セザルトキハ、其ノ翻訳権ヲ消滅ス。
前項ノ期間内ニ著作権者、其ノ保護ヲ受ケントスル国語ノ翻訳物ヲ発行シタルトキハ、其ノ国語ノ翻訳権ハ消滅セズ。　（下略）

沖縄県土地整理法

〔三・一一、官報〕　法律　○朕帝國議会ノ協賛ヲ経タル沖縄県土地整理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年三月十日

内閣総理大臣侯爵　山縣　有朋
大蔵大臣伯爵　松方　正義
内務大臣侯爵　西郷　従道

法律第五十九号

沖縄県土地整理法

第一条　沖縄県ニ於ケル土地ハ、此ノ法律ノ定ムル所ニ依テ之ヲ整理ス。
第二条　村ノ百姓地、地頭地、「オエカ」地、「ノロクモイ」地、上納田、「キナワ」畑ニシテ、其ノ村ニ於テ地割セル土地ハ、地割ニ依リ其ノ配当ヲ受ケタル者、又ハ其ノ権利ヲ承継シタル者ノ所有トス。但シ其ノ配当ヲ受クベキ者多数ノ協議ニ依リ、此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ地割替ヲ為スコトヲ得。
村ガ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ、之ヲ地割シタル土地ニシテ、第六条第一項但書ニ依リ、村ノ所有トナルベキモノ、及間切ノ仕明地ヲ間切内各村ニ分配地割シ、又ハ村ノ仕明地ヲ其ノ村ニ於テ地割シタル土地ニ付テモ亦前項ニ同ジ。　（下略）

三重県の御木本幸吉　養殖真珠を献納

〔三・一二、時事〕　三重県人御木本幸吉氏は同県英虞湾が古来有名なる真珠介の産地なりしに拘らず、維新後濫獲の為めに漸次其産額を減少したりしかば、之を恢復せんとて曾て本紙上にも記したる如く、去廿三年中同湾内に一の養殖場を設け、尚ほ理学博士箕作佳吉、同岸上鎌吉両氏に就き真珠介に関する学説を聴きて大に発明する所ありたれば、同年九月より更に英虞湾内に神明字田徳と称する周囲十数町の無人島に於て其学説を応用して養殖の試験に着手し、幾多の失敗を経たる末二十八年に至りて漸く成績の有望を認めたるより、挙家右の孤島に移住して全力を其養殖に集注し居りしが、苦

心の効果空しからで昨年十二月始めて第一回の採取を試みたるに、見事なる真珠を得たりしかば、之を養殖真珠と名づけ、此程手続を経て該真珠五個を畏き辺りに献納したるよし。元来真珠は真珠層なるもの丶塊にして、此真珠層は外套膜の介殼に面する円筒形細胞層より常に分泌し居るものなれば、同氏は全く此理に基き真珠介をして真珠を作らしむるの方法にて一種の天然真珠に外ならざれども、今一層完全なる球形の真珠を作らしめんと箕作、岸上両氏を養殖場に招きて研究を請ひ、尚ほ農商務省よりも技手の派遣を得て目下研究に汲々たりと。又同氏の養殖方法は去る二十九年より已に専売特許を受け居れりと云ふ。

海軍志願兵条例

〔三・二八、官報〕 勅令 ○朕、海軍志願兵条例ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年三月二十七日

海軍大臣　山本權兵衛

勅令第七十一号

海軍志願兵条例

第一条　海軍志願兵トハ海軍兵役ニ服センコトヲ志願シ、認可ヲ得、海軍志願兵籍ニ編入セラレタル者ヲ謂フ。

第二条　海軍志願兵トシテ徴募スベキ卒ノ種別ハ左ノ如シ。

水兵、信号兵、軍楽生、木工、機関兵、鍛冶、看護、主厨。

（下略）

山縣内閣三令改正に成功す
文官任用令等三令改正の理由

〔三・二九、日本〕 三令の制定（山縣内閣の大成功） ○文官任用令の改正及び文官分限令幷に文官懲戒令は、昨日の官報を以て突如として発布せられぬ。此三勅令は特例を以て樞密院の御諮詢を経たるものなりと云ふ、三令制定の主旨は別に採録する所に明かなるが、吾輩は之を一読して其時弊に適中せるを認め、山縣内閣なるもの丶一大成功として、之を賛するに踟躕せざるものなり。三令の特点を挙ぐれば、

第一、選叙を厳密にする事。

第二、官吏の地位を安固ならしむること。

第三、官吏の職責を重ぜしむる事是なり。

然れども是れ尚ほ表面の理由たるを失はず、若し夫れ其の裏面の理由に至りては更に是よりも幾層の重大なるもの在り、政党員の猟官を杜絶すること是なり。惟ふに本令制定の理由は恐らく此に在りて、彼にあらざるなき歟。而して此理由を更に拡張すれば政党内閣なるもの丶成立を事実的に防止せんとするに在り、故に此点に於ては明かに政党に対する一大打撃ならずんばあらず、三令制定の理由に曰く、

抑々行政官は熟練経歴を要するを以て、年功に依り下級より順次上級に累進すること猶武官任用の制の如くなるを当然とすべきに、更らに等次累進の制に依らず、奏任官たる資格なき者を以て

却て勅任官に薦むるは独り現行任用令の精神に反するのみならず、遂に行政の秩序を紊乱し官紀を荒廃するに至らんとす、近来官吏の風紀漸く乱れ忠誠愨実の志操なく、柔順姑息の習風を為さんとするの虞あるもの、又奚ぞ此等の弊に由らざるを知らんや。即ち勅任官の任用に資格を設けたるは任用令改正の骨子と云ふべきものにして、吾輩が時弊に適中せりと謂ふものは又之れが為めなり。

此改正に由りて一面に於て現任勅奏任官若しくは非職官吏は永く其慶に頼るべく、他の一面に於ては一たび任用令の門戸を経るものにあらざれば何等の官職をも猟獲するを得ず、其結果として既成の政党員は親任官として内閣に立つに妨げずと雖も、其勅任官の資格を具有するものは洵に寥々たるべければ、勢ひ内閣受授の如き容易に行はるべくもあらず、少なくとも曩年の憲政党内閣なるものゝ如きは到底改正令の下に出現すべからざるなり。是れ果して憲政の前途の為めに、祝すべきか弔すべきか未だ容易に断言し難きも、要するに任用令の不備を補ふに於ては其効用亦た浅少なりとせず、而して任用令の改正と同時に、一面には分限令を以て官吏の特権を保護し、一面にて懲戒令を以て之れが矯正に擬す、其体に於て得たりと謂ふべし。以上の解釈は悉く正面の観察より来るものなりと雖も若しも半面より之れを観察せんか其弊害も亦た尠からざらんとす、三令の制定は或意味に於て藩閥保護律なり、藩閥の保護は政権の円活を妨げ（一）、官尊民卑の風を復旧し（二）、清托彙縁の素を養ふに足る（三）。

而して之れが結果として行政府の為さんと欲する所行はれざるなく、議院の如きは唯だ協賛の一機関として存在するに至らんのみ。故に三令の発布は啻に時弊に適中したるのみならず、対議会政策としても山縣内閣の成功を認めざるを得ず。曩きに政府が議員歳費増加案を提出するや、吾輩は謂へらく、是れ他日官吏の俸給を増加するの前提なりと。安んぞ知らん、政府は歳費増加の報酬としてヨリ大なるものを獲得せんには、即ち非政党内閣主義の実行と官吏の終身保護是なり。吾輩奚で山縣内閣の一大成功として之れを称賛せざるを得んや。

音樂学校・外國語学校 独立

〔四・五、官報〕 勅令 ○朕、高等師範学校附属音樂学校及高等商業学校附属外國語学校改称ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年四月四日

内閣総理大臣侯爵 山縣 有朋
文部大臣伯爵 樺山 資紀

勅令第百十六号

高等師範学校附属音樂学校ヲ東京音樂学校ト改称シ、高等商業学校附属外國語学校ヲ東京外國語学校ト改称ス。

巡査のオイ〳〵 モシ〳〵と改める

〔四・二一、時事〕 大浦警視総監は府下の各警察署長を召集する毎に、人民に対する巡査の口調の粗暴なることを誡め、成る可く丁寧に応答すべきことを訓示し居る由なるが、今度其言葉使を略ば一

定する見込にて、例へば立坊、土方等に対しては、従来の如くオイオイと呼ぶも差支なけれど、其以上に対しては、必ずモシ〱と呼ぶ等の事を内定し、不日実行する筈なりとか。

競馬天覧

〔五・一〇、國民〕 競馬天覧 （前略） かくて午前十時十数分を過ぐる頃、根岸競馬場へ御着あらせられ、競馬場を御一匝あらせられて馬見場にて御馬車を出でさせられ、便殿にて暫時御休憩の後、天覧場へ入らせられたり。而して第六回競馬の賞品として下賜せられたる銀製花瓶と、青木外務大臣夫人の賞品七宝花瓶一対とは、馬見所の玄関に飾られ、誰人が此の名誉の賞品を得べきかは、当場所第一の談柄なりき。

陛下が賞品を下賜せられたる外に、「北京賞盃」勝利馬二百二十五円、第二馬五十円を附したる第六回競馬は、午後三時の発馬と注せられたり。

アールフイルド氏のトルトイス
同　テラビン
ヒヨゴ氏の　イクブチ
ラシヤ氏の　チンギス
ニシムラ氏の　アヅマ
スターライト氏の　マース

六頭は今日を晴れと一哩半の競争をなしたり、正に是今春競馬の絶頂に達したる時にして、さしもに広き前の芝生も、盛装せる数百千の内外人を以て充たされたり、英国軍艦パアフローア号乗組の楽隊が奏する勇壮の楽の中に、馬見所に於ける歓呼の中に、一哩の埒を鉄桶の如くに固める数万群集喝采の中に、六頭の駿馬は一匝半を疾駆して、勝は西村氏のアヅマ（騎手キングトン）に帰したり。

一銭五厘の端書 増税案の申し子誕生

〔五・一九、時事〕 来る二十五日より発行する一銭五厘の端書は、増税案通過の当時直に印刷局に製造方を託し、同局は日夜製造に従事して漸く出来せしよしなるが、速成を主とせし結果、自然輪廓の意匠及び彫刻方に付ては充分ならざる処あり。但し紙質は一銭端書よりも一枚の目方平均五厘余を増したるに依り、余程厚く且つ丈夫なるよしにて、之が為め逓信省にては紙価に於て年額二万余円の増費を要する割合なりと云ふ。

義州鐵道敷設権 佛人売却せんとす

〔五・三一、中外商業〕 現今佛人某の所有に係る韓国義州鐵道敷設権は恰も先年米人モールスが京仁鐵道敷設権を売却したる如くに、今回佛人より我国の或方に向つて、売却せんとの議を申込たりとの説あり。

英露協約 詳報

〔五・三一、國民〕 本月六日の倫敦発電なりとて、米国新聞所載に依れば、清国に於ける英露の勢力範囲に付、両国の間に取交されたる覚書は、議院公書を以て発表されたり。英露の二国が双方利益の関係ある問題に就て一切の衝突を避んことを欲し、経済上及地理

上の関係より両国の利益が自ら清国の或る部分へ別々に集中するの傾あることを考慮し、此に約定を結ぶとの宣言あり、其条項左の如し。

(一) 英国は長城以北に於て自国又は他国の為、鉄道布設権の獲得を求めざるべし、又該方面に於ける鉄道布設権獲得に関する露国の申込みは妨害せざるべし。

(二) 露国も亦た楊子江流域に関しては、英国に向ひ前条と同様の約定をなす。

(三) 英露二国は決して清国の主権及び現存の条約を侵害せんとするものにあらず、今回の協約は総て紛議の原因を排除することに依り、極東の平和を維持し清国自身をも益す可きにより、必ず之れを清国政府に牒示すべし。

又右第一覚書の追加たる第二覚書は、清国に於ける鉄道布設権獲得の区域劃定に関する協約を完くするの趣意に出でたるものにして牛荘鉄道の事に及び、公債契約の下に得たる権利を保護すること、及び該鉄道は清国の中央政府の属する線路たるべく、且つ他国の会社に入典又は譲与せられざることを規定す。

トラホーム 小学校に流行

〔五・三一、國民〕 西多摩郡青梅尋常小学校は、生徒総数六百四十三名なるが、去月五日生徒中に一名のトラホーム患者を発見し、村医をして健康生徒の診察を執行せしめしに、一週間内に二十余名の患者を発生し、予防消毒法を実行するも容易に撲滅する模様なく、本月二十五日迄に三百〇五名の多きに至りたりと。

京城日本領事館に爆弾投下 鶏林の風雲又しても雨を呼ばんとす

〔六・一五、國民〕 十三日京城発電に拠れば、去十二日夜南大門通日本領事館附近へ爆裂弾を投じたるものありて非常の混雑を極め、負傷者三名を出したり、又警務庁及び前義州郡守方箇得の宅へも爆裂弾を投じ、方箇得の長男を負傷せしめたり、猶此兇手段継続されんとするの模様あり、韓廷は三日を期して兇徒を捕縛すべき厳命を警務庁に発したり、而して右兇徒は全羅道暴徒と気脈を通じ居るものゝ如く、其目的は皇帝を始め政府当路者を脅嚇して自分の利益なる機会を作り、日本政府をして余儀なく出兵せしめんとの空想に駆られ居るものならんとの説あり。又同日後電に依れば十二日午後七時朴泳孝旧邸長屋キンレウクワンの宅にて爆裂弾製造中破裂あり、同人は家族と共に捕縛されたりと云ふ。

〔六・一六、國民〕 今回の騒動に就き日本の亡命者に繋る嫌疑が引きて日本人にも及ぶは已むなき次第なり、況んや朴氏の邸は日本人の所有名義となり居ると云ふをや、若し日本人が間接若しくは直接に兇行に関係したりとせば、其の友国を騒がし、我が国利を害する無謀の行為は全国民の嘆惜する所なる可し、畏れ多くも天皇陛下は此件に就きて太く叡慮を痛めさせらるゝやに漏れ承る、左れば外務大臣は取り敢へず駐韓代理公使へ宛て

爆裂弾事件に関係せる形跡ある我居留民には直に退韓を命じ、且つ該件に関係せし韓人が本邦居留民の邸宅内に隠匿するものは、

之を放逐すべし。

との意味にて訓令を下したるが、尚ほ此際本邦人の韓国渡航を制限する為めに緊急勅令を発布せらる可しと聞く、林公使が赴任の日取を早めたるも本件の為めなる可し。

改正条約一斉に実施

佛墺は八月四日　他は七月十七日より

〔六・一六、日本〕各国との条約実施当日は勅令を以て発表せらるべしとは昨日の紙上に報じおきたるが、下文にかゝげたる英国、佛国、露国、獨国、丁抹、瑞典諾威、和蘭、瑞西、白耳義、西班牙、伊太利及墺地利洪噶利と我帝国との条約実施期日は、愈々勅令第二百五十一号を以て、昨日の官報にて公にせられたり。乃ち以上の各国中佛墺を除き他は来る七月十七日より、佛国及び墺地利洪噶利との条約は同八月四日より実施することゝなりたり。（下略）

九州と東北に　二大学新設

〔六・一八、國民〕文部省にては、明年度に於て九州大学を新設するの計画あること、並に其の設置の位置は多分熊本なるべしとは八日の本紙を以て、尚ほ同省の八年計画に就ては十四日の本紙上に是れを報道し置きしが、同省にては明年度に於て九州大学の外、更に東北大学を新設するとに内定したりといふ、其の位置は仙台市とし、三十三年度より二百六十万円の八ケ年継続予算とし、来年度は宮城県民が寄附にかゝる三十五万円を以て其の支出に充て、卅六年度に於て先づ医科大学を、次年に工科大学を、其次年に法科大学を開設する予定にて、文部省よりは其の予算を十六日大蔵省に向け廻送したりといふ。

豐國炭坑大惨事　瓦斯爆発して二百余名惨死

〔六・二〇、國民〕豐國炭坑とは福岡県田川郡弓削田村字川谷にある石炭坑にして、三村に跨りて十三万四百八十九坪の面積を有し、曾て大阪の豪商磯野小右衛門氏の所有なりしが、現今は平岡浩太郎、山本貴三郎の両氏坑主として、坑夫雑役千余名を使役し、一日の採炭高約六十万斤、炭層は四尺より八尺に渉り、筑豊炭坑中三池を除きては最優位に位す、炭質も良好にして殊に平岡、山本両氏の所有に帰せし以来、続々斬新なる機械を採用し、名声漸く当業者の間に重きをなすに至りたり。

△瓦斯爆発　十五日午前零時十五分、恰も百雷の一時に落つる如き響して、地盤著るしく震動すると同時に坑口より凄まじき黒煙を吐き出し、実に容易ならざる状況を呈せしかば、坑外の事務局にて非常に驚き、直ちに役員数名をして坑内に入らしめしに瓦斯深くして入る能はず、依つて一先づ引返し更らに音響に驚きて駈来りし近傍の人々を助手として手に手に消防器具と通風材料とを持ち行く〳〵目抜を塞ぎ通気を直しつゝ前進して、坑口を距る二千尺程の内部に進みしに三個の死屍あり直ちに運び出せしが、其より奥は危険にして進むべからず、依つて近傍を探り更に二個の死屍を得たるのみにて、一同は空しく引返し、県命に空気の流通を計り居れり。

△惨死二百　当日は恰も勘定日の前日なりしを以て、坑夫殆んど全

数を挙て坑内に下りて採掘に力め瓦斯の爆発せる際には、二番方の坑夫は外に出で一番方の坑夫之に替りて仕事に着手せし刹那なりしが、二番方の坑夫中にも尚残り居りしものもあり、総員二百七名なれど一昼夜以上経過して一名も無事に出で来りしものなきを以て見れば、此等は悉く惨死を遂げたるものと認定すべく、実に炭坑あつて以来の大惨事と云ふべきなり。

△爆発原因　爆発の原因に就ては甲乙二説あり、甲説に拠れば曾て採掘したる事あり、近時廃坑同様となり居りし左辺の中心に瓦斯充満し居りしが、偶坑夫の持てる燈火に触れて爆発せしものと見るべく、又乙説に拠れば、両三日前より左辺の卸し底に於て、八十尺以上の炭層に掘り当てしが、瓦斯は該炭層より発生したるものにして燈火に触れて大爆発をなせしものゝ如し、其筋にて目下取調中なり。

（下略）

万国螺旋一定

〔六・二二、東北新聞〕　世界各国にて現今使用しつゝある螺旋金物は一定のものなきを以て不都合を生ずること多々あり。例へば本邦の戸障子の如きは敷居、鴨居共一定し居るを以て、何れの所より持来るも一々符合せざるは無きも、之に反し螺旋金物に至りては各各其製造元により製造を異にせるを以て、其不都合なるは独り工業界のみならず、獨逸は原子量一定と共に螺旋金物に一々番号を附し、其番号に依り溝の深さ及び其距離とを一定にせんが為め、万国会議を開かんとて本邦工學会に通知し来りたるに付き、同会にては両三日の内協議会を開き委員を撰定したる上、曩きの原子量一定の件を合せ、農商務大臣に陳情する筈なりと。

獨逸カロリン群島を西班牙より買収

〔六・二四、國民〕（二十二日ロイテル）　獨逸議会はカロライン群島を西班牙より買受る為め、公債案を可決せり。

外務大臣ビュロウ男は議会に於て演説し、該群島が政治上、商業上、将来甚だ有望なることを予言し、新隣国たる米国及び日本と益益親密なる関係を生ぜんことを望み、活潑にして有為なる日本人の進路を塞ぐの念は毫もなしと言へり。

備考＝獨逸が西班牙よりカロライン群島を買ひ受くるの条約を結びたることは、曩に電報によりて伝へられたる所にして、其代価は百万磅（約一千万円）の筈なり、獨逸政府は之れが為めに公債を募らんとして、議会の協賛を得たるものなる可し。尚ほ此条約は西班牙議会の協賛を待て確定す可きものなるが、攝政皇后が之れを議会へ告知したりとの報ありしのみにて、未だ議会賛否の報なし。

著色物取締規則

〔六・二四、日本〕　著色物取締規則

○明治廿四年発布の警視庁令の外別に現行の取締法なきため、内務省は両三年前より獨逸取締法其他を参酌して立案し、近頃に至り中央衞生会に諮詢したれば、目下同委員会は取締方針に就き討議中に付き、遠からず本会に於て議了の上、直に勅令を以て発表せらるゝ筈なりと云ふ。

藤侯の憲法政治欲

〔六・二八、國民〕 伊藤侯此頃人に語りけるに、予は朝に在るも野に在るも、一意専心憲法政治の運用の円満なる進行を為し、内政に外交に其の好果を収めんことの外他意なし、予は現今に於て今少し真個政治上の智識と徳義を有する人々が政治上の勢力となるに非れば、折角斯の十年間に発達し来りたる我が憲法政治の好況も、如何なる結果に至らんか窃かに憂慮なき能はざるなり、是れ予が東奔西走し地方の招待に遭へば敢へて辞せずして之に赴く所以にして、世間或は予を以て復た内閣を組織せむとの野心あるかの如く疑ふものなきにあらずと雖も、予は敢へて近き将来に於てさる希望なし、予は前に言へる如く朝に在ると野に在るとを論ずることなく、只管憲法政治の為めに尽さんことを欲するのみ、敢へて他意なしと。

西太后毒を恐る

〔六・二九、時事〕 清国西太后は近頃其食に毒を投ぜらる危険ありとて、之を恐るゝこと深く、其甥栄祿をして大膳職の監督を為さしめ居れり、栄祿は其腹心の者に食品一切を取扱はしめ居れりと云ふ。

新戦規法典 平和会議で議定

〔七・七、國民〕 （六日着ロイテル）
海牙の平和会議は新戦規法典を明確に議定したり。

強力無双 姐妃のお松

〔七・九、讀賣〕 千葉県東葛飾郡松戸町二丁目十九番地鈴木マツ（三十六年）と呼ぶ窃盗前科二犯ものは、生れつき強力にして人皆姐妃のお松と綽名し、去日近村の豪農某家に忍び入りたる時は一時に玄米四斗入三俵を背負ひ出し、人々の眼を驚かしたる事ありしが、近来此女は東京府下に立廻り、浅草区三筋町五十七番地杉野外吉（二十二年）を情夫と為し、諸所に於て窃取したる賍品は、右外吉の手を経て同区阿部川町十五番地大和屋外数ヶ所に入質したるを警視庁が探知し、一昨日前記外吉方に於て捕縛拘引して取調中、逃走の憂あるを以て、手錠の上に細縄をかけあり、又被害者は目下照会中なりと云ふ。

軍機保護法

〔七・一五、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル軍機保護法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十二年七月十四日

内閣総理大臣侯爵 山縣有朋
陸軍大臣子爵 桂太郎
海軍大臣 山本権兵衛
司法大臣 清浦奎吾

法律第百四号
軍機保護法

第一条　軍事上秘密ノ事項、又ハ図書物件タルコトヲ知テ之ヲ探知収集シタル者ハ、重懲役ニ処シ、其ノ情軽キ者ハ一等ヲ減ズ。

第二条　職務ニ因リ軍事上秘密ノ事項、又ハ図書物件ヲ知得領有シタル者、其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ漏洩交付シ、若ハ之ヲ公示シタルトキハ、有期徒刑ニ処ス。

第三条　偶然ノ原由ニ因リ、軍事上秘密ノ事項、又ハ図書物件ヲ知得領有シタル者、其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ伝説交付シ、若ハ之ヲ公示シタルトキハ軽懲役ニ処ス。

第四条　許可ヲ得ズシテ、軍港要港防禦港又ハ堡塁砲台水雷衛所其ノ他国防ノ為建設シタル諸般ノ防禦営造物ヲ測量模写撮影シ又ハ其ノ状況ヲ録取シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ、又ハ二円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス。
因テ第一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ重キニ従テ処断ス。

第五条　許可ヲ得ズ又ハ詐偽ノ所為ニ因リ許可ヲ得テ、堡塁砲台水雷衛所、其ノ他国防ノ為建設シタル諸般ノ防禦営造物内ニ入リタル者、亦前条ノ例ニ同ジ。

第六条　本法ニ規定シタル軽罪ヲ犯サントシテ未ダ遂ゲザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処断ス。**第二条ノ罪ヲ犯サントシテ其ノ予備ヲ為シタル者ハ、同条ノ刑ニ照シ二等又ハ三等ヲ減ズ。**

第七条　本法ノ罪ヲ犯シ因テ財物ヲ得タル者ハ、其財物ヲ没収シ既ニ費消シタルトキハ其価格ヲ追徴ス。

第八条　本法ハ刑法第二編第二章第二節外患ニ関スル罪、陸軍刑法第二編第一章反乱ノ罪、海軍刑法第二編第一章反乱ノ罪ニ関スル**規定ノ効力ヲ妨ゲズ。**

臺灣財政の独立　機運熟す

〔七・一八、國民〕　臺灣の財政をして全く独立せしむべしとは一般に唱道せらるゝ所（軍事費までも臺灣の収入を以て支辨すべしとは進歩党一派の説のみ）なるが、今廿九年以来臺灣に於ける歳入逐年の増加は実に驚くべきものあり、臺灣に於ける歳入増加の景況を挙ぐれば左の如し。

	臺灣に於ける歳入	国庫補充金額
二十九年	二、七一一、八二二円	八、〇四一、九〇六円
三十年	五、三二四、二四三	五、九五九、〇四八
三十一年	八、〇九六、六一八	三、九八四、五四三
三十二年	一二、八五七、六二五	三、〇〇〇、〇〇〇
三十三年	一四、二四五、六二六	三、五九八、六一一

歳入増加の勢右の如くなれば、臺灣財政の全く独立するを見るも亦た遠きにあらざるべく、總督府員は謂へり、若し消極的方針を取り各事業費及其他に多少の節約を加へたらんか、三十三年度よりして臺灣財政の独立は全く望む事を得べかりしなりと。

清国人等の　雑居制限令

〔七・二九、時事〕　清国人等の雑居制限勅令
朕、樞密顧問の諮詢を経て条約若は慣行に依り、居住の自由を有せざる外国人の居住及営業等に関する件を裁可し、茲に之を公布**せしむ。**

御名御璽

明治三十二年七月二十二日

内閣総理大臣侯爵　山縣　有朋
内務大臣侯爵　西郷　従道
外務大臣子爵　青木　周藏
司法大臣　清浦　奎吾

勅令第三百五十二号

第一条　外国人は条約若は慣行に依り居住の地以外に於て居住移転営業其他の行為を為すとを得。但し労働者は特に行政官庁の許可を受くるに非ざれば従前の居留地及雑居地外に於て居住し又は其の業務を行ふとを得ず。

労働者の種類及本令施行に関する細則は内務大臣之を定む。

第二条　前条第一項但書に違背したる者は百円以下の罰金に処す。

附　則

第三条　本令は明治三十二年八月四日より施行す。

第四条　明治廿七年勅令第百卅七号は本令発布の日より廃止す。

私立学校令の発令と其経緯

〔八・三、國民〕　本紙予報の如く私立学校令は愈本日を以て発布せらるべしと云ふ、今其の経過を略記せんに、該令は本年四月開会せられたる第三回高等教育会議に文部大臣より諮問せられ、同会議により殆んど全く原案通りに可決せられたるものなるが、該案に就ては社会より排斥的精神を帯ぶるものとして甚だしく攻撃せられ、就中第十一条に於て学校設立者の資格を制限して国語に通ずるもの又た教員免許状を有するものとなし、且つ第十七条に小学校中学校高等女学校其他学科課程に関し、法律の規定ある学校及び政府の特権を得たる学校には、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を得ずと規定したる事に就き最も甚しき批難を加へられたりき。文部省当局者に於ても大に反省する所あり、更らに審議を重ねたる末、以上の二項並に其他の条項に削除若しくは修正を加へて、是れを内閣に送附したる事は夙に本紙が報じ置きたる所の如し。然るに内閣に於ては、文部省の提案中法律の規定ある学校及び政府の特権を得たる学校にては、其の課程中に宗教を加ふること並に宗教上の儀式を行ふことを得ずと規定せし条項と、別に附則として国語に通ぜざる外人は教師たる事を得ずとの規定を削除若しくは修正したるのみにて、此外別段に修正を加へたるものなかりしと聞く。而して枢密院に於ては内閣にて削除若しくは修正せし所を復活すべしとの説もありたるやに聞きしが、特に何等の修正等もなく、内閣にて決せし如くに可決せられたるものなりと云ふ。

条約改正事業完成

〔八・四、國民〕　新条約の全部実施

新条約の多数は去月十七日より実施せられたるも、佛墺二国との新条約の未実施なりしため、最恵国条款により其の全部を有効ならしむる能はざりしが、愈々本日より佛墺の条約も実施せられ、条約の総ての条項有効となるを以て、条約改正の業は今日を以て成就したりと云ふ可きなり。

普通選挙 **運動起る**

〔八・一五、時事〕 東京の普通選挙論者は一昨日午後六時より京橋区新肴町の開花亭に集会し、大に同志を糾合して本問題に対する運動を試むべき事を決議し、仮に京橋区南紺屋町政友倶楽部を通信所に充つる事に定めたりと云ふ。

大韓国大皇帝の宣言 **「無限の君権」を享有して自主独立**

〔八・三一、報知〕 大韓大韓 ○朝鮮国王陛下の独立的御希望は左の国制の発布に至て其極に達せりと謂ふべし。結構なる事共なり。与親国の民謹んで敬意を表す。あなかしこ。

第一条 大韓国は世界万国の公認する自主独立の帝国とす。

第三条 大韓国大皇帝は無限の君権を享有し玉ふにより、公法に謂ゆる自立政体とす。

第六条 大韓国大皇帝は法律を制定し、其頒布と執行を命じ、万国の公共する法律に効倣(かうはう)し、国内の法律をも改定し、大赦特赦減刑復権を命ぜらるゝにより、公法に謂ゆる自定律例とす。

第七条 大韓国大皇帝は行政各部の官制と文武官の俸給を制定或は改正し、行政上必要なる各項勅命を発せらるゝにより、公法に謂ゆる自行治権とす。

第八条 大韓国大皇帝は文武の黜陟任免を行ひ爵位勲章及其他栄典を授与或は褫奪せらるゝにより公法に謂ゆる自選臣工とす。

第九条 大韓国大皇帝は各有約国へ使臣を派遣駐劄せしめ、宣戦講和及諸般の約条を締結せらるゝにより、公法に謂ゆる自遣使臣とす。

第二条第四条第五条等は畏けれども省きたり。

ビアホールとは **新橋に出来て大繁昌**

〔九・四、中央〕 ◎一掬の清味 今日掲げた図は、即ち新橋のビーアホールである。其の中の模様は、昨日の談の中にもあつたが、全く四民平等とも言ふべき別天地で、ちよつとしたお世辞にも、貴賤高下の隔ては更に無い。此処へ這入れば只だ誰れも同じくビールを飲む一個の客で、其の他には何の事も無いのである。車夫と紳士と相対し、職工と紳商と相ならび、フロックコートと兵服と相接して、共に泡だつビールを口にし、やがて飲み去つて共に微笑する処、正に是れ一幅の好画である。

○大根と佃煮 西洋のビーアホールなどでは、大抵何も食べ無いで只だビールを飲むばかり、止む無くんば先づ赤い大根位である。新橋のビーアホールでも、最初大根を出して置いたが、是れに手をつけるものは至つて少なく、何か他のものをと言う人が多かつたのでそれから蕗、海老などの佃煮にした。是れは、大に佳とせられたけれども、余り不体裁なので、最早全然廃す事にしてしまつたさうだ。

○菓子か果実 併し日本人には、何もなしに飲むという事は、旨味の三分を剝がれる恐れがあるから何か日本的に、果実か菓子を売る事にしたらば良からうとの事である。

○煙草の発売 此の間から、煙草を売り出したのは可かつたが、キ

ング、フイツシヤーにあらずんば葉巻、其他の煙草は一切売ら無いといふのは少し妙だ。それに就いて此の間滑稽な事があつた。ある男がボーイに、煙草は売るかと聞くと、はい有りますと言ふので、ヒーローを呉れと言つたが、ボーイは、ヒーローは有りませんと答へたので、それならゴールドコインと言つた。ボーイは気の毒そうに「コインも有りません、キングで無ければ葉巻よりありませんので」と言ふと、其の男は、「さうか、ちや廃さう！」と言つて、クルリと向き直つてしまつた。

中央新聞この日の挿画

○常客コップ　官署の帰りがけ、涼みの道すがら毎日のやうに出かけるビール客も、なかなかに多くつて、ボーイに見覚えられて居る連中は、最早已に沢山ある。是れ等の人には、別にコツプを定めて、預つて置いてくれるが、是れ等の中には、ボーイから「やツ。入有(いらつしや)いまし」と言つて馴々しく呼ばれ、其処で幅を利かすのは可いが外へ出て「あゝ、わるいものを造らへてくれた！」と苦笑するものもある。

○冬のビール　夏は是れで可いが冬は何うするだらうと問ふ人もあるが、冬になつても更に驚か無いさうだ、それはストーブで室を暖かくして置くので、そして冷こい処をグイとやると、夏よりも味一しほだとの事である。

○露国と恵比壽　ビールと言へば此処に恵比壽ビールに就いて面白い話がある。先頃、恵比壽ビール会社では、ビールを旅順、大連の方へ輸出して、大に彼の地方へ販路を広めやうとした処が、更に品物は捌けず、思つて居たよりは幾倍かの不成功で、持つて行つた品は、其の儘また持つて帰らなければならん仕儀に至つた。併し、是れも品物が悪いとか、取引がまづかつたといふのでは無かつたのでさらば何ういふ訳かと聞いて見ると、是れはしたり！　エビスといふ事は、露西亜語で女性の陰にあたるのであつた。是れでは誰れも手にせぬ筈さ、処かはれば品代る、日本の福神も露西亜では斯ういふ失敗を見るとは……。

京仁鐵道　**開業式挙行**

〔九・二七、東京日日〕邦人の資本及び技術により、海外に敷設せられたる鉄道の嚆矢京仁鐵道は、曩に仁川、鷺梁津間の線路落成せしを以て、去十八日韓国仁川港に於て開業式を挙行せり、当日林駐韓公使、日置、山座の両公使館書記官、国分公使館通訳官、埴原外交官補、秋月領事、信夫領事官補、大塚海軍大佐、野津歩兵大尉、京城駐劄隊附の各将校、及び韓国外部大臣朴齋純を始め、閔種

る人々、欧米各国の紳士等総て百余名は、午前九時鷺梁津発の汽車にて、十時三十分仁川に着し、仁川在勤の伊集院領事、有吉領事官補、岩崎郵便局長、片岡陸軍補給廠仁川支部長及び海關長、海關吏竝在留邦人及び欧米人の重立たる人々等百余名順次参集したるを以て、午前十一時来賓を機関工場に導き、総支配人足立太郎氏先づ立て本日開業式を行ふに当り、諸君の斯く来臨せられしは、本社の光栄とする所にして、且つ満足する所なり、我社長は東京にあり親しく諸君に感謝の意を表する能はざるを以て、不肖社長に代り謹んで諸君の光臨を謝し、併せて将来の眷顧を希望す云々との挨拶を為し、夫れより一同食卓に就く、酒間林公使立て韓国皇帝陛下の万歳を祝し、次で日英両語を以て左の如き演説を為したり。

予は本日の開業式に臨み欣喜の念に堪へざるなり、而して本日の開業を祝するに当り、二個の留意すべき事実あるを信ず、一は京仁鐵道に着手せし米国人の企業心にして、二は韓国政府が京仁鐵道の敷設を許可せし事是なり、唯遺憾なるは本日の開業式に当然臨場すべき人にして、臨場するを得ざりし人数多なるにあり、終に臨んで京仁鐵道会社の万歳を祝し、併せて其竣功に大功労ある足立総支配人の健康を祈る。

（下略）

日本地図にも載った我が領土（?）の
蔚陵島から日本人追払はる
外交の手ぬかりから露国借地権確立

〔一〇・一、東朝〕露国人の蔚陵島借地二件は、去る明治二十九年中伊藤内閣に西園寺侯が外務大臣たりし時に決定し、京城駐在原公使より此事を報告し来れるは、松方内閣に大隈伯が外務大臣たりし時に在りといふ。随分久しき話なり。然るに露国は既に借地の事を定めながら、今日までは蔚陵島を抛擲して少しも手を着けざりしにより我が西海山陰辺の商人等は自由に此処に往来して、相替らず材木を切り出し居たり、且つ此島中に住居を定めたる者も亦之れ有り、元来同島は往時その所属の分明ならざる処にして、日本の地図中に松島若くは竹島等の名を以て記載せられ、邦人は之れを我国土視したるに相違なし。維新後いよ〳〵同島を朝鮮の属土と為したる後にも此の関係より連続して、前述の如く此処に往来し此処に住居したるなり。故に朝鮮国が此の島を他に貸与する場合には、我日本こそ其の借地人たる可き者なれ、今や然らず、却つて露国人の為めに占拠せられたるのみならず、従来此島に往来住居したる日本人が、露国の為に退去を喰せらるゝに至りしは、いかにも不利益千万と謂ふ可し。然れども我政府は最初露国人が此の島を借入るゝの時に当りて之れを争はざりしにより、今となりては露国の借地権動かす可からず、而して此の借地主の都合を以て、今回新たに日本人の退去を求めたるも亦先方の都合次第にて、我国は此れに抗すること能はざる可し。政府は既に釜山領事に訓令を発して、同島の日本人退去の事を命じたる由なり、こは余儀なき事なる可し、故に吾人は此の処分を不当とはせじ、露国に対しては此の処分を為すの外に、別に為す可き所なし。

只夫れ朝鮮に対しては我政府は別に要求する所なかる可からず、

其の理由は如何。蓋し我日本人は此の退去によりて、従来朝鮮より附与せられたる特別の利益を失ふものなり。蔚陵島の樹木伐採権は別に儼然たる約束なかりしといへども、因襲上我日本人の既得権なりしに、朝鮮は之れを顧みずして露国に此の島を貸与したり。それは固より朝鮮主権者の自由に属す。然れども其の結果として我日本人の因襲の既得権を奪はるゝに至りては、決して其のまゝ黙止す可きの道理なし。何となれば同島に営業し居たる日本人は、此れが為に其の産を破るの不幸を見る可ければなり。聞く所に拠れば年々我日本人が、同島の材木伐採によりて獲たる所の商益は実に尠少にはあらざりき。我内地の大厦高堂の同島産の木材を以て建てられたるは随分其の例に乏しからず、今や立退によりて此の利益を失ふ、日本人は其代償を得ざる可からず、朝鮮南岸の群島にても可なり、或ひは又其の内地にても可なり、必ずや蔚陵島と換ふるに足るの土地を選定し、露国同様の条件を以て借地の特許を取り、此れを用つて将に失はんとするの利益を、我日本人に取らしめざる可からず。此要求は朝鮮が必ず道理上我日本に許容せざるを得ざるものなり。若も此れに就きて異論を生じたる場合に於ては、其の時こそ曾て露国が馬山浦土地買入一件に関して、朝鮮政府に申込みたる所の如く、我政府に於て任意の処置を為す可きなれ。馬山浦一件に就きては、露国は決して任意の処置を為すの道理を有せざりしといへども、此の蔚陵島事件に於ては、我日本は確に此れを為し得るの道理を有す。何となれば則ち彼れは新たなる権利の取得に対して理窟を言張るものなれども、此れは既得の権利の喪失に対して、正常の補償を求むるものに外ならねばなり。

赤痢患者全国八万に達す

〔一〇・一、國民〕　昨日内務省衞生局の調査に拠れば、本年初発以来一昨日迄に発生の全国各府県赤痢患者概数は七万六千六百四十人、内死亡一万五千五百五十七人の多きに達し、就中昨今猖獗を極むるは新潟県一万千四百八十五人、岩手県七千八百五十二人、福島県七千六百二十六人、長野県四千三百九十五人、山梨県三千百六十九人、青森県三千百三十九人、神奈川県二千五百四十七人、群馬県二千九百六十三人、静岡県二千百三十七人、東京府二千〇五十四人の一府九県下にして、其他の府県の多きは二千人未満、少きも百人以上なるを以て、今や隠蔽せる同患者等迄調査せば、少くとも現患者八万以上ならんと。

桑港で川上のオッペケペ節

〔一〇・一、國民〕　川上のオッペケ節　○桑港に於て興行中、一夜観客の前に唱ひたるものゝ一節は、桑港名物何だらう。巡査の賄賂に馬の糞、鞍馬天狗の寄り合ひで、同胞互の毀はし合ひ、危ひな、打つかるよ、鼻先きに、笛のなるのは蒸気かへ、お乗んなさい、お逃げなさい。

高野 非職の原因

〔一〇・四、日本〕　転じて高野氏が当時何故に非職となりしかに就ては参考の為め其の原因を述べんに、世人も知る如く明治二十九年八月雲林地方に於て我守備隊が、僅に数十人の土匪の為めに襲撃せられ見苦しき敗をとりたるを激怒し、七十余村を焼き払ひ老幼子

女を殺害し、且つ金品を掠奪し強姦をさへ行ふものあるに至れり、高野氏は此乱逆なる行為を制止して司法制度の秩序を正さん為め總督に建議して臨時法院条例の発布を急施せり、臨時法院の趣意は暴徒暴発の際に当り臨機の場所に臨時の裁判所を設けて臨時の裁判を為すものにして、普通第一審は一人の判官、第二審は三人の判官、第三審は（即ち上告）は五人の判官を以て裁判する制なるを、臨時法院に於て五人の判官を以て之を裁判し直ちに終審と為し、案件を速決せしむるの目的なりしなり、此条例発布と共に各軍隊へ總督より訓示を発し、其大要は対戦の際又は敵対する者を殺傷するは格別、其他の場合に於ては戦闘中捕獲したるものと雖も濫りに殺傷することを得ず、一切司法官に引渡して司法処分に任ずべしと云ふに在り。此際高野氏は土匪地方視察を命ぜられたるが、軍隊中には總督の訓令を遵守せざるのみならず、民人を逮捕し来りて擅に殺害するもの惨状実に言ふに忍びざるものあり、高野氏は巡視半にして臺北に帰り總督（此時水野遵総督代理なり）に委曲の状を報じ、良民救済の策を献じたるも之を容れられざるのみならず、軍人より送付し来る民人は罪の有無を調査せず、皆死刑に処する様致したしとの命令的相談あるに至れり、然るに高野氏は目前に總督の訓令に違犯し、且つ民人を擅殺するが如きは、其人の大隊長たり聯隊長たるを問はず、相当の処分を為すべき事を論議したる為め、爾後は民人を逮捕せば夜間山中又は田野に引出して之を切捨てたるが、高野氏は益々屈せず頻りに此非行を論じたるも何等の効果なく荏苒日を経る間、水野遵氏は總督を代理し、乃木總督は内地に在りてはるかに臺灣の政に与り居れり、而して乃木総督来るに及び第一着手として總督府腐敗官吏を打尽せんと決意せしもの丶如く、屢々高野氏に迫りて司法上の着手を意味せられたるも、同氏の意見は腐敗官吏の掃除は行政手段を先きにして、其行政手段は可成長上より之を決行し、順次腐敗の気を清浄ならしむると共に、下層の官吏を黜陟し、最後に至りて許すべからざるもの丶み司法処分に附すべしとの言議を献じたるに、乃木總督は目安箱の内より出たる一匿名書を基礎として高野氏には一の相談もなく臺北県警部長を總督府に呼よせ、一夜の間に被告人の逮捕をなし引続き数十の家に家宅捜索を行ひたり、然れ共一旦司法処分に着手したる以上は前論を再説して總督を責むるも無益の事と覚悟し之を黙視しけるに、司法上の訊問歩を進むるに随ひ漸次蔓延して第一より第五に連る官吏に対する獄を続発し、官吏数十人を獄に投ずるに至れり、其間高島樺山の親近なる官吏又は商人に連及して投獄の場合となるに至り、高島は中島純九郎なる意中の官吏を臺灣に派出して官吏に対する疑獄揉み消しに尽力せしめたり、此の間一方には種々なる手段を以て高野氏に命令的相談を試みたるも氏は断乎として拒絶したれば、高島等は百方策尽き窮策の極御用有之と称して高野を上京せしめ、荏苒二旬を空過せしめ遂に非職の辞令を投げ付けおき、一方に於ては帰臺を防止し、押して帰臺するに至りて、警部巡査の暴力を用ひて訴訟の審理を妨害し、高等法院を囲みて高野を事務室より引出し去るの狂挙に出でたり、而して此間と雖も民人の虐殺は依然として継続せられ益々司法権は蹂躙せられたるが、要するに非職の第一主因は高野は軍人の横暴にして良民を虐殺し、司法権を蹂躙するに抵抗して屈せざりしと、最後に至り一分間時をも猶予する能はざる窮局に達して破憲をも顧みず非

職辞令を発するに至らしめたるは、薩摩閥族が其近親なる部属の逮捕せられ遂に身自らの身辺に波及せんとする勢の迫りたる為めなりしなり。

韓廷の意見脆弱で　馬山浦事件局面一転

〔一〇・一五、東朝〕馬山浦事件に関しては、露国が最初朝鮮に申込める所、いかにも尋常ならぬ調子なりき。即ち同地は露国に於て買取りの内約ありたりしを、朝鮮地方官の不注意により、日本人に買取られたるの責を韓廷に帰し、結局露国の手に其の土地を取り返さしめずんば、露国は任意の処置を為す可しと謂ふに在りき（先月二十一日の本紙電報欄参看）。然るに韓廷が之れに答へたる所は、開港地の土地売買は、既に外国人との間に成立ちたる約束に対しては、朝鮮政府は其の責に任ぜずといふに在りて、道理の当を得たるものなりき。露国は此返答に満足したらんと思ひの外、矢張り前回の主張を繰返へし、日本人の土地買入れを拒絶せよ、露国は一歩も退譲せず（本月七日の本紙電報欄参看）、と再度の申込を為したりといふ。此れに対して韓廷はいかなる返答を為す可き乎と思ひ居たるに、昨日本社が京城特派員より受取りたる電報は、則ち別欄に掲ぐる所の如し。積弱なる韓廷が遂に露国の調子高き照会に抗すること能はず其の談判の責任を我日本に譲りたりしは、誠に余儀なき次第と謂ふ可し。

抑々馬山浦の特点は、一良港湾の海軍港に適すといふに在り。若も露国にして此の海軍港の敷地を買占め、以て對馬海峡の要害を奪ひ、浦鹽斯徳と大連灣との海上聯絡を通ずるあらば、兵略上に於ける露国の強勢は、以て東洋の平和を危くするに至る可し。故に日本人が此の地点に幾多の所有権を占め得て、露国をして其の企図を果す能はざらしめしは、誠に喜ぶ可き事と為す。吾人は初めより思へらく、馬山浦に於ける日本人手中の土地所有権は、決して動かす可からずと。此の事件が如何に其の局面を変じ来るも、此の意思は変ずること無きものなり。さて韓廷が彼の如き返答を露国に与へ、談判の責任を我国に譲りたるに就きては、露国はいかなる態度を取りて我れに臨む可き乎。吾人は只静かに之れを待つの外なかる可し。

ペスト　神戸に侵入

〔一一・一一、國民〕広島に入りたるさへ恐懼の念を抱くものあるに、八日の夜神戸市葺合町藤井十三堂方雇人山本幸一（十三）ペスト病類似の疑ありとの届出ありしが、患者は既に死亡したれども血液を検査したる処、ペスト菌に酷似せる黴菌多数を認めたれば、目下局部の解剖をなし、且つ培養及動物試験執行中なりとの電報其筋に達したるにより、内務省にては広島出張中の志賀伝染病検疫所部長をして、帰路神戸市に立寄らしむることに決したり。又神戸海港検疫所にては、県庁と力を合せ専ら其原因取調中なりと云ふ。

大阪の物価騰貴　最近八年間の指数

〔一一・二、大朝〕大阪の物価（騰貴）

例の如く十一月中に於ける我大阪の物価を調査するに、亦騰貴して二一三となれり。即ち前月に比して一〇の昂進にして、今最近八年間に於ける十・十一両月の平均物価を掲ぐれば左の如し。（二十

年一月の平均物価を一〇〇とす)

	十月	十一月
明治廿五年	一一六弱	一一七弱
同 廿六年	一二五弱	一二七強
同 廿七年	一三三強	一三五強
同 廿八年	一四一強	一四四弱
同 廿九年	一七二弱	一七五弱
同 三十年	一八四	一九一弱
同 卅一年	一八五	一八三弱
同 卅二年	二〇三強	二一三強

是によりて之を観れば、例年十月より十一月に移る際には、昨年の外、多少の騰貴を見ること、其の常にして、特に本年の騰貴一〇なるは、物価騰貴の声高かりし一昨年に比して尚その上位にあり、之を八年前の十一月に比すれば九割六分高く、又昨年の同月よりも三割の上位なり。

然らば本年十月に比し、十一月に於て如何なる物品の価格が騰貴したるか、之を検するに実に二十一種の多きあり、即ち左の如し。

	十月	十一月		十月	十一月
石炭	一九六	二〇一	内国棉	一五六	一五七
洋鉄	二一五	二二四	紡績絲	八九	九〇
金巾	一五五	一五八	石油	一四九	一七二
清酒	二一〇	二五五	鰹節	二七九	二八〇
和白糖	一七八	一八六	鰊〆粕	二四六	二六二
大麦	二一〇	二五一	麦安(マヽ)	一九一	二二〇
小麦	一八六	二〇二	食塩	三一一	三三八
油粕	二〇〇	二一三	干鳥賊	二四七	二七三
菜種油	一九三	二二九	洋釘	一四六	一五一
生絲	一八五	一九四	菜種	二二四	二五三
材木	二三六	二四五			

而して其下落したるは僅々左の四種に過ぎず。

昆布	一四三	一四〇	木炭	四〇三	三九八
銅	三一三	三〇五	刻煙草	一一六	一一三

洋綛絲、糠、和紙、茶は前月に比して変動なしと知るべし。

宗教法と徴兵令　改正案を提出

〔一二・一〇、東朝〕　政府は昨日宗教法案と共に徴兵令中改正案を貴族院に提出したり、宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行に従事する教師には、直接戦闘に任ずべき兵種に徴集することを猶予せんとするものにして、乃ち左の規定を設くるの案なり。

官立府県立中学校又は文部大臣に於て、学科程度之と同等以上と認めたる学校の卒業証書を有し、宗教法に規定する教派、宗派教会又は寺に属する教師たる者直接に戦闘に任ずべき兵種に当りたるときは、本人の願に由り徴集を猶予す。満三十二歳迄に教師を罷めたる者は、抽籤の法に依らずして之を徴集し、三十二歳を過ぐるも仍教師たる者は、国民兵役に服せしむ。

平和会議の三条約に日本も加盟調印

〔一二・一一、東朝〕　列国平和会議の結果に就ては、去月下旬を

以て外務省より一定の意見を具して法制局に廻附し、同局に於ても過般来親しく審議中なりしが、我政府大体の意嚮は初より既に決定せる所あり、間もなく内閣に提出せるが、一両日前の閣議をも経過せる次第なれば、遠からず珍田和蘭公使に向て訓電を発し、同意の各条約に対して夫々調印を終らしむべし。其加盟すべき条約は、仲裁法、陸戦条規、海戦に赤十字救護員を応用せしむる三件なりと云ふ。

宗教法案と各宗派

〔一二・一二、東朝〕 過日政府より宗教法案の提出せらるゝや、各宗委員は之に対する方針を密議しつゝありしが、遂に別項記載の如く、仏教各宗中の二大勢力たる東西本願寺に意見の衝突を来し、東派は政府提案に絶対的に反対し、西派は政府提出案を以て完全のものとはすべからざるも、之が修正を加へ兎に角従来の如き不公平なる法規を打破する端緒を開くべしと主張し、昨日午後各宗委員七名は、烏森なる吾妻家に集会し、東派は石川舜台氏、西派は赤松連城氏其代表者となり、其意見を主張したるが、今其衝突の大旨を一言せんに、大派即ち東本願寺は、仏教に対して新法案が何等の特別待遇なく新来の外教と同一に取扱ふを以て不公平と為すこと、同派が発したる檄文に見るが如く、而して本派即ち西派は、憲法の本文に信教の自由を許すといふ以上は如何なる宗教と雖も、之を国家に於て同一法規に律するは至当の処置なるが故に、別に仏教のみを特別待遇あらしめんとするは、現今信教自由を保護する憲法に対しても、将た宗教の面目よりするも姑息至極なりとし、双方固く取りて動かず、其の他諸宗の委員は未だ確固たる決心なきも、最早猶予すべきに非ざるを以て、必らずや其の何れにか賛成すべきも、到底両派の談判は破裂す可き形勢なりき。既に東派は十万人の署名を以て請願書を差し出し、躍起運動をなしつゝあり、此に対して最とも同情を有するは日蓮宗の僧侶なり、其の他五宗派委員は結局いかに傾く可き乎を知らずといへども、西本願寺派の公平説に同意するものも亦少からず、目下当地に在留の委員は、いづれも其の宗派中なる委員長ともいふ可き人なれど中には今後の方針を専決する権なき人もあり、本日あたりには京都に於ける各本山より他の衆委員も続々着京す可しといへば其の上にて各宗派それぞれ去就を定むるならんといふ。

〔一二・一二、日本〕 多年宗教界に囂然たりし宗教法案は愈々去る九日貴族院に提出せられたり。案は固と一視同仁の主義を採り、仏、耶の間に畛域を設けざるを以て、仏教を公認教と為さんとする一派は早くも反対運動に着手し、公認制希望の印刷物を配布したるのみならず、滋賀県の如き熊本県の如き、有志者は既に上京して仏教公認の請願書を提出したりといふが、仏教各宗にては悉く委員を出京せしめ、昨日烏森の吾妻家に協議会を開きたり。各委員の中該案に賛成なるは臨済の前田、曹洞の弘津、西本願寺の藤田、天台の園の四氏、之に反対なるは眞言の土岐、大谷派の和田、日蓮の田村三氏なるが如し。今其賛成する理由なりと云ふを聞くに、従来宗教法と云はゞ云ふべきものは唯明治十九年の布達あるのみ、即ち我政府は極めて冷淡に宗教を解釈しありたるに、今回宗教家の意志を容れ、又た改正条約実施の結果として漸く一篇の法律を見るに至れ

り。是れ吾々宗教家の最も喜ぶべき所、もし条項中修正すべき点あるを以て之れを否決し去らば、是れ猶ほ角を矯めんとして其の牛を殺すが如きのみ、宗教法は各宗に通ずるの大則たり、大則にして定らば特別法の如き如何様とも制定し得べし、若し仏教家の待遇等に就き異議あらば、更らに仏教に関する法規を定むる亦可ならずやと。之に反対する宗派は東本願寺を主となし、仏教公認期成同盟会を運動部となし、反抗なか〳〵熾なるが、彼等は仏教を公認教となさんとする一派なれば、今回の宗教法案、仏、耶の間に区別を設けざるに慊焉たらず、此の如き案はなきに若かざるものなれば、寧ろ之を否決すべしと云ふに在り、而して彼等は賛成派の唯だ通過一方に熱心して不完全極まる案を成立せしむるを慮り、此の如き姑息は断然廃すべしと論じ居れり。今更らに各宗委員会に於ける意向を聞くに、議論のあるは第六条と第十六条の二条なるが如し、反対派は第六条「教派宗教教会又は寺を維持する社団又は財団を除くの外、宗教団体を維持する社団又は財団は法人と為ることを得ず」中の宗教団体又は財団を法人と為さんと欲し、又た第十六条「教会又は寺を設立せんとする時は△教会規定又は寺規則を設け、主務官庁の許可を受くべし」中△の次に勅令によりの五字を加へ、而して勅令には何万人以上の宗徒を有する者と云ふ如き規定をなさしめんとするなりとぞ。因に記す期成同盟会にては委員を派して各地を遊説せしめたる結果として、公認教請願の運動を為すもの各地よりも続々上京すべく、又た該案は例の石川舜台必死となりて尽力する積りなりと云へば、該案の愈々衆議院に廻附せらるゝ頃、東西本願寺の対戦、或は議場を賑はすに足らんか。

豊田式紡織機　全国に普及

〔一二・二〇、中外商業〕豊田式機台の発明せらるゝや、各地機業家は争ふて其の現物を熟視し、果して同機台の単に著しく工費を節減し産額を巨多ならしむるのみならず織上布の平滑にして尺幅に厘毫の狂なく、且つ機業者の最も憂とする織ムラを絶無ならしむるの偉効あるを実験し、旧式の高機、若くはバッタンの如きは、到底比較のものにあらずして、続々購入して工場に据付け、近々月余の成績に於ても同機台の特色なりと称する利益の外、一々列挙するに遑あらざる程直接間接の利益あるを確めたれば、附近機業家の見真似聞真似之を工場に備え付くるもの多く、久留米、熊本の機業家、播州、大和、河内の綿布機業家、岐阜、愛知の縞物機業家等既に実際工場に据付け、又は据付の註文をなせるもの少なからず、昨今同機台は殆ど関西機業界を風靡せんとせるの勢ありと云ふ。去れば同機台の製造販売元たる井桁商会(日本橋区新大坂町)、並に名古屋(武平町三丁目)支店に於ては、既に明年三月迄製造し得べきものゝ註文を握り、今後の新註文は四月以後ならでは之に応ずる能はざる有様なりと云ふ、以て同機台の如何に有益にして、又其の普及の如何に迅速なるやを窺ふに足るべし。

因に記す、井桁商会にては、意外に同地方の註文多かりしを以て、予定の製造計画にては到底需要を充たす能はざるより、今回製作設備拡張の計画ありといふ。

明治三十三年

（一九〇〇年）

奈良だけに臭い喧嘩

〔一・一二、大朝〕 奈良市糞尿汲取代価に就て、予て同市と五十余箇町村農民との間に衝突を生じ紛議中なりしが、今回奈良實業協会の有志者等同事件調訂を図る為め、木本源吉氏外五六名、去る十日農民の団体を代表せる者とも云ふべき大安寺村の人糞汲取組合事務所に抵り談判せしに、農民方の申出づる所にては、下肥代従来一人に付一年米一斗二升なりしを七升に減じ、之を昨年度（昨年末市中の家々に其半額以下を支払ひたる儘なり）に溯りて実行せんと云ふに在りて、更に市民の側に就て意見を質せるに、之を即諾する訳にも行かず一旦引取りたるが、実業協会にては此の事件に付き選びたる二十二名の委員及び奈良各町の総代等を、昨日同会事務所に集めて意見を定め、其上にて最後の談判を開く筈なりといふ。因みに前記の如く下肥代を一人に付七升とするときは従前より五升の減額にて、奈良市の入口約そ三万人に対し一千五百石の所得を減却するに当るとぞ。

凸版印刷合資会社　下谷二長町に建築

〔一・二三、國民〕 凸版印刷合資会社の設立 〇銅凸版（チボクフリート）及び凹版（カルコグラフヒー）の術は、製版彫刻に聊か時日を要するも、一たび原版の成りし上は、如何なる多数と雖も廉価を以て迅速に鮮明に印刷し得て、之を偽造するは甚だ難し。故に欧米各国に於ては、紙幣其他有価証券、商標等此の印刷術を適用し、我国の紙幣、印紙、切手、公債証書等も重もに此術に由り、印刷局に於て刷出せり。只民間に於ては未だ此種の版式を使用して営業するものなきを遺憾とし、今回元と華族銀行副支配人たりし河合辰太郎氏社長となり、多年印刷局に在りて熟練せる技師と共同して、資本総額拾五万円を以て下谷区二長町一番地（市村座東隣）に題号の会社を起し此銅凸版及び凹版の印刷を営むの計画を定め、已に獨逸へ其の器械を註文し、工場建築に取りかゝれりと。

日本の綿業

〔一・二七、國民〕 大日本紡績聯合会に於て斯程調査したる処を見るに、聯合中の各紡績工場に於ける客年十二月の現在は、工場数五十七個所にして、前年の同時期四十八個所に比し実に九個所を増加せり。総べてのこと之に準じて増加し、運転錘数前年の八十二万三千三百十七錘より九十七万七千六百六十六錘に、五万四千三百四十九錘を増加せり。加之製絲番手の平均も「リングゲ」に於て、前年の十七手五より十八手五に一手を進み、錘数の僅かなる「ミユール」に於て、前年の二十九手より二十七手五に一手五を減ぜしを見るなり。兎も角も数の上に於て、我が邦の紡績工場が大に其の歩武を進めつゝあることは疑ふべからざるなり。

今、昨三十二年中に海外より輸入せし棉花の数量は、前年の二百五十五万三千五百八十六担より、三百四十七万二千百三十七担に、凡そ三割六分を増加し、其価額に於ては、前年の四千五百七十四万四千三百七十一円より、六千二百〇八千五百三十八円に、是も亦た三割六分を増加せり。其の僅少部分は他の用に供せらるゝことあるべしと雖も、其の大部分は紡績工場に入りて綿糸に紡がるゝものと

見るべし。既に紡績工場の増加及び運転錘数の増加を見、又た此の原料棉花輸入の増加を見る、以て如何に棉花に関する事業が我邦の経済に重要なる位地を占めつゝある歟を察すべきなり。

　生糸及び茶を以て日本を支ふる二大柱なりと叫びし人あるは、最早過去に属せり。棉花に関する事業が生糸と共に、日本の経済を維ぐ重なる事業とせられざるべからざるは、最早争ふべからざるの事たり。昨三十二年に、我が邦より海外へ輸出せし綿絲の額は、生糸の六千二百万円なりしに次で二千八百四十八万四千六百九十四円、此の数量一億〇二百二十五万〇九百三十一斤なり。之を前年の二千〇十一万六千五百八十六円、数量六千八百八十三万三千七百六十三斤に比するときは、金額に四割一分、数量に四割六分を増加せり。既に重要製造品と認むるものに倍々進歩を呈す、国民たるもの大に之を慶喜して可なり、然れども決して之に安心すべからざるなり。我邦の紡績事業は然かく進歩せしと雖も、猶ほ三十二年中に於て、綿糸八百二十一万〇六百四十三斤、価格四百九十六万三千三百二十六円を海外より輸入せり。之を前年に比すれば、数量に四割八分、価格に四割四分を減少せしと雖も、猶ほ僅少ならざる額たるなり。蓋し我が邦の紡績事業は平均十八手五と云へる如く、重もに太き番手の糸を紡ぎ、四十手以上の細番手を紡ぐもの頗る少なし、然るに我が邦の木綿織物は細手の綿糸特に瓦斯糸を用ゐるに到て著しく進歩し、進歩すれば倍々細番手の綿糸、特に瓦斯糸の如きを需要すること漸く増加し、綿糸製出の増加するに拘らず、彼れの如き綿糸の輸入の猶ほ多き所以にして、既に棉花に関する事業を以て、我が邦の重要事業と認むるものに在ては、潜心一考すべき点なりとす。

未成年者禁烟に妓さん連大反対

〔一・二八、大朝〕祇園新地の芸娼妓中には、未成年者の喫烟禁止法案が衆議院を通過して、今貴族院の委員附託中なるに烟に捲かれ、烟草は我々の最大機関にして、烟管の雨が降ると烟脂下りし助六の昔より、吸つけ烟草の愛嬌に客を吸込むは言ふまでもなく、茶烟草盆の礼に始まり、酒の合間の手捌きもよく、又後朝のちよつと一ぷくに、一縷の烟後髪をひくの能ありて、寸時も欠くべからざるものなるに、一朝之を禁止せられては、未成年者の芸娼妓は左らでだに座敷を持ちかねて、動もすれば酸漿ぶう〳〵の無愛想をなす者あれば、帯を探つて出す烟草入、旦那お烟管をの笑顔までも皆にしては、其の困難一方ならずと、土地の顔役へ相談すると、顔役連も実にもと同じ、貴族院の鼻下長者どの若し通過する模様があるなら、こいつは一番廃案の運動に出かけざアなるめへと、倶梨伽羅紋々の腕を扼して、其の運動を要する暁には吉原は言ふに及ばず、日本国中の遊廓聯合して、岩戸隠のはじめより女ならでは夜の明けぬ大勢力を示して呉んと、青髭を逆さに撫で、南蛮烟草を烟脂下つて、環に吹く烟塩竈の如し。

臺灣新聞紙条例　内地紙法と著しき相違

〔二・二、日本〕臺灣総督府に於ては、這回新に新聞紙条例を発布したるに付、有志者は演説会を臺北に開き盛んに反対の意見を表し居ることは昨日の電報欄内に記したるが、臺灣総督府評議会の議決を経たる臺灣新聞紙条例なるもの、愈々昨日の官報にて発布せられたり。今之を内地の条例に比較するに、其の差の著るしきもの概

略左の如し。

一、内地の条例に依れば新聞紙を発行せんとするものは、発行の日より二週日以前発行地の管轄庁（東京府は警視庁）を経て内務省に届出づる規定なるに、臺灣の条例には管轄地方官庁を経由し、総督府に願出で許可を受くべしとあり。

一、内地の条例に依れば新聞紙の保証金は東京は千円、京都、大阪、横浜、兵庫、神戸、長崎は七百円、其他の地方は三百五十円なるに、臺灣に於ては一般に千円の保証金を納付せざるべからずとせり。

一、内地の条例に依れば皇室の尊厳を冒瀆し、政体を変壊し又は朝憲を紊乱し、社会の秩序又は風俗を壊乱する事項を記載し、其他外務省、陸海軍大臣の命令に背きたる時は、内務大臣は其の記載の新聞紙を告発する手続きなるに、臺灣の条例には唯新聞紙に記載したる事項治安を妨害し又は風俗を壊乱するものと認むる時は、臺灣総督に於ては其発売頒布を禁止し、文書又は口達を以て発行人に戒告を為し、発行人に於て尚改めざる時は其の発行の停止を命じ、其の許可を取消すことを得と為せり。即ち内地の旧法に附点の文字だけを挿入したるものと知るべし。

一、内地の罰則に五円以上百円以下とあるを、臺灣にては十円以上二百円以下と為したり。

一、内地にては発行の届出を為したる日、又は発行休止の日より五十日を過ぎて発行せざる時は其の届出の効を失ふ規定あるも、臺灣に於ては総督府は発行の許可を取消すことを得と為せり。

布哇日本人街焼払はる

ペスト撲滅の政策から邦人帰るに家なし

〔二・四、東朝〕当地ペストは益々猖獗を極め候趨勢とて、政府は漸次焼払の政策を取り、去る二十日（一月）土曜日カナカ・チャーチ附近に火を放ちて、一局部を焼棄せんとせしに、偶々風力強かりし為め遂に火は処々に起り、支那人街、日本人街全部を焼払ひ、而して此等の住民は、元来悪疫流行地に住居したる者と認められ居る故、或は避病院へ送り、或はカ□イハオ・チャーチ（旧王朝の寺院）を一時立退所と致し候得共、日本人、支那人、土人を合して其数殆ど一万に近き人員なれば、其混雑惨状は実に言語に尽し難く、当市有力者間にてジャパニース・シチゼンス・メーキング（大日本会とでも称すべき歟）を組織し、色々協議致し居候、此焼け出されの人民は全く一の財物を取り出したる者なく、又政府は之を出さしめず、着のみ着の儘にて焼け出されたれば政府に向つて相当の損害を要求するは目下の急務にして、政府は之に向つて多少の損害を辨償する覚悟ある者の如く、而して尾崎商店や淺田の如きも、其商品を入れ置きたる土蔵焼け落ちたれば、此等は最も損害の大なる者に可有之、而して又一方に於ては、焼け出されの人民は二週間避病院に収容し置きたる後は解放する次第に有之候得共、右の如く日本人町、支那人町は全部烏有に帰したる事なれば、解放せられたる人民は帰るに家なく、此善後策は如何にすべきか、（下略）

東宮御婚約

〔二・一一、官報〕 宮内省告示第二号 ○今十一日皇太子嘉仁親王殿下、従一位勲一等公爵九條道孝第四女節子（さだ）ト結婚ヲ約セラル。

明治三十三年二月十一日　　宮内大臣　子爵　田中光顕

東京歯科醫学校　開校式挙行

〔二・一四、東京日日〕 東京歯科醫学校開校式は一昨日午後美土代町青年会館に於て挙行されたり。同日の来賓は石黒陸軍々医総監、北里医学博士等数十名にして、院主血脇守之助氏起て式辞を述べ、続いて石黒男、北里博士等の祝辞演説数十番ありて盛式なりし、同院は従来高山紀齋氏の設立したる歯科学院を血脇氏引受け、神田小川町に設立したる者にて、欧米歯科各大学の歯科学に倣ひ我邦歯科医術に参稽したるものなり。吾人は我邦専門の歯科学校として、其の健全に発育せんことを望む。

宮中に電燈御試用の議

東宮御結婚の御大礼に御不便とて

〔二・二八、國民〕 宮中に於ては危険の恐れある為め、是迄電燈は用ひさせられざりしが、皇太子殿下御結婚の大礼を挙げさせられ、宮中に於て大夜会御催等在らせらるゝ場合、電燈に依らざれば不便尠なからざるべしとの事より、伺済の上、宮中の一部四間若くは五間計に、試みの為の電燈を用ひらるゝ事となり、五十嵐工学博士の主任にて、近日中工事に着手する筈なりと。

時事よろづあんない欄を設く

よろづあんない

〔三・三、時事〕 このらんには　うせもの　ひろひもの　いへやしき　などの　うりかひ　かりかし　ひとを　やとひたき　こと　やとはれたきこと　その　ほか　なにごとに　よらず　せじんの　べんりとなる　みじかき　くわうこくを　あつむ

一まうしこみの　せつは　一けんにつき　廿せん　やとはれたきものにかぎり　十せんを　そゆべし　いうびんきつて　にてもよし

一このくわうこくに　つかふ　かみは　はんしに　かぎり　一けんの　ぎやうすうを　五ぎやう　までとす

一なまへを　ださぬ　ひとは　ほんしやに　ちうしよ　せいめいを　しらせ　おくべし

一ほんしやへ　とひあはせは　わうふくはがきに　かぎる

▲べつさうち　うりはらひ(一)　せ、す、さうしう　ちがさき　うみべにて　べつさうようち　千つぼ　ほかに　ステーションまへ　たていへ百つぼ　ぢめん三百つぼ　しきふ　うりたし

▲よき　かしいへ(二)なにがし　あざぶ　まみあな　に　もんがまへにて　まかず　五ま　やちん十二ゑん　しききん三十ゑん　にわひろし

（下略）

臺灣樟脳一手販売

〔三・四、時事〕 臺灣總督府にては本年より樟脳を専売することと為り、本月か来月中には、三ケ年もしくは五ケ年の期限を以て競争入札に附し、相当の商人に其の一手販売を託する筈なるに付ては、目下大倉組、三井物産、住友、大谷嘉兵衞、關西貿易会社、ジャーデン・マデソン、サミユル、獨人ブットレル、佛人カン・オッペネメール等、おの〳〵我が手に之を引受けんと運動中にして、何人の手に落つるや固より知る可らざれども、之を引受けたるものは必ず大なる利益を得べしと云ふ。其の次第は樟脳の産額は世界を通じて一年凡そ六百万斤にして、内五百万斤（凡そ五百万円）は、臺灣より産するものなり。（下略）

治安警察法 公布せらる

〔三・一〇、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル治安警察法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十三年三月九日

内閣総理大臣侯爵 山縣有朋
内務大臣侯爵 西郷従道

法律第三十六号

治安警察法

第一条 政事ニ関スル結社ノ主幹者（支社ニ在リテハ支社ノ主幹者）ハ、結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ、社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ、其ノ事務所所在地ノ管轄警察署ニ届出ヅベシ。其ノ届出ノ事項ニ変更アリタルトキ亦同ジ。

第二条 政事ニ関シ公衆ヲ会同スル集会ヲ開カムトスル者ハ、発起人ヲ定ムベシ。

発起人ハ到達スベキ時間ヲ除キ開会三時間以前ニ集会ノ場所、年月日時ヲ、会場所在地ノ管轄警察署ニ届出ヅベシ。

届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過ギテ開会セズ、若ハ三時間以上中断スルトキハ、届出ハ其ノ効ヲ失フ。

法令ヲ以テ組織シタル議会ノ議員選挙準備ノ為ニ、選挙権ヲ行フベキ者及被選挙権ヲ有スル者ニ限リ会同スル所ノ集会ハ、投票ノ日ヨリ前五十日間ハ、本条第二項ノ届出ヲ要セズ。

第三条 公事ニ関スル結社又ハ集会ニシテ、政事ニ関セザルモノト雖、安寧秩序ヲ保持スル為届出ヲ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一条又ハ第二条ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得。

第四条 屋外ニ於テ公衆ヲ会同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ発起人ヨリ十二時間以前ニ会同スベキ場所、年月日時及其ノ通過スベキ路線ヲ、管轄警察官署ニ届出ヅベシ。但シ祭葬、講社、学生生徒ノ体育運動、其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラズ。

第五条 左ニ掲グル者ハ、政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ズ。

一、現役及召集中ノ予備後備ノ陸海軍々人。
二、警察官。
三、神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師。
四、官立、公立、私立学校ノ教員、学生、生徒。

五、女子。
六、未成年者。
七、公権剝奪及停止中ノ者。
女子及未成年者ハ、公衆ヲ会同スル政談集会ニ会同シ、若ハ其ノ発起人タルコトヲ得ズ。
公権剝奪及停止中ノ者ハ、公衆ヲ会同スル政談集会ノ発起人タルコトヲ得ズ。
第六条　日本臣民ニ非ザル者ハ、政事上ノ結社ニ加入シ、又ハ公衆ヲ会同スル政談集会ノ発起人タルコトヲ得ズ。
第七条　結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議会ノ議員ニ対シテ、其ノ発言表決ニ付、議会外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設クルコトヲ得ズ。
第八条　安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ、警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動、若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ、又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得。
結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ、内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テ違法処分ニ由リ、権利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ、行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。
第九条　集会ニ於テハ、重罪軽罪ノ予審ニ関スル事項ヲ公判ニ付セザル以前ニ、講談論議シ、又ハ傍聴ヲ禁ジタル訴訟ニ関スル事項ヲ、講談論議スルコトヲ得ズ。
集会ニ於テハ犯罪ヲ煽動、若ハ曲庇シ、又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤、若ハ救護シ、又ハ刑事被告人ヲ陥害スルノ講談論議ヲ為スコトヲ得ズ。（下略）

臺灣の天然足会

〔三・一〇、東京日日〕　臺北の紳士黃玉階氏等は多年の習慣たる婦人纒足の悪弊を矯正せんが為に、此程天然足会なるものを創立し、其の事務所を臺北県大稲埕日新街普願社後楼上に設置せし由なるが、今同会々則の重なる条項を聞くに左の如し。
一、本会の目的は旧を改め新に就き、纒足を解除して天然の発達に任せんとするに在り、此会を名けて天然足会と云ふ。
一、入会者は真に纒足の弊を暁りて、千載の下、緊束の苦を除かんと欲する者たる可し。
一、入会者の家纒足の老少婦女にして解纒し得可き者は之を解除す可しと雖も、脚骨曲折して開放し難き者は随意たる可し。
一、会員にして女子を産し再び纒足の弊を学ばんとする者は、之れ即ち会規に触るゝ者にして本会は之に向て改善を勧告すと雖も、若し再び改めざれば、本会より除名し、且つ会員は其の家と結姻せざる可し。
一、会員にして其の女の婚嫁を難ずる者ある時は、会員中の者之と嫁娶し、且つ会友相慶賀す可し。此の如くせば其の入会せざる者に比し、更に栄耀たることを得ん。
一、女子大義を懐き、自己纒足の苦楚及一生の歩行艱難を以て人に説き、到処女子を警戒して纒足せしめざる時は、之れ実に一大美徳にして本会員たるとを得、且つ本会は之を官に申報して其の名誉を表旌す可し、其の人旅費継かざれば本会は必ず特別に之が補助を為す可し。

臺北県知事村上義雄氏は、大に同会の主旨を賛し、充分なる助力を与ふべきことを約せられたる由なるが、同島の土人亦此挙を賛し同会に加入するもの頗る多しとなり、同会にして中途挫折せず、勧誘倦むなくんば、小にしては婦人内助の責任を尽し、大にしては国家富強の一端たるを得べく、其効果頗る大なるものあるべし。

韓国沿岸に　無線電信設置を要求

〔三・一二、日本〕漢城だより（芙蓉生）〇我公使は韓国沿海岸に無線電信を設置せん為め、其の箇所を指定し、韓国政府に聴允の義を提議せり。

一、絶影島又は釜山居留地の北方
一、巨濟島の南北端猪仇昧附近
一、馬山浦附近
一、南海島の南辺
一、召山島の南部（南海島と薪智島の中間にあり）
一、薪智島の西部
一、所安島の中部
一、珍島の西部
一、木浦
一、都草島の東部（木浦の西南二十里に在り）
一、仁川
一、豊島附近（仁川の南西三十五里に在り）
一、甑南浦
一、大同江口
一、釜山港以北三十里内外沿岸一角
一、コトリカ角（元山津の東三十里にあり）
一、元山津　已上十七箇所

右の申込に対し外部は如何に回答をなしたるかは未だ分明ならずと雖も、之と同時に我公使は、万国郵便物を配達の為め政府及宮闕に出入するものを兵丁の欄阻するは、徒らに時間を遅延するの恐あれば、今後之れが妨碍なき様取計はれたしとの意を外部に申送りし由の説あり。

郵便法　公布さる

〔三・一三、官報〕法律〇朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル郵便法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十三年三月十二日

内閣総理大臣侯爵　山縣有朋
遞信大臣子爵　芳川顯正

法律第五十四号

郵便法

第一条　郵便ハ政府之ヲ管掌ス。

第二条　何人ト雖、信書ノ送達ヲ営業ト為スコトヲ得ズ。

運送営業者及其ノ使用人ハ、其ノ運送方法ニ依リ他人ノ為ニ信書ノ送達ヲ為スコトヲ得ズ。但シ貨物ニ添附スル無封ノ添状又ハ送状ハ此ノ限ニ在ラズ。

第三条　運送営業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ、其ノ運送方法ニ

依リ郵便物ノ運送ヲ拒ムコトヲ得ズ。此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ相当ノ運送料金ヲ支給ス。

第四条　職務執行中ノ郵便逓送人郵便集配人及郵便専用車馬等ハ道路ニ障碍アリテ通行シ難キ場合ニ於テ、墻壁又ハ欄柵ナキ宅地田畑、其ノ他ノ場所ヲ通行スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ被害者ノ請求ニ因リ其ノ損害ノ賠償ヲ為スベシ。

第五条　職務執行中ノ郵便逓送人郵便集配人及郵便専用舟車馬等事故ニ遭遇シタル場合ニ於テ、郵便逓送人、郵便集配人又ハ郵便吏員ヨリ助力ヲ求メラレタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ。此ノ場合ニ於テ郵便官署ハ助力者ノ請求ニ因リ相当ノ報酬ヲ為スベシ。（下略）

寝台車　**山陽鐵道に施設**

〔三・一四、報知〕　今回山陽鐵道会社にて新造したる寝台附客車は、愈々下り大阪発午後十時二十分、及び上り三田尻発午後二時五十分の列車に連結する由なるが、車体の長五十呎十吋にして、通路の左側に化粧室あり、入口の両側に一個づゝの洗浄台ありて各々一脚の小腰掛を設け、天井には電燈ありて室内の広さ十二呎平方なり。室内の窓壁には衣桁釘を設け入口に沿ふて便室あり、夜間には化粧室入口及び之に隣れる給仕室より、磨硝子を透かして明りを取る仕掛なり、寝床は腰掛の長さと同じく、寝具一式を装置して帳を垂れ、乗客は給仕の供する椅子を用ゐて昇降し得可く、上部寝床内には雷鈿の設けありて、給仕を呼びて命を承けしむるを得可からしめ、又此の寝室に隣りて食堂あり、八人を容る可く、厨房は其の次室に在り、此の寝台車に乗らんとする旅客は一人二円の使用料を払ふて、一寝房を借り切るを得可しとぞ。

保険業法

〔三・二二、官報〕　法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル保険業法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十三年三月二十日

内閣総理大臣侯爵　山縣有朋
司法大臣　清浦奎吾
農商務大臣　曾禰荒助

法律第六十九号
保険業法

第一章　総則

第一条　保険事業ハ、主務官庁ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ、之ヲ営ムコトヲ得ズ。

第二条　保険事業ハ、株式会社又ハ相互会社ニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ。

第三条　保険会社ハ、他ノ事業ヲ兼ヌルコトヲ得ズ。

第四条　同一ノ会社ニシテ、生命保険ト損害保険トヲ併セテ其目的ト為スコトヲ得ズ。

第五条　損害保険ヲ目的トスル会社ガ、免許ヲ申請スルニハ、申請書ニ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス。

一、定款

二、事業方法書
三、普通保険約款
四、保険料及ビ責任準備金算出ノ基礎ニ関スル書類
第六条　生命保険ヲ目的トスル会社ガ免許ヲ申請スルニハ、申請書ニ前条ニ掲ゲタル書類及ビ責任準備金利用ノ方法ヲ記載シタル書類ヲ添附スルコトヲ要ス。
第七条　普通保険約款ニハ左ニ掲ゲタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス。
一、保険会社ガ保険金額ノ支払ヲ為スベキ事由。
二、保険契約無効ノ原因。
三、保険会社ガ其義務ヲ免ルベキ事由。
四、保険会社ノ義務ノ範囲ヲ定ムル方法及ビ其義務履行ノ時期。
五、保険契約者又ハ被保険者ガ其義務不履行ノ為メニ受クベキ損失。
六、保険契約ノ全部又ハ一部ノ解除ノ原因及ビ其解除ノ場合ニ於テ、当事者ノ有スル権利義務。
七、保険契約者、被保険者又ハ保険金額ヲ受取ルべキ者ノ利益、又ハ剰余金ノ分配ニ与カル権利ノ有無及ビ範囲。（下略）

暹羅より遥々仏骨渡来
仏教各派仲よく奉迎の準備

〔四・二四、國民〕　仏骨奉迎協議会　○二十日も引続き京都妙心寺に於て開会、午前は秘密会議のみにて午後一時過本会議に入りたるが、協議の結果眞言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より奉迎使一名宛を撰出し、又奉迎使の互撰によりて正使一員を置く事、暹羅王室其他へ価格合せて一千円の物品を贈呈すると、仏骨仮奉安所及び奉迎事務所を京都妙法院に設置する事、奉迎使派遣費予算を一万円とすること及び仏骨を永遠護持せんため帝國佛教会を設立すること、東宮御慶事奉祝の物品を献上する事等の諸件を決議し、午後五時一同議事録に調印し、今回の会議を終了せり、尚ほ仏骨奉迎式典は左の如く決定したりと。
△上陸会　長崎に於て之を行ふ△奉迎会　京都に於て之を行ふ△仮安置会　同上△拝迎会　沿道各所に於て之を行ふ△拝瞻会　仮安置の後期日を定め之を行ふ。

東京富豪の飽くなき貪婪の魔手
アイヌ安住の地を捲上げる
園田北海道庁長官失態の追及

〔四・二五、日本〕　近文（チカブミ）土人問題　○北海道に於ける刻下の問題二あり、一は小樽港海面埋立の紛擾にして一は石狩国上川郡近文土人給与地の奪略事件是れなり。海面の埋立、給与地の奪略、二者何れも園田北海道庁長官が施政上の一大失態として其の責任を問ひ、更らに醜聞私曲の行為として速かに処決する所なかるべからず、土人給与地奪略の不法命令取消に関しては、日来土人総代川上コヌサイ外三名出京し、主務省及び民間有志の間に立て専ら運動中なるが、今同事件の顚末を明かにして、而して後ち園田長官が職権濫用の不法を質さんとす。

上川郡近文土人の給与地なるものは、土人保護の主旨に依り、明治十年開拓使庁は「旧蝦夷人住居の地所は、其の種類を問はず当分総て官有地第三種に編入（即ち今まの給与地なるもの）すべし」との規定を設けられ、更に明治廿七年に至つて、土人一戸に付一万五千坪を標準として、土人三十有余名に各該土地の割渡をなしたり。

此総計約四十五万坪余にして、道庁は此際新たに保護地台帳なるものを作りて之れを保管し来りたるものなり。元来該土地は近文原野の南西端に在りて石狩川に臨み旭川市街と相対し、師団地に接したる処にして地味豊沃、以て農業を盛んにすべく、以て土人保護の道を立てしむるに足る。殊に該地を選定したる当時の理由は、啻に開墾地に適するのみならず、上川離宮地の予定せられたる場合なりしを以て、可憐煢独の旧土人をして永く其の近傍に住居せしめ、以て洪大なる聖恩に浴せしめんとの意志に出でたるものなりと云ふ。生存競争の極、漸次其種族の減少し来れるアイヌ人の保護及び撫育の方法として、土地給与開墾奨励の甚だ至当なりしを認む。土人始めて心を安んじて農事に励み、乃ち太平を謳歌するに至る。

近年に至たり官設鉄道敷設せられ、十勝天塩の両線漸次開通して、旭川の市街俄かに繁栄を来たし、第七師団も亦た移転せられ、旭川近傍の地価大に騰貴して将来有望の衝地となるに至れり。此に於てか東京の大倉喜八郎、八尾新助等貪婪暴欲飽なきの徒、同地方の探検を為し、旧土人給与地即ち上川郡鷹栖村近傍一帯土村の甚だ利すべきものあるを認め、市街建設の理由を以て土人給与地の貸下げ運動に着手し、諸種の悪策を以て漸く其の目的を遂ぐ。本年二月十七日園田長官、近文旧土人に対し発したる命令に曰く、

来る五月を期し鷹栖府を立ち退くべし。

と、又た同月廿八日を以て同長官より新助等の徒に対し同地貸下許可の指令を与へたり。而して又た一面には土人をして天塩原野に放逐するの策を按んじ、巧みに無智の土人を欺きて移転請願書に調印せしめ、尚ほ僅々六千余円の金額を以て土人の移転費に供したり。給与地面積四十有五万坪余、此の価格約十余万円に対し、斯る些少の金員を以て、最も憐むべきアイヌ人が祖先以来住み慣れたる墳墓の地よりの放逐を企て、自家の懐ろを肥さんとの所為は、乱暴狼藉残忍酷迫、寧ろ人道に相反するものと云はざるべからす。喜八、新助等に対しては世間既に定論のあるあり、其の非道の怪しむべからずとするあらんも、園田長官の不法なる立退き命令に関しては醜声乃ち起り汚聞到る処に聞ゆ。予輩は次号に於て更らに同事件の成行及び同命令の不理不法なる所以に論及して国民の輿論に徴し、併せて監督官庁の参考に供せんと欲す。

木曾・長良・揖斐　三川分流大工事竣成
巨費六百万円と十二年の歳月を費す

〔四・二六、國民〕 予ねて本紙上に記載したる如く木曾、長良、揖斐の三川分流工事は、六百万円の巨額を投じたる一大工事なるが、起工以来十二年を経て此の程漸く竣工したるを以て、岐阜、愛知、三重三県下聯合して、去る二十二日空前の盛式を挙行せり。式場は岐阜県海津郡吉里村大字成戸の堤上即ち木曾、長良両川分流起点の処にして、正面には「木曾川改修假紀念標」と記せる大木標を建

て、其の左右前後に幄舎及び登壇の造設あり、参列者は山縣首相、西郷内相、川村伯を始めとして古市遞信次官、田邊土木局長及び河島滋賀、小倉三重、沖愛知、田中岐阜の四県知事、前土木局長西村捨三、治水会長千坂高雅其他土木監督署長、貴衆両院議員以下無慮千数百名の多きに達したり。（下略）

東宮御慶事の記念郵便切手発行

〔四・二九、國民〕 皇太子殿下御婚儀祝典の紀念として、紅色参銭（別項挿図参看）の郵便切手を発行し、右切手の使用は御結婚式の当日（来月十日）以降とすと、遞信省令一二号を以て定む。

東宮御婚儀

〔五・一一、國民〕 御婚礼済み ○昨日官報号外を以て左の告示あり。

宮内省告示第六号
皇太子嘉仁親王殿下今十日婚礼を済ませらる。
明治三十三年五日十日
宮内大臣子爵 田中光顯

匪徒義和団 北京に乱入

列国公使館危険に陥る

〔五・二〇、國民〕 北京を距る七十里涞水と称する地に於て、義和団の匪徒加特力教信徒十三名を殺し全村落を荒し、尚ほ同団の匪徒は北京にも多数入込みたり、市中にも加特力教信徒甚だ多し（十七日北京発電）

教育本部・艦政本部 海軍に新置

〔五・二二、時事〕 海軍省にては、軍務局の事務を割きて新に教育本部及び艦政本部を置き、角田海軍中将を以て艦政本部長に、諸岡海軍少将を以て教育本部長に補したるが、右の両本部は昨日より海軍省庁舎内に新設せられたり。（下略）

埋木は砿物 鑛山局所管となつて大恐慌

〔五・二二、時事〕 宮城県仙台市の物産物たる埋木細工に供する埋木は鉱業条例の発布と共に亜炭の種類に編入せられ、大林区署の管轄を脱して鑛山局に移され、六月一日より採掘許可を得て後、作業せざるべからざる事となりしに、同地山屋敷、御靈屋下等の某々二三名が、早くも専掘権を得ん為め三千坪以上三十万坪の範囲に於て埋木埋蔵区域の採掘権を出願したり、斯くと聞きたる作業家全体は大に驚き、協議会を開き出願者に交渉したるも纒るべき模様なければ、已むなく同盟罷業をなし、当事者に具陳せんとて、目下上京の途に就きたるものもあり、昨今一方ならず騒ぎ居れりと。

義和団侵入 列国公使会議

〔五・二三、國民〕 北京駐劄列国公使は義和団鎮圧の一件に関し、去廿日会議を開きたり、佛兵或は入京せんとは廿一日北京発電の報ずる所なるが、此の意味の電報は或筋にも達し居ると云ふ。右

列国公使の会議は、佛国公使が加特力宣教師より保護の請求ありしが故に首唱したるものなるが如し。

北海道土人問題に関して　園田長官譴責せらる

〔五・二三、報知〕　北海道土人問題の一先づ落着したるは、土人が遙々上京して内務省に直訴したる結果内務省に於て大に園田長官の所置を非認したるに因るものなるが、之に就て尚内務大臣より長官に与へたる質問書といふを聞くに、即ち左の如し。

一、近文を土人に与へたるは何年何月にてありしや。

一、将来永住の地として安居せる土人等を、何等の理由ありて天鹽へ移さんとせしや。

一、若し天鹽に移すとせば現在の近文と比較し、如何なる幸福を土人に与へ得る考なりや。

一、此地を大倉八尾等へ譲渡し如何の公益を挙げ得るや。

一、現住近文は今日にて如何なる開墾の成績あるや。

内務大臣が右の質問を起したるは、斯問題に対する土人の陳情と北海道庁の意見とが大に齟齬する所ありて、内務省に於ても土人の陳情を是認する所ありしが為にて譴責の意味を含めるものなりと。

基督の書簡　正真正銘の物発見

〔五・二五、時事〕　基督の書簡なるものヽ写物、伊国羅馬府に開会中なる萬國考古学会に提出せられたり、是れ基督がオデッサの国王アブガラス第十五世に答へたる返書にして、国王より基督の教を信ずる事幷に難をオデッサに避けよとの事を申し来りたるに対し、基督は我は行かざる可し、何となれば昇天して神の前に使命を拝復せざる可からざればなり、左れど我は我が弟子の一人を遣はして布教せしめ且つ治病せしむ可しと答へたるものなりと云ふ。維納大学教授ボールマン氏の語る所に拠れば、書体はシーローカルダイック文字にて書しあり、小亜細亜の大都スマールナの西南方に当る有名なる古市エフエサスなる宮殿の門戸に貼り付けありしを、寸分違はず写し来りて会員の一人より提出したるものにて、其の果して基督の書簡なりや否やの点に就ては、毫も疑ひを挿む余地なく、真実基督の手蹟に相違なしと、近着の紐育ヘラルドは報ぜり。

義和団跳躍　北清騒擾拡大

〔五・三一、國民〕　山東省に起りて外教徒を迫害し騒擾を醸しつつありし義和団と称する匪賊は、其勢益々猖獗にして遂に北京附近にまで残害を及ぼすに至れり。暴動の近況に就きては諸報の伝ふる所概ね趣を一にせり、要するに匪徒は目下北京、天津間及北京、保定間の鉄道線路を破壊しつヽある者の如し。公報によれば二十七日には琉璃河停車場焼かれ、二十八日には長辛店、豐臺の停車場又た火災に罹りて北京、天津間の交通断絶し、北京、保定間に於ては蘆溝橋を始めとして数個の停車場同時に焼き払はれ、剰さへ数名の外国人は襲撃を受けて負傷したり。豐臺及び蘆溝橋は北京の郊外にあり、一は天津線に於て北京停車場の次に位し、一は蘆溝鐵道即ち保定へ至る鉄道線路の発起点たり。是等の二停車場にして既に残害を蒙りたりとすれば以て暴徒の首都に迫つヽある形勢を想見す可し。

（下略）

官線に　寝台車

〔六・九、讀賣〕　寝台附の鉄道客車（官線用）〇鉄道作業局より英国に註文せし寝台附客車二台は、四五日前到着し目下汽車部に於て修覆中なるが、四五日の内試運転をなし、来る二十日頃より営業用に供する由なるが、この客車は一台の代価一万九千円にして、構造は前後より乗車をなすべく、後部の入口に婦人便所を設け、其向ふに給仕室ありて、道を右に取り室を五室に分ち、一室四人詰とし室毎に内部より錠を卸し、寝台使用の節は後のもたれ革を上にあぐれば上下二段の寝台となりて安全に眠る事を得、又給仕を呼ぶ為めには各室へ呼鈴を附け、前部の乗車口片側は男便所、片側は化粧室の備へありて余程美事に出来居れり、尚給仕は一車に二人づゝ詰切りの筈なりと。

義和団討伐　列国の方針決す

〔六・九、國民〕　義和団の討伐と外兵の増派（公電）〇七日天津発にて其筋に達したる電報に曰く、六日夜落岱停車場焼毀せられ列車は楊村以往に通ぜず、聶将軍の率ゐる軍隊は義和団の匪徒と戦闘し其六百名以上を殺戮せり、英国海兵五十名天津に到着すると。同日天津発にて其筋に達したる後電に曰く、北京に向ふべき追加外国分遣兵は、六日を以て左の通り天津に到着せり。

英国五十名　佛国七十五名　伊太利四十名　露国五十名

而して右分遣兵は、鉄道不通の為め目下天津に滞在せり、尤も英国海兵は、七日迄に鉄道交通回復せざる時は、通州を経て船にて北京に向ふに決せり。佛国は尚軍艦「ジャンバール」「リオン」及「パスカル」の三隻を増遣すべしと云ふ。

聶将軍は軍隊を率ゐて匪徒の防禦并に安寧の恢復のため、鉄道線路に沿ふて進行せり。現今天津に於ける外国護衛兵は左の如し。

佛国六十二名　英国百五十名　獨逸百五名　米国百名
日本三十八名　露国八十名

匪徒益々猖獗　清国を無政府国と認む

〔六・一二、國民〕　義和団の鎮圧に就き、清国政府の措置の容易に信頼すべからざる事は、本紙の屢々記したる所なるが、果然清国政府が征討軍を派遣し、多数の匪徒を殺したりと声言せるに拘はらず、暴動は益々猖獗にして、教堂を焼き教民を殺し、鉄道電信を破壊し、既に天津附近にまで迫りたるは別項の諸電に見ゆる如し。我社の聞く所によれば、在北京の列国公使は最早清国を以て無政府の状態にあるものと認めたりと云ふ。左れば外人の生命財産を保護するために、列国が此上北京政府に謀らずして、自ら適宜の処置を執るに至るも已むを得ざるべし、外兵の分遣隊が鉄道防護のために天津を出発したりと云ふは其一着たらん乎、愈々列国が暴徒の鎮圧に従事すべしとせば、僅少の海兵にては其の目的を達するに足らざるべし、或はすでに千二百名の露兵が山海關に上陸したることを伝ふるものあり、是れは未だ確報とす可からざるも、自然列国協議の上にて充分の兵力を備ふるの必要あらん。

其の場合に於ては、我国も極東に於ける我国の位置に相応せる運動をなすは無論なりと云ふ。

軍艦吉野　太沽に向ふ

〔六・一五、中外商業〕 軍艦愛宕、笠置、須磨及水雷駆逐艇陽炎は今や舳艫相銜んで太沽に在り、尚ほ白河を溯り得べき砲艦鎮邊、鎮中の二艦は、昨十四日零時四十分を以て呉を出発し太沽に向はんとし、更に是等艦艇の軍需品を供給すべき水雷艦豊橋は、去十二日其航途に上り、今や前後七隻の艦艇は各其任務に服すべきも、未だ之を統率すべき旗艦なきを以て、山本海軍大臣は目下佐世保に碇泊中なる軍艦吉野を其旗艦と定め、出羽常備艦隊司令官之が司令官として出発すべき旨、昨日命令を下したる由なれば、是より出羽海軍少将は北清警備艦隊を指揮すること丶なるべしといふ。

杉山外務書記生団匪に殺さる

〔六・一五、國民〕 十三日北京発電に曰く、我公使館書記生杉山彬氏危険を冒し、単身列国分遣兵を出迎へんとて馬家堡停車場に向ふ途中、永定門外にて董福祥部下の馬隊兵十余名のため刀を以て斬殺されたり、其遺骸は十二日検視の上総理衙門より受取りたりと。

（下略）

砲火遂に太沽の一角に揚る
清政府自ら敵対の事実歴然

〔六・一九、國民〕 列国は終に清国政府を義和団に関係あるものと認め其の軍艦は太沽の砲台へ向て砲撃を開始したり。清国政府が団匪の暴動を鎮圧するに勉めざりしと、清兵が日本公使館員を殺害したると、清兵が列国海兵分遣隊の入京を途中に遮ぎりしと、而して最後に塘沽の停車場を破壊し、白河口に水雷を敷設し、外国兵の上陸を妨害せんとしたる事等の形跡より見れば、清国政府は列国に対して敵意を表したるものと判定せらる丶も止むを得ざるべし。兎に角列国の運動は最早清国の内乱を鎮圧するにあらずして、北京政府を相手とするに至りしものにして、今回の事変は此に至つて大転歩をなしたるなり。然れども清国にありては中央政府は尚ほ太沽方面の出来事に対して責任を免れんと試みるやも知れず、果して正式に交戦状態の成立す可きや否やは、北京政府が列国公使に対する処置如何によりて決定せらる可き也。

天津日本領事館焼払はる

〔六・二二、國民〕 （廿一日芝罘発） 天津日本領事館其他日本商店等焼払はれたる模様なり。

北京政府大乱脈

〔七・三、國民〕 （一日芝罘発） 北京廷内に於ける榮祿、端郡王、剛毅の軋轢実に甚しく、榮祿は為に殆んど孤立の姿となり、政権は全く端郡王、剛毅の手に帰し、彼等は皇帝及び西太后を挾んで政令を発し、着々外人打払ひの方針を採り居れり。

獨逸公使　殺害さる

〔七・三、中外商業〕 （一日芝罘発） 去十八日獨国公使ケットレ

ル男は難を避けんとする途中、暴徒の為め殺害せられ、同公使に随行したる通訳官は負傷せしも、遁れて或る家に身を投ぜり。

欧米諸国は日本軍増派を歓迎

〔七・一〇、國民〕（八日ロイテル発）英国外務次官ブロードリツク氏は演説して、英国は日本に向ひ其大兵を迅速に太沽に派遣することは歓迎する所なり、且つ欧洲の何国も之に反対せざるべしとのことを確かめたり、日本との交渉は尚継続しつゝありと述べたり。

清帝遂に挑戦的上諭を発す

〔七・一一、國民〕（九日上海発）上海漢字新聞は、六月廿四日附及廿七日附の両上諭を掲載せり、其要領左の如し。

（第一）朕は裕祿の上奏に由り、外国人が太沽を襲ひ、而して紫竹林外の諸点に於て、我兵及忠実なる義和団徒と戦闘し、六月十八日より十九日に至る間二隻の外国軍艦は破壊せられ、多数の敵兵は斃れたることを知れり、惟ふに此等の戦捷は、確然我兵と愛国心ある義和団徒との至切の調和の為めに獲られたるものにして、殊に義和団徒の勇気は我祖宗の神霊之を補裨したりとす、依て右等義和団徒の行為に対し、爰に之を称揚し、戦闘終るに至らば、其功を賞せらるべし、朕の切望する所は義和団徒は、互に其の協和を全ふし、外教の侵入を防禦する為め、最も其力を尽すに在り、

（第二）我朝の初より清国に渡来する外国人は、総て寛大の待遇を受け、道光、咸豐の朝に際し、清国に通商し、且基督教の布教を允許せり、然るに近年に至り外国人は我版図を占奪し、我臣民を劫掠し、我財産を逼取し、以て我邦土を凌辱せんとし、愈々其の悪を重ねたり、而して之が結果は即ち其教堂の破壊及び其宣教師の殺害にあり、然れども我政府は其保護に尽力し、再び公使館の保全及改宗者の救護を命じたるにも拘はらず外国人は毫も其恩に感ぜず、其強兵を利用し、暴力を以て太沽砲台の撤兵を要求せり、夫れ其敵抗の方法此の如し、生を侮辱に居らんよりはむしろ極力交戦に従事せんとするは朕の涙をのんで厳然誓言する所にして、忠実愛国の住民千百群をなして直隷及山東より帝都に集来し、廿有余省の版図と四億の民衆とを以て勝敗を決せんとするは、朕の期望する所なり、外夷を鎮圧し、国威を維持するは敢て難事にあらず、凡そ外国人と交戦し若くは軍費を義捐せんとするものは、朕の深く自ら歓迎する所なり云々。

義和団は国賊　清帝の上諭

〔七・一一、中外商業〕（九日上海発）兩江総督劉坤一は、清国皇帝の勅諭なりとして、左の如き趣旨を公示せり。

清国皇帝は義和団を国賊と認め総督及道臺等は依然国事を処理し各国に対しては益々情誼を厚ふするに努むるの方針を採るべし。北京の形勢危急と認むるや、駐在各国公使に対しては大に保護を加へしも効なきに依り、無止天津に退去すべき事を命じたり。

主権は再び　西太后に帰す

〔七・一四、時事〕西太后再び主権を握る（七月一日柴棍発）

○西太后は本月三日再び主権を握り、楊子江筋の諸総督に向て、外国人を保護す可き旨を命じたり。

天津城占領公報……陸軍省発表

〔七・二〇、東京日日〕（陸軍省公報）
七月十四日天津福島少将電報七月十七日午後一時四十分芝罘発同十八日午後六時卅分東京着。
日英米佛連合軍は、七月十三日天津城の攻撃を始め、午前五時連合軍砲兵は各所より砲戦を開始し、午前七時二十分海光門より天津城南門に向ひ前進せり。此の附近は河川及沼沢地多く、適当の正面に展開すること能はず、歩兵の大部は四列縦隊の隊形を用ひ、其の先頭部隊を以て城門の南方二百米突の地に達す。此の間敵の歩砲火頗る激烈なりし為め、非常の死傷を生ぜり。爾後城門を破壊し突進を企てたるも、敵火の強勢なる為め其の目的を達せず、此の交戦中夜に入り各隊とも守地を固守す。
翌十四日午前四時頃工兵中隊は第一門扉を破壊し、一兵は城壁を攀ぢ、内部より第二門扉を開かしめたり。敵は夜間の射撃を交へたる後退却し、午前七時全く四壁を占領せしも、各所の市街戦は尚ほ未だ止まず、又午前八時二十分市街戦略々終りしを以て、守備隊を残し他は居留地に引揚げたり。此の戦闘に参与せしは日、英、米、佛兵合して約四千、砲廿六門、我が兵は常に勇敢に働けり。
又一方に於て停車場を守備しありし歩兵一中隊は、敵を逆襲し進んで水師營砲台及び山海關道を占領し、分捕砲八十、内十六門は最新式砲なり。又天津城内には多数の兵器弾薬等ありしも、他国の占領区域に属するを以て、一も押収せずして各占領国に譲りたり。連合軍の死傷約五百、内三百は我兵なり。

平定後の　日本の立場

〔七・二二、二六新報〕平定後の日本　○各国「さてはや此度の事件に付きましては、人道の為め早速大兵を御繰出しくだされ、幸に鎮定に至りましたる段、是全く貴国軍隊の勇敢にして戦闘に巧なるに因るもの、一同御礼を申述ます、今に初めぬ貴国軍隊の無邪気にして規律の厳正なる、とても開明諸国の及ぶ処でありません。
此後の事に付ましては吾々にて何とか取計ひますから、御心配なく御休養ください、かゝる不便の土地に大兵を御留めくださること何共恐縮です、最早御手を煩す程の事も起らぬつもりですから、一刻も早く御引取ください、いえもう決して御遠慮には及びません。
日本人「ハア。

公使以下無事　聯合軍北京に入る

〔八・一九、國民〕（十七日芝罘発）聯合軍十五日朝より北京を東方より砲撃せしが、敵城壁を頼み頑固に抵抗せり。夕刻日本軍は朝陽及び東直両門を破壊し城内に進入し、他国軍は東便門より直に衛兵を公使館に出し聯絡せり、公使以下異状なし。我死傷将校以下百余、敵の死傷三四百余。

改正　小学校令　公布

〔八・二〇、官報〕勅令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、小学校

令ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治三十三年八月十八日
文部大臣伯爵　樺山　資紀
勅令第三百四十四号
小学校令
第一章　総則
第一条　小学校ハ、児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及国民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。
第二条　小学校ハ之ヲ分テ、尋常小学校及高等小学校トス。
尋常小学校ノ教科ト、高等小学校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小学校トス。
市町村、町村学校組合、又ハ其ノ区ノ負担ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小学校トシ、私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小学校トス。（下略）

皇帝西太后及重臣北京脱出

〔八・二二、國民〕（二十日上海発）只今保定府より左の電信当地へ達したり。
徐用儀（満人）、立山（浙江人）及び聯元（?）は西太后の命により、八月十一日斬処せられ、榮祿も将に同様処分せられんとしたるが、其後刑部の獄に繋がるべき旨の命あり。皇帝及西太后は八月十三日董福祥の率ゆる軍隊に護衛せられて北京を出発し、琢州、易州及び紫荊關を経て、五臺山への途上にあり、又端郡王及び莊郡王は、剛毅、徐桐及び崇綺と共に北京に留るべき旨、皇帝及び西太后より命ぜられ、剛毅は武備軍総督指揮官に任ぜられたり。

伊藤侯の新政党樹立茲に具体化して
立憲政友会　組織成る
宣言書及綱領を発表

〔八・二五、國民〕新政党の綱領　○伊藤侯の宣言。
（前略）凡そ政党の国家に対するや、その全力を挙げて一意公に奉ずるを以て任とせざるべからず、凡そ行政を刷振して以て国運の隆興に伴はしめむとせば、一定の資格を設け党の内外を問ふとなく、博く適当の学識経験を備ふる人才を収めざるべからず、党員たるの故を以て、地位を与ふるに能否を論ぜざるが如きは断じて戒めざるべからず。地方若くは団体利害の問題に至りては亦一に公益を以て準と為し、緩急を按じて之れが施設を決せざるべからず、或は郷党の情実に泥み、或は当業の請託をうけ、与ふるに党援を以てするが如きは亦断じて不可なり、予は同志と共に此の如きの陋套を一洗せむことを希ふ。
政党にして国民の指導たらむと欲せば、先づ自から戒飭してその紀律を明にし、その秩序を整へ、専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文竊に自から揣らず、同志と立憲政友会を設け、以て党派の宿弊を革めむことを企つるもの、区々の心聊か帝国憲政の将来に裨補して報効を万一に希図せむとするに外ならず、茲に会の趣

旨とする要領を具し、以て天下同感の士に問ふ。

明治卅三年八月廿五日

侯爵　伊藤　博文

立憲政友会綱領

余等同志茲に相謀りて立憲政友会を設け、忠誠以て皇室に奉じ、国家に対する臣民の分義を尽さむと欲す、其趣旨とする所の要領左の如し。

一、余等同志は憲法を恪守し、その条章に循由して統治権の施用を完からしめ、以て国家の要務を挙げ、以て各箇の権利自由を保全せむことを期す。

二、余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を翼賛して以て国運を進め、文明を扶植することを勉むべし。

三、余等同志は行政の機能を充全にして、その公正を保たむことを望み、選叙を精にし、繁褥を省き、責守を明にし、紀律を正し、処務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめむことを謀るべし。

四、余等同志は外交を重じ、友邦の誼を厚くし、文明の政以て遠人を倚安せしめ、法治国の名実を全からしめむことを勉むべし。

五、余等同志は中外の形勢に応じて国防を充実するを必要とし、常に国力の発達と相伴行して、国権国利の防護を充分ならしめむことを望む。

六、余等同志は教育を振作し、国民の品性を陶冶し、公私各々国家に対する負担を分つに耐ふるの懿徳良能を発達せしめ、以て国礎を牢くすることを希ふ。

七、余等同志は農商百工を奨め、航海貿易を盛にし、交通の利便を増し、国家をして経済上生存の基礎を鞏からしめむことを欲す。

八、余等同志は地方自治をして隣佑団結の実あらしめ、その社会上及び経済上の協同を完全ならしめむことを図るべし。

九、余等同志は国家に対する政党の責任を重じ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して宿弊を襲ふことなきを勗むべし。

憲政党解体して　政友会に合流を決議

〔九・一四、國民〕　憲政党臨時大会　○昨日午後一時より開会、出席者は代議士、前代議士、代議員等四百余名に達したるが、石塚幹事開会の旨を述べ、片岡健吉氏を会長に推撰し、改野幹事の党務報告、石塚幹事の会計報告あり、夫れより議事に移り、左の宣言案を朗読せしむ。

宣　言

我党多年の辛苦経営は、立憲政体の完成を期するに在り、憲政の施設既に十年の久しきを経て其の効果の著きものありと雖も未だ以て完成と謂ふべからず、是其憲政運用の基礎たる政党の未だ全からざるに由るなり。

我党は夙に之を憂ひ、大に尽瘁する所あり、今や時運に際会し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友会を組織し、以て憲政の完成を致さんと期す、因て茲に我党を解く。

明治三十三年九月十三日

憲　政　党

（下略）

古河銅山王　チョン髷を切る

〔九・二五、報知〕彼の芳野世經氏と共に丶髷(チョンマゲ)の二幅対として、明治の御代に旧日本の俤をとゞめし古河銅山王は、ナンノカンノと言葉を左右に托して、イッカナ其のちょん髷を切らず、井上伯等の切なる勧告をさへ拒絶し、伯が酒興に乗じて、鋏を持ちて追ひ掛くるをかいくゞり、逃げ惑ひしも幾度か知れざりしが、遂には夫れも防ぎ兼ねて、結局十年間の猶予を乞ひしが、斯くては齢傾きし氏も伯も冥府に至りて実行するの外なければ、近来は伯も躍起となつて断髪厲行を迫りし際、たま〱此程従五位に叙せられたれば、近日御礼参内の節、洋服に丶髷にても不都合なりとて、いよ〱流石の市兵衛翁も遂に我を折り、愈よ来る二十八日柳橋亀清楼に懇意の人々を招き井上伯、澁澤男が介添人となりて盛んなる元服式を行ふよし、序に頭を丸めて坊主となれば、罪業消滅のたねともならむに、マダ其時迄の悟りは開けぬにや。

自働電話が横浜へもモシ〱

〔九・二八、日本〕新橋、上野の自働電話は府下のみに限りたるが、来る十月一日より東京、横浜間の通話を開始する筈なりと。

京釜鐵道　認可命令下る

〔一〇・四、日本〕京釜鐵道特別保護の請願に対する命令書は去月廿七日附を以て同社発起人に下附せられたり、左の如し。

京釜鐵道株式会社発起人
男爵　澁澤　榮一
外六名

明治三十三年九月出願京釜鐵道株式会社補助の件左の通心得べし。

第一条　其社は明治卅一年九月八日附を以て韓国政府より得たる京釜鐵道敷設条件に基き、韓国京城釜山間に鉄道を敷設し運輸の業を営むを以て目的とすべし。其社の線路は京城若は其の附近に於て京仁鐵道の線路に接続し釜山に於て海岸に達し海陸運輸の連絡に必要なる設備を為すべし。旅客の宿泊食事及貨物貯蔵の用に供する設備を必要とする停車場に於ては之が設備を為すべし。

新政党政友会を土台として

第四次伊藤内閣成立

〔一〇・二〇、國民〕十九日午後四時四十分宮中に於て親任式を行はせられぬ、各大臣の役割左の如し。当日金子男は同三時、末松男は同三時二十分、加藤高明氏は同三時三十分、林有造氏は同四十分、渡邊子は同四時十分、松田正久氏は同十五分、星亨氏は同三十分参内したり、尚ほ伊藤侯は病気の為め参内すること能はざりしを以て、岩倉侍従職幹事を霊南坂の邸に遣はされ、侯に辞令を伝へさしめ給ひたりと。

総理大臣　侯爵　伊藤　博文
外務大臣　　　　加藤　高明
内務大臣　男爵　末松　謙澄
大蔵大臣　子爵　渡邊　國武

陸軍大臣（留任）桂　太郎
海軍大臣（留任）山本権兵衛
司法大臣　男爵　金子堅太郎
農商務大臣　林　有造
文部大臣　松田　正久
逓信大臣　星　亨
（下略）

滑稽姑息極まる　裸体画の取締
局部に黒布を纏うて陳列

〔一〇・二二、國民〕東京だより（門外漢）—〔一節〕

◎上野五号館白馬会展覧会に於て看過す可らざる怪事は、裸体画若しくは彫像の局部をば、黒布をもて掩ふたるの一事に候、其の中には黒田清輝氏の骨折りで出来したる画もあり、又た同氏の師として、佛国に著名なるコラン氏の手に成りたるもあり、是等の出品は何れも展覧会中の目とも頭脳とも称す可き物にして、それが喪服を纒ふて壁間に掛かり居るは、如何にも見苦しき極に候。

◎承れば此れは風俗取締りの為めに、態と警察の注意によりて此の如しと、如何にも周到なる注意と存じ候、併し若し裸体画若しくは像が、果して風俗を害するものならば、何故に其の全部の出品を禁遏せざる、薄き布にて局部を掩ふが如きは、如何にも手緩き沙汰にあらずや。

◎且つ文部省の直轄に係る美術学校に於ては、裸体画を講堂に於て画かしめ居り候、申す迄もなく西洋画若しくは彫刻に於ては、裸体画若しくは像は、美の真髄として、極力之を摸し之を学びつゝあるは独り我が美術学校のみならず候、若し之を風俗に害ありとせば、何んぞ美術学校を破壊せざる、何んぞ泰西の美術を輸入するの途を絶たざる。

◎然るに均しく明治政府の下に於て、官立学校に於ては之を認容し、否な之を奨励しつゝ、展覧会に於ては、警察の取締りの為めに其の展覧の自由を妨ぐるは、如何にも不調子、不統一の至りと被存候、記者は裸体画像の崇拝者にあらず、されど名工の苦心は社会も之を諒とせざる可らず、其の名作に対しては、社会も之を尊敬せざる可らず、其の名家に対しては、相当の待遇を与へざる可らず、記者は警察官の社会風教に意を用ゆるの忠実なるを疑はざるも、其の不作法不見識には亦た一驚を喫せざるを得ず候、匆々不一。

文部省普通學務局長澤柳政太郎
「末恐ろしきメイ文」を発表
「日本」がフンガイしてヤユる

〔一〇・二三、日本〕メイ文一則　〇今度新版の東京市教育時報第一号に、澤柳政太郎とメイ打つたる一論文あり。

明治五年学制ノ発布セラレテ以来、教育令ワ数次ノ改正オ経テ……誠ニ雲泥ノ差アリトユーベシ……当事者ガ一日モ速ニソノ計企オナサンコトオ願オモノナリ。

尚該論文の結尾に「本編ニ用イタル仮名遣ワ、余ガ将来学校ニ於

テ採用セラレンコトオ希望スルモノナリ」と注意書を添へたり。澤柳とは近頃評判の小学校教授用仮名遣新法を制定したる現任文部省普通學務局長なる由なれば、末恐ろしき次第と存ぜられ候まゝ。

倫敦で進水の　三笠命名式

〔一一・一三、中外商業〕（十一日ルーター発）倫敦駐劄日本公使林男爵夫人は、昨日バーローに於て進水式を行ひたる日本戦闘艦三笠号の命名を為したり。

京仁鐵道　開業式

〔一一・一三、中外商業〕韓国仁川より京城に至る京仁鐵道は、曩に漢江の架橋工事も終り、全く全線開通するに至りたるも、開業式は都合に依り延期し来りたるが、今回愈々澁澤男爵も渡韓したるを以て、昨十二日京仁間の内外人五百余名を招待し、西門外に盛なる開業式を挙行したりと云ふ、因に記す、澁澤男は一昨夜林公使に伴はれ参内、韓国皇帝に謁見し、終りて大江、大三輪の両氏と共に宮中に於て饗宴を賜りたりと云ふ。

万国平和会議の収穫頗る大
人道の大愛遺憾なく発揮せられ

〔一一・一三、國民〕昨年和蘭海牙に開かれたる万国平和会議の決議事項は、本年九月三日附にて天皇陛下の御批准を経、昨日の官報にて公布せられたり。

決議事項は会議の終に於て新聞紙上に発表せられ、本紙に於ても昨年九月八日より数日に亙り「平和会議の結果」、「赤十字条約と海戦」、「陸戦条規及慣例議定書」等の諸題の下に其要領を記し論評を加へたれば、今は之れを再述するの必要なかる可し、只其の大体を挙げんに、決議事項は条約（原語コンヴアンションにて、本紙は曩きに議定書と訳したれども、今は我が官訳に拠る）、宣言及希望の三種に分たる、第一種は国際紛争平和的処理条約、陸戦の法規慣例に関する条約及び赤十字条約の原則を海戦に応用する条約の三より成り、第二種は軽気球より、又は之に類似したる新たなる他の方法により投射物及爆発物を投下すること五ヶ年間禁止する宣言、窒息せしむ可き瓦斯又は有毒質の瓦斯を散布するとを唯一の目的とする投射物の使用を、各自に禁ずる宣言、人体内に入て容易に開展し又は扁平と為る可き弾丸（ダム〳〵弾丸）を各自に禁止する宣言の三より成る。今回批准公布せられたるは以上の第一種及第二種なり。

平和会議終結の当時は、列国の委員中右の三条約、三宣言に調印することを躊躇したるものあり、又た英国の如きは明かに其中に或事項に反対することを明言したり、然れども昨年十二月三十一日までに調印するものは締盟に加入するを得る筈なりき。

今我官報の公示せる所を見るに国際紛争平和的処理条約は、平和会議に列したる総ての国の賛同を得たり、陸戦の法規慣例に関する条約には加入せざるもの二国あり、支那と瑞西是れなり、元来此条約に関しては強大なる陸軍を有する国と小国との間に利害の衝突あり、平和会議にても随分議論ありしが小国の主張は遂に貫徹せざりしなり、瑞西が本条約に加入せざりしは其の主張を抂ぐるを欲せざ

る為めならん乎。

赤十字条約の原則を海戦に応用する条約中、第十条の規定即ち「中立国官庁の承諾を得て、其の一港に上陸したる難船者、負傷者又は病者は、中立国と交戦国との間に反対の取極なき限りは、再び作戦に従事すること能はざらしむる為め中立国に於て之を抑留す可し」と云ふに対し、英、獨、米、土の四国は反対の意向を有せしが、遂に此条を刪除し、総ての参列国の賛同を得たり。

軽気球上より投射物及爆裂物の投下を禁ずる宣言は、英国を除き、毒瓦斯散布を禁ずる宣言は、英、米を除き、ダムダム弾丸禁止の宣言は英、米、蘭を除き、他の参列国の賛同を得たり。

右の条約及宣言は締盟国の間のみにて効力あるものなれば、非締盟国に対しては之れを遵守するの義務なきものと知る可し。

平和会議事項の第三種たる希望は六条より成る、其中には全会一致可決せるあり、或は若干の棄権を除きて可決せるあり、然れども希望は読んで字の如く、単に希望に過ぎずして直に実際の効力を生ず可きものにあらざれば、批准を求むるの必要なし、只最終決議書中に之れを列記したるのみ、我政府は前の条約宣言の批准と共に、外務省告示として、之れを公布せり。

誰か敢然起つて―真正面より

梟傑星亨に刃向ふ者ありや

〔一一・二七、萬朝〕 星亨の罪悪天に滔して、而も猶ほ堂々朝廷に朱紫を曳き、揚々世路に誇ることを得る所以は何ぞや、吾人は知る、彼は明に其性質に於て、今日の天下の決して企及し能はざるの一事を有す、彼は直情径行也、紆余曲折ならざる也、彼は傲岸不屈也、便佞利巧ならざる也、彼は天下に向つて直に其言はんと欲する所を明言す直に其行はんとする所を遂行す、一毫の忌憚する有るなし、是のみ。

十万の政友会員、亨を忌まざるはなく亨を悪まざるはなし、而も一人の能く公然其所思を明言するの勇有る乎、能く亨の面前に於て其罪悪を数ふる勇有る乎、彼等は唯だ囁嚅する、耳唯だ偶語する耳、十万の進歩党員も然り、百万の東京市民も然り、彼等は星亨の非行を鳴す、然れども怯儒なる狗児の遠吠に過ぎざる也、彼等は亨排擠を運動す、然れども遂に陰狡なる野狐の詐謀に過ぎざる也、彼等は策有り、断無き也、彼等は決闘せずして暗討を為す也、刀剣を把らずして陥阱を設くる也、毅然男子の行なくして屑々巾幗の所為に倣ふ也。

然り挙世滔々たる便佞利巧也、何ぞ傲岸不屈の亨の為めに圧せらるゝを怪しまん、彼等が左視右顧し躊躇し逡巡する間に、彼星亨は神気一往大踏濶歩して、其勢力地位の忽ち万人の表に擢んでたるを見るに非ずや。

将来日本国民にして、儒弱、卑怯、利巧、便佞、陰険なること婦人に似たる今日の如くんば、幸ひにして能く一星亨を殪し得るも第二の星亨は踵で来らん、今の我日本の社会や如何に邪悪の心を持し如何に敗徳無道の行を為すも、唯だ甚意思の強くして傲岸不屈、直情径行の資を有するに於ては其勢力は直に天下を圧倒するを得べき也、腐敗せる羅馬にはシルラ、アリアスを殪して、シーザーに苦し

めらるゝ也、シーザーを殪して、アントニーに苦しめらるゝ也、苦しめらるゝ者の弱ければ也、弱き正義は強き邪曲に苦しめらるゝ也、之を奈如とするなき也。

故に永却に星亨の出現を遏止せんとせば、我国民は実に強き国民たらざる可らず、言はんと欲して明言し、行はんと欲して遂行するの国民たらざる可らず、拝金宗の国民たらずして武士道の国民たり、外交的国民たらずして、戦闘的国民たり、ハイカラ的国民たらずして、蛮骨的国民たらざる可らず、後進青年一に之を以て心とせずんば、他日第二の星亨の靴の紐を結ぶの恥あらん。

三菱造船所―現況―

〔一一・二七、國民〕三菱造船の現状　○目下製造中のものは、郵船会社米国航路へ充つべきもの二隻、此総噸数六千三百噸、一は来る三月と一は十月に竣工すべき見込也、この外材料集収中の新造船は三菱注文の二隻、噸数三千噸、一は来年十二月一は卅五年三月頃竣工すべき見込、次は山陽鐵道の二隻、この噸数五百噸、来る三月竣工すべし、次は自家用難破船救助用一隻、この噸数七百噸来年中竣工の見込なりと云ふ。△荘田平五郎氏総務を支配し、丸田、杉谷の二氏技術を管し、工学士九、外国修業者二、工業学校卒業者十一他の高等学校卒業者七、外国技師六ありて、日夜その主管業務に従事し、別に職工学校ありて処内職工の子弟及び一般志願の徒弟を養成せり。△目下船渠二あり、立神に在るもの第一号と称し、長五百二十三尺、船舶を収容すべき部五百十三尺、入口上部八十九尺同下部七十五尺、飽ノ浦に在るもの全長三百六十余尺にて第二号と称す、第一は主として軍艦、第二は千噸内外の商船入渠に適す、更に立神、飽ノ浦間字八軒屋に一大船渠の全長約七百尺のものを新設することに決し目下設計中、成就の上は東洋第一の名に負かざるものとならん。△目下の実力は一ヶ年に二万噸を製造し得べしと云ふ

(長崎人尹生(インセイ))

本派本願寺　裏方狂乱の巻

〔一二・七、報知〕錦繡織なす楓葉の眺め、絢爛なる林にも霜吹く風の絶えせぬ習ひ、あはれ牡丹の花壇にも蛇の這ふこそ是非なけれ、京都の本派本願寺法主光尊師のお裏方枝子の方と申すは、信興院德如上人（光威）の遺子に在して、母は従一位前関白鷹司輔熙の御娘なり、枝子は安政五年二月十五日の誕生、明治八年六月といふに予て前門主廣如上人（光澤）の遺言に依りて、光尊師と御結婚の儀成り、遂に大谷派前門主嚴如上人（光勝）の御養女として、愛度華燭の典を挙げられしが、素より深窓帳閨に育てられ、性質温和沈着の御品格実に法の閨門として愧かしからぬ御有様称へぬものこそなかりけれ。然るに光尊師には枝子の方と御婚儀の前つ方、既に紀州和歌山の医松原某の女藤といふを妾とせられ、艶顔を愛で姿色に狃(なつ)み、其の寵、唐代楊貴妃の類ならねば、越時の西施ものかはと親しみ給ひ三男三女を挙げられたり。枝子の方には去る廿八年に初めて一女を産み給ひし位にて、春の花、秋の月、彼の陵園の妾ならぬも、嘆き悲しむ月日をば昨日と過ぎ、今日と暮して在せしに、今年衣更(きさらぎ)月の交、光尊師には思はぬ病気に罹り給ひ只だ〳〵重らせ給ふのみなれば、昼夜の看病に懈(おこた)りあるべき筈もなく、又た医薬に到らぬ限

のなかるべきも、妻の手にての撫で摩り、慰む方も在すべしとて枝子の方自ら看病に出立たんとし給ひしに、何ぞや之を兎角と遮るものあり、妾の藤一人師のお傍を離れず、枝子の方の申し入れを白といひ紅といひ拒み尽して、光尊師が三夜荘に転地後といへども、人伝に御病気如何とのみ問ひまゐらする隔りの垣一重なる藤蔓、己が時々に彌延れる人の心の悔しさは、送る月日に積む悲哀の、只管狭き女の胸、果ては堰き止め兼ぬる心の駒の狂ひ出しは、去月十七八日比にて、こは一大事と直様牛井東山病院長を請じたれど、逸せし馬の繋ぎ止むべき術もなく、今日の処迚も全治の見込さへ、あらしに荒む紅葉の散り行く末こそ、記すも中々御憐れの次第なりけれ。

北海道十年計画の概要

〔一二・一五、日本〕北海道十年計画の概要は北海道の財政を国庫会計と地方会計と区劃し、同時に二三の新事業を起し、又新に北海道議会を開設するにあり。北海道地方財政を独立せしむる方法の概算は左の如し。

一、従来国庫の歳入なる北海道水産税（本年度予算廿六万六千廿二円）北海道地方税（本年度予算七万二千八十六円）を地方歳入に移す事。

二、右にて歳出を償ふに足らざるを以て、其不足額丈国庫より補助する事。

　而して卅四年度歳入予算額は百万円なるも、年々増加して四十三年度には百卅万円に達すべき見込なりと。又国庫補助額は漸次減少し十年目に全滅すべしと。又た国庫会計に属する費目は本庁費、警察連帯支辨金、地方費国庫補助、拓殖費、航海補助費、起業費にして卅四年度の予算は左の如し。

費目	金額
本庁費（概約）	六〇〇、〇〇〇
小樽築港費	二一五、〇〇〇
地方費国庫補助	五二〇、〇〇〇
郵船会社補助	一二〇、〇〇〇
起業費拓殖費	一、〇〇〇、〇〇〇
治水調査費	一五、〇〇〇
警察費連帯支辨	五八、〇〇〇
社外船補助	一五、〇〇〇
合計	二、八〇〇、〇〇〇

（備考）鉄道費を除く。

右の予算額を三十三年度北海道庁経費二百五十七万円に比すれば三十万円の増加なるも、収入を地方会計に移すを以て差引約七十万円の増加となる勘定なり。此の支出額年々増加し一ケ年平均三百三十万円に達すべしと云ふ。又十ケ年間に要する総予算額は合計三千三百五十一万六千四百十九円にして、一ケ年平均額三百三十五万一千六百三十八円なりと。

（備考）小樽築港は卅一年度に起り卅九年度に終る。
釧路築港は三十五年度若くは三十六年度に始め四十三年度に終る。
砂金採取調査費は三十四、五年度に限る。
物産共進会は三十六、七年度に限る。
新開道路修繕費は新に国庫より支辨す。

明治三十四年
（一九〇一年）

廿世紀の予言

〔一・二、報知〕　○鉄道の速力　十九世紀末に発明せられし、葉巻煙草形の機関車は大成せられ、列車は小家屋大にてあらゆる便利を備へ、乗客をして旅中にあるの感なからしむべく、啻に冬期室内を暖むるのみならず、暑中には之に冷気を催すの装置あるべく、而して速力は通常一分時に二哩、急行ならば一時間百五十哩以上を進行し東京、神戸間は二時間半を要し、また今日四日半を要する紐育、桑港間は一昼夜にて通ずべし、また動力は勿論、石炭を使用せざるを以て煤煙の汚れ無く、また給水の為に停車すること無かるべし。
○市街鉄道　馬車鉄道及鋼索鉄道の存在せしことは老人の昔話にのみ残り、電気車及び圧搾空気車も大改良を加へられて、車輛はゴム製となり、且つ文明国の大都会にては街路上を去りて、空中及び地中を走る。
○鉄道の聯絡　航海の便利至らざる無きと共に、鉄道は五大洲を貫通して自由に通行することを得べし。
○暴風を防ぐ　気象上の観測術進歩して、天災来らんとすることは一ケ月以前に予測することを得べく、天災中の最も恐るべき暴風起らんとすれば、大砲を空中に放ちて変じて雨となすを得べし、（下略）

京釜鉄道の起工　五百株以上の大株主

〔一・一五、時事〕　同鉄道の起工は明治三十一年九月八日締結の条約に基き、調印後満三箇年即ち本年九月八日迄に着手せざれば無効に帰するものなるが、発起人等は目下募集中の第一回募集の十万株満株次第、三月中旬迄に創業総会を開き起工の事を決定する筈なりと云へば、多分本年五六月頃に至り、工事に着手するを得べしと云ふ、尚ほ同鉄道の株主として決定せる大株主は左の如くなりと。

二千株　朝鮮　皇室
千　株　大倉喜八郎　　千　株　澁澤　榮一
千　株　荘　伴二　　八百株　織田昇次郎
六百株　梶野　宏三　　六百株　矢島　作郎
五百株　大河原三四郎　　五百株　中山　文樹
五百株　臼井儀兵衛　　五百株　安田善次郎
五百株　薩摩治兵衛

将に来らんとする一大危険

露国の満洲占領は東亜の和平を攪乱す

〔一・二二、萬朝〕　露国の満洲占領が永く東亜の平和を攪乱するの素因と為り、延きて直ちに我国の独立と平安と利益とに危害を及ぼすべきは固より言を待たず、吾人は我が闔国の民が和協一致、其全力を挙げて之が排斥に努めんことを望む。而して之に関聯して最も注意せざるべからざるは、将に来らんとする一大危険あること是れ也。

　将に来らんとする一大危険とは何ぞや、他なし、一種の新日露協商是れ也、乃ち彼の伊藤首相を初め、之に随喜する高襟党及盲従派が生平唱道するごとく、満洲を露国に与へ、之が代償として朝鮮を

我れに獲んとする政策を基礎として新たに日露協約を締約し、依て以て現下の満洲問題を終局するに至らんこと是れ也、思ふに彼等の中には其実、之を以て永く彼我両立の基礎と為すを得べしと信ずるものあらんも、眼光深く形勢の前途を射り、且少しく露国宿世の対東亜策を解するものは、直ちに之を以て我国の独立、平安、利益に対する一大危険と為さゞるを得じ。

露骨に言へば露国の東亜に対する政策は蚕食にあり、侵略にあり、其の曾て（否現在も）東欧及び中亜に対せしと等しく、あらゆる手段方法を以て漸次之を蚕食し侵略し尽さんとするにあり、而して東欧及び中亜に於て英国其の他の障碍に由りて輙すく其の志を遂ぐる能はざりし反動は、不幸にも東亜に現はれ来り、比較的に経略容易なる東亜に於て先づ最も其の事功を急がんとするに至れり、是れ前世紀の後末に於て露国が西サイベリア、清の北彊及び朝鮮に対して為せる侵略並に措置に徴して、何人も直ちに明知し得る所なるべし、或は露国が鋭意北清を衝き、若くは朝鮮に出でんとするは、単に東亜に於て一の不凍港を得、東亜に於ける門戸を求めんとするにありて、必ずしも他の異心あるにあらずと為し、以て自他を慰めんとするものなきにあらざるも、其の不凍港を得、門戸を求めんとするは、取りも直さず之に依て附近の制陸制海の実権を占握せんとするものにして、所謂蚕食、侵略の地を作さんとするに外ならざる也、覆言すれば露国の南下はペートル大帝以来の一大政策にして大帝の敷衍せる実動方針は（一）東欧に於てコンスタンチノープルへ、（二）中亜に於て印度半島へ、（三）東亜に於て遼東半島へ、（曾つては朝鮮半島に向ひしも今暫く便宜、遼東半島に向へり、然れども旅順浦鹽の中間聯絡地点としても彼れは朝鮮を棄つるを得ず）各其大門戸を開き、之に臨座して東欧、中亜幷に東亜の大勢を制し、依て以て世界の大帝国、大陸国たる実を完くせんと欲するにあり、而して其東欧中亜に於て輙く意の如くならざりし結果は、特に東亜に於て先づ其志を逞くせんと欲するに至りたる所以にして、彼れの素心宿望は其歴史の示すごとく遂に全く東亜を圧滅するに至らざれば已まざるべき也、此時に当り、先きに既に彼が東亜に於ける門戸を開くべき地を嘿与し、今、恰かも其通路に当る満洲を挙げて彼の割占に一任せんとす、是豈東亜幷に我国の危急に関する一大危険にあらずして何ぞや。

且、露国在来の実迹に依れば、彼は幾多隣強の猜嫉、障碍を避けて其の大政策、大目的を貫徹せんが為めには、殆んど何等の名辞の下に如何なる誓約をも為することを辞せざるものなり、甚だしきは自から好んで騙瞞譎詐の誓約を為し以て一時他の心を安んぜんことを敢てするものなり、是現下、国際外交上の常弊とする所なりと雖も、就中、露国に於て最も甚だし、而して一旦時機形勢の必要に会へば即ち靦然、曾誓前約を蹂躪して憚らず、是れ彼れが往年黒海に於て、メルヴに於て及バツウムに於て為せし食言、違約（卅三年七月末本紙掲載「外交上の背信違約」参照）に照らして明知すべきのみならず、先きに征清戦役の終局に際し、東洋永遠の平和に害ありと言ふを名として遼東の還附を我れに迫り、而して後忽ち自ら之に占拠したるが如き、及び近くは幾たびか満洲に対して他意なしと宣明したるに拘はらず、今現に実際占領の密約を締結したるが如き、最も我が国民の耳目に新たなる実例なるべし、既に斯の如し、左れば

満洲の占領に対しても我が日本の故障を避んが為めには、一時朝鮮を我れの実権の下に附与するの内約を為し、其の交換的附与に日本の人心を誑惑して、先づ満洲占領の実を固くせんとするやも知るべからず、而して一旦占領の実、固きに至らんか、即ち更に猿手を朝鮮に伸し、之をも其の実権の下に占奪せずんば已まざるべきは、露国在来の方針と歴史との明示する所にして火を睹るよりも燎らか也、是れ豈直ちに東亜并に我国の危急に関する一大危険にあらずして何ぞや。

今や露国の強大を以てするも頗る其の遠図に疲る、而かも現下の機勢の逸すべからざるに由り、他面に於て多少の譲与的誓約を為すも寧ろ満洲占領を実にせんことを努めむ、而して我が現在当局の顕要、自から好んで朝鮮附与の代償として彼の満洲占領を認容せんとするの傾嚮あり、一種の新日露協商は夫れ遂に出で来るべきか、否既に両者の間に交渉を累ねつゝあるやも知るべからず、不幸、斯くの如きことあらんか、千載回すべからざる悔恨は、遠からず満洲に於ける露国の設備完く、占領の実固きに至りたる即日に於て現はれ来らむ、此時に至りては上下闔国の民、万死を賭するも既に遅し、知れ、満洲問題と関聯して新日露協商の成るの日は、直ちに我国の命運に関する一大危険の迫り来る時なるを。

黒龍会……創立さる

〔二・一、國民〕内田甲、平山周、吉倉王聖、尾崎行昌、可兒長一、葛生修亮等の諸氏は、韓清又は浦鹽斯德等の地方を漫遊し、目下露、獨、佛、英の列強が韓、清両国に対する行動を観察し、之れを公表せんとの目的にて、黒龍会なる者を四ッ谷区愛住町二十四番地内田甲氏方に設置し、会則并に旨意書等を配布したり。

福澤諭吉逝く　日本新文明の開拓者

〔二・五、日本〕福澤諭吉翁逝く　○去る一月廿五日脳出血症に罹り、爾来療養怠りなかりしも、薬石効なく、一昨三日午後十時遠逝せり、葬儀は来る八日午後一時出棺麻布善福寺に於て仏式を以て執行すと、翁の経歴は載して福翁自傳に詳かなり、今唯其略歴を記せん、翁の父は豊前中津藩士族百助翁にして母は同藩士橋本濱右衛門氏の長女順子なり、同胞総て五人にして翁は其季子なり、天保五年十二月十二日を以て大阪堂島中津藩の倉屋敷に生れ、三歳の時百助翁歿したれば、母氏に従ひ中津に帰へり、十四五歳にして漢書を白石政人に学ぶ、安政元年長崎に赴き荷蘭通詞某に就て蘭書を学ぶ、翌二年更に大阪に出で緒方洪庵翁の塾に入る、三年九月長兄歿するに遇ひ帰藩して生家をつぐ、同年二月再び大阪に出で緒方の塾に学び、是れより専心蘭書を研究す、安政五年十月廿五歳にして初めて江戸に来り、鐵砲洲中津藩の中屋敷に塾舎を設け、藩の子弟を教授し兼ねて自ら英書を修む、是を慶應義塾の基と為す、萬延元年正月幕府の咸臨丸に搭じて亞米利加に赴き、五月浦賀に帰着す、幾許もなくして幕府の外国方飜訳掛と為る、文久元年幕府又使節を欧洲諸国に派遣するの事あり、即ち一行に加はり、佛、英、蘭、普、露、葡等諸国を巡歴し、日新文明の盛況を実見す、翌年冬帰朝す、慶應三年復たび渡米す、同年冬塾を鐵砲洲より新銭座に移し、黌舎を新築し初めて慶應義塾と称す、明治四年再び三田島原藩の屋敷跡に遷

る、今の慶應塾是れなり、明治十五年時事新報を創立す、平生著訳する所の書前後合して五十部百五冊、悉く福澤全集の中に収む。

幼稚園保姆傳習所…開所式挙行

〔二・六、國民〕 神田橋外東京府第一高等女学校内に於いて今回東京府教育会附属幼稚園保姆傳習所を開設し、昨日開所式を挙行し、今六日より授業を開始する筈なるが、右は近時一般教育法の進歩せしにも拘はらず、独り幼稚園に於ける幼児保育の方法に至ては未だ改良発達の途に就かざる感あるを以て、此際女子高等師範学校附属幼稚園に在職の教師を聘して講師とし、斬新なる保育法を伝習せしめ、以て府下一般幼稚園に於ける保育の方法を改良せんとするの主旨なりと云ふ、尤も右伝習所は幼児保育の方法を伝習する所なれば、将来幼稚園の保姆たらんとする者は勿論、現に幼児の母たる人又は将来母たるべき人、若くは乳母又は家庭に於ける保姆たらんとする志望の人々にも入学を許す由、伝習期は六ヶ月授業料は五十銭なり。

バイカル湖畔に邦人の石碑

一百年前に仙臺から漂著の阿部吉良治

〔二・一九、報知〕 先頃小宮大審院検事が露国漫遊の際、バイカル湖畔にて日本人の石碑の蒼然として苔蒸したるを発見し、苔を払ひて改め見るに、其表面に卍南無阿彌陀佛と刻み、其裏面には寛政十一年二月二十八日、日本奥州仙臺町牡鹿郡小竹濱阿部吉良治七十三歳と刻みありしにぞ、小宮氏は帰朝の後、取調べしに、此吉良治と云ふは西暦千七百八十九年十一月、他の十五名と共に若宮丸に乗込み、米穀を江戸に運送する目的を以て石巻港を出帆したるが、暴風に逢ひ露領に漂着したるものなること明白となりしかば、吉良治の郷里なる牡鹿郡の有志者は、仮令改葬は出来ずとも何とかして保護の法を設けんと目下協議中なりと。〔寛政十一年は西暦一七九九年〕

東京市旧水道やつと廃止出来る

〔一一・二三、東京日日〕 徳川時代以来唯一の飲料水たりし旧水道は、新設水道の設備進捗するにつれ、漸次廃止されつゝあるが、目下尚旧水道の供給を受け居るもの鮮からず。市水道部は昨年来旧水道を全廃せんと欲せしも、未だ之に代るべき新水管等の設備完全せざりしが故に之を断行する能はざりき。然るに第二拡張工事も着々進行し何時全廃するも給水に差支なき準備整へるを以て、愈々来る六月限断然旧水道給水を全廃する事に決せり、去れば旧水道に依り給水を受けつゝある市民は、其以前に於て予め新水道の引水を設備して、以て全廃に際して生ずる混雑を用意せざる可らずと云ふ。

食堂列車実施

〔四・六、報知〕 鐵道作業局にては、神戸直行車に限り食堂列車を加ふの計画なりしが、此食堂列車は今月中に成功するを以て来月早々より実施せらるべく、旅客は之れに依り便利を得べしと云ふ。然るに一方にては、食堂列車の如きは勢乗客の車輛数を減ぜざる可からざるの結果となり、下等乗客のためには却て不便を来たすの虞

れなしとせず、現に午後六時の神戸急行列車の如きは、同寝台列車を設けられしより、三等列車を減じたれば、益々乗客の雑沓を見るに至り、百哩の制限も殆んど無効となり、悉く乗客を乗せ切れざるに至れり。今日にては午後六時の急行列車の定員は一等二十四人、二等は車輌に依り九十人より九十六人迄、三等は二百四十人に限られ、僅に三百五十余人を乗車せしむるに過ぎず、然るに今又た食堂列車を加ふに至れば、益々定員数を減ずるの結果となり、一層の雑沓を見ること必せり。又六時の急行列車に限り、賃銭を値上げするの議ありたれども中止となりたれば、此上は百哩の制限を百五十哩乃至二百哩となし、専ら関西行乗客のみを取扱ふに至れば、稍々此不便を補ふを得ん。又た来月より神戸急行を十三時間に短縮するの説ありしが、設備上の都合に依り中止となりたりと云ふ。

露国 満洲占領 宣言

〔四・八、時事〕（六日倫敦発）露国の政府筋にて公然宣言する所に依れば、満洲条約の目的は漸次同地方より撤兵するに在りしも、之に反対する障害の起りたる結果として同条約は調印されず、故に清国正式の状態全く回復し、首府に於て中央政府建設され、暴動の再発せざるを保証し得らるゝまでは、露国は満洲に於ける現時の組織を維持し、依然其占領を続くべしと云へり。

我は社会主義者也 （秋水）

〔四・九、萬朝〕労働問題解決の事に当るの士人は、其心事は極めて真摯ならざる可らず熱誠ならざる可らず、其方法は真に道義に合し学術に合し、文明進歩の大法に合する者ならざる可らず、否らざれば百千の論説も億万の運動も、能く完全の功果を奏する者少なり。

而して此真摯と熱誠の心事は唯だ鞏固なる一定の主義、理想、信仰を持して渝らざるの人にして、初めて之れ有るを得べし。故に吾人は曰はんとす、社会主義者に非ずんば、以て労働問題最後の解決の功を奏する能はずと。

現時の労働問題運動者中、其姑息なる者は曰く、労働者と資本家の調和を図らんと。其過激なるものは曰く、労働者を助けて資本家を倒さんと。而も彼等は一語現時経済組織の改造に論及する者なし笑ふべき哉。彼等は自由競争制度の下に在て、如何にして資本家、労働者の調和を遂行するとを得るや、彼等が運動すればする程両者の争闘は益す激甚に赴く也、資本家は益す暴横を長ずる也。是れ労働者の罪にも非ず、資本家の罪にもあらず、現時の制度組織は実に彼等を駆つて此境遇に圧迫し来れば也。

近世社会主義は、実に如此きの制度組織を根本的に改造せんが為めに出来れる也。彼の目的や実に生存の競争を廃止して、天下の人をして尽く労働者となし、兼て尽く資本家となすに在り。両者の姑息なる調和に非ず、資本家に対する過激の攻伐に非ずして、労働者を活かすと同時に資本家をも活かさんとする者也。是れ実に道義に合し学術に合し、文明進歩の大法に合するの一大教義に非ずや。而も現時の労働問題運動者は、皆な此主義を憎悪し攻撃して措かざるは何ぞや。

他なし、彼等の或者は富豪に媚びんが為めに、社会主義の忌むべ

く恐るべきを唱ふる也、彼等の或者は富豪を脅嚇せんが為めに、社会主義の厭ふべき憎むべきを唱ふる也。社会主義の何たるを解せざるの人に在ては猶ほ恕す可し、既に内心其善美完全なる文明の新主義なるを信じながら猶ほ之を嘲罵し讒誣し攻撃するに至つては、其心事の陋劣陰険洵とに云ふに堪へざる也。如此の人物、如此の手段にして、豈に能く重大なる労働問題解決の功を奏するを得んや。故に吾人は再び断言す、天下公衆に向つて、公々然堂々乎「我は社会主義者也、社会党也」と宣言するの真摯と熱誠と勇気とあるの人に非ざれば、未だ労働問題の前途を托するに足らざる也。

皇太子妃　親王御分娩

〔四・二九、官報〕　宮内省告示第七号　○皇太子妃節子殿下、今二十九日午後十時十分東宮御所ニ於テ御分娩、親王降誕在ラセラル。

明治三十四年四月二十九日　　宮内大臣　子爵　田中光顕

社会主義の政党組織を計画

党名を社会民主党と決定

〔四・三〇、毎日〕　安部磯雄、片山潜、河上清、幸徳秋水、木下尚江、西川光二郎の諸氏、一昨日午前十時より本石町鐵工組合本部に会合し、社会主義を取る政党組織の事を協議したる外、その名称を社会民主党と称し、近々其宣言綱領を発表する事に決定したり。

男子交換手　廃止

〔五・一、報知〕　東京電話交換局及各局支局にては先き頃来夜勤に従事し居りたる男子電話交換手を廃止せんとの計画ありしが、女子夜間の取締法及び男子交換手の反抗ありたるため未だ決行の運びに至らざりしも、愈々来る十日限り男子交換手を全廃し、昼夜とも女子交換手を使用する由なり。其の勤務時間は一週間の内午前八時より午後四時まで（昼勤）二日、午後四時より翌朝午前八時まで（夜勤）二日にして、夜勤の翌日は休暇とし、夜間は四時間乃至六時間の睡眠時間を与ふべしと云ふ。其の取締法は当局者も最も懸念し居る由なれども、未だ適当の考案なきを以て別段の取締法は設けざる由なり。

皇孫御命名式　裕仁親王と申奉る

〔五・五、官報〕　宮内省告示第八号　○四月二十九日午後十時十分降誕アラセラレタル親王、御名ヲ裕仁（ヒロ）ト命ゼラレ、迪宮（ミチ）ト称シ奉ル。

明治三十四年五月五日　　宮内大臣　子爵　田中光顕

東京高等工業学校・大阪高等工業学校

工業学校の昇格改称

〔五・一一、官報〕　勅令　○朕、東京工業学校及大阪工業学校改称ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十四年五月十日

内閣総理大臣　西園寺公望
文部大臣　松田　正久

勅令第九十九号

東京工業学校ヲ東京高等工業学校ト改称シ、大阪工業学校ヲ大阪高等工業学校ト改称ス。

他ノ法令中東京工業学校トアルハ東京高等工業学校トシ、大阪工業学校トアルハ大阪高等工業学校トス。

大阪梅田駅竣成す

〔五・一八、大朝〕官線大阪（梅田）駅停車場は、一昨年より三箇年の継続事業として新築に着手せしが、附属私設鉄道取扱所の一部を除く外は漸く成工し、来月早々に開業の運びに至るべきを以て、其節接続各私設鉄道と共同し盛なる開業式を挙ぐる筈なりと。

日本の民主主義（秋水）

〔五・三〇、萬朝〕『古のふみ見るたびに思ふ哉、己が治むる国は如何にと』『綾錦とり重ても思ふかな、寒さ掩はむ袖もなき身を』嗚呼其民人を恤み其家国を念とし玉ふの深き、何ぞ一に如此くなるや、吾人は誦して二首の御製に至る毎に、感極まつて泣かずんばあらず。

竊に惟ふに、古今東西の英主賢君、其徳四海に溢れ沢千載に垂る者は、皆一に其民人を以て念となすの深に由らずんばあらず、而して我宗祖列聖の大八洲に君臨する綿々二千五百年の長き、此御趣意御精神の曾て一日も休することなかりき。彼の高津の宮の、民の富は即ち朕の富なりと詔らせ玉ひ、延喜の帝の、寒夜御衣を脱し玉へるが如き、実に此御趣意御精神の時に臨んで大に発揚せられたる者にして、吾人は此御趣意御精神を名けて、完全なる民主々義と名くるの甚だ適当なることを信ず。

夫れ然り而して吾人の民主々義が、国史の上に無前の光輝を放てるは、実に今上の維新中興の際に在りき。戊辰三月、畏くも親く天地神明に誓ひ玉へる五個条の御誓文を見よ、彼の万機公論に決すと云ひ、上下心を一にすと云ひ、官民一途庶民に至るまで各其志を遂げしめんと云ひ、天地の公道に基くと云ひ、知識を世界に求むと云ふ、豈に是れ所謂民主々義の神随精華を発揮し尽して余蘊なき者に非ずや。吾人を以て漫りに牽強の説を為すと言ふこと勿れ、明治六年木戸孝允欧洲より還るや、其当路者に与ふるの意見書は、実に一部御誓文の義解として見るべき者也。曰く、

（上略）夫れ政規は一国の是とする所に憑り以て之を定む、百官有司の憶見に従ひ妄に軒輊を為すを得ざる也、天下細大事務此を以て処置の準則を為す、其慮る所の深き期する所の遠き、億兆士民、誰か敢て宸衷の隆渥を感戴奉承せざらんや、但文明の国、君主擅制を得ず、闔国人民一致協合、共に其の意を致し、以て国務を条列し、而して後其裁判を課し、之を一局に委托し、名けて政府と謂ふ、有司をして各其事に当らしむ、有司たる者亦各一致協合、民意を保全し、重く其躬を責め国務に従事す、非常の変に遭ふと雖も、民意の与する所に非ざれば、即ち敢て措置を縦にする

を得ず、政府の厳密斯の如きなり（中略）。
恭く惟に、前日詔旨天下を以て皇家の私有となさず、民と偕に居り民と偕に守るを誓ふ、夫れ天下の事務一として天下の人民に関渉せざるなければ、即ち天下の人民亦自ら天下人民の尽すべき務めあり、豈只循々然朝命を聞て奔走し、意を受て升降するのみにして可ならんや。嗚呼今の大臣、今の官吏、今の議員、今の国民は、再び之を読で果して如何の感を為すや。彼の御誓文は実に如此きの御趣意を以て発せられ、維新中興の事業、諸般の改革は実に如此きの御精神を以て着々実行せられたりし也。否な是れ古来宗祖列聖の永く執持し一貫し玉へるの大主義にして、而して一朝今上の英資を得て、其無前の光輝を発揮するを得たる者也。

故に当時民主々義の政治上に活動せる勢力は恰も破竹の如く、詔勅、布達、御沙汰書の如き、一として民意を主とするの文字を見ざるなく、公議輿論の語を掲げざるはなし、遂に輔相、議定、参与の如き大臣をすら、一時公選を以て之を任ずるに至りき、何ぞ盛なるや。而して是れ実に我国今日の進歩隆興、能く欧洲強国と角逐するを得るに至れる所以に非ずや、思ふて趣旨の深きに及ぶ、吾人は常に感極まつて泣かずんばあらず。

夫れ所謂民主々義を以て、共和政治の専有物となし、立憲政治と両立せずと信ずる者あらば、是れ大なる誤り也。堯舜は実に民主々義者なりき、禹湯文武も民主々義者なりき。而して古来其君主の尤も完全に尤も熱心に、之を執持し代表し実行せるは、実に我日本に如くはなし。我万世一系の寳祚、宇内に冠絶して、振々無窮に栄ふる所以、豈に偶然ならんや。

然り、之を民主々義と名く可らずんば、即ち之を忠君主義と名くるも可也、愛国主義と名くるも可也。但だ万機民意を主とし玉ふの御誓文、木戸公の所謂、民と偕に居り民と共に守るの御趣意、御精神は炳乎として日月と光を争ふ、是れ我国是也。国体也。之に背き之を忌む者は実に陛下の罪人也、而して宗祖列聖の罪人なるを断言する也。

社会民主党を弾圧せられて

更に社会平民党組織を計画

〔六・四、毎日〕曩に社会民主党を組織して直に禁止の厳命に接したる諸氏は、一たびは宣言書発表の為めに告発されたる新聞紙条例違犯の公判開かるゝまで、暫時緘黙すべく決議せしも、右公判の開廷は何時なるべきや未だ知るべからざるが故に、彼等諸氏は去一日夜を以て集会の上、

一、我等は政府意思の在る所を詳にせずと雖も、可及的平和温柔の態度を以て之に応ずべき事。
一、名称を「社会平民党」と改むる事。
一、規則を改め、主として経済問題を以て綱領中に列挙する事。

等を決議し、事務所を麻布宮村町七十一番地に移し、昨日幹事幸徳傳次郎、西川光次郎の両氏より所轄警察署へ届出でたり。

孫逸仙来朝　**意見を発表せず**

〔六・一九、時事〕近着のロイテル電報は、清国改革家孫逸仙氏

の本月五日ホノルヽ府を出発したる事を報じ来りしが、同氏は去る十六日亜米利加丸にて横浜に到着し、目下同地に滞在し近日上京す可き筈にて、一二個月後には清国に赴きたしと云ひ居る由。同氏の横浜に着するや、同地の一二外字新聞記者は訪問して政治上の意見及び計画を尋ねたれども、同氏は多く語る事を辞したる由。

前逓信大臣星亨兇刃に斃る

〔六・二二、時事〕昨日は市参事会の例会日にして、会議は午後三時頃に終りたれば、常例として参事会室の戸前に掲げある秘密会議の札を撤し、市長、助役、参事会員の諸氏は、左の順序にて椅子に倚りたるまヽ暫く雑談を為し居たり。（図略）

然るに此時四谷区の前学務委員伊庭想太郎なる人、入口の扉を排して室に入り来りたるが、其服装と云ひ年輩と云ひ、立派なる紳士にして、一点怪むべき処もなければ、居合せたる人々は別に気にも留めざりしに、伊庭はテーブルを右に廻りて星氏の背後に出づるや突然隠し持ちたる短刀を振りかざして、星氏の右肋部を二刀三刀刺し徹し、返へす刀に其腹部を一抉りしたり。伊庭は元来手練の老劔客なれば、其働きは眼にも溜まらざるに、不意を襲はれたる星氏は之を防がん暇もなく、兇行者の思ふがまヽに利刃を受け、血を吐いて椅子より床上に転落して又起たず、傍の人々は咄嗟のことヽて、手の下すべき所を知らざりし中、市会書記平賀信恭氏は逸早く躍り懸りて兇行者を捻ぢ伏せんとし、夫より参事会員諸氏及び日下部三之助氏等も力を合せて取押ふる処へ、巡査等も出張したれば、兇行者を之に引渡したるは、当日午後三時四十分頃なりしといふ。

工女虐待の傾向ますく甚しく
模範工場の鐘紡さへ此有様
当局も取締法制定の必要を認む

〔八・一、日本〕近来東京市内各種工場に於ける工女虐待に関する事実は言語道断の現況にて、現に過日来結核性患者の続々発生の傾向ある鐘淵紡績会社を始め其他各工場共其惨状甚しく、同社の如き東京市内に於ける模範工場を以て自任し居れるに、其寄宿舎を始め一日間の食費の如き一日三回七銭五厘にして、朝食夜食は南京米に香物、味噌汁、昼は生魚と称し即ち肥料に供する鰮、鰊等にして、其病舎の如き如何なる患者と雖も伝染性患者と同一室に収容し居り、其実況恰も監獄に於ける囚徒待遇よりも一層惨状を極め居れるが故、警視庁に於ては差当り工場条例の制定せらるヽ暁迄相当の工場取締規程を設け、雇主と被雇者間に相当の制裁を附することに決し昨今頻に取調中なりと云ふ、尚ほ東京市内に於ける各工場は勿論全国到る処の工場主は無慈悲にも少年工女を虐待し、以て彼等無限の利益を壟断し居れるが為め之に対し十分の制裁を附し、工場警察衛生の目的を達するの方針なりといふ。

フィリッピン島民政制度開始
民政総督就任して統治権を引継ぐ

〔八・二三、官報〕フキリツピン島民政総督ノ就任　○フキリツ

ピン島民政総督ノ就任及統治権引継ニ関シ、マニラ駐在帝国副領事成田五郎ヨリ、去月十二日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ。
本年七月四日民政総督ノ就任式ヲ挙行シ、本島ニ於ケル統治権ノ全部ヲ軍政部ヨリ民政部ニ引継ギ、民政制度ヲ開始セリ。
其状況左ノ如シ。
当日午前九時当市ノ中央政庁前ノ広庭ニ設ケタル式場ニ於テ、文武ノ諸官、各国領事、実業団体及在野ノ諸名士ヲ会シ、本島陸軍総督アーサー・マックアーサーハ先ヅ起チテ、合衆国大統領ノ命ニ依リ、本日ヲ以テ従来本島ノ統治上軍政部ニ於テ行使セル権能ヲ民政部ニ引継ギ、且ツウヰリアム、エッチ・タフト氏ハ、本島ニ於ケル第一回ノ民政総督ニ任ゼラレタルヲ以テ、本島大審院長カエタノ・アレラノ氏ノ面前ニ於テ、就職ノ宣誓ヲ為シタル後、左記就任ノ辞ヲ述ベタリ。（下略）

人造馬匹　射精法成功

〔八・二五、讀賣〕下總御料牧場長新山莊輔氏は、明治卅一年より射精法を用ひて馬匹を産出せしめんと尽力し、既に二匹の牝馬を得たれども、試験の経過に疑はしき所ありしが、昨年度に於て牝馬華文字に試みたる射精法は完全なる結果を得たり。即ち産駒は鹿毛の牝二尺七寸五分の雑種にて、名を西文字と命じたる由。

「北海タイムス」発行

〔八・三〇、時事〕北海道札幌に於ける北海道毎日新聞、北海時事、北門新報の三新聞社は嘗て合同の約整ひ、本月一日より北海タイムスと題し発刊の筈なりしも故障生じて、矢張従来の儘各別に発行し来りしが、今回又々合同の約成り、長谷場純孝氏名誉社長たる事を承諾し、来月三日愈々初号を発刊する事となりたりと。

北清事変講和議定書の全文

〔九・一三、時事〕媾和議定書の要領は曩に本紙に之を掲記したるが、今更に其全文を得たれば左に掲ぐ。

左の各全権大臣
獨逸　ムム・ド・シユヴアルツエンスタイン
墺地利匈牙利　チカン・ド・ヴアールポルン
白耳義　ヨーステンス
西班牙　ド・コローカン
亞米利加合衆国　ロックヒル
佛蘭西　ボー
大貌利顛　アーネスト・サトウ
伊太利　サルヴアゴー・ラツギー
日本　小村壽太郎
和蘭　クノーベル
露西亞　ド・ギールス
清国　総理外務部事務一品、慶親王奕劻、太子太傅文華殿大学士
　北洋大臣直隷総督一等伯爵　李　鴻　章

は千九百年十二月二十二日を以て発表され、千九百年十二月二十七日上諭（附録第一号）を以て、清国皇帝陛下の其大体を承諾したる条件に、清国が同意を表し以て列国に満足を与ふべき旨声明する事

を指定する為め、一同の会合を催せり。

第一款（甲）本年六月九日の上諭（附録第二号）を以て一品醇親王載禮は、清国皇帝の大使に任ぜられ、其格式に依りて獨逸国公使男爵フオン・ケッテレル閣下の死に対し、清国皇帝陛下及び、清国政府が惋惜の意を獨逸皇帝陛下に致すべき旨命ぜられたり。

醇親王は其附託されたる任務を行はんが為め、本年七月十二日北京を出発せり。

第一款（乙）清国政府は男爵フオン・ケッテレル閣下被告の場所に於て、被害者の品位に相等する紀念碑を建立し、碑面に羅甸、獨逸、清、三国の語を以て、其被害に関し、清国皇帝陛下惋惜の意を記述することを声明せり。

清国全権大臣閣下は、本年七月二十二日一通の書面（附録第三号）を以て、獨逸全権大臣閣下に通告するに、碑石は穹形にして、右の現場に当り、市街の全幅員を掩うて建立すべきこと及び其工事は本年六月二十五日を以て初められたることを以てしたり。

第二款（甲）千九百一年二月十三日及び二十一日の上諭（附録第四号、同第五号、同第六号）は友邦政府及び其臣民に対し、襲撃罪犯を行ひたる首魁に、左の刑罰を加ふることを声明せり。

端親王載漪、輔国公載瀾は共に秋季に至り、死に行ふの刑（斬監候）に宣告され、皇帝若し之に死を免ずることあらば、之を新彊に遠流し、終身獄に投ずべく、敢て其以上に之が刑を軽減せざるべきを決定す。

荘親王載勛、都察院左都御史英年、刑部尚書趙舒翹は自尽を命ぜられ、山西巡撫毓賢、礼部尚書啓秀、前刑部左侍郎徐本煜は死刑に処せらる。

協辨大学士吏部尚書剛毅、大学士徐桐、前四川総督李秉衡は其原官を追奪す。

昨年中行はれたる万国公法違反の行動に対し、反対を表したるの故を以て処刑されたる、兵部尚書徐用儀、戸部尚書立山、吏部左侍郎許景澄、内閣学士兼礼部侍部衛聯、太奈当寺卿袁昶は千九百一年二月十三日の上諭（附録第七号）を以て死後追寛し、之を其位官に復す。

荘親王は千九百一年二月二十一日、英年、趙舒翹は同二十四日を以て、既に自尽し、毓賢は千九百一年二月二十二日、啓秀、徐承煜は同二十六日を以て、既に死罪に行はれたり。

甘粛将軍董福祥は千九百一年二月十三日の上諭を以て、其官職を褫はれたり。之に対する刑は追つて定めらる。千九百一年四月二十九日及び六月三日（？）等の上諭を以て、昨夏中の犯罪又は虐殺に対し、明に其責ある地方官吏に対し、何れも相当の刑を加へたり。

第二款（乙）　上諭（附録第八号）を以て外国人の殺害され、又は虐遇されたる地方には、凡て五箇年間考試を停止すべき旨命ぜられたり。

第三款　日本公使館書記生杉山氏の被害に対し、相当の賠償（清文には大清国大皇帝優栄の典に従ひとあり）を行はんが為め、清国皇帝陛下は千九百一年六月十八日の上諭（附録第九号）を以て、戸部侍郎那桐を特命大使に任じ、特に杉山氏の被害に対し、清国皇帝陛下及び清国政府が惋惜の意を日本皇帝陛下に致さしむ。

第四款　清国政府は墳墓の発掘され、又は碑石の破壊されたる各

外国人共同墓地に贖罪の碑を建立することを允定し、之が為め列国使臣と協議して、関係国公使館より其碑石建立の必要に関し、指定を受くる事とし、清国にありては之が費用を北京及び其附近の墓地に対するもの一万両、各省に於けるもの五千両と定めたり、此金額は既に支出され、玆に其領収証（附録第十号）を附せり。

第五款　清国は兵器弾薬及び純然兵器の製造に使用さるべき諸材に対し、之が輸入を禁止する事に同意せり。二年間之が輸入を禁止する旨は既に千九百一年八月二十七日の上諭（附録第十一号）を以て発表さる。

列国にして、若し更に之を必要と認むることあらば、将来二年づつ其時期を延長する為め、上諭を発すべし。

第六款　千九百一年五月二十九日の上諭（附録第十二号）を以て、清国皇帝陛下は四億五千万海關両の賠償金を列国に支辨することを允定せり。

此金額は即ち十二月二十二日の通牒第六款に云へる国家、団体、箇人及び清民に対する賠償金の全部を示すものとす。

（イ）、右の四億五千万両は一海關両を左の率を以て、各国の金貨に換算し、以て金貨の負債とす、

一海關両につき、

三・〇五五マルク、三・五九五クヒーネ、〇・七四二弗、三・七五〇フラン、三・〇〇〇磅（上海）一・四〇七円、一・七九六グルデン、一・四一二ルーブル

金貨に換算したる右の金額には一箇年四分の利子を附したる償却法（附録第十三号）に従ひ、三十九年内に清国之を償還す。原金及び利子は金貨に依るか、然らざれば支払当時の為替相場に従ひ支払はるべし。

償却方は千九百二年一月一日より初まり千九百四十年に至りて終るべし。償却金額は年々支出さるべく、即ち第一期の償却期限満了は千九百三年一月一日たるべし。

第七款　清国政府は公使館所在の地区を挙げて、特に其所用の為めに附与したる地区なりと認定し、其自から警察権を行ふに任じ、清民には此地区内に居住するの権利を許さず、公使館は之に防備を加ふることを得べし。此地区の限界は附図（附録第十四号）に之を示す。

三、東、ケツテレル街第十、第十一、第十二線に至る。

二、北、第五、第六、第七、第八、第九、第十線に至る。

一、西、第十二、第三、第四、第五に至る。

四、南、外壁の外面基底に沿ひ其実用に従ひ劃かれたる第十二第一線に至る。

千九百一年一月十六日の書面に添へたる覚書を以て、清国は各国に対し、其公使館防禦の為め、右地区内に常備衞兵を存置するの権利を承認したり。

第八款　清国政府は太沽砲台及び北京と海面との間にありて、其自由交通を妨ぐべき諸砲台を破壊する事に同意し、既に之が方法を設けたり。

第九款　清国政府は千九百一年一月十六日の書面に添へたる覚書を以て、首府と海面との間に於ける自由交通を保持する為め、其の中間に於て、協約に依り定めたる定数の地点に、之が占領の権利を

列国に承認したり。列国の占領に係る地点は即ち左の如し。
黄村、郎坊、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州、昌黎、秦王嶋、山海關

第十款　清国政府は地方の各市邑に二年間左の上諭（附録第十五号）を貼付し、公布することを約諾せり。

（甲）永久排外の会団に加入することを禁止し、之に違ふものは死に処する旨を宣せる千九百一年一月一日の上諭

（乙）犯罪者に課せられたる刑罰を列挙せる上諭

（丙）外国人の虐殺され、又は迫害されたる各市邑に考試を停止する旨の上諭

（丁）各省督撫、文武大吏及び有司各官は皆其地方の秩序を維持すべき責任あり、管内に新に排外運動生ずるか、又は条約違反の行為を為すものあり、直に之を鎮圧すること能はず、又其犯罪者に刑罰を行ざることあらば、即時免官さるべく、重ねて之を登用せず、重ねて之に栄誉を与へざるべき事を宣する千九百一年一月一日の上諭（附録第十六号）

右諸上諭の貼付を、漸を以て全国内に普及せしむべし。

終に臨み、以上列挙したる宣言及び外国全権大臣の発したる文書にして、之に附添しあるものは何れも佛文を以て其原本を認むる事を議明す。清国政府は玆に前顕千九百年十二月廿二日の通牒に列挙したる諸条件に同意し、列国に満足を与へたるを以て、列国は清国の希望に従ひ千九百年夏期の騒擾に依りて生じたる形勢は、既に落着に至りたるものなりと認むことを許す。依て外国全権は各自其政府の名を以て、第七款に規定したる公使館守備兵の外、北京の市街より千九百一年九月十七日尽く其聯合軍隊を撤去すべき事、及び第七款に規定したる地点の外、九月廿二日直隷省内より、其兵を撤去すべき事を声明す。

此最終議定書は之を十二通調製し、条約各全権大臣尽く之に調印し、各外国全権大臣に各一通を附し且つ清国全権大臣に其一通を附す、一千九百一年九月六日北京に於て〔署名略〕

マッキンレー逝く　狙撃されて遂に落命

〔九・一六、時事〕（九月十四日倫敦発）大統領マッキンレー氏は今朝二時五十分死去したるものにして、其最後の四時間は人事不省に陥りたり。

米国新大統領はルーズヴエルト

〔九・一六、時事〕（九月十三日倫敦発）米国大統領マッキンレー氏死去したるに付き、副統領セオドール・ルーズヴエルト氏は大統領と為れり。

閔后に追はれ再び王宮に還りたる　嚴妃の素性

〔九・二八、日本〕朝鮮宮廷に於ける淳嬪嚴氏は近々王妃に進めらるゝ由なるが、其素性を尋ぬるに、父を嚴鎮參といひ微賤にして世を卒へ、其家格亦た中人以下に在りき、嚴氏は今年四十八歳にして其の宮闈に入りしは、十八九歳の頃に在り、君寵を受けしは僅に十年以前のことにして、当時故閔后の知る所となり具に酷待を極められければ、嚴氏は暫く城外に身を躲し種々の困苦をなめしが、一

老婆ありて常に之を庇護しける、此老婆は巫女にして彼宮中に嚴氏の勢力によりて其名世に轟けりといふ、かくて閔后の怒は尚止まず、遂に免かるべからざるに至り、嚴氏は更に城外に逃げ数年間うき月日を送りつゝも、君王には絶えず消息を通じ、その情緒に訴へけるが、閔后不測の難に罹りてより嚴氏の運爰に開け、再び宮禁に帰りて君寵を専らにするに至れり、氏は容色揚らざるも才智に富み謀略に疎ならず、野心常に勃々として或は零落の士を恤み、王族の窮乏を済ひて、只管勢力の扶植を謀れりといふ、其復宮の後王子をあげて英親王と称し、本年五歳なり、嚴氏の家は養子嚴俊源といへるが之をつぎて、今漢城府判官の要職に在り、父鎮参に大官を贈られ、勢威方さに旭の如く、官等の姫嬪官吏之が頤使のまゝなりといふ。

臺灣神社　―鎮座式―

〔一一・七、日本〕畏くも斯島の鎮護として今日新たに劒潭ケ岡に宮柱ふとしく建てさせられ、故北白川宮の霊を祭らせられたる官幣大社臺灣神社鎮座式は、愈々本日〔十月廿七日〕を以て厳かに其式典を挙げられたり、折しも数日来の天候は陰暗常なく、別けて夜来は風さへ加はりて雲のあがきも常ならざりしが、幸に今朝に至りては風もやゝ収まり、雲さへ薄らぎ行きしかば、払暁より其の御道筋なる北郊さして馳せ集まるもの引きもきらず、やがて午前七時半ごろ、勅使宮地掌典は総督府内なる御斎宮より、御霊代を守護して東門に至り、夫れより神道を経て徐ろに社殿にと向はせらる。同妃殿下には此の時東門なる総督官宅より出でゝ其の後にと従はせられ、同八時頃劒潭山なる神社に着せられたり。神社の境内一の華表前なる道の右側には、兼ねて德川公、伊達候、清棲伯、德川伯、德川四位等御縁故者、并に乃木男爵、大森総務長官、其他在臺文武高等官粛然として居並び、左側には外国文武官以下の人々整列し、御霊代の御着をば待受け奉れり。御着の上は兼ねて達せられたる次第書の如く厳かにその式を執り行はせられ、高等官等、何れも参列したりとの電報或筋に達したり。

李鴻章逝く　吐血後次第に衰弱

〔一一・九、國民〕頃日来不快なりし清国媾和全権大臣經筵講官太子太傅文華殿大学士直隷総督一等粛毅伯爵李鴻章氏は、本月七日午前十時三十分遂に總布胡同の自邸に於て薨去したりと云ふ、李伯自ら其の起たざるを知るや、行在に向ひ京中辨理の人に乏しく、且つ臣の病危篤なれば慶親王に急速回京を命ぜられん事を電請し、又親王の子平王（びんわう）に向つて我が命旦夕に迫れり速かに嚴君の回京を望むとの旨を通したり、尚ほ周馥、馬玉昆へも電報を以て入京を促し、恐らくは相見るに及ばじとの語あつたりと、且つ其の臨終の状は至極平穏にして眠るが如かりしと。

李鴻章歿して　露清密約　危し

〔一一・一〇、時事〕（九日北京発）露清密約は未だ明文を備へず、然るに李鴻章死去し、又慶親王、王文韶は最初より同密約に関知せざりしを以て自然廃案の姿なり、露清の関係今後或は困難ならんか。

○秘密書類の引渡　秘密書類は今尚ほ李鴻章の家に在り、王文韶の来るを俟ち引渡す筈なり。

臺灣総督府　地方官々制改正

〔一一・一一、官報〕　勅令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ臺灣総督府地方官官制ノ改正ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十四年十一月九日

内閣総理大臣子爵　桂　太郎
内務大臣　男爵　内海　忠勝

勅令第二百二号

臺灣総督府地方官官制

第一条　臺灣ニ左ノ庁ヲ置ク。其ノ位置及管轄区域ハ臺灣総督之ヲ定ム。

臺北庁　基隆庁　宜蘭庁　深坑庁　桃仔園庁　新竹庁　苗栗庁
臺中庁　彰化庁　南投庁　斗六庁　嘉義庁　鹽水港庁　臺南庁
蕃薯寮庁　鳳山庁　阿猴庁　恒春庁　臺東庁　澎湖庁

第二条　各庁ニ左ノ職員ヲ置ク。

庁長　奏任　一人　属　判任　警部　判任
技手　判任　通訳　判任　警部補　判任　（下略）

赤間關を　下之關　と改称

「之」「の」の有無が問題

〔一一・一四、大朝〕　下之關　○赤間關市が名称を改めんとする事は屢々報道を経たるが「しものせき」と改称する事は市会の是認する所なるも、尚之を書する上に就て、或は「下の關」と仮名の「の」を挿入すべしと言ひ、或は「の」の字は言辞の上の接続助辞に過ぎざれば、之を省略して単に「下關」と為すべしと言ひ、或は漢字の「之」の字を挿入するを可なりと主張する論者ありて、容易に決定せざりしが、漸く十一日の市会にて「之」字を挿入し下之關とするの説多数を占め、遂に之に可決したれば、直ちに其旨県参事会に向ひ答申の手続に及びたり。

朝鮮通信

〔一一・一四、東京日日〕（十一月三日発）

▲米人の白銅貨鋳造　米国人コールブラン、ボストウヰック合名会社にては曾て韓廷より白銅貨鋳造の特許を得たりしが、右は愈々京城に於て鋳造に着手する筈にて、其原料百二十噸の数量二十八噸四二程は既に米国より到着して直に京城に輸送し来れり。今聞く処に拠れば、同会が特許を受けし鋳造高は二百万元にして、内五十万元は宮中に納入すべき約なりと。而して今回輸入されたる原料は皆既に丸形に鋳造されあり、京城にては之に極印を押型せば直に使用し得らるべしと云ふ。

▲露国の韓人移住策　露国は数年来、黒龍江沿岸地方に韓民の移住を奨励しつゝある事は予ねて聞く所なるが、今日迄に北韓地方より同地へ移住したる韓人凡そ五万五千人以上に達し、尚年々増加の勢あるを以て、露国は之れに対し益々保護の政略を施せるに付、地方暴政の下に生命財産の安固を保たれざる韓人等進んで国境を超え、

露領に入るもの多き由。

▲義和宮の私借三万円　義和宮は目下米国に遊学滞在中なるが、例の蕩費に窮乏を告げたる当時、或る米人より三万円の私借を起し、留学費の中より月賦にて返済すべき約なりしに、韓国より充分の送金をなさずして今日の身廻りさへ支へ難きにより、債権者は駐米韓国公使に逼り、同公使は復た韓廷外部に向け此程支払ひを請求し来れる由。

▲鎮海灣に於ける露艦の冬籠　露国太平洋艦隊司令長官スグリグローフ中将の率ゆる艦隊は、浦鹽斯德に入りて後、仁川を経旅順に至らんとのことなるが、更に本月下旬を以て再び鎮海灣に入港し、全艦隊を集合して、本年冬期の冬籠をなさん趣に聞く。

▲江華島の石材を益々大連灣に輸出す　東清鉄道の支配人にして南部監督の主任なる露人サバチン氏は、仁川、旅順間を頻りに往復し居れるが、韓国江華島の石材を切り出して之を大連灣に供給するの道を開きたるは実に同氏の尽力に由れる由にて、本月は先月に倍する多量の石材を輸出せりと。因みに江華の石材を同地より仁川まで回送するに、小蒸気船を往復せしめ在仁川より大連灣へは堀回漕店の京畿丸専ら之に当り、今回は第三次の積送を為さん筈なり。

▲劉参書官の急行に就て　日本に於ける韓国公使館は目下高等官一名も居らざるに付、公使館参書官劉燦氏は公使代理として日本の天長節に参賀せんが為め、取るものも取り敢へず急行したる次第なりといふ。

▲閔后哀悼の詔勅　本年は過る二十八年十月八日事変に際し、過つて非命の最後を遂げられし閔后望六の寶齡に当らせらるゝを以て、皇帝陛下には当時を追回して転た哀悼の情に堪へざりけん。其詔の要に曰く、本年は明成皇后寶齡望六の歳、朕が心悲悼、曷ぞ其已むあらんや。今陰暦九月二十五日奠酌の礼を景孝殿に親行する、祭文は親以て下す。次に又詔曰、東宮の孝思を以てすれば、是年是日追慕逮ぶ靡きの慟、言ふに忍びざるものあり。今陰暦九月二十五日酌献礼を景孝殿に行ふ、祭文は東宮製下す。

▲徴兵令制定の議再び起る　曩きに全国皆兵の議は議政府会に提出せられ、大多数を以て否決したるが為め其後之を主唱せんとするものも自然立消へたるにも拘はらず、頃者元帥府部内に於て又も徴兵熱再燃し来れり。併し今度は全国皆兵主義にあらずたゞ海軍を設けて海兵を養成すべしといふにありて、随分勢力ある意見なりと伝ふれども、軍艦製造の予算及費途も立たざる韓国には突飛の説と見て不可なかるべし。

▲防穀解禁に付我外相よりの慶電　防穀解禁の公文に接するや直に林公使より小村外務大臣に宛て其趣を電報したるに、同大臣は予て韓国に留意し居れる折柄我意思の貫徹したるを以て深く歓ばれたるものゝ如く、折返へし我公使に同慶の意を返電し来れりと云ふ。蓋し去二十六年に於ける防穀解禁の交渉は四ケ月二十日許を要したるに、今回は殆んど三ケ月以内にて其成効を見るに至りたるの労を多とするに足る。

▲郡守奏本の悶着　過日内部にては七十二名の郡守を交迭せんが為め人選奏本中なりしが、其後或一部有力の反対ありて結局奏本を取消となせしが、一昨日反対者構陥の魂胆発覚し、目下捕縛の為め其探偵中なりと。（中略）

▲清国公使の照会　駐韓清国公使許臺身氏は此程外部に向ひ、清韓両国間の境界は古より区域確定し居れる居なるが、韓国派遣の巡検は往々国境を踰越して我領内に闖入し、村落に横行して清民の騒擾を醸すこと少なからざれば、速かに此等の巡検を召還し、侵境なからしめんことを照会せりといふ。

▲測量全部の結了　黄海道巡威島を根拠地として測量せる西部は既に相済みたるを以て、鈴木海軍水路監以下の一行は先きに仁川に引揚げたるが、尚ほ其一部残留せる東部方面の測量も此程全く終了を告げたるを以て、同方面技師一行も悉皆仁川に引揚げたりと聞く。

献納償金に関し疑問の節々

「日本新聞」の皮肉な質問

〔一一・一六、日本〕　松方前大蔵大臣へ質問。

一、献納償金ニ関スル件。

明治三十一年帝國議会ニ於テ議決シタル献納償金二千万円ハ、正金ニテ御献納ノ筈ノ処、実際御献納ノ際ハ公債額面ノ二千万円ニシテ、該公債ハ整理、軍事ノ二種ニ有之、当時御買上ノ価格ハ九十六円タリシ事ハ承知罷在候、然ラバ百円ニ付四円ノ差ヲ生ジ即チ二千万円ニ対シテハ八十万円ノ剰余ヲ見ルノ筋合ニ有之候、右八十万円ノ費途如何候哉、御説明奉仰候。

○松方前大蔵大臣及渡邊内藏頭へ質問

一、献納償金利子ノ件。

日本銀行へ預ケ置カレタル献納償金二千万円ニ対スル明治三十一年六月ヨリ三十一年十二月迄半期間ノ利子五十万円ハ大藏省ト内藏寮ニ於テ度々ノ交渉有之タルハ承知仕候、其後渡邊内藏頭殿ノ御説明ニヨレバ、該利子金五十万円ハ大藏省ノ所管ニ属シタルヨシニテ宮内省ノ帳簿ニハ記入致サレズ、果シテ然ラバ大藏省ニハ該利子金存在ノ筈ニ可有之奉存候、右利子金ノ所在明白ニ御説明奉仰候。

○渡邊内藏頭へ質問

一、東宮御造營費利子ノ件。

右東宮御造營費二百五十万円御治定ノ当時ヨリ本日ニ至ルマデ多分ノ利子有之筈ニ候処、宮内省帳簿上ニハ曾テ右利子ノ御記入無之趣承知仕候、右ハ無利息ニシテ御預有之候哉、左ナクバ右利子金ノ費途明白御説明奉仰候。

八幡製鐵所作業開始式挙行

〔一一・一九、中外商業〕　（十一月十八日小倉発）　製鐵所作業開始式は、本日当地遠賀郡八幡町字枝光の製鐵所に於て挙行せらる。式場は製鐵所構内東隅の大倉庫を以て之に充て、式場入口には大緑門を建て国旗を交叉し、更に式場の周囲には幔幕を繞らし、国旗を交叉し、球燈を吊下する等、装飾例に依て例の如し。

午前十時、伏見宮貞愛親王殿下御来着あらせらるゝや、平田農商務大臣以下、各高等官は製鐵所正門にて御出迎ひ申上げ、殿下には暫時事務所内会議室に於て休憩あらせらる。此間海軍楽隊の奏楽あり、十時三十分来賓一同式場に着席するや、伏見宮殿下には農商務大臣の先導にて御臨場あり、此間奏楽、次で平田農商務大臣の式辞に続て和田製鐵所長官の事業報告あり、終て製鐵所職員名簿、落成

せらる。

工事一覧及製品目録を殿下に奉り、殿下には左の御令詞を朗読あら

製鐵所創立工事、今や要部の工を竣へ、玆に作業開始の式を挙ぐるに臻りたるは余の大に嘉みする処なり。惟ふに製鉄の業たる国家重大の事業に属し、其の成功の影響する処、深く且つ大なるものあらん。当局者宜しく奮励其の大成を期すべし。

岩谷と村井　内外煙草大合戦
夜陰に乗じて看板打壊し露骨な妨害戦

〔一一・二〇、獨立新聞〕頃者躍起となつて岩谷天狗に喰つてかかり居れる例の二六新報と、村井商会との一種の関係は、云はずもがなの別問題として、株式といふは表面、其実全く外人の有に帰し居れる村井商会は、此次の騒ぎの持上れるを奇貨として、大に岩谷天狗の鼻柱を挫ぎ、日本煙草の根絶しを為さんずものと、日々数千枚の二六新報を買込み、之れを全国の各煙草店に配布し、猶ほ市中にては日夜無数の傭人足を放ちて、昼は顧客となりて、各煙草屋の店頭に立ちて、暗かに天狗煙草を擯斥するが如き素振りをなさしめ、夜は乱暴にも到る至に天狗の看板を掲げあるを見つけ次第に之れを塗抹し或は之れを破壊せしめつゝありて、現に一昨夜の如きも、該人足の一人が京橋区彌左衛門町片山煙草店に掲げある天狗の看板を打ち壊はして逃げ去れるものありといへり。而して形勢既に此の如くなれば、岩谷天狗にても勢ひ之れを傍観することも出来ざれば、多数の店員を派出せしめて、一々これが防禦の任に当らしむる事に決したりといへば、さては計らずも此に内外煙草の一大合戦を演出するに至り、従つてバージン以来の大騒ぎを見ることゝなるべしといへり。内外煙草の大合戦、蓋し此処ろ一段の見物なりと云ふべし。

日本赤十字社条例

〔一二・三、官報〕勅令　○朕、日本赤十字社条例ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十四年十二月二日

海軍大臣　山本権兵衛

陸軍大臣　男爵　児玉源太郎

勅令第二百二十三号

日本赤十字社条例

第一条　日本赤十字社ハ、陸軍大臣、海軍大臣ノ指定スル範囲内ニ於テ、陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ幇助スルコトヲ得。

第二条　日本赤十字社社長及副社長ノ就任ニ付テハ、勅許ヲ与ヘラルベシ。

第三条　陸軍大臣、海軍大臣ハ、第一条ノ目的ノ為、日本赤十字社ヲ監督ス。

第四条　第一条ノ勤務ニ服スル日本赤十字社ノ救護員ハ、陸海軍ノ紀律ヲ守リ、命令ニ服スルノ義務ヲ負フ。

第五条　戦時ニ於ケル日本赤十字社ノ人員材料ノ官設鉄道ニ於ケル輸送ハ、陸海軍軍人及軍用品ニ準ズベシ。

第六条　戦時服務中日本赤十字社ノ理事員、医員、調剤員及看護婦

監督ハ、陸海軍将校相当官ノ待遇ニ、書記、調剤員補、看護婦長、看護人長及輪長ハ、下士ノ待遇ニ、看護婦、看護人及輸送人ハ卒ノ待遇ニ準ズ。

第七条　戦時ニ於ケル日本赤十字社救護員ノ宿舎、糧食、舟車馬ハ、場合ニ依リ官給トス。（下略）

田中正造直訴文

〔一二・一二、讀賣〕　田中正造氏が直奏の文左の如し。

○草莽の微臣田中正造誠恐誠惶頓首々々謹で奏す、伏て惟るに臣田間の匹夫、敢て規を踰え法を犯して鳳駕に進前するは、其罪実に万死に当れり、而し甘じて之を為す所以のものは、洵に国家生民の為めに図りて一片の耿々実に忍ぶ能ざるものあれば也、伏して望むらくは陛下深仁深慈、臣が狂愚を憫みて少しく乙夜の覧を垂れ給はん事を、伏して惟るに東京の北四十里にして足尾銅山あり、其採鉱製銅の際に生ずる毒水毒屑、久しく澗谷を埋め渓流に注ぐ、渡良瀬川に奔下し沿岸其害を被らざるなし、而して鉱業の発達するに従つて流毒益々多く、加ふるに比年山林を濫伐し水源を赤土と為せるが故に、河身変じて洪水頻りに臻り、毒流四方に氾濫して毒屑の浸潤せるもの茨城、栃木、群馬、埼玉四県及其下流の地数万町歩に達し、魚族斃死し、田園荒廃し、数十万の人民産を失ひ業に離れ、飢て食なく病に薬なく、老幼は溝壑に転じ、壮者は去て他国に流離せり、如此くにして二十年前の肥田沃土は、今や化して黄茅白葦満目惨憺の荒野となれり、臣夙に鉱毒の損害の滔々底止する処なく、民人の疾苦其極に達せるを見て、憂悶手足を措くに処なし、嚮に選れて衆議院議員となるや、第二議会の時其状を具に政府に質す所あり、爾後毎期議会に於て大声疾呼、其極急の策を求むる茲に十年、而も政府当局者の常に言を左右に託して絶て之が適当措置を施すなし、而して地方牧民の職に在るものも亦恬として省みず、甚しきは即ち人民の窮苦に堪へず群起して保護を請願するや、有司は警吏を派して之を圧抑し誣言し、兇徒と称して獄に投ずるに至る、而して其極や現時に在つて国庫に収むる所の租税数十万円を減じて、人民の公民の権利を奪はるゝもの算なくして町村の自治全く頽廃せられ、飢餓疾病及毒に中りて死する者年々多きを加ふ、伏して惟るに陛下不出世の資を以て列聖の余烈を継ぎ、徳四海に溢れ威八紘に展べ、億兆昇平を謳歌せざるなし、而も輦轂の下を去る甚だ遠からずして、数十万無告の窮民空しく雨露の沢を希ふて、旻天に号泣せるを見る、嗚呼是聖代の一汚点にあらずと謂はんや、而して其責や実に政府当局の怠慢曠職にして、上は陛下の聡明を壅蔽し奉り、下は国家生民を以て念となさゞるに依らずんばあらず、嗚呼四県の地亦陛下の一家にあらずや、四県の民亦陛下の赤子にあらずや、政府当局者が陛下の地と人とを把て此悲境に陥らしめて毫も省みるものなきもの、是れ臣の黙止する能ざる所なり、伏して惟みるに政府当局をして能く其責を竭さしめ、以て陛下の赤字をして日月の恩に光被せしむる所以の途他なし、渡良瀬川の水源を治むる其一なり、破壊せる河身を修築して其天然の旧に復する其二なり、激甚なる毒土を除去する其三なり、沿岸無量の天然を復治する其四なり、頽廃せる多数町村を恢復する其五なり、而して其毒水毒屑の流れを根絶する其六なり、如此にして数十万の生霊を塗炭に救ふて其人に減耗を防

過し、且我日本帝国の憲法及法律を正当に実行して其権利を保護せしめ、実に将来国家の基礎なる無量の勢力と富財の損失を予防するを得べけんなり、若し然らずして長く毒水の横流に任せば、其禍の及ぶ処将に測るべからざるものあらんことを、臣年六十一、而して老病日に迫る、念ふに余命幾くもなし、唯万一の報効を期して一身を以て利害を計らず、故に斧鉞の誅を冒して以て聞す、情切に事急にして涕泣云ふ所を知らず、伏して望むらくは聖明矜察を給はらんことを、臣痛絶呼号の至りに任ゆるなし。

明治三十四年十二月十日

草莽の微臣田中正造誠惶誠恐頓首々々

因に云ふ、右直奏文は田中氏の依頼に応じ、幸徳傳次郎(秋水)氏が起草したるなりと。

俥夫二百名京濱電鐵を襲ふ

〔一二・一二、東京日日〕 京濱電氣鐵道株式会社にては去月来、荏原郡蒲田、羽田間の電鉄線路の工事中なるが、同線路沿道の蒲田、大森、六郷、羽田等の各村の人力車夫は為めに大恐慌を来たし、去月廿八日同会社に向て、向ふ五ケ年間同所開通延期を申込みしに、同社長立川勇次郎氏は本月八日株主会議を開きし上返答すべしとの事なりしかば、車夫等一同も承諾して引揚げたり。然るに既に会議の期日も済みたるに何等の返答なきより、車夫等は内々探り入れたるに、株主会議に掛りたる事無しとの事なるより、一同は一入激昂し、彌々我々の申込みを拒絶するに於ては吾々二百余名は忽ち餓死するの外なしとて、一昨日午後一時三十分、二百余名の車夫大挙して荏原郡蒲田村蒲田の原中に集合し、今や押出さんとせしを早くも品川署に於て聞知し、同署詰林、海野の両警部は巡査数十名を引率して出張し、説諭の上解散を命じ、且総代を以て会社に談判せしむること丶なり一同無事に引揚げたりと云ふ。

横浜開港以来の生絲大売行

〔一二・一三、國民〕 本年の横浜生糸市場は新糸以来海外の注文絶えずして、近年稀なる大売行なりとは毎々記する処なるが、今横濱税關の調査に係る一月以降本月上旬迄の輸出高に依てみれば、実に左の如き大輸出を見たり。

月次	数量	価格
一月中	五八三、五〇一斤	四、八一七、一〇七円
二月中	七九五、〇三九	六、三二三、四五八
三月中	七一三、六二〇	五、八四一、二五六
四月中	七八二、七〇三	六、三二一、五一四
五月中	七五四、五四八	六、四三三、〇〇二
六月中	四一四、一四九	三、四五一、八二二
七月中	三二四、八三一	二、八〇一、二二一
八月中	九〇二、四二八	八、一〇四、五一六
九月中	七二六、五三三	六、五九〇、〇九四
十月中	八三二、六五三	七、五九一、六六七
十一月中	九四八、〇七四	八、三二七、一六二
十二月中(予想)	八七五、三六五	七、八五八、一二八

以上の如く本年度の商館売込数量は八百六十五万三千四百四十三

斤にして、其の価格七千四百四十六万九百四十四円にして、之を既往の最多額なる卅二年度の六千二百万余円に比して、実に千二百余万円の増加となり、昨年に比しては三千余万円の増加となる次第にして、即ち横浜港に於て生糸貿易開始以来の最高額に達したるものなり、又以て市場の好況なりし事を知るに足らんか。

田中正造の　直訴事件不起訴

〔一二・一四、時事〕　田中正造氏の直訴事件に就ては、東京地方裁判所検事局は、事件の性質頗る重大なるを以て一応司法大臣へ伺ひ中なりし処、昨日同大臣より指令あり、愈よ不起訴に決したるを以て、川淵検事正は同時に田中氏を召喚して、懇々将来を訓戒して直訴状を渡して引取らしめたり。

露国西比利亞線の貫通を急ぐ

〔一二・一四、東京日日〕　露国政府は近ごろ極東の局面を察し、又満洲と確実なる直接交通線を開設する必要に見て、明年中西伯利亞鐵道を全通する事に議定したり。今日は水陸の聯絡を待て欧亜間の交道を保ち居れば、此交通路は未だ確実なりと云ふを得ざるなり。技師等は明年中能く竣工し得るや否やを危ぶむも、百方此の目的を達するに務め居れりといふ。又一新聞の報ずる所に拠れば、昨冬イルクツクとトランスバイカリヤとの交通を保つに用ゐたるバイカル湖の砕氷船は、他に重要の輸送物輻輳するを以て、当冬は普通の旅客及び荷物は之を搭載するを差止めて旧道に依り、バイカル湖の南岸を迂回して陸上を行かしむる筈なりしと云へり。

露清密約　満洲還付を条件

〔一二・二一、時事〕　李、レッサー間に締結されんとし、李鴻章の死去及び日英米三国の故障に依りて、其後行悩みの姿となり居れる露清新条約文の正文は未だ我邦に伝へられたることなきが、其タイムスに伝へられて正文なりと称せられるものは左の如し、即ち揚子江地方旅行中のモリソン氏が、漢口より打電したるものなり。

第一条　露国は満洲を清国に還附することに同意す、同地方は露国占領前の旧に復して、依然清国の版図たるべく、清国官吏に依りて統治さるべし。

第二条　露清銀行との間に締結されたる千八百十六年八月廿七日の協商は、爾今永久に其効力あるものと宣言さる、満洲鉄道及び露人の保護は露国之を行ふべし。

今後更に擾乱の発生することなく、又他国の行動にして故障となるもの生ぜざる限りは、満洲に於ける露国の軍隊は、左の順序により漸次撤退さるべし。

千九百一年内には遼河に至るまで奉天省の南方四府より、且つ之と同時に山海關、牛莊間鉄道を清国に還附す。

千九百二年内には、奉天省に於ける其残部軍隊を撤す。

千九百三年内には、吉林、黑龍江両省の全軍隊を果して撤去することを得べきや否や、之が審議を行ふ。

第三条　右三省の将軍は露国の軍務官と共同して、満洲に駐屯せしむべき清国軍隊の員数及び之が配置さるべき地点を決定すべし、清国決して其数を超へ、其軍隊を増員することなく、又此地

点を超へ、其軍隊を進むることなかるべし。
満洲鉄道の統轄区域として設定されたる土地の外には、清国将軍は警察事務を処理せしむる為め、全然歩騎両種に限り清国軍隊を用ふることを得、但し砲兵は之を用ふることを得ず。
第四条　山海關、牛荘、新民站間の鉄道は、其原所有者に還附さるべし、但し他国に於て此鉄道を保護する為め、其軍隊を発遣することを得ず。
現時経過する敷地と此鉄道は、全然清国軍隊の責任に帰するものなり、此鉄道の修繕及び保存は凡て露清間条約及び鉄道公債協商の規定に従ふべし、露国の許可を経ることなくして満洲の南部に鉄道を延長し、又新に支線を布設することを得ず、又遼河の橋梁及び鉄道の各端を異動せしむること能はず、山海關、牛荘、新民站間鉄道の修繕及び維持に関し、露国の負担たる経費は清国之を弁償すべし。

隠れたる我が邦の良友

ハウス、日本の客舎に逝く

【一二・一三、大朝】今は既に三十余年の昔となりぬ。明治の初年東京タイムスと云ふ英字新聞を発行して熱心に日本の地位を辯護したる一外人ありき、名をハウスと呼び亞米利加の人なり。何事に就ても日本に好意を表して居留外人の意向に頓着せず、往々其利益に反する議論を主張し殊に馬關砲撃の問題に関聯して、時の英国公使パークス氏に手厳しき攻撃を加へしかば、痛く居留英人の感情を害し、敵を四面に受けて一時は殆んど外人の社会より絶交せらるゝの境遇に陥りしも、尚其の主張を改めざりき。
或時某国の汽船横浜に入港して検疫に服せず、日本の官吏が之を強行する能はざりしことあり、其時も氏は例の筆鋒を以て右汽船の属する某国公使を痛撃したる為め其新聞社と某国公使館の間に面白き争を惹起したり。
公使館は最早斯る新聞の配達を欲せずとて之を拒絶し、新聞社は尚申込の期限に満たず、随つて代価の残額ありとて無理遣に配達を継続し、結局公使館は態々使を以て毎日其の新聞を突戻したりき。氏は実に斯の如き人物にてありしなり。
米国政府が後年馬關問題の曲直を考察して其の償金を日本に返付したる如き、氏の議論与つて大に力ありしと云ふ。
然るに今より二十年前、氏が四十五歳の時不幸にして痛風に罹り、爾来半身不随の身を以て東京に在りしが、去る十八日六十六歳を以て、竟に不起の人となれり。
氏や日本の親友として此国に来り、日本の為めに、或る意味に於て苦痛なる三十年の長歳月を此国に送り、日本の親友を以て此国に歿せり。氏は予て無神論を主張したる人にして、生前より死後宗教上の儀式を以て埋葬せらるゝことを拒絶せりと云ふ。

明治三十五年
（一九〇二年）

パナマ運河四千万弗　米国へ売込値段

〔一・八、時事〕（六日倫敦発）パナマ運河会社は、其所有財産を四千万弗にて売渡すべき旨、正式に米国へ申出でたり。

紅梅典侍薨じて　早蕨典侍昇任

〔一・二九、日本〕紅梅典侍　早蕨典侍

室町紅梅典侍薨じて、柳原権典侍に昇任ありしが、室町典侍は故正二位大納言四辻公績の女、孝明天皇に奉仕、紅梅権典侍と称せられ、先帝崩御の後奉仕の女官等は今上の御即位ありし京都御所内親王の殿を泉涌寺近に移し、恭明宮と称して此に龍牌を侍し奉りしも、御東遷の際中より抜擢せられて東京に来り、以来三十余年一日の如くなりし。

後任の柳原典侍は故二位柳原光愛の卿の女、温良貞操、学を好み歌に通じ、今上陛下に事へまつりて明治八年第二皇女梅宮薫子内親王を挙げ奉り、明治十二年東宮殿下を挙げ奉り、殿下の御養育に尽し奉ること篤く、皇后陛下幷に中山一位局の御推奨浅からず。嘗て「あやめ草かほるゆふべはふく風を、まつとしもなくまたずしもあらず」と詠まれけるとなん。

第八師団第五聯隊、雪中行軍を強行し　八甲田山中に二百九名凍死す

〔一・二九、時事〕第八師団第五聯隊に於て雪中行軍を為し、一隊凍死の電報は別項にのせたるが、尚ほ其筋に達したる公報の意味は左の如し。

第五聯隊第二大隊の将校下士卒合計二百十五名は、廿三日八甲田山下麓田代村に向け大隊長少佐山口鋠之を引率し、一泊の予定にて雪中行軍を為したるが、翌日廿四日遂に帰来せず廿五日も其消息に接せざりしを以て、師団は大に心配して其日捜索救護隊を発したるに、茂野木村に於て下士二名と大尉神成文吉の積雪中に凍え倒れ居りしを発見したり。然るに一名の下士は遂に死去し、他の一名は僅かに蘇生し、大尉は容体危篤なり。

蘇生したる下士の言によれば、大隊は茂野木村より約三里を行軍したる処にて前進を中止し、二日間露営を為し、食糧は既につき、附近の燃料も悉く用ひ尽くし、最早一刻も止まる能はざるを以て、意を決し各其欲する所に向ひ活路を求めんとて、全隊四方に散乱したりと。

公報として聞き得たる処は右の如くにして、其筋にては昨日午後五時に至るも未だ前記の散乱したる一隊の消息に就ては後報を得ず。事態甚だ重大なるを以て、昨日午後六時上野発にて総務局の田村少佐及び水谷衞生課長を急派したりと云ふ。

八甲田山雪中大惨事の実況　生残つた遭難者の談

〔一・三一、時事〕（廿九日青森発）第五聯隊第二大隊遭難の実況に関して、九死に一生を得たる後藤伍長の直話左の如し。

一月廿三日、行軍隊は屯営を出で、五分十分と休みながら約一里の道程を進みたる処にて一時間程休み、夫れより燧山にて昼飯を食し、炊事具を引揚げて漸く山上によぢかゝらんとせしに雪深くして橇動かざるに至りしかば、一同は已むなく炊具を背負ひ午後六時頃まで前進したる後、大隊長は哨兵隊を出発せしも、如何にせしか時経るも帰り来らざるより、一隊は玆に拠なく露営す、此時一同皆無事なりき。

廿四日午前二時に至り漸く前日の夕食を済まし、同四時出発せしが、当日は風雪甚だしかりしを以て、大隊長は是れより帰営する旨を命じたれば、一同の喜び大方ならず、夫れより三里半ばかり歩行せしも、大雪の為めに道を弁ずる能はず、自から帰路を迷へることを発見し、遂に其処にて露営するの已むなきに至れり。

翌廿五日午前二時出発行進を続けしに又しても道を迷ひ、墓なくも前日の処に引返せしを以て其日午前十時大隊長は全隊に休憩を命じ、方向を定めたる後、十一時再び出発、是れより二里許り進みたる処にて露営す、此時将校二三名見当らざりしも、士卒は皆無事なりき。

廿六日の早朝不図目を覚まし跳むるに一行の者は其処此処に一人二人だけ散見するのみにて、軍隊居らず、依て余（後藤伍長）は稍や高き処に登り、四方を見廻はす内に鈴木中尉、神成大尉集まり来れり、此時鈴木中尉は此処は寒いと言ひながら高き処に登り行きしまゝ其姿見えずなりぬ、又神成大尉は余（後藤）に人夫を雇ひ来れと命じたるより、余は勇みて其処を踏み出したる事は記憶すれども、其後の事は知らず云々。

欧亜二大強国の握手固し
日英協約全文

〔二・一二、官報〕日英協約　○日英両国政府間ニ於テ去月三十日左ノ協約ヲ締結セリ。

日本国政府及大不列顚国政府ハ、偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ、且ツ清帝国及韓帝国ノ独立ト領土保全トヲ維持スルコト、及該二国ニ於テ、各国ノ商工業ヲシテ均等ノ機会ヲ得セシムルコトニ関シ特ニ利益関係ヲ有スルヲ以テ、玆ニ左ノ如ク約定セリ。

第一条　両締約国ハ、相互ニ清国及韓国ノ独立ヲ承認シタルヲ以テ、該二国孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラルルコトナキヲ声明ス。然レドモ両締約国ノ特別ナル利益ニ鑑ミ、即チ其利益タル大不列顚国ニ取リテハ主トシテ清国ニ関シ、又日本国ニ取リテハ、其清国ニ於テ有スル利益ニ加フルニ、韓国ニ於テ政治上竝ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ、両締約国ハ若シ右等利益ニシテ別国ノ侵略的行動ニ因リ、若クハ清国又ハ韓国ニ於テ、両締約国孰レカ其臣民ノ生命及財産ヲ保護スル為メ干渉ヲ要スベキ騒擾ノ発生ニ因リテ侵迫セラレタル場合ニハ、両締約国孰レモ該利益ヲ擁護スル為メ必要欠クベカラザル措置ヲ執リ得ベキコトヲ承認ス。

第二条　若シ日本国又ハ大不列顚国ノ一方ガ、上記各自ノ利益ヲ防

護スル上ニ於テ別国ト戦端ヲ開クニ至リタル時ハ、他ノ一方ノ締約国ハ厳正中立ヲ守リ、併セテ其同盟国ニ対シテ他国ガ交戦ニ加ハルヲ妨グルコトニ努ムベシ。

第三条　上記ノ場合ニ於テ、若シ他ノ一国又ハ数国ガ該同盟国ニ対シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ締約国ハ、来リテ援助ヲ与ヘ協同戦闘ニ当ルベシ、講和モ亦該同盟国ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スベシ。

第四条　両締約国ハ、孰レモ他ノ一方ト協議ヲ経ズシテ、他国ト上記ノ利益ヲ害スベキ別約ヲ為サヾルベキコトヲ約定ス。

第五条　日本国若クハ大不列顛国ニ於テ、上記ノ利益ガ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ、両国政府ハ相互ニ充分ニ、且ツ隔意ナク通告スベシ。

第六条　本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ実施シ、該期日ヨリ五箇年間効力ヲ有スルモノトス。若シ右五箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ締約国ノ孰レヨリモ、本協約ヲ廃止スルノ意思ヲ通告セザル時ハ、本協約ハ締約国ノ一方ガ廃棄ノ意思ヲ表示シタル当日ヨリ、一箇年ノ終了ニ至ル迄ハ、引続キ効力ヲ有スルモノトス。然レドモ右終了期日ニ至リ、同盟国ノ一方ガ現ニ交戦中ナル時ハ、本同盟ハ講和結了ニ至ル迄当然継続スルモノトス。

右証拠トシテ、下名ハ各其政府ヨリ正当ノ委任ヲ受ケ、之ニ記名調印スルモノナリ。

一千九百二年一月三十日龍動ニ於テ本書二通ヲ作ル。

大不列顛国駐箚日本国皇帝陛下ノ特命全権公使　林　董　印

大不列顛国皇帝陛下ノ外務大臣　ランスダウン　印

日英協約は　満洲を包含

〔二・一五、時事〕（十三日倫敦発）英国外務次官クランボーン子は下院に於て演説して、日英協約は満洲を含む旨を確言せり。

日英同盟由来記

〔二・一五、國民〕今更ら云ふまでもなく日英同盟の成立は一党派一社会の問題に非ず真に全国家の問題と云ふべく、之を一邦家一国民の問題と云ふよりも、寧ろ全世界の平和に大関係ある問題と云ふを適当なりとす。されば国際社会の一員たる日本の国民として、斯くの如く著るしき同盟の成立を衷心より慶賀せざるもの一人もあらざること勿論の義にして、若し此の際に於て此の国家的成功を一党派一社会の特殊なる関係に下落せんとするものあり或は又元老政治家の中に異論ありしとか無かりしとか云ふものあらば、世俗に所謂野暮の骨頂とは此事なるべし。

総ての事皆な然るが如く、日英同盟は一朝にして出来上りたるものにあらず。其の遠き由来は暫く尋ねずとするも、近くは伊藤内閣の頃に端緒を啓きたること既に我社の明かに指示したる所にして、世人も記憶する如く日本が英獨協商に加入したる前後、満洲問題に関して強硬の態度を執り、再三の警告を当事者に致して清国領土の保全を維持し、且つ満洲に於ける各国の利益を擁護したるは、満洲に於ける利益を重んじたる英国及び米国の承認したる所にして、北清事変の善後に対する日、英、米の歩調は重要なる場合に於て多くは一致したりき。此の一致は期して得たるものなる乎、期せずして

得たるものなる乎、固より格段の穿鑿を要する事にあらざるべし。

更に事情の許す限りに於て機微の消息を繰返さんに、満洲問題の後倫敦に於て、固より正式にはあらざるも重要なる外交的談話が某国代理公使（現大使）によりて、他の全権の公使に語られたることあり。其の趣意を詮じ詰むれば、英獨協商の基礎によりて新しき協約を日獨英の三国間に試みんとの意向を諷示したるものゝ由なりしが、当時英国は尚ほ多くの考慮を南阿事件以外に転ずるに苦しむ場合にてもあり、其他事情もありたるに拘らず昨年四月頃に至り英国より屡々諷示し慫慂する所あり、伊藤内閣も従来歩調を同じくしたる与国と緊切の関係を結ぶが為めに、考慮を費す所少からざるに至りたりと。

次で伊藤内閣は更迭して桂内閣となり、七月頃に至りて又々諷示あり、慫慂あり、彼我の意向漸く相通ずるの端緒を啓きたり。而して此事たる最も重大の問題なれば九月に出発したる伊藤侯の如き門外漢たる能はざること勿論にして且つ前内閣よりの関係もあれば、桂首相よりも時に応じて侯に打合す所ありたりと云ふ。

斯くて十月に至り愈々双方正式の交渉を開始し、速かに歩を進めて、最後の決心をなすべき時に到着したるは十二月にして、桂首相よりは特に国家の大問題たる故を以て、山縣、松方、井上、西郷の諸元老に打合す所あり。元老の意見一致して内閣の決心も愈々強きを加へ、勅許を仰ぎて一月卅日全権の調印を終りたる次第なりと。而かして伊藤侯は既に欧洲にあり、日英の交渉大いに歩を進めたる頃は、恰も露都に着したる前後なれば、此頃内閣と伊侯との間に長電の往復再三に止まらざりしと風説せられたるを事実とすれば、此の往復は蓋し侯が最初より干り知りたる、日英協約に関してなることを思ひ当るもの多かるべし。

日英協約の由来此の如くなれば其の桂内閣とソールスベリー内閣とによりて成立したること云ふまでもなき事実ながら、我国に取りては実に上下の一致に成りて朝野の希望に副ふものにして、此の同盟を成立せしめたるは国家国民全体の力とも云ふべく、抑も亦大勢の然らしめたるものと云ふべし。

伊藤侯　欧米漫遊の足跡

〔三・二、時事〕　今回伊藤侯の漫遊したる道筋は左の如しと。

一行は昨年九月十八日横浜を出発し、同十月二日シャトル着、翌三日正午大北鐵道会社々長ヒル氏の懇請に依り、氏の結婚式に参列し、セントポールに一泊、翌日午後シカゴ府に向ふ。同市滞在中は有力なる実業家の発起に係る歓迎の晩餐会に臨み、スウイフト氏の牛酪製造所等を巡覧す、同処に数日滞在の上、バッファローに向ひ、同処にては亜米利加全州博覧会開設中なりしに付き、三泊して詳細巡覧の後紐育に向ふ。同市にては在留日本人の盛なる晩餐会に臨み其後費府を経て華盛頓に入る。同府にては大統領ルーズヴェルト氏に会見し、同大統領は官邸に於て特に午餐会を催し高平公使も亦晩餐会を開けり。其後再び紐育に帰り、更にニューヘブンに於けるエール大学の大博士学位授与式に臨み、其称号を受く、同処にては同大学教授ラッド氏の邸に宿す。翌日紐育に帰り、十月二十六日を以て、和蘭郵船ラインダム号にて佛国ブーローンに向ふ。十一月四日同港に着し直に巴里府に入り、大統領の謁見及び閣員等の優遇を受

け、同月十九日獨逸伯林に向ふ。二日同市に滞在の後、露国聖得彼堡に入るや、同国外務大臣は特に高官をして国境迄出迎へしむ、其後露帝に謁し、陛下及び大臣等の優待を受け、帰途再び獨逸に立寄る。同国皇帝陛下は当時カリーに行幸中なりしが、特に還幸あり、ポッツダムの離宮に於て謁見の上勅語を賜ひ、御宴の砌には侯をば各皇族の上席に就かしめ、都筑氏の如きも外務大臣の上座に列せしめらる。其後白耳義ブラッセル府に入り、同様の優遇を受け、十二月廿四日を以て英京倫敦に着し、同じく皇帝に謁見し、陛下及び総理大臣、外務大臣等の懇篤なる饗応を受け、倫敦市長の宴会の如きは非常の盛況なりき。本年一月七日英国を辞し、再び巴里府に着、同月九日日本公使館に於て、英国皇帝の勅令に依り、バッス大十字の勲章を奉受す。一月十二日同地出発、十四日伊国羅馬府に着し、皇帝及び同大后両陛下に謁見して優遇を受く。同二十三日獨国郵船キヤウチヤウ号に搭じ、ネープルス出発、二十七日〔二月〕無事神戸に帰着せり。尚ほ帰航の途次、英領古倫母、新嘉坡及び香港の各港にては、各太守よりも書記官又は伝令使を以て、晩餐会招待の申出ありしも、単に訪問の往答に止め、羈旅を急ぐの故を以て辞退せりと。

シンガーミシンが支店設置

〔三・一五、國民〕　ミシン器械製造販売を専業とする紐育シンガー会社は、今度銀座三丁目十四番地に支店を設置することゝせしが、尚ほ其他の重もなる都会地にも支店を設置する筈にて、目下位置撰択中なりと云ふ。

調印されたる　満洲条約の全文

〔四・一〇、時事〕（八日北京発）

満洲条約は予報の如く、本日午後三時外務部に於て、露国公使と慶親王、王文韶二大臣と立会の上、無事調印を了したり、其条約文は左の如し。

第一条　露国は清国に対して友誼と親交とを保つ為め、満洲と露国領に居住せる露国臣民に清国兵の加へたる攻撃を寛容し、満洲より撤兵して騒乱前の如く領土を返還する事に同意せり。

第二条　清国は一千八百九十六年の鉄道条約に従ひ、満洲鉄道の管理及び其沿道に居住する露国臣民を保護するの権利を露国に確認せしを以て、露国は本条約調印後六箇月以内に盛京省の軍隊を、其後六箇月以内に吉林省の軍隊を、又其後六箇月以内に黒龍江省の軍隊を順次撤退す。牛荘の還附は天津の還附と同時に行はる可し。

第三条　露国兵撤退の間は、満洲駐屯の清国兵数を限り、其後は兵数の増加、兵制の編成は自由なるも、増員したる場合には、露国に通知するを要す。

第四条　露国は牛荘鉄道を還附す。但し清国は如何なることあるも他国に其保護を依頼し、又は其一部たりとも他国に譲与せず、常に一千八百九十八年の条約を守り、并に其修繕延長は露国に通知するを要す。

鉄道の損害に就ては、後日商議す可し。

此条約は調印後三箇月の間に批准す可し。

鉱山に関しては更に何等の規定する所もなく、露国は其提議を思ひ止まりしとの事なり、又鉄道の損害金は百万両以内なる可しと云へり。

言文一致の唱歌懸賞募集

〔四・一七、國民〕 言文一致委員会及取調委員会 ○同会は十五日午後四時半より開会し、後藤、坪井、井上、澁谷、鈴木、石原、三輪田、大槻の各委員出席、言文一致唱歌懸賞募集に就き、右期限は本年六月三十日までとし、賞品は甲五円、乙三円、丙二円となす事、応募唱歌中優等のもの四十首を撰定し、之に各楽譜を添へ刊行さるゝ等の事項を協議決定せり。

マルコニー無線電信会社
専売権を米国無線電信会社に譲渡

〔五・一三、東京日日〕 倫敦のマルコニー無線電信会社は、去月上旬其の米国に於ける諸権利及び専売権を、亜米利加無線電信会社に売渡し、尚加拿陀政府が加拿陀沿岸にマルコニー無線電信局を建設するの補助金として、英金一万六千磅下附の件も、既にマルコニー会社との間に契約済となれりといふ。

右亜米利加無線電信会社といふは、彼のモーガン、モールスの二氏が大株主となりて、新たに設立したるものにして、資本金六百余万弗、マルコニー会社は右売渡代金として現金二十五万弗と総株式の五割五分とを受けたるよし。

臺灣のペスト千百人

〔五・一五、時事〕 臺灣に於ける本年初発以来のペスト患者概数は千百九人にして、内死亡八百人。其内訳は臺北庁患者四百十九名、死亡三百三十一人。基隆庁同三十三人、死亡十九人。深坑庁同二十人、死亡十六人。桃仔園庁同五十八人、死亡三十九人。鹽水港庁同三百廿六人、死亡二百十二人。斗六庁患者十四人、死亡九人。嘉義庁同二百十四人。死亡十三人、鳳山庁同百十六人死亡八十七人、臺南庁同九十五人、死亡七十二人。蕃署寮同四人、死亡二人等なりと云ふ。

癩病患者百万人

〔五・一五、讀賣〕 其筋の最近調査に依れば全国各府県下に於ける現在癩病患者の概数は凡そ四万人余の多きに達し、之が系統を有する人口は少くとも九十万余に上り居り、近年益々増加の傾向を呈し、熊本県下の清正公を奉れる祠の附近部落、或は東京府荏原郡大井村の如き全部落癩病患者のみにて各府県下孰れの地方にもかゝる二三の小部落ありて、其病毒を伝播せしめ居れるの現況なるより、内務省衞生局にても過日召集せる警部長会議に、該患者の現況及び其取締方法を諮問せるが、二三地方庁を除くの外孰れの地方庁に於ても未だ厳重に其取締を施行せず、甚だしきに至つては該系統に属する者にて、飲食物の営業等に従事し居り、其病毒を蔓延せしむるの有様なるにぞ、同局に於ても今後相当の取締法を設くることに決し、何れ中央衞生会議に諮問の上発布する見込なりと。

熱田町の日本車輛製造株式会社現況

〔五・一七、東海日日〕　熱田町の日本車輛製造株式会社は、先頃来専ら關西鐵道の車輛及び電鉄の車輛等を引受け製造に従事し居り、可なり繁忙の方なりしが、近来は南海鐵道が博覧会設備として客車を増設するに付き、其の注文を始め參宮鐵道の車輛弁びに鉄道営業法の規定に基き、各車輛其の他の附属金具の製造等続々各会社よりの注文入り来り、且つ東京電鐵の車輛も成績頗る良好なりとの評を得て後注文も来らんとし、目限繁忙を告げたれば、昨年中事業の閑散なりし当時には、職工も僅かに七八十名を使役し居りしに、現今は二百余名を使役するに至り、夫れにても尚契約期日までは或は各注文に応じ切れざるが如き有様なりと云ふ。因みに同会社は去る十日を期限として第六回の払込（一株二円五十銭宛）を為さしめたるに、総額三万余円に対する二万四千余円の払込を了し、非常の好成績を示したりと。

汽車にヘッドライト

〔五・一七、東海日日〕　山陽鐵道にては予て米国へ註文せしヘッドライト燈到着したるを以て、去る十一日より試験に着手したるが、此ヘッドライト燈は暗夜汽車の往来及び軌道にある障害物を遠見して汽車の衝突、軌道上の故障を避くるの目的より点ずるものにて、其光力は優に十二三丁以内の障害を認め得べく且つ汽車外にありては三哩の遠きに進行し来れるを認め得る由。此電燈の器械は一分間に千八百廻転するものにて其運転と共に機関車内にも相応の光力を与ふるを以て、薄暗き車室内に業務を執る如きことはなかるべしと。此電燈にして一般の汽関車に用ひらるゝに至らば、従来の如く列車の衝突及び軌道上の故障のため脱線し、又た轢死者を出だす如きことは其跡を断ち、乗客も運転者も安全に乗車し又は執務せらるべく、且つ公衆の危険を防止するを得べしと。

南阿戦争漸く終局す

四年の歳月、数十億の国帑を費して

〔六・三、時事〕（前略）　回顧すれば英国が南阿の二大共和国と開戦したるは四年前の事にして、一昨年英軍がトランスヴアールの首府プレトリアを占領して公然二共和国の合併を宣言したる後は、表面上対手国の滅亡を告げたる筈なれど、実際には残党余孽各地に出没して土匪同様の騒擾を逞ふしたるがために、英軍に於ても依然干戈を揩くに至らざりしに、数月来一般英人が本月下旬に挙行せらるべき英皇戴冠式までには、全く平和を回復すべしと予期したる其希望が、いよ〳〵実際行はるゝに至りしは何よりの慶事と云はざるを得ず。抑々英国の大を以て蕞爾たる二共和国に臨む勝敗の数は最初より明なりしとは申しながら、喩へば大象の小蜂に刺されたると一般、其の受くる所の刺激は微弱なるにもせよ、之を打つには自ら手足の全力を挙ぐるの労を要せざるを得ず、即ち英国が此間に於て前後三十万の兵を送り、幾十億の費用を投ずるの止むを得ざりし所以にして、其国富実力の非常なるに比すれば固より云ふに足らずとは云ひながら、之がために一方ならぬ不如意を感じたるは疑を容れず。

我輩の如き当時敢て之を公言せざりしと雖も、実際には英国のために心を労して外交上は勿論、その経済上の成行に就ても内々掛念に堪へざりき。現に軍費支出のために米国に於て公債を募集したるが如き、英国の歴史に於て古来曾て其例を見ざりし次第なると共に、一方には南阿貿易の減退、金坑採掘中止等、その影響も決して少なからざりしに流石は英国にて、前後四年の長日月に於て軍隊派遣軍費支出に毫も故障なかりしは自ら其国力の非常なるを見るべく、我輩の敬服に堪へざる所なれども、兎に角に此戦争が英国のために一種の煩累たりしは争ふ可からざる事実にして、開戦以来彼の国の上下を通じて諸種の議論が殆ど南阿の一事に関せざるものなかりし事実に徴するも、以て其辺の消息を窺ふに難からず。（下略）

無線電信開始の計画

遞信省海軍省と共同して研究に著手

〔六・一六、日本〕 遞信省に於ては数年前より無線電信の試験を行ひつゝあり、又海軍省にても之を実施するの議起りたるを以て、両者間同一に研究することゝなり、遞信技師松代松之助氏其の嘱托を受け専ら試験に従事し居れる由。

韓国総顧問加藤増雄の

財政救治に関する建議

〔六・二〇、東海日日〕 韓国総顧問加藤増雄氏は、皇帝の諮問により財政救治に関する建議を奏呈したるが、其綱領は左の各項より成り総税務司ブラオン氏も同意を表し、該案は既に度支部に廻付せられ、目下各財務官に於て之が採否の協議中なりと云ふ。

第一　貨幣制度を改革し、本位貨幣と補助貨幣との区別を明にし価格の激変を防ぎ、漸次貨幣統一の方策を講じ、経済上の便宜を図る事。

第二　兌換制度を設け、厳格なる規定の下に之を取締り、以て商業取引に便ならしむる事。

第三　貨幣鋳造条例を設け、度支部と典圜局との干渉及典圜局と内外銀行との干浄、並に相互に聯絡規約を定め、貨幣濫造及び私鋳を厳禁する事。

第四　交通機関を発達せしめ、商品集散に便ならしむると同時に之が方法を設くること。

第五　内地各駅間及各港間に於ける商業上の聯絡を親密にし、堆積せる物品の放散を図る事。

第六　収税制度を改革し、国税、道税、郡税の三種に分ち、各一定の税率を定め、地方官の不法収税を禁ずる事。

第七　外国貿易を発達せしむる為、商業上密接の関係ある諸国には、財費の辨ずる限度に於て貿易事務官を設置する事。

第八　会計検査院を設け、収支の均衡、出費の正否を監督せしめ、以て国財の濫費を抑圧する事。

第九　各税関と度支部との区別を明にして、其収支は相互知照するの必要あるも彼此の混合なからしむる事。

第十　度支部大臣は時々官吏を派遣して、地方に於ける収税方を

監視せしむる事。

郵便制度創設者　前島密　男爵に
―新男爵の追憶談―

〔六・二一、東海日日〕　郵便の創業（前島新男爵の談）△微臣何等の国家に貢献する所なく、華族に列せらるゝの光栄を荷ふ。唯々慚愧恐懼に堪へざる次第である。△郵便事業たるや実に余が創意にかゝりて成りたるものなれば、これに就いて語らんとすれば、勢ひ自ら功を衒ふに陥りて余の屑よしとせざる所以である。△然れども、今や萬國郵便聯合加盟二十五年紀念祝典を挙行せらるゝに際し、万感交も至り、余が明治三年初めて駅逓司正に任ぜられたる創業時代より、漸を以て斯業の進歩を致し、終に今日の盛運に遭遇したること、余の実に今更の如く感慨措く能はざる所である。△郵便通信機関の政治上に商業上に欠くべからざるは、当時の当局者も敢て之を認めざるにあらざるべきも、兎角冷淡に附し去り、余が鋭意するに反対なりしは、今尚忘れんとして能はざる所である。△明治四年に始めて東海道を通じ、三都間の郵便を開始した。此の前後に余洋航を命ぜられ、帰朝してからは親しく視察し来れる材料によりて、着々斯事業の改良を計り、明治六年に至り漸く国内に普及するを得たのである。△明治八年に至り爾来外国に蹂躙されし交通機関権を、米国を通じ回復するを得、横浜港に於いて其の祝典を挙げた。而かも世の頑夢未だ醒めず「郵便が儲かつた祝ひだらう……」と、世人は寧ろ冷笑に附した位である。△更に甚しき未開漢等は、飛脚を政府事業として税を課するは何事ぞと迄暴語を放つたものである、以て当時の人智の程度を知るべしであらう。△而して明治十一年に及び萬國郵便聯合会へ加盟し、爾来昔日の如くならず、総べての機関、漸を以て全きを致すこととなつたが、其の創業当時の困難は、当事者たりし余が口より云ふを憚る次第である。△斯くて余は明治十四年十月、時の政府と意見合はず、大隈伯等と野に下つたが、我が郵便事業に於ける歴史と、余とは実に此の如きものである。

女学生の堕落　中には看護婦や交換手もゐる

〔六・二五、東京日日〕　近来女学生風紀頽廃の程度は、男生にも劣らざるの現状にて、之れが為め神田本郷区等の下宿屋に寄寓する者の中甚しきは淫を鬻ぐ者も往々有る趣きなるより、其筋にては昨今厳重に取締中の由なるが、此等の淫売者は外形女学生に髣髴たるも、十中の八九は、市中に於ける病院を彷徨する例の看護婦、或は電話交換手やら、或は印刷局等の工女等も混交し居れるとのことなれば、其取締にも大に困難を極め居れりと。尚又売淫を為すが如き品性堕落せる女学生は、何れも市内に確たる身元保証人もなく、又充分の監督者もなき者のみなりと云ふ。

秩父宮　御降誕

〔六・二六、國民〕　皇孫隆誕の告示　○皇太子妃殿下御分娩に付き、宮内大臣は皇室誕生令第二条に依り、二十五日官報号外を以て左の通り告示したり。

宮内省告示第六号

六月二十五日午前七時三十分、皇太子妃殿下分娩、王男子誕生あらせらる。

明治三十五年六月二十五日　宮内大臣子爵　田中　光顕

学校騒動続出　堪り兼ねて文部省訓令

〔七・一〇、時事〕近頃三重、大分等の各地方に於て、学校紛議の続出せるに付、文部大臣は昨九日北海道庁各府県に向つて、左の如き訓令を発したり。

近来学校に於て往々紛擾を見るは、教育上憂慮すべき所なり。地方長官は此際一層学校職員を督励し、苟も職員にして、生徒を使嗾煽動するが如き行為ある者に対しては、其機を失せず、相等措置すべく、又生徒にして其本分を忘れ、職員に対して反抗を試み、或は同盟休校を為すが如き者あらば、厳重処分せしめ、以て校紀の振作を務むべし。

明治三十五年七月九日　文部大臣理学博士男爵　菊池　大麓

日本の　新聞沿革史

〔七・一二、讀賣〕我帝国内に於て、公然新聞紙の名称を冠するに足るものを発兌したりし以来、玆に四十年の星霜を経たり。其起源は、日甚だ長しといふべからざるも、其の変遷の急激なる、其発達の迅速なる、殆んど一瞬千里、回顧すれば実に隔世の感なきにあらず、今や別頁に在るが如く、本紙九千号を機として、既往並に現在の我国新聞記者を紹介するに当り、聊か本邦新聞紙の沿革を叙して其変遷沿革の一斑を掲ぐるは頗る趣味あることなり。而して其沿革消長は固より際限なけれど、創業以来今日までの経過を通観すれば、先づ之を五期に分つを得べし。蓋し新聞紙の沿革は時勢の変遷と相待つを以て斯く区別するを最も至当なりと信ず。

◎初期時代

さて本邦新聞紙の濫觴は果して何時頃なりしか、往時は邈として探窮するに由なきも、安政頃には世に讀賣又は呼賣りと唱へて安政の地震の図を瓦版に摺り、「是れは此度世に珍らしき次第を御覧じろ」などゝ手拭を吉原冠りにしたる者高声に売歩く者あり。又火事場の焼跡乃至御役人附揃つて四文などと云ふものもあり。其他流行唄、浮世話などの摺物あつて、例へば天王寺の傍で犬が赤児を喰ひ居たりとか、鰻屋の女房が姦通して亭主が錐を女房の目に打込みたり、などの滑稽なるものあり。今日より考ふれば是れぞ所謂不定期刊行の新聞紙とでも云ふべきものなりし。

然れども斯る穿鑿は今姑く措き、本邦に於て始めて新聞紙を発行したるは実に元治元年なりし。始め播州姫路の者にて彦三と云へる船頭あり。思ひ懸けなく米国に漂流し十年の後ち横浜に帰り来りて、彼の地にては新聞と云へるものありて、日々有益なる報道を世人に紹介する由を話したり。成程新聞の反古は以前より我国にても稀に見たれども、其効用は絶えて知らざりしに、さるものなりしかと、彦三の話により始めて大に必要の物なるを悟り、当時横浜に居住し居たる岸田吟香翁は卒先して新聞紙発行の計画をなし、米国人ウエンドリード並びに彦三にも相談の上、「新聞紙」といへる新聞を発行し、彦三には西洋事情を飜訳させ岸田翁は我邦の事情を記し、水戸浪人の騒ぎや、長州屋敷の打破し騒動などを板下に書き、

之を半紙摺にして三十二文にて発行せしに何しろ珍らしきものなれば大分買取る者もありしとぞ。当時翁は板下書から配達人まで自身に勉めて殆ど忙殺せらるゝばかりなりしと、是れ実に我邦新聞紙の始めなり。

元来新聞紙の名称は西洋のニュース・ペーパーより取りしものなれど、支那にも唐の時代に尉遅樞と云へる人南楚新聞と云ふを作り、又清朝にても乾隆頃銭梅渓の書きたる履園叢話の中に「新聞」の字あり、我邦にては文化頃の好古目録中にも新聞の字ありと云り。然るに岸田氏は旧幕人の事とて、御尋ね者となり、止むなく一時上海に遁れたる為、新聞紙の発行も中止となりたり。次で起りし新聞紙は米国人ベーリー氏の発行したる萬國新聞にて、安食善道と云へる還俗僧之を補助して假名新聞を出し、続きて田邊太一氏は太政官日誌とて現今官報の先祖を発行し、岸田氏は又もしを草を出せり。何れも明治初年なりしが、此頃に及びては府下に新聞紙を発行する者漸く多く、其中にも柳川春三氏は中外新聞を起し、福地源一郎氏は江湖新聞（日日新聞の祖）を発行し、條野傳平、廣岡幸助等之に力を仮したり。

無論活字の未だ輸入せられざりし折とて、新聞は皆木版に彫刻して馬連摺にして何れも半紙二つ切にて、十枚乃至二十枚綴を一冊としたり。其体裁は雑報、寄書を始め時々の論文などもありたり。然るに新聞紙熱も一時中絶して以上のものは皆廃刊となり、明治四五年頃まで別に新紙の現はれ出づるものなかりし、之れ新聞紙の第一期時代なり。

◎第二期時代

福地氏が岩倉大使に随行して欧洲より帰朝するや、新聞紙の再興を思ひ立ち、明治五年二月始めて東京日日新聞を発行せり。平野富二氏が岸田吟香氏に勧められて活字を鋳造したるは此時代なり。蓋し当時は廟堂に征韓論の議喧しき折にて、西郷、板垣、副島、後藤の諸氏政府を去り、内閣は岩倉、大久保、大隈、伊藤の諸氏によりて組織せられしが、福地氏は大に感ずる所あり、内閣に列せざれば寧ろ新聞の主筆たるべしと覚悟し奮つて此の任に方りたるものなりと。次で前島密氏の郵便報知新聞起り、又後に朝野新聞となりたる公文通誌出で、英人ブラック氏の又日新眞事誌を発行するあり。此他横浜には沼間守一氏横濱毎日新聞を起し、続いて岡本武雄氏は曙新聞（元新聞雑誌と云ふ）を創立せり。

以上は何れも明治五年より七年に渉れる間に起りしものにて、当時の時勢を概括すれば内には木戸氏の国会開設の建白あり、井上、澁澤両氏の財政意見発表せられ、外には大江卓氏の執筆したる副島、板垣氏等の民選議院の建白などありて、民選議院論と自由説とあり、物情恟々たる中に日日新聞は福地氏の下に、條野、岸田、末松の諸氏御用派となりて漸進主義を執り、報知は前島、大隈を通じて又側面的の御用を勤め、栗本氏を始め藤田、矢野の諸氏之を助け居たり。之に対しては横濱毎日（沼間）朝野（成島、末廣）、曙（岡本）最も急激派として藩閥打破の主意により、政府に反抗したる勢は凄まじきものなり。

此時に当りて以上五大新聞の外明六会なるものあり。福澤諭吉、加藤弘之、西周、西村茂樹、津田眞道、津田仙、森有禮の諸氏牛耳を執りて明六雑誌を発行し、国会開否の説を主張し、福澤氏は急

進、加藤氏は漸進主義を執りし中に、森有禮氏は若手として最も卓識の論を立てたりと。之と同時に林正明氏は小松原英太郎氏と共に近事評論、草莽雑誌を発行し、又共同同衆の大内青巒、島地默雷、小野梓の諸氏は民間雑誌を出し、何れも盛んに政論を為せり。然るに此間西南の役起りて国会開否も一時中止となり、次で十二年には地方官会議起り、府県会開かれてより又々国会開設論起り、十三年十月頃河野廣中、片岡健吉氏等は櫻井靜の起草したる国会開設請願書を携へて上京し、政府は之を抑止せんとして集会条例（渡邊洪基、古澤滋氏等起草）を発布せり。此時に方り一方には開拓使官有物払下事件起りて、政府の内外を問はず盛に攻撃し、福地源一郎氏の如きは常に御用党を以て目せらるゝに拘はらず、此時のみは新富座に大演説会を開きて之を攻撃せり。当時大隈伯は密かに明治十六年を以て国会を開設すべき内意を堅め、憲法私擬草案まで起草し居たるに関はらず、井上、伊藤の計略に陥り其計画も画餅に帰し、十四年北海道御巡幸に供奉して帰京するや直ちに官職を免ぜられ野に下りたる後自個の計画を遂行するには、一の機関新聞を起すに在りとし、福澤諭吉氏を主筆として民情一新を思立ち居たりし由なるも、此計画は水泡に帰して世は国会開設の詔勅下りし為め大頓挫を来し、政論も一時休止せり。之れ新聞紙沿革の第二期なり。（下略）

お座敷の牛鍋に瓦斯応用

燈火用の外に　瓦斯で炊事が出来ます

〔七・一七、時事〕　瓦斯は点燈用の外炊事用として至極軽便にして、且つ費用も低廉なるが為め、近来料理店其他家庭の台所用として、瓦斯を使用するもの次第に増加せる由なるが、神田錦町牛肉店今文にては今回増築の新座敷へ、従来の火鉢を廃し、全く瓦斯七輪を応用したるに、至て簡便にして費用も木炭に比し低廉（一時間の瓦斯代凡そ八厘位）なりと。又東京瓦斯会社は前年来事業を拡張し、瓦斯の供給力も増加し、且つ鉄管も市内並に郡部に普及したれば、此等の新応用には瓦斯代の割引を為し大に普及に努むる由。

笹子トンネル遂に貫通す

前後七年の日子を費したる難工事

〔七・一八、時事〕　笹子隧道とは去る明治二十五年六月法律第四号鉄道布設法第二条を以て布設に決定せられたる各予定線中の中央線に属する「神奈川県下八王子若くは静岡県下御殿場より、山梨県下甲府及び長野県下諏訪を経て伊那若くは西筑摩郡より愛知県下名古屋に至る鉄道」の中に就て、翌二十七年六月法律第六号を以て、遂に八王子より西筑摩郡に決定せられたる中央線中の中間、即ち山梨県下北都留郡なる甲州街道に於て、古来難険と称せられたる笹子峠の地下に於て、東西の方向に連亘したる一万五千二百五十呎、即ち三哩の大隧道にして、東端の坑口は、同郡笹子村大字黒野田に在るを以て、之を黒野田口と称し、西端の坑口は同郡日影村大字初鹿野に在り、故に又之を初鹿野口と称す。而して此長距離間の隧道掘鑿工事は去る二十九年より六ケ年の星霜を経て、本年七月六日非常の好成績の下に、導坑の貫通を見たるが故に工事の監督に従事した

る作業局員、工事を請負ひたる当事者及び工夫并に関係町村の有志者、既に去る十二日を以て、貫通祝賀の宴を開きたるが、作業局にては又明十九日を以て、此隧道に関係を有せる幾多朝野の士を招きて、其実況を一覧せしむる由。

大阪砲兵工廠火薬庫大爆発
全市震駭　民家二百戸破壊職工七十名重軽傷

〔八・一八、時事〕　大阪砲兵工廠内の火薬庫爆裂して、火薬庫及び工場数棟を破壊し、場内に就業中の男女職工七十余名に重軽傷を負はしめ、且つ附近の人家二百四五十戸に大小の損害を蒙らしめたるよし。事は去る十五日午後に在り、頃日来の紙上に詳報したる所の如し。本年は陸軍部内に火薬爆裂事件少なからず、本月一日福岡の兵営に兵士二十余名を死傷せしめたる椿事あり、去月二十四日は板橋火薬製造所に建物四棟を焼失せしめて、十数名の死傷者を出したる奇変あり、更に其前に溯れば、三月二十五日は目黒の火藥製造所に建物一棟を破壊し、職工二名を死傷せしめたる事もあり。右の内、福岡の兵営は少しく事情を異にすれども、他の三箇所は何れも火薬を製造もしくは貯蔵する場所にして、其性質は大同小異なれば、既に一箇所に爆発の惨事ありと聞かば、他は所謂前車の覆轍に鑑みて、大に戒むる所ある可き筈なるに、揃ひも揃ふて同様の事変を生ずるは如何なる次第なるや。（下略）

子規子終焉の記
高濱虚子

〔九・二五、日本〕　九月十八日午前十一時頃、碧梧桐の電話に曰、子規君今朝痰切れず心細き故呼べとの事なり。直ちに来いと。来て見れば昏睡中なり。碧梧桐の話に、ろくろく談話も出来ず、陸より使来りて余の来りし時は、母君医者を呼びに行かれたる留守なりしが「高濱もお呼びや」と一言いはれたるまゝ電話をかけたるなり。帰りて後自ら筆を採り、例の板に張りたる紙に、

　糸瓜咲て痰のつまりし仏哉
　痰一斗糸瓜の水も間にあはず
　をとゝひのへちまの水もとらざりき

と云ふ三句を認められたり。それより柳医来り痰の切れる薬をくれて帰りたる由。又柳医の話に、国許に親戚でもあるならば「病重し」といふ位の電報は打置く方宜しかるべしとの事なりし由なるも、碧梧桐と相談の上、嘗て加藤氏の話もありし事とて、今少し様子を見てからの事に決す。

○三並、鷹見に葉書にて模様悪しき由報知す。
○秀真来る。去る。○鳥堂来る。去る。
○午後五時前目覚め苦痛甚だしき様子、モヒ頓服、尚安静を得ず、五時半宮本医師来診、胸部に注射、其より再び昏睡。
○昨日は一度粥を食ひたる由、其後はレモン水の外殆ど飲用せず。本日は陸より貰ひしおもゆ少許の外滋養物喉を通らず。
○夕刻おまきさん、加藤令閏来る。去る。
○午後六時碧梧桐去る、「ホト、ギス」の校正を了せんが為め、
○午後七時過鼠骨来る。おしづさん来る。
○午後八時前目覚め「牛乳を飲まうか」と云ふ、ゴム管にてコップ

に一杯を飲む。「だれ〳〵が来てお居でるのだな」と聞く。妹君「寒川さんに清さんにお静さん」と答ふ。直ちに又昏睡。
○大原恒徳氏に手紙を出す（以上十八日夜虚子生記）
○鷹見令閨来る。
○母君に大原へ打電をいかゞすべきか相談せしところ、昨日病人も「大原へは電報を打たうか」など申居りたれば打つて呉れとの事。直ちに「シキヤマイオモシ」と打電す。
○子規子昏睡の状打つゞく。母君妹君と蚊帳を釣る。蚊帳顔面にかかりし時両手を挙げて之を支ふるの状をなせしも尚熟睡。
○子規子熟睡の状尚続く。鷹見氏令閨と母君と枕頭に残り、余と妹君と臥す。
○時々常に聞き馴れたる子規のウーン〳〵といふ声を聞きつゝうとうとと眠る。
○暫くして枕元騒がしく、妹君に呼起さるゝに驚き覚め見れば母君は子規君の額に手を当て「のぼさん〳〵」と連呼しつゝあり。鷹見令閨も同じく「のぼさんのぼさんと呼びつゝあり。余も如何の状に在るやを辨へず同く「のぼさん〳〵」と連呼す。子規君は稍顔面を左に向けたるまゝ、両手を腹部に載せ極めて安静の状にも熟睡すると異らず、しかも手は既に冷えて冷たく、額亦僅に微温を存するのみ。時に十九日午前一時。
○妹君は直ちに陸氏に赴き電話にて医師に報ず。
○余は碧梧桐を呼ばんが為め表に出づ。十七日の月には一点の翳もなく恐ろしき許りに明なり。碧梧桐を呼び起こして帰り見れば、陸翁枕頭に在り。母君、妹君、鷹見令閨、子規君をうち囲みて坐す。
○本日医師来診の模様にては未だ今明日に迫りたる事とは覚えず、誰も斯く俄かに変事あらんとは思ひよらざりし事とて、兼て覚悟の事ながらもうち騒ぎなげく。
○碧梧桐来る。本日校正の帰路非常に遅くなり、且つ医師の話に尚四五日は大丈夫のやう申居りし故今夜病床に侍せず。甚はだ残念せりと悔む。
○母君の話に、蚊帳の外にありて時々中を覗き見たるに別状なし、唯余り静かなるまゝふと手を握り見たるに冷たきに驚き、額をおさへて見たれば同じく稍微温を感ずる許りになりしに始めて打驚きたるなりと。
○陸令閨来る。
○陸翁碧梧桐と三人にて不取敢左の事だけ極める。
一、土葬の事。
一、東京近郊に葬る事。
一、質素にする事。
一、新聞には広告を出さぬ事。
一、国許の叔父上には打電して上京を止むる事。
○陸翁同令閨去る。
○碧梧桐と両人にて打電先、ハガキ通知先等調べる。
○夜明けば至急熊田へ行き、ホトトギスへ子規子逝去の広告を間に合はす事にする。
○陸氏令閨来る。おまきさん来る。
○おしづさん、茂枝さん来る。
○夜ほの〴〵と明ける（以上十九日朝虚子記）

東京専門学校廿周年を兼ね
早稲田大学　開校式を挙行す

〔一〇・二〇、時事〕　東京専門学校にては、昨日を以て創立二十年の紀念会をかね、組織変更後の大学開始式を挙行したるが、来会の重なるものは、伊藤侯、鍋島侯同夫人、前田、黒田、久我の各侯爵、大隈伯同夫人、榎本、鳥尾、長岡、岡部、酒井の各子爵、加藤高明、穂積教授、波多野、淺田の両総務長官、山本達雄、高橋是清、小橋、谷森、西村、高木の各貴族院議員千家、毛利、三井、前島の各男爵鎌田慶應義塾々長等無慮数千名にして、鳩山校長開会の辞を述べ、学監高田博士学校の過去現状を報告し、次に大隈伯一場の演説を試み、校友総代山澤俊夫氏の答辞、菊池文部大臣の祝詞代読、山本日本銀行総裁の演説、加藤弘之男、伊藤博文侯の演説ありて、式を終り、一同奏楽に送られて大隈伯の庭邸に来り、立食の饗応ありて主客歓楽の裡に全く式を終りたるは午後六時なりし。

ペスト防禦の道なく
横浜海岸通焼払ひ

〔一一・一、時事〕　横浜海岸通五丁目廿番地を焼却することに決し、愈々一昨日午後二時より着手したる事は前号に記す如くなるが、今其模様を記さんに、先づ当日は午前四時より鼠族を防ぐ為め、同番地の周囲六百五十間に亜鉛の墻塀を設け、同十時に至りて全く出来したれば、夫れより家財、家具の取片付に着手したり、是れより先き市役所にては、同番地東海岸に沿ひたる空地に三棟の仮小屋を設けて、有価動産の保管庫に宛てたれば、焼却すべき分と否らざる分とを選択して保管すべきは、悉く之を前記の保管庫に納むる抔、午後二時を以て其準備悉皆終了したれば、愈家屋の焼却に着手することとなり、先人夫八十人をば三手に別て、一手を西海岸に派し、玆に腕用喞筒一台を備て非常を警め、一手は隣家延焼の防禦に備へ、一手は専ら家屋焼却の一方に尽力せしむることゝなし、又水上にては、水上警察署より殊に蒸気喞筒を備へ附けたる一艘の小蒸汽船を御用邸脇の堀割に繋留して非常に備へ、更に又一艘の小蒸汽船を廿番地の沖合に浮て、港務部より殊に派遣したる小蒸汽船と共に、間断なく気笛を鳴して海上に注意したり。（下略）

南海の極楽園
臺灣官吏の驕奢

〔一一・二五、報知〕　日本官史の楽園とは何れの地ぞ、南方の新領土、山秀水麗の臺灣是れなり、此地に在る日本官史の驕奢は内地官史の得て想像す可らざる程度に達せり。

先づ總督兒玉源太郎男の驕奢は封建時代の大諸侯の如く、彼れが地方を巡廻するに当りて、盛なる行列を整へ、美はしき輿に乗して、堂々と練り行く時は、土人等皆其の威風に驚きて、能く仰ぎ視る者あらず、總督府の機関たる御用新聞等、明かに之を紙上に掲げて、「總督の鹵簿粛々として進む」と云へり、其の官邸の如きに至ては、宛然一個の宮殿にして、驚くべき宏大なる者なり。總督の機密費は一年八万五千円あり、其の大部分は宴会費に用ひらる。内地の大臣輩が、得て企つ可らざる者なり。曩に兒玉男が、陸軍大臣兼任となりて内地に帰るや、間もなく總督専任を要求して止まざりし

は、全く内地の生活の不愉快にして、臺灣總督の安楽なるに遠く及ばざるが為めなり。

民政局長官後藤新平氏の驕奢の如きも、總督に次げる者なり。彼れ曾て其の官邸の工事を終りて、室内の装飾品を排列するに当り、意匠に富める外国の老婦人を雇ひしが、其の日給五十円にして約四五十日を費せり。其の驕奢豈驚くべきに非ずや。是れより下級官吏門番小使の類に至る迄、何れも余裕綽々たる生活をなし、其の妻娘をして、茶の湯、生花、料理会を催さしめ、官吏万能の威勢は、内地の二十余年前、藩閥の盛時に比して、尚数倍せるを見る。

蓋し臺灣官吏の特典は、其の項目少からず、第一に本俸の外に特別加俸ある事、第二無料にて邸宅を貸与する事、第三恩給年限を五割減縮し、十年にて恩給に達せしむる事、第四高等官は順次官費を以て洋行の事、第五一年の内百五十日間は半日勤務にて休息の事等の外、土地調査の官吏には、優渥なる特定旅費あり、専制政府の常態として意外なる収入少からざるなり。意外なる収入とは何ぞや、所謂役徳なり、内地の所謂賄賂なり、而して宛然治外法権の観ある臺灣總督府は、自ら為さんと欲する所をなすに憚からず。今や経費不足を名として、三専売の外、更に輸入煙草の関税を課さんとするに至れり。

教科書肆他二十余箇所を　一斉家宅捜索
動員実に百余名

〔一二・一八、萬朝〕　大疑獄教科書事件　○昨日午前二時頃、東京地方裁判所宿直検事の手に、何事か通知の達すると同時に、宿直検事には川淵検事正に通報し、其指揮によりて更に羽佐間上席検事、中川上席予審判事に通じ、直ちに予審判事及検事の急召集となり、中川、川島、潮、横村の四予審判事、羽佐間、福井、溝淵、安住、杉本の五検事が八ヶ所に別れて出張し、警視庁よりも警部及刑事巡査数十名同行したるが、右判検事の出張先は下谷、本郷、浅草、日本橋に渉り、被告人として令状を発せられたるは休職視学官村上幹當（同人は旧三重、石川、静岡の三県に奉職せしもの）及び群馬県群馬郡視学太田鶴雄にして、事件の関係者は金港堂、集英堂、普及舎の三教科書々肆に於ける教科書検定に関する収賄事件なりと伝へられ、其家宅捜索を受けたるは前記三書肆は勿論、金港堂側にては営業部長小谷重（下谷々中清水町）運動員中村一郎、藤原佐吉、加藤駒次及び下谷龍泉寺町の金港堂主原亮一郎方、集英堂側は小林清一郎、池部活三、永田茂、篠塚半藏、前川一郎、普及舎側は山田禎三郎、速井清、中川九郎等其外合せて廿箇所内外なるが、此件につき昨日裁判所、警視庁より出張したる人員は総て百名近くにて、押収せしものは金銭に関する帳簿及び教育者より来りし手紙名刺なんどにて、其手紙の中には意外なる人の意外なる無心状などあるかも知れずとの事なり、尚ほ村上、太田の両名は拘引の上、昨日午後より中川予審判事、羽佐間検事係にて訊問に着手されたり、元来書肆と教育家との間に怪聞醜行の多きは殆ど天下の公論となり居る程なれば、司法部にては今春以来大秘密を以て其材料の蒐集に苦心し居たりしなりといふ、尚ほ村上は石川県に在りし時代に収賄の事あり、休職となり、其後三重県にて就職せし折にも同様の事にて休職

となりしものにて、従来より醜怪なる歴史を有する人間なり、又太田の方は村上より一層甚だしき人間にて、教育社会にても札付の悪漢なりといふ、彼は教科書を審査せし後にても屢々関係書肆をユスり歩き、若し刎付けらるゝことあれば、好矣好矣此方にも決心あり、此上はわれ其筋へ自首し出で、汝等をも一緒に罪に陥れて遣るべしなど脅嚇するのが常にて、都合によりては之を実行しかねまじき無法者なれば、今回の事も或は同人の自首に出でしものに非ずやと、書肆等は甚しく心を痛め居れり。

教育界腐敗の全貌次第に判明

教科書疑獄ます〱発展

〔一二・二三、日本〕 収賄疑獄事件 （教育界の裏面）

▲第二回大捜索　東京地方裁判所にては一昨日日曜日なるに拘はらず、午後六時より川淵検事正及中川検事、検事局に出頭の上、証人前川某を取調べに着手、昨日午後一時頃に至りて漸く終了したる由なるが、其の結果昨朝未明より再度の大挙家宅捜索を行ふことゝなり、検事局は川淵検事正と青木検事とのみ居残り、外予審判事と共に総出となり、驀地大捜索を開始したるが其数、集英堂、育英舎、文學社、國光社、富山房、及其社員等二十八ケ処に及び、此れが為め判検事、警視庁警部、巡査の出張人員は実に七十余名に上りたりと云ふ、今その個所並に判検事の出張別を記すれば左の如し。（中略）

▲捜索線益々拡がらん　家宅捜索は此れに止まらず従来二回の大捜索に於て取調の結果、其の関係を出すこと頗る多く、今後中央と地方に及びて底止する所を知らざるべく、某々等大官の捕縛せらるゝも亦た近きに在らんとの説さへ聞ゆ。

▲新拘引者　大捜索と共に一昨夜より昨朝に於ける拘引せられたるものは左の如し。

収賄　高等師範学校教授従六位　長尾槙太郎
収賄　金港堂編輯長正七位　小谷　重
収賄　福島県視学官　元木釧五郎
収賄　元富山県視学官　根岸　貫
偽証　集英社監査役　永田　一茂
収賄　元文部省図書課属　往友　徳助
収賄幇助　日本中学校教頭正七位　前田　元敏
収賄　徳島県師範学校教諭　森　萬吉
収賄　大坂府視学官　小野徳太郎
収賄　沖縄県中学校長（元徳島県視学官）　大久保周八

▲一大証拠物件（龍泉寺原本宅にて発掘）　這はこれ過日第一回大捜索の砌、下谷龍泉寺町原本宅に於て押収せるものに係り、即ち金港堂の生命とも云ふべき一大帳簿なり。当日同所に於ての獲物は書状ハガキ、諸帳簿等十六台の人力車にて、運搬せる程にて爾来此等の書類は警視庁検事局にて、日夜手を分ち調査中なるも、未だ十が一も目を透し能はざる位なりと云ひ、その一大証拠物件たる帳簿も実に其中より発見せられたるなりと云ふ。若し一度該帳簿を披けば上は勅奏任官并に其夫人より下は民間の代議士、政客、県参事会員等に至るまで無慮数百名の姓名を列記し、往々隠語を用ひて之を載せ上げ居るも少からざる由なるが、兎に角此帳簿に依れば大醜小醜歴々

として掌を指すが如く明なるものあり。両三日前の審問に於て原亮三郎を呼出し先づ該帳簿を取て面前に突附しに、流石亮三郎も駭目失神、一言半句も出でざりしとなん。（中略）

▲被告及捜索の家宅数　昨日までに被告として告発せられたる者は総て二十四人、又捜索せられたる箇所は第一回に於て二十一ヶ所、昨日捜索の分は二十八ヶ所にして総て四十九ヶ所に及べりと云ふ。

▲帳簿中の夫人　前項大帳簿中には数名の女子も列記せられ居れり曰く某全権公使未亡人、曰く某代議士の夫人、曰く某貴族院議員の夫人、曰く横浜の某女将等、警視庁は過日金港堂が全国の書籍商人を招きて大饗宴を張たる以来今日に至るまで窃に期する所あり。龍泉寺の原邸を警戒せしめ居れるに右の女性等は幾回となく出入し、時に宿泊し時に深更一時二時に及び帰去するものあり、頗る如何はしき挙動多かりしとなり。

▲台所運動の一品　原禮子の箪笥中より台所運動の使用品として怪醜図書の発見せられたる由はすでに記載の如くなるが、尚ほ伝ふる所に依れば更に一層甚だしき佛国製女子の怪具、それも恭しく水引きしたるが幾十個となく用箪笥の中より転がり出でたりと、愈々出でて愈々醜。（中略）

▲愈々文部省に及ぶ　別項記載の如く、火の手は愈々文部省に波及せり。新旧の図書課属にして縄付けとなりたるもの既に三人、尚ほ続々連累者の同省内に現出すべき実情なりと云ふ。今夏曾て三重事件に引続き、千葉及群馬等四方より図書不正の声の起りし際に於て文部省は一々厳明なる検査を遂げ苟も不正品とあれば夫れ〴〵告発を為すにも拘はらず、唯裁判所の方が云々など洒々として嘯き居たる某長官なんど、今日果して何の面皮ぞや。

▲文武官逮捕の手続　従来従六位勲六等以上の者に対する被告事件は、上奏を経ざれば拘引する能はざりしが、本年四月より之を改正し、左記官等を除く外は上奏を経ずして直ちに拘引を為すことを得るに至りしと云ふ。

　勅任官、華族戸主、従四位以上勲三等、功三級以上

故に今回の教科書事件に関しても上奏を経べき手数を要せざりしものなりと云ふ。

手拭大のガーゼ腹中に遺失　大学病院大失態

〔一二・二五、日本〕医学上空前の裁判問題　〇前の磐城炭礦会社建築主任技師山田芳三氏の妻京子は、本年四月大学病院に入院し、卵巣水腫の手術を受けしが、退院後半年間半死半生の難病に罹り、東京、磐城、名古屋の医師十数名の診察治療を受けしも病症判然せず、先頃に至り不思議にも長一尺三寸五分、巾九寸五分なるガーゼの布片が腹内より直腸を破て出でしより今は殆んど健全の身となり、先の難病は大学病院手術の際ガーゼを腹内に縫ひ込みたるに基因せしを確め得たり。斯る医療上の一大過失は将に主任医の不注意にして、是が責任を明にし、併せて賠償を得らるべきものなるや否やは、後来斯る手術を受くる病患者の為め此問題を解決し置かんとし、京子は法学士辯護士岡崎正也氏に依頼し、主任医木下医学博士に対し、昨日を以て東京地方裁判所に損害賠償の訴訟を提起したるが、本邦に在つては医療上に関する空前の訴訟なれば、事件の進行すると共に医学者界、法学者界の一大問題たるべしと云ふ。

明治三十六年
（一九〇三年）

正貨準備福々で越年

〔一・一、中外商業〕 日本銀行の正貨準備は長足の増加を見つゝありたるが、旧臘に迫り更に一段の増加を示し、十二月二十二三日頃に一億円に達したりしもの、三十日には遂に一億九百余万円に達し、一億千万円に垂んとする盛況を以て越年し、結局十二月中に準備の増加せる者千四百万円内外に達したる者にて近来の快事と云ふべきなり。

鳩山春子夫人　良人の推薦演説

〔一・八、大朝〕 鳩山博士夫人春子は本日午後六時より、四谷大〇泉に於て、来る臨時総選挙に於ける良人和夫氏推薦の演説を為せり。是れぞ府下に於ける選挙運動の第一着手なるべし。

大谷光尊法主逝く

〔一・一八、日本〕 本派本願寺法主大谷光尊伯は久しく尿毒症に艱み居られしが、過般暹羅皇太子殿下京都に遊ばれし際、推して殿下歓待の労を取られしより、此に余病を併発し、去る十五日は一層重体に陥り、池田謙齋氏は態々京都に趣きたる由は、本紙十六日の紙上に電報にて報じおきたるが、同氏の手術も功を奏せず、病愈々革まりて、終に同日午後二時眠るが如くに遷化せり。

伯は前大僧正光澤師の六男にて嘉永三年二月四日京都に生れ、幼にして玄雄、針水両勧学に内典を修め、国歌を藤山澤緣に学ぶ、維新の際勅旨を奉じて国事に尽力する所尠なからず、明治三年大僧正に任じ、同四年十月家督を相続し、同年本願寺住職と為り、同五年三月華族に列せられ、同六年大僧正に補せられ、同廿年七月維新の際力を国事に竭し、爾来公益を賛助したる労績顕著なるに依り、特旨を以て御紋付五条袈裟一領を賜はり、同廿九年六月伯爵を授けらる、伯に四男三女あり、長を光瑞師と称し、現に新法主にて目下印度外遊中にあり、次は木邊派錦織寺住職慈孝上人にて、三を淳浄院とし四を積徳院とす、共に今本寺に在り、伯性濶達敏才にして国歌に巧なり、「青柳の露の玉の緒くりかへて千代をことほぐ鶯の声」「濃き薄き色こそかはれ夏山はなべて緑になりにけるかな」等遺詠多し。

写真報道の先駆　「時事畫報」発刊

〔一・三、中外商業〕 歐米の諸国には写真画によりて、時事を報道する雑誌其数少なからざれども、我国未だ此種のものなかりしが、先頃東京小石川なる時事畫報社が、日常起るべき細大の時事を、悉く写真画に説明を加へて印刷し、居ながら全国の珍事を目前に観るの思あらしめんとの趣意にて、時事畫報と称する月刊雑誌発兌の計画あり。愈々来る十一日其第一号を発兌する由。

朝鮮の手形禁止事件と国論

〔二・八、時事〕 近来朝鮮政界の動揺甚だしく、一時諸大臣の弾劾運動に遭ふて免官となり、身を以て国外に逃れたる李容翊は、帰来再び要路に立ちて権勢を回復し、弾劾の主張者たりし趙秉式は外部大臣の官を免ぜられたるが如き、其変転の速なる驚く可きものあ

れども、斯る事柄は朝鮮国内の内事に過ぎざれば、外国人の敢て容喙す可き所に非ず。仮に朝鮮に革命起りて、現在の王朝が廃せらる事ありとするとも、国際上已むを得ざる事情の存せざる限り、外国にて之に関係するの必要ある可らず。況して二三官吏の進退の如き、対岸の火災と見逃して可なりと雖も、事苟も我国の権利利益に影響を及すものあるに至りては、決して之を黙過す可らず。昨今朝鮮に於ける政変の成行を見るに、李容翊の権勢を回復したる以来、其の計画施設する所、我国既得の権利利益を害するの憂あるもの少からず、白耳義との借款と云ひ、人蔘専売権問題と云ひ、又洛東江の課税事件と云ひ、孰れも我国民の注意を要すべき所のものなれども、是等は猶ほ風説に止るものなれば暫く之を擱き、現に明白なる事実として、我国に重大の損害を蒙らしめたるは、一覧払手形の流通禁止事件是れなり。抑々我第一銀行が、朝鮮に於て初めて一覧払手形を発行したるは昨年五月にして、昨年中の発行高は凡そ七十万円に及びたりと云ふ。従来朝鮮の幣制は、紊乱を極め、粗悪の貨幣国内に満ち、商業取引上の不利不便容易ならざりし折柄、此の手形の発行ありしために我貿易業者は申すまでもなく、一般朝鮮人の便利は一方ならず、其流通の円滑なりしは発行高のます〳〵増加せんとしたる事実を見て知る可きに、朝鮮政府は何故か手形の発行に故障を唱へ其流通を禁ぜんとしたるより、昨冬我当局者より交渉に及びたる末、流通の禁止を解除せしめ、且つ同政府に於て手形の発行を公認したる次第なるに拘はらず、今回再び流通禁止の命令を発したるにぞ、第一銀行は之が為に多額の取付に遭ひ、其損害少なからざるのみならず、手形発行に関する既得の権利を失はんとするの成行を見るべしと云ふ。朝鮮政府の処置は国際上の公約を無視し、交親国の権利利益を傷けて憚らざるものにこそあれば、我当局者は断じて之を不問に付すべからず。駐韓公使をして不当命令取消の抗議を申込ましめたるは、至当の処置として我輩の固より賛成する所なれども、由来朝鮮人は信用すべからざる国民にして、常道を以て律すべからざるもの多し。殊に外国との交渉に至りては其日々の形勢を観望して反覆極なく、今日約定したる事柄も明日に至れば、忽ち之を破棄して顧みず、其不信不法驚くべきものあり。左れば当局者も今度の交渉に就ては能く〳〵朝鮮官吏の奥の手に注意し、場合に依りては口舌の外に断乎たる一種の態度を示し、彼をして我国の権利利益を傷害するの結果が、如何に重大のものなるかを充分に了解せしむること最も肝要なるべし。此手段は啻に目下の問題の解決を容易ならしむるのみならず、朝鮮人多年の悪弊を矯正して、将来永く日韓の交際を円満ならしむるの善好方便たるべし、我輩は敢て当局者の勇断を希望するものなり。

浅草七不思議の一　塔の文公重態

〔一・九、時事〕今を距ること十余年前、不図浅草公園に流込みて仲見世通りの商店、扨ては料理家の台所などを経巡り、軒下の掃除、水汲、使歩きなどに其日を過し居たる親爺あり、其性白痴にて我姓名さへ知らず、自ら文公と名告り、手に隙さへあれば五重塔の椽に打寛ぎては何となく四辺を眺め居るを常としたれば、人呼んで塔の文公と云ひ、浅草公園七不思議の中に算へられたるが、此文公一昨夜念佛堂際の泥溝に右の片足を踏込て挫折し、其痛み甚だし

く、昨朝は仁王の足より太く腫上りて三十九度七分の熱となりたれば、文公が寝泊りする辨天山下の木賃宿江澤ウメは之を見て不便に思ひ、医師を迎へて手当をなしたるも、素と〲無宿のものなれば万一のことありては面倒と、昨朝は余儀なく淺草署に連行き、同署よりは区役所を経て養育院に送りたるよし。

尾崎三良　京釜鐵道を語る

〔三・一、時事〕日本經濟会は一昨日午後六時より帝國ホテルにて本年第一回の集会を催し、兼て牧野伸顕、佐藤愛麿、杉本虎一の三外交官諸氏送迎の晩餐会を開きたるが、（中略）尾崎氏は該鐵道一昨年創立以来の経過を述べ、斯くの如くにして本社は総株数四十三万株、去る二月払込金を合して四百三十万円を以て、京城及び釜山より各十一哩合計二十二哩の工事を終り、既に汽車の運転を為し居れども、此間のみにては尚不引合に付き、未だ営業を開始せずして其まゝ第二期工事に着手し、京城釜山両地より各三十三哩間は是非共本年内に竣功の上、運転を開始せん予定にて着々進行中に係り、既に今日も釜山方面の第二期工区中最長の隧道一千四百尺貫通の報に接したるが、扨双方合して六十六哩を完成すれば、四百三十万円は既に尽るを以て、会社は更に資本を仰がざるを得ざるも、此際株主に迫るは勢ひ非なるが故に、即ち一千万円を限り社債募集の許可を其筋より得たる次第なり。尤も此は次の議会に於て承諾を要する訳なれば、申さば未了の案件たるに相違なきも、抑々会社の成立当初に於て、貴衆両院は工事の進行に付き一致して建議したる事もあり、此成行よりすれば必ず議会の協賛を得ること疑なきを信じて安心し居る次第なるが、尚ほ工事の全体より云へば、敷地は韓国政府より無代にて給せられ、又韓民所有の地所家屋等の買上其立退料は生活低度の同国の事なれば、甚だ廉にして患ふるに足らず、且つ地質は初め踏査したる時の考とは大に異なりて、工事に容易なるものある為め、仙石〔貢〕九鐵社長の如きも、京釜線二百八十余哩（今は二百六十余哩）は、如何にするも三千万円の工費を下る可からずと算したるにも拘はらず、先づ以て二千五百万円ならば、確に竣工し得べき有様なり云々と、諸種の点より該鉄道の好望なる所以を述べ、尚ほ最初の予定にては明治四十年頃迄に竣工の筈なりしも、今は遅くも来る三十八年一杯に竣工開通せしむべき計画なりと説明し、終て総員別室に移り、談論十時頃に及びて散会す。当夜は佐藤、杉村の二氏差支ありて出席なかりし。

陸軍携帯天幕

〔三・一、時事〕陸軍携帯天幕の使用は、世界各国ともに其必要を感ずる所にして、殊に我邦の如き今後一朝事あるに当り、世人の仮想するが如く、若しも亞細亞の北辺に進軍するの止むを得ざるものとすれば、是等の設備は最も大切なる一条件なり、左れば当局者は其方法に就て先年来頻に研究する所あり、其様式は各種の天幕中、主として露国式に依り之に多少の修正を加へたるものを採り、是等天幕の実験に依れば、携帯天幕の利とする処は人煙稀少なる地方に於て、露天に宿営するに優れるは言を俟たず、且つ前哨部隊の如き、之を用ふるも其警戒に故障なきは殆ど露営に異なることなく、之を設備し或は撤去するに、僅々三十分内外にて充分其目的を

達するを得れば、行軍疲労の後、尋常舎営に比すれば極めて速に休憩せしめ又速に上途発程に着かしむるの利便あり、単に戦時に於て其便を感ずるのみならず、平時之を使用するに当り、大中隊に於ける一二泊行軍の如きは頗る軽便に行ふを得随て演習費を減ずるに至らん。（下略）

大谷光瑞帰山す
中央亞細亞を踏破して

〔三・一七、東京日日〕　本派本願寺法主大谷光瑞師は、一昨年遠く欧州諸邦を巡遊し、帰朝の途次、中央亞細亞横断の大旅行を企て、一歳の久しき深く不毛の蛮域に入り、種々の酸辛を嘗めて今古仏教盛衰の邦国を跋渉したるが、一行の伽耶に仏蹟を拝し、王舎城に出で、彼の靈鷲山の聖地に詣でし後、前住明如上人遷化の訃音に接し、直ちにカルカツタより緬甸に向ひて帰途に就き、先月十七日蘭貢より彼南に出で、ピーオー会社汽船バレツタに乗組みて新嘉坡を経て、同月二十八日に香港に着し、其れより上海に出でゝ獨逸汽船ハインリツヒに移り、去る十二日長崎に着せり。法主の一行は日野聴誓院、薗田、藤井二文学士、堀、井上、島地、上原、秋山、升也、本多、前田、吉見、渡邊、清水、重野等の諸氏なりしが、前住上人遷化の為め、光瑞師の取急ぎ帰朝する事となりたるより、前田、吉見外二氏は一行と分かれて、緬甸より雲南に入り、今は何処に在るか其処を知るに由なく、藤井、薗田の両氏は欧洲より直に中央亞西亞に向ひ、渡邊、堀両氏はカシユヤルより更に印度の北部に入り、今回法主と共に帰朝したるは、日野尊奉師及上原芳太郎氏等にして、其他は上海迄出迎ひたる武田、水原、朝倉、三谷の四師にして、小田、赤松、足利の諸師は長崎に出迎ひ、一行三十余名と為り、九州、山陽両鐵道の各駅にて、数千の門末門徒に送迎せられ、十三日午後六時七條停車場に着し、同本山にては朝来準備を整へ、六條境内及通行道筋には軒頭に本山旗を掲げ、赤提灯を吊して歓迎を表し、午後五時前には停車場を始め通行の道筋は出迎人信男信女を以て埋まり、列車の同駅に着するや、プラツトホームには大谷派本願寺法主代理、佛光寺門跡代理、妙法院門跡代理を初め、諸管長門跡、安田顧問、本山よりは各連枝を始め、執行長土山澤映師以下山内稟授以上の役員并同待遇の俗役、藤本参事官、奥野代議士、吉田、若林氏等の辯護士及渥美契縁、小早川鐵僊、梅原譲、小林什尊師等大谷派本願寺の重なる人々、慈善財団、護持財団、起業銀行、眞宗信徒生命保険会社の各重役、齋藤堀川署長、信徒総代并信徒等無慮三千余名整列し、法主は同駅楼上に於て暫時休憩し、差遣したる馬車に淳浄院連枝大谷尊重師外二連枝と同乗し、過ぐる処念仏の声沸くが如くなりし。

専門学校令

〔三・二七、官報〕　勅令　〇朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、専門学校令ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十六年三月二十六日

文部大臣理学博士男爵　菊池　大麓

勅令第六十一号

専門学校令

第一条　高等ノ学術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス。専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外、本令ノ規定ニ依ルベシ。
第二条　北海道府県又ハ市ハ、土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限リ、専門学校ヲ設置スルコトヲ得。但シ沖縄県ハ此ノ限ニ在ラズ。
第三条　私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得。（中略）
第十六条　千葉醫學専門学校、仙臺醫學専門学校、岡山醫學専門学校、金澤醫學専門学校、長崎醫學専門学校、東京外國語学校、東京美術学校、及東京音樂学校ハ本令施行ノ日ヨリ専門学校トス。

露国　第二期撤兵不履行
却つて鉄道沿線に兵力集中

〔四・一一、時事〕　去る八日を以て期限とする露国の満洲に於ける第二期撤兵は、昨日迄の所にては、未だ其実を示さゞるのみならず、其挙動は鋭敏なる国際の感情を或は殊更に刺激するの虞なきにしもあらず。即ち八日午後牛荘発の電報に拠れば、露国の營口に於ける兵数は従前よりも却て増加したり、カーヂフ炭一万六千噸を長崎、芝罘及び旅順等に於て買占めたりパン三百万斤を買占めたりとあり。而して昨日に至りては香港に於ても若干のカーヂフ炭を取引したるやの説あり。増兵及び石炭食糧の買占めは世人をして其真相の如何を究むるに及ばずして、先づ露国の意志を不祥なる方面に向て解釈せしめんとす。之に加ふるに旅順芝罘間の海底電線の不通と為りし一事は、更に此事態を暗くするの傾向あり。然れども露国の真意は果して何処に在て此唐突の挙動を為すか。凡そ一週間前の情報にては、撤兵を徐々として行はるべき途に在りしなり。或は曰く、是れ露国が活動を仮装して、以て他国の意志の強弱の程度を知らんと欲する所謂サグリの手段なりと。兎に角昨日の所にては未だ露兵撤否の如何を詳報するの機に達せず、但し露国は期限迄に少なくとも牛荘を引払はざりし事、鉄道の附近に向て兵を集中し居る事の二件を玆に明記するものなり。

無線電信機　海軍兵機として採用さる

〔四・一三、東朝〕　近来通信事業界の一大進歩として認めらるゝ電波式無線電信法は、フワラダイ、マクスウエル、ロードケンビン及びヘルツ等の諸氏が、学理的及び実験的の研究を重ねて其基礎を作りしに、コッヂ、ブラリン、リニー、ポーポフ及びテスラ等の諸氏は、更に幾多の苦心を積み、稍や構成の端緒を啓きたるが、去明治二十九年に至り、伊太利のマルコニー氏は、学理と実験とにより、種々研究したる結果、大略其完成を告げ、玆に始めて無線電信法と称し、広く世上に紹介せられたるものにして、爾来各国の技術家は争ふて其研究に従事し斯術の上に長足の進歩を呈するに至りし次第なり。我国に於ても去明治三十年以来其研究を怠らざりしが、海軍にては既に之を兵器の一として採用し、遞信省に於ても、九州と臺灣との間に其試験を始めんとて目下計画中なりと云ふ。又海外諸国に於ては、大西洋横断の試験に好結果を奏し、今や将に実用のものたるに至らんとするの気運に向ひ、太平洋横断の試験も亦不日

着手せられんとすることは既に報道せり。茲に画けるは其器械の一斑を示すものなり、之に依りて発信機と受信機の組織を窺知するを得んか。（図略）

露国の満洲撤兵問題
不履行の事実ます〳〵顕著

〔四・二二、東朝〕　露国の満洲撤兵に関する行動は、一再記載する所なりしが、更に昨今各方面より達せる情報をみるに、実に左の如きものあり。

一、露国が浦鹽斯徳に於て戦闘準備に関する糧食の調査を為したるは確かなる事実なり。

一、牛荘其他に於てカージフ炭の買入契約を為し、尚ほ各方面に於て其買占を実行しつゝあるは事実なり。

一、先年韓国に於て義和団の乱ありたる際、清韓両国間の電線切断したる事あり、露国は当時自費を以て其の修繕を申込みたるも、清国の故障に拠り清国が修繕を為すととなり居りたるも爾来清国は其修繕を怠りて今日迄着手せざりしに、露国は昨今急に清国安東県（九連城の下流三里の処にあり、鴨緑江を隔てゝ朝鮮野一浦と相対す）電信局を新設したり、折柄北部電線の不通を報ずるもの近時頻々たり、個中の消息を伺ふに足る可し。

一、奉天の駐兵に向て一時引揚げを命令したるも、之を中止したるは事実なり。

一、牛荘、鳳凰城、通遠堡、雪裡店、安東県（廿七八年役に我が第一軍の進入したる道路の要点）等に増兵したるは事実なり。

右の情況によれば、露国は撤兵を実行せざるのみならず、更に実行の意なく、全く満洲条約を無視せるものなれば、当局者に於ても此の問題に対して相当の処置をとり居れりと云ふ。尚ほ撤兵不実行の理由の一は、撤兵期に際し牛荘に黒死病流行したるを以て、露国は衛生機関の不完全たる清国に大切なる民政機関を引渡す能はずと云ふにある由なるも、右は固より一種の口実なりと知るべし。

武田知事　ズー〳〵辯改良の功績
秋田では「洋行会」を組織

〔四・二三、報知〕　奥羽地方のズー〳〵辯には誰も閉口するが、秋田県では武田千代三郎君が知事の時代に訛言の矯正を行つた。△これに就て面白い話がある。武田君が始めて秋田へ赴任した処が、県属も県会議員もズー〳〵で少しも分らぬ、けれども秋田人は秋田特有の言葉だからドコ迄も保存しなければならないと云ふ意気で容易に改めない。△其時分には秋田県は農業ばかりで製造工業などは少しも興らず、秋田市に煙突が唯一本で有つた。△ソコで武田君は何でも先づズー〳〵音から改良せんければ総べてが進歩せぬと考へ、上京毎に東京へ来た事のない属官数名を随へ来り、汽車中では知事が却て属官を世話する有様で、上野へ着くと、「勝手に宿を探して泊り、明朝自分の宅へ来い」と言ふて逐放す。△スルと属官はズー〳〵で車を雇ひ宿屋に着くが、先づ車夫に馬鹿にせられ宿屋の下婢にも馬鹿にせられ、大閉口で翌朝知事宅へ出頭する。△それを

又種々の用務を命じて、宮内省とか文部省とかへ遣ると、ズー〳〵でサツパリ用が辨じない、大笑ひになつて居る処へ知事が出頭して、其始末を付けて帰る。△又県会議員などが国庫補助とか、何とか中央政府へ交渉の事を相談すると、知事は一も二もなく賛成し、添書を書いて東京へ送り出す。△処がズー〳〵でヤツパリ用が辨じない、そこで秋田人の目が覚めた、成程秋田辯ぢや通れないといふので、此失敗の経験ある県属、県会議員等が相寄つて洋行会といふを組織した。△秋田から東京へ行くは言語不通だから、マルデ洋行するやうなものだとの意味だ。(下略)

満洲撤兵の交換条件として露国七箇条の密約を提示

〔四・二八、東朝〕(廿七日北京発)露国公使が其本国政府の訓令に従ひ、清廷に向つて提起したる七ヶ条の密約案内容は、既に聞くに従つて数回電報したるが、其正文として認むべきもの左の如し。

一、露国政府が、露清両国の友誼を重じ、千九百二年四月八日の条約に拠り駐屯隊を撤去して清国に還附すべき東三省の土地は、清国に於て今後永く他の外国に租与若くは割与せざる可し。

二、東三省の開港は營口に限る、清国政府は他の場所を外国通商の為めに開放せざる可し。

三、清国政府は東三省に於ける行政及び軍事に関し、他の外国人をして干与せしめざるべし。

四、營口の税関長は今後永く露国人以外の外国人より任命せらるゝ事なかるべし。而して同税関収入は露清銀行をして管理せしむ可し。營口の地方検疫事務は同地税関長の管掌に帰すべし。

五、營口より北京に至るまでの清国政府の電信線に沿ひ露国の電信線を添架する事を許可すべし。

六、東三省及び蒙古部落の文武行政組織は現行のまゝ継続せらる可し、清国政府は露国政府の同意を経ずして之を変更する事を得ず。

七、露清銀行及び其他の露国人に対し、清国政府が従来許与したる特権は、清国政府に於て今後変更せざる事を保証す。

露国公使は右七ヶ条の密約案を提出するに当りて、別に一通の公文を添加したり、公文の主要は此新約を以て今回撤兵の条件となすに在り。而して清国政府がもし此新約を承諾せざるに於ては、撤兵遷延の止むを得ざるに至るべき事を注意したり。

清国政府は去る廿五日を以て断然此要求を承諾すること能はざる旨を露国公使に回答し、併せて還付条約によりて速に撤兵の実を挙げんことを請求したり。

アルミニユーム時代は来る

〔四・二九、東朝〕嘗て米国の某科学者は、現下の全盛なる鉄器時代に次で来るべきはアルミニユーム時代なるべきを予言したることありき。今や本邦に於てもアルミニユームを諸器物の製造に応用すること漸く盛んならんとするの傾向あり、さきに大阪砲兵工廠にては、率先して之れが模範製造を開始したるより、次で大阪、名古屋等にも該製造業者出で来り、漸く一般の需要を喚起しつゝあり。

本品の特色は質軽く、且硬固にして薄き物の細工に適する等数点あり、唯だ価格の比較的高きは遺憾なれども、是れ迚も銅鉄器の酸化し易くして使用上の不便あるに比し、本品が是等の欠点なき点に於て却て安価なりと云ふを得べきか、今後該製造業者の注意を要するは之れを応用する方法如何にあること勿論なれば、今回農商務省商品陳列館は、米国より本品の各種見本品を取寄せたり。

西藏探検の河口慧海帰朝す

〔五・二四、日本〕　去る三十年六月入藏行の途に上りたる黄檗の沙門河口慧海師は、万里の異域に六星霜を重ねつゝ、百艱万難に打ち勝ちて遂に入藏の大願を成就し、数箇の行李と共に茜色の西藏旅行服に黄羅紗の桃形に似たる帽を戴き、汽船孟買丸にて二十日午後神戸に着し、京都、堺及び在神戸の旧知等に迎へられて、雨中を冒し東桟橋より上陸し海岸通後藤方に投じ、同夜一泊の上翌廿一日午前八時二十一分三宮発車大阪に上り難波鐵眼寺に立ち寄り、午後二時三十分発車南海鐵道にて一先づ郷里堺に帰りたるが、一月後には上京の筈なりと。

巌頭の感の一文華厳滝の轟きより強し

藤村操投身の事情

〔五・二七、報知〕　去る廿一日飄然として家を出でたる那珂博士の甥藤村操（十八）は、日光華厳の滝に身を投じて死したる事判然せしも、遺骸は今に索むるに至らず、一家近親の嘆きとなり居れるが、今同人の性情及出家前後の模様を記せんに、同少年は故藤村胖氏の遺三男にして、兄の二人は故ありて居らず、家には母堂と弟妹のみにて家庭は至極円満なりと、且つ同人は常に温良学に篤かりしが、平素は沈鬱性といふより寧ろ快活の性にて、従て友人間の交際も円滑に温良謹慎の好少年と、友人間の評判もよろしかりしが、出家以前は家人には別に心付くほどの挙動もなかりしが、彼れが日頃傾心の友たりし同級の生徒藤原正氏の直話に依れば、平素読書を好み、寸暇あれば必ず図書館に入るを楽みとせしも、事変あるの前二週間以来何時もの快活も何となく打沈み、図書館に赴くの風もなく、亦読書に親む事もなさず、時あれば必ず校裏の芝生に横はりて眠れるが如く、亦睡むらざる如く、鬱々として人と語を交ふるさへ進まざりし様子にて、出家せんとする前日の如きは、昼暇何処へか身を匿し、授業開始に至らんとするも出で来らざれば、藤原氏大に怪み、校内を隈なく捜索したれども見当らず、已にして授業開始して後忽然駈け来れり、人之を訝みて其由を訊ねたるに、たゞ芝生に午睡を貪れるのみと答へ、平常の如く談笑し居たるが、越へて翌日は家出せし日にて出校もせざりしが、察するに廿一日午前九時発の上野列車にて死出の旅路に就きたるものと覚し。

　扨て少年の家出後遺書を発見して吃驚したる母君弟妹は倉皇として八方に人を出し、一向に其行衛を索ね居る内、二十二日午後八時頃始めて日光より遺書に接し今回の事変を知るに至りたり。文意簡なれども句々涙痕を帯び、己れの親に先立不幸を詫び「浮世は是悉く涙なり」と文末を結びてありしと。同人は京北中学校を出で、目下高等学校文科第一年に学び、哲学宗教を専攻しつゝありたれば、

此結果厭世の感を萠せしなるべく、日光に到りては其翌暁即ち二十二日の五時頃旅宿に命じてビール少許を呑み、鶏卵を食し、服装を整へて華厳に至り、此処を死地と定めて懸崖の巖端より滝壺目掛けて真向に身を躍らし、永劫の眠を致せしものならん、巨巖の上には蝙蝠傘の地に突きさしあり、亦傍の大樹を削り白げて、左の文を記しありしと。

巖頭之感

悠々たる哉天壌、遼々たる哉古今、五尺の小軀を以て此大をはからむとす、ホレーショの哲学竟に何等のオーソリチーを価するものぞ、万有の真相は唯一言にして悉す、曰く「不可解」、我この恨を懐て煩悶終に死を決す、既に巖頭に立つに及んで胸中何等の不安あるなし、始めて知る、大なる悲観は大なる楽観に一致するを。

樹の傍には大なる硯と墨と、太き唐筆とナイフありて、他は悉く之を焼き捨てたるの形跡あり、死体は今に発見されずして、飛瀑の空しく悲音を伝へて咽ぶのみ。復た同少年の日光より前記藤原氏に遺したる絶筆あり、筆路穏健、臨終猶ほ紊れざるを思ふに足る。

宇宙の原本義

人生の第一議

不肖の僕には到底解きえぬ事と断念め候程に、敗軍の戦士本陣に退かんずるにて候。

二十一日夜　　操

正　兄

外国では自動車が 鉄道馬車に代る

〔五・三一、東京日日〕　前号の紙上に欧米諸国に於て自動車の交通用として鉄道馬車、電気車に代るべき模様ある由を記載したるが、更に近着の倫敦新聞に拠るに、英国の倫敦ロード・カー会社は、馬車の時代は既に過ぎたるものとなし、自動車を以て之に代ふるの計画を立てゝ先般合衆国に若干台の注文をなしたるも、製造間に合はざるより、更に国内及び佛獨両国の諸会社へも各々製造を依頼し、各箇到着の上は試験を行ひ果して其の用ゆべきを認むれば、其の内の精巧新式のものを択んで更に注文をなし、全く今の馬車を廃して自動車に代へん筈なりと。同会社は現在馬車五百台あり、一台毎に馬十五頭を要し、而して新馬取替の為に一週平均二頭を買入れ、斯くして馬車一台の営業費は、一週間略々百六十円を要するよしにて、彼此較算の上自動車の新採用は経費固より多大なるも、結局に於て大倹約をなし得る見込のよし。倫敦ゼネラル・オムニバス会社（馬一千四百頭を使用す）に於ても亦此に見て、先づ試験の為にとて先般若干台の注文をなしたるよし。其の他の諸会社に於ても此の二大会社に励されて各々之が経画を起し居れば、倫敦は往く〳〵街上に馬車を見ざるに至るべき時、漸く近けりと云へり。

昔の練兵場に青葉繁りて 日比谷公園 開園式を挙ぐ

〔六・二、日本〕　日比谷公園は昨日を以て開園し、午前十一時に至るや号鈴一声、来賓及事務員は式場に集まる。造営委員長吉田助役は左の報告を朗読し、次に浦田助役は松田市長に代はりて左の祝

辞を朗読して式を終る。夫れより食卓に就き立食の饗応ありたり、来賓の重なるものは大浦警視総監、丸山同第一部長、桑原同第三部長、千家東京府知事、床次同書記官、岡同視学官、花房男爵、澁澤男爵、大倉喜八郎、市会議員、市参事会員及其他市の名誉職、各区長、麹町、芝、京橋、日本橋各警察署長各新聞通信社員等なり。

露国専制に　革命の機運

〔六・一一、東京日日〕　西伯利トムスクより社友の許に達したる書信に依るに、去五月一日トムスクに於て専制政治に慊たらざる多数労働者の未曾有の示威運動あり、露国全国有名の各都会に於ても同日同様の示威運動を挙行したるよしにて革命の秘密檄文を配布し、猶学生も労働者と提携して示威運動を企てんとするの模様あり。露国内地到る処に専制反抗の声高く、就中芬蘭の如き人民何時蜂起、反旗を飜さんも知るべからざる有様なるも、露国政府の慣手段として一切此等に関する報道を新聞紙上に掲載せしめず、極めて秘密の裡に葬り去らんとするに汲々たりと。斯かる国内紛擾の際に当り日露開戦の報頻りに伝はり、軍隊に上士官より下兵卒に至るまで佩劒を研ぐべき命令下りたりなど開戦の風説益々高きよしなるも、此は内地人心の動揺に乗じ、之を外事に一転せしめんとする当局者の策略に出でたるものなるべしと云へり。

畜犬取締規則発令

〔六・五、東京日日〕　畜犬取締規則の発表と共に乳児の犬籍を如何にすべきやは、過日来の疑問なりしが、警視庁に於ても其解釈を定むる必要あり遂に庁議の末、生後六十日未満の乳児は之を犬籍に加へず、乳児使用者若くは譲受使用者に於て之を使用する事に決定したる上、畜犬届を出さしむる事に決定し、各警察に通達する事となりたるを以て、生後六十日間と使用決定の期間五日を併せて六十五日間は、犬籍届を差出ざるも差支なき事となりたる訳なれば、使用者は此期間に於て届出を要する事と知るべし。（下略）

露國陸軍大臣　クロパトキン来朝

〔六・一二、東朝〕　露国陸軍大臣クロパトキン大将は愈々本日午前九時卅分を以て我接伴員村田少将、田中少佐并に随行員十余名と共に新橋に着し、芝離宮に入るべし。大将の肖像及び略歴は去五月十九日の紙上に掲げたる如くにして、齢正に五十四歳なり。接待日割は、

日	時刻	行事
十二日	午前九時卅分	新橋着
同日	正午	露国公使館午餐
同日	午後七時	芝離宮晩餐会
十三日	午前十一時卅分	謁見并御陪食
同日	午後七時	寺内陸相晩餐会
十四日	午後七時	小村外相晩餐会
十五日	午後七時	露国公使晩餐会

著色活動写真　歌舞伎座で映写

〔六・一三、中外商業〕　日本活動写真会の着色活動写真は本日より向七日間歌舞伎座にて開会し、毎夜六時より開場の筈なるが、明

十四日及明後日十五日に限り、特に昼夜二回の興行を為す由。同活動写真は先頃来錦輝館に於て非常の好評を博したるものなるが、今回は更に去る八日イムプレス・オブ・インヂャ号にて到着し、最も斬新なる発声活動写真其他数種をも差加へ殊に燦然目を驚かすは、ロンドンの大火に数千の消防夫が猛火の中に働く実況及びカナダにて急流を遡ぼる鮭群を漁夫が槍を振つて突き捕ふる景況など最も壮観を極むと云ふ。本日の番組は左の如し。

○敷設水雷にて船を破砕する実況、○暴風中ビスケー湾にて大猟の実況、○犬と美人の曲芸、○仮装自転車（フアンシー・サイクル）行列、○カナダにて鮭の群をなし居るを槍にて漁獲の実況、○外国人の水中丸太乗り、○英杜戦争砲台占領、○頭及竿の上に頭にて逆立をなし種々の芸をなすヘッド・サーカス、○ロンドンの大火に消防夫猛火の中に必死に働く実況（一千尺）、其他最も面白き写真十二種。

満洲問題に関し桂内閣に進言したる
帝大七博士の強硬意見

〔六・二四、東朝〕 東京帝国大学教授富井、戸水、寺尾、高橋、中村、金井、小野塚の七博士が、桂首相に提出したる満洲問題の意見書は左の如し。

大凡天下の事一成一敗其間髪を容れず、能く機に乗ずれば、禍を転じて幸となし、機を逸すれば幸を転じて禍となす、外交の事特に然りとなす。然るに顧みて七八年来極東に於ける外交の事実を察すれば、往々にして此機を逸せるものあり、遼東還附の際、其割譲の条件を留保せざりしは是れ実に最必要の機を逸せるものにして、今日の満洲問題を惹起せる原因と謂はざるべからず。後獨逸の膠州灣を覬覦せるや、薄弱なる海軍力を以て長日月を費し以て我が極東に臨む、彼の艦隊や顧みて後継の軍力ありしにあらず、進んで依拠すべき地盤ありしに非ず、渺々として万里に懸軍するの有様なりしを以て、此機に乗じ掲ぐるに正義を以てし、臨むに実力を以てせば、縦令ひ彼れ谿壑の欲望を有するも何を以てか此の正義と此強力に抵抗することを得んや、当時若し獨逸にして手を膠州灣に下す能はずんば、露国も亦た容易に旅順、大連の租借を要求すること能はざりしや明かなり。然るに我邦逡巡為す所なく、遂に彼等をして其欲望を逞うするを得せしめたるは、実に浩嘆の至に堪へず、機を逸するの結果又た大ならずや。北清事件の後諸国の兵を撤せんとするに際し、詳細に満洲の撤兵に関する規定を立てなば、以て今日露国をして撤兵に躊躇するの余地を致せしめざりしならん、是れ亦た外交の機を逸したるものと謂はざるべからず。今や第二回撤兵の期既にすぎ、而して露国は猶ほ其実をあげず、此時に当り空しく歳月を経過して条約の不履行を不問に附し、若しくは姑息の政策により一時を彌縫せんとするが如きことあらば実に是れ千歳の機会を逸し、国家の生存を危くするものと云はざるべからず。噫我国は既に一度遼東の還附に好機を逸し、再び之を膠州灣事件に逸し、又た三度之れを北清事件に逸す、豈に更に此覆轍を踏んで失策を重ぬべけんや、既往は追ふべからず、只之を東隅に失ふも之れを桑楡に収むるの策を講ぜざるべからず、特に注意を要すべきは極東の形勢漸く危急に迫

り、既往の如く幾回も機会を逸するの余裕を存せず、今日の機会を失へば遂に日清韓をして再び頭を上ぐるの機なからしむるに至るべきこと是れなり。今日は実に是れ千載一時の好機にして而も最後の好機たることを自覚せざるべからず、此機を失ひ以て万世の患を遺すことあらば、現時の国民は何を以てかその祖宗に答へ又何を以てか後世子孫に対することを得ん。今や露国は次第に其勢力を満洲に扶殖し、鉄道の貫通と城壁砲台の建設等により漸く其基礎を堅くし殊に海上に於ては盛に艦隊の勢力を集注し、海に陸に強勢を倍蓰し以て我邦を威圧せんとすること、最近報告の証明する所なり。故に一日を遷延すれば一日の危急を加ふ、然れども独り喜ぶ、刻下我が軍力は彼と比較して尚ほ些少の勝算あることを、然れども此好望を継続し得べきは僅々一歳内外を出でざるべし、(もし夫れ其軍機の詳細は多年研究の結果之を熟知するも、事機密に関するを以て玆に之を略す)此の時に当りて等閑機を失はゞ、実に是れ千歳の患を遺すものと謂はざるべからず、今や露国は実に我と拮抗し得べき成算あるに非らず、然るに猶為す所を見れば、或は条約を無視し、或は馬賊を煽動し、或は仮装以て其兵を朝鮮に容れ、或は租借地を本島の要地に得んと欲するが如き、傍らに与国なきが如し、今日已に然り、他日彼れ其の強力を極東に集め、自ら成算あるを知らば、其の為す所知るべきのみ、彼れ地歩を満洲に占むれば、次に朝鮮に臨む事火を睹るが如く、朝鮮已に其勢力に復すれば次に臨まんとする所問はずして明かなり。故に曰く今日満洲問題を解決せざれば朝鮮空しかるべく、朝鮮空しければ日本の防禦は得て望むべからず、我邦上下人士が今日に於て自ら其地位を自覚し、姑息の策を捨てゝ根底的に満洲問題を解決せざるべからざる所以洵に玆に存す。今や我邦尚ほ成算あり、是れ実に天の時を得たるものなり、而して彼れ尚ほ未だ確固たる根拠を極東に完成せず、地の利全く我に在り、而して四千有余万の同胞は皆陰かに露国の行為を憎む、是れ豈に人の和を得たるものに非ずや、然るに此際決する所なくんば、是れ天の時を失ひ地の利を棄て、人の和に背くものにして、地下祖宗の遺業を危くし、後世子孫の幸福を喪ふものと謂はざる可らず。或は曰く、外交の事は慎重を要す、英米の態度之を研究せざるべからず、獨佛の意向之を探知せざるべからずと、洵に其の如し、然れども諸国の態度は大体に於て已に明かなり、獨佛の我邦に左袒せざるは明亮にして、又露国の為めに其戦列に加はらざるも亦瞭然たり、何となれば日英同盟の結果として露国と共に日本を敵とすることは同時に英国を敵とするの決心を要するものにして、彼等は満洲の為めに此の決心を為さゞるべければなり、米国の如きは其目的満洲の開放に在り、満洲にして開放せらるれば、其他主権者の清国たると露国たるとを問はず、単に通商上の利益を失はざるを以て足れりとす、故に極東の平和、清国の保全を目的とせる外交に於て、此国を最後の侶伴となさんと欲するは、自ら行動の自由を覊束するものに外ならず、故に米国の決心を待ちて強硬の態度を執らんと欲するは適切の手段にあらず、若し夫れ英国に至りては、只だ応さに日英条約によりて其志を確かむべきのみ、該条約の解釈上日本若し一国を敵とするときは、英国は厳正中立を守るの義務あり、是れ今更ら交渉を要せざることなり、且つ四月一日より今日迄既に二ヶ月余を経過す、此期間は英国の意志を確かむるに於て已に十分なりと謂はざるべから

ず、英国に対する交渉の時期は既に五六週間の過去に属す、もし更に事を交渉に託して遷延日を曠うし、以て此千載の好機を逸するが如きことあらば、天下の恨事何か之に過ぎん。

論者或は曰く、朝鮮は如何なる理由に依りても他国の勢力に帰せしむべからずと、此説又大に可なり、然れども朝鮮を守らんと欲せば満洲を露国の手に帰せしむべからず、殊に注意を要するは外交争議の中心を満洲におくと之を朝鮮におくとは其間に大径庭あること是れなり、蓋し露国は問題を朝鮮によりて起さんと欲するが如し、何となれば争議の中心を朝鮮におくときは、満洲を当然露国の勢力内に帰したるものと解釈し得るの便宜あればなり、故に極東現時の問題は必ず満洲の保全に付て之を決せざるべからず、もし朝鮮を争議の中心とし、其争議に一歩を譲らば是れ一挙にして朝鮮と満洲とを併せ失ふことゝなるべし。要するに満洲問題は、朝鮮の利益と関聯して論ずるの必要なく、満洲問題は満洲問題として解決することを要す、満洲に於て些少且つ有名無実の空利を得るが為めに、朝鮮に於ける我邦の権利を制限拘束し多大の譲歩を為すが如きは、実に現状より一歩を譲りて不利の地に退くものに外ならず。

顧みて法理上より之を論究すれば、露国の撤兵は其義務たること言を俟たず、而して其撤兵とは単に満洲の甲地より乙地に兵を移すの謂ひに非らず、鉄道の守備隊其のものをも撤退するの意なり、満洲還附協約第二条に曰く、

清国政府は満洲に於ける統治及行政権を回復するに当り、千八百九十六年八月廿七日、露清銀行と締結せる契約の期限幷に其他条款の堅守を確認し、又該契約第五条に遵ひ、鉄道及び其職員を極力保護するの義務を負担し、又均しく満洲在留の一般露国臣民及其創設に係る事業の安固を擁護するの責務を承諾す。

此条文中に引用せられたる露清銀行との契約第五条を見るに、

鉄道及び鉄道に使用する人員は清国政府より法を設けて之を保護し云々、

とあり。然らば満洲鉄道の保護は清国の法に随ひて之を保護せざるべからず、而して清国の法は未だ嘗て露国兵の鉄道を保護することを認めず、故に露国が自ら兵を以て鉄道を保護する是れ条約に基きたるにあらず、又法律によりたるものにあらず、去れば満洲の撤兵とは満洲各所の兵も鉄道守備兵も、一切之を撤去するの意にして、露国は万国環視の裏に此の誓約をなせしものなり、是を以て此の不履行により危急存亡の大関係を有する邦国は最後の決心を以て之を要求するの権利あり、故に我邦は鋭意此撤兵を要求せざるべからず。縦令露国政治家たるもの甘言を以て我を誘ふことあるも、満韓交換又は之に類似の姑息退譲策に出でず、根柢的に満洲還附の問題を解決し、最後の決心を以て大計画を策せざるべからず。

之を要するに、吾人は故なくして漫りに開戦を主張するものにあらず、又吾人の言議の適中して後世より先覚予言者たるの名称を得るは却て国家の為めに嘆ずべしとするものなり。噫我邦人は千歳の好機を失はゞ遂に我邦の存立を危うすることを自覚せざるべからず。姑息の策に甘んじて曠日彌久するの弊は、結局自屈の運命を待つものに外ならず。

故に曰く、今日の時機に於て最後の決心を以て此大問題を解決せよと。

左側通行 又紊る

〔六・二四、東京日日〕 左側通行の厲行 ○街路取締上警視庁に於ては曩に左側通行規定を実施したる結果、一時車馬の衝突等も非常に減少したるが、昨今又々此良慣習の乱れんとする傾向あるより、大浦総監は更に各警察署長に対し厲行すべき旨内訓を発したりと。

国定教科書発売 文部省が見本公示

〔六・二五、東京日日〕 近々発布せらるべき国定教科用図書飜刻に関して、文部省が先づ見本として公示さるべき教科書は、紙質体裁製本といひ之を従来坊間にて販売し来れるものに比し殆ど雲泥の差あるのみならず、定価も高等科用は五割、尋常科用は四割位の安価となれる割合なれば、高等科十銭尋常科六銭位にて発売し得らるべき見込の由なり。

冷蔵庫 博覧会に現る

〔六・二五、東朝〕 第五回内國勧業博覧会は、膨脹的日本の実業が如何に発達したると云ふ事を現はす尺度として、内外人士が等しく注目する次第で、各館の壮麗や百般の設備は一見人目を驚かすけれども、是は或意味に於ては外観的又は御祭りさわぎ的の嫌ひがないとも云へない、尤も参考館、機械館其他新らしい部類の出来たのは従前の博覧会に比べてみると一段の進歩と云はなければならぬが、其中にも此度の博覧会の設置せられたもので、最も有益で最も趣味があるのは冷蔵庫であらうと思ふ。

冷蔵庫の起原は随分古い事で、印度にて暑熱の為めに食品など腐敗するのを防遏する目的で、種々苦心を重ねた結果漸く不完全ながら行ふて居たものである。其後千八百五十三年に米国のゴーク博士が数年の間研究をつみ、実験を重ねて機械的冷却装置を試み貯蔵の方法を発明したものが即ち現今行はれて居る冷蔵庫である。(下略)

露清調印一頓挫 内田公使の抗議に

〔六・二七、東朝〕(廿六日北京発) 内田公使は昨日を以て露国に対する我政府の態度の在る所を外務部に告げ、清国政府の反省を求めたり。

危機一髪に迫り居る密約調印も之がため一頓挫を来し、慶親王の態度も豹変を見るに至るべき予想行はる。

北海道全道に選挙法を施行

〔六・三〇、官報〕 勅令 ○朕、枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ、北海道ノ札幌区、函館区、小樽区以外ノ地ニ衆議院議員選挙法施行ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十六年六月二十九日

内務大臣 男爵 内海 忠勝

勅令第百五号

第一条 北海道ノ札幌区、函館区、小樽区以外ノ地ニ衆議院議員選挙法ヲ次ノ総選挙ヨリ施行ス。(下略)

第一銀券排斥と軍艦代価不払
対韓二大問題解決

〔七・二、中外商業〕　林駐韓公使より韓廷に厳談したる第一銀行券排斥運動処分の件に対しては、去る廿九日韓国皇帝は負□商等の第一銀券排斥運動を厳禁し、若し之を遵奉せざるものある時は流刑に処すべしとの事に決定し、尚三井物産会社軍艦代価支払の件に対しては、同廿九日軍部大臣は、軍艦揚武の代価二十万円を支払ふべき旨度支部大臣に通牒し、不日決済すべしとの事に決定したる由、公文を以て外部大臣より同公使に確答し来り、こゝに於て愈々此両問題解決するに至れりと云ふ。而して軍艦代価二十万円の支払に就ては再昨来度支部大臣等頻に金策を試みつゝありとの報ありき。

桂内閣　辞職の原因

〔七・四、東朝〕　桂内閣辞職の原因に就きて猶聞く所に拠れば、事は前月二十五日首相官邸に於ける会合に在り、此会合に列したるは主人桂伯の外、伊藤侯及び山本海軍大臣なるが、話次は政友会前途の事に及び、桂伯と山本男は大に伊藤侯に忠告する所あり、然るに侯は一個政治家の進退上より立論し二内閣員の言ふ所に従ふ能はざることを答へたれば、現内閣は今後侯を敵として、其地位を保つを得ざることを感じ、三十日に至りて遂に辞職を奏請するに至りたり。要するに突然たる現内閣辞職の原因が、政友会総裁との衝突に在るは疑ふ可からずといへども、問題は財政上の事のみにあらざるを以て事実となす可し。

華厳滝　大人気大流行

〔七・四、東京日日〕　曩きに「巌頭の感」を序して華厳瀑に投じ、自ら死に赴きたる藤村操の挙を見て軽卒この上もなきことゝ思ひ居る矢さき、又候学生に此の亜流を出せしは、わが学生界の為めに最も嘆ずべきことゝいはざる可らず。爰に牛込矢来町一番地早稲田大学生梶田實（廿三）といふは、去月廿七日上野停車場より汽車に投じて、下毛日光町なる小西旅館に投じたるが、去三十日迄はなすこともなく、同旅館の一室に閉ぢ籠り居り、別に変る処もなかりしが、同日午前山に赴くとて出で往きしまゝ帰り来らざるにぞ、同店にても万一を慮り、諸所捜索中、昨日に至り大谷川に死体の浮き上りしより大騒ぎとなり日光署に急報して、係官の臨検を仰ぐなど、種々混雑を極めしが、右は全く華厳瀑より投身自殺したるものなりと。

藤村操の死体浮ぶ

〔七・五、讀賣〕　巌頭の感を遺して華厳の瀑に投身せし藤村操の屍体は、端なくも一昨々日前記瀧田の屍体捜索中、瀑壺の汀に浮び上り居れるを発見せりと。

東京大名代　安宅の松の鮨

〔七・一三、報知〕　喰物の大関○浅草第六天榊町の安宅の松の鮨と云へば、ナカナカの老舗で、先代は村橋松五郎と云ひ、今を去る百余年前、深川安宅町で油揚鮨（稲荷鮨）を売つて居た職人だが、油揚鮨では人の好みも少ない処

から、寧そ魚を鮨けた方が宜らうと考へたけれど、何分深川の辺鄙な処では売栄がしない、ソコで自分の親戚なる日本橋区呉服町の待合柳家の主人に相談して、日本橋へ引移る事になり、呉服町で魚鮨を開店して、扨之れから売出そうと云ふには鮨の名を付けなくてはならぬと云ふので、色々考へた末、安宅町から引移つた上、自分の名が松五郎だから松の一字を取り、安宅の松の鮨と云つて売出した、其後目下の第六天へ移り商売益々繁昌し、江戸で松の鮨と云つたら鮨物の大関と云はれた程、今の処でも最早五十年から売込んで、当代の松五郎は三代目である。

伊藤侯樞密院議長に祭込まる

オイテキボリにされた政友会啞然

〔七・一四、東朝〕　伊藤侯は去六日德大寺侍従長を経て、四日参内の節奉承したる大命に対する報答の猶予を乞ひ奉り居たるが、いよ〳〵昨十三日午前十時参内謁見して、親しく奉答する所あり。此日早朝桂首相も三田の自邸より官邸に帰りて、山縣侯の訪問に接し居たるが、十一時半に至りて急に参内し、伊藤侯と謁見を共にしたるが如し。而して侯伯は午後に至るも、退出の模様なかりしが、三時半に至り、山縣侯及び松方伯は急使の御召を被りたる由にて俄に参内し、一同拝謁の上御前に於て時局に関する相互の意見を奏上する所ありたるが如し。而して遂に次項の通り親任式を行はせられたり。

○親任式

昨日午後左の如く親任式を行はせられたり。

任樞密院議長　正二位大勳位侯爵　伊藤　博文

任樞密顧問官　正二位大勳位功二級侯爵　山縣　有朋

同　正二位勳一等伯爵　松方　正義

依願免本官（特に前官の礼遇を賜ふ）　樞密院議長　西園寺公望

政友会　西園寺侯を推戴す

〔七・一五、東朝〕　政友会は昨日午前十時より再び協議員会を開き、善後策に関し密議する所あり。（中略）此際党内組織の改善を促し、夫れより伊藤総裁の後任として、西園寺侯を推薦す可しとの議は、全会一致を以て直ちに之を可決し、協議員一同は午後二時右決議を齎して、先づ伊藤侯を帝國ホテルに訪問せり。斯くて協議委員等は伊藤侯が去六日勅命を拝受したるより、今回枢府に入りたる詳細の顚末を親しく聴終るや、松田常務委員は政友会を代表して本日の協議員会に於ては、全会一致を以て西園寺侯を総裁に推戴するに決したれば、右承認の儀を同侯に請ひたしとて、左の決議文を伊藤侯に致せり。

総裁推戴の決議

伊藤総裁は今回総裁の職を継続する事を得ざるの事情を生じたるを以て、西園寺侯を推して後継者とせんと欲するの意を示され、吾々の意思も亦之れと符合せるに依り、乃ち全会一致を以て西園寺侯を推戴するに決す。

斯て伊藤侯は来合せ居たる西園寺侯を其席に招じ、改めて其承諾を求めたるに、侯は政友会とは創立以来の縁故もあれば、諸君の決ある以上、敢て其就任を避けざる可しとて、快く承諾を与へ、玆に

愈々確定するに至れり。以上は昨日に於ける推薦并に就任を了したる形式上の手続なるが、実は一昨夕帝國ホテルに於ける伊藤、西園寺、松田、原の二侯両常務の会合に於て、既に内定し居たるや言ふ迄もなし。

山縣系の画策万事図に当る
桂内閣　遂に居坐りと決す

〔七・一五、東朝〕不測の変動を以て始まりたる政局の震揺は、又不測の変動を以て結ばれんとす。伊藤侯は其政党を捨てゝ枢密院議長となり、山縣侯と松方伯とは同時に枢密顧問官となる。若も此変動が明治二十五年以前に起りたらば、吾人は以て不測と為さじ。しかも明治三十六年に於ては、実に確に不測の事なり、即ち桂内閣の辞職と共に不測の事なり。不測を以て始まり、不測を以て終る。而して桂伯の内閣は此れに依りて維持せらる、ますく以て不測と為さざるを得ざるなり。想ふに是れ桂伯の智が不測の辺に働き、伊藤侯の才が亦不測の点に動きし結果ならんのみ。智と才との非常の暗闘に於て、本人たちは非常に苦辛せられたらんが、其結果に対しては国民は毫も感謝す可き所以の道理を見出さず。吾人国民は伊藤侯等が、其政党を率ゐて、自ら帝國議会に出席することをのみ希望し居るが事実は遂に然る能はざりしなり。優詔を拝して枢密院に入るの一事侯等に在りては誠に栄誉の至りなれども、国家の前途のために之を視れば、其得失果して如何。憲法第五十六条に曰く、「枢密顧問は枢密院官制の定むる所に依り、天皇の諮詢に応へ、重要の国務を審議す」。而して枢密院官制第八条に曰く、「枢密院は行政及び立法の事に関し、天皇の至高の顧問たりと雖も、施政に干与することなし」。故に侯等が枢密に入るは即ち施政に干与すること能はざるの地に入るなり。日本有数の大政治家をして施政に干与すること能はざるの地に入らしむるは、謂はゆる人物経済の道に於て、恐らくは以て当れりと為す可からず。而して侯等自身に於ても、現実政治の有様を見る毎に、果して伎癢の感を抱かざるを得るや否や。

（下略）

乳房が六個　〔七・一七、東朝〕横浜市北方町四百八十番地士族二本柳ちか（三十一）は、尋常乳房の二個の外に、更に副乳四個を有し居れり。同人は是迄三人の児を挙げしも、此事を秘し居りしに今より二十日前帝国大学婦人科へ入院し、男子を分娩したるより同院の医師に発見せられたるものにて、現に六個の乳房よりは、乳汁を分泌し居る由にて、同院に於ては之を写真に取り、参考の材料とせり。尚一般医学社会に於ても生理的研究を要する問題なるべしと云ふ。

謡はれた山谷の重箱〔七・二一、報知〕△重箱の初代　浅草山谷の川魚料理重箱といへば、江戸時代から継続した老舗である。初代大谷儀兵衛は相州大山下上棚の酒造家大谷金八の末子で、富家に人となつたが、手娯みの道楽に或時手入を受けて裏口より逃出し、其まゝ裸一貫で江戸へ飛出し、吉原土手下髪洗橋附近の淺草紙製造場の漉紙運搬挽子となつたが淺草に一の名物を造り出した原因であつ

た。初代儀兵衛体肥え、力量二人力を兼ねてゐるので、他の者より二人前の重荷を挽き、毎日品川まで運搬した当時の賃銭僅かに六十文、住居は髪洗橋際の二百長家、即ち月二百文の家賃であつたが、暫くにして挽子を廃業、千住大橋際の鮒新といふ川魚問屋の水汲男に入つたが、力が益に立て人並勝れて働くので、主人にも目を懸けられたが、元来器用の性質であつたから、いつの間にか鰻の裂きやうを覚え、つひには料理職人も及ばぬ程の腕となつた、鮒新の主人は末の見込を立て少しの資金は貸してやるから、一つ鯰薋といふを売つて見たら何うだと相談をかけた、儀兵衛も其時少しの貯へはあつたので、早速山谷町の現住の井戸の傍に在つた二百長屋を借り、鯰薋を売出した所、相応の売口ありて評判好かつたので、更に鰻をも売り出したが、家内の助けと妻をも迎へ、盛んに商売に励んだ、当時鰻鰌の太いのは売物には為なかつたので、儀兵衛はこれを安価に買ひ売つたのが却つて珍らし好の人気に叶ひ、次第に繁昌に赴いて来た、さてその頃は鰌は骨抜にしなかつたので、太いのは食ぬものとして川などへ棄てられた位、後年両国の鰻屋柳川といふのが初めて骨抜鰌を売出したので、今でも柳川と名に残つてゐる。（下略）

足尾銅山に鉱毒除害命令下る

〔七・二三、中外商業〕東京鑛山監督署が足尾銅山除害工事を施行せしむるため、去廿一日同鑛業主古河潤吉氏に対して除害命令を発したる事は昨二十二日の本紙に記したるが、右に関し古河鑛業事務所員の語る所左の如し。

去三十年に発せられたる鉱毒予防工事命令は突然のことに属し、殆んど所謂寝耳に水と云ふ有様なりしを以て、多少の狼狽を極めたるも兎に角該命令に基きて其工事を竣成したり。然るに今回の除害命令は之を前回に顧みれば大に其の趣を異にするものあり。即ち曩に鉱毒調査会の組織せらるゝや、調査員は屢々実地を踏査して調査の材料を蒐集し、或は鉱業事務所員に就て問ふ所ありし結果、遂に今回の命令に接するに至りし次第なるを以て、其間自ら当局の希望若しくは注文等が那辺にあるかは予め之を推測するに難からず。随つて其除害命令を発せらるゝ場合に於ては、略ぼ斯々の希望あるべく又注文あるべきを予測し居たれば前回急突に発せられたる命令に比すれば、殆ど同日の論にあらざると共に、是れ予期せし所なりき。而して命令工事に関する設計書は該命令書交付の日より二十日以内に之を東京鑛山監督署に提出して認可を受くべしとの命にして、設計認可日より三日以内に工事に着手し、一部は九十日以内に、一部は百八十日以内に竣工すべしとのことなるが、未だ該工事の設計成らざるを以て果して幾何の経費を要し、又能く命令期日内に竣工せしめ得るや否やは今日に於ても保し難きものありと雖も、成るべく命令期間に全部を竣成せしむる筈なり。

太平洋海底電信遂に全通す

〔八・七、日本〕米国桑港及び比律賓島間の海底電信は、去る七月四日竣工全通し、大統領ルーズベルト氏及び太平洋商業電信会社社長シー・エーチ・マッケー氏共紐育州ロング・アイランド島にありて、前者は後者に宛て桑港、ホノルル、馬尼剌、亜細亜南線、欧洲、太平洋を経て地球一週の祝電を送りたるに、十二分間にして送

達せられ、後者は前者に宛てはるかに太平洋、欧洲、亜細亜南線、マニラ、ホノルル、桑港等を経て同電を送りたるに僅かに九分三十秒にして送達せられたりと云ふ。（下略）

暴戻なる露国によつて
東洋の平和はまさに攪乱されんとし
国民の鬱結　遂に勃発す
錦輝館に於ける　対外硬同志大会

〔八・一〇、東朝〕　対外硬同志大会

昨九日午後一時より錦輝館に開催したり。来会の同志者は佐々、柴、頭山、平岡、竹内（正志）、大竹、神鞭、鈴木（重遠）、中西、國友諸氏其他百余名にして、傍聴会衆の数は凡そ五百名に上り、立錐の余地なき盛況を呈したり。中西正樹氏先づ登壇し、開会の趣旨を述べ、露国が撤兵期日を空過すること玆に四ヶ月なり、国民は宜しく其決心を内外に表彰して大局を支持するとを図らざるべからず、是れ此会の催さるゝ所以なりと喝破し、次に大会準備委員長神鞭知常氏の発議により鈴木重遠翁を会長に推薦し、翁が鞠躬如として、其席に着くや議事に移りて、左の如き宣言書及び決議案は雷の如き喝采の中に会衆の賛同を得たり。

宣言案

東亜の平和を保持するは我大日本帝国の天職にして、又国是ならずや。是を以て内には憲政を施行し、外には条約を改正し、或は清国を膺懲して独力朝鮮を扶植し、或は列国と聯合して拳匪の乱を鎮定し、或は英国と同盟条約を締結する等、皆斯の天職を尽し、国是を拡充する所以にあらざるなきなり。然るに近来露国の為す所を見るに、益々東亜の平和を攪乱するものあるを認む。

顧ふに我国の露国に於ける、好を修し誼を守る、至れり尽せりと謂ふべし。對馬の占領樺太の交割は今暫く言はず、遼東半島は我国が百戦の余収を以て東洋平和の屏障となせし所、而も露国の忠言を敬重せるの故を以て之を清国に還附せり、是れ我国の露国に忍びし一なり。然るに其後三年ならざるに、露国は猝然として其旅順大連湾を強借し軍港を築き、商港を開けり、是れ我国の露国に忍びし二なり。加ふるに露国は西比利亜鉄道に満足せず、地を満洲に藉つて軍事的の東洋鉄道を敷設し、之を旅大に聯絡せり、是れ我国の露国に忍びし三なり、又韓国は我国の扶翼して其の国運を進捗せしめんとする所なるも、露国の猜疑極りなきに依り、勉て退譲して所謂日露協商を約せり、是れ我国の露国に忍びし四なり。殊に拳匪の変乱に当てや、露国は恣に大兵を満洲に入れて尽く其地を占領し、市府を営み、要塞を築き、猶進んで清国と密約して満洲を略取するの地歩を為らんことを謀れり。是に於て我政府は英米両国と戮力し、僅に満洲還附条約を締結せしめ、以て其撤兵を待てり、是れ我国の露国に忍びし五なり。此の如く我国は実に五度露国に忍べり、而て其満洲還附条約の締結せらるゝや天下皆以為く、露国は復た約に背くなからんと。何ぞ図らん、撤兵期日を経過するも敢て条約を履行せず、剰さへ又密約を清国に迫り、清国若し其密約を諾するなくんば撤兵を肯ぜざるべしと称し、却

て陸兵軍艦を増遣し鉄道堡塁を修築し、其為す所尽く戦備に汲々たらざるなく、一方には清国を脅迫して密約に調印せしめんとし、他方には我国を恫喝して反対を中止せしめんとす。嗚呼此れ果して忍ぶべきか、是をも忍ぶべくんば孰れか忍ぶべからざらん。要するに露国図南の志は一日にあらず、其東侵の謀も亦多方ならざるにあらず。然れども特に拳匪の変乱以来、其の東亜の平和を攪乱して、満洲を掩有せんとするの行動に至ては、直ちに我国の天職を凌侮し、我国の国是に反触するものと謂はざる可らず。国家若し天職を行ふ能はずんば、国威何を以て宣揚せんや。国家若し国是を遂ぐる能はずんば、国力何を以て発展せんや。維新更始の雄図は未だ完成と称す可からず、明治中興の偉業は中途に挫折すべからざるなり。故に我政府は速に最後の断案を下し、根本的に満洲問題を解決すべし。現当局者は日英同盟当時の当局者なり、其の満洲問題に於ける必ずや遺算なけん。唯夫れ遷延日を渉り、徒に巧遅を求めて時機を失する如きは、吾人の甚だ取らざる所、臥薪嘗胆既に久しく軍備拡張亦既に成れり。吾人は玆に所信を声明して、我政府の決心を督促せんとす。我政府にして事に託し難を避け、糊塗時局の結了のみを図るあらんか、即ち国是を誤り天職を曠ふするの罪を免る可らず。

決議案

露国をして撤兵条約を履行せしめ、清国をして満洲開放を決行せしめ、以て東亜永遠の平和を確保するは、帝国の天職なり。吾人は我政府が敢て懈怠せず速に之を遂行せんことを切望す。

明治三十六年八月九日　対外硬同志大会

議事はこれにて止みたり。次に中井喜太郎氏登壇して、「露国の龍巖浦に於ける経営は日露協商を蹂躙せるものと認む」との決議案を提出して、満場の同意を得たり。高橋秀臣氏は青年國民党総代として同党の意見書を朗読し、且渡邊國武子、大東義徹氏其他全国各地方よりの祝電数十通を紹介したり。祝電の中最も簡にして要を得たる者一あり、曰く「大に遣るべし」と。該電の朗読さるゝや、会衆一同皆拍手喝采を禁ずる能はざりし者、豈に故なからんや。(下略)

市民の公徳欠乏で
日比谷公園徹夜開放躊躇さる

〔八・一二、日本〕　日比谷公園は本年夏期中開放すべき見込みなりしが、市民に公徳を欠ける今日猥りに之れを開放するときは、園内の花卉樹木を窃取するもの等随分多かるべき故未だ開放の運に至らざりしが、去りとて何時迄も之れを開放せざる訳にも行かざれば、東京市に於ては警視庁に交渉し、十分同庁にて取締をなし得べき時は昼夜開放の見込みにて、目下夫々交渉中なりと云ふ。尚ほ万一警視庁に於て十分之れが取締をなし得ざるときは、やむなく一時其の開放を見合せ、現時の十時限を十二時限と改め、真に納涼の為め同園に遊ぶものに対し、便宜を与ふべしと云ふ。

対韓外交　カラ威張で失敗

〔八・一九、報知〕（から威張りの失敗）　韓国政府の意向頻りに露国に傾き、日本を疎外するに至りしは、其の原因種々ありと雖も、

日本の外交が余りに手厳しく、往々にして無理を押し通せし嫌ひありしも亦其の一因たらずんばあらず。

第一に、三井物産の人参買占当時に於ける談判は、頗る無理の註文をなしたる傾向あり、元来同国人参の収入は国王の所得なれば、此の一事は甚しく国王の感情を害したり。

第二　京釜鐵道が南大門附近に於ける停車場を設くるに当つて、国王の意を害すべき事数件ありたり。

南廟の松樹を伐採したる事、其の一。

韓廷が驚て之に抗議を申込めるに当て之を許さず、帝室に由緒深き廟地を破壊したること其の二。

廟地に亭々として聳えし帝室の大松樹を伐り尽したること、其の三。

廟地の隣地に在る千六百二十余基の墳墓を他に移さんと試みたること、其の四。

嗚呼、此の如き乱暴狼藉に対して何人か之を憤慨せざらんや、国王及び韓廷の憤慨や真に故ありと謂ふ可し。

第三　揚武号の授受に関しても第一回金を受取て後、尚之が受渡を拒絶し、其間甚だ円滑を欠けり。勿論朝廷の優柔不断にして、且つ狡獪譎詐なる、頗る憎む可き処置も有らんかなれども、苟くも大国を以て自任せる帝国日本の態度としては、尚其の襟度の大なる所なかる可らず、徒らにカラ威張りを事として不條理をも押し貫き、乱暴非行をも敢て憚る所なく行ふに至ては、決して外交の上策なる者と謂ふ可らず。

狡獪なる露国の外交家は、帝国の外交官が此の如き失態を演ぜるの際に於て、巧みに国王を懐柔し、遂に龍巖浦の租借を得るに至れり、吾人は帝国の外交家がカラ威張に依て、意外の失敗を取りたるを遺憾とせずんばあらず。

明治大学

〔八・二六、東朝〕　私立明治法律学校を私立明治大学と改称し、専門学校令に依るの件昨日文部大臣の認可を経たり。但し徴兵令第十三条に依る規定の効力は、専門科特科生及高等研究科特科生に及ばず。

国勢調査一頓挫　費用の捻出不可能

〔八・二八、中外商業〕　国勢調査は法律を以て三十八年度に執行することを規定し、之れに要する経費として先づ四十余万円を三十六年度予算に計上したりしに、右予算不成立となりしを以て、更に今春の臨時議会に追加予算として提出せんとの議ありしも、遂に沙汰止みとなりたるが、明治三十七年度の予算に於ては、必ず之を成立せしめんとするの方針なりしに、元来右調査は三十八年度以前二ケ年間の準備を要し、此の費額を三十六、三十七年両度に分ちて支出するの計画なりしを、三十六年度は遂に何等の準備を為さずして経過するの已むべからざるに至りしを以て、勢ひ両年度の支出を明年度に於て一時に支出せざるべからずして、其金額も百万円近くとなるが故、唯さへ成立覚束なき目下の財政状況なるに、更に追加迄容るることは愈々以て困難なるより、結局全部を見合すの外なきに至り、目下の所にては同費目は全然不成立となるべき予定なりと云ふ。従つて右調査は予定の如く三十八年度に執行すること能はざるに依り

右期年は自然延期さるゝに至るべしと云ふ。

法政大学

〔八・二九、國民〕 和佛法律学校は今回組織を変更すると同時に、法政大学と改称し、着々教務を拡張する筈なりと。

露国 絶東大總督を設置す

〔八・三〇、東朝〕 露字新聞は絶東大總督の設置に就き説明を加へて曰く、絶東に大總督を置き、アレキセーフ海軍大将を其任に充つるは露国政策の一大歩武たるに相違なきなり。熟ら時局を察するに、露国の勢力を東亞隣境に揮ふには、中央政府の製肘を免がるゝ最高の行政府を設けざる可らず。嘗て西比利亞の交通発達せず、全く歐露と遠隔せる時代には總督は無制限の権力を有せしも、爾来交通機関の完整と共に、権限は著しく制限され活動の範囲は全く狭められ、漸次各省大臣の属僚に変ずる観を呈せんとし、一方に於ては各省大臣は西比利亞の事情に暗くして、往々挙措を誤り、時局に投ぜざる裁断をなせり。絶東大總督の重職は高加索を併取するに偉功ありし同州大守に模型を採りしものなり。左すれば今日敢て時代遅れの制度なりと評し難し。唯向後注意すべきは新總督が如何に其職責を履行するやの点なり。アレキセーフ大将は絶東に精通せる人なれば、その克く露国政策の過失、懈怠、不足を認むるなるべきを余輩は確信す。又東部西比利亞の内政を整頓して露人を利するのみならず、同大将独特の老練と技倆とを揮ひて極東の諸国の情勢に目を注ぎ、以て東亜の暗礁を無事に通過すべきを期待す。由来露国の東亜外交は隣国の利害に基くのみならず、党派の軋轢（日本）、個人力の争奪（清韓両国）に根柢を据ゆるものなればなり云々。

二百十日登暦起原

明治三十六年九月二日「中央新聞」
南陽外史訳「六人婿」三十八回の挿画

〔九・二、日本〕 今日は二百十日だが、そもく我邦でこの厄日が暦書に登つた最初は何時かといふに、貞享の初年暦学者安井春海、一日釣に出かける心算で舟を艤せんとした其時、漁師が注意して、今日は立春から繰つてみると恰度二百十日目で御座る、自分が五十年来の経験した所では二百十日或は二十日の頃にはキット暴風が有る、今日は今こそ晴天であるがアノ一点の雲が怪しい、午過ぎには屹度大風で御座らうと斯う云つた。春海は老漁師の言葉だから

争ふことも出来ず、其言に従ふて帰宅したが、午過ぎから果して暴風が起つた。春海は大に感ずる所あつて、それからは毎年験めしてみると其理が合ふ、そこで幕府に上言して暦書に註することにした。これが二百十日の暦書に登る濫觴だ。

露国新提案に関し
内田公使清国へ再び警告

〔九・一二、東朝〕（十一日北京発）　内田公使は我政府の訓令に接したるもの丶如く、昨日午後俄に馬車を頤和園に駆り、慶親王と会見し、重ねて満洲に関する露国の新提案に関し警告を与へたり。

露国の対満新要求内容
次から次と難題は尽きず

〔九・一三、東朝〕（十二日北京発）　再び他の信憑すべき筋より探聞する所に拠れば、露国が新に要求せる条件中の重なるもの左の如しといふ。（前電と重複する所なきにあらざるも、重ねて報道す）

一、牛荘、鳳凰城、沙窩子、遼陽の四箇所は即時に撤兵し、吉林、伊通州、寛城子、没沙子、陀頼昭の五箇所は四箇月後に撤兵し、寧古塔、阿什喀、齊々哈爾、海拉爾の四箇所は一年後に撤兵すべきこと。

一、松花江沿岸に碼頭を開設し、露国専用の電線を架設し、露兵を以て之を守護すること。

一、齊々哈爾よりブラゴエシチエンスクに達する街道は露兵を以て守護すること。

一、満洲の地は如何なる名義を以てするも、他国に割譲又は租借すべからざること。

一、露清銀行の支店は支那兵を以て守護し、之れが経費は露清銀行より支払ふこと。

一、満洲に於ける露国貨物の輸入税は現税率を超過すべからざること。

一、満洲各江岸の検疫事務は露国人の下に監理せしむること。

等なり。然して昨電旧約案の自然消滅云々と報ぜしも、新旧条約案を比較するに、其大要には不同の点多く、新要求の提出によりて全然旧要求を断念せるものとは思はれず。不即不断の関係にて曖昧模棱の間に新条件の増加せる、要求範囲を拡大せるものとして大過なかるべし。条約文中即時撤兵とあるも、十月八日の意にや、或は新条約締結と同時に撤兵するの意なるや不明なり。約案中に指定する箇所以前の撤兵期に就ては毫も規定する所なし。

文部省廃止論をめぐりて
大学　茗渓　両派互に鎬を削る

〔九・一七、東朝〕　大学派は文部省廃止説を好機とし、大学を独立し、文科大学内に教育科を設置し、全国の教育家を大学に収めん計画せしに、廃省の行はざる如くなるにより、更に今回は高等師範学校を廃止して素志を貫かんと、文科大学を中心とし、各方面より

密運動を開始したるを茗溪派が探知し、同派にては嘉納治五郎、湯本武比古両氏其他領袖連寄々密会し、高等師範の廃止に反対するは勿論、各高等尋常小学校長に至るまで茗溪派より出すべき計画を立て、地方に茗溪会支部を設け、師範学校生徒を結合し、神職の如きも高等若くは地方師範学校出身者より採用せしめんと、其運動方法を協議し居る由なれば、不日両者の間に大衝突を見るに至るべしと云ふ。

雨か、風か、和か、戦か――
十月八日　撤兵の期は迫る

〔一〇・一、報知〕近き二個の事実　〇来る八日は露国が満洲撤兵の全部を遂行すべく列国に誓約し居れる日取なり、日本露公使ローゼン男は、目下旅順に在りて彼地の主権者と凝議しつゝありて、而して男は遅くとも右撤兵期までには東京に帰任し来るべし。ローゼン男の帰来と撤兵満了日の襲来と、此二個の事実は、日ならずして必らず来るべし。雨か、風か、和か、戦か。東亜の時局果して二者其一を選まざるべからずとせば、近く必らず来るべきこの二個の事実は最も国民の視聴を動かすに足るべし。

輜重輸卒の出世　乗車して駕御

〔一〇・一、東朝〕輜重輸卒をして駄馬の口取をなさしむるは、敏速を欠くの恐れありて研究中なるが、今回愈荷車上に腰掛を備へ付け、輪卒をして乗車して之を馭せしむることに確定せる由。

旅順要塞増築

〔一〇・三、東朝〕旅順特信によれば露国は此程東清鉄道によりて径六インチ長さ三サーヂンの大砲十二門を同地に輸送し、其内八門は灣口なる饅頭山の新砲台に据付け、其他の四門は停車場の北方なる案子山に装置せり、其隣なる椅子山砲台は今や略落成を告げ、欧羅巴新市街より鳩灣に通ずる沿道の鵶鴣嘴と呼べる地には、多数の工夫を使役して要塞を新築しつゝあり、尚ほ聴く所に依れば、鳩灣の両端を扼せる二羊頭、三羊頭、隻島灣の直角たる大洋島及び老廟子の雙對峰とを併せて五ケ所の砲台は、明年三月より工事に着手する計画なりと。

問題の八日　露国撤兵せず

〔一〇・九、東朝〕（七日北京発）清国政府は昨六日を以て、来八日までに満洲より撤兵すべき事を露国公使レッサー氏に督促したるに、同公使は清国が露国の要求を容るゝにあらざれば、撤兵の実行困難なりと答へたり。清国政府は固より来八日迄に露国が撤兵すべき事を予期したるにあらざれども、期日切迫に付形式上一応かゝる交渉をなしたるものと信ぜらる。諸国政府の内情は前電の如くなれども尚ほ外部の意向なりと云ふを聞くに、日露の交渉は満韓問題に根本的解決を下さんとするものなれば、来八日の撤兵期日が経過されたりとて、日露の関係は急変するものに非ず、要するに清国は

日露交渉の発展を待つ外なしと云ふにあるが如し。

日清通商新条約

〔一〇・一〇、東朝〕（九日上海発）　今回締結せられたる日清通商条約の条章概要左の如し。

第一条　釐金裁徹の不足を補ふため、清国の課する商業税、製造税、鴉片及塩の税金は各国の条約と同一の条件となす事。

第二条　長江筋宜昌、重慶一帯の水路を開く件にて、英清条約に同じ。

第三条　日本汽船の内河航行は、米清条約の章程に依る事。

第四条　日清商民の合同事業は契約に照して決し、日清の裁判所も公平に契約を解釈する事。

第五条　商標及版権の規定にて、米清条約に同じ。

第六条　貨幣改革規定にて、米清条約に同じ。

第七条　各省督撫は事情を調査して度量衡を一定し、各港を初め漸次内地に及すこと。

第八条　現行内河航行章程は不便なるを以て、条約附録の章程に照して改むべき事。

第九条　最恵国定款。

第十条　直隷省及公使館の護営兵を一切撤退せるの後、詳細の章程を設けて北京を開放する事。又此条約中の内河航行章程調印後六月以来に湖南の長沙を開き、同地にて規定する市街警察規則に従ふ事。清国官吏の許可なくして通商々域内に市街警察を設くべからざる事。又此条約批准後奉天及大東溝を開放する事。（下略）

露国膺懲を桂首相に建白

三万七千の全国青年同志者

〔一〇・一〇、時事〕　全国青年同志者三万七千人の総代として、松本正純、高橋秀臣、児玉篁南、野尻三郎、内田芳雄、瀬端隆四郎、櫛部荒熊、吉田已之助、神林虎雄の諸氏は一昨九日午前八時桂総理大臣を永田町の官邸に訪問したる上、大要左の如き一篇の建白書を差出したりと。

露国が侵略の志を挟み、横暴の心を懐き、以て国際間の公約を破り、清韓両国の主権を危くするのみならず、人道を無視するの行為は、近日に至り益々甚しきを極む。昨日は実に満洲撤兵の第三期日なるにも拘らず、渠露国は敢て撤兵せず、却て其の防備を厳にし、持久の意を示し之に加ふるに兵を韓国に派し、日露協商を蔑如し、盛に築塁駐兵の事に従ふ。其の傍若無人なる啻に帝国の公敵たるのみならず、実に世界の蠹賊なり。我を簸弄し、我を軽侮し、倨傲鮮腆眼中に我が帝国なし。嗚呼我国の露国を忍ぶ既に至れり、而も渠れの横暴斯くの如し。今日猶ほ無用の交渉姑息の商量に時日を消するが如きは、上聖明を擁蔽し、下国論を遏絶するものと云ふべし。事既に玆に至る、宜しく速に戦を開きて、渠れ露国を征討し、内は帝国の自衛権を全くし、外は東洋の平和を悠久に維持すべし、奚んぞ苟且逡巡を要せんや。近日外政の事真に憤慨に堪へず、謹みて誠衷を披瀝して、此の建白を為す。内閣諸公、希くは之を採納実行せられんことを云々。

非戦論者と袂を分ちたる
「萬朝報」は戦ひを好む乎

〔一〇・一三、萬朝〕朝報は戦ひを好む乎。

内村、幸徳、堺の三氏、非戦論を唱へて朝報社を去る、朝報は戦を好むの主義なる乎、吾人は世の朝報を読む人に対し、此疑問を明かにするの責任あるを信ず。

一言にして答ふれば、否と云ふの外は非ず、朝報は戦を好む者に非ざるなり、然らば何故に三氏が非戦論を抱いて朝報に在ること能はずと云ふか、是れは一言にして答へ得る所に非ず、読む人、気を平かにして、之を思へ。

夫婦相争ふ、賊あり外より之を窺ふ、思へらく乗ず可しと、戸を排して入り、財を掠めて去らんとす、夫婦争ひを忘れ、力を一にして之と戦ふ、是れ家を思ふの至情なるか、将た戦ひを好む者なるか、此夫婦をば、以て戦ひを好む者と為す可くんば、朝報社を目して戦ひを好む者と為すを得ん、朝報が三氏と合せざる本領は、本月八日の紙上に在り全文を再録す、左の如し。(下略)

露兵続々南下

〔一〇・一五、東朝〕(十四日北京発) 満洲帰客談に、露兵は日日南部満洲に向つて移出され、旅順大連灣等の各兵営には僅に一ヶ年を支ふる丈けの糧食を貯へ、日夜兼行防禦工事に従事し居れり。露国人の邦人に対する敵愾心は日一日其熱度を高め来り、該地方の本邦居留民等は日露開戦の到底避け難き事を予期し、帰国の途に就く者引きも切らずとあり。当地外人間にも我艦隊の馬山浦占領、朝鮮出兵等一般に不穏の風説流布し居れり。

東郷平八郎が　常備艦隊司令長官

〔一〇・二〇、官報〕叙任及辞令　○明治三十六年十月十九日。

海軍中将従三位勲一等功四級　東郷平八郎

補常備艦隊司令長官

朝鮮に於ける日本の成功
倫敦タイムス社説で煽てる

〔一〇・二一、國民〕外交に於て常に敏捷にして果断なる日本は、露国と清国の間に旅順租借条約の調印せられたる後ち、直ちに朝鮮全部に於ける鉄道敷設の優先権を得るに着手せり。一八九八年三月旅順大連租借条約は調印せられたり、而して之れに次で翌四月日露の朝鮮問題に関する議定書調印せられたり。其の第一条に於て、日露両帝国政府は韓国の主権及び完全なる独立を確認し、且つ互に同国の内政上には凡て直接の干渉を為さざる事を約定し、第二条に於て両国政府は韓国が日本若しくは露国に対し勧言及び助言力を求むる時は、練兵教官若しくは財務顧問官の任命に就ては、先づ相互に其協商を遂げたる上にあらざれば何等の処置をなさゞる事を約定し、而して第三条に於ては韓国に於ける日本の特別なる位置を承認せり。而して六月朝鮮との鉄道条約成り日本は日露議定書の第

三条をして実際の効果を奏せしめずんば已まざらんとするの意志を示せり。

露国は蓋し日本と韓国との鉄道条約に余り重きを置かずして、今春二月義州京城間の鉄道敷設権を要求せり。露国は此の鉄道敷設権を得て露西亜帝国と韓国の首都とを鉄道に依りて直接連結せんと計画したり。然れども日本は日韓の鉄道条約によりて、露国の計画に対して行動するに時を失はざりき。之を以て露国の計画を失敗せしめんとし大に其の効を奏したり。露国は失敗したりと雖も、日本の行動は全く日露の議定書に依りてせられたるものなるが故に、露国は之れを如何ともする能はず。日韓の鉄道条約も全く日露議定書の第三条に依りてなされたるものなるが故、露国より毫も故障を挿む事能はざる也。

幸徳秋水等　平民新聞　発行計画

〔一〇・二五、日本〕　先きに朝報社を退ける幸徳秋水、堺枯川両氏は平民社を組織し、来月第三日曜より平民新聞を発行するに決し、事務所を有楽町三丁目一番地に設く。

露探出没

〔一〇・二六、報知〕　露探の着眼点（二十三日舞鶴特報）〇露国の探偵らしき者、近頃に至つて続々入り込み申候。露国人は素より、米国人、佛国人、英国人、獨逸人、何れも油断すべからず候、満洲をゴロゴロ致候者は、其の人種の何国人たるを問はず、露国政府に雇ひ上げられ、露探として日本に派遣され候者と相見え、近頃種々の西洋人入り込み申候、清国人の行商にして文字ある者の来る時は、多くは露探と見て宜しく候、又日本人にても例の「注意人物」として見るべき者多く徘徊致候。偖て此等の和漢洋の露探が、最も注意致候方面は、何れなりやと申すに、長崎か有らず、門司か有らず、小倉か、広島か、将た北海道か、青森か、横浜か、東京か、有らず〱〱〱、確かなる所にて承り候所に依れば、露探の最も緊要なる部署は、左の二方面に候。

第一方面　福井県敦賀港より尾張の半田に至る一線の要害、地勢、兵備を探査する事。

第二方面　丹後国舞鶴港より攝津の岸和田に至る一線の要害、地勢、兵備を探査する事。

舞鶴に来れる露探は、必ず沿道を視察して岸和田に出で居申候、敦賀に来れる露探亦必ず半田に出で居申候。

知る可し、露国の軍略は先づ日本の中央部を横断して、此の間を占領し、以て大に為す所あらんとするに在るを。中々油断のならぬ次第と存候。

廣島高等師範学校……開校式挙行

〔一〇・二六、官報〕　学事　〇開校式　廣島高等師範学校ニ於テ本月十七日開校式ヲ挙行セリ、其次第左ノ如シ。（文部省）

当日校長北條時敬演説ヲ為シ、次ニ澤柳文部省普通学務局長、久保田文部大臣ノ祝詞ヲ代読シ、次ニ広島県書記官三橋勝到、徳久広島県知事ノ祝詞ヲ代読シ、次ニ菊池前文部大臣演説ヲ為セリ。

（下略）

日本公債一転暴騰

〔一〇・二九、東朝〕七十九磅迄暴落せし我四分利附新公債は二磅二分の一方の大暴騰にて、九十一磅二分の一となれり。（昨日到着倫敦電報）

満洲の邦人　退去を命ぜらる

〔一〇・二九、東朝〕浦鹽新聞所載の哈爾賓電報に拠れば、露国官吏は東清鉄道租借地域に在留する日本人に退去を命じ、其愁訴歎願するを聞入れず立退きを促せりと。猶同新聞は満洲ボグラニチナヤ駅站辺より続々日本人の帰国する者を見受けたりと報ぜり。

京釜・京仁　合併認可

〔一〇・三一、東朝〕京釜京仁合併認可の指令は、去廿七日の閣議にて決定し、爾来外務逓信大蔵の関係の各省を経由して、愈々昨日会社の手に下れり。右に就き京釜鐵道にては直ちに諸井会計課長を京城に派遣する筈なり。

露語研究生増加

〔一〇・三一、東朝〕語学研究者中最も多数なるは英獨の両者にして、露語研究者の如きは殆んど稀れなりしに、去る九月頃より斯語研究者は頓に増加し、市内到る処の語学研究は、露語生のみを以て充され、外国語学校の露語別科の如きは、殆んど予定以上の生徒を入学せしめたりと。

対露同志会の警告書
伊藤侯及び桂首相に送りたる

〔一一・九、東朝〕去五日対露同志会の桂首相及伊藤侯に致したる警告は、当初之を秘密に附する筈なりしが、端なく伊藤侯との衝突を惹き起せし結果、自然世上の批評に上る事となりしに就ては、之を秘するが為め却つて事実を誤解せらるゝの虞あるを以て、昨日午後一時より委員会を開きて協議の末、理由書を具して之を発表するに決したり。

△伊藤侯に贈りたる警告書。

対露時局の宜しく定むべくして久しく定まらざるは、伊藤侯が当局者を掣肘するが為めなりとの説は、実に国民をして疑惧憤慨に禁へざらしむ。吾人は憲政の大義より思考して、其の訛伝なるべきを信ぜんと欲す。然れども侯等が屢々閣議に参し閣員と往来するの頻繁なるを見れば此説の起る亦決して謂れなきに非ず。若し万一にも侯等にして恐多くも至尊の特殊なる寵遇を恃み、叨りに其間に容喙して国是の断行を妨阻し、以て国家百年の大計を誤るが如きことあらば、其罪決して容赦すべからず吾人は玆に国民の公憤を伊藤侯に警告するの必要にして、且つ親切なる情義なるを認む。

△桂総理大臣に送りたる警告書。

対露の大方針は国是の存する所、国是の在る所、今日に至りて吾人復た之を言説するの要なし。唯逡巡し以て今日に至るは、伊藤侯

等の掣肘に因るとの説は、吾人は其果して信なるや否やを知らず。然れども輔弼の大義は掲て憲章にあり、炳として日星の如し。如何なる場合に於ても国務の当局者は決して他人に推諉して其責を遁るべきものに非ず。吾人は時局の甚だ切迫して、事件の甚だ重大なるを顧慮するの余り、特に此大義を宣明して以て当局者に警告するの必要を認む。

平民新聞の宣言
—敢て暴力に訴へず—
国法の許す範囲に於て行動せん

〔一一・一五、平民新聞〕　宣言。

一、自由、平等、博愛は人生世に在る所以の三大要義也。

一、吾人は人類の自由を完からしめんが為めに平民主義を奉持す、故に、門閥の高下、財産の多寡、男女の差別より生ずる階級を打破し、一切の圧制束縛を除去せんことを欲す。

一、吾人は人類をして平等の福利を享けしめんが為めに社会主義を主張す。故に社会をして生産、分配、交通の機関を共有せしめ、其経営処理一に社会全体の為めにせんことを要す。

一、吾人は人類をして博愛の道を尽さしめんが為めに平和主義を唱道す。故に人種の区別、政体の異同を問はず、世界を挙げて軍備を撤去し、戦争を禁絶せんことを期す。

一、吾人既に多数人類の完全なる自由、平等、博愛を以て理想とす。故に之を実現するの手段も亦た国法の許す範囲に於て、多数人類の輿論を喚起し、多数人類の一致協同を得るにあらざる可らず、夫の暴力に訴へて快を一時に取るが如きは、吾人絶対に之を非認す。

平民社同人

社会運動彙報

〔一一・一五、平民新聞〕　▲諸団体の現状　我国現時の社会運動の情状を報ずるに、先づ東京に於ける社会問題に関係ある諸団体の現状を概見するを便利とす。

▲理想団　朝報社の黒岩周六氏牛耳を把り、時々演説集会を為して、主として風紀の矯正に尽力す。社会問題に関する意見政策は特に一定するなきも、其会員の多きは此種の諸団体中第一に居る。

▲社會主義協会　安部磯雄、木下尚江、片山潜諸氏を始め純然たる社会主義者より成る団体にして、会員は百余名に過ぎざるも其結合は極めて鞏固なり。毎月一回茶話会と数回の演説会を開く。事務は牛込区新小川町一丁目八番地西川光次郎氏取扱ふ、此会の演説が屢警官より中止を命ぜらるゝは不思議なり。

▲風俗改良会　板垣退助氏の率ゆる所、会員中には風俗壊乱者尠からずと聞く、雑誌「友愛」は其機関なり、本部は築地の同氣倶楽部。

▲普通選擧同盟会　其創設の歴史も古く、其目的も極めて時勢に適切なるに拘はらず甚だ振はざるは嘆ずべし。労働者の政権に渇する甚だしき今日、吾人は同会が更らに一大飛躍を試みんことを切望す。

▲社會問題講究会　矢野文雄氏の発起に成り、田川大吉郎氏幹事にて、会員中には社会主義者多し、事務所は芝区櫻田本郷町に在り。毎月二回講話会を開く筈なりしが近来其沙汰なきは如何に。

▲鐵工組合　一時二千余名の会員を有して労働界を震動せしが、近年は稍々其数を減ぜしかば、片山潜、笹島榮吉の諸氏、目下其挽回に尽力せり。事務は三崎町三丁目片山氏方にて扱へり。

▲誠友会　府下活版工の組合にて「誠友」と題する月刊雑誌を機関とし、岸上克巳、岡千代彦諸氏専ら斡旋せり。木挽町一丁目十四番地山口氏方は其事務所なり。

▲動物虐待防止会　此高尚なる会合は毎月一回一橋外學士会に例会を開く、事務所は駿河臺南甲賀町八番地に在り、廣井辰太郎、櫻井義肇二氏専ら事を幹して遂に隆盛に向ふは喜ぶべし。此会員中には戦争てう一種の人間虐待を非とする平和主義者多かるべき筈なり、事実果して如何、敢て問ふ。

▲早稲田社會學会　早稲田学生の組織する所にして近日其発会式ある筈なり、会員中社会主義者多しと聞けば、多分社會主義協会の別働隊として立つに至らんか。

▲日本のファビアン協会　とも称すべき社会主義を奉ぜる学者の団体を作るべき計画あり、果して事実として発表さるゝに至らば社会主義の勢力更に一層の拡大を見るに至らん、吾人は屈指して之を待つ。

▲直行団　なる者新たに築地二丁目廿番地を事務所として起れり、首唱者は加藤時次郎氏なり、四海同胞一「直言」と題する雑誌を発行する筈にて、大澤天仙氏之れが編輯を担任すべしと伝ふ、吾人は其発達を祈る。(下略)

新橋上野間　電車今日開通

〔一一・二五、日本〕東京電車鐵道会社新橋上野間の動力変更工事は既に竣功し、愈々本日より電車の運転を見る筈なるが、同社に就き聞く処によれば、電車の検査を請けたるもの百台にして、当分は此百台によりて品川上野間を往復せしむることゝなし、一分毎に発車するよし。尚ほ跡製造を合すれば、車台百五十に及ぶと云ふ。該車台は四十二名乗の定員にして、左右各々十三名腰掛け、十四名は直立となる割合なり。而して淺草より新橋行のものは当分日本橋区本町三丁目の角にて電車と乗換へ、又た新橋より淺草に行く人は日本橋区本白銀町三丁目角にて、馬車に乗換る都合なりと云ふ。

勅語奉答文に内閣弾劾

議会開始以来の大珍事

〔一二・一一、東朝〕開院式終るや、例に依つて衆議院は午前十一時三十分議員一同議場に入り、河野議長は、開院式勅語に対する奉答文は、例に依り議長の手許に於て起草したるに付朗読すべしとて、左の奉答文を朗読し、満場拍手喝采を以て可決したり。議長参内の期は未定なり。

恭しく惟みるに、車駕親臨して茲に第十九回帝國議会開院の盛式を挙げ、優渥なる聖詔を賜ふ臣等感激の至りに堪へず。今や国運の興隆、洵に千歳の一週なるに当りて、閣臣の施設之に伴はず、内政は彌縫を事とし外交は機宜を失し、臣等をして憂虞措く能はざらしむ。仰ぎ願はくば聖鑑を垂れ給はんとを。臣等協賛の任に在り、慎重審議以て上陛下の聖旨に答へ奉り、下国民の

依託に酬ひんことを期す。衆議院議長臣河野廣中　誠恐誠惶謹で奏す。

第十九議会あへなき最期
奉答文再議を拒絶して解散

〔一二・一二、東朝〕 奉答文再議の説は中立各派の主張せる所なるも、政友会、進歩党、対露同志会とも総て再議に附すべからざるものと決定し、非再議派の議員実に二百三十三名と算へられたれば、政府は昨日午後一時議員未だ議場に入らざるに、左の詔勅を発したり。

朕、帝国憲法第七条ニ依リ、衆議院ノ解散ヲ命ズ。

御名御璽

明治卅六年十二月十一日　各大臣副署

朕、帝国憲法第七条及第四十四条第二項ニ依リ、貴族院ノ停会ヲ命ズ。

御名御璽

明治卅六年十二月十一日　各大臣副署

露国回答来る　退譲の色なし

〔一二・一三、東朝〕 一昨十一日夕小村外務大臣との会見に於て露国公使ローゼン男は我政府の交渉案件に対する其政府の回答を致せり、此回答は十月三十日を以て我政府より提示したる満洲及朝鮮問題の解決に関する決意に対し延引ながら答ふるものとして知られたり、延引は四十三日間なり、内容は未だ知る可からずといへども、露国政府は未だ退譲の意思を示さゞるものゝ如し。

新流行オリーブ色

〔一二・一五、國民〕 此夏はうしほ染の勢力全国を風靡するばかりなりしが此冬はオリーブ色の勢力服飾界の全般に及び、上は博多友禅物より下は帯留紙入類に至るまで其の流行を見ざるはなく、呉服店陳列室の過半を占むるは凡て此の色なり。元と鶯茶より脱化せるものにして数年前一部分の流行を見たる事あり、其後一向すたれ気味となりしが、去年の冬関西に於て復び其の勢を挽回し、今年は東京にまで侵入するに至りたり。訳して橄欖色と云ひ目白色と云ひ或は音をそのまゝ文字に現はして織部色と云ふ三井にては別に路考茶なる名を附しつゝあり▲此色の最も多く応用せられたるは博多及繻珍なり。殊に博多の九寸は凡て此色のために圧倒せらるゝの有様を呈し、意匠斬新配色巧妙なるも少かならず。先頃より白木屋に陳列されし石鹼玉（しゃぼんだま）模様の如きオリーブの地色に、金茶にて玉を描き、玉の中に焦茶藍鼠等の色を用ゐて、アールヌボーの西洋婦人が石鹼玉を吹き居る図を現はし、吹きたる石鹼玉は大小数をなして其の周囲に飛揚せるものなるが、意匠の大胆なる事従来に例を見ざる所、製造者は桐生の周東藤太郎氏なりと云ふ。

萬國社會党大会に片山潜出席

〔一二・二三、報知〕 片山潜氏は、来年アムステルダムに開く萬國社會党大会に出席する為め、来る二十九日横浜出帆の土佐丸に乗じて渡米するに付、一昨夜富士見軒に送別会を開く。会する者八十

余名、席上鐵工組合代表者、米友協会代表者及び石川安次郎、秋山定輔、田中弘之、島田三郎其他数氏の送別演説あり、最後に片山氏一場の告別演説をなし頗る盛会なりき。同夜列席者中海老名彈正、綱島佳吉、村井知至、杉山重義、千葉鑛藏、青柳有美の諸氏を見しも、安部、木下、堺、幸德の社会主義者は之を見ざりき。

嚴妃進封の儀式

〔一二・二六、東朝〕（廿五日京城発） 嚴妃進封の儀式は本日午後二時慶運宮内中和殿に於て挙行せられ、宗臣文武百官、朝服参内す。但宮廷の内儀に止り、各国使臣は参列せず。

戦時大本営条例改正

〔一二・二八、官報〕 勅令 ○朕、戦時大本営条例改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十六年十二月二十八日

内閣総理大臣伯爵　桂　太郎

海軍大臣男爵　山本權兵衞

陸軍大臣　寺内　正毅

勅令第二百九十三号

戦時大本営条例

第一条　天皇ノ大纛下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ、之ヲ大本営ト称ス。

第二条　大本営ニ幕僚及各機関ノ高等部ヲ置ク、其編制ハ別ニ之ヲ定ム。

第三条　参謀総長及海軍軍令部長ハ、各其ノ幕僚ニ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ、作戦ヲ参画シ終局ノ目的ニ稽ヘ、陸海両軍ノ策応協同ヲ図ルヲ任トス。

第四条　陸海軍ノ幕僚ハ各其ノ幕僚長ノ指揮ヲ受ケ、計画及軍令ニ関スル事務ヲ掌ル。

第五条　各機関ノ高等部ハ各其ノ幕僚長ノ指揮ヲ受ケテ当該事務ヲ統理ス。

軍資補充と京釜鐵道速成

……緊急勅令発布さる

〔一二・二九、東朝〕 昨日の樞密院会議に御諮詢相成りたる緊急勅令案は異議なく可決、東久世副議長より奉答せしに、直に緊急勅令として発布さるゝ事に御裁可相成りたり。勅令は左の如し。

軍資補充の為め臨時支出を為すの件

一、特別会計資金を繰替使用するを得る事。

一、一時借入金を為すを得る事。

一、大藏省証券を発行するを得る事。

京釜鐵道速成の件

一、京釜鐵道を速成する為め一千万円を限りて、政府は元利の保証を為す事を得。

一、百七十五万円を補助する事。但尚必要ある時は更に四十五万円を補給するを得。

此百七十五万円は一時借入金を以て支辨するを得るものとす。

明治三十七年
（一九〇四年）

倫敦日本公債　大崩落

〔一・五、中外商業〕　横濱正金銀行へ昨四日到着せし倫敦電報に依れば、四分利附日本公債は去廿八日香上銀行へ着したるものに比すれば、四磅四分一の大暴落にして七十五磅となり、軍事公債は旧冬廿五日正金銀行へ着せしものに比すれば、一磅五志六片四分一の崩落にて九十磅六志十片二分一となりしに、コルソル公債は僅か二分一磅の小弛みにて八十七磅八分五となり、支那公債は二磅の崩落を見せ九十磅四分一となりたりといへり。尚ほ同日同所への入電に依れば、倫敦市中割引は二分一歩の引弛みにて三歩十六分一となり、今週中印度証券売出高は四千七百四十万ルピーにして、落札直段は参着為替相場にて一志四片八分一なりしと云ふ。

水管式汽罐の宮原　魚雷発射法の山下…叙勲さる

〔一・一九、東京日日〕　宮原海軍機関総監は、明治二十九年始めて一種の水管式汽罐を創製し、之を列国海軍使用のものに比するに、幾多の長所あり、実地に試みたるに実に好成績を得、我が海軍に宮原式水管とてし採用せられ、軍事上裨益を与へたること尠からず、又山下海軍技手は、夙に魚形水雷発射法を講究し、日夜苦心遂に一種の縦舵調製器を創製し、発射法に一大進歩を加へたるは、功績偉大なりとして、海軍大臣の申請に依り内閣総理大臣は叙勲の議を奏上せられたるに、昨日左の通り叙勲の御沙汰書を賜はりたりと。

海軍機関総監正五位勲二等工学博士　宮原　二郎

授旭日重光章

御沙汰書

刻苦多年一種の水管式汽罐を創製し、海軍に裨益を与ふること尠からず、其の功績顕著なりとす。依て旭日重光章を授け賜ふ。

海軍技手　山下茂太郎

御沙汰書

刻苦精励魚形水雷用縦舵調製器を考案し、海軍に裨益を与ふること尠からず、其の功績顕著なりとす。依て勲八等白色桐葉章を授け賜ふ。

我が老軀を血祭に　国民の覚悟　此通り

〔一・二〇、報知〕　近く来るべき日本と露西亜の戦は二十世紀の一大戦争なり。之に対して、見る所思ふ所を吐き来れる投書山の如し、記者暫らく其の二三を公けにせん。

▲對州人は覚悟仕候　一筆啓上、今回は大事件にて候。記者先生も定めし御心配と存候。当對州嚴原(いづはら)人は最早や何れも立派に覚悟を致居り。拙老は本年七十二歳にて病臥中に候間、去る九日一族縁者を拙宅に招き、拙老枕頭に於て左の如く相定め申候。

一、日露戦争相開け候暁には、先づ拙老を刺殺し、屍骸を土中に埋め候事。

二、婦女子小児等は博多表の親戚へ預け候事。

三、壮年の男子は悉く兵器を執て、神国の大敵を討ち払ひ可申候事。

是れ拙老一家一類の覚悟のみに無之、隣家の老夫人も戦争相始まり候へば自殺の覚悟致され居り候。我對州人は十四五の少年と雖も男

子は踏み止まりて血戦の覚悟仕居り候。日本全国の国民諸君も我對州人と同じく御覚悟被下度希望に付、貴紙に投書仕候也。(對州嚴原水原老人七十二歳病床にて記す)

▲鯨の罐詰め　肉の柔かく崩れた者は兵士には喰へない、今度の戦争には鯨の罐詰めを沢山に給与して下さい。(広島市にて一小兵卒)

▲前へ進め！　僕は一番日本政府に号令をかけて遣るぞ、ホラ宜しいか？　気を付けッ！　前へ進めッ！　露艦を撃てッ！　旅順へ進めッ！　露スケを撃ち取れッ！　朝鮮を取れッ！　満洲も取れッ！　オイチ、ニッ！　オイチ、ニッ！(本郷高等学校　生徒　大井見石)

我が製鉄事業　唯一の材源

清国大冶鉄鉱　借欵要領

〔一・二二、東朝〕　清国湖北省漢陽鐵政局所属大冶鐵山は、我製鉄所が鉄鉱の供給を受くる唯一の源泉にして、去る三十二年四月七日を以て、時の製鐵所長官和田維四郎氏と漢陽鐵政局督辨盛宣懐氏との間に、十五ケ年の期限を以て鉄鉱購入に関する契約を訂結せしが、翌三十三年八月二十九日を以て本契約に多少の修正を加へ、鉱石の価格は爾後五ケ年毎に双方協議の上改定すべきことに取極め、其第一回の約定期は来三十八年八月を以て終了するにより、若し其場合に至り、価格に関し双方の合意成立せざるに於ては、本契約其ものも亦自ら無効に帰せざるを得ず、斯くては我製鉄所は唯一の材料供給所を失ひ、事業の前途に一大打撃を蒙るの不幸に沈淪すべし、加ふるに大冶鐵山は其鉄鉱の品質良好なるのみならず、其分量亦殆ど無尽蔵とも云ふべき極めて有望の鉱山なるが故に、既に他国人中にも之に属望する者尠からず、若し本鐵山にして自然他国人の手に落るが如きことありては、我邦の不利益少からざるにより、前記五ケ年の期限満了以前に、我関係を一層鞏固に為し置くこと極めて緊急なりと認めたるを以て、昨年一月以来上海駐在小田切総領事に訓令し盛督辨に対し、該鉄鉱購入に関する訂約修正の談判を開始せしめたるに、恰も盛督辨より三百万円を我資本家より借入るゝことに付、斡旋の依頼ありたるを以て、政府は二三資本家に協議せし処、日本興業銀行に於て引受くることを内諾せり、仍て尚進んで右借款及び鉱石供給の条件其他に関する双方協議を重ねたる上、遂に昨年十一月九日を以て、関係者間に仮契約を訂結するに至り、尋で本月十五日を以て製鐵所長官代理小田切総領事、興業銀行代表者井上理事及盛督辨との間に本契約の調印を了するに至れり、契約大要左の如し。

(一)　日本興業銀行は大冶鐵山に対し、日本金貨三百万円を年利六歩、三十ケ年賦にて貸付くること、而して貸付の順序は契約調印の日先づ百万円を交付し、以後三ケ月毎に百万円を交付し調印後六ケ月を以て交付を了するものとす。

(二)　大冶得道灣鑛山、大冶鑛局現有及び将来延長の鉱石運搬用鉄道、車輌、家屋及機械修理廠等を以て本借款の担保となすこと。

(三)　日本技師一名を大冶鉱山に雇用すること。

(四)　日本製鉄所は年々大冶鉱山より鉱石七万噸以上十万噸迄を購入し、尚ほ必要の際は更に二万噸を購入するを得べく、価格は明治三十八年八月廿九日迄は既定の率に依り、其後十年間は新契約

の価格に照らし、一等鉱石一噸に付、日本金貨三円、二等鉱石一噸に付、日本金貨二円二十銭とす。而して十年の期限満了するときは、更に価格を協定し、協議纏まらざる場合は評価人を選み之を評定せしむること。

（五）製鐵所は毎回支払ふべき砿石代価を以て、直に興業銀行に交付し、該銀行の領収証を徴して大冶鑛局に送附し、之を以て償還の金額として計算のこと。斯くして三十ケ年内には元利共に償還し得べき都合なり。

興行銀行は右の契約に基き、契約調印の日に百万円を一時他より融通して交付したり。尚ほ同行は本借款に応ずる為め、特に債券を発行する筈なりといふ。

軍用手票　京城及び仁川で発行

〔一・二二、東京日日〕　出征地に於て軍需品を購入するに当り、一々硬貨を以てするの不便なることは、廿七八年戦役の当時、親しく経験せる所なるが、我当局者は今回一種の交換切符、即ち軍用切手を発して、此の不便を救済せんとの計画を立て、両三日前より京城及仁川に於て発行せり。手票の種類は十円、五円、一円、五十銭、二十銭、十銭の六種にして、其の形式は往年「明治通寳」と称せし紙幣に類似し、各金額に依りて其の大小色相を異にし、一見識別し易く、表面には軍用手票、銀若干、大日本帝國政府なる文字あり、裏面に支那文及朝鮮文を以て交換の意味及び罰則を掲げあり。而して同手票は帝国軍隊及び本金庫等に於て何時にても之が引換をなす筈なりと云ふ。

モルガンと十万円のお雪さん

〔一・二九、都〕　此程十万円の費用にて身うけをなし、横浜にて華燭の典を挙げたる米国のトラスト大王の倅モルガン氏は、その恋花嫁のお雪夫人をつれて、昨日の午前九時五十二分新橋着の列車で上京したるが、花婿は黒の山高帽子に毛皮の襟の付きたる外套を着して、喜色満面に溢れて居たるに引きかへ、花嫁はそれと正反対の和装にて紺色の吾妻コートに白の肩掛、髪も結ばず束ねたまゝの鬢のほつれ毛青褪めた頰を撫で、梨花一枝雨を帯びたる風情にて汽車を出でて婿君に手を引かれて歩るく足さへ捗どらず、雪駄ばかりはチヤラチヤラと勇ましけれど、顔のみは浮き立たぬ体に見えたり、やがて一等待合室に入りてお供の男女にチヤホヤせられても始終俯向き勝ちで居るにぞ、婿殿は頻りに気を揉み居たり、其処へ帝國ホテルより馬車にて迎ひが来りしにぞ新夫婦は同乗してホテルへ行きしが、当日のお雪夫人は胡北に送らるゝ王昭君のそのやうなりしとぞ。

露国政府あくまで不誠意
日本遂に協商態度を放棄

〔二・四、東朝〕　時局の昨今　〇一昨日の閣議の後を受けたる昨日の元老会議に於ては、時局に関する重大の事件を決定したるが如し。本社の信憑する所を以てすれば、政府は一月十二日の御前会議を経て、同十六日露国政府に一種の最後通牒を送りたるが、露国政府は此に対して何等の回答をもなさず、協商に関する露国の誠意は

既に尽きたるものゝ如くなれども、帝国政府は露国政府の内議の頗る糾紛するもの有るを知り、酌量し得らるゝだけの酌量を為し、猶予し得らるゝだけの猶予を以て、我提出条件に対する露国の同意を待ちたれども、露国政府は依違して決答を敢てせず、二回までも栗野公使をしてラムスドルフ大臣に痛切なる督促を為さしめたるに拘らず、待ちに待ちたる決答の来る可き模様なく、却つて遼河の右岸に露国陸兵の跳梁するあり、又鴨緑江岸に数個聯隊の発遣あり、且つ昨紙に報じたるが如く、隠密に本国に於ては数個軍団に動員令を布きたる形跡あり、いよ／＼露国政府が我提出条件に対する妥協の誠意を失ひたることを認識したるを以て、帝国政府は遂に協商の手段を抛棄するの已むを得ざるを知り、昨日の会議を為すに至りたるなり。さて帝国今後の行動如何に関しても聊か昨日決定の要領を聞き得たる所なきにあらざれども、姑く其報道を後日に譲る。

露国公使　日本引揚

〔二・八、東朝〕露国公使館にては一昨夜晩餐を了へ、十二時頃より書類其他貴重品の取纒めに着手し午前三時頃寝に就き、昨日は午前八時頃より館員一同日本人雇人を指揮し、引揚準備の為め頗る多忙を極めたり。引払は来る十一日の予定なりと。尚日本人の雇人に対しては、二ケ月分の給料を支払ひて既に解雇の命を伝へたり。又一昨日午後十一時頃に至り横浜、長崎、神戸の三領事に対し、今明日中に引揚げの準備を終了すべき旨、電命を発したり。

浦鹽居留民の引揚　邦人二千二百六十人

〔二・九、東朝〕在浦鹽の本邦人二千二百六十人、昨日午前十一時同地を引揚げたりとの公電あり。貿易事務官川上俊彦氏は、残留邦人の保護を第三国に依頼して、書記生其他を引連れ来十三日同地を引揚ぐる由。

日露の国交断絶を通告

各国使臣を招致

〔二・九、中外商業〕小村外務大臣は本邦駐劄の英、米、佛、獨、墺、洪、伊、蘭、白、西、葡、清、韓、暹、墨、智利等の各国公使若しくは代理公使に通牒して、昨八日午後二時より外務省に参集を請ひ、日露協商断了し、従つて両国の外交干繋茲に断絶せる旨を通告せり、同大臣が昨日中途内閣会議を退きたるは此事ありしが為なり。

対露宣戦の詔勅

〔二・一〇、官報〕詔勅

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本国皇帝ハ、忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。

朕、茲ニ露国ニ対シテ戦ヲ宣ス。朕カ陸海軍ハ、宜ク全力ヲ極メテ露国ト交戦ノ事ニ従フヘク、朕カ百僚有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ率ヒ、其ノ権能ニ応シテ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ。凡ソ国際条規ノ範囲ニ於テ、一切ノ手段ヲ尽シ、遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ、列国ト友誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治

安ヲ永遠ニ維持シ、各国ノ権利利益ヲ損傷セスシテ、永ク帝国ノ安全ヲ将来ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ、朕、夙ニ以テ国交ノ要義ト為シ、旦暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス。朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ体シテ事ニ従ヒ列国トノ関係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル。今、不幸ニシテ露国ト釁端ヲ開クニ至ル、豈朕カ志ナラムヤ。帝国ノ、重ヲ韓国ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニ非ス、是レ両国累世ノ関係ニ因ルノミナラス、韓国ノ存亡ハ実ニ帝国安危ノ繋ル所タレハナリ。然ルニ露国ハ、其ノ清国トノ盟約及列国ニ対スル累次ノ宣言ニ拘ハラス依然満洲ニ占拠シ、益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ、終ニ之ヲ併呑セムトス。若シ満洲ニシテ露国ノ領有ニ帰セン乎、韓国ノ保全ハ支持スルニ由ナク、極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス。故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ、切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ、以テ平和ヲ恆久ニ維持セムコトヲ期シ、有司ヲシテ露国ニ提議シ、半歳ノ久シキニ亙リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ、露国ハ一モ交譲ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス、曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、陽ニ平和ヲ唱道シ、陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ、以テ我ヲ屈従セシメムトス。凡ソ露国カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ。露国ハ既ニ帝国ノ提議ヲ容レス、韓国ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ、帝国ノ国利ハ将ニ侵迫セラレムトス。事既ニ茲ニ至ル、帝国カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル将来ノ保障ハ、今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ。朕ハ汝有衆ノ忠実勇武ナルニ倚頼シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝国ノ光栄ヲ保全セムコトヲ期ス。

御名御璽

明治三十七年二月十日

内閣総理大臣兼内務大臣伯爵　桂　太郎
海軍大臣男爵　山本権兵衛
農商務大臣男爵　清浦　奎吾
大蔵大臣男爵　曾禰　荒助
外務大臣男爵　小村壽太郎
陸軍大臣　寺内　正毅
司法大臣　波多野敬直
遞信大臣　大浦　兼武
文部大臣　久保田　讓

仁川港外に敵艦二隻を撃沈

〔二・一三、官報〕　仁川ノ捷報　○本月十日午前零時十五分仁川発、同三時十五分東京著ニテ、瓜生第四艦隊司令官ヨリ左ノ電報アリ。

九日正午露国軍艦「ワリヤーグ」及「コレーツ」仁川港ヨリ出デ来ル。八尾島東方ニ仮泊セル我艦隊ハ、之ヲ八尾島以西ニ邀撃ス。戦闘三十五分間、「ワリヤーグ」ハ八尹速射砲弾丸三、十五拇速射砲弾丸七ヲ受ケタルガ如ク、後艦橋附近破壊シ、後部ニ大火災起リ、被害大ニシテ、「コレーツ」ト共ニ仁川港ニ退却セリ。午後四時三十分仁川港ニ於テ爆発ノ大ナルモノアルヲ見ル。依テ水雷艇ヲシテ偵察セシメタルニ、此ノ爆発ハ「コレーツ」ナリシ如シ。今露艦二隻トモ破壊沈没シ、露国東清鐵道会社汽船「スンガリー」モ同様ナルヲ知レリ。我艦隊ハ損害ナク、又一ノ死傷者

モナシ、我軍気大ニ振フ。（九日午後仁川港外旗艦浪速ニ於テ）

清国を中立国たらしむる迄
——足弱の道づれを庇ひつゝ——
義気に立つ帝国の苦慮は多し

〔二・一九、官報〕　外交ニ関スル事項　○清国中立ニ関スル要報左ノ如シ。

日露両国衝突ノ場合ニ至ラバ、清国ヲシテ如何ナル態度ヲ採ラシムルヲ可トスベキヤノ問題ハ、帝国政府ノ最モ慎思熟慮ヲ費シタル所ニシテ、其ノ結果帝国政府ハ万一ノ場合ニ於テハ、清国ヲシテ中立ノ態度ヲ守ラシムルヲ緊急ナリト認メ、清国政府ニ勧告スル所アリ。尋デ本月九日在米、英、獨、仏、墺、伊ノ各帝国公使ニ対シ、左ノ如ク電訓シタリ。

日露両国開戦ノ場合ニ於テ、清国ハ如何ナル態度ヲ採ルヲ可トスルヤハ、帝国政府ニ於テ慎重ニ考量ヲ加ヘタル問題ナリ。日露両国ノ紛争ハ日本ノ利害ニ関スルト少ナクトモ同一ノ程度ニ於テ亦タ清国ノ利害ニモ関スベク、而シテ帝国政府ハ人衆ニ於テモ、又材料ニ於テモ無限ナル清国ノ資源ヲ我ガ用ニ供スルノ利ナルヲ充分ニ認識スト雖モ、一方ニ於テ若シ清国ニシテ交戦ノ態度ヲ採ルトセバ如何ナル結果ヲ生ズベキ乎ノ点ヲ看過スル能ハズ。顧フニ如斯ノ態度ハ清国ノ財政ヲシテ更ニ一層ノ紊乱ニ陥ラシメ、為メニ清国ヲシテ仮令其債務履行ノ不可能マデニハ至ラズトスルモ之ガ困難ニ苦シマシムルニ至ルベク、同国ノ外国貿易亦不幸ノ結果ヲ生ズベシ。而モ其ノ弊尚之ヨリ甚シキモノアリ。他ナシ、即チ之ニ依テ排外的感情ノ再起ヲ清国内ニ誘致シ、世界ノ各国ハ再ビ一千九百年ノ事変ト同一ノ出来事ニ遭著スルノ已ムヲ得ザルニ至ランモ亦知ル可カラザルコト是レナリ。右ノ次第ニ付帝国政府ハ清国政府ニ対シ、日露両国開戦ノ場合ニ於テハ中立ヲ守リ、且ツ国内ノ秩序及静謐ヲ保護スル為メ、出来得ル限リノ手段ヲ尽スベキコトヲ忠告シタリ。

貴官ハ其任国外務大臣ニ対シ右ノ意味ニテ公然ノ通告ヲナシ、且ツ若シ清国ニシテ中立ノ態度ヲ保持センニハ、露国ニ於テ之レヲ尊重スル限リ、帝国モ亦之ヲ尊重スベキ旨ヲ確保セラルベシ。

在本邦米国公使ハ本国政府ノ訓令ヲ奉ジ、本月十二日附公文ヲ以テ、合衆国政府ハ日露両国間ニ開始シタル交戦行為ノ進行中、両交戦国ニ於テ清国ノ中立竝ニ出来得ル限リハ同国行政ノ保全ヲ尊重シ且交戦地域ヲ可成局限シ、以テ清国人民ノ猥リニ動揺擾乱スルヲ防遏シ、兼ネテ世界ノ商業及交通上ノ損害ヲ可成最低度ニ止メシメムコトヲ切望スル旨ヲ、外務大臣へ照会セリ。

右ニ対シ外務大臣ハ翌十三日付公文ヲ以テ、本件ニ関シテハ帝国政府ハ全然右合衆国政府ト其ノ希望ヲ一ニスルガ故ニ、露国政府ニ於テモ同様ノ約束ヲナシ、且右約束ヲ誠実ニ遵奉スル限リ、帝国政府ハ露国占領ノ地方以外ニ於テ、清国ノ中立及行政ノ保全ヲ尊重スルコトヲ約束スルノ意思ナル旨ヲ回答セリ。

在本邦英国公使ハ英国政府モ亦清国政府ヲシテ、満洲ヲ除クノ外清国領土ノ全部ニ於テ中立ヲ守ラシムルコトニ関シ、米国政府ノ希望ニ賛同スル旨ヲ外務大臣ニ告知セリ。

在本邦獨国公使ハ本国政府ノ訓令ニ基キ、本月十三日、口上書ヲ以テ大要米国政府ト同様ノ希望ヲ述べ、併セテ獨国政府ハ、日露両国ニ於テ戦争ノ当初ヨリ交戦地域（之ヲ地理的ニ例セバ満洲ニ限ルト明定シ）以外ノ清国領土ハ之ヲ中立ト認メ、且今後戦争中之ヲ中立地トシテ取扱フベキコトヲ承諾スル時ハ、右ノ目的ヲ達シ得ベシト思考スル旨ヲ通牒セリ。

右ニ対シ外務大臣ハ十四日ヲ以テ、前記米国公使へ対スル照覆ト同一ノ旨意ヲ回答セリ。

在本邦清国公使ハ、本月十三日附公文ヲ以テ左ノ如ク外務大臣へ照会セリ。

今般本使ハ本国外務部ヨリ左ノ電報ヲ接手致候。

日露和ヲ失シ、朝廷ハ両国共ニ友邦タルヲ以テ鄰好ヲ重ンジ、上諭ヲ奉ジテ局外中立ノ例ニ依リ処辨スルノ儀ハ、已ニ各省ニ通達シテ一体ニ遵守セシメ、且ツ地方ノ取締方ヲ厳命シ、商民教徒ヲ保護セシム。盛京及興京ハ陵寝宮殿ノ所在地ナルガ故ニ当該将軍ヲシテ敬謹守護ノ責ニ任ゼシム。東三省ニ於ケル城池官衙民命財産ハ両国均シク損傷スルヲ得ズ。原有ノ清国軍隊ハ彼此各相犯サズ、遼河以西ニ於ケル露兵退撤ノ地ハ北洋大臣ヨリ兵ヲ派シテ駐劄セシム。各省及辺境内外蒙古ハ、凡テ局外中立ノ例ニ照シテ処辨シ、両国ノ軍隊ヲシテ聊カ侵越セシムルナク、若シ境界内ニ闌入スル時ハ清国ハ自ラ当ニ之ヲ攔阻スベキヲ以テ、平和ヲ失シタルモノト見做スベカラズ。但シ満洲ノ地ハ外国ノ駐紮軍隊ガ未ダ撤退セザルノ地方アリテ、清国ノ力未ダ逮バザル有ルヲ以テ、恐クハ局外中立ノ例ヲ実行シ難カラン。東三省ノ疆土権利ハ両国ノ勝敗ヲ論ゼズ。

仍ホ清国ノ自主ニ帰シ佔拠スルヲ得ズ。

右ハ北京駐劄各国公使ニ照会セシモ、尚大日本外務大臣へ切実声明スベシ。

本使ハ右訓令ニ従ヒ、玆ニ貴大臣ニ及照会候云々。

右ニ対シ外務大臣ハ十七日附公文ヲ以テ、左ノ如ク回答セリ。

帝国政府ハ出来得ル限リ貴国内ニ於ケル平和ナル事態ノ攪乱ヲ防遏センコトヲ希望スルモノニ有之候ニ付、露国ノ占領スル地方ヲ除クノ外、総ベテ貴国ノ版図内ニ於テハ、露国ニ於テモ同様ノ挙措ニ出ル限リ、貴国ノ中立ヲ尊重可致候。

帝国軍隊ガ戦場ニ於テ守ルベキ交戦法規ハ、素ヨリ妄リニ財産ヲ破壊スルガ如キコトヲ許容不致候ニ付、盛京及興京ニ於ケル陵寝宮殿竝ニ各地所在ノ貴国官衙ガ、露国ノ所為ニ原由スルニアラズシテ何等損傷ヲ被ルコトナカルベキハ、貴国政府ニ於テ御安信可相成、又戦闘地域内ニ於ケル貴国ノ官民ニ関シテハ、軍事上ノ必要之ヲ允ス限リ、帝国軍隊ニ於テ其身体財産ヲ充分ニ尊重保護可致候。尤モ該官民ニ於テ帝国ノ敵タルモノニ幇助及厚遇ヲ与フル場合ニ於テハ、帝国政府ハ臨機必要ノ措置ヲ採ルノ権利ヲ保留致候。

帝国ノ露国ト旗鼓相見ルニ至リタル、素ヨリ征略ノ目的ニ出デタルニアラズ。偏ニ我正当ノ権利及利益ヲ防護センガ為ニ有之候ヲ以テ、戦争ノ結果清国ヲ犠牲トシテ領土獲得ヲ行フガ如キハ、毫モ帝国政府ノ意図ニ存セザル所ニ候。将又貴国領域中兵馬ノ衝ニ当レル地方ニ於テ採ルコトアルベキ措置ニ至テモ、一ニ軍事上ノ

必要ニ因ルモノニ有之、敢テ貴国ノ主権ニ対シ毀損ヲ加フルニアラザルコトハ、貴国政府ニ於テ篤ト御領会相成候様致希望候。右照覆云々。

旅順閉塞船隊の行動

〔二・二八、官報〕 旅順口我閉塞船隊ノ行動 ○昨二十七日東京著ニテ仁川丸乗組海軍大尉齋藤七五郎ヨリ左ノ電報アリ。

旅順口閉塞船五隻ハ、二十四日午前四時頃老鐵山ノ南方ヨリ旅順口ニ向ヒテ航進セシニ、先頭船天津丸ハ其ノ針路左方ニ偏向シ過ギタルモノヽ如ク、港口ヨリ南方約三海里ナル陸岸近クニ於テ擊破セラレ、自ラ浅瀬ニ乗揚ゲタルガ如ク、是ニ於テ後続ノ諸船ハ北東ニ針路ヲ変ジ前進シタルニ、敵ノ探海燈煌々トシテ我航進ヲ妨ゲ、又猛烈ナル敵ノ砲擊ヲ被リ、武州丸先ヅ其舵機ヲ擊タレ運転ノ自由ヲ失ヒ、天津丸ヲ距ルコト遠カラザル所ニ坐洲シ、自ラ破壊沈没ス。次デ武揚丸亦敵弾ノタメ被害少カラズ、終ニ港口ニ達セズシテ沈没セリ。此間ニ報國丸、仁川丸ノ二隻ハ猛進シテ辛フジテ港口ニ達シ、報國丸ハ坐礁、敵艦レトウヰザンノ外方ニ於テ、又仁川丸ハ其東方ニ於テ各自爆発薬ニ点火シテ破壊ヲ図リ、乗員一同祝声ヲ揚ゲ船ノ沈没セントスルヲ認メテ端舟ニ乗移レリ、端舟ニ乗移ルヤ直ニ味方ノ水雷艇ニ漕ギ付ケントシタルモ、敵ノ探海電燈ハ遠慮ナク我前途ヲ照シ、敵ノ砲火愈々激烈ナリケレバ、已ムヲ得ズ迂回潜行シテ終ニ味方ノ水雷艇ニ接近スルコト能ハザリシ。然ルニ日出時ニ至リテ風波漸ク加リタルヲ以テ少カラザル困難ヲ嘗メ、同日午後三時頃ニ至リ漸ク我艦隊ト会合スルコトヲ得タリ。

日韓 議定書 調印を了す

〔二・二八、東朝〕 日韓両国政府代表者は、去二十三日左の議定書を調印したり。

議定書

大日本帝国皇帝陛下ノ特命全権公使林權助及大韓帝国皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸軍参将李址鎔ハ、各相当ノ委任ヲ受ケ、左ノ条款ヲ協定ス。

第一条 日韓両帝国間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル為メ、大韓帝国政府ハ大日本帝国政府ヲ確信シ、施政ノ改善ニ関シ其忠告ヲ容ルヽコト。

第二条 大日本帝国政府ハ、大韓帝国ノ皇室ヲ確実ナル親誼ヲ以テ、安全康寧ナラシムルコト。

第三条 大日本帝国政府ハ、大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保障スルコト。

第四条 第三国ノ侵害ニヨリ、若ハ内乱ノ為メ大韓帝国ノ皇室ノ安寧、或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ、大日本帝国政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ル可シ。而シテ大韓帝国政府ハ、右大日本帝国政府ノ行動ヲ容易ナラシムルタメ十分便宜ヲ与フルコト。大日本帝国政府ハ、前項ノ目的ヲ達スルタメ、軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ルコト。

第五条 両国政府ハ相互ノ承認ヲ経ズシテ、後来本協約ノ主意ニ違反スベキ協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スルコトヲ得ザルコト。

第六条　本協約ニ関聯スル未悉ノ細条ハ、大日本帝国代表者ト大韓帝国外部大臣トノ間ニ、臨機協定スルコト。

明治三十七年二月二十三日　特命全権公使　林　権助印

光武八年二月二十三日

外部大臣臨時署理陸軍参将　李　址　鎔印

第二対露辯妄書

〔三・一〇、東朝〕我政府は先頃、露国政府の為したる誣妄なる宣言に対し、左の辯妄的廻章を列国政府に送附したり。

聞クガ如クンバ露国政府ハ、此頃一ノ公文ヲ各国ニ致シ、日本政府ヲ責ムルニ国際法違反ニ属スル或種ノ行為ヲ韓国ニ於テ行ヒタルコトヲ以テシ、将来韓国政府ノ命令並ニ其宣言ハ其効ヲ有セザルベキ旨ヲ声明シタリト云フ。

帝国政府ハ此機ニ於テ、露国政府ノ意見若クハ声明ニ対シ敢テ顧慮スルノ必要ヲ見ズ、然レドモ、事実ノ誣妄ヲ看過スルニ於テハ、或ハ恐ル中立国中之レガ為メニ誤解ヲ生ズルニ至ルモノアランコトヲ、故ニ之ニ対シ其妄ヲ辯ズルハ帝国政府ノ権利ニシテ又義務ナリト確信スルヲ以テ、玆ニ露国ガ其公文ニ於テ充分ノ証左アリ、且ツ確実ナル事実ト声言シタル五点ニ関シ左ノ言明ヲナサントス。

一、日本軍隊ガ宣戦ニ先チ韓国ニ上陸シタルコトハ、帝国政府モ亦之ヲ認ム、然レドモ交戦ノ状態ハ既ニ現実ニ成立シ居タルナリ、且夫韓国ノ独立及領土保全ノ維持ハ今回戦争ノ一目的ナリ、従ツテ露国ガ侵迫セル地方ニ軍隊ヲ派遣スルハ我権利ト必要ニ属ス、況ヤ此事タル、韓国政府ノ明確ナル同意ヲ得タル所ナルニ於テヲヤ、日本軍隊ガ韓国ニ上陸シタルハ、平和ナル商議ノ進行中、露国ノ大軍ガ清国ノ同意ヲ経ズシテ、満洲ニ送派セラレタル如キト大ニ趣ヲ異ニシ、曲直ノ在ル處極メテ明瞭ト謂フベシ。

二、帝国政府ハ露国公文第二点ヲ以テ全然無根ノ虚説ナリト声明スルモノナリ、帝国政府ハ丁抹海底電線ニ由ル、露国電信ノ交付ヲ停止シタルコトナク、又韓国政府ノ電信ヲ破壊シタルコトアルナシ、若シ夫レ二月八日我艦隊ガ仁川港ニ於テ、二隻ノ露国軍艦ニ突然攻撃ヲ加ヘタリトノ非難ニ対シテハ交戦状態当時已ニ成立シタリシコト及韓国ハ、已ニ日本軍隊ヲ仁川ニ上陸セシムルニ同意シタルガ故ニ、同港ハ少クモ日露交戦国間ノ関係ニ於テハ、業已ニ中立港タルノ性質ヲ有セザリシコトヲ一言スルヲ以テ足レリトス。

三、帝国政府ハ捕獲審検所ヲ設立シ、之ニ授クルニ商船捕獲ノ適法ナリヤ否ニ関シ、最終ノ決定ヲ下スノ全権ヲ以テセリ、此故ニ露国公文第三点ニ関シテハ、玆ニ何等ノ言明ヲ為スベキ場合ニアラズトス。

四、帝国政府ハ露国公文第四点ノ所説ハ全然事実ノ根拠ナキモノナルコトヲ声明ス。

五、帝国政府ハ露国公文第五点所説ノ不精確ナルコトヲ断言ス、帝国政府ハ露国公使ニ対シ、韓国ヨリ退去センコトヲ、直接ニモ亦間接ニモ要求シタルコトナシ、二月十日駐韓佛国代理公使ハ、我公使ヲ来訪シテ告グルニ、露国公使ガ韓国退去ヲ希望シ居ルヲ以テシ、之ニ関シテ我公使ノ意見ヲ尋ネタルニ付、我公使ハ露国公使ニシテ其随員幷ニ公使館護衛員ヲ随ヘ平和ニ撤退スルニ於テハ日本軍隊ヲ

以テ充分之ヲ保護スベキ旨ヲ答ヘタリ、此ノ趣ハ其後日佛両代表者ノ間ニ書翰ヲ往復シテ更ニ確メラレタリ、斯クテ露公使ハ二月十二日ヲ以テ任意ニ京城ヲ撤退シ、而シテ我ハ仁川迄ハ日本兵士ノ護衛ヲ付シタリ、尚ホ茲ニ附記スベキモノアリ、釜山駐在露国領事ハ、二月二十八日ニ至ル迄、尚ホ其任地ニ止マリタリ、同官ノ在留如此久シキニ亙リタルハ、何等訓令ニ接セザル為メ、不得已ニ出デタルモノナリト云フ、惟フニ露公使ハ其出発ニ先チ必要ノ訓令ヲ領事ニ与フルコトニ念ヒ到ラザリシモノナルベシ、而シテ撤退ノ訓令直ニ露領事ニ達シ、領事ニ於テモ可成速カニ釜山ヲ去ランコトヲ希望セルコト明ナルニ及ビ、釜山駐在帝国領事ハ露領事ノ出発ニ関シ有ラユル便宜ヲ与ヘ、結局露領事ノ一行ハ、我領事ノ斡旋ニヨリ日本ヲ経テ上海ニ赴クコト、ナレルモノナリ。

伊藤遣韓大使　韓帝に謁見

〔三・二〇、東朝〕　伊藤大使昨日午後三時随行員一同を従へ、宮廷より特に差廻されたる轎に乗り、我儀仗兵及び韓国儀仗兵を随へ、大安門より慶運宮に入り、乾寧殿に於て韓皇陛下及び皇太子に謁見し、凡そ三十分にて退出したり、夫より外部大臣を外部に訪問し、夕刻大使館に帰れり。大使の滞在は凡そ一週間の予定にて、尚韓皇よりの御召に依り、今後数回の謁見あるべし。

今回我皇室より韓国宮廷に御贈呈の品物は美麗なる銀製の花瓶及び金巻絵の箱等なるやに漏れ承はる。

本日大使は午前十一時頃より韓廷各大官及び各使臣の訪問を受け之に接見せる事既電の如し。

韓国宮廷よりは多分皇族及順安君李載完を今夕大使館に派し、伊藤大使に対し敬意を表せしむる事となるべし、尚韓皇より伊藤大使に対し、金尺大綬章を贈らるべき内勅を表勲院に下されたり。

韓廷よりは日韓議定書の調印に尽力せし皇族李址鎔を大使として日本に派遣し、我大使の派遣に答礼せしむべしとの議ある由なるが未だ決定に至らず、韓廷は昨今伊藤大使の接待に忙はしく政治向は休止の状態なり。

韓皇陛下は伊藤大使参内の答礼として、親しく大使館に臨御さるべき筈なるも、目下恰も明憲太后の喪中にあらせらるゝを以て、皇族順安君李載完を御名代として本日大使館に派遣せらる。

三たび一兵曹の魂を探し求めて
遂に自からの肉塊を飛散せしめたる

軍神廣瀬武夫の壮烈の最後

再び旅順口の閉塞を敢行す

〔三・二九、宮報〕　旅順口閉塞ニ関スル戦報　○東郷聯合艦隊司令長官ヨリ左ノ報告アリタリ。（海軍省）

聯合艦隊ハ去ル二十六日再ビ旅順口ニ向ヒ同二十七日午前三時三十分敵港閉塞ヲ決行セリ。

四隻ノ閉塞隊ハ駆逐隊及水雷艇隊掩護ノ下ニ旅順口港外ニ達シ、敵ノ探海燈ノ照射ヲ冒シテ港口ニ直進シ、約二海里ニ達スル頃敵ノ発見スル所ト為リ、両岸ノ要塞及哨艇ヨリ猛烈ナル砲火ヲ受ケ

シモ之ニ屈セズ、四隻相次ギテ港口水道ニ闖入シ、第一ノ千代丸ハ黄金山ノ西側ニ於テ海岸ヨリ約半鏈ノ所ニ投錨爆沈シ、第二ノ福井丸ハ千代丸ノ左側ヲ過ギテ少シク前方ニ進ミ投錨セントスルトキ、敵駆逐艦ヨリノ魚形水雷一発命中シ、次デ其位地ニ爆発沈没シ、第三ノ彌彦丸モ福井丸ノ左側ニ出デ投錨爆沈セリ。第四ノ米山丸ハ稍々後レテ港口ニ達シ、敵ノ一駆逐艦ノ艦尾ヲ衝突シナガラ、既ニ沈没セル千代丸ト福井丸トノ間ヲ通過シ水道ノ中央ニ投錨セシトキ敵ノ魚形水雷一発ヲ受ケ爆発シ、惰力ノタメニ左岸ニ近ク船首ヲ左ニシテ横ニ沈没セリ。敵ノ猛烈ナル砲火ノ下ニ於テ、斯クノ如ク閉塞船ガ勇敢沈着其ノ任務ヲ遂行シタルハ、事業トシテ間然スル所ナク誠ニ賞讃スルニ余アリ。唯遺憾ナルハ彌彦丸ト米山丸トノ間ニ尚空隙ヲ存シ、完全ニ通路ヲ閉塞スルヲ得ザリシ一事ナリトス。此ノ壮烈ナル閉塞ノ再挙ハ、前回之ニ従事シタル勇士ノ切願ヲ容レ、将校及機関士ハ主トシテ前回ノ者ヲシテ之ニ任ゼシメ、下士以下ノミハ新志願者ヲ以テ交代セシメタリ。閉塞隊員中戦死者中佐廣瀬武夫、兵曹長杉野孫七外下士卒二名、重傷者中尉島田初藏、軽傷者大尉正木義夫、大機関士栗田富太郎、外下士卒六名ニシテ、其ノ他ハ悉ク無事我水雷艇隊駆逐隊ニ収容サレタリ。戦死者中福井丸ノ廣瀬中佐及杉野兵曹長ノ最後ハ頗ル壮烈ニシテ、同船ノ投錨セントスルヤ、杉野兵曹長ハ爆発薬ニ点火スルタメ船艙ニ下リシトキ、敵ノ魚形水雷命中シタルヲ以テ、遂ニ戦死セルモノヽ如ク、廣瀬中佐ハ乗員ヲ端舟ニ乗移ラシメ、杉野兵曹長ノ見当ラザルタメ、自ラ三タビ船内ヲ捜索シタルモ、船体漸次ニ沈没、海水上甲板ニ達セルヲ以テ已ムヲ得ズ端舟ニ下リ、本船ヲ離レ敵弾ノ下ヲ退却セル際、一巨弾中佐ノ頭部ヲ撃チ中佐ノ体ハ一片ノ肉塊ヲ艇内ニ残シテ海中ニ墜落シタルモノナリ。中佐ハ平時ニ於テモ常ニ軍人ノ龜鑑タルノミナラズ、其ノ最後ニ於テモ万世不滅ノ好鑑ヲ残セルモノト謂フベシ。閉塞隊員ノ掩護収容ニ就キテハ、直接其ノ任ニ当リシ水雷艇隊最モ其ノ力ヲ尽シ、天明過グルマデ敵ノ砲火ニ曝露シテ其ノ任務ヲ遂行セリ。就中蒼鷹、燕ノ二艇ハ閉塞船隊ヲ護衛シテ港口ヨリ約一海里ニ達シ、敵ノ駆逐艦一隻ト会戦シ、多大ノ損害ヲ加ヘ、敵ハ汽罐ヲ破裂サレタルモノヽ如ク盛ニ蒸気ヲ吹カシツヽ退却セリ。閉塞隊ノ端舟ヲ港外ニ退却スルトキ目撃スル所ニ拠レバ、敵艦ト認ムベキモノ、黄金山下ニ於テ全ク進退自由ヲ失ヒタルモノヽ如クナリシト云フ。

我水雷艇隊、駆逐隊ハ天明過グルマデ熾ナル敵ノ砲火ヲ蒙リシニ拘ラズ、寸毫モ損傷ナシ。閉塞隊員ノ収容ハ、千代丸及彌彦丸ノ乗員ハ燕ニ、米山丸乗員ハ端舟三隻ニ分乗シテ鵲、雁ニ収容サレ、福井丸ノ乗員ハ霞ニ収容サレタリ。

(備考) 閉塞隊ヲ掩護シタル駆逐艦及水雷艇隊ハ左ノ如シ。

駆逐艦

白雲。霞。朝潮。曉。雷。曙。朧。電。薄雲。漣。東雲。

水雷艇隊

雁。蒼鷹。鴿。燕。鵲。眞鶴。

南極は一帯の平野　英国探検隊帰る

〔四・四、東朝〕（二日路透電報） 英国の南極探検船ヂスカバリ

ー、モーニング、テルラノヴァの三隻は、ビツトルトン（新西爾蘭）に帰着したり。モーニング、テルラノヴァの二隻は、二月十四日ヂスカバリーの所在地に到達したるに、乗組員皆健在なりき。同船の探検に依りて南極地ウヰクトリアランドの内地は、九十呎の高さにて、陸地連なり居るを確められたり、去れば南極は広大なる一帯の平野を以て連らなり居るものと思はる。

日比谷の洋風喫茶店　松本楼

〔四・五、國民〕　日比谷公園の洋風喫茶店　〇同公園内中央、銀杏樹に近く指定されたる洋風喫茶店は、其後落札人なる松本楼が一切を継承することになり、建築設計は市の認可を経て工事に着手し、五月中に落成せしむべき筈なるも、遊楽の時期ともなり工事を急ぎつゝあれば、或は今月中にも落成するに至るべしと。

満洲軍総指揮官クロパトキン

哈爾賓著

〔四・一〇、東朝〕（八日營口発）　三月廿七日哈爾賓発電報に曰く、満洲軍総指揮官クロパトキン将軍は、本日午前八時哈爾賓に着し、臨時総指揮官リネウヰッチ中将の出迎を受け義勇隊及び清国儀仗兵は、沿道に整列して将軍を歓迎せり。

廣瀬中佐の死体発見

〔四・一一、毎日〕（三月九日北京発）　四月一日旅順に於て日本海軍将校の為めに葬儀を営めり、当時将校及び水夫之を見送り且つ楽隊を附せり、此将校の死体は福井丸の船首なる海上に浮びしものにて、頭上に砲丸にての大疵あり、其深さ一寸、外套の袖に金線あり、頸には革紐にて望遠鏡をかけ、ポケットには短劒を差し居れり。

（註）右電報によれば、露人は該死体の廣瀬中佐たる事は知らずして葬儀を営みたるものならんも、其廣瀬中佐たる事は当時船上に留めたる一塊の肉片が右、電報に云へる頭部の深さ一寸の大疵と符合する事並に外套の袖に金筋の入り居りし事丈けにても疑ひなきが如し。

マカロフ戦死

〔四・一六、東朝〕（十四日倫敦路透発）　露国戦闘艦ペトロパウロウスク旅順港内に帰航せんとし、水雷に触れて沈没し、マカロフ提督以下幕僚全員溺死せり、艦長及士官五名、水兵卅二名或は負傷し、或は救助せられたり。

野戦消毒車出動

〔四・一九、大朝〕　戦時に於て、最も恐るべきは敵弾よりも寧ろ戦地に於ける悪疫の流行なり、如何に衛生機関が完全に具備されたれば迚、兵馬倥偬の際、絶対に其発生を防遏するは到底不可能の事なるを以て、啻に其の蔓延を防止するのみに止まる、之が方法に附ては、欧米各国に在りても、未だ満足なる結果を得ざりしが、我が陸軍当局者は日清役後種々研究を重ねたる末、悪疫の発生を一区域に限らしめんため、軍人軍属の着衣は勿論総ての携帯器具を消毒し、

以て感染蔓延防止の方法を執ることゝなり、軽便なる消毒車を創製し、仮に野戦消毒車と名づけ、既に戦地へ輸送したる趣なるが、曩に軍医学校に於て試験の結果、諸種の病菌中最も抵抗力強き脾脱疽菌の芽胞を用ひ、之を肉汁培養寒天培養及び動物試験に徴するに、僅に十分時間にて、全く其の発育機能を失ひたる由なり、此の車は頗る軽便なる湿熱蒸気消毒器にて、汽罐は点火後三十分にして、直ちに其の用をなすべしと。

陸戦第一の勝利 九連城占領

〔五・二、官報〕 九連城及安東県附近占領 ○今二日午前四時二十分大本営着電、九連城及安東県附近占領ニ関スル報告左ノ如シ。(陸軍省)

昨一日午後十一時二十分黒木大将発

敵ハ九連城西北高地ニ於テ再ビ抵抗ヲ試ミシモ、午後一時五十分ヨリ退却ヲ始メ、右翼第十二師団ハ大樓房、中央近衛師団ハ蛤蟆塘、左翼第二師団ハ安東県ニ向ヒ、又軍ノ総予備隊ハ遼陽街道ヲ前進シ、午後六時軍ハ安東県ヨリ老古溝ヲ経テ梨樹溝ニ亙ル線ヲ占領シ、特ニ蛤蟆塘附近ニテ三面ヨリ敵ヲ包囲シ、激烈ナル戦闘ノ後砲二十門、馬匹車輌共悉皆、将校二十余名、下士卒多数ヲ捕虜トセリ。

我ニ対セシ敵ハ狙撃歩兵第三師団ノ全部及同第六師団ノ第二十二、第二十四聯隊ト、「ミシチエンコ」ノ騎兵旅団砲約四十門機関銃八門ニシテ鳳凰城方向ニ背走セリ、我軍ノ死傷ハ多クモ将校以下七百ナラン、目下取調中。戦利品 速射砲二十八門、小銃及弾薬等多数ナリ。

我砲兵ノ効力ハ頗ル偉大ニシテ、捕虜将校ノ言ニ拠レバ、昨今両日ノ砲戦ニ於テ敵ノ軍団長ザスリッチ、師団長カシタリンスキーハ共ニ負傷シ、其他捕虜騎兵中佐ノ言ニ拠レバ敵ノ死傷ハ八百以上ナリト云フ。

摩耶艦隊ハ午前十時ヨリ安東県下流ニ到リ、敵ノ砲兵ト約三十五分激戦ノ後之ヲ退却セシメ、午後二時龍巖浦ニ帰レリ。

当軍司令部ハ午後五時三十分九連城ニ到ル。

殿下以下各将校極テ元気、軍隊ノ士気大ニ振フ。

以上取敢ズ報告ス。

旅順口第三次閉塞に成功す 勇士先を争うて死地に突進

〔五・七、官報〕 旅順口閉塞ニ関スル戦報 ○東郷聯合艦隊司令長官ヨリ左ノ報告アリタリ。(海軍省)

聯合艦隊ハ予定ノ如ク行動シ、五月三日午前三時四時ノ交ヲ以テ、旅順口第三次ノ閉塞ヲ決行セリ、閉塞船隊及之ヲ掩護セル赤城(艦長海軍中佐藤本秀四郎)、鳥海(艦長代理海軍中佐岩村團次郎)、第二駆逐隊(司令海軍中佐石田一郎)、第三駆逐隊(司令海軍中佐土屋光金)、第四駆逐隊(司令海軍中佐長井群吉)、第五駆逐隊(司令海軍中佐眞野巖次郎)、第九艇隊(司令海軍中佐矢島純吉)、第十艇隊(司令海軍少佐大瀧道助)、第十四艇隊(鵲、眞鶴ヲ欠キ、

第六十七号艇、第七十号艇ヲ加フ、司令海軍少佐櫻井吉丸）ハ二日夕刻艦隊ト分レ、予定航路ヲ旅順口ニ向ヒ前進セシガ、不幸ニシテ午後十一時頃ヨリ南東ノ強風俄ニ起リ、波濤高ク、為ニ閉塞隊ハ離散シ相失フニ至レリ、閉塞船隊総指揮官海軍中佐林三子雄ハ、船隊ノ集合到底見込ナキヲ認メ、閉塞事業中止ノ命ヲ下セシモ其信号通達セズ、午前二時頃マデ通信ニ尽力セル間ニ、船隊ハ相前後シテ既ニ旅順口沖ニ達セリ、然ルニ三河丸（指揮官海軍大尉匝瑳胤次）ハ港外ヲ偵察セル第十四艇隊ニ対スル敵ノ砲火ヲ見テ、前続船既ニ港口ニ突進セルモノト思考シ、直ニ港口ニ向ヒテ邁進シ、佐倉丸（指揮官白石葭江）ト思ハシキモノ之ニ続ク、敵ハ港口附近ニ敷設セル視発水雷ヲ発火シ強力ナル探照ト、猛烈ナル砲火トヲ以テ之ヲ防禦セシモ、三河丸ハ港口防材ノ一部ヲ破リテ奥深ク水道ニ闖入シ、中央ノ好位置ニ投錨爆沈シ、佐倉丸ト思ハシキモノ港口尖岩ノ附近ニ投錨沈没ス、之ニ次デ遠江丸（指揮官海軍少佐本田親民）、江戸丸（指揮官高柳直夫）、小樽丸（指揮官野村勉）、相模丸（指揮官湯淺竹次郎）、愛國丸（指揮官海軍大尉犬塚太郎）、朝顔丸（指揮官向菊太郎）モ相次デ港口ニ向ヒ猛進ス、此時敵ノ防禦砲火猛烈ヲ極メ、其敷設水雷ハ前後左右ニ爆発シ、閉塞隊員ノ戦死負傷スル者モ多カリシガ、遠江丸ハ港口防材ニ衝突シ、船首ヲ東ニシ殆ド港口ノ半部ヲ閉塞シテ其位置ニ爆沈シ、江戸丸ハ港口ニ達シ将ニ投錨セントスル際高柳指揮官ハ腹部ヲ射ラレテ戦死シ、指揮官附海軍中尉永田武次郎直ニ之ニ代リ投錨ヲ命ジ、次デ爆沈セリ、小樽丸、相模丸ト思ハシキモノモ亦港口ニ入リテ沈没セルモノヽ如ク、又愛國丸ハ港口ヨリ約五鏈ノ所ニ於テ敷設水雷ニ罹リ瞬時ニ沈没シ、指揮官附内田弘、同機関長青木好次以下八名行方不明ト為レリ、朝顔丸ト思ハシキモノハ舵機ヲ損ジタルモノヽ如ク、港口ニ達セズシテ終ニ黄金山下ニ爆沈セリ、右八艘ノ閉塞船ノ内五艘ハ港口ニ入リテ爆沈セルヲ以テ、港口ハ少クトモ巡洋艦以上ノ通航ニ対シ充分閉塞セラレタルモノト認ム。

今次ノ閉塞事業ハ、天候ノ異変ト敵ノ防備増大シタルトニ依リ、前二回ノモノニ比シ頗ル惨烈ヲ極メ戦死負傷ハ甚ダ多ク、特ニ小樽丸、相模丸、佐倉丸、朝顔丸四隻ノ閉塞隊員ハ一モ収容スル能ハズ、其最後ノ勇行サヘ之ヲ知ルニ由ナカリシハ遺憾至極ナリト雖モ、其忠烈ノ事蹟ハ永ク帝国史乗ニ特記スベキモノナリト信ズ、閉塞隊員ノ収容ニ従事セシメタル各水雷艇隊及駆逐隊ハ、翌朝マデ風濤ト戦ヒ、敵ニ抗シテ能ク其任務ヲ尽シ、特ニ水雷艇隊ハ港口ニ接近シテ閉塞隊員ノ約半部ヲ収容セリ、此難業中第六十七号艇（艇長海軍中尉平眞雄）ハ敵弾ニ汽管ヲ破ラレ、負傷卒三名ヲ出シ、一時敵前ニ於テ進退自由ヲ失ヒシガ其僚艇第七十号（艇長海軍大尉森本義寛）ハ之ヲ救助シテ曳行セリ、又蒼鷹（司令兼艇長海軍中佐矢島純吉）モ敵弾ニ左舷機ヲ傷ケラレ卒一名戦死シ、隼ニテハ下士一名戦死セリ、其他駆逐艦水雷艇ニハ一モ損傷ナシ。

第三戦隊（司令海軍少将出羽重遠）ハ三日午前六時、第一戦隊（司令長官海軍中将東郷平八郎、司令官海軍少将梨羽時起）ハ午前九時旅順口港外ニ達シテ、駆逐隊水雷艇隊ヲ掩護集団シ、午後四時マデ各方面ニ分レテ、閉塞隊員ノ捜索収容ニ尽力セシガ終ニ

得ル所ナカリシ、此日濛気頗ル深ク為ニ敵状ヲ見ルコト能ハズ、夜ニ入リ我艦隊ハ各々其集合地点ニ引揚ゲ、四日朝ヨリ更ニ予定ノ行動ヲ続行セリ。

皇軍金州に上陸　旅順孤立

〔五・九、東朝〕（七日路透発）日本軍は旅順の北方四十哩なる金州に上陸したり、其結果として鉄道の交通杜絶し、旅順は包囲の中に在り。

普蘭店占領と其価値
旅順との交通を断つ

〔五・九、報知〕普蘭店の占領は遼東半島の鎖鑰を掌中に収めたるものなり。普蘭店の地峡は我主力が旅順口に向て南進するとき、其の背後を保護するに最も適当なる地点にして、廿七八年役の旅順攻撃に際し、復州方面の敵は我軍の背後を狙ひ、普蘭店を占領して我が金州の守備兵を圧迫したる為め、我軍は殆ど不測の危害を受けんとせり。今や我が指揮官は遼東半島の地理に就て知悉せざる所なければ、上陸と共に非常なる速度を以て此の要枢を占領したるものならん。

戦捷市民の提灯行列に満都灯の海と化し
熱狂雑閙の極死傷者を出す

〔五・一〇、東朝〕市民大祝捷会の提灯行列は、一作夜を以て実行せられたり、同午後六時日比谷公園に向つて集合し来れるものは都下の各新聞社、通信社、雑誌社並に各区有志の連合団体凡そ十万を以て算せられぬ、今其景況に就て記せば左の如し。

紅白相交はる日比谷正門を入りて左手の広場には中央天幕を張りて事務所を設け、卓上には扇芳亭明治屋等より寄附せる酒肴、ビール、寿司、軍用パン、其他を山の如くに積み上げ、勝手気儘に飲食せしめたるが、此側には神田錦町の看護婦会より特派せる看護婦十数名、陸軍々楽隊休憩し居たり、而してこれを真中に各新聞雑誌社は各々社名を記せる大旗を樹てゝ陣取しが、夕吹く風に靡き合ふ彩旗、球燈の色紅白相交はして、恰も錦を織れるが如く目覚ましとも目覚しかりき、午後七時号砲一発響き渡り、打揚げ花火中天に星花を綴るや、集合せし新聞、雑誌社、通信社の行列隊は、一整に提灯に火を点じたるにぞ、火光燦然として花よりもあざやかに天に映じたる美観は、たとへんに物なかりき、就中日出新聞社の大行燈にアセチリン瓦斯を点じたる、中央新聞社の万燈を吊したる、國民新聞社の張抜き大砲中に爆竹を仕込みたる、時事新報社の花笠提灯を掲げたる、我社が巨大の丸提灯に瓦斯附きの大国旗を捧げたる、比し（ヒト）く人の注意をひきたり。（中略）

行列の無事に市庁前をすぎ、馬場先橋にかゝるや、市街鉄道電車の通過に依りて一時その通行を止められ居たる見物人及風来の提灯行列の連中ワイ〳〵と騒ぎ居りたるが、同電車の切れ目を幸にどつと進行なしたるにぞ、行列隊は中央より切断せられ、狭隘なる橋の上は人浪を打て揉み合ひ、へし合ひ居たる間に、後れし行列隊のヒ

シヒシと詰めかけしため、同所は身動きもならぬ有様となり、踏まれて叫ぶもの倒されて泣く者、其処此処に見受けたるが、忽ちこの騒動に依て無惨なる死傷者を出すに及べり、又櫻田門に於ても同様の混雑を極め、同じく死傷者を出したるが、これは久保町角より加入したる慶應義塾のカンテラ行列隊が、馬場先の騒ぎに怖れて逆行し、馬場先を横に街鉄線路に沿ひ日比谷を廻りて櫻田に向ひしため同処に溜り居たる見物が追はれて同門内へ逃げ込みしより、出る者、入る者相搏ち、相軋り、大揉みに揉み抜きし結果に外ならず、こは同じく行列隊の責任にあらず、聊か其筋の抜目といはざるを得ず、其証拠には警戒すべき場所にも警官の出張稀なりしを以ても知るべし。

倫敦の日本外債　応募三十倍

〔五・一七、東朝〕　新募日本公債は紐育に於ては五千万円の募集に対し、二億五千万円の応募高即ち需要額の五倍にして、倫敦に於ては五千万円に対し、十五億円即ち需要額の三十倍なる旨、昨日入電ありたり。

清国中立宣言

〔五・二〇、國民〕　清国の中立態度に就き疑惑生じたるを以て、我政府より特に勧告する所あり、清国政府も必要に鑑み再度の宣言をなしたることは、我が北京特電の報じたる所なりしが、其筋に達したる電報によれば、清国政府の発したる宣言の要領は、左の如くなりと。

清国は日露戦争に対し中立を宣告し、之を各国政府に転達し、各省官憲に飭して局外条規を遵守せしむ。然るに近頃訛伝あり、清国の偏倚を疑ふものあり、此等は無稽の言甚だ大局に関係あり、茲に清国は中立を厳守し、始終堅持して初志を改めざる旨を確切に声明す。

痛恨‼　初瀬・吉野　二艦喪失

〔五・二一、東朝〕　初瀬、吉野二艦喪失。（黄海大濃霧）

東郷聯合艦隊司令長官より軍艦初瀬及吉野遭難に関し、大本営に達せし報告の要領左の如し。

其一（五月十五日午前十時五分着）

本職は茲に三度不幸なる変災の報告を進達するを遺憾とす、十五日午前五時千歳出羽司令官よりの無線電信報告によれば、本日午前一時四十分頃、第三戦隊は旅順港封鎖の任務より帰航中、山東角の北方海面に於て濃霧に遭ひ、春日は吉野の左舷艦尾に衝突し、吉野は浸水甚しく終に沈没せり、春日より出したる救助艇にて収容されたる者機関長以下約九十名なりと、濃霧未だ晴れず痛心に堪へず。

其二（五月十五日午後六時着）

本日は海軍に在て最大不幸の日にして、茲に又最も不幸なる報告を進達するの止むを得ざるに遭遇せり、初瀬、敷島、八島、笠置、龍田は本日午前十一時頃旅順口沖にて敵を監視中、初瀬は敵の水雷に罹り、先づ舵機を破られ、初瀬より曳船送れの電信に接したるを以て、将に之を発送せんとするとき更に敷島より初瀬は第二の水雷に罹り終に沈没せりとの悲報来れり、本職は之を報告するに臨み只だ

遺憾至極と云ふの外なし、善後の処置に就ては夫々出来得る丈けの手段を尽くし、災厄を増大せざるに努め居れり、当地附近濃霧未だ霽れず、(下略)

韓国の対露国交断絶

〔五・二三、東朝〕国交断絶の通牒。(廿一日京城発)

韓廷は露韓国交絶断の勅宣書を各国政府に通牒すべき旨各国駐劄韓公使に訓電し、尚各地方官に対しても右の勅宣を伝達したり。

占領地に軍政施行

〔五・二六、東朝〕陸軍にては満洲の新占領地に於て一時軍政を施行する事となり、已に委員の任命を終はり、同省内にて事務を開始し、同時に委員の一部は既に先発として満洲に赴きたり。

日露戦争の人柱となりたる横川、沖両志士の最後

――(敵将チチヤゴーフの報告)――

〔五・二七、東朝〕横川、沖両氏に関する詳報。

本年三月卅日(陽暦四月十二日)第二十六中隊中尉シワネバツフは鉄道線路の南方蒙古方面へ巡視の為め、哥薩克パーウエル・ゲジン(巡邏長)、ピヨートル・ウオロチコ、ガウリール・カワレフ及び兵イワン・フルプコーフ、フヨードル・バルスーコフの五名より成る当番巡邏隊をツルチハ停車場より派遣したり、同巡邏隊は卅露里を巡視したる後、迂廻せる帰路を取り、停車場を離る十五乃至十八露里の処に到りたる時、半露里を隔てる高地に佇立せる一個の人影を認めたり、是午後五時頃の事なり、巡邏隊は馬首を転じて右の高地に向ひたるに、忽ち其人影を見失へり、山の絶頂に登りて下瞰するに、六十歩乃至八十歩を隔てたる山陰の殆ど麓に近き処に支那人の房子四間あり、頽破して千九百年以後人の住するものなし、是は予て見覚えある房子なれども、其間に左右に両翼を張りたる天幕と鞍馬、駄馬取雑ぜて十余頭と、駱駝一頭とあり、巡邏隊は天幕に近づきて下馬し、隊長パーウエル・ゲジン内に入りて検するに、四名の蒙古人居たり、其内二名は馬来服を着け余の二名は尋常の蒙古服を着けたるが、方に晩餐の用意を為し居たり、其僅に煮初めたるばかりなるより察すれば、巡邏隊よりも四五十分乃至一時間前に此処に来れるものゝ如し。

ゲジンは露語を以て通辯は誰ぞと問ひたれども、蒙古人等は平然として安坐して答へず、何様問の意味の了解せざるものと見えたり、因つてゲジンは此等旅人の身分を明かにせんため、傍に在りたる彼等の旅嚢行李の取調に着手したるに、此時二名の蒙古人はバケツを提げて七八十歩隔てたる川へ水を汲みに出行けり、さて取調べ見るに第一の袋には釦、紐、糸、針、花紋ある綿布、幾片等の零貨あり、第二の袋には小壜と紙包の粉薬らしきものとあり、自余の行李には他の種々の貨物を納れたる中に、彎曲したる歯の大なる鋸と地図と手帳と紐にて固く結びたる罐あり、之を発見したるゲジンは、直に二卒をやりて先きに水を汲みに出で行きたる二名の蒙古人を拉し来らしめんとせしも、枯草高く生じ、低樹欝然と生茂り、灌木あ

り、穴あり、凹処ありて捜索するも容易に見当らず、既にして日は全く暮れたり、帰へるべき路は一露里許の処に於て行詰りと為る荒涼たる森林をすぎて人の往来する道にあらざるを以て、ゲジンは少しも躊躇せず直に居残れる二名の蒙古人を其手荷物と共に引立て、停車場に帰るべく決したれども、自余の馬匹と駱駝とを其処に留めおきたるは、之を率きて来る時は森林をすぐるに不便少からず、且先きに隠匿せる二名の蒙古人あるのみならず、尚此外に余党あるやも測られざれば、疲労せる巡邏隊の或は不測の変に遭はんことを恐れたればなり。蒙古人等は巡邏隊をして之を押送せしめ、ゲジンは独り駆抜けて停車場へ帰へり来り、シワネバック中尉に事の始末を報告せり、因て同中尉は急速に十名の巡邏隊を編制せしめたる時、恰も蒙古人等を拘引し来りたれば、差押へたる物品を一見して此蒙古人等の果して怪しむべき者なるを知り之を中隊に護送せしめ、夫れより直にゲジンを嚮導として停車場を出でたるは午後十時頃なりしが、疾駆して蒙古人等を捕えたる場所に到れるは其夜の十二時頃なりき、先づ兵を下馬せしめたる後シワネバック中尉はかの露営地に近づき視たるに、人も馬も杳として跡なく、唯手荷物の散乱するを見しのみ、予て打合せおきたる合図を為して兵等を麾く時、ゲジンは山上に騎馬せる六個乃至八個の人影を認めたれども、暗夜なりし故を以て其何人なるかを辨ずる能はず、之を誰何せし時には既に其形を失せり、巡邏隊は其逸し去れる方向に向ひ数発射撃したる後、直に騎して山上に追登りたるに、南々西に方りて遠く乱走する馬蹄の響を聞けり。

此辺は一帯に灌木茂り、低樹雑生せるが上に、夜は暗く馬も停車場より疾駆し来りて疲れたり、況んや追撃すれば伏に遭ふも測られざるのみならず、彼等若し局外中立地たる蒙古へ逸したる時は、又之を奈何ともす可からず、因つてシワネバック中尉は露営地に止まり、天明を待つに決し、哨兵線を四方に張れり、翌三月卅一日（四月十三日）早朝捜索を為したるに、一房子の半ば頽破せる煙突の中より綿火薬一プード半と外に天幕内に於てダイナマイト雷管の箱、手帖、書類、書附其他価値も意味もなき物件数点を発見せしが、想ふに倉皇遁逃せる夫の怪しき騎者等が急遽の際に委棄しゆきたるものなるべし。

軍曹ボゴスローフスキイをして巡邏隊を率ゐて遁逃せし者等を追踪せしめて、シワネバック中尉が残れる所持品を差押へ、ツルチハ停車場に帰へりたるは同日午前十時頃の事なり、而して更に詳細に取調べたるに拘引したる二名の者は、孰れも日本の将校にして其の自ら名乗る所によれば、一名は日本の陸軍中佐ヨシカ（横川）といひ、今一名は同じく大尉オキ（沖）といひ、共に東清鐵道線破壊の為め就中電線切断の為め、長官より派遣せられたるものなりと云ふ、是は本人等の自白に依りても明白なり。惟ふに此両人は信義を無視せる而も容易ならざる事を企てたる点に於て最も重要なる敵軍の代表者なり、彼等が往還より十五乃至十八露里を隔てたる無人の地を潜行するを発見し、首尾よく之を捕えたるは巡邏哥薩克ゲジン幷に自余の兵士等が秀抜の注意を以て職務に熱心し、変に処してよろしきを得たる其機智の功に帰せざるべからず、巡邏隊は敵に対する困難なる問題に処して、始終実に一人の如く行動したるものなり。

奸譎なる間諜の狡獪なる手段に欺騙せられざりし健児ゲジンに対し、又勇敢なる巡邏隊に対し、余は我軍隊の名義を以て熱心に賛辞を与へんと欲す。

若し夫れシワネバック中尉が本件に関して其措置一に肯綮に中れるも多とすべく、又其配下の兵士等が間諜を発見逮捕して能く至難の事に処したるも、畢竟中尉が平生教育の功に外ならざれば、此点に於ても亦感謝せざるべからず。

惟ふに逮捕を免れたる犯人の余党も頓て我二十六中隊なる後黒龍（ザムール）の健児の為めに発見せられて、其毒計を逞ふするを得ざらん、是余の固く信じて疑はざる所なり。

後黒龍（ザムール）管区司令官陸軍中将　チチヤゴーフ

金州占領

〔五・二八、東朝〕　金州攻撃軍司令官の大本営に報告したる要領左の如し。（五月廿七日午後着電）

金州附近の敵は時々緩慢なる射撃を行ひ我を誘致せんとするものの如し、目撃する所によれば金州南山には十五珊以上の榴弾砲四門九乃至十五珊旧式加農砲十門、十二珊速射砲二門あり、尚大なる野戦砲台あるも備砲不明なり、山頂には少くも十個の砲台或は堡塁あり、其首線は北方及東北方に向ひ、鉄条網地雷も北麓及東麓にあり。

前記砲の種類員数は敵の射撃に依り判ずれば、十珊五及八珊五の旧式砲なり、十珊五の弾丸は八千五百米突に達せり。（中略）

攻撃軍は本日（廿五日）予定の如く第一線を龍王廟、三里庄、陣家店、王家屯の線に進めたり、午前五時半頃より同九時に亘り、金州を攻撃し、南山の敵砲と交戦す。彼我の砲戦は廿六日早朝より約五時間に亘り、其間軍艦三艘も金州灣に至り我に協力し、又敵砲艦一艘は大連灣にありて我左翼を砲撃す、而して今や砲兵戦酣にして、金州のみは午前五時廿分我有に帰したり。

遼東半島封鎖宣言

〔五・二八、時事〕　封鎖の宣言に就て（帝国政府の通牒）

遼東半島南部沿岸の封鎖は、軍事上の必要に出でたること疑ひもなきことにして、其の所謂封鎖なるものは、公法上の原則に基き、東郷長官の宣言にも見ゆる如く、封鎖線内に敵の船舶は勿論、中立国の船舶も一切出入を禁止する筈にて、近時公法の認むる実力封鎖を為すものなれば、艦隊は其の封鎖線に監視することとなるべし。元来封鎖の目的は海軍の兵力を以て海路より他との交通を遮断するにあれば、十分の実力なき以上は、其の目的を達し難く、随て其の効力なきものとす。尤も天候其の他の原因に由り、封鎖に任ずる艦隊一時の退去は封鎖の休止と看做すべからざるが如し。

我が政府は昨日を以て右に関する通知を各中立国に発したれば、此の通牒に接したる各国の諸船舶幷に昨日以後本邦を出帆したる各国の船舶は封鎖の宣言を尊重して、其の線内に出入せざる義務あるものなり。

封鎖に関する国際法上の慣例は多々なれども、最近の実例としては彼米西戦争の際キューバに於ける封鎖ありし位にて、我国にては今回を以て嚆矢とせる由。

大山参謀総長の訓示

軍規厳守に関し

〔五・二八、大朝〕 大山参謀総長の訓示 ○軍人たる者の軍規を確守すべきは当然の義務にして、新に喋々するを待たずと雖も、今や強大なる敵に対し進んで他国の領土に戦ふに際し、特に注意を喚起するの必要あり。其の尤も注意すべき事項は左の如し。

第一、清国人民は長幼の序男女の別を立つる事厳格なり。長老を慰撫するは勿論、婦女子に対し、言動を慎む可し。

第二、土民の信仰する神仏孔孟の廟、其の他の事物に対し、決して軽卒の言動ある可からず。

第三、孔孟の教を学び居る者に対しては、其の賢愚を問はず、誠意を以て接すべし。

第四、地方分権政綱弛廃の満洲に在りては、比較上自治の機関備はれり。留意して言動す可し。

第五、露軍に使用する日清語の通訳は韓人にして間諜多し、満洲に於る韓人に対しては適当の注意を要す。

第六、土民に対して、我が意志を了解せしむるは、総ての点に於て便宜を得る根源なる事。

第七、各部隊随意の徴発は最も之を戒むる事。

半永久的の南山の堅塁を

我軍全野砲を動員して攻撃

〔五・二九、官報〕 南山占領続報 ○昨二十八日午前大本営着、金州攻撃軍ノ報告左ノ如シ。

攻撃軍ハ予期ノ如ク二十六日早朝ヨリ南山ノ敵ヲ攻撃セリ、然ルニ該高地ノ防禦工事ハ半永久的ニシテ、備砲ノ如キモ大小口径砲約五十門ノ外速射野砲二中隊ヲ有シ、歩兵ヲ二段若クハ三段ニ銃眼ト掩蓋ヲ有スル散兵壕ヲ配備シ、其要点ニハ機関砲ヲ備ヘ、頗ル頑強ナル抵抗ヲ為セリ、我軍ハ之ニ対シテ全野砲ヲ配列シ、先ヅ敵ノ砲台ニ向ヒテ射撃ヲ開キシニ、午前十一時頃敵ノ重ナル砲兵ハ沈黙セリ、但シ速射砲ハ早ク南關嶺ノ高地ニ退キ、夜ニ至ルマデ我ヲ射撃セリ、我砲兵ハ敵ノ散兵壕ニ向ヒテ全力ヲ集中シ、我歩兵ハ小銃射程内ニ入リテ猛烈ナル射撃ヲ行ヒ、敵前四百乃至五百米突ノ線マデ接近セリ、然ルニ前面ニハ鉄条網ト地雷及壕アリ、且ツ敵ノ歩兵射撃特ニ機関砲ノ射撃ハ少シモ萎靡セズ、更ニ約二百米突ニ近接シ、障碍物ノ間隔ニ向ヒテ数回行ヒシ突進モ、将校以下皆敵前二三十米突ノ間ニ斃レテ敵線ニ達スルヲ得ズ、更ニ砲兵ヲ以テ準備射撃ヲ行ヒ、続テ夕刻ニ及ビ最モ猛烈ナル放火ヲ施シ、是ト同時ニ最後ノ突撃ヲ行ヒタルニ辛フジテ一方ヲ破リ、是ヨリ全線高地ニ登リ遂ニ敵ヲ撃退シテ陣地ノ主ト為ルコトヲ得タリ。

此日我砲艦四艘、金州灣ヨリ我ニ協力シテ砲台ヲ砲撃シ、敵ノ砲艦一艘ハ大連湾ニ在リテ我左翼ヲ砲撃セリ、此攻撃中最モ幸ナリシハ南山ノ東麓ニ在ル地雷ノ電纜ヲ発見シテ之ヲ切断シ爆発スルヲ得ザラシメタルニ在リ、敵ハ堡塁内及最後ノ戦闘ニ於テ約四百ノ死者ヲ遺棄セリ、堡塁及砲台ニ備付シアル砲ハ悉皆之ヲ鹵獲セリ。（下略）

大連灣占領

〔五・三一、東朝〕　大連灣占領。（廿八日大本営着電）廿六日我に対せし敵は、歩兵第三、第四、第五、第十二、第十三、第十四、第十六聯隊、関東要塞砲兵鉄道護境兵第五中隊（？）及び若干の海軍兵なるが如きも、其兵力は未だ詳かならず。

右の敵兵は二十六日夜三十里堡に宿営し、夜半より汽車にて旅順方向に退却せしものゝ如く、目下前革鎮堡以東に其跡を止めず、又黄山砲台には敵兵もなく、備砲も無し。

中村支隊に属する一部隊は廿七日柳樹屯を占領し、同地に於て火砲四門、同弾薬若干、鉄道貨車（有蓋五、無蓋四十一）を鹵獲せり。

浦鹽の敵艦玄海洋に潜り出て
我が常陸丸・佐渡丸を撃沈
陛下の万歳を三唱して船員悲壮の最後

〔六・一八、官報〕　常陸丸、佐渡丸遭難報告　○常陸丸、佐渡丸遭難ニ関スル報告左ノ如シ。（陸軍省）

六月十七日午後大本営著電。（在門司田村工兵大佐）

佐渡丸ハ十五日午前六時半馬關海峡ヲ通過シ、常陸丸ト相竝行シテ航進中、同九時五十分敵ノ軍艦三隻ノタメ砲撃セラレ、続イテ包囲ヲ受ケタルタメ遂ニ停止シ、非戦闘員ヲ端艇ニ移シタル頃、露西亜号トモ思ハルヽ敵艦ヨリ砲弾及発射水雷各々一発ヲ受ケ、機関部ニ大破ヲ来シタリ。此時常陸丸ハ敵艦二隻ヨリ烈シキ砲撃ヲ受ケ、火災ヲ起シ遂ニ沈没セリ。我佐渡丸ハ損傷部ヨリノ浸水甚シク、将校以下陛下ノ万歳ヲ三唱シ、軍刀又ハ拳銃ヲ以テ最後ノ準備ヲ為シツヽアリシニ、敵艦ハ更ニ第二ノ水雷ヲ発射シ、我機関部ニ命中セルヲ見テ、急ニ北方ニ向ヒテ退却セリ。此ニ於テ一同意ヲ翻シ、成シ得ル限避難スルヲ得策トシ、鋭意急造筏ノ製作ト浸水ノ防遏トニ従事シ、尚且ツ不良ナル天候ニ苦シメラレツツ三十余時間海上ニ漂流シ、十六日午後、一帆船ヲ発見シテ之ニ全員ヲ移シ、馬關ニ向ヒ航行中、今朝救助船伊勢丸及日ノ出丸ニ遭遇シ、之ニ収容セラレテ正午門司ニ著セリ。

小倉監督将校ハ露艦ニ行キ、今川、西岡両主計、宮澤軍医、小林、矢野、中村ノ三事務官、小城、酒井、村田ノ三技師、竝ニ判任官以下（船員共）約六百名ハ、前ニ退船セシモ其後行方不明、死体ヲ発見セルモノ三（内一ハ自殺）、他ノ将校以下孰モ無事、本船漂流中端艇ニテ避難中ナル常陸丸ノ下士以下五十二名ヲ収容セリ。同下士ノ言ニ依レバ、同船輸送指揮官須知中佐ハ割腹シテ壮烈ナル最後ヲ遂ゲ、他ノ将校ハ殆ド全部砲弾ノタメ戦死セリト。又該下士以下ノ大部負傷シアリ。

満洲軍総司令官　新設
大山元帥総司令官に補せられ
山縣は戦時大本営の参謀総長

〔六・二四、時事〕　満洲軍総司令官の新設　○戦局の進行に伴

ひ、今度左の通り大命ありたり。

満洲軍総司令官被仰付　参謀総長侯爵　大山　巖
満洲軍総参謀長被仰付　参謀本部次長男爵　兒玉源太郎
参謀総長被仰付　侯爵　山縣　有朋
参謀次長被仰付　陸軍少将　長岡　外史
（下略）

黒木大将は露人　廣瀬中佐も露国魂

〔七・一、報知〕　廣瀬中佐を露国魂など冐認せる露人は、又々黒木将軍を露国人なりと称し、「黒木将軍は日本人と称するも、其実露西亜人種にして、将軍の祖父はサイベリヤの辺陲なるカイリータの近村に生れたるものなれば、将軍は半日本人に過ぎず。其鴨緑江の激戦に大勝を占めたる如き、全く将軍が露人種たるの所以なり。」と、オデッサの一新聞は記せり。何を吐すやら。

今日から煙草専売　〔七・一、報知〕　煙草の製造専売は愈よ本日を以て実施せらるゝ筈にて、昨日迄に諸般の準備は整へられたり。村井、岩谷、千葉を始め其他の製造場は今朝形式的に受授せらるべし。（交附金は本日より来る九月三十日迄に申請書を提出し、専売局に於て調査の上決定次第交附する都合なりと）

煙草の元売捌人に指定せられたるもの無慮千八百名、他に三百内外の申請者あれども目下取調中にて未定に属す。小売人の申請者は約十八万人なれど、結局は二十万人内外を指定せらるゝに至るべしと。

敵艦元山を砲撃

〔七・二、東朝〕（卅日元山発）　三十日午前五時、敵の水雷艇八隻相次で元山港を襲撃し、碇泊の小蒸気船幸運丸、及び帆船清砂丸を砲撃して之を撃沈し、午前六時過より五秒間二十一発宛、約四十分間居留地を砲撃し、家屋に少し損害あり、三隻の軍艦は七時十分蛇島の側に現はれ、港外にある水雷艇も〇時半全く港外に出でたり。予は無事、詳細後より。

對馬海峡の敵情

〔七・六、東朝〕　七月五日午前大本営着電、上村第二艦隊司令長官報告の要領は左の如し。

七月一日午後六時四十分敵艦ロシア、グロモボイ、リューリックの三隻對馬東水道を南下し、海峡を通過せんとす。我艦隊は對馬、壹岐の間に於て、其前路を扼し、之に迫りしに、敵は我艦隊を認むるや急に舵を転じて北々東に逸走せり。此時彼我の距離約十二海里、我艦隊は全速力を以て之を追躡せしも、時漸く薄暮に近く将に敵の形跡を失はんとす。我水雷艇隊の一部は益々進で、二三海里に迫りしとき、敵は探海燈を照らし、猛射防戦に努む。我艦隊は益々之に迫りしも、砲戦距離に達するに至らずして、午後八時五十分敵は忽然燈火を滅して暗中に没せり。我艦隊は百方之を捜索せしも、遂に之を発見するを得ず。我艇隊も亦水雷射距離に達するに至らずして敵を逸せり。

掠奪・暴行・虐殺　露兵の残忍

〔七・六、東朝〕　在平壌帝国領事館より、露兵通過地方視察の為め派遣せられたる同分館附堀場警部の復命書中、左の一章あり。

△安州に襲来したる露兵　は其数六七百名にして、悉く乗馬兵なり。其外清人九名、韓人四名あり。清人の中八名は乗馬にして武装し、韓人中二名は韓国の兵卒にして江界より捕虜として引率し来りたるものなりと云ふ。他の二名の韓人は通辯なり。

△水草を追ふて掠奪す　露兵は輜重を有せず、糧秣共に悉く民家より掠奪するを常とせり。其の何れの地に到るも直に手を別つて、毎戸の厨房に乱入し、一切の食料穀物は勿論鍋釜等を奪ひ去り、之を一所に集めて炊烹し、食事終れば器具を放擲して、他の地に移り、亦同様の掠奪を逞しうし、未だ曾て価を払ひたることなし。

△露兵の退路　露兵は五月七日徳川へ南下し、九日价川に到り、翌十日安州城を襲撃したる後、十一日払暁帰路に就て徳川、寧遠を経、劒山嶺を越えて咸興に向ひ長津郡韓上里に一泊したるも、其後何れの方面へ赴きたるやを知らず。

△露兵は人に非ず　来路に於ては糧秣掠奪の外、甚だしき暴行を為さず、唯韓人の徴発を拒むものあれば、乱打制縛を加へたるに過ぎざりしが、其帰路に際しては露兵の暴虐残忍実に名状すべからず、其蛮行の太甚しき、殆んど人類を以て目すべからざるものあり。

△制縛人夫　露兵の安州の戦争に敗るゝや、同夜は城外約一里の地に止まりて、戦死者の死屍を収容し埋葬し、鶏鳴頃発程、行く〳〵沿道村落の民家に突入して、男子なれば老幼に論なく直に制縛して之れを引出して負傷者を負荷せしめ、徳川に至る頃は、斯くして強て使役に供せらるゝ韓人の数、百八十余名に上りたりと云ふ。

△負傷者　は発程当時十七人なりしも、其の途中价川にて二名、徳川にて一名死亡したれば、之を埋葬し、残りの十四名は長津郡方面迄確に輸送せりと云ふ。

△盗賊衛生隊　安州を距る約一里水晶村に到る時、兵士は附近の民家に突入し、穀物を奪ひ、箪笥を打ち破り、新裁せる衣服あれば悉く取来りて患者繃帯の用に供し、蒲団を奪ひ来りて担荷の用に供したり。

△虐殺強姦放火　夫れより途上安州地内合灘里に於ては韓人一名に汲水を命じたるに、彼は隙を見て逃走したるより、露兵は怒つて立どころに軍刀を以て其頭部及腹部を斬り、之を殺し（此死者は葬らず、小官目撃せり）、尚价川地方に入りては松亭と称する六戸の民家ある処に到り、其一戸に突入し、会々避難に遅れたる三十歳の婦女を強姦し、尚其家の老爺七十歳なるものを呼びて、担架夫たらしめんとするに、之を肯ぜざりしを以て直ちに之を打殺し、其家に放火し、尚附近の五戸には一々火を放つて一洞を挙げて悉く烏有に帰しめたり。

△白昼強姦二十余名　夫れより价川に入りては路傍の一韓人を斬殺し、馬を駆りて附近の山野を跋渉し、白昼婦女を姦せしもの二十余、其内一名の如きは松林の凹所に避難し居りたるを捕へたるも、衣裳を容易に開かざりしかば、劒を以て之を破り、劒尖は其婦女の顋に触れて負傷せしめたるが如きものあり。

△八十歳の老婆を姦す　又价川邑内には避難し能はざる八十余歳の

辱めたり。价川等の土人の言に曰く、「露兵は只婦女ありて老幼を選ばず」と。

△暴戻益々加はる　途上彼は尚要所の橋梁は之を焼燬し、徳川に到る頃彼の暴戻益々甚だしく、当時人民は已に早く避難し居りたるも悉く其家に乱入して糧食貨物を奪掠し、加ふるに尚無用なる家財等を故に破毀し、其附近に於て生牛十余頭を奪ひ去り、馬を駆りて、到る処に婦女を見れば必ず之を辱め、上新里にては韓人白興老なる者が二十歳の妻女と共に山蔭に避難せるを発見して、斬殺して而して後其婦を辱む。

△女児を姦殺す　尚全城坊にては十五歳の女児は、数名の露兵の為めに辱められたる為め、遂に其翌日死亡するに至れり。尚寗遠に到りては、其暴状益々甚しく、故なく路傍に放火すること十四戸、婦女を姦すること挙げて数ふ可からず、同処の其部落に於て十歳の女児を辱め、終に之を死に致したる由なるが、惜むらくは其姓名を知る能はざりし。（下略）

営口占領

〔七・二九、東朝〕（廿七日大本営着電）　軍の一枝隊は二十五日営口を占領せり。営口停車場の諸建築物は悉皆破壊せられ、同地に在りし露国船舶は総て遼河上流に遁れ、其守備兵は東北に退却せり。又遼河には中立国船舶自由に出入しあり。

大石橋占領

〔七・二九、東朝〕（廿七日大本営着電）　軍は二十五日右翼部隊の強襲に次ぎ天明より敵の陣地を砲撃せしも、二十四日の如く猛烈に応射せず。依て午前六時過ぎ攻撃前進を開始せしに、敵は今や退却を為しつゝあるものゝ如し。依て直ちに之を追撃して、大石橋以北に前進せり。

敵は正午頃其の大縦隊の後尾を以て大石橋を通過して北方に退却し、大石橋及び牛家屯附近は目下熾に焼けつゝあり。

青石山附近の敵の陣地は其工事頗る堅固にして、田家屯、二道河子間約四里に亘り、巧に地形を利用して、塹壕、砲台、副防禦等を構築せり。

聞く所に依れば、露国軍艦シブーチは武装のまゝ、田庄臺の上流二十清里の遼河に碇泊しありと。（下略）

露艦三隻東京湾附近に出没
高島丸を轟沈し英支船を拿捕

〔七・三一、報知〕　浦鹽艦隊の始めて津軽海峡に現はれしは去る二十日午前三時三十分にして、直ちに津軽海峡を通過し、惠山沖に於て高島丸を轟沈し、更に英船サマラ号を捕獲せしが間もなく之を解放せり。同艦隊は爾後微速力を以て漸次南下し、廿一日午前七時頃岩手県山田沖に姿を現はし、廿二日午前九時には常陸沖に現はれ、廿三日には東京湾附近に来り、更に進んで伊豆沖に到り、英国汽船ナイト・コンマンダーを撃沈し、又支那汽船圖南号を臨検せしも尋で之れを釈放せり。

爾後同艦隊は東京湾附近に遊弋しつゝありしが、其艦隊を二分し一隻は遠州灘に在り、二隻は房州沖に在りて何事をか待てるものゝ如し。蓋し遠州灘の露艦は我が艦隊の来るに備へ、房州沖の二隻は米国より来る商船を待ち受けたるならんか、此露艦は無線電信を以て絶えず消息を通じ合ひつゝ行動し、或は東し或は西し或は去り或は来りて、常に東京湾附近に離れざりしが、一昨日払暁に至り遠州灘に在りたる一艦は漸次東に来りて終に他の二艦と合し、午前六時三十分頃を以て全く東京湾を去り一時間約十三哩の速力を以て航走し、昨日午後を以て津軽海峡を通過するに至れるものゝ如し。即はち我が近海に在りしこと十一日。

同艦隊の東京湾附近に在りし間は随分海岸近く来れることもありしが、三四日前には三宅島に上陸して豚数頭を強制的に購買せりとの噂あり。

同艦の東京湾附近に来りしは、米国より来れるコレア号を待ち受けたるものゝ如し。然るに同号を逸して其目的を達せず、却て英船ナイト・コンマンダーを撃沈せしが為に英国の激昂を招けり。同艦の行動は確かに本国をして一層の窮地に立たしめたり。

旅順非戦闘員保護　優渥の聖旨伝達

〔八・一三、官報〕戦報　○訓令　参謀総長侯爵山縣有朋ハ勅ヲ奉ジ、左ノ訓令ヲ満洲軍総司令官ニ与ヘタリ。（陸軍省）

大元帥陛下ハ、至仁ノ聖意ヲ以テ、旅順口要塞内ニ在ル非戦員ヲシテ、成ルベク鉄火ノ惨害ヲ免レシメンコトヲ望マセ給フ。右ノ聖旨ニ対シ、貴官ハ旅順口要塞内ニ在ル婦人、小児、僧侶、中立国ノ外交官、観戦将校ニシテ、避難ヲ希望スル者ヲ青泥窪ニ護送シ、該地碇泊場司令官ニ引渡スベシ。

作戦ニ影響スル虞ナシト認ムルトキハ、旅順口要塞内ニ在ル前項以外ノ非戦員ヲモ、同ジク避難セシムルコトヲ得。

旅順港の敵艦蠢動　敵の損害甚大

〔八・一三、官報〕旅順口外ニ於ケル艦隊ノ激戦　○昨十二日午前九時十分著、東郷聯合艦隊司令長官ノ報告左ノ如シ。（海軍省）

聯合艦隊ハ一昨十日、敵艦隊ノ旅順口ヲ脱出シテ南下セントスルヲ遇岩附近ニ邀撃シ、次デ之ヲ東方ニ追撃シ、午後一時ヨリ日没過マデ激戦シ敵ニ多大ノ損害ヲ与ヘタリ。此戦闘ノ後期ニ於テ、敵ノ砲火ハ大ニ衰ヘ陣形ハ全ク潰乱シテ、各艦箇々ニ分裂シ、「アスコリド」、「ノーウヰツク」駆逐艦数隻ハ南方ニ遁航シ、其他ノ諸艦ハ各自旅順口ニ向ヒ、我駆逐隊、水雷艇隊ニ追尾襲撃セラレ、更ニ少カラザル損害ヲ受ケタルモノヽ如ク、「ツエザレーウヰツチ」ハ其救命浮標及属具等ノ戦場ニ浮流セルニ徴スレバ、或ハ轟沈サレタルナラン。駆逐隊、水雷艇隊襲撃ノ結果ニ就キテハ、未ダ詳細ノ報告ニ接セズ。右「アスコリド」「ノーウヰツク」「ツエザレーウヰツチ」「パルラーダ」ノ外ハ昨朝旅順口ニ遁入シタルガ如シ、我戦隊ノ諸艦ニハ大ナル損害ナク、今後ノ戦闘ニ支障ナシ。死傷ハ全隊ヲ通ジテ将校以下約百七十ナリ。

×

〔八・一三、官報〕昨十二日午後大本営著、東郷聯合艦隊司令長官ノ報告左ノ如シ。（海軍省）

一昨十日ノ戦闘ニテ、敵ノ戦艦六隻ノ内五隻ハ、非常ナル損害ヲ被レルモノト認ム。「ポペーダ」ノ如キハ檣二本トモ折レ、巨砲ハ発射セザルニ至レリ。旗艦「レウトウヰザン」ハ三千五百米突ノ距離ニテ我集弾ヲ被リ其損害最モ大ナリト認ム。敵巡洋艦ノ被害ハ比較的大ナラズ。但シ「バヤーン」ハ出デ来ラザリシ。我損傷ハ既ニ応急修理ヲ了レリ。

上村艦隊の偉勲
浦鹽艦隊を撃摧して
朝鮮海峡遮断に成功す

〔八・一六、官報〕對馬沖ニ於ケル海戦　○昨十五日午前五時三十五分大本営著、上村第二艦隊司令長官報告ノ要領左ノ如シ。

十四日天明、出雲（艦長海軍大佐伊地知季珍）、吾妻（艦長海軍大佐藤井較一）、常磐（艦長海軍大佐吉松茂太郎）、磐手（艦長海軍大佐武富邦鼎）ハ、韓国蔚山沖ニ於テ索敵中、浦潮艦隊三隻ノ南航スルヲ発見セリ。敵ハ我隊ヲ見ルヤ北ニ向ヒ遁走セントスルヲ以テ、直ニ其前途ヲ扼シ、午前五時二十三分ニ至リ戦闘ヲ開始セリ。敵ノ旗艦「リユーリツク」ハ常ニ後レ勝ニテ、断ヘズ激烈ナル砲火ヲ被レリ。前続二艦ハ屢々勇敢ニ之ヲ掩護シ、遠ザカレバ転回シテ之ニ近ヅキ、近ケバ又前進セリ。依テ我隊ハ屢々丁字形ヲ画キテ敵ニ集弾スルノ利ヲ得タリ。其結果敵艦ヲシテ何レモ数次大火災ヲ起シ、多大ノ損害ヲ負ハシメタリ。特ニ「リユーリツク」ノ如キハ遂ニ進退ノ自由ヲ失ヒ、砲力モ亦全滅ニ近ヅキ時々緩慢ナル発射ヲ為スノミニシテ、其艦尾ハ著シク沈ミ、且ツ少シク左舷ニ傾斜スルヲ見タリシガ、敵ハ遂ニ之ヲ捨テヽ遁走セリ。恰モ好シ第四戦隊戦場ニ近ヅキ、浪速（艦長海軍大佐和田賢助）、高千穂（艦長海軍大佐毛利一兵衛）ノ「リユーリツク」攻撃ニ進ムヲ見タルヲ以テ、本隊ハ「ロシヤ」「グロモボイ」ヲ追撃セリ。此間激戦約五時間ニ及ビ、敵ノ二艦ハ全速力ヲ以テ逸走ス。

午前十時十九分我艦隊ハ右舷ニ回頭シ、「リユーリツク」捜索ノタメニ南航セルニ、「リユーリツク」ハ遂ニ沈没セルノ報ニ接セルヲ以テ、直ニ全隊ノ集合ヲ命ジ、其沈没位置ニ至リ浮泳スル人員約六百名ヲ救助シ得タリ。我艦隊ハ多少ノ損害ヲ受ケタルモ、何レモ重大ナラズ、士気極テ旺盛ナリ。

今回ノ戦闘ニ於テ重大ナラザル損害ヲ以テ多少ノ効果ヲ収メ得タルハ、偏ニ

大元帥陛下ノ御稜威ニ因ルモノニシテ、一同感激ニ堪エザル所ナリ。

（備考）司令長官海軍中将上村彦之丞ハ出雲ニ、司令官海軍少将三須宗太郎ハ磐手ニ坐乗セリ。

又第四戦隊司令官ハ海軍中将瓜生外吉ナリ。

軍使勧降

〔八・一八、官報〕軍使差遣　○昨十七日午前大本営著、攻囲軍司令官ノ報告左ノ如シ。（陸軍省）

十六日朝八時、軍参謀山岡少佐ヲ軍使トシテ敵ノ前哨ニ差遣シ、

陛下ノ聖旨竝ニ勧降書ヲ、敵ノ要塞参謀長ニ手渡セシメタリ。十七日朝十時敵ヨリ回答アル筈ナリ。

旅順非戦闘員の脱出者多し

〔八・二八、東朝〕（廿六日佐世保発） 去る十六日我軍使より発せし非戦闘員避難の聖旨に対する、敵軍の回答は辞令頗る鄭重にて、大元帥陛下の聖旨は深く感佩するも、何分戦闘中多数の非戦闘員を避難せしむるの余裕なく、遺憾此上なきも、事情止むを得ず謝絶する旨を記し、旅順軍司令官、要塞司令官、海軍司令長官の三名連署せりといふ。其後非戦闘員ジャンクにて脱出するもの多く、我海軍にては一一取調べ居れりとぞ。

遼陽陥落

〔九・七、官報〕 遼陽方面ノ戦況詳報 ○昨六日午前大本営著、満洲軍総司令部ノ報告左ノ如シ。

我諸軍ハ八月下旬鞍山店、湯河沿附近ノ攻撃運動ヲ開始セリ。其経過左ノ如シ。

右翼軍ハ八月二十四日ヨリ運動ヲ開始シ、二十五日夜ヨリ二十七日ニ亙リ劇戦ノ後敵ヲ撃退シテ、紅沙嶺、孫家寨、高峰寺ニ亙ル線ヲ占領シテ尚追撃ヲ続行シ、二十九日、英守堡、石咀子、响山子ノ線ニ達シ、三十日夜ヨリ三十一日ニ亙リ、軍ハ其主力ヲ鎌刀灣ニ於テ太子河右岸ニ移シ、其一部ヲ太子河左岸ニ残置シ、中央軍ト連繋シテ動作セシメタリ。軍ノ主力ハ九月一日ヨリ黒英臺西方附近ニ在ル敵ニ向ヒ攻撃ヲ開始セシガ、敵ノ抵抗頑強ニシテ、且ツ前日ヨリノ兵力ヲ増加セシヲ以テ、攻撃容易ニ進捗セズ。然レドモ四日間ニ亙ル劇戦ノ後、九月四日正午過遂ニ敵ノ陣地ヲ略取セリ。九月四日太子河左岸ニ在リシ同軍ノ一部ヲ更ニ太子河右岸官屯ニ移シタリ。

中央及左翼軍ハ二十六日ヨリ運動ヲ開始シ、敵ヲ圧迫シテ二十七日下石橋子、候家屯、蘇馬臺ノ線ニ達ス。然ルニ此日、下房身、鞍山站ノ防禦陣地ニ拠レル強大ナル敵ハ遼陽方向ニ退却ヲ始メタリ。依テ中央、左翼軍ハ直ニ追撃ニ転ジ、敵ノ一部隊ヲ駆逐シツツ二十九日中央軍ハ潘家爐、沙河ノ線、左翼軍ハ沙河、漁家臺ノ線ニ達ス。敵ハヤユチ北方高地ヨリ早飯屯南方高地、新立屯東西ノ両高地ヲ経テ首山堡西方高地ニ亙リ、堅固ニ陣地ヲ構成シタリ。故ニ中央軍ハ更ニ之ガ攻撃ニ著手セリ。此情況ニ於テ左翼軍ハ首山堡附近ノ敵ヲ攻撃シ、以テ中央軍ノ戦況ニ応ジ協力敵ヲ攻撃セリ。

三十日、中央軍ノ右翼ハ、右翼軍ノ左翼タル一部ト共ニヤユチ北方高地ヨリ早飯屯南方高地ニ亙リ占領セル敵ニ対シテ、攻撃ヲ開始セルモ、敵ハ遼陽方向ヨリ強大ナル増援ヲ得、中央軍ノ右翼ハ、其略取シタル位置ヲ一時支持スルノ已ムヲ得ザルニ陥リタリ。此戦況ニ於テ本官ハ左翼軍ニ命ジ、一意迅速ニ首山堡附近ノ敵ヲ撃破スルノ任務ヲ与ヘタリ。同日中央軍ノ左翼及左翼軍モ亦新立屯、首山堡附近ノ敵ニ対シテ攻撃ヲ開始セシニ、敵ハ頑強ニ抵抗シ、屢々逆襲ヲ試ミ、攻撃甚ダ困難ナリシ。

然レドモ両方面ノ敵ハ我軍ノ連日連夜ノ猛烈ナル攻撃ニ堪ヘズ三

十一日夜半ニ至リ遂ニ我軍ノ撃退スル所ト為リ、遼陽方向ニ退却シ、両軍ハ直ニ追撃ニ移リタリシモ、敵ハ再ビ遼陽城ノ南端及西端ヲ囲繞セル堅固ノ堡塁線及木廠東北方高地ニ拠リ、頑強ニ抵抗シ、我両軍ハ九月一日ヨリ三日ノ夜ニ至ルマデ遼陽ニ対スル攻撃ヲ継続シ、以テ遂ニ敵ノ堡塁線ヲ奪取シ、四日朝全ク遼陽ヲ占領セリ。

敵ハ三十日ニ至ルマデ汽車ニテ増加兵ヲ遼陽ニ輸送シタルノ兆候アリ。而シテ我ニ対セシ敵ノ兵力ハ未ダ詳ナラズト雖モ、総数少クモ約十二師団ナルベシ、今ヤ敵ノ大部ハ未ダ煙台以北ニ退却セザルモノヽ如ク、其一部ハ迎水寺附近ニ停止シアリ、停車場附近ノ倉庫及鉄道橋竝ニ太子河ノ架橋ハ敵之ヲ焼夷セリ。我左翼軍、中央軍ハ太子河左岸ニ停止シ、一部隊ヲ以テ木廠北方高地及鉄道橋附近ヲ占領スル筈ナリ。

二十五日以来ノ我損害ニ就キテハ、未ダ正確ナル報告ニ接セズト雖モ、多大ノ数ニ達スベシ。(下略)

遼陽の戦ひは　近世史上未曽有の大戦

〔九・四、報知〕 前世紀の戦史上に著名なる二三の大戦に於て、攻防両軍の兵力を調査するに、

アーステルリツツの役、千八百五年、佛国対墺露両軍の戦役に於て、那翁は七万八千人の兵力を以て、敵の六万五千人を破りライン河畔に敵兵を撃攘したり。

ウオータールーの役、千八百十五年、英普の連合軍は十九万六千人にして、那翁は十二万五千人を以て之に当り大敗を取れり。

メッツの役、千八百七十年、獨佛の戦役にして、獨軍は十四万八千人、砲六百四十門を以て、佛軍十七万三千人をメッツに破りたり

巴里の役、千八百七十一年、獨佛戦争の終期に際し、獨軍は十四万六千人、砲三百三十門を以て、佛軍の三十万人、砲三千三百門に当り之を降伏せしめたり。

プレヴナの役、千八百七十六年の露土戦争に於て、露軍は六万五千の兵と砲三百三十門を以て、土軍の三万五千人、砲七十門に当り、数週日の後ち辛く之れを破れり。

然るに今回遼陽の大戦は敵の兵力約二十万、砲五百門に下らず、我兵力之れと相当するものとせば四十万人の大会戦にして、殊に最新の高頂に達せる火器を用ゐての対抗なるを以て、今世紀に於ける大戦の一紀元を開けるものとすべく、而して此大軍が殆ど一週日の長きに亘りて引続き激戦するが如きは、近世の野戦に其の前例を見ずと云ふ。

日韓協約成立
財務顧問に日本人を傭聘

〔九・五、官報〕 日韓協約　○去月二十二日、日韓両国政府代表者ハ、左ノ協約ニ調印セリ。

一、韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓国政府ニ傭聘シ、財務ニ関スル事項ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スベシ。

二、韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ外交顧問トシテ外

部ニ傭聘シ、外交ニ関スル要務ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スベシ。

三、韓国政府ハ外国トノ条約締結其他重要ナル外交案件、即外国人ニ対スル特権譲与、若クハ契約等ノ処理ニ関シテハ、予メ日本政府ト協議スベシ。

橘少佐の逸事

〔九・九、日本〕（柚原少佐の談）遼陽附近の戦闘に於て、殊功を立て丶花々しき戦死を遂げたる歩兵少佐橘周太郎の性行に就き、少佐と断金の交ありし柚原少佐の語る所は能く氏の真を写せり。曰く少佐は名を周太郎と云ひ、曩に青森にあり、後ち東宮附武官に転じ長く其職を奉じ、次で中隊長となり、又戸山学校長及名古屋幼年学校に歴任し、先月命を奉じて某聯隊中隊長に補せられ出征したるが、今回遂に左の悲しむべき電報に接せり。

少佐橘君は八月三十日より九月一日に亘る遼陽附近の戦闘に於て、常に衆に抽でたる武功を樹て、殊に八月三十一日には数回敵の逆襲を撃退せられたる後名誉の戦死を遂げられたり。我々一同は此の悲報に接し哀悼の情禁ずる能はず、謹んで弔詞を表す、右少佐の宅に伝達を頼む。

某軍司令部

此電報簡なりと雖も以て少佐の死状を察するに余りあるべく、少佐を知り若しくはその人と為りを耳にせる者は、如何に其奮闘の勇ましかりしかを想ひて之を痛惜せざるはなし。寺内大臣閣下も其戦死を聞きて深く悼惜せられたり。

少佐は常に身を奉ずる事剛直、冬は暖に就かずして水浴をなし、夏は涼に就かずして亦た水を浴び稀れに湯浴を取るのみ。食物は粗食欠乏に甘んじ、三冬凛烈の時と雖も曾て茶を用ゐず、水を飲むこと十年一日の如し。如斯体育に注意すること深く、或る時は降雪を侵して品川迄駈足往復をなし、或時は習志野より戸山学校迄小憩を与へたるのみにて、駈足にて帰校し、体力の兵士に及ばざるを云ひながら、其家に帰るや又た撃剣を試みる等少時も逸予を貪ることなし。

少佐は又た皇室を尊崇すること頗る篤く、其の郷国より書生の始めて出京するあれば、先づ二重橋外に誘ひ行きて皇居を拝せしむるを恒とす。又人の心付かざる祝日、即ち皇太子皇女の御誕辰若しくは歴代天皇祭の如き日にも、能く部下に教へて休暇を与ふるにも多く其の日を以てしたりと。少佐の遺子は一郎左衛門なり、今年甫めて十一歳能く少佐の気風を享け小供心も僕は軍人になるとて命課布達を述ぶる位なりと、以て其一斑を知るに足るべし。少佐は又教官としても有数の人なり。其著書徒らに先輩の糟粕を甞め剽窃をなすの亜流と撰を異にせり、其の「兵学の各個教練の教育法」「夜間戦闘教習」に至りては最も珍重せらる。夜間戦闘法に至りては、近時の戦術に於て夜間の戦闘を必要とすることは、独り日本のみならず欧洲に於ても研究中なるが、我陸軍に対しては確かに少佐の著書其基をなしたるを信ず。又教官として他人を教育するには、其担任の課業は夜中にても能く取調べて之を授けて曰く、余の如き浅学の者は斯くして其任を尽すを得と。練兵を為すにも苟もせず、練兵場に臨むには十分に教練に付きて考慮したり。此の心掛けを以てしたる結果は実に偉大の成蹟を得、少佐の教練したる隊は常に著しく好成績を現ぜりと云ふ。

遼陽攻撃の戦利品　相当の獲物

〔九・二一、官報〕　戦利品○昨二十日午前大本営著電左ノ如シ。遼陽附近ニ於ケル戦利品ニ付キ其後調査ヲ終リタル分左ノ如シ。遼陽停車場ニ於ケル我占領セシ露西亜家屋三百五十三棟、倉庫二百十四棟、其坪数二万九千坪ナリ。又焼捨テシモノハ燕麦凡ソ七千石ニテ、現ニ戦利品タルモノハ大麦三千石、麪六千石、支那米一千石、引割麦一千石、高黍五千石、石油一千三百箱、薪十万貫、石炭二十五万斤、角砂糖一千八百箱ナリ。黒木軍ニ於テ占領セシ石炭ニ就キテハ、追テ通報ス。

露国宮廷に於ける　皇太后の勢力

〔九・二一、東京二六新聞〕　政府と宮中とは自から截然たる区別があつて、干犯し能はざる者に極つて居るのだが、却々其注文通りに行き兼ねる例は許多である。殊に露国の夫の如きは最も甚だしい実例と云つて差支ない。露国では政府の大臣で候と横柄な顔をしても、宮中に入つては頓と頭が揚らず、狐鼠狐鼠として居るのが幾許でもあるそうだ。

○露国の宮中には夥だしい宮内官及び宮内女官が居る、之を大別すると、皇帝附の宮内官と皇太后及び皇后附の女官で、宮内官の数が約七百人、宮内女官の数が約五百人、尚此外に皇帝及び皇族附文武官の数も頗る多い。之等の多人数が即ち宮中の勢力なる者を造り出すので、就中女官連が其原動力となるのである、故に一目に宮中勢力のある所を覗はんとならば、幅を利かして居る女官の系統をさへ見分くれば宜い訳だ。

○現今露国宮中で幅を利かして居るのは皇太后派附の女官で、換言すれば露国の宮中は即ち皇太后の宮中と云ふ有様なのだ、過般皇子が新生して、勢ひ皇后派の勢力も盛んになつたらうが、皇太后派の擁立するミハイル大公が現皇帝百年の際は摂政たるべしとの勅諚さへあつたのであるから、皇太后派の位置は益々鞏固となつた形である。

○皇太后の勢力の盛んなことは実に想像以外で、皇帝でも其御前には一言半句もないとのことだ、であるから、大臣も、権官も、其前には半文の価値もなく、工合能く其の一派の好評を得れば、権勢望みの儘なりと云ふ有様で、皇太后派でなければ、人にして人に非ずと云ふ情勢であるそうだ。

○玆に面白いことは皇太后派の女官頭は、曾て日本駐剳の露国公使であつたヒトロボーの妻君で、此妻君女官頭となる位の頗ぶる者であるから、其位地を利用して亭主のヒトロボーの利益を図ることも一再ならず、其の最も著じるしいのは、ヒトロボーが散々失策の揚句日本公使を罷められた時、普通ならば懲戒的処分で貶謫せらるゝ筈であるのに、例の妻君が懸命に奔走斡旋した結果、瑞典公使に栄転したことである。（下略）

韓国皇帝　日本軍慰問の勅語

〔九・二八、東朝〕　韓国皇帝陛下が、我軍に御慰問使を差遣はされたる趣は、既報の如くなるが、勅使陸軍参領閔用基氏は、九月十五日左の勅語書を捧持し、龍巖浦碇泊司令部に赴きたり。

韓国皇帝陛下之勅語直訳

朕惟ふに、本国は日本国と一葦之水を隔て輔車の形勢をなし、兄

弟之誼昔より篤く、邇年以来契交益々親しくなるを以て、日本皇帝陛下は、自国の威武を輝かし、且つ我国の独立を鞏固ならしめ、且つ東洋の大局を維持せんとす。巍々たる功徳を賛揚すべし。蓋し日本陸海軍将校及下士卒は忠肝義胆を以て、惟国あるを知り、身あるを知らざる、剛毅勇敢なる大和魂宇宙間に震動せり。彼の出師の日には、厳冬風雪の節なる故、手亀足麻の寒気を冒せしが、光陰駒隙の間、流金鑠石の炎熱と易り、数十万の大兵劔電弾雨の中に跋渉労苦すること、楽地に赴くが如し。勇往前進し、恐懼踊躇せず。朕甚だ嘉す。玆に陸軍参領(少佐)閔用基をして、労問勅使に命じ、本国内地に駐屯する各部隊及各兵站部に親往慰問し、朕の眷々たる至意を宣示し、兼て将来の殊勲を切望す。

光武八年八月二十六日

旅順の水源地　日本軍占領か

〔九・二八、東朝〕旅順口唯一の水源地は、所謂クロパトキン砲台の陥落により、日本軍に占領せられたるものゝ如し。同水道は曩に清国政府が始めて旅順に要塞を設けし当時、市街地を距る一里許の山間より湧出する水を引て飲用に供することとなしたるものにて、水質善良なれば沈澱濾過の必要なく、単に溜池を設け鉄管を敷設しあるまでにて其水量多からず、二十七八年役我軍の同地を占領するや、飲用炊事にのみ使用し、洗湯の如きは一ヶ月一回位に制限されたる位なり、今日も尚決して多からず。それすら今は我軍に奪はれたれば、今後は敵は雨水を貯ふるか蒸溜の法に依るか、或は不潔の井水に依るかなる可し。

旅順暗黒　〔九・三〇、東朝〕旅順の敵は従来水力を利用して電気を応用したる場所多かりしが、此程より如何なる為にや、各官衙公署は勿論、探照燈其他の電燈悉く消滅し居れりと。又造船所の諸機械も運転を中止し、港内の艦船も多く煙を揚ぐる模様見えず。陸上の諸機械及び艦艇船のボイラーには、掘井戸の水を用ひたりしも、多く塩分を含有する為め、パイプに結晶するの虞ありて、大混雑を極め居れり。又蒸溜水を急製するにも、迚も間に合はずといふ。

北海道鐵道　全線開業す

〔一〇・八、東日〕北鐵の全線開業　○同社未成区間熱郛、小澤間四十哩余は、去月末竣功し其筋の監査中なりしが、一昨六日無事終了せしに付、愈々来十五日頃には、函館小樽間全線の開業を為すよし。右開業の上は、起終両駅より朝夕一回宛の直行列車を発し、青森航海汽船と聯絡す、乗車時間は当分の内緩速度を取り、上下何れも十二時間にて、賃金は三等にて金三円なり。又函館駅には海陸接続上、乗客待合所の設備あり、且列車には給仕等の設備あれば、今後の渡北者には下尠利便を得るに至らん。

沙河大会戦

〔一〇・一三、東朝〕(十日大本営着電)　各軍方面の敵状左の如し。

○右翼軍方面

今九日朝敵は威寧営より太子河の左岸に移り橋頭に向て前進し、橋頭本溪湖間を遮断せり。其兵力は歩兵約一旅団、騎兵二千、砲二門なり、又本溪湖の東方太子河右岸の地区には増加して歩兵一旅団、騎兵千五百、砲八門となれり。

大嶺方面の敵は約混成一旅団なり、綿花堡、八家子共に歩兵一聯隊の敵あり、南に向つて前進す、其後方には後続部隊あるもの丶如し。午後二時敵の歩兵約二聯隊、上柳河子に進入し、又同時に敵騎一聯隊、下柳河子に入り、焼達勾に進入せし敵は其兵力一師団にして既に我陣地前に達せり。

○中央軍方面

今朝迄此方面の敵は約一師団にして、前黄花店、板橋堡、柳塘溝の線に停止しありしが、午後敵の一縦隊柳塘溝より鉄道線路を南進し、其先頭南五里街に達せり、又柳塘溝より歩兵連続前進す、其兵力三大隊を下らず、尚後続部隊あるが如し。

鉄道線路を行進中の敵は、長径約二里にして尚ほ其の後尾を見ず、板橋堡東方高地にも約一聯隊の歩兵を見る。

○左翼軍方面

此の方面の敵の運動は活潑ならずと雖も、敵の主なる兵力は柳塘溝、孫家台附近にあるが如し。

○我軍の状況

右翼軍は橋頭守備隊を応援の為め一縦隊を差遣せり、又七日以来城廠方面にも敵襲を受けつ丶あり、本溪湖支隊の方面の敵に対しては今朝より一縦隊を以て増援し之を撃攘せしめ、目下戦闘中なるも其状詳かならず。

中央及左翼軍は前面の敵に対して対戦中なり。

本官は目下の状況に於て、敵が未だ其兵力を渾河左岸に集結せざるに先ち之を撃破するの目的を以て、明朝より攻勢に転じ敵の主力を求め之を攻撃せんとす。

哀し矣！　露帝の告別　バ艦隊動き出す

〔一〇・一三、東朝〕（十一日伯林発）露国皇帝は、リヴァルに於てバルチック艦隊の士官、水兵に勅語を賜ひたり、皇帝は先づ彼等が其国家の為めに勇敢に戦はんことを望むとの旨を告げ、新艦隊はワリヤーグ、コレーツの讐を報じ、敵を撃破せざるべからずといひ、最後に彼等の為めに安全の航海を希望するの意を述べられたり。

沙河の会戦　大観

〔一〇・一八、東朝〕沙河会戦の大観（十五日大本営着電）中央軍に於て捕獲したる将校の陣述によれば略敵の企図並に兵力を推定するを得、其要領左の如し。

旅順要塞は日々益々悲境に陥れり、然るに満洲方面に於ては欧洲より増援兵続々南満洲に来着し、目下クロパトキンの奉天附近に掌握し得し兵力は九軍団以上に至れり、是を以て露帝は去る九月廿七日を以て、クロパトキンに今後一歩たりとも奉天以北に退却すべからず、事情の許す限り迅速に攻勢に転じ、日本軍を南満洲に駆逐し、以て旅順の急を救ふべきを命じたり、故にクロパトキンは其全力を提げて奉天以南に進行し、攻撃に転ずる為め全軍を中央及び左右の三縦隊に区分せり。

中央縦隊は第一、第四、第五軍団より成り、サルバエフ之れが総指揮をなし、東山口、蓮花山方面に現はれしもの即此縦隊なり、左縦隊は約二軍団より成り、日軍の右翼に向ひ、スタルチルベルグ指揮官たり、右縦隊は三軍団より成り、日本軍の左翼に向ふ、別に一軍団は中央縦隊の後方に続行す、其他リネウイッチは烏蘇利地方の野戦軍を率ゐ、東方より大迂回をなし遼陽の東南方に迫り、以て日軍の退路を脅威する筈なる如し、又ミシチエンコは龍騎兵六聯隊を指揮し、リネウイッチ支隊の右に連り運動せり。

中央縦隊は右に第一軍団、左に第四軍団、中央後に第五軍団位置す、第四軍団は目下西伯利亜予備第一乃至第四師団より成り、各師団は各速射砲四中隊を有す、第一軍団の第三十七師団の右翼には第九師団の兵あるを見たり。

思ふに此度の戦争は尚永続すべし、露国は其一大目的たる最終の戦勝を償ふ為めには、仮令幾多の高価を払ふも尚辞せざるべし、大敗の結果は露国の一大革命、邦土の分裂を来たすの時たるを覚悟せざる可らざればなり。

此度の戦闘に於て第三十七師団殊に其第一旅団の損害の如きは非常なるものにして、第百四十五聯隊第一中隊の如きは三塊石山上に於て全く殲滅し、又大隊長以下将校の死傷し或は捕虜となりしもの甚だ多かりし。

西伯利亜予備歩兵第三師団の損害も亦頗る大なりしが如し、此師団の各聯隊は出戦当初は約四千なりしが、遼陽戦後二千五六百人に減じ、此度の戦闘に於て第十二聯隊の如きは僅に八百の現員となれり、其結果として大尉は聯隊を少尉は大隊を上等兵は中隊を指揮するの已むを得ざるに至れり、他の聯隊の景況は詳かならざれども、其損害の程度は僅少にあらざるが如し。

目賀田契約要項

〔一〇・一九、東朝〕　目賀田契約。

帝国政府の推薦に係る韓国財政顧問目賀田種太郎氏と韓国政府代表者との間に、本月十五日訂結せられたる傭聘契約要項左の如し。

一、目賀田種太郎は韓国政府の財政を整理監査し、財政上諸般の設備に関して最も誠実に審議起案の責に任ずること。

一、韓国政府の財政に関する一切の事務は、目賀田種太郎の同意を経たる後施行すること。

一、目賀田種太郎は財政に関する事項の議政府会議に参与し、及財政に関する意見を度支部大臣を経て議政府に提議するを得ること。

一、議政府の決議及各部の事務にして財政に関係あるものは、其上奏前に目賀田種太郎の同意加印を要すること。

一、目賀田種太郎は財政上に関し謁見を請ひ上奏するを得ること。

一、本契約は予め其期限を定めずと雖も、各一方に於て本契約解除の必要生じたる場合には、相互協議の上日本代表者の同意を経て、本契約を解除すること。

黒鳩公総司令官に任ぜらる

アレキシエフ解職せられ

〔一〇・二八、東朝〕　総帥クロパトキン。（廿七日欧洲発）

廿五日発露都電報によれば、黒鳩公は廿三日附を以て総司令官に任ぜられたり。

アレキシエフ解職

墺国報告局はアレキシエフ太守がハルピン十月廿五日付を以て発したる告示を伝へたり、其の要旨は左の如し。

皇帝は本官の悃願を容れ、本官の（此処一字不明なり、軍職の意味ならんか）を解かるゝと共に、十月廿三日を以て、クロパトキン将軍を在極東陸軍総司令官に任ぜられたり、但し本官が極東に於て陸軍を編成集中指揮したるの労を嘉賞し給ひたり、本官は将校并に下士卒が能く其任務を尽くしたるに対して、玆に深謝の意を表す、本官は露軍が皇帝并に祖国の声誉の為め、其の強敵を撃破すべきことを確信す。

韓国留学生入学式

〔一一・九、讀賣〕 韓国皇室より内帑を支給して其教育を我政府に委託したる留学生四十六名を、我が外務、文部両当局者協議の末、更に之を東京府立第一中学校長に委託せられたるを以て、去五日午後同校堂に於て目下来朝中なる韓国學部大臣李載克、本邦駐劄全権公使趙民凞の両氏並びに珍田外務次官、澤柳普通学務局長、山座政務局長、山田東京府書記官の各当局関係者並に同校職員四十余名参列し、厳粛なる入学式を行ひたり。

先づ勝浦同校長の挨拶ありて後留学生各自に宣誓を行はしめ、次で同校長の訓辞、李學部大臣の訓誨及謝辞、澤柳、山田両氏の演説ありて薄暮式を終りたり。

因に記す、今回入学生の年齢は十五歳より二十五歳までの青年にして、其父兄は悉く両班（やんばん）の列に在りて相当の身分を有するものゝ由。従来清韓両国人にして本邦に遊学するもの少なからざれ共、斯く一団の多数が公然の手続を経来りたるは初めにして、外務省は学校教育の外平素の訓練の事をも同校長に併せ委託せられたるものなるが、勝浦氏は種々苦心の末、警視庁等にも照会して適当の寄宿舎を選択の結果、自宅近傍の飯田町に公認寄宿舎を設置し、舎監とも称すべき学校職員二名を毎日交代に宿直せしむることゝなし、去二日留学生全員を同寄宿舎に収容したりと云ふ。

アラスカ漁業に邦人初めて進出

〔一一・九、國民〕 新潟県人にて日本水産会社の片桐寅吉、田代三吉、浅井惣十郎の三氏等は、今春来特に帆船東丸其の他の漁船を米国アラスカ地方に出だし漁業を始め、獲物の鮭約廿万尾（一頭九百匁平均）、鱒三万尾（同五百匁平均）、等を満載して去六日横浜に帰航したる由。本邦漁業家にして自ら米国漁業を経営せしは之を嚆矢とす。

京釜鐵道全通

〔一一・一一、東朝〕 京釜鐵道南北軌条愈々接続したるに付、両三日中に建築列車を運転し、今後一週間を経過せば仮便乗を許す事となるべしと、されば政府の命令よりは約一ヶ月半を早めたる訳なり、而して正式の営業開始は明年一月一日と重役間に於て決定し居れり、又開業式は来年三四月の交を見計らひ、盛大に挙行する計画

なり。

共産党宣言書を訳載して「平民新聞」発売禁止

〔一一・一四、東朝〕 昨日発行の平民新聞は秩序を紊乱すべき記事を掲載したる者と認められ、其発売を禁止し署名者は其筋より告発せられたり。右は同新聞発行一周年の紀念にとて共産党宣言書を訳載したるに由るといふ、又一周年紀念祝賀の為、同日瀧の川にて園遊会を催すべき筈なりしが、之も治安に妨害ある者として、其未だ開会せざるに先だち解散を命ぜられたり。件の園遊会には素人演劇、講談等の余興を催す筈にて、孰れも家族同伴にて来会したる者多かりしに、突然解散を命ぜられし上、即刻退去せずんば拘引すべしとの事なりしかば、一時王子停車場の混雑は非常なりき。

旅順の坑道

〔一一・二五、讀賣〕（帰来将校談）

▲海陸上の戦争に至りては吾人の屢々聞く処なりしも、然かも地下戦といふに至つては、実に古人が夢にも見ざりし処、而して其の惨絶酷烈なる点に至つては実に言語の限りにあらず、此世からの地獄ともいふべき惨苛の極みにして、敵も味方も退散の道なく穴中の爆裂に鏖殺の光景を呈すといふ。

▲坑道作業　我より坑道を掘りつゝ進めば敵も亦我れの作業を妨げんとして掘坑し、互に其の距離の近づくや泥の崩るゝ音作業に要する板の落つる音、又は靴の音掩匙の音まで明かに聞え、今にも衝突せんかと思はるゝ事あり。此の場合に於ては双方の苦心は最も甚だしく、敵が我よりも地下低く進むか又は左右何れに片寄り居るかを測るなり。其の之を測ることは敵も我も同時なるべく、此時に敵作業の方向を測定して爆発する事なるが、此場合に在ては一歩にても装薬を先んじたるものゝ勝利に帰すべし。若し過て敵作業の音響ある方向の度を誤り爆発したる時はそれが為めに却て敵は我が作業方向を知つて、直ちに我を鏖ろしにするに至る。又双方共作業方向の観測を誤らずとするときは、爆発装薬に後れしもの忽ち鏖しにせらるゝ訳なり。故に此作業中幽かに音響の聞ふるあらば、息を凝らし靴を脱して跣足にて敵の作業方向及び度合を測り、それに対する手段を取るを要すると、其作業の如何に困難にして冒険なるかを知るべし。即ち去る廿四日東鶏冠山北砲台占領の時の如きは、同山下地下坑道作業に於て、現に敵の為めに一歩を先んぜられたりしが、幸ひに敵の爆発薬強力ならざりし為め我兵七名を損ぜしのみ。

▲穹窖防禦　彼の穹窖といふは岸側防禦とて、非常の高さに絶壁の如くコンクリート若くはセメントにて固めたる台塁なり。其高さは何れも六百米突以上なるを以て、如何にしても之を乗り越ゆる事は出来ず、即ち之を坑道作業にて爆発破壊するなり。二龍山、松樹山の外岸穹窖は最も高く、坑道作業に因て爆発するも、一回や二回にては僅かに一小部分を破壊するに過ぎず、故に五回も六回も決死隊を派して坑道破壊に従事せしむるなり。昨今此の砲台の地中に於て其作業に従事しつゝある者は、実に人の知らざる苦辛を嘗めつゝあるを知るべし。

欧露 遂に全動員

〔一一・二八、東朝〕 敵国全動員に就て ○露国政府は来年一月欧露諸州の全部動員を行ふことに決定したりと倫敦特電は報じたるが、某将校は曰く、連戦連敗の露国としてはこは当然の処置なるべし、而も時機聊か晩る、露軍は第二軍、第三軍編制には所在動員したる為め、反乱動乱処々に蜂起したるが是れ全く部分動員を施したるによる、若し初めより全国動員を為したらんには此動乱は或は避け得たらん、何となれば全国動員の意味は軍隊教練に在りて出戦に限りたる為にあらざれば、召集せられたる後備も出戦を予期せずして入営するを得べく、出戦嫌忌の念も起らず、随つて騒乱も起らざる可ければなり、かくて入営したる後は次第に教練せられて自然軍隊気質となり、却つて出戦を希望するに至るものとす、然るに動乱已に起りたる今日に於て全国動員を為すも、時機既に後れて或は寧ろ騒乱を大にすることあるべしと。

二〇三高地 遂に占領

〔一二・二、東朝〕（十二月一日 大本営着電）

旅順方面の戦況左の如し。

攻囲軍は十一月卅日払暁より砲撃を開始し、午後四時に至る数回の突撃を行ひしも、敵の抵抗頑強にして奏功に至らず、午後三時頃二〇三高地西南部に向ひたる部隊は突撃を強行して嶺頂下約三十米突に肉薄し、午後七時増援隊と共に嶺頂に向ひ突入して遂に之を占領せり、其東北部に向ひたる部隊も亦尋で突撃を実施し、午後八時全く二〇三高地全部を我有とせり、此高地の東側には敵の死屍累々として未だ其数を調査するに暇あらず。

『兵隊さァん ナァニを喰ふ』

満洲の野に労苦の我が同胞に
涙こボるゝ此の食味を見よ

〔一二・五、萬朝〕 満洲に在る同胞は何をか日々の食膳に供せられあるか、如何に寒くとも置炬燵に湯豆腐の贅は出来ず、左に記す日記の通り唯僅に生くる為め働く為めのみを間に合す丈けの献立なり。内地に居て飯が強いの柔かいのとは、云はれた義理には非ざるべし。

十一月廿二日

朝 僅かに五分許りの奈良漬の外には何にもなし。

昼 干鰕少々。

夕 千切大根と罐詰牛肉の煮たるもの、但し親の仇に回り会ふとも肉の切味に出会ふ例はなし。

十一月二十三日

朝 梅干二個。

昼 千切大根に牛肉八匁。

夕 同。

十一月廿四日

朝 沢庵漬大根、但し一切れ。

昼　卵一個と千切大根。
夕　馬鈴薯に千切大根。

二〇三高地！　標高は二百十也

〔一二・六、東朝〕　二百三は二百十。

（港内観測設備成る）　習慣上二百三高地と称すれども、其標高実は二百十米突あり、当初より此高地砲台に向ての我砲撃は二百十に対する照準を以てせりといふ。此高地よりの展望は予期の如く全く旅順東西両港を一眸中に瞰制し得たり、白玉山下湾入の処に居れる敵の残艦に対する砲撃設備は既に漸く成れりといふ、世人が其結果如何を知り得るも数日の中に在る可し。世人動もすれば大口径の重砲を此高地嶺頂に牽登するの困難を想像し、設備の緩慢なる可きを患ふるものあるが如くなるも、曲射砲は間接射撃を以て目的を達するものなり、適当の観測所をさへ具ふれば、百発百中疑ひなし、二百三高地は其観測所たるものなり。

攻囲軍新占領地と軍略上の価値

〔一二・九、報知〕　公報によれば我軍は二〇三高地占領の結果として、赤阪山及び寺児溝北方高地、三里橋北方高地を占領す。寺児溝と曰ひ三里橋と云ひ皆有名の地にあらざるに依り、世人は此占領に対して左まで重きを置かざるに似たれど、其実は此の占領たる真に我軍の為めに一大発展なることを知らざるべからず。此図〔図略〕に示す如く三里橋北方高地よりは旅順の旧市街を砲撃すべく、而して二〇三西南の高地よりは、太陽溝砲台と老鐵山との交通路を砲撃すべきが故に、旅順の旧市街は悉く我が砲火の中に落つるのみならず、椅子山砲台、案子山砲台、太陽溝砲台、老鐵山等皆其聯絡を断たれ個々別々に孤立し、彼我相応援すること能はざるに至れり。元来旅順の難攻不落と称せられたるは多数の砲台互に聯絡し扶助して、宛ら十指の如く働らきたるに由るものなるに、今や各砲台が個々別々孤立すること此の如くなるに於ては、砲台其れ自身の防禦力を減殺すること最も大なりとす。左れば二〇三高地の占領は我軍の一大発展なるに、是等各高地の新占領は更らに二〇三高地の占領をして一層有効有力ならしむるものにして其価直甚大なりと謂はざるべからず。世人は宜しく我軍に向て感謝する所あるべきなり。

東鶏冠山北砲台占領

〔一二・二〇、東朝〕　十二月十九日大本営着電、旅順攻囲軍報告。

軍の一部は、十八日午後二時十五分東鶏冠山北砲台の胸墻に大爆破を行ひ、同時に突撃に移り、彼我烈しき爆薬戦を交ゆ、敵は防戦最も努め、且其機関砲射撃の為め我攻撃の進捗一時意の如くならざりき。次で午後七時頃、鮫島中将は自ら其予備隊を率ゐて外岸穹窖内に前進し、部下の勇気を作興し、其予備隊を戦線に加へて最後の大突撃を行ひ、遂に午後十一時五十分全く同砲台を占領せり。

砲台占領後我は直に工事を施し今朝に至り其占領確実となれり。敵は退却に当り其咽喉部附近に埋没せる四個の地雷を自ら爆発せり同砲台に九珊知野砲五門、機関砲二門、及び多数の弾薬幷に四五十の屍体委棄しあり、戦死傷は未詳なるも多大ならざるべし。

海軍の旅順攻撃一段落

〔一二・二六、東朝〕旅順の海戦一段落を告ぐるに至りたるに就き、昨今朝野の間に待望せられつゝあるは東郷司令長官帰京の事なり、同長官は本年二月以来海上の軍務に服し、善謀善断、陸軍の協力と共に旅順敵艦隊全滅するに至りたれば、挙国の民は皆将軍の健康を祝し、併せて其絶大の功勲に対し面のあたり感謝の意を表せんと欲するの情に切なり、聖天子も国民の同将軍に対する熱情を賢察あらせられ、一度其帰京を命ぜらるゝの日蓋し遠きにあらざるべしと、是れ昨今各方面に於て喧伝の声あり。

敵前聯隊旗を掲揚せんとして 勇敢の日兵八名まで斃る

露国海軍士官驚歎して語る

〔一二・二七、報知〕去る十六日旅順より芝罘に入港せし七名のボート乗組員中に某戦闘艦長あり、二〇三高地の戦況を語ること左の如し。

▲二〇三高地の激戦　二〇三高地の戦は二週間継続し、露軍の死傷は二千五百を超え、日本軍の死傷は更に之れより大なるものゝ如し、第一回の戦闘に於て日本兵は猛烈なる砲火を冒して高地に攀ち、其聯隊旗手が将さに丘巓に達せんとせる時、露国の一文官ペテロ・コンスタンチノムウツチエなる者共場に駆けつけ来り、聯隊旗を奪ひて歯にて之を嚙み切らんとせしが日本軍よりせる砲火の為め共場に戦死せり。第二回の戦闘は最も猛烈を極め、日露両兵共に銃槍を以て格闘せり。第三回の戦闘に於て日本軍は遂に高地にある砲台の胸壁を焼き払ひしを以て、露兵は止むなく退却せり。

▲日本軍の勇悍　日本兵の勇気絶倫なるは実に驚くべきものにして、其の聯隊旗を掲揚せんとするや、之れに従事せる兵卒は露軍の銃丸に当りて忽ち斃れたり。依りて他兵代りて之に従事せしに又斃れ、此くして斃るゝもの八名に及びしも尚ほ屈せず飽までも聯隊旗を掲揚せんとし、到底之れを停めんとする景色見えざるより、露軍の指揮官は日本兵の勇気と敢為の精神とに感激し、部下をして射撃を中止せしめ聯隊旗を掲揚するに任せたり。其れより両軍の間に休戦の約成り死傷者の運搬を為せり。

二龍山占領

〔一二・二九、官報〕旅順攻囲軍戦況　〇昨二十八日夜半大本営著旅順攻囲軍ノ報告左ノ如シ。（陸軍省）

軍ノ左中央隊ハ二十八日午前十時二龍山砲台正面胸墻ノ大爆破ト共ニ突撃ヲ実施シテ該胸墻ヲ占領シ、重砲及野戦砲ノ掩護ニ依リテ敵ノ銃砲火ヲ犯シテ鋭意占領工事ヲ施シ、其占領略々確実ナルニ及ビ、午後四時更ニ内部重砲線ニ突撃シテ直ニ同線ヲ占領シ、尚ホ進テ咽喉部ニ向ヒ同所ヲ頑守セシ残敵ヲ撃攘シ、午後七時三十分遂ニ全砲台ヲ占領セリ。

明治三十八年（一九〇五年）

万夫不当の天嶮も死守の道なく
旅順遂に開城
芽出度し此元旦に ステッセルの軍使白旗を掲げて来る

〔一・二、官報〕 旅順開城ニ関スル照会回答及伝達 ○今二日午前三時大本営著、旅順攻囲軍司令官ノ報告左ノ如シ。（陸軍省）
昨一日午後五時頃敵ノ軍使、水師営南方ノ我第一線ニ来リ、我将校ニ次ノ書簡ヲ交付シ同九時小官之ヲ受領セリ。
旅順口一九〇四年十二月
第二五四五号
貴下交戦地域全般ノ形勢ヲ考察スルニ、今後ニ於ケル旅順口ノ抵抗ハ不要ナリ、依テ無益ニ人命ヲ損セザルタメ、予ハ開城ニ付キ談判センコトヲ望ム、若シ閣下之ニ同意セラルヽニ於テハ開城ノ条件順序ヲ討議スルタメ委員ヲ指命シ、竝ニ予ノ委員ガ該委員ト会合スベキ場所ヲ撰定セラレンコトヲ願フ。
予ハ此機会ヲ利用シ予ノ敬意ヲ表ス。
ステッセル将軍
旅順口攻囲軍司令官男爵　乃木閣下
（中略）
参謀総長ハ
聖旨ヲ奉ジテ左ノ電報ヲ旅順攻囲軍司令官男爵乃木大将ニ送レリ。
旅順攻囲軍司令官宛　総　長
〔一月二日午前八時発電〕
将官ステッセルヨリ開城ノ提議ヲ為シ来リタル件伏奏シタル処陛下ニハ将官ステッセルガ祖国ノタメ尽セシ苦節ヲ嘉シ玉ヒ、武士ノ名誉ヲ保タシムベキコトヲ望マセラル。
右謹テ伝達ス。（下略）

大内山の御慶事　皇太子妃御分娩

〔一・三、官報〕 宮内省告示第一号 ○一月三日午後七時二十八分、皇太子妃殿下分娩、王男子誕生アラセラル。
明治三十八年一月三日　宮内大臣子爵　田中　光顕

遼島半島封鎖解除

〔一・七、官報〕 海軍省告示第二号 ○明治三十八年一月七日左ノ通遼東半島ノ封鎖解除ノ宣言ヲ為シタル旨、聯合艦隊司令長官ヨリ報告アリタリ。
明治三十八年一月七日　海軍大臣男爵　山本権兵衛
遼東半島ノ全部我占有ニ帰シタルニ依リ、本日ヲ以テ明治三十八年一月一日宣言シタル封鎖ヲ解除ス。
明治三十八年一月七日　聯合艦隊司令長官　東郷平八郎

旅順の敵艦全滅

〔一・九、官報〕 旅順口ノ敵艦隊殲滅 ○一昨七日大本営著片岡

第三艦隊司令長官ノ報告左ノ如シ。
旅順口ニ在ル敵ハ、去ル一日夜ヲ以テ開城ヲ我包囲軍ニ提議シタル後、同港内ニ在ル大小艦船ヲ自ラ破壊シ、又数日来、港外ニ在リシ「セバストポリ」及「アトワズヌイ」ヲモ沈没セシメタリ、而シテ六隻ノ駆逐艦ハ夜ニ乗ジテ沖合ニ脱出シタルヲ以テ我封鎖艦隊中ノ一部、之ヲ追撃セントシタルニ、敵ハ、アラン限ノ速力ヲ以テ遁逃シ、我秋津洲（艦長中佐山屋他人）竝ニ一駆逐隊（司令中佐藤本秀四郎）一水雷艇隊（司令中佐笠間直）ハ芝罘方面ニ、又第三艦隊司令官東郷正路ハ千代田（艦長大佐村上格一）、龍田（艦長中佐釜屋忠道）竝ニ一駆逐隊（司令中佐鈴木貫太郎）ヲ率キ、膠州灣方面ニ各々之ヲ追躡シ、遂ニ武装解除ヲ実行セシメ、敵艦隊ノ全部ヲ殲滅シ得タルハ一ニ大元帥陛下ノ御稜威ニ因ルモノニシテ又勇敢忠烈ナル陸軍ノ攻撃敵艦船ヲシテ、蟄伏スル所ナカラシメタルモノ与テ大ニ力アリタルヲ信ジ、本職ハ玆ニ当方面ニ於ケル最モ光輝アル作戦ノ一段落ヲ告グルニ至リタルヲ報告ス。

ステッセル長崎へ

〔一・九、國民〕　ステッセル及び其の家族、宣言せる各将校及び其の家族其他約一千名は、十三日頃長崎着の予定にて、同地着の上暫く稲佐に滞在せしめ、便船を待ちて帰国の途に就かしむる筈なり。

皇孫御命名式

〔一・一〇、東朝〕　本月三日御誕生の第三皇孫殿下御命名式に付、徳大寺侍従長は勅使として、昨日午前十時青山御所に参候し、齋藤東宮大夫に面会し、天皇陛下より賜はりたる御命名書を捧呈し、大夫は皇太子殿下に代りて御命名書を拝見、返上の後侍従長は御奥に進み、皇孫殿下に捧げ参らせ、更に斎藤大夫は同殿下御名代として之を拝受し、尚古式に拠りて本居東宮侍講は、日本紀神武天皇紀中の一節を捧読し、島津忠亮伯、本多正憲子等鳴弦の事ありたり。御命名幷に其出所は左の如しと承はる。

御名　宣仁（ノブヒト）
詩経　四國于蕃、四方于宣。
宮号　光宮（テル）
詩経　楽只君子、邦家之光。
書経　惟公徳明ニ光于上下一、勤ニ施于四方一
易経　謙尊而光。剛健篤實輝光、日新ニ其徳一

露都の大椿事　祝砲に榴散弾

〔一・二二、東朝〕　露都の大椿事（露帝僅に難を免る）（廿一日上海発）
露都にて発表せられたる公報に拠れば、ネワ河畔に於て例年の祭典挙行の後、例の通り祝砲発射中、取引所に近き砲台の一砲門は、如何にしけん空発弾に非ずして榴散弾を発射し、為に冬宮の窓四個を破壊せり。此時露帝は右宮殿を少し隔たりたる所に居たりしなりといふ。
　其他より得たる報道に拠れば、該榴散弾は露国騎砲兵中にて、最上流貴族を以て成れる一隊に属する某砲の中に誤つて遺留し居たる

ものにして、之が其日の儀式滞なく済たる後、砲門を発したるなりといふ。

尚此出来事は軍人中に陰謀ありたるが為めなりとの説あり。祝砲発射の任に当り居たる兵士は捕縛せられたり。(記者曰く当日の儀式は毎年一月六日ネワ河にて挙行せらるゝ河の祭礼を指す者なり)

ダルニーを大連と改称

〔二・三、國民〕明治三十八年二月十一日以後、青泥窪を大連と改称する旨、その筋へ報告あり。

女学校　校章の始

〔二・六、日本〕女学生の通学の学校を判然せしむる為め、見易きところにメタル様のものを懸けたら良からんと云ふ説もありしが、来る四月より開校する上野女学校にては一種の校章を作り、八稜形の銅章に単瓣の山桜を浮かし、裏に校名を彫刻せる約八分大のものを入学の当初学校より各生徒に貸し与へ置き、学校と自宅とを問はず総べて出入の時には心臓部の近辺に吊し置き、決して取り離さぬと云ふ規則なりと云ふ。

全露今や恐怖時代

〔二・二〇、東朝〕(十八日路透電報)セルジ太公暗殺の事ありてより、露国に於ては、新に一恐怖時代始まれり。到る所の同盟罷工は猛烈を加へ、コーカサス地方の叛乱は益々猖獗を極む。之が為満洲軍に対する糧食供給の道殆んど絶えなんとし、クロパトキン将軍に向つて後援隊を派遣せんこと全く不可能たるに至れり。

露国の上流の地位に在る某氏の如きは、望みの既に全く絶えたるを承認し、此際確実に成功の見込ある作戦の計画は、唯今後二箇年間更に退却を続行し、之によりて日本軍を奔命に疲れしむるの一途あるのみと語れり。

露国擾乱益拡大　西比利亜鉄道も杜絶

〔二・二七、東朝〕(其筋着電)ルーター電信二十四日ワルソー発。ワルソー露京間鉄道のワルソー側の部分に、同盟罷行蔓延せり。又ワルソーより露京に達したる電信に拠れば、ワルソー、ブレストリ、トヴイスキー間の鉄道に総罷工起り、ワルソーに於る諸電信局并に其附近は破壊せられたり。サラトフ一円の各鉄道孰も総罷工を見、又モスコウ、カザン間の鉄道雇員も、同盟罷工せり。

×

〔二・二七、東朝〕露国鉄道一半杜塞(廿六日路透電報)○露都諸新聞の報道に依れば、東部西比利亜全部及び高加索地方は、事実上露本国との鉄道交通を断絶するに至れり。

敵軍全面的に退却

〔三・一〇、東朝〕(三月八日大本営着電)満洲軍総司令官。敵は今朝来退却を始め、我が各軍は猛烈に之を追撃中なり。

○大戦大勝利　(三月九日午前大本営着電)

興京方面

馬群丹方面の敵を撃攘せし我が部隊は、尚ほ追撃を続行しつゝあり。

沙河方面

鉄道線以東に在ては、敵漸く動揺の徴候を呈せしを以て、去る七日夜半より全線総攻撃に移り、敵を其の陣地より撃攘し、渾河、河孟に圧迫しつゝあり。

鉄道線より渾河左岸に至る全地区は、既に我が占領に帰せり。

渾河右岸方面

渾河右岸に在ては、揚士屯及李官堡附近の敵は引続き頑強に抵抗を持続し、屢々逆襲し来りしも、我が兵悉く之を撃退し、多大の損害を与へて漸次奉天方面に圧迫中なり。

敵退路遮断

又奉天北方の地区に在ては、敵の頑強なる抵抗を受けしも、小集屯(奉天西北約二里)、八家子(小集屯東北約半里)、及び三臺子は既に我が有に帰し、鉄道は奉天北方に於て、我軍既に之を破壊せり。

大清帝室発祥の霊地

奉天城内に軍隊の宿衛を禁ず

〔三・一〇、東朝〕 奉天城内 (軍隊宿営厳禁)

大清国帝室発祥の霊地を尊重し并に在奉天支那人民の安寧を保持せしむる為め、満洲軍総司令官大山巖は、昨三月八日総追撃の命令中に於て、団隊の奉天城内に宿営することを厳禁せり。

明治三十八年三月九日

大本営

戦線を五十里に延長し

大軍四十万を集中したる

敵の決勝地　無残に崩壊

〔三・一〇、東朝〕 敵総帥クロパトキンは沙河線を決勝地と決定し、其の戦線を五十余里に延長し、堅牢なる陣地を構築し、四十万の大軍を集中したるに拘はらず、戦闘僅か七日、遂に総敗退を為すに至りたり。敵が必勝を期したる戦闘に於て斯く脆かりし原因は作戦の拙劣にも在る可きが、偵察の拙劣亦掩ふ可からず。敵軍の最右翼警戒の任務を有したるミシチエンコに代りたる某騎兵団長は、我が軍の一部隊が新民屯方面に迂廻せしを知らず、三月四日に至りて初めて之を覚知し、頗る狼狽して拒止運動を為したるも、此時已に我軍新民屯へ到着したる後なりしを以て敵は如何ともする能はず。其後俄に予備兵を増加したるも、悉く我軍の為め撃攘されたりといふ。

奉天占領　皇軍意気衝天

露国今や全的惨敗の終局に到達

〔三・一一、東朝〕 (三月十日午後大本営着電)

今十日午前十時奉天を占領せり。数日来の包囲攻撃は、全く其の目的を達し、今や奉天附近各所に於ては非常の激戦中にして、捕虜並兵器弾薬糧秣等、諸軍需品の鹵獲極めて多大なるも、未だ此の調査

に遑あらず。

奉天の北方十里の地に敵を急追

〔三・一四、官報〕 奉天附近ノ会戦後報 ○昨十三日午前大本営着電左ノ如シ。（陸軍省）

各方面ヨリ敵ヲ追撃シテ北進セル各兵団ハ、所々ニ抵抗ヲ試ミントスル敵ノ敗兵ニ多大ノ損害ヲ与ヘツヽ、昨十二日ニハ敵ヲ全ク奉天ヲ距ル北方約十里ノ地区ヨリ其以北ニ駆逐シ、尚追撃中ナリ。九里溝子（奉天北方約六里ニシテ鉄道線ノ西側）ノ南方高力屯附近ヨリ長サ約五里ニ亙ル地区内ニ、弾薬其他軍需品ヲ積載シアル無数ノ車輛遺棄シアリ、未ダ其数ヲ調査スルニ遑アラズ。鹵獲軍旗ノ内一箇ハ第十六軍団第四十一師団第百六十二聯隊ノモノニシテ、千八百七十四年、千八百七十八年及千八百八十三年ノ三戦役ニ参与シ、千八百七十八年ニハ抜群ノ功アリシ聯隊ナリ。其衛戍地ハ「ウキリナ」軍管区内「モギリヨフ」ニシテ、聯隊長ハ大佐ガフリロフナリ。

鐵嶺占領の結果

〔三・一七、東朝〕 我軍の前進部隊は昨十六日午前零時二十分鐵嶺を占領したり。鐵嶺は沙河線を第一線としたる敵の第三線防禦陣地たる形勝の地に、幾多の防禦工事を施し、兵站基地の設備を為し居たること、既報の如し、此地点今は我軍の有に帰したれば、敵は猶ほ又軍需品を亡失したらん。但焼棄か鹵獲かは未だ明かならざるなり。抑も敵軍が此地を兵站基地に選定したるは、鐵嶺の西北方卅丁遼河に沿うて、馬峰溝と称する大邑ありて、満洲東北部の物資悉く此地を経過し、遼河に依り新民屯、奉天若くは牛荘、營口等に輸出さるゝに因り、既に大倉庫及び大問屋等の設置ありて、頗る殷富なるを以て、之を抑へて以て其用に供せんが為めなりき。故に露軍は開戦以来此地を兵站基地と為したるが如し。

又鐵嶺には城郭あるのみならず其の東方に龍樹山の高地あり。南方より北方に連亙し、且つ街道の左右は概ね丘陵にして、東清鐵道は其間を横断し頗る恰好の陣地なるを以て、敵は此の連亙高地に多数の防禦工事を施し、以て第三線の防禦陣地と為し居たるなり。然るに残敵は我軍の追撃の為め、此の嶮要陣地にも防止するを得ずして北走したる次第なれば、此上は開原に踏み止まるの外なけれど、開原の地たる鐵嶺を距る北方約九里の近きにあり。加ふに鐵嶺の如き嶮要にあらず。恐らくは停止し得べからず。仮りに停止し得たりとするも、我軍尚ほ進撃すべければ、残敵は永く此地にありて、敗兵の収容を為し得ざるべし。左すれば今後敵の運命は、いよ〳〵以て不明不定となりてけり。

軍票暴騰 大捷の影響

〔三・二三、東朝〕 満洲に於ける我軍用手票は一時大に下落し、營口に於て一割以上其他に於ては動もすれば二割近くの下落を示せる地方少からざりしが、近来種々の事情の為めに形勢一変し、最近の報告にては、割引は僅に百分の三四となり、今一歩にしてパアに達するの趨勢とはなれり。今其の騰貴に至りたる事情を略述せんに、（第一）は満洲の支那官衙に於て公租として、軍票を請取るに

至りたること是なり。是より先き、政府は軍用手票価格維持の一策として、此の目的を達せんと欲し、特に官吏を派遣し清国諸官衙に就き遊説する所あらしめたる処、我軍連戦連勝の余光により、其の相談は案外容易く纒まり、今や我占領地は到る所我軍票を以て、公租に受納せらるゝことゝなり、恰も満洲に於ける法貨と択ぶ所なきに至りたるを以て、人民の信用も大に増加し、流通の範囲も拡大したり。(第二) 此に於て政府は更に一歩を進め、軍用手票を以て天津上海に対する為替取組を開始せり。蓋し従来は我が本国に対してこそ為替取組の途あれ、其他の地方に向つては全く流通の途なく、仮令ば営口より我軍用票を以て南清地方に送金せんと欲すれば、必ず我国を経て為替を取組まざる可からず。随つて其間に多くの時間と費用とを要したりしも、今後は直接に上海及び天津に向つて為替を取組み得ることゝなれり。(第三)而して最後に最も著しく軍票の価格を騰貴せしむるに至りたる大原因は、今回の奉天附近に於ける大勝利となす。従来とても我が軍票は決して不信用なりしにあらざりしも、日露両軍が沙河を隔てゝ相対峙せる間は、満洲土人に取ては勝敗の何れに決するかに就き確信なきは免れ難き所、随つて多少不安心の思ありしは争ふ可らざる所なるが、我軍は今回の大勝に引続き破竹の勢を以て北進するより、現に之を目撃せる彼等は最早如上の懸念を一掃し我が終局の勝利を確信するに至り、随つて我軍票の価格は日々騰貴し昨今にては僅に百分の三四の打歩を要するに過ぎざること前記の如し。我が軍票の価格が近来暴騰するに至りたるは、以上の三原因に基く。去れば此の際更に歩を進めて、銀貨引替の制限を撤去するに於ては、支那人が正貨よりも、我軍票を希望すること、宛かも内地に於て吾人が金貨を使用せずして日本銀行兌換券を使用するが如きに至るべきか。

韓国に於て　第一銀行券発行

〔三・二四、官報〕 勅令 ○朕、株式会社第一銀行ノ韓国ニ於ケル業務ニ関スル件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十八年三月二十三日

大蔵大臣男爵　曾禰荒助
外務大臣男爵　小村壽太郎

勅令第七十三号

第一条　株式会社第一銀行ノ韓国ニ於ケル業務ハ、外務大臣及大蔵大臣ノ監督ニ属ス。

第二条　株式会社第一銀行ハ、韓国貨幣整理事務、韓国官金取扱及銀行券発行ニ関スル業務ニ付テハ、韓国京城ニ設置シタル支店ヲ以テ韓国総支店ト為シ、韓国各支店、出張所及代理店ヲ総轄セシムベシ。(中略)

第七条　株式会社第一銀行ハ、韓国ニ於テ公私一切ノ取引ニ、無制限ニ通用スベキ銀行券ヲ発行スルコトヲ得。(下略)

露兵の蛮行　言語道断

〔三・二六、報知〕 胡老屯附近の戦闘に負傷し、露兵の大蛮行を実見して帰れる者の談によれば、三月四日の夜半、胡老屯附近に於ける安東兵団の一部陣地へ、敵兵逆襲し来りて此に格闘戦を開かれ

たるが、其の際敵は夜暗に乗じて、有らゆる蛮行を逞ふせり、近時文明の戦闘は一定の法則に準拠して、人道を重んじ、戦闘力を失せる負傷者に対しては、仁慈を垂るべきものなるに、残忍なる露兵は、身に重傷を蒙り血に染みて戦場に呻吟せる我が負傷者を縛し、之れを後方に運び行きては、其陰部を切落し、或は銃の台尻を以て乱打し、或は劒を以て縦横に突刺して尚ほ飽き足らず、我兵の卸せる背嚢を集めて之れに石油を注ぎ、火を放ちて炎焰立揚れる中へ、同じく石油を油ぎかけたる我が負傷者を投じて無惨にも之を焼殺したること、実に二十五名に及び、其の他我が負傷者の眼球を抉り抜きたる者八名ありしと、如何に連敗の余憤熾んなりとは云へ、其の残忍其の蛮行亦た甚だしからずや。

奉天の捕虜者習志野に到著

珍客到来でお祭騒ぎ

〔三・二七、時事〕　奉天の捕虜六百廿名が一昨日収容所なる習志野に到着したる当時の模様を記せば、

△収容所　は津田沼駅より約一里半強東方に当れる習志野俚俗三軒家の松林中に在り、其筋にては予て此処に約七十万坪を買入れて去る十四日頃より、人夫四百余人を督し遽かに開拓に従事して早くも一万坪を切り開き、五百五十間四方の竹矢来を出来ひ、天幕四百個を構へ之れを四区に分ちて一区は赤、二区は白、三区は青、四区は黄の各色旗を樹て、炊事場、酒保、週番士官室、病院等、残る方なく設備したり。天幕の内部は床板を張らずして土間に藁を一尺許り厚く置き、其上に蓆を敷きて此を捕虜の居所と定め、而して一天幕一個内に下士は六人、卒は八人宛を収容することゝせり。此辺総て松林にして人家としては絶えてなく、松風淋しく昼も梟の声最と哀れなるに、春雨のそぼ降る夜など彼等は如何なる夢を結ばんとするにや。

△亀戸駅以東　亀戸、平井、小岩井の各駅は午後一二時頃より近来稀れなる賑ひにて、東京より態々津田沼駅に出掛けたるも頗る多し。殊に同所には久々田、鷺沼など近郷近在の人々老幼を問はず、田甫伝ひにゾロ〱押掛けたれば、停車場の広場は見る〱人の波を返へし、待合所又は飲食物店の賑ひは停車場始めての盛況を現じ、何れも二階又は店先きに陣取りて捕虜の来着を待ち居たりき。

△捕虜の収容　五時四分に到着すべき筈の所、遅れて五時十四分一行は無事に此に到着したり。其風俗及び挙動は別項に記したる如くなれば省くべし。彼れらは通訳官によりて下車すべきことを命ぜらるゝまでは、尚ほ前進することゝ思ひたるが如く、此処に下りるのだと聞いてさも狼狽へたる如くガヤガヤと何事か語り合ひつゝプラットホームに立ち出づるや、各々一抱へもあるべき大袋を抱へ片手に所持の湯呑を携へて立出で、プラットホームに整列の上点呼を受けて二列に列べば、四人の近衛騎兵先駆となり、歩兵約一個中隊何れも万一の警戒として実弾を携へつゝ、列の左右十歩又は十五歩毎に一人宛附添ひ、騎兵五騎之れが殿りとなり、歩兵中尉野田章平氏総指揮官として前進を始め、停車場前習志野営所に至る県道を真一文字に営所横手より練兵場を横りて、松林中を潜り、軈て収容所に着したるは日も暮れて点火少し過ぐる頃なりしが、沿道は勿論松林中

も見物の垣を築けり。

△噂さ取りどり　捕虜の体格は総じて少さく、日本人と肩を比べて見優りたる所なし。分けて風采上らざるは穴勝ち捕虜といふ弱身がある計にもあらざるべし。見物人は取り〳〵に噂すらく「露西亜兵は大きいと云ふから如何(どんな)に大きいかと思へば、何んだ日本人と同じではないか、アノ位なら腕押でも坐り相撲でも負けはせぬ」「大きい大きいと云ふから露西亜兵士は皆な常陸山位もあるかと思つた」。

△司令其他　捕虜衞戍司令官は森岡騎兵大佐にして、庶務は米川大尉、和田小尉、通訳官は森新次郎、島田嘉一郎、河田二三、安田丈逸、吉田庄太郎、川田幸右衛門、吉田友市の七郎氏。

△本収容所　今の天幕張の収容所はホンの仮収容所にして、来月中には更に本収容所を建築する筈なり。

△尚ほ到着すべき捕虜習志野に収容すべき数は一万五千にして、其内来る二十九日までに来るべき分は二十六日七百人（下士百人卒六百人）、二十七日七百人（下士五十人卒六百五十人）、二十八日二百五十人、廿九日七百人合計二千三百五十人なれば、昨日の分を合せて都合二千九百七十人なり。

ルーズヴエルト大統領を調停者に
日露講和談判開始説行はる

〔四・三、東朝〕（三月卅一日倫敦発）在彼得堡タイムス通信員の所報に曰く、露国は日本の提議に基き、米国大統領ルーズヴエルト氏を調停者に選挙し、目下談判を進めつゝありと。又曰く露国は償金並に土地割譲の条件を容るゝこと能はざる旨を述べたる由、若し事実ならば談判は無用なりと。

刑の執行猶予と各国の先例

〔四・七、東朝〕刑の執行猶予。

各国の先例　過日発布せられて本月一日より実施となれる刑の執行猶予に関する法律は、我国に於ては全く創始の事に属し、言はゞ試験的に実施したるものなるが、米に於ても始めて此制度（若くは之に類似したる制度）を実施したるは一八六九年米国のマサツエツセ州にして、今を距ること僅に三十有余年にすぎず、而して同州にては此制度を以て単に幼年犯人にのみ適用し、成年者に対しては此恩恵を与へず、次で一八七八年同国ボストンに於て此制度を採用し且つ成年者にも之を適用せり、英国に於て之を制定したるは一八八七年にして、而して欧洲大陸に於て始めて此制度を用ひたるは、白耳義の一八八八年五月卅一日、佛国は之に後るゝこと三年、即ち一八九一年なりとす、獨逸の之を実施したるは漸く一昨年のことにして、伊太利は殊に此制度の採否に躊躇し居たるが、遂に昨年の六月廿六日を以て之に関する新法を発布せり。

バルチツク艦隊　愈々北上し来る

〔四・一七、東朝〕（十五日上海発）上海タイムスの香港特電に曰く、汽船コーナ号は十一日コンドール島沖に於てバルチツク艦隊を見たり、捜索巡洋艦は同艦に向つて積荷行先を問ひ、臨検の後立去れり、艦隊は快速なる哨艦に依りて掩護せられ、戦艦と巡洋艦は石

炭船と運送船を中心として其外側線を保護し居れり、艦隊の状態は良好にして、速力十節、艦体数碼の海草に掩はるとの談は虚妄なり。同艦隊は石炭積入の為め、バラセルス群島（海南島の南方）に向へるものと察せらる。

人尽き糧竭きたりとも思はれぬ
旅順の戦利品夥しい数量

〔四・一九、東朝〕（四月十八日大本営）旅順開城当時に於る俘虜糧秣及武器弾薬の種類員数、今般調査せし結果左の通り。

一、俘　虜

総人員四万一千六百四十一人
（内傷病者一万五千三百七名　宣誓帰還者一千三百九十八名）
将官十七名（内宣誓帰還者十名）
佐尉官一千四百卅九名
（内傷病者百三十三名　宣誓帰還者五百廿六名）
下士卒四万百八十五名
（内傷病者一万五千百七十四名　宣誓帰還者八百六十二名）
将官階級氏名（略）

二、糧　秣

使用し得べき糧秣左表の如し。

品目	数　量	一人の日額に換算せし総日数
麦　粉	一七七、〇〇〇貫	六千九万日
挽割麦	一六、〇〇〇	八万日
玉蜀黍粉	二、〇〇〇	一万一千三百日
米	七二〇	千百廿五日
重焼麺麭	一二〇、〇〇〇	六十六万六千六百六十六日
牛肉罐詰	七、〇〇〇	十七万五千日
食　塩	七〇、〇〇〇	二千三百卅三万三千三百卅三日
砂　糖	四、〇〇〇	百三十三万三千三百卅三日

本表の外馬糧五十六日分あり。

三、武器弾薬

武器弾薬にして使用しうべきもの左の如し。

各種大砲総数	五二八門
固定砲架	
四十五口径二十五珊加農	五
克式三十五口径廿四珊加農	一
廿口径二十三珊加農	一二
十五珊速射砲	三〇
廿二口径十五珊加農	一六
十二珊速射砲	五
廿口径十珊七加農	四
七珊半速射加農	五一
五十七密速射加農（海軍砲架）	二三
同　（穹窖砲架）	五
四十七密速射加農	九四
三十七密速射加農	三七
三十七密カツトリング砲	一五

二十五密霰発砲　二
二十八珊榴弾砲　八
二十三珊臼砲　二二
　転動砲架
二十一口径十五珊加農　一四
十五珊榴弾砲　一五
三十五口径十珊七加農　一二
克式二十口径十珊七加農　一三
八珊七重野砲　四八
同　軽野砲　六
克式八珊七野砲　九
克式七珊八野砲　二
克式七珊半野砲　二〇
七珊半速射砲　三八
克式五十七珊速射野砲　七
六珊半海軍砲　一〇
馬式機関砲　四
各種火砲弾丸総数　二〇六、七三四発
（中略）
各種小銃総数　三六、五九八挺
（中略）
小銃実包　五、四三六、二四〇発
拳銃実包　七、〇〇〇

以　上

帝国の抗議と佛政府の回答
中立規則励行をトンキン総督に訓電

〔四・二四、時事〕（外務省公報）　佛国政府はボールチック艦隊がカムラン灣に到着したりとの報に接するや、直ちに東京総督に向つて佛国中立規則を励行すべき旨電訓したるが、尋で日本政府の抗議に接したるより、出来得るだけ速かに佛国領海外に立去るべき旨の命令を露国艦隊に通達すべく、同総督に電訓し、総督は該訓令に遵つて既に相当の手段を執りたる旨覆電せり。

尚佛国政府はボールチック艦隊をして佛国領海内より退去せしむるやう、発訓方露国政府へ請求し、同政府も既に訓令を発したる旨回答せり。

佛国政府は同国の中立を厳正に尊重せしむる為め、既に必要の手段を執り、将来亦然かすべきことを保障す。

露を厭ふ女郎花　静岡娼妓の同盟

〔四・二七、東朝〕　娼妓の同盟（露を厭ふ女郎花）　〇ふるあめりかに袖はぬらさじ、と辞世を残したる彼の亀遊の昔も思ひ出でらるゝ事こそあれ、静岡収容の俘虜に自由散歩を許可すると共に、同市二丁目の遊廓へは必ず彼等の浮かれ込むは必定と見越したる娼妓連は、敵国の男に弄ばるゝは戦で負るよりも辛い話と、こゝに岩亀楼の向ふを張りて、小松楼、喜報楼、蓬萊楼の娼妓真先に同盟を結び、雨でも雪でも降るといふ禁句に縁をひく上は、厭ふがならひの家業柄、ましてダニと助詞の附いた露をいとふは時節柄、客にはす

るな遊ばすなと決議一致なしたるより、同廓内の娼妓一同皆之に倣ひ、楼主より此由を其筋へ申出たりと、近頃殊勝の心掛けなり。

露国惨敗の犠牲　人四十万　財二十億

〔五・一一、東朝〕　人四十万、財二十億。（佛国新聞の観察）是れ在露都に、タン通信員が露国の損害として計上する所なり、曰く、公報によれば開戦より奉天会戦前に至る十四ヶ月間の死傷及び俘虜となりし者の数十六万二千百人、之に奉天会戦の損害十七万五千人及毎月の病者平均七千人を加へ四十三万五千人となる、又金銭上の損害は第一に満洲鉄道の敷設維持費、馬賊侵掠の損害、大連の市街及び港湾設備費、旅順の諸費、鉄道と関聯せる航海業の設備等を併せて九億留、第二に戦費は外国債五億七千留、内国債一億五千留、大砲千四百八十門喪失の代一千万留、商品の没収せられたるもの一千万留、軍艦の喪失一億六千万留、是れに近頃募集せられたる内国債を加へて則ち戦争による損害二十億留を超えたるを知るべし、外に露国傷兵は目下哈爾賓にて相当の注意を欠くため、毎週五千人宛死亡しつゝありと。

スタンダード会社　横浜神戸に油槽設備

〔五・一二、東朝〕　米国スタンダード石油会社は、横浜神戸の二ケ所にタンクを設計漸次各地方へ及ぼし又支那へも差当り上海に之を設けて裸油を輸入する由。

無限の宝庫　撫順炭坑

〔五・一六、日本〕　有名なる烟臺炭坑は主に粉炭のみを産出し、其品質も佳良ならざるに反し、撫順炭坑は其質に於ても其の量に於ても将来帝国の一大財源たるべきものなり。其採掘せらるゝもの塊炭八分粉炭二分にして、其炭層は実に十六層より成り其の品質は我が筑豊炭も確に一歩を輸するの有様なり、而して一層毎の厚さは五十尺、巾は十町の大炭層にして、炭質を含める区域は延長十五里に亘り、現に焼先きの外面に露出せるものゝみにても連綿六里の長きに上れる個所あり頗る有望の大炭坑なるが、由来採炭事業に頗る幼稚なる露人等は姑息の採掘法を執り、僅かに三坑を開きたるのみ、従つて其の採掘量も頗る少額なりしが、我軍の占領に帰したる以来農商務省の大地技師主任となりて着々積極的計画を進捗し、目下一日の出炭額早くも二百噸に上ぼり使用支那人夫は六十名なるが、目下の設計にして十分に完成せられたる暁は、確に一日六百噸を採掘し得らるべき見込なりと、本日帰来の某代議士は語れり。（十三日門司発）

クロパトキンを弾劾したドラゴミロフ

〔五・一八、東朝〕　クロパトキンが総司令官をやめられたる原因に就ては、或将校連中に信ぜらるゝ所に依れば、固より其連戦連敗が大原因たるに相違なきも、近因は有名にして且つ有力なるドラゴミロフ将軍の弾劾に在り、グリッペンベルグが黒溝臺戦に於てクロパトキンと作戦の意見を異にし、遂に軍司令官の重職を抛ちて本国に帰るや、皇帝初め、サハロフ陸相に対して頗るクロパトキンを譏したるが、ドラゴミロフは予てクロパトキンと相善からず、此時起つてグリッペンベルグに加担して之が為めに辯護の労をとるのみなら

ず、キエフより態々上京して総司令官更迭の必要を奏上し、遂にリネウイッチを奏薦したる次第なり、此時露廷にてはウラヂミル太公をしてクロパトキンに代らしめんとの議ありしも、ドラゴミロフは主として第一軍司令官リネウイッチを推し、遂に其意見採用せられたるなりと。

「金色夜叉」の結末

小栗風葉が附足して脚本とする

〔五・二五、讀賣〕故紅葉山人の金色夜叉は、完結間近にして山人病歿の為め可惜傑作も未完の恨ありしが、今度小栗風葉氏、山人生前に聞き置きし腹案と及び山人の手書なる略筋の覚書とに拠り、新に結尾を書足して脚本となし、山人の覚書をも附して今月末春陽堂より出版する由、仍同脚本は来月一日より眞砂座伊井村田一座にて登場開演の筈。

波羅的艦隊遂に来る

遠路征東の意気揚らず

我が精鋭の海軍に逆撃さる

〔五・二九、官報〕日本海海戦戦報　○一昨二十七日以来継続中ナル日本海海戦ニ関スル聯合艦隊司令長官東郷平八郎ノ報告左ノ如シ。（海軍省）

其一　一昨二十七日午前著電

敵艦見ユトノ警報ニ接シ、聯合艦隊ハ直ニ出動之ヲ撃滅セントス。本日天候晴朗ナレドモ、波高シ。

其二　同日夜著電

聯合艦隊ハ本日沖ノ島附近ニ於テ敵艦隊ヲ邀撃シ、大ニ之ヲ破リ、敵艦少クモ四隻ヲ撃沈シ、其他ニハ多大ノ損害ヲ与ヘタリ我艦隊ニハ損害少シ。駆逐隊、水雷艇隊ハ、日没ヨリ襲撃ヲ決行セリ。

其三　同二十九日午前著電

聯合艦隊ノ主力ハ廿七日以来残敵ニ対シテ追撃ヲ続行シ廿八日リヤンコールド岩附近ニ於テ、敵艦「ニコライ」第一世（戦艦）、「アリヨール」（戦艦）、「セニヤーウイン」（装甲海防艦）、「アプラキシン」（装甲海防艦）及「イヅムルード」（巡洋艦）ヨリ成ル一群ニ会シテ之ヲ攻撃セシニ、「イヅムルード」ハ分離シテ逃去セシガ、他ノ四艦ハ須臾ニシテ降伏セリ。我艦隊ニハ損害ナシ。捕虜ノ言ニ依レバ、二十七日ノ戦闘ニ於テ沈没シタル敵艦ハ、「ボロヂノ」（戦艦）、「アレキサンダー」第三世（戦艦）、「ゼムチユーグ」（巡洋艦）外三隻ナリト云フ。捕虜海軍少将ネボガトフ以下約二千。（中略）

即チ敵ノ損害ヲ艦種ニ区別スレバ左ノ如シ。

	撃沈	捕獲	計
戦艦	二隻	二隻	四隻
装甲海防艦	一隻	二隻	三隻
巡洋艦	五隻		五隻
特務船	二隻	一隻	三隻

駆逐艦　三隻　一隻　四隻

尚捕虜ノ陣述ニ在ル沈没艦三隻ハ、以上ノ中ナルヤ又ハ以外ナルヤ未ダ詳ナラズ。

捕虜ハ聯合艦隊主力部隊ニ於テ収容セル二千ノ外、尚一千以上アリ。

壮烈豪快嘗て史乗に見ざる
日本海大海戦　続報
或は撃沈或は捕獲　敵艦惨滅

〔五・三〇、官報〕　日本海海戦続報　○日本海海戦ニ関シ、其後接手シタル聯合艦隊司令長官東郷平八郎ノ報告左ノ如シ。（海軍省）

其四　今三十日午後著電

五月二十七日午後ヨリ翌二十八日ニ亘リ、沖之島附近ヨリ欝陵島附近マデノ海戦ヲ「日本海ノ海戦」ト呼称ス。

其五　同上

聯合艦隊ノ大部ハ前ニ電報シタル如ク、一昨二十八日午後「リアンコルド」岩附近ニ於テ、敗残敵艦隊ノ主力ヲ包囲攻撃シテ其降伏ヲ受ケ、追撃ヲ中止シ、之ガ処分ニ従事中、午後三時頃更ニ南西方面ニ敵艦「アドミラル・ウシヤーコフ」ノ北走スルヲ発見シ、磐手、八雲ハ直ニ之ヲ追撃シ、先ヅ降伏ヲ勧告セシモ、敵之ニ応ゼザリシ故、午後六時過已ムヲ得ズ之ヲ撃沈シ、其生存者三百余名ヲ救助収容セリ。又午後五時北西ニ敵艦「ヅミトリー・ドンスコイ」ヲ発見シ、第四戦隊及第二駆逐隊之ニ追及シ、日没後ニ至ルマデ猛烈ニ砲撃セシモ撃沈スルニ至ラズ、夜ニ入リ第二駆逐隊モ之ヲ襲撃シ、其結果不明ナリシガ、昨朝ニ至リ第二駆逐隊ハ「ヅミトリー・ドンスコイ」ノ欝陵島ノ東南岸ニ擱坐セルヲ発見シ、目下、春日ト共ニ其処分中ナリ。又漣ハ一昨二十八日夕刻欝陵島ノ南方ニ於テ、敵ノ駆逐艦「ビエードウイ」ヲ捕獲セリ。同艦ニハ二十七日ノ戦闘中沈没シタル敵ノ旗艦「クニヤージ・スワロフ」ヨリ、敵艦隊司令長官ロゼストウエンスキー中将、エンクイスト少将？　及幕僚以下八十余名移乗シ居リシヲ以テ、悉ク之ヲ捕虜トセリ。右両将官ハ共ニ重傷ナリ。　（中略）

其六　同上

「オスラービヤ」（戦艦）、「ナワリン」（戦艦）ノ沈没ハ確実ナリト認ム。

（備考）　戦艦「シソイウエリキー」モ亦二十八日午前沈没セルノ確報ニ接セリ。故ニ敵ノ損害ヲ計算スルコト左ノ如シ。

戦艦「クニヤージ・スワロフ」（一三五一六噸）撃沈
戦艦「イムペラートル・アレキサンダー」第三世（一三五一六噸）撃沈
戦艦「ボロヂノ」（一三五一六噸）撃沈
戦艦「オスラービヤ」（一二六七四噸）撃沈
戦艦「シソイウエリキー」（一〇四〇〇噸）撃沈
戦艦「ナワリン」（一〇二〇六噸）撃沈
巡洋艦「アドミラル・ナヒーモフ」（八五二四噸）撃沈
巡洋艦「ヅミトリー・ドンスコイ」（六二〇〇噸）撃沈
巡洋艦「ウラジミール・モノマフ」（五五九三噸）撃沈

巡洋艦「スウエトラーナ」（三七二七噸）撃沈
巡洋艦「ゼムチューグ」（三一〇三噸）撃沈
海防艦「アドミラル・ウシャーコフ」（四一二六噸）撃沈
特務艦「カムチャツトカ」（七二〇七噸）撃沈
特務艦「イルチツシユ」（七五〇七噸）撃沈
駆逐艦　三隻　撃沈
戦艦「アリヨール」（一三五一六噸）捕獲
戦艦「イムペラートル・ニコライ」第一世（九五九四噸）捕獲
海防艦「ゲネラル・アドミラル・アプラキシン」（四一二六噸）捕獲
海防艦「アドミラル・セニヤーウイン」（四九六〇噸）捕獲
駆逐艦「ビエードウイ」（三五〇噸）捕獲

即チ敵ノ損害ヲ艦種ニ区別スレバ、左ノ如シ。

	撃沈	捕獲	計
戦艦	六隻	二隻	八隻
巡洋艦	五隻		五隻
海防艦	一隻	二隻	三隻
特務艦	二隻		二隻
駆逐艦	三隻	一隻	四隻
総計	十七隻	五隻	廿二隻

噸数総計十五万三千四百十一噸

右ノ外巡洋艦「アルマーズ」（三二八五噸）ハ沈没ノ疑アリ。
捕虜中将ロゼストウエンスキー、少将ネボガトフ、少将エンクイスト？　以下三千余名。

日本海大海戦続報

〔五・三一、官報〕日本海ノ海戦続報　〇日本海ノ海戦ニ関シ、今三十一日接手シタル聯合艦隊司令長官東郷平八郎ノ報告左ノ如シ。（海軍省）

佐世保軍港ニ送リシ各戦利艦ハ昨三十日夕刻マデニ其乗員ノ陸送ヲ了リ、全ク我有ニ帰セリ。ロゼストウエンスキー中将ハ海軍病院ニ収容セラレタリ。前報告ニ戦利艦「ビエードウイ」ノ捕虜中ニ、エンクウイスト少将アルヲ電報シタレドモ、後右ハ全ク無線電信ノ謬ナルヲ知レリ。取消サレタシ。

露国病院船「アリヨール」、「カストロマ」ノ二隻抑留ニ関スル聯合艦隊司令長官報告ノ要領

五月二十七日敵艦隊ニ従ヒ朝鮮海峡ニ来レル露国病院船二隻ハ海牙条約違反ノ嫌疑アリ、且ツ作戦上重大ナル必要アリタルニ依リ、一時之ヲ抑留シ、翌二十八日佐世保軍港ニ引致セシメタリ。

軍艦八島外五艦　遭難沈没

昨年五月以降の事件初めて公表

〔六・一、官報〕軍艦八島外五艦ノ遭難　〇開戦以来発表セシモノ、外、帝国軍艦ノ沈没セシモノ左ノ如シ。（海軍省）

一、戦艦八島

右三十七年五月十五日旅順口封鎖ニ従事中、敵ノ機械水雷ニ触レ、終ニ沈没ス。

二、駆逐艦暁
右三十七年五月十七日夜旅順口封鎖ニ従事中、敵ノ機械水雷ニ触レ、終ニ沈没ス。
三、砲艦大島
右三十七年五月十八日夜陸軍ト共同作戦ノ目的ヲ以テ遼東灣ニ遊弋中、僚艦ト衝触シ沈没ス。
四、駆逐艦速鳥
右三十七年九月三日夜、旅順口封鎖ニ従事中、敵ノ機械水雷ニ触レ、沈没ス。
五、砲艦愛宕
右三十七年十一月六日、旅順口封鎖ニ従事中、直隷海峡ニ於テ暗礁ニ触レ沈没ス。
六、巡洋艦高砂
右三十七年十二月十二日夜、旅順口封鎖ニ従事中、敵ノ機械水雷ニ触レ、沈没ス。

敵艦続いて惨敗

〔六・二、官報〕日本海ノ海戦続報　○日本海ノ海戦ニ関シ、去月三十一日接手シタル聯合艦隊司令長官東郷平八郎ノ報告左ノ如シ。(海軍省)

敵艦「ドミトリー・ドンスコイ」ノ生存者ヲ収容シテ本日午後帰合シタル春日艦長ノ報告ニ拠レバ、「ドンスコイ」ハ一昨二十九日朝排水ヲ中止シ「キングストン」ヲ開キ自ラ沈没シ、其乗員ハ尽ク鬱陵島ニ上陸シタルモノニシテ、同艦ノ生存者中ニハ、沈没敵艦「オスラービヤ」及駆逐艦「ブーイヌイ」ヨリノ収容者アリ。右「ブーイヌイ」ハ二十七日午後敵ノ旗艦沈没ノ前、司令長官ロゼストウエンスキー以下幕僚ヲ収容シ、此際一弾ヲ受ケ、尋デ「オスラービヤ」ノ乗員二百余名ヲ収容シタルモ、航海困難ナルヲ以テ司令長官以下幕僚ヲ僚艦「ビエードウイ」ニ移シ、北方ニ遁走中、二十八日朝「ドンスコイ」ニ邂逅シ、其乗員ヲ悉ク該艦ニ移シ、「ブーイヌイ」ハ自ラ沈没セリト云フ。又「オスラービヤ」生存者ノ言ニ拠レバ、同艦ハ二十七日戦闘ノ初期第一ノ命中弾ヲ司令塔ニ被リ、司令官フエルケルザム直ニ戦死シ、次デ連続惨烈ナル集弾ヲ被リ、午後三時過僚艦ノ間ニ沈没セリト云フ。又「ドンスコイ」生存者ノ言ニ拠レバ、二十七日昼戦中駆逐艦二隻ガ乱軍ノ中ニ沈没セルヲ目撃セリト。之ヲ事実トスレバ、敵駆逐艦ノ沈没シタルモノ、前後六隻ト為レリ。

(備考)　「ブーイヌイ」ハロゼストウエンスキー乗艦ノ上浦港ニ到達セル旨、露国ニ於テ公表セリトノ噂アルモノナリ。

日本海々戦大捷と　英国の輿論

〔六・三、東朝〕倫敦の新聞紙は日本海軍の豊功偉績につきて称讃措く能はず、此勝利は英国の同盟国が恰もトラフアルガル戦勝の第百周年に相当するの今日に得たるを以て、英国人の歓喜は其底止する所を知らざるなり。

五月三十日のタイムスに曰く、今や露国は当に海軍国たるの地位を失へり、一二敗残の露艦は或は遁れて浦港の巡洋艦に加はることあるべきも、些かの艦船と黒海に存する艦船とを除くの外、露国に

は今や軍艦の隻影だも留めざれば第四等に位する海軍国にも当る能はざるなり、今や露国波羅的港灣と雖も之を侵さんとするものあらば之を妨遏すること能はざる可し、然るに此一挙は此まで海上に敵を圧し来れる日本の制海権をして益々鞏固ならしめ、敵をして復之を争ふに由なからしめたり、海戦の勝敗に関しては従来多少疑惧の念を懐くものなきにあらざりしも、今や斯る念は全く消滅するに至れり、佛国は其「好意的中立」を以て、ロヂエストウエンスキーを誘致して之をして遂に死地に陥らしめたり、敵にして此以上の光輝ある成功を収めんことは得て望むべからざるなりと、又佛国の新聞ルタンが露国政府は宜しく止むを得ざるの勢に屈従して、刻下の惨怛たる戦闘をやむべしと云へる論文をかゝげたるに対し、タイムスは曰く、佛国が速に露国敗衂の真相を洞察したるは怪むにたらざるなり、但し露国は果して能く此同盟国の思慮深き好意に出でたる勧告を納るゝに至るべきや否や記者の知る所にあらずと、又曰く露帝は遂によく自ら其挫敗を認めて励精治を図り、以て国内の改革に従事すべきや否や、内治の改良は実に今回の壊敗より一層其急を告ぐるに至りたるなり、其狂瀾を回す所以の策は露帝一として之を施さゞるものなかりしと雖も、今や百計既につきたれば、此上戦闘を継続するが如きあらば独り東洋に其地位を失ふに止まらず、欧洲に於ても亦之を失ふに終らんのみと。

スタンダード新聞曰く、對馬海峡の海戦は能く人の機械に勝れることを証明せり、天性航海に適し又之を練習するものは海戦に勝を制するの国民なり、今や露国は極東に其地位を恢復するの望み絶えたれば（少くも爾後数年間は）平和克復の望は随て起るべきの理なり、然れども果して平和の克復せらるゝに至るべきや否や、記者玆に疑ひなきを得ず、凡そ敗衂を重ぬる毎に益々夜叉の心を起し、以て報復を図るの暴君は独り埃及王のみに止まらざれはなり。

デーリー・テレグラフ曰く、此の如き大敗を取りて戦争を継続するは頑迷不霊と云ふも愚なり、蓋し是れ愚にして且つ罪悪を犯すものなればなり、奉天の戦争後露国は直に平和を締結すべかりしに、其機を逸せり、当時さへ早く已に媾和の理由存せり、況んや今日に於てをや、此特筆大書すべき對馬の海戦は此悲惨なる日露間の戦役を終結するに至らんことは記者の期して望む所なり、而して英国の同盟国が千古無双の連勝を結ぶに赫々たる戦勝を以てして、よく東洋に雄視せんとするに至りては、英国民たるもの誰か之を祝せざらんやと。

デーリー・メールは「トラフアルガの戦勝を凌駕す」と題する社説を掲げ、其結論に曰く、今や露国の解決すべき問題は平和を締結すべきや否やにあらずして、如何なる平和条件を日本より得べきかにあり、今にして降伏を躊躇せば既に被れる損害をして益々甚だしからしむるに至らんのみと。

モーニング・ポスト曰く、露政府にして苟も事理を解するものならんには、日本の諾すべき条件にて一刻も速かに平和を締結するの外他に策の施すべきものあるを見ず、或は列国会議を催し戦勝国をして戦勝の利を収めしめざらんと図るものあらん、然れども英国は斯る会議を開くことに同意する能はざるなり、英国の当に務むべきは如何なる外交上の干渉にも加はることなく、固く日英同盟の条約を守り、海軍をして何時たりとも意に応じて起つの備へあらしむる

こと是れなり。

自余の諸新聞の論調も以上掲ぐる所と大体其趣を同じくせり。

全人類の福祉の為
米国大統領ルーズヴェルト
日露講和を提議

〔六・一二、官報〕　在本邦米国公使ハ本月九日附ヲ以テ帝国外務大臣ニ対シ、左ノ照会ヲ為セリ。

本使ハ國務長官ノ電訓ニ従ヒ、閣下ニ対シ左ノ通牒ヲナスノ光栄ヲ有ス。

大統領ノ所感ヲ以テスレバ、今ヤ人類一般ノ利益ノ為メ、目下ノ惨憺タル且痛歎スベキ戦争ヲ終局セシムルコト能ハザルカヲ見ンガ為メ、大統領ニ於テ努力セザルベカラザル秋、方ニ至レリ。合衆国ガ日露両国ト友好親善ノ関係ヲ保ツヤ久シ。合衆国ハ此両国ノ繁栄福祉ヲ祈ルト共ニ、此二大国民間ノ戦争ニ依リ、世界ノ進歩阻礙セラルヽヲ感ズ。故ニ大統領ハ、日露両国政府ニ於テ、両国自己ノ為メノミナラズ、文明世界全体ノ利益ノ為メ相互間ニ直接ノ媾和談判ヲ開始センコトヲ切望ス。

右媾和談判ハ、全然両交戦国間ニ於テ直接ニ之ヲ行フベク、換言スレバ即チ日露両国ノ全権委員ハ、何等仲介者ヲ設ケズシテ会見シ、以テ此等両国ノ代表者ニ於テ媾和条件ヲ協定スルコト能ハザルカヲ見ルニ至ランコト是大統領ノ勧告スル所ナリ。大統領ハ熱心ニ日本政府ニ請フニ、同政府ガ此際如上ノ会合ニ同意センコトヲ以テシ、又露国政府ニモ等シク同意ヲ求メツヽアリ。大統領ハ媾和談判其モノニ関シテハ何等ノ仲介者ヲ要スルヲ見ズト雖モ、若シ両関係国ニシテ、会合ノ日時及場所ニ関シ、予議ヲ整フルニ付大統領ノ力ヲ仮ルヲ利アリトスルニ於テハ、大統領ハ正当ニ為シ得ル限リ、何事ニテモ欣然其任ニ当ラントス。然レドモ右ノ予議トテモ、若シ両国間直接ニ、又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ整フルコトヲ得バ、是大統領ニ於テ固ヨリ懌ブ所ナリ。何トナレバ、大統領ノ目的トスル所ハ唯文明世界全体ガ依テ以テ平和ヲ来サンコトヲ禱ルベキ会合ノ成立ニ外ナラザレバナリ。

本使ハ此機ニ附シ云々。（下略）

露国も　講和諾了

〔六・一三、東朝〕　露国も米国大統領の提議に同意し、全権大使を出して日本と媾和談判を開始す可き旨既に回答を為したる趣、或筋にも着電ありたりといふ。（下略）

日本海大海戦詳報
皇国の興廃此一戦にあり
——東郷司令長官報告——
天佑と神助を憑みてこゝに邀撃

〔六・一五、東朝〕　天佑と神助に因り我聯合艦隊は五月廿七、八

日敵の第二、第三艦隊と日本海に戦ふて遂に殆んど之を撃滅することを得たり、始め敵艦隊の南洋に出現するや、上命に基き当隊は予め之を近海に迎撃するの計画を定め、朝鮮海峡に全力を集中して徐に敵の北上を待ちしが、敵は一時安南沿岸に寄泊したる後ち、漸次北行し来りしを以て、其我近海に到達すべき数日前より、予定の如く数隻の哨艦を南方警戒線に配備し、各戦列部隊は一切の戦備を整へ、直に出動し得る姿勢を持して各其根拠地に泊在せり、果然二十七日午前五時に至り、南方哨艦の一隻信濃丸の無線電信は敵艦隊二〇三地点に見ゆ、敵は東水道に向ふもの丶如しと警報し、全軍勇躍直に発動し、各部隊は予定の部署に準じて対敵行動を開始せり、午前七時内方警戒線の左翼哨艦たりし和泉亦敵艦隊を発見して、敵既に宇久島の北西二十五海里の地点に達し北東航進するを報じ、巡洋艦隊（片岡中将直率）、東郷（正路）戦隊、続て出羽戦隊も午前十時十一時の交、壹岐、對馬の間に於て敵と触接し、爾後沖の島附近に至るまで此等の諸隊は時々敵の砲撃を受けしも、終始よく之と触接を保持し、詳かに時々刻々の敵情を電報せしかば、此日海上濛気深く、展望五海里以外に及ばざりしも、数十海里を隔つる敵影恰も眼界に映ずるが如く、未だ敵を見ざる前既に敵の戦列部隊は其第二、第三艦隊の全力にして特務艦船約七隻を伴ふこと、敵の陣形は二列縦陣にして其主力は右翼列の先頭に占位し特務艦船は後尾に続行せること、又敵の速力は約十二節にして尚ほ北東に航進せること等を知り、本職は之に依り我主力を以て午後二時頃沖の島附近に敵を迎へ、先づ其左翼列先頭より撃破せんとする心算を立るを得たり、主力隊（主戦艦隊「東郷大将直率」、装甲巡洋艦隊「上村中将直率」）瓜生戦隊及各駆逐隊は正午頃沖の島北方約十海里に達し、敵の左側に出んが為め更に西方に針路を執りしが、午後一時卅分頃出羽戦隊巡洋艦隊及東郷（正路）戦隊等も敵と触接を保ちつ丶相前後して漸次に来り合し、同時四十五分に至り、正に我左舷南方数海里に始めて敵影を発見せり、敵は予期の如く其右翼列の先頭にボロヂノ型戦艦四隻の主力戦隊をおき、ヲスラビヤ、シソイベリキー、ナワリン、ナヒモフより成る一隊左翼列の先頭に占位し、ニコライ一世外海防艦三隻より成る一隊之に次ぎ、ゼムチユーク、イズムルードの二艦は両列の間に介在して前方を警戒するもの丶如く、尚其後方濛気の中にオレグ、アウロラ以下二三等巡洋艦の一隊ドミトリドンスコイ、ウラジミルモノマフ其他特務艦船等数浬に亙りて連綿航続するを仄かに認むるを得たり、是に於て全軍に戦闘開始を令し、同時五十五分視界内に在る我全艦隊に対し皇国の興廃此の一戦に在り各員一層奮励努力せよの信号を掲揚せり、而して主戦艦隊は少時南西に向首し、敵と反航通過すると見せしが、午後二時五分急に東に折れ、其正面を変じて斜に敵の先頭を圧迫し、装甲巡洋艦隊も続航して其後に連り、出羽戦隊、瓜生戦隊、巡洋艦隊及び東郷（正路）戦隊は予定戦策に準じ、孰れも南下して敵の後尾を衝けり、之を当日戦闘開始の際に於ける彼我の対勢とす。

主力隊の戦況

敵の先頭部隊は主戦艦隊の圧迫を受けて稍其右舷に転舵し、午後二時八分彼より砲火を開始せしが、我は暫く之に耐えて射距離六千米突に入るに及び、猛烈に敵の両先頭艦に砲火を集中せり、敵は之が為め益々東南に撃圧せらる丶もの丶如く、其左右両列共に漸次東方

に変針し、自然に不規則なる単縦陣を形成して我と並航の姿勢を執り、其左翼列の先頭艦たりしヲスラビヤの如きは須臾にして撃破せられ、大火災を起して戦列より脱せり、此時に当り装甲巡洋艦も既に尽く主戦艦隊の後方に列し、我全隊の掩撃砲火は射距離の短縮と共に益々顕著なる効果を呈し、敵の旗艦クニャージ・スワロフ二番艦皇帝アレキサンドル三世も大火災に罹り戦列を離れ敵の陣形愈々乱れ後続の諸艦亦火災に罹れるもの多く、其騰煙西風になびきて忽ち海上一面を蔽ひ濛気と共に全く敵影を包み、主戦艦隊の如きは為めに一時射撃を中止せるの状況なり、又我軍に於ても各艦多少の損害を蒙り、浅間の如きは後部水線に近く三弾をうけて舵機を損じ且浸水甚しく、一時止むを得ず列外に落伍せしが、幾もなく応急修理して再び戦列に入れり、之れ午後二時四十五分前後に於る彼我主力の戦況にして、勝敗は既に此間に決せり、我主力隊は如此敵を南方に撃圧し、煙霧の中敵影を発見する毎に緩徐に之を砲撃しつゝ午後三時頃には既に敵の前面に出で、約南東に向針しありしが、敵は俄に北方に向首し我後尾を回はりて北走せんとするが如きを以て、主戦艦隊は急に左十六点に一斉回頭し日進を嚮導として北西に向ひ、装甲巡洋艦隊も其通跡を過ぎたる後正面を変じて之に続き、再び敵を南方に撃圧し之を猛射し、午後三時七分、敵艦ゼムチューグは装甲巡洋艦隊の後方に突進し来りしも遂に我砲火に因り多大の損害を蒙り、既に戦闘力を失ひたるオスラビヤも同時十分に沈没し、孤立せしクニャジ・スワロフは益々大破して其の一檣二煙突を失ひ、全艦煙焔に包まれて操縦する能はず、混乱せる爾後の諸敵艦も更に多大の損害をうけつゝ又其針路を東方に採れり、是に於て主戦艦隊も亦一斉に右十六点に回頭し、装甲巡洋艦之れに次ぎ、にぐるを追て益益敗敵を掩撃し、時々機を見て水雷発射をも試み、午後四時四十五分頃に至る迄主隊の戦闘に就ては別に著しき現象無く、始終敵を南方に圧して砲撃を継続したるに過ぎず、此間壮烈の事績として特記すべきは、千早及び廣瀬（順太郎）駆逐隊が午後三時四十分頃、鈴木（貫太郎）駆逐隊が午後四時四十五分の頃敵の廃艦スワロフに対し勇敢なる水雷攻撃を決行したることにて、前者の奏効は確実ならざりしも、後者より発せし一水雷は敵艦の左舷後部に命中し、須臾にして艦体十度許り傾斜するを見たり、此の両回の襲撃中廣瀬駆逐隊の不知火及び鈴木駆逐隊の朝潮は附近敵艦より猛射せられ共に一弾をうけて一時危殆に陥りしも、幸にして遂に無事なることを得たり、午後四時四十分の頃に至り敵は北方に血路を開くを断念せしにや漸次南方に向て遁走するものゝ如く依て我主隊は装甲巡洋艦隊を先頭として之を追撃せしが、少時にして遂に敵影を煙霧の中に失し南下すること約八海里、行く〳〵我右方に離散彷徨せる敵の二等巡洋艦船等を緩射し、午後五時三十分主戦艦隊は再び針路を北方に執りて敵の主力を索め、装甲巡洋艦隊は南西方に折れて敵の巡洋艦に迫り爾後日没に至るまで此両艦隊は分離して各別の行動を執り、又相見る能はざりし。

　主艦隊は午後五時四十分頃其左方近距離に在りし敵の特務艦ウラルに一撃を加へて直に之を撃沈し尚ほ北方に索敵し進航せる際、左舷艦首に当り敵主力の戦艦約六隻の一群が北東に向ひ遁走しつゝあるを発見し、直に近づきて之と並航戦を再始し、漸次敵の前方に出で其先頭を撃圧せしかば、敵は初め北東の針路を採りしも、次第

に西方に屈折し遂には北西に向針するに至れり、此並航戦は午後六時より日没迄連続し、敵は大破の余其砲力減少せるに反し、我沈着なる射撃は益々其の威力を逞うしアレキサンドル三世と見えたる敵艦は早く列外に出で、後方に落伍し、先頭に占位せしボロヂノ型戦艦は午後六時四十分頃より大火災を起し、七時二十三分に至り俄然爆煙に包まれて瞬時に沈没せり、蓋し火災の弾薬庫に及びしならんか、又当時南方に在つて敵の巡洋艦隊を北方に追撃しつゝありし装甲巡洋艦隊の諸隊は、已に傾斜して進退自在ならざるボロヂノ型戦艦一隻が、午後七時七分敵艦ナヒモフの側に来り遂に顚覆沈没せるを目撃せり、後日捕虜の言に依り之れ即ちアレキサンドル三世にして、主戦艦隊の見たるものはボロヂノなりしを知るを得たり。

此時夕陽已に舂き、我が駆逐隊、水雷艇隊は東南北の三面より漸次に敵に迫り已に襲撃準備の姿勢を執れるを以て、主戦艦隊は次第に敵に対する圧迫を弛めて日没（午後七時二十八分）と共に東方に変針し、同時に本職は龍田をして全軍北航して明朝欝陵島に集合すべしと伝令せしめ、玆に当日の昼戦を結了せり。

出羽、瓜生戦隊、巡洋艦隊及東郷（正路）戦隊の戦況

午後二時戦闘開始の令下に、出羽、瓜生戦隊、巡洋艦隊及東郷戦隊は何れも我主力艦隊と分離し、敵を左舷に見て反航南下し、予定戦策に準じて敵の後尾に占位せる特務部隊及びオレグ、アウロラ、スウイートラナ、アルマーズ、ドミトリドンスコイ、ウラジミルモノマフ等の巡洋艦等を脅威迫撃せり、出羽、瓜生戦隊は終始共同連撃して、午後二時四十五分より先づ敵の巡洋艦隊に対して反航戦を開始し、漸時敵の後尾を施撃して其右方に出で更に並航戦を試み、爾後優速力を利用し、機宜我正面を変じて或は敵の左に顕れ、又は其右に廻はり攻撃を持続すること約卅分にして、敵の後方部隊は漸次に動揺潰乱し、其特務艦船の如きは遂に右往左往して為す所を知らざるの情態に陥れり、此の間午後三時すぐるの頃アウロラと見えたる敵艦単独敵中より突進し来りしも、我が猛射に多大の損傷を負ふて撃退せられ、又午後三時四十分頃突撃し来りたる敵の駆逐艦三隻も為す所なくして撃攘せられたり。

出羽、瓜生戦隊協力攻撃の効果は、午後四時の交に及んで著しく発展し、敵の後方部隊は全く潰乱して個々分裂し、其諸艦船皆多少の損害をうけたるもの丶如く、特務艦船中には既に操縦の自在を欠くものあるを見るに至れり。

瓜生戦隊は午後四時廿分頃三檣二煙突を有する敵の特務艦船一隻（或はアナジールならん）が、一方に孤立するを認め直に近づきて之を撃沈し、尋で四檣一煙突の特務艦船(或はイルチッシュならん)を猛射して殆ど之を撃破せり、此頃より巡洋艦隊東郷戦隊も来り加はり、出羽、瓜生戦隊と協同して共に潰乱せる敵の巡洋艦及び特務艦船を掩撃しつゝありしが、午後四時四十分の頃北方より我が主隊に撃圧せられたる敵の戦艦（或は海防艦）四隻南下し来りて其巡洋艦に合力せしかば、瓜生巡洋艦隊の如きは、少時近距離に於て之と対戦するの苦境に陥り、孰も多少の損害うけしも、幸に大ならざることを得たり。

是より先き出羽戦隊の旗艦笠置は、其左舷炭庫水線下に一弾を蒙りしが、爾来浸水漸く増加し、其応急修理の為め波静かなる所に行くの止むを得ざるに至り、出羽司令官は自ら笠置、千歳を率ゐ麾下

の他艦は之を一時瓜生司令官の指揮下に属せしめ、午後六時油谷湾に赴き其将旗を千歳に移し、夜に入りて出港北行せしも、笠置は修理に時間を要し遂に翌日の追撃に参加する能はざりし。

又瓜生戦隊の旗艦浪速も後部水線に敵弾を蒙り、為めに午後五時十分頃同戦隊は一時避戦して其損所の応急修理を為せり。

此時に当り、敵は南北両方面共に既に全軍潰乱滅裂の悲境に在りしを以て、午後五時三十分の比、装甲巡洋艦隊が我主隊と分離して此方面に来り、南方より敵の巡洋艦を追撃すると同時に、敵は群を為して悉く北方に遁走し、瓜生戦隊、巡洋艦隊及東郷戦隊も共に之を追撃せしが、其の途上に於て既に進退の自由を失せる敵の廃艦クニヤージ・スワロフ及工作船カムチヤトカを発見し、巡洋艦隊、東郷戦隊は直に其の撃滅に転じて午後七時十分カムチヤトカを撃沈し、尋で巡洋艦隊に随伴せる富士本水雷艇隊は突進してクニヤージ・スワロフを襲撃し、同艦は尚艦尾の小砲一門を以て最終の抵抗を試みしも遂に我が水雷二発の下に沈没せり、時に午後七時廿分なり、幾もなく此等の諸戦隊は鬱陵島集合の電令に接し、何れも戦を止めて北東に向針せり。

各駆逐隊及水雷艇隊の戦況

廿七日の夜戦は昼戦の終結後、直に各駆逐隊及水雷艇隊に依り、猛烈果敢に開始せられたり。

此日朝来南西の強風浪を揚ぐること高く、小艇の操縦大に困難なるを認め、本職が直率せし水雷艇隊の如きは、昼戦開始に先ち、尽く三浦湾に避泊せし程にて、夕刻に至りて風較和ぎしも浪尚ほ静まらず、洋中の水雷攻撃は我に不利尠からざるの状況なりし、然も各駆逐隊及艇隊は此一遇の時機を失するを恐れ、皆風濤を冒して日没前に来り会し、各先を争ふて敵に当り、藤本駆逐隊は北方より、矢島駆逐隊及河瀬艇隊は北東方向より敵主力の先頭を圧し、吉島駆逐隊は東方より、廣瀬（順太郎）駆逐隊は南東より其後尾に迫り、福田（昌輝）大瀧、近藤（常松）青山、河田の艇隊等は南方より敵の主力部隊及其左後に併行せる巡洋艦の一群に追尾し、日没の頃次第に三面包囲の形勢を為せり、敵は此勢威に屈したるにや日没後倉皇南西に避け更に東方に変針したるものゝ如く、午後八時十五分矢島駆逐隊が第一撃を敵主力艦隊の先頭に加へたるを始めとし、各駆逐隊水雷艇隊一時に突進して敵の周囲に蝟集し、午後十一時頃に至る迄連続激烈なる肉薄襲撃を決行したり、敵は日没より探照砲火を以て極力防戦せしも遂に此攻撃に耐へず、其僚艦相失して四分五裂の情態となり、各々血路を求めて任意に運動せしかば、我襲撃隊の追躡と共に茲に一場の大混戦を現出し、少くも敵の戦艦シソイベリキ、装甲巡洋艦アドミラル・ナヒモフ及びモノマフの三隻は、此間我水雷に罹りて全く其戦闘航海力を失ひ、又我軍に於ても福田艇隊の第六十九号艇（司令艇）、青山艇隊の第三十四号艇（司令艇）及河田艇隊の第三十五号艇の三隻は襲撃の際敵弾の為め撃沈せられ、駆逐艦春雨、曉、雷、夕霧並に水雷艇鷺、第六十八号、第三十三号艇等は敵弾又は衝触等の為めに多少の損害を被り、爾後一時戦闘に参加し難く、死傷も又比較的尠しとせず、就中福田青山及河田艇隊の死傷最も多し、但し沈没水雷艇三隻の乗員は友艇雁、第三十一号及第六十一号艇等に依り救助収容せられたり。

後日捕虜の言を聞くに、当夜水雷攻撃の猛烈なりしは殆ど言語に

絶し、我艦艇連続肉薄し来りしを以て、其応接に暇なく、且つ其距離余り近き為め備砲俯角の度を過ぎ照準する能はざりしと云ふ。

前記のもの丶外鈴木(貫太郎)駆逐隊及び自余の水雷艇隊は当夜他方面に索敵せしが、鈴木駆逐隊は廿八日午前二時の比、韓崎の北東微東約廿七海里の地点にて敵艦二隻の北走するを発見して、直に之を襲撃し、其一隻を轟沈せり、後日生存捕虜の言に依れば轟沈されたる此敵艦は戦艦ナワリンにして、同艦は両舷に連続二発宛の水雷命中し、少時にして沈没せりと云ふ、自余の諸艇隊は終夜各方面を捜索せしも、遂に獲る処なかりし。

廿八日の一般戦況

二十八日黎明、前日来の濛気拭ふが如く、主戦艦隊、装甲巡洋艦隊は既に鬱陵島の南方約二十海里に達し、爾余の戦隊並に前夜の襲撃を果したる各駆逐隊等も、各航路を異にし、順次後方より集合の途上に在り、午前五時廿分本職は敵の退路を遮断する為め、麾下巡洋艦隊を以て東西に捜索列を張らしめんとする際、後方約六十海里に占位して北進しつ丶ありし巡洋艦は、早くも敵影を発見して東方に当り艦隊の煤煙数条あるを警報す、幾何もなく同戦隊は敵に近づき復報じて曰く、敵は戦艦四隻(後に至り二隻は海防艦たるを知る)巡洋艦二隻より成り、今北東に向針すと、是れ問はずして残敵の主力たるや瞭なり、此に於て主戦艦隊、装甲巡洋艦隊は其針路を反転し漸次東方に向ひて敵の前路を扼し、東郷、瓜生戦隊も亦巡洋艦隊に合し敵の□方を抑へ、午前十時卅分の頃竹島の南方約十八海里の地点に於て全く此敵を包囲せり、敵は則ち戦艦ニコライ一世、アリヨール、海防艦ゲネラル・アドミラル・アプラキシン、アドミラル・セニヤービン及び巡洋艦イズムルードの五隻にして、他の一隻の巡洋艦は遙に南方に後れて当時其影を失す、固より敗余の敵艦已に多大の損傷を負へるのみならず、我優勢に抵抗し得べきにあらざれば主戦艦隊、装甲巡洋艦隊が先づ砲火を開くや、須臾にして敵艦隊司令官ネボガートフ少将は其部下と共に降意を表し、本職は特に其将校以上に帯剣を許して之を受けたり、然るに敵艦イズムルードのみは降伏に先ち其快速力を以て南方に遁れ、我東郷戦隊に遮られて復た東方に走れり、此時油谷湾より帰港したる千歳も其朝途上に於て敵の駆逐艦一隻を撃沈したる後此地に来会し、直に転じてイズムルードに追尾せしが遂に及ばずして之を北方に逸せり。

是よりさき瓜生戦隊が北航の途上にあるとき、午前七時の頃西方に一隻の敵影を発見し、音羽、新高の一小隊を有馬音羽艦長の指揮下に之が撃滅の為め分派せしが、同隊は午前九時に至りて漸く敵に近接し、其敵艦スウエトラーナが一駆逐艦を伴へるものなるを知り益々之を追窮し、戦闘約一時間の後午前十一時六分竹邊湾沖に於て全くスウエトラーナを撃沈し、尚ほ新高は其時来会したる駆逐艦叢雲と共に残れる敵の駆逐艦ブイストリーを追撃し、午前十一時五十分遂に之を竹邊湾の北方約五海里の無名湾に擱岸破滅せしめたり、而して右二敵艦の生存乗員は我特務艦亜米利加丸及び春日丸に依り悉く救助収容せられたり。

敵の降伏を受けたる聯合艦隊の大部は、爾後尚ほ其地附近に漂泊して敵艦四隻の捕獲処分に従事しつ丶ありしが、午後三時頃南方より敵艦アドミラル・ウシヤーコフの来るを発見し、磐手、八雲の一隊は直に之に向ひ午後五時すぎ其南走するを追及して先づ降伏を勧告

せしも之に応ぜず、反つて彼より砲火を開きしかば止むを得ず砲撃して遂に之を撃沈し、其生存者約三百余名を救助収容せり、又駆逐艦漣、陽炎は午後三時卅分の頃鬱陵島の南西約四十海里に於て東方より遁走し来る敵の駆逐艦二隻を発見し、極力之を北西に追躡し、午後四時四十五分追及して戦闘を開始せしに、敵の後続駆逐艦は白旗を掲げて降意を表せり、依て漣は直に之を捕獲せしに、此駆逐艦はビエードウイにして敵艦隊司令長官ロゼストウエンスキー中将及其幕僚の移乗し居るを知り、其乗員と共に之を捕虜となせり、尚陽炎は他の駆逐艦を追撃して午後六時卅分に及びしも遂に之を北方に逸せり、又午後五時頃西方に索敵したる瓜生戦隊及び矢島駆逐隊は敵艦ドミトリドンスコイの北走するを発見し、之を追尾して午後七時鬱陵島の南約三十海里に至りし頃、恰も好し竹邊湾方面より来会しつゝありし音羽、新高の一隊並に駆逐艦朝霧、白雲、吹雪等が既に西方より敵に迫りて砲撃を開始し、瓜生戦隊と共に之を挟撃するの好位を制し、左右相待て日没後まで之を猛撃し殆ど敵を撃破し得たるも、未だ撃沈するに至らずして遂に夜に入り其影を失せり、此攻撃中止と共に吹雪及矢島駆逐隊等連続之を襲撃し、其効果不明なりしも、翌朝に至りドミトリドンスコイは、鬱陵島の東南岸に漂ひ遂に沈没したるを発見せり、而して同島に上陸したる其生存者は春日、吹雪等にて救助収容せられたり、聯合艦隊の大部が北方追撃の戦果を収むるに汲々たる際、南方前日の戦場に於ても亦相応の残獲ありたり、此日早朝戦場掃除の任務を持して出発したる特務艦信濃丸、臺南丸及び八幡丸は、韓崎の東北約三十海里の地点に於て敵艦シソイベリキーが前夜の水雷攻撃に傷き将に沈没せんとするを発見し、之れが捕獲の手続を了して其の乗員を救助収容せり、而して該艦は午前十一時〇五分遂に沈没せり、又駆逐艦不知火、特務艦佐渡丸も午前五時卅分頃對馬琴崎の東方約五海里に於て、敵艦アドミラル・ナヒモフが沈没に垂んとせるに会し、続いて又敵艦ウラジミル・モノマフが著しく傾斜して其附近に来るを発見し、いづれも佐渡丸にて捕獲処分を為せしが、二艦共に大破して浸水甚だしく、遂に其乗員を救助し得たる後、午前十時の交相前後して沈没せり、其時又敵の駆逐艦グロムキーも此附近に来りしが、俄に北方に遁逃せしを以て不知火は直に追撃して蔚山沖に至り、午前十一時三十分頃水雷艇六十三号と協力攻撃し、敵砲の沈黙するに及んで之を捕獲し、其生存乗員を捕虜とせり。

該艦も亦大破して遂に午後〇時四十三分に沈没したり、其他麾下砲艦特務艦等にて戦後戦場附近の沿岸等を捜索して救助収容し得たる撃沈敵艦の乗員尠からず、戦利艦五隻の捕虜と合して其数殆んど六千に達す。

以上は五月廿七日午後より廿八日午後に亘れる海戦の経過にして其後当隊の一部は尚ほ遠く南方に敵を捜索せしも遂に又其隻影を見ず、日本海を通過せんとせし敵艦隊約三十八隻にして、我撃滅又は捕獲に洩れたりと認むるものは、巡洋艦、駆逐艦及び特務艦各数隻にすぎず、而して此二日間の戦闘に於て我艦隊の失ひたる所は水雷艇三隻のみにして、其他多少の損害を蒙りたるものあるも一として今後の役務に支障あるものなし、又死傷は全軍を通じ将校以下戦死百十六名負傷五百三十八名にして其細別は別に報告するが如し。

此対戦に於ける敵の兵力我と大差あるに非ず、敵の将卒も亦其祖

国の為めに極力奮闘したるを認む、然かも我聯合艦隊が克く勝を制して前記の如き奇績を収め得たるものは、一に天皇陛下の御稜威の致す所にして、固より人為の能くすべきに非ず、殊に我軍の損失死傷の僅少なりしは歴代神霊の加護に依る者と信仰するの外なく、さきに敵に対し勇進敢戦したる麾下将卒も皆此成果を見るに及んで、唯々感激の極言ふ所を知らざる者の如し。

（備考）戦場に顕はれたる敵艦船

△戦艦　八隻内

六隻撃沈　クニヤージ・スワロフ、アレキサンドル三世、ボロヂノ、オスラビヤ、シソイベリキー、ナワリン。

二隻捕獲　アリヨール、ニコライ一世。

△巡洋艦　九隻内

四隻撃沈　アドミラル・ナヒモフ、ドミトリー・ドンスコイ、ウラヂミル・モノマフ、スウエトラーナ、三隻、馬尼剌へ逃走抑留アウロラ、オレグ、ゼムチユーグ。

一隻　浦潮斯德へ逃入アルマーズ。

一隻　ウラジミール湾へ逃走擱岸破壊　イズムルード。

△海防艦　三隻内

二隻捕獲　アプラキシン、セニヤービン。

一隻撃沈　ウシヤーコフ。

△駆逐艦　九隻内

一隻捕獲　ビエードウイ。

四隻撃沈　ブイヌイ、ブイストルイ、グロムスキー外一隻。

一隻　上海へ逃入武装解除ボードルイ。

一隻　上海へ逃遁ノ途損害ノ結果沈没、ブレスチヤースチー。

一隻　不明。

一隻　浦潮へ逃入、ブラーウイ。

△仮装巡洋艦

一隻撃沈　ウラール

△特務艦　六隻内

四隻撃沈　カムチヤトカ、イルチツシユ、アナスイリ、ルツン。

二隻　上海へ逃入武装解除コレアスヴエリ。

△病院船　二隻

抑留　アリヨール、カスツロマー内カスツロマーは解放。

合計三十八隻

内二十隻撃沈　五隻捕獲、二隻逃走後破壊若は沈没、六隻逃走後抑留若は武装解除、一隻不明、二隻抑留（一隻解放）、二隻逃走。

米国の日露講和提議　日本応諾

〔六・二一、東朝〕（十九日倫敦発）　媾和談判開始の提議に応じたる日本政府の回答書は、冷静にして巧怜、真に辞令の妙を極む、其の露国が平和の希望を日本に在りと思はしめんとする外交的努力を眼中に措かざる辺、未だ何物もかくの如く日本の尊厳を加ふる所以たること能はざるべしとて、大賞讃を博したり、此回答は人をして益々露国の応ずべき媾和条件の如何なるべきかを知らんと欲するの念を深からしむ。

新売出　ほまれ　〔六・二九、國民〕　近々専賣局より売出さるべき両切紙巻煙草「ほまれ」は全然日本産葉のみを以て製し且つ新式の機械力に頼る由なれば、価は甚だ低廉（廿本金五銭）なれども、味はその割合に劣等ならず。巻き方も堅過ぎず、灰落は甚だ宜し。紙包みにて紙吸口十本添あり、口によりては今少しこの甘臭き匂ひを減して欲しとの注文もあれど、もと／＼日本葉なれば柔かにて口中を荒さず、価が価なれば需要多からん。

日本海大海戦に於ける
東郷司令長官の作戦計画

〔六・三〇、東朝〕　日本海海戦談。（聯合艦隊参謀某氏）

東郷大将の計画

元来東郷大将が敵艦隊を撃滅せんが為めに策定されました攻撃計画は四昼夜に亘り、濟州島附近より浦潮の前面に至る迄の間に七段に区分されて居りましたが、其第一、第二段の計画は天候不良等の為め実施が出来ませず、第三段より初めて実施されて第四段、第五段に続行し、又第六、第七段は其実施の必要なくして作戦を終結することになつたのであります。

右の第三段とは即ち廿七日の昼間我隊の全力を以てする正攻的本攻撃で、第四段は同日日没より本攻撃の終結に連続して駆逐隊、水雷艇隊の全力を以てする奇襲的水雷攻撃で、第五段が聯合艦隊の大部を以て廿八日早朝より鬱陵島の東西線に先廻りし、残敵を要撃することであります、即ち正を以て合ひ、奇を以て勝つの原則に従ひ正攻撃奇襲交々加ふる方略で、別段新奇の計画でもなく、古来有りふれた攻撃法であります。

東郷大将の戦術

我海軍の砲術が敵に卓越して居つたことを表明すると同時に、東郷大将を始め片岡、上村、出羽、瓜生各中将其他各部隊指揮官の当日実施されたる戦術の適良なりしことを忘却してはなりません、仮令各艦の砲術巧妙なるも之をして其効力を発揮せしむべきものは戦術でありまして、是亦当日戦勝の一大要素たるを失ひません、東郷大将が予て策定されました戦術は我海軍にて所謂丁字戦法、乙字戦法と称ふるもので、是亦別段新奇の戦法ではなく、欧米諸国は知らず我国にては遠き数百年水軍の昔より此戦法はあつたのであります、即ち当日東郷大将のとられたる戦法が、丁字戦法で左図の如く〔図略〕敵列に対し其先頭を圧し、丁字に運動されました、故に我が全線の砲火は敵の先頭に集中する様になりまして、敵の後続部隊は未だ充分戦闘距離に入らざる内に、其先頭艦のみが我が総艦の砲火を喰はなければならぬ次第で、已に前述した如く一艦と一艦との対抗に於てすら我は四中彼れは一中と云ふ勘定なるに、我十余隻より猛射する砲弾が敵の先頭に占位せるスワロフとオスラビヤの二隻に集中するのですから、如何程頑強なる敵にても之れに撃破されるのは当然で、少時にして此二艦は半ば戦闘力を失ひ大火災を起して戦列を脱することになりました、敵も此攻撃に耐へず、間もなく左図〔図略〕の如く不規則の単縦陣に隊形を立直しましたけれども、時機は已におくれて居りまして、我主力の二戦隊は優速を利用して依

然敵の先頭を圧して確実に丁字を保持し、我全線の砲火は尚ほ敵の先頭にある数艦に集中するものですから、ロヂエストウエンスキーの率ゐる先頭部隊ボロヂノ型戦艦四隻は真に気の毒な程無惨な打撃をうけまして、公報に記しある如く勝敗は開戦後一時間を出でざる内に決したのであります、其後敵は左図〔図略〕の如く方向を変じまして其不利の位地を変ぜんとした様でありましたが、我艦隊も之に応じて隊形を変じ、第一戦隊は十六点の一斉回頭をなして向き直り、其の間第二戦隊は尚ほ砲撃を続けて敵の側面を猛射し、茲に期せずして乙字戦法を施すの対勢を形成しまして、益々敵は不利の地位に陥りました、乙字戦法とは即ち我二隊にて左図〔図略〕の敵の正面及び側面より十字火を喰はす戦法で、昔の水軍の兵法では之を正奇の二隊とし、正の隊が正面に当れば奇の隊が側面より懸ると云ふ主旨のものであります、即ち此処では第一戦隊が正位を占め、第二戦隊が奇位を取つて戦つたと云ふべきで、海陸戦術の大原則たる正を以て合ひ、奇を以て勝つと云ふ事は此の如き微妙の点に応用されまして、古の兵家の格言は真に争はれぬ真理を込めて居るかと思ひます。其後尚ほ戦術上につき御話すべきこともありますが、已に之れ丈けにてフエルケルサム少将の旗艦オスラビヤは沈没し、ロヂエスト中将の旗艦スワロフの廃艦となりて孤立し、其他の諸戦艦も大破して爾後避戦を事とするに至りまして、決戦の時期はすぎて追撃戦に移る様になつたのでありますから、此上冗長に戦術の御話をする必要も認めません。

呂昇—キネオラマ—日露活動写真—操人形

〔七・一、都〕○新富座は本日午後五時より、開場の豊竹呂昇一座の入場料は、一等一名卅銭、二等二十銭、大入場十五銭、特等五十銭なりと。▲歌舞伎座のキネオラマは初日、二日目は故障ありしも、其の後は技師も熟練し、電気の応用も巧みとなり、大に見直し来りしと、幕合の活動写真孰れ斬新にして評判よく、表掛りへ電燈にて打上煙火と見せし装飾をなし、頗る好景気なりと。▲明治座にて一昨日より昼夜二回開会せし日露活動写真は、博文館特派従軍写真班と、米国エヂソン会社従軍写真と合せしものに、何れも実写物にして、奇術滑稽等の余興画も目新らしく大入なりと。▲操り人形結城孫三郎一座は、「目下露兵士の勲」といふ新ものを作り、今一日よりは神楽坂の石本亭に開演なすと。（下略）

戦艦ポテムキン号反乱
露国今や内外共に多難

〔七・一、東朝〕（廿九日路透電報）黒海艦隊所属戦闘艦クニヤージ・ポテムキン号艦上反乱の報一たび伝へられてより、露国に関する自余の報道は、一切人の顧みざる所となれり。

右戦闘艦以外の諸艦船も、亦反乱に加はらんとするの勢あり。オデッサ全市を挙げて人心洶々たり。叛徒は大砲を発射して、一砲弾に二十一名のコサック兵を殺せり。暴徒は港内各所を劫掠破壊して、汽船は焼棄せられ、商品は暴殄せられ、殺戮せられたる者既に百を以て数ふべし。此の暴動は恐らく一大叛乱の初期なるべしと信ぜらる。

正貨五億円　政府の懐ろだぶつく

〔七・九、東朝〕開戦以来海外に於て募集せる公債は、今回の分を併せ総計八億二千万円に及びたるが第三回までの分五億二千万円中、既に使ひ払ひたるもの及び日本銀行の正貨に加へられたるものは三億余万円に過ぎずして、其の残額即ち現に英米両市場にて運用しつゝある金額と、来月一日倫敦にて受取るべき第三回分残額二千二百五十万円とを合算すれば、実に二億余万円の巨額を擁する次第なり。之に新募債三億を加ふれば、政府は約五億内外の正貨を有することゝなる。猶ほ之に加ふるに、将来募集の余地綽々たる内国債を以てすれば、仮令平和克復せられずして、来年に渉り戦争を継続することゝなるも、我財政上の地歩は確乎として動かず、我は此点に於て必勝の地位に立つこと、恰も軍事上必勝の地位に在ると同様なりといふ。

輝く戦捷国の全権出発

〔七・九、東朝〕媾和全権委員小村壽太郎男、随員佐藤辨理公使、山座外務省政務局長、安達公使館書記官、本多外務書記官、小西外交官補、外務省雇デニソン氏、並に米国公使館附立花歩兵大佐の一行は、愈々昨日午後一時五十分新橋発列車にて出発したり。（下略）

流行は元祿模様

〔七・一一、日本〕婦人用の流行品は新橋、芳町芸妓の元祿姿を現はせし以来、何品にも係はらず元祿模様が非常に流行しつゝあり、今神田の赤野簾主人に附て聞くに▲半襟　本年は絹縮の呂織物が流行し、色は薄小豆、薄葡萄、満洲茶、青鼠、錆鼠等に、元祿模様を染出せしもの最も売れ行き良く、直段は無地六十銭より一円まで、友禅物四十銭より一円五十銭まで▲紙入包帛沙は白縮緬へ日本海々戦を染出せしもの、又は満洲茶に聯隊旗を現はせしもの流行し、直段は尺物七十銭より一円まで尺三寸一円より一円五十銭まで▲帯止は鹽瀬へ元祿模様を染出せしもの、金具附一円より三円まで、又た格安にて体裁のよきは白絽地へ四季の花及び元祿模様を染出せしもの箱入りにて二十五銭より三十銭まで▲帯上地は絽織絹縮地紋の織出し、草木の模様もの一円より二円三十銭まで▲戦勝袋は繻珍、厚板地等へ唐草模様を織出せしもの一円より二円五十銭まで。

五十四帖に残る一巻　異様光君（ことやうひかるきみ）

〔七・一二、日本〕俘虜といふ珍客一たび金城の地に入込みてより、狭斜の巷、温柔の郷、競ふて異種の通人を迎へ、萬梅、花月、餅文（もちぶん）などの宿坊時ならぬルーブルの花を咲かせて、双頭の鷲の金冠、御国名物の鯱と共に全盛を競へり。玆に同市徳源寺に収容され居る俘虜将校にミーレルと云ふ大尉あり、当年三十歳の男盛りにて、容貌風采見るからにケバ〱しく、秀麗なる眉目のうちに無限の愛嬌を湛へたる情けらしき其の姿は、多くの俘虜中にも美男の随一と称へられ、又た自らも許す好男子なれば、大尉の艶名同地の花柳界を風靡して、異人光氏と歌はるゝ程に、大尉トント日本通になりすまし、喇叭節やサノサ節などは夙に卒業し、活惚れは日本舞踏中の優

秀と、通を言ひて自らも踊り出す程に、以前満洲風雪の間にも一命をザーに捧げし当時の境涯など全く打忘れ、今は料亭の閾を跨ぐに自ら靴を脱いで通る程になりて、呑気とも放埓とも言はん方なき為体に身を持崩しけるが、去る頃長者町の芸妓壽美のやの淺子なるもの、一たび大尉に萬梅に見えてより、いかにも異人光氏の光り輝く風采に、スラヴ男にも斯かる美男あるかと、一つは毛色の変りし外国人と云ふ奇心も手伝ひて、恋風ぞつと身に染みしが、此淺子は東京にて安田と云ふ物持長者の米櫃あれば、迂濶なことして後悔の臍を噬むとも及ばざる阿呆払の末を見んことの恐ろしく、マア辛抱の出来る丈けは辛抱するが得策ならんと歯を喰ひしばつて居たりしが、彼方ミーレルは萬梅にて初見参の折り、淺子の態度の我に味な風情ありしと早くも見て取り、其後は収容所に尻落付かず、此の頃は全く手のつけられぬ放蕩に、収容所にても苦々しき事に思ひ、屢々戒諭を加へたれども毫も悔悛の模様なく、夜深く四面人静かなる時分を窺ひて脱出を企てし事も幾度なるを知らず、その都度監視の吏員に叱責されながら、此垣一重が黒鉄のと、ウロ覚えの仮声を使ひて平然たる有様に吏員も困じ果て、斯かる者を置くは収容所の風紀にも関し、同僚に悪風を感染せしむる恐れあればとて、遂に静岡の収容所に移転せしむることゝなり、此の旨同人に言渡しをしたるに、ミーレルは旅順開城と決したる其の折にも優る悲歎に暮れしが、出発の前日又も淺子を萬梅に招きて名残りの散財をなし、悄然として名古屋を出発したりと云ふ。斯くて異人光氏の姿忽ち金城に消えてより、妓流仲間の落胆甚しく拗ねて自烈て客に逢はぬも多しとかや。

ポーツマス　講和談判地と決定す

〔七・一三、東朝〕（十二日紐育発）媾和談判地は紐育より二百七十余哩を隔つるコウ・ハムプシア州ポーツマス（ボストンの北、海軍鎮守府所在地）に決定せり。

露国講和全権　ウイッテ起つ

〔七・一四、東朝〕（十二日路透電報）倫敦デーリー・テレグラフの聖彼堡通信員が報ずる所に拠れば、露帝は媾和会議に列すべき全権委員としてウイッテを任命し、ムラビヨフ伯に代らしめたり。ムラビヨフ伯は自己の請求によりて、其の自ら好まざる全権の職を免ぜらるゝに至れるなり。此の全権委員の新任命は、益々平和の見込を加へしむる者なりと一般に思惟せらる。ウイッテの一行中にはイエルモロフ将軍、マルテンス教授あり。駐清公使ポコチロフ亦北京より来り加はるべし。巴里駐剳露国大使ネリドフは健康勝れざる故を以て使節たるべき由の申出を謝絶せり。

女学生の自転車乗り〔七・一六、都〕婦人世界　○女学生にて自転車に乗るものは案外に尠なく、女子大学生の十二三人を頭として、音楽学校の七八人、さては虎の門女学館は流石其の元祖だけありて、音楽学校と匹敵するほどなるが、右のほか男児も及ばぬ程駆け廻りて、実用に供しつゝあるは、飯島某女といふ雑種生の家庭教師なりと。（下略）

樺太南部占領

〔七・一七、官報〕 樺太上陸軍南部作戦経過ノ概要　大本営　○樺太上陸軍南部作戦経過ノ概要左ノ如シ。

七月七日

正午メレヤ附近ニ上陸ヲ開始シ尋デ其歩騎兵ハ、サウイナパアチ村北方高地ヲ占領シ、同夜其将校斥候ハ哥爾薩港南端ニ進入セリ。敵ハ此日午後二時頃ヨリ哥爾薩港全市ヲ焼棄シ始メタリ。

七月八日

此日早朝大ナル敵ノ抵抗ヲ受クルコトナク、哥爾薩港ヲ占領セリ。敵ハソロイヨフカ方向ニ退却シ、同地附近ノ陣地ニ拠リテ再ビ抵抗ヲ試ミタルモ、午前十一時我兵之ヲ撃攘シ、同陣地ヲ占領セリ。敵ハ終ニ其根拠地タルウラジミロフカ附近ニ向ヒ退却セリ。

七月九日

此日我将校斥候ハ敵ヲ追躡シテリストウエニチナヤニ進入セリ。又歩兵一部隊ノトロ岬占領ノ目的ヲ以テ軍艦ニ便乗シ、哥爾薩港ヲ出発セリ。（中略）

七月十一日

ダアリネエ附近ノ敵ヲ圧迫シ、午後二時ヨリ同村西方林縁ノ本陣地ニ拠レル敵ノ主力ニ向ヒ攻撃ヲ開始セリ。敵ノ抵抗ハ極メテ頑強ナリ。

七月十二日

此日未明ヨリ更ニ猛烈ナル攻撃ヲ開始シ、尋デ敵ヲマウカ方向ニ潰乱セシメ、茲ニ樺太南部ノ占領ヲ確実ニセリ。

此戦闘ニ於ケル捕虜及鹵獲品左ノ如シ。

海軍大尉マキシムタ以下八十余人。

野砲　四門　機関砲　一門　弾薬　若干　倉庫　数棟

此外敵ノ損害ハ将校以下死傷百五六十ヲ下ラザルベク、我損害ハ将校以下約七十ナリ。

懲役十年の露探佛人　特典を以て執行免除

〔七・一七、報知〕 軍機保護法違反を以て、重懲役十年に処せられたる佛国人ブグアンは、昨日午前東京地方裁判所に召喚せられ、午後一時奥宮検事正左の特赦状を朗読し直に引取らしめたるが、同人は一昨日までにて控訴期間満了し、昨日より刑の執行を受くべきものなりしが、今や優渥なる聖恩に浴して青天白日の人となる。ブグアンたる者、其の自家既往の非行に顧みなば、必ずや慙愧措く所を知らざるべし。

特典を以て重懲役囚アレキサンドルイッチ・ブグアンを放免す、併せて監視を免ず。

明治卅八年七月十六日

奉勅　内閣総理大臣　桂　太郎

皇軍上陸二十四日にして
樺太全島平定　俘虜三千
敵将リヤプノフ訳もなく降伏

〔八・五、大朝〕 八月三日夜大本営着電。

樺太軍の独立騎兵は七月二十八日午後、パレオ南方の敵を砲撃し之を其の以南に潰走せしめ野砲二門、弾薬車五輌、其の他多数の小銃及び弾薬を鹵獲せり。

二十九日独立騎兵は其の救援隊と共に、敵をタウラン（ルイコフ南方約十里）南方に窮追す、此の日敵はオノル（タウラン南方約十里）附近に停止せり。三十日午前五時敵の軍使タウランに来り、軍務知事リヤプノフ中将の書翰を齎らす、其の要旨左の如し。

繃帯材料及び医薬の欠乏幷に負傷者に対する治療の不可能は、人道上の感覚に依り、余をして閣下に向ひ戦争の休止を申込むの已むを得ざるに至れり。

軍司令官は之に対し、左の要旨の回答を与へたり。

総ての軍需品及び官に属する動産不動産を現在の儘引渡す事、行政及び軍事に関する総ての図書類を引渡す事。

以上の回答を七月三十一日午前十時迄に、第一ハムダサ（オノル北方約二里）に提出すべき事。若し此の時刻に回答を得ざれば直に攻撃を実施する事。

卅一日敵の全権大使ドリンチ第一ハムダサに来り、我が全権小泉参謀長と会見の結果、我が提出条件に一も異議なく、軍務知事リヤプノフ以下、将校約七十、下士卒約三千二百悉く投降す、依つて之を俘虜とせり。

兵器、被服、糧秣其の他、鹵獲品頗る多く、目下取調中なり。

明治三十八年八月四日　陸軍省

樺太の人口　三万人

〔八・八、東朝〕樺太島に於ける開戦前の人口は左の如くなりしと云ふ。

総人口　三万一千九百六十四人
内｛男　二万五千八十九人
　｛女　六千八百七十五人
内自由民　九千七百九十七人
内｛男　五千三百十九人
　｛女　四千四百七十八人
流刑人　二万二千百六十七人
内｛男　一万九千七百七十人
　｛女　二千三百九十七人
(一)流刑罪囚　七千八十人
内｛男　六千三百六十六人
　｛女　七百十四人
(二)流刑殖民　八千九百三十五人
内｛男　七千九百七十七人
　｛女　九百五十八人
(三)流刑農民　六千百五十二人
内｛男　五千四百二十七人
　｛女　七百二十五人

照近江のお鯉　玉の輿

〔八・九、萬朝〕机の塵　○日本に桂太郎とよぶ男がある、其の官職は陸軍大将総理大臣で、古の大臣大将で位人臣を極めてゐる

が、個人としては実に鼻下の寸尺ののびすぎた人種と見え、聖天子上に国事を軫念し玉ひ、数十万の生霊征戦に困苦しつゝあるに拘はらず、身分柄も辨へずに竟に数千金（或は数万金）を投じて新橋の醜業婦照近江のお鯉なるものを購ふた。△人身売買は日本法令の禁ずる処であるのに、桂太郎は黄金で醜業婦を買つたのだ、実に呆れた始末でないか。△而して気の毒なはその家庭の乱脉をも世間に吹聴するに至つた、ト云ふのは桂の夫人カナ子が、頻りに夫を諫めたけれど聞き入れられぬにやけを起こし、昨今伊香保温泉で女にあるまじき豪遊をやつて、毎日芸妓の二三名も引つぱり廻してさわいでゐるとだ。△このカナ子も唯の女ではなく、名古屋香雪軒の娘で、日露開戦の当初三千円のブローチを買つて世間に非難された程の女だ、此の夫にして此の妻ありだ。

日露講和談判 開始
露国側意外の強腰に
交渉の前途風雲を孕む

〔八・一二、東朝〕（十日倫敦発） ポオツマスにて、第一回の会見を今朝行はれたり。万事厳しく秘密に付せられ居れども、公然発表せられたる所に拠れば、此の会見は正式のものにあらず。（訳者曰く、予備の意味なり。）正式の会見は明朝を以て開始さるゝ筈にて、今後改めざる限り、日々二回之を行ふ筈なり。今朝は別段重大問題の議に上れるものなし云々。（訳者曰く、日附なけれど此の会見は九日の会見なるべし。別項ポオツマス特電参看）

然るに其後確聞する所に拠れば、今朝の会見にて委任状の審査あり。双方共に其の妥当なるを認めたり。尤も小村氏はウヰッテの委任状を見たれども、ウヰッテは小村氏のそれを見ることを求めざりき。余（通信員）は繰返して所信を報ぜざる可からず。露国は樺太の譲与又は償金の支払を承諾せざるべし。蓋し此等は軍事と殖産上及国民の名誉上、露国に執りて不可能の事と称せらる。樺太の譲与に依り、日本は露国をして、将来永く艦隊を極東に置く能はらざらしむることを得べければなり。

然れども露国は左の条件を容るゝに躊躇せざるものなり。

一、日本が韓国の境上に要塞を築かざることを条件として、日本の韓国に対する保護権を認むること。

二、旅順、大連、遼東半島、並に現大山元帥の占領せる満洲地方を日本に譲与すること、鉄道も勿論此の内にあり。而して露国は之に関する日本対清国の交渉に就き日本を助くべし。

三、樺太（多分他の地方も此の内にあるべし）沿海及び内河の漁業権及び其他の比較的軽小なる譲与をなす事。

日本の要求

〔八・一三、東朝〕（十一日華盛頓発） 小村全権は、文書を以て日本の媾和条件を提出したり。

此の次の会見は露国の回答まで延期せらる。此の回答は多分来週月曜（十四日）なるべし。日本の要求は左の如しと伝へらる。

一、戦費の賠償（其の額を明記せず）。

二、樺太の割譲。
三、旅順、大連租借の譲与。
四、満洲の撤兵。
五、韓国の保護権。
六、哈爾賓に至るまでの鉄道を譲与すること。
七、中立国竄入軍艦の引渡し。
八、東洋に於ける露国海軍力の制限。
九、浦潮以北の沿岸に於ける漁業権。

露国政府の訓令によれば、最初の二条は到底露国の認諾する能はざる所なるべく、露国は此の条件を以て過酷にして露国を侮辱するものとなす。右は凡て聖彼得堡に報告せられたり。

露国駈引強し

〔八・一五、東朝〕（十二日華盛頓発）十二日ウキッテは、頃日の日本提出条件に対する回答を日本全権に送り、償金の支払及び樺太の割譲を峻拒せり。其の他の条件は之を談判の基礎となす為に条件附にて承諾せり。次回の会見は月曜日（十四日）なり。媾和の成否は或は此日を以て決すべし。

両国全権は媾和談判の不調に帰すべきを信ぜり。

露都にては、日本の条件を苛酷なりとなし、主戦論再び起りて戦争継続の意あり。

ウイッテ宣伝巧妙　小策を弄す
日本側の交渉兎角押され気味

〔八・一九、報知〕媾和談判に関する内容は、日露両全権より漏らすものあれども、就中露国全権委員より、例の新聞利用策として漏らすもの最も多く、或る程度までの外は信用を置きがたきに似たり。特に紐育特電に拠りて別項に掲ぐる談判の進行に関する事項は、文意と云ひ主旨と云ひ、全然ウイッテの口より出でたるに相違あらじ、日本の譲歩を予期せるが如き、ウイッテの媾和に力めつゝあるを被露するが如き、ウイッテ自身にあらざれば誰か斯かる口気を漏らすべきや、特に列国が日本に圧迫を加へて、償金問題を放棄せしめんと計画せりと云ふが如きは徹頭徹尾露人の口吻なり。所謂る列国とは何れの国ぞ、獨国か、佛国か、此の二国が三国干渉の旧歴史を繰返さんことは思ひ寄らざる所なるべく、此の二国を外にして、他に無法の干渉を試みんとするの邦国は断じて之れなきを信ず。観て此に至れば、所謂る列国の圧迫なるものは、全く露人得意の恫喝にして即ちウイッテの悪策なること火を見るよりも明けし。特に談判の進行に至りても、償金の如き割地の如き、一たび談判の席に提出されざるにはあらずと雖も、爾かも世に伝ふる如くに進行したるものにあらずとは、或向の語る所にして、全くは其の談判席上の難問題たるべきを予期して、之れが予防線を張らんとするウイッテの筆に外ならざるべし。尚ほ談判の真相は日ならずして知り得るの機会あるを信ず。

米国大統領調停に斡旋

〔八・二二、東朝〕（廿日ポウツマス発）昨電の如く、米国大統

領は金子男を通じて我国に譲歩を忠告したれども、我が態度頗る強硬にして一歩も譲らず、若し又譲歩なすとするも、極めて僅少にして単に申訳に過ぎず。故に大統領も我が態度の動かすべからざるを認め、遂に忠告を停止せり。又一方には前電の如く、ロオゼン男は目下当地に来れるコンダセフ公爵（開戦前駐日露国公使館書記官たりしクダゼフか）と共に、昨午前七時ホテルを出で、同二十分当地発の汽車にてオイスタア・ベイに赴けり、当日ロオゼン男が同地に着したるは、午後五時にして直ちに大統領を訪問せり。

当日大統領はロオゼン男に向ひ露国は今日の如き態度を拋擲し、大に譲歩する所あるべきを忠告し且つ曰く、若し今日の如き態度を以て、毫も変ずる事なきに於ては、余は余が意見を発表し、我は温和なる干渉的方法を講ずるやも知る可らずと。

之に対しロオゼン男は、兎に角ホテルに帰りたる後、我皇帝に電奏し、御返電を待ち、而して後我々の態度を決すべしと語れりとの風説盛んなり。

中央大学　法學院大学改称

〔八・二四、日本〕　法學院大学の改称及び新築講堂

同大学は其の創立二十年に際し経済学科を新設する等、事業の拡張を為すと同時に、既設の各学科に一大刷新を加へ、校名を中央大学と改称したり。

尚同学出身諸氏は紀念講堂を新築して同学に寄附するの企をなせしが、九室二百有余坪の二層講堂は本月を以て落成すべしと。次に同大学内に今回新設せられし中央高等予備校は入学者日々数十名の多きに達し、其の満員となるも近きにあるべしと。

日露講和条約成立
談判成功乎不成功乎
紐育や倫敦には最大愉快の感動惹起!!

〔九・一、國民〕　講和成立の好評　（八月卅一日倫敦電報）

日露両国講和成立したりとの報道は、宛も野火の如く八方に伝播し、紐育及び倫敦には最大愉快なる感動を惹起せり。特に日本の大腹中は深厚なる好感想を惹起したり。

×

〔九・一、東朝〕　講和条件

國民新聞の報ずる所によれば、講和条件の主要なる点は左の如きものなりといふ。

樺太の分割は北緯五十度を以て日露の境界となすものゝ如し、即ち徳川時代に於て露国と折衝したる目的を今日に於て達したるものと云ふべく、而して両国共に樺太に於ては兵備を為さゞることに定められ、朝鮮に於ても、其の北境露国と境を接する所は、互に兵備を置かざることに定められ居れりと云ふ、又東清鐵道の日本の有に帰すべきは、哈爾賓の南テフシユン駅より以南の分にして、俘虜賠償金は約一億五千万円との説あり、又沿海州沿岸漁業権に関しては、日露両国共に均一の権利を有することに定められ居れりと居ふ。

天皇陛下に

和議の破棄を命じ給はんことを請ひ奉る

——大阪朝日新聞——

〔九・一、大朝〕 伏して惟みるに、開戦当初、天皇陛下は宣戦の詔勅を渙発して、軍人有司民衆に諭したまふ所あり。曰く

朕、玆に露国に対して戦を宣す、朕が陸海軍は宜しく全力を極めて露国と交戦の事に従ふべく、朕が百僚有司は宜しく各其の職務に率ひ其権能に応じて、国家の目的を達するに努力すべし、凡そ国際条規の範囲に於て、一切の手段を尽し、遺算なからんことを期せよ。

是れ軍人と有司とに勅したまへる者なり。曰く、

朕は汝有衆の忠実勇武なるに倚頼し、速に平和を永遠に克復し、以て帝国の光栄を保全せんことを期す。

是れ陛下の赤子なる我等国民に勅したまへる者なり。此の勅一たび出でゝより、陛下の国民は聖意を奉体して敢て少しも懈らず、我が父兄我が子弟を激励して召に応じ難に赴き、我が老少我が子女を鼓動して租を納れ税を輸し、以て骨肉を粉齏し膏血を浚渫するを辞せず。是れ一に平和を永遠に克復して、帝国の光栄を保全せんことを欲するが為のみ。陛下の軍人も亦交戦に従事して、忠勇前なく、海陸並に捷ちたり。亦陛下の大詔を奉じて将来の保障を旗鼓の間に求めんと欲するが為のみ。軍人国民の忠実勇武は如斯し、而して陛下の有司は如何ん、竊に聞く米国に於ける和議已に成れりと、和約中掲ぐる所の条件も亦大略世上に喧伝せり。我等国民其の所謂条件なる者を観るに、一も露国の死命を制する者なく、将来の保障を求めんとするも得可からず、甚だしきは勝者の権利、猶且棄てゝ而して顧みざるに至る、是れ豈屈辱に非ずや。独り陛下の国民と共に期待したまへる帝国の光栄を保全する能はざるのみならず、退譲の余、自ら屈辱を招きて、将来の保障を得ず。他日露国の創痍漸く癒えて、痛苦稍除くに当りては、土を捲きて重来し、再び横暴を逞しくして帝国の危殆を致さんこと、目を東門に懸けて而して観る可きなり、尚何ぞ陛下の国民と共に期待したまへる永遠の平和を、此屈辱の和約に望む可けんや。則ち陛下の有司は、陛下の聖意に背き、陛下宣戦の大詔に悖戻して陛下の国民と共に期待したまへる帝国の光栄を傷け、永遠の平和を攪乱せんとする者なり。泣血悲憤の至に堪へず。

陛下の赤子たる国民は此の和約を観て、因循姑息と為し、此の屈辱に甘んじて一時の安を偸むも、永遠の平和、固より望むべからずして、他日再び露国と戦ふの日あるべきを予想し、他日露国の創痍已に癒え、武備亦全きに及びて、勝敗を知らざるの戦争に従はんよりは、寧ろ今日の和約を破棄して戦闘を継続せんことを冀ひ、骨肉糜爛して焦土と為るを辞せず。而して海軍は旅順波羅的二艦隊を全滅し、烏港艦隊も亦殆ど皆武力を喪失するに似て、全功已に成れるも、陸軍は未だ目標の烏港、哈爾賓を取らず、中道戦ひを弭むるは、亦其の憤慨する所にして、六軍鷹揚、進み戦はんことを欲するや蓋し久し、是れ夙に聖鑒昭々の中に在り。此の時に当り、陛下の閣臣は国家の目的を達するに、努力を怠り遺算を致して、此の屈辱

を甘んぜんとす、我等国民は之を宣戦の大詔に徴して、陛下の聖意に非ざるを知れり。伏して憲法第十三条を案ずるに、曰く、天皇は戦ひを宣し和を講じ、及び諸般の条約を締結すと。宣戦講和は天皇の大権に属す、陛下有司に命じて和を講ぜしめ、委するに全権を以てするも、批准と破棄とは大権に在り。我等国民伏して願くは、陛下が陛下の聖意に非ざる和約の未だ調印せられざるに及びて破棄を命じ、閣僚を交迭し、更に賢良に命じて内閣を組織せしめ重ねて軍人に命ずるに進戦を以てしたまはんことを。果して如斯なれば、則ち人心一新して勇気百倍し、以て砲火の間に将来の保障を求め、帝国の光栄を保全することを得べきなり。我等国民謹んで国家の為に赤心を披陳す、唯聖明之を断ぜよ。誠恐誠懼迫切の至に堪へず。

挙国不平　講和に関する投書

〔九・一、東朝〕　実にヒドイぢやないか平和条件は始め聞いた時には真逆と思つて馬鹿にして居たが、矢張り本当だ。詳しいことは分らぬが、今日まで知れた所では、何のことはない、馬關条約の焼直しに過ぎない。馬關条約には勿論樺太の半部は入つてはないが、其の代りに遼東平島の権利は、今回よりは遙に重大であつた。面積も余程広かつたし、且つ純然たる割譲で、今回の様に二十五ケ年の租借でなかつた。昨年以来コンナ大騒ぎをやつて、二十億の金を遣ひ、十万の死傷を出した結果が、此通りだ。馬鹿々々しい。国民は吾当局者に向つて損害賠償を要求して可なりだ。辨済力がなければ、オコイでも差押へてやれ。

○何の為め戦争ぞ　　懐舊生

一将功成つて万骨枯るゝは之あり、万骨空しく枯れて、而かも一将の竟に功を成すものなきに至つては、われ初めて之を今回の日露戦争に見たり。

憶へば旅順も落ちず、波羅的艦隊も全滅せざりし昔こそ恋しけれ。

○いま〳〵しい　　憤慨子

全権ばかりか、書記ぢや通訳ぢやと七八人もぞろ〳〵、ポオツマスくんだりまで出かけて行つて、全体其の旅費宿料は誰が出すんだイ。糞いま〳〵しい。

○村内の申合　　神奈川某村民

我等同村の有志は一同申合せ、今後戦争の相起り候ふとも、兵役の召集、国債の募集にも一切応ぜざる決議いたし候。若し之が為め露探などゝ罵しらるゝこと有之候はゞ、露探の好模範は誰が示したるぞとやり返す覚悟に候。夫にても合点致さず候はゞ、露西亜の国ヤスヤナ、ボリヤナなるトルストイ的の処へ逃げて行く積に御座候早々。

○日本のゴルチヤコフ、ビスマーク

露のゴルチヤコフは憤死したさうだが、日本のゴルチヤコフは何する積り。

○還しつちまへ〳〵　　熊公

何だ馬鹿々々しい。樺太が半分になつた上に、償金が一文も取れネーといふぢやネーか、己ら昨晩号外を見てから腹が立つて、忌々しくつて、夜の目も合はなかつた。一体政府は何でアンナに弱かつたのか、己らア薩張り合点が行かネー、アンナ事なら己らア稼人の伜を二人迄戦争に遣つて殺してしまうんぢやネーンだ。糞ッ。アレ

程譲る位なら樺太なんざア、丸で貰はネー方が余程気が利いて居らア、還しツちまへ〳〵、ケチな捕虜の食料にア、熨斗でも付けて返上だ、ヘン。

○未来記　　天眼通

還遼当時の前例に従ひ、講和条件の発表と同時に大詔渙発の事。△其の内國民新聞に一面近き長篇の大社説が出る事。△臨時議会召集前に元老閣員以下、夫々恩賞あるべき事。△小村全権以下随員一同ホテル・ウエントウヲースに七十五日間蟄居の事。△一割利付内債二億円募集せしところ、応募僅に七百万円なること。△ウヰッテ公爵に叙せられ、巴里第一等の女優を連れて礼に来ること。△此の女優とオコイと喧嘩すること。（下略）

天人不許の罪悪

〔九・三、報知〕天人不許の罪悪　○日本に外交無し、否な日本の外交なるものは桂内閣及び小村全権に依て滅亡に帰せしめられ、国民と軍隊とは全く彼等に売られたり。我輩は実に彼等の為めに、国家の衰亡に導かれんとするを憤慨するものなり。▲政府者が韓国の保護満洲の開放を以て既に日露戦争の目的を達したり。樺太の分割、鉄道、租借権の譲与等の如きは、目的以上の獲物なりとするを見聞し、我輩は彼等に良心と常識との毫末も存ずる無きに断言せざるを得ず。▲夫れ割地、償金は必然平和条約に挿入せざるべからざりしなり。否な其の骨子なりしなり。然るに外交に於て終始屈従主義を取る元老、内閣乃至小村全権の国を売り民を売つて、恬として顧みざる今回の行為は、天人共に許るさざるの罪悪と云ふの外なし。▲幾万同胞の骨戦場に曝らされて、未だ冷かならず。而して此の血税を払ひ、更らに苛重の戦費以外絶えず後援の義挙に心身を捧げし父兄の痛恨憤慨や察するに余りあり。▲今は言論の時代にあらず、実行の時代なり。若し国民にして彼れ元老に耐へ、彼れ内閣に忍び、且つ彼れ全権に寛仮するあらば、国家の禍根益々瀰蔓して、亡国的気運を鞭撻するの外無し、▲外電の所報によれば、米国大統領は今回の平和成立に対して、獨、英、佛等の元首より祝電を受けたりと、尚ほ又た此等列強の新聞は日本の寛大を称讃したりと、之を以て我が意を得たりとするものは、五千万同胞中僅に元老閣臣の一輩に過ぎざるべしと、某先輩公法家は罵倒せり。

焼かれた交番　国民激憤の跡

〔九・六、日本〕昨夜焼尽又は破壊されたる交番所左の如し。

日比谷公園交番所	全焼
外務省前交番所	半焼
琴平町交番所	全焼
芝佐久間町交番所	破毀
芝公園交番所	全焼
芝源助町交番所	破壊
芝公園入口	全焼
御成門派出所	破壊
飯倉五丁目派出所	全焼
松本町派出所	破壊
京橋出雲町交番所	全焼

新橋両交番所　全焼
京橋分署　焼失

上記芝公園の交番所を焼払ひたる際、慈恵病院に類焼せんとしたるに、彼等は之れをば自ら消止め、夫れより宇多川町交番に向ひたり。尚ほ彼等は午後十時半頃三田四國町に集合せんとするもの丶如し。市内騒然、電車は何れも不通となれり。（午後十一時）

帝都遂に戒厳下に置かる

〔九・六、官報〕勅令　○朕、茲ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝国憲法第八条ニ依リ東京府内一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十八年九月六日

内閣総理大臣兼外務大臣伯爵　桂　太郎
海軍大臣男爵　山本権兵衛
内務大臣子爵　芳川　顕正
農商務大臣男爵　清浦　奎吾
大蔵大臣男爵　曾禰　荒助
陸軍大臣　寺内　正毅
司法大臣　波多野敬直
逓信大臣　大浦　兼武
文部大臣　久保田　譲

明治三十八年
勅令第二百五号

東京府内一定ノ地域ヲ限リ、別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ、戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得。本令ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

満都鼎沸　—遂に焼打の暴挙

〔九・七、東朝〕一昨夜の東京　○内相官邸焼討の余憤迸りて、血性男児の意気益々昂進し万歳々々露探撲滅を叫びつゝ、日比谷正門を左側へ折れて、勧業銀行前、即ち日比谷公園幸門の巡査派出所に押し寄するや無能警察吏、汝等は頭無き総監の為、忠実を尽さんとするか、大馬鹿巡査、汝等は屍山血河といふ事を知るまじ、勇士戦場の働きは斯の如しと喚き叫ぶや否や、ドヤ／＼と派出所を囲繞するかと見る間にバリ／＼ガラ／＼と鉄拳を打揮ひて破壊したる刹那、洋燈壊れてバツと燃え出し、火光天に冲し、一炬に灰燼となりたるより、屈辱講和を弔ひたり、遣るべし／＼と此処を見捨て、虎の門を出で、同所の派出所を襲ひ、一挙に之を倒して火を放ち、夫れより二手に分れ、一方は芝方面、一方は左折して南佐久間町派出所を襲撃して焼払ひて、土橋派出所に向ひしが、同所は人家稠密の場所なれば、累を良家に及ぼすは本意にあらずとて、同派出所をエイやと許り担上げ、久保町通りの大道路へ投出し、之に火を移し、パツと火の手の上るを見て、芝口一丁目の派出所へ押寄せ此処をも焼払ひ、難波橋を渡りて出雲町交番所に押寄せ、驚き騒ぐ巡査等には眼もかけず、ワーツと許りに競ひかゝり、同交番所を持上げて横に倒して火を放ち、總監斯の如し、末派の輩我党に与みせば、生命許りは助命すべし、君等には気の毒なれど、国論は奈何ともすべからず、大に之に鑑み玉へ、失敬々々と云ひ残し、夫れより三十間堀分

署へ決水の如く、どつと許りに襲来したる折柄、同分署は警戒の為め署員総出にて、吉田巡査及び田中刑事、小使今井と朝報社の大橋浅二郎の事件を聞き居る処なりしかば、会衆は得たりと乱入し、屋根に上りて瓦を投げ、屋内にては器物を始め、硝子などを破壊せしが、此処は西洋造りの一大家屋なれば、焼打にも至らず、多勢の者は斯て手間取り、面倒出でゝは詮なしとバラ〳〵と引揚げ、出雲橋際の交番所を焼き、木挽町七丁目派出所を焼払ひたるは、昨夜の九時半頃なりしが、夫より三原橋派出所へ向ひたり。又一方芝方面へ向ひし一連は、本郷町、櫻川町、芝大門、宇田川町、露月町、愛宕下町、御成門、芝園橋、金杉橋、札の辻、赤羽根、三田四國町の各派出所を焼き、又は破壊して麻布へ侵入したり。斯くて京橋区三原橋派出所を襲ひし一隊は弓町派出所を破毀し、更に

▲京橋分署

に向ひしが、先づ橋詰の派出所を焼き、続いて分署に向ひしが、民衆の中には少年もありて、大槌小槌をふるひて、硝子戸をこぼち、長梯子を屋根へかけて一人猿の如くに駆けあがり、石油を撒布して火を放てば、内部にある別働隊は燃料を運びてこれに放火し、万歳を叫びて引揚げたり、かくて猛火炎々として燃上りしあとへ、警官数十名来りしかど、最早この人々は影も姿も見えず、警官はたゞ呆然として徒らに良民を驚かすのみ、斯る程に黄帽の兵士一分隊ばかり之に向ひしかど、これもお役目丈にて、何等の効力も無かりき。又各所の火災に対しても、半鐘一つ打たざりしは、民衆が放火前先づ之を取卸し、何人といへども半鐘梯子を昇る事を許さざりしためなりと。（中略）

▲出雲町お鯉の実家

京橋区出雲町十番地芸妓屋照近江屋は、即ち桂伯爵の愛妾お鯉の実家にて、目下抱芸妓のみなれど、兎に角お鯉は世の注目する婦人とて万一を恐れ、照近江の看板を引込ませ、家内一同逃げ去りたるが、近隣の家にては傍杖を気遣ひ、家財を他へ預けて用心し居たり。（下略）

佐世保軍港繋泊の　三笠艦火災

〔九・一三、報知〕（九月十二日大本営発表）今十二日午前九時迄に到達したる諸報告を綜合すれば、軍艦三笠は十一日午前零時廿分大檣附近に火災起り、時を移さず来集せる在〔佐世保〕港各艦艇及陸上諸団隊より派遣せる防火隊の助力を得て極力消防に努力したれども、容易に火元を確かむると能はず、同一時卅七分遂に後部弾薬庫の一部に爆発を起し、水準線下に於て、左舷艦側に破孔を生じ、之が為め浸水甚だしく、同二時三十分に至り、艦底海底に膠着せり。火災の原因は艦体を浮揚せしめ、損害の模様を精査するにあらざれば、或は判明せざるべしと雖も、直に査問委員を設け、其の調査に着手せり。（下略）

東亜及印度全局の平和を確保すべく

日英両国新協約を締結

〔九・二七、官報〕　日英協約　○日英両国政府間ニ於テ去月十二日左ノ協約ヲ締結セリ。

協約前文

日本国政府及大不列顛国政府ハ、一千九百二年一月三十日、両国政府間ニ締結セル協約ニ代フルニ新約欵ヲ以テセムコトヲ希望シ。

(イ)東亜及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト。

(ロ)清帝国ノ独立及領土保全竝清国ニ於ケル列国ノ商工業ニ対スル機会均等主義ヲ確実ニシ、以テ清国ニ於ケル列国ノ共通利益ヲ維持スルコト。

(ハ)東亜印度ノ地域ニ於ケル両締盟国ノ領土権ヲ保持シ、竝該地域ニ於ケル両締盟国ノ特殊利益ヲ防護スルコト。

ヲ目的トスル左ノ各条ヲ約定セリ。(下略)

在露日本俘虜　一千六百二十九人

〔九・三〇、讀賣〕　開戦以来我が同胞の敵国に俘虜となりしものにて、露国俘虜情報局の通報及び過日来の公報に依り合算すれば、其総数左の如くなりと云ふ。

佐官四人、同相当者鉄道員三人、船員四人、尉官十三人、同相当者大主計一人、鉄道員二人、船員十四人。

准士官八人、同相当者海軍技手二人、鉄道員二人。

下士四十二人、同相当者陸軍計手一人、陸軍測量手二人、海軍筆記一人、通信書記二人、通訳二人、船員三十七人、兵卒水兵五百五十九人。

同相当者看護手一人、逓信雇三人、船員百七十九人、計八百八十二人。

次に解放者の報告によりて俘虜たる事知られ、未だ敵国俘虜情報局より報知に接せざるもの、尉官一人、准士官一人、下士三十二人、兵卒水兵四百八十人、計五百十四人。

尚ほ解放者の報告以外に、本人の書信に依りて俘虜と認むべきもの、

尉官一人、准士官二人、下士九人、兵卒水兵七十二人、計八十四人。

外に陸海軍に属せざるもの、

荻の浦丸乗組員十四人、博通丸乗員十三人、アラントン号一人、写真師三人、便乗者及び商人十六人、石工一人、女一人、経一丸十八人、八重丸七人、占領丸五人、北征丸四十一人(内六名西洋人)興榮丸二十八人、計百四十九人。

即ち開戦当初より今日に至る迄敵国に俘虜となりたる同胞にして当局者間に確かなりと認められ居るもの、戦闘員非戦闘員合して総計一千六百二十九人なりと云ふ。

平和克服の大詔渙発

〔一〇・一六、官報〕　詔勅　○朕、東洋ノ治平ヲ維持シ、帝国ノ安全ヲ保障スルヲ以テ国交ノ要義ト為シ、夙夜懈ラス、以テ皇猷ヲ光顕スル所以ヲ念フ、不幸客歳露国ト釁端ヲ啓クニ至ル、亦寔ニ国家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ、開戦以来朕カ陸海ノ将士ハ内籌画防備ニ勤メ、外進攻出戦ニ労シ、万艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス、在廷ノ有司、帝國議会ト亦善ク其ノ職ヲ尽シテ、以テ朕カ事ヲ奨メ、軍国ノ経営内外ノ施設、其ノ緩急ヲ愆ラス、億兆克ク倹ニ克ク勤メ、

以テ国費ノ負荷ニ任シ、以テ貲用ノ供給ヲ豊ニシ、挙国一致大業ヲ賛襄シテ帝国ノ威武ト光栄トヲ四表ニ発揚シタリ、是固ヨリ我ガ皇祖皇宗ノ威霊ニ頼ルト雖、抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ、億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス、交戦二十閲月、帝国ノ地歩既ニ固ク帝国ノ国利既ニ伸フ、朕ノ恆ニ平和ノ治ニ汲々タル、豈徒ニ武ヲ窮メ、生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ。

嚮ニ亜米利加合衆国大統領ノ、人道ヲ尊ヒ平和ヲ重スルニ出テテ、日露両国政府ニ勧告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ、朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ、大統領ノ忠言ヲ容レ、乃チ全権委員ヲ命シテ其ノ事ニ当ラシム、爾来彼我全権ノ間数次会商ヲ累ネ、我ノ提議スル所ニシテ始ヨリ交戦ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ、露国其ノ要求ニ応シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ、朕、全権委員ノ協定スル所ノ条件ヲ覧ルニ、皆善ク朕ガ旨ニ副フ、乃チ之ヲ嘉納批准セリ、朕ハ茲ニ平和ト光栄トヲ併セ獲テ、上ハ以テ祖宗ノ霊鑒ニ対ヘ、下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ、汝有衆ト其ノ誉ヲ偕ニシ、永ク列国ト治平ノ慶ニ頼ラムコトヲ思フ、今ヤ露国亦既ニ旧盟ヲ尋テ帝国ノ友邦タリ、則チ善鄰ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス。

惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マス国家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラムコトヲ要ス、偃武ノ下益々兵備ヲ修メ、戦勝ノ余愈々治教ヲ張リ然シテ後始テ能ク国家ノ光栄ヲ無疆ニ保チ、国家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ、勝ニ狃レテ自ラ裁抑スルヲ知ラス、驕怠ノ念従テ生スルカ若キハ、深ク之ヲ戒メサルヘカラス、汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ体シ、益々其ノ事ヲ勤メ、益々其ノ業ヲ励ミ、以テ国家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ。

御名御璽

明治三十八年十月十六日

内閣総理大臣兼外務大臣伯爵　桂　太郎
海軍大臣男爵　山本権兵衛
農商務大臣兼内務大臣男爵　清浦　奎吾
大蔵大臣男爵　曾禰　荒助
陸軍大臣　寺内　正毅
司法大臣　波多野敬直
逓信大臣　大浦　兼武
文部大臣　久保田　譲

日露国交回復
ポーツマス條約全文

〔一〇・一六、官報〕勅令　〇朕、明治三十八年九月五日亜米利加合衆国「ポーツマス」（「ニユー、ハムプシヤ」州）ニ於テ、朕カ全権委員ト露西亜国全権委員ノ記名調印シタル講和条約ヲ批准シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十八年十月十六日

内閣総理大臣兼外務大臣伯爵　桂　太郎

日本国皇帝陛下及全露西亜国皇帝陛下ハ、両国及其ノ人民ニ平和ノ

幸福ヲ回復セムコトヲ欲シ、講和条約ヲ締結スルコトニ決定シ、之カ為ニ日本国皇帝陛下ハ、外務大臣従三位勲一等男爵小村壽太郎閣下、及亞米利加合衆国駐剳特命全権公使従三位勲一等高平小五郎閣下ヲ、全露西亞国皇帝陛下ハ「プレシデント、オヴ、ゼ、コムミッチー、オヴ、ミニスタース、オヴ、ゼ、エムパイア、オブ、ロシア」「セクレタリー、オブ、ステート」「セルジ、ウキッテ」閣下、及亞米利加合衆国駐剳特命全権大使「マスター、オブ、ゼ、イムピリアル、コールト、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下ヲ、各其ノ全権委員ニ任命セリ、因テ各全権委員ハ互ニ其ノ委任状ヲ示シ、其ノ良好妥当ナルヲ認メ、以テ左ノ諸条款ヲ協議決定セリ。

第一条

日本国皇帝陛下ト全露西亞国皇帝陛下トノ間及両国竝両国臣民ノ間ニ将来平和及親睦アルヘシ。

第二条

露西亞帝国政府ハ日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス。

韓国ニ於ケル露西亞国臣民ハ他ノ外国ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最恵国ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ。

両締約国ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ為、露韓間ノ国境ニ於テ露西亞国又ハ韓国ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス。

第三条

日本国及露西亞国ハ互ニ左ノ事ヲ約ス。

一　本条約ニ附属スル追加約款第一ノ規定ニ従ヒ、遼東半島租借権カ其ノ効力ヲ及ホス地域以外ノ満洲ヨリ、全然且同時ニ撤兵スルコト。

二　前記地域ヲ除クノ外、現ニ日本国又ハ露西亞国ノ軍隊ニ於テ占領シ、又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル満洲全部ヲ挙ケテ、全然清国専属ノ行政ニ還附スルコト。

露西亞帝国政府ハ、清国ノ主権ヲ侵害シ又ハ機会均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ専属的譲与ヲ、満洲ニ於テ有セサルコトヲ声明ス。

第四条

日本国及露西亞国ハ、清国カ満洲ノ商工業ヲ発達セシメムカ為列国ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス。

第五条

露西亞帝国政府ハ、清国政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連竝其ノ附近ノ領土及領水ノ租借権及該租借権ニ関聯シ、又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ権利、特権及譲与ヲ日本帝国政府ニ移転譲渡ス。露西亞帝国政府ハ又前記租借権カ其ノ効力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共営造物及財産ヲ日本帝国政府ニ移転譲渡ス。

両締約国ハ、前記規定ニ係ル清国政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス。

日本帝国政府ニ於テハ、前記地域ニ於ケル露西亞国臣民ノ財産権カ

完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス。
第六条
露西亜帝国政府ハ、長春（寛城子）、旅順口間ノ鉄道及其ノ一切ノ支線竝同地方ニ於テ、之ニ附属スル一切ノ権利、特権及財産及同地方ニ於テ該鉄道ニ属シ又ハ其ノ利益ノ為ニ経営セラルル一切ノ炭坑ヲ、補償ヲ受クルコトナク、且清国政府ノ承諾ヲ以テ日本帝国政府ニ移転譲渡スヘキコトヲ約ス。
両締約国ハ、前記規定ニ係ル清国政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス。
第七条
日本国及露西亜国ハ満洲ニ於ケル各自ノ鉄道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ経営シ、決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ経営セサルコトヲ約ス。
該制限ハ遼東半島租借権カ其ノ効力ヲ及ホス地域ニ於ケル鉄道ニ適用セサルモノト知ルヘシ。
第八条
日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ、満洲ニ於ケル其ノ接続鉄道業務ヲ規定セムカ為、成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ。
第九条
露西亜帝国政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼、竝該地方ニ於ケル一切ノ公共営造物及財産ヲ、完全ナル主権ト共ニ永遠日本帝国政府ニ譲与ス、其ノ譲与地域ノ北方境界ハ、北緯五十度ト定ム、該地域ノ正確ナル経界線ハ、本条約ニ附属スル追加約款第二ノ規定ニ従ヒ之ヲ決定スヘシ。
日本国及露西亜国ハ、薩哈嗹島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡塁其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス、又両国ハ各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス。
第十条
日本国ニ譲与セラレタル地域ノ住民タル露西亜国臣民ニ付テハ、其ノ不動産ヲ売却シテ、本国ニ退去スルノ自由ヲ保留ス、但シ該露西亜国臣民ニ於テ、譲与地域ニ在留セムト欲スルトキハ、日本国ノ法律及管轄権ニ服従スルコトヲ条件トシテ完全ニ其職業ニ従事シ、且財産権ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ、日本国ハ、政事上又ハ行政上ノ権能ヲ失ヒタル住民ニ対シ、前記地域ニ於ケル居住権ヲ撤回シ、又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス、但シ日本国ハ前記住民ノ財産権カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス。
第十一条
露西亜国ハ、日本海「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亜国領地ノ沿岸ニ於ケル漁業権ヲ日本国臣民ニ許与セムカ為、日本国ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス。
前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ、既ニ露西亜国又ハ外国ノ臣民ニ属スル所ノ権利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス。
第十二条
日露通商航海条約ハ戦争ノ為廃止セラレタルヲ以テ、日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ現下ノ戦争以前ニ効力ヲ有シタル条約ヲ基礎トシテ、新ニ通商航海条約ヲ締結スルニ至ルマテノ間、両国通商関係ノ基礎トシテ相互ニ最恵国ノ地位ニ於ケル待遇ヲ与フルノ方法ヲ採

用スヘキコトヲ約ス、而シテ輸入税及輸出税、税関手続、通過税及噸税竝一方ノ代辨者、臣民及船舶ニ対スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入国ノ許可及待遇ハ、何レモ前記ノ方法ニ依ル。

第十三条

本条約実施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ、日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ、各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ、一方ノ政府ノ収容ニ係ル一切ノ俘虜ハ、他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正当ニ其ノ委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ、同委員又ハ其ノ代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク、而シテ其ノ引渡及受領ハ、引渡国ヨリ予メ受領国ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員、及引渡国ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ。

日本国政府及露西亜国政府ハ、俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ為ニ各負担シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ、同計算書交換ノ後、露西亜国ハ成ルヘク速ニ、日本国カ前記ノ用途ニ支出シタル実際ノ金額ト露西亜国カ同様ニ支出シタル実際ノ金額トノ差額ヲ日本国ニ払戻スヘキコトヲ約ス。

第十四条

本条約ハ、日本国皇帝陛下及全露西亜国皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘシ、該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ、本条約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西国公使及聖彼得堡駐劄亜米利加合衆国大使ヲ経テ、日本帝国政府及露西亜帝国政府ニ各之ヲ通知スヘシ、而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本条約ハ全部ヲ通シテ、完全ノ効力ヲ生スヘシ、正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ。

第十五条

本条約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作リ之ニ調印スヘシ、其ノ外本文ハ全然符合スト雖モ、其ノ解釈ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ拠ルヘシ。

右証拠トシテ、両帝国全権委員ハ茲ニ本講和条約ニ記名調印スルモノナリ。

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」(「ニュー・ハムプシヤ」州)ニ於テ之ヲ作ル

小村壽太郎(記名)印
高平小五郎(記名)印
セルジ・ウキッテ(記名)印
ローゼン(記名)印

天祐ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス。

朕、明治三十八年九月五日亜米利加合衆国「ポーツマス」(「ニュー・ハムプシヤ」州)ニ於テ、帝国全権委員及露国全権委員ノ記名調印シタル、講和条約ノ各条目ヲ親シク閲覧点検シタルニ、善ク朕ノ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ、右条約ヲ嘉納批准ス。

神武天皇即位紀元二千五百六十五年明治三十八年十月十四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム。

御名御璽

外務大臣伯爵 桂 太郎

本日附日本国及露西亜国間講和条約第三条及第九条ノ規定ニ従ヒ、

下名ノ全権委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ。

第一　第三条ニ付

日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ、同時ニ且講和条約ノ実施後直ニ満洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス、而シテ講和条約実施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間内ニ、両国ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ満洲ヨリ全然撤退スヘシ。

前面陣地ヲ占領セル両国軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ。

両締約国ハ、満洲ニ於ケル各自ノ鉄道線路ヲ保護セムカ為守備兵ヲ置クノ権利ヲ留保ス、該守備兵ノ数ハ一「キロメートル」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス、而シテ日本国及露西亜国軍司令官ハ前記最大数以内ニ於テ実際ノ必要ニ顧ミ、之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ数ヲ双方ノ合意ヲ以テ成ルヘク少数ニ限定スヘシ。

満洲ニ於ケル日本国及露西亜国軍司令官ハ、前記ノ原則ニ従ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ、成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超ヘサル期間内ニ、撤兵ヲ実行セムカ為、双方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ。

第二　第九条ニ付

両締盟国ニ於テ各任命スヘキ、同数ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ、本条約実施後、成ルヘク速ニ薩哈嗹島ニ於ケル、日本国及露西亜国領地間ノ正確ナル境界ヲ、永久ノ方法ヲ以テ実地ニ就キ劃定スヘシ、該委員ハ地形ノ許ス限リ、北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス、若シ何レカノ地点ニ於テ同緯ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ、他ノ地点ニ於ケル対当ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ、該委員ハ譲与中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ当リ、且譲与地域ノ境界ヲ示ス地図ヲ調製シ、之ニ署名スヘシ、該委員ノ事業ハ両締約国ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス。

前記追加約款ハ其ノ附属スル講和条約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルベシ。

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」ニ於テ

小村壽太郎　(記名)
高平小五郎　(記名)
セルジ・ウキッテ　(記名)
ロ　ー　ゼ　ン　(記名)

ウイッテ全権の勢望は厚し
日本全権の国民に迎へらるゝ事薄く

〔一〇・一六、東朝〕露国皇帝はウキッテに伯爵を授くるに方り、十月八日附を以て、左の勅語を賜りたり、(外務省着電)

露国の平和的発達は、朕が切実に希望する処なるを以て、朕は両交戦国に多大の犠牲を供せしむべき、長期戦の惨禍を絶つ事を得べきや否やを確めんが為、日露両国の全権委員会合の事に関する合衆国大統領の忠言を容れたり、而して卿を信任し、卿に授くるに首席全権委員の資格にて米国に赴き、日本の提議にして承諾すべくんば、直に講和会議を開くの権能を以てせしに、卿は予備条件を討議し及講和条約を締結するに当り、克く、朕が旨を体して間然する処なく卿の任務を尽せり、卿は克く其主張を維持し露国

委員たるに相応の態度を失はず、凡そ露人愛国の情に背馳し、若くは露国の首要利益を害する処の条件は、到底承諾し難きを宣言すると共に、敵国戦勝の効果は正当の程度に於て之を承認し、適宜の譲与を為し、以て予期の目的を達せり、卿は朕の命に遵ひ、軍費は形式の如何を問はず、之が払戻しを拒絶し、且千八百七十五年迄日本の領有せる薩哈嗹島は其南部のみを還附すべき事を承諾せり、茲に於てか、極東に於ける平和恢復の業は成功を告げ、一般の利益に帰するに至れり、朕乃ち卿の才幹及び、政治家たるに背かざる経歴を嘉尚し、卿が国家に致せる卓功に酬ひんが為め、茲に露西亜帝国伯爵の称号を卿に授与するものなり。（露西亜皇帝親署）

聯合艦隊司令長官東郷大将
参内して海戦経過を奉告

〔一〇・二三、官報〕 海戦経過奉告　○東郷聯合艦隊司令長官ハ今廿二日参内ノ上、御前ニ於テ左ノ如ク海戦ノ経過ヲ奉告セリ。

（海軍省）

客歳二月上旬聯合艦隊ガ　大命ヲ奉ジテ出征シタル以来茲ニ一年有半、其間海陸ノ交戦皇軍勝利ヲ獲ザルコトナク、今日復タビ和平ノ秋ニ遇ヒ、臣等犬馬ノ労ヲ了ヘテ、大纛ノ下ニ凱旋スルヲ得タリ、是レ一ツニ

大元帥陛下御威徳ノ然ラシムルモノニシテ、臣等ノ終始感激措ク能ハザル所ナリ。

初メ聯合艦隊ノ海上ニ第一期作戦ヲ開始スルヤ、臣ハ　大命ニ基キ海陸ノ形勢ト陸戦ノ方向ヲ考察シ、敵艦隊ノ主力ヲ旅順方面ニ拘束シ、之ヲシテ浦鹽ノ要地ニ拠ラシメザルヲ以テ戦界ノ主旨トシ、先ツ旅順仁川ニ敵ヲ迅撃シ、更ニ数次ノ攻襲ヲ重ネ、以テ漸次ニ其勢力ヲ減殺シ、又屢々冒険ナル敵港ノ閉塞及敵前ノ水雷沈置等ヲ試ミ、以テ敵ノ出動範囲ヲ縮小スルニ力メ、尚麾下艦隊ノ一部ヲ常ニ朝鮮海峡ニ駐メテ海上ノ要害ヲ扼シ、以テ浦鹽ノ敵ヲ監視スルト同時ニ旅順ノ敵ニ対スル第二戦線タラシメタリ、此作戦ノ前期中敵ハ終始地利ニ拠リテ退嬰ヲ事トシ、我軍連続ノ攻撃モ容易ニ其成果ヲ収ムル能ハザリシガ、八月中旬敵艦隊主力ノ旅順ヨリ浦鹽ニ逃レントスルニ及ビテ、黄海及蔚山沖ノ海戦ヲ見ルニ至リ、期セズシテ全ク敵ノ戦略的企図ヲ摧破シ、我作戦目的ノ過半ヲ達成スルヲ得タリ、其後陸戦漸ク歩武ヲ進メ旅順ノ背面ニ対スル我攻囲軍不撓ノ追撃ハ、海上ニ於ケル耐久ノ封鎖ト相須テ、遂ニ敵艦隊ノ主力ヲ其要塞ノ下ニ殲滅スルニ到レリ、惟フニ此期ノ作戦ハ戦勢ノ自然ニ伴ヒテ漸進微功ヲ積ミ、攻戦約十箇月ニ亘リ、我将卒ノ心力ヲ傾注シ智勇ヲ発揮シタルコト、本戦役中ニ冠絶シ、忠死ノ士殉難ノ艦亦少カラザリシト雖モ、戦局ノ大勢ハ茲ニ初テ定リ、爾後日本海ニ於ケル決勝ノ機運モ此間ニ萠芽シタルヲ覚フ。

今春年改マルト共ニ、第二期ノ作戦ニ移リ、我艦隊ハ更ニ兵力ヲ整頓シテ敵ノ第二艦隊ニ備ヘ、傍ラ露領沿海州ヲ包鎖シテ敵国軍資ノ輸入ヲ遮断シ、時ニ支隊ヲ南洋ニ分遣シテ、敵ノ航通ヲ威嚇スルニ勉メ、其間對馬、津輕、宗谷、國後等ノ諸水道附近ニ於テ捕獲シタル船舶三十余隻ヲ算ス、初夏五月ニ入リ敵ノ第二艦隊近海

ニ出現スルニ及ビテ、予メ我全力ヲ朝鮮海峡ニ集中シ、逸ヲ以テ労ニ乗ズルノ策ヲ執リシガ、我将卒ノ勇敢ナル動作ハ神明ノ加護ニ由リ、著々其功ヲ奏シ、日本海々戦ノ一挙敵影ヲ海上ヨリ掃蕩シ、以テ此期ノ作戦ヲ終結スルヲ得タリ。

爾来海洋ハ名実共ニ我艦隊ノ制圧ニ帰シ、作戦第三期ニ入リシモ、負担ノ任務ハ大ニ軽減シ、或ハ陸軍ト共ニ樺太ノ攻略ニ従事シ、殆ト一兵ヲ損セズシテ協同ノ任務ヲ果シ、或ハ時々北韓方面ニ作動シテ敵ヲ脅威シ且ツ依然露領ノ包鎖ヲ続行シテ休戦復和ノ終局ニ至ル迄確実ニ之ヲ維持セリ。

之ヲ要スルニ、聯合艦隊ノ作戦ハ、其第一期ニ於テ戦勢ヲ定メ、第二期ニ移リテ戦勝ヲ決シ、第三期ニ入リテ戦果ヲ収メントシタルモノニシテ、其間緩急難易ノ差異アリシト雖モ全局ニ亘ル一貫ノ攻戦ハ、其始ヨリ順当ニ経過シ、終ニ今日アルヲ見ルニ到レリ、今ヤ凱旋シテ東京湾ニ集合セル帝国艦船大小百七十余隻、固ヨリ戦役ニ亡失シタルモノアリト雖モ、更ニ戦利トシテ獲得シタルモノヲ加ヘ、尚能ク戦前ニ劣ラザル武力ヲ保有スルヲ得タルハ　臣等ノ誠ニ光栄トスル所ナリ。

終ニ臨ミ臣ハ聯合艦隊ハ満韓ニ於ケル陸戦ノ効果ニ依リ、其余利ヲ蒙リタルコト少カラズ、又海軍大小諸機関ノ整備活動、其他諸官衙ノ支助協力ニ依リ、海上ノ作戦遺憾無ク進捗シタルコトヲ感喜ス、茲ニ謹テ海上作戦ノ経過ヲ奉告シ　大命ニ対スル責務ノ結了ヲ奉聞ス。

明治三十八年十月二十二日

聯合艦隊司令長官　東郷平八郎

聯合艦隊凱旋式
偉勲　万世に輝く

〔一〇・二三、東朝〕　聯合艦隊凱旋式、東郷大将凱旋。

空前の偉勲を奏し、名声中外に赫々たる我大日本帝国聯合艦隊司令長官海軍大将東郷平八郎氏は、先づ伊勢大廟に参拝し、全艦隊横浜に入港して、昨廿二日茲に帝都に凱旋したり、連日の秋霧全く霽れて碧天清風、気最も朗かなり、横浜湾頭に輻輳する百数十余隻の我艦隊、同盟国艦隊の十数隻、米国軍艦、幾多の商船、二百に余る艦船は青海波上に充満して、転た此盛式をして偉大ならしむ。（下略）

大観艦式のイルミネーション　―群衆大混乱

〔一〇・二五、東朝〕　一昨夕は凱旋各艦悉くイルミネーションを点ずる筈なれば、之れを観んとするもの鶴見附近の高地二見臺、八幡山、麹谷山、潮田、子安、神奈川、高島山一体の丘陵を始め、横浜戸部、掃部山海軍協会拝観地等に蝟集したり、軈て日没頃浅間艦より盛に煙火を打揚、次で六時頃各艦三々五々点々としてイルミネーションを点じたれど、且つ消え、且つ光て美観を呈するに至らず、見物人孰れも失望の気色なりしが、こは実に各艦互に意匠を凝らして装置せしイルミネーションの試験なりき、斯て七時頃に至るや旗艦敷島は再び花火を打揚ると同時に、各艦は一斉にイルミネーションを点じ、光芒燦爛、海水に映じて美観いふ許りなし、此に於て拝観者は始めて拍手喝采し、万歳の声、亦陸の四方に起りたり、

斯くするや、敷島は探海燈を点火し、同時に左翼の磐手も、右翼の八重山其他各艦、順次同様に探海燈を照射し、且つ之を廻転したるより、光芒相搏ち、金蛇、銀龍、相闘ひて波山を奔る様愉絶、快絶、見物人皆躍り上つて万歳を呼べり、斯て八時頃より諸艦のイルミネーション順次に消え十時頃探海燈の光亦収まりたれば、山上の人、海浜の人、一時に帰途に就かんとして人波打つて動揺み立ち、就中前日来横浜に滞在せし数万の拝観人は一度に停車場に押掛け、先を争ふて乗車したれば、同所の混雑名状す可からず出る汽車も〳〵満員となりて、立錐の地も余さず、途中駅に停車するも、其駅の客を乗する事叶はず、為に神奈川、鶴見、川崎辺の拝観者数万人は乗車を得ずして、停車場に群集し、押合ひヘシ合ひ喧囂言はん方なく、鶴見駅の如きは公衆不満の声、場の内外に満ち、玻璃窓の打破らるゝ程の騒ぎをなしたり、左れども到底乗車すべき見込なきにより、各人皆提灯を購ひ、松原伝ひに夜行する者多く、其状、恰も狐の行列の如くなりし、京濱電車も同様、満員にて乗車するを得ざる者数万人、皆非常の困難を極めたり、又各所拝観所附近へ出店せし諸商人は孰れも大失敗を招き、中には商品を捨売するものありたり。

東北三県大凶作

実収一分五六厘　七十年来の凶歉

〔一〇・二八、報知〕　宮城、福島、岩手三県下の米作年額は概略四百万乃至五百万石なりしが、本年は同地方農家の寧ろ主業とも謂ふ可き春蚕の不況なりしに加えて、米穀の凶作は実に予想外に出で、宮城一分四厘、福島一分七厘との見込なりしが、苅入れ後の結果は夫れ以上の減収にて、殊に福島県の如きは実収僅かに一分四厘にも充たず、七十二年来曾て見ざる所の不作なりとは、同地方古老の慨嘆せる饑饉の実状なりと云ふ。左れば官民有志挙つて其の善後策に腐心し、県知事代議士等は、去る十六日以来上京して、主務者と交渉しつゝありしが、適当の救済法を見出さず、何れも困却の姿なりしに、玆に幸ひにも一条の活路を見出せしと謂ふは、日露戦争終結せし為め、曾て我が出征軍隊の糧食として、營口に集積し置ける米穀五十万石あり、早晩内地に還送す可き必要あるものなれば、先づ払下げを請はんとて交渉を進めつゝありしに、清浦内務大臣も同意の旨を洩したれば、右三県の官民は、種々熟議の末、宮城県十四万石、福島県五万石、岩手県は上京委員の運動手廻り兼ねし等の事情にて、一万石払下げの予約を為し、一同還送期日の近づくを待ちつつありしに、營口に流行病発生せし為め、当分還送の見込みも立たず、併し先きに清浦大臣も救済助力の旨を洩らしたることなれば、其の内防疫解除の期も近づき為す様あらんとて、三県知事代議士等は、其の儘滞京せしに、在營口の米糧は去る二十四日に至り、大倉組が払下げの約束を為せし由にて、三県下の官民は大に驚き、直ちに其の向き向きに交渉する所ありしも、未だに捗行かず、又内務当局者と善後の救済法を凝議中の由。

芬蘭に自治を許す　露国専制の力挫く

〔一一・七、東朝〕　露国現状。（五日華盛頓発）露帝着々屈譲す

露帝は日曜日を以て事実上の自治を芬蘭に許与し、総督を廃止し、且つ前総督ポプリコフの発布したる各律令を破棄したり。

同盟罷業の終了

ウヰッテ伯は交譲の結果、鉄道同盟罷業は最早終了したる旨を言明せり。

猶太人殆ど殲く

総ての猶太人残らず、或は殺害され、或は遁逃したる後、オデッサの状態は漸く静穏に帰せり。

国事犯罪特赦

政治的犯罪者は総て特赦せられたり。

聖上神宮御参拝　大戦大捷御奉告の為

〔一一・一五、東朝〕天皇陛下には日露戦役凱旋御奉告の為め、昨十四日午前十時十分宮城御出門伊勢行幸の途に上らせ給ひたり、此の日朝来　天皇日和の名に負かず、小春の空いと長閑に近頃稀なる好天気なりしかば、都下百万の市民は、陛下が開戦以来始めての御旅路に出で立せ給ふを拝し奉らんとて、貴賤老若、明早くより御道筋へ馳せ集まりし程に、各電車の新橋方面に向ふものは八時頃より何れも満員にて、此他徒歩又は人力車にて出掛けし者は数万人なるを知らず、さしもに広き都大路も殆んど人を以て埋められたり。

加奈陀の日本讃美　駅名にまで東郷・黒木

〔一一・二三、東京日日〕曩に当領地のマニトバ州及び新設サスカッチエワン州内を西北に貫通する加奈陀ノーサルン鐵道會社にては、我海陸戦捷紀念の為め其沿道の二駅に命名するに東郷、黒木両大将の姓を以てしたるに、本月一日当領地の驛遞省にては、新たに該領地に郵便局を開設し局長を任命し、該局を東郷又は黒木郵便局と命名する旨總督府令を以て公布したり、東郷駅はマニトバ州、黒木駅はサスカッチエワン州内に在りて、共に太平洋沿岸に貫通すべき鉄道線路に当り、将来大に発達すべき地方にして、加ふるに該地方には露国南部の移住民散居するも亦奇なり。（ヲツタワ領事館報告）

韓半島我が勢力圏に入る

日韓新協約―韓国に統監府を置く

〔一一・二三、官報〕外務省告示第六号　○本月十七日韓国駐劄帝国特命全権公使及同国外部大臣ハ、左記協約ニ調印セリ。

明治三十八年十一月二十三日

外務大臣伯爵　桂　太郎

日本国政府及韓国政府ハ、両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ、韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄、此ノ目的ヲ以テ左ノ条款ヲ約定セリ。

第一条　日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ、今後韓国ノ外国ニ対スル関係及事務ヲ監督指揮スベク、日本国ノ外交代表者及領事ハ、外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スベシ。

第二条　日本国政府ハ韓国ト他国トノ間ニ現存スル条約ノ実行ヲ全フスルノ任ニ当リ、韓国政府ハ今後日本国政府ノ仲介ニ由ラズシテ、国際的性質ヲ有スル何等ノ条約若ハ約束ヲナサヾルコトヲ約

ス。

第三条　日本国政府ハ其ノ代表者トシテ、韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ統監（レジデント・ゼネラル）ヲ置ク、統監ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為、京城ニ駐在シ、親シク韓国皇帝陛下ニ内謁スルノ権利ヲ有ス。日本国政府ハ又韓国ノ各開港場及其ノ他日本国政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官（レジデント）ヲ置クノ権利ヲ有ス。理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ、従来在韓国日本領事ニ属シタル一切ノ職権ヲ執行シ、並本協約ノ条款ヲ完全ニ実行スル為必要トスベキ一切ノ事務ヲ掌理スベシ。

第四条　日本国ト韓国トノ間ニ現存スル条約及約束ハ、本協約ノ条款ニ抵触セザル限、総テ其ノ効力ヲ継続スルモノトス。

第五条　日本国政府ハ韓国皇室ノ安寧ト尊厳ヲ維持スルコトヲ保証ス。

右証拠トシテ、下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治三十八年十一月十七日　特命全権公使　林　権助

光武九年十一月十七日　外部大臣　朴　齊純

恙虫病原　二博士新発見

〔一一・二三、東朝〕別項に記せる本日の第三十二回大日本衞生学会にては、医学博士緒方正規、医学士石原喜久太郎両氏の名を以て、越後の恙虫病、秋田の毛虱病病原の研究を公表すべし、此病原は両氏が本年七月北越の該病流行地に赴きて、実検を遂げたる後、帰京以来専心研究に研究を重ねたる結果遂に従来学者間に不明なりし者を発見し、此に愈々公表するの機を得たる者なりといふ。

死傷廿二万、病者廿二万
日露戦役に於ける我が損失

〔一一・二五、東朝〕東京醫士報國會解散式に於ける、小池軍医総監の演説に依れば、日露戦役に於ける我損失は戦死傷等二十一万八千四百二十九人、病者二十二万千百三十六人にして、両者稍其の数を同うせるは、古来の戦史上、其の例を見ざる処の良成績なり、是れ全く医学的進歩の結果なること勿論なれども、尚其の近因に就ては専ら研究中なりと云へり。

京義全線開業

〔一二・二、時事〕曩に南大門平壌間の普通運輸を開始したる京義鉄道は、今十二月一日より更に平壌新義州間の営業を開始する筈なれば、是にて京義全線始めて旅客貨物の運輸を営むことゝなりたり。同鉄道は軍事的必要に迫られ巧遅を避け拙速を取りて工事を施したるものゆゑ、橋梁其他種々改築を要するものあれども、是等は営業の傍ら其工事をなす筈なりと。

日韓新協約反対に狂奔したる閔泳煥自殺す

〔一二・二、東朝〕（卅日京城発）先頃より其部下を使嗾して、新協約に反対の運動を試みつゝありし前参政閔泳煥は、数日前不図憂欝症に罹り、精神に異状を生じ居たるが、今朝終に小刀にて咽喉

を切り見事に自殺を遂げたり、彼は閔族の名門にて年齢四十歳前後なり、猶閔泳煥の北堂も薬を仰ぎ自殺せしとの説あれど疑はし。

閔泳煥の政歴（同上）　自殺を遂げし閔泳煥は明治二十九年三月、韓皇猶露国公使館に播遷中の宮内府特進官従一品にて、韓皇の内命を奉じ、特命全権公使として露国に派遣せられ、露国皇帝の即位式に参列し帰朝後益々露国党を以て知られしが、近年は態度を一変して、米国派に親しみ、屢ば政府の要路に立ち、相応の勢力を振へり、彼は近く今年四月頃にも議政府参政の要路に立しことあり、現官は侍従武官長なり。

元老　趙秉世　も自殺

〔一二・三、東朝〕（一日京城発）　元老趙秉世も今朝自殺を計りて、阿片を呑み、我軍医の手にて治療中。

東郷大将　満点―さて大山大将の凱旋ぶりは？

〔一二・八、萬朝〕　机の塵　△満洲軍総司令部の凱旋した昨日、市民は傘の破られ衣の濡るゝもいとはで熱心に歓迎した、然るに大山大将も児玉大将もあらぬ方を向いて挙手の答礼さへされなんだ。△東郷大将等が始終挙手会釈したのと比べて頗る異様に感ぜられた、多くの市民つぶやいて曰く「ドウも東郷さん程丁寧でないなア」是れは生憎の雨に対する一般のつぶやきだ。

露兵に捕はれたる　郡司大尉帰る

〔一二・九、日本〕　露兵のために捕はれ、久しく勘察加の燈台内こ幽囚され居りし報効義会長郡司大尉及同会医員小田直太郎両氏は、去る三日函館の全勝丸にて浦鹽出発敦賀に上陸、昨日午前八時十三分新橋着列車にて無事帰京したるが、両氏とも至極壮健の模様に見受けたり。

伊藤博文が最初の韓国統監

〔一二・二一、官報〕　叙任　〇明治三十八年十二月二十一日。

任統監　枢密院議長正二位大勲位侯爵　伊藤　博文

任枢密院議長　枢密顧問官元帥陸軍大将正二位侯爵大勲位功二級　山縣　有朋

日清協約の内容　平和条約に依る権利の確保

〔一二・二三、東朝〕（廿一日北京発）　日清協約の内容は、日本が平和条約に依り得たる権利を確実にしたるものなり。即ち、

一、清国をして遼東租借権を承認し、並に東清鐵道及び之に附属せる鉱山其他の権利を承認せしめ、
一、東清鐵道守備兵の件を承認せしめ、
一、又奉天、義州間、軍用鉄道を承認せしめ、
一、満韓の境界に於て、陸路貿易を開始すること、
一、東三省行政改革を実行すること、
一、日清合同にて鴨緑江の森林を経営すること、
一、南北満洲主要の地、十七ヶ所を開放すること、

其他名義は兎に角、実質に於て、得る所多しと称せらる。

明治三十九年

（一九〇六年）

外務省発表　日露講和　早わかり

【一・七、東朝】（昨日外務省より発表）　昨年二月不幸にして、露国と戦端を開きしより、干戈結んで解けざるもの殆んど一年有半、其の間、我邦は聖上の御盛徳と臣民の忠勇とに因り、海陸共に連戦連勝の功を奏し、殊に奉天、日本海の二大戦を以て勝敗の局既に決し帝国は最も優勝なる地位に立てり。于時米国大統領の日露両国に対して講和を勧告せらるゝあり、帝国政府も深く国家の利害と人道とに顧み、可成速かに平和を恢復するを可とし、露国また大統領の勧告に応じたるを以て、玆に両国政府は各其の全権委員を派し、ポーツマスに於て講和談判を開くことゝなれり。

仍て帝国政府は、帝国が已むを得ずして交戦を為すに至りたる所以の目的と、交戦の結果より生じたる事項とを考覈して、大要左の如き講和条件を校定し、即ち

第一、露国は日本が韓国に於て政治上軍事上及経済上卓絶なる利益を有することを承認し、且つ日本が韓国に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を執るに方り、之を阻碍又は干渉せざることを約すること。

第二、露国は一定の期限内に、全満洲より撤兵し、且同地方に於て清国の主権を害し、又は機会均等の主義と相容れざる何等領土上の利益、又は専属的譲与等を抛棄すべきこと。

第三、日本は改革及善政の保護の下に、遼東租借地以外の満洲南部を清国に還附すること。

第四、日露両国は、清国が満洲の商工業を発達せむが為め執るべき一般の措置を妨害せざるべきこと。

第五、サガレン島を日本に割譲すること。

第六、旅大租借地及び之に附属する一切の権利を日本に譲渡すべきこと。

第七、ハルピン以南の東清鉄道及之に附属する一切の権利を日本に譲渡すべきこと。

第八、満洲横貫鉄道は露国に於て之を保持するを許すも、将来は単に商工業の目的に限り之を使用すべきこと。

第九、露国は戦争の実費を日本に支払ふべきこと。

第十、中立港に於ける抑留軍艦を日本に引渡すべきこと。

第十一、露国は其極東海軍力の制限を約すべきこと。

第十二、沿海洲に於ける漁業権を日本臣民に許与すべきこと。

にして、八月十日帝国全権委員より、之を露国全権委員に交附せり、右に対し、露国全権委員は翌々十二日を以て回答を為したるが、其内に於て、日本提出条件に全然同意を表したるは、単に第四及第八のみにして、第五、第九、第十、第十一に関しては絶対に不同意を表し、其の他の条項に対しては大体に於て同意なりと云ふも皆多少の条件を附せざるなし、例せば露国は韓国に於ける我卓絶なる利益と自由行動権を認むるも、同時に露国及露国臣民は韓国に於て絶対的に他の諸国及諸国臣民と均等の権利を享受すること、並に我自由行動権の行使に関しては、韓国の主権を侵害せざることを条件と為したるが如き、或は旅大租借地及東清鉄道の譲与に付ては、予め清国の承諾を条件とし、殊に東清鉄道に関しては、当時日本軍の占領中に属する部分のみに限り、而も清国政府をして之を買収せしむる

ことを提議したるが如き是れなり、於是帝国全権委員は露国全権委員と数回の会商を重ね、反覆討議の末、戦争の目的に関する条件に付ては大体に於て我提案の通り満足なる協定を得たるも、戦争の結果より生ずる条件中、サガレン島割譲、軍費償還、抑留軍艦引渡及海軍力制限の四条項に付ては、露国全権委員は其の先例なきこと、或は露国の威厳に関することを理由とし絶対に我要求を拒絶せるを以て、帝国全権は抑留軍艦引渡及海軍力制限の二条件を撤回し、其結果両国全権委員に於て、一の妥協案を協議し、即ち日本はサガレンの北半を還附し、露国は之に対する報酬として一定の金額を支払ふことの案を具し、両国政府の訓令を請へり、然れども露国政府は右の妥協案に応ぜず、結局サガレン島の南半は日本に割譲することを諾するも、軍費又は報酬金は全然之が支払を拒絶せり、尚其前に於て両国全権委員は正式会議のみならず、数回の秘密会議を開き、反覆凝議を尽したるも妥協に帰するを得ず、此上最早や平和の交渉を継続するの余地なきに至れり、然るに叙上の如く戦争目的に基く条件は既に我希望の通り協定せられたるに拘はらず、単に戦争の結果より生ずる条件の数者に付き我が希望を達せざるが為に談判を破裂に帰し、再び戦争を継続するが如きは、決して帝国の真正なる利益に非ず、故に帝国政府は断然軍費又は報酬金の要求を抛棄し、以て極東平和を永遠に恢復することに決し、九月五日講和条約の調印を見るに至れり、玆に講和談判会議録を発表するに当り、該談判の要領を叙す。

札幌・エビス・朝日の三麦酒合同

〔一・三〇、東朝〕札幌、日本（恵比壽）、大阪（朝日）の三麦酒会社は昨日同時に臨時総会を開き、既記の条件を以て異議なく合併案を可決し、即時三会社間に電報を以て知照し、玆に全く合同の成立を見たり、創立総会を開きて新会社の設立を見るは三月下旬頃ならんとのことなるが、名称は大日本麦酒株式会社、資本金は五百六十万円内払込済四百十八万五千円、未払込百四十一万五千円にて、本社を東京に、支社を札幌並に大阪に置き、目黒の日本麦酒会社を以て本社事務所に充つる筈なり、新会社の重役は多分社長に日本の馬越恭平氏、専務取締役に札幌の植村澄三郎氏、朝日の生田秀氏と決定するならんと云ふ、尚商標は従来三会社の分を其儘用ひ、品質価格とも従来通りにて、値上等は断じて為さず、只管清韓を始め、南洋印度地方への輸出を図る筈にて、印度へは既に視察員を派遣したりと云ふ、因に東京、キリン、カブト等も未だ交渉はせざるも、希望あれば新会社は合同を辞せざる方針なりと云ふ。

日露講和条約によりて生ずる 満洲関係の日清条約成立

〔一・三一、官報〕勅令　○朕、明治三十八年十二月二十二日、清国北京ニ於テ、朕ガ全権委員ト清国全権委員ノ記名調印シタル、満洲ニ関スル条約ヲ批准シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十九年一月二十九日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望

外務大臣　加藤　高明

大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ハ、均シク明治三十八年九月五日、即光緒三十一年八月七日調印セラレタル日露両国講和条約ヨリ生ズル共同関係ノ事項ヲ協定セムコトヲ欲シ、右ノ目的ヲ以テ条約ヲ締結スルコトニ決シ、之ガ為メニ大日本国皇帝陛下ハ特派全権大使外務大臣従三位勲一等男爵小村壽太郎及特命全権公使従四位勲二等内田康哉ヲ、大清国皇帝陛下ハ欽差全権大臣軍機大臣総理外務部事務部和碩慶親王、欽差全権大臣軍機大臣外務部尚書會辦大臣瞿鴻禨及欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隷総督袁世凱ヲ、各其ノ全権委員ニ任命セリ。因テ各全権委員ハ互ニ其ノ全権委任状ヲ示シ、其ノ良好妥当ナルヲ認メ、以テ左ノ条項ヲ協議決定セリ。

第一条　清国政府ハ、露国ガ日露講和条約第五条及第六条ニヨリ、日本国ニ対シテ為シタル一切ノ譲渡ヲ承諾ス。

第二条　日本国政府ハ、清露両国間ニ締結セラレタル租借地竝鉄道敷設ニ関スル原条約ニ照シ、努メテ遵行スベキコトヲ承諾ス。将来何等案件ノ生ジタル場合ニハ、随時清国政府ト協議ノ上之ヲ定ムベシ。

第三条　本条約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ズベク、且大日本国皇帝陛下及大清国皇帝陛下ニ於テ之ヲ批准セラルベシ。該批准書ハ本条約調印ノ日ヨリ二箇月以内ニ、成ルベク速ニ北京ニ於テ之ヲ交換スベシ。

右証拠トシテ両国全権委員ハ日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本条約ニ署名調印スルモノナリ。

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル。

大日本帝国特派全権大使外務大臣従三位勲一等男爵　小村壽太郎

大日本帝国特命全権公使従四位勲二等　内田　康哉

大清国欽差全権大臣軍機大臣総理外務部事務　慶　親　王

大清国欽差全権大臣軍機大臣外務部尚書會辦大臣　瞿　鴻　禨

大清国欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隷総督　袁　世　凱

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス。

朕、明治三十八年十二月二十二日清国北京ニ於テ、帝国全権委員及清国全権委員ノ記名調印シタル満洲ニ関スル条約ノ各条目ヲ、親シク閲覧点検シタルニ、善ク朕ノ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ、右条約ヲ嘉納批准ス。

神武天皇即位紀元二千五百六十六年、明治三十九年一月九日、東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ、璽ヲ鈐セシム。

御名御璽

外務大臣　加藤　高明印

日清両国政府ハ、満洲ニ於テ双方共ニ関係ヲ有スル他ノ事項ヲ決定シ、以テ遵守ニ便ナラシムル為メ、左ノ条項ヲ協定セリ。

第一条　清国政府ハ日露軍隊撤退ノ後、成ルベク速ニ外国人ノ居住及貿易ノ為メ自ラ進ミテ満洲ニ於ケル左ノ都市ヲ開クベキコトヲ約ス。

盛京省、鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門、吉林省、長春(寛城子)、吉林、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓、黒龍江省、齊々哈爾、海拉爾、愛琿、満洲里。

第二条　清国政府ハ満洲ニ於ケル日露両国軍隊竝ニ鉄道守備兵ノ、成ルベク速ニ撤退セラレムコトヲ切望スル旨ヲ言明シタルニ因リ、日本国政府ハ清国政府ノ希望ニ応ゼムコトヲ欲シ、若シ露国ニ於テ其ノ鉄道守備兵ノ撤退ヲ承諾スルカ、或ハ清露両国間ニ別ニ適当ノ方法ヲ協定シタル時ハ、日本国政府モ同様ニ照辨スベキコトヲ承諾ス。若シ満洲地方平靖ニ帰シ、外国人ノ生命財産ヲ清国自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ、日本国モ亦露国ト同時ニ鉄道守備兵ヲ撤退スベシ。

第三条　日本国政府ハ満洲ニ於テ撤兵ヲ了シタル地方ハ、直チニ之ヲ清国政府ニ通知スベク、清国政府ハ日露講和条約追加約款ニ規定セル撤兵期限内ト雖モ、既ニ上記ノ如ク撤兵完了ノ通知ヲ得タル各地方ニハ、自ラ其ノ安寧秩序ヲ維持スル為メ必要ノ軍隊ヲ派遣スルコトヲ得ルモノトス。日本国軍隊ノ未ダ撤退セザル地方ニ於テ、若シ土匪ノ村落ヲ擾害スルコトアル時ハ、清国地方官モ亦相当ノ兵隊ヲ派遣シ、之ヲ勦捕スルコトヲ得。但シ日本国軍隊駐屯地界ヨリ二十清里以内ニ進入スルコトヲ得ザルモノトス。

第四条　日本国政府ハ軍事上ノ必要ニヨリ、満洲ニ於テ占領又ハ収用セル清国公私財産ハ、撤兵ノ際悉ク清国官民ニ還附シ、又不用ニ帰スルモノハ撤兵前ト雖モ之ヲ還附スルコトヲ承諾ス。

第五条　清国政府ハ満洲ニ於ケル日本軍戦死者ノ墳墓及忠魂碑所在地ヲ完全ニ保護スル為メ、総テ必要ノ処置ヲ執ルベキコトヲ約ス。

第六条　清国政府ハ安東県奉天間ニ敷設セル軍用鉄道ヲ、日本国政府ニ於テ各国商工業ノ貨物運搬用ニ改メ引続キ経営スルコトヲ承諾ス。該鉄道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ（但シ軍隊輸送ノ為メ遅延スベキ期間十二箇月ヲ除キ二箇年ヲ以テ改良工事完成ノ期限トス）十五箇年ヲ以テ期限ト為シ、即光緒四十九年ニ至リテ止ム、右期限ニ至ラバ、双方ニ於テ他国ノ評価人一名ヲ選ミ、該鉄道ノ各物件ヲ評価セシメテ清国ニ売渡スベシ。其ノ売渡前ニ在リテ清国政府ノ軍隊竝兵器糧食ヲ輸送スル場合ニハ、東清鉄道条約ニ準拠シテ取扱フベク又該鉄道改良ノ方法ニ至テハ日本国ノ経営担当者ニ於テ、清国ヨリ特派スル委員ト切実ニ商議スベキモノトス。該鉄道ニ関スル事務ハ東清鉄道条約ニ準ジ、清国政府ヨリ委員ヲ派シ査察経理セシムベク又該鉄道ニ由リ清国公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ関シテハ、別ニ詳細ナル規程ヲ設クベキモノトス。

第七条　日清両国政府ハ、交通及運輸ヲ増進シ、且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ、南満洲鉄道ト、清国各鉄道トノ接続業務ヲ規定セムガ為メ、成ルベク速ニ別約ヲ締結スベシ。

第八条　清国政府ハ南満洲鉄道ニ要スル諸般ノ材料ニ対シ、各種ノ税金及釐金ヲ免ズベキコトヲ承諾ス。

第九条　盛京省内ニ於テ既ニ通商場ヲ開設シタル營口、及通商場トナスベク約定シアルモ未ダ開カレザル安東県竝奉天府各地方ニ於テ、日本居留地ヲ劃定スル方法ハ、日清両国官吏ニ於テ協議決定スベシ。

第十条　清国政府ハ日清合同材木会社ヲ設立シ、鴨緑江右岸地方ニ於テ森林截伐ニ従事スルコト、其ノ地区ノ広狭、年限ノ長短及会社

設立ノ方法竝合同経営ニ関スル一切ノ章程ハ、別ニ詳細ナル約束ヲ取極ムベキコトヲ承諾ス。日清両国株主ノ利権ハ均等分配ヲ期スベシ。

第十一条　満韓国境貿易ニ関シテハ、相互ニ最恵国ノ待遇ヲ与フベキモノトス。

第十二条　日清両国政府ハ、本日調印シタル条約及附属協約ノ各条ニ記載セル一切ノ事項ニ関シ、相互ニ最優ノ待遇ヲ与フルコトヲ承諾ス。

本協約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ズベク、且本日調印ノ条約批准セラレタル時ハ、本協約モ亦同時ニ批准セラレタルモノト看做スベシ。

右証拠トシテ下名ハ各其本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ、日本文及漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル。

大日本帝国特派全権大使外務大臣従三位勲一等男爵
小村壽太郎（記名）印

大日本帝国特命全権公使従四位勲二等
内田　康哉（記名）印

大清国欽差全権大臣軍機大臣総理外務部事務
慶　親　王（記名）印

大清国欽差全権大臣軍機大臣外務部尚書會辨大臣
瞿　鴻　禨（記名）印

大清国欽差全権大臣北洋大臣太子少保直隷総督
袁　世　凱（記名）印

統監府　開務式

〔一・二、東朝〕　統監府開務式（一日京城発）　一日午前十時統監府吏員は統監府に出揃ひ、同十一時統監代理長谷川大将一同に対し訓示的演説を為し、尚ほ吏員一同に勤勉を望み、次で林公使の挨拶あり、最後に鶴原長官は答辞的挨拶を為し、夫より一同三鞭を酌みて、天皇陛下の萬歳を唱へ、終りて長谷川統監代理は各課を巡視せり、式は単に事務開始の式とも言ふべきものにて、盛大なる開庁式は伊藤統監の来着後改めて挙行さるべき筈なり。

日本一の女月給取
下田歌子が年五千円、幸田延子が其の半分

〔一・一五、日本〕　文芸界消息　○目下日本で一番多く月給をとる婦人といふのは、華族女学校学監たる下田歌子女史で、其年俸が二千四百円、周宮、常宮両殿下の御養育及び御歌所参候で二千円、其外人名辞書に著述家と記された通り諸種の原稿料が年に六百円位はあるので、総計五千円あるとの事、其次が音楽家幸田延子女史で、年俸千八百円の外に家庭教師其他の雑収入がこれ亦五百円位に上る、都合二千二三百円ぢやさうな。

統監旗　制定

〔一・一六、東朝〕　統監府は曩に服制を定め、帯剣する事となれるが、更に統監旗を左の通り定め、統監韓国に在る時は其官庁の旗竿に掲ぐる事と為せり、韓国領海に於ては、統監の坐乗せる船舶にも此の統監旗を掲ぐる事を得るものなり。

地色　旗面の四分三は青、四分
　一は白
日章　紅
横　縦の一と二分一
日章中心　旗面白の部の中心
日章径　同縦の三分二

堺利彦、片山潜、西川光二郎等
日本社會党を組織す

〔三・五、東朝〕　我国の社会主義者は、従来政党として存立することを禁ぜられ居たりしが、新内閣に至りて政府の方針一変したるに依り、此度「国法の範囲内に於て社会主義を主張す」といふ綱領にて、改めて政社届を出し、日本社會党として存立するに至れり、本部は神田区三崎町一番地にあり、評議員及幹事は左の諸氏なり。
△評議員　加藤時次郎、田添鐵二、西川光二郎、岡千代彦、齋藤兼次郎、片山潜、堺利彦、樋口傳、森近運平、山口義三、深尾韶、竹内余所次郎、幸内久太郎
△幹事　西川光二郎、森近運平、堺利彦

鉄道国有　先づ十七鉄道買収

〔三・三一、官報〕　法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル鉄道国有法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
　明治三十九年三月三十日
　　内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望
　　陸軍大臣　寺内　正毅
　　大藏大臣法学博士　阪谷　芳郎
　　遞信大臣　山縣伊三郎

法律第十七号
　鉄道国有法
第一条　一般運送ノ用ニ供スル鉄道ハ、総テ国ノ所有トス。但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鉄道ハ此ノ限ニ在ラズ。
第二条　政府ハ明治三十九年ヨリ明治四十八年迄ノ間ニ於テ、本法ノ規定ニ依リ、左ニ掲グル私設鉄道株式会社所属ノ鉄道ヲ買収スベシ。
一　北海道炭礦鐵道株式会社
一　日本鐵道株式会社
一　北越鐵道株式会社
一　總武鐵道株式会社
一　七尾鐵道株式会社
一　參宮鐵道株式会社
一　西成鐵道株式会社
一　山陽鐵道株式会社
一　九州鐵道株式会社
一　北海道鐵道株式会社
一　岩越鐵道株式会社
一　甲武鐵道株式会社
一　房總鐵道株式会社
一　關西鐵道株式会社
一　京都鐵道株式会社
一　阪鶴鐵道株式会社
一　德島鐵道株式会社

前項ニ掲ゲタル各会社ハ、他ノ私設鉄道株式会社ト合併シ、又ハ他ノ私設鉄道株式会社ノ鉄道ヲ買収スルコトヲ得ズ。

第三条　前条ニ掲ゲタル各鉄道買収ノ期日ハ、政府ニ於テ之ヲ指定ス。

第四条　政府ハ兼業ニ属スルモノヲ除クノ外、買収ノ日ニ於テ会社ノ現ニ有スル権利義務ヲ承継ス。但シ会社ノ株主ニ対スル権利義務、払込株金ノ支出残額竝収益勘定、積立金勘定及雑勘定ニ属スルモノハ、此ノ限ニアラズ。

第五条　買収価額ハ左ニ掲グルモノトス。

一、会社ノ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六営業年度間ニ於ケル建設費ニ対スル益金ノ平均割合ヲ、買収ノ日ニ於ケル建設費ニ乗ジタル額ヲ二十倍シタル金額。

二、貯蔵物品、実費ヲ時価ニ依リ公債券面金額ニ換算シタル金額、但シ借入金ヲ以テ購入シタルモノヲ除ク。

前項第一号ニ於テ益金ト称スルハ、営業収入ヨリ営業費、賞与金及収益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生ジタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ、益金ノ平均割合ト称スルハ、明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ毎営業年度ニ於ケル建設費合計ヲ以テ、同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ。（下略）

京釜鐵道買収

〔三・三一、官報〕　法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル京釜鐵道買収法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十九年三月三十日

内閣総理大臣兼外務大臣　侯爵　西園寺公望
陸軍大臣　寺内　正毅
大藏大臣法学博士　阪谷　芳郎
遞信大臣　山縣伊三郎

法律第十八号

京釜鐵道買収法

第一条　政府ハ本法ノ規定ニ依リ明治三十九年ニ於テ京釜鐵道株式会社所属ノ鉄道ヲ買収スベシ。買収ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス。

第二条　政府ハ買収ノ日ニ於テ会社ノ現ニ有スル権利義務ヲ承継ス。但シ会社ノ株主ニ対スル権利義務竝収益勘定、積立金勘定及雑勘定ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラズ。

第三条　買収価格ハ左ニ掲グルモノトス。

一、払込株金ノ六分ニ相当スル金額ヲ二十倍シタル金額。

二、京仁線ニ於ケル明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六営業年度間ニ於ケル建設費ニ対スル益金ノ平均割合ヲ、買収ノ日ニ於ケル建設費ニ乗ジタル額ヲ二十倍シタル金額。

前項第二号ニ於テ益金ト称スルハ、営業収入ヨリ営業費及収益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生ジタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ、益金ノ平均割合ト称スルハ、明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ毎営業年度ニ於ケル建設費合計ヲ以テ、同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ。（下略）

華族女学校　學習院に併合事情

〔四・一一、時事〕 華族女学校を學習院に合併し同時に學習院学制を制定して、同院の組織に変更を加へたる事は前項所載の如くなるが、華族子女の教育は明治十年學習院を設立されたる当時、同院に女子部なるものありしも、其後明治十八年九月に至り右の女子部を廃して華族女学校を設立し、爾来廿二年の星霜を経たり、然るに昨年學習院の学制規則改正ありて大刷新を図りしに、次で華族女学校も亦大改革あらんことは一部の伝説なりしが、今度聖旨により復旧して學習院に併合する事となりたり、今改正の学制規則に就てみるに、併合の事は如何にも華族女学校にとりては稍や遺憾と思はるる点あるも、趣旨に於ては少しも変更なく程度の如きは従前よりも高まり文部省直轄高等女学校と同等となり、最上級の専修科を専門とし、普通学年を短縮して高等学科の年限を長くしたるは、就学女生の為に喜ぶべき事にして、欧洲貴族子女教育の法を参酌して刷新を行ひ新空気を入れんとの聖旨により今回の併合となりしものなりと云ふ。

歯科医師法　公布

〔五・二、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル歯科医師法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十九年五月一日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

内務大臣　原　敬

文部大臣　牧野　伸顯

法律第四十八号

歯科医師法

第一条 歯科医師タラムトスル者ハ、左ノ資格ヲ有シ、内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス。

一、文部大臣ノ指定シタル歯科医学校ヲ卒業シタル者。

二、歯科医師試験ニ合格シタル者。

三、外国歯科医学校ヲ卒業シ、又ハ外国ニ於テ歯科医師免許ヲ得タル者ニシテ、命令ノ規定ニ該当スル者。（下略）

裸体活人画　顕はれたトタンに幕

〔五・二三、日本〕 此程神田橋外和强楽堂に於て開催せる東洋演説音楽会と云へるは、諸種の演奏ありたる末、最後に裸体活人画といへるを顕はしぬ、活人画と云へば女学校又は各種の会合に屢々行はれたる事は聞く所なるが、裸体活人画とはそも如何なるものなるや、舞台に於ける準備は暫らくの時間を要し、晃々たる電燈は滅せられ、朦朧として恰も幻燈を見るが如くなりき、やがて舞台を蔽はれたる紅白の幔幕は中央より引き上げられたり、只だ見る一人の裸体美人両手に樹枝をかざして立てり、満堂の視線之れに集まる刹那、幔幕は引き下ろされたり、所謂裸体活人画なるものはかくの如くにして終れるなり、此瞬間何等裸体活人画なるものに就いての感想は起らざるなり、然れども来会者の総ては殆んど年若き男女学生なり、其演奏中蓄音器に顕はれたる卑猥なる俗謡だに苟くも心ある

ものをして顰蹙せしむ、況んや仮令瞬間なりと雖も、裸体の婦人を衆人の前に顕出するに於てをや、曾て内務当局者は美術品としての裸体画さへ厳重に取締れることありしにあらずや、然るに実際に活きたる人間而かも婦人の裸体を示す事活人画といふに於て不都合なしとせば是れ大なる矛盾にあらずや、某教育家嘆じて曰く、是れ風紀問題なり、社会の堕落此極に達するに至りては最早云ふに忍びずと、予は此会の如何なるものなるか、其当事者の何人なるやを知らず、又た其裸体活人画に扮せる婦人の如何なる種類のものたるを知らずと雖も、音楽会の名の下に屢々此種の活人画の演ぜらるゝに於ては、決して軽視すべからざる問題なるを思ふ、聞く警察は此会の開催に当りて予め裸体活人画の届出でありしを許可したりと、果して然る乎。

沖、横川と同行の四志士銃殺と判明　遺族に恩賜金

〔五・二六、時事〕　横川省三、沖禎介等の志士が卅七年四月中旬、齊々哈爾南方に於て敵の為めに捕はれ銃殺せられしは当時世に喧伝せしが、尚横川、沖と同行の志士脇光三、松崎保一、田村一三、中山直熊の四氏ありて爾来生死不明なりしが、此頃に至り横川、沖両氏の捕はれたるヤーポローを距る六里の地に於て同年四月十五日敵兵に狭撃せられ、四氏共に戦死せしとの事満洲軍総司令部残務員より四、五日前各遺族に通知あり、同時に生前の勲功により金一千百円づゝを賜はりたる由、脇氏は淺岡一氏の実子なるを以て赤坂新坂町なる同氏方より出棺し、来る廿九日青山墓地に於て葬儀執行の筈なりと云ふ。

臺灣總督の　樟脳諭告

〔六・一六、官報〕　諭告第二号　○樟脳ハ薬剤トシテ又工業品ノ原料トシテ、世ニ貴重セラルルコト人ノ普ク知ル所ナリ。而モ産地ニ限アルノ故ヲ以テ、其ノ価格倍々昂騰ヲ見ルニ至ラントス。本島ハ樟脳ノ原料タル樟樹ノ蕃殖ニ適シ、蓊鬱タル樟樹ハ到ル処ノ山野ニ生育シ、世界無二ノ原産地ト称セラルルト雖モ其ノ製脳ノ起源既ニ久シク、加フルニ濫伐粗製因襲相承ケタルガ為メニ、今ヤ大ニ立木ノ減少ヲ来セリ。元ト有限ノ原料ヲ以テ世界無限ノ需要ニ応ゼンニハ、其ノ施設経営ニ於テ周到遠大ノ用意ナカルベカラズ。曩ニ本府ハ此ニ見ル所アリテ、本島脳政ノ基礎ヲ改メ、樟脳ノ産額ヲ制限シ、濫伐粗製ノ弊ヲ矯ムルト共ニ、年々樟樹ヲ栽殖シ、既ニ千五百余甲ノ造林ヲ行ヒ、今後倍々其ノ拡充ヲ図ラントス。然レドモ広漠タル山野ハ独リ官府ノ施業ヲ以テ之ガ全功ヲ望ムベキニアラズ。須ラク官民相待チテ造林ヲ務メ富源ヲ興スベシ。此ト同時ニ山野自生ノ稚樟ニハ相当ノ愛養ヲ加ヘ、又郷庄ニ散在スル巨樟ハ便宜ニ随ヒテ保護ノ方ヲ講ジ、以テ蕃殖用ノ母樹ニ充ツル等協心一致鋭意事ニ従ハバ、数年ヲ出デザルニ製脳ノ原料タル樟葉ノ供給ヲシテ贍富ナラシムルコトヲ得ベキノミナラズ、遺沢ヲ後代ニ貽スコト、蓋シ貲ルベカラザルモノアラン。庶幾ハクバ本島ノ特有産物タル樟脳ノ産出ヲ永遠ニ保続シ、広ク世ノ需用ニ応ジ、以テ国利民福ヲ増進スルコトヲ得ン。一般人民篤ク此ノ意ヲ体シ、以テ本府脳政ノ本旨ニ副ハンコトヲ期スベシ。

明治三十九年六月九日　　臺灣總督　子爵　佐久間左馬太

学校と家庭の連鎖に　母の会

〔七・六、萬朝〕　学校と家庭との連絡を旨く保ち、児童の教育を間違ひなくする目的にて、女子大学幼稚園主任甲賀藤子が主唱者となりて母の会と云ふものを拵へ、其第一回を昨日午後一時より女子大学幼稚園にて開きたり、会するもの約三十名、まづ尋常小学一年生の習字や、幼稚園の生徒の遊戯や、其他児童の趣向になれる作品杯を見せ、茶菓の饗応ありて懇話会と云ふやうなものに移り、児童教育に関する実際上の話などあり、甲賀女史の児童の衣服は日本服より洋服の方が身体の発達によささうなりと云ふ話や、成瀬女子大学校長の実験話などありて、午後四時半閉会したり。

女子判任官　初めて出来る
遞信省で先づ十七名昇任

〔七・二四、東朝〕　女子行政吏員判任官登庸の嚆矢として郵便為替貯金管理所及大阪、下關両支所に於ける女子雇員十七名（東京本所十三名、大阪支所二名、下關支所二名）は愈々本日附を以て左の如く通信手に任ぜられ、小松通信局長以下、遞信省関係高等官、管理所関係吏員及女子雇員約四百名列席の上、下村所長より親しく辞令書を交付すべし、女子雇員も茲に於て、永年の勤続に対しては、恩給其他退官賜金給与の途を開かるゝは勿論叙位叙勲の御沙汰をも拝するの恩典に浴し得べきなり。

本所貯金課　和久井みね、中村春、菅沼とよ、早川久、岡崎よね、田中恭。

本所内国為替課　岡田はる、小野てつ、森岡とく、大藤とく、辻村こう。

同庶務課　岡田きん、兒玉みつ。

大阪支所　中井えい、堀場とく。

下關支所　澤村しん、木下あさ。

二年兵役　実施

〔七・二四、東朝〕　種々の説ありし二年兵役は、愈々本年十二月一日の入営期より実施すべく、従つて既入営兵の満期帰休の件及増加経費の支出方法等に就いては、尚詳細なる調査を継続しつゝあるも、本年度間の経費は臨時費の一部を以て之れに充つべしと云ふ。

東海道あべ川餅由来記

〔七・二九、日本〕　あべ川餅の由来　〇東海道の名物として知られる静岡彌勒町の安倍川橋際のあべ川餅は、鉄道の開始以来漸次に衰へ行き、幕府の頃は本陣たる今の貴族院議員宮崎正吾氏を始め十二軒ありし餅屋も、追々減じて今は僅かに祖先以来十三代連続したりと云ふ清水伊和太郎と外一軒あるのみ、今此のあべ川餅の起りを聞くに、昔し徳川家康が武田勢と戦ふべき軍用金を調達せんとて、今の安倍郡井川の金鉱を採掘したるに非常の多額の金塊を得たるより、同地の鉱民は其の祝ひの為めとて餅をつき黄粉を付けて家康にすゝめたるが、金塊を得たる祝ひなればとて、きん粉と称し当時諸侯が参勤交代の際は必らず食したるものなりと云ふ。

東清鐵道　日本に受了

〔七・三〇、東朝〕東清鐵道中公主嶺・長春（寛城子停車場南方八露里第七十八号待避線）間は愈々明後一日を以て受領を完了し、同時に守備兵（一基米十五人即ち約六十四基米なるを以て約一千人）を附すること恰も哨兵交代の如く迅速にし、以て諸器具の散乱を防ぐべし、某師団所属部隊は即時其任務に服すべく、過般来公主嶺に集中しつゝあり、又昌圖・公主嶺間の線路復旧は本年十月中には竣成すべく、公主嶺・長春間は単に其軌道を狭むるに止まるを以て工事容易なりといふ。

關東都督府官制　公布せらる

〔八・一、官報〕勅令　○朕樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、關東都督府官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十九年七月三十一日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望
陸軍大臣　寺内　正毅
外務大臣子爵　林　董

勅令第百九十六号

關東都督府官制

第一条　關東都督府ニ關東都督府ヲ置ク。
第二条　關東都督府ニ關東都督ヲ置ク。都督ハ關東州ヲ管轄シ、竝南満洲ニ於ケル鉄道線路ノ保護及取締ノ事ヲ掌ル。都督ハ南満洲鐵道株式会社ノ業務ヲ監督ス。
第三条　都督ハ親任トス。陸軍大将又ハ陸軍中将ヲ以テ之ニ充ツ。
第四条　都督ハ部下軍隊ヲ統率シ外務大臣ノ監督ヲ承ケ、諸般ノ政務ヲ統理ス。
第五条　都督ハ特別ノ委任ニ依リ清国地方官憲トノ交渉事務ヲ掌理ス。
第六条　都督ハ軍政及陸軍軍人軍属ノ人事ニ関シテハ陸軍大臣、作戦及動員計画ニ関シテハ参謀總長、軍隊教育ニ関シテハ教育總監ノ区処ヲ承ク。（下略）

日米間直通電信　本日より開始

〔八・一、萬朝〕日米間直通電信は愈々本日より開始せらるべし、従来の日米間電報は、長崎、上海、香港、馬尼剌、グワム、ミツドウエー、ホノルヽ、桑港の八仲継所を経由せざるべからざりしも、今回の直通電線は唯グワム、ミツドウエー、ホノルヽ、桑港の四仲継所を経由するに過ぎざれば、其時間に於て約半減の利益あるのみならず、亦料金に就てもグワム、ホノルヽ、ミツドウエーとの区間は、従前に比し左の如き低減を行はれたる次第にて、同電信は午前六時より午後十時迄の間江戸橋郵便局に於て取扱はるべく、時間外の至急電報は他の電報に於けるが如く三倍の料金を徴さるべしと。（表略）

日本漁夫密猟者　米国官憲に殺害さる

〔八・一〇、東朝〕　アリユウシヤン群島中のアッチユ島にて、日本漁夫が或は殺害され、或は被捕拘禁されたること華盛頓(ワシントン)電報の如し、コンマンドルスキー島は有名なる膃肭臍(おっとせい)の棲息地なれば、其附近アッチユ島にて遭難の日本人は、無論同獣密猟の目的にて出掛けしものなるべし、密猟船発見の上は船舶を没収し、乗組員を逮捕すること各国皆同じけれど、妄に之を殺害することはなさず、此類の事にかけては随分乱暴なる露国とても同様なり、左れば今度密猟邦人が殺害されたるは、密猟中米国監視者に発見され逮捕されんとしたるを密猟船は大方多少の武器を用意せるを以て、之を執つて抵抗したる結果か、又は密猟に就き彼の国漁夫と端なく衝突して争闘を起せし結果か、二つに一つの中なるべしと。

邦人漁夫殺害事件　米国の意向判明

〔八・一二、東朝〕（十一日華盛頓発）　米国國務省は聖パウル島の膃肭獣猟場に於ける日本人殺害の詳報を待居れり、若し殺害されたる日本人にして抵抗を試みざりしものとせば、米国は償金を支払ふの義務ありと認めらる、侵掠者が抵抗せざる限り、漁場監視者は之を殺すの権利なしとは、国際法学者の明言する所なり。

統監府の機関として「京城日報」創刊

〔八・一五、東朝〕　統監府の保護に依りて成立せる京城日報は、愈々来九月一日初号発行、引続き刊行する筈にて、初号は日本字十二頁、朝鮮字八頁、計二十頁の大新聞となし、数万部を増刷して汎く日韓両国に配付する由、従来京城に於て発行し来りたる大東新報は本月三日限り廃刊し、又漢城新報は本月末限り廃刊の都合なれば、京城の新聞界は全く京城日報の独り舞台となるべし、因に同社初刊の広告〆切は来る廿五日なり。

株界の大当り屋　鈴久の全盛ぶり

〔九・一、萬朝〕　机の塵　△此頃株で大儲けをした製糖会社の鈴木久五郎氏は八千円の指輪を細君に買つてやつた。△一日実業家のチヤキチヤキが東京倶楽部へ集まつてゐる処へ、宝石屋が指環を売りに来た、其価八千円といふので誰一人手を出すものがない、処が俄分限の久五郎氏は、よし乃公が買ふと云つて引取つた、即ちそれが細君のはめて光らしてゐるのである。其細君の前身は葭町の花子といふ芸妓だ。△歌舞伎座で藤間勘右衛門のお浚があつた時、新橋の芸妓清香の費用が千五百円といふので流石は清香との評判が非常であつた、然る処葭町の小奴、照子の両人各自に三千円宛投ずると云ふので、此処清香ギヤフンの体であつた。△清香ともあらうものが、葭町の子供に負けてはならぬと力み出してモット奮発するといふ、と小奴も照子も先方が五千円使へば此方は一万円使ふといふ鼻息で、清香も到頭凹垂れた、聞けば此両人の後楯も久五郎氏との事だ。

「専修」の大学部設置

〔九・一三、國民〕　阪谷博士の主宰せる東京専修学校は、十二日文部大臣より大学部設置の認可を得たり。

韓国拓殖会社 設立

【九・一五、朝鮮新報】（東京電報）韓国拓殖会社の設立 ○中野武營、淺野總一郎氏等の発起にて、資本金百万円を以て韓国拓殖会社なるものを設立する計企あり。近々株式の募集に取掛る筈なり。

關東州・清国に正金銀行券

【九・一六、時事】横濱正金銀行の關東州及清国に於ける銀行券の発行に関し、予報の如く十五日左の勅令を発布せり。

第一条 横濱正金銀行の關東州及清国に於ける銀行券の発行は、外務大臣及大藏大臣の監督に属す。

第二条 横濱正金銀行は前条銀行券の発行店及び様式種類に付、主務大臣の認可をうくべし。

第三条 横濱正金銀行の銀行券は銀を以て引換ふべし。

第四条 横濱正金銀行は銀行券の発行高に対し、同額の準備を保有すべし。

前項準備の種類は主務大臣之を定む。

第五条 横濱正金銀行の銀行券は關東州及清国に於て公私一切の取引に無制限に通用するものとす。（下略）

旅順の守将 ステッセルの末路

【九・二〇、報知】（倫敦特信の一節）

ステッセル以下旅順降服に関係ある諸将の死刑或は追放を宣告せられたる事は、余の既に打電したる処なり、而して其後に至り旅順降伏調査委員は審問の結果を至極詳細に発表せしが、今其報知の読者に興味あると思はるゝ点のみを摘記せんに、ステッセル将軍降伏の準備として砲火中止を命じたるは千九百五年一月一日の事なるが、彼は降伏に関しては毫も部下の諸将に通知せずして調印の終りたる後漸く之を全軍に布告したり、是より先き降伏に先つ事三日即ち千九百四年十二月廿九日に於て、諸将は会議を開きたるも降伏に賛せしは僅に四名にして、他の十七名は断乎として守城を主張したりき、其席上に於てフォーク将軍は説を徴せられたれ共堅く口を噤んで何等の意見をも吐かざりき、ステッセル将軍も亦何等の意見を発表せざりしも、只だ諸将の勇敢なる決心を感謝したり、又調査の席上にてビレー将軍が説明したるが如く当時弾薬の準備は十分にして、食糧も亦優に一ケ月を支ふるに足るの準備ありき、勿論壊血病者の非常に多かりしは事実なるも、若し必要なりとせば彼等は喜んで戦ひたりしならん、ステッセル将軍は斯る勇敢なる将士を部下に有しながら独断を以て降伏し、十一日自己の財産を車四十輌に乗せて旅順に去りたり。

調査委員は此報告と共にスミルノフ将軍、ヴヰレン提督、グレゴロヴッチ及びロスチンスキー亦旅順降伏に責任ある旨を記して露国皇帝陛下に捧呈したり、最も残酷なる宣告は「公式」を以て下されしも、其後彼は軍籍を除かれて死を免かるゝを得たり、然れ共旅順降服に責任ある将士は以後決して重要なる地位に用ゐられざるべし。実にや聖彼得堡の一新聞が皮肉的に「露国は実に不名誉なる提督と将軍を以て満たさる、露軍は不熟練なる将士の大集合体たり」、ステッセルは其後露国皇帝陛下の勅命に従ひて故山に帰り、殆んど幽

閉に等しき隠遯の生涯を送り居れり、而して彼は聖彼得堡に入るを許されず、恐らく旅順降伏の罪状賠償として高加索の一僻村に送らるべし、露国政府は遼陽、奉天の敗戦を観過し、バルチック艦隊の全滅をさへ寛容すれ共、旅順の降伏は決して許さゞる処にして、又同時に決して忘れざる処なり。(八月九日倫敦にてピ・フイリップス)

樺太の小学校　〔九・二三、東朝〕　樺太民政署に於ては今春より南樺太コルサコフ市に小学校設立の計画をなし居りしが、既に第一、ホロアント町に第二、ウラジミロフカ町に第三、マウカ町へ各尋常高等小学校を設立するに決し、去月より建築に着手し、来月中旬迄に落成する見込なり、以後各移民等は家族を引き連れ移住するも、何等不便を感ぜざるべし。

実戦の経験から　歩兵操典　改正

〔九・二九、時事〕　今回の戦役に於ける実績は、我が軍制上幾多の革新を促したると同時に、従来の諸兵教育方針に付ても幾多の欠点を発見したるを以て、我陸軍にては平和克復と共に直ちに之が改正に着手し、歩兵操典の如きは既に脱稿して目下陸軍戸山学校にて印刷中なるが、来月初旬には製本発行の運びに至る筈なりと云ふ、猶歩兵以外各科兵の改正操典は今猶脱稿に至らざるも、十一月の入学期前までには全部脱稿せしむる筈にて、本年の新入営兵より試験的に実行し、其成績に徴し採否を決定するの方針なりと云ふ。

早稲田大学の　新聞研究会

〔一〇・一七、報知〕　早稲田大学の新聞研究会　○同大学に於ては在学生中将来新聞記者と為り、もしくは新聞事業を経営せんとする者に対して、之に必要なる学術の研究を為さしむる目的にて、新聞研究会を組織し、今十七日午前九時より同大学に於て第一回の同会を開き大隈伯、高田学監、田中講師(穂積)等の演説ある筈なりと。

「肉弾」の著者　櫻井中尉の光栄

〔一〇・一七、萬朝〕　机の塵　△「肉弾」の著者櫻井中尉が十三日高輪御殿で常宮、周宮両内親王殿下に拝謁した余談を記さう△中尉は旅順突撃の際重傷をうけて殆んど起つ能はず、回顧すれば彼我の死屍のみ累々たる処へ、一輪卒がやつて来て、中尉を肩にして伏屍の間を匍匐しつゝ逃れた、中尉が目を明くと卒は又銃して死者に対する礼を守つて居たが、中尉の蘇生したのを見て翌日引返へして戦線に加はつたが、竟に戦死した△此の卒は近藤竹三郎といふもので、中尉は之を軍人の龜鑑として自家再生の恩人として追尊し、彼の父を義の父として爾来音問を絶たぬ△両殿下へ此の事を涙ながら言上すると、両殿下とも深く御感の体であつた、実は両陛下へと同時に、両殿下へも「肉弾」を献上したが両殿下は既にその以前御買上げで御通読あらせられた。

秋の東京名物　菊人形由来記

〔一〇・一八、東京日日〕　菊人形の由来。(春風道人)
東京に於ける菊は、雲井の庭の秋の光り匂へるより、大隈邸、溝口邸など、近き頃世に知られたる園生の秋も少からず。なれども衆

庶の共に聞くべき色香とし云へば、今は團子坂の菊に止まる有様也。菊を東籬の下に採り、悠然として南山を見たりし高士をして、人形の袖となり裾となりつゝある秋の色香を見せしめば、為に一掬の涙なきこと能はざるべきも、奇を愛する人士は、年々歳々之が細工の新技巧を競はしむ。

昔は江戸の菊と云へば、染井の秋を推し、古人の詩歌も少からず。然るに是より先、普通花壇の外、菊花を以て人物其他の造り物をなすこと始まり、遂に今の團子坂の菊人形を見るに至りたり。

文化九年巣鴨、染井の栽木屋中、庭上に菊の造物をなせるものあり、案外に観客の群集を致し、之が為め其翌年は巣鴨、染井、白山其他に於て之に倣ふもの少からず、遂に是より年々菊花の造物をなすことゝなれり。是れ実に菊人形の濫觴とも謂ふべきもの也。勿論此頃は木戸銭を取りて之を観するには非ず、単に園中に床几を出し置き、休憩するものをして任意の茶代を置かしむるに止まりたるのみ、或は座敷を貸して席料を取りたるもありき。

斯くて文政中に至り、此風漸く廃り、復之をなすものなきに至りたりしが、弘化元年巣鴨靈感院と称する法華寺に於て、十月の祖師會式に、日蓮上人の法難、蒙古退治の状を菊の造物となし、再び観客の大喝采を博し、是より菊人形の再興となれり。

此くの如くにして菊花の造物斯に復活するや、附近の栽木屋は皆之に倣ひ、観客亦年一年より多く、はては巣鴨、染井、白山、千駄木、駒込、根津等に及び、之をなすもの六十余所の多きを致せり。然れども此頃は概して日の出に波、月に兎と云ふ如き、簡単なる造り物多かりし也。而して其團子坂に菊人形を造るに至りたるは、実に安政三年より始まる。多くは巣鴨辺より出でたる栽木屋にして、今の植梅は此時よりの家なり。現に今日も團子坂に於ける菊人形の元祖と称せらる其他当時よりありたる家は、何れも廃替して、何れも新たなるものとなれり。而して此時に出したる忠臣蔵の小浪となせの道行に用ゐたる両がけの柳行李は現に植重主人の秘蔵する所となりて、團子坂に於ける菊人形開始の紀念と称せらる。團子坂は本名汐見坂也。団子屋ありて世に知られ、遂に此名を得、現に團子坂上に家する森鷗外氏の如き、其楼を名けて観潮と云ひつゝあり。

降て嘉永に至り、此風漸く衰へしが、猶未だ全く廃滅するには至らず、維新後明治七年に至りて再び興り、其翌明治八年には遂に木戸銭を取りて観客を延くことゝなれり。此時四五軒なりし菊人形屋は、其翌九年には三十軒に及び、染井其他に於ても之をなすものありたり。而も此頃は猶三番五番の人形を出すに止まり、未だ現今の如く大仕掛のものはあらざりし也。爾来隔年若くは連年に之をなし、以て近年に至り、明治十五年頃よりは、各地の菊人形皆廃して全く團子坂の専有に帰し、遂に今日に及べるものなりと云ふ。今は種半、植總、植梅、植重の四軒を存し、中にも種半の如きは、年中人形師を抱へ置きて之を造らしめ、其他は淺草の人形師山本福松より之を借るもあり、花壇菊は自ら之を作れども、人形に用ゆる菊は、多く染井、巣鴨辺に於て之を作らしむ。人形と云ひ、道具と云ひ、次第に精巧を極むるに至りたれども、両三年来は戦役の影響を受けて、少しく衰色あり。同く菊人形屋として立ちたりし千樹園の如き、已に両三年より廃業し、又團子坂の一名物たりし藪蕎麦に在りても、亦昨年其店を閉すに至りたり。知らず、今後は如何。團子坂

の秋景が再び平和の恢復と共に其色を添へ来るべきや否やは、今未だ遽かにトすべからざるが如し。城北の一名物も竟に更に一機軸を出すの必要はなかるべき歟。

報知新聞「夕刊」を発行

〔一〇・二七、報知〕〔社告〕

報知新聞の大飛躍　夕刊新聞の発行

社会の計量器を以て任ずる新聞紙は、時間のメートルも社会に依て動かざるべからず、戦後に於ける日本の百事業は、新に油を注ぎし機械の如く共活動目覚しきものあり、殊に今や経済界の活動時期に入り、金融の潮は干満常ならずして朝に夕を測るべからず、一方には帝國議会の開会と共に政治期節も来り、国民の先覚者たる東京市民は、其の日注意注目の焦点たらんとす、国民の先覚者たる東京市民は全国民の有らゆる注意注目の焦点たらんとす、翌日の新聞を待つ程時間に悠長ならざるべし、我社は此当然なる社会の要求を満さんが為めに、一年一期の此期間に際し、特に夕刊新聞を発刊して東京市内及横浜市内の読者に配附するの大計画を成し、今夕を以て実行するの運に至れり、夕刊は本紙四頁大にして、其の内容の記事は普通新聞と異なる事なく、当日午後四時迄の出来事を網羅し、特に経済界、政治界の動静に重きを置き、機敏迅速の報道を読者に致し、平常の眷顧に酬ゆる所あらんとす、故に一報知新聞の読者は二種類の新聞を購読すると同じく、其の日の夕刊に大勢を知り、翌朝の新聞によりて更に詳細なる報道に接する事となるべし、従つて今日の六頁新聞は、夕刊と朝刊とを合せて八頁新聞となり、紙面の増加は記事の増加を加ふること二頁以上なり、爾も定価は今日と異なるなし、本社の此の計画は蓋し新聞事業の一革新にして、社会の計量器たるの責任を尽せしものなり。国民の先覚者たる東京横浜市民は本紙によりて得たる一日の長を全国民に誇りて可なり。

十月二十七日

報　知　社

早慶野球戦の歴史

東都運動界の人気を一つに集めたる

〔一〇・二七、日本〕　東都運動界の人気を一に集めて数万の青年男女の心血を湧躍せしめつゝある早慶野球試合も、愈々廿八日午後より早稲田の運動場に於て第一回を開催する事となつたが、今年は米国から来たる銀盃を賭しての勝負だから、奮闘の猛烈を極める事は予じめ察するに難くない、此大試合は卅六年の秋第一回を行うたものであつて、其時早稲田の評価は殆んど零に近く、慶應の鎧袖一触すれば微塵になつて飛散するであらうとは一般黒人(くろうと)間の批評であつたが、イザとなつてから早軍の鋒甚だ鋭く、十一対九で敗れは敗れたものゝ、一時慶應をして土俵際まで押し付けた様な気合であつた、越えて三十七年の春は早慶相前後して一高の牙城を粉砕し、關ケ原の一戦を同じく三田に催したが、早軍大に振ひ七回より櫻井をして投手の位置にあるに耐へざらしめ、湧川僅に其の缺を補うた位であつて十三対七と云ふ大勝であつた、同年秋の役は早稲田に於て行はれたが、これは例の新任の投手湧川が四球の連発を為した時であつて、十二対八と云ふ慶應の敗北であつた、玆に於て早稲田は愈々渡

米の企図をなし、翌春四月を期してスタンフォード大学へ乗込む事となつた。其前に是非一戦をと慶應に挑まれたる早稲田は、素より好む所と立合したが、押川の缺席と山脇の負傷とは大なる影響を為したるもの丶如く、一対零と云ふクロースゲームで破れてしまつた、愈々渡米となつて帰つてからの試合は即ち去秋の三回試合であつたが、第一回は五対零と云ふ大敗を為し、第二、第三の両回は零に一、三に二と云ふいづれも危い所で早軍の勝利に帰したのである。以上七回の試合を為した上に於て、早稲田四回勝ち、慶應三回勝つてゐると云ふ有様だ、此歴史から云ふと慶應は是非今秋勝たねばならぬかの観があるけれども、早稲田とて素より負け様とは思ふて居まいから今回は素破らしい快試合が演出せらる丶にちがひない。

（橋戸生）

△慶早野球試合に就て　今般慶早両雄の初顔合せあるべき綱町なる慶應の運動場は、数日来の大雨の際、綱町臺より流れ来れる悪水未だ運動場の北側に満々たる有様にて、右翼及中堅の働きは迚も出来得べからざる態なるを以て、廿六日慶應撰手は早稲田に赴きて熟談の結果、第一回は早稲田方運動場に於て既記の如く二十八日午後正一時より試合を開始するに一決したり、尚ほ慶應撰手は序を以て夕景迄早稲田方にて練習をなせりと云ふ。

露国の日露戦役費十七億円

〔一一・八、東朝〕（七日倫敦発）露都来電――日露戦争の為め露国の国庫が支出したる戦費総額十五億七千万円と算せらる、但しこは国庫より支出したる金額にて実際に費したる所は十七億五千万円に上れるなるべし。

樺太境界劃定委員会議畢る

〔一一・二五、東朝〕小樽に於て開会せる日露両国樺太境界劃定委員会議は、去る廿一日午後一時最終の会見をなし、是にて既決条項及び地図の調印交換を完了したり、同会議の決議したる明治四十年度に於ける作業の方針並に其方法に関する規定は、全部十四ケ条より成り、明年度の作業着手期を六月一日（本年は七月一日）となす、測量班の給養方法は全部ボロナイ川の流域を利用し、汽艇及艀舟に依りて運送すること（本年は露境よりしたるも、探検の結果ボロナイ川を利用するの便なるを認めたるに因る）等其重なるものなり、因に記す、ボロナイ川の流域は、水測の結果、境界点まで七十里余の半程は汽艇を用ふるを得べく、現に十五石乃至二十石積の艀舟二十艘を以て用品の運送をなし居れば、測量班の給養を此流域に拠りて運送するときは、約一万円（本年は四万円を要せり）を減じ得べし。

韓国太平記

藤の大臣埋骨の地を求め給ふ

〔一一・二六、報知〕人世の春は疾に過ぎつれど、春風いつまで牡丹花に吹き淀むらん、げにや齢も富貴草、藤の大臣の栄えこそ目覚しけれ、紫の由縁は深き御堂關白が望月の虧たることもなしと詠じけん、古き栄華の跡を尋ねて、幾世に垂る丶藤の花房、長きは御

鼻の下のみかは、さても大臣韓山の任、年まだ二つを重ねざれど、異境の風物眼にあきて帰心矢の如く坐すも番へたる広言の手前、政務未だあがらざるに帰国は世の批判もいかがなるべきとて、強て腰を据ゑ給ひながら「余が埋骨の青山は何処ぞ、博文いづれはこの国にて死する覚悟なり、誰ぞその墳墓の地を相せよ」と感慨籠れる御諚を畏む属僚の面々、いづれも香爐峰の雪に簾を捲く清少納言の機才よりも長けたれば、大臣の御諚他に意あるべし、埋骨の地は衾の山に如くものぞなき、急ぎ新柳の阿嬌に衾の山を築かせよと急使を走らせて迎へ来れるは、某家の某子と教坊の第一部に属する優秀の妓女なりけり、属僚御前に差出でて斯くと披露し奉つれば、大臣寛寛と笑はせ給ひ「微妙も計らひつるな、それ酒宴の準備せよ」と俄に御機嫌美はしく、長夜の飲に御興斜めならず、暮るゝに早き大殿籠、されど大臣は御齢六十を越えぬれば、眼覚早くして唐玄宗が楊妃を得て朝を遅れし例には倣はざるを、属僚は御精勤と頌し奉つる。

かくて大臣は公務を終るもまち敢ず、丘嶺の統監別業に駕を急がせ、花を折り、月を敷く御逸興には酒進む事斗に達し、酔ふては枕す美人の膝に他愛もなき御睡り、覚むれば直ちに帰館の御触、本邸の属僚給仕等は明の御帰館に夢全たからずして迎へまつれば、大臣は改めて臥床に入り毎朝六時の御起床には、一邸の嘆声寐不足よりぞ起りけり。

臥床を出で給ふ大臣の厳格は昨夜のその人とも覚えず、紅白粉は毒薬と恐るゝげなる御顔附をば登庁前に鶴原総務長官、木内部長は晴雨寒暑のいとひなく拝見に罷出で、朝夕に変る御態度を浮た浮たの由良さんと討入の良雄とに比べまつるが慣なりとかや。

上を見習ふ下の諺に漏れず、統監邸の属僚は毎夜大臣の出遊に乗じ、寐不足の償この時と窃に邸を脱け出で、何処に夢を尋ぬらん、独り取り残されたる給仕等はますます淋しき夜毎の留守居に居睡りの稽古も興覚めて「春の夜や女を嚇す造り事」それとは異なる髯男人並にては驚くまじと悪戯の趣向をこらして、邸内の潜り戸或は物暗き片かげに箒などを立てかけ、これにマントを着せ白布を冠らせ手には夜目にも著しき白刃と見紛ふ銀張りの棒を持たせおくに、忍び帰へりの属僚共この怪しき姿に会ひては、胆を消し腰を抜かす者も少なからず、悪戯は次第に巧者となり手を代へ品をかへての悪戯責には、恐れぬ者もなしとかや。

南満鐵道　創立総会を開く

〔一一・二七、東朝〕南満洲鐵道会社は、昨日午後神田青年会館に於て総立総会を開きたり。寺内陸軍大臣創立委員長として議長席に着き書記をして創立中の事務経過報告を朗読せしめ、監事の員数及び報酬の件に移り、澁澤榮一男より、監事員数は五名とし、其選挙方法は議長指名に一任したしと発議し満場之れを容れ、議長より左の五氏を指名せり。

瀧兵右衛門、馬越恭平、岩下清周、中橋徳五郎、川上謹一

又報酬の件も澁澤男の発議により日本銀行の例に倣ひ、一人年額一千円と決定し、監事諸氏は別室に於て、商法第百三十四条に依る事項を調査し、此間議長より総裁、副総裁、理事を紹介し、後藤総裁の演説あり、終つて馬越恭平氏より、監事を代表して左の三項の正当なることを報告せり。

第一、第一回募集株二十万株の引受及各株に付第一回払込ありたる事。
第二、政府出資財産価格一億円に達し、五十万株交付せる事。
第三、会社設立費用支出の正確なること。
尚、閉会に先だち、議長より申込証拠金利子は、金高百十七万八十一円余にして、該金額は会社の財産として積立て置く方針なりと述べ、四時散会したり。

後藤総裁就任演説

新平、此度不肖を愮らず、南滿洲鐵道株式会社の総裁重職を御受け致さざるを得ざるに至りたる次第と申しても、固より此大経営に対する成算の存せしが為めにはあらずして、唯一に政府並に株主各位の御趣旨を審かにし、拮据尽力せんことを期するのみ、然れども目下未だ其趣旨を審にすることを得て将来の施設等を、閣下並に各位に言明するの機会に熟し得ざるは最も遺憾とする所なり、而して是れ不肖が竊かに之を他日の拮据尽力に期する所なり、本社の事業たるや其鉄路のみに就て之を云ふも関係頗る広且大なり、延長僅かに七百哩に過ぎずと雖も、世界交通機能循環系統の世界商業的の大動脈中其枢要部を占め、東洋否世界実業の便宜に供し、普く内外の用に資すべきの位置に在り、故に本社の鉄道経営方針は啻に我政府並に株主各位の意思に副はざるべからざるのみならず、中外実業家の要望に副はんことを努めざるべからず、殊に清国人に対しては、成るべく其協力を迎へるの精神を持し、其協力を阻害すべき清国人の誤解猜忌は努めて之を排除せざるべからず、不肖短才能く如上述ぶる所の任を完ふすることを得るや否や、自ら顧みて関心に堪へず、抑も本社事業の成敗は、独り本社の利害のみにあらず、実に世界実業家の幸不幸の繫る所なり、豈殊に戦争の勝敗のみを以て国民の栄辱を定むべけんや。
不肖此重職に当りて、各方面の後援と同情を懇求するは、特に一会社の為めに各位の高明を累せんと欲するに非ずして、各位の地位は此国家的大事業に対して廻避を許さざるものあるを信ずればなり云々。

乗合自動車各地に拡まる

〔一一・二八、東朝〕 乗合自働車 ○大阪、奈良、静岡、丸亀は既に其営業を開始し、其他全国を通じ之が出願計画中のもの廿余ケ所に及ぶと云ふ、豊橋市にても遠藤長三郎、久野笹吉、平松市蔵等の諸氏に因りて計画せられ、株主募集中なり。

百年永続の小学校　深川の金生小学校

〔一一・二八、東京日日〕 我国の小学校と云へば、何れも維新後の設立に係り、維新前の所謂寺子屋流手習所の如きは皆な時勢の変遷やら学校令やらにて其の姿を消したるが、深川区富岡門前仲町なる金生小学校と云ふは、独り其の創立今を距ること九十九年前、即ち文化五年中のことに係り、其の校主も代々父子継承して渝らず、創立当時の校主は小西東橋（号）と称して、書道に堪能にて、爾来相継で東橋の号を用ひ、現校主は三代の東橋を襲ひ、目下氏の弟石蔵並に七名の教師を聘し、三百余名の児童を教育しつゝありと。

新設三大学建築費全部寄附

古河家が故市兵衛、潤吉の遺志を嗣ぎ

〔一二・七、東朝〕 文部省は明年度に於て仙台、札幌、福岡三大学の新営費を予算に計上したるに、富豪古河家（主人虎之助氏後見人木村長七氏）は此事を伝聞し、右建築全部の寄附を文部大臣に申出で、大臣は直に之を承認して命令書を交附したり、其費額は左の如し、蓋し市兵衛、潤吉両氏の遺志を紹ぎたるものなり。

福　岡、　六十万八千五十円
仙　台、　二十四万四千百七十円
札　幌、　十三万五千五百十九円
計、　九十八万七千七百卅九円
建築事務費、　六万九千百卅七円
総　計、　百五万六千八百七十六円

博報堂十週年園遊会 〔一二・一〇、時事〕 広告取次を専業とせる博報堂にては八日午前十一時より札幌麦酒構内に於て創業十周年祝賀園遊会を開きたり、園内各所には種々の模擬店あり、開会に先だちて会主の挨拶、次に来賓の演説ありて余興に移り海老一一座の太神楽、木崎正道一派の神刀流劒舞、落語家連の「廿四孝」の演劇及び蓄音器、日本橋連の「勢獅子」、海老一の水芸、落語家の喜劇「根岸の茶の湯」、花火、奏楽、軽気球、射的、達磨落し等あり、一同十分の歓をつくして午後五時過散会したり。

親書捧呈

韓国皇帝より我が皇室に

〔一二・一二、東朝〕 韓国皇帝陛下より、我天皇陛下に御親書を贈られたるに付、特使内務大臣李址鎔氏は、夫人及随員漢城府尹朴義秉氏以下を従へ、伊藤統監帯同の上、昨日午前十一時五十分宮中に参内、鳳凰の間に於て、天皇陛下に謁見仰付られ、特使は恭しく左の意味の御親書を捧呈したりと聞く。

大日本皇帝陛下　神聖叡武遠く東洋の平和を慮り、重臣大勲位侯爵伊藤博文を統監として弊邦政務の指導啓発に任ぜしむ、而して今春着任以来画策せる施政の改善に依り、従来の弊政を一掃し、面目を一新したるは、朕の深く欣ぶ所なり、尚将来益々弊邦を扶植誘掖して其効果を収めしめんことを。

日韓協約締結

森林経営及韓国利源開発に関し

〔一二・一二、東朝〕 鴨緑江及豆満江森林は韓国国境に於ける最豊沃なる利源と認め、日韓両国政府は其経営に付左の条款を締結す。

第一条、鴨緑江及豆満江森林は日本及韓国両国政府の協同経営に由るべし。

第二条、両国政府は経営資本を一百廿万円として各自六十万円を出資す。（下略）

明治卅九年十月十九日

光武十年十月十九日

大日本統監　侯爵　伊藤　博文
大韓議政府参政大臣　朴　齊　純
同　度支部大臣　閔　泳　綺
同　農商工部大臣　權　重　顯

年賀郵便創設

〔一二・一三、東朝〕既記の如く、逓信省は今回年賀特別郵便規則を発布し料金完納の普通通常郵便物なれば、新聞雑誌等の類にても、年賀郵便として十二月十五日より廿九日までに全国各郵便局にて引受け、一月一日の最初の日附印を押して予め配達局へ送り置き、一月一日の最先便にて到着の順序に依り配達するの方法を採り一般公衆の便宜を計ると共に、郵便局の手都合を助け、一挙両得の便法を設けたることとなれば、広く此方法を利用せんことを熱望する由なり、此特別取扱を受けんとするものは、十二月十五日より廿九日までに、十通以上の料金完納普通通常郵便物を一束として、年賀郵便物と記せる附札をなし、之れを郵便局（郵便箱へ入れるべからず）に差出すべし。

亡命客孫逸仙の南清暴動談

〔一二・二二、時事〕南清の暴動は勢なか〳〵猖獗にして当る可からず、愈々巡撫の出馬と成りたれども却つて散々の敗を取りし事、何時しか西太后の御耳に入りしかば、太后以ての外に逆鱗まし〳〵、早速賊徒を平定して其罪を償へよとの厳命呉重熹に下れりとの説ありしかば、記者は這般の消息を知らずやと私に孫逸仙氏の寓を驚かし、刺を通じ面謁を請ひ、導かるゝ儘に四畳半許りなる応接所に通り初めて孫氏の風采に接するを得たり、孫氏の寓は牛込の片ほとり最も閑静なる処に在り、通りに面して門柱には高野と書せる小綺麗なる窯き物の標札をかゝげたり、孫氏は丈け高き方にはあらずして、先づ中背と云ふ可けれど、中肉とは称へ難し、顔はあくまで銅色をおび、顴骨高く張りて眼に一種の光をおびたり、紫毛糸の襯衣を穿ち、瓦斯縞の粗服を纏ひ、挙止軽快にして自ら尋常一様の支那人に異るものあり、記者は先づ突然高眠を驚かし奉りたる無礼を謝すと述べたるに、氏は足下は英語を解するやと問ひ、余は又足下は日本語を解せずやと反問せるに、余は日本語を知らずと事もなげに喝し去れり、玆に至りて余は英語もて過般来南清地方に起れる一揆は、足下配下の徒にして精良の武器を有し勢ます〳〵猖獗を極むと聞く、果して此事ありや否やと言はせも果てず、氏は怒り心頭に発したらんが如く卓を打て云へる様、足下余輩は一揆に非ず、秩序ある改革派なり、然るを今吾党改革派の運動を以て一揆と称するが如きは、余輩を軽侮するの甚だしきものにして、余は最早足下と会談するを欲せずとて、今にも余を摑み出さんず勢を示せり、余も並に優し大男なればよも摑み出さるゝ事もなからんと思へども、少しく思ふ所ありしかば陳謝して話頭を他に転じたるが、氏は又語りて曰く、支那は支那人の支那なり、支那人に依りて統治せられざる可からず、清国政府の腐敗は其極に達し、清国政府は同国人の多く日本に遊学するを見て、革命の種子を成すものなりとして之を喜ばざるに反し、露国は常に清国の宮廷に近づけり、されば若し今後十年若し日

露の戦争再び起る事もあらんか、日本は清国の為めに戦ひしにも拘はらず、清国は依然露国側にをるべし、実に清国は日本と共に行動するの智能を有せざるものなり、故に余輩改革派の為す所は独り清国の為めにするのみならず、又以て日本の為めにする所以なりとて、大々的気焰を吐きければ、記者は左程まではとて此気焰を受流しつつ単に再訪を約して辞し帰れり。

大日本史完成

〔一二・二四、東朝〕水戸義公の遺業たる大日本史残部の編修は水戸市神崎彰考館に於て之を行ひ、既に去月中目録五巻まで上木し、紀傳史表全部三百九十七巻の大成を告ぐるに至れり、依つて旧藩主徳川侯爵は編輯主任栗田勤氏に託し、上表を選せしめ、館員北條時雨氏大高檀紙に謹書し、是亦出来したるを以て、不日之を宮廷に献納し、之と同時に旧藩主は常磐神社に於て完成の奉告祭を兼ね、編輯創始二百五十年紀念祭を執行する筈。

模範町村減少　戦争の影響か

〔一二・二四、東朝〕本年十月内務当局の調査によれば全国を通じて全く町村税を賦課せざる町村は神奈川一、三重一、静岡一、富山一、都合四ケ町村にして、財産営造物及事業より生ずる収入を以て経常費の半額以上を支辨する町村は、東京四、神奈川三、兵庫三、三重三、愛知二、静岡一、岐阜一、福島二、長野一、広島一、愛媛二、北海道三、合計二十七ケ町村なり。之れを三十六年調査表に対照するに、町村税を全部賦課せざる町村数に於ては増減なきも、動産営造物及事業より生ずる収入を以て経常費の半額以上を支辨する町村に於て八ケ町村を減ぜり。斯くの如きは、更に悲しむべき現象なるを以て、其の原因に付ては其筋に於ても調査中の由なるが、要するに其の主因となれるものは、三十七八年の大戦に全資力を公債其他の戦費に捧げたる結果にして、近来当局に於ても大に模範町村の奨励に勉めつゝあれば、遠からず其の増加を見る見込の由。

外教信奉者数の調査

〔一二・二九、東朝〕外教信者数　○最近の調査によれば、我国神仏以外の宗教信者は総計十二万一千八百九十八人にして、其所属内訳左の如し。

天主教　五千三百十人、ハリストス正教　一万三千六百十三人、日本基督教会　一万三千七百六十一人、組合基督教会　一万二百四十三人、日本聖公会　一万一千八百三十五人、浸禮教会　二千三十七人、美以監督教会　五千二百七十四人、南美以教会　一千三百四十三人、日本美以教会　二千七百七十七人、美普教会　六百八十四人、布美教会　二百四人、福音教会　六百八十一人、福音路帖　二百六十三人、スカンヂナペアン・ジヤパン・アライアンス　百八十五人、クリスチンギン・エンド・ミシヨナリー・アライアンス　三十八人、同胞教会　二百六十七人、普及福音教会　八十人、ユニヴアサリズム　百十人、友会　五百十七人、基督教会　八百廿五人、クリスチヤン　千九十五人、セブンズデー・アドヴエンチスト　百一人、救世軍　四百九十六人、無所属　二千二百七十九人、其他の教派　百八十人

明治四十年

（一九〇七年）

臺灣南北電話直通

〔一・四、國民〕 臺灣の臺北臺南間直通電話は、南北直通の必要を一日も緩ふすべからざるものあるにより、先般来着手中の処ろ、旧臘二十七日を以て一通り竣功し直通開始に至りたるが、其の電話料金等は左の如くに定めらる。〔下段、十銭摘記なし。〕

基隆斗六間	八十五銭	十銭	淡水斗六間	七十五銭	十銭
臺北斗六間	七十五銭	十銭	新竹斗六間	五十五銭	十銭
臺北臺南間	九十銭	十銭	新竹臺南間	七十五銭	十銭
臺中嘉義間	三十五銭	十銭	臺中鳳山間	七十五銭	十銭
彰化嘉義間	三十五銭	十銭	彰化鳳山間	六十五銭	十銭

閨秀碁客　多くは独身者

〔一・二六、都〕 昔は男子の独占のごとくなり居たる謡曲又は能楽などが、今は女流社会にも行はるゝやうになりしは、数年来の新現象なるが、囲碁の技も亦た上流婦人間に弄ばるゝやうになり、中には段を有する名手をさへ出すに至りたり、今ま方圓社より其の資格を得たる人を列挙すれば、

麹町区飯田町四丁目　喜多文子(三四)　▲四谷区伊賀町二十番地　都築米子(三六)（以上三段）　▲本郷区本郷一丁目九番地　伊藤きの(三四)（二段）　▲京橋区瀧山町十一番地　杉森たつ子　▲芝区吉田きく子(四〇)　▲日本橋区上槇町　林きく子　▲本郷区湯島四丁目　竹田いつ子(三四)　▲浅草区馬道一丁目十番地　青本きく子（以上初段）

此の婦人等は独身者多く、中には一旦夫を持ちて三年前に死別れし伊藤きのゝ如きあり。現に良人を持ち居るは僅かに喜多文子一人のみ、女史の良人は彼の能楽師として有名なる喜多流の家元喜多六平太にて、女史の家は代々不思議にも、女流碁客の名手を出し、実母は初段なる林きく子、祖母は当時女流の名手といはれし林きの子共人なり。又伊藤きの女史の如きも、母のしげ子は二段にて、真の手腕は三段に値ひすべしと噂されたりとぞ。（下略）

豪勢なお年玉　流石は鈴久、居並ぶ妓等へ東株一枚宛

〔一・二七、中外商業〕 △某の狭斜、某の待合、年首一夕の事とか聞く、ドテン界の飛将軍鈴木幸手守(さってのかみ)久五郎君、女将連を召集して臨時総会を開き、自ら座長席に着きお年玉配当の宣言を為す、此株主は夏も小袖の手合せ、十三歳以降奮闘の紀念と覚しき鉛毒の余痕尚斑なる皴首をにゆーッと突出し、一斉に其率如何と窺ふ状物凄くも亦恐ろしく餓虎の肉を望むに似たり、会長久氏咳一咳して宣言を続けらく、お年玉は之だと、即ち東株一枚宛を配分す、満場少しく意表の感に打たれつ、されど固より異議有るべき筈もなく、将に可決確定たらんとするや、会長暫しと押止め今度は宣言を改め曰く、株で持つて居つた処仕方があるまい、時価で買上げる事にしやうと、即ち当時の出来直六百幾十円見当を以て引換を完了し、斯て此総会は無事結了を告げたりき。（下略）

韓国皇太子妃入内　妃殿下は十三歳

〔一・二七、福岡日日〕 既報の如く、韓国皇太子殿下御嘉禮式の

御模様を承はるに、皇太子妃殿下には去る廿四日午後四時御入内、大韓門内にて田中特使及び各大臣の奉迎式を受けさせられ、次で咸寧殿に入らせ給ひ一室に於て皇太子殿下と御盃事あり、此時御媒酌の李址鎔氏夫人は両殿下の中に座して、皇太子殿下の御手に懸けられたる黄色の絲と、妃殿下の御手に懸けられたる紅色の絲とを繋ぎて御縁結びの験となし、終りて特に参列を許されたる皇族夫人、日本婦人、外国婦人の集まれる別室に出でさせ給ひ、皇太子殿下は金冠束帯を召されて中央に御着座あり、妃殿下は華麗なる韓国古来の礼服の上に黒絹の被布を眉深く召され、御芳紀僅に十三歳、窈窕たる態度にて夥多の女官に御手を把られ、蓮歩緩に皇太子殿下の御側近く御着座ありて配膳を受けさせらるゝ御式あり、次で皇帝陛下は嚴妃を従へて出御、外国婦人一統に握手の礼を賜ひ、畢て御席を更めさせられ、中央に一段高く玉座を設けて皇帝陛下御着座、皇太子殿下、嚴妃其左右に侍立し給ふ前にて、妃殿下は四度跪拝の礼を行ひ、棗と栗とを盛りたる高膳を供へらるゝや、皇帝陛下棗を食させ給ひて其核子を皇太子に授け給ふ、皇太子殿下は莞爾と之を受けさせられ懐中し給ひ、次に両殿下より献盃の御事ありて式畢り、妃殿下は後宮に入られ、皇帝陛下、皇太子殿下には、田中特使一行及び文武百官の参賀を受けさせられたり。

乃木希典——學習院長となる

〔二・一、官報〕　叙任及辞令

明治四十年一月三十一日。

軍事参議官陸軍大将正三位勲一等功一級男爵　乃木　希典

兼任學習院長

學習院長正五位勲四等理学博士　山口鋭之助

任圖書頭

足尾銅山騒擾　果然暴動化

火薬庫爆破　死傷多数　遂に出兵

〔二・七、東朝〕（足尾）　六日の襲撃

足尾坑夫暴動は昨夜来鎮静なりしが、今六日午前七時半本山有木坑口入坑坑夫の交代の際、七八百人同所に集り、夫より本山坑場に向つて襲撃せり、（坑場建物は五間に七間）硝子障子を破壊し或は器具を持出し、之を火中に投じ暴行を逞しうするを以て、坑場に在る職人等は事の容易ならざるを見て逸早く遁走したれば、幸ひ怪我人を生ざゞりき。次で倉庫及び陳列所に向つて襲撃し盛んに投石したるが、警察官の出張を知つて中止したるも、倉庫よりあらゆる食料品を掠奪し、食物は直に飲食し、器具は悉く火に投じて焼棄し、彼等は団体を分つて調度課に到り乱暴狼藉を敢てせり。

×

〔二・八、東朝〕（足尾）（前略）　火薬庫爆発　暴徒等は先づ食料品貯蔵所より酒を取出したる後放火したるを手始めとし、火の将さに消んとするや、油倉にダイナマイトを投じたれば、爆然たる強響を発し火焔天に沖し、隣の鍋釜類を納めある倉庫に延焼し盛んに燃拡がり、又も其隣りの火薬庫に燃移り轟然爆破の音天柱挫け地軸裂けん計りにて、焔々天に漲り悽愴の状筆紙に尽し難し。（中略）

▲南所長死去　暴徒に殴打されたる南所長午後四時死亡せり。
▲暴徒焼死　暴徒等は泥酔したると目的物なき為め、約二百名は坑内に入り坑外は鎮静なり。火災中泥酔の為め焼死したる者十数名あり。

日本社會党　禁止せらる

〔二・二三、平民新聞〕　日本社會党大会の決議、及び同会に於ける幸徳氏の演説を載せたる本紙は、社会の秩序を紊乱するものなりとて、曩に告発せられたるが、日本社會党は昨日更に其の結社を禁止する旨達せられたり。達しの全文左の如し。

日本社會党主幹者
堺　利彦
石川三四郎

日本社會党ハ、安寧秩序ニ妨害アリト認ムルヲ以テ、治安警察法第八条第二項ニ依リ、其ノ結社ヲ禁止スル旨、内務大臣ヨリ達セラレタリ。

右伝達ス。

明治四十年二月二十二日

警視総監　安樂　兼道　印

有婦姦征伐の一夫一婦運動

〔二・二七、讀賣〕　一夫一婦派の運動

我が邦の法律上、有夫姦を罰して有婦姦を罰せざるは人道の欠陥にして風教を維持する点に於て甚だ妙ならずとて、既に前年来婦人矯風会より法律改訂を請願し居りしも、毎期議会に於て否決されしに、本年は幸ひ刑法改正案も提出せられゐること故、此の際右の改訂をも加へて是非可決せしめたしとて、政友会の多田作兵衛、征矢野半彌、江藤哲藏氏等熱心に勧誘し、案外に賛成者も多ければ、或は政友会の党議となるやもしるべからざる形勢なり。尚ほ改正の条文は従来姦通の罪人が婦とありしものを更に夫の一字を加へ、一方に於て之を縦容したる場合又之を申告せざる場合に於ては、罪科を構成せざるものなりと。

樺太庁官制　公布せらる

〔三・一五、官報〕　勅令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ樺太庁官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十年三月十四日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望
内務大臣　原　敬

勅令第三十三号

樺太庁官制

第一条　樺太庁ニ左ノ職員ヲ置ク。

長官　事務官　警視　支庁長　技師　通訳官　属
警部　技手　通訳

第二条　長官ハ勅任トス。

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍将官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。（下略）

義務教育　六箇年となる

〔三・二一、官報〕勅令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、小学校令中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十年三月二十日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望

文部大臣　牧野　伸顯

勅令第五十二号

小学校令中左ノ通改正ス。

第十三条　削除

第十八条　尋常小学校ノ修業年限ハ六箇年トス。高等小学校ノ修業年限ハ二箇年トス。但シ延長シテ三箇年ト為スコトヲ得。

第十九条　尋常小学校ノ教科目ハ、修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ、女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フ。土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得。（下略）

帝国大学の独立遂に実現す

〔三・二五、官報〕法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル帝国大学特別会計法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十年三月二十三日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望

大藏大臣法学博士　阪谷　芳郎

文部大臣　牧野　伸顯

法律第十九号

帝国大学特別会計法

第一条　東京帝国大学及京都帝国大学ハ資金ヲ所有シ、政府ノ支出金、資金ヨリ生ズル収入、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充ツルコトヲ許シ、特別ノ会計ヲ立テシム。

第二条　前条ノ政府支出金ハ、東京帝国大学ニ在リテハ毎年度金百三十万円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年金百万円トシ、一般会計ヨリ之ヲ繰入ルベシ。

第三条　各帝国大学ノ資金ハ政府ヨリ交付シ、又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産竝歳入残余ヨリ成ル。

第四条　帝国大学ノ歳出ニ充ツル為必要アルトキハ、其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得。但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ、同途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。

第五条　政府ハ毎年各帝国大学ノ歳入歳出予算ヲ調製シ、歳入歳出ノ総予算ト共ニ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ。（下略）

ノーベル賞金

〔三・二七、東京日日〕米国大統領ローズヴエルト氏が日露両国をして平和談判を開かしめ、世界の惨劇たる日露戦争を終了せしめたりとの功に依り、瑞典国よりノーベル賞金を受領したる事は、尚世人の記憶に存する所なるべし、此賞金の由来に就ては創設の当時委しく報ずる所ありしが、今又其の一斑を叙するも、無用の事にあ

らざるべし、瑞典は其地僻遠其人口稀薄なれども、古来北欧洲に於て赫々たる歴史を有する国なり、殊に文運の進歩に於ては、他の欧洲大国民と比肩して決して劣る所なく、リンニウスの博物植物に於ける研究は、今日尚科学の基礎として存せり、其学弟ツンベルクは日本に来れる最初の瑞典人にて、千七百七十五年以降ケンフエル及びホン・シーボルト氏等と、日本植物の科学的分類を為したり、ベルゼリヤスとセツクルの化学に於ける、アレニヤスの物理化学に於ける、皆著名なるものなり、東北航路を発見したるノルデンスキオルドの如き、其他多くの北極探見家は瑞典より出たり、中央亜細亜の探見家としてイバン・ヘデン出で、工学者ジョン・エリクソンはモントル艦型及び汽船推進器を発明したり、最後にノーベル賞金の寄贈者ノーベル氏は世人の知る如くダイナマイトの発見者なり、ノーベル氏は、其遺言により、殆ど其財産の全部即ち千六百万円を以てノーベル基金を作らしめ、年々其利子を人類に最大幸福を与へたる人に附与する事としたり、此利子全額は五等分せられ各部即ち約七万五千円宛、第一物理、第二化学、第三生理若くは医学、第四文学、第五国際的親和に功ありし者に分付する事に規せられたり、此中物理化学の受賞者はストツクホルム科学協会の指名により、生理医学の受賞者は同市カロリン協会の指名により、平和の業に功ありしものとしては、ノルウエー議会の一委員の指名を以て決定せらるゝ事となれり、最初の賞金授与式は、ノーベル氏の死後五週忌即ち千九百一年十二月十日に行はれたり、爾来毎年同月同日此賞与授与式を行はれて今日に至りたり、若し此基本金管理者に於て此賞金を授くべき人なしと認むるときは、其賞金は次年に繰延ぶる規則なれども、今日迄未だ斯の如き例なし、過去六年間に於て此賞金は欧米に於ける大抵の学者に贈与せられたるが、日本に於ては未だ之を受けたる人なし。

帝國鐵道庁　総裁以下任命

〔四・二、官報〕　叙任及辞令　○明治四十年四月一日。

任帝國鐵道庁総裁　従四位勲二等工学博士　平井晴二郎
兼任帝國鐵道庁副総裁　遞信省鐵道局長正五位勲三等　山之内一次
任帝國鐵道庁技監　従四位勲三等工学博士　増田　禮作

（下略）

三越がデパートメントストア式に進出

〔四・三、東朝〕　常に流行の率先者を以て任ずる三越呉服店にては、彼の欧米に行はるゝデパートメント・ストアーに倣ひて店内の売品の数を多くし、一昨日よりは新柄陳列会を開きて小切売出しを開始したるが、之と同時に新に建築せし食堂、写真室をも開き、食堂にては料理一食五十銭、和菓子、珈琲紅茶各五銭、洋菓子十銭にて商ひつゝあり、写真も亦実費を以て需に応じ、又陳列品内中央には北村季晴の出張を求め、常に優美なる洋楽を奏して以て入場者の耳を娯しましむる事とし、宛然一の小博覧会の観を呈しつゝありとなり。

シンガーミシン　月賦販売を開始

〔四・六、読賣〕　シンガーミシンの月賦販売　○京橋区銀座三丁

目のシンガー裁縫機械会社にては、今回申込金三円月賦五円宛にて申込金受取と同時にミシンの機械を配達し、爾来月賦支払の終る迄毎月二回若くは一回無料にて機械の用法を出張教授するの便法を設け、教授は有楽町のシンガーミシン裁縫女学院にて担当すと。

日韓聯邦説　韓人間専らの噂さ

〔四・一〇、福岡日日〕近来韓人間に日韓聯邦組織の風説頻りに行はれ李根澤氏等も之れに関係せりと伝へ排日思想を煽動するものあれども、是等は日韓両国間の交誼を阻碍せんとする李一派の蜚語に過ぎず。

「父母を蹴れ」事件
遂に「平民新聞」発行禁止を喰ふ

〔四・一四、平民新聞〕本紙の発行禁止。

「父母を蹴れ」てふ論文事件は、十三日午前十一時東京地方裁判所に於て、左の宣告を受けたり。

軽禁錮三ケ月（編輯人として）
軽禁錮三ケ月（発行人として）　石川三四郎
軽禁錮三ケ月（執筆者として）　山口　義三
発行禁止　平民新聞

右にて多くの裁判判決を合計すれば、石川は十一ヶ月の軽禁錮、山口は八ケ月の軽禁錮に処せらるべし。被告等は控訴せざる考へなれば、検事の控訴さへなくば、二十三日頃入獄するととなるべきか。

号を重ぬる纔に七十余にして
平民新聞　遂に壊滅し了す

〔四・一四、平民新聞〕廃刊の辞。

（一）

暴虐なる政府、陰険なる権力階級は、遂に其の目的を達したり。彼等は資本の欠乏と人員の不足との為めに、気息奄々として戦へる我が平民新聞に向つて、直接に間接に迫害又迫害を加へたるの極遂に昨日を以て、「発行禁止」の宣告を与へたり。

吾人は今の裁判、法律に向つて何等の信用を有すること能はず。控訴上告の無益なるを知る。即ち本月本日を以て、断然此に廃刊を宣告す。（下略）

常陸丸殉難の英人を合祀

〔四・一六、東朝〕撃沈されたる常陸丸乗組英人三名は、今回靖國神社に合祀せらるゝ事となり、昨日を以て上奏御裁可を仰ぎたりと云ふ、外人合祀の嚆矢なるべし。

師範学校教育に関する訓令

〔四・一七、官報〕文部省訓令第六号〔北海道庁、府県へ〕

近年我邦教育ノ進歩ニ伴ヒ、師範学校ノ現行規定中改正ノ必要ヲ感ズルモノ尠カラズ。殊ニ今回義務教育ノ年限延長セラレタルニ際シ、適良ナル教員ノ養成ヲ要スルコト益々切ナルニ至レリ。師範学

校ニ関スル従来単行ノ諸規程ヲ総括シテ、新ニ師範学校規程ヲ制定セル所以ナリ。今左ニ其ノ改正ノ要旨ト施行上注意スベキ事項ノ一斑ヲ挙示スル所アルベシ。師範学校ノ学科ニ就キテハ、本科ヲ第一部及第二部ニ分チ、従来ノ簡易科ハ之ヲ廃止スルコトトセリ。而シテ第一部ニ於テハ、女生徒ノ修業年限ヲ男生徒ト同ジク四箇年トシ、又予備科ノ修業年限ヲ一箇年ト定メタリ。蓋シ従来本科卒業者ニ与ヘタル小学校教員ノ資格ハ男女ニヨリテ差異ナキニ拘ハラズ、其ノ修業年限ヲ異ニセルハ、女子教員ノ発達尚幼稚ナリシ時代ニ於テ寔ニ已ムコトヲ得ザルニ出デタルモノナリト雖モ、今ヤ其ノ進歩発達著シク、且教職ノ女子ニ待ツモノ漸ク切ナラントスルノ形勢ニ徴シ、優良ナル女教員養成ノ必要ヲ認メタルヲ以テ、本規程ニ於テハ男女共ニ其ノ修業年限ヲ同一ナラシメタリ。

又第二部ニ於テハ主トシテ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者ヲ入学セシメ、之ニ一箇年若ハ二箇年必要ナル教育ヲ施シ、以テ第一部ニ於ケルト同等ノ成績ヲ挙ゲシメンコトヲ期セリ。従来此等ノ学校卒業者ニシテ、小学校ニ教員タル者尠カラズト雖モ、教授訓練ニ関スル智識技能未ダ十分ナラザルモノアリ。近年地方ニヨリテハ短期ノ講習科ヲ設クルモノナキニアラズ而モ其ノ期間、学科目、教授時数ノ如キ、正教員養成ノ機関トシテハ頗ル不完全タルヲ免レズ。是レ今回一定ノ課程ノ下ニ新ニ第二部ヲ設ケ、正教員養成ノ途ヲ開キタル所以ナリ。然レドモ正教員ノ不足ハ一朝一夕ニ之ヲ補充シ得ベキニアラザルガ故ニ、第二部ヲ設置スルガ為ニ、第一部ノ縮小ヲ図ルガ如キハ、本規程ヲ設ケタル旨趣ニ副ハザルモノトス。而シテ若シ第二部ニ於テ毎年一学級ヲ編制スルニ足ルベキ生徒数ヲ得難キトキハ、男女生徒ノ各学級ヲ隔年交互ニ設ケ、又ハ講習科ト交互ニ之ヲ設クル等、便宜ノ方法ニヨリ、苟モ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者ニシテ小学校教員タラントスル者ハ、成ルベク遺漏ナク之ヲ収容シテ以テ、第二部ヲ設クベキナリ。高等小学校卒業者ヲシテ直ニ師範学校ニ進入スルコトヲ得シムルハ学校ノ系統上適当ノコトナルノミナラズ、一面ニハ優秀ナル生徒ヲ得ンガ為メニ、最有効ノ方法タリ。是レ今回本科第一部ノ入学資格中ニ、修業年限三箇年ノ高等小学校卒業者ヲ加ヘ、又予備科ノ修業年限、学科程度等ヲ一定シテ、高等小学校第二学年修了者トノ連絡ヲ計リタル所以ナリ。而シテ修業年限三箇年ノ高等小学校ハ、当分其ノ数尚多カラザルベキヲ以テ、地方長官ハ成ルベク予備科ノ施設ヲ企図センコトヲ望ム。

小学校教員講習科ハ現ニ小学校教員タル資格ヲ有スル者ニ、必要ナル補習ヲ為サシムルヲ以テ本体トシ、特別ノ必要アルトキ尋常小学校教員養成ノ為ニ、之ヲ設クルヲ得ルコトトシ、且其ノ講習期間ニ関スル制限ヲ定メタリ。今ヤ小学校令ノ改正ニヨリ、従来尋常小学校教員ノ資格ヲ有スル者ト雖モ将来ノ尋常小学校教員トシテハ、学力ノ不足ヲ免カレザルニ至ルベキガ故ニ、此等教員ノ為特ニ講習科ヲ設ケ、学力ノ補習ヲ計ルコトハ、今日ノ最モ急務トスル所ナリ。

学科目ニ就キテハ社会ノ趨勢ト従来ノ経験トニ徴シテ、本科第一部ノ男生徒ニ対シ、新ニ法制及経済ヲ加ヘ、又男女生徒ヲ問ハズ手工ヲ必修セシムルコトトシ、英語ハ男生徒ニ対シテハ必設科目トシ女生徒ニ対シテ之ヲ加設スルコトヲ得シメ、共ニ随意科目トナセリ。而シテ法制及経済ハ当分ノ内之ヲ欠クコトヲ得シメ、尚其ノ実施ニ就キテハ準備ヲ要スルモノアリ、他日更ニ訓示スル所アラント

ス。又英語ハ元来学習ニ困難ナル学科目ナルヲ以テ、学力ニ余裕アル者又ハ語学ノ材幹アル者ノ之ヲ修ムルハ固ヨリ妨ナシト雖モ、徒ニ世ノ流行ニ倣ヒテ之ヲ学習スルガ如キハ、深ク戒ムベキコトニシテ、学校職員ヲシテ指導其ノ方ヲ誤ラシメザランコトヲ要ス。

本科第二部ハ高等普通教育ヲ終レル者ニ対シテ短期ノ師範教育ヲ施シ、以テ教員タルニ適セシメントスルモノナレバ、此ノ旨趣ニ基キ其ノ学科目及程度ヲ配当規定セリ。故ニ之ヲ授クルニハ、主トシテ既得ノ知識技能ニ基キテ之ヲ統合補習セシメ、殊ニ小学校ニ於ケル教職ニ関シ必要ナル事項ヲ習得セシムルコトニ注意セザルベカラザルナリ。（下略）

大学の先生をヨシにして
夏目漱石東京朝日社に入る

〔五・三、東朝〕　入社の辞　（漱石）

大学をよして朝日新聞に這入つたら、逢ふ人が皆驚いた顔をしてゐる、中には何故だと聞くものがある、大決断だと褒めるものがある、大学をやめて新聞屋になる事が左程に不思議な現象とは思はなかつた、余が新聞屋として成功するかせぬかは固より疑問である、成功せぬ事を予期して十余年の径路を一朝に転じたのを無謀だと云つて驚くなら尤もである、かく申す本人すら其の点に就いては驚いて居る、然しながら大学の様な栄誉ある位置を抛つて、新聞屋になつたから驚くと云ふならば、やめて貰ひたい、大学は名誉ある学者の巣を喰つてゐる所かもしれない、尊敬に価する教授や博士が穴籠りをしてゐる所かも知れない、二三十年辛抱すれば勅任官になれる所かもしれない、成程さう考へてみると結構な所である、赤門を潜り込んで、講座へ上らうとする候補者は——勘定してみないから、幾人あるか分らないが、一々聞いて歩いたら余程ひまを潰す位に多いだらう、大学の結構なるは夫でも分る、余も至極御同意である、然し御同意と云ふのは大学が結構な所であると云ふ事に御同意を表したのみで、新聞屋が不結構な職業であると云ふ事に賛成の意を表したんだと早合点をしてはいけない、新聞屋が商売ならば、大学屋も商売である、商売でなければ、教授や博士になりたがる必要はなからう、月俸を上げてもらふ必要はなからう、勅任官になる必要はなからう、新聞が商売である如く大学も商売である、新聞が下卑た商売であれば大学も下卑た商売である、只個人として営業してゐるのと、御上で御営業になるのとの差丈けである。

大学では四年間講義をした、特別の恩命を以て洋行を仰せつけられた、二年の倍を義務年限とすると此四月で丁度年期はあける訳になる、年期はあけても食へなければ、いつ迄もかぢり付きしがみつき、死んでも離れない積りであつた、所へ突然朝日新聞から入社せぬかと云ふ相談をうけた、担任の仕事はと聞くと只文芸に関する作物を適宜の量に適宜の時に供給すればよいとの事である、文芸上の述作を生命とする余にとつては是程有り難い事はない、是程心持ちのよい待遇はない、是程名誉な職業はない、成功するか、しないか抔と考へて居られるものぢやない、博士や教授や勅任官抔の事を念頭にかけて、うん〳〵、きゆう〳〵云つてゐられるものぢやない。

大学で講義をするときは、いつでも犬が吠えて不愉快であつた、

予の講義のまづかつたのも半分は此犬の為めである、学力の足らないからだ抔とは決して思はない、学生には御気の毒であるが、全く犬のせいだから、不平は其方へ持つて行つて頂きたい、大学で一番心持ちのよかつたのは図書館の閲覧室で新着の雑誌抔を見る時であつた、然し多忙で思ふ様に之を利用する事が出来なかつたのは残念至極である、しかも余が閲覧室へ這入ると隣室にゐる館員が、無暗に大きな声で話をする、笑ふ、ふざける、清興を妨げる事は莫大であつた、ある時余は坪井学長に書面を奉つて、恐れながら御成敗を願つた、学長は取り合はれなかつた、余の講義のまづかつたのは半分是が為めである、学生には御気の毒だが、図書館と学長がわるいのだから、不平があるなら其方へ持つて行つて貰ひたい、余の学力が足らんのだと思はれては甚だ迷惑である。

新聞の方では社へ出る必要はないと云ふ、毎日書斎で用事をすれば夫で済むのである、余の居宅の近所にも犬は大分居る、図書館員の様にさわぐものも出て来るに相違ない、然しそれは朝日新聞とは何等の関係もない事だ、いくら不愉快でも、妨害になつても、新聞に対しては面白く仕事が出来る、雇人が雇主に対して面白く仕事が出来れば、是れが真正の結構と云ふものである。

大学では講師として年俸八百円を頂戴してゐた、子供が多くて、家賃が高くて八百円では到底暮らせない、仕方がないから他に二三軒の学校をかけあるいて、漸く其日を送つて居た、いかな漱石もかう奔命につかれては神経衰弱になる、其上多少の述作もやらなければならない、酔興に述作するからだと云ふなら云はせておくが、近来の漱石は何か書かないと生きてゐる気がしないのである、夫れ丈けではない、教へる為め、又は修養の為め書物も読まなければ世間へ対して面目がない、漱石は以上の事情によつて神経衰弱に陥つたのである。

新聞社の方では教師としてかせぐ事を禁じられた、其の代り米塩の資に窮せぬ位の給料をくれる、食つてさへ行かれゝば何を苦しんでザツトのイフのを振り廻はす必要があらう、やめるなと云つてもやめて仕舞ふ、休めた翌日から急に背中が軽くなつて、肺臓に未曾有の多量な空気が這入つて来た、学校をやめてから、京都へ遊びに行つた、其地で故旧と会して、野に山に寺に社に、いづれも教場よりは愉快であつた、鶯は身を逆にして首を張る、余は心を空にして四年来の塵を肺の奥から吐き出した、是も新聞屋になつた御蔭である。

人生意気に感ずとか何とか云ふ変り物の余を変り物に適する様な境遇においてくれた、朝日新聞の為めに変り物として出来うるかぎりを尽くすは余の嬉しき義務である。

新東宮御所　**片山東熊博士談**

〔五・一七、日本〕 最近東洋に於ける三大建築として東宮新御所、東宮殿下御慶事紀念美術館、及び帝國図書館の三は斯道の人の指す処なり。其中図書館は工事最中戦役の為め経費を節減せられしを以て、今日に於ては未だ見るに足らずと雖も、東宮御所と紀念美術館とは外構既に成り、遠からず完成を告げんとす。殊に東宮御所は経費の点より云ふも、装飾を重んじたる点より云ふも、最も傑出したるものにして、今や此が為め儼然帝都の一角は異彩を放たんとす。是れ吾人が国民として熟知し置く必要あるのみならず、単に建

築として見るも尚最新式に成る模範建築の一端を窺ふは趣味あることなり。依て茲に内匠頭にして嘗て御造営局のありし当時、そが技監として本建築に与かり最も力ある工学博士片山東熊氏に乞ひ大体の説明を求め、更に局部に就ては同寮技師山本直三郎氏に聞く処ありて、大略左に紹介することゝせり。

(上)

先づ話の順序として外構、建築、装飾、衛生装置の四部に大別して云つた方が便利と思ふから、略それに従つて述べることゝする。其前に一言云つて置きたいことは起工の年月で、三十一年八月に始めて着手せられたと云ふものゝ、以前其処にあつた古い建物を取払つたりする為めに一年余は費されて終つたのであるから、実際建築にかゝつたのは三十三年からと思つて略間違は無い。それで昨年の暮大体の工事が仕上ると同時に、御造営局は廃止せられたので、其間恰も七年になる。而して経費は予算の五百万円を大に超過すると云ふやうなことも無さそうである。次に建坪は地取りに種々凹凸があるから正確なことは一寸言ひ兼ねるが、平坪の二千坪前後で、地下室を加へて三層より成立つて居る。扨前に返ると、

(一) 外構　一言にして云へば、所謂鉄骨石（鉄は無論鋼鉄を用ゐた）であるが、何れほどの鉄が使つてあるかと云ふに、恰度四千噸計り米国のカーネギー会社から輸入したから、之を建坪の四千坪に割当てると、一坪に二噸即ち七百貫の鉄が這入てゐることになる。それで外から観て鉄などは其一端と雖ども眼に着かないのだから、この一事を以てしても奈何に堅牢な構造になつて居るかと云ふことが分る。次に石材は石材中最も堅牢な素質よりなる花崗石を採用したのであるが、是は幸に全部筑波山の産出で、少しも外来品が混つて居ないのである。前にも一寸述べたが、構造の堅牢てふことには非常に重きを置て居るので、此点に於ては恐らく世界無比と云つて差支へが無からう。一体鉄骨構造と云ふのは素米国式なのだが、今度のはそれとは余程趣を異にして居る。即ち米国では鉄骨が主要部なので、石は壁のやうに張付けてあるに過ぎないのであるが、コチラでは石材が主成部になつて、鉄は只石材の短所を補ふ為めに用ゐてあるのである。それで石壁の厚さが九尺もある処が珍らしく無いので、又基礎になつて居るコンクリートの如きもヤツパリそれと同じことで、鉄骨と相結んで大なる一枚石の如くなり、それも七尺の厚味を有するのである。こんな次第だから過般の桑港に於ける地震に例を引て、鉄骨構造と云つても余り安全なもので無いなどゝ思つて貰つては甚だ迷惑で、御造営局では米国式の欠点は既に以前から充分観抜て居たから、其辺の思慮は遺漏なく行届いてゐる考なのである、それから屋根は全部銅板で一々深い鑑査を経たものであるから、是れ亦幾年経ても雨漏などの憂無きは素よりである。最後に火事の用意の為めには内部に水道を引き、処々に消火栓が備へてあるのみならず、各層各室尽く厳然一区劃をなして居るから、縦令火を失するとも二階の火が三階に抜けたり、或は一室の火事が隣室に伝はるやうなことは無い。要するに構造に於ては耐震耐火共に至れり尽せりと断言してよいのである。

(二) 建築　先に大体の構造は三層よりなると云つたが、其地下室は厨房、厠、通風及び暖房の装置等で、中層は即ち両殿下の御住居になる処で、東が殿下、西が妃殿下と区劃が付て居る。それから三

層は貴賓の接待に当て給ふので、其中主な室を挙げると接待室が二、饗宴室が二、舞踏室、喫煙室、書房、球戯室各一などである。就中舞踏室と饗宴室の一は最も広いもので、日本の畳でなら百八十畳は敷ける位である。而して三層の各室を総計して見ると三百室以上はある。

〔五・一八、日本〕扨建築の方から見ると、或は一概に言ふことは出来ぬが、先づ近世式なので、主として佛蘭西の十八世紀末に依たのである。其中室毎に就て云ふと夫れ〳〵特色はあるが、第二の接待室がアレピール式、喫煙室がモーレスク式、これは西班牙のアルハンブル辺に多く観る処である、それから球戯室が佛蘭西の十六世紀式などで、此等が就中変つて居る方である。

(三) 装飾　材料の点に就ては可成内地の工業を賑はすといふことも一の趣意になつてゐるので、出来るだけ外国品は採らないことにした。併し日本に全然無い物は仕方が無いので、此等は止むを得ず大部分輸入することにしたが、それにしても我国の工業家がそれの真似が出来るやうに、便宜を計つたことも少く無いのである。其一例を挙げるならば、織物の如きは材料も技術も日本人の手で十分出来るのだが、只其意匠が無いのに過ぎないから、斯やうなものは佛蘭西から見本を取り寄せて、尽く京都の西陣で織らしたのである。だから価額は或は西洋で買ふよりは高くかゝつてゐるかも知れぬがその代り今後は同品は極めて廉価に求めることが出来る次第である。併しゴブランの如きは織物としては随分高価なものだが、是は迚も日本で織れる見込は無かつたから凡て佛蘭西製を用ゐたのである。それから大理石は柱、壁、階段等中々使用の範囲が広いのだが、是は日本には殆んど無いと云ふていい程だから、輸入することにした、それで外国品を用ゐるならば思切て佳品を選ばうといふので、北は諾威、南は西班牙、モロッコ、東方は希臘辺の産出品をも採用したので、種類から云つても百種以上になる。又床はモザイックを張つてある処も少く無いので、作者はグランド・オペラのモザイックを入れた人と同人で、我国に於て真正のモザイックは此が嚆矢であらうと考へる。而して壁に大理石を張てあるのは普通の室で、最も高貴なる室には多く織物を用ゐたのである。天井絵は大部分外人の手になつたので、室内飾装などは未だ〳〵我国は幼稚なものだから、此辺は甚だ残念な次第である。

家具類は日本製も少々はあるが主として佛蘭西のブルジナーに命じて製作せしめた。

(四) 衛生装置　今度設備した通風器は建物全部の空気を一時間毎に一新することになつて居る。次に暖房は先頃米国で発明になつた自働温度調整器を採用したのであるが、是は七十度と八十度とか其の欲する温度に針を定めて置くと、それ以上高温になれば自然と原度に帰り、又以下の低度に下れば上るといふ風で、甚だ重宝な設備なのである。又電燈は発電所があるので、一夜に三百馬力出ることになつて居る。

先づ大体の説明と云へば是れ位なもので、始め本館以外に純然たる日本家屋の設計もあつたが、都合によりそれは中止となつた。それで何時完成するかと云ふに、これほどの大建築になると、殆んど明白に完成の時期は無いので、西洋では数十年を一建築に費した例は幾らもあるのである。併し本年中もかゝれば殿下の御住居には差

支が無いことと信ずる。それで一時は職工も毎日二千人以上這入つて居たが、今日では漸く三百人位のものである。

落成の暁には外賓を迎へて少しの遜色無きのみならず、宿泊し玉ふにしても其設備は十分にあるので、西欧諸国の宮殿と比較しても余り見劣りするやうなことも無からうと思ふ。若し夫れスエズ運河を過ぎて東に向へば、少くともクラシック建築としては是ほどのものは他に見ることは出来ないのである。

韓国国宝受贈事件　米国で問題になる

〔五・二八、福岡日日〕過般韓国皇太子殿下御婚儀の際、特使として派遣されたる田中宮相は、其際韓国の歴史上の国宝たる白玉製五重塔の珍品たるに垂涎し、二塔の内京畿道豊徳府にありしものを申受くべき手続を為し、去二月四日京城在住の古物商をして、郡民の抵抗を排除し、多少の武力を用ひて難なく仁川に持出し、三月十五日東京に到著し、爾来上野の博物館に保存中なるが、右宝塔は今より一千年前支那より韓国に贈与したる二個の一にして、韓民は此塔の細片を服用すれば如何なる難病も立所に治癒すと迷信し、之を薬三塔と称して崇敬せるものなるが、其価は弐百万円を算すべく、世にも稀なる珍品なる上、田中宮相が之を申受けたる手続に付き疑義を生じ、目下米国にても此問題に関し喧しき評論起り、同地滞在中の黒木大将の如きも尠からざる迷惑を感じつゝありと。

朴泳孝突如帰韓

〔六・一二、報知〕朴泳孝氏の去る八日を以て突然釜山に上陸せる事及び法部大臣趙重應氏の面会の為めに釜山に赴ける事は、京城特電によりて報ずる所の如し、知らず朴氏は如何なる理由ありて斯くも突然帰韓の途にはつきたるぞ。

朴氏の友人中には同氏を帰韓せしめんとして、伊藤統監に対して運動せるものあり、又韓国皇帝は朴氏が日本の事情に精通せるを以て、之れを召還して顧問となさんとするの意ありとの説あり、かゝる折柄朴氏の俄かに帰朝せしを以て、或は其辺の関係に基くにはあらずやと思はるれども其実は然らず、全くは韓国皇帝を蠱惑して政権を其手中に収めんとの陰謀を運らしつゝある彼の李根澤の策略なるが如し。

さきに李根澤は密使を神戸なる朴氏の許につかはし、皇帝幷に統監も朴氏の帰国を承認せられたれば速かに帰韓せらるべしとゝき、且つ多額の金を贈りたりとの事にて朴氏の帰韓は全く之れに基づけるものゝ如し、而して朴氏は釜山に上陸後米国宣教師の邸に居り、京城の容子を聞き合はせたるに、皇帝は朴氏の帰国を許されし事なく、統監も亦た無論与り知らざりし事判然したり。

法部大臣の釜山に向へるは、密に朴氏に面会して其事情をたゞさんが為めにして、朴氏の果して京城に帰り得るや否やは疑問中の疑問なるが如し。

東北帝国大学令　公布さる
札幌農科大学は其の一分科

〔六・二二、官報〕勅令　〇朕、東北帝国大学ニ関スル件ヲ裁可

シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十年六月二十一日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望
文部大臣　牧野　伸顕

勅令第二百三十六号

第一条　仙台ニ帝国大学ヲ置キ東北帝国大学ト称ス。
第二条　札幌農学校ヲ東北帝国大学農科大学トス。
第三条　東北帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム。
第四条　東北帝国大学総長ノ職務ハ、当分ノ内東北帝国大学農科大学長ヲシテ之ヲ行ハシム。
第五条　帝国大学令第六条、乃至第八条ノ規定ハ、当分ノ内東北帝国大学ニ之ヲ適用セズ。

附　則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス。

韓国皇帝の密使
海牙の万国会議に現はれて
独立庇護を哀訴す

〔七・六、東朝〕（四日京城発）曩に米人ハーバートが当地を去れる頃より海牙（ヘーグ）会議云々の風説はありたれど、韓国派遣員が海牙（ヘーグ）に現はれ独立庇護を哀訴したりとの報道昨三日当地に伝はり、一般に今更の如く驚愕の色あり、事件其物は一の喜劇に過ぎざるも、其動機と関係に就ては無論注意するの価値あり、本件の報道は無論韓皇室にも聞えたる模様あれど、如何に感動を与へたるやは、未だ明かならず、統監府は夙に右米人の行動に注意し、我海牙（ヘーグ）委員にも予て内報しありたる由、海牙（ヘーグ）にて奔走したるは三名の韓人にて、伊藤統監は本件に就て未だ抗議若くは注意を与ふる等の事を為さゞるも、事態の軽からざるを認め居れり、欧洲の某大国は此程韓国の小陰謀に対し、更に顧慮するの意なき旨、其筋に宣明し来れりと伝へらる。

韓帝焦躁　統監今尚参内せず

〔七・一二、東朝〕（十一日京城発）韓皇は頻りに統監の意嚮を知らんと欲するものゝ如くなれど、統監は尚参内せず、昨十日夜の御前会議流会も統監の意嚮を探る猶予を作る為なりと推測せらる、李総理大臣は今十一日夜入闕の筈なるが多分謁見を得ざるべし。

韓国皇帝退位と決す
十九日払暁譲位の勅令に親署

〔七・二〇、東朝〕（十九日京城発）韓国皇帝は今暁に至り譲位の勅令に親署せられたり、委細後便。

△譲位の詔勅（十九日京城特派員発）今朝官報にて譲位の詔勅発布せられたり、詔して曰く。

嗚呼朕列祖の丕基を継ぎて今に四十有余歳なり、屢々多難を経、

治志に副はず、登庸或は其人にあらず、騒禍日に甚しく、施措多く時宜に悖り、艱難正に急にして、民命の困衰と、国歩岌嶢未だ此秋より甚しきことあるなし、慄々危懼、淵氷を渡るが如し、若し幸ひに元良に依り徳基天成し、令誉夙に裨はれ、間寐視膳の暇、裨益広くんば（?）施政改善の法は附託するに人あり、朕窃に惟ふに務に倦めり、禅譲の事は歴代既に各々例あり、又前に我先王朝の盛礼も正に記述するに宜し、朕今玆に軍国の大事を、皇太子をして代り理めしむ、儀節は宮内府掌禮院をして、磨練挙行せしめよ。

各大臣副署

△代理の意味　譲位の詔勅中代理の文字あり、右は代り理むるなれども、摂政にてはなき由、前後の文句より推すも譲位疑ひなし、譲位の後皇帝は別の所に置かれ、政務に容喙せざるやうにする筈なりと、因に此譲位のことは総理大臣李完用氏が、三四日間寝食を廃して熟考したる上決心し、断乎として上奏せる結果なり。

韓国皇帝譲位始末

〔七・二一、東朝〕（十九日着電）　密使一件が世間の問題となり、日本にても輿論激昂し、林外相も頗る重大なるを感じたり、依つて韓国政府は自ら進んで何等かの処置を取らざるべからざる必要を認めたりと見え、連日内閣会議を開き其結果皇帝の譲位を決行するの一事最も適当なりと考へ、十六日夜総理大臣参内して譲位の已むべからざることを伏奏す、爾来殆んど毎夜各大臣袂を聯ねて参内し、同一の伏奏を為せしも徒に韓皇の逆鱗に触るゝに過ぎずして採用せられず、而して皇帝は一方に於て十七日夜侍従院卿を遣はされ、至急諮問したきとあり、明日午後統監の参内を求めらる、然れども林外相も未着なるを以て之を拒絶せられたり、然るに再三の懇望により統監は遂に午後五時参内する事となれり、然るに陛下は密使事件に付一応は辯疏の後、内閣大臣の奏請に係る譲位一件に付き御下問あり、統監は之に答へて譲位のことたる韓国皇室の大事件にして、皇帝の臣僚にあらざる自分より可否の奉答をなすべき限りのものにあらず、且つ此事に就ては自分は内閣大臣よりも毫も相談に与りしことなき旨を附加し奏問して退出したり、其夜各大臣また入闕して譲位のことを勧告せしに、陛下は断然之を斥けられ、飽くまで帝位にある旨を固執せられたり、是に於て大臣等極力諫奏の結果、遂に元老を召集せらるゝことゝなり、午前一時譲位のことに御決定相成りたり、而して同三時之れが詔勅を発せらる、尚其夜(十九日)七時、法部大臣を統監邸に差遣せられ、林外務大臣も列座の上譲位のことは皇帝の衷心より出で、敢て他の勧告又は強迫に出でたるものにあらず、陛下は十年前よりして皇太子に政治を行はしめたき御希望ありしも時機到来せず、然るに今日は恰も其時機到れりと認むるを以て之を決行したるなり、然るを却て愚昧の臣民之を誤解し徒に憤慨し、或は暴動を企つるものなきを保せず、依て統監に依頼し之を制し、時宜により鎮圧を加へられんことを乞はれたり。

是より先き頑冥なる人民党を為し、或は宮闕に迫り或は日本人に危害を加へ、是れが為め邦人に多数の死傷者を出せるのみならず、韓国の侍衛隊と称するものは甚しく激昂し、暴動を企つるの情勢ありしを以て、皇帝の依頼もあり旁我守備軍の一部をして京城に入り各要所を守備警護せしむることゝなれり、尚韓国政府は十九日附の

公文を以て、韓国皇帝譲位の事を統監に通知し、日本政府より其事を韓国の各締約国へ声明せられたき旨照会し来れり。

韓国皇帝譲位秘録

〔七・二一、東朝〕 統監謁見録（十九日京城発）
今十九日統監が皇帝に謁見せし時の問答を洩れ聞くに、左の如くなりと。
韓皇曰、「海牙に行きし者ある様子なるも、我一向に知らず。」
統監曰、「世界各国皆彼等を以て陛下の遣はしたるものと認め居れり、陛下此事を知らずと言はるゝも誰か之を信ぜんや。」
韓皇曰、「海外に行きし韓人を罰しては如何に。」
統監曰、「陛下和蘭に居る韓人を罰し給ふ能はざること、尚日本に居る韓人を罰し給ふ能はざるが如し。」
韓皇曰、「此頃朕に位を譲れと言ふ者あり、卿の意見如何に。」
統監曰、「是れ外臣の知る所にあらず、全く韓国皇室の事のみ。」
韓皇曰、「譲位を勧むる者は統監の意を受けたりと云へり、如何。」
此言を聞くや統監色を為し、声を励まして曰く、「何者が左様な事を言ひしや、其者を此処へ出されたし、臣之れを詰問すべし。」と。
韓皇於是語全く塞り、次に恐怖の色あり。
此後日本内閣の意気込は寧ろ統監より強き様子なりと、韓廷間に噂立ちたり。（中略）

△譲位後の勅旨
（暴動鎮圧委任）十九日午後九時四十六分発
午後七時十五分、趙法部大臣は統監邸に来り、伊藤統監、林外相、鍋島外務総長等列席の処に於て、左の勅旨を統監に与へたり。
譲位の事は朕が衷心に出づ、敢て他の勧告又は脅迫に出づるにあらず、朕は十年前より皇太子をして政治の事を行はしめんとの意なりしも、時機到達せざりし為め、荏苒今日に及べり、然るに今日は即ち時機に達せりと思考せるを以て、朕は任意位を皇太子に譲れり、而して朕が此措置は自然の順序を履み、宗社の為め賀すべき事なるに拘らず、愚昧なる臣民其意義を誤解し、徒に憤慨し或は暴動を企つる者なきを保せず、朕は統監に依頼し之を制止し、或は事宜に拠り鎮圧することを委任す。

△出兵命令（十九日午後十一時五十分発）
暴徒鎮圧委任の勅旨ありたる後統監は出兵の命令を駐屯軍に伝へ小隊編成の小部隊を以て王城鐘路附近警戒中なり、又日韓の警官も各分署を引揚げ要所々々に屯在し居れり。
午後雨霽れ市内は表面平穏に帰せり、群衆も大半解散す。（下略）

上皇陰謀　我兵遂に出動　普徳殿に入る

〔七・二三、東朝〕 上皇の陰謀露見。（廿二日朝鮮発）
譲位後の韓皇がクーデターを企て、侍衛陸軍の兵を手足として各大臣を殺さんとしたる陰謀は、遂に我をして軍事行動を取るに至らしめ、我兵為めに普徳殿に入り、厳重警戒中なるに係はらず、宮中の陰謀は更に其歩を進むるの証跡歴々たるに至れり。

宮中一派の謀計暴露して　大臣元老捕縛

〔七・二三、東朝〕 大臣元老捕縛。（朝鮮廿二日発） 宮中一派の

謀計は漸く暴露し来り、彼等が公然新帝に対し叛逆罪を犯せる事明白せるを以て、十二時前より大捕縛初れり、即ち侍従院卿李道宰は十二時に、本日親任の宮内大臣朴泳孝は三時に、各自邸に於て警務庁警官に捕はる。

又陸軍教育局長李甲、侍従武官魚譚、侍衛聯隊第三大隊長李載徳は、更に韓国憲兵に捕はれ、軍部局長兼研精学校長李煕斗は未だ縛に就かず。

元老南廷哲も直に捕縛せられん。各大臣は尚宮中に在り、宮廷の混雑は甚し、市中は今静穏なり。

朴泳孝捕縛始末

〔七・二三、東朝〕　朴泳孝捕縛始末。（廿二日朝鮮発）〇又朴泳孝は自ら運動して宮内大臣の位置を求めながら、陽に謙遜して就かず挙動不審なるを以て、閣員等は譲位前彼を用ひるなからんとを請しに、内密に結託したるものと見え、太上皇帝は陽に之を容れ、彼を用ひずと誓ひながら譲位の後勝手に宮相に任命し、朴は勝手に宮内大臣の印を自宅に持帰り事務を阻害せり、彼は廿一日統監を訪ひ、右任命の披露を為せしに、統監嚇怒し、天に二日なし、汝は誰の宮内大臣なるやと叱り付けしかば、彼は宮中に逃込み、太上皇帝と何か協議しつゝありし処へ三大臣入闕せしも、朴の居る為め帝に近づく能はず、朴の去るを待ち謁見し、朴謁見の不都合を詰りしに、帝頑として肯かず、夫より既電の衝突大捕縛となり、憐むべし、終に朴も捕はれたるなり。

牝鶏晨を告げて禍乃ち来る
元老を使嗾し暴徒を操縦する
みな是れ嚴妃のさしがね一つ

〔七・二四、報知〕　今回の京城暴動には種々の教唆者あるに相違なきも教唆者は悉く先帝を中心となすことは疑ふべからざる事実なるが如し、而して先帝の幕中に在りて元老を使嗾し、暴徒首領を操縦するは嚴妃ならずやとの疑あり、抑々嚴妃は何故に斯る行動を敢てするかと云ふに、左に少しく其事情を説かん。

△英親王の聡明　先帝の第三皇子たる英親王は当年九歳の幼童なるが、生れ得ては文字に現はれ、英親王の書と云へば斯道の大家も舌を巻く程なりとの事にて、此聡敏を朝夕見聞する嚴妃は、母子の情愛として行く〳〵は皇太子となし李朝の社稷を継承せしめんとの念胸中に燃え、其準備として英親王の教育には最も心を痛め、昨年より米国宣教師の夫人を雇ひて英語を習はせ、又本年春より日本語をも学ばせ、只管其成長を楽しみ居ると云ふ。

▲義和宮を嫉視す　巧慧なる嚴妃の眼中には最初より当時の太子即ち今回の新帝なきが如し、蓋し新帝には智と云ひ愚と云ひ種々の批評あるも、嚴妃の手腕を以てしては之を廃除する事を覆すより容易なるものと思はれたるならんか、唯だ第二の皇子なる義和宮は鋭敏なる上に伊藤統監の後援を得ある事なれば、もし皇太子廃立の後は李氏の宗廟は遂に義和宮の手に帰すべく、義和宮にして立たば、其生母張妃を殺害したる自分は必ず之が復讐に逢ふべしとの懸念にて

嚴妃は最も義和宮を嫉視し、義和宮の日本より帰朝したる際は先帝に誣譏して之を宮中に近づけざる状態なりき、然も伊藤統監の声援たる牢乎として抜くべからざるものあるを看取するや、嚴妃は忽然として其行動を変じ、温容和言恰も慈母の状を以て義和宮に対したるのみならず、其交際費として莫大の金品を贈りたり、是れ暫く韜晦して時機を待たんとする嚴妃の策なりと知らる。（下略）

日韓新協約成立
迷へる韓国の全面的指導
統監府其の実権を握る

〔七・二五、官報〕　日韓協約　○明治四十年七月二十四日韓国京城ニ於テ、伊藤統監ト韓国総理大臣トノ間ニ締結セラレタル日韓協約左ノ如シ。

日本国政府及韓国政府ハ、速ニ韓国ノ富強ヲ図リ、韓国民ノ幸福ヲ増進セムトスルノ目的ヲ以テ左ノ条款ヲ約定セリ。

第一条　韓国政府ハ施政改善ニ関シ統監ノ指導ヲ受クルコト。

第二条　韓国政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ処分ハ予メ統監ノ承認ヲ経ルコト。

第三条　韓国ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ区別スルコト。

第四条　韓国高等官吏ノ任免ハ、統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト。

第五条　韓国政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓国官吏ニ任命スルコト。

第六条　韓国政府ハ統監ノ同意ナクシテ外国人ヲ傭聘セザルコト。

第七条　明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項ハ之ヲ廃止スルコト。

右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ、本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十年七月二十四日　　統監　侯爵　伊藤　博文

光武十一年七月二十四日　　内閣総理大臣勲二等　李　完　用

韓国に十二師団の一部増派
内外国人の生命財産保護の為
元老会議に於て臨機出兵を決定

〔七・二六、中外商業〕　韓国の状態は京城の暴動稍々鎮静に帰したるが如きも、八道の風雲尚急にして処々に事変を発生すべき形勢なるを以て、現今韓国駐屯の一個師団にては内外国人の生命財産を保護するに於て不足を生ずるの顧慮あるを以て、廿三日の元老会議に於て臨機出兵に決し、愈々廿五日を以て第十二師団より最も有力なる歩兵の一団に若干の特設科を加へ韓国に増派することゝなれり、此の部隊は同日より軍隊輸送を開始し釜山に向ひ仁川方面に行軍を見るに至るべく、而して韓国各道に輩出する騒乱を行進の序に鎮在を為すに至らん。

韓国は常に自ら独立を破る

其の独立を擁護し来たりたるは日本也

伊藤統監新聞記者団に語る

〔八・一、東朝〕（卅日京城発）　伊藤統監は意思疏通の為め、昨二十九日夕日本人倶楽部に新聞記者を招き晩餐会を開きたり、鶴原長官、鍋島、木内、岡の三総長、村田、宮岡両少将等も列席し、統監は大要左の演説を為したり。

韓国は自から独立を危くし、日本は始終其独立を擁護せり、明治八年雲揚艦砲撃事件の時、我廟議は其問責に関し直接韓国に問ふべきや、将た宗主国なりと自称する支那に問ふべきやに付き議論ありたるが、結局韓国は支那の正朔を奉ずるも有効なる属国に非ず、故に当然韓国に向つて問責するに決し、黒田、井上が使節となり対等の権利を有する通商条約を締結し玆に始めて日本は朝鮮の独立を確保したり、明治十八年の変に予が使節として李鴻章と折衝せる時、李は朝鮮は我属国なりと主張せしも、遂に天津条約に於て日本は支那をして朝鮮の独立を認めしめ、次で米国及列国も亦其独立を認めたり、然るに頑迷固陋の朝鮮人等は斯くまで日本を始め列強が独立を認めたるにも拘らず、自から好んで支那の属国に甘んじたる結果廿七八年役の原因を醸成し、馬關条約に於て明かに支那をして独立を確保せしめたるも、又々三十七八年役の禍因が朝鮮より起りしが如き、常に事大思想が其独立を害し、日本は其度毎に極力韓国の独立を擁護するの位置に立ち、朝鮮といふ国名を韓国と改め、国王殿下が皇帝陛下となり、朝鮮八道は十三道となりて、日本の擁護に依り独立しつゝあるに、韓国人が動もすれば日本は朝鮮固有の独立を奪ふかの如く誤解するは笑止の至りにして、却て我より分離して独立せしめたるとを知らざるなり。

日本の政策よりすれば、韓国を独立せしむるは利益にして、若し之を他に委する時は一葦帯水の我邦に対し、禍根を胎すものなり、故に日本の政策は韓国を富強ならしめ、独立自衛の途を講ぜしめ、以て日韓相提携するを得策とす、斯かる関係なるにも拘らず韓国は近く戦役中何事を為したるか、唯陰謀詭計を事とし、時局をして益益困難を深からしめたる外、何の働を為したる事なし、而して日露両国とも韓国の陰謀詭計の為に国交面倒となり、迷惑至極なるが故に、三十八年の日韓協約に於て外交権をば我国の手に収めたり、是れ陰謀詭計を除去し東洋平和を固くせんが為めなり、余は此間も韓国皇帝に陳言せし事あり、外交権を日本に譲渡しながら、猶且陰謀を企て海牙の如き失態を醸成するとは何事ぞや、君側に侍するものにして、阿諛便佞を以て利を貪ぼる者の外、韓国には忠臣なきにあらずや、天子に七人の争臣なければ其国亡ぶという事あり、陛下果して七人の争臣あるや、不肖博文日本皇帝に奉ずる心を以て陛下に奉ぜんとすと陳言せしも、定めし糠に釘なるべし。

諺言妄語些の信義なきは韓国上下の常なり、今回の事件に付韓国と合併すべしとの論あるも合併の必要はなし、合併は却て厄介を増すばかり何の効なし、宜しく韓国をして自治の能力を養成せしむ可きなり、縦令韓国を導き富国強兵の実を挙げしむるも、到底日本に鉄砲を放つ時代の来る虞れなし、彼の日耳曼聯邦ウルデンブルグの

如く、韓国を指導して勢力を養成し、財政経済教育を普及して遂には聯邦政治を布くに至るやう、之を導くが我利益也と信ず。

語り了りて昂然頗る得意の色あり、傍なる中村彌六氏は日韓同志会の趣意を述べ、韓国民を啓発すべしと論ずるや、統監は懐中より一書を出し、是は對馬へ幽閉せる韓国儒者の獄中日記なりとて、其一節を朗読し、斯かる頑迷にして時勢に暗きものが、韓国の上流に位置し居るを見れば其国民は如何なるものかを知るべし、予は斯かる国民の開発には到底力及ばずとて痛く嘆息せり。

韓国解兵 詔勅下る

〔八・二、日本〕（八月一日外務省著電） 朕茲に国事多艱なる時に当り極めて常費を節略し、利用厚生の業に応用するは今日の急務なり。密に惟ふに我現在軍隊は傭兵を以て組織せるが故に未だ以て上下一致、国家完全の防衛となすに足らず。朕は今より軍政の刷新を図り、士官の養成に力を専にし、他日徴兵法を発布し鞏固なる兵力を具備せんとす。朕茲に有司に命じ皇室侍衛に必要なるものを撰置し、其他は一時解隊せしむ。朕は爾等将卒の宿昔の労を顧念し、特に其階級に従ひ恩金を分与す。爾等将校下士卒、能く朕が意を体し各々其業に就き愆ることなきを期せよ。

遂に暴発して我が兵と衝突
解隊の詔勅に大隊長自殺を企て

〔八・三、東朝〕 韓兵暴発公報。

其一 （一日 長谷川大将発電）

今朝解隊の詔勅を伝ふるの際、歩兵第一聯隊第一大隊長病床に在り、副官代理として列席し伝達を終るや、該副官は大隊に帰り病床に在る大隊長に右詔勅を伝へ、大隊長は之を聞き憤慨の余り自殺を企て、之が為め同大隊の兵卒一同暴発し、当時在営中の我教官に向つて射撃を為し、之に隣接せる歩兵第二聯隊第一大隊雷同して暴発し、我教官に射撃を加へ、且兵営外に出んとし反抗を図るを以て、午前九時我歩兵第五十一聯隊第三大隊（第一中隊欠）と二小隊に工兵将校以下十名、及び機関砲三門を附し之を鎮圧せしむ、該隊は前九時卅分鎮圧に従事し、火力を以て前十時五十分先づ韓国歩兵第二聯隊第一大隊兵営を、続いて前十一時四十分同第一聯隊第一大隊兵営を占領し、韓国兵は一部は武器を携帯せる儘、多くは武器を棄てて逃走せり、大隊は続て敗竄兵の掃蕩中なり。

右の外歩兵三大隊、騎、砲、工兵中隊及研精学校教導歩兵隊は皆無事解散を終る。（下略）

韓国立太子

〔八・九、東朝〕（八日京城発） 七日午前九時半李総理以下各大臣入闕し、立太子の件を奏上し、韓皇は猶元老に諮るべしとて、午後四時半李根命以下数名を召され、諮問の結果、英親王を太子とするに決し、同夜左の詔勅出づ。

英王昰を奉じて皇太子となす、册奉の儀節は、宮内府掌禮院をして挙行せしむ。

御名御璽

各大臣副署

尚斯く立太子を急ぎたる動機は義親王派、李埈鎔派の隠謀暗闘を防止せん為なりと。

シーメンスの活躍 〔九・二二、日本〕 獨逸商会のシーメンス社は従来電気工作品を我国に売込み、大に利益を占めたるが、更に進んで足尾銅山と特約し之を材料として電線製造所を創立し、米国の電線と競争する由なり。

東宮韓国御渡航 九州、四国へも行啓

〔九・二四、東朝〕 東宮御旅程 ○皇太子殿下韓国御渡航及九州四国行啓御旅程左の如し。

十月十日午前八九時（時間の正数丈けは御未定）新橋特別汽車にて御出発。○当日静岡御用邸御一泊。○十一日午前静岡停車場御発車。○当夜舞子有栖川宮邸御一泊。○十二日舞子停車場御発車。○十三日宇品港より軍艦香取に御搭乗御出発。○宇品御発艦よりは供奉艦及第一艦隊の全部と共に海軍御操練。○十六日仁川御着艦御上陸。○当日特別汽車にて京城に入らせらる。○御旅館伊藤統監邸入御。○十七、十八、十九三日間御滞在。○廿日御退京。○仁川より軍艦に御搭乗。○二十三日佐世保軍港御着。○二十四日軍艦利根進水式臨御。○佐世保御発艦。○二十五日長崎港御着同地水産共進会に臨御。○二十六日長崎御発艦。○二十七日鹿児島御着。○二十八、二十九、三十の三日間磯御殿御滞在。○三十一日鹿児島御発艦。○十一月一日頃宮崎県油津港御入港。○宮崎町立倶楽部に二三日間御滞在。○四日頃油津港御解纜。○五日頃大分港へ御着。○御上陸。○六日七日両日間県庁内に御滞在。○八日頃同港御解纜高知県須崎港に向はせられ、御上陸後山内侯爵邸に三日間御滞在。○十二、三日頃須崎港御解纜。○十五、六日頃横浜御帰着。

米国大統領タフト来朝

〔一〇・一、東朝〕 市及商業会議所の発起に係るタフト卿歓迎会は、昨夕七時より帝國ホテルに於て催さる、来会者は松方、井上両元老、林、松岡、齋藤、阪谷の四大臣、澁澤男爵、尾崎市長、長崎宮中顧問官、香川皇后宮大夫、德川、杉田両院議長を始め、内外の紳士淑女百五十余名、予て仕つらひたる歓迎門を入りて我国ぶりの庭に似せたる長廊下を通り、国旗球燈薬玉なんど所狭き迄に釣り下げ、食堂の様目ざましなんど云ふ許りなし、七時半開宴、宴将に終らんとする頃、澁澤男爵の発声にて米国大統領の万歳を、又タフト氏の発声にて我天皇陛下の万歳を唱へ、食事全く終りて後、澁澤男の挨拶あり、男は日本が彼理（ペルリ）ハリスの厚誼を通じて米国に負ふ所頗る多き由を語り、日米間の貿易は明治五六年頃に於て五百万円、十五六年に至りて二千三百万円なりしが、昨年に至りては約二億に上れるを聞き、日本人の米国人を見ることさながら我国民の如き今日、米国人も亦日本人を観ること、其国民の如くならんことを希望すと結べり、添田興銀総裁之れを英訳したり、後主賓タフト氏は立つて音吐朗々快辯を振つて一大演説を試みたり。（下略）

轟然一時に大爆発

廃弾二万八百発　大阪府下の大惨事

【一〇・六、萬朝】一昨日午後三時四十五分大阪府三島郡大冠村前島（淀川中洲）なる大阪市東区北久太郎町一丁目野原林之助の廃弾工場にて突然廃弾爆発し、其火、附近に積みありし二万八百発の弾薬に移り之亦一時に爆発し、次に隣接せる火薬貯蔵倉庫三棟も爆発し尚飛火は廃弾を満載したる船舶にも落ちたれば、百雷一時に落下したるが如き響約三時間に亘り、濛々たる黒煙は前島の総てを包み、作業中の女工五十余名は影形も無く粉砕せられ、炎を免れし四十余名は川中に身を投じて行衛不明となれり。

此悲惨なる報伝はるや、高槻分署は総出にて救助に赴きしも、爆発の継続と炎々たる猛火の為に近づくを得ず、大阪府警察部よりは部長以下委員看護婦等現場に急行し、昨日午前中に辛うじて調査せし所に依れば、弾片卅町四方に飛び、死者七十名、重軽傷者六十余名、溺死者も頗る多数なり。

当日作業し居たるは附近農家の者共にて、親子兄弟等が現場に駈付け、狂気の如く号泣する様実に酸鼻の極なり。

征韓論首唱者佐田白茅

【一〇・七、報知】佐田白茅翁逝く　○明治政府に於ける初度の遣韓使節にして、征韓論の首唱者たる佐田白茅翁は、近年宿痾を獲て浅草金龍山下瓦町に棲隠し史談会に出席する外一切世事を絶ちたるが、去る四日来俄然重体に陥り七十六歳を以て遂に不帰の客となれり。翁は旧久留米藩の儒臣にして、少より眞木和泉守等の先輩に属し、尊攘の大義を唱へ国事に奔走したるが、就中和泉守の命をうけて西郷南洲を大島の謫居に訪ひ、薩長両藩の聯合に斡旋して同志の間に重んぜられ、戊辰の役には征東総督の参謀たり、王政復古の後太政官に召され外交事務を管掌せり。翁は夙に韓人の両端を持し我に親まざるを憾み、自ら請ふて遣韓使節となり、森山茂氏等随員と共に釜山に赴き、同地に於て韓廷の大臣と会見し、先づ王政復古の旨を通告し、併せて今後の和親修好に就て懇諭する所ありしも、韓廷頑冥にして応ぜず、翁は大に決する所あり、帰朝して韓国の速に征討すべきを上奏し、西郷、副島諸氏は大に之を賛成せしも、岩倉、大久保諸氏固く之を斥け、為めに朝議両分し天下の大乱を惹起するに至れり、翁は事の行はれざるをみて挂冠し、西郷、江藤諸氏が賊名を負ひ非命に斃るゝに及び惻然として自ら堪へず、全く望を人世にたち文墨を以て独り娯み、時々慷慨の気を詩文に洩らせり。葬儀は七日午前八時橋場町總泉寺に於て行はるゝ筈なるが、同寺には翁が自ら起たざるを知り『征韓首唱佐田白茅墓』と題し自書したる墓碑ありと。因みに翁が維新前後の功績を旌表せんとて屢々翁の内意を尋ねたる旧友多かりしが、翁は断然之を謝絶し、竟に旧友の顕者と交際するをさけたりと云ふ。

東宮御帰程

【一〇・二〇、東朝】韓国御滞在中の皇太子殿下には、今二十日午前十時二十分京城御発車十一時三十分仁川港御着車、正午御発

艦、二十二日朝鎮海灣御寄港、午後竹敷港御着艦御上陸同夕御発艦、二十三日午前八時佐世保軍港御着艦あらせらるべきことに御治定相成りたり。

東宮御渡韓と日韓の国交

韓国民の感情氷釈すと

皇帝詔勅を発して人心の帰向を示さる

〔一一・五、東朝〕（四日京城発）韓国皇帝は左の詔勅を下し人心の帰向を示したり。

今度日本皇太子殿下の渡韓せられしは、我韓国歴史以来未だ曾てあらざる盛事たり、当国の臣民多少の感情一時に氷釈して、誠心奉迎の歓声雷の如くなりしは民心の大動せしを見るべきなり、是より両皇室の敦睦なる交誼は益々好みを加へ、両国親密なる情は訓諭を労せずして、益々堅し、朕日本皇室の誠意を深く感じて将に以て結託し、民主の幸福を増さしめ、法規の運命を堅くせしむ、惟ふに汝大小の国民は朕の言の肺腑より出たるを洞察し、深く信じて二なく永遠に渝らざることを記せよ。

財界恐慌世界的に拡大

英蘭銀行一週間に三回利上を敢行し

〔一一・九、中外商業〕倫敦の金融状態は佛蘭西中央銀行が特別に好意的援助を与へし為、稍々静穏となりしも、米国の形勢にして融和救済せられざる以上、未だ全く意を安ずること能はずとは前号に記載の如くなりしが、果して前日の平静は一の小康に止まり、此に再び険悪の光景を報じ来れり。

△金融界更に緊張　八日或筋に達せる倫敦電報に曰く、

英蘭銀行は七日、更に金利引上を断行し、七分とせり。（一分の引上）佛蘭西銀行は七日英蘭銀行の金利引上に伴ひ、其金利を四分に引上げたり。（五厘の引上）

倫敦金融市場は佛国の援助ありしに拘らず、英蘭銀行が断乎として更に金利を引上しは、米国が益々金の吸収を計り金の流出甚しき形勢あるを以て、之を禦せんとするに因る。

米国は目下欧洲に向け穀物を輸出するの時期なるを以て、之が代金を金に換へ、盛に金を吸収せんとしつゝあり。

倫敦市中の割引歩合は再び騰貴し、六分五厘を唱ふるに至れり。

倫敦取引所は更に不況を呈し、日本公債又低落せり。

と、英蘭銀行の金利が、或は更に七分、八分に暴騰せんとは既電報ずる所なりしも、客月三十一日四分五厘より五分五厘に引上げられ又去四日更に六分に引上げられ、今又七分に引上げ、僅に一週間に三回迄も引上げられしは実に意外の出来事にして、従来未だ見ざる所、如何に米国の金吸収益々急にして之を防禦に苦心せるか察するに余りあり、佛国が好意的にせよ、三百万磅の融通援助を与へしにも拘らず、更に其効なく再三の引上を見しは、実に市場警戒の激甚なるを知るべし。

紐育の状態　或筋に八日着せる紐育電報に曰く、

米国東部の鉄会社及織物会社は共に支払を停止せり。

恐慌発生以来、今日迄外国より金を輸入し、及其輸入契約の成れる金額は約四千万弗に達せり、一般に現金を隠蔽するの傾向今尚ほ止まず、金の打歩は稍引緩み、二歩半（三歩なりし）を唱へコールマネー二割となれり。

と、之に依れば米国の形勢は尚平静に至らず、或は会社の支払停止を見、或は一般に現金を貯蔵し、益々金融の凝滞を来しつゝあるを知る、尤も右の如く金に対する打歩は五分方引緩み、コールマネーは二割に下りしを以て見れば、融通上或方面は多少融和したるものなるべし。（下略）

韓国憲法　**梅謙次郎起草中**

〔一一・一二、京城新報〕韓国憲法　○同憲法起草案は伊藤統監の命により、梅博士担任して之が起草中の由なるが、何れ制定発布の後にて、宮中府中の別自ら明になるべしと云ふ。

韓国国是　**六事の御誓文**

〔一一・一九、東朝〕韓国維新の国是六ケ条は、近々皇帝陛下親しく大廟に行幸御報告の上、直に公布せられ、同時に全国に大赦を行ふ筈なり。

国　是

一　上下心を一にし盛んに経綸を行ふべし。
二　因襲を打破し開国の実を挙ぐべし。
三　殖産を立国の基礎とし富国の道を講ずべし。
四　内政を釐革し農工の遺業を成さしむべし。
五　司法権を確立し寃枉の怨無からしむべし。
六　広く人材を挙げ之を適所に用ひしむべし。

伊藤公韓国太子太師となる

〔一一・三〇、報知〕客月我皇太子殿下御来韓の砌、既に韓国皇太子の本邦遊学は決定し、其後間もなく宮中に於ては御出発の準備に取掛り居りしが、右太子遊学の件につき、既電の如く愈々去る十九日を以て詔勅を発せられ、同時に伊藤総監を太子太師となし、特に親王の礼遇を与へらる、其下し賜へる詔勅中「玆に大勲位統監公爵伊藤博文を以て特に簡んで太子太師と為し、委するに輔導の任を以てす」の語あり、「又特に親王の礼を以て之を待ち位百僚の右にあるべし」との語あり、位殆んど人臣を極めたる伊藤統監は、更に進んで斯く愈々親王の礼遇をうくる事となれり、其得意想ふべし。越えて二十三日を以て愈々太子太師の親授式を行はる、午後二時半統監は村田、岩崎両武官、古谷、國分両秘書官を随へ、昌德宮に入闕す、宮内大臣以下数名の出迎へをうけて熙政堂に入り、待つこと暫時にして、韓皇は皇太子を伴ひ、宮内大臣、侍従職以下を随へて出御あり、一同敬意を表するや、韓皇は統監に向ひ「朕は朕が最も敬愛する卿に太子太師の職を授けんとす、依て玆に親授式を挙行す。」と述べられ手づから其の親任書を授与せらる。統監は謹んで之を拝受し且つ「外臣玆に太子太師の重任を辱ふす、爾後ます〱誠意を傾け輔導の任を全うし、以て高意を酬ゆべし」と奉答し、午後三時を以て其式を了れり、夫れより統監は馬車を德壽宮に馭り、太皇帝及び嚴妃に謁す、流石に御親子の間柄とて留学中に於ける統監への依

頼懇切をつくし、輔導啓発の一に卿の誠意に一任すとの事にて統監も思ひの外の満足して退闕したり。

既に太師親授式あり、皇太子としては太師に見ゆるの礼を行ふを例となす、翌廿四日午後二時半、皇太子は趙陪従武官長、金陪従武官、高礼式課長等を随へ愈々統監邸に行啓せらる、是より先き李総理以下各大臣、侍従院卿、中樞院長等は該官邸に先着し居りしが、御到着の際は恭々しく御出迎へをなし、皇太子は曾禰副総監の御先導にて暫時休憩室に入られ、夫より伊藤太師に御会見、束幣（犀帯、青玉の環、研硯）を太師に贈呈せらる、是にて礼式を畢り、休憩室にて御挨拶あり、尚又別室に転じて三鞭酒を捧げ、紀念のため庭前にて一同撮影をなして引き取らる、此日鶴原長官、鍋島、木内両参与官、村田、呉崎、明石三少将、古谷、國分、佐竹三秘書官等も共式に参列す。

皇太子の還啓あるや、韓国の例として太師は復た太子宮に伺候せざる可からず、午後四時統監は前日同様の随員を伴ひ、昌徳宮に入闕して接見を行ひ、一応の御答礼を述べたる後、幣原博士著、東国輿地勝覧、本多文学士著、日本歴史講義、康煕字典及桐箱入花瓶を献じ、別室にて又三鞭の盃をあげ、午後五時を以て退闕全く太師に関する往復の礼結了したり。（廿五日京城発）

丁未倶楽部組織

〔一二・七、東朝〕今回東京各学校学生間の有志相計り丁未倶楽部なるものを組織し、相共に一致団結社会及青年の現状を刷新せんことを期する由にて、明八日午後零時半より錦輝館にて発会演説会を開き

一演題未定　高田早苗氏　　一同　圓城寺清氏
一創業の精神　島田三郎氏　一演題未定　河野廣中氏

外諸学校学生数名の演説あり、傍聴無料にて、尚当夜午後六時より同館にて懇親会を催し、一般有志の来会を歓迎する由。

漢字タイプライターの発明

〔一二・一三、萬朝〕速記者若林玵藏氏が漢字の印字機を発明せんとて苦心し居る事は、予て報じたるが、牛込区市ケ谷船河原町四篠原勇作氏(二十六)なる人其先鞭を着け、精巧なる印字機を発明したり、氏は長野県佐久郡北岩田村の産にて、去る三十六年法政大学を卒業し、一昨年文官試験に及第、爾来大蔵省銀行課に勤務し居たるが、同省に在つて種々の報告其他の書類等を製作する際、非常なる労力と時間とを要するを見、何とかして印字機の如き便利なるものを発明し此煩を救はんと企て、昨年十一月職を辞し、全力を此発明に傾注し、本月一月両手を使用する漢字の印字機を製造したるが、更に簡単なるものに作り上げんと、熱心研究の結果、四月に至つて理想に近きものを作成し得、同月十三日専売特許の出願をなしたるに、十月末其許可を得たり、機械は鋼鉄製一尺四寸四方のものにて、四号活字二千五百余字を有し、釦を押す時は一字々々同じ点に出で、自動的に回転する紙面に印刷さるゝ仕掛にて、活字は必要に依り如何やうにも取換へ得べく、漢字の印字機としては殆ど理想的のものにして特許局に於ても多大の讃辞を与へたりと云ふ、同氏は近日工場を設け、同機の製造に着手する筈なるが、一個大凡三百円位にて出来上るべしとの事なり。

明治四十一年
（一九〇八年）

同胞今や五千万

〔一・一、東朝〕四十年に於ける本邦内地在住の人口は未だ正確に知悉し能はざるも、最近七ヶ年の平均増加数六十一万八千百六十一人を以て、仮りに本年の増加人員と見做さばさしたる失当なかるべく、之によりて計上する時は、実に四千九百廿六万七千七百四十四人にして、二十五年前即ち明治十六年の人口に比すれば、一千二百廿五万〇四百四十二人、廿一年に比すれば九百六十六万〇五百十人を、更に卅一年に比すれば五百五十万三千八百八十九人を増せり、此割合を以て増加せば四十一年中には我大和民族は実に五千万以上に達すべし、今累年の人口を示せば左の如し。

明治十六年	三七、〇一七、三〇二
同　廿一年	三九、六〇七、二五四
同　廿六年	四一、三八八、三一三
同　卅一年	四三、七六三、八五五
同　卅六年	四六、七三二、八七六
同　卅九年	四八、六四九、五八三
四十年（未確定）	四九、二六七、七四四

明治四十年　世界の大勢

〔一・一、萬朝〕明治四十年は日米間に於ける学童問題未決の間に其曙光を迎え、加奈陀労働大臣レミュー氏の来朝、日本人排斥案の米国議会提出、米国艦隊の太平洋廻航を以つて歳晩を告げたり、此一年間日韓協約、日佛協約、日露通商条約、日露漁業条約、日露協約相次いで締結せらるゝあり、我日本の行動は絶えず世界注視の焼点となりて、世界の大勢上我が動かすべからざる地歩を占むるに至りたるは、我外交史上特筆大書すべきものなり。（中略）

△飛行艇は倫敦、巴里及び米国の聖路易に於て大競争あり、其構造は益々精緻の域に達し、佛国はヂユモン氏のラパトリーユ号（十二月暴風の為に破壊す）を軍用飛行艇と為し、更に巨多の同型飛行艇の製造に着手し、獨逸のツエツペリン伯の飛行艇を軍用と為し、英国も新に一の軍用艇を製造せり、飛行艇が空中に砲戦を交ふるの日は未だ近き将来に非ざるべきも今日は驚く可き速度を以つて完全の域に進みつゝあるものと謂ふべし。此年に万国大会の開かれたるもの数ふるに遑あらず、我邦にても基督教青年大会の名に於て始めて万国大会の開かるゝを見たり。（中略）

△世人が待設けたる第二萬國平和会議は露国のネリドツフ氏を議長として六月十五日海牙に開かれ、百十余日を会議に費したるが、議決したる事項は些々たる国際法上の問題に止まり第一回の時に比し益々列国の不調和を示したり、平和会議を嘲笑するもの多きは怪しむに足らざるなり。△此他萬國教育会議は八月十二日倫敦に、エスペラント大会は八月十二日英国劍橋に、萬國社會党大会は八月廿五日獨逸のスツトガルトに開かれ、主義を共にし学芸を共にするものは国籍の区別人種の如何を問はず親密なる会合の行はれ易き事実を示せり。（下略）

佐久間象山未亡人……勝海舟の実妹

〔一・六、東京二六新聞〕佐久間象山の未亡人にして勝海舟翁の

実妹なる瑞枝刀自（七十三）は、赤坂区氷川町勝伯爵邸内の隠居所に於て去三日午前十時、老病の為め逝去せられたり。

刀自は嘉永五年十二月十八歳を以て佐久間家に入り、慶應二年良人の京都に於て殺されし後は、勝家の家政の整理をなし居りしが刀自は父の気質を受け、豪放豁達にして、上野戦争の翌日官軍赤坂区元氷川の邸を襲ひ、安芳氏を求めたる際、家族の慌て騒ぐを叱し、自若として官軍の隊長を説破せしことあり、隠居後読書を好み、養女貞子は、辯護士熊倉操氏に嫁し居られるが、葬儀は、来る八日午後一時同邸出棺、牛込区赤城元町清隆寺に於て行ふ由。

東部西伯利亞併呑五十年紀

〔一・一三、東京日日〕本年は露国が東部西伯利を併呑占領の五十年紀に当れり、則ち露国が事実的に烏蘇里地方を占領したるは一千八百五十八年なり、即ち同年五月十六日当時の東部西伯利總督ムラウキヨフは愛琿に於て黒龍江左岸を露国の領有とし、烏蘇里江と太平洋の間の沿岸線を露清共同領有とするの条約を締結し、次で六月一日プーチアチン伯は天津に於て支那と露清両国不明の境界を劃定すべき条約を締結し、遂にイグナチーフ伯の締結せる一千八百六十年十一月二日（十四日）の北京条約に依り、南部烏蘇里の地をも朝鮮国境に至るまで併呑せり。

次に一千八百五十八年十二月八日勅令を以て黒龍州及び沿海州を設け、又同年始めて烏蘇里地方の植民に着手し、烏蘇里克薩哥兵隊を設け、後貝加爾(ザバイカル)地方の哥薩哥五十四戸を移して此に植民せしめたり。現時黒龍沿道總督の所在地ハバロフスク（初めハバロフカと称す）及びソヒースクも亦一千八百五十八年の創設とす。

露国が既往五十年間に東亞露領の発達に対して施設経営せし所を回顧して、今後の五十年の、昔一小漁村に過ぎざりし海參崴(かいさんあい)（村名）が今日化して露国東亞の雄鎮浦潮斯徳と為りしよりも、スラブ民族の膨脹力は一層大なるものあらん。

武蔵野数百年の旧家立退き

取払はるゝ代々木御料地

〔一・一六、東朝〕大博覧会の敷地にあつる為め先頃既に立退を命じ、目下移転料其他につき大博事務所に於て頻りに調査を急ぎつつある代々木の御料地内には、加藤清正時代より連綿として存続せる七戸の旧家と併せて、総て廿七農家のある由は過般本紙に記載せしが、従前該所は免租地として特異の恩遇を蒙りつゝありしだけ、這回の命令に対し住民の心情如何と思ひやられたりしに、彼等の一般は元来御用の節は何時にても返戻すべしとの約束にて借地したる事故、今更何の苦情等あるべき筈もなしとて至極神妙になし居れり、聞く処によれば右七戸の旧家中には今日迄既に千年の家系を有する梅原等を始め、七八百年の家系ある秋元源右衛門、野口某、小糸某等現存し居れり、尤も近年になり微禄して他に移りたるものも一二軒はあり、而して目下此処に住める廿七家の人口は殆んど三百に近けれども、各戸とも特殊の恩遇に浴し来りし故、従来はいづれも比較的安泰の生活を持続し得たり、されば今回の命令は彼等に取りて大打撃たる事勿論、中にも七八棟を有する農家の如きは二千円位の

涙金では移転料にも足りませんとこぼし居れり、因に此処の取払は来る七月迄に実行さるゝものなりと云ふ。

臺灣中央山脈横断 〔一・一六、東京日日〕 南投庁下埔里社より臺東庁下に達する中央山脈の探検は是まで屡々双方より計画せられたれども、未だ完全に其の目的を達したるものあらざるを以て当局に於て種々計画する処あり。旧臘臺東庁下に属する奥蕃バトラン社蕃人の臺北観光に出でたるを幸ひ、南投庁下萬大社蕃人を招きて同じく観光せしめ、此機を利用し、両社蕃人をして和約せしめたり。然るにバトラン社は総て六社より成り、今回下山せしは其内の一社四名に過ぎざりしを以て和約は快く成立したれども、愈々萬大社蕃人と共に横断して臺東庁下に出づることゝならば或は他社に於て異議なきを保せず、帰社して充分協議の上埔里社まで通報すべしとて旧社蕃人共は旧臘夫々帰社せしかば、其の通報にして果して良好ならば東よりは花蓮港支庁より岩村支庁長以下、西よりは但木南投庁警務課長、長久埔里社支庁長以下同時に出発し、双方より前進し中央山脈の某池畔に会合する予定なり。右に付蕃務課より賀来警視同行する筈にて、同警視は曩に臺北来電の如く、去る四日臺北下り二番列車にて埔里社に向ひ出発せり。

清国の辰丸抑留事件紛糾

〔一・一一、東京日日〕 日本汽船第二辰丸が澳門（マカオ）附近に於て武器を陸揚げせんとする所を、清国巡邏船の為め発見せられ、抑留の上廣東に廻されしとの事は上海特電の詳報せる所なるが、之に関し其筋へは簡単なる電報の外未だ何等の詳報無きより、其の確報に至つては之を知るに由なきも、聞く所に依れば、右は清国革命党員にして澳門にある一団が、廣東省三水附近に伏在せる暴徒の委嘱を受けて武器輸入の事を、香港なる獨逸商人某と契約し、獨商は之を米国より取寄せたるを一応横浜に揚陸し、更に同地粟屋商会の手を経て第二辰丸に転載輸送し、澳門に於て該獨商に引渡す筈なりしものにて、日本人は固より第二辰丸と雖も唯単に依頼を受けて之を輸送したる迄にて、之以外には何等の関係も無き事なれば、何れ遠からずして釈放せらるゝに至るべしと言ふ。

憲法発布当日に用ひられた

「万歳」の発明者和田垣博士

森有禮は「奉賀」発声を主張

〔一・一一、報知〕「万歳」の発明者和田垣博士懐旧談。

憲法発布式の当時、奉祝を意味する「万歳」なる熟語が一度、帝国大学の職員生徒に依て唱へられてより今日迄二十余年、目出度意味に於て全国中殆んど用ゐられざる処なきに至りたり。博士和田垣謙三氏は当時を追懐し、社員に左の如く語られぬ。

兎に角、憲法発布式といふ空前の式日を祝するには、従来の黙つて敬礼する位ではもの足りぬから何とか声を出さうではないかといふ問題が大学内に起つた。其頃私は未だ書記官を兼ねたよく〳〵の小僧であつた。文部大臣は例の森有禮君、大学総長は渡邊洪基君、学長は外山正一君、此他加藤とか矢田部とか三宅とか沢山な先輩が

雲のやうに居たが、「万歳」といふ熟語を拵て之を唱へさする迄に、後進の私は職務上非常に尽力したハイカラの文部大臣や大学総長を戴いた上に、西洋に則つた憲法発布がハイカラだから恁んな問題も起つたのだらう。結局の趣意は大学風を代表する何か変つたものといふのが始めで、先づ「奉賀」といふ熟字が森さんか誰れかの提案で出来て、それを毎日々々職員や生徒が練習したけれども、どういふものか面白くない、どうかすると阿呆がと間違へられる、そこで「万歳」といふのがよからうと云ふ事になつた。其れにしては「まんざい」といふのがよいか、「ばんざい」と云ふのがよいか、茲で万歳論が大学中の吾々職員間に起り終ひに、「ばんざい」と濁ることになり、同時に其れが万歳、万々歳と三唱することになつた。此三唱法は私の発明で、万歳を唯一つ叫んだ丈では、頭も尻尾もなく兎の糞のやうで、どういふものか物足りない。其処で七言絶句から割り出して、最も終りの三回目を万々歳と叫ぶやうにした。けれども音頭取りは万歳を叫ばず、単に天皇陛下なら天皇陛下と申上げる、すると此言葉の下から他の者が万歳を唱へたものである。憲法発布式の当日、現に私は生徒と共に二重橋際で此万歳を唱へたが、矢張其通りにした。今でも私は其通り行つて、関係のある女学校の生徒にも皆さうさせて居る。つまり日本の万歳は、獨逸などによく行れてゐるホーホツとかいふ様な、いはば感動詞に近いもので、理窟をいへば、天皇陛下には万歳といふ、皇后陛下には千歳といふ、之から下の者には、又夫れ〳〵のいひやうがなければならん筈であるが、我日本では、其頃から万歳の意味と用ひどころを汎く取つて、臣下の目出度いことにも文字に拘泥せず、矢張り「万歳」を用ひる事になつてゐる。顧みると、憲法発布式を祝はうとして「奉賀」の二文字を案出した森有禮君は、奉賀する其式日に殺され、奉賀に代つて出来た万歳の唱へ法を案出した和田垣は、尚ほ健在で今日其二十年紀念日に遭遇するといふのは実に予期しない処である。

恋女房の女豪竹内政女を捨てて
伊藤銀月義妹の鶴子と駈落

〔二・二二、都〕生れは奥の蝦夷なれど玉川上水に肋骨まで洗ひ上げて天晴江戸ッ子になり澄まし、佛蘭刈のハイカラ額に富士と筑波を互みに睨み、誰だと思ふッがもねえと助六張の江戸趣味鼓吹者伊藤銀月君が、捲舌文学の凄い所が精々御意に適ひ、恋嫁の御腰入をしたは是も文壇の女豪竹内政子女史、琴瑟と云ふものが調和し過ぎて蝿帳の牡丹餅も饐へるばかり御夫婦のお睦しい所を見て目を暈した青年作家もあつたとやら、偖も其後佃島から呉竹の根岸の里へ引越し、鶯の笹鳴に薄氷の何とやらと春水一流の艶本を其儘甘つたるい事の限りを尽して塀越に洩れる私語に往来の人からヘン畜生奴と言はれても別に腹も立てず娭め〳〵と天下太平で暮して居る中、軈て内君政子女史頭痛膏を顳顬へ張つて生唾を吐きながら、私生梅が喰べたいねと宣ふ様になり銀月君も大悦びで今に産れる坊やこそ正直正銘まがひなしの江戸ッ子、僕の主義なるもの此児に依りて大に伝へられるものと、五月帯から産湯の準備をする程に騒いで居たが、束髪の布袋和尚と日毎に腹の膨らんで来る様子が余り好い図でもなく、例のスツキリとした柳腰の原則通りに行かぬ所からイヤ孕

み女は江戸向おやねえなと大に感ずり、姉の手伝ひに泊り掛に来て居る政子の実妹竹内鶴子(廿三)と云ふ女子師範卒業生に一寸小当りに当つて見ると、鶴子女史は自然派の沖を越へたニイチエ主義の本能宗に共産党を加味した廿三世紀の婦人だけに、義兄銀月の申込をオーライの道普請、別段通行禁止の札を建てずに是非に及んで仕舞ひ、江戸で流行豊後節一流の道行と云ふ所作を出し、咲くや此花冬籠は大阪に限りやすと、お高祖頭巾にお召のコート、鶴子おちやと落人を極めたので、政子女史の驚きは一方ならず心配の為に急に産気がつき、玉の様な男の子を産落したが、銀月君よりは梨の礫の音沙汰なく、什麼とも仕様がなければ此頃鎌倉の実家に帰り、泣く児に乳房を哺めながら冷たい頰から伝はり落つる涙を硯に受け、「無情の人」と云ふ小説の稿を起して居るとの事なるが、子まで為したる妻君を見棄てゝ、現在義理ある妹と土痴ぐる様な江戸ッ児の皮冠りは、箱根から此方へ帰る事相成らずと、花川戸の乾児們が昨日あたり三途の川蒸汽で押して来るとの警報あり。

孫文の革命軍頻りに活躍

〔一・二二、東京日日〕　孫逸仙の率ゆる革命軍及び一部の暴徒は、陰暦一月七日既に廉州を占領して、彼が煽動せる遊勇及び其他の暴徒は露結山脈(支那安南の境)の北麓に沿ふて進軍し、江州羅白の間に出没し、為めに安南江の水利は全く暴徒の占有する処となれるが如し。更に同江の溝口三口浪州近海に遊弋せる支那軍艦は、屢々上陸して如昔及び古森附近に出んとせるも、沿道土民の反抗甚だしきにより掠奪殺傷を擅にして引上げたるを以て、附近一帯荒廃せり。故に同軍艦の兵員は廣西の民心を失ひ駐屯し能はず、僅かに南寧に引上げたり。而して暴徒は鎮南の道臺を縛して孫逸仙の命を待つ者の如く城内外に約一万八千余の徒党跳梁して頗る喧騒を極めしも、土着人の避難逃走は全くなかりき。蓋し同地に佛人の宣教師家族と共に客住しつゝありしが、事変の当初一時安南に引上げ、此頃再び来住せり。此の如き有様なるを以て支那官憲は、策の出づるを知らず遂に佛国官憲に請ふて孫逸仙の捕縛及び同氏に附随せる数十人の内外人を放逐せん事を要求せしに、佛国官憲は一に兵力を以て廣西の地に屯在せる革命軍及び暴徒を討伐せんと答へしかば、支那官憲は絶対に之を謝絶せるを以て、佛国官憲も其の懇請を容れず、柴棍に在る革命党員の宿舎には巡邏を立哨せしめて清官の刺客を防ぎ、且つ同党員の行動には一切放任して其の為すが儘に任せ置き、又市内の秩序を保たん為め、支那官憲の刺客及び行為の疑はしき者は厳重に査辨せり。之を以て支那官憲は甚だしく佛国官民の処置に猜忌し公然柴棍の警庁に就き孫逸仙の引渡を要求せしに、警庁は戸籍簿を示して、高野長雄なる者は日清何れの人たるや知らざるも、現に某街に支那人と一緒に在るの外孫逸仙なる者は在住し居らずと答へ、嘲弄的に拒絶せり。而して佛国人の人気は痛く孫氏に同情し、訪問引きも切らず。同地二三の新聞は筆を揃て同氏の人物を称揚せり。孫逸仙は目下柴棍に在りて党人の行動を指揮し、更に数十人の比律賓旧獨立党の敗将等と合同して、一部は新嘉坡及び香港に向つて去り、他の一部は山塞に入しものゝ如し。当初、非律賓人の投合するや、佛国官民は日本人ならん事を疑ひ、孫氏に訊問する処ありしも、其の然らざるを知り今は敢て怪まざるに至れり。此頃孫

氏は兼ねて香港上海銀行に蓄積せる銀三百五十万元を引出して之を分配せるを聞きしが、今後に於ける行動は大いに目覚しかるべし。又た頃日香港に於て泰和洋行の所有に係る輪船（千六百七十噸）は、常に革命党員と目せられ居る豪商李某購買せし由にて、之れが為め香港及び澳門の風聞非常に喧びすしと。

叙勲された河原操子

〔二・二六、萬朝〕　河原操子（三十四）が卅七、八年戦役の功労に因り、勲六等寶冠章を賜はりたる事は、昨紙二面に見えたるが、女史は長野県松本の生れ、同地師範学校を卒業後上京して女子高等師範学校に入りしが病の為半途にして退学一旦帰郷したるも、再び上京し下田歌子女史の知遇を得て、横濱大同女学校、清国上海務本女学校の教師となり、後蒙古カラチン王家の家庭教師に聘せられ、卅五年十一月単身同地に入りぬ、翌三十六年日露の風雲急を告るや、敵情を偵察する為仮装して蒙古の奥深く進入し横川省三、沖禎介、脇光三等の志士が行動に非常の便宜を与へ、危険を冒して諸氏の通信を某処に伝達するなど、国家の為に尽せる功労少からず、戦終るや三十九年二月帰朝し、昨年八月米国ニユヨーク正金銀行支店長法学士一ノ宮鈴太郎氏に嫁ぎ、目下夫に従つてニユヨークにあり、今回の叙勲は正に至当の報酬と云ふべし。

三八式歩兵銃配付　〔三・一、東朝〕　三八式銃の配付　〇三十八年式歩兵銃は目下幾分宛を各隊に配付して使用法教育中なるが、本年末迄には悉皆全部に配付済みとなるべし、但し現在の銃器中尚ほ使用に耐ゆるものは、修繕を加へて予備倉庫に格納しおく筈なり。

巌谷小波の……世界お伽話—完成

〔三・二、讀賣〕　お伽噺界のおぢさんとして知られたる巌谷小波氏は前後九年間もかゝりて此頃お伽噺全部百編を完成したるが、同書は総紙数七千頁に上り稀有の大著なると共に児童教育界に貢献したる功も少からざれば、今回同氏の知己門人等相謀り其功労に酬ゆるため、お伽花籠と題する美しき一書を出版して之を氏に贈る由なり、其執筆者は吉岡文学士、窪田中監、高野斑山、武田櫻桃、黑田湖山、木村小舟、沼田笠峰、竹貫佳水、西村渚山、福田琴月の十氏なりと云ふ。

時事新報社の募集美人写真　一等は末弘ヒロ子

〔三・五、時事〕　美人写真第二次審査の結果　〇去月二十九日の第二次即ち最終審査に於いて、全国第三等まで当選したる美人写真は左の三名にして、愈々其儘確定したるに付き、玆に写真募集に参同せられたる全国各新聞社の尽力を謝すると同時に、読者諸氏に披露する事とせり。

小倉市室町四十二直方四女　一等　末弘ヒロ子（十六）
仙台市東四番町飯逸娘　二等　金田ケン子（十九）
宇都宮市上河原町五十九　三等　土屋ノブ子（十九）

（下略）

復活せる三笠艦　〔三・一一、國民〕　一昨年不慮の災厄に罹り

たる三笠艦は、当局者が苦心の結果、遂に復活せられ、旧艦以上の威力を備へ、去る八日午前八時半同艦右舷後部甲板上に於て、殉難者山科軍医長以下の弔慰祭と同十一時より竣工祝賀会を挙行したり、

（下略）

聖上　御精励

〔三・一二、時事〕　聖上の御盛徳　○既に屢々拝記せし如く　聖上陛下には過去数年来御避暑は勿論、御避寒などの仰せ出されもなく、侍医侍従の者より折りに触れ其の仰出で奏請申上ぐる場合にも、我国の現状は斯かることを許さずと宣ひ、本年の如きも寒中日々午前十時を以て御学問所に出御遊ばされ、一切の政務を御裁可あらせられ、入御の後といへども夜に入るまで上奏の文書をば一々御検閲あらせらるゝことさへあり。其の御励精の程は実に世にも有りがたく、今更乍ら御聖徳を頌し奉らんも中々に畏し。漏れ承はる所によれば御健康いよ〳〵勝れさせ給ひ、近頃は御仮床にだに入らせられ給ひし例しなく、日々御徒然の折からは国風を唯一の御楽しみとせさせ給ふとなん。

平塚明子・森田草平　鹽原心中未遂事件

「自然主義」の高潮　後の所謂「煤煙」事件

〔三・二五、東朝〕　既報の如く本郷区曙町十三番地會計検査院第四課長平塚定二郎氏二女春子(二十三)は、去る二十一日夜九時頃突然平素着の儘にて家出し、行方知れずとなりしより、家族の心配一方ならず、東京市内は勿論鎌倉、箱根、銚子等の心当りの箇所へ早速夫々人を走らせ警察署に保護願を出しおき、又平塚氏自身は自ら静岡地方までも捜索に赴き、百方心当りを探ね廻りしが少しの手懸りもなくして引き返へし来れり、然るに翌二十二日夕刻春子の友人某の許に届きたる端書あり、其文面によれば同人は廿一日の上野発終列車か又は廿二日の一番列車にて、宇都宮又は日光方面に向ひたる形跡あり、依て同家にては更に又宇都宮、仙臺、青森の各警察署へ保護願を出し、其の上春子の母は予て相知れる文学士生田弘治氏と同道にて、一昨二十三日上野発一番列車にて宇都宮へ捜索に赴き栃木県警察署に出頭し植松部長に面会懇願せんとしたるも、生憎同部長が不在なりしため中津川保安課長に事情を具陳し、同人取押の上は発表さるゝも苦しからねど、其迄は成るべく秘密に取押へ方を願ふとのべ、県庁前の河内屋旅館に滞在し居たりし処、昨朝に至り春子は鹽原の山奥なる尾花峠にて其情人文学士森田末松（号白楊、二十五総）と手を携へて徘徊し居る処を鹽原村巡査の手に取押へられたる旨の通報ありたるより、取るものもとりあへず更に鹽原へ向け出発し、無事両人を取押へたりと。

△春子の性質　春子は生来非常に勝気の性質にて容貌も美しく、又幼時より学校の成績も人にすぐれ、一昨年女子大学家政科卒業後は、津田梅子女史の英学塾にて専ら英文学を研究し居り、又家人に秘してひそかに禅学をも修め居たりき、平素より結婚問題には更に耳を傾けず、自分は生涯独身にて文学上の著作にふける志なりと揚言したるも、今回の家出は情夫森田文学士と久しき間意気投合の結果情死を約したるものに相違なく、其証跡は両人が途中より友人に宛て

発したる数通の書信に依つて明かなり。

△決死の原因　森田文学士は一昨年の大学出身にして秀才の誉あり数篇の小説をも著して文名を知られ居り、家に若き妻に子さへある身なるに、春子と共に某女学校に同僚として教鞭をとりしが悪因縁と為り、文学上の趣味を同うするより遂に離れがたき情交を通ずるに至りたり、されど一方は妻あり子ある身の、到底晴て双棲の歓を為すに由なく、浮世の羈絆を怨みるの余り情死の覚悟を為し、森田学士はまづ妻子を郷里にかへし、煩累を除きて後春子と二人死所を求めて東京を出でたれども、幸か不幸か遂に死所を得ずして遂に警官の手に捕はるゝに及べり、古来情死の沙汰珍らしからずと雖も、本件の如き最高等の教育をうけたる紳士淑女にして、彼の愚夫愚婦の痴に倣へるは実に未曾有の事に属す、自然主義、性慾満足主義の最高潮を代表するの珍聞と謂つ可し、而かも両人が尾花峠の山上に於て取押への警官に対して「我輩の行動は恋(ラブ)の神聖を発揮するものにして、俯仰天地に愧づる所なし」と揚言せるに至つては沙汰の限ならずや。

新築の三越呉服店

〔四・一、中外商業〕　三越呉服店は今一日を以て新築仮営業場に新柄陳列会、及び大売出しを挙行する事となりたるが、此仮営業場は市区改正と共に明治四十年八月を以て起工され、同四十一年三月を以て竣工せるものにして、間口二十四間半、奥行二十間半、建坪五百余坪、木造塗家建にして三階を加へ千五百余坪の大建築なり。

今其各階の配置より云へば階下には表入口より下足室、陳列場、休憩室、庭園、出納室等に分れ、二階は陳列場、貴賓室、仕入係室、検査室、重役室、秘書室、意匠室、演奏室、時好編纂室とし、三階は陳列場、撮影場、及其附属各室、貴賓室、茶室、夜会服着用室、食堂及厨房等なり。さて階下入口は駿河町通り三井銀行に面し、用材は凡て槻材及檜材を混用し、敷石には福島産霰大理石及び石盤石を用ひたり。

殊に意を注ぎたるは陳列室にして、駿河町通り延長二十一間、西河岸通り七間、高さ十尺に亘り西北隅の一角は別に通路を陳列室の間に設け従覧に便ならしめぬ。

又休憩室は都合三ケ所ありて、凡て同店の東北隅を占め、階下休憩室は十五坪にして室内装飾は「ゴシック式」とし、二階休憩室は十六坪半、其様式は凡て佛国路易十五世式にして壮麗人目を奪ひ、三階休憩室は十八坪其様式は和洋折衷式にして佛国巴里日本大使館「竹の間」の装置と同一の手法を用ひ、室内の装飾一切竹尽しとせしは奇抜なり。

要するに今回新築の同店は名こそ仮営業場なれど、其内容外観共に欧米のデパートメントストーアに譲らざる結構にして、前記するが如く移転と同時に新柄陳列会及び大売出しを開始し、新たに煙草、貴金属、文房具の類を加へ且つ従来の美術部も大に拡張せり。されば同店本日の雑沓想ふに余りあるべく、夜に入りて其四周にとりつけたる一千七百余個の電燈が一時に輝き渡れる光景、又何に譬へん方もなかるべき也。

湯屋覗きの出歯亀捕はる
大久保村殺人事件の犯人として

〔四・六、東京日日〕　豊多摩郡大久保村字西大久保三百九番地、下谷電話交換局長幸田恭氏の妻女ゑん子(二十七)が、去月二十二日の夜、同町五十四番地藤の湯事森山庄一郎方よりの帰途、同所の空地にて殺害せられし事件は、一時世間の耳目を聳動せしめたるが、警視庁及び新宿署にては協力して、熱心に兇漢の捜査に従事し、苦心に苦心を重ねたる末、遂に其の犯人を逮捕せり。(中略)

▲漸く手懸りを得　前記の如く警視庁員と新宿署員とは、夫々手分を為し、日夜殆んど寝食を忘れて熱心に探偵中、偶ま大久保村字東大久保四百九番地の植木職兼鳶職池田亀太郎(三十五)と云へる者、性来大の懶惰者にて、金さへあれば酒色に耽るのみか之まで幾度も湯帰りの婦女を捉へて、怪しかる振舞に及びたるが、殊に去月廿日の夜、即ち犯罪の当夜外出し居たりとの事を聞き込みたるより、或ひは同人の所為にあらずやとの疑ひを生じ、去月卅一日正午頃、同人が東大久保西向天神前二百卅六番地なる材木屋の傍らにて仕事を為し居たる処を取押へ、新宿署に引致して取調べたるも、更に要領を得ざりし。然れども係官は尚ほも引続き厳重に取調の末、亀太郎が大久保にて湯帰の婦人を五六回も追跡して、暴行を加へんとしたることありと自白したるを以て、先づ違警罪として十日の拘留に処し、爾来同人に対してゑん子惨殺事件の取調を継続せり。

▲罪状を自白す　斯くて係官は亀太郎に対して取調を継続しつゝ、一方には本件に関する証拠の蒐集に努め、森田警部は更に厳重の訊問に及びたるに、流石の亀太郎も四日午前九時頃に至りて終に惨殺の事実を自白したり。此時同署に出張中の武東課長は、宮内警部及び本件に関係の刑事巡査を立会はしめて、直接に亀太郎を訊問したるに、森田警部に対する申立と同様に逐一犯罪の顚末を自白せり。

▲微酔機嫌の帰りがけ　自白によれば、同人は犯罪の当日午前八時頃四谷区荒木町の壊し家取片附の手間取に雇はれ、午後五時半頃に仕事を終り、其の帰りがけ、同区鹽町三丁目大木戸の居酒屋尼ヶ崎事石井方に立寄りて、焼酎一合五勺ばかりを飲み、微酔機嫌となり我が家をさして帰り行く途中、偶と例の湯屋窺きを思ひ立ち、路を転じて藤の湯森山方の前に赴きたり。

▲ゑん子殺害の模様　亀太郎は藤の湯の入口に近寄りて、密かに障子の穴より、女湯の方を覗きたるが、折しも年頃廿六七位なる美人の湯上り姿の艶なるを見て、之を辱しめんとの念を起したり。此の美人は即ち幸田ゑん子にて、神ならぬ身の同女は、斯くと知らねば入口の格子戸引開け戸外に出でたるに、亀太郎は急に横手の物陰に身を潜め、軈てゑん子の七八歩許り行きたる頃、其の後を追かけ、突如右手を伸ばして背後より同女の頸に搦附き、左手を腰部に当てて抱きつゝ前の空地に引摺り往きて押倒したる途端、ゑん子が悲鳴を揚げしより、慌てゝ同女の携へし濡手拭を口中に捻込み、暴行を加へたる上死に致らしめ、一目散に其場を逃去り、同夜十時頃何喰はぬ顔して帰宅したるなりと。

▲死せしとは思はず　亀太郎は兇行後空地南方の垣を越えて逃げ去りたるが、ゑん子が死せしとは思はで、翌日は平気にて仕事に出か

けたるが、二十五日に至りて、ゑん子の死を聞きては、彼の夜のは死んだかと始めて心づきたりと云へり。

▲鬼の眼にも涙　龜太郎はゑん子の死を聞きて、我ながらも其の罪の恐ろしく、自首し出でんとは思ひたりしが、家には我を杖柱と頼める老母や妻子の在ることとて、是に心を引かれ、遂に自首する機会を失ひたりと、涙ながらに申立てたりと。（中略）

▲今の女房は五人目　龜太郎は之まで女房を四人も離別し、五人目の今の女房のおすゞは、豊多摩郡中野町農秋本兼太郎の三女にて、去る三十八年十月中貰ひ受けたるものなるが、実家秋本方が稍有福に暮し居れるを知りて、友達の勝と呼ぶ者を語らひて、己も有福なるものゝ如く装ひ、秋元を欺きて迎へたるなりと云ふ。おすゞは龜太郎と同棲以来持参せし衣類其他手道具までも漸次質入さるゝより、飛んだ処へ来たとは思ひしかど、今更実家へ帰るにも帰られず、常に夫の放蕩を苦に病みて、夫れが為めに折々癪を起したる事もあり、されど、柔順なる性質なれば、はしたなく罵詈したる事もなければ近傍の人々は夫婦仲極めて睦まじと語り居たり。

▲仲間の憎まれ者　龜太郎は植木屋職としての手腕は鈍き方にて、且つ多辯なる上にて、生意気なる言語を弄して毎々他人を軽侮するの癖あるより、常に親方側にも忌嫌はれ、同輩には爪弾きされ居たれば、従つて得意場の信用をも得ること能はず、貧しき生活を営み居たり。然るに六畳一室の裏長屋には不相応なる別項記載の箪笥のあるは、不思議と聞けば、之れは妻おすゞが持参の品なりとぞ。龜太郎は養父の死去前後、西大久保なる同職の伊藤方に使はれ、又三四年前までは東大久保なる鈴木爲吉方にも使はれ居たりしが、何分にも怠惰者なる上に、手腕も鈍く且つ生意気なるため、何れにても愛想を尽かされ、其後六番町の鳶仲間に入りしが、同組の頭の角さんと云へるは、龜太郎の父の代よりの懇意なれば、来る毎に其の不身持を戒しめ厳しき意見もなしたるに、龜太郎は之れを面白からぬことに思ひて後に右頭の所に寄りつかず、一昨年冬頃よりは鳶仲間を脱して、諸所の日雇などに雇はれ居たり。龜太郎の性質は斯くの如くにて、本職には鈍けれど、小気転の利く処ありて、若き頃は茶番を演ずるに最も巧なりしと云ふ。

八時間労働　世界の定論となる

〔四・七、中外商業〕　近年労働問題も深く研究せらるゝ結果、法律を以て労働時間を制限せんとする議論も出で、所謂八時間労働説は欧米の識者に由り一般に主張せらるゝに至りたるが、今回米国議会にも同国労働組合の提案に係る八時間労働法案を討議することゝなりしも、事業家側の反対甚だしく、クラムプ造船会社の如きは公然反対意見を発表し、若し此の法案が可決実行せらるゝ者とせば、会社は到底現在の賃銀を支払ふ能はざる可し。

賃銀を低減して労働者は之に満足せば亦説く可き処なきも、是れ到底望むべからざる処にして、結局会社は事業中止の悲境に陥らざるを得ず。

今日の如く一週五十五時間労働を為さしむるも尚且つ収益の限界を脱せんとする際、四十四時間に減少しては、会社事業は決して立行く可き道理なしと唱道し居る由なり。

花魂を驚かし柳絮を圧し
陽春四月に帝都の大降雪
交通機関全滅電信電話大被害

〔四・一〇、東京日日〕一昨八日夜十時頃より満都花なる今日この頃奇しくも降り出せる妖雪は、終夜ら花魂を驚かして降りしきり、明けて昨朝となるも尚ほ降り歇まず、春の泡雪と思ひしは違ひて世は白妙の眼の行く限り白皚々たるのみか量さへ尺と積りて、寒中にも都には容易く見れぬ大雪、されば其が為めの被害も少からず。先づ第一に惜まるゝは、

▲今を盛りの桜花にて　都大路は是よりなる各所の桜花は、枝もたわゝの雪に圧せられて、紅褪せ白散じて、見るも無残の姿痛々しく、別けても東臺は今が真盛りにて、日影朗かならんには押しつ押さるる人の波に其の艶容を称へらるべきを思へば、幸薄き今年の花の痛ましとも痛ましく、又墨堤も花は是よりならんを、この雪に遭ひては咲き出でん蕾の咲きも得やらで地に帰るが多かるべく、其の他飛鳥山、小金井、江戸川など、行く所として花ならぬはなき花の都も、今年ばかりは花なき恨みに騒客が失望思ひやられ、幼き者が父母へ乞ひて次の日曜日を楽みたるも多からんを思へば、雪月花の三に数へて愛たきものゝ一なる雪の姿も時を違ては、憎らしさ限りなし。（中略）

▲近年に稀なる季後れの大雪　この雪は大雪といふ点より見るも、近き十数年には見ることなき程なりしが、或る人は数十年にも見ざる所なりなど云ひ、殊に時季の後れたる点なり見れば、確かに数十年になき所にて、彼の井伊掃部頭の櫻田の変は、人も知れる萬延元年の三月三日にて、当時時季後の雪として、今にも談話に残れる所なれど、昨日は太陰暦の九日なれば、尚六日後れ、尚ほ萬延元年の三月は翌月閏なれば、例年よりは同じく三日といふ時季早にて、之を当時の太陽暦に照せば、三日は三月廿四日に当り、昨日よりは尚ほ十六日早かりしなり。

▲電話線の切断　活社会の活動は機敏にて、機敏を雋くるは電信電話の便を第一に推し、毎朝足の活動に先立つは先づ電話なるが、この活動の第一なる電話も、雪の為め電線の切断さるゝもの到る所地上に垂れて、宛ら水引を散らせし如く、中には局を連結せる被覆線の重量あるだけに、電柱の根元より折られたるもあり、其の被害数箇所なるを知らざれば、早速の修理も出来ず、為めに当日は早朝より電話の通ぜぬが多く、商人等の不便不都合は云はん方なかりし。（下略）

三越呉服店店頭で活動写真映写

〔四・一二、都〕三越呉服店にては、本年も花時中毎土曜日曜に活動写真を催す筈にて、昨夜も七時より同店前にて映したるが、実物幻燈には風俗の流行を示し、活動にては機業家の肖像を始め滑稽趣味のもの多く、十時近くまで写したり、附近の人々は日没頃より子供連れにて集り来り、前側の三井銀行広場は杭を打ち、麻繩を張り見物の場所として数千の群衆に宛て、日本橋署は廿四五名の巡査を派して警戒し居たるが、中々の賑ひなりし、尚今十二日の日曜日も夕刻の七時より映す由なり。

公証人法 公布

〔四・一四、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル公証人法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十一年四月十三日

内閣総理大臣 侯爵 西園寺公望
司法大臣 男爵 千家 尊福

法律第五十三号

公証人法

第一章 総則

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ嘱託ニ因リ、法律行為其ノ他ノ私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成シ、及私署証書ニ認証ヲ与フルノ権限ヲ有ス。

第二条 公証人ノ作成シタル文書ハ、本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非ザレバ、公正ノ効力ヲ有セズ。 (下略)

臺灣縦貫鉄道開通す

〔四・二二、國民〕 臺灣縦貫鉄道完成に付、佐久間臺灣總督より廿日後藤男爵へ左の電報ありたり。

本島縦貫鉄道は今や無事試運転を了し、愈々本日より開通営業を開始し、玆に全く首尾相通ずるを得たり。

兒玉前總督及閣下の経営したる本鉄道が完成を告げて、之を閣下に報ずることを得るに至りたるは、本總督の衷心より満足に堪へざる所なり、地下の前總督に対しては、在京民政長官又は警視総長をして之れを墓前に報告せしめんとす。

教育勅語 英獨佛訳

〔四・二四、東京日日〕 日露戦争以来海外諸邦の我国民教育に注目する事実に深く、殊に英国の如きは昨年に於て我が普通教育に関する菊池男の講演を乞ふ等其一斑を証する所なるが、尚各国の文相其他教育家中我が教育の精神たる教育勅語を研究せんと企つるもの多く、或は書を我が文部省に寄せて、其訳文を依嘱する等屢なるを以て、文部省にては是等外人の希望に応ぜん為め、既に英訳は昨年中に脱稿して之を配付せしが、今回獨佛語の訳文も略脱稿せしを以て、近々公表配付の運に至るべしと。

自然主義全盛時代の文壇

〔四・二七、國民〕 此の数日来の重なる各新聞紙に、小栗風葉氏の近作「戀ざめ」を新潮社より発売せる旨の広告あり、これは風葉氏の最も苦心せる最も自信ある作品にして自然派小説の是非を云ふ者は、先づ恋ざめを見よと記せり。

△小説読者の好奇心動く

風葉氏は田山花袋氏と共に、今の文壇に於ける自然主義の雄将として聞えたる作家なり、新潮社は近く獨歩氏慰問「二十八人集」を公にして、多少読書界の耳目を驚かしたる新進の書舗なり、小説を愛読する一部の世間が、此の広告を見て先づ好奇心を動かしたるは無理ならぬ事なり。

△自然派に対する大打撃

然るに此の自然派作家の小説は未だ其の是非を世に問ふの暇なくして、昨日突如発売を禁止されたり、此種の述作物に対する其筋の点検は極めて厳酷なりと見え曩には葵山氏の「都會」問題あり、今又月を越えて「戀ざめ」の発売禁止を見る、これ少くとも自然派の作家に対する一種の打撃若くは圧迫にして、小説発行を商売とする書店にとりても、少からぬ損失たるべし。

△我国自然作家の驍将

記者は此の事件に就き戸塚村に小栗風葉氏を訪ひたるも、旅行中にて所感を聞く事能はず、高弟眞山青果氏又他出して居らず、更に転じて博文館に田山花袋氏を訪ふ。花袋氏は早稲田文学記者より推讃の辞を受けたる自然派の大家にして、「戀ざめ」の巻頭に十余頁に渉る自然主義論を書きたる人なり、其の筋の打撃に対して、自然派の諸作家は何う思へるや、花袋氏の談話は其の代表として聞かるべし。

△新聞記者も反対でせう

「葵山君の「都會」が済んだら、今度は「戀ざめ」ですね、小栗君は紅綠、葵山と三人其筋の注意作家だと云ひますから遣られたんでせう、葵山君のでは「都會」などよりも未だヒドい「貧兒」や「烏の腸」などが有るのに、「都會」を禁止される、小栗君のでは「未亡人」や其の他にヒドいのがあるのに「戀ざめ」を遣られる、何うも其の筋の手心と云ふものが少しも判りません、自然派の作物に対しては単り当局者ばかりで無く新聞記者の方でも定めて反対だらうと思ふ、今の世間から見ると怪しからんと云つて反対されるのは是非無い事と思ひます。

△肉慾は人間の一大事実

然し我々自然主義の作家は、人間の真を研究しやうとする者である、生理学者が生殖器や精虫の事を研究すると同じ様な態度で、人間を研究しやうとする、肉慾が人間の大なる事実であり、真相で有つて見れば、勢ひこれを逸する事は出来ん、此の点を誤解されては困ります、実感挑発を目的とする著述や、或は作家が単に肉慾描写に趣味を以て書た物ならば、風俗壊乱に問はれても致し方が無いけれど、我々の真――自然――を研究すると云ふ態度、人間を草や木の様に見て、其を究め様とする作物に対して、同一の打撃を与へるのは判らん事だ、怪しからん事だと思ひます。

△其筋の圧迫位で改めぬ

要するに我々の考へと当局者の見方や世間の眼識が大分相違して居る、我々は何も好んで肉慾を描くのではない、人間の大なる事実を知るがために研究するのだ、我々は自ら省みて疾しからぬ学者的の態度は、其筋の打撃や圧迫位では改める事は出来ません、同じ作家の中でも肉慾挑発を目的とする人は有るまいけれど、肉慾描写に興味を有つてゐる人は有るかも知れん、こんな連中と我々の真面目な態度とを混同して、発売禁止を遣られるのは、迷惑至極な事では有りませんか」。

我国最初のタービン汽船

〔五・六、中外商業〕　近く太平洋航路に就かんとする東洋汽船会社新造船天洋丸は、明治四十年九月三菱長崎造船所に於て目出度進

水式を了したる以来、工事竣成して横浜港に廻航せられたれば、今六日京浜知名の士を招待して其の閲覧に供すべしと云ふ。

抑も本船は三菱造船所監督及寺野、斯波両博士監督の下に建造せられたる我国最初のタービン汽船にして、而も太平洋を航走するタービン船の始めなる而已ならず、其大に於ても亦我国に建造せる最大のものにして、又世界有数なる汽船の一たり。其資格構造は遞信省造船規定及ロイド造船規定に則り両検査員の特別監督の下に完全に且つ最も堅牢に建造せられたる特種三層重甲板船なり。（下略）

財界攪乱者検挙
流言蜚語横行す

〔五・六、東京日日〕 流言蜚語を放ちて、財界を攪乱せんとするものに対する其の筋の警戒が、昨今稍々緩ならんとするに至りたるに乗じて、又しても兜町取引所辺に出没し、横濱商館の破綻、若しくは三井物産の大損失抔と虚構の流言を放ち、株式市場を攪乱せんとするものあるより、警視庁に於ては再び第二回目の検挙を行ふ事に決し、高等係長松井警部は、一昨日より昨日にかけ、一課の刑事数名を随へ、兜町方面に出張して検挙に着手したるが、漏聞く所によれば、仲買側にても其行動怪しむべきもの四名あり。又例の羽織ゴロと称する側に、二三名の注意人物ありと云ふ。

満鐵は広軌

〔五・一六、報知〕 南満州鐵道本線広軌改築工事は、此程全部竣成をつげたるを以て、来る廿日を期して寛城子より漸次南方に向つて広軌車輛の運転を開始する筈にて、廿日より約七日を以つて大連停車場に至る迄、全線の開通運転を見るに至るべき予定なるが、右開通の暁は、南満貨物輸送の状態は玆に一新生面を展開し来りて、多量の滞貨は一掃せらるゝに至るべく、現に長春停車場のみにても、三万噸に上る多量の貨物が停滞しつゝあるも、漸次処理輸送せらるゝに至るべしと言ふ。

臺灣蕃賊討伐方針

〔五・二五、東京日日〕 臺灣の宜蘭庁下に於ける隘勇線は、今や着々其効を奏し、既に聯絡も近づきつゝある由なるが、宜蘭庁下の蕃族は、性質頗る獰猛にして、其討伐に多大の労苦を要する丈に討伐後の効果は非常のものあるべしとの事なるが、總督府にては、尚ほ同線進行の状況により、来る七八月頃より第二の計画として新竹、庿栗間の討伐を開始する由なるが、此の蕃族は、宜蘭庁下の蕃族より温順なれば、其の平定は意外に容易なるべきかと云へり。

ローマ字ひろめ会の主張
「漢字こそ国語を破壊す」
ローマ字論者の気焰当る可らず

〔五・二六、報知〕 吾開化史上の一小紀元 ○林外相の英国に公使たりし時、同国王より我が山縣侯に叙勲の御沙汰あらんとして、侯の本名の御下問あり。公使館にては勿論「ありとも」なるべしと話し会ひしに、陸奥伯は来りて、其は百姓読みなり「ありよし」とこそ聞きつれといふ。之に対して末松博士等の有朋自遠方来といふ

語もあれば「ありとも」こそ学者読みなれとの意見も出しが、有名なるステット氏編纂の「日本人によりて述べられたる日本」(Japan by the Japanese) 中に、侯がローマ字にて Ariyoshi と自署せられたるありければ、遂に「ありよし」と奉答せしことあり。後更に侯に問ふに、この事を以てせしに「ありとも」にてよしと言はれき。かかる滑稽も漢字の欠点の一例なりとは林外相の談話なり。実に博文、従道、慶喜等名士の名前が二様にも、三様にもよまるゝ如きは、不体裁きはまるといはざるべからず、之が為に、外国との商業取引等に不便を感じたるの例少からず。漢字は意字なるが為、之を見て其の義を解するに便なるは勿論なれども、千意は即ち千字を要し、万義は即ち万字を要する数なるより、記憶の困難なるのみならず、其が音標字ならぬため、本国支那に於ても発音の統一に窮し、我国に於ては一字につきて、漢音、呉音及び数種の訓を用ゐ、千字を学習するは其実数千字を記憶するに等しき奇観を生じ、外来の留学生をして読書難に辟易して逃走せしむるに至れり。年々生れ出づる百万の児童は、他に本国なきため、幸に逃げゆかざれども、文字に難儀することは、外国人と差異あるべくもあらず。宜なり、墨西哥等に於ける同胞の子弟が、日本文の書物をよむを厭ふに至れるや。かくて彼地に於ける我領事等は、国定教科書をローマ字に訳して用ひしむるの必要を感じ、已に之れを実行しつゝありといふ。愛国の士の熟慮すべきことならずや。

世には漢字によりて、国語を擁護せんといふものあり。焉ぞ知らん、漢字こそ吾国語を破壊し、又破壊しつゝあるものなることを。つとむといふ語を駆逐せんとするは勤、勉等の漢字なり。たのしむといふ語を駆逐せんとするものは、楽、娯等の漢字なり。勤には「金、近、謹、菌」、勉には「抃、便、辨、鞭」、楽には「洛、落」、娯には「五、御」等各数十の同音字あるため、勤勉、娯楽等の熟字をつくりて、誤解の憂を減ぜんとし、遂に「勉む」「楽しむ」等の語を用ゐざるに至るにあらずや。ローマ字は音標文字なれば、如何なる国語にも適せざるなく、よりて以て吾国語を保存するに足るべく、既に日本語化せる漢語をあらはすに於ても、何等の不都合あるを見ず、近来、支那及び臺灣にても、三字經、四書及び聖書等のローマ字訳出で、教育の普及に偉功あるを認めらるゝに至れりといふ。吾国には幸ひに振仮字の法ありて漢字の困難をすくひつゝあれども、同一の文章を、正文と訳文との二様にかき、二様に組み、二様に校正し、之を購読するものをして二倍の代価を払はしむる如きは、文明の競走に成功する所以にあらざるべし。

勿論、ローマ字採用の如きは、一朝一夕の業にあらず。先づ小学校の教科に加へ、次第に国民の眼を馴らし、次第に学者の手腕を練り、目的を数十年の後に期すべきは言ふまでもなけれども、採用の利害につきて、徒らに議論を重ねんより、速に実行に着手し、実例によりて其の便益を悟らしめざるべからず。とは余輩多年の宿論なりしが、西園寺首相を会長とし、林外相を副会長とせる我ローマ字ひろめ会は、昨年設置せられたる調査委員の報告に基き、去る二十二日の評議員会に於いて、旧ローマ字会の綴方を採用することに一決せり。此れ誠に喜ぶべきことにして、我国の開化史上に小紀元を劃するものといはざるべからず。

従来同会より発行する機関雑誌は比較研究のため、各人に随意の

綴方を用ゐることを許したりければ、同一の言語も数種に書きあらはさるゝ奇観を呈して、さなきだに世人の眼に熟せざる文章をして益々読みがたからしめしのみならず、自身に一定の書方を有せざる如きものを世に広め、国字とせんとするは愚にあらざれば狂なりとまで攻撃せらるゝことありしが、今回の決議によりて、同会員が小異をすてゝ大同に合し、国家の為に努力し奮発せんとする誠意と決心との存する所を示せるものといふべく、同会今後の活動は必ず目ざましき者あるべし。(信陽生)

仮名遣改訂新案の内容発表

〔五・三一、東京日日〕 仮名遣改訂新案内容 ○国語仮名遣臨時調査委員会席上に於ける牧野文相の訓示演説は、昨紙所報の如くなるが、同時に各委員に配附せし改訂案の内容左の如し。

緒言 (一)本案の仮名遣は文部省に於ける教科書検定及び編纂の場合に之を許容するものとす。(二)本案の実行と同時に、明治三十三年文部省令第十四号、小学校令施行規則第二号表(字音の棒引を廃す)

即ち国定教科書に許容する為に改訂せんとするものにして、同時に当時非難の声高かりし字音の棒遣を廃せんとするものなり、左れば、先づ字音仮名遣に於ては、いゐはい、えゑはえ、おをはお、けくゑはけと一定し、尚あう　おう　わう　をう、或はかう　かふ　こう　こふ　くわう等の如きは三十三年の棒引を廃して悉くうに改め、即ちおう　こうと一定しきやう　きよう　けう　けふ或はしやう　しよう　せう　せふの如きも、亦同じく尾音をうと定めてきよう　しようの如くし、きう、きゆう、しう、しゆう、ちう、ちゆう、ちふ、にう、にゆう、にふの如きは悉くきう、しう、ちう、にうの如くせんとせり、要するに字音仮名遣の改訂は、三十三年制定の棒遣を廃し、之に代ふるにうを以てせんとするものなり。

国語仮名遣に至つては省内国語調査会の答申とは雲泥の差ありて実に骨抜案の名に背かず、只前答申の口語文語を分てるを本案には之を共通とせる点は、稍々極端の観ありと雖ども、其内容に至つては、大に譲歩せし処あるを認む、其のゐ、ゑ、をの仮名にはい、えおの仮名を用ふとせしは、国語調査会の答申と異る処無きも、別に但書の条項を設けて、動詞の活用より起れるゐ、ゑは旧来の仮名によるとし、即ちひきゐる(率)うゑ(植)等は変更すること無しとし(調査会の答申にはひきいる、うえとありたり)且つテニヲハのをは従来の如くをを用ふるとせり、而して酔のゑにはよを用ふるとせり、又わいうえおと発音するは、ひ、ふ、へ、ほの仮名にはわ、い、う、え、おの仮名を用ふることゝし、おと発音するふの仮名にはおの仮名を用ふることゝせり、但しテニヲハのは及びもしくは(若)、あらは(洗)、あらひ(洗)、あらふ(洗)の如く、テニヲハの関係並びに動詞の活用より起るは、ひ、ふ或はテニヲハのへ、さへ並にあまつさへ(剰)、あらへ(洗)の如くテニヲハの関係並に動詞の活用より起るへ(調査会の答申にはもしくわ(若)、あらわ(洗)、あまつさえ(剰)等ありたり)及副詞なほ(尚)のほ(調査会の答申にはなおとあり)は之を改めず、旧来の仮名を保存することゝせり。

阿列の仮名にふ、うの附き又は於列の仮名にほの附きて於列の長

音に発音するものは、於列の仮名にうを附するとゝし、即ちあふぎ（扇）をあうぎ、かうがい（笄）をこうがい、おほかみ（狼）をおうかみの如くせり、但あたふ（与）、とふ（問）の如く動詞の活用より起り阿列於列の仮名にふの附く場合及び、かうて（買）あかう（赤）の如く動詞形容詞の語尾の音便により阿列の仮名にうの附く場合、並にいのらう（将祈）の如く動詞を口語にて未来に用ふるに依り阿列の仮名にうの附く場合（調査会の答申にはあかう（赤）いのらう（将祈）とあり）は、旧来の仮名遣を改めざるとゝせり、之を要するに、名詞は之を発音の儘に処し、動詞は其活用の関係あれば之を改めざることゝしたれば、委員会に於ても大体の異議なきが如きも、をおをテニヲハの時を除くの外は悉くおに改めんとならば、億計、弘計二王子の如きは如何に区別するかの如きは第一の質問となるべく、殊に字音を仮りて国音を表記したるものゝ変化及び素と字音にして、国音の例に依りて変化せしもの即ちあわ（阿波）、まきいちわ（薪一把）の如きは多少の異論あるべしと。

出歯亀　綽名の出所

〔六・一七、東京二六新聞〕獣慾の為に哀れ幸田エン子の一命を奪ひたる兇漢池田亀太郎を、出歯亀と綽名する処より、彼に類する行を為す者は誰でも出歯亀といひ、二代目三代目と云ふやうになりて、中には怪しかる挙動を為す事を出歯るなどと洒落て動詞に用ひる者など出来たるが、同人の公判開かるゝに及びて、同人の人相が公衆の前へ晒されて、さまで目立つといふ程にもあらぬ歯を出歯といふ綽名如何にも訝しと疑ひを懐く者少からざるが、さる出歯亀のいふ所に依れば此奇妙なる綽名の出所には都合三説あるが如し、即ち第一説には亀太郎は何事にも妄に口を出したがる癖あり、何にでも出張りたがるより出張亀の称ありといひ、第二説には同人の歯は普通いふ如く少し出て居るに起因せりといひ、又亀太郎は性質頗る短気に且荒けなく、事あれば妄に出刃三昧を為すより、出刃亀といふなりとの三説なるが、亀の妻スヾ其他同人を親しく知れる人々の説を綜合すれば、第一説最も有力にて出刃亀は出張亀の訛伝なるが如し。

冷蔵貨車　愈運転

〔六・一八、東京日日〕鐡道庁にては愈々昨十七日より、青森上野間に冷蔵貨車十輌を連結するに決し、其の取扱方を大要左の如く定めたり。

一、冷蔵貨車は、鮮魚鮮肉生野菜、其他腐敗変質の惧ある貨物の運送に使用するものとす。

二、氷槽に装入し得る氷の極量を二千八百五十斤とし、貨物の標記噸数は重量五噸（容積五噸）に付、貨物及氷を合せて、重量五噸を超過するを許さず。又貸切扱賃金は氷を装入すると否とに拘らず、五噸分を収受するものとす。

三、氷槽に用ゆる氷は、荷主の負担とす。

四、貨物賃金は、一般貨車使用の場合と、同一の振合に依る。

親日派韓人一千名殺害さる

〔六・二〇、時事〕（京城六月十八日発某所着電）約一千名の韓

民は此処数ヶ月の間に、同国叛徒及び所謂愛国者の為に殺害せられたり。此等の不幸なる韓人は皆日本党なる一進会に属するもののみにして彼等の多数は平和なる農民なり。其無惨なる災害を招くに至りしは彼等が単に暴動に与せずして、日本の保護政治に好意を表せしに在るが如し。彼等は良民を殺害するに止まらず、尚其上に往々惨虐無道の行為を彼等に加へたること多し、其蒐集に多大の注意を払ひ、且つ一々その確実なるを証せる実際の統計に依れば、統監政治実施以来、一進会員にして韓国暴徒の為に虐殺せられたるもの、実に九百廿六名に達し、家屋の焼かれしもの三百六十戸、損害額約五千円なり。強盗数の統計を蒐集するは出来難きも、然し日本の管理の下に立つの避く可らざること、否、却つて利益なるを認め居れる韓国人の作物が、彼等の為に全部没収せられたる場合頗る多きは明かなる事実なりとす。殊に内地に於ての韓民が日本人に物品を売ることは即ち彼等の死を意味せるものと解せらるゝ程恐怖されしは顕著なる事実なり。

コッホ博士謁見

〔六・二一、東京日日〕 獨逸国真正樞密顧問官ドクトル・ロベルト・コッホ氏今般来朝に付き、敬意を表する為め、同国大使男爵ドクトル・ムム、シュワルツエン・スタイン氏同伴、来る廿五日午前十時卅分参内、天皇陛下に謁見、畢つて同博士夫妻は大使同伴、皇后陛下に謁見仰付けらるべき旨、昨二十日御沙汰ありたり。

愈々七月一日より 無線電信 開始

〔六・二一、東京日日〕 万国無線電信条約の実施期は七月一日なるが、逓信省にては当局の計画に従ひ、先づ北米の二航、即ち(一)香港、横浜、シヤートル線、(二)香港、横浜、布哇、桑港線充用の定期命令船中、前者に属する日本郵船六隻の内、丹後丸、安藝丸の二隻及び後者に属する東洋汽船三隻の内天洋丸は、頃日来夫々犬吠岬の既設海岸局との間に通信を交換し、其成績何れも良好なりしが、尚ほ同条約実施期日までに設備を完成すべきは、海岸局にありては肥前大瀬崎、長門角島、紀伊潮岬の三ヶ所にして、大瀬崎海岸局は曩に天洋丸との間に、試験通信を行ひたれば、茲両三日中には開局の運びに至るべく、同時に船舶局にありては、シヤトル航船伊豫丸、加賀丸、土佐丸、信濃丸の四隻、桑港航路日本丸、亞米利加丸、(香港丸は天洋丸に代て当分同航路より退くべし)の二隻も、順次前記期日までには返信開始準備の完成を告ぐる筈、なほ北海道方面の海岸局設置地点は、今回愈ゝ根室国花咲港附近落石崎燈台所在地に決定し昨今実地測定中にて、是亦遅くも本年末までには落成通信開始の運びに至るべき見込なりと。

拘留中の社会主義者 拷問されて悶絶す

〔六・二四、東京二六新聞〕 △無政府党員の取調べ 神田署にては二十三日午前二時より更科警部主任となり、既報の社会主義者数名に厳重なる取調べを行ひたるが、大杉榮は何の為めか左胴腹を靴にて蹴飛され、又荒畑寒村も同様蹴られて遂に悶絶して発狂の態となり、堺利彦は檻房中にて唯昏睡し居り、小暮は房内にて突然癪を起して苦しみ居るも、何等の手術をも施さず其儘に打捨て置き、西

川、大須賀、菅野の三婦人には生傷の跡歴然たるものあり、これ取調べの際に数人して拷問せしためなりといふ。

△留置所内の無政府党　水も湯も飯の時に一椀に限られ居れば、渇を医する事も充分出来ず、便所へ行き度いとても却々行くを許さず、一定の期限迄は是非共我慢せざるべからず、小便の近きものは殆ど堪へ切れざるに至り、若悶せる上に、顔なり頸なり手足なり所嫌ず南京虫に虐められ居れば、何れも腫物の如く疥癬の如くなり弱り果て居たり、弁当は例の囚辨にて一本僅かに五銭なれば、南京米の冷飯小鯵の塩物二疋位と香の物少々にて半腹にも足らぬものを供せられ居れり。

△一人に警官四五名　一名が便所に行くにも警官は其周囲を取巻き睨み附け居らるゝが故に、運動は愚か只一定時の用便の外は一分だも房外に居るを許さず、直ちに房内に追込まる。然れど房内に入れば復南京虫に刺さるゝより、其痛さに堪へず他房に移されんとを申込めど聞き入れられず、一言の下に叱り附けらるゝが故に、中の一人は一声張上げて「巡査にも這入つて南京虫に刺さるゝの苦痛を実際に嘗めて見られよ」など泣き声を絞つて頼む様は却々に気の毒なり、斯かる有様なれば一層自暴自棄となり、中には「苦しいから出して貰ひたい、出さずば毀して出る」などとの激語を発し、檻の戸をたゝき若しくは動かし、大声を発して罵倒するに至る、これを見るや警官は「君等はあれだから出されぬ乱暴するから困る云々」と説明し居れり。

國木田獨歩逝く

〔六・二五、東京日日〕　去る二月より相州茅ケ崎南湖院に痾を養ひつゝありし國木田獨歩氏は、一昨日午後九時竟に不帰の客となれり、曩に硯友社の驍将川上眉山氏を失ひ、今また一代の奇才國木田獨歩氏の長逝を悼む、文壇誠に落寞の情に堪へずといふべし。

氏は曾つて東京専門学校の政治科に学び、後矢野龍溪氏の知を得て、豊後佐伯の子弟を教育し、留ること数年にして東京に還り、民友社に入り「國民の友」「國民新聞」に才筆を揮ひ、二十七八年の役従軍記者として軍艦千代田に搭乗し三十三年民聲新報を主幹し、三十四年居を鎌倉に移せり、偶々矢野氏の畫報社を創むるに方り其編輯を監督し、雑誌近時畫報（後戦争畫報と改称）、新古文林、婦人画報等を発刊す、日露戦役当時戦事畫報の声名は天下の雑誌界を圧倒せるは、氏が警抜の考案に依たること多し、畫報社の解散するに方りて資を投じて獨歩社を興し、之が社主となり大に出版界に雄飛せんと試みたり、当時氏の文名江湖に喧伝し、断片零墨と雖も読書界の傾向を左右するに足るに至り、氏の知己友人等は、ひそかに出版事業の氏を累すこと多きを憾みとせり、氏又雑誌事業の其天才を傷るを想ひ、断然事業を放擲して、専ら文芸述作に潜心し、旧稿を理め新作を創めたれば、我文壇頓に活気を添へ、國木田獨歩の名天下に鳴る、氏の文章思想は最もよく現代の生活に触れ、殊に熱烈なる青年の思想感情に投じたれば、人生の意義に討ね煩悶の解決を求むるものは、純然として氏の文名の下に集り、為めに我国作界の風潮を一変し急激なる思想界の革新期を作るに至りき。平生西欧文芸の研究に耽り、就中ツルゲネーフの作風を好み私淑する所ありき、氏は新興文芸の重鎮として優に現代文壇の覇権者たるべき技倆

を有しながら、久しく世間の認むるところとならず、不遇の境遇にありて孜々として労作に従ひ、現今文壇に珍重せらるゝ「武蔵野」「運命論者」「獨歩集」の如き、其創作当時は批評界の一顧をも得ざりし物にて、僅かに有識少数者の愛読せしに止まりしに過ざりしが、後是等短篇集の世に出づるに及び、批評家口を極めて其文才を称揚し、明治の大天才を以つて擬する者あるに至り、氏は冷然として「予が作の真正の価値は寧ろ今日以後にあり、旧稿の如きはまことに之れ脱捨てたる旧衣のみ、今より見れば其文想共に稚なるを免れず」と語りしことあり、されば晩年円熟せる才想を一揮して第二期の活動を試み文壇空前の盛観を擅にせんとするの意気ありしは疑ふべからず偶ゝ二豎子の襲ふ所となり、技を試むるの機会を得ずして自玉楼中の人となる、惜しみても余ありといふべし、享年僅かに三十九。「武蔵野」「運命論者」「獨歩集」「濤聲」等の著書あり。

（下略）

海牙に成りたる平和条約調印

〔六・二六、國民〕　帝国委員佐藤公使が二十二日海牙に於て調印したる条約左の如し。

第一、国債償却強要の為めにする兵力使用方制限に関する条約。
第二、戦闘開始に関する条約。
第三、陸戦の場合に於ける中立国及び中立人の権利義務に関する条約。
第四、恩恵期間に関する条約。
第五、商船を軍艦に変更することに関する条約。
第六、水雷敷設に関する条約。
第七、病院船に関する条約。
第八、捕獲権行使制限に関する条約。
第九、国際紛争平和的処理条約。
第十、陸戦法規慣例に関する条約。
第十一、海軍力を以つてする砲撃に関する条約。
第十二、海戦の場合に於ける中立国の権利義務に関する条約。

而して第十三、軽気球より投射物等の投下禁止に関する宣告、第十四、国際捕獲審検所設置に関する条約は、昨報の理由に因り未だ調印に至らず。

電車内の妖婦　〔六・二八、東京二六新聞〕　毎年夏季に入れば高等淫売婦の電車内に現はるゝを常となせるが、此手合は旧外濠に最も多く、而も夜の九時より十時にかけ、牛込神楽坂下より乗る者と赤坂見附々近にて乗るものが大多数を占め居り、是等は電車にて一週中目的を果す事能はざれば、他の電車に乗りて再週三週する者にて、先ごろ開通の小石川傳通院前止りの電車は、多く芝三田方面よりの直通にて、砲兵工廠前を通る折の夜などは昨今殊に淋しかるを機会に、まづ傳通院前より乗りて三田に直行し更に別の車にて元来し小石川方面に向ふが常にて、彼等が車中に於ける態度は小さき包と取分け派手なる洋傘の外、新聞を懐中より取出して読耽けるが如き様を装ひ、機を見て乗合せたる男を誘ひ行くを普通として居れる由、而して彼等にみせらるゝは、学生職人の類よりは寧ろ銀行会社員最も多く、尤も中には清国留学生を目的にする者も少からず、九

段下を経て江戸川方面に向ふ電車に此の手合の多きを見、年は何れも十八九より廿二三位なりとぞ。

東京市電車市有不認可

〔六・二八、東京日日〕　予て東京市より内務大蔵両大臣に提出せる電車市有に関する認可申請書に就ては右両省に於て、其の後種々調査の結果、今回略々不認可に決定せる由にて、何れ近々内務大蔵両大臣の打合によりて、正式の通牒を発するに至るべきが、今内蔵両省に於て、大体不認可に決せる事情を聞くに、大蔵省に於ては、市長よりの申請書提出と共に、同省理財局に於て調査に着手したるが、其の調査の結果、国債の増加せる今日、更に巨額の市公債を発行するの財政経済上に及ぼすべき影響少なからざるのみならず、東京市に於て市として設備すべき事業甚だ多き今日、更に電車事業をも経営するとせば、其の結果反て当然市として設備すべき事業をも完成し能はざるに至るべく、又市有案其者の計画も稍々不正確の嫌ひありて、果して其の計画通りの成績を挙げ得らるゝや否やは大に疑問に属し、或は反つて市の財政を益々困難ならしむべき虞れなきに非ずとの理由にて、早くより不認可と云ふ事に決し居り、数日前に至りて、愈々大蔵省各高等官の会議に依りて、理財局調査の如く決定せる次第にて、内務省に於ても略々之と同様の意味にて不認可に決し居れりと云へり。尤も右は内務大蔵両省に於て省議として決定せる次第にあらざれば、大臣の考へ如何によりては、或は認可せらるゝ事あらんも、或る特殊の事情生ぜざる限りは、目下の処不認可に終るべき状況なりと云ふ。

清国留学生差遣契約

〔六・二八、讀賣〕　清国政府にては我文部省と交渉の結果、毎年百四十五名宛の留学生を我国へ差遣し、各種直轄学校に入学せしむる事とせしが、既に去る四月より其許可を得て通学し居るものは、第一高等学校、高等師範学校、高等商業学校、同工業学校、東京帝国大学等に分配せられ居由なるが、尚逐年漸次入学々校の範囲を拡張する計画なりと、而して現に千葉醫学専門学校の如きは近日中に数十名の入学を許可する筈なり、此等留学生の政府より補給さるゝ学費額は大学在学者一ヶ年四百円、高等学校三百五十円、其他は凡て三百円なりと云ふ。（下略）

兒島惟謙の事ども
大森の開拓者　湖南事件には死を以て断獄

〔七・三、東京日日〕　湖南事件に朝野騒然たる際、大審院長として兇漢津田三藏の獄を断じ、権勢に屈せず威武に恐れず死を以てよく司法権の独立を擁護したる兒島惟謙翁は、別項にも記す如く一昨一日易簀せり。記者は昨日細雨濛々として青葉に煙る鹿島谷の邸を訪ひて、翁の逸話を聴得たれば之を左に記すべし。（中略）

△遺書を認め匕首を懐にす　湖南事件の際は、日露両国の関係今日に異るものありしかば、朝野を挙げて其成行如何を憂慮したるに、翁は責任を以て獄を断じ、能く我国の面目を保つことを得たり、其当時翁は若し意外の結果にても惹起しなば、身を以て国家に謝せん

とて匕首を懐にし、遺書を認めて家を出でたりとぞ、以て其硬骨を知るべし。（中略）
△大森の開拓者　大森なる翁の宅地は昔梶原景季の邸跡と伝へられ其後寺院となり居たるも、其移転後地は荒るゝに任せありたるを、翁は之を買求めて家屋を建築せり、之れ即ち都人士の注目を惹くに至りて遂に今日あるに至れり。されば翁は大森の開拓者とも謂ふべきか。（下略）

明治稀代の老探偵　千八百人の犯人捕縛

〔七・五、都〕我が警察部内に於ける警官の数は多し、なれど此の如きは匹罕なりといふべし、新宿警察署勤務の刑事巡査に新川幸次郎と呼ぶ人あり、本年実に六十六の高齢なるが、明治三年一月十日品川県（当時荏原郡を品川県と称したり）の捕亡を拝命したること、翁が警察部に籍を入れたる嚆矢にして、爾来三十九年恰かも一日の如く此の職を守り、東京府使丁、又たは邏卒と称したる単純制度の時より、巡査探索掛と名けし川路大警視の改革時代を経来たり、此の晩年に至るまで別種の生活を続けたり、其の間氏が司法警察の為に力を効したる事挙げて数ふ可からず、犯人を検挙捕縛すること実に千七百九十九人の多きに達したる中に、殺人強盗の数は四十一人に及び、有名なる麻布東洋英和学校のラージ殺事件、又は東大久保専念寺の住職殺し、四十数個所の強盗を働きしといふ、角筈の小学教員森某、近かくは幸田艶子殺ろしの出歯亀など、皆氏の苦心と敏腕とに依つて逮捕されぬ、されば東京に於ける刑事係社会は氏を目して日本一の老探偵と崇拝し、その教に依つて獲る所少なからざりしが、此度老朽の故を以て職を辞したるにぞ、新宿佐藤署長は太く之を惜しみ、部下の警部巡査と謀つて紀念品を贈与し、且つ祝宴を張る筈なりと云ふ、氏は豊多摩郡高井戸村の産、目下新宿町三丁目に住みて、一男二女あり、剛胆にして勤勉、殊に犯罪の捜査をなすに方りては、白髪の身を提げて、能く電光石火の機敏なる行動をなし、常に青年探偵を駭かしたり。

鉄道会計独立案の骨子成る

〔七・五、國民〕鉄道会計特立案は一時悲観的の噂伝へられたるも、実際に於ては著々歩を進め、其の根本問題は左の如く略ぼ決定せられたり。

一、資本勘定を一般会計より特立せしむる事。
資本総額は現在資本額の外、将来一定年間募集の公債を以て充べき事業費を含む、但し将来の計画は予測すべからざるを以て鉄道会計法案には特立の主旨のみを規定す。

一、収益勘定を一般会計より特立せしむる事。
鉄道の負担は凡て其の収益より支辨す、其の計算の基礎は、二十九年乃至三十九年の収益計算により、向後一定期間の収益増加率をも算出す。

一、鉄道公債は鉄道会計のみの費途に充つる事。
将来募集すべき鉄道公債額は、多分三億万円位とし、公債償還期は特別会計法施行後五十年間位となるべく、新公債に由る事業は時期を見て施行し、当分は既定の計画を変更せず。

一、鉄道公債発行権を依然大藏省に専属せしむる事。

費途定まれば発行権能の所属如何を問はず、故に大蔵省に於て発行すること、臺灣事業公債の如し、鉄道事業は前途遼遠なるを以て、逆しめ長年月の計画を予定する能はず、又事予算の議定にも関し調査会に於て確議を見る能はざる点もあり、一応前記予定額丈けを定め置くものなれど、此点未だ明瞭ならす。

一、一般会計と貸借勘定を開く事。

公債募集に支障を生じたる場合は勿論、臨時費額を要すべきときに行ふ、此点一般会計と接触を保つにあり、従て一般会計よりの補給を要せざることに決したり。

日比谷の夜の魔風　十二組の野合者押へらる

〔七・一一、讀賣〕　昨今夜の日比谷公園は全く堕落男女の野合場と化し毎夜少なくとも十組位の野合者を発見する由にて、風教上捨て置き難しとて、麹町署にては毎夜十数名の密行巡査を派して厳重に取締り居れるが、再昨夜検挙したる分は議長官舎裏手の椅子に於て、本郷区西片町廿一番地下宿屋福榮館支店主田中源七（三十四）と同区湯島六丁目廿一番地下宿業富士野館雇人小山たけ（二十四）及び同じく同所に於て、牛込区下宮比町一〇菓子製造業高梨久松(二十八）と其先妻下谷区南大門町七番地高橋いよ(三十二)、次は矢張り同所にて、大倉商業学校生徒淺草区馬道一丁目十七番地宮本末五郎（二十四）と赤坂榎町某官吏の下女神田区金澤町廿五番地生れの松本きん(二十四)、其他某銀行員と某工学士の令嬢（特に姓名を秘す）及び遞信省官吏某と某会社女事務員何子、某学校教員等十二組にて、孰れも醜行の現状を取押へられ罰金に処せられたるが、尚日比谷分署長小谷警部は以後の野合者は男女共、父兄若しくは親戚に引渡す方針を取る由なり。

婦人毛髪の輸出高　其額十万円に上る

〔七・一八、毎日電報〕　茶話　○日本婦人毛髪の輸出額　日本から外国に輸出される髪の毛は、明治三十七年には、十一月迄に二千八百円に過ぎざりしが、昨四十年には十一月迄に十万四千二百十円に達して居る、其購買者は佛国が第一で昨年十一万五千七百十封度、其価額五万五千二百八十円、米国が三万八千二百五十三封度、其価額二万六千五百三十円で、英国となると大に下り三千五百七十八封度、其価額千七百円即ち総額の二割にも及ばない。此髪の毛は春秋二季に蒐集せられ、伊豆の婦人のが最も良質として尊重されてる。

ツエツペリン伯の飛行成功

〔八・六、東京日日〕　紐育電報。ツエ伯の飛行成功（五日発）ツエツペリン伯は過日の飛行試験に於て失敗せしが、今回其最新式の空中船に搭じ、操縦自在に十二時間の成功ある飛行を遂げ、前回の失敗を償ひたり。獨逸皇帝も今回の光輝ある成績に就きては頗る満足せられたり。

樺太庁移転　大泊より豊原へ

〔八・八、國民〕　樺太庁は是迄大泊(旧称コルサコフ)に在りたるも豊原(ウラジミロフカ)に新築せる庁舎既に落成せしを以て、八日著手来る十二日迄に悉皆移転を終る筈にて、十三日よりは引続き新庁

舎に於て事務を取扱ふ旨公電あり

神輿海中渡御
佃島住吉神社大祭

〔八・八、萬朝〕去六日より八日迄三日間は、佃島住吉神社の大祭なり、七日は元祿時代よりの古例に習ひ、朝八時から数多の氏子が神輿を舁ぎ出し一の鳥居より海中に渡御するとの事に、参詣者や彌次馬が八方より集まりし渡船場の雑沓は一方ならざりき、神輿を舁ぐ人々は佃島に住める漁師船頭と此島の親分佃政の子分等とで、何れも揃ひの浴衣と印袢天、足袋跣足で神輿と共に海中にザンブと飛込む勇ましさ、「ワッショイ、ワッショイ」と揉みに揉んで神輿と共に浮いたり沈んだり、玉と砕ける水煙をたゝせて練つて行く其後には、十七八を頭に十三位までの少年隊が体相応の神輿二体を舁いで、これも「ワッショイ、ワッショイ」、京橋署月島分署、水上署よりは非番巡査を繰り出して警戒厳重に構へたれど、祭り騒ぎに夢中になつては警官の制止など聞く輩にあらず、それでも佃政が一つ手を振れば、どんな乱暴者でも静かになるが不思議なり、陸上は人の山、水上は大伝馬、荷足船で埋まり、折柄の烈風を事ともせず、驟雨一過車軸を流す凄まじさも却つて景気を添へて、壮観云ふばかりなかりき。

名和昆蟲研究所
山縣五十雄

〔八・一二、萬朝〕△名和氏の事業　今日迄三十年間名和靖氏が昆虫学に関聯して、学術界並に一般社会に寄与したる功益は頗る大である、氏が新種類の昆虫を多く発見し、其発生経過等を明かにして昆虫学の進歩に資したる功は永久没すべからざるもので、これが為めに氏の名声は弘く海外の学術界に伝はつて居る、今日我国の学術界が海外に於て多少の尊敬を払はるゝにつきては氏も亦確に与りて力がある。次に氏は幾回となく内外の博覧会に其製作に成る昆虫標本を出品し、或は千回以上も諸府県に於ける講話会に出席し、或は害虫駆除講習会を開き、或は害虫駆除の監督となり、或は通俗の昆虫書類を著述出版し、等しく昆虫学の知識を社会に普及せしめむことに尽した労は偉大なるものである。
△昆虫研究所の設立　今日は弘く海の内外に其名を知られて居る名和昆蟲研究所は、今より十二年前氏が独力を以て岐阜市京町に設立したるに始まつた、最初の数年間微々たるもので、其経営も頗る困難であつた、元来氏の家計は何ちらかといへば豊なる方ではない、然も昆虫学の如き世人がまだそれ程に必要を認めぬ学問の研究に全

力を委ねて、他の収入を得るの途が無いのであるから、氏の生活が楽で無かつたことは想像することが出来る、此間に氏に全幅の同情を注ぎ、あらゆる困難に耐へて氏の事業を助け、氏をして其天職に向ひて勇往敢進せしめ、遂に今日の成功あらしめたのは夫人まさ子の力である、靖氏の偉大なるは云ふ迄もないが、夫人の献身的内助も亦賞嘆に値すといはねばならぬ。

△名和氏の一家　名和氏の一家はこぞりて昆虫の研究に憂身をやつして居る人々である、靖氏夫婦はいふ迄もなく、令愛たか子も斯学の知識浅からずして、其良人たる梅吉氏はよく靖氏の衣鉢を襲ぐに足る昆虫学者で、我国に於て得たる豊富なる学識をさきに米国に於て研ぎ上げ、今は研究所に在りて靖氏の片腕になつて働いて居る、令息正氏も亦父兄をたすけて斯学の研さんに余念なく、特に氏は工夫発明の才に富み、目下我上流の婦人社会に流行する鱗粉模様は主として氏が案出したものである。（下略）

布哇の大軍港

〔八・一九、國民〕曩に米国廻航艦隊が布哇より新西蘭に向発航せし二三時間前に、シイトンシレエダー少将により主宰さるゝ海軍調査会は、軍港候補地たるパール港に関する調査を了り、海軍省に報告書を差出せるが、此報告受納さるゝに至らば、世界最大の称あるパール軍港の工事は、即時に著手さるべしと伝へらる。実際米国艦隊一週間の布哇碇泊中に、此所を見物せる将校は申合せたる如く、其立派なる港湾の光景に感嘆の声を発せり、目下シレエダー少将の調査会は乾船渠及び諸建物の位置又た港口工事に付調査を了りたれば、数週間の中には三百五十万弗の大工事は大至急を以て始めらるべしと、此三百五十万弗とは無論軍港費として米国議会が可決せしものなり。

商大問題暗闘　東大経済科独立

〔八・二〇、萬朝〕東大法科が来学期より、経済科を独立せしむるに決したるは、暗々裏に商業大学の新設を防がんとする魂胆にして、同大学の教授連は多くは商大の新設に反対也、今其反対の理由を聞くに、商業学の如き未だ一科学として独立する能はざる科目の為めに大学を起すは、たゞに不経済なるのみならず、東京高等商業学校内に特立大学を置くは大学統一主義に反すといふにあり、然るに一方高商側に於ては、如何にもして同校内に商大を新設せん希望を有し帝大経済科と商業大学との研究範囲の相違を説き、新設費及び維持費の如きは之を国庫に仰がず、寄附金を以て十分なりとて、澁澤男主となりて運動中なり、右に付文部省の意見を聞くに、商大創立には賛成なるも、大学の統一を破りて遊星的特立大学を造るは学制問題の上に大変動を来すべきを以て余り好ましからずといふにあるが如し。

小学校五六年生に　理科教授の開始

〔八・二五、東京日日〕小学用理科掛図問題。

△理科と其掛図　全国各小学校に於ては、本年四月より第五六両学年の生徒に理科を教授することゝなりしかば、文部省は教師用として尋常小学理科書二冊を編纂し、別に掛図を製して教授上の便に供せんと専ら其編纂を取急ぎ、教師用の二冊は漸く去四月中発行し、

掛図の方は二十余枚を出版発売する旨、國定教科書共同販売所の名を以て広告したれども、本学年度より実施すべかりし全国小学校始業の間に合はず、非常に遅延して漸く本月に至り僅に十二枚を発行したり。想ふに其れさへ未だ僻遠の地には行き渡らざる有様にて、該科教授上に関する各学校の不便実に尠からざりしが如し。（下略）

東洋拓殖会社法　公布さる

〔八・二七、官報〕　法律　〇朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル東洋拓殖株式会社法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十一年八月二十六日

内閣総理大臣兼大藏大臣　侯爵　桂　太郎

農商務大臣　男爵　大浦　兼武

司法大臣　子爵　岡部　長職

法律第六十三号

第一章　総則

第一条　東洋拓殖株式会社ハ、韓国ニ於テ拓殖事業ヲ営ムコトヲ目的トスル株式会社トシ、其本店ヲ韓国ニ置ク。

第二条　東洋拓殖株式会社ノ資本ハ一千万円トス、但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得。

第三条　東洋拓殖株式会社ノ株式ハ、総テ記名式トシ、日韓両国人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得。

第四条　東洋拓殖株式会社ノ資本増加ハ、株式全額ノ払込アルコトヲ要セズ。

第五条　東洋拓殖株式会社ノ存立時期ハ、設立登記ノ日ヨリ百年トス、但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得。

第六条　東洋拓殖株式会社ハ政府ノ認可ヲ受ケ、支店又ハ出張所ヲ東京其ノ他ノ地ニ置ク。（中略）

第三章　営業

第十一条　東洋拓殖株式会社ハ左ノ業務ヲ営ムモノトス。

一、農業

二、拓殖ノ為必要ナル土地ノ売買及貸借。

三、拓殖ノ為必要ナル土地ノ経営及管理。

四、拓殖ノ為必要ナル建築物ノ築造、売買及貸借。

五、拓殖ノ為必要ナル日韓移住民ノ募集及分配。

六、移住民及韓国農業者ニ対シ拓殖上必要ナル物品ノ供給、竝其ノ生産又ハ獲得シタル物品ノ分配。

七、拓殖上必要ナル資金ノ供給。

（下略）

別子銅山煙害問題

〔八・二八、東朝〕　四坂島より襲来の煙害に関し、越智郡長より左の通り愛媛県庁へ報告せり。

日高、富田、櫻井各村煙害激甚のため視察調査を申請し来り、郡技手をして実地踏査を行はしめたるに、名実共八月十三、四両日の襲煙激甚濃厚を極め、恰も濃霧に閉鎖されたる観を呈し、殊に臭気甚しく咳嗽を催し転た不快を感ずる程なりしを以て、必ず農作物の被害も亦尠少ならざるならんと、農民一般憂慮一方ならざりしが、其後稍や日子を経過せしに、果して同月十五日頃より被害の兆候を

現出し、同十六日には稲大豆甘諸其他蔬菜等全く大被害を現出せり、日高村にては高橋部落激甚にして片山、小泉、馬越各部落之れに次ぎ、其他は稍や軽微なり、稲葉は赤銹色を呈し、激甚なるものに至りては恰も火炎に炙りたるが如く稲葉三四寸黒褐色に変じ、捲葉枯死に瀕せり、激甚地の如き遠望すれば全く緑色を失ひ赤銹色を呈せり、富田村にては東村、上徳、喜多村各部落の被害激甚にして、松木、高市之れに次ぎ、其他は稍や軽微なり、櫻井村にては櫻井部落の被害甚大にして、登畑、旦、國分の各部落之に次ぎ、其他は稍や軽微なり、各村を通じて被害程度は大同小異と認む、被害後日子を重ねたるを以て漸次恢復しつゝある今日、尚ほ慘憺たる光景を存し、酸鼻の情に堪へず、当時の光景歴然として敢て追想に難からず、一般農民は憂慮一方ならざる余り、今や激昂の頂点に近づき、各処に集合する等風雲転々急なり。

前代議士の令嬢俳優となる
インテリ女優の元祖森律子

〔九・四、東京二六新聞〕 政友会の前代議士にして、知名の辯護士たる森肇氏の令嬢律子は、予て川上貞奴の主宰し居る女優養成所の女優志願者募集に応募したるが、愈々昨日候補者百余名中選抜十五名の一人に加へられたり。嬢は跡見女学校一昨年度の卒業生にて、目下築地女子語学校に通学し熱心に英語を勉強し居れるが、平常学校の卒業生等が他家へ縁附きたる為、一般に在学当時の理想を蹂躙(フミニ)じられ、学校で習ひ覚えし学芸をホンの宝の持ち腐れに為て了ひ、一生埋れ木同様に暮し居るを見て口惜しさに堪へず、同じ短い寿命なら出来る丈け高尚に派手に親の許す範囲で自分の好きな事をして一生を送り度く、幸ひ芝居は幼少より大好物なれば寧そ女優に成りたしとて女優募集を幸ひ、父肇氏に懇願したるに、肇氏も嬢の熱心に動かされ、節操を確守する事と飽くまで初志を遣り徹す事とを誓約させて、親戚学校及知人等の反対頻々たるをも顧みず快く承諾したるなりといふ。

皇室祭祀令 公布せらる

〔九・一九、官報〕 皇室令 〇朕、皇室祭祀令ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十一年九月十八日

宮内大臣 伯爵 田中 光顕

皇室令第一号

皇室祭祀令

第一章 総則

第一条 皇室ノ祭祀ハ、他ノ皇室令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外、本令ノ定ムル所ニ依ル。

第二条 祭祀ハ大祭及小祭トス。

第三条 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ。

第四条 天皇喪ニ在ル間ハ、祭祀ニ御神楽及東游ヲ行ハズ。

第五条 喪ニ在ル者ハ、祭祀ニ奉仕シ又ハ参列スルコトヲ得ズ。但シ特ニ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第六条　祭祀ニ奉仕スル者ハ、大祭ニハ其ノ当日及前二日、小祭ニハ其ノ当日斎戒スベシ。
第七条　陵墓祭及官国幣社奉幣ニ関スル規程ハ、本令又ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外、宮内大臣勅裁ヲ経テ之ヲ定ム。

第二章　大祭

第八条　大祭ニハ、天皇皇族及官僚ヲ率イテ親ラ祭典ヲ行フ。
天皇喪ニ在リ、其ノ他事故アルトキハ、前項ノ祭典ハ、皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ行ハシム。
第九条　大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ。
元始祭　　一月三日
紀元節祭　　二月十一日
春季皇霊祭　春分日
春季神殿祭　春分日
神武天皇祭　四月三日
秋季皇霊祭　秋分日
秋季神殿祭　秋分日
神嘗祭　　十月十七日
新嘗祭　　十一月二十三日ヨリ二十四日ニ亙ル
先帝祭　　毎年崩御日ニ相当スル日
先帝以前三代ノ式年祭　崩御日ニ相当スル日
先后ノ式年祭　崩御日ニ相当スル日
皇妃タル皇后ノ式年祭　崩御日ニ相当スル日
第十条　式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後毎百年トス。
神武天皇祭及先帝祭、前項ノ式年ニ当ルトキハ式年祭ヲ行フ。

（下略）

捕獲禁止の鳥類

〔九・二四、官報〕　農商務省令第十八号　○狩猟法施行規則中左ノ通改正ス。

明治四十一年九月二十四日

農商務大臣　男爵　大浦　兼武

第八条　地方長官ハ第一号様式ニ依リ、前狩猟期間ノ免状統計表ヲ調製シ、毎年五月三十一日マデニ之ヲ農商務大臣ニ差出スベシ。
第十九条　削除
第二十七条　左ニ掲グル鳥類ハ捕獲スルコトヲ禁ズ。

一、虎鶫（トラツグミ）　一、赤腹（アカハラ）　一、眉白（マミジロ）　一、黒鶫（クロツグミ）　一、駒鳥（コマドリ）
一、赤鬚（アカヒゲ）　一、野駒（ノゴマ）　一、瑠璃（ルリ）　一、磯鵯（イソヒヨドリ）　一、河烏（カハカラス）
一、岩鷚（イハヒバリ）　一、茅潜（カヤクヾリ）　一、鶲（ヒタキ）　一、麥蒔（ムギマキ）　一、眼黒（メグロ）
一、三光鳥（サンクワウテウ）　一、繡眼兒（メジロ）　一、鶯（ウグヒス）　一、蟲喰（ムシクヒ）　一、葦雀（ヨシキリ）
一、先入（センニウ）　一、雪加（セッカ）　一、菊戴（キクイタヾキ）　一、山雀（ヤマガラ）　一、小雀（コガラ）
一、日雀（ヒガラ）　一、四十雀（シジウカラ）　一、柄長（エナガ）　一、鷦鷯（ミソサヾイ）　一、木走（キバシリ）
一、山椒喰（サンセウクヒ）　一、椋鳥（ムクドリ）　一、連雀（レンジャク）　一、鶺鴒（セキレイ）　一、木鷚（ビンズイ）
一、田鷚（タヒバリ）　一、雲雀（ヒバリ）　一、燕（ツバメ）　一、雨燕（アマツバメ）　一、啄木鳥（キツヽキ）
一、杜鵑（ホトヽギス）　一、郭公（クワクコウ）　一、筒鳥（ツヽドリ）　一、蚊母鳥（ヨタカ）　一、鴟鵂（ミヽヅク）
一、鴞（フクロウ）　一、鳶（トビ）　一、鵟（ノスリ）　一、鶴（ツル）　一、鸛（コウノトリ）
一、朱鷺（トキ）　一、箆鷺（ヘラサギ）　一、鷗（カモメ）　一、鰺刺（アヂサシ）　一、海雀（ウミスズメ）
一、善知鳥（ウトウ）　一、阿比（アビ）　一、雷鳥（ライテウ）

第二十九条　左ニ掲グル鳥類ハ、四月十六日ヨリ十月四日迄、（北海道ニ於テハ九月十四日）捕獲スルコトヲ禁ズ。但シ放鷹ヲ以テ猩々鷺、小鷺、中鷺、大鷺、鳧、鷭、秧鶏ヲ捕獲スルハ此ノ限リニ在ラズ。

一、鵯　一、鵙　一、鳩（鴿ヲ除ク）　一、猩々鷺
一、小鷺　一、中鷺　一、大鷺　一、雁　一、鳧
一、鷭　一、秧鶏　一、鷸　一、鶉　一、松鶏

（下略）

鶴見在で発見されたお穴様の賑ひ

〔九・二五、報知〕　鶴見在に発見せられたる怪穴がお穴様と称へられて迷信者の参詣者多き由を逸早く報じたるに、記事の影響は京濱電車株に及ぼし、本月上旬六十三四円なりしもの飛んで七十円五六十銭に暴騰したるが、これはお穴様参詣者の日毎に増加し一日数千人の人出ありて京濱電車の収入著るしく増加したるより頓に人気の好況を加へしものなるが、同怪穴は既に記載せし如く神奈川県警察署より迷信者を誘致する如き設備を撤去せしめられしに、又もや其記事が現はるゝと同時に、廿四日の市場に於て俄然三円五十銭の暴落を見るに至れりと。

空中征服　果して可能なりや

〔一〇・三、萬朝〕　空中飛行　○空中征服の企、換言すれば人が自由に空中に昇り飛翔し得る工夫が、欧米諸国に於て着々成功に近づきつゝある事は、近日の海外電報が頻々伝ふる所、吾人はさきに二回これに関して述べたる事あり、更に又言ふは煩はしきに似たれども事の重大なる、幾回も反復絮説して我国人の注意と興味とを喚起するに努むるの必要あるべしと思はる。

空中を飛翔し得る方法に付き、目下泰西の専門家が執り居れる工夫は大別にして二種と為し得べし、其一は軽気球を利用し、これに前進後退若くは昇降を自由に為し得る機械を装置し、以て其目的を達せんとする者にして、所謂空中飛行船と称するもの即ちこれなり、これは有名なるドイツのツエッペリン伯を始めとし、英佛露等の陸軍省に於て盛に講究実験しつゝあるものにして、近頃は空中飛行の目的は之に由りてのみ達せらるべしと思はれ、実際に於ても成功疑ひなきが如くなりし、即ちツエッペリン伯が最後に作りて、第四ツエッペリン号と命名したる空中飛行船は此種の最大なるものにして、よく十五人を載せ、十一時間内に二百哩を飛翔したることあり、此飛行船は当時海外電報によりて報ぜられたるが如く、八月五日飛行中雷に打たれて落下焼失するの不幸に会ひしも、其日既に二十時間空中に在りて三百哩の遠距離を飛行したりしなり、空中飛行船は斯くの如く殆ど成功に達せんとするの観あるも、空気より軽き軽気球を用ふるが故に烈風に堪へ得ざると破損し易きとの二大欠点あり、されば英国の大発明家サア・ハイラム・マキシム氏の如きは空中飛行船に多くの希望を措かず、寧ろ之を排斥し居れり。

空中飛行船果して希望なしとすれば、空中飛翔の目的は他の一法に由るの他に途なし、他の一法とは何ぞ、そは鳥の羽翼を模倣せる装置を施し、これを器械力に由りて運転し、力学的平均を得て空中に上昇し飛翔し得んとする方法にして、敵の如き工夫を以て作られ

たるを空中飛行器とは謂ふなり、こはドイツの学者エンタール氏が最初に工夫したるものにして、次で米国のラングレー教授之を改良する所あり、現時英人ヘンリー・ファーマン、佛人ブレリオ氏、フエルベ大尉、ドラグランヂユ氏、米人ライト兄弟等次第に之を完成しつゝあり、過日ライト兄弟の一人ウイルブアー・ライト氏が其工夫に成れる飛行器により、殆ど一時間鳥の如く自在に飛翔し得たる事は、最近電報に見えたれば猶ほ世人の記憶に新なるべし。

空中の征服は飛行船によりて遂げらるべきか、或は飛行器によりて達せらるべきか、そはいづれとも予言し得ざれども、いづれにもせよ近き将来に事実となるべきはもはや疑ふ余地なし、その暁に此発明が軍事其の他の人事に如何なる大影響を及ぼすべきかを考ふれば、我国人は空しく袖手傍観し居りて宜しきや、此問題に対する欧米諸国民の熱心は実に非常なるものにして、政府も一般公衆も特別の注意をこれに向け、或は巨大の賞を懸け、或は会を組織して其研究を奨励補助しつゝあり、中にも獨逸国民は其最も熱心なる者にして、政府は二十四時間以上空中を飛翔し得る飛行船又は飛行器を作る最初の人に百万円の賞を与へんことを約し、さきにツエツペリン伯の不幸あるや、公衆は即時八十万円を伯に寄贈して実験を継続せんことを求め、又過日彼の有名なる「海軍同盟」なる一の国民的大会が「内外に於ける獨逸の利益を保護する為めに空中艦隊を建造獲収する」目的を以て新に起されて、愛国ドイツ人は陸続これに入会しつゝありといふ。

空中飛行の問題に対する注意と興味とは、欧米に於ては斯の如く強盛なるに、我国に於ては政府も国民も殆ど之を対岸の火災視しつゝあるが如し、或は吾人の寡聞なるによらむ、吾人は未だ此問題の研究が彼の如く熱心に為されつゝある事をいづれの方面に於ても耳にしたる事なし、吾人は深くこれを悲み、一日も速に政府も国民も共に奮起して此重大なる問題に注意を向けんことを切に祈る。

御穴様の正体

〔一〇・一二、東京日日〕 御穴様の正体（坪井博士の講演） 御岩窟様の繁昌が動機となりて、鶴見在駒岡瓢簞山の古墳取調のため出張したる坪井理学博士は、去七日より十日まで四日間の発掘に依りて、概略同所の模様を知るを得たれば、一先づ取調結了とし、昨日午後一時より同地有志者の希望に応じて、発掘四日間の経過報告及び遺跡説明の講演会を開きたり。△石器時代と佩玉時代 博士は曰く、太古日本には我等の祖先即ち純粋の日本人ならざる人種住ひて、石鏃石棒其他の石器を使用し居たり、其時代を考古学上石器時代と云ひ、其後吾等の祖先たる純日本人住ひて、首の周囲其他に装飾のため玉を佩びたり、此時代を佩玉時代と云ふ、石器時代の人の風俗は、彼等が嘗て住居せる地方の土中より発見する器具に依りて知るを得べく、佩玉時代の風俗は、基墓即ち古墳横穴等の中に存する玉類器具及び古墳の周囲に在る埴輪等に依りて推知するを得たり。△珍らしき遺物 東京近傍に在りて古墳横穴貝塚（石器時代の人の住へる跡にて食料とせし貝の殻を捨てたるが埋没しある地）は珍らしからねど、当所の如く其三種が悉く集り居れるは珍とすべし、瓢簞山上にて九日発見せる石棒は石器時代の器具にして、且当所近辺には貝塚もあれば石器時代の人の住へる事確かにて又瓢簞山上より

連日出でたる埴輪の破片は、古墳の周囲に土止或は籬として樹てらるべき埴輪の毀れたるなれば、山上に古墳ありたる事も亦明かなり、横穴は北山の周囲のみにても六個発見して諸君の既に知らるゝ通り也。△千九百年前　年代は埴輪を以て殉死に代ふる制、垂仁帝の朝に創まりたるなれば其頃より後にして、孝徳帝の大化二年墓中に貴重品（玉貴金属の類）を入るゝを禁ぜられたるを以て、其前の葬穴なるべし、故に今を距る千二三百年前より千九百余年前までの間に造られし墓なり。△貴族の墓　葬られたる人の身分は貴族なり、如何とならば埴輪は殉死に代るべき者、又横穴中より発見せる人骨の二人以上なるは、一人は死者なるも他は殉死者に相違なき故、他人より尊敬を受け其人と倶に死なんとまで他より慕はれ居たるは、常人にはあるべからず、故に貴族なる事明かなり。△今後の処置　当所今後の処置に就て自分の望む所は、当所遺跡を保存して学問上の参考たらしむるは勿論、山上を遊園となして多くの人士を誘ひ、遊びに来りたる者が不知不識の間に吾人の祖先の風俗を知るの便を得せしめたき者なりと。

戊申詔書

〔一〇・一四、官報〕　詔書　○朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ将ミ、東西相倚リ、彼此相済シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス、朕ハ爰ニ益々国交ヲ修メ友義ヲ惇シ、列国ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス。顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内、国運ノ発展ニ須ツ、戦後日尚浅ク、庶政益々更張ヲ要ス、宜ク上下心ヲ一ニシ、忠実業ニ服シ、勤倹産ヲ治メ、惟レ信惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相誡メ、自彊息マサルヘシ。

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル国史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ、寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サハ、国運発展ノ本近ク斯ニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ処シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ、爾臣民、其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ。

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣　侯爵　桂　太郎

米国大西洋艦隊来る

横浜湾頭空前の偉観

〔一〇・一九、東朝〕　米艦来（湾頭千古の偉観）

我国民が一日千秋と待暮したる米国大西洋艦隊は来航の途上、険悪なる風浪に遭遇したる為め予定の時日より一日遅れ、此日十八日を以て目出度其の到着を報じぬ。今はしも総ての歓迎設備既に成りて蜻蜓洲の秋方に高し。

△鵬程二万九千哩。

破天荒の壮挙。

抑々此艦隊が北米ハンプトンロースを出発して太平洋廻航の途に上りたるは、昨年十二月十六日にして、桑港に着したるは、本年五

月七日なりき。夫より更にシヤトルを見舞ひ桑港に引返し、同地より再び大航海を開始せるは七月七日にして、横浜着は即ち本日（十八日）なりとす。航程前後実に二万九千哩に垂んとし、日を開けること三百有八日、蓋し千古未曾有の大廻航にして其挙や実に破天荒なりと謂つべし。

戊申の詔書と称する事に決定

〔一〇・三一、東朝〕戊申の詔書（詔書の意義普及）

今度渙発せられたる詔書の意義は頗る広遠にして、内治外交の要道より日常処世の事に迄渉れるに、中には単に勤倹のみの事の如く狭義に解する者なきにあらざれば、当局者は地方官に向つて、詔書の意義を広く管下人民に拝戴せしむる様注意したり。而して当局者は此詔書を「戊申の詔書」と称へ奉る事に為したり。

伊藤公　日韓新協約を語る

〔一一・八、東朝〕日韓同志会は一昨夜伊藤統監を赤坂三河屋に招待して懇親の宴を張りたり、出席者は鳩山和夫、荻野由藏、加治壽備吉、奥野市次郎、米田穰、中村太八郎、中村彌六、上野安太郎、小橋榮太郎、木下謙次郎、樋口秀雄の諸氏にして、統監は古谷秘書官を随へて来会し、中村彌六氏の挨拶に対し統監は左の答辞を述べたり。

回顧すれば去明治三十八年日露役終結後、帝国政府は韓国の外交権を帝国に譲与せしむるの廟議を定め、時の外務大臣は駐韓林全権公使に必要の訓令と協約締結の全権を与へ、且つ事の重大なるに顧み、自分に望むに大命を奉じて渡韓し林公使を援助し、我目的を達する様尽力すべきことを以てしたり。仍て自分は特派大使として直に渡韓し、林公使を援助し諸君の熟知せらるゝ如く十一月十七日の日韓協約に調印せしめたり。

是より統監は協約調印当時の事情を略述し、該協約が主として外交権を日本に収め、内治上のことに関しては外国との条約履行上不得止事項の外直接干渉の権利と義務もなきことを明かにし、更に進んで統監の事情を述べて曰く、

如斯協約締結の結果、新に統監府を設置することゝなり、其組織等に関して当時の内閣より自分の意見を徴せられたるを以て卑見の在る所を提出し、終に内閣より最初の統監として赴任せんことを求められたり。統監の任務たる実に其責任重く、微力到底之に当るに足らざるを知ると雖も、凡そ事は端緒が緊要なるを以て自分の力の在らん限りを尽して韓国保護の端緒丈けにても啓かんと欲し、敢へて大命を奉承せり。爾来既に三年、其間何等為す事なく汗顔の至りに堪へず。只今日に於いては三十年来清国に露国に日本に又は他の欧米諸国に、朝には彼に依り夕には此に通じたる韓国をして、日本の外他に頼るべきもののなきことを知らしめたる一事のみ。

是より統監は昨年七月日韓新協約締結当時の事情を叙述し、日本が韓国保護の責任を有する以上は、諸外国は功罪共に韓国の事は日本の責任と見るが故に、勢ひ一般内政上にも干与せざるを得ざる理由を明かにし、此理由に基き昨年の新協約は締結せられたるものにして、単に海牙事件に基因するものにあらざることを説き進んで曰く、

斯の如く韓国の事は僅に其端緒を啓きしのみ、前途は尚遼遠なり。故に自分は適当の時期に於いて適材に現任務を譲り、韓国保護の大成を期するものなり。三年間の事を顧みれば、世間の毀誉褒貶は更に介せざるも、衷心決して満足せず。故に中村君の御辞は右の趣意を以て敢へて当らずと言はざるを得ず。乍併諸君の御懇情は深謝に堪へず。又日韓同志会の存在は固より自分の認むる所たるは勿論、今後の目的は主として韓国産業の発達に貢献するにありとのことなれば、即ち是自分の平素熱望する所に合するものなり。自分は切に本会の益々発達して韓国の為に尽されむことを望む。

自動車の横行濶歩を取締れ
果して流行させて可なるものなりや

〔一一・一一、東朝〕近頃東京市内にも自働車の流行漸く盛となり、出行くとして其影を認めざる無きに至りたるが、此勢ひを以て推すときは、久しきを出ずして、都会の我富有なる階級は、自働車を以て重なる交通用器となすにも至るべし、実にも文明の進歩は、時間の節約を強ひ、快速なる交通機関の発現を促す。我国に於いて自働車の如き軽捷なる交通機関の発現は此文明の要求に応じたるものとして歓ぶべき次第なるが、飜つて考ふるときは、迅速なる交通機関の発現は他方には之に依る人命財産の危険事故を愈々多くするを免れず、しかも文明の利器の普及を以て決して人命財産の敬重を減ずべきにあらず。故に一方に於いて、是等文明機関の啓発開導を怠るべからざると同時に、他方に於いて、之に対する人命財産の保護を忽にすべからざるは勿論なり。（中略）

今や欧洲諸国に於いては自働車の流行盛なると共に、之に対する非難の声も亦盛なり。特に昨今倫敦に於いて最も喧しきを見る。其云ふ所を聞くに、自働車の放縦なる疾駆に依りて揚る所の塵埃、並に之に因る傷害は既に堪ふ可からざるに至れりとなすが如し。之が為に乗用者側にても鳩首凝議、以て世の指斥を免れんと策しつゝありと云ふ。然るに自働車をして放恣此に至らしめたる所以は、主として従来之に対する制裁の足らざりしが為ならずんば非ず。されば我国にも自働者盛行の兆ある今日予め厳正なる規定を設け、以て乗用者に戒慎する所を知らしむるは其流行の為にも益あり。

寶永山よりも古い九代続いた小学校　深川の畑学校

〔一一・一二、東朝〕深川区常盤町二の三に三十坪許りの平屋建で半壊れ掛つた私立畑学校といふのがある。此学校は今を去る二百四年以前、東山天皇の御宇徳川綱吉の将軍たりし時代、即ち富士噴火、寶永山突起に先だち二年前より連綿たる歴史があるとは近所の人も気が附かぬだらう。▲創立は醜婦の学者　寶永二年桑名藩の臣畑某の女龜方といふ者が、一家流浪の折、同区西森下町に開いた寺小屋が抑も此学校の始まりで、龜方は稀代の醜婦ながら中々の学者であつたので、門戸は可なりに栄えた、其後は勝政、清一、正三、千方、博一の六代滞りなく続いたが、七代千方の世に至つて衰微の結果廃校と迄なつた。夫を継いだのは緑町に住める幕臣田村秀尾の女龜溪と云ひ、自分の里から食扶持を運んで一生独身を守つて尽瘁

し、明治三十四年七十五歳を一期に歿した。其跡を受けたのが今の畑新吉氏（五十八）で、目下七戸、吉川の二教師と共に百四十名の生徒を薫陶して居る。区の代用小学校となつたのは去廿七年。▲父祖の代から生徒　此学校が初代寺子屋時代から教育した人数は一万五千余、今の生徒中には三四代も続いて通学するものがあるといふ。因に初代畑家の本家は現今松平子爵の家扶をしてる畑勝頼だ相な。

清国皇帝崩御　皇儲冊立

三歳の溥儀皇統を継承か

〔一一・一五、東朝〕（十四日天津特派員発）十三日接手せる報道に拠れば、清国皇帝崩御あらせられ、醇親王の長子にして今年三歳なる溥儀、皇儲に冊立せられたりとの説あり、為に大官連不安の念を懐ける者多く、各国公使は崩御説に就き本国政府に打電せり。

×

〔一一・一五、東朝〕　清国光緒皇帝（御諱載湉）は道光帝の第五の王子醇親王の御子にして、御母は西太后の御妹葉赫那拉氏にて、同治帝の従弟に当らせ給へり。同治帝崩御の後、我明治七年位に即き、光緒と改元、乃ち光緒皇帝と申し奉る。但し御幼年につき西太后政を摂し、光緒十五年皇帝十九歳になり給ひし時西太后の御姪に当らせらるゝ御方を納れて皇后とし給ひ、同時に西太后は垂簾の政を撤し皇帝自ら万機を裁決し給ふ。其前年より屢々上書して変政を論じたる康有為の説漸く皇帝の傾聴し給ふ所となり、光緒廿年日清戦争の結果、臺灣の割譲償金の支払を為すに至りたる為、皇帝は鋭意革政を図らるゝの意あり、次で又膠州灣の事、旅順大連の事等起り、康有爲は益々上書して時事を論じ、深く皇帝の旨に協ひしかば、光緒廿四年（明治三十一年）破格を以て謁見を給ひ且つ之を挙用し、其同志数人をも追々と任用し、内外上下相応じて一大革新の政を施さんとし給ひしに、忽ち守舊党の恐慌を来し、皇帝が康有爲を引見せらるゝと同時に康を推選したる翁同龢は黜けられ、新政の端緒未だ開けざるに早くも康有爲一派の大捕縛となり、皇帝は病気の故を以て西太后復び政を摂するの上諭出でたり。爾来皇帝は幽閉同様の待遇を受け給ひ御健康甚だ勝れずして常に薬餌に親しみ給ふと伝へられたり今回も十日程以前、皇帝不予の報東京の清国公使館に達したる由なるが、十三四日の内、遂に崩御せられたるものゝ如し。

清国先帝の遺勅

〔一一・一六、東朝〕（十五日北京特派員発）先帝の遺勅に曰く、朕三十余年間仁政愛民を以て本とし、精励治を図りしが、病勢癒えず遂に起たざるを致す。此処に太后の懿旨を奉じ醇親王の子溥儀をして大統を継がしむ。皇太子仁孝聰明、太后の懐を慰め、朕が付託に背かざるべし。汝文武官僚、従来の上諭を奉じ、逐年立憲予備事項を切実に辨理し、九年後必ず憲法を発布し、朕が尚遂げざるの志しを畢へ、以て在天の靈を慰めよ。喪服は旧儀を按じ二十七日たるべし。天下に布告し聞知せしむ。

光緒皇帝登遐溥儀皇位継承
清国宮廷発表

〔一一・一六、東朝〕光緒皇帝に関し吾人の恐懼したる所は、不幸にして事実となり、帝は十五日午前十一時を以て登遐の由、清国宮廷より発表せられ、同時に溥儀皇太子皇位御継承の事も布告せられたり、吾人は無限の悲しみを以て光緒皇帝の崩御を弔し奉るものなるが、早く皇太子の定まりて、人心動揺せず、月影西山に没して日影東天に上る如く、静に且順序よく新帝の践祚を見たるを以て、清廷尚人有るを知り、竊に之を賀するものなり。然も吾人が憂慮したる西太后の御不例も重き御容体に非ずと聞く。摂政には醇親王の在すあり、張袁の両大官以下、気を平にし心を併せて此際に処せんには、北京の政界は、決して憂ふるに足らずと信ず。

西太后崩御　皇后御自殺
清国宮廷暗雲に包まる

〔一一・一七、東朝〕（十五日午後北京特派員発）確実なる筋の報に拠れば、西太后は十五日午後二時四十分崩御あられたり。

西太后崩御発表（十六日午前北京特派員発）西太后崩御に関する上諭及遺言等、唯今官報を以て発表せらる。

皇后御自殺（十六日北京特派員発）十六日正午十二時皇后鴆を飲みて自殺せり。

西太后遺旨

〔一一・一七、東朝〕西太后遺旨（十六日北京特派員発）

予は薄徳を以て位に備はり、穆宗毅皇帝幼にして位を継ぐに及び偶内乱あり、髪賊回匪相尋ぎ外寇頻りに臻り、人民疲弊の時に方り、予東太后と夙夜憂慮し、内外臣僚各道の将軍を督励し、治を納め賢に任じ、災を済ひ民を憫み、遂に大難を平ぐる事を得たり。穆宗皇帝崩じ、光緒帝大統を継ぎ、時事艱難内憂外患頻りに臻り、再び訓政を行ふに至れり。前年立憲予備を宣布し、今年立憲予備年限を宣布し、日々万機を親裁し心力甚だ疲る。幸に生来の強健に依りて之を支へしが、今年夏秋以来病を獲しも政務繁くして静養する能はず精力漸く疲るゝも尚暫時安息を得ず、今頃先帝の喪に逢ひ悲哀禁ぜず、病勢劇に募り遂に起たざるに至る。回顧すれば憂患交々臻りしも時を濟ふの心已むなし、今新政を彊行し漸く端緒あり。新皇帝年尚幼なり、最補翼を要す。摂政及び内外諸臣の協力翼賛、我が皇基を固うするを努めよ。新皇帝は国時を以て重しとし、悲哀の心を節し専心学に志し、他日大成を期すべし、喪服は二十七日にして除くべし、天下に布告し普く知らしむ。

清　廷　系　譜

〔一一・一七、東朝〕清国皇室の御系譜を按ずるに咸豊帝(文宗)の英佛聯合軍を避け、熱河行宮に蒙塵の後、煙波致爽殿に崩御せらるゝや西太后那拉氏の出たる同治帝(穆宗)御歳僅に六歳なりしを、

咸豊帝の遺命に依り載垣、端華、粛順の三大臣を輔政とし立て、皇統を嗣がしめられたり。在位十三年にして一八七四年同治帝は未だ嗣子を挙げさせられざるに痘瘡を病みて崩御あらせられたり。当時若し長幼の順序を以て云はゞ、咸豊帝の弟君たる醇親王の子端郡王こそ同治帝の後を承く可かりしなれ。去れど醇親王奕譞が西太后と特に御親睦なりしと、醇親王妃は西太后の姉君にて御骨肉の関係ありしより、終に醇親王の二子にして西太后の為には外姪に当らせらる丶載湉（時に年僅に三歳）を立て丶同治帝の後を嗣がしめられたり。

- 道光帝（宣宗）
  - 隠智郡王奕緯
  - 順郡王奕綱
  - 慧郡王奕繼
  - 咸豊帝（文宗）―同治帝（穆宗）
  - 惇親王奕誴―端郡王載潤―溥儁
  - 恭親王奕訢
  - 醇親王奕譞
    - 輔國光載流
    - 光緒帝（載湉醇）
    - 醇親王載澧
      - 溥儀
      - 溥傑
    - 鎭國公載濤―溥洸
    - 輔國公載濤
  - 鍾郡王奕詥
  - 孚郡王奕譓

今回崩御あらせられたる光緒帝即ち是なり。光緒帝の冊立に就いては廷臣中其不可を唱へし者尠からず、侍郎吳可讀と云へるもの丶血書を懐にし、太廟に縊れて尸諫を敢てせしが如き椿事をすら惹起せりき。光緒帝又嗣子を得給はず。清国不文法の皇室典範に拠れば、皇帝の御存生中に皇儲を定めさせらる丶ことは先例無きことなるを西太后には深き思召あらせられたるやにて、端郡王の長子溥儁を冊立して太阿哥と為されたり。為に一時光緒帝の廃立説喧伝せしも、偶々義和団事変起り端郡王の元兇として列国の指弾を受けたると、溥儁も亦不肖の評判高かりしより終に之が太阿哥たることを廃せられたり。爾後光緒帝の御健康兎角勝れさせられざるより、皇儲冊立の風説屢々起り、或は倫貝子たる可しとか、或は醇親王の御子たる可しとの推測行はれ居たるが、終に醇親王の世子溥儀の君を宮中に挙養さる丶こと丶なり、君は即ち位を継がれたり。御歳は五歳なりとの説と三歳なりとの説あれど、何れにもせよ頑是なき御幼年の方に渡らせらる丶ことは謂ふ迄も無し。西太后の為には外姪に当らせらる丶醇親王載澧の御若君にて、光緒帝とは叔姪の御間柄に当らせらる丶御方なり。

清帝は毒殺か　怨嗟の中心李蓮英

〔一一・一八、報知〕清国宮中の腐敗は到底吾人の想像の外にあり。故に今回両宮卒然の崩御にして疑ひを容るべくんば、西太后の崩御よりも寧ろ皇帝の崩御こそは疑はしきものにて、既に或一部にては皇帝毒殺説をさへ唱へられ居れり。古来清国宮中にては男子の宮闕に出入することを厭み、男子にして宮廷に出入せんとするものは、宦官と称する一種特別の資格を備ふべき筈にして、此宦官が常に皇帝、皇太后等に近侍する事となり居れるが、目下此宦官中最も勢力あるは李蓮英なり。李は久しく西太后の寵を得て其言ふ処殆ど聴かれざるなき有様なると共に、皇帝派は常に此の李蓮英を憎むこと甚だしく、一朝西太后にして崩御せば此李を斬つて復仇の血祭を挙

ぐべしとさへ伝へ、李も亦其位置の危険を熟知し居れば、先頃より其宮中に於て受くる賄賂を悉く弟に贈り弟をして之を資に土地を買収し又は家屋を作らしめ、早く現官を退き民間に下りて衆の怨嗟を免れんと努め居たりし結果、先年王某と云へる美丈夫を宦官に推選し、宮中顧問の名義の下に十五日交代を以て西太后及び皇帝に近侍せしめ、己は退きて民間に下り尚窃に宮中に出入し居たり。而して此王某は風姿頗る美なるより宮中にては其の姓を呼ぶものなく、皆香王を以て尊敬し居たりし由にて、此香王も李蓮英が推選したる丈けに純然たる西太后派にして、皇帝に対しては顕に忠義を粧ひ専ら皇帝の秘密を探り、常に之を西太后に奏上し居たりしと言へば、若し光緒皇帝にして毒殺されたりとすれば、此香王こそ皇帝に毒を盛りたる者ならんと某清国通は語れり。

北京政局の今後 ……犬養毅語る

〔一一・一八、東京日日〕 西太后殂落後の権勢の中心点北京政界は、権勢の中心移動に伴ふて、必ず二大党派に分裂すべし、即ち慶親王を除ける各親王は、醇親王を始め、恭親王、粛親王、禮親王、睿親王等の一大聯合を形成すべし、尚載澤公其の他の皇族附属すべし、張之洞は此派の元老として之には鐵良、世續、陳壁及那桐も属すべく、他方に在りては端方、岑春煊、瞿鴻機、盛宣懐等の有力なる総督巡撫又之に附するものと見ざるべからず、之に対抗すべきものは、慶親王及袁世凱の一派にして、中央政局にては其与党尠く、地方に在りても徐世昌、楊士驤、唐招儀其他の諸巡撫なるも、形勢は親王聯合派に劣るべく、且西太后の生前は其寵遇によりて非常の勢力ありしも今回其崩殂に遭て大に従来の権勢を減殺せらるゝに至らん歟、兵力の点より云へば袁は四個師団を擁し鐵良は二個師団を率ゆるも、結局袁は形勢不利にして、今後北京政界の大勢を動かすものは遂に鐵良なるべく、彼は往年榮祿の振へるが如き権力を収むるに至るべし、端方は此際北京に赴きて枢位を占むるならんと想像するも、彼の健康果して之を許すや否や明かならず、諸親王中に在りては、恭親王が頭角を抜くに至るべし、兎に角親王聯合派が政界の中心点とならば、憲政を九年を期して実施せよとの遺勅は此派の政綱とも目すべきものなれば、清朝が着手しつゝありし改革的諸施設は従来より一層敏活に進捗するならん、次に今回の凶変を革命派の活動を聯想するは、少しく見当違なるべし、若し地方の総督巡撫中兵権を握れるものが此際起つて叛旗を飜さば、一時必ず大なる変乱を惹起するは勿論なるも、見渡す所地方に斯くの如き挙動に出づるものあるべしとも思はれず、由来清国の革命は歳甚だ饑饉なるに際し、流賊各処に蜂起するや草澤の英雄起つて此勢に乗ずるに依りて革命成就するは歴史の常に証明する所なり、今回は皇帝西太后殂するも、尚中央の権力に多大の移動なし、此際革命派は容易に乗ずるの機会なかるべし、之を要するに今後の清国は、北京に於て親王派と慶、袁派の対抗を演ずるに止り、外に在りては列国との関係にも、紛争を生ずるが如きことなく、内に在りては革命派も、案外静穏なるべし云々。

天理教 独立認可さる

〔一一・二九、東朝〕 多年来一派独立の請願を内務省に提出して

屢々却下されたる神道所管天理教会は、昨二十八日愈々独立を許可され、天理教と称して一派の管長を存置する事となれり。（中略）

▲天理教とは怎麼　日本全国に亙りて三百五十余万人の信徒と二千三百余箇所の教会所、二万余人の教師を有せる天理教は、其の教祖なる大和国山邊郡三昧田村前川みきが其三十歳の時（天保九年十二月二十六日）奇蹟を顕はしゝに端を発し、明治二十一年四月に至り公然開教するに至れり。其の教式は、天理王尊と総称すべき國常立尊、面足尊、國狭槌尊、月讀尊、雲夜見尊、惶根尊、大釋天尊、大戸邊尊、伊弉諾尊、伊弉册尊の十柱の神に毎朝夕洗米酒燈明を供へて礼拝すべきものとし、毎月八日と廿六日には、信者教会に参集して神前に礼拝し、教師高座に坐して説教を始む。教師信者に向うて合掌すれば、信者も亦教師に対して五遍拍手合掌し、説教を終りて各教師結界内に入り拍子木、太鼓、横笛、摩金、胡弓、三味線を合奏するを合図に、各信者は「悪しきを祓うて助け給へや天理王ノ命」と唱へ又「助け燥焦込一列済まして甘露臺」と大声に唱へ踊る。此れ神代に日の神の天磐屋戸に隠れ給ひし時に諸神の奏せし神楽を模擬するものにて頗る陽気なり。

天理教の管長　教祖の一人息子

〔一二・一、國民〕天理教が一派独立するに付き、大教正中山新治郎氏が其管長になる事を認可された。

△中山新管長は今まで天理教の教長と云ふ名で教務を執つてゐたので、今度管長になるのは自然の順序で、氏は実に教祖中山美伎子の子である。

△美伎子が一農家のお神さんに過ぬ身でありながら、今日斯程の信仰を集め得たのは、無論其徳に依るのではあるが、美伎子の歿後新治郎氏が能く母御の志を受け継いで教えの道に精進した力も尠くはない。

△新治郎氏は今年四十三歳で、学力は多分近処の中学校を卒業した位ゐであらうが、教長の職に就いて以来、大いに手腕を発揮して、多数の国学者を黒幕に使つたので夫が為に以前は邪教として、指弾された天理教も、段々真面目に研究される様になつたのは、全く氏の力である。

△氏は管長になるまでに先づ身分を高める必要を感じて、伊勢辺の旧大名某子爵の令嬢を娶る為に巨万の金を使つて、今も夫婦中は極く睦じく、大和丹波市の本部の脇に広大なる邸宅を構へてゐる。

△元来天理教はこれまで黒幕の人ばかり働いてゐた為か、新治郎氏の人物も世間へは少しも知られてゐない、然し之からは大に活動する事であらう。

△天理教の信徒総数は、昨年末の調に三百六十七万余人だが、今はモット増えてゐやう。

東洋拓殖株式申込三十六倍に達す

〔一二・三、東朝〕東洋拓殖応募株数約四百七十万に達し、三十六倍の応募を見たる其申込証拠金約一千百七十万円は、未だ割当確定併に払込通知に接せざる為め、空しく銀行の庫中に蔵せらるゝ姿なり。今某当局に就て確めたる所に拠れば、十二月十日頃株主に対し払込通知を発すると共に、申込証拠金中より第一回払込を為さし

め残金は直に返付する手段なり。例へば一千株の申込者は証拠金として二千五百円を共託しつゝあるも、二十八株の割合なれば三百五十円の払込みを為し、残り二千百五十円の返付を受くべき計算なり。右払込結了と共に法定の期間を経て本月二十五日頃創立総会を開き、明年一月正副総裁理事を始め社員渡韓、先づ韓国政府より三百万円の対価として東拓に譲り受けたる田地五千七百町歩、山林畑五千七百町歩の引渡を受け、京城に本社を設け如上の田畑所在地たる各道、就中南韓三道に出張所を設け、土地改良種苗肥料の試験場等を開設して農事の面目を一新せしむると同時に、資金二百五十万円の一部を割て金融業を開始するの手順なり。唯肝腎なる理事監事は本邦側にては略決定せるも、尚ほ暗闘ありて発表の運びに至らざるに反し、韓国側の理事監事は二日確定したり。

鐵道院官制　公布さる

〔一二・五、官報〕勅令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ鐵道院官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十一年十二月四日

内閣総理大臣　侯爵　桂　太郎

遞信大臣　男爵　後藤　新平

勅令第二百九十六号

鐵道院官制

第一条　鐵道院ハ内閣総理大臣ニ隷シ、鉄道及軌道ニ関スル事項竝南満洲鐵道株式会社ニ関スル事項ヲ統理ス。

第二条　鐵道院ニ左ノ職員ヲ置ク。

総裁　副総裁　技監　理事　参事　秘書　主事　主事補　技師　書記　技手

第三条　総裁ハ親任トス、内閣総理大臣ノ監督ヲ承ケ一切ノ院務ヲ総理ス。

第四条　総裁ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ、奏任官ノ進退ハ内閣総理大臣ニ具状シ、判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ。

第五条　鐵道院ニ総裁官房及左ノ四部一所ヲ置ク。

総務部　建設部　運輸部　計理部　鉄道調査所（下略）

公文書にインキ使用許可せらる

〔一二・八、東朝〕官庁の公文書に洋製の墨汁（インキ）を使用することは明治九年の太政官達に禁止されありしが、昨日閣令を以て右の達を廃止し、インキを使ふも差支なき事となれり。

軒燈は依然として石油独占

瓦斯・電気の大敵出現にも拘はらず

〔一二・九、東朝〕八百屋の店でも煙草屋でも看板兼帯に軒洋燈を掲げ、其外如何なる横町新道にも軒並の点燈、晦日に闇がなくなつて雨夜に星の影かと疑はる。斯の如く往来の人助けになる点燈の功徳は瓦斯電気の大敵にも屈せず、依然として夜の世界の大部分を支配して居る。是は費用の関係もあるが、一つには瓦斯や電気は引用に不便で、場所によると非常に経費を要する、殊に場末の新開地の

如きは、急に引用する事は出来ない。随つて軽便なる軒洋燈は市府の膨脹に伴ひ益々領分を拡めて行く、其の大部分は神田柳原の日本點燈会社が引受け、外にも東京點燈といふのがあつて、頻りに得意を競つて居る。

▲点燈の始め　明治の初年洋燈の輸入があつたが未だ珍らしい一方で、若しも洋燈を買つて提げて行くとゾロ〳〵人が跟いて来る位であつたから、中々軒へ掲げるやうな安ッぽい物でなかつた。其内瓦斯燈が市中大通に点ぜられ、個人の家でも瓦斯燈に似た形の硝子箱へ洋燈を入れて軒先へ出すやうになつたのが十一二年頃である。世間では之もガス燈と称へた、外に出す燈光は何でもガス燈だと思つて居たのだろう。其後今の日本點燈の社長櫻井三右衛門と云ふ人が此軒洋燈を各戸で点けたら往来の為にもよし、看板や名札代りにもならうと考へ、点燈の一手受負と云ふ事を個人で始めた。是が明治十五年で、市中点燈業の元祖である。

▲十年で十倍　然るに段々申込みも多く業務も拡張を要するに至つたから、二十二年に三万円の会社組織に改めた。夫が十年後の三十三年には三十万円に増資し、十倍の資本となつた。其間に一二の同業者を買収して今日の盛況を呈し、市中が夫れだけ明くなつたのは何よりだ。

▲点燈数と石油高　市中の軒洋燈は現在十万以上に達して居る。此内には半夜、全夜とあるが、平均六勺として一夜に六十石以上、一ケ月に千八百石乃至二千石は消費する訳だ。（下略）

神前結婚繁昌

〔一二・一一、東朝〕従来中流以上の婚礼は自宅の狭隘な向では料理店に持込み、式と宴会とを兼ね行ふものが多かつた、然るに近頃は式だけを神前で執行し、婚礼の神聖を有たしめんとするので、例の日比谷の太神宮を始め神田明神、日枝神社、麻布笄町の出雲大社支社、其他神社等に神前結婚を行ふ者益々多くなつて来た。丁度昨今は何処も大繁昌の時期であるから、玆に少しく神前結婚の光景紹介する。

▲御慶事と古典　先づ此方法の元祖ともいふべき日比谷の太神宮即ち神宮奉齋会に於て聞くに、同会は明治三十四年始めて政府の許可を得て婚礼式の依頼に応ずる事になつた。其の式は畏けれど皇太子殿下御慶事の御式に則り、夫に古典を参酌して定めたもので、希望者は新郎新婦及び媒酌人の姓名職業族籍を詳細記入した申込書を差出すので、毎日午前九時から午後八時まで扱かつて居る。（中略）

▲式の入費　奉齋会では神職其他係員の多少、神饌配膳の正略及び双方の人員如何によつて費用にも等級がある、即ち特別一等と言ふのが五十円、同二等が二十五円、以下は松竹梅に分つて廿円、十五円、十円の三等級になつて居る。是は神饌、主礼者、長柄女房、配膳女房、其他介添、接待係、膳部、進呈品、三組盃等一切を含んで居る。

▲開始以来二千組　三十四年開始以来太神宮の取持たまひし縁組は既に二千組の多きに達し、益々増加の傾向である。本年の如きは三月以来五百組もあつて、尚今日以後年内に執行ふものが五十組も申込まれて居る、又毎年婚礼の多いのは三、四月頃と十、十一の二ケ月である。

官選　中学唱歌　第一集漸く成る

〔一二・二〇、東朝〕是まで「中等唱歌集」といふ物があつた、十数年前の編纂で迚も現今の時勢に適せぬので、一つ新たに唱歌を選定しやうではないかと、昨年の暮に文部省から湯原音楽学校長に相談があつたので、同校長は早速委員を任命してその選曲に懸つた。

▲委員の大勤勉　任命されたのは委員長富尾木知佳氏を始めとして湯原元一、鳥居忱、武島又次郎、乙骨三郎、吉丸一昌、吉岡郷甫（以上作歌側）、島崎赤太郎、楠美恩三郎、岡野貞一、田村虎藏、南能衞（以上作曲側）の諸氏で、何れも全国の中学校長並に音楽教師から徴した意見を参考として、教授の余暇を悉く新唱歌の編纂に費し、今年の夏期休暇の如きは全潰しにして勉強した結果、漸と此の頃その第一集が出来上り目下印刷中である。

▲第一集の内容　第一集は来春早々出版する筈であるが、収むる所の新曲は総べてゞ三十ある。之に更に十五の新曲を加へて総計四十五とし、来年の夏出版する予定に成つてゐるが、其の上で更に四十五曲を選んで第二集とし、二集で都合九十曲を公にする筈だ。前記三十曲の中十曲は日本曲で、二十曲は西洋曲である。実は大いに日本曲を用ひたかつたのであるが昨曲歌がない為に此んな結果に成つたのだ相な。第一集に収められてゐるのは左記の三十曲である。

日本曲の部　天皇の稜威、吉野山、手函の繪、孔明、醍醐の花見、樺太、吉田松陰、千代田の宮、オーターロー、笠置山、▲洋曲の部　海樓眺望、夕暮、今日も暮れぬ、夕の鐘、胡蝶、田植、夏休、虹、深林逍遙、綠蔭、湖上の月、亡友の寫眞、月下懷郷、演、里習祭、暮詣、駈足、氷滑、世の態、護良親王

これ等の作歌に従事したのは木村正辭、小野竹三、土井林吉、吉岡郷甫、尾上八郎、池邊義象、幸田成行、鳥居忱、吉丸一昌、小林愛雄、三宅龍子、杉谷代水、下村莢、福井文藏、旗野十一郎、小金井喜美子、渡邊盛衞、阪正臣の諸氏である。

▲楽譜と作曲家　採用された洋曲はヴエルデイ、ネーゲリ、スポンテイニ、シルヘル、ロツシニ、ネストラー、ヂススサウ、リヒーニ諸氏の作及び獨逸の民謡で、日本曲は納所辨次郎、小山作之助、田村虎藏、目賀田萬世吉、山田源一郎の諸氏であるが、何れも従来のよりは進歩した者で楽譜と作歌との調和に見るべき者がある。

（下略）

電車値上に市民怒る　不乗同盟組織

〔一二・二四、東朝〕市民の公憤　▲不乗同盟の組織　東鐵会社の暴戻に対する公憤は今や市の到る処に充満せり。聞く所に依れば社会主義者の一団は、一昨日来密に電車の不乗同盟を形づくり、八方に奔馳して頻に各種の労働団隊を勧説しつゝありといふ。之が影響かあらずか、昨日の電車は常日に比し其の乗客数減切り減少せるは事実にして、午後四時頃より六時前後に渉る本所行ボギー車及淺草行普通車とも二十名以上の労働者を乗せたるは太だ稀なりき。本所淺草方面は下級労働者多く、平素は夕刻より此の種の客を以て充たさるゝが常なるに、兎も角一の奇現象と言はざる可からず。

（下略）

小坂銅山農民蜂起

煙害賠償問題で二十万円の要求

〔一二・二五、東朝〕　小坂銅山農民蜂起　○廿四日午前十時卅五分羽後大館発にて、代議士荒谷桂吉氏の下に到達したる電報に曰く、味噌を携へ小坂に向ふ、事態容易ならず、保安課長等鎮撫として小坂銅山に向ふ。

小坂農民蜂起原因

秋田県小坂鉱山の鉱毒事件は同地方の一大問題にして、大館近傍十七ケ村の被害民は同鉱山事務所即ち藤田組に向ひ、約二十万円の損害賠償を要求し、鉱山側にては其の要求を不当とし一万五千円丈の賠償を為すべしと言ひ、両者間に大なる懸隔あり、過般来県会開会中なりしに依り、其の調停を同議員に託したるに、県会議員は藤田組の為に買収せられて農民側に不利の条件を提出せし模様あり、之が為激発したるものなりといふ。

自動車で　郵便物逓送

〔一二・二五、報知〕　自働車を以て機敏に郵便物の配送を為すは疾く欧米諸国に其例を聞きしが、今回愈々東京郵便局率先し、郵便物をば自働車を駆つて逓送の端緒を開き、現に是れが実行中なり。実に我が逓信部内自働車を使用せしは是を以て嚆矢となす。

△歳晩と郵便事務　東京郵便局は逓送事務の上に更に一層の機敏を期せんために、自働車採用の議ありて久しく調査中なりしが、毎年の例として歳晩の郵便物は最も繁激を加へ、贈答品送附の小包郵便をはじめ、特別扱ひの年賀状より普通郵便物に至るまで夥しき増加あれば、其逓送には常備の郵便馬車を以ては到底配送し切れざる故毎年内國通運会社より荷馬車を借上げ運搬せしむる都合なりしが、恰も本年は自働車採用の内儀もあり、且つ増加す可き郵便物も前年の如く押詰まりて俄に激増する様な事なく、去十五日頃より弗々と増し来れば、試みに運輸自働車会社をして逓送を請負はしむるに決したり。

△自働車三台の運転　依て郵便局は会社に厳重なる規約を為さしめ速力は一時間八哩以内、容積二百立方尺、積載量一噸半とし、赤色の大枠とし郵便章旗の装置を為せしもの二台をば、去る十五日より本局と新橋上野両停車場間及び同局より銭瓶町分局間の往復に当らしめ、当日は逓送六回に止めしも、翌十六、七日は各八回となり、十八日より廿一日迄は十回に及び、廿二三日は十三回と漸次郵便物の輻輳に従つて度数増加すれば廿四日よりは車台一輛を加へ、目下三台にて運送し居れり。同自働車は行嚢の積載数八十個より九十個位にて内国通運の荷馬車よりは約十個多く、速力の上より見れば約二倍の働きをなし、其費用は両者殆ど相似たるものなれど、右の如く現在は逓送用とし普通郵便馬車と通運の荷馬車と自働車との三より成れば、偶然にも其間に激しき競争を惹起すに至れり。

明治四十二年（一九〇九年）

登極令

〔二・一一、官報〕皇室令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、登極令ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十二年二月十一日

内閣総理大臣兼大蔵大臣侯爵　桂　太郎
宮内大臣伯爵　田中　光顕
陸軍大臣子爵　寺内　正毅
外務大臣伯爵　小村壽太郎
海軍大臣男爵　齋藤　實
内務大臣法学博士男爵　平田　東助
農商務大臣男爵　大浦　兼武
遞信大臣男爵　後藤　新平
文部大臣　小松原英太郎
司法大臣子爵　岡部　長職

皇室令第一号

登極令

第一条　天皇踐祚ノ時ハ、即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ、且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿、神殿ニ奉告セシム。

第二条　天皇踐祚ノ後ハ、直ニ元号ヲ改ム。

元号ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス。

第三条　元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス。

第四条　即位ノ礼及大嘗祭ハ、秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ。

大嘗祭ハ即位ノ礼ヲ訖リタル後続イテ之ヲ行フ。

第五条　即位ノ礼及大嘗祭ヲ行フトキハ、其ノ事務ヲ掌理セシムル為、宮中ニ大禮使ヲ置ク。

大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム。

第六条　即位ノ礼及大嘗祭ヲ行フ期日ハ、宮内大臣、国務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス。

第七条　即位ノ礼及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ、之ヲ賢所、皇靈殿、神殿ニ奉告シ、勅使ヲシテ神宮、神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム。

第八条　大嘗祭ノ斎田ハ、京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ、京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ、其ノ地方ハ之ヲ勅定ス。

第九条　悠紀、主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ、宮内大臣ハ地方長官ヲシテ斎田ヲ定メ、其ノ所有者ニ対シ新穀ヲ供納スルノ手続ヲ為サシム。

第十条　稲実成熟ノ期至リタルトキハ、勅使ヲ発遣シ、斎田ニ就キ抜穂ノ式ヲ行ハシム。

第十一条　即位ノ礼ヲ行フ期日ニ先ダチ、天皇神器ヲ奉ジ、皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス。

第十二条　即位ノ礼ヲ行フ当日、勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿、神殿ニ奉告セシム。

第十三条　大嘗祭ヲ行フ前一日、鎮魂ノ式ヲ行フ。

第十四条　即位ノ礼及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ。

第十五条　即位ノ礼及大嘗祭訖リタルトキハ、大饗ヲ賜フ。

第十六条　即位ノ礼及大嘗祭訖リタルトキハ、天皇、皇后ト共ニ神

宮、神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ謁ス。
第十七条　即位ノ礼及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ、天皇、皇后ト共ニ皇霊殿、神殿ニ謁ス。
第十八条　諒闇中ハ即位ノ礼及大嘗祭ヲ行ハズ。　（下略）

憲法発布二十年記念と
其の起草当時の回顧（伊東巳代治談）

〔二・一一、大朝〕　憲法起草当時の回顧（子爵伊東巳代治氏談）

▲憲法取調　憲法を起草するには先づ先進国の実地を取調べ且諸大家の意見を聴くを急務とし、伊藤公は大命を帯び、私共十人と云ふ大勢を連れて憲法制度取調の為渡欧しました。伯林ではグナイスト、維納ではスタインに、又英国でも研究しました。其の時の筆記は主に英文で、私が執筆したので、時としては日本文で筆記したものもありまして、明治十七年に帰朝しました。

▲憲法起草　帰朝後伊藤公は、陛下より憲法起草の事を御一任されまして、故井上毅子と私とが伊藤公を援助する事となり、後で金子子も書記官として入られました。それから私は議院法を、金子子は選挙法を起草し、公と井上子とが主に憲法起草をされました。併し当時は民間に於ける憲法制定に就ての議論も余程盛でありまして、中には極端な社会主義的の議論もありましたやうな次第で、若しも草案が漏洩でもする等の事があつては由々しき大事になりますから此の漏洩を防ぐ為に各自に清書する事としまして、事務官は一切使役せなかつたのです。

▲夏島の一夏　十九年であつたか二十年であつたか、伊藤公は神奈川県神奈川の先の夏島と云ふ所へ別荘を構へた。さうして私は其処に籠城し、井上子は神奈川なる朝日館に陣取り、毎日別荘にやつて来る。伊藤公は一週間程滞在せられた事もあつたが、大概は二三日居つては東京へやつて来ると云ふ風に始終往復して居られた。何故伊藤公が暑中にも拘らず、東京と夏島との間を度々往復せられたかと云ふに、それは憲法の草案に就て、陛下の御思召を仰ぐ為め、時時参内しなければならぬのであつたからです。

△敵味方混合　私は夏島の別荘に居ると殆ど一年でした。其の間大概は三人が朝から晩迄昼食もせずに議論を戦はしました。殊に当時の伊藤公の勉強と云つたら実に非常なもので、朝から晩まで、夜は十二時までも草案の調査に掛られた。其草案に就て議論を戦はす時には誰が敵やら味方やら予じめ知れなかつたのです。例へば或る問題に就ては公が私と同論で、井上子を対手に火花を散らすかと思へば、又他の問題に就ては井上子と私とが同論で、散々公を論駁した事もありました。それから伊藤公が東京に帰られて不在の時とか又は井上子と私とが会合する事の出来ないと云ふやうな場合には、互に書面を以て議論を戦はしました。それ等の書翰は公のも井上子のも今に沢山残つて居ります。定めて私の書翰も遺つて居る事と思はれます。

▲陛下の御励精　草案が脱稿してから樞府の議事に附せられたが、陛下に於かせられましては議事中一度も御欠席遊ばされた事なく、朝は七時頃より、時としては御昼食も召させられずに、二時三時までも臨席遊ばされました。其の御励精には顧問官一同も大に感激し

た事であります。

▲議長の圧制　議長は伊藤公で、井上子と私とが番外即ち説明者として、今日議会に於ける政府委員の如きものでありまして、選挙法の時には金子子が番外を勤めました。議事中番外と顧問官との間に火花を散らして議論をした事は敢て珍らしとするには足りませぬ、時としては意気旺盛なる当年の伊藤公の事でありましたからして、自ら討論に加はつて盛に論戦する事もありました。其の時番外が黙つて聴いて居りますと、公の論ずる所の趣旨は今まで番外の説明し来つたる所の趣旨と相違する事がありますので、さうなると番外も黙つて居る訳に行きませぬから、議長に向つて議論を吹掛ける。それは起草の際に賛成したのは、此の文字は斯様の意味に解するものとしてであつた、只今の御演説の趣旨にては賛成する事が出来ませぬと云ふやうな調子で、謂はゞ内輪喧嘩が始るのであります。すると負けぬ気の公の事とて、議長の職権を以て発言を禁止しますとやり出す。井上子も誠実と勉強とを以て官吏の手本とまで称せられ且文章家として又雄辯家なりしを以て、其のまゝ引込んでは居られず、一生懸命となり、滔々として辯駁を試みつゝ、如何に議長と雖も番外の発言を禁止するは頗る圧制ではないか、左様の権利は持ちはせまいと突込むと、公は拙者の職権に就てはお指図は受けないと言ふて、他を向いて澄して居ると云ふやうな塩梅式で、頗る圧制な議長でありました、アハヽ。

▲鳥尾と河野　鳥尾子は音声と態度が立派で、辯舌は荘重であつて、長く且堂々とやる。其の演説は如何にも人を動かすの力がありました。鳥尾氏は禅学の奥義に達し居られたが、国法の素養はなかつたのです。鳥尾氏の辯舌と学識に加ふるに、国法学の素養を以てせられたならば、夫こそ鬼に金棒であつたでせう。河野敏鎌子も亦荘重謹厳なる辯舌家でありました。（中略）

▲三百代言と腐儒　或る問題に就て井上子と私とが同論であつた時に、此の問題を片附けんが為め、二人は同道して伊藤公を訪ひまして滔々と辯論しました。実は此問題に就ての意見は公の意見より勝れて居ると云ふの自信でありましたから、一歩も引かずに辯論を続けたのです。所が負嫌ひの公のことですから、何うしても悪かつたとは言はないで、果は私と井上とに向つて罵詈を始めました。其の罵詈の仕様は斯うである。君等の意見は三百代言的腐儒法であるから取るに足らぬと云ふのです、（三百とは私、腐儒とは井上のこと）併し伊藤公が人を罵詈する時は、心中余程其の人の議論に感服して居る時で、私は十九歳の時より公の寵遇を被りました関係から、公の此の駈引は能く呑込んで居りました故、其の罵詈には耳を藉さず、一層強く議論を仕掛けました所、公は荒々しく頑と排斥しまして奥に入られしまゝ、待てども〳〵出て来られない。そこで井上子は、あゝ云ふ風の人ですから、国家の大事を協議するに当り、啻に人を罵詈するのみならず、奥に入つた儘客を置去りにするは甚いと云つて憤慨の涙をホロ〳〵と流しました。私は井上子を慰藉しつゝ柳橋へ来て二人で一杯飲みました。其日の夕方再び公を訪問しました所が、公はあゝお揃ひかねと言はれる。夫れから今朝の問題は何うですかと再び論端を開かうとすると今朝のことはマア聴いて遣ると、余儀なきが如くに言はれたのですが、実は感服してござつたらしいのです。又公は時として人を動さんが為め、殊に人の議論に反

対することがあります。此の呼吸を知らずに公に売り損なつた人物も少からぬ様子であります。

帝国陸海軍の腐敗問題
決算委員会に暴露されたる

〔二・二〇、讀賣〕 陸海軍の大腐敗。

△不潔極まる内幕

陽に清廉潔白を粧ひ、陰に不潔殺風景を演じ、無数の軍需品買入に対して常に少なからざるコンミツションを巻上げ、窃かに舌を出して其の旨き汁に口舐づりを為しつゝある陸海軍部内の暗黒面は、其の悪習の由て来る処決して昨今の事に非ず。而かも彼等は巧に是等の醜行を其の劒光の影に隠くし（中略）奉り、下は忠良なる同胞を欺きながら何喰はぬ顔にて得々乎として、稠人広座の間に出入するの状は、心あるものゝ均しく顰蹙に堪へざる処なり。今より聊か其の内情を語り、将に大いに世の注意を惹かんと欲するものなり。

△自白の端緒

陸海軍に対するコンミツミヨン問題は、過ぐる十二日の衆議院決算委員会に於いて、端なくも烱眼なる一部議員の為に素破抜かれたり。之に対する政府委員の辯解なるものを見るに、如何にも曖昧千万にして、分り切つたることに外面を装ひ、殊に石本陸軍次官が、兵器、弾薬、糧秣、被服の購入に就いては、断じてコンミツションを取らずと答へ、福永海軍主計総監は、海軍部内殊に軍艦購入等に於いて決してコンミツションを取ることなしと辯じたる其の口の下より、橋本主計局長が欧米にてコンミツションを出す風習ある国は出すかも知らざれども、そは調査して報告するも遅からずとの答辯を為したる如き、如何にも良心に尤められて、余儀なく自白の端を開きたるものと見られざるにもあらず。之に対して質問の矢を放ちたる根岸、福田、細野の諸代議士が、今一歩之に突貫せんか、或は其の場に於いて尚一段の実情を知るを得たるやも計られざりしに、質問者の之を窮追せざりしは惜しむべきことなりき。

△口銭取り閥

抑も是等陸海軍に於ける大腐敗大醜行と目すべきコンミツションの公行せる状態は、上下を通じて宛も之を競ひつゝあるの観あり。而かも大なる罪悪は依然大なる首脳者に依つて行はれ、其の左右にあるものは僅かに一部の糟粕を舐めるに過ぎず。然れども彼等にして若し此の暗潮を了解せざらんか其の地位忽ち転覆してまた起つ可からず。故に其の幕僚に在るものは勉めて醜行の媒介に精励して、久しからずして第二の首脳者となり、先進の後を襲ふて訓を後進に垂るゝに似たり。故にコンミツションの因縁関係は始終彼等の社会を纒綿して一大勢力を形成せり。驚く勿れ、藩閥に代るにコンミツション閥を以てするの、益々陋醜なるに至れることを。

△巧妙なる手段

然り既にコンミツション閥を作れり。彼等は如何に之を実行するか、口銭の向ふ所天下に敵なし。同穴の狸は互に其の臭を尤めず、彼等の眼には何等の恐る可きものなきを以て、其の手段の巧妙にして大胆なる、実に驚くべきもの無くんば非ず。彼等の物品を購入するや、新機械の類は悉く是を自己の発明なりと欺き、其の発明権を

売ると称して其の間に莫大なるコンミツシヨンを取る。聞くが如くんば、海軍の要路に当れる人々は、概ね之に依つて夥しき私利を営む由にて、山本、山之内の諸氏亦往々此の手段を用ひ、現に其の金額は無慮数百万円の多きに達し居れりと伝ふる人さへあり。斯かる有様なるが故に、海軍々人の発明品なりと称する何某何式等の名を有する機械類の内には、外国品購入のコンミツシヨンを吸取りたる糟粕甚だ少なからず。陸軍に於いても亦然り。唯恕す可きの一点は、上下滔々として此の腐敗の渦中に漂ふも、海軍の如く首脳者親ら直接外人に触れて、此の憎くむべき醜行を敢へてするの機会少きを以て、比較的大なるコンミツシヨンに有付き得ざるの一事なり。然れども中流以下の彼等社会に於いては、海軍のそれに劣らざる罪悪を重ねつゝあるを見る。

△醜行と大蔵省

本年度予算の編成に当り、大蔵省と陸海軍両省の間に於いて、軍事費の節減及事業繰延に関し、激烈なる衝突を醸したるが、其の原因は実に此のコンミツシヨンと大なる関係を有せり。元来大蔵省の主義たる、是等コンミツシヨンの内情を知るを以て、其の協賛を与へたる軍事費は機会あらば成る可く之を取上ぐるの方針を取れり。一方陸海軍両省は何等かの口実の下に之を逃れ、成る可く多額のコンミツシヨンを横奪せん事に是努む。是に於いて大蔵省は国外より輸入する軍事品に対し、用捨なく関税を賦課せんとし、陸海軍両省は外国工業視察或は製造工場見学等の美名の下に、腹黒き武官を選んで之を海外に派遣し、海外に於いて直接物品を購入し、飽迄コンミツシヨンを貪りたる上にて、物品は之を国用品として輸入税を免れ、而して大蔵省の圧迫を避けんと謀りつゝあり。　（下略）

日露連絡開始　二十三日より実行

〔二・二一、東京日日〕日露鉄道の連絡は今日迄北行は露国寛城子駅に於て仮連絡を実行し居たるが、旧臘来露都に於ける日露委員の連絡会議は既に円満に進行し、且つ長春駅に於ける連絡設備も既に完成したるを以て、二十三日より同駅に於て愈々完全なる鉄道連絡を開始すべしと云ふ、然れば満鐵の北行汽車は八里庄より右折して長春駅に到り荷物を卸し放しとなし、東清鐵道の南行汽車は左折して同じく長春に到り、満鐵列車より同駅に卸したる荷物を積取りて北方に引還すと同時に、満鐵の汽車も東清鐵道の汽車が卸し放しの貨物を積取りて南方に引還すことゝなり、旅客も同駅にて直に乗換をなし得べければ、従来の如き不便を一掃し、貨物の連絡輸送上便利此上なきに至るべしと云ふ。

国定教科書販売に関する醜聞
文部省官吏の収賄沙汰

〔二・二三、讀賣〕国定教科書の大醜聞。

△醜態の露見

教科書国定制度が無類の悪制度たることは、天下万人の認むる所にして、我が社亦屢々其の弊害あることを報道したるが、果せるかな此の頃に至りて御用書肆間に内輪喧嘩を始め、其の結果従来極めて臭きものとして蓋をしつゝありし数多醜態悪弊一時に露見するこ

と〻なり、殆んど第二の教科書疑獄事件の如きものを惹き起すに至れり。今我が社の精探する所に従ひ、日を追ふて此の内幕の真相を報道せん。

△文部官吏の収賄

現今の国定制度は先に起りたる教科書事件に省み、教育界の腐敗を予防せんとの目的を以て設定したるものなれど、然かも現制度新設の後に至りて之を見れば、前制度にも増したる憎むべき収賄の事実を生むこと〻なれり。試みに其の次第を語らんか、去る明治卅八年或る風聞を耳にせる警吏が、大倉書店に到りて帳簿を検閲したるに、忽ち現金五百円の使途不明なるを発見したれば、種々訊問を遂げたる末、終に文部官吏たる黒田某に贈賄したることを知り得たれば、警視庁は直ちに之を告発せんとしたれども、時の総理大臣桂侯の「戦時中斯かる事件を検挙するは人心収攬上不利益なり」との国家を笠に着たる意見に基き、検事に命じて一時之を黙過せしめたるより、遂に今日に至るまで有耶無耶の中に葬り去る〻こと〻なり居れり。然して又昨四十一年に於いては、御用書肆は「多年多額の暴利を貪り得るは偏へに文部省御庇護の結果なり」として、之が謝恩の意味に因り、数万円を支出して文部省構内に教科書陳列館を建築するの費用を寄附したる事もあり。右に対して文部省の辯護する所は「共同販売所の定款には寄附行為をなすことを得」とあるが故に、此の規定に依りて建築費を寄附したるものにして、毫も収賄の意味を含まずと云ふに在れども、之は頗る不条理の申分なり。隠密の間に金銭の授与をなしたるものが既に収賄ならば、公然授与したるものも、同じく一種の収賄たらざるべからず。仮令法律上の犯罪とはならずとするも、何等法令上の理由なくして、監督官庁又は官吏が商人より金銭其の他の財産の贈与を受くるは、道徳上より見て断じて許すべきことにあらざるなり。（下略）

陸軍海軍逓信の三省がお互に
秘密ごつこで無電の発明

〔三・二六、東京日日〕　我国の無線電信（某専門家談）

△無線電信の三種類　我国でも無線電信は発達したと云ふ、地洋丸の如き絶えず無線電信を使用して航海の途上内地に通報する、けれども外国のと比べれば実に雲泥の差がある、マルコニー式の無線電信の如きは最早云ふに足らないが我国の無線電信は未だ〳〵幼稚な物である、それに専門の研究になつても逓信省は逓信省式、海軍省は海軍省式、陸軍省は陸軍省式と分つて、其の機械も異り、其方法も異り且又互に秘密を守つて他省の者には一切見せないから、一方には競争するといふ利益もあらうけれど、他方には統一せぬ不便もある、その秘密主義は陸海軍省から初めた事で、陸海軍省では帝国大学専門家にすら容易に見せる事をせぬ、海軍では木村駿吉氏が専ら此方に熱中し、陸軍では某氏が嘱託となつて研究してゐる、局外者には一向にわからない、逓信省は陸海軍で見せぬとなつたので自分の方も見せぬと云ひ出して、矢張秘密主義を守ると共に、一方では熱心に研究して、今日では非常に強力な検波器を発明して千海里以上の発送は出来るやうになつたと云ふ。（中略）

△鳥潟氏の発明　逓信省は海軍省あたりで秘密主義を取つてゐるの

で、其れなら己の方でも立派な物を拵へるから、見せぬとも宜しいといつて、憤慨した上句が遞信省の電氣試験所に於ける無線電信の研究となつて、其の結果は昨年の三月頃にはタンタラム検波器及び鉱石検波器の発明となつた、全体此のタンタラム検波器といふのはタンタラム電燈球内にあるタンタラム細線と特種の酸類とを用ゆるもので、又鉱石検波器と云ふのは、鉄鉱、輝水鉛鉱、紅亜鉛鉱或はマンガン鉱のやうな特殊の鉱石を用ゆるもので、其の感応は非常に鋭敏である、昨年の八月此の発明に預て力ある遞信省技師鳥潟右一氏が、様々な鉱石を使用してゐる内不図感応の鋭いものを発見して、夫れより種々苦心の末終に長距離無線電信を発明して、一馬力を用ゐて能く昼間は五百海里、夜間は一千海里の遠距離を通信し得るやうになつた、その結果は云ふまでもない、大西洋を横断してゐる無線電信が常に七十馬力乃至五百馬力を用ゐてゐるのに、僅か一馬力で以て一千海里以上を通信し得るやうになれば、経費に於ても非常な倹約が出来て、将来外国の機械に優る事にもなる。（下略）

本郷名物　蛮殻学校　一高の賄征伐

〔四・一七、國民〕學習院女学部生徒の退校時刻は午後三時、永田町から花が降ると形容されて居る、花ならば風流であらう。本郷臺には朝昼晩の三度三度米の飯や味噌汁の降る学校がある、飯や汁で慊らず香の物が降り、飯鉢が飛ぶと云つても怪物譚にあるやうな化物の所為では無い。これは有名な一高の食堂内の光景である。

元来一高生の食堂は生徒各自の自費経営に羅るもので、東西南北朶中の各寮から組織されて居る。食堂室は東西に二つに仕切られて東西二方口から生徒の出入するやうにしてある。生徒は朝晩の六時と午前の十二時と此の両口から同時に食堂目蒐けて押寄せるのであるが、何れも荒い運動で食事時間を待兼ねた荒武者の面々、食堂の扉が開くのを待兼ねて両足を揚げてどう〱と蹴立てる。驚破こそと、飯打ち盛附と二個所に分離して待受けて居た数十名の炊夫は献立を配置する、膳椀を揃へる、飯打炊夫は東西二人で飯打の早さ加減驚く許りである。其処へどしどし入つて来た寮生は肩を山の様に張つて椅子に腰を下すや否、「賄飯ッ」と叫ぶ。迅雷耳を掩ふに遑も無く、飯櫃の蓋を縦に握り、鉢を叩き皿を鳴らす、鉢を中空へ高く揭げる。飯ッ、代菜ッ、汁ッと怒号する声が八方に起つて数十の炊夫は大汗だら〱のぐる〱廻り、必死になつて駆け廻るが、何分生徒の数は時に六七百人の多数で、炊夫は僅かに数十人内外であるから混雑又た大混雑、偶々飯を食込まれて不足になる事でもあるものなら皿を擲る、飯櫃を擲る、果ては椀や皿が乗かつた儘の膳を其儘石畳の上へ擲る、まだ酷くなると食卓を顚覆させる、比較的温厚な清国韓国の学生までが之を見て日本学生の行為が手緩いと思つてか突然起ち上つて食卓の上の器皿を手に高く挙げてエイと一声敷石に打ち附けたので「扨も清国人には珍らしい」と炊夫等の評判となつた。膳椀の壊れる声は怒号の声と交り飯粒が飛んで味噌汁が流れる。

何しろ素晴しい騒ぎだ。然してこんな混雑は火曜と水曜が最も烈しいので、賄等は厄日又は紀念日と云つて居る。而して若し飯が足らなくて生徒の給与に応ずる事が出来なくなると飯打、炊夫、釜屋、煮方以下炊夫等が一同食堂に集まつて申訳をするが、其様は実に惨

愴たるものである。而して甚しい時になると一日の茶碗土瓶飯櫃の破壊数が数百に超えた事も珍らしくない。如何に其の騒ぎの大した事は知られるであらう。

死んだ有名な横綱陣幕久五郎なども一時此炊事の請負をして居た事があるが、一高生の器皿破棄には流石の陣幕も腕を伸して「よいしょ」とも謂はれず、大に閉口して炊事の請負はもう真平御免と僅一二年で営業を中止した。其他花月、小川などが行つたが、小川は流石に巧者丈十年間の炊事を遂行したが、目下の請負者は本郷区湯島三丁目の松原久三吉になつて居る。

夫でも小川の炊事時代には、生徒が食卓三十六台まで顚覆した為め、小川の炊夫等は何れも命知らずの連中とて、各自出刃を提げて生徒を包囲し、復讐戦をした事さへある。（下略）

高商の昇格成らず
商科大学は帝大法科内に設置

〔四・二六、東朝〕 商大問題経過（澁澤男の報告内容）

▲商議員会　商科大学は文部省の服案に依り愈々東京法科大学内に設けらるゝ事となりたるが、同大学設立に付き熱心に運動せし澁澤男以下高等商業学校商議員数名は二十二日同校内に参集し商議員会を開き凝議したるが、其際澁澤男の報告したる所によれば、商科大学は初め高等商業学校の課程を高め之れにあてんとて、帝国大学の穂積博士等に従来の行掛りを強硬に談じたる結果、略同意を見るべき運びに至りたるも、如何せん文部省は経費或は学制の統一上到底同意する事能はずと云ふ理由により遂に相談不調に終れり、然るに文部省は吾々の要求は之を斥けたるも、社会輿論の趨勢に顧み、同問題を全然排斥するの頑迷不霊に出でず、姑息ながらも行政手段に依り、之が設立を喜ばざる法科大学内に設立せしむる事に決定したるなりと、而して委員中には法科大学に設くることに付文部省が何等の相談を為さゞるを憤慨するもありたれど、兎に角商科大学新設の内容に付ては、文部省側より具体的の説明を得ると同時に、高等商業卒業生に便宜なる施設をとらるゝ様注意的助言を為す事を申合せたり。

▲教授の辞職　而して其席上に於て同大学設立主催の急先鋒とも云ふべき高商教授の佐野、下野、關の三氏は多年の主張成らざる以上は最早其職に在るを欲せざれば連袂辞職する旨を述べ、直に文部省に向つて辞職届を出し、佐野教授の如きは即日何処かに旅行したり、又同時に松崎校長も辞職を申出たる次第なり。

ピンポン大会

〔五・三、東京日日〕 二日午前九時より麻布三河臺小学校に於て、丹溪会ピンポン大会を開きたるが、会するもの、帝大、農大、早大、慶應、眞宗大学、美術学校、東洋協会、歯科醫学校、暁星中学、青山学院、横濱商業等の学生五十余名に及び、非常の盛会を極め、予選競技三回、入勝者競技二回の後、三等杉山（横商）、渡邊（早大）、大串（美術）、二等南（丹溪会）、朝比奈（丹溪会）、一等朝比奈大（丹溪会）と決定し、以上六氏金牌を受領し、六時散会したり。

新聞紙法 公布

〔五・六、官報〕 法律 ○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル新聞紙法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十二年五月五日

内閣総理大臣侯爵 桂 太郎
陸軍大臣子爵 寺内 正毅
外務大臣伯爵 小村壽太郎
海軍大臣男爵 齋藤 實
内務大臣法学博士男爵 平田 東助
司法大臣子爵 岡部 長職

法律第四十一号

新聞紙法

第一条 本法ニ於テ新聞紙ト称スルハ、一定ノ題号ヲ用ヰ時期ヲ定メ、又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ、時期ヲ定メズシテ発行スル著作物、及定時期以外ニ本著作物ト同一題号ヲ用ヰテ臨時発行スル著作物ヲ謂フ。

同一題号ノ新聞紙ヲ、他ノ地方ニ於テ発行スルトキハ、各別種ノ新聞ト看做ス。

第二条 左ニ掲グル者ハ新聞紙ノ発行人又ハ編輯人タルコトヲ得ズ。

一、本法ヲ施行スル帝国領土内ニ居住セザル者。
二、陸海軍人ニシテ現役若ハ召集中ノ者。
三、未成年者、禁治産者及準禁治産者。
四、懲役又ハ禁錮ノ刑ノ執行中又ハ執行猶予中ノ者。

第三条 印刷所ハ本法ヲ施行スル帝国領土外ニ之ヲ設クルコトヲ得ズ。

第四条 新聞紙ノ発行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ。

一、題号。
二、掲載事項ノ種類。
三、時事ニ関スル事項ノ掲載ノ有無。
四、発行ノ時期、若時期ヲ定メザルトキハ其ノ旨。
五、第一回発行ノ年月日。
六、発行所及印刷所。
七、持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名称及代表者ノ氏名。
八、発行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢。但シ編輯人二人以上アルトキハ、其ノ主トシテ編輯事務ヲ担当スル者ノ氏名年齢。

前項ノ届出ハ、持主又ハ其法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシ、第一回発行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官庁ニ差出スベシ。

（下略）

臺灣の製糖業目ざましき発展

〔五・二九、大朝〕（五月廿三日臺南発） 臺灣糖業は、總督府の保護奨励に依りて逐年発達し来り、殊に近年に至りては非常なる発展を為し、大会社至る処に勃興すると共に、蔗作の増加亦実に驚くべきものあり、乃ち全島に於ける甘蔗作附面積は毎期約二万五千甲乃至二万八千甲にして、之に対する製糖平均百二十万俵位に止まり

しも、大会社勃興するに及び蔗園は一躍四万甲に上り、製糖は二百万俵を超ゆるに至れり。就中分蜜糖は去四十年に於て僅々十八万俵に過ぎざりしも、四十一年には三十万俵に上り、四十二年には一躍百二十万俵、即ち約四倍の劇増を来せり。尚次期には新会社の多くが皆操業に慣れ、十分製糖能力を発揮するに至るべければ、其の製出本期の二三割方を増加し、約百五十三万俵に達すべきが如し。今四十一、二年の分蜜糖製出高並に次期の製出予想高を記せば、左の如し。

	四十一年 俵	四十二年 俵	次期 俵
臺灣製糖	一四〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
臺南製糖	三六、〇〇〇	六五、六〇〇	六〇、〇〇〇
鹽水港製糖	七〇、〇〇〇	一七七、〇〇〇	二三〇、〇〇〇
明治製糖	八、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
東洋製糖	―	一三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
大日本製糖	―	一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
新興製糖	三〇、〇〇〇	五三、〇〇〇	八〇、〇〇〇
ペイン製糖	―	―	三〇、〇〇〇
三崁店製糖	一六、〇〇〇	四四、〇〇〇	六〇、〇〇〇
合計	三〇〇、〇〇〇	一、二〇九、六〇〇	一、五三〇、〇〇〇

尚臺灣製糖会社は不日臺南製糖と合併の上臺南庁下に能力千二百噸の大工場建設に着手すべく、機械は来十月紐育より入着すべく、明治製糖亦嘉義庁下に同じく千二百噸の工場を新設すべく、機械は獨逸より輸入せらるべし。続いて彰化庁下には北部の富豪林本源の手に依りて千噸の工場新設せられ、臺灣製糖阿緱工場は従来の能力千二百噸を、更に三千噸に拡張すべく、近く成立したる高砂製糖亦何れ四十四年十一月迄には工場を建設し終るべく、是等の工場にして愈完成するに於ては、分蜜糖は将来二百万俵以上を製出すべきこと敢て難事にあらず、瓜哇黄更を駆逐するも、蓋し遠きにあらざるべし。翻つて

△赤糖を見るに分蜜糖の増加は一面赤糖の減少となりしも、香港糖の輸入不引合は臺灣糖の相場を高からしめ、土人糖廍の懐を温めたれば、来期は殆ど競争的に糖廍を起さんとして蔗作の如き亦非常なる増加を告げ、本期の産額約八十五万俵に対して、来期は約百十万俵に達すべき見込あり。之を地方別にすれば

	本期	来期
鹽水港	一四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
嘉義	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
臺南	九五、〇〇〇	八〇、〇〇〇
斗六	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
阿緱	七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
鳳山	一八、〇〇〇	一二、〇〇〇
蕃薯寮	三二、〇〇〇	八〇、〇〇〇
中部地方	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
北部地方	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
合計	八五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

来期は乃ち分蜜糖も赤糖も増加し、総産額二百六十余万俵乃ち本期に比し、約三割の増加を見るに至るべし。

國技館 と命名

〔六・一、中外商業〕 大相撲常設館々名は委員と協会員と協定して、卅一日國技館と命名したり、之は全く奥山式、寧ろ国技場の方可ならずや。△寄贈品　前号に記したる外、國技館への寄贈品中卅一日確定したる者は　(一)本郷区湯嶋四丁目 弓師 松永重光より大弓(一寸八分)一張り、(二)大阪市南地の某芸妓より両取締検査役及年寄根岸へ、緋塩瀬に協会の徽章を染出したる座布団十三枚等なり。(下略)

樺太の暴動 平岡長官の行政に不平

〔六・一一、報知〕(九日大泊) 樺太の行政に不平を懐き、平岡長官の措置に慊たらざる雑漁者団体の組織せる樺太行政改革期成同盟会員四百名は、九日大泊に大会を開きたる結果、今回来樺の一木次官に現下の状況を陳情する事に決し、次官一行の上陸して宿舎なる官邸に入るや、委員を挙げて直ちに面会を求めたるに、会員は其の周囲を囲みて口々に失政を罵詈し、中には不穏の行動に出でしものありしため、前田事務官は万一を慮りて諭旨拒絶したるより却つて会衆を激昂せしめ、会衆は遂に官邸の周囲を包囲し、山の如く積載せる薪材へ放火して示威運動を開始するに至りたれば、警官は抜剣し、憲兵は発砲して鎮撫する事ありたりしも、解散を見るに至らず、遂に一個中隊を出兵して威圧手段に出でたれ共、これ亦効を奏せず、却つて益々会衆の反抗を招き来りしを以て、中隊長某は突撃を命じ会衆に向つて突貫を試みたるより、こゝに漸く彼等の解散を見るに至りたるが、これが為多くの重軽傷者を出し二名は危篤なり。(下略)

伊藤統監去る 後任は曾禰副統監

〔六・一五、東朝〕 親任式　〇十四日午前十一時、宮中に於て桂首相幷に徳大寺侍従長参列の上、左の通り親任式を行はせられたり。

任枢密院議長　統監兼枢密顧問官正二位大勲位公爵　伊藤　博文

任枢密顧問官　枢密院議長元帥陸軍大将正二位功一級公爵　山縣　有朋

任統監　副統監従二位勲一等子爵　曾禰　荒助

掏摸親分仕立屋銀次を検挙 田舎出の本堂赤坂警察署長

〔六・二七、東朝〕 柏田新潟県知事が伊藤公より贈与されたる既記の銀時計が、今回端なくも都門に於ける掏摸社会の一大廓清の曙光とならんとする兆あるに際し、記者は数十年来警視庁並に各警察署が犯罪捜索の一機関として陰に陽に之を保護しつゝありし彼等社会に対し、大英断を以て検挙に着手したる本堂赤坂署長を昨夜訪問したるに、左の如く語れり。

▲銀次問題の進行　銀次問題は未だお話しをする程に進行して居らねば、他日にゆづるとして、先づ私としての考へを述ぶれば、山出しの僕の事だから或は無鉄砲と君達に笑はれるかもしれぬが、職責上やる所まで行つてみねば何だか物たりぬ気がするので、目下着々

歩をすゝめて居る、然し如何せん限りある警察力を以て限りなき圏内に手を伸す事であるから、龍頭蛇尾に終るやもしれない、今日迄の我等署員の所信によれば、先輩等の非難と嘲笑を顧みず、百難を排しても行つてのける意向であるけれども、其飛火が警察内部に及ぶが如き事は、断じてあるまいと信ずる。

▲傲奢なる生活　仕立屋銀次の富田銀次（四四）は、北豊島郡日暮里村元金杉百六十三番地と、本郷区駒込動坂の二ヶ所に大邸宅を有し、動坂の宅を本邸として本妻と子供をおき、金杉の方は妾廣瀬くにの名義にて、常に三十余名の子分を宿泊せしめ、自らも亦此邸宅にのみ起居して、関の東西に連絡を保ちスリ界の指令部と為し居る、目下銀次が市中に有する家作の如きも一ヶ月百円以上の家賃をとり、彼の財産としては約五万円に達してゐる、殊に此邸宅の如き堂々たる大建物にして、之らが世をしのぶ銀次の妾宅とは驚くの外はない、実に掏児としては日本一である。

▲妾くにの性格　銀次の妾くにの人となりは銀次以上で、銀次が三十年来箱師より仕上げて今日の地位を作るに至つたのには、くにの指導によるもの多く、昨日来警察署に取調べをうけし際の如き、知らぬ存ぜぬの一点張りで容易に口を開かぬ、其面魂は決して尋常の女ではない、云々。

▲押収品の縦覧設備　本堂署長の談話は以上の如くなるが、扨て赤坂警察署にては銀次取調の結果、妾くにの実母和泉しん（六〇）の名義にて質屋を営ませ居る事を探知したれば、本堂署長は本田警部に命じて内偵せしめ、和泉方其他数ヶ所にて不審なる贓品数百点を発見したり、廿五日赤坂警察署に押収したる上等衣類雑品のみにても、荷馬車二台の多きに達し居れるが同署にては本日より署内撃劒道場に陳列し、昼夜とも巡査に監視せしめ、昨年末来の盗難者に対し縦覧せしむる事となしたり、此等は何れも出処不明の品のみなれば、同署にては被害者をして直接実見せしむる必要を生じたる為めなりといふ。

▲日本一の銀次　彼は日本一の銀次として掏摸社会に景仰され居れるが、彼が今日の位置と勢力を有するに至りし所以のものは、元彼れは神田連雀町綽名湯島吉事伊藤芳次郎、深川区仲大工町六綽名髷甲勝事渡邊勝次郎と共に、市内屈指の親分にて元仕立屋職人なりしが後根岸の髷師兼掏児親分清水某の娘と私通し聟養子となり、今より七八年前清水の死亡せしあとをつぎ、同区入谷町に一戸をかまへ、数多の地所家屋を所持して之を妾なる廣瀬お國の名義とし、三年前入谷の家屋は一の乾児小林仙吉にゆづり渡し、自分は乾児の監督をなし居るのみ、卅余年未だ一回も処分をうけし事なく、乾児は仙吉の外宮田庄太郎、堀磯次、町田利通、保科伊之助、梶庄吉、池内宣雄、伊藤時次郎、中尾仙吉、木村芳次郎、馬場藤次郎、小林秀吉、井上金次郎、今井重太郎、筆辰、寺地等外数十名の乾児を有し、東海道を始め奥州線を縄張りに汽車稼ぎを専門となし居るにぞ、京阪地方より出京の掏児は先づ第一に仕立屋方に赴き、土産物を持参して縄張りの内より持場をゆづられつゝあり、卅九年十二月の大検挙前には、有名なる人々に掏摸被害あれば刑事等は銀次に依頼し、贓品を乾児より吐き出さしむる方法をとり居たるが、大検挙後は各署ともスリ係を配置したれば、銀次等も今は或一部の警察署と連絡あるのみにて、他は容捨なく彼等仲間に手を入るゝ事となり、従つて

眦品の返戻抔と云ふ事もなくなりたるが、銀次の黒幕には辯護士三名附属し居り、乾児等の通行妨害抔にて引致さるゝ時は、件の辯護士出頭し、預納金を納めて引取り来るを例としつゝありといふ。

鐵道院商売熱心　回遊旅行の計画

〔六・二八、東京日日〕　鐵道院にては今回夏期回遊旅行の計画を立て実施の筈なるが、其の主なる計画及び賃金左の如し。尚本計画は東京を中心とせる中途駅より加入するも随意なりと。

△三浦半島廻り　藤澤、江の島、鎌倉より逗子、金澤を経て田浦に出で、横須賀に至り浦賀、三浦岬を見て横須賀より帰京。（二等一円七十九銭、三等一円十九銭。）

△豆相温泉廻り　國府津、酒匂、小田原を経て湯本に至り、箱根七島を廻り三島に出て修善寺、熱海、伊豆、湯河原を見て帰京。（二等三円八十三銭、三等二円四十二銭。）

△富士登山　御殿場より登山、一夜を山嶺に明し、吉田口に下り大月より帰京。（二等二円卅三銭、三等一円五十六銭。）（下略）

社会主義者の妻

堺利彦の妻は女髪結
荒畑寒村の妻菅野は幸徳秋水と自由謳歌

〔六・二八、東朝〕　一時少しく活動の火の手を揚げし社会主義者は、昨年六月以来種々の事件にて入獄したる為め、今は火の消えた如く静まり返りしにつき、当時男子連に打交りて電車ボイコットなどに奔走せし女流同主義者の消息や如何と其近況を聞けば、是はまた意外なる事共多し。

△女髪結となりて義子を養ふ　錦輝館の赤旗事件にて、昨年六月廿二日より千葉監獄にて服役中なる枯川事堺利彦の後妻爲子（卅七）は、先年枯川等が數寄屋橋際にて平民新聞を発刊せし時、枯川の文章に感じて遠く加州金澤より上京し来り、平民社の飯焚きになり主義の為めに働き居りしが、其内枯川の先妻は一女眞柄（七）を残して黄泉に逝たれば、枯川は眞柄を出雲橋加藤病院長加藤時次郎氏に託して養育してもらひ、改めて為子と夫婦となりしなり、さて枯川入獄後は為子も種々生活に焦心せしも一として思はしき事なく、かねてより別に蓄財とてもなき家なれば、昨年末より四谷傳馬町一の廿二に移転し、小やかなる借家住となり、日夜今川焼を業としたれど、思つた程うれず、原料を腐らすのみなれば、今度は絶対絶命となり、去三月上旬女髪結の札をかゝげしに、近所の娘や内儀等寄集り銀杏返へし三銭、丸髷五銭にて漸く糊口の途に有りつきたれば、先月末加藤病院に至りて院長に面会し、永々養女眞柄を養育されし礼をのべ此後は自分の手一つにて育て、夫枯川出獄の時はあつぱれ我妻よとほめられたしとて眞柄を引取り、目下愛育し居れりとは、世に同情なき社会主義者の妻としては見上げし心掛なり。

▲是も自由思想　同じく赤旗事件にて入獄中の寒村荒畑勝三の妻元毎電記者菅野（かんの）須賀（廿七）は、同事件にて予審免訴となりて後は、柏木辺の社会主義者の家をそこゝと渡り廻り居りしが、去る三月彼等の首領自由思想の本元秋水事幸德傳次郎氏の許に寄寓したり、秋水氏の前妻は千代子（卅四）とて十年来連れそひしものなるが、

夫婦の間に主義の一致なきは不都合なりとて離別したれば、千代子は尾州中村なる姉の縁先に身をよせ居れり、而して一方秋水氏は菅野すがを引入れて雑誌「自由思想」の発行署名人となせしが、秋水氏の此振舞に対しては同主義者間にも論議あれども、本人は自由思想の実行のみとて取合はず。（下略）

畏し聖上の供御
其の御質素に万民愧死すべし

〔七・一八、東朝〕　聖上陛下が宇内に冠たる英主に在まし給ふ事は、今更申すも嗚呼なるが、畏くも御体格に於ても、亦実に列国元首の間に優れさせ給ふ。洩れ承はる所によれば御体重廿八貫、御脊丈五尺八寸に及ばせ給ふ。此の如き御体格にて、日々の御食物はと伺ひ奉れば、朝は御料局より奉る牛乳二合に、極少量の麺麭と菓子とを聞し召すのみ、これは古への所謂御朝餉とも申しつべきものにて、真実の御膳は御昼のものを申す。而して御昼のものは隔日位に和洋、若しくは其の折衷の御料理を奉り、御晩餐は御昼餐の少し御品数の少き位のものにて、又それに二合の牛乳を用ひさせ給ふとぞ。何と申しても御躬自ら勤倹の御趣意を御実践遊ばして、殊に御食物の如きはいと〳〵御手軽にて、贅に贅を尽さずんば已まずといふが如き一部の人々等は、拝聞して当に愧死すべしと、某宮内官の語りとぞ。

味の素　池田菊苗発見

〔七・二二、中外商業〕　我々が日常口にする飲食物には、甘いとか鹹(シホカ)らいとか苦いとか酸ぱいとか、乃至また渋いとか云ふ味の外に、尚ほ一種のうまいと感ずる味ある可し、此に本郷西須賀町九番地、理学博士池田菊苗氏（四六）が多年研究の結果、この甘くも鹹くも苦くも酸くも扨ては渋くもない味素を発明して、我が日本の割烹界に一大福音を与へたる事実あり。学者が国家の為に竭せし其労を多として、大に之を社会に紹介するの価ある可しとて、氏に聞ける要領を記さば、△味の美いと云ふことは食慾を進むる最も大切な条件にて、豆腐や油葉の如き那れ程な滋養を有ちながら一向人に歓ばれないのは、畢竟美味くないからの事にて、どうすれば此等の食物をうまく食べさすることが出来るか、之を研究する必要あり。△博士が研究の結果漸く発見したのはグリタミン酸塩と称して、鰹節の煎汁のうまいのも牛肉の味の美いのも、総べて此のグリタミン酸塩の作用に因るものなることを確め得たり。△而して其研究の資料に供したのは、昆布の煎汁にして、之より得たる味素を更に研究し、孰れの家庭にても使用し得るやう、他の植物性殊に麩の中なる蛋白質を分解して、一見豆粉に似たる粉末を得たるが、此のグリタミン酸塩は二千倍乃至三千倍まで稀薄にするも、味は矢張り味にて、一升の煎汁に二匁を入るれば優に十人前のお汁が出来る由なり。

韓国司法及警察事務
我が日本へ委任と決定す

〔七・二四、官報〕　韓国司法及警察事務委託ニ関スル覚書　○本

月十二日韓国京城ニ於テ、曾禰統監ト韓国内閣総理大臣トノ間ニ交換セラレタル覚書左ノ如シ。

覚　書

日本国政府及韓国政府ハ、韓国司法及監獄事務ヲ改善シテ、韓国臣民竝在韓外国臣民及人民ノ生命財産ノ保護ヲ確実ニスルノ目的ト、韓国財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ目的ヲ以テ左ノ条款ヲ約定セリ。

第一条　韓国ノ司法及監獄事務ノ完備シタルコトヲ認ムルトキ迄、韓国政府ハ司法及監獄事務ヲ、日本国政府ニ委託スルコト。

第二条　日本国政府ハ一定ノ資格ヲ有スル、日本人及韓国人ヲ、在韓国日本裁判所及監獄ノ官吏ニ任用スルコト。

第三条　在韓国日本裁判所ハ、協約又ハ法令ニ特別ノ規定アルモノノ外、韓国臣民ニ対シテハ韓国法規ヲ適用スルコト。

第四条　韓国地方官庁及公吏ハ各其ノ職務ニ応ジ、司法及監獄ノ事務ニ付、在韓国日本該官庁ノ指揮命令ヲ受ケ、又ハ其補助ヲ為スコト。

第五条　日本国政府ハ、韓国ノ司法及監獄ニ関スル一切ノ経費ヲ負担スルコト。

右各其ノ本国政府ノ委任ヲ受ケ覚書日韓文各二通ヲ作リ之ヲ交換シ、後日ノ証トスル為記名調印スルモノナリ。

明治四十二年七月十二日

統　監　子爵　曾禰　荒助

内閣総理大臣　李　完　用

三八式新山砲完成

〔七・二五、東朝〕三八式山砲は爾来幾多の加工を試み、殆んど完全に近くと共に、去る五月中砲兵射撃学校をして、長距離の行軍及び実弾射撃の試験を行はしめたる結果、更に機関部及車輪等の附属具に小改竄を加へ、茲に全く完成を告げたるを以て、不日大阪砲兵工廠に於て鋳造に着手する事となれり。該砲の有効射撃距離は従来の砲に比し約二分の一を増大し、制動後坐式は曩に秘密登録を為せる特許装置にして、山砲としては世界に冠絶せるものなり。

活動写真全盛　東京の常設館七十余

〔七・三一、萬朝〕近来活動写真の流行は殆ど極点に達して居る。昨日までに出来た常設館の数は東京市内だけでも七十ケ所以上に出で、興行資金に数十万円を運転して居るとの事だ。

△第一の流行地　は無論浅草公園地第六区で、其他各区は京橋区を除くの外何れも三四ケ所宛ある、最も多いのは本所区の九ケ所と深川区の六ケ所とで、此春以来芝居寄席其他の興業物に非常な影響を与へ、活動写真は満員でも芝居や寄席は五分や四分の客、甚しきは百人足らずの芝居もあつた、一時頭を擡げかけた浪花節も東京を逃げ出したものが多い、従来観世物類の興行と云へば、所謂興行師とか土地の顔役とか、恁云ふ輩が主になつて催すのが例となつて、実業家連中は危ながつて手を出さなかつたものだが、活動写真の興行主は不思議にも、所謂興行主とは

△変つた商売人が　多い、臨時に劇場や寄席で催されるものは先づ

除いて、七十数ヶ所の常設館だけでも、本所区では中加銀行支店長新井榮吉、鋳物業福井常次郎や其の他地主連が興行に加つて居る、麹町区三番町では質商廣橋嘉七郎、四谷区では材木問屋榎本又五郎、陶器問屋富本安吉、請負師宮本道雄、西澤常吉、神田区では出店を二十戸も有つて居る柳原の洋服店高橋傳兵衞が、柳原の同業者を勧誘して、米相場や株式売買の方へ運転して居た資金を、活動写真の興行の方へ向けて夢中になつて居る。又

△新橋の芸妓屋　永楽屋の女将は「富籤や馬券が買へなくなつては金儲けは活動写真に限りますよ」と仲間の芸妓連を勧誘して、高輪八ツ山館の興行金主となつて居る、然し恁う常設館の数が殖えて来ると、自然競争が烈しくなつて写真の材料を選ばねばならぬ、同じ物を永く見せて居ては、半月と経たぬ中に客足が減じて来る、外のお古を見せると、「それは見たのだ」と評判が悪くなる、いくら活動だつて、さう容易くはお金の儲るものではないと見えて、此中で一番大金を投じて斬新を競うて居るのは、矢張り浅草公園の各常設館である。（下略）

大阪市の北半猛火に包まれ
一万五千四百戸を焼尽す

〔八・一、東朝〕　大阪の大火　○卅一日午前四時四十分、北区空心町二丁目玉田莫大小工場より出火、炎天続きに乾き揚りたる折柄なりし上、珍らしき強風ありしかば、火の手は忽ち四方に広がり、見る間に松ヶ枝小学校に燃え移り、火勢益々猛烈となりて如何ともする能はず、火勢は西手に廻りて、午前七時頃は松ヶ枝町松ヶ枝筋に出で、尚一方の火の手は岩井町方面に移れり。如何にしけん、当日は、

▲水道の水出でず　警官消防夫は必死となりて消防に手を尽したるも、火勢益々猛烈にして到底防止すべくもあらず、東北の烈風は益益吹き荒みて紅蓮の焔を煽り、乾き切りたる長屋建の各戸は恰も枯葉の焼くるが如く西南に燃え進めり、又南方は信保町二丁目に燃進み、岩井町、壺屋町、河内町の大半を焼きて此花町に燃え移り、天滿天神の裏手に至りしが、消防夫の必死に手を尽くしたるため、幸ひに此の方面は亀の池にて喰止むるを得たりしが、西方へ拡がりし火勢益々猛威を逞しうして、旅籠町を焼き、堀川にて喰止んとせしも能はず、遂に

▲対岸に尚延焼し　卅一日午後一時伊勢町、木幡町、桶上町、老松町に燃広がらんとし、控訴院、回生病院等熾に火の子を冠り、防火夫は東西に入乱れて奔走し居れり、此の一帯の地は中等以下の貧家多く、主なる建物は松ヶ枝小学校、天滿郵便局等に過ぎざるが、午後一時までの焼失戸数は

▲正に一千余戸　に上れり。（下略）

×

〔八・三、東朝〕　大阪大火続報、焼失家屋の調査。一万五千三百九十戸。　○罹災したる建物、人物其他に就き、署長会議の結果、一日午後五時より所轄北、曾根崎両警察署に於て、徹夜是れが調査に全力を注ぎ、二日朝迄に罹災者の全戸数及人口、主なる官庁、銀行会社、死傷人員并に警官消防夫の死傷人員を調査し、正確なる数

を得て、直に宮内省其他に向つて上申する筈なるが、尚其筋の見込にては、罹災者は警官消防夫等の負傷は極めて少数の見込なり。北署の取調に依れば、其の判明せし焼失家屋の概数は九千五百三十八戸、破壊家屋十一戸なり。内全滅の町は壺屋町、天満橋筋三丁目の二町にて、壺屋町の戸数は七百六十、天満橋筋町は四百なり。曾根崎署部内の罹災家屋は五千八百五十二戸にて、内訳左の如し。東梅ヶ枝町四百五十六、西梅ヶ枝町三百二十二、曾根崎上一丁目四百十、永楽町百十五、曾根崎上二丁目三百四十一、同三丁目五百五、同四丁目七百四十二、梅田町二百八十一、曾根崎中一丁目五十、同二丁目七十、曾根崎新地三丁目二十七、西梅田町五十九、上福島一丁目六百七十四、同二丁目七百十三、同三丁目百五十二、同中一丁目三百四十、西二丁目三百八十八、同三丁目百八十九、同四丁目百十八、合計五千八百五十二、内神社二、寺院九、会社二、学校二、派出所五交番所。

韓国銀行条例 韓国政府公布

〔八・一六、官報〕 統監府告示第七十号 ○韓国政府ハ隆熙三年七月二十七日法律第二十二号ヲ以テ韓国銀行条例ヲ公布セリ。其ノ訳文左ノ如シ。

明治四十二年七月三十一日

統監 子爵 曾禰 荒助

韓国銀行条例

第一条 総則

第一条 韓国銀行ハ株式会社トシ其ノ本店ヲ京城ニ置ク。

第二条 韓国銀行ハ政府ノ認可ヲ受ケ、要地ニ支店、代理店ヲ設立シ、又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得。政府ニ於テ支店代理店ヲ必要ナリトスルトキハ、銀行ニ命ジテ之ヲ設置セシムルコトアルベシ。(下略)

韓国軍部廃止令公布

〔八・一七、東朝〕 韓国の軍部廃止 ○韓国政府は隆熙三年七月卅一日勅令第六十八号を以て、軍部廃止、親衛府新設及之に附帯する件を公布し、同時に勅令を以て侍従武官外四件廃止の件、内閣官制中改正の件(軍部削除)、各部通則中改正の件、憲兵補助員募集に関する件中改正の件を布達を以て、親衛府官制、侍従武官府官制、東宮武官府制、近衛騎兵隊編制の件、近衛歩兵隊編制の件、武官并に相当官及下士の官等俸給、給料、乗馬、本分服装及び懲戒に関する件、武官恩給に関する件を公布せり。

米国へ桜樹寄贈 〔八・一九、大朝〕 米国華盛頓にては、ポトマツク河畔の一区を遊園地となす計画にて、先年来工事を施し、漸次美観を加へ来りたるが、新大統領タフト氏夫人を始め、本邦に多大の同情を有する同国婦人中には、本邦の桜樹を買入れ、該遊園地に植附けんとの計画あり。東京市は此の機に於て、市長の名を以て右桜樹を寄贈し、以て永く日米両国間の友情を表彰するの記念物となさんとて、十八日開会の市参事会に於て協議纒り、直に高さ一丈位の桜樹二千本を発送することゝなしたり。

飛行機ドーヴァー海峡を渡る

〔八・二四、大朝〕（七月廿六日在倫敦。多佳志）

吾が日東海上帝国の同胞諸君！

本書郵着後、諸君をして空中飛行機が始めて英国海峡を渡りたりとの三週間前の簡単なるルーター電報を憶ひ起し、将来空中戦争の可能にして、凡そ島国の防備及び発展に甚大の影響を及ぼすの日なきを保せざるに想到せしむるを得ば幸ひなり。（中略）

是に於て空中飛行問題は漸く英国朝野の注意を惹けり。昨年拾月以来、デーリー・メール新聞社は一万磅の懸賞を以て、空気より重き飛行機を以て日中に英国海峡を飛び渡る者を募りしが、応募者の中にラタム及びブレリオといへる二人の佛人あり、此七月にラ氏は二週間来カレーに在りて、無風快晴の機を窺ひ、一旦前々週の土曜日の朝出発し、全距離の約四分一まで飛行したる頃、機械故障の為海上に下り、護送監視中の佛国水雷艇に救はれ尚再挙を謀りつゝある時、ブ氏も亦同地に来り、こゝにラ氏と相並んで天候の好機を窺ひ、宛も宇治川の先登争ひの観あり、一昨二十五日日曜の未明、ブ氏は天候を覗ひすまし時分はよしと見るや、直ちに準備を調へて出発し、約三十分間にして首尾よく二十三哩の対岸ドーヴァに達し同地の市民の寝ぼけ眼を驚かせり。ラ氏は之を聞くや無念遣る方なく一時は小児の如く泣きしが、暫くして吾に返り「深厚なる祝辞！余も亦直ちに続かむ」との祝電を発し、ブ氏もこの日「同日中に等しく飛渡の成功を遂げし人には懸賞金を折半せむ」と宣言せり。（但しラ氏はこの日遂に飛行の好機を見出さざりき。）両人の襟度豈敬慕すべきに非ずや。ブ氏は本年三十七歳、巴里の人、ブレリオ自働車用燈の製造を以て財産を作り居れり、而して年来空中飛行に苦心し、既に自ら五十回許り経験し、現に二週間前には佛国の平野にて二十五哩の飛行に成功し居るが故に、氏の今回の壮挙は単に金貫ひの必要の為にても、又無謀の画てにても非ざる也。

會寧府の位置判明　白鳥庫吉博士発見

〔八・二七、東京日日〕　白鳥博士の大発見　○学術研究の為め哈爾賓に赴きたる白鳥博士は、東清鉄道阿什河駅の南方に於ける金の故城址「白城」を探検したる結果、其西方に当れる廟台と称する高地に於て一古碑を発掘したり。同碑は金の大定二十八年の建立に係り、寶勝寺の寶嚴大師なるものゝ高徳を表彰したるものにて、其碑文により従来歴史上の疑問たりし金上京會寧府の位置が同白城なる事を確め得たり。且つ右寶嚴大師が、遼河上遊臨潢の出にして、同寺に聘せられたる事実により、仏教東漸の径路を知るを得、斯学の上に空前の発見を為したる由。

愚連隊　不良少年少女跋扈

〔九・六、萬朝〕　横浜に於ける不良少年、堕落学生、不生産的人物の結合せる団隊組織の愚連隊は、其根拠地を戸部、西戸部、北方、本牧、中村町方面に置き婦女子を虐め、喧嘩を吹掛け刃物を以て威嚇し、泥棒せよと脅し、尻を捲つて強請を為す等、あらゆる暴悪を敢てして一時非常に跋扈し世人を苦しめ居りしが、各署が厳重に警戒を為し、新刑法実施と共に用捨なく拘引検束し、再び起つ事能は

ざるまで懲戒を加へたる為、流石の悪団隊も漸く勢力を殺がれ、先先月来品川方面指して遁逃するもの頗ぶる多く、昨今は極めて平穏にて、彼等から最も迫害の的になる少年少女も稍や安堵の色見えたる折柄、今度は堕落娘、お侠娘、淫売上りの婦人など殆ど済度し得べからざる女愚連隊が、戸部町方面に現はれ、盛んに蛮勢を張らんとする悪兆あり、其筋にて目下厳戒中なりとは苦々しき事どもなり。

社会主義者が女の為に決闘
虫すだく道灌山の月下に白刃閃く

〔九・六、報知〕 政府の頑冥なる圧迫を屁の河童とも思はず、赤旗を飜へして徒らに天下に怒号する例の社会主義者の領袖幸徳秋水が直参に北山彦三郎(二十六)と云ふ男あり。此の男今より十年前に青森県南津軽郡黒石村より上京して、外国語学校や早稲田大学等に転々として籍を置き居たりしが、何時しか社会主義の信者となり、盛んに同志の士と共に主義の主張に声を嗄らし、互に相往来する内、本郷区東片町なる樋口傳方にて計らずも坐上に在りし花の如き一美人を見初め、恋に狂ふ意馬心猿は主義も主張もあらばこそ、忽ち此の美人に胸に溢るゝ情火を浴びせかけ、見事に本望を遂げて北豐島郡瀧野川村に新居をトし、密の如く甘き家庭を作りたるは八月初めの事なりき。

▲美人とは何者　北山が身命を賭したる美人とはそも何者ぞ、生国は上州高崎、名を作子(二十一)と呼び、土地の名家石原某の娘なり。作子性来天の成したる美貌、花かと許り、さればまだ肩上も取らぬ内より土地の若者共は善からぬ噂を立て、中にも歩兵第十五聯隊副官中尉牛山四郎とは互に夫婦と相許したりしが、中尉は間もなく日露の役に出征して惜しや高崎山の突撃に悲惨の戦死を遂げしかば、作子は夫れより自暴自棄となり、程なく無断にて上京し、東京音楽学校に入学し、天晴将来の女流音楽家とならんとせしも、此所にても美貌が仇となりて引く手数多の煩に堪へず、此所をも迷ひ出でゝ諸所方々と彷徨ひ廻りて、柔弱男子等が秋波の的となり居りしが、何時しか社会主義者の仲間に入り姫御前のあられもなく熊の如き男子等と行動を共にし、吾こそ当代の女傑ぞと狂ひ廻り居たりし也。

▲恋の敵現はる　北山と作子とが瀧野川に楽しき家庭を作つてより二週間、同家に出入する之も矢張同主義者の一人なる平林新作(二十七)と云ふ偉丈夫あり。新作性来の好男子、多情なる作子は早くも北山に秋風立ちたる矢先なりければ忽ち平林と肝胆相照し、初の程こそ北山に隠れて果なき逢瀬を楽しみたるが、果ては社会主義者の本領を現はし、社会の男子には一切平等よと、北山の面前にて、巫山戯散らすにぞ、流石の北山も業を煮やし、之より北山の家庭には常に秋風吹き初めたり。

▲決闘を約す　八月廿七日なり、作子は突然北山の家を逃げ出し、人知れず最愛の平林と手に手を取りて新宿北裏町なる知人の家へ隠れければ、北山の驚愕一方ならず、血相変へて諸方を尋ね廻り、遂に其の居所を突止めたれば、恋の敵の平林奴其所動くなと詰め寄りたり。然るに平林は平然として少しも動ぜず、吾党の主義の下には元来家庭等の俗悪あるべき筈なし、君が一婦人を自己の専有視する

は吾党の本領を没却する行為ならずやと逆襲され、流石に猛り立つたる北山も反すべき言葉もなく忽ちグッと言句も出ず、無念の歯嚙みをなす事稍々暫し、ヨシさらば決闘せんと申込みぬ。平林も固より望む所と早速承諾し、場所を田端なる道灌山続きなる丘上に立ちたる争ひ杉の下と選定して、其のまま睨み別れたり。

▲月夜の奮戦　彼等が選定せし道灌山の争ひ杉は、昔二人の武士が此の樹を望んで互に杉なり檜なりと言ひ争ひ、実見の結果杉なりければ、檜と主張せし武士は其の場を去らず切腹したり。されば後世其の樹下に石碑を建て、今に其の由緒を言ひ伝へ居る程の場所なり。断金の友は美しき作子の為に心迷ひ、月明の夜、時刻を計つて忍び来り、互に一期の勝負を決せんとはするなり。時は九月一日の午後十時半、折柄磨き澄ませし如き満月は冲天に懸りて蒼白く二人の痴漢を照らせり。二人の痴漢は此の月光を満身に浴びつゝ、スラリ長刀を引抜きぬ、斯くして切つ切れつ恋に魂を奪はれし二人は、無我無中に切り交へり。北山斃るゝか、平林死するか、危機は方に一髪、此の時しも田端の方より宙を飛んで駈け来れるは、作子が急報を得たる瀧野川村字田端なる松田定一（四十一）と呼ぶ桂総理の愛妾お鯉の方の警衛を承はると自称する壮漢なり。松田は恐れ毛もなく丁々発矢と切結ぶ白刃の下を潜りて、猛狂ふ両痴を止めし上、其の夜の決闘と作子とを預り、近日中に双方の顔を立つべしと、其のまゝ其の場を引上げたり。

▲漁夫の利を占む　危き決闘を止めて作子を預り、我が住居なる田端へ連れ帰りたる松田は、固より胸に一物あり、其の夜作子を口説き落して共に打連れ深川八幡の片辺りに転居して、赤い舌を出して居るとは知らず、幾日を経ても松田より通知に接せざる北山は不審を起し、三日松田の寓居を訪れしに、こはそも如何に松田の家には墨痕いと鮮かに、雑作付貸家と斜に貼られたる貸家札の、己の愚を嘲り顔に夕陽に照らされ居るにぞ打驚き、直に敵の平林へ斯くと通知し、互に旧怨を打忘れて相提携して、作子、松田を捜し出、真つ四つとなし呉れんと、四方八方を捜索中なりとは飽くまで間抜けた奴輩かな。

日清間協約成立す

清韓両国の国境も決定す

〔九・八、官報〕日清間協約　〇本月四日日清両国政府代表者ハ、清国北京ニ於テ左ノ協約ニ調印セリ。（附属図面略ス）

大日本国政府及大清国政府ハ、善隣ノ好誼ニ鑑ミ、圖們江ガ清韓両国ノ国境タルコトヲ互ニ確認シ、竝妥協ノ精神ヲ以テ一切ノ辨法ヲ商定シ、以テ清韓両国ノ辺民ヲシテ、永遠ニ治安ノ慶福ヲ享受セシメンコトヲ欲シ、玆ニ左ノ条欵ヲ訂立セリ。

第一条　日清両国政府ハ、圖們江ヲ清韓両国ノ国境トシ、江源地方ニ於テハ、定界碑ヲ起点トシ、石乙水ヲ以テ両国ノ境界ト為スコトヲ声明ス。

第二条　清国政府ハ、本協約調印後成ルベク速ニ、左記ノ各地ヲ外国人ノ居住及貿易ノ為開放スベク、日本国政府ハ此等ノ地ニ領事館若ハ領事館分館ヲ設酌スベシ、開放ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム。

龍井村　局子街　頭道溝　百草溝　（中略）

右証拠トシテ下名ハ、各其ノ本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ、日本文及漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十二年九月四日
宣統元年七月二十日

大日本国特命全権公使　伊集院彦吉
大清国欽命外務部尚書　会辦大臣　梁　敦　彦

大日本国政府及大清国政府ハ、満洲ニ於テ双方共ニ関係ヲ有スル事項ヲ明確ニ議定シ、将来ノ誤解ヲ防ギ以テ両国善鄰ノ関係ヲ益鞏固ニセムコトヲ希望シ、玆ニ左ノ条款ヲ訂立セリ。

第一条　清国政府ハ、新民屯、法庫門間ノ鉄道ヲ敷設セントスル場合ニハ予メ日本政府ト商議スルコトニ同意ス。

第二条　清国政府ハ、大石橋、營口枝線ヲ南満洲鐵道枝線ト承認シ、南満洲鐵道期限満了ノ際、一律清国ニ交還スルコト竝該枝線ノ末端ヲ營口ニ延長スルコトニ同意ス。

第三条　日清両国政府ハ撫順及煙臺両所ノ炭砿ニ関シ、和平商定スルコト左ノ如シ。

甲、清国政府ハ、日本国政府ガ上記両炭砿採掘権ヲ有スルコトヲ承認ス。

乙、日本国政府ハ、清国ノ一切ノ主権ヲ尊重シ、竝上記両炭砿ノ採炭ニ対シ、清国政府ニ納税スルコトヲ承諾ス、右ノ税率ハ清国他所ノ石炭ニ対スル最恵ノ税率ヲ標準トシ､別ニ協定スベシ。

丙、清国政府ハ、上記両炭砿ノ採炭ニ対シ、他所ノ石炭ニ対スル最恵ノ輸出税率ヲ適用スルコトヲ承諾ス。

丁、炭砿ノ区域竝一切ノ細則ハ、別ニ委員ヲ派シテ協定スベシ。

第四条　安奉鐵道沿線及南満洲鐵道幹線沿線ノ鉱務ハ、撫順及煙臺ヲ除キ、明治四十年即光緒三十三年東三省督撫ガ、日本国総領事ト議定セル大綱ヲ按照シ、日清両国人ノ合辦ト為スベク、其細則ハ追テ督撫ト日本国総領事トノ間ニ商定スベシ。

第五条　京奉鐵道ヲ奉天城根ニ延長スルコトハ、日本国政府ニ於テ異議ナキコトヲ声明ス、其ノ実行ノ辦法ハ地方ニ於ケル両国官憲竝専門技師ヲシテ妥実商定セシムベシ。

右証拠トシテ下名ハ、各其ノ本国政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ、日本文及漢文ヲ以テ作成モル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十二年九月四日
宣統元年七月二十日

大日本特命全権公使　伊集院彦吉
大清国欽命外務部尚書　会辦大臣　梁　敦　彦

韓銀株式申込　二百九十四倍の大盛況

〔九・八、都〕　韓銀応募総額　○前号所報後に於て、更に東京四百九十九万九千七百六十一株、大阪七百六十八万二千九百二十五株、名古屋二百十万五千二百八十四株､横浜八十一万七百八十九株、韓国六十二万七千十株に及び、其他地方の応募株を合する時は、総計二千五十三万千六百十四株に達し、募集株数の二百九十四倍強の大盛況を示せり。因に日本帝室の分は千五百株、韓帝室の分は二千株なりといふ。

奈良原男爵　複葉飛行機発明

〔九・九、萬朝〕　奈良原男爵の令嗣にて現に気球研究委員たる工学士奈良原三次氏は、夙に軍用飛行器の考案に意を傾け、久しく苦心研究を重ねつゝありしが、此程遂に奈良原式空中飛行船及び奈良原式複葉飛行機の発明を完全に成功せる由なり。海軍省にては氏の苦心研究を諒とし、其の特許権登録は氏が個人として出願することを聴許せられたるやにて、氏は去る八月十日を以て特許局に専売特許を出願したるが、（中略）

又氏の談を聞くに「私は三十八年の高等学校在学時代から非常に空中飛行器に趣味を有ち、頻りに参考材料を集めたが愈よ研究に着手したのは卒業後の事です、其頃飛行器ではライト式が非常に好評を博して居たが、私は研究の結果多くの欠点を認めたから、比較的評判は少かつたが、米国カーチス氏の複葉式を模範にとり、之れに改善を加へ今回出来上つた次第です、若し海軍側で採用して呉れるとなれば、其の製造方や試乗などは私が引き受けたい考へです、又た採用はされぬとなれば来年の秋までには自費で製造し、公衆の前で試乗する積です云々」と語れり、猶氏は幼時より深く発明事業に心を傾け、其試験の為めに擲ちたる私財も莫大にて、目下も各種器械の考案あり、既に飛行器破壊弾まで発明せりとの事なれども、多くは軍機の秘密に関すれば未だ世間に発表し得ざるなりと聞く。

芝伊皿子の名の由来　〔一〇・一、報知〕　三百年前に帰化せる明人の墓　○芝区伊皿子町に在りし法華宗古刹長應寺は、市区改正の為め府下荏原郡へ墓地移転の命に接し、廿九日を以て悉皆移転済となりたるが、偶然由緒ある明人の墓二基を発見したり。

△二基の墓　長應寺境内の西南隅の高丘に在りし二基の墓石の一は眞養院日受信士、眞心院常徳日山信女と併び戒名を刻しあり、横に青苔の下享保十五年大原勘兵衞墓と僅かに読まれ、他一墓は妙法蓮華経安珠院日福靈位、寛文壬寅二月十九日と刻みあり、共に帰化明人の墓なるが、何故に二基の墓石が外国人を夷狄と呼びし徳川時代の初葉より今に残りあるやに就て聞けるが儘を左に記さん。

△伊皿子の名称　長應寺は元三州に在りしが、家康公江戸城乗込の際、当時の住職寵愛を蒙り伴はれて来り、地を上高輪村に卜して移り、末寺十六ケ寺を有して寺格高く、屢々家康公の御成あり、一眸品川海の眺めもよく寺運栄えたりしと、当時長應寺附近に、七名の明人来朝し居りしが、時人外国人を呼ぶに「エビス」又は「イベス」と言ひし為め、明人中の酒落者帰化して名も伊皿子（いびす）と称したるなり、寛文二年死するや、長應寺々中常詮寺内に葬り、其子は大原勘兵衞と称したるが、常詮寺廃寺となりたる際、伊皿子の墓は一丘下に改葬せられ、勘兵衞死して二基の墓残るに到りしなり。

△後裔現に在り　二基の墓石の中、帰化明人伊皿子は今伊皿子町の草分なれば、寛文年中江戸町奉行渡邊大隅守の命名にて、伊皿子の居りし上高輪村の一部を伊皿子と呼ぶに到りしなりしと、尚大原勘兵衞は二代将軍の時、松平讃岐守の御抱へ能役者たりしといふ、其後裔は十余代を伝へて、須藤利三郎は現に牛込区市ヶ谷呉服商あまさけや方に勤め臣り、忌日に訪弔ひをなし居るとぞ。

伊藤公満洲視察の途に上る

急行車を大磯に停めて乗車す

〔一〇・一六、東朝〕 伊藤公出発（大磯） 伊藤公は古谷秘書官外随行員を従へ、十四日午後五時二十三分大磯駅通過の急行列車を特に停め、東京よりせる清国公使鄭外務書記官と同乗満洲行の途に上りたり、是より先停車場又は山北迄同乗見送りたるは、後藤遞相、樺山伯、末松子夫妻、西園寺八郎、鮫島武之助、令息博邦、井上勝之助諸氏、其他二三貴衆両院議員、大磯町長外町会議員等百余名にして、公はフロックコートに黒の山高帽子と云ふ軽装にて、一々見送り人に挨拶し、喜色満面に溢れ居たり、尚公は途中何れにも下車せず下関に直行する筈。

×

〔一〇・二〇、東京日日〕 伊藤公と対満策（進歩党某氏談） 伊藤公の満洲視察に就ては、外国人は非常に注意を払ひ、ジャパン・ガゼットの如きは三ケ月も以前に其記事を掲載せり。然るに日本の諸新聞紙は却て之を冷淡視し世人も亦た毫も之に注目せざりしは何ぞや。我国が満洲の門戸開放機会均等に他意なきは吾人等しく認むる所なれども、何故か当局の施政は常に列国の疑ふ所となり、往々にして某々国の日清関係を中傷する材料に供せらる、之に対する我国の根本政策は毫も非難すべきに非ざれども、我誠意の存する所を表示するには極て拙きものゝ如し。我領土にも非ざる満洲に対し、我施政者は公然或は利源調査と言ひ或は満洲開発と唱へ、新聞紙亦之に和して清国の主権に無礼を加ふるかの文字を聯ぬるは、拙中の尤も拙なるものなり。此に於てか露国の我に対する態度は一層猜疑的となり、某々野心国等は乗じて以て我国を中傷せんと企てしは毫も怪しむに足らず。近時我国が安奉線問題を解決せしが如き、全く満洲をして商業貿易の中枢たらしむべき根本義に外ならずして我国の今日満洲に於て取るべき政策は、大に列国の資本を誘致し、列国の経済関係を錯綜せしめ、列国の力によりて同地平和の保証をなさしむるにあり。而して満洲の富源開発せられ、製造工業発達する時は、之によりて最多の利益を受くべきものは境を隣する清国及び我日本なり。故に満洲に於ける列国の投資は、一は平和の保証となりて、我国無用の兵備を省くを得べく、一は隣境の富源を開発して商工貿易上の利益を得べし。故に道理上我国は満洲を壟断し、列国を排斥するの事実ある可らず。されば今回伊藤公の満洲行は、我国の有する誠意を諸外国に表彰するに於て、何等か有効の方法を齎らすを得べしと、進歩党中の某有力者は語れり。

満洲視察中の伊藤博文公
哈爾賓駅頭に狙撃さる

一韓人六連発銃を連射聽て絶命

〔一〇・二七、東朝〕 伊藤公狙撃さる ○廿六日哈爾賓領事発午後二時半着電。

伊藤公今廿六日午前九時、哈爾賓に着し、プラットホームに下る

や韓人と覚しき者の為めに狙撃せられたり。

○伊藤公危篤

伊藤公の傷所は数発の命中により、生命危険なりとの続電あり。

○田中満鐵理事も

別報によれば、随行の田中満鐵理事も軽傷を受けたりとあり。

○六連発にて絶命

廿六日午後二時三井着電に拠れば、今朝伊藤公韓人の為に暗殺せらる、川上総領事、田中満鐵理事負傷し、犯人直に就縛とあり。尚別処来電に拠れば、伊藤公は午前十時哈爾賓停車場プラットホームに下車せる刹那、歓迎の群集に紛れ居りたる一韓人の、手に六連発の短統を擬すると見る間に、公爵目蒐けて狙撃せるに、公は胸部を貫かれて倒れたるも、犯人は六発を連発して遂に公爵は絶命せり、川上、田中両氏の負傷は重からずとあり。

伊藤公遭難詳報

〔一〇・二八、東朝〕（廿六日大連発） 伊藤公一行、二十六日午前九時哈爾賓に到着するや、露国大蔵大臣汽車内に公を訪問し、二十分間談話を交換せる後、川上領事の先導にて一同下車し、露清両国軍隊、各国外交団、清露国文武大官、其他各歓迎団体の整列せる前を歩み、露清大官各国代表者と順次に握手し、日本人団体の整列せる場所より、更に引返さんとする時、露国軍隊の整列せる傍より、突然ポンポンと爆竹又は煙花らしき音起る一刹那、弾丸三発公爵の右腹の胸部に命中せるより、中村総裁直ちに公爵を抱き居る中、露国官憲一同介抱して汽車内に連れ込み、小山医師兼て用意の繃帯を施し、歓迎に来り居りし日本医師二名、露国病院より来れる医師と共に応急手当を為したるも、卅分の後絶命したり。兇漢は二十歳位の朝鮮人にて、兇器は七連発の拳銃なり。先づ藤公を撃ち、次に川上の右腕胸部を撃ち、森槐南も川上同様に撃たれ、田中理事は右足を撃たれたり。兇漢は藤公に圧迫されたる怨みを報ゐん為と言へり。

位階陞叙　国葬　決定

〔一〇・二八、東朝〕 位階陞叙 ○二十六日附にて、左の御沙汰ありたり。

枢密院議長正二位大勲位公爵　伊藤　博文

叙従一位

×

〔一〇・二九、東朝〕 国葬 ○昨夜官報号外を以て左の通り発表せらる。

枢密院議長従一位大勲位公爵伊藤博文薨去ニ就キ、国葬ヲ行フ。

御名御璽

明治四十二年十月二十七日

内閣総理大臣侯爵　桂　太郎

韓国銀行創立総会

〔一〇・三〇、東朝〕 韓国銀行の創立総会は、二十九日午後東京商業会議所にて開かる、委員長松尾男爵議長席に着きて、左の議案を可決し、松尾委員長は市原総裁以下重役の任命を発表して之を紹

介し、市原総裁は大要左の如き演説を試み、村井吉兵衛氏は出席株主を代表して、委員長以下委員の功績を頌賛して散会せり。(下略)

果然韓国に　暴徒蜂起す

〔一〇・三一、東京日日〕(統監府東京出張所着電)

伊藤公の遭難が韓国内地に於ける暴徒の蜂起を誘起せずやとは、上下共に憂慮する処なりしが、果せる哉、三十日朝左の電報統監府東京出張所に達したり。

廿九日午後十時頃、伊院駅に暴徒数百名襲来、停車場及び官舎に向つて発砲し、邦人数名死傷ある見込、直に軍隊を派したり。暴徒間もなく退散す。

因に伊院駅は大邱と成歓駅との中間秋風嶺の麓にあり。

伊藤公の霊柩悲しき入京

畏し勅使立ち皇族御迎への中に

〔一一・二、東朝〕霊柩来る、哀みの雲に包まれたる満都の人気も稍や色めきたり、心あるも心なきも之を新橋に迎へんと志ざす、正午過ぎ頃には新橋附近より靈南坂道筋例によつて人垣を造れり、弔旗は戸毎に飜る。(中略)

△柩車徐ろに停まる　ホームの中央よき所に砲車は轅を入口に向けて据ゑられ、各宮殿下は南面して立たせらる、恰も一時七分、公の霊柩を乗せたる特別車は、轍の響き徐ろにホームに進み入る、人々今更に容を正して粛然たり、列車は停まりぬ、五輛目の霊柩車内カーテンの蔭に花環の色仄見えたり、駅長は直に扉を開きて退く、各宮殿下は順次進みて御敬礼あり、満場声を呑みて此の御有様を瞶(みつ)む、軈て横須賀より同乗せし末松子、文吉氏以下近親及森、龍居の諸氏皆ホームに降立つ、此時各宮殿下には式部官御先導にて御退場あり、直に柩を砲車に移さんとす。

△霊柩砲車に移さる　柩車の前面向つて右方には井上、桂、杉、金子の諸卿、左方には山縣、末松其の他の近親侍立し、大山元帥、東郷大将、大隈伯等は少し離れて立ち、後藤遞相は柩車の入口に在り、ホームは全く人もて埋まれり、斯くて兵士は車内に進み、約二十人の手によりて静に擡げ持ちて砲車上に安置せらる。幾多の花環は続いて持出され、大小各二個づゝ車上に飾り、他は捧げ持ちて従ふ、柩は大且重くして、前後二十分間を経て全く移し了り、一軍曹指揮の下に四人二列にて轅を執り、十名にて綱を引き、他は後(しり)へに随従し徐々ホームを曳き出ださる、満場再び頭を挽れ中には暗涙に咽ぶもあり、一同砲車の跡を追ひ、足を運ぶともなくホームを出でぬ、砲車は正面車寄より曳き出ださるれば、儀仗騎兵の馬の嘶、蹄の音も物哀しげなり、外面は雲霞の如き人の犇めき、皆霊柩の入京を迎ふ、偉なるかな。(下略)

伊藤公暗殺兇徒　巨魁は安重根

〔一一・三、東京日日〕兇徒の巨魁　○暗殺者安重根は露領ノウウエスキー(ポセツトより三里)に居住せる崔蔵享の幕下にて、崔は四十年前北間島に赴き露国に帰化し、同国の公職を有して十万の富あり、常に排日に苦心し無頼漢を集め、統監政治の阻害に力め、

尚伊藤公を初め日本の武断派及日韓協約に調印せる王族大臣を暗殺する計画にて、昨年春決死の部下十四名に対し、左手の無名指を切りて其の決行を誓約したるが、今回の暗殺者安重根も其一名にて、調査の結果此の新事実を発見したるにて、他の決死隊も何処に表はるゝや測るべかるざるを以て、目下秘密警戒中頓り。（二日発）

重大の密勅発見

〔一一・三、讀賣〕　重大の密勅発見　○我憲兵隊にて捜索の結果、曩に逮捕されし西北学会の首領李甲の宅より、重大なる密勅を発見したり。（二日着、京城電報）

四十三年暦出来　折角乍ら陰暦判然

〔一一・四、東朝〕（山田）　陰暦廃止の第一巻たる明治四十三年暦は既に製版出来して、十一月一日より全国へ配付されつゝあり、之を開き見るに陰暦廃止とは云へど、従前の暦面と大した相違はなく、旧暦とありしを月齢と改めて月次を示さぬのみ、朔も分れば望も知れ、従つて今日は旧の何月何日に当ると云ふことは、此月齢に依つて知れるなり、日の出入も潮の満干も記載あれば、恐らく農家漁者等は何等の痛痒をも感ぜざるべし。

伊藤公暗殺の　安重根予審終結

〔一一・一八、東朝〕（十六日旅順発）
地方法院に於ける安重根の予審終結し、重罪公判に移されたり、公判は多分傍聴を禁止さるべし、彼は伊藤公暗殺の理由十五箇条を申立てり、曰く（一）王妃の殺害、（二）三十八年十一月の韓国保護条約五箇条、（三）四十年七月、日韓新協約七箇条の締結、（四）韓皇帝の廃立、（五）陸軍の解散、（六）良民殺戮、（七）利権掠奪、（八）教科書焼棄、（九）新聞購読禁止、（十）銀行券の発行、（十一）三百万円国債の募集、（十二）東洋平和の攪乱、（十三）保護政策の名実伴はざること、（十四）日本先帝孝明天皇を弑害したること、（十五）日本及び世界を瞞着したること等なり。
因に連累者は、曹道元（三十）、禹連俊（三十三）、卓公套（三十六）、金麗水（年齢不明）、金盛玉（四十九）、柳江露（十八）、鄭大鎬（二十六）、金衡在（三十）の八名なり。

九州縦貫の鹿児島線開通式

〔一一・二一、東京日日〕　年来九州人士の期待せし鹿児島線鉄道は、十一年の星霜を経て漸く竣成し、愈々廿日を以て開通式の盛典を当市に挙ぐ。（下略）

旅順白玉山頭に立つ　表忠塔けふ除幕式

〔一一・二八、大朝〕　表忠塔除幕　○四年前の今月今日は二百三高地占領の手始めにして矢叫びの声は四海に満ち満ちたり。旅順落ちずんば奉天に勝ち難く、婆艦隊は旅順に呼応したりしやも知り難し。然るに二百三高地占領後一箇月、而も正月元日を以て開城す。旅順戦勝の記念は国民の歴史と与に永遠に忘却し難く、忠死二万二千負傷約五倍。而して敵の死傷亦之に同じかるべく、日清日露両役を経、旅順の山河は碧血の巷となりたり。今之を記念する為、白玉

山頭二百三高地と同じ高さに最堅牢なる一記念塔は建設さる。今月今日午前九時、伏見宮台臨ましく\、東郷、乃木両大将以下文武百官参集、盛大なる除幕式は執行せらる。是れ敢て戦勝を誇るが為ならず、忠死の士を忍ぶのみ、故に題して表忠塔といふ。塔は不朽を期するも、必ずしも不朽ならず、羅馬の凱旋門今何処に移されしや。要するに塔の朽不朽も国家の隆替に伴ふ。国民たるもの此の塔を見、蓋以て奮起せざるべけんや。

新女大学　可からず十条
女子教育懇話会決議

〔一二・三、東朝〕　都下七十余の各種女学校に教鞭を執り居る男女教員よりなる女子教育家懇話会は、当春第一回の初会当時より所謂「若き婦人の男子に対する心得」なるものに就いて、逐条審議を凝らし居たるが、愈左記十箇条に切り縮て近く公表することゝなれり。

一、凡て男子と面接する場合には適当なる同席者あるを要す、若し已むを得ずして単独にて面接する場合には、開きたる所に於てすべし。

二、単独に居住する男子を訪問すべからず、但し止むを得ざる場合には、適当なる同伴者あるを要す。

三、漫に青年男子と文通す可からず、又未知の人より文書を送られたるときは、自ら開封せずして適当なる保護者に差出し其指揮を乞ふべし。

四、漫りに男子と写真其他物品の贈答をなすべからず。

五、日没後は止むを得ざる場合の外は、単独にて外出せざるをよしとす。

六、仮令近親の間柄と雖も、適当なる婦人の保護者なき家庭には宿泊又は止宿す可らず。

七、途上又は車内などにて止むを得ざる場合の外、未知の男子と対話し、又は其世話を受く可きものにあらず。

八、病室には男子と面接するは礼を失するのみならず、自己の品性を傷つくるものなれば、最も注意を要す、其他凡て誤解を招き又は間違を生ず可き虞ある場所には近寄る可からず。

九、若き男女のみにて散歩、遊戯若くは娯楽等をなすは、周囲の指弾を招くものと心得べし、特に監督者なき歌留多会等に出席するは宜しからず。

十、常に其の言行を慎み、自重の心を養ふ可きは勿論、殊に男子に対しては其言語動作を謹み、苟くも軽侮を受けざる様注意すべし。

日韓合邦の運動を起す
韓国一進会率先して

〔一二・六、東朝〕（四日京城発）三日夜の三党協議会は予期の如く分裂せり、斯は李完用氏があらゆる策を廻らして一進会を孤立せしめんとせるより、一進会は急転直下合併論を堅く主張したる為なり、是より先き一進会は竊に各党代表者八十名及会員の重なる者を某所に集め、協議の形勢を窺ひつゝありしが、予定の如く分裂せりとの報を受くるや徹宵準備に係り、上奏文と日本政府への請願書

を認め、一面国民に対する声明書を起草し、共に四日朝一斉に発表したるなり、而して合邦を望む要旨は年々日本政府より多額の資金を得て、保護政治を行はるゝも、未だ我等は幸福を受くるに由なし、故に寧ろ此際我々は日本国民となりて、総ての政治機関は日本の直接機関に従ひ、漸次多額の資金を挙げて殖産興業の為に投ぜられんには、啻に我々の福利のみならず、我々は一等国民と成りて世界に誇る事を得べし、併し五百年来の皇臣の情誼は之を保持し、我皇室の尊厳は飽まで尊重すべく、日本政府必ず之を許すべし、因つて吾等は合邦の一日も早からんことを望むと云ふにありて、極めて単純のものなり、其皇帝に捧呈せしものは未だ不明なるも、文中頗る激越の文字ありと、偖今後の状態は如何、予て此挙を密に探知し居れる李完用は最も敏捷に其防止策を執り居れり、一進会の此挙彼に乗ぜられたる如くなれば、或は李完用の防止策効を奏し得るやも測り難けれど、西北學会員は挙げて一進会を輔佐するの形跡あると共に、大韓協会員中にも異分子を生ずるが如き傾向あり、朝来各政党入り乱れ暗闘を逞うし居れり、一進会長李容九氏は今回は死を覚悟し居れりと言ひ居れり、又以て一進会の決心を推定し得べく、之に反抗する大韓協会の模様により、漢城政界久々ぶりに大騒擾を来しはせざるかと思はる。

合邦論は一進会の敵本主義

〔一二・七、東朝〕 上京中の統監府某参与官は曰く、一進会の合邦論は一見伊藤公の暗殺に起因したる観あるも、其実は昨年七八月頃より同会の重立者の間に、窃かに唱道せしものにて、偶伊藤公の遭難が機会を造り、今回之を発表したる次第なり、現時の李内閣は一進会等の歓ばざる所にて、之を瓦解せしめ、自会員を以て新内閣を組織せんとは宿昔の希望なり、一時大韓協会等と聯合したるも此希望を満たさんとの計画に外ならず、然るに偶伊藤公の遭難あり、韓国は相当の方法を以て其罪を日本に謝せざる可らずと称し、扨こそ合邦論を提起し、其事の行はるゝに於ては現内閣は自然消滅に帰し、韓国全般の政治は日本に合せらるべきに付、此機に乗じ韓土の事情に通ずるを名として一進会員の多数を官吏と為し、大に勢力を拡張せんとの喜劇的画策なるは言ふ迄もなき事なり、一笑に附すべきのみ云々。

一進会長李容九等の
韓帝に奉りし合邦上奏文

〔一二・八、東京日日〕 合邦上奏文 ○日韓合邦に関し一進会の韓皇帝に奉りし上奏文は左の如くなりと。

皇帝に上る書

一進会長臣李容九等一百万会員二千万の臣民を代表し、誠恐誠惶頓首々々謹んで百拝して、大皇帝陛下に上言し奉る。伏して以るに臣等之を聞く、人窮すれば本に反る、故に憂悲愁苦すれば未だ曾て父母を呼ばずんばあらず、疾痛惨澹すれば未だ曾て天を号ばずんばあらずと。今陛下は我二千万同胞の父母にして、我三千里彊土の天なり。是を以て敢て天に号ぶ所の者を以て之を陛下に号び、父母に

呼ぶ所のものを以て之れを陛下に呼号し奉るに忍びんや。唯だ願くは陛下の至仁至慈なる、聖徳を不忠の言に垂れて、其辞説を終ふることを得せしめ給へ。臣等の苦衷は実に死よりも苦しきの苦しみなり、何となれば死せんと欲して死すると能はず、生きんと欲して生きると能はざればなり。此れ唯だ臣等に在りてのみ独り然るに非ず、我二千万同胞実に死せんと欲して死すると能はず、生きんと欲して生きると能はざるなり。蓋し夫れ今我大韓国を以て之れを病人に擬せんに命脈の絶ゆるや已に久し。臣等の之れに呼号するは徒らに死屍を抱きて慟哭するのみ、人之れを未だ死せずと謂へるは、徒らに死屍の猶ほ生けるが如きを見ればのみ。今我大韓国の形勢は豈に此に似たるなきを得んか。外交何くにか在るや、陛下の旨を以て隣邦と議すべきなきなり。財政何くにか在るや、陛下の志を以て下臣と謀るべきなき也。軍機何くに在や、陛下の威を以て之を寇盗に加ふべきなき也。法憲何くにか在や、陛下の仁を以て之を匹夫に加ふべきなき也。百官有司職を分け政を掌る其賢を登げ良を択ぶものは誰ぞや。陛下二千万同胞臣民の為めに、請ふ之を淵鑑したまへ。臣等二千万同胞臣民に代り、請ふ尽く苦衷を陳べん。夫れ国民なるものは国と生き国と死す、固より其所なり。然れども屢々危急存亡の秋に遭ひしも、未だ曾て一度も皇詔の的確に国民に宣するに死守を以てしたまひしことを聞かず。陛下何ぞ早く臣等をして、国と死せしめ給はざりしや。陛下の至仁なる、二千万同胞が胥ひ共に溘死して孑遺あることなきを見たまふに忍ばせられざるか。朝に既に之れに劓られ夕に又之れに刖らる、将に五刑を具さにするの後に非ざれば、即ち死することを許されざらんとす。譬へば蚯蚓の蟻屯に困しめられ、熱砂の上に宛転するが如し、其一踏殺を願へるや久し。在昔西土の民、其君に哀訴して曰く、我に自由を与へよ、否らざれば我に死を与へよと、臣等は豈に敢て自由を求んや、唯死生共に唯だ陛下の命のまゝにせんことを請ふのみ。陛下既に死を賜ふに忍ばせられず、豈亦生を賜ふにも忍ばせられざるか。二千万同胞臣等は臲卼困極せりと謂ふべし。書に曰く、茲を念ふこと茲に在りと、又択ぶこと帝の心に在りと、唯だ陛下之れを決択したまへ。易に曰く、厄に困し蒺藜に拠る、其宮に入りて其妻を見ず、凶と。甲午以降臣等熟ら我国運を察するに、毎に此爻象に泣けり。寧ろ天道の窮困至極せるか、何ぞ人事の相周旋せざる。彼日清兵を交ふるの秋に方りて、苟も我の中正にして惑はざりしならんか、宜く北面の礼を執りて日本と絶ちしなるべし。我若し之を以て滅夷せられんか、世界誰か亡国破家なからん、礼を執りて正命に死なば足れり。太祖高皇帝の訓に曰く、北には礼を失はざれ、南には信を失はざれと、祖訓に終始せば死も亦た栄ならずや。我既に一夕忽爾として五百年の礼服を裂き、飄颻乎として自ら独立の嘉号に眩せり、厄に困しまざらんと欲すと雖も其れ得べけんや。其一たび日本に聴き既に独立を昌言せしや、我陸には一寨兵なく、海には一艦卒もなし、此れ豈に国としても之れ名くべけんや。宜く一意日本に聴き、更始一新して独立の実行に期すべし。而るに事此に出でず、却て日本を疑ひ、其徳を二三にせり。日本天皇陛下の寛仁大度なる、我を声討せずして克く我を弟撫したまへるも我は唯だ毎事自ら信を失ひしのみならず、実に太祖高皇帝の聖訓を蔑棄して独り其外交の詭変を恃みぬ、蒺藜に拠らざらんと欲すと雖も、其れ得べけんや。故に国母の変ありて、山河憤

を含むことを致せり、抑々亦た誰の故ぞや。或は其国を国とせずして俄館に租界に播遷あらせられ、或は中立を宣言して外交の巧妙を喜ばせらる。故に曰く、俄和を約するに先づ我服属する所を定めたり。而して我の外交権を剝がれしは抑々亦た誰の故ぞや。然るに廷臣未だ悟らず、屢ば詭計を出して危機に万一に儌倖し、終に以て海牙事件の禅位委政を挑発するの已むを得ざるを致せり。皆礼を喪ひ、信を失ひ、自ら招けるの禍に非ざるはなきなり。孔子曰く、困むべき所に非ずして困めば、名必ず辱かしめらる、拠るべき所に非ずして拠れば、身必ず危し、既に辱かしめられ且つ危ふければ、死期将に至らんとす、妻其れ見るを得べけんやと。嗚呼嗚呼、臣等今に至り斯の死屍を奉じて、安くにか適き帰らんや、蓋し亦た其本に反らんのみ。曰く礼曰く信、我祖訓に反らんのみ。誠に是の如くならば、外間に輿論沸騰するも、日韓合邦して一大帝国を新造するの議は、二千万同胞が始めて死処を知り、新に其の生を得るに庶幾からんか。臣等請ふ、其由を陳述せん。夫れ檀箕は邈たり、且らく尚論ぜざるのみ。之れを両国の史蹟に考ふるに、其人族の二家を分つべからざるや旧し。日本兵の唐兵と我白馬江に戦ひて敗績し、百済終に以て亡びしに及び、韓日遂に各其封疆を守れり。然れども使聘相通じ農商相徒れり、高麗元兵を導きて日本を侵し、其辺民を屠るや、辺民怒りて復讎と称し、私に兵船を艤して支那沿海を侵掠せり、我亦た歳として其余毒を蒙らざるなし、是に於てか始めて倭寇あり。然れども我をして実に斥倭の風を扇がしめしは、壬辰の役後にあり。若し夫れ近代に至りては日本天皇陛下、其天縦を以て開国の運に膺らせられ、万世一系の祖徳を揚げ、二千五百年建国の鴻業を丕ひにし給ふ。其信其義山の如く斗の如し。我の清に没せざりしは豈天皇の徳に非ずや、我の俄に入らざりしは豈に天皇の仁にあらずや。而るに我尚ほ未だ斥倭の気を戢めず、毎に恩に報ゆるに怨を以てし、徒らに排日を事とす、翻然として之を思はゞ豈に禽獣の心ならずや。幸にして今我輿論の合邦に傾注せる、民彝の漸く天に唖きせしことを覚れるを見るべきなり。且つ夫れ往古漢唐の我君を逐ひ其郡県を置きしや、山東の流民亡して我に入れるものは本土に関繫ありしに非ず。督府を開き軍屯を置くに、山海万里運転貲られず、前には遠征の怨を積み後には黷武の譏を受く。故に武帝は汾河に歌ひ、太宗は魏徴の碑を祭れり。是時に当りて我半島は来降去叛の策を秘すれば、以て自ら保全しつべきのみ。今や然らず、日本人の我土に帰するもの、毎歳万を以て計へり、皆其本土に関繫あり。而して我民人と利害相通ずるの端日に繁し、加旃政治経済、運用皆其手に収めらる。此同居異治の勢を以て駸として六七年後に至らば、将に漸く新日本を我韓土に建てんとす、我韓民何を以てか善く之れに頡頏せん。以て数十年後に陵遅するに至らば、彼は主にして我は奴たらん。負ふものは韓にして騎するものは日ならん。陛下独り南面して大韓国皇帝と称し給ふと雖も、親ら政を出させらるゝことなければ、何の手かよく自ら陥るの韓奴を援きて、之れを日人対座の地に置き給はんや。之れを例するに、欧米人の人の国を亡ぼせるは、欧米人の之れを亡ぼすに非ずして其国人の自ら亡ぶるなり、而るに怨咨して我梁に逝くこと毋れ、我笱を発くこと毋れと曰ふも公法は威あり。幸にして我の日本と本と同族に出づ、未だ枳橘の逈異を生ぜず、今相閲ぐの未だ甚だしからざるに及び、廓然其疆域を撤して痛く両鄰の搫

籬を剗除し、両民をして自由に一政教下に遊びて、均しく同居同治の福利を享けしめば、誰か辨ぜん、此れは兄にして此れは弟なることを。矧や、日本天皇陛下の至仁なる、其我が二千万同胞を化育して善く同等の民たらしめ給ふや必せり。然るときは生きんと欲して生きると能はざるもの、是に於てか新に生を得、死せんと欲して死すること能はざるもの、是に於てか始めて死処を知らん。祖本に反りて礼儀誠信の俗を更始し、保護劣等国民の名実を蟬脱して、一超して新大合衆、世界一等民族の列に上らば、曇華始めて開き景星鳳凰相見ると謂ふべきなり。此れ臣等二千万同胞が敢て陛下を後にして、己れの利沢を先にするに非ず、又君を軽しとし民を重しとする意に非ず。夫れ大韓の大韓たること能はざりしは其家珍を珍とせざりしに由る。故を以て雲の如くに浮き、幻の如くに現はれ、虚仮にして一実なかりしなり。今自ら省みて其本に反らんには、唯だ礼と信とを合せて之を一方に専任するのみ、矧や、日本皇室なるものは、剖判以来一胤にして姓なく、実に万国の匹なき所なるをや。惟れ我皇室幸に殊遇を蒙ぶり、日本皇室と存亡を倶にし給ひなば、五百年必絶の祀は却て歆を万世に続きて、日本と天壌無窮ならん。此れ必至の菑蘖（シゲツ）を以て無上の景福を転得し給ふものに非ずや。故に臣等言念すらく、合邦を結成するものは、檀箕四千有載不磨の大典を挙げ、羅麗三千里、疆不易の盤岱を起す所以のものなりと。若し夫れ協約の浮文に嬌り、日に自ら不測の淵に擠れることは臣等取らざるなり。綢繆は須らく未だ雨ふらざるに迨ぶべし、逡巡は臍を噬む所以のみ。唯だ陛下二千万の民命の為めに、請ふ速に大事を決し給はんことを。其新国を鬱興して東亜の局勢を楷定し、断金を一天に利くし、蘭臭を万邦に和ぐるの盛徳大業に至りては、陛下と日本天皇陛下と共聖讃を一にし給ふの致すべき所、臣等何ぞ敢て鴻図に賛せん。臣等二千万民衆に代り、敢て苦衷を陳ず、唯々仰ぎ祝して云ふ、宗社万世不易に躋るの基、願くは此に起きよと、唯だ伏して祝して言ふ、民人一等同列の福、願くは此に止まれよと。臣李容九等額手翹足の赤誠に任ふるなし。臣李容九等誠恐誠惶、昧死々々、叩頭泣皿、謹んで上聞し奉る。

隆熙三年十二月四日

一進会長　臣　李　容　九

同　一百万人

韓国内の合邦論　政府は刺客を放つ

〔一二・二二、都〕京城に於ける一進会対内閣の合邦問題は、警視総監が治安を保つ為め、集会演説檄文等を禁止せし故、表面は下火となりたる観あるも、裏面は負褓商団の加担したるのみならず、地方有力者の一進会に賛成するもの多く是非目的を達せんと運動中にて、李完用内閣は密議を凝らしたる結果刺客を募集して一人に付七千円の懸賞を以てし、若し目的を達せずして、捕縛されたるものには、三千円を与ふる約束にて、既に二十三名の応募者を得たりと云ふ。其の目的は一進会の有力者を倒すにありと伝へらると、統監府員の一人は語れり。

韓国総理大臣李完用刺さる

〔一二・二三、東京日日〕李総理刺さる　○李総理は本日正午十

二時刺客に襲はれ、肩と腰に大刀傷を受け重傷なり。（二十二日午後京城発電報）

△同上後報

前電の如く李総理大臣は、本日午前十一時より佛国教会に於て挙行せる白耳義国先帝弔祭式に参列し、馬車にて帰館の途次、一韓人の為めに大刀を以て斬り付けられ危篤なり。駁者は重傷を受け、加害者は直に警官の為めに縛せられたり。（廿二日午後零時四十五分京城発）

李総理遭難後報　兇漢李在明傲語

〔一二・二五、東京日日〕　李総理は大手術後経過頗る良好なるが、此一両日の所最も警戒を要すと菊池大韓医院長は語れり。（廿四日午後零時京城発）

△兇漢の剛愎

兇漢李在明は警視庁にて訊問中なるが、口を箝して語らず、唯々係官と睨合ひの模様なり。彼は腰の負傷も些の痛みを感ぜざるが如く、平然自若として必要なき詮議はやめられたし、連累者など一人も無し、李総理は死せしか、死せずば我今舌を噛んで死すべしと傲語し、斯る大事をなすに何ぞ同志を要せんや。余は此兇行を為す為京城に来れりと言へり。（同上）

一進会の合邦運動と李総理の兇変

〔一二・二五、東京日日〕　内田良平氏談（門司）

廿四日朝着関の内田良平氏は語りて曰く、韓国の政局と今回の兇変に付ては、種々の誤解伝へられたるが、韓国には元来意外の事多く、時に当惑する事あり。彼の一進会の合邦論の如き、其幹部たる李容九、宋秉畯等の宿論にして、之を貫徹するため李容九は韓国民を纏め、宋秉畯は総理李完用を説きて同意を得、上下歩調を整へて事実上の進行を計る方針を取りしも、時機未だ熟せず、李容九は三派合同の力に依り目的を達することを画策して分裂の兆を生じ、尚宋秉畯の意嚮未だ李完用に通ずるに及ばずして、李完用は一進会初め三派圧迫の手段を取りたりとて李容九は大に激昂し、宋秉畯に紹介する暇も無く、去る三日一進会の総会を開きて合邦発表の決議を為し、猛烈の運動を開始したれば、吾等は驚きたるも既に遅く、李完用の圧迫各派の争論紛糾を極むるに至りたるが、此際李総理遭難兇変起りたれば、直に一進会員の所為の如く伝へられしものゝあるも実際何等の関係あるに非ず、一進会員も驚き居る次第なり。

明治四十三年

（一九一〇年）

昨年の飛行界 長足の進歩

〔一・一、萬朝〕 飛行界の過去一年は、驚くべき進歩史なりき。レコードに次ぐレコードを以てして人類在つて以来の願望に対し、空中征服の前途有望なる確証を与へたり。

先づ一月に於ては、倫敦に於て萬國國際飛行器会議開催され、知名の飛行家多数参集して、飛行の危険予防法並びにこれに関する法律を制定するに付き協議したり、次で幾何もなく露国皇帝が飛行隊を建設する為め、全国に義捐金募集を允許せるの報あり。英国もまた三日に到りては首相アスキス氏が、飛行機の戦時応用調査費を陸海軍予算中に計上せる旨、同国下院に於て陳述せる報あり。四月に到りては、独のツエッペリン伯は其の新造の飛行船に乗じてミュンヘンに到り、更にミュンヘンを越えて強力なる北風に逆ひつゝ北バイエルン州に達せり。此際ベルリン電報が其の到達に対して「確実に」の語を以てしたる得意想ふべし。獨逸は伯の此の成功に励まされたる結果、飛行船会社を組織して、或区域内に飛行船の定期航行を開始する計画を立て、英国もまた其の陸海軍に於て許多の飛行船製造中なる旨発表す。蓋し獨逸は飛行船に於ては、他の列強に比して一日の長あり、ツエッペリン伯の飛行船は其の最とも誇りとする所なるが、英国は獨逸に伯の飛行船あるが為めに、悪夢に襲はるゝこと屢なりき。果然、此の際数週間、英国東部地方に於て、夜間飛行船の飛行するを見たりとの噂さは、英国を大狼狽せしめしが、後にて某商会の広告手段とは知られたり。こは実に五月中のことなりし也。此の月の末に、例のツエッペリン伯は其の根拠地コンスタンス湖より大飛行を企だて、伯林訪問の報あり、獨逸帝が待ち呆けを食はされたるは笑止なりき。此行伯は伯林を距る七十哩より引返し帰途樹木に衝突して其の飛行船を破りたるも、其の飛行時間は三十八時間に亘り、其の飛行距離は実に八百哩なりき。伯は依て六週間以内には必ず伯林を訪問すべしと帝に約す。

六月は別に記すべき事なかりしも、七月は最も多事の月なりき。ツ伯の飛行船を以てする北極探検の計画の報、及びラタム氏の英国海峡横断の失敗に次で、此月二十六日に到りてはプレリオー氏が海峡飛行に成功せる報に接す。これ実に飛行史上に特別大書すべき出来事にして、欧洲一般の輿論は、最早英国を以て島国とするの時機去れりと為し、佛人はプレリオー氏の成功に対して熱狂し、新内閣及其の政綱をも度外視したる程にて得意左こそと想ひ遣られたり。此際米国に於ては、ライト兄弟は一人の乗客を載せて一時間と十二分の飛行を試みて、政府要求以上の好果を収め、我が日本に於ては内田式飛行機の発明あり。プレリオー氏は其の成功の余勢を以てライト兄弟に飛行競争を申込みしも兄弟はこれに応ぜざりき。

八月は國際萬國飛行器大会の開催に関する佛国の提議あり。米のウエルマン氏は其の飛行船を以て北極探検を企てたるも脆くも失敗し、佛国ランスに於て一週間に亘る萬國飛行競技会あり、非常の好成績を収む。此際我が日本に於ても気球研究会の組織成り、委員の発表されたるは遅れ走せながら喜ぶべし。此の月の末には例のツエツペリン伯の伯林訪問あり、五月以来の約束を果して、市民の大歓呼の裡に迎へらる。獨帝は為に手の舞ひ足の踏む所を知らざりき。

九月より十二月に到る四ケ月間は、飛行器に対する列強の態度が

更に一層の熱心を加へたる時期なるが、欧洲の諸所に於て飛行器競技会の開催あり、何れも非常の好景気を以て迎へられ、新出の飛行家もまた少からず。我が国に於ては日野、奈良原氏等の飛行機発明あり、在留佛人ル氏のグライダー実験飛行等行はれ、大いに飛行熱を加へ来る。今此の四ヶ月間に於ける重なる出来事を記すれば、九月八日に於ける飛行家ルフェブル氏の飛行中の横死、同月二十二日に於ける飛行家ド・リユ氏、事実の名フェベル大尉の墜死、同二十六日に於ける佛国軍用飛行船レプブリツク号の破裂のため乗組員四名の即死、十一月に於ける獨逸軍用飛行船の長距離飛行試験の際、運転手二名の死亡せる等の椿事ありしも、飛行界の進歩は益々新レコードを作り、遂に長距離、長時間飛行に於てはファルマン氏の十一月四日に於る四時間と十七分五十三秒間に百四十四哩を飛行せるを止めとし、騰上飛行に於ては同月廿日に行はれたるポーラン氏の二千呎を臀として、玆に飛行史上に記念すべき歳は暮れたるなり。

先是米国は八月に開催されたる佛国ランスの萬國飛行競技会に代表者カーチス氏を送りてゴルドン・ベンネツト賞杯を博取せしが、十月初旬に開催せられたる瑞西に於ける萬國氣球競技会にもエドガー・ミツクス氏を競争せしめて、美事ゴルドン・ベンネツト賞杯を博取し、本年に於ける萬國飛行競技会は飛行機、気球の二会共米国に開催の名誉を得たるは偉と云ふべし。尚ほ同国のライト兄弟は、一は獨逸に招待され、一は米国に在りて得意の飛行を試みしが、其後幾許もなく爾来は専ら商業上に力を尽す旨発表し、其の発表と殆んど同時にカーチス式及び其他の飛行機に対して、兄弟及び兄弟の特許代理人より特許侵害の訴訟を提起せしも、未だ落着するに至らず。

デーリー・メールが数年来十万円の賞を懸けて成功者を待ちたる倫敦マンチエスター間百八十哩の飛行は応募者頗る多く、漸く興味を加へ来りしも、季節の不可なるが為め、本年に持越されしが、其成功期して待つべし。又此の四ヶ月間に於ては、やんごとなき獨逸皇太子の貴き御身を以て同乗飛行を試み給ひ、婦人にして飛行機を操縦する者現はれたる等、一般の興味は飛行機に向つて傾注せられ、飛行機もサントス・デュモン式の如きは僅々二千円を要するに過ぎざるが、今後は更に一層廉価なる物案出さるゝに至るべく、何人も容易に小費用を以て飛行し得るの時到るは決して遠からざるなり。嗚呼また愉快ならずや。

韓国十三道民衆の代表謝罪使
伊藤公墓前に伏して哀哭

〔一・八、東朝〕　伊藤公遭難謝罪の為、韓国十三道民衆代表者として来着した鄭寅昌、宋鶴昇の二氏は、昨日午前九時半より東邦協会員本田存氏及び同会附属専門学校、朝鮮語科生徒二名の案内により、汽車で大森へ、夫れから腕車で大井村谷垂の墓地へ参詣し、樞密院議長大勲位公爵伊藤公之墓と銘した墓標の下に跪づき、涙を濺いで痛悼哀哭の誠を表したが、十三道の代表者としては誠に手軽過る程の只だ二人が物淋しく地上に平伏して真意からあいごう〳〵の哭声を放つたのは、見るからに哀れを催させた。

是より先二氏は墓地に着するや否や、先門際の事務所に入つて、白木の三宝、燭台などを取出し、三宝へは韓国から齎し来つた供物

の菓子を堆かく盛り上げ、燭台には黃臘燭を点じて、公の墓前に運び、其の火を線香に移して燻らす抔、種々支度があつた後、二氏は代る〴〵三度跪づいて拝礼をし、夫れから鄭氏は正面に宋氏は其の右手に跪まづき、宋氏は懐中より左の弔文を取出して読上げた。

維大日本明治四十三年一月日、韓國十三道地方民衆代表臨時會總代鄭寅昌、宋鶴昇等、謹爲文致祭于

故樞密院議長從一位大勳位韓國皇太子太師文忠公伊藤公爵墓下曰

富士毓氣、太和華英　篤生我公　旣哲且明、政治大家、揣摩達觀
佐日興覇、監韓使安、東洋平和　公旣自仕、滿淸籌略　公旣殫心
豈期中途　遽遭凶音　嗚呼痛夫　天不祚矣、神龍藏矣　砥柱折矣
嗚呼痛夫　天不淑矣　顧惟我韓　寔蒙多力　八域同憤、萬姓咸慼
團體齊起　代表斯定、越海匍匐　敬伸微誠、瞻拜佳域、有淚泉湧
非直爲公、爲東亞痛。

是れが済むと鄭氏は例のあいごうの声を三度発して泣いたが、公を追慕するの情の切なるものがあつたと見えて、眼には一杯の涙を浮めて居た、弔文は其儘焼棄てしまふのが例であるが、事務所から恩賜館へ報告するといふので、事務所へ渡す事となつた。二氏は尚斯ういふ事を書いて居た。

嗚呼哀哉、余之生平所冀者恒欲伊藤公存時面謁矣、至此今日墓下之拜尤痛々々。

韓國平北渭原郡　宋鶴昇

嗚呼痛哉公去之後東洋殆矣、韓民失怙矣

韓國全羅北道咸悅郡　鄭寅昌

是で墓前の拝は終り、二氏は本田氏に引れて恩賜館へ行つたが、午前九時前なら博邦公在邸であつたが、夫れから大磯へ行かれたので二氏は公に面謁が出来ず、執事に会つて刺を出し、夫れより新橋の旅館鶴屋へと引返したのは、午後二時頃であつた。

御陵墓調査の現状　長慶天皇御陵未発見

〔一・一二、國民〕宮内省諸陵寮にて調査中の御陵墓は最早知り得らるゝ限りは判明し、夫々決定して修理成り、他は到底知り得られざるものなれど、漸次各地より御陵墓として申出るものあれば、此等は皆同寮にては伝説地又は参考地として保存し居れり。今既に決定したるは神代の皇尊三人、歴代の天皇にて男百十五人、女八人、皇后四十八人、追尊天皇の男五人、女一人、皇太后三人、贈皇太后十一人、尊称皇后（白河帝又は堀川帝の時代に、天皇の王女にて年老いられ、皇后の待遇を附せし方）三人、合計百九十七人の御方の御陵にして、未だ判然せざるは長慶天皇の御陵のみなり。尤も同天皇の御陵は伊豫国温泉郡下林村にありとの申出もありたるが、之も重信川の南岸と北岸との双方にありて目下取調中なれば、決定の運びに至らず。又皇族の御墓にて既に判明したるは神代の皇子一人、歴代の皇子百四十人、皇女百人、皇孫男九人、皇孫妃二人、皇孫女五人、皇曾孫男三人、妃三人、女二人、五世以下男一人、皇母及準三宮十六人、総計二百八十二人の御墓所にて、分骨所は十一ヶ所、歯髪爪塔三十二ヶ所、火葬所二十二ヶ所、灰塚六ヶ所、之を合して七十一ヶ所あり。又伝説地及び参考地は四十三ヶ所なり。以上の諸御墓を合せて五百九十三人の御方にして、箇所にて四百九十余所、外に伏見宮、有栖川宮、閑院宮等の御家の御墓二百

余あり、元来我邦開闢以来の皇族は二千余人あるに、御墓の存在明白なるは、約四百九十にて他は不明なり。猶垂仁天皇以前の皇后の御陵は一切知り得られず、又平安朝時代の皇后の御陵も全く不明なりと。

清廷達頼喇嘛廃位の上諭を発す

〔三・一三、東京日日〕　達頼喇嘛逃走に関する清国政府の措置は、爾来兎角の評を招きたりしが、達頼廃位の上諭の全文を見るときは、此の間の消息も自ら明かなるが如し、左に掲ぐるは即はち是なり。

西藏の達頼喇嘛、阿旺羅布藏吐布丹甲錯濟塞汪曲却勤朗結は夙に先朝の恩遇を荷へること至優極渥なり。該達頼若し良心を有せば、応に如何か経典を虔修し前規を恪守し、以て黄教の伝布に熱心すべきかは朝廷の期する所なるに、商務上の事件を掌管せし以来、驕奢佚〔一字脱カ〕にして暴戻恣睢し、其の態度は従前にな き所なり。甚だしきは跋扈妄為し、擅に朝命に違ひ、藏民を虐用して軽しく釁端を起し、光緒三十年六月には乱に乗じて潜逃したるに依り、駐藏大臣は該達頼の名声狼藉なるを事実に拠りて弾劾し、旨を奉じて暫く其の名号を褫奪したり。其の後達頼の庫倫に来り、又西寧に引返へせし時は、朝廷其の遠路の労を念ひ、又前失の改悛を希望し、地方官に命じて、随時に存問照料せしめたり。前年北京に来り謁見せし時は、封号を加賜し、又多くの御品を賜ひ、並に帰藏の時は派員をして警衛せしめたり。該達頼は沿途に逗留して需索騒擾せしも、其の要求を容れ、曲さに体恤を示し、以て既往を咎めず、将来を勉めし朝廷の用意至つて深厚なりき。今回四川兵の入藏したるものは専ら地方を弾圧し、互市場を保護するが為なれば、藏人は本より疑慮するの必要なきなり。然るに該達頼は帰藏後流言を散布し、事端を惹起して朝廷を抗阻し、大臣を誣詆し其の供給を停止したり、屢々剴切に之を諭せしも更に聴従せざりき。前に聯豫等の電奏に拠るに、四川兵の拉薩に至るや、該達頼は未だ届出をもなさず、正月三日（二月十一日）夜潜かに出奔して往く所を知らずと。依つて直ちに該大臣に下命して方法を設けて追回し適当に安置を為さしめたるも、今に至り尚行衛不明なり。教務掌理の責任ある者、何ぞ屢々其の位地を離るべけんや。且つ査するに該達頼は反覆狭詐にして羈絆を脱することを務め、実に上国恩に背き、下衆望に辜き、各呼圖克圖の領袖とするに足らず。依つて阿旺羅布藏吐布丹甲錯濟塞汪曲却勤朗結は、達頼喇嘛の名号を褫奪し、以て之を懲処す。今後は何処に逃往し、又は帰藏すると否とを論ぜず平民と看做すべし。並に駐藏大臣に命じて霊異の幼子数人を探索せしめ、其の名字を浄写し、従来の例に随ひ金瓶に入れ、掣定して前代達頼喇嘛の真正呼畢勒（藏語ならん）と為し、殊恩奉受の奏請をなさしめ、經を伝へ世を導き、以て教務を重んぜしむ。朝廷の善を彰し、悪を病むに於いては、一に公平なる心を以てすべし。凡そ汝藏中の僧俗は皆吾赤子なれば、今回上諭を発せし以後は、其の各法度を遵守し、共に治安を保ち、朕が辺疆を緩靖し、黄教を維持するの至意に負く勿れ。此を欽め。

国産自動車　成功

〔三・一四、東朝〕　日本橋区越前堀一丁目一番地米山利之助は、芝区白金三光町に仮工場を設け、技師芳賀五郎を主任とし、自動車の製作に付き研究せしめつゝありしが、其の結果一品も外国の材料を仰がず、製作し得るに至りたる由。発電着火器及感応器に於ける接続関係、音響静止器、排器排出作用、機関と動力転換器に於ける摩擦車、機関水套の気筒に於ける高熱度放熱器の関係作用、後車輪に及ぼす動力の調整調秤等、舶来品に優れる点尠なからず、タイサー其他の構造の如きも、粗悪なる我国道路にも適応せる様工夫しありて、運転に要する費用は頗る低廉にして二十四馬力を有する十六人乗自動車にして、一時間僅に一升の揮発油を要するのみ、材料は全部内地品のみに仰ぎたれば、舶来品の半額位にて製造し得べし。同人は曩に試験的に二人乗自動車を製作し、四十一年秋畿内の陸軍大演習に伝令用として試用を乞ひ、乃木大将も之に試乗し好評を博し、今回讃岐自動車会社の依嘱に依り、十六人乗自動車の製作をなしたりと、尚来る十五日午前十一時より午後五時まで日比谷公園にて、試運転を行ひ、同好者の試乗を乞ふ筈。

韓国十三道から合邦要望

〔三・二〇、東朝〕　合邦賛成（十八日京城発）
十三道新進儒生代表と称する者二十名署名捺印、統監に宛て合邦賛成の上書を出せり、文中未だ遅しとせず、閣下此の際英断を下されんには、挙国一致して歓迎すべしとの文字あり。在来の徒党と異色にして、極めて真面目なり。

華冑界の貴公子武者小路等「白樺」を創刊

〔三・二五、萬朝〕　華族社会の風儀著しく乱れ、浮名を流す貴公子の多い世に、玆に健気なる一団あり。子爵木下利玄(二十五)、男爵細川護立(二十八)、伯爵嗣子正親町公利(三十)、子爵令息武者小路實篤(二十六)の諸氏を始めとし、學習院出身の公達十余名にて思想趣味の向上を図るを目的とし、来月一日より月一回宛文芸雑誌「白樺」と云ふを麴町区洛陽堂より発刊するに決したり。元より営利事業ならねば売れる売れぬに頓着なく、細川男会計となり、正親町、武者小路両公達編輯主任となり、有島第十五銀行取締役の令息武郎(三十三)、志賀日本醋酸製造会社取締役令息直哉(二十八)氏等も學習院出身の縁故から馳せ加はつて、目下発刊の準備中なるが、之れにつき、武者小路氏は「白樺は何の必要に応じて生れたかと問はれては鳥渡返事が出来ぬが、時を経るに従つて自然に分ります。兎に角同人中に文学、美術、音楽、科学に特別の趣味を有する人々を含んでゐるのは私等の自負する所です云々」と語り居れり。因に武者小路、正親町両氏は、元帝国大学に在りしも、学校で学ぶより自ら好む所を専門的に研究せんとの志から、去四十一年中退学し、以来獨逸文学の研究に身を委ね居たるなり。

伊藤公狙撃犯人　安重根死刑

〔三・二八、國民〕　客年十月二十六日午前九時、伊藤公等を狙撃したる安重根は、死刑宣告後延期を重ね事件当日より百五十日後、

日も時も同じき二十六日の午前九時頃全く執行せられたり、当日は朝来暗雲天を鎖ざし、微雨蕭々として降りしきる、定刻に至るや、安は看守に導かれて刑場に現はれしが、身には郷里の従弟安命根より特に死装束として送り届けし新調の純白朝鮮紬の韓服を纏ひ、顔色は稍々蒼白を呈し居しも、覚悟の体は十分に見受けられたり、刑場には溝淵検察官、栗原典獄、園木通訳以下順次席に列なり、安が心静かに最後の祈禱を捧げたるを俟つて典獄は被告に死刑執行文を読み聞かせたる後ち、遺言の有無を聞き質せしに、彼れは極めて自若とし、別に申残すことはなけれど、唯最後一言臨検諸公に願ふは、飽く迄東洋平和に御尽力ありたしと、他は何事も語らず、更らに最後の黙禱を許されたる後、午前九時四分刑壇に上り、同十五分にして全く絶命したり、遺骸は立合ひ医師の検案を経たる上、典獄が特別の厚意を以て製作したる厚松板の寝棺に納め、一時監獄内なる教会堂に移し、爰にて共犯者禹、宋、柳の三名をして告別の祈禱を捧げしめ安の二弟が遺骸下げ渡しの願出を嘆願せしも許されず、午後一時旅順共同墓地に埋葬したり、是れより前、安の尚刑場に行かざる前、親族に対して最終の面会を許し、典獄より是れが最後なれば、心置きなく物語れと告げて握手せしめたるに、兄弟三人遂ひに相擁せんとして顔を見合せ、等しく跪きて約二十分間神に祈禱を捧げ、歔欷流涕暫らくは言なかりし、其れより安は漸次顔を挙げ、此の期に及んで未練がましく云ふべき事なし、只だ親戚と相談し、我が亡き後の家事と、自分の遺子の世話を懇ろに頼みたる外何事も語らず、水野、鎌田二辯護士も右の会見に立合ひ水野氏は是れ迄の関係上懇ろに慰藉せしに、安は愁ひの眉を開らき斯くも厚情を賜ふ上は、願はくば貴下も天守教を信ずるの人となれ、将来は天国に於て共に語る処あらんなど物語りたりと、因に安が執筆中なりし東洋平和論は、叙文のみ脱稿、死刑前二三日以来一切筆を採らず、専ら祈禱に耽り、死する迄食事、睡眠に平常と少しの変異なかりしと。

ハレー彗星通過〔四・七、讀賣〕世界中の大評判になつて居るハレー大彗星に就て、米国の天文学者カミール・フランマリオン氏は、此頃意見を発表して曰く、

「五月十九日にハレー彗星と地球が衝突して、地球が破滅する様に言触らしたのは自分だと佛蘭西始め諸外国の新聞記者から非道く攻撃されたが、私はソンナ事を言つた覚えはない、自分が断定をしたなら、事を証明する為には沢山の証拠があるが、辯解した処で仕方がない。

△五月十九日　ハレー彗星が四月十九日に太陽に最も接近し、二十日午後一時頃近日点の極に達する、又コウエル、クロムラン両氏の計算に依れば五月十八日正午から数へて、天文学上の時間の十四時間目に太陽と地球の間を通過する、此時間は佛蘭西では十九日午前一時であるが、太平洋、亜細亜（日本国も勿論）墺太利等は真昼中である、彗星は殆ど太陽の平円面の上を通過（西より東へ一時間を要す）するを以て、これは天文学者が彗星機の密度を観察する上から言て非常に便利な事である。

△通過のとき　五月十九日ハレー彗星が太陽と地球の間を通過する際、彗星は太陽を去る一億二千八百万キロメートル、地球を去る二千三百万キロメートル（一千五百万哩）の距離にあり、且太陽の反

撥力に依て彗星の尾は太陽の反対即ち地球の方へ向けられる故、若し彗星の尾が一千五百万哩以上の長さならば尾は地球に達し、且七時間にして包まれて了ふだらう、然しソンナ心配は無用だ、尾は殆ど地球の軌道には達しない、万一尾が地球の軌道に触れた処で、肉眼には認められない位な透明なもの（化学的成分は不明）で、地球の空気は彗星の尾を防禦することが出来る。

指紋法実施の効果顕はる

〔四・八、報知〕指紋法の効果　○司法省監獄局に於ては、累犯者発見のため、昨年来指紋法を実施し全国各監獄より就刑者の指紋を徴収し、新に就刑せるものは其都度指紋を徴し、目下之れが類別整理中にして、未だ完全なる指紋を調製するに至らざるが、類別整理中に於て、累犯を発見したるもの少なからざる由にて、中には北海道に於ける前刑を東京巣鴨に於て発見したるものもあり、類別整理の完成したる上は、犯罪人にして前科を隠匿せんとするも指紋台帳により容易に之れを発見することを得るに至り、予審の審理、刑の執行等に就き其効果は顕著なるべしと云ふ。

第六号潜水艇訓練中の危禍
艇長佐久間大尉以下十五名惨死

〔四・一七、東朝〕潜水艇沈降公報　○海軍省へ達したる公電左の如し潜水艇は歴山丸と共に、廣島湾に出勤中、十五日午前十一時潜航訓練中、新港沖に沈降せし儘浮出せず、依て第七駆逐隊及び豊橋は海軍工廠港務部より、起重機其他引揚要具を揃へ、新港沖に赴き、沈降の位置捜索中、乗組員の運命気遣はし、沈降の原因は引揚後ならでは不明なり。沈降位置確定の上は引揚容易なりといふ、同艇は去る三十七年十一月神戸川崎造船所に於て起工し、三十九年四月竣工せし約六十噸の艇にて、乗組員は左の如し。

艇長大尉佐久間勉、艇附中尉長谷川芳太郎、機関中尉原政次郎、上等機関兵曹鈴木新六、下士卒十一名。

悲壮！佐久間艇長遺書
「陛下の艇を沈め部下を殺す」

〔四・二一、東朝〕佐久間艇長遺言。（昨日海軍省より発表）

小官の不注意により、陛下の艇を沈め部下を殺す。誠に申訳無之、されど艇員一同死に至るまで、皆よくその職を守り、沈着に事を処せり。我等は国家の為め職に斃れしと雖も、唯々遺憾とする所は、天下の士は之を誤り、以て将来潜水艇の発展に打撃を与ふるに至らざるやを憂ふるにあり。希くは諸君益勉励以て此の誤解なく、将来潜水艇の発展研究に全力を尽されんことを、さすれば我等一も遺憾とする所なし。

△沈没の原因

瓦素林潜航の際、過度深入せし為め、「スルイスバルブ」を締めんとせしも、途中「チエン」きれ、依て手にて之れをしめたるも後れ、後部に満水（せり）、約二十五度の傾斜にて沈降せり。

△沈据後の状況

一、傾斜約仰角十三度位。
二、配電盤つかりたる為め、電燈消え、電纜燃え、悪瓦斯を発生、呼吸に困難を感ぜり、十五日午前十時頃沈没す。此の悪瓦斯の下に手働ポンプにて排水に力む。
一、沈下と共に「メンタンク」を排水せり。燈消え、ゲーヂ見えざれども、「メンタンク」は排水し終れるものと認む。電流は全く使用する能はず、電液は溢るも少々。海水は入らず。「クロリン」ガス発生せず、唯々頼む所は手働ポンプあるのみ。
（右十一時四十五分司令塔の明りにて記す）
溢水の水に浸され、乗員大部衣湿ふ、寒冷を感ず。
余は常に潜水艇員は沈置細心の注意を要すると共に、大胆に行動せざれば、その発展を望む可からず。細心の余り畏縮せざらんことを戒めたり。世の人は此の失敗を以て或は嘲笑するものあらん。されど我れは前言の誤りなきを確信す。
一、司令塔の深度計は五十二を示し、排水に勉めども十二時迄は底止して動かず、此の辺深度は十尋位なれば、正しきものならん。
一、潜水艇員士卒は抜群中の抜群者より採用するを要す。かゝるときに困る故。幸ひに本艇員は皆よく其の職を尽せり、満足に思ふ。
我れは常に家を出づれば死を期す、されば遺言状は既に「カラサキ」引出の中にあり、（之れ但私事に関すること、言ふ必要なし、田口、淺見兄よ、之れを愚父に致されよ）
△公遺言
謹んで
陛下に白す。我が部下の遺族をして窮するもの無からしめ給はらんことを、我が念頭に懸るもの之あるのみ。
左の諸君に宜敷（順序不順）
齋藤大臣　島村中将　藤井中将　名和少将　山下少将　成田少将
（気圧高まり、鼓まくを破らるゝ如き感あり）
小栗大佐　井出大佐　松井中佐（純一）松村大佐（龍）松村少佐（菊）
（小生の兄なり）
舟越大佐
成田綱太郎先生
生田小金次先生
十二時三十分呼吸非常にクルシイ、瓦素林ヲ、ブローアウトセシ積リナレドモ、ガソリンニヨウタ。
中野中佐
十二時四十分なり。

天眼通の女出現　御船千鶴子

〔四・二五、東朝〕　昨年来熊本に天眼通の婦人として喧伝せられたる婦人あり名を千鶴子（二十五）といひ、熊本中学校の教諭猛雄氏の令妹にして、今は某陸軍中尉に嫁せり。福來文学博士は親しく同女に就いて実験せんとて、去る五日東京を出発し医学博士今村新吉氏と共に相前後して熊本に着し、十日より十五日に至り、熱心に研究の上、十九日帰京せしが、今二十五日を以て帝国大学に於て研究の結果を発表し、更に五月七日東大法医学第三十二番教室に於て開かるゝ通俗心理学教室に於て、一般に其の調査事実を報告する由。
▲実験方法　福來氏も千鶴子夫人も、共に試験の前に見たることな

き名刺を錫製の茶壺、同じ二重蓋の茶容れ、若くは鉄瓶の裡に入れ、是れを密閉して、中なる名刺の文字を読ましめたるに、千鶴子は毎回二三分づゝ乃至十分間位思念したる末、いづれも之を読み得たり。

▲婦人の素性　千鶴子は同地の高等小学を卒業したるのみ、別に特別の智識なく、尋常の一女子なるが、兄猛雄氏は催眠術の練習に同女を使用したることあり。曾て同女に精神修養の為めとて、熱心に深呼吸を続けて無我の境に入れと勧めたる事あり。同女は前後十日間ばかり、毎日幾度となく此の種の呼吸を繰返し居る中、竟に斯くも奇好なる心眼を有するに至りしと云ふ。

日本ニユーム発見の快事
元素週期率表の穴が一つ埋るか

〔四・二八、萬朝〕　去廿一日理学博士の学位を授与されたる東京師範学校教授小川正孝氏の学位請求論文五篇は、昨日の官報にて発表されたるが、其中のトリアニトと云ふ鉱物に含める新元素予報と題する一篇は、非常に価値のあるものにて、其要旨は近年印度にて発見されたる鉱物トリアニト中に、従来世に知られざる新元素ある事を明かにし、其の新元素は元来週期表のモリブテンとルテニユムとの中間にある空位を充たすべきものなりと論じたるものにて、氏は此新元素をニツポニユムと命名せり。之れに就き東京帝国大学理科教授会は「ニツポニユムの新発見は、一箇の化学的事業を成就せしものにして我国化学界の誇りなり」とまで称揚し、又小川氏は学識に於て、又其研究的技倆に於て博士の学位を授与すべき資格を有すと推賞せしが、猶新元素は未だ応用されたるものに非ざれども、日本に於ける元素の発見は今回が始めてにて、小川氏実に其名誉を代表するもの、学界近時の快事と云ふべきなり。

臺灣蕃界の大討伐を開始す
千五百万円の巨費を投じて

〔五・一〇、國民〕　一千五百万円の巨費を投じ、五ケ年継続事業として本年度より著手すべき臺灣の所謂理蕃事業は、愈々去五日を以て新竹庁下マエバライ方面に於て其第一著手として大討伐行動開始せられたり、同地方に割拠する蕃族は、北蕃中にて最も強悪なるものに属し、而かも天然の嶮彼等を援け、要害殊に堅固なり、然れば領台以来彼等の為めに製脳事業及び其他の産業発展上に受けたる被害は甚だしく、従つて今日に至るまで我警察隊及び軍隊にして、此の蕃族の為めに苦められたる事再三ならざりしが、臺灣当路者は今次先づ此蕃族よりして討滅せんとの計画を樹て、作戦準備既に成り、霹靂一声今回の行動を開始したるを以て、彼等は尠なからず狼狽したる模様なりしも、慓悍猛悪なる彼等の、素より容易に屈すべくもあらざれば、必ずや近々猛烈なる大衝突を見るべしと予想せらる、左に開始以来の概況を報ぜんに、

討伐隊は三十部隊より成り、咄嗟の間に予定の行動を進め、彼等の狼狽に乗じ、五日朝一部隊はユラ山の最高地を占領し、第三部隊は午前十一時マエバライ山を占領し、ユラ山の最高地を占領したる

第一部隊は、更らに午後一時其山腹に於て、蕃人数十名と衝突したるも、直に撃退し、我に死傷なきを得たるは第一著の成効なり。六日第二部隊は午前十時マエバライ山に送出したる第三部隊と確実に連絡し、又たユラ山の高地を占領したる第一部と中間高地に進出したる第二部隊とは、午後一時ユラ山脚の一高地に於て無事連絡せり、之れにて我部隊は地の利を占めたるを以て、今後の行動に得る利益尠なからざるべし。（八日午後十時著臺灣特電）

二題噺　日本ノロマ字・日本ことば

〔五・一二、讀賣〕 はなしだね ○田丸卓郎博士は其の計営する日本のローマ字社を或人が日本のろま字社と呼んだので苦笑してゐる。

◎巖谷小波君は自作のお伽噺などに用ゐる仮字遣が文部省のと牴触する為め、当局は竊かに同君の著作に迫害を加へやうとしてゐるとの噂さを聞き、

「自分の主義が、それほど頭の旧い文部省の方針に障ると聞けば、寧ろ快心の事だが、児童教育の為には困つたものだ」と嘆じて居る。

◎熱心な日本ことば復活の主唱者なる平井金三君は、今日の漢語の濫造を防ぎたいので、「蓄音機」は「音からくり」という風に改めやうと努めてゐる。「写真」は「ひかりゑ」、「活動写真」は「いきゑ」——と聞て向軍治君が、

「では「代議士」は「かはりはかりざむらい」、学校で生徒は、「さきうまれ」と呼んで手を挙げますかな。」

「そ、そう直訳するから可けない！」由来両君は同じローマ字論者でも往々説が衝突する。（下略）

幸徳秋水一味不軌の大陰謀

過激党全滅の大検挙開始

〔六・五、東朝〕 無政府主義者幸徳秋水が予てより病気療養の為め、湯河原温泉宿天野屋に止宿中、去る一日某重大事件の嫌疑を以て逮捕されたる事は既報の如し。

▲無謀なる犯罪　其の犯罪は秋水幸徳傳二郎、宮下太吉、新村忠雄、新村善兵衞、新田融、古川力藏、幸徳秋水内縁の妻菅野すがの七名が爆裂弾を製造し、過激なる行動を為さんとせし計画発覚し、遂に逮捕されたるものにして、其の内容は勿論其の目的の如何は、今是れを明記するを得ずと雖も、元来幸徳一派の唱ふる社会主義は、人の知る如く最も極端なる破壊主義無政府主義にして、往年赤旗事件の如き暴挙を企て、其の後も常に矯激なる言説を主張して、快としつゝあり。

▲秋水変節の真相　此の赤旗事件は端なくも痛く世人の同情を失し其の主義に賛せし人々すら、其の過激なる主義手段を憎みて、一斉に指弾するに至り、同志の和合を欠き、加ふるに警察の圧迫は日一日と厳格を加へ来るより、秋水を擁して集まれる同主義者は殆んど手も足も出ぬ境遇となれり。幸徳秋水の友人たる細野次郎氏等は、常に秋水の窮状を憐れみ、救済の方法を講じ居たるも、出入毎に刑事巡査に尾行され、厳重なる検束を受くるより、何人も其の累の及ばん事を恐れて、関係するを欲せざれば、細野氏等は秋水を説き、

今後一切社会主義の運動を断念し別に処世の途を講ずるの可なるを説きたるより、秋水も遂に心動き、表面其の勧告を諾せり。是昨年初秋の頃也。

▲警視庁と秋水　然れども警視庁の検束依然たるに於ては、何等の方法も立てがたければ、再び細野氏は警視庁に出頭して、其の検束を解かん事を希望し、遂に秋水と某課長との秘密会見となり、遂に其の改悛の行状顕著なるを見ば、漸次警戒を解除すべきの黙約成立せり。茲に於て幸徳は再び文章を以て衣食の資を得るの途を講じ居たるが、近頃に至り、更に某書肆と約し、既報の如く病気療養の傍ら、基督伝の著述を企て、湯ヶ原に赴き居たる者なり。

▲怨府と為る　秋水の一身は是れにて表面一段落を告げたる者の如くなれども、秋水を中心として集れる無頼の同主義者は、秋水に離れては殆んど自滅の他なきより、是を以て秋水を変節と罵しりて之を怨み、種々脅迫的の行動をなすに至れり。加ふるに秋水が其の正妻を去り、同主義者荒畑寒村が赤旗事件に入獄中、同人の内縁の妻菅野すがを妻としたる如き行為あり。荒畑は去る四月出獄後是を知りて憤恨に堪へず、秋水を暗殺して己も自刃する抔と称して、不穏の挙動をなし、友人の勧告に依りて辛く断念したる等の事あり、今や秋水の一身は同主義者の怨府となり居れり。

▲中心地方に移る　斯く無政府主義者の一派は同志者の意向一致せず、且東京に於ては其の筋の警戒厳重にして、何等の運動をもなす能はざるより、同主義者の一人新村融が長野県屋代町に籍を有するを幸ひに、漸次其の方面に手を延ばし、今や殆んど同県下に其の中心を置くと称するも不可なく、同地に約四十名の同主義者を有し、文通は元より新村は頻繁に両地間を往復して、其の都度秋水の許に滞留し、同志の連絡を計り、常に某々方面の人々に対して、暗殺云々の過激の言を弄し居たり。而して今回の犯罪に関して、秋水も亦之に加担せる有力なる証拠ありと云へば、彼が曩日の改悛は唯表面上一時の口実にして、飽く迄執拗に主義の遂行を計り居たるを見る可し。

▲無政府党の現状　日本に於ける社会主義者中、判然無政府党と目すべきもの約五百名に達し居れるが、是等は其の一部を除くの他は、何れも遊食の徒にて、階級打破財産平等を叫び、動もすれば今回の如き陰謀を企て、常に其の機の乗ずべきを窺ひ居たるなり。当局は一人の無政府主義者なきを世界に誇るに至るまで、飽く迄其の撲滅を期する方針なりと云ふ。

▲小林検事正談　右事件に関し、昨日東京地方裁判所小林検事正は語つて曰く、「今回の陰謀は実に恐る可き者なれども、関係者は只前記七名のみの間に限られたるものにて、他に一切連累者無き事件なるは、余の確信する処なり。然れば事件の内容及其の目的は未だ一切発表し難きも、只前記無政府主義者四名、女一名、爆発物を製造し、右五名及び連累者二名は起訴せられたるの趣のみは、本日警視庁の手を経て発表せり」云々。

聖書改訳の大業成る

〔六・七、東朝〕　我国に於ける基督教新旧両派を通じ、金科玉条として奉ずる飜訳聖書は、殆んど三十年前のものに係り、一種異様の文体にて、朗読にさへ困難を感ずる為め、改訳の必要を認め、新教にては英国聖書会社にて、我国に於ける牧師数十名を委員に挙

げ、改訳に従事せしめ、旧教たる天主公教（羅馬教）にても是非とも公教会的聖書なかるべからずと論ずるもの甚だ多かりしが、彼の佛和辞典の著者として有名なる鹿児島市山下町天主公教宣教師哲学博士タルラーヂ師（白耳義人）は、去る三十八年頃より之れが改訳に着手し布教の余暇に文部省属武笠三氏外十数名を助手として、稿を改むること十数回、約五箇年の星霜を閲して、此程に至り新約全書を脱稿したるを以て、師は私費数千円を投じ、目下横浜市福音印刷会社に託して印刷中なり。其の内容は原書を希臘語のテレンドルク及羅甸（ラテン）語のヴルガートに採り、従来の聖書の章節の外に、意義上より区分して、篇、項、款、目に細別し、各条毎に表題を加へ、小節毎に行を新にし、欄外には熟語、術語の大要を記し、希臘語原文と羅甸語の訳文と相違の点を指摘し、且時間、貨幣、度量衡等は日本現時のものに換算し、各書の初めには叙言を附し、其の著者の目的、題目、場所、時代等に簡単なる説明を加へ、巻首には詳細なる総目録を附し、附録には四福音書和合表辞解等を載せたる事等、要するに読者の便利を図り、其の頭脳を煩はさざらんことに努め、其の文体は現代的にして、而も敬虔を失はざるものにて、約一千余頁あり、其の代価も殆んど実費を以て売捌く由なれば、此の書一度発行さるゝに至らば、基督教の布教上には一大改革を与ふる事なるべしと云ふ。

著作権法の改正と其の要点

〔六・一七、東朝〕（内務当局者の談）

一昨日公布の著作権法は、一昨年九月獨逸伯林にて、万国著作権同盟会議を開き、同盟条約の殆んど全部を改正したるが為に、我国の著作権法も従つて改正を要する事となり、議会の協賛を経て玆に公布するに至りたる次第なり。而して旧法に比し著るしく相違を生じたる点は、（一）従来著作権の目的物とならざりし建築物并に雑誌に記載せし雑報、政治上の論説、時事に関する記事等が、新法に於て著作権の目的物となりしこと。（二）従来新聞紙の雑報、政治上の論説、時事に関する雑報等は、著作権の目的物とならざりしも、新法にては政治上の論説は著作権の目的物となりし事。（三）従来は著作権の登録をなすにあらざれば、偽作者に対して民事の訴訟を起すの権利なかりしも、新法にては、普通の登録を受けざるも訴権を有し、唯相続、譲渡、質入をなすには、登録の上ならでは、効力なしと改正したる事。（四）翻訳に就ては、従来は適法に翻訳をなしたるものは、著作者と看做すと規定し、原著者の承諾なきものは、著作者と看做されざりしも、新法にては翻訳者は直に著作者と看做さるゝに至りし事。但し原著者に対しては、損害の責に任ぜざるべからざる事となりし事。（五）従来活動写真に就ては何等の規定なかりしも新法にては、活動写真術に依り著作物を複写し、又は興行するものは、偽作者と看做す事と規定し、著作権を保護すると同時に活動写真に対する取締をもなすに至りし事等なり。

朝鮮警備機関統一の為め

警視庁を廃して憲兵増派

〔六・一八、二六新報〕駐韓憲兵編制改正案は、去る十五日附を

以て御允裁あらせられたるに因り、警備機関統一の為警視庁を廃止すると同時に、来る七月二十日憲兵将校以下下士卒六百余名を韓国に増派し、榊原駐韓憲兵隊長の隷下に配属せしめ、同国保安警察維持の任務に服せしむること丶なりたるが現在の駐韓憲兵は二千余名にして別に補助憲兵四千余名あり。其配置を見るに、本隊は京城にあり、分隊は北韓方面にては鏡城、咸鏡。西北方面には平壌、京城、天安。南韓方面には大邱。西南部には榮山浦の七ケ所にあり。尚ほ其以下に五百余ケ所の分遣所ありて、之れを全道の枢要部に配置し、就中暴徒の巣窟なる北韓方面の警備には特に重きを置き、鏡城分隊には曩きに間島より引揚げたる憲兵を共儘併置し、比較的優勢の憲兵を駐屯せしめあり。而して今般増遣の六百余名は、主として新設分隊長の隷下に配置する筈にて、愈々之が配置済の上は韓国に於ける警備は遺憾なきに至るべし。

六三問題と糖税　政友会の調査態度

〔七・三、中外商業〕　現下臺灣関係の二大問題は（一）六三問題と（二）臺糖消費税問題となり。

▲六三問題　は廿九年三月法律第六十三号を以て、臺灣総督は其管轄区域内に法律の効力を有する命令を発することを得との特権を総督に与へたるに始まる、而も該法律は三十八年三月尽日を以て一旦無効力となりしが、其後政府議会と共に尚臺治上に必要を認め、期限を附して存続せしめ来りしが、其期限の将に尽きんとするを以て政府は必要を認むるに於ては更に議会の協賛を経ざるべからず、政友会臺灣樺太部会二三の意見は、政府が爾後新に継続を求むるに於ては改めて該案を調査すべく、今より自ら進で之を調査する程の要なし、且や新設せし拓殖局の事実的権能も今日は明かならざるを以て、該問題の攻究は暫く之れを他日にゆづらんとするが如し。

▲臺糖消費税問題　に関しては政友会主張者となり、第廿六議会に於て政府に対し「内地に於て消費する臺灣の砂糖消費税は之を内地に於て徴税し、一般会計に組入るゝの方針を取ることを要す」との希望を開陳せり、臺灣砂糖は年々発展し、従つて消費税も増加して四十二年度に於ては前年より四百余万円を増加し、四十三年度は八百九十万円の予算額を見るに至れり、政友会はさきに之れを一般会計に編入することを希望せしも、今や実際臺治上の一大財源を一般会計に移されんとするをみては、会内の有力者間には種々の議論あり、又理論を闘するに於ては両者何れにも根拠ある論点を有するを以て、一般会計編入説、特別会計編入臺治進捗の両者共、事実双方より譲歩して相当程度に聯結を要すべしと、今方にては傍観の体なるが、同会の元老株も該問題には深入りせざる模様なり。

韓国警察事務を日本に委託
日韓両国政府覚書を交換

〔七・四、官報〕　統監府告示第百三十九号　○日韓両国政府ハ、明治四十三年六月二十四日付ヲ以テ、両国間ニ韓国ノ警察事務ヲ日本国政府ニ委託ノ件ニ関スル覚書ヲ交換セリ、其ノ全文左ノ如シ。

明治四十三年六月二十五日

統監　子爵　寺内　正毅

覚　書

日本国政府及韓国政府ハ、韓国警察制度ヲ完全ニ改善シ、韓国財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ目的ヲ以テ、左ノ条款ヲ約定セリ。

第一条　韓国ノ警察制度ノ完備シタルコトヲ認ムルトキ迄、韓国政府ハ警察事務ヲ日本政府ニ委托スルコト。

第二条　韓国皇宮警察事務ニ関シテハ、必要ニ応ジ宮内府大臣ハ当該主務官ニ臨時協議シ処理セシムルコトヲ得ルコト。

右各其ノ本国政府ノ委任ヲ承ケ覚書日韓文各二通ヲ作リ之ヲ交換シ、後日ノ証トスル為記名調印スルモノナリ

明治四十三年六月二十四日　統　監　寺内　正毅㊞

隆煕四年六月二十四日　内閣総理大臣臨時署理内部大臣　朴　齊　純㊞

オイルパス軸承　世界的の発明

〔七・一三、報知〕西洋館窓用鎧扉の新発明にて有名なる麻布富士見町の大野正(三十九)氏は、此程又オイルパス軸承（油漬軸承）及摩擦測定器なる新器械を発明し十二日工場にて実地試験ありて、記者も実見せるが、此軸承とは、則ち汽車其他凡ての工場用の車等の軸を持たする物にて、従来は毛織物の如きに油を泌ませ、夫にて車軸を挟み居たるを、此軸承は油壺様の箱に油を容れて、之を其儘取附けたる物にて、其他様々の仕掛にて絶えず油にて軸を濡し乍ら油の更らに減らぬ新工夫の物にて此軸承を用うれば、汽車は従来一台しか曳けざりし同じ力にて三台迄曳かれ、油の費用も減り、軸焼は殆んど無くなる事、実験に見て殆んど疑なく、臨席の中松特許局長も、我国特許局始まつて以来の世界に誇るべき世界的発明なりと言明したり、尚同局長は一方の摩擦を試す器械も機械学上より見て実に世界に誇るべき貴重の発明なりと言へり、発明界の見窄らしき我邦に、此の如き発明品の現はれしは、独り発明者の喜のみならず。同器の詳細は更に詳報するの機会あるべし。

ボアソナード逝く　我が法曹界の大恩人

〔七・一四、國民〕明治五年我国に来り、法律顧問として日本の法曹界に多大の貢献をなしたる佛国法律博士ボアソナード氏は、今年八十五歳の老軀にして、今春来老病の為めアンチーブの自邸にありて専ら療養中なりしが、薬石効なく、遂に永眠したる旨、十三日電報達せり。氏の初めて日本に来りたる頃は、今の警視庁の裏手に裁判所を置かれ、其側に司法省の法律学校ありて、氏は其の講師なりしが、当時は未だ拷問の全く廃止せられざりし頃とて、時々裁判所の前にある刑場より、罪人の拷問に耐へ兼ねて悲鳴を発する声の学校に洩れ来るを聞付け、断然拷問制の全廃せざる可らざる事を論じて、遂に之を廃止する事に至らしめ、尚一時我国の裁判所に外国人をも入れ、内外の裁判官を一緒にして審理せしめんとする議の持上るや、氏は埃及の例を引きて極力之れに反対し、時の司法大臣山田伯に建議して到頭其案を撤回せしめたり、氏は実に日本刑法の草案を作り、又民法の基礎をも作りたる人にて富井、梅、岸本、磯部等の諸博士は何れも直接間接に氏の教養を蒙りたる事は、普ねく世人の熟知する所なり、氏は又政治上の顧問ともなり、大久保卿に従つて

支那談判に出掛けたる事もあり、慈悲深く、宗教心厚く、真に温厚篤実の君子人なりき、尚氏の人と為りに就ては、本年二月二十日氏の危篤の報伝はり、本紙上に詳細記述しあり。

韓国の政社非政社　於京城　川端不渇生

〔八・四、讀賣〕△政治に狂奔する民　凡そ韓国位遊衣徒食の民多く而して政治問題に狂奔する国柄はあるまい、先づ一寸一例を挙ぐれば、何々会とか何々党とか或は又何々教とかいふものが星の如く無数に散在して得手勝手な声明書を発表し、是が皆政変毎に狂気の如く妄動するのである、夫れに欧米の宣教師までが入り乱れて布教の方便に政治問題を担ぎ廻はるのだから堪つたものではない、惟ふに韓国の国勢をして今日あらしめ、吾が帝国が終始厄介しなければならなくなつたのは、彼等国民の此性質が之を然らしめたのであらう。△政社非政社の実数　此政社非政社は如何程あるかといふに、今回警務総監部の調査によれば、勿驚左の如くである。

団体名	団体数	団員
一進会	一〇〇	九一、八九六
大韓協会	五五	二〇、二八九
國民同志会	一	二六一
國民協成会	一	一〇〇
神宮奉教会	一	二三〇
政友会	一	一五〇
進歩党	一	一〇〇
國民大演説会	一	一〇〇
天道教	二三二	一五五、三八三
侍天教	二一〇	一〇〇、六八一
孔子教	一	一〇〇
太極教	三七	四、七四八
大同宗教	五	二三二
敬天教	一八	七七〇
大韓宗務組合	四二	一八、〇二四
西北學会	一五	四、二七九
畿湖學会	九	一、四六四
大韓勞働会	四	一、四四五
實業会	一四	一、一二一
民会	一二	六〇、二三九
基督教青年会	一	一、六〇〇
合邦贊成会	四〇	七六〇
合計	七六〇	四六三、九六四

是は民籍調査の序に実地調べたのだから無論正確に近からう、彼等は之を百層位に皷吹して居るのである。

△彼輩潔く観念す　処で彼等が近来の動勢如何といふに、威風堂々たる寺内統監の勢に呑まれて仕舞つて、合邦非合邦派たるを問はず、グウの音も出さず沈黙り返つて居る、何が為め然るかと言へば、迂濶に動き出せば何んな憂き目に逢ふやも知れずと恐怖し、又一には韓国の命脈も既に定まれりと観念して、唯だ徒らに心臓を躍らしてるのみである。乃ち最早、爼上の魚の如く観念せる彼等はソロ〱例の事大病を起して、御天気を窺ひつゝある、現に従来如何はしか

りし政友会、進歩党等の政党も白旗の準備をなし、大韓協会も其気色が見える、唯だ今の処は一進会の後塵を追ふも面白からず、然ればとて、一進会のみをして時局進展の名を成さしむるは小癪に堪へずと、荐りに躊躇煩悶しつゝある有様である。（下略）

ナイチンゲール逝く　赤十字の産みの親

〔八・一六、讀賣〕昨日着倫敦電報はフロレンス・ナイチンゲール嬢の逝去を報じ来れり、嬢の生涯は実に輝く光に包まれて、世界の少女をして願はくば嬢の如くなれと想はしめたる其理想の人として、我国女流社会にも夙に其の名を知られぬ、而かも今忽ちにして此の訃報に接し痛惜限りなし、嗚呼嬢は西暦紀元一千八百二十年五月十二日、フロレンスに生れ夙に看護事業に身を委ねて、病者の慰藉に全力を尽し居りしが、一千八百五十三年露土の国交断絶して、クリミヤ半島に惨澹たる戦争演ぜらるゝに至り両軍の死傷実に夥しかりしが、当時清潔法の不完全なりしが為め病室は悪臭鼻を衝き、数千の傷病兵枕を併べて呻吟する光景を呈せり、時の英国陸相アーバート氏は此の報に接し、直に急使を嬢の下に致し、説くに挺身クリミヤ半島に於ける看護事業に当らん事を以つてせり、身富貴の家に生まれ、当時の女子としては稀なる高等教育を受けたる嬢は決然此の勧誘に応じ、篤志の婦人三十余名と共に戦場に赴き、敵味方の区別を設けず、能く負傷者を犒ひたる其功績は実に大なるものなりき、為めに英国皇帝はかの名誉あるオールダー・オヴ・メリット勲章を授けたり、嬢が此の献身的行為は後年瑞西の国都ゼネヴアに於て開催されたる一大会議即ち赤十字社設立会議の因となりし者也、此外嬢は看護婦養成のため五万磅を投じて養成所を設け一千九百八年には倫敦市より名誉市民権を与へられたり。其病院、看護、衛生に関はる著書亦少からざるが、殊に嘖々の聞えあるものはノーツ・オン・ホスピタルス。ノーツ・オン・ナールシング。ライフ・オーア・デス・イン・インデア等なりと。嬢享年正に九十、今此世界の大恩人の訃に接す、悼しい哉。

各地水害統計　一府十八県に亘る

〔八・一九、中央〕各地水害の最近統計〇十八日午後四時迄に、内務省に於て分明したる各府県出水被害は左表の如く、死傷及行方不明千六百六十六人、家屋全潰流失八千七百五十九戸、家屋浸水四十四万三千二百十戸、浸水面積二十七万九千四百七十二町歩に達せり、而して救助を要する人員は、東京府廿万三千七百六十一人、埼玉県十八万九千五百八十二人、茨城県八万八千三百廿二人、炊出を為したる人員、三重県にて三万七千二百四十七人、救助を為したる人員、静岡県にて二万人也。

地方	人				家					堤防決潰	橋梁流落	山岳崩壊	浸水面積
	死	傷	行方不明	計	全潰	半潰	流失	計	浸水				
東京	二七	四二	…	六九	…	…	七〇	七〇	一八五、六三七	一六二	三五	…	一九、〇五三

神奈川	二九	八	三	四〇	?	?	?	五二	二、三〇〇	八	一	二	…
埼玉	一九六	…	二四五	四四一	五六七		一、三四一	一、九〇八	八一、〇二五	一五八	一六二	一五〇	二五、〇〇〇
群馬	二四五	九四	四五	三三四	三七二	二七〇	七九五	一、四三七	二一、九〇二	二三三	五一六	三七	…
千葉	七二	三三	一八	一三三	一五九	八二	二七	二六八	三、九〇〇	一八	三七	一	一四、六四七
茨城	二六	…	一	二七	三六二	五三五	五三三	一、四二〇	二五、五六六	三三	…	…	四七、六九三
栃木	一〇	…	四	一四	三四	一五	五九	一四二	二〇、一四七	一九五	一四〇	四九	一、〇八四
三重	…	…	…	…	一	二	…	三	五三四	三	一〇	…	七七
愛知	二	…	…	二	一	…	…	一	九八九	九	九	二	一、九〇三
静岡	五七	二六	一六	九九	二八六	四四二	二九九	一、〇二七	三四、五九三	七九三	三六二	三一七	…
山梨	一五	七	二	二四	九	六九	一七八	二五六	五、六三三	九二	二五	二	七七六
長野	二	一八	六	三五	…	一、一九七	二二	一、三〇八	二一、二二八	…	一五四	…	八、二八七
宮城	三六	三	四二	三六一	二六六	…	二七三	五三九	二〇、七七九	一七二	八六	…	六一、八〇〇
福島	三	二	…	一四	一四	三	六七	八四	六、九三八	…	一五	…	三、四〇五
岩手	九	二	一	三	三九	?	四七	一七六	五、八〇〇	…	…	…	…
山形	…	一	…	一	二	…	二五	二七	…	三四	二二	一	四八
秋田	一六	…	…	一六	…	…	四〇	四〇	…	…	三	…	…
新潟	五	…	…	五	…	…	…	…	七、二三九	二五	二	…	五、六九九
合計	一、〇四八	二三五	三八三	一、六六六	一、三六九	二、六一五	三、八五六	八、七五九	四四三、二二〇	一、九二三	一、五七八	九〇一	二七九、四七二

備考、埼玉県及宮城県の全潰半潰家屋数は該列合計に算入せず。○栃木県に於て家屋被害数の計と内容と一致せざるは各部数の区分不明なるものあるを以て計のみに算入せるに因る。○長野県の半潰家屋数中には破損家屋をも含む。

▲寺内統監　と李総理大臣との間に、特種の協約成立し、去る十六日李総理は之を韓国皇帝陛下に奏上せり。

▲韓国皇室の嘉納　李総理の奏上を受けられたる皇帝陛下は直に之を太皇帝に諮られしに、太皇帝も一言の疑ひなく、之を嘉納せられ

韓国併合

韓国太皇帝即時御嘉納

〔八・二三、東朝〕　韓国合併。

たり。

▲去る十七日　寺内統監は右の結果を全部電報にて、我が内閣に報告せしかば、桂首相は十八日参内して伏奏する所あり、遂に昨二十二日の臨時樞密院会議を開かるゝに至れり。発表はやがてなるべし。

▲解決形式　は協約に依るものにて、処分の性質は合邦に非ずして合併なりとの事なり。（下略）

併合費用　三千万円

〔八・二三、東朝〕　韓国合併と費用

韓国皇室及び有功者、両班に給する金額及び其の他一切の善後策に対する費用は約三千万円にして既に我が政府に於て公債に依り支出することに決定せりと。

韓国処分一覧表

〔八・二八、大朝〕　京城電報（廿六日夜発）　批准約文は韓国の主権を全然日本　天皇陛下に譲渡す旨を表はしたるに止まれる極めて簡単なるものにて、細目は別に覚書を附せず、細目の条件下の如し。

第一　韓国の称を改めて朝鮮とす。

第二　韓国皇室を王族として、別に制度を設け歳費を給せらる。

第三　現皇帝を李王と称し、太皇帝を李太王と称す、而して日本宮廷に於ける席次は皇太子の次に列す。

第四　英親王は王世子と称す、李載冕即ち完興君と義和宮は公爵となし、日本親王の次に置く、其の他の現皇族は臣籍に列せられ新に発布せらるゝ朝鮮華族令に拠て、それ〲授爵せらる。

第五　元老大臣を朝鮮華族に列し同時に御下賜金ある筈。

第六　中樞院を大拡張し、元老大臣を之が議員とす。

第七　両班儒生の重なるものにはそれ〲恩典を附す。

第八　地方に参事を置き、地方有力者を網羅して、地方行政上の一種の諮問機関とす。

第九　朝鮮には總督府を置き、總督は政令の発布権を有す、總督は当分統監をして兼任せしむ。

第十　信教の自由は之を認む。

第十一　庶民に対しては来年度諸税の五分一を免除し、大赦を行はるべし。

第十二　慈恵病院を各道に造る。

第十三　国庫より新に一千七百万円を支出し、之を全国に頒与し主として殖産及び教育事業に充つ。

第十四　韓国輸出入税は当分其の儘とし、日本内地との輸出入税は移入税と改めて当分徴収す。

第十五　治外法権は之を撤去す。

東洋永遠の平和維持に任ずべき
帝国の使命を完全に遂行せんが為め
韓国を永久に併合す

〔八・二九、官報〕　詔書　○朕、東洋平和ヲ永遠ニ維持シ、帝国ノ安全ヲ将来ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ、又常ニ韓国ガ禍乱ノ淵

源タルニ顧ミ、曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓国政府ト協定セシメ、韓国ヲ帝国ノ保護ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ杜絶シ、平和ヲ確保セムコトヲ期セリ。

爾来時ヲ経ルコト四年有余、其ノ間朕ノ政府ハ鋭意韓国施政ノ改善ニ努メ、其ノ成績亦見ルベキモノアリト雖、韓国ノ現制ハ尚未ダ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラズ、疑懼ノ念毎ニ国内ニ充溢シ民其ノ堵ニ安ゼズ、公共ノ安寧ヲ維持シ、民衆ノ福利ヲ増進セムガ為ニハ、革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラザルコト瞭然タルニ至レリ。

朕ハ韓国皇帝陛下ト与ニ此ノ事態ニ鑑ミ、韓国ヲ挙テ日本帝国ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ応ズルノ已ムヲ得ザルモノアルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ韓国ヲ帝国ニ併合スルコトトナセリ。

韓国皇帝陛下及其皇室各員ハ併合ノ後ト雖、相当ノ優遇ヲ受クベク、民衆ハ直接朕ガ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スベク、産業及貿易ハ、治平ノ下ニ顕著ナル発達ヲ見ルニ至ルベシ。而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスベキハ朕ノ信ジテ疑ハザル所ナリ。

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ、陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ総轄セシム。百官有司克ク朕ノ意ヲ体シテ事ニ従ヒ、施設ノ緩急其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ。

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣総理大臣兼大蔵大臣侯爵　桂　太郎
陸軍大臣子爵　寺内　正毅
外務大臣伯爵　小村壽太郎
海軍大臣男爵　齋藤　實
内務大臣法学博士男爵　平田　東助
遞信大臣男爵　後藤　新平
文部大臣兼農商務大臣　小松原英太郎
司法大臣子爵　岡部　長職

前韓国皇帝を冊して王と為す

世子を王世子—太皇帝を李太王と称す

〔八・二九、官報〕詔書　○朕、天壌無窮ノ丕基ヲ弘クシ、国家非常ノ礼数ヲ備ヘムト欲シ、前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為シ、昌徳宮李王ト称シ、嗣後此ノ隆錫ヲ世襲シテ以テ、其ノ宗祀ヲ奉ゼシメ、皇太子及将来ノ世嗣ヲ王世子トシ、太皇帝ヲ太王ト為シ、徳壽宮李太王ト称シ、各其ノ儷匹ヲ王妃太王妃又ハ王世子妃トシ、竝ニ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ、特ニ殿下ノ敬称ヲ用キシム。世家率循ノ道ニ至リテハ、朕ハ当ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ、李家ノ子孫ヲシテ奕葉之ニ頼リ、福履ヲ増綏シ永ク休祉ヲ享ケシムベシ。茲ニ有衆ニ宣示シ用テ殊典ヲ昭ニス。

御名御璽

明治四十三年九月二十九日

宮内大臣子爵　渡邊　千秋
内閣総理大臣侯爵　桂　太郎

李堈、李熹を公と称す

〔八・二九、官報〕 詔書 ○朕惟フニ李堈及李熹ハ李王ノ懿親ニシテ、令聞夙ニ彰ハレ、槿域ノ瞻望タリ、宜シク殊遇ヲ加錫シ其ノ儀称ヲ豊ニスベシ。玆ニ特ニ公トナシ、其ノ配匹ヲ公妃トシ、竝ニ待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ、殿下ノ敬称ヲ用キシメ、子孫ヲシテ此ノ栄錫ヲ世襲シ、永ク寵光ヲ享ケシム。

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

宮内大臣子爵 渡邊 千秋
内閣総理大臣侯爵 桂 太郎

大赦と租税免減

〔八・二九、官報〕 詔書 ○朕惟フニ統治ノ大権ニ由リ、玆ニ始テ治化ヲ朝鮮ニ施クハ、朕ガ蒼黎ヲ綏撫シ、赤子ヲ体卹スルノ意ヲ昭示スルヨリ先ナルハナシ。乃チ別ニ定ムル所ニ依リ、朝鮮ニ於ケル旧刑所犯ノ罪囚中、情状ノ憫諒スベキ者ニ対シテ特ニ大赦ヲ行ヒ、積年ノ逋租及今年ノ租税ハ之ヲ減免シ以テ朕ガ軫念スル所ヲ知悉セシム。

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣総理大臣兼大蔵大臣侯爵 桂 太郎
陸軍大臣子爵 寺内 正毅
外務大臣伯爵 小村壽太郎
海軍大臣男爵 齋藤 實
内務大臣法学博士男爵 平田 東助
逓信大臣男爵 後藤 新平
文部大臣兼農商務大臣 小松原英太郎
司法大臣子爵 岡部 長職

朝鮮貴族令

〔八・二九、官報〕 皇室令 ○朕惟フニ、李家ノ懿親及其ノ邦家ニ大労アリタル者ハ、宜ク之ヲ優列ニ陞シ、叙シテ朝鮮貴族ト為シ、用テ寵光ヲ示スベシ。玆ニ其旧徳前功ヲ秩シ、世爵ノ典ヲ定メテ朝鮮貴族令トシ、之ヲ裁可シ公布セシム。

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

宮内大臣子爵 渡邊 千秋

皇室令第十四号

朝鮮貴族令

第一条 本令ニ依リ爵ヲ授ケラレ又ハ爵ヲ襲ギタルモノ朝鮮貴族トス。有爵者ノ婦ハ、朝鮮貴族ノ族称ヲ受ク。

第二条 爵ハ李王ノ現在ノ血族ニシテ、皇族ノ礼遇ヲ享ケザル者、及門地又ハ功労アリタル朝鮮人ニ之ヲ授ク。

第三条 爵ハ公侯伯子男ノ五等トス。（下略）

韓国併合に関する条約

〔八・二九、官報〕 条約 ○朕、枢密顧問ノ諮詢ヲ経タル韓国併

合ニ関スル条約ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣総理大臣侯爵 桂　太郎
外務大臣伯爵 小村壽太郎

条約第四号

日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ハ両国間ノ特殊ニシテ親密ナル関係ヲ顧ヒ、相互ノ幸福ヲ増進シ、東洋ノ平和ヲ永久ニ確保センコトヲ欲シ、此ノ目的ヲ達セムガ為ニハ、韓国ヲ日本帝国ニ併合スルニ如カザルコトヲ確信シ、茲ニ両国間ニ併合条約ヲ締結スルコトニ決シ、之ガ為日本帝国皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ、韓国皇帝陛下ハ内閣総理大臣李完用ヲ各其ノ全権委員ニ任命セリ、因テ右全権委員ハ会同協議ノ上左ノ諸条ヲ協定セリ。

第一条

韓国皇帝陛下ハ、韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ、完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス。

第二条

日本国皇帝陛下ハ、前条ニ掲ゲタル譲与ヲ受諾シ、且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス。

第三条

日本国皇帝陛下ハ韓国皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下竝其ノ后妃及後裔ヲシテ、各其地位ニ応ジ、相当ナル尊称、威厳及名誉ヲ享有セシメ、且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スベキコトヲ約ス。

第四条

日本国皇帝陛下ハ、前条以外ノ韓国皇族及其ノ後裔ニ対シ、各相当ノ名誉及待遇ヲ享有セシメ、且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供与スルコトヲ約ス。

第五条

日本国皇帝陛下ハ、勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ為スヲ適当ナリト認メタル者ニ対シ、栄爵ヲ授ケ且恩金ヲ与フベシ。

第六条

日本国政府ハ、前記併合ノ結果トシテ、全然韓国ノ施政ヲ担任シ、同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身体及財産ニ対シ、十分ナル保護ヲ与ヘ、且其ノ福利ノ増進ヲ図ルベシ。

第七条

日本国政府ハ、誠意忠実ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ、相当ノ資格アル者ヲ、事情ノ許ス限リ韓国ニ於ケル帝国官吏ニ登用スベシ。

第八条

本条約ハ日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ノ裁可ヲ経タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

右証拠トシテ両全権委員ハ本条約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十三年八月二十二日　統監　子爵　寺内　正毅
隆熙四年八月二十二日　内閣総理大臣　李　完用

朝鮮總督府設置

〔八・二九、官報〕勅令　○朕、枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ、朝鮮総督府設置ニ関スル件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

内閣総理大臣侯爵　桂　太郎

勅令第三百十九号

朝鮮ニ朝鮮総督府ヲ置ク。

朝鮮総督府ニ朝鮮総督ヲ置キ、委任ノ範囲ニ於テ陸海軍ヲ統率シ、一切ノ政務ヲ統轄セシム。

統監府及其所属官署ハ、当分ノ内之ヲ存置シ、朝鮮総督ノ職務ハ統監ヲシテ之ヲ行ハシム。

従来韓国政府ニ属シタル官庁ハ、内閣及表勲院ヲ除クノ外、朝鮮総督府所属官署ト看做シ、当分ノ内之ヲ存置ス。

前項ノ官署ニ在勤スル官吏ニ関シテハ、旧韓国政府ニ在勤中ト同一ノ取扱ヲ為ス。但シ旧韓国法規ニ依ル親任官ハ親任官ノ待遇、勅任官ハ勅任官ノ待遇、奏任官ハ奏任官ノ待遇、判任官ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモノトシ、尚在官ノ儘聘用ヲ許可セラレタル者ニ在リテハ明治三十七年勅令第百九十五号ノ適用ヲ受クルモノト看做ス。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

韓国併合を中外に宣布

〔八・二九、官報〕　韓国併合ニ関スル宣言　○韓国併合ノ件ニ関シ、帝国政府ハ韓国トノ間ニ条約ヲ有シ、又ハ韓国ニ於テ最恵国待遇ヲ享クベキコトトナリ居リタル獨逸国、亜米利加合衆国、墺地利洪牙利国、白耳義国、清国、丁抹国、佛蘭西国、大不列顛国、伊太利国及露西亜国ノ各政府ニ対シ左ノ宣言ヲ為シタリ。

明治三十八年日韓協約成リテヨリ茲ニ四年有余、其ノ間日韓両国政府ハ鋭意韓国施政ノ改善ニ従事シタリト雖、同国現在ノ統治制度ハ尚未ダ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラズ、衆民疑懼ノ念ヲ懐キ適帰スル所ヲ知ラザルノ状アリ、韓国ノ静謐ヲ維持シ韓民ノ福利ヲ増進シ、併セテ韓国ニ於ケル外国人ノ安寧ヲ計ルガ為ニハ、此ノ際現制度ニ対シ根本的ノ改善ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ。

日韓両国政府ハ、前記ノ必要ニ応ジテ現在ノ事態ヲ改良シ、且将来ノ安固ニ対シテ完全ナル保障ヲ与フルノ急務ナルヲ認メ、日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ノ承認ヲ経、両国全権委員ヲシテ一ノ条約ヲ締結セシメ、全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトトナセリ。

該条約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ、同日ヨリ直ニ之ヲ施行スベク、日本帝国政府ハ同条約ノ結果、朝鮮ニ関スル統治ノ全部ヲ担当スルコトトナレルヲ以テ、茲ニ左ノ方針ニ依リ外国人及外国貿易ニ関スル事項ヲ処理スベキコトヲ表明ス。

一韓国ト列国トノ条約ハ、当然無效ニ帰シ、日本国ト列国トノ現行条約ハ、其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラルベシ。朝鮮ニ在留スル諸外国人ハ、日本法権ノ下ニ於テ事情ノ許ス限、日本内地ニ於ケルト同一ノ権利及特典ヲ享有シ、且其ノ適法ナル既得権ノ保護ヲ受クベシ。

日本帝国政府ハ、併合条約施行ノ際現ニ朝鮮ニ於ケル外国領事裁判所ニ繋属スル事件ハ最終ノ決定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ続行セ

シムルコトヲ承諾スベシ。

二日本帝国政府ハ、従来ノ条約ニ関係ナク、今後十年間朝鮮ヨリ外国ニ輸出シ、又ハ外国ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物、及朝鮮開港ニ入ル外国船舶ニ対シ、現在ト同率ノ輸出入税及噸税ヲ課スベシ。

朝鮮ヨリ日本ニ移出シ、又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦今後十年間、前項ノ貨物及船舶ニ対スルト同率ノ課税ヲ受クルモノトス。

三日本国政府ハ、今後十年間日本国トノ条約国ノ船舶ニ対シ朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ従事スルヲ許スベシ。

四従来ノ開港場ハ、馬山浦ヲ除クノ外、旧ニ依リ之ヲ開港トナシ、更ニ新義州ヲモ開港トシ、内外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スベシ。

帝国政府ハ又亞爾然丁国、伯剌西爾国、智利国、格倫比亞国、西班牙国、希臘国、墨西哥国、諾威国、和蘭国、秘露国、葡萄牙国、暹羅国、瑞典国及瑞西国ノ各政府ニ対シ左ノ宣言ヲ為シタリ。

明治四十三年八月二十二日、日本国ト韓国トノ間ニ締結セラレタル条約ニ依リ、韓国ハ日本国ニ併合セラレ、本日ヨリ日本帝国ノ一部ヲ成スコトトナレリ、爾今日本国ト列国トノ現行条約ハ、其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラルベク、該現行条約ヲ有スル列国ノ臣民又ハ人民ハ、朝鮮ニ於テ事情ノ許ス限、日本内地ニ於ケルト同一ノ権利及特典ヲ享有スベシ。

韓国併合に至るまで

伊藤統監の韓国本位懐柔策徹せず
遂に局面を打破して併合を断行す

〔八・三〇、讀賣〕△所謂懐柔策　第一次日韓協約の結果伊藤公統監となり京城に駐剳し、所謂統監政治なるものを雞林の野に施行するや、其唯一政策として造次にも之に戻らざるを勉めたるは、即ち世に伝ふる懐柔策なりき、其要旨たる行政改善、韓国助長、韓民愛撫の三者にして行政改善に関する意嚮は日韓協約の規定により、当然帝国政府の施行せざる可からざるものに属すと雖、韓国政治の腐敗は其の来る処遠く、急劇に之を改善せんとするは容易の業にあらず、尤も法令官制を改め、単純に表面上の改革を履行するは、何等の困難を見ることなしと雖も、斯の如きは決して施政改善の目的を達する所以にあらざるを以て、漸次考慮研究を重ね、合宜の処置を取るべしと称し、韓国助長に就きては先づ経済上の救済策を講じ、以て韓国自身をして今後益々増加すべき政費の負担を為さしめ、成る可く之を我国民に課せざるを肝要なりとし、其の手段として、第一農工業の改良発達を謀り、韓国人民の資力を培養すべしと唱へ、韓民愛撫に対しては韓国に在住せる我国民の挙動を指摘し、将来苟しくも韓国人を凌辱侮蔑する如き事は成る可く之を避け、以て宗主国民たるの本分に違はざるを期すべく、若し不良の徒あらば、容捨なく十分に之を取締るべしと云ふに在り、即ち伊藤統監は極力韓国の自主的能力を発達せしむるを以て其の対韓策の主眼と為し、韓国皇

帝及び其の政府をして、一日も速かに日本に対する一切の疑惑を去り、深く統監政治に信頼せしめんことを努めたり、故に一面より之を見れば、彼の統監政治なるものは日本本位にあらずして、寧ろ韓国本位なりと認められたる程なりき。

△密使事件　然るに伊藤統監の韓国に尽したる此の高義は、不幸にして韓国君臣に徹底するに至らず、四十年の六月、突如として海牙密使事件なるものを湧起せしめたり、問題は程なく海牙より東京を経て京城に移転せり、京城の政界は濛々として黒雲四方に充ち、雨か風か将た霽れか、韓国の天地徒らに愴絶惨澹の概あるのみ、果然林外相は渡韓せり、動かざること山の如かりし伊藤統監は、遂に奮然として蹶起せり、忽ちにして皇帝の譲位となり、忽ちにして暴徒の蜂起となり、忽ちにして侍衛隊の叛乱となり、忽ちにして宮中一派の大捕縛となり、而して第二次日韓協約の成立を見るに至れり。

△伊藤公の激語　此結果従来朝鮮本位なりし伊藤統監も、其抱持せる政策の一端を変改するの止むを得ざるを感じ、激語して曰く、「由来韓国は事大の思想上下に浸染す、先には清国に依り、一旦清国の勢力喪失するや、更に転じて他の国に依んとし、曾て一度も自立の覚悟を決したることなし、韓国既に自ら立つ能はず、左右支持を求めて動揺極りなし、韓人自ら揣らず、自己の力によりて独立せりと思ふが如きは非常なる誤りなり、韓国は古来完全に独立したることなし、我の扶掖により世界列国の一員となりたれども、其の為す処を見れば依然として自ら立つに堪へず。日清戦役後十年間に於て、韓国の為したる処は我をして日露戦争を敢てせしめ、数万の生霊と数十倍の資金とを費さしめたるに過ぎず、日露戦後に於て韓国の外交権を収めたるもの、実に止むを得ざるに出づ、是を之れ思はず、韓人等徒らに独立を云為し、日本を以て韓国の独立を奪ひ、伊藤を以て韓国の独立を破ると為す如きは、思はざるの甚だしきものなりと、是より大に其主義見地に更改を加ふる処ありしも、合邦の世論に対しては、依然従来の主張を採り、合邦は徒らに厄介を増すに過ぎざるを以て、寧ろ朝鮮国をして自治の能力を養成せしめ、遂には日韓聯邦政治を布くに至るが如く之を指導するを日本の利益なりと称し、頑として韓国本位の一端を棄てざりき。

△合併の動機　然るに一面此の密使事件の結果、甚だしく日本上下の感情を激せしめたるが為め、日本に於ける元老就中山縣公、井上侯の如き、或は在閣当局の諸家をして早くも深く合邦の必要を感ぜしめ窃かに之に対する胸算を運らすの一大動機を形成するに至れり。

△排日運動　之に加ふるに当時韓国に於ける外国宣教師、又は新聞事業を経営せる輩は、其の治外法権を獲得し、何等日本及び韓国よりの制裁を蒙らざるを利用し、徒らに毒言を大にし毒筆を弄し、外は世界に向つて日本を誣ひ、内は韓民の排日熱を煽動し、日本の対韓政策に対し尠からざる妨害を与へつゝあり、先きの海牙密使事件の裏面には、大韓毎日申報の主筆たる英人ベッセルの如き深き関係を有せりと伝ふ、而して彼等が悪言悪筆を以て煽動蠱惑を是れ事とせる反響は、種々の形体を以て各地に現出せり、即ち自彊会、同友会の如き排日党の一団は、新たに大韓協会なるものを組織し、公然対日本反対の論議を闘はさんとし、在外韓民は遠く声援を与へて往往不穏の挙を演ず、彼の韓国外部顧問たりし米人スチーウンソン氏の横死の如き、全く之れが為めに外ならず。

△取締難　是に於て京城の日本官憲は、先づ排日新聞を一掃するの急を想ひ、コレア・デーリー・ニウス及び大韓毎日申報の二紙を捉へて英国清韓高等裁判所に告発し、一方新聞取締法を制定して大に言論界の廓清に努めたり、而かも形体を有せざる教会堂内の毒言に対しては、治外法権てふ鉄壁を破るにあらざる以上、到底之を如何とも為す能はず、京城官憲は常に排日的行動の取締に関し、殊に隔靴の感に堪へざりき、且つ当時の韓国対日本の関係は、単に保護者たるの関係に止まり、対外諸問題に就ては依然韓国なる一人格を以てせざる可からず、事毎に不便と苦痛とを免れ得ざる状態にあり、彼の梁起澤が国債報償金費消事件の如き、好個の適例たらずんばあらず。

△併合の決心　斯る形勢を綜合し我が元老及び閣員の間には、愈々朝鮮併合の止む可からざる緊要事たるを直覚し、機を見て伊藤統監の意見を問はんとせり、昨春に至り統監頻りに老軀任に勝へざるの故を以て辞意を伝へ、朝に帰るや山縣公先づ統監を訪ふて合併の意を洩し、以て桂首相も亦た此の意味を中心として曾禰新統監を監督すべしと声言し、時に激語を交へて互に其の所見を闘はしたる結果伊藤公も遂に最後の大英断を加ふるに同意し、茲に今日の所謂併合なるものを確立する大方針を訂むる事とはなりぬ。

斯る経歴を有する我が朝鮮併合策は、愈々之を断行するまでの中間の一切のものは、何等波動影響を及ぼすに至らず、坦々乎として一直線に其の機会の熟するの日に向つて驀進せり、曾禰新統監の積極論も、一進会の合邦説も、但しは伊藤公の横死も、何等此の大方針の進行を碍げざりき、今や外は世界列国の同情を得、内は国民渇望の情に対し、敢然克く二千年来の我世襲的大国是を満足せしむるに至れり、神洲の粟を食むもの、夫れ誰か慶せざるものあらん哉。

朝鮮に於ける　制令制定

〔八・三〇、東朝〕憲法第八条に依り、朝鮮に施行すべき法令に関する件左の通り定めらる。即ち臺灣の六三問題（律令）の如きものなり。

勅令第三百二十四号

第一条　朝鮮に於ては、法律を要する事項は朝鮮總督の命令を以て、之を規定することを得。

第二条　前条の命令は内閣総理大臣を経て勅裁を請ふべし。

第三条　臨時緊急を要する場合に於て、朝鮮總督は直に第一条の命令を発することを得。

前項の命令は発布後直ちに勅裁を請ふべし、若し勅裁を得ざるときは、朝鮮總督は直に其の命令の将来に向つて効力なきことを公布すべし。

第四条　法律の全部又は一部を朝鮮に施行するを要するものは、勅令を以て之を定む。

第五条　第一条の命令は、第四条に依り朝鮮に施行したる法律及び特に朝鮮に施行する目的を以て制定したる法律及び勅令に違背することを得ず。

第六条　第一条の命令は制令と称す。

征韓論の回顧（一）　板垣伯爵語る

〔八・三一、東京日日〕韓国合併は明治四十三年の今日に至り

て、始めて決行されたりと雖も、今日と同一の理由の下に我対韓経営の根本的解決を告げしめんとしたることは、今を距ること実に三十六七年の昔にあり、何ぞ其決断の遅々たるや、仰も明治六年の征韓論は、王政復古後間もなく、南洲等の先覚が、東西至る所の列強角逐の情況に鑑み、朝鮮は歴史及び地形の関係上、是非共之を保護国とするか、然らずんば、断然之を併合するにあらずんば、我国勢の発展は得て期し難からんとの意見にて、予も亦内治の整頓を図る傍ら其機会を待ちつゝありしかば、六年五月東萊、釜山両府使が其部下をして、公然日本を侮辱する醜陋の文書を、而も我公使館の門壁に掲示し、加ふるに我駐剳官吏を退去せしめんとして威嚇したりとの公報朝野の耳目を聳動し、国論沸騰して忽ち征韓の已むべからざるを認めしめたるに依りて、一度ならず二度までも廟議を決せしめたるなり、又此の外に予と西郷との決心を促したる原因は、維新後僅に五六年にして、人心早くも惰気を生じ、殊に

△国家の干城　と頼まるゝ軍人さへ、既に腐敗するもの少なからずして、陸軍の用達山城屋和助の如きは、著しく其余波を受け、又海軍の用達たりし三谷三九郎も、其累ひを受て、和助は陸軍省の一室に入りて自殺し、三九郎も破産の厄に遭ひて没落し、心あるものをして憤慨措く能はざるに至らしめたるを以て、予は一日西郷を薬研堀の邸に訪ひ之が善後を策せんとして、彼と意見を交換したることありたり、其時西郷は「予は今日の時勢に厭きたり、故に北海に地をトして老を養はんと欲す」と語りて疾くも隠退の意を示したるを以て、予は言下に反対して其機宜に適せざるを説き、更に進んで今日の弊風を一掃して腐敗の泉源を絶ち、又幾多の亡友の為に、我徒当初の目的を達せんとせば飽まで自ら之に当らざるべからず、一身を潔ふして亦国事を顧みざらんとするは予の忍び得る所にあらずと激励せるが、之を聞きたる西郷は痛く感動したるものと見え、其面色は火の如く赤く、又其偉大なる身体をば震はしながら一声高く「夫れなら是れからやりませう」と熱情溢れて他意なきを証しぬ、爾来予と彼とは同心一体となりて画策し、着々其歩武を進めんとしたりしが、上述の如く予て期待せる朝鮮事件は発生し、玆に初て外に対しては、明治元年我朝廷が使を韓廷に遣はしたる以来、屢々我国を侮辱したる其罪を問ひ、又内に対しては維新の戦ひ尚足らずして、人心の刷新為に希望の如くなるを得ざりし欠陥を補ふ機会に接し、遂に一旦は廟議までも決せしむるに至りしなり。

△征韓の廟議　は其後不幸にして岩倉、大久保等の反対論者に覆へされて、予は西郷其他の同志と時を同ふして冠を掛くるに至りしが形勢の斯く俄に一変したるは、全く三条公が征韓党と非征韓党との間に板挟みとなりて懊悩の極、十月十八日の朝竟に病んで人事不省となり、岩倉公代りて太政大臣の職務を摂行することゝなりたる結果なりき、三条公は六年六月に西郷、後藤、江藤及び予等各参議と決議したる遣使の議を、当時函嶺の離宮に於て上奏し允裁を得たる関係上、其後に帰朝して反対せる岩倉、大久保等の説を採ることは、道理に於ても又其情誼に於ても為し難き所なれば、自ら海陸軍総裁の任に当り、廟議を遂行せんとしたる程、其言責を重んぜられしに、肝腎の場合に重患となりたるは、独り予等同志の為めのみならず、実に我帝国の一大不幸たるを免がれざりしなり。

征韓論の回顧(二)

板垣伯爵語る

〔九・一、東京日日〕 征韓党の聯袂辞職 は其当時の形勢を詳かにせざるものには、今尚多少軽挙の嫌ひありと思ふ節もあらんかなれども、併し其時は十月十四日の廟堂の大波瀾、即ち三條、岩倉、西郷、大久保、副島、江藤、後藤、大隈、大木の各大臣参議と予が一堂に会して遣使の問題を討議し、而して岩倉が其当時の所謂三大問題(樺太露人の暴行、臺灣生蕃の暴行、朝鮮の暴慢)中比較的軽微なる樺太事件を刻下の急務なりと説きたるに対し、予と後藤、江藤の三人が交々之を論駁して、軽重の別を明にし、又岩倉が「今日は先づ内政を整理し、而して徐ろに外征の力を養ふべし」と論じたるに対して、西郷等が時機の逸すべからざるを痛論し、遣使の事は是非共実行するを要すとなして議遂に決せず、引続き翌十五日の論戦に於て、漸く非征韓党を圧倒し、玆に始めて

△西郷派遣の前議 は岩倉公等の頑強なる反対を排して再び成立し又其返動として、翌十六日の非征韓党の凝議、十七日の木戸、大久保、大隈、大木の諸参議聯袂辞表の提出と、岩倉公の辞職を見んとするに至りしが、西郷等が廟議再決定の機を逸せず、速に勅裁を得んとしたる努力は、結局上述の如く岩倉が二十日に條公に代りて廟堂の首班となり、又木戸が此の日病床より書を岩倉に寄せて、其の奮励を促がし、尚ほ大久保、伊藤と共に画策すべしと慫慂したる為めに失敗に帰し、又之に反し雌伏したる非征韓党は忽ち復活して、再議を経たる西郷派遣の件を無視し同月廿二日に征韓党の西郷、副島、後藤、江藤及予の五参議が岩倉を訪て、遣使の決行を促したるときは、彼は太政大臣の職権を以て前議を取消す旨聊かも憚かる様子なく言放ち、尚江藤等が該件は三條太政大臣に於て、既に宸裁を経たるもの、今に至り私見を以て之を阻むは不可なりと反駁すれば、岩倉は不敬にも「叡慮は兎も角此の岩倉は断じて御為せ申さぬ」との暴言を吐き、何処までも抗弁して肯かざりしに徴すれば、西郷始め、苟も極力征韓論を主張したる同志が、其以後廟堂に列することは、到底望むべからざるを知るに足らむ。

△唯一の活路 征韓論は不幸にして上述の如き失敗となりしが、此上尚強て活路を索めんとせば、唯腕力を用ゆる外なかりしなり、又其時若し西郷と予とが一致して強力を用ひたらんには、非征韓党を仆して之に代るは、反掌の易きに似て何の苦もなかりしことは、今に於ても疑はざる所なり、是れ当時最も精悍の名ある薩摩と土佐の勇士は、事実上西郷と予とが随意に動かし得べきものなりしを以てなり、然るに西郷は斯の如き非常手段を取ることを欲せず、予も亦朝廷に対して恐懼の外なき這般の方法を択ばんとはせず、潔く諦めて、愈々帰郷と決せしが、将に発せんとするに際しては、予は西郷と将来も亦従前の如き親交を持続せんと欲し、彼に告ぐるに「住所の距絶は離間中傷を招き易く、万一策士の乗ずる所となれば、雄図の遂行も亦従つて妨げられん、希くは此際約するに善悪共事を共にするを以てせん」との一語を以てしたるに、意外にも西郷は之を斥け今後の事は予は独力を以て之に当らんと期す、故に貴兄と提携するを冀はず、又若し貴兄の反対に遭ふことあるも、予は決して之を憾まずと答へ、予をして啞然として長大息を禁ぜざらしめたり、併し予が西郷の此の

△傲慢なる言動　を顧みずして、更に「然らば予は何処迄も民権論を以て平和に我所信を貫かんとす」と言ひたるに対しては、西郷は直に之に賛成し、且曰く、左りながら世の中の事は議論許りでは行はれざることあるを以て、先づ政権を握り、然る後自己の手に依り国会を開くも遅しとせざるべしと言ひ、早晩挙兵の意あることは其時に明かされたり、林有造君も征韓の議に就て、挙兵の意ある所から、西郷を鹿児島に訪ひ、篠原國幹の宅に於て会見したることもありしが、其折の話と対照すれば、西郷が予との提携を避けたる原因は、全く政府が薩土の聯合を憚かるに於ては、西郷に対して手出しはせず、左すれば爆発の機会も自然得難からんと考へたる為かと想はしめたり。

征韓論の回顧（三）　板垣伯爵語る

〔九・二、東京日日〕　△西南戦争　に対しては今日までも尚、桐野、村田以下私学校党領袖の計画に起因し、南洲は全く余儀なくされて情死せるなりとの説、多数を占め居る如くなるも、併し西郷より、親しく政権を取りたる後国会を開くとか、或は政府の手出しを俟つとか、兎角穏かならぬ話を聞かされたる予をして忌憚なく言はしむれば、十年の乱は西郷予定の行動を取りたるものにして、尚其東上の日割に熊本の如き難地も滞在僅かに三日と定め、大阪名古屋も一挙に蹴破し、難なく通過せんとしたるを見れば、彼の胸裡に画かれたる作戦計画の如きは、智者を俟つて後識るべきにあらず、林も鹿児島に於て、驕兵の必ず敗るべきを切言して西郷に分れたりと聞きしが、実際兵を挙げたるときの有様は是れ見よがしの仕打にして、他藩人士の同情を得べき点は、著しく減殺されぬ、故に十年の役には予は土佐に帰つて、西郷にも政府にも与みせざる、

△不偏不党の国民　の友となるべき護郷兵を募集し、以て姑く当時の風雲を観望せり、帰郷前には鷲尾隆聚伯を首めとし、故島本仲道、藤田茂吉、沼間守一等の有志も屢々予を訪れて、謀議を凝らせしが予の出発後に鷲尾伯と島本は拘留され、沼間、藤田は全く沈黙して復兵を談ぜずなりぬ。

△西郷の鑑識　予は図らず畏敬し居たる亡友の暗黒面に対して、忌憚なき感想を口外せしが、併し偉大なる南洲には之を償ふて遙に余りある長所ありたるとは、世人の等しく記憶する所、予又何をか加へん、左れど玆に最と面白かりし逸話中の一つを語れば、明治四年の十月に、西郷は岩倉大使一行の欧米に使するを見送りて横浜に至り、彼の眼には其当時の高襟とも見ゆる、福地源一郎、富永冬樹等の洋学者の姿を見、又大使以下の皮相の観察に欧化の弊の疾くも萠さんことを慮れ、帰京の途中汽車の中にて、沈み勝ちなる口調にて「嗟あの大使一行の乗船が万一太平洋の真中で覆没したらんには夫は却て国家の仕合せならん」と独語し、居合す面々に思はずドット吹出さしめたることもありたり。

△再度の挂冠　明治八年の大阪会議には、予も亦誘はれて之に列し、其結果聖旨を奉じて再び木戸等と朝に立つに至りしが、後又朝鮮江華島事件の生ずるに当り、島津左大臣と共に、官紀整粛、内閣省卿分離の決行を主張し、以て熱心に対外の大策を講ずる道を滑かならしめんとしたるも、容れられずして再び冠を挂け、又西郷とは大阪会議の後に、予が林（有造）を使として就任の理由を告げんとした

るを拒絶して面会せざりし以来、自から疎隔して、征韓論当時の意志は復通せざるに至りたり。（完）

韓国併合の負担　九千万円に及ぶ

〔九・三、萬朝〕　併合後日本の負担となるべきは、新に発行する五分利公債三千万円（内訳、百万円七分利債券。三百万円、六分利貨幣整理金。百五十万円、無利子金融資金。千七百九十六万円、六分五厘利起業資金。百万円、六分利起業公債。千百六十八万円、無利子日本借入金。八百五十万円、六分利韓国銀行借越金。十二万円、五分利道路資金）其他韓銀補助費等を合せて約九千万円の巨額に達すべく、目下度支部にて調査中なれば、来月末には精細判明すべし。

併合は強弱成敗の結果に非ず
朝鮮總督地方理事庁へ訓令

〔九・五、官報〕　統監府訓令第十六号　〔各理事庁理事官へ〕　本日公布ノ併合条約ニ依リ、韓国ハ帝国ニ併合セラレ、自今朝鮮ト改称シテ帝国領土ノ一部トナリ、域内ノ人民ハ悉ク帝国ノ治下ニ立チ、政令是ヨリ一途ニ出デ皆皇化ノ恵沢ニ浴スベシ、然レドモ朝鮮現時ノ状態ハ、未ダ全ク帝国内地ト同ジカラザルモノアリ、故ニ帝国法令ニシテ直ニ朝鮮ニ適用セラレルモノノ外、併合ノ結果朝鮮ニ於テ効力ヲ失フベキ帝国法令及韓国法令ハ爾後總督ノ命令トシテ其ノ効力ヲ存続シ、将来時勢ノ進運ニ従ヒ、漸ヲ逐テ改修ヲ加フベシ、居留民団ハ元来外国ニ住居スル帝国臣民ノ設立スル団体ニシテ、朝鮮ガ帝国ノ版図ニ帰シタル以上ハ、自然地方行政機関ニ編入セラルベキモノナリト雖、今俄ニ之ヲ廃止スルニ便ナラザル事情アルニ依リ、暫ク其ノ存在ヲ認メ、将来之ニ代ルベキ地方制度ノ完成ヲ待テ其ノ整理ヲ為サシムベシ、又韓国及外国間ノ諸条約ハ消滅ニ帰シ、帝国及外国間ノ諸条約ハ事情ノ許ス限リ朝鮮ニ適用セラレ、該条約国ノ臣民及人民ハ、帝国内地ニ於ケルト同様ノ権利及特典ヲ享有スルト共ニ、総テ帝国ノ法権ニ服従スルコトトナリ、随テ朝鮮ニ在留スル外国人ニ係ル訴訟事件ハ、之ヲ帝国裁判所ニ於テ管轄スルヿ、恰モ他ノ一般人民ニ関スル場合ト同一ナルベシ、関税ニ至テハ之ト稍其ノ事情ヲ異ニシ、今直ニ帝国ノ関税法又ハ協定税率ヲ適用スルトキハ啻ニ外国貿易ニ劇変ヲ与フルノミナラズ、内閣ノ経済関係ニ対シ、重大ナル影響ヲ及スベキガ故ニ、帝国政府ハ当分ノ内総テ従来ノ慣例ヲ継続スルヿニ決シ、条約上ノ規定ニ拘ラズ朝鮮ノ輸出入貨物ニ対シテハ、従来ト同率ノ関税ヲ課シ、又帝国内地ト朝鮮トノ間ニ出入スル貨物ニ付テモ、従来ト同率ノ移出入税ヲ課スルコトト為セリ。

元来併合ノ趣旨タルヤ、両国相合シテ一体ト為リ、彼我ノ差別ヲ撤去シ、相互全般ノ安寧幸福ヲ増進セントスルニ外ナラズ、然ルニ之ヲ以テ強弱両国ノ成敗ト為シ、驕慢自ラ持シ、軽浮ノ言行ニ出ヅルガ如キコトアラバ、是レ実ニ其ノ本旨ヲ没却スルモノト謂フベシ従来本邦ノ居留民ハ、多クハ異郷ニ僑居スルノ想ヲ為シ、動モスレバ自ラ高フシテ他ヲ蔑視スルノ弊アリ。若今日ノ改革ニ際シ一層倨傲ノ心ヲ増長シ、新附ノ人民ニ凌辱ヲ加フルガ如キコトアラバ、却テ彼等ノ悪感隔意ヲ招キ、事毎ニ扞格ヲ生ジ、将来永ク相融和スル

機ナクシテ遂ニ不測ノ禍ヲ醸スニ至ルベシ、今幸ニ此ノ更始一新ノ時ニ会ス、宜シク其旧想前態ヲ一変シ、新附ノ領民ハ即我ガ同胞タルコトヲ念ヒ、之ニ接スルニ同情ヲ以テシ、之ヲ待ツニ友誼ヲ以テシ、相提携シテ、処世ノ事ニ従ヒ以テ国家ノ隆替ニ貢献スルコトニ努ムルヲ要ス。

貴官ハ以上ノ趣旨ニ基キテ、管下一般ノ居住民ヲ指導シ、将来施政ノ効果ヲ挙ルニ於テ遺漏ナキコトヲ期セラルベシ。

明治四十三年八月二十九日

統監　子爵　寺内　正毅

男爵長與稱吉逝く

胃腸病専門病院創設

〔九・七、東朝〕　先考の功に因り、此の程男爵を授けられた胃腸病院長医学博士長與稱吉氏は、腹膜炎に悩みて、麻布富士見町の新築邸宅に臥褥中なりしが、去る三日以来昏睡状態に陥り、入澤、青山両博士、平井赤十字病院長、山根十全病院長等の診療も終に及ばず、一昨五日午後五時廿分何の遺言もなく逝去せり、享年四十五。博士は受爵当時記載せるが如く、故專齋博士の長男にて、肥前大村の藩士なり、初め医科大学に学び、明治十七年獨逸に赴き、胃腸病を専攻すること前後十一年、帰朝後胃腸病院を設立し、之に院長たり、我が国胃腸病専門病院の始祖たり、獨逸語に熟達せること本邦医学者中第一を以て目せられ、先年コッホ氏来朝の時の如き、博士は専ら通辯の労を執られたり。（下略）

二等寝台車出来上る

〔九・九、二六新報〕　新式寝台車　○鐵道院中部管理局にては先般来新造中なりし二等寝台車（四十人乗）三輛今回竣成に付き、二十日頃より新橋神戸間に之を使用する筈にて、其賃金は未だ決定せざるも、多分二円位なるべく、該車輛は二階式の寝台にして、外にプールマン式のもの四箇を備付けられ、頗る寝心地好きものなりと。

六〇六号発見の秦博士帰朝す

〔九・一二、東朝〕　獨逸フランクフルトに於けるエールリッヒ博士のスパイヤ・ハウスに於て、同博士を助け、黴毒新剤ヂオキシ・ヂアミド・アルゼノ・ベンツオールを発見し、エールリッヒ秦の新駆黴薬として、其の名誉を分たれたる秦佐八郎氏は、十日午後敦賀に入港のシンビルスク号にて帰朝せり。秦氏の故郷は石見にて、本年三十八歳の由なれど、打ち見たる所小柄にして、髯なく、年齢よりは若く見受けらる。氏は語りて曰く、エ博士は本年五十六歳にて、フランクフルト、アムマインに居住し、スパイヤ・ハウスにありて、二十年来一意専心化学的の治療法を研究しつゝあり、我が志賀博士の如きも、此の研究所に在りて見学したることあるが、予が同研究所に入りしは、夫等の縁故にして、今より一ケ年半許り前の事なりき。今回発見の新剤は一種の砒素剤にて、今日までに研究せられ居る種類は、今回の新発見を加へて六百六種に上れり。其の六百六種中には睡眠病に効ある新剤アルゼノ・フエペル・グリツネンの如きもあり、此の駆黴薬に対して、博士は未だ何等名称をも附せず、便利上六百六号と称し、或はヂオキシ・ヂアミド・アルゼノ・

ベンツオールと、其の分子の化合名を其の儘呼び居れり。(下略)

速達郵便

〔九・一八、東朝〕 市内及び京浜間速達郵便は近々実施を見るべし、其の料金は未定なれど、多分東京市内八銭京浜間二十銭となるべし、而して速達方法は市内各郵便局に一名乃至二名の配達夫を当置し、三十分間毎に各局間を往来して、其の郵便物を管轄局に届け該局は直に宛名人に配達するものなり、例へば芝局より本所局行の場合には芝局より京橋局、江戸橋局と順次経由し、各局所にては頗る敏速に取扱ふ筈にて、時としては電報より早きことあるべし。尚京浜間の速達方法は新橋より発車毎に之を搭載し、横浜局より駅に配達人を出張せしめ置き、直に之を宛名人に配達せしむべく、又横浜よりの速達郵便も東京各局より新橋駅に一名宛の配達人を出張せしめ、横浜局よりの各局別の行嚢を受取り、自転車にて敏速に配達する仕組なりと云ふ。

清国資政院成立式挙行
議会設置の予行演習として出現せる

〔九・二五、讀賣〕 予て期待せられたる清国資政院は、既報の如く二十三日在京議員を北京法律学校内仮議場に召集し、其成立式を挙行したり、而して該院議員数は正議長倫貝子、副議長枕家本を除き、総員百九十六名にして、此の内皇族議員は和碩睿親王外十三名、有爵議員は一等義烈公希璋外十一名、外藩議員は哲里木盟閑散輔国公博迪蘇外十三名、宗室議員は定秀外五名、官吏議員は民政部郎中劉道仁外卅一名、碩学議員は翰林院侍講呉士鑑外九名、多額納税議員は孫以芾外九名、各省諮議局互選議員は奉天省諮議局員陳瀛州外九十七名合計百九十六名より成る、更に之を人種的に区分すれば、満人卅七名、漢人百四十一名、蒙古人十八名なりとす、翻つて該院権限の主要なるものを見れば、予算決算の議決と一般の立法権とを併用し、全然文明諸国の議会と同一なるものなれども、行政の釐革せられざる清国の現状に於ては、到底中央地方の歳出入を査定し、之を議題に供するを得ず、過般政府は理財官なるものを各省に特派し、地方督撫と共に概略的に歳出入を調査し得たるも、軍事外交司法立法等の政務は必要に応じて之を各省に分担処理せしめ居る次第なるを以て、到底之を一括して予算を編制し得べきにあらず、結局該院主脳なる権限も所謂空名を擁するに過ぎざるべし、且つ光緒帝の宣布せられたる予備立憲の年度割に拠るも、宣統三年即ち明年度に於て地方税法を発布し、同四年国税法を定め、同五年に至り始めて全国の予算を試辨し、宣統七年に於て会計法を実施し、同八年更に議院法及び上下両院議員選挙法を制定し、此の選挙法により選出せられたる議員を以て、始めて完全なる議会を形成せしむる規定にして、其年より予算決算を確定議と為す順序となり居れり、去れば現在の資政院但しは諮議局等は、何れも議会設置の予行演習と見て大差なかるべきのみと某清国通は語れり。

朝鮮総督府官制 公布

〔九・三〇、官報〕 勅令 ○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ朝鮮總督

府官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治四十三年九月二十九日
内閣総理大臣侯爵　桂　太郎
陸軍大臣子爵　寺内　正毅
海軍大臣男爵　齋藤　實

勅令第三百五十四号
朝鮮總督府官制
第一条　朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置ク。總督ハ朝鮮ヲ管轄ス。
第二条　總督ハ親任トス、陸海軍大将ヲ以テ之ニ充ツ。
第三条　總督ハ天皇ニ直隷シ、委任ノ範囲内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ、及朝鮮防備ノ事ヲ掌ル。總督ハ諸般ノ政務ヲ統轄シ、内閣総理大臣ヲ経テ上奏ヲ為シ、及裁可ヲ受ク。
第四条　總督ハ其ノ職権又ハ特別ノ委任ニ依リ、朝鮮總督府令ヲ発シ、之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百円以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得。
第五条　總督ハ所轄官庁ノ命令又ハ処分ニシテ制規ニ違ヒ公益ヲ害シ、又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ、其ノ命令又ハ処分ヲ取消シ、又ハ停止スルコトヲ得。
第六条　總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ、奏任文官ノ進退ハ内閣総理大臣ヲ経テ之ヲ上奏シ、判任文官以下ノ進退ハ之ヲ専行ス。
第七条　總督ハ内閣総理大臣ヲ経テ、所部文官ノ叙位叙勲ヲ上奏ス。
第八条　總督府ニ政務総監ヲ置ク。政務総監ハ親任トス。政務総監ハ總督ヲ補佐シ、府務ヲ統理シ、各部局ノ事務ヲ監督ス。
第九条　總督府ニ官房及左ノ五部ヲ置ク。
總務部　内務部　度支部　農商工部　司法部　(下略)

朝鮮總督府　中樞院官制　公布

〔九・三〇、官報〕　勅令　○朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ朝鮮總督府中樞院官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治四十三年九月二十九日
内閣総理大臣侯爵　桂　太郎

勅令第三百五十五号
朝鮮總督府中樞院官制
第一条　朝鮮總督府中樞院ハ朝鮮總督ニ隷シ、朝鮮總督ノ諮詢ニ応ズル所トス。
第二条　中樞院ニ左ノ職員ヲ置ク。

議長			副議長	一人	親任待遇
顧問	十五人	勅任待遇	賛議	二十人	勅任待遇
副賛議	三十五人	奏任待遇	書記官長		勅任
書記官	二人	奏任	通訳官	三人	奏任
属	専任三人	判任			

(下略)

朝鮮總督府　地方官官制　公布

〔九・三〇、官報〕　勅令　○朕、朝鮮總督府地方官官制ヲ裁可

シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十三年九月二十九日

内閣総理大臣侯爵　桂　太郎

勅令第三百五十七号

朝鮮總督府地方官官制

第一条　朝鮮ニ左ノ道ヲ置ク。

京畿道　忠清北道　忠清南道　全羅北道　全羅南道　慶尚北道
慶尚南道　黄海道　平安南道　平安北道　江原道　咸鏡南道
咸鏡北道

道ノ位置及管轄区域ハ朝鮮總督之ヲ定ム。（下略）

朝鮮總督府は特別会計とす

〔九・三〇、官報〕　勅令　○朕、玆ニ緊急ノ必要アリト認メ、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、帝国憲法第八条及第七十条ニ依リ、朝鮮總督府特別会計ニ関スル件ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十三年九月二十九日

内閣総理大臣兼大蔵大臣侯爵　桂　太郎
陸軍大臣子爵　寺内　正毅
外務大臣伯爵　小村壽太郎
海軍大臣男爵　齋藤　實
内務大臣法学博士男爵　平田　東助
農商務大臣男爵　大浦　兼武
遞信大臣男爵　後藤　新平
文部大臣　小松原英太郎
司法大臣子爵　岡部　長職

勅令第四百六号

第一条　朝鮮總督府ノ会計ハ特別トシ、其ノ歳入及一般会計ノ補充金ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ。

第二条　前条ノ収入支出ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三条　政府ハ毎年朝鮮總督府特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ帝國議会ニ提出スベシ。

附　則

第四条　本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。（下略）

朝鮮貴族七十六名授爵

〔一〇・八、東京日日〕　予報の如く、昨七日午前十一時朝鮮總督府に於て、寺内總督勅を奉じ、朝鮮貴族令により、爵記奉授式を行ひ、小原宗秩寮主事、蜂須賀式部官参列左の通り侯伯子男七十六名（内趙東潤氏は東京に於て、渡邊宮相より奉授）に対し爵記を伝達せり。

勲一等李載完　勲一等李載覺　李海昌　李海昇　尹澤榮
朴泳孝

依朝鮮貴族令授侯爵（各通）

勲一等李址鎔　勲一等閔泳璘　勲一等李完用

依朝鮮貴族令授伯爵（各通）

李完鎔　李埼鎔　勲一等朴齊純　勲一等高永喜　勲一等

趙重應　勲一等閔丙奭　李容植　勲一等金允植　勲一等
権重顕　勲一等李夏榮　勲一等李根澤　勲一等宋秉晙
勲一等任善準　勲一等李載崑　勲一等尹徳榮　勲一等趙民
熙　勲一等李秉武　李根命　閔泳奎　閔泳韶　閔泳徽
金聲根

依朝鮮貴族令授子爵（各通）

尹用求　洪淳馨　金奭鎭　勲二等韓昌洙　勲二等李根湘
趙義淵　朴齊斌　成岐運　金春熙　趙同熙　朴箕陽
金思濬　張錫周　勲二等閔商鎬　勲二等趙東潤　崔錫敏
韓至高　兪吉濬　南廷哲　李乾夏　李容泰　閔泳達
勲一等閔泳綺　李鐘健　李鳳儀　尹雄烈　勲一等李根皓
金嘉鎭　鄭洛鎔　勲一等閔種默　勲一等李載克　勲一等
李允用　李正魯　金永哲　李容元　金宗漢　趙鼎九
金鶴鎭　朴容大　趙慶鎬　金思轍　金炳翊　李冑榮
鄭漢朝　閔烱植

依朝鮮貴族令授男爵（各通）

只の一厘で大審院まで
耕作の煙草を一厘方蔵匿したとて

〔一〇・一二、東朝〕　栃木県那須郡那珂村字三輪の葉煙草耕作者白柏文吉（六十四）が、僅に量目七分に過ぎさる葉煙草を蔵匿したりとて、収税吏の誅求する処となり、前橋地方裁判所の審理に附せらるゝに至りたれども、同裁判所は本件に就て深く観る所あり。文吉に対して無罪を宣したるに、立会検事は法は毫も枉ぐ可らずとの理論を楯として、東京控訴院に控訴し、同院中島裁判長亦法文に依て、前裁判を不当とし、更に罰金十円に処する旨宣告したり。然るに之を聞きたる弁護士今村、卜部、高木（益）、添田、横山、牧野（賤男）、櫻井等諸氏は人権擁護上聞捨て難き事件なりとて、文吉の為に進んで辯護人となり、大審院へ上告して、各其の所論を吐露したるが、同院にては鶴裁判長係、横田判事主任にて、審理の末、昨日愈々前の有罪裁判を破毀し、更に自判を以て被告に無罪を宣告したり。其の判決の理由とする処は、要するに法律上より見たる「物」は単に物理上の物体のみを謂ふに非ず、国民の共同生活の基本たる法律観念に於ては物も物として取扱はざる場合無きに非ず、即ち法律は国民共同生活の安全を期する目的に依て組立てらるゝものにて、本件の如き量目僅に七分に過ぎざる煙草を蔵匿するものありたればとて、其の事が決して国民生活に危害を及ぼすべき事柄に非ず、原裁判が手数と費用とを顧みずして、斯る零砕なるものを誅求すべきものと見做し有罪となしたるは、法律を不当に適用したるものにして、決して法の精神に非ずといふにありて、此の頃世上の問題たりし本件も、玆に全く落着を告げたり。

護謨事業勃興　邦人南洋に進出

〔一〇・二三、東京日日〕　近時世界に於ける著しき護謨事業の勃興に伴ひ、本年春以来邦人の南洋地方に護謨栽培の業を企つるもの多く、既に南洋護謨会社は、株式の募集を了して近く事業に着手すべく、又三井物産に於ても有利なる斯業に手を染むる事となり、其

他邦人企業家の資を馬來半島、臺灣方面の護謨事業に投じて、栽培に従はんとするもの頻々として生ずるに至れるが、今回園田安賢、川崎寛美、日下義雄、笠井愛次郎、本間英一郎、遊田研吉、竹内虎次諸氏の発起にて、資本金一百二十万を以て、東京護謨製造株式会社創立の計画中なるが、其の目的は、諸種の護謨品製造及護謨樹栽培原料採取の事に従ひ、同時に製品の輸出、販売、原料輸入をなすに在り、総株数を二万四千株とし、其の三分の二は発起人引受たる由、同会社の栽培地は主として馬來半島のジョホール王国地方なりと。

在郷軍人会の意義

〔一一・四、國民〕（岡軍務局長談）義勇兵役法の実施以来、在郷軍人を主脳とせる尚武団体漸次其数を加へ、現時各市区町村殆ど其設立を見ざるなきの盛況を呈するに至れり。而して是等団体の目的とする所は戦死者弔祭遺族の授産、軍事講話、死亡会員の弔慰、入営者の家族救護を初めとし、在郷軍人の品位を高め、国民の軍事思想を啓発するに努むるにありて、過去数回の戦役に貢献する処亦尠からざりき、然れども其設立経営たるや、各郷、各個の自由に属し、統一聯絡を欠げる為め、未だ十分に其機能を発揮する能はざるものあり、即ち其の目的及び行動に関し、之れを指導し振作する機関を設置するの必要を感じ、玆に在郷軍人会の組織を見るに至れるなるが、明治三十九年に於ける全国在郷軍人団の数は、四千三百六十七なりしも、本年六月に至つては、一万一千に達し、実に当時の二倍以上に当り、市区町村にして其組織なきもの僅々七百を数ふるのみ、然く盛況を呈しつゝあるに拘はらず、其の内容は極めて薄弱なる者あり、殊に経済問題に至りては、会員の多少地方民度の貧富に依り、或は年額として三銭五銭十銭の会費を徴収する者あれば、月額として同額を徴収する者あり、実費を賦課するあり、義捐に依るあり、入営壮丁の負担に帰せしむることある等、区々にして一ならず、今遽かに之を一率の下に統制するを得ざる可ければ、東京に設置せらるゝ本部、府県に設置せらるべき支部、市区町村に設置せらるべき分会に至る迄、何れも自治経営せしめ、其業務に対しての み連絡統一を計る事とし、只本部に於て発行する月刊雑誌一部丈け各支部会に購読の義務を負はしむる事とせり、此の如く在郷軍人既設団体を糾合し、其目的を一定にし、其行動を整斉にし、其設備を見ざる地方に其創立を奨励し、以て在郷軍人をして地方民の模範たらしめ、益々軍人気質の鍛練と軍事智識の増進とを図り、併せて会員相互扶助慰藉の方法を講ぜんとするに在れば、在郷軍人は勿論、一般良民に於ても共同一致其の効果を収むるに努力せられん事を希望に堪へざるなりと。

内容証明郵便実施

〔一一・五、中外商業〕従来郵便物の送達に関する証明は受付及び配達並に受付時刻の証明に限られたるが、其内容殊に文書の証明は訴訟上の証拠方法として極めて必要なる事柄にして、例へば私法上隔地者間に於ける各種の通知、催告、委任並に契約の取消、解除等が争ひとなる場合を予期して、後日立証の方法を講じおくの要あり、かたぐ\今回大略左の如き規定に依り郵便物の内容証明することゝし、本月中頃より実施する筈也。

一、和文に限る事。
二、発送せんとする文書の外に、謄本二通を差出す事。
三、謄本は二十字詰二十行以内とする事。
四、一包毎に書留郵便料金以外十銭の料金を要すること、但し謄本の枚数二枚以上なる時は一枚を増す毎に四銭の料金を添加する事。
五、同時に同一文書を二人以上に発送するときは、一通以上の分は料金を半減する事。
六、謄本保管期限は二ヶ年とする事。
七、謄本紛失の場合は受領書を提供して再製し得る事。
八、受領書をも紛失せるときは、郵便局保管の謄本を訴訟上の証拠として使用し得る事。

在郷軍人会　海軍は不参加

〔一一・八、大毎〕　今回帝國在郷軍人会組織につき、陸軍側は海軍側と共同の団体を結ばん希望なりしも、海軍側にては現在各地方に於ける在郷軍人団の組織範囲が、陸軍の軍人と程度を異にする結果として、之を統一する上に尚基礎の不十分なるものあるのみならず、海軍在郷軍人の多年海上の勤務に送りたる関係上、現に商船の職務を執るもの其他多数を占め居るが上に、彼等の生活状態は、強制徴兵制度の下に入営除隊したる富裕なる陸軍在郷軍人と、同等ならざるものあり、此等在郷軍人の凡てに対して、軍人会本部より発行すべき雑誌を購読せしむることは、実行頗る困難にして、且在郷軍人をして、必ず冠婚葬祭の礼を尽さしめんとせば、其間有形無形上に及ぼす彼等の迷惑察すべきものあり、旁々海軍側は陸軍側と共同の団体を組織することに同意せざりしなりといふ。

郵便で集金

〔一一・一〇、中外商業〕　郵便集金規則　○各種団体若は個人等に於て多数の者より集金を要すべき場合の利用を目的とし、遞信省は今回郵便集金規則を制定し、十日の官報を以て之を発布したり、同規則によれば、該取扱をうくべき者は郵便振替貯金加入者なる事を要し、且つ予め遞信大臣の認可を得べき定めにして当該加入者の発行したる受領証書と引換に支払人より現金の取立を為し、之を加入者の振替貯金口座に払込む手続を為すものとす。（中略）

今該制度発布に就きその筋の語る所を聞くに、従来日本赤十字社等の年醵金収集事務は、各市町村吏員に於て之が取扱を為したりしも、さきに帝国議会に於て官公吏の寄附金勧誘及取集めに干与する事を批難し、内務大臣に於て之を禁止したる結果、赤十字社、愛國婦人会其他の団体は爾来其の徴収方法に苦心し、郵便官署に之が取扱ひを申請する向あり、専ら之等団体の利便を図り、併せて一般にも利用せしむる目的を以て、該制度を創設したる由。

広軌改築案　鐵道院の決定

〔一一・一八、大毎〕　鉄道広軌計画の大要につき、鐵道院当局者の語る処によれば、今次の広軌計画は、第一に新橋下関間七百哩に現在の軌上以外に一条の広軌線を増設すべく、此経費一哩平均廿五万円、合計一億八千五百万円にして、所謂桂首相の言明せる一億

三千万円以外の五千五百万円は、即ち既定計画費中より支辨せらるべく、斯くして、先づ広軌単線完成の上、更に新橋姫路間約そ四百哩の現在狭軌複線（姫路下関間は現在も、狭軌単線にして、将来は広狭軌各単線）中の一線を広軌に改築して、新橋姫路間を、広軌複狭軌単線、姫路下関間を広狭各単線となすべく、後者の経費は一哩約十万円と仮定し、四千万円にして、完成し得べき計画なり云々。

○広軌尚早論　堀田正養氏は、広軌改築案に反対して曰く、

予は主義として、現在の鉄道を広軌式に改築するを否なりとするものにあらずと雖も、今日之を実行せんとする計画に対しては、遺憾ながら反対を唱へざるを得ず、抑も鉄道国有の主眼は国民経済の発展を計ると、帝国内に於ける鉄道の統一を期するとの二者にありし事なれば、鉄道経営は決して此二大主眼の圏外に逸するを許さゞるなり。然るに今回広軌式に改築せんとする政府の計画は、東京下関間に止り、仮りに一歩進めて下関青森間の所謂全幹線を広軌とするも、客車と貨車との関係に於て、各枝線との聯絡に円滑を失し、其結果帝国鉄道の統一を欠くこと必至の次第なれば、現在の場合に於て単に此点だけにても反対せざるべからず、広軌改築を必要とする第一の理由は、輸送力の欠乏に存するならんも予は現在の狭軌に改良を加へなば、優に之が憂を除き得べきを信ずるものなり。即ち（一）東京大阪間には、箱根及び逢阪山に約四十分の一の勾配あるがため、牽引力を約半減せらるゝのみならず、随て火力を損失しつゝあることなれば、是等急勾配の個所に改良を加へなば、殆んど輸送力を倍加し得べく、（二）現在東海道線に於て行ひつゝある六十封度の軌条を七十封度に取換ふる改良工事完成しなば、是も亦輸送力を増加し得らるべし、（三）将来新橋停車場を貨物専用駅、中央停車場を旅客専用駅となし、新橋駅を拡張すると共に、貨物の集配を快速ならしめなば、貨物渋滞の弊を少なからしむべきが故に、同案は之を不急の事業として反対を表すると共に、如上の改良施設にして行はれ、且つ未成線の漸次竣成を告げたる将来に於て、尚輸送力の欠乏を告げたる場合に至り初めて時の財政経済状態に応じ広軌式の改築を行ふも、決して遅からずと確信す、其場合には国民も亦之を賛成するに吝ならざるべし云々。

百八十年目の凶年　晴天僅に八十六日

〔一一・一九、中外商業〕本年の水害は関東地方概して被害高甚だしく、夫が為め水害を被らざる所にても霖雨の影響をうけ、例年ならば天長節には麦蒔を終り居るは普通なるに、未だ畑地も整はず、粟の如きは畑に在りて穂の儘にて芽を出せるさへあり、其他秋作物の刈入れは凡て雨天の為めおくれがちとなり居れり、此の如きは実に百八十年目にして、本年一月一日以来十月末日迄に晴天は僅に八十六日ありしのみなりと。

千里眼婦人　丸亀に現はる

〔一一・二一、東京日日〕丸亀區裁判所判事長尾與吉氏夫人幾子（四十）の精神能力実験の為め、福來、今村両博士と共に同市へ出張し十九日午後帰京せる心理時報社主幹小野福平氏は、左の如く語れり。

▲深呼吸と無我の境　十二日午前十一時廿五分より長尾氏の居宅に於て、透覚の実験を行ふ。床の間附十畳の座敷を以て実験室に宛て紫檀の机一脚を置き、約三尺程離れて幾子の座席を設け、之と相対して一箇の火鉢を据ゑ、向つて左より大河内医学士、福來文学博士、今村医学博士、菊池文学士の順にて居並び、長尾與吉氏と、予は其の傍に控へ、実験物は中庭を隔てたる六畳の別室に置き、之れより一々取出すこととしたり。幾子は透覚に際し、毎時先づ椽側に出で含嗽を為し、隣れる四畳の間に入り、立ちながら三四回深呼吸を行ひ、元の座席に復して合掌し、心に　天照皇大神宮を祈りて、自から無我の境に入るといふ。

▲先づ三回共的中　第一回の実験に福來博士は、一枚の半紙に「水天宮」と認め、之を小さく十六に折畳み、紫檀の巻莨函に入れて、前記の机上に置きたるに、幾子は、六分廿秒にて透覚し、物の見事に的中せり。第二回は今村博士が同一の方法にて「三吾木」と認めたるに、六分十五秒にて的中、第三回菊池文学士が「赤十字」と書し、尚ほ其距離を遠からしめんとて、約二間許隔たれる自己の膝上に置きて之を試みたるに六分十秒にして又々正確に的中したり、熊本の御船千鶴子は、別室に入らざれば、透覚し得ざると云ふに、幾子は衆人稠座の間に於て、尚能く之れを行ふを得たり。

▲雷電の如き光　而して其の合掌して無我の境に入るや、恰も電雷の如き光を発するものありて、右より左に通過するを覚え、玆に初めて精神能力を実現す。此の光明は大なる自覚にして、若し之れに逢著せざる場合には、従つて的中する能はずと。殊に不思議なるは透覚に際してや、折畳みたる紙片は見るに都合好く、拡がりて一枚の紙となり、鮮かに其の文字を読み得べしとなり。（下略）

南極探検隊壮途に上る
万歳の歓呼品海を圧して轟き
開南丸一行を載せて悠々出発す

〔一一・三〇、報知〕干潮の為抜錨遅れたる南極探検船開南丸は、二十九日午後零時二十五分檣頭に樹てたる日章旗と、南極探検旗とを晩秋の海風に飜へしつゝ紺碧の波を蹴つて悠々として出帆したり。

△端艇に乗り移る　海風稍々肌に寒き芝浦埋立地は、午前中より南極探検船出帆の壮図を見んものと集まり来るもの引きも切らざりしが、午前十一時頃カーキー色の軍服に同じマントを纒ひたる白瀬中尉は、船員及び後援団一同とゝもに埋立地に現はれ、田中舎身居士、佐々木安五郎、副島八十六、櫻井熊太郎氏等何れもフロックコートにて出で来り、艀船の来着を待ちしに、暫くにして一艘の伝馬船は棧橋に繋留せられたり、船員高津壽美松氏の母、陸上隊員多田恵一氏の弟大林春次夫妻、同甥茂（五つ）等も伝馬船へ乗移りたり。（下略）

大逆事件特別裁判　開廷

〔一二・一一、東京日日〕有史以来の公判　○身は金甌無缺皇統連綿たる神洲の民と生れながら、不自然なる西欧の曲学に心酔の余り、遂に我が国有史以来嘗て無き大叛逆を企てたる無政府党幸德秋

水以下廿六名の極悪無道は、吾人其の六族を殲すも、尚ほ慊らざるの思ひあり、万人等しく其の肉を喰ひ、其の死屍に鞭たんと希ふ所なるが、国家別に是等不忠の徒に対する国法の設けあり、事件の発生以来新たに構成されたる特別裁判所にて慎重其の罪状を審査したる結果、予報の如く愈々昨十日を以て、其の第一回公判を、大審院刑事大法廷に於て開廷せられたり。大不忠大叛逆彼等に対する峻厳なる国法は、数日を出でずして、彼等に当然の運命を宣告すべく、庶幾は之に依りて、金甌無缺、我が神洲の民をして、再び純良誠忠の民たらしめよ。（下略）

朝鮮釜山　東本願寺の怪僧胆取り事件

別院輪番井上香憲拘引さる

〔一二・一二、大朝〕朝鮮釜山東本願寺別院輪番井上香憲の拘引と共にその妻は連行取調べを受け居たるが、十日朝帰宅を許されたり、右は南條博士、中村梧竹及び在島根県なる香憲の父の許へ贈りたる練薬の礼状に就いての取調べなり、又十日朝寺男も警察に呼び出され調べを受けたり、香憲は三千円一口、四千円一口を初め約一万円近くの金を貸附けたる証書を持ち居れり、人胆の為に得たる不正の金なるや否やは取調中なり、尚例の人胆は清国に向け送りたるもの丶如くなり、さて暴露の原因はこの事に関係ある隠亡と漁師との喧嘩をなしたる時、双方悪し様を罵詈り合ひたる結果、遂にこの大秘密をさらけ出したるぞ天罰なる、而して件の漁夫も十日鎮海灣より警察に拘引され目下取調中なり、井上の犯罪は身分が身分だけに関係の有無に就き、なほさま〴〵の噂あり。

日野大尉グラデー式を操縦し
日本の空に初めて飛行

十米突上昇して六十米突を飛ぶ

〔一二・一五、萬朝〕十四日は予定の如く代々木練兵場にグラデー式、ファルマン式両飛行機の滑走試験を行へり、両機とも機能未だ充分ならぬより、早朝より苦心の結果漸やくグラデー式は発動機の馬力大いに進み、飛行に差支へなきに至りしより、直ちに格納天幕より出し、日野大尉試乗して午前十時より滑走を始めたるが、強き横風を受けて倒れし為め、翼端の棒折れ余儀なく天幕に収め、修繕の上午後三時再び引出し、三百米より千米の間を数回滑走した時に、附添の自動車をすら駈抜け、三時三十分頃より時々地を放るゝに至り、続いて地上より一米程放れて十四五間飛び、更に慎重なる試験を行ふ内、又もや横風を受けて翼端の棒折損したるより、再び修繕をなし、今度は四五百米を滑走せしに、此時同機は極て緩に昇騰し、地上約十米の空中に至つて六十米を飛行せり、正に是れ日本国の空中に於る最初の飛行として試乗者日野氏は附近の松樹を一週せんと企てしが、折悪く発動機の油尽きたるより余儀なく地に下れり。一方ファルマン式も早朝より苦心の結果、発動機の運転も稍良好となり、午後四時三十分徳川大尉試乗して天幕を出で、六百米程地上を滑走したり、されど五十馬力の発動機が猶卅馬力を出すのみ

なれば一回にて試験を終へたり、猶昨日は両機とも飛行が目的にあらざりしも、本日は愈よ予定の飛行日なれば、多分好成績を収むるを得べし。入場券所有者は原宿唐橋より入場し、一般の人は練兵場周囲にて観覧し得べし。但し飛行機のため不慮の災害に遭ふとも気球研究会にては何等の責に任せずとの事なれば、観覧者は余り飛行機に近づかぬがよし。

飛行界の新記録　徳川大尉三千米突を飛行
日野大尉一千米突翔破

〔一一・二〇、東京日日〕　連日代々木原頭にて演習中なりしグラーデ式単葉飛行機、及びファルマン式複葉飛行機は、風力の関係、発動機の故障等にて、飛翔未だ意の如くならざりしが、遂に十九日を以て、日野、徳川両大尉操縦の下に大成功を収め得たり。将来我国の飛行機を語る者は、此の光輝ある両大尉の献身的事業に、先づ感謝せざるべからず。

▲月下の代々木原頭

△暁天霜を踏で集る

東天紅を潮して、星漸く稀れなる十九日午前四時三十分、劈頭第一番に腕車を駆つて原頭に駈付けたるは山川博士なり。次で日野、徳川の両大尉、井上少将、徳永隊長、田中館博士以下の各員は、腕車に、自動車に霜華を乱しつゝ、相次で参集し、天幕内の篝火に集りて暖を取りつゝ、暫しが程は快談壮語に時を移しつゝある間に、徳永隊長は十数名の兵卒を指揮して、広茫たる場内の四辺より、枯草など焚きて烟を挙げしむ。是れ風向観測の為めたり。白烟濛々として白柱の如く、垂直に天に冲する時、活気は場内に溢れて大自然の静寂を破り、西天高く十六夜月の淡きを見るのみ、其時場内仮設電話の鈴子は慌だしく鳴りて、中央気象臺の飛報は曰く、「午前十時迄は無風なり」と快哉の声口を衝き、各人の心臓は躍りぬ。日野、徳川両大尉の敏き眼光は異様に輝き、無限の大勇邁心は堅く唇頭に結ばれたり。徳川大尉蹶然起て数名の兵卒を指揮すれば、格納庫の天幕は、するくと上捲られ、優秀なるファルマン式複葉飛行機は、悠然として其の雄姿を現はしぬ。時に午前六時十分、場外には早くも群集詰懸けて、天馬の空を翔ける壮観を目睹せんと犇めきたり。

▲廿四回の滑走　機体は静かに出発地点に引据ゑられ、徳川大尉は勇躍一番外套脱ぎ捨て、防風眼鏡を取つて坐乗部に上れり、右手を軽く上部の釦子に触れるれば、轟然又爆然発動機の響は、百雷の如く場外の疎林に谺し推進器は疾風を起して、機体は直路南方に向つて猛進すること少時、軈て把手を握れる徳川大尉の手左右に動くと見れば、垂直舵は巧みに操縦されて、約千五百米突の距離を往復する事前後二十七回、此間時々二米突乃至六米突地を離れて浮揚し、此にて遺憾なく滑走試験を終へたるを以て、行燈に尾を附せる如き大怪鳥は、愈々天空に向つて大翼を張らんとするなり。

▲航空三千米突

△徳川大尉の大成功

滑走に好成績を得たる徳川大尉は、確信あるものゝ如く、憎々しき迄に落付払ふて天幕外に立てる委員等に一瞥を送り「今日は必ず成功すべし」と力ある一語を遺すと共に、西方に向て驀進す。此時

午前七時五十分なり。田中館博士、徳永隊長、其他の助手は夫と見るや、三輌の自動車を飛ばして大猛鳥の後尾に跟随して、万一に備へんとす。滑走未だ三十米突に過ぎずして、猛鳥は忽ち地を蹴つて空中に飛揚せり。更に忽ちにして雄姿は七十米突の高空に懸りて、疾走矢の如く、僅々四分間に前後二回の大円形を描きて、三千米突の距離を飛行し、此に代々木原頭空前の偉観を現出し、下界より起る群集の歓呼に迎へられつゝ、苦もなく出発地点に下降せり。各委員等の喜び思ふべし。彼等は直に大尉を囲みて万歳を叫び、空前の大成功を祝せり。蓋し此の飛行実に一時間三十二哩の速力を以て飛行せるにて、第一回の飛行としては驚くべき成功と云ふべし。斯くて我国飛行第一人者として、栄誉の月桂冠を得たる大尉は、休息の為め悠々として、再び天幕内に飛行機を運びぬ。

▲石本次官の賛辞　徳川大尉が大成功を収むる間に、日野大尉はグラーデ式単葉飛行機を天幕外に曳出し、発動機の試験を行ひ居たるが、兎角に故障多く、容易に故障の原因を発見し難く、平素沈毅なる日野大尉も、遂に徳川大尉の為めに先鞭を付けられ、大に焦れ気味なりしが、此時石本陸軍次官は毛革の襟巻にマントを羽織り、剣柄を握りつゝ自動車より身を起し「何うぢや」と徳永隊長を顧み、隊長が徳川大尉の大成功を語りたるに「それは非常な万歳ぢや」と徳川大尉に満顔の笑を浴せぬ。

▲更に第二回の飛行

△強風に妨げらる

此時小憩して気を養へる徳川大尉は、更に第二回の飛行を試みんと、再び出発地点に起てり。刹那傍に声あり、曰く、欧洲ならば将に多くの美人をして、潜に胸を焦さしむべき好青年士官なりと。然り大尉は華冑界に身を起し、年僅かに二十七、而も沈毅の好青年将校たるなり。飛行機は数名の兵士に擁せられて、再び出発地点に据られたり。時に午前九時十分、翻然身を動かして大尉が飛行機中の人となるや、機体は轟然たる音響と共に、西方に突進し、僅かに三十五米突を滑走して空中に舞上り、瞬時にして三十米突の高さに昇騰し百米突の距離に大半円形を描ける時、忽ち西南の風起り、一秒六米突以上の速力を以て、機体の横斜面を煽りたるより、大尉は俄かに昇降舵を下方に採りて、西部に下降したるが、此時既に昇降舵に附しある二本の鋼索に弛みを生じて、頗る危険に見えたるが、幸にして無事に下降し得たり。

▲日野大尉も飛行す

△気流の為め中止下降

一方グラーデ式飛行機は、此の間尚故障を検査中なりしが、午前十一時頃田中館博士の烱眼は、遂に四汽筒中の一個に、僅かの故障ありて、モータオイルが漏洩し、発電装置に故障ある事を看破して、忽ちに修理を加へて、索引力を試験したるに、今度は全力を出すに至りしより、日野大尉の喜悦満顔に溢れ、直ちに縦横無尽に滑走試験を行ひたる後、午後一時三十分風速漸く静まりて、僅かに二三米突なりしを利して、天幕前の出発地点より、約百米を滑走したる後黄色の大蜻蛉とも見るグラーデ式飛行機は、突如約四十五米突の高空中に飛揚し、巧みに波状を描きつゝ千米突の距離を飛行し、今や左方に回転せんとする際、低地より吹き上ぐる気流を受けたる為

め危険と見て、直ちに場内の西隅に無事下降したり。（下略）

欧洲産業界の恐日病

〔一二・二七、萬朝〕 欧洲産業界の恐日思想に関し、手島東京高等工業学校長の語る所左の如し。

恐日の実例　欧洲の諸工場が日本人の視察を喜ばずとは従来屡ば聴く所なるが、余は今回の視察に依り、彼等の排日思想が予想以上に深大なるに一驚を喫せり。

例へば獨逸の工業学校中には、邦人の入学を許さゞるものあるのみならず、在獨の邦人高等工業学校生徒が、他の学生と共に他諸工場の修学視察をなす場合に、工場主は獨逸学生及び他国留学生の入場を許可しながら、独り邦人学生の入場を絶拒するが如きは毎々の事也、而して恐日思想は啻に獨逸のみに限らず、我同盟国たる英国産業界も同様にして、従来我国と深き関係を有する英国の一毛織工場は今回予の紹介に係る一技術者の見学を拒絶し、我海軍技術者中には英国工場より右と同様の冷遇を受けたること敢て珍しからず。

其原因は勿論種々あるべきも、欧米人が我製造業の進歩を誤信し彼等の最大競争者と見做し居ること、日清並に日露戦争に於ける我軍事的手腕は、各国に過度の恐日病を惹起し、我製造業も陸海軍同様の位置にあるものとの信念を深からしめたること、嘗てフレミシ人七十名を自国に移住せしめ、一躍毛織業国となり、又獨逸が窃に自国の職工を英国工場に労役せしめ、其秘訣を習得せしめしと同一筆法に依り、日本政府及び工場主が技師を欧洲諸国に派遣するものと信じ居るが為め也、殊に恐日思想の最近原因となりしは、例の関税改正問題にして、日本政府は外国品に重税を課し、自国の製造を保護せんとしつゝありとは、欧洲の製造業者が一般に唱ふる所なるが如し。

明治四十四年

（一九一一年）

明治四十三年の外交界展望

(前略)

〔一・四、東京日日〕　△対露関係　(中略)

明治四年七月三十日両国政府の交換したる協約は日露両国相互に満洲の既得権を尊重せんとするの意に出でたるものにして、一方には善隣の関係を鞏固にし、他方には一切誤解の原因を除去せんと欲するに過ぎざりしが、其後英米シンヂケートの錦愛鉄道敷設の計画に次ぎて、米国々務郷ノックス氏の満洲鉄道中立の提案ありて、事みな南北満洲に於ける日露両国の利害に関係を有し、両問題の成否如何は延て両国利権の喪失若くは侵蝕を意味するもの無き能はず。是に於て乎日露両国は相一致協同して、前協約の主義を誠実に保持し、且協約の主義を拡張するの必要を感じ、該協約補成の目的を以て、昨年七月四日駐露大使本野男と露国外相イズヴォルスキー氏との間に、露都に於て更に新協約を締結したり、此協約に依り両締盟国は両国間又は両国と清国との間に締結せられたる一切の条約又は其の他の約定に基く満洲の現状を維持尊重すると共に、現状を侵迫すべき性質の何等事件発生するときは、両締約国は現状を維持するに必要と認むる措置に付協定せんが為め、相互随時に商議を為すことを約し、以て第三国の圧迫若くは威嚇に備へんとするに至れり。

(中略)　要するに本協約は満洲の現状を維持し、東洋の平和を確保するを目的とするものなりと、左れば本協約に拠りて日露の両国が好関係を保ち、東洋問題につきて一致協同の歩調を守る間は、現状を侵迫すべき性質の何等の事件も発生するを容さゞるものと解釈するを得べし。日露両国は既に本協約によりて善良なる交誼と関係とを結びたれば、相互親善の交情を尽すは亦固より当然ならざるを得ず、是を以て朝鮮併合の事ありて後、露領沿海州及び浦潮に在住せる不良不逞の朝鮮人等所在相集りて陰謀を企つるに際し、露国官憲は好意を以て之が取締を厳にし或は既に暴徒と目すべきは捕縛して之を我国に引渡す等、併合上間接の便宜を与へたること一再のみならず。而して数年来の懸案たる日露船車聯絡の協定の如きも、既に多半は互譲妥協の実を挙げ、唯貨物運賃に於て未だ全く調定に帰せざるものあるのみとなれり。斯て日露両国政府は清国政府に向ひ本協約の成立を報じて其承認を求めたるに、七月十四日攝政王は軍機外務の各大臣を召集し御前会議を開き、ポーツマス条約第三条により保護せられたる清国の主権を侵害せず、又門戸開放機会均等の主義を蹂躙せざる条件の下に於て之を承認するに決し、同月廿一日外務部をして北京駐在の両国公使に対し、協約承認の同文通牒を送らしめたり。然れども本協約は一時清国の上下を騒然たらしめ、悲歌慷慨の士往々激語暴論して、日露両国を以て清国の主権を無視するものとなすと同時に、北京政府の優柔為すなきを非難し、物議沸騰せるものありき。而して之と前後して朝鮮併合の挙の行はれたるが為に、満洲亦朝鮮と其轍を同ふせんとの杞憂を抱く者亦少からざりしが如し。(中略)

松花江航行権は愛暉条約以来、露清両国の占断に帰せるものにして、日本人の満洲発展上閑却すべからざる重要の問題なり。されば日本はポーツマス条約の締結に際し、露国に対し之が航行権を要請したるに、露国は清国にして承諾するに於ては敢て異議なき旨を答

へたるも、其後の交渉進捗を見ざりしが、八月九日露清両国間に於て松花江貿易規程並に税則を協定して、同江を各国の自由航行に公開すること〻為せり、之れ日露間協商の結果に非ず、且つ日本独り之が航行権を獲得したるには非ずと雖も、日露戦争後に於ける日本の対露案件が円満に解決を見たる次第にして、該問題に対する日本の目的は之により達するを得たるなり。

〔一・五、東京日日〕△対英関係（上）（中略）

五月十四日日英博覧会開会す、当初の予定にては五月一日の開会の筈なりしも、準備都合に依り更に十二日に延期せしに、英帝エドワード七世陛下六日を以て崩御せられしかば、博覧会委員等は大葬終了後迄開会を延期するに決議したるも、新帝ジョージ五世陛下は同博覧会が先帝の最後まで御軫念あらせられたる所なるを思ひ、特に儀式を省きて開会すべき旨の勅命を下されしにより、遂に十四日を以て開会するに至りたるなり。而して其の目的とする所は、両国産業を紹介し通商貿易関係を促進せしむると同時に、両国の風俗習慣を一般に知悉せしめ、以て一層交情を親密ならしめんとするに在り。是を以て第廿五回議会は経費百八十万円の支出を議決し、第廿六議会は更に追加予算二十八万円を議決し、伏見宮貞愛親王殿下を名誉総裁に戴き、大浦男総裁となり、松平正直男副総裁となり、事務官長和田彦次郎以下事務官十二名評議員五十二名を任命し、英国側にてはコンノート親王殿下を名誉総裁に推し、総裁ノーフオーク卿の外、副総裁プライス卿及びローメル卿の外委員四十三名を任命せり。会場は倫敦市の西部シヤツフアーツ、ブツシユにして、先年開かれたる英佛博覧会の設備を利用し、両国の産物は云ふに及ばず、彼我文化の発達、教育、兵制、交通其他諸制度の沿革、古代美術の淵源、歴代風俗の変遷等に関する歴史的の出品を為し、以て国運発展の因由を示さんと期せり。斯て伏見宮殿下には三月廿六日御発程英国に向はせられ、大浦総裁又扈従して赴く。偶々エドワード七世の崩御あり、伏見宮殿下には特に御名代の御資格を以て大葬に参列せられ、五月廿三日御帰朝相成たるが、大浦総裁以下は尚滞在し、七月十五日を以て挙行せられたる褒賞授与式に臨場せり、同授与式にはコンノート殿下、ノーフホーク公、加藤駐英大使、大浦総裁の演説ありて、和気靉靆に満ち、両国親善の光景洵に慶ぶべきものありき。斯くて十月廿九日を以て、閉会を告げたるが、之より先き日英博失敗の噂は喧伝され、或は余興部の不体裁を咎め、或は英国側の不熱心を云ひ、或は同博開設首唱者にして英国側の事務長たるキラルフイー氏が、唯栄利一遍の一個興行師たるに過ぎざるを論ずる等種々の批難攻撃起り、政府之れが辯明に苦しみたり。

顧ふに余興部に於て臺灣の生蕃並に北海道アイヌ種族の野蛮なる風俗を公衆の眼前に曝したるは、英国人士殊に貴婦人令嬢と称する者の嫌悪を買ひたるは事実なるべく、而して事務長キラルフイー氏が一個の興行師にして、紳士としての唯富の資格を有するに過ぎざることも亦或は事実なるべし。而して英国側の不熱心と云へるは、彼我国情に於て異る所あり、特に博覧会役員の組織に相違あるが為めに出でたる説なるべき歟。（中略）

〔一・六、東京日日〕△対英関係（下）

我政府が締盟列国に対し現行条約廃棄の通告を発したるは、昨年七月十八日なりしも、之より先き第廿六議会に於て政府は新関税率

案を提出して議会の協賛を求め、且外相小村伯は之が説明演説を為して、今回の条約改正が主として国定税率の主義を執り、現行条約の如き片務的協定を許さゞる旨を言明し、殊に英国に対しては同国が自由貿易制度の国なるを以て、双互的関税交換上の利益を獲得するの途なき所以を述べたり。是を以て英国貿易業者の愁訴は改正条約の交渉に先ちて起り、新関税率が現行協定税率に比し著るしく激増せるを指摘して、日本政府が斯る改正を断行せんとするに当り、予め英国商業代表の意見を聴取せざりしことを非難し、殊に棉絲及び毛織物の産地たるランカシャイア及びヨクシャイアーの両商業会議所は、之が為め貿易上大打撃を受くべきを予想し、屢々英国政府に迫りて、救済を要請すると同時に、一方新関税反対の輿論を鼓吹せしかば、新聞雑誌概ね之に雷同し、改正率の過酷なるを論及せざるなき有様となれり。加ふるに此の問題は、保護貿易主義論者に屈強の好材料を与へたるが如く、タイムスは我等英国人は関税上日本に対し与ふべき何等の利益をも有せざるが故に、日本も亦英国人に対し何物をも与へざるなり、即ち英国には関税法なきが故に、相互的譲与により日本の譲与を求むる途なしと絶叫し、

スタンダードは日本にして将来互譲的関税主義を執るに至らん乎、日本に於ける英国貿易は、吾人の予想するよりも、遥に優良なる地位を占め得べければなりと論破し英国関税調査委員亦其調査の報告を公表して、新関税案が日英商業関係に害を及ぼすべき例証を挙示したり。而して一部論者の間には、之がため日英同盟の基礎が漸く危殆に瀕せんとするを唱ふる者あり、其説に云く、同盟なる者の政治上の目的を以て成立の要素とするは論を俟たざる所なれども、其の基礎が相互の同情と友誼との上に立脚するに及んで始て鞏固なるを得べし、此見地より日英同盟の如き、未だ十分なりと云ふべからざる点なきに非ず、日本の新関税率が、英国人の事情と利害とを顧慮せずして規定せられたるは則ち其一例にあらずやと。（中略）

蓋し我政府は事態の較々重大なるを認め、特に新関税説明を名として、大蔵技師矢部某を英国に派遣し、英国商工業者の要求を聴て双互協商の余地を発見せしめんとする等、頗る英国人の不平を宥むるに努めたるものゝ如し。斯て矢部技師は既に十二月三十日出発英国に赴きたれば、遠からず到着の上彼国商工業者と会見して意見を交換すべく、然る後正式の交渉は開始され、結果我国の譲歩によりて事落着を告ぐるに至るべき歟。然れども国定税率主義により一歩も譲らずと言明したる当局が、英国商工業者の反対に狼狽し、一度議会の決議を経たる関税率を訂正せんとするが如きは、国家の体面上一種の屈辱たらざるなきや、若又日英同盟の為には関税を犠牲とするも亦已むべからずと言はゞ何ぞ最初より此の方針を執らざりし乎、英国の反対に動かされて、蒼皇其の方針を変ずるが如きは則ち当局の不明を表白するものにあらずや。（下略）

自働式入場券発売函〔一・七、大毎〕大阪の梅田駅は、東京の新橋駅を除くの外全国駅中最も多くの乗降客あり、従つて送迎者も多数で、殊に陸海軍々人の入営期などには、上り下りとも数千人宛の入場者あり、平素でも毎日平均五六百人の入場者あつて、同駅では此の入場券の発売に非常な手間を費すのみならず、待合所の混雑一方ならず、故に今度同駅では新に自働式入場券発売函と云ふも

のを造り、一二等待合所入口の右側に据付けたが、此切符函は総体青ペンキ塗りで、一寸郵便ポストのやうな体裁で左の中央斜に切穴がある。此穴の中へ二銭銅貨を投げ込み其切穴の下のボタンを右に動かせば、下の受出口へ上り下り両用の入場券がヒヨツコリと自然に出て来る仕掛けになつてゐる。若し二銭銅貨以外の貨幣を入れると、銭は其儘下の受出口の所へ転げ出してしまふから無効である。又此函の正面には硝子のメートルが附いて居るが、之は切符が何枚出たかを見る為めで此函には一千枚入れ得る様になつて居るが、其メートル器の三百といふ所まで切符があれば未だ三百枚あるといふ度盛だ。（下略）

峻烈なる　朝鮮会社令

〔一・一一、東朝〕制令第十三号を以てせる朝鮮会社令は、旧臘朝鮮に於て発表せられ、産業界を驚駭せしめたる其の全文は、十日の官報に掲出せられたるが、其の重要なる項目を抄録すれば、会社の設立及び朝鮮に支店を設置せんとするものは、総て總督府の許可を要する事とし、新聞紙法と同じく内地に在りては届出を以て効力を生ずべき事項を許可式として、更に總督府は会社の禁停止、若くは解散に関する絶対無限の権力を有する事としたり。而して之に関する制裁は実に猛烈なるものにて、五年の懲役五千円の罰金を課する事を得べし。此の如く普通商事会社に対して、政府が許否の権禁止の権を有するは、殆んど類例を見ざる所にして、我が商法の規定と矛盾せるは言ふ迄もなく、近世商事法律の学理を無視し、軍隊政治の本能を発揮したるものなれば、民間実業家及び政治家の非難は固より、政府部内にも攻撃の声尠からず、殊に法律家中には總督府の制令発布権が臺灣の律令、即ち法律第六十三号と同じく、如何なる点迄悪用せらるべきやを憂慮し、是非とも今期の議会に於て、律令と共に制令の発布権を奪ふか、少くも之に一大制限を加へざるべからずと憤慨せる向あり。何にしても議会の一問題たらん。

藤学士に決死実験を挑む
長尾いく子柳眉を逆立てて

〔一・一八、東朝〕長尾いく子の念写実験に対する藤理学士の発表に対して、いく子は之を駁して曰く、藤は何処迄妾を疑ふか、左程迄疑ふなれば、藤がもう一度実験に来りて、妾の念写が藤の言ふ所謂手品に依りて之を現して貰ふべし。此の時若し妾の念写と藤の手品念写が何れが成功するか、

▲諸学者の立会　其の時は念写反対の各学者を始め、従来之を認め居れる今村、福來の両博士にも立会を請ひ、美事やつて見せるべし。其の代り此の実験は妾も唯にては致さず、藤も短刀を用意し来り、妾も短刀を携へ、何れか念写に負けたる者は、

▲美事腹を切つて　果つるとすべし、初めの実験に際し、此の旨違背せざるやう契約し、契約書を取交すべし。藤理学士も男児ならば此の立会実験に来るべしと憤慨の色眉宇の間に表はれたり、要するにいく子の意見は、妾の念写は飽迄正々堂々たるに、藤理学士が飽迄之を疑ふならば、藤理学士は其の手品を、妾の眼前に於てして見るべしと云ふに在り。又長尾判事は十一日の大阪朝日の藤理学士

の発表を見るや、丸龜滞在の京阪の新聞記者数名を自宅に集め此の発表に対して一々反駁をなしたり。

幸徳傳次郎等無政府主義者の

大逆事件判決下る

大審院の特別裁判二十四名死刑

〔一・一九、東朝〕 判決は下れり、有史以来の大事件として、天下の心胆を寒からしめたる幸徳傳次郎以下廿六名の判決は下れり、当日の法廷と定められたる大審院内の警戒は、近来厳重の極を窮め、警官百九十名、憲兵五十六名を各要所に配置し、正門外に突当れば、両傍に巡査、門内に入りても巡査、玄関前にも巡査、其の又玄関扉の小蔭にも巡査と云ふ工合にて、警官と憲兵とに殆ど鼻を衝く許りなり。されば所内の前栽後庭は更にも言はず、表門と言はず、横門裏門と言はず、警官看守等毅然として立合ゐたるが、所内の空地外廓等にも、警官看守等右往左往に行き交ひ、警戒頗る厳重を極めたり。傍聴人等は早朝より犇々と詰め懸けたるも、傍聴券の数に限りあれば、多くは遅れ馳となり、徒らに未練がましく三層楼を仰いで徙徊し居る者堵を為せり。幸徳等の護送馬車は、例に依つて覆布を被り、正午先づ八台相連続して裏門より留置場に入る、馬車は引返して午後一時再び残部の被告を護送し来れり。此の為華族女学校前より裁判所横に通ずる坂の中途には、警官数名剣を擁して徘徊し、裁判所角には騎馬巡査数名が徒歩巡査を率ゐて立つ、寒馬頻りに嘶いて、櫻田門外凄愴の気充ち渡り、附近の沿道には囚人馬車を見物せんとて、群集せる老幼男女是亦人の垣を築き、所内辯護室にては、今日のみは流石に粛然として、唯警官看守の剣の音靴の響のみ異様の反響を伝ふ、留置所より三階に通じ、三階より大法廷に通ずる廊下には或は白布を垂れ、或は衝立を立廻らし物々しなんぞ言ふ許りなし。定刻午後一時となるや、望月書記、長書記先づ入廷し、新聞記者、辯護士、傍聴人等着席したる後、幸徳等廿六名孰れもお仕着の深編笠を被りて入廷す、幸徳は気昂るもの丶如く、底光の眼光を輝かし、内山愚童、菅野すが子等孰れも粛然として控へ居れり。次で検事総長松室致氏、検事平沼騏一郎氏等着席、鶴裁判長、陪席判事等と共に入廷したるが、是を迎へて傍聴人、辯護士、被告等一同起立敬礼し着席せる時、満廷水を打つたるが如く静まり返り、廷外を護る警官の靴音のみ冴え渡れり、軈て裁判長は一応被告等の点呼を行ひたる上、音吐朗々左の如き判決を言ひ渡せり。

▽左の廿四名は死刑

高知県幡多郡中村町大字中村町一七三平民著述業　幸徳傳次郎
明治四年九月二十三日生（四十一歳）

京都府葛野郡朱雀野村字聚樂廻豊樂西町七八平民無職菅野事　菅野　すが
明治十四年六月七日生（三十一歳）

岡山県後月郡高尾村四の五二平民農　森近　運平
明治十四年一月二十日生（三十一歳）

山梨県甲府市本町九七平民機械職工　宮下　太吉
明治八年九月卅日生（卅七歳）

長野県埴科郡屋代町一三九平民農　新村　忠雄

明治二十年四月二十六日生（二十五歳）
福井県遠敷郡雲濱村竹原第九号字西作園場九
平民草花栽培業古川事　古河　力作
明治十七年六月十四日生（二十八歳）
東京市神田区神田五軒町三平民無職　奥宮　健之
安政四年十一月十二日生（五十五歳）
高知県安藝郡室戸町大字元領家平民活版文選職　坂本　清馬
明治十八年七月四日生（二十七歳）
和歌山県東牟婁郡新宮町三八四平民医業　大石誠之助
慶應三年十一月四日生（四十五歳）
同県同郡請川村大字請川平民雑商　成石平四郎
明治十五年八月十二日生（三十歳）
同県同郡新宮町五六四平民僧侶　高木　顕明
元治元年五月廿一日生（四十八歳）
同県同郡同町二平民僧侶　峯尾　節堂
明治十八年四月一日生（二十七歳）
三重県南牟婁郡市木村大字下市木二〇八平民　崎久保誓一
明治十八年十月十二日生（二十七歳）
和歌山県東牟婁郡請川村大字耳打五三一平民薬種売薬及雑貨商　成石勘三郎
明治十三年二月五日生（卅歳）
熊本県玉名郡豊水村大字川島八七二士族新聞記者　松尾卯一太
明治十二年一月廿七日生（三十三歳）
同県飽託郡大江村大字大江七五四平民無職　新美卯一郎
明治十二年一月十二日生（三十三歳）
同県熊本市西坪井町七平民無職　佐々木道元
明治二十二年二月十日生（二十三歳）
同県鹿本郡廣見村大字四丁八七三平民無職　飛松與次郎
明治二十二年二月廿六日生（二十三歳）
神奈川県足柄下郡温泉村大平臺三三七平民僧侶　内山　愚童
明治七年五月生（三十八歳）
香川県高松市南紺屋町二六平民金属彫刻業　武田　九平
明治八年二月二十日生（三十七歳）
山口県吉敷郡大内村大字御堀二〇三平民電燈会社雇　岡本頴一郎
明治十三年九月十二日生（三十二歳）
大阪市東区本町二の四平民鉄葉細工職　三浦安太郎
明治二十一年二月十日生（二十四歳）
高知県高知市鷹匠町四〇平民神戸湊川病院事務員　岡林　寅松
明治九年一月三十一日生（三十六歳）
同県同市帯屋町四一平民養雞業丑次事　小松　丑治
明治九年四月十五日生（三十六歳）

▽有期懲役十一年

北海道小樽区稲穂町畑一四平民機械職工　新田　融
明治十三年三月十二日生（三十二歳）

▽有期懲役八年

長野県埴科郡屋代町一三九平民農　新村善兵衛
明治十四年三月十六日生（三十一歳）

◎大逆罪の顚末

検事総長より発表せる幸傳徳次郎外二十五名に対する刑法第七十三条の罪の被告事件の発覚原因及び其の検挙並予審経過の大要如左。

第一、発覚の原因

幸徳傳次郎外廿五名の被告事件の発覚は明治四十三年五月下旬、長野県警察官が宮下太吉の爆裂弾を製造し、之を所持することを探知したるに原因す。是より先明治四十二年六月十日被告太吉は愛知県知多郡亀崎の鉄工場より、長野県東筑摩郡中川手村字明科の長野大林区署明科製材所長の職工に転勤し、在勤中其の同僚に対し、無政府共産主義の宣布を為したり。仍て所轄警察官は太吉に対し、其の視察を怠らざりしに、太吉は同主義を信ずること深く、益々其の宣布に努むるを以て、同年九月松本警察署長は同製材所吏員をして太吉に説諭を加へしめたるに、太吉は断然同主義を抛棄すべしと明言したり。然るに明治四十三年一月に至り、松本警察署長は太吉が依然東京の同主義者と文通するのみならず、四十二年十月頃小ブリキ鑵数箇を、密かに製造したることを探知し、厳密探偵中、四十三年三月以来太吉は同主義者たる被告新村忠雄との往来頻繁にして、甚だ怪しむべき形跡あることを認め、且五月十九日に至り、太吉が四十二年十月頃同製材所職工なる被告新田融居宅に於て何方よりか持ち来りたる薬研を用ゐて、赤色の薬を細粉と為したることあり、又四十三年四月中融に依頼し、小ブリキ鑵廿四個を製造したることを探知し、尚捜査の末太吉が爆裂弾を製造し、現に之を所持することを確認したり。仍て四十三年五月廿五日、松本警察署司法警察官は、刑事訴訟法第五十六条に依り、太吉を爆裂弾を所持する現行犯人と認め、同製材所の工場を捜索し、小ブリキ鑵二十余箇及び爆発薬を押収し、尚取調を為したるに、同製材所職工にして、被告太吉と親交ある清水市太郎は、被告太吉は被告古河力作、菅野すが等と共に××××大逆罪を敢行せんことを謀議したる旨を陳述したり。仍て長野地方裁判所検事正は、其の報告を齎らして、検事総長の指揮を乞ふに至れり、然るに検事総長は太市郎の陳述俄かに信用し難きを以て、爆発物取締罰則違犯事件として、厳かに取調を為すべき旨を訓令したり。是に於て司法警察官は、被告太吉、忠雄、力作及新村善兵衞を爆発物取締罰則違犯者として訊問したる上、長野地方裁判所松本支部検事に送致し、同検事は検事正の訓令に依り之を長野地方裁判所検事局に送致したり、長野地方裁判所検事は被告等に対して、取調を進行したるに、被告太吉、忠雄及び力作等は同検事に対し、同人等はすがと共に、其の固信せる主義普及の一手段として同年秋季に於て、××××大逆を敢行せんことを謀議し、太吉は其の実行の用に供する為め、爆裂弾を製造したりと明言し、尚融及善兵衞の之に参与したるものなること明白となりたり。而してすがの情夫にして、忠雄の師事する被告幸徳傳次郎は、我国に於ける無政府共産主義の首唱者にして、常に過激の言論を為す者なるにより同人も亦其の共犯なるべしと認め得らるゝを以て、同検事正は同三月十一日、右七名の被告事件を刑法第七十三条に該当するものとし、刑事訴訟法第六十四条第一項に依り、検事総長に送致したり。

第二、被告事件の検挙、並に予審の経過

検事総長は明治四十三年五月三十一日、右被告事件の送致を受け、検案するに、被告太吉、忠雄、力作等は孰れも其の企てたる大

逆罪の自己の発意に出でたることを明言し、被告傳次郎は毫も之に関係なしと陳述せりと雖も、傳次郎の平素と、其のすが、忠雄等との関係より観察すれば、傳次郎が今回の陰謀に干与せざる理由なきのみならず、各被告人の家宅を捜索して押収したる被告等の信書の文面に徴すれば、寧ろ其の首魁なりと認めたるを以て、断然傳次郎を起訴することに決したり。又太吉、忠雄等は善兵衛は同主義者にあらず全く本件に関係なしに陳辯せりと雖も、同年五月二十五日、忠雄が長野県埴科郡屋代町の住宅より、司法警察官に引致せらるゝや、善兵衛は直に神奈川県湯河原の被告傳次郎及和歌山県新宮町の被告大石誠之助に宛て、「本日突然ポリに踏込まれ、忠雄は松本に向つて送られたり。多分やられることゝ思ふ、委細は更に申上べし。」との趣旨を認めたる郵便端書を投函せんとして、押収せられたることあり。又善兵衛方に於て押収したる忠雄が新宮町の誠之助方より、善兵衛に宛て差出せる信書（明治四十二年六月発信）中に「兄上様のアナキストの哲学面白く拝見したり。兄上様が斯くまで立派なるアナキストに為り給へるかと、独り嬉しく力強く感じたり。新宮警察署は吾々の行動に付き、心配し居る様子なり。目下の仕事を知らしては大変故、薬局生なりと申し居れり。政府と資本家とは、吾々アナキストを中傷し、罵倒し、総ての方法を以て、民衆と相離れしめんと力を尽し居れり。敵は吾人の塁を突きて、一挙にアナキストを掃ひ去らんとせり。兎に角内山愚童氏の事件と脱営兵士森山君の事件発生以来、敵の態度は全く一変し来れり。吾々はテロリズム（暗殺主義を謂ふ。）の外に取るべき方法なし」との趣旨の文句ありて、善兵衛が無政府主義者たること明かなるのみならず、明治四十二年十一月被告太吉が改めて、長野大林区署明科製材所職工を命ぜられたる際、善兵衛は其の身元保証人と為りたる関係あり。且善兵衛が忠雄の依頼に応じ、同年十月中薬研を他より借入れ、密に太吉に送付したることは、其の陳述に依り明白なるを以て、善兵衛も亦共犯なりと認めたり。仍て即日被告傳次郎、忠雄、力作、すが、太吉、善兵衛及融は他の氏名不詳者数名と共に明治四十一年中より、××××危害を加へんとの陰謀を為し、且其の実行の用に供する為め、爆裂弾を製造し、以て陰謀実行の予備を為したる者、即ち刑法第七十三条の罪を犯したりと認め、裁判所構成法第五十条第二号、刑事訴訟法第三百十三条に依り、大審院長に其の予審開始の請求を為し、大審院長は直に予審判事を命じ、予審を開始したり。

被告善兵衛が投函せんとして、押収せられたる前示郵便端書の文句に依り、被告誠之助は忠雄と親交あることを推知せらるゝのみならず、忠雄方より押収したる各種の信書と、忠雄の陳述とに依り、忠雄は明治四十二年四月より八月二十日迄、誠之助方に薬局生と称し寄食し居りたること亦明かとなり、前示忠雄より善兵衛宛の信書に依れば、忠雄は誠之助に、滞在中無政府共産主義の実行に関して同人と謀議する所ありたるべしと認めらるゝのみならず、誠之助は明治四十二年中其の著述に係る家庭破壊論を、匿名を以て京都日の出新聞及被告すがが東京に於て発行せる雑誌「自由思想」に掲載せしめたることありて、無政府共産主義を信じ、常に過激の言論を為す者なるを以て、誠之助の家宅を捜索するときは、本件の事実を明かにすべき証憑を発見すべしと認め、予審判事は新宮区裁判所判事

に嘱託し、四十三年六月三日誠之助の家宅を捜索したるに、果して誠之助は被告傳次郎、内山愚童、松尾卯一太等の如き、過激なる主義者と親交あることを確むべき信書等を数多押収したり、就中忠雄が四十二年八月廿日新宮町を去るに臨み、同県三輪崎より誠之助に宛て発送したる二通の端書の第一信とある分には、「新宮を去るに忍びざるを告げ、之を以て考ふるに、革命の為には、母の傍へは帰省せざるを宜しとす。」との趣旨を記載し、其の第二信とある分には、「考へて見るに、新宮の四ケ月半の滞在は暴風の前の静寂と云ふ可きか、進めばとて止まること能はざるべし。新宮警察署に対しては、御注意を請ふ、戦士は他に数多あり、疲れたる者、衰へたる士を慰撫し、奨励する唯一の地を失ふは、尤も悲しむべきことなり。請ふ自重せよ」との趣旨を記載しあり、以上の事実に依て観察すれば、誠之助も亦忠雄等の陰謀に参与せること疑なきを之て、四十三年六月五日誠之助を傳次郎等の共犯と認めて、其の予審を請求し、東京に引致し、同月八日之を取調べたるに、誠之助は「忠雄は新宮に滞在中爆裂弾を以て、暴力の革命を起し、大逆罪を実行せんなど丶放言し、太吉より爆裂弾製造に着手したりとの通知ありたりなど言ひ居りたるも自分は之に賛成せざりし、又四十一年十一月上京し、巣鴨の平民社に傳次郎を訪ねたるとき、傳次郎は日本に於ても、暴力の革命の必要ありと云ひ、巴里のコンミユーンのことを語り、決死の士五十人許りあれば、之に爆裂弾、其の他の武器を与へ、裁判所、監獄、市役所其の他の官庁及富豪の米倉等を破壊し、一時たりとも暴力を以て社会の勢力を占領することを得べく、是れ革命の為め非常なる利益なりと言ひたることあるも、自分は之に関係なし」と陳述したり。

信州及東京に於て逮捕したる被告人は、概して過激の徒なり。故に四十三年六月一日以来、予審判事、検事が其の取調に従事するや、眼中××なく、××なき被告等は、孰れも死を決せりと称し、法廷に於て傲然として不遜の態度を示し甚だしきは暴言を吐くものありしが、数日間判事、検事の熱誠なる取調に感じ、漸く言動を慎むに至りたり。同月十一日被告太吉は、「自己が、×××軽侮するの念を生じたるは、四十年十二月大阪に於て被告森近運平より、××の毫も尊敬するに足らざることを説かれたるが為めにして、無政府共産主義を真理なりと信ずるに至りたるも、亦運平の教示に因るなり。自分が四十二年二月十三日東京巣鴨の住宅に運平を訪ねたるとき、同人に対し大逆罪を敢行せんことを告げたるに、運平は妻子あれば、今其の実行に加はるを得ざるも、被告力作は軀幹矮小なれども、大胆なる男なれば、共に事を為すに足るべしとて、力作を推薦したり」と陳述したり。依て他の被告人を取調べ、太吉の言ふところは真実なりと認めたるを以て、同月十一日被告運平を傳次郎等の共犯として、其の予審を請求したり。又同月廿四日に至り、太吉は「押収せられたる塩酸加里は、甲府市百瀬康吉より買受けたるものなりと申立てたるも、是れ偽りなり。右塩酸加里は粉末にあらずして使用し難きを以て、之を犀川に投じたり。而して現に押収せられたる分は、四十二年七八月頃、被告誠之助方に滞在せる被告忠雄に情を告げて依頼し、誠之助方より送り貰ひたるものにして、其の幾分を使用し、同年十一月爆裂弾の試験を行ひ、好結果を得たり。又自分は同年十月中、当時東京の被告傳次郎方に寄寓せる忠雄より、

調剤分量等の通知を受け、之に從ひ爆裂弾を製造したり、忠雄は被告奥宮健之より之を聞きたりとのことなり」と陳述したるを以て、直に傳次郎、忠雄、すが及誠之助を取調べたるに、右塩酸加里は、誠之助が情を知て、忠雄をして太吉に送付せしめたること明かとなり、又被告健之は傳次郎の言に依り、其の大逆を決行すべき意思あることを推知しながら、其の依頼に応じ、爆裂弾の調剤分量等を傳次郎に指示し傳次郎は忠雄をして之を太吉に通知せしめたることも亦明瞭となりたるを以て、同月廿七日被告健之を傳次郎等の共犯と認め、其の予審を請求したり。是にて傳次郎及び誠之助の罪跡は甚だ明白となりたり。被告太吉等の製造したる爆発物に付ては、其の成績を確かむるの必要あるを以て、予審判事は明治四十三年六月中旬板橋火薬製造所に於て試験を行ひ、且其の鑑定を為さしめたるに、其の爆発力は人を殺し、車輛を破壊するに十分なることを確認したり。

被告成石平四郎は無政府共産主義を信じ、平素過激なる言論をなすものにして、明治四十年九月二十三日和歌山県田邊町毛利靜雅に宛て、近来活動を為し居る様なり、大々的奮闘を望む、若し短銃や爆裂弾が入用なる時は、打電せよとの趣旨の端書を発送したることあるのみならず、明治四十三年六月中密にダイナマイト四箇を所持することを発見したるを以て、和歌山地方裁判所検事は、平四郎を爆発物取締罰則違犯と認め、同月廿六日同裁判所に予審を求め、平四郎及関係人を取調べたるに、平四郎は被告高木顯明、峯尾節堂及び崎久保誓一と共に、明治四十二年一月中被告誠之助方に集合したる時、誠之助より爆裂弾其の他の武器を以て、暴力革命を企て、富豪の財物を掠奪して、貧民を賑はし、諸官衙焼燬し、要路の顕官を暗殺し、×××に迫り、大逆罪を敢行せんことを勧誘せられ、孰れも之に同意し、決死の士たらんことを承諾し、被告成石勘三郎は烟花製造を依頼せられ、誠之助及び平四郎等が、暴挙の用に使用すべきものなることを知りて、誠之助より薬品を受取り、四十二年中両度其の製造に著手したるも、成功するに至らざりしものなること明かなり。和歌山地方裁判所予審判事は、四十三年七月十三日、被告平四郎の所為は、刑法第七十三条に該当すとの理由を以て、同裁判所の管轄にあらずとの決定を為したり。

本件発覚の際、被告すがは東京監獄の労役場に留置中にして、其の始めて取調を受けたるは六月二日なり、然るにすがは此の日何等の陳述を為さず、翌三日に至り、「自分は太吉、忠雄及力作等と大逆罪を敢行せんことを謀議したり」と自白したる後、「太吉等は大逆罪を敢行することを主眼と為せども自分は其の外諸官衙、富豪の住宅等を焼燬し、監獄を破壊して、囚人を解放し、以て革命を実行したしと思ひ居れり」と詳述したりと。然れども、是徒に大言壮語を為すものならんと思料したるに、六月八日被告誠之助は前示の如く、被告傳次郎より暴挙に関する談話ありたりと陳述したるのみならず、被告平四郎も亦前示の如く陳述したるを以て、玆に始めて傳次郎、すが等が暴挙を決行せんとの意思あること明かとなりたり。

依て傳次郎を取調べたるに、同人は四十一年七月赤旗事件に対する政府の処置を憤慨し、郷里中村より上京の途次、新宮町に被告誠之助を訪ひ、同人方に於て、被告平四郎、顯明、節堂及び誓一と会見し、政府の吾々主義者に対する迫害に対しては、大に反抗の必要

ある旨を鼓吹したることも亦明かとなりたるを以て、四十三年七月七日、被告誓一、節堂及び顯明、同十日被告勘三郎、同月十四日被告平四郎を、孰れも傳次郎等の共犯と認め、其の予審を請求したり。

　被告松尾卯一太が明治四十一年十一月、被告誠之助の上京したる際、同じく上京し、共に巣鴨平民社に傳次郎を訪問したることは、各被告人の陳述に依り、明かとなりたるのみならず、明治四十三年七月十六日に至り、傳次郎は「四十一年十一月中平民社に於て、誠之助及卯一太に対し、時を異にして、前示誠之助が被告平四郎及び顯明等に告げたると同趣旨の談話を為し、賛成を求め、且つ決死の士を募るの必要なりと告げたるに誠之助及卯一太は、孰れも同感なりと答へたり」と陳述したるを以て、当時新聞紙法違反罪に依り、熊本監獄に服役中の卯一太を東京監獄に移監し、取調べたるに、其の陳述に依り、被告新美卯一郎、佐々木道元、飛松與次郎及卯一太等の家宅を捜索する必要を認め、予審判事は、熊本、高瀬両区裁判所に嘱託し、七月三十日其の家宅を捜索し、卯一太方よりダイナマイト二個及び、各被告人の信書等を発見したり。尚ほ卯一郎、道元及び與次郎を取調べたるに、卯一太は四十一年二月卯一郎に対し、前示傳次郎の陰謀を告げて、其の同意を得、四十二年三月道元及與次郎に対しては、右陰謀に加担すべき旨を勧誘し、其の同意を得たること明かとなりたるを以て、四十三年八月三日被告卯一太、卯一郎、道元及び與次郎を傳次郎等の共犯と認め、其の予審を請求したり。

　右被告卯一太、卯一郎及び道元等の陳述に依り、被告坂本清馬は、被告傳次郎方に寄食中、明治四十一年十一月傳次郎より前示陰謀を聴き、且地方を巡遊し、決死の士を募集すべきことを依嘱せられて之を快諾し、四十二年八月中熊本県玉名郡豊水村の卯一太方に於て卯一郎、與次郎等に対して、過激なる実行説を唱へ、四十三年二月以来東京に於て、爆裂弾の製造を研究し居りたること明かとなりたるを以て、八月九日被告清馬を傳次郎等の共犯と認め、其の予審を請求したり。

　明治四十一年十一月被告誠之助が東京より帰国の途次、大阪に立寄り、同主義者たる武田九平、三浦安太郎及び岡本頴一郎等と会合し、茶話会を開きたること及び被告内山愚童も、亦四十二年五月大阪に至り、被告九平及び安太郎に面会したることは、誠之助、愚童及び被告運平等の陳述に依り、明かとなりたるを以て、誠之助は右茶話会に於て、前示陰謀を同主義者に伝へ、其の賛成を求めたるならんと思料し、予審判事は右九平、安太郎及び頴一郎等の家宅を捜索する必要を認め、大阪区裁判所に嘱託し、四十三年八月二十二日其の家宅を捜索したるに、入獄紀念無政府共産と題して、不敬の文字を羅列したる秘密出版物（内山愚童の著述）及び無政府主義に関する秘密著作等を数多発見したり。尚九平等を取調べたるに九平、安太郎及び頴一郎は、四十一年十二月一日大阪市西区新町村上旅館に於て、茶話会を開きたる際、誠之助より前示陰謀を聞き、之に賛同の意を表し、又九平及安太郎は、四十二年五月二十一日九平宅に於て、被告愚童より傳次郎等は、暴挙を計画し居ること、及び吾々主義者が暴挙を実行せんとすれば、大逆罪を行はんよりは、寧ろ警戒の厳ならざる××に対し、危害を加ふるを捷径とすとの説を聴き、之に賛同の意を表したること明かとなりたるを以て、四十三年八月二十八日被告九平、安太郎及び頴一郎を傳次郎等の共犯と認

め、其の予審を請求したり。

右被告九平及び安太郎等の陳述に依り、予審判事は、被告岡林寅松及び小松丑治の家宅を捜索する必要を認め、神戸区裁判所判事に嘱託し、八月三十日其の家宅を捜索し、前示入獄紀念無政府共産、無政府主義に関する秘密著作及信書等を数多発見し、尚被告寅松、丑治及び愚童を取調べたる末、愚童は四十二年五月二十二日神戸海民病院に寅松、丑治を訪ひ、右両名に対し、傳次郎が暴挙を計画し居ること及び、吾々主義者が暴挙を実行せんとせば、大逆罪を行はんよりは、寧ろ警戒の厳ならざる××に対し、危害を加ふるを捷径とする旨を説きたるに、右両名は之に賛同の意を表し、右実行に使用せんとする爆裂弾の調和剤に付き、互に談話したること明かとなりたるを以て、九月二十八日被告寅松及び丑治を傳次郎等の共犯と認め、其の予審を請求し、当時爆発物取締罰則違犯罪に依り、服役中の被告愚童に対しては、前示の事実に依り、十月十八日其の予審を請求したり。

第三、被告人外の者の取調

本件の予審中、右被告人の外無政府共産主義者にして、明治四十一年十一月前後に於て、被告誠之助、愚童等と会合し、或は傳次郎を平民社に屢次訪問し、若は同人方に寄食して、其の説を聴き、本件の陰謀を熟知せりと認めらるゝ者、東京、横浜、群馬、愛知、京都、大阪、神戸及び岩手等の各地に散在すること明白となりたるを以て、予審判事は其の所在地の管轄区裁判所に嘱託し、其の家宅を捜索し、本件の事実を明かにすべき各種の証憑及び無政府主義に関する秘密著作を数多発見したり。依て其の者を取調べたるに、或は傳次郎より本件陰謀を告知せられたる者あり。或は誠之助若は愚童より本件暴挙に加担せよと勧誘せられたる者あり。或は被告安太郎より爆裂弾の製造に付き協議を受けたる者ありと雖も、此等は皆或は明答を与へず、或は陽に承諾の意を表し、其の実賛同の意思なかりし者なること明かとなり、孰れも本件の共犯と認め難きを以て起訴の手続を為さず。但し其の中数名は不敬の文書を他に発送し、若は不敬の事実を記載したる秘密出版物を同主義者に配布したること明確なるを以て、刑法第七十四条に該当するものと認め、孰れも之を起訴したり。

第一千里眼夫人　御船千鶴子毒死

〔一・二〇、東朝〕 透視透覚の奇蹟を現はして、学界の大問題を惹起すに至りし最初の千里眼婦人御船千鶴子は、十八日市外本山村清原氏方に於て毒薬を仰ぎ自殺したり、原因は不明なるも、福來博士の実験中「もう駄目です」の語を続けた事等より推測すれば、より以上の千里眼現れ、自然悲観の末、厭世観を起せしものならん。(熊本電話)(下略)

畏し大逆の徒に恩命下る

二十四名中十二名は無期懲役

〔一・二二、東朝〕 幸德秋水等二十六名の大逆罪に関する判決は、既報の如し、当時首相、法相は直ちに其の趣を闕下に伏奏し奉れるが、聖恩海の如き、我が叡聖文武なる

今上陛下には、却て此の頑冥なる被告等を憐まさせ給ひ、左記の死刑囚十二名に対して、一昨午後六時減刑の恩命を下されたり。恩命を畏みたる桂首相、岡部法相、河村司法次官、平沼民刑局長、松室検事総長等は、其の手続に関して議を凝らしたる後、司法大臣の名を以て、同夜九時過東京監獄内の被告等に恩命を通達したるが、房内の冱寒に日に縮まり行く運命を観じつゝありたる彼等は、此の仁慈なる大御心に感激して、唯涕泣滂沱たりしならん。死一等を減じて無期懲役に処せられたる者即ち左の如し。

高木　顕明　峯尾　節堂　崎久保誓一　成石勘三郎
佐々木道元　飛松與次郎　武田　九平　坂本　清馬
岡本頴一郎　三浦安太郎　岡村　寅松　小松　丑治

判決のまゝ死刑を執行せらるべき者は、残余の左記十二名と為れり。

幸徳傳次郎　菅野　すが　森近　運平　松尾卯一太
新美卯一郎　内山　愚童　宮下　太吉　新村　忠雄
古河　力作　奥宮　健之　大石誠之助　成石平四郎

逆徒遂に絞首台の露と消ゆ

早朝七時半より八時間懸りで執行終了

〔一・二六、東朝〕　大逆罪を以て死刑を宣告せられたる幸徳以下十二名が、一昨二十四日未明より、東京監獄内の死刑執行場にて、悉く死刑を執行せられたるは既報の如くなるが、当日の模様に就き、更に左に詳報すべし。（中略）

▲死刑の申渡　されど我が社の探聞する処に拠れば、午前六時例の如く一同に朝食を喫せしめたる後七時を過ぐる十数分にして、木無瀬典獄を始め、板倉、川添の二検事、大草監獄医長、田中、沼波両教誨師並に課所長等は、新設したる特別教誨所に着席して、先づ逆魁幸徳を呼出しぬ、幸徳は例の丸に橘の五紋の羽織を着し、袴を穿ちて手錠縄付の儘、看守に警衛せられつゝ、静かに此の室に引き入れられたり。一同の視線は期せずして幸徳の一身に集まりしが、幸徳も此の森厳なる光景に接して、流石に夫れと覚知しけむ、思はずサツと顔は蒼ざめぬ、典獄厳かに申渡すやう、「司法大臣の命令に依り、本日これより死刑を執行する」と、幸徳は僅に肯き、其の儘看守に警衛せられて、死刑執行場に導かれぬ、此の日万一を慮ばかりて、場内の警衛は最も厳重を極めたり。

▲絞首台の露　時将に八時に近し、検事、典獄、監獄医、教誨師等も現場に至り、絞首台の前に椅子を並べて、之を監視す。絞首台は昨年秋旧市ヶ谷監獄より移されたるものにして、台は地平線と同平面に在り、広さ四畳半許りの落下する場所は、特に地を掘り下げて段を設けたり。現場に着するや、直に木綿の袋を以て、幸徳の面部を蔽ひ、看守小菅重次郎之を導きて台上に坐せしむ。台下には看守初太郎待受け、合図あるやツト体下の板を引けば、幸徳の体は同時に下に落ちて、木材に皮を嵌めたる桎梏にて首を締め、数分時にして絶命せり、大草医長は進みて検視したるに、脈搏全く絶えたるを確めたり。

次には菅野が引出され、同じ運命に斃れたるが、此の日は例の如く髪を銀杏返しに結び、幸徳と同じ丸に橘の紋付の薄紫の羽織を着

し、死刑の申渡しを受くるも毫も悪びれたる様なかりき。
斯くて午前中には幸德、菅野以下新美卯一郎、内山愚童、奥宮健之、古河力作、森近運平、松尾卯一太等八人の執行を終り、午後は宮下太吉、新村忠雄、大石誠之助、成石平四郎の執行をなし、午後三時半玆に全く逆徳の党類を誅滅し終れり。死体は何れも死刑場の一隅に陳列せる棺桶の中に納められしが前例に依れば二十四時間内監獄内に留め置き、翌日仮埋葬に附する筈なれど、場合とて特に本日未明十二個の棺を二台の箱馬車に納め音羽護國寺傍なる監獄墓地へ仮埋葬すべしとぞ。

菅野すが子は独り一日の延命

〔一・二六、都〕大逆無道の賊子幸德以下の死刑執行は、昨紙に報ぜし如くなりしが、菅野すが子一名のみは、一日の生命を延べ、昨日は午前七時絞首台上の露となりたり。此のすが子は払暁四時に朝餉を済ませたるが、六時木名瀬典獄は、すが子を呼出して死刑執行の旨を告げ、教誨師は三十分ばかり教誨を加へし後、すが子は二名の看守に扶けられつゝ、大審院矢野検事立会ひ、典獄、逸見、佐瀬の各課長、田中教務所長介立の上、昨年新設せし刑場へ来り、左右より抱かれながら、絞首台に上り、白布は素早くも顔真深に蔽はれぬ、予て覚悟の上とは云へ、違は脚元の自から打ち顫え居たるを認めしと洩れ聞く、斯くて絞首台上に登れば、直に端座を命ぜられ、頸部に二条の細綱を縏はれ、座台ハタリと除かるゝや、僅か十二分間にして息絶えたり。

其の日と知らず面会に来て許されなかつた堺枯川
逆徒等最後の面影を語る

〔一・二六、東朝〕二十四日死刑執行のあるべきを知らず、幸德、菅野、大石、森近等に面会せんとて、午前十一時東京監獄を訪ひたるは堺枯川氏なり。例の通り面会札に相手の姓名と自分の姓名を記入して藤間差入店より差出したるに、目差す本人には逢へずして、反つて佐瀬第一課長に逢ひたり。「何故か本日は面会を差止めるとの事なりしが、果して死刑の執行ありしや否や、頗る心許なし」とて、枯川氏はインバネスの袂を払ふ。

▲元素に復す　枯川氏は尚ほ語つて曰く、『然し何かの様子より察すれば、今日死刑執行ありしは、正確なる事実の様なり、自分は去る二十一日午前より午後に渉りて、幸德、菅野、大石、森近の四名に面会したるが、今より思へば、或は夫れが最後の会見なりしやも知るべからず、其の際幸德は、「自分の如きは死刑の極刑、固より覚悟せし処なり。唯殺されただけにては勿体なし、殺ろした上何とかせられても、千万残念には思ひ居らず、唯他の十一名は気の毒なれど、難船にでも乗合したと思ひて断念(あきらめ)て貰ふの外なし。自分は死刑の申渡を受けたる後、初めて一切の責任を解除されたるが如き心地したり。是にて自分も元素に復して死するを得。」と語り居たり。

▲最後の望み　菅野すがは又本件に唯一の女性なれど、案外平気にて、「自分の死後は万事監獄の所置に一任する考へなり、角筈の寺には四年前死亡せる最愛の妹の墓あり。其の傍に埋葬して貰ふは本

懐これに過ぎねど、寺の坊主が何だか気に喰はぬ人物なれば、妾どもの主義とする様に、死後は焼いて粉にして吹き飛ばされても宜し、唯あの窮窟な小さい棺は、足を折られたり何かして、如何にも心持悪相なれば、棺だけは是非寝棺にして貰ふやう典獄さんに依頼し置きたり。尚角筈の寺の妹の墓の掃除料として三円丈け寺の坊主さんに渡してくれ。」との依頼を受けたり。

▲嘘から出た　大石誠之助は、又面会の際「今度の事件は真に嘘から出た真である。人生は要するにこんなものであらうと思ふ」と、自分が新宮の妻君や子供を呼ばうか、宗教に関する書籍を差入れやうかと云ひしに対し、「妻子に逢た所で仕方がない、何が来んでも宜いと言つて遣つて下さい、宗教の本は読まずとも、自分の方が先生である、然し先日差入れて貰つた川柳の本は面白かつた、今度は一茶の書籍を何か差入れて下さい」と語りて、万事を悟り切つて居る風に見えたり。米国で医師となり個人としても修養のある人なれば死に際しても悟達妙の境に入り居りしが如き風見えたり。

▲死刑は意外　森近運平は又「自分は無罪か、然らずんば有期懲役と覚悟し、死刑抔とは夢にも思はざりし事とて、死刑の宣告を聞いたる当時は、急に未来が無くなりし様な気持がしたり、然し二三日経過する内には、死に対する確たる自覚観念も出来て、只今は自分一人の覚悟だけは定まりたり、昔から死に対して何かと八釜しい事を云へど、案外悟れるものなり、今は早重荷を卸して、全く用の無い人となり、気分なども存外らくとなりたり、死に対して悟りを開くなど云ふ事は、全く社会に用の無い人間になつた証拠ならんと思ひ、竊に微笑み居れり。』と語りしが、死刑が意外なりしだけに、幸徳や大石に比し、多少精神上の動揺激しかりしならん。』と枯川氏は語り終へて帰宅の途に就けり。

ペスト北満洲に蔓延

歩哨を出してペストを防ぐ

〔一・二八、報知〕　北満洲の各地に亘つて今や猖獗を極めつつある肺ペストは、是迄に殆んど例を見ざる稀代の猛烈なる病毒を有せり、是迄のペスト菌は鼠に植ゑつけても十七八時間は生き居たるに、大連病院の安倍医学博士が今回の病毒を鼠に植ゑしに、僅かに卅分乃至二時間にて斃死せるにて、如何に今回の病毒の峻烈を極むるかを察すべし。

大革命の前兆歟　齊々哈爾、哈爾賓の惨状は云はずもがな、未だ大に猖獗ならざる長春と雖も、廿一日朝迄に早くも七百名の患者を出し、在長春の清國第三師団兵営内にも七十名の死者ありて、健康兵の脱営頻々として止め難く、軍医も将校も唯徒に腕を拱くのみ、詮術も知らず、兵営内は実に大混乱を極めつゝあり、同地の清人等は昨年の大彗星の出現に続て今又斯かる悪疫来る、将に一大革命の起るべき前兆ならん、斯く頻々と逃げ行く兵士と、此地より退去を命ぜられし貧民浮浪民等は、皆馬賊となりて恐るべき大禍乱は是より起らんとて、頻りに心を痛めつつあり。

△苦力一等車に乗る　旅客は露国側にても、十九日より支那人汽車乗客並びに徒歩旅客の南下を禁ぜしが、我が關東都督府にても、汽車は一等旅客の外輸送を禁じ、乗合馬車及び一般徒歩旅客の南下を

も禁ぜしかば、恰かも清暦正月に当りて帰省の苦力は甚く迷惑して遂に苦力が一等客室に乗込むの奇観を呈するに至れるより、満鐵は遊に一等客にても支那人客は謝絶する事とせり、清国側にても京奉線北京行上り列車は一等切符の外売らず、夫れも健康者のみを選んで乗せ、南下の三等旅客は孰れも長春より進ましめず、錫奉天総督は巡撫直台等に令して兵力を以ても徒歩者の南下を厳禁せしめぬ。

（下略）

政府政友妥協　広軌案一年延期

〔一・二八、東朝〕妥協愈成立？

▲西園寺邸の会合　桂首相及び原、松田の二氏は、一昨日西園寺邸に於て会合し、先づ桂首相より西園寺総裁に向ひ援助を請ひ、夫れより種々意見を交換したる後、広軌改築案は、政友会の意見を容れ、一年延期する事となり、一切政府案に賛成する事となりて、玆に全く妥協成立せるが如し。

▲臨時閣議　右に就き廿七日午前九時院内に於て臨時閣議を開き、妥協成立の経過を報告し、各大臣の同意を得たり。

▲昨朝の駿河臺　又西園寺総裁は昨朝元田、大岡、尾崎、長谷場及び伊藤大八等の諸氏を駿河臺の邸に招きて、右の次第を報告したり。

▲握手の形式　政府と政友会と妥協の成立を機会とし、益々親善の関係を保たんが為め、桂首相は二十九日釆女町精養軒へ、政友会の代議士を招待して午餐を共にし、同夜更に中央倶楽部員を招待して晩餐を共にする事となりたり。

三越の苦情係　〔一・二九、萬朝〕三越呉服店に於ては今度苦情係を置き、同店に対する総べての苦情を取扱はすることゝなし、又電話にて注文を引受くる考へより電話販売係を設くる由、同店が目下取付中なる電話交換台は、極めて大規模なる我国商店に於て未だ嘗て見ざる最新式のものにして、三月下旬迄に竣工すべしと。

南北朝正閏問題に関し　藤澤代議士質問書を提出

文相撤回を懇請して峻拒さる

〔二・九、東朝〕藤澤元造氏は頃日「文部省の編纂に係る尋常小学校用日本歴史は、国民をして順逆正邪を誤らしめ、皇室の尊厳を傷け奉り、教育の根底を破壊する憂ひなきか」との質問書を提出し、不日其の趣旨を演説する由なるが、右は同教科書中、南北朝の事を叙したる条下に「南北朝の事は正閏軽重を論ずべきにあらず」、又「両皇統の御争ひとなり」と云へる如き文句を見聞してなり、抑も南北朝の争ひは、其の実全く当時の政治家の争ひにして、決して皇統の御争ひと見るべからず、而して其の正閏の別は現に湊川神社を祀り、南朝の忠臣を追福し給ふに見るも、我が皇家の御趣意の在る所、瞭然疑ふべからざるに、左の如く論断するは、全く事理を顚倒したるものにして、国民の思想涵養上容易ならざる失態なりとなすにあり。之に就て文部省は、其の急所を突かれたる事とて、辯解の辞もなく、狼狽一方ならず、頃日来鳩首凝議中なりしが、一昨日小

松厚文相は、遂に藤澤氏に会見を求め、三時余に亙り、詞を尽して該質問の撤回を求め、大逆事件の余熱未だ全く冷えざるの今日、斯る事態を曝露するは頗る迷惑なりとて、切に懇願したるも、藤澤氏は宗廟に関するの大事なれば、其の是非は之を明かにせざるべからずとて、文相の請を却けたりと。左れば氏は今九日の衆議院本会議に於て、大気焔を吐かんと待構へつゝあり。

南北朝正閏論と喜田博士

〔二・一〇、東朝〕 抑も本事件の問題となれる最近の動機は、旧臘文部省が全国の師範学校より校長若くは倫理教師を召集し、十日間に亙る講習会を開けるに基くもの、如し。

▲講習会の内容　文部省にて選定したる講師は、文学博士井上哲次郎氏、法学博士穂積八束氏、文部編輯文学博士喜田貞吉氏、高等師範学校教授文学博士吉田熊治氏の四人にして、井上博士は十二時間に亙りて、「国民道徳の要旨」を説き、穂積博士は、憲法上より見たる我国の国体並に家族制度に就て講演し、吉田熊治氏は教育に関し、喜田博士は国史の教育に関して、夫々講ずる所ありしが、会々喜田博士の講演中、北朝正統論とも目すべきものもあり、為めに一場の物議を招き、校長等は各の地位を重んじて容易に口を開かざるも、少壮倫理科教師中には、囂々たる非難の声あり、是れ従来の倫理教育の本旨を顚倒するものにして、吾人の堪ふる所にあらずとなすものあり、殊に本講演の趣旨は、帰任後各地に於て、小学教員を召集して、復演博達すべき命令を帯び居ること、て、講習員中の不平は容易に静まるまじき形勢なり。

▲文部省側の辯解　右に就き、記者は文部省に講演者たる喜田博士を訪問して、其の真相を質したるに、博士辯疏して曰く、「本件の如きは、事数年の前に属して、今更問題となるべしとも思はれず、文部省は卅六年以来、小学校の歴史教科書をを改纂し、従来の方針を一変したり、抑も文部省が小学校に於ける歴史教育の本旨は、小学校令施行細則第五条に於て、「日本歴史は国体の大要を知らしめて、兼て国民たるの志操を養ふを以て要旨となす」と確定し、毫も変動することなし、此の趣旨に依つて歴史の教科書をも改めたる次第にて今更事々しく之を騒ぎ立つるは、事情に迂なる者なり、南北両朝の対立は、我が歴史上の一時の変態にして、因より常例を以てすべきに非ず、殊に宮内省に於ては、去る三十七年以来本事歴に就き、調査中の由にて、近々決定の結果を発表せらるべしと聞けば、未だ其の発表なき以前に、軽々しく之を論ずるは臣子の分にあらず、殊に国民教育の指揮者たる文部省の取る能はざる所なり」と。

▲尊氏は不忠の臣　既に南北両朝の対立を以て、容易に其の間に正閏軽重を論ずべからずとせば、忠臣と知らるゝ正成、義貞の徒は如何、逆臣と知らるゝ尊氏の徒は如何、博士之に答へて曰く「両朝の天位に関しては、後世より容易に之が軽重を議すべからざれども、之を両朝の臣下に就て見るに、足利尊氏はもと武家政治の再興を希望せる者にして、之に従へる将士も亦武門政治を夢想し、尊氏が北朝を擁立し奉るは、賊臣の汚名を避くる横道のみ、北朝の天子も亦尊氏に擁せらるゝは、其の好み給はざる所なれど、時運の非なるを覚知し給ひ、恨みを呑んで之に任せ給へるもの、尊氏固より不忠の臣なり、之に反して楠父子、新田、北畠、名和長年等は何れも勤王

の忠臣にして、一意王政の復興に努め、終始其の節を変ぜず、忠良の臣と称すべし、即ち天位に関しては是非すべき限りにあらず唯臣子の分に就てのみ議すべく、是を以て充分に歴史教育の目的を達するを得べしと信ず」と。

社会問題に特に御軫念遊ばされ
施薬救療　百五十万円御下賜

〔二・一一、官報〕 恩旨 ○今十一日桂内閣総理大臣ヲ御前ニ召サセラレ、左ノ勅語アリ、併テ施薬救療ノ資トシテ、金百五十万円ヲ賜フ旨仰出サレタリ。

朕惟フニ、世局ノ大勢ニ随ヒ、国運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ、経済ノ状況漸ニ革マリ、人心動モスレバ、其ノ帰向ヲ謬ラムトス、政ヲ為ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ、倍〻憂勤シテ業ヲ勧メ教ヲ敦クシ、以テ健全ノ発達ヲ遂ゲシムベシ、若夫レ無告ノ窮民ニシテ医薬給セズ、天寿ヲ終ルコト能ハザルハ、朕最ガ軫念シテ措カザル所ナリ、乃チ施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メムトス、玆ニ内帑ノ金ヲ出ダシ其ノ資ニ充テシム、卿克ク朕ガ意ヲ体シ、宜キニ随ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシメンコトヲ期セヨ。

藤澤代議士南北朝問題を提げて起ち
政府狼狽して懐柔策を講ず

〔二・一五、東朝〕 南北朝正閏問題

○文部省編纂の小学校用歴史教科書の記載が、端なく南北朝の正閏問題を惹起し、国民教育上の重大問題として、識者の奮起を招きしは既記の如し、吾社は猶聞得るに随ひて、之が報道を怠らざるべし。

△質問演説は十六日　藤澤代議士と文部大臣との会見は、相互不譲歩のために、何等得る所無くして了れり。文部大臣は如何にもして藤澤代議士に対し、議会に於ける質問書を撤回せしめむと、百方策を廻らし居れるも、藤澤代議士は之が応接を蒼蠅しとし、其の居処を暗まし居れば、遂に警察力を濫用して、居処の探偵をなさしめ、藤澤代議士の親友なる早稲田大学講師牧野謙次郎氏の邸宅に角袖巡査の立番をなさしむると同時に、藤澤代議士の厳父なる関西の碩儒南岳翁の許へ書面を発し、翁の力によりて反省を促さしめむと企つる等、苦心をさく〱怠りなけれど、藤澤代議士の決心は牢として抜くべからず、聞く所によれば、同代議士は飄然都門を去つて、伊勢太廟参拝の途に上り、太廟に告ぐるに苦衷の在る所を以てし、十六日新橋より直に帝國議会議事堂に馳せ付け、堂々と質問演説を試むる筈なりと。（下略）

北朝が正統なり　吉田東伍博士談

〔二・一五、東朝〕 南北正閏論は何も今になつて騒ぎ立てるに当らぬ事で私の意見では、北朝は正統にして、南朝の正統を云々するは紙上の空論であると断言する事が出来る。如何にも南朝の方には後醍醐天皇を初め奉り、楠正成、新田義貞と云ふ様な豪い人物が有つたには違ひないが、然し正統の上から云へば、何うしても北朝が

正統で、其の当時の太平記、梅松論等の如く南朝方の書物にすら年号の如きは皆北朝の年号を用ひて居るのを見ても、此の当時に北朝を正統と認きて居た事が判る。其他先帝迄は百廿三代と記され、又今上陛下を初め奉り、伏見宮其他の宮々何れも北朝の御系統である。今仮りに南北朝と云ふと雖も、是実は足利、楠、新田等の武門の争奪に他ならぬので、其南朝たると北朝正統たるとは、仮令ば同一の木に於ける枝の関係の如きもので、吾が連綿として、世界無比なる皇室に何等の累をも及ぼさないのである、然るに南朝正統論と云ふのは、大日本史が初めて、是が彼の司馬光の資治通鑑、朱熹の通鑑綱目等で三国の蜀、魏の正閏を論じたるに倣ひて、南北両朝の正閏を定めたるに始まり、南朝派の王政復古の理想と、明治王政復古とに依て是を見れば、南朝の理想が初めて実現されたもので、南朝正統の如くになり、明治に至つても誰定めるともなく、南朝正統論となつて、遂に正成、義貞の贈位ともなつたのだが、是は大日本史以後の事である。又彼の三種の神器も皇位継承に大切なものではあるが、只に夫のみで、他の歴史的事実を無視して終ふ事が出来ぬと思ふ。何れにもせよ、是は武門の権力争奪問題で、南北何れを正統にするも、吾が洪大無辺の帝室に何等の影響はないが、自分一個の意思では何処迄も北朝正統論である。

南北朝正閏問題論争の議場一変

藤澤代議士突如質問を撤回

同時に議員を辞して便々其の理由を説明

〔一・一七、東朝〕昨日の衆議院。

例刻開議、此の日も亦質問演説や建議案に人気を引寄せ、殊に過般来世上の一問題となれる南北両朝正閏論に関する教科書の編纂方に就き、藤澤代議士の質問演説呼物となり、教育社会の人々及学生は満員となりし傍聴人の六分を占めたり、之に反し議論は予算終了後の事とて、空席多く、冬枯の如き感なくんばあらず、政府委員席も亦然り、

藤澤代議士辞職（質問撤回）

議長は書記官をして、先づ当日呼物たりし藤澤氏の質問は、提出者より撤回を申出でたる旨報告し、次で議長自ら藤澤代議士より辞任の申出でありたる旨報告したり。

藤澤氏登壇（辞職の理由）

乃ち藤澤代議士は辞職の理由を宣明すべく登壇、余は此の質問書を提出するに当り、文部大臣を訪問する事一二度、涙を揮つて説く所ありしに、大臣も余の説に賛成せしを以て、余は更に即時訂正すべきを迫りたるに、大臣は時を見て訂正すべき旨を答へたり。されど余は慊たらず、文部省の一室に於て、三上、喜田両博士に面会、南北両朝正閏の議論を闘はしたるに、博士等は普通学務局長立会の上にて、北朝正統論を主張したり。此に於て余は去つて伊勢太廟に参拝して此の事を訴へ、更に父南岳に面したる上、質問する事に決せしものなるが、昨日帰京の上、

△桂首相外二三大臣と面談せしに左様の議論ならば、政府も之を認承する所なるを以て、質問する迄もなかるべしと、此に於て余思へらく、進んで質問せば輿論の同情も惹き、諸君よりも亦同情を得る

事勿論ならん、而かも責任ある大臣が、余の主張を容れ、夫の教科書を廃棄せんとする以上、此の壇上に立つて質問するの要なきを感じ、玆に質問書を撤回せし次第なり。而かも斯の如しと雖も、余は国民の代表者たる責任を尽し得たりと信ずると同時に、直に辞表を提出せるは花々しき戦死を遂げたるものなりと、辞職の理由を明かにし、更に教育の大本は教育勅語に在りとて、億兆心を一にしの条に至り、桂総理大臣閣下が政友会と提携せしも、亦此に基きたるものなるべしと、少しく岐路に入り、尚勅語の字句に付解釈を為し、諸君幸ひに此の大本を忘れざらん事を望むものなり、余は天壌無窮の皇運を扶翼したりと信ずるが故に此に辞任するものなるが、翻つて諸君の態度如何を見るに、議員の職に恋々として、一己の私利を営み、次の選挙にのみ重きを置くが如きは士君子の恥る所ならずや、余は尚一年の任期を余すと雖も、此に辞任するものなりと、余り管々しく述べ立てしかば、一隅より好漢辯疏して同情を失ふこと勿れと呼ぶものあれば、無礼な事をいふ勿れと警むるものありて壇を下る。

所澤飛行場立派に出来上る

茫々二十三万坪　**東洋一を誇るに足る**

〔二・二四、東朝〕碌な芝居も出来ない中に、帝國劇場は出来上つたが飛行界に於ても、未だ飛行機の飛ばない中に立派な飛行場が出来た。勿論飛行機にしろ、飛行船にしろ飛行場が無ければ練習する事が出来ないので、完備した飛行場があればあるだけ、飛行機の発達に資する事は云ふ迄もない。

▲演習開始期　屢々報じた如く、陸軍の気球研究会で買ひ入れた所澤の飛行場は、既に地均を終へ、建築物の一部も出来上り、不完全乍ら飛行演習もしようと思へば出来る迄になつて居るが、研究会に費用がない為、来年度即ち来四月にならなければ、演習を始める事が出来ない。従つて折角買入れたライト式や、ブレリオ式も四月迄は飛ばせる事が出来ないので、研究会の方針が間違つて居る、設備費にのみ多額の金を費さずして、研究或は練習の為に、モウ少し余計費用を出した方が好からうなどと云ふ人もあるが、それには種々の事情もあり、何しろ全部の費用が少いので、研究会でも思ふ様には行かないらしい。

▲飛行界の中心　それは兎に角、所澤は本邦唯一の飛行場である、研究会の飛行演習もいよ〳〵四月六日から開始される。そして陸軍の飛行機及び飛行船は今後何れも所澤の飛行場に於て行はれるので将来民間に於て大飛行場が出来ない限り、所澤は我国飛行界の中心となり、世間の注意を惹く事も非常な者であらうと思ふ。

▲飛行場の地位　所澤は埼玉県下であるが、東京から僅に二十三哩余、汽車で行けば飯田町から國分寺で乗り替へて二時間かゝる。所澤の停車場から飛行場迄約十丁、町の入口から右に折れて鉄道線路の下を抜けると、直に茫々たる砂原が見える、之が飛行場だ、総面積廿三万坪、広々として目を遮るものもなく、遠く彼方に秩父の連山を望むばかり、之なら何う飛んでも危険はないと思はれる。初め研究会では府下及び千葉、栃木、埼玉等に数ケ所の候補地を選んだのであるが、地代の関係や気象の関係から、此処が一番好いと決定

され、昨年二月八万円で買ひ入れたのである。

▲種々の設備　此の広漠たる飛行場の地均しは既に三万円を費して去月中出来上り、間口廿間、奥行九間半の飛行機格納庫も既に出来上つて、目下気象観測所（三階建約百坪）の建造中である。気球格納庫は総計廿四万円を費し、飛行機格納庫と反対の方面へ来年度に跨つて建築さるゝ筈であるが、瓦斯発生所及び機関庫は、本年中に建築される事になつて居る。而して飛行機のスタート、気象観測所の前から気球格納庫の前まで一直線にコークスで堅めて造られる筈である。尚此の外修理工場、廠舎、其の他の附属建物は、本年度から来年度の終り迄に建造される予定で、本年度の予算の中にも、是等の設備に要する費目だけで過半を占めて居る。（下略）

移民制限削除の日米新条約

〔二・二四、東朝〕　新日米通商条約は二月二十一日華盛頓に於て、米国国務卿ノックス氏と、我内田大使との間に調印を了り、大統領タフト氏は、即日直に同国上院に向つて、批准を需めたり。（中略）

▲期限問題自然解決　現行日米条約は、明年七月迄有効期限なるが、新条約には同条約の批准交換の時を以て、直ちに効力を有することとなり、同時に旧条約を廃棄すべければ、旧条約の有効期限問題は玆に自然の解決を告げたる訳なり。

▲移民条約なし　新条約には旧条約第二条但書の移民制限に関する項目を一切廃棄したるは勿論、別に移民条約を締結するが如きことは断じて之れなしと云ふ。又新条約の内容に就ては、批准交換を見る迄は公表せざるも、第二条但書を削除したる外、別に重もなる変更なしと云ふ。

夏目漱石　博士称号を返上

〔二・二四、東朝〕　漱石夏目金之助氏が、有賀長雄、森槐南、幸田露伴、佐々木信綱諸氏と共に、博士会の推薦に依り、文学博士の学位を授けられたるは既報の如くなるが、氏は此の学位授与を不本意なりとして之を辞退し、左の書面を当局に差出したり。

拝啓　昨二十日夜十時頃私留守宅へ（私は目下表記の処に入院中）本日午前十時学位を授与するから出頭しろと云ふ御通知が参つたさうであります。

留守宅のものは今朝電話で、主人は病気で出頭しかねる旨を御答へして置いたと申して参りました。

学位授与と申すと、二三日前の新聞で承知した通り、博士会で小生を博士に推薦されたに就て、右博士の称号を小生に授与になる事かと存じます。然る処小生は今日迄たゞの夏目なにがしとして、世を渡つて参りました。

是れから先も矢張りたゞの夏目なにがしで暮したい希望を持つて居ります。従つて私は博士の学位を頂きたくないのであります。此際御迷惑を掛けたり、御面倒を願つたりするは不本意でありますが、右の次第故学位授与の儀は御辞退致したいと思ひます。宜敷御取計を願ひます。

敬　具

二月二十一日夜　夏目金之助

専門學務局長福原鐐次郎殿

法然上人に御諡号　明治天皇よりも御宣下

〔二・二八、東朝〕○勅諡明照大師

○元祿十年東山帝より圓光大師の諡号を賜はりて以来、浄土宗の開山法然上人の遺徳を頌する為め歴代の陛下も亦上人の五十年目遠忌毎に必ず諡号を賜はるを例としたるが、明治維新後初めて七百年回忌を執行するに当り、今上陛下よりも亦大師号宣下の御沙汰あり、京都本山浄土宗管長山下現有師は御沙汰書拝授の為め、四本山僧正宗務所執事を随へて昨二十七日午前八時五十九分新橋着列車にて入京せり。（中略）

△諡号宣下　管長以下六名は馬車にて坂下門を入り御車寄せに下車して大玄関より北溜りの間に入り、予定の午前十時に至り東宮内属の案内にて大臣官房に於て渡邊宮内大臣より左記大師号加諡の御沙汰書を拝受せり。

圓光、東漸、慧成、弘覺、慈教大師、加諡明照大師

明治四十四年二月二十七日

宮内大臣従二位勲一等　子爵　渡邊千秋奉

管長猊下は右御沙汰書を拝授して北溜間に下り、直に之を唐櫃に納め応接所にて暫し休憩の後、中澤使僧、執事窪川旭丈の先導にて坂下門より二重橋外に出づ。（下略）

南朝論勝利　教科書廃棄さる

喜田貞吉博士休職を命ぜらる

〔二・二八、東朝〕南北朝正閏問題一度起りて甲論乙駁、学士博士の論争となり、議会の問題となり、藤澤代議士のの発狂となりて、何時果つべしとも見えざりしが、果然文部省は二十七日左の通牒を全国各地方長官に発したり。

一、児童用尋常小学日本歴史巻一第八十頁第二行「錦旗を押立てて」は尊氏が賊名を避けんが為になしたる事にして、即ち尊氏の姦猾を証するものなること。

二、高等小学日本歴史巻第八十三頁第七行「錦旗を押立てゝ」の意義前項に同じ。

三、教師用尋常小学日本歴史巻一の下は文部省に於て、南北朝の部分に関し修正を要する廉あるにつき之を使用せざること。

而して教科書全部の修正に就ては文部省に於て専ら調査中との事。

▲喜田博士は休職

図書調査委員喜田博士は昨日左の如く休職を命ぜられたり。

文部編修従六位文学博士　喜田　貞吉

文官分限令第十一条に依り休職を命ず。

千里眼長尾いく子　疑問は永久未解決

〔二・二八、東朝〕先頃学界の大問題を惹起したる丸龜の千里眼夫人長尾いく子は去月廿六日インフルエンザに罹り、其の後肺炎に変じ、更に数日前肺壊症に変症し、頗る重態に陥りしが、廿六日午前九時三十分遂に死去したり、年四十一。尚いく子は危篤に陥るも心確にて是非全恢して、学界の問題を解決したし、妾が重症となりしに就き世間には例の念写事件を心配したる結果なりと疑ふものあ

り、之が何よりも残念なりと口癖のやうに言ひ居たりといふ。（高松電報）

「大毎」積極的に東京へ進出

〔三・一、東日〕今日以後の東京日日新聞

大阪毎日新聞社長　本山彦一

今回大阪毎日新聞社が、日報社を譲受け、之を従来大阪毎日新聞社の分身たりし毎日電報社に合併し、毎日電報と東京日日新聞とを合一し、東京日日新聞の名称の下に、之を経営することゝなれるが故に、此機会を以て大阪毎日新聞の立場を審にし、因て東京日日新聞今後の態度を表明せんと欲す。大阪毎日新聞は商業地に発達したる実業新聞なり、関西地方一般の発展に伴ひ、社運漸次隆盛となり今日の勢力と信用とを贏ち得たるは、幸とせざるべからず。（中略）

大阪毎日新聞は、実業の機関なりと標榜するも、固より実業家一人の機関にあらず、何れの政党政派にも関係なく、政府に媚びず民間に諂はず、独立独行、毫も他に掣肘羈束せらるゝことなし。此の如くして営業的経営を本とし、業務の利益を以て業務の盛大を計り其目的を変ぜず渝らず、以て現時の隆運を見るに至る。其然る所以蓋知り難からざるに似たり。

飜つて全国に対する新聞普及の状況を見るに、関東と関西と、二分せられたる観あり。東京の新聞は多く関西地方に配布せられず、これ汽車汽船の便開けたるも、運輸機関不備にして、時間の遅るゝが為めならずんばあらず。故に苟も主義を全国に普及せしめんとせば、一新聞の発行によりては其目的を達する能はず、これ大阪毎日新聞が先年東京に於て毎日電報を起したる所謂なり。

毎日電報発刊以来僅に四年、未だ関東地方に周知せらるゝに至らずと雖も、亦東京に於ける幾多新聞の競争近来益々激烈となり、甚だしきは其売価を卑しくして強て估らんことに努め、低下に次ぐに低下を以てし、其結果自ら其弊に堪へざるものありと云ふ。此の如き、特殊の財源を有するものを別とし、果して長く其困憊を来さゞるを得べき乎。新聞の困憊は、社会の損失なり、国家の不利なり、而して之を済ふの途、唯新聞の数を減ずるにあるのみ。予は此の見地よりして、昨年来二三新聞を毎日電報に併合することを企画せしも、今日迄其志を果すを得ざりしが、幸に新聞界に最も古き歴史を有し、最も信用ある独立新聞たる東京日日新聞の持主の感を同じくせるありて、其事業を合同経営し益々其の刷新拡張を実現し得るの機会に達せり。余は之を以て新聞界に一進運を開きたるものと思惟す。

東京日日新聞は其起源最も旧く其設備最も整へり。甞て文明の主義を皷吹し、国民に外交の知識を授け、若しくば文芸の精華を発揚し、俗間に高尚なる藻思を与へたるが如き、世人の熟知する所にして、深く欽仰すべしとなす。其持主に屢次の変更あり、政府の機関紙として御用新聞の名高かりし時代亦短からずと雖も、最近に於て全く独立の新聞たりしこと、絮説を要せず。政治的主張に於て、時に所見の異なるものありしを他にして、東京日日新聞と我大阪毎日新聞とは、過去に於ても多く其主義を殊にせず。今こゝに其設備を併せて完全に大新聞の面目を発揮し、従来東京日日新聞の有せし精華と真髄とを継承し、之を我大阪毎日新聞の主義に同化せしめ、毎日電報の有せし新進の鋭気を之に注ぎて、益々其進歩発展に努めん

とす。（下略）

東西両朝日新聞社招聘の

三大飛行家快翔す

大阪城東練兵場観衆に埋まる

〔三・一三、大朝〕 虚空に憑り長風を御すとは二千年のその昔、列子の空想と思ひきや、今日只今列子の想像以上に事を現実に顕し来る飛行機といふ大発明ありとは聞けど、我邦に於て未だ曾てその大空を飛んで行く科学界の破天荒ともいふべき放れ業を実見せしことなかりしが、愈々十二日城東練兵場に於て吾社の聘したる北米三大飛行家の一行は、此の空前の壮挙を無事に遂行せり。前日来天候不良にして冴え返りたる北東の寒風強く吹き荒み、懸念少からざりしも、当日の朝となりては一天拭ふが如くに晴れ渡り、風また次第に凪ぎて近来稀に見るの好天気日本晴れとなりしぞ天祐なる。（中略）

△第一回

午後一時十五分に至り、飛行開始号砲中天に高く響けり。待ちに待ちたる観衆は八方より歓呼喝采して止まず。飛行機の準備は成れり、いざとて機関師アンモンス氏は大天幕の北方にある三本の柱を撤し、徐ろに飛行機を引出せり。飛行機よ、飛行機よ、我が飛行家マース君の乗るべき第七雲雀号（スカイラーク）の雄姿のいかに堂々たるよ。観衆は此の堂々たる雄姿を一瞥したる瞬間に於て狂せるが如く、更に熱心に喝采せり。其の間にも飛行家マース君は通常の背広服に灰色スコッチの外套を着し、ボールドウキン、シユライバーの両君と立ながら澄し切つて葉巻などを燻らし居たるが、二十三分、シユライバー君が格納庫の前より飛行機を西に押して出発地点たる飛行場の西南隅に至り、前面舵を北東に向けたるを見、静かにコートを脱して飛行の服と飛行帽を着し、直に坐乗して婉然一笑、手柄（ハンドル）を両の手に確と握れり。此の時ボールドウキン君は後面に廻りて推進機（プロペラー）に手をかけ、唸と力をこめて三五回廻転す。長さ十二尺ばかりの薄き木製の推進機が、其力によりて緩き自転を初め、夫と同時にガソリン機関は凄じき音響を出して爆発し、ピストンの動き漸く急に、推進機は風を切つてブウーブウーと廻ひ出す。飛行機の滑走力を優秀ならしむるため、後尾舵の柄を数人の人夫が一生懸命になり、飛行機の前進を支へ居たるが、やがて機熟すると見るや、ボ君の号令一下、人夫が支へたる後尾舵の柄を一時に離せば、飛行機は非常なる速力を以て東北に向ひ、三十米突ばかり滑走し、後尾舵先づ上り、直に前面水平舵地上を離れて、爰に飛行機は前進昇騰を初めたり。（時に一時二十七分十秒）百万の観衆は此美事なる飛行に驚嘆して暫く鳴りを静め、唯アレヨ〳〵と叫合ひつゝ、澄み渡つたる大空へ其の名の如く愉快に飛び廻る飛行機の行方を眺むるのみ。斯くて飛行場を直径約五百米突の楕円形を以て一分二秒間に一周し、出発地点の上（高さ百呎）を通過し、更に一分十秒間にして第二周を終り、漸次高騰し三十一分五秒三周を終る、此時の高騰六百呎を越えたり。第四周に至り、マ君は急に西北隅に於て飛行機を低下したれば、其儘にて降下するものと附近の観衆は大拍手をなしたるに、百万の観衆を脚下に踏まへたるマ君は、低きまゝに一上一下しつゝ飛行場を一周して更に昇騰し、一時三十八分に至りて第六周に移り、自由自在に乗

り廻しつゝ低く北方に飛び、四十一分四十秒、西北の一隅に軽く降下し、斜に地上を滑走して格納庫の前に至り停止せり。観衆は推進機の音響よりも更に強大なる唸りを打つて喝采す。マ君は徐ろに飛行機を降りて、「千五百尺の高所に昇らんとしたるも、寒気強く、且上層の風意外に強かりしかば六百呎にて留めたり」と快く笑ひ乍ら打語り、久邇宮両殿下の前に至りしに、殿下は直に握手を給ひ「成功を祝す」との御詞あり、マ君面目を施して殿下の御前を退き少憩す。

△第二回の飛行（下略）

日本橋　揮毫の徳川慶喜

〔三・一八、大毎〕四月三日開通式挙行の筈なる東京日本橋の橋標は、徳川慶喜老公が認めたるものなるが、同老公の近状につき架橋の設計者工学博士妻木頼黄氏は語るらく、慶喜老公は小石川の自邸に於て静かに余生を送りつゝあるが、囲碁と謡曲とに趣味を有し之を楽みとして、運動には征夷大将軍として兵馬の大権を握つて居られた当時から堪能であつた弓術を好まれ、朝夕庭に出て大弓を彎かれる。今度日本橋の文字の揮毫を依頼したのは、日本橋は江戸時代から日本の元標となつて居る処だから、此際老公に揮毫を願ふのが最も宜しからうと思ひついて、早速内意を伺つて見たが、日頃謙遜の老公の事であるから、何処から依頼されても揮毫した事は滅多にないと云ふて辞退されたが、強ひて承諾を得、数日を経て尾崎市長が老公を訪問し改めて御願すると、老公は折柄風邪の気味であつたにも拘はらず、快よく揮毫されたので、之れで新たに成れる日本橋を飾ることが出来たのは、実に喜ばしい事である云々。

樺太の地名変更

〔三・二一、官報〕内閣告示第二号

○樺太ニ於ケル地名左ノ通リ改正ス。

明治四十四年三月二十一日　内閣総理大臣侯爵　桂　太郎

バラツトナイ　原戸岬　トウブツ　北遠淵　エツトツカホリウ

エニ　越徳山　チヤウシ　南舟越　イルレブシノ　中舟越

ホツケチツク　法華山　チリワサン　散江湖　（下略）

工場法　公布

〔三・二九、官報〕法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル工場法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十四年三月二十八日

内閣総理大臣侯爵　桂　太郎
内務大臣　法学博士男爵　平田　東助
農商務大臣男爵　大浦　兼武

法律第四十六号

工場法

第一条　本法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル工場ニ之ヲ適用ス。

一、当時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ。

二、事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ。

本法ノ適用ヲ必要トセザル工場ハ、勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得。

第二条　工業主ハ十二歳未満ノ者及女子ヲシテ、工場ニ於テ就業セシムルヿヲ得ズ。但本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。行政官庁ハ軽易ナル事務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ、十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得。

第三条　工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ。

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ、前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得。

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖、前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス。

第四条　工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ。（下略）

朝鮮銀行法　公布

〔三・二九、官報〕　法律　○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル朝鮮銀行法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十四年三月二十八日

内閣総理大臣兼大蔵大臣侯爵　桂　太郎

法律第四十八号

朝鮮銀行法

第一章　総則

第一条　朝鮮銀行ハ株式会社トシ其ノ本店ヲ朝鮮京城ニ置ク。

第二条　朝鮮銀行ハ朝鮮総督ノ認可ヲ受ケ、支店代理店ヲ設立シ、又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得。

朝鮮総督ハ、必要アリト認ムルトキハ、支店代理店ノ設置ヲ命ズルコトヲ得。

第三条　朝鮮銀行ノ存立期間ハ、設立登記ノ日ヨリ五十年トス。

但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得。

第四条　朝鮮銀行ノ資本金ハ一千万円トシ、之ヲ十万株ニ分チ一株ノ金額ヲ百円トス。

但シ政府ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得。（下略）

新架の日本橋　開通式挙行

〔四・三、東朝〕　新たなる日本橋は荘厳なる威容を備へて生れ、華麗なる装飾を以て本日午後一時いよいよ開通の式を挙行せらる、南は京橋際より北は本石町より南北廿町に亘れる大通りは、日本橋を中心として軒並に美麗なる造花幔幕球燈を掲げ、彩雲遠く揺曳す、今恰も春風駘蕩の好季、桜花爛漫たる帝都の中央に此一大盛観を現出する日本橋は、抑も如何なる歴史を有するぞ。

日本橋の沿革に就ては諸説あれど、明治四十年東京市役所編纂東京市案内は能く概要を尽したり。

（前略）第一に日本橋あり、日本橋川に架し、通一丁目より室町一丁目に通ず、慶長八年の創架（慶長見聞集）にして日本国中の人聚り掛けたるより、諸人一同に日本橋と云ひしとも（慶長見聞集）、諸国の行程此より起るを以て名づくとも（府内備考）、旭日東海を出るを望ぬを以て称すとも（江戸名所圖絵）、何国の人を問はず、江戸に来るもの皆此橋を通るを以て名づくとも云ふ（墨水消夏録）。

爾来元和四年、萬治二年、元祿十三年、正德二年、寶曆十三年、安永二年、寛政八年、文化三年、文政六年、弘化二年、萬延元年、明治五年等の架換を経たるもの即ち今の橋（現に架換設計中なり）にして、長さ二十八間幅七間七分の木橋也（中略）。其全国里程の起点となりしも亦慶長年中のことにして、武江年表に慶長九年二月日本橋を本と定め、東海道及び越後、陸奥等の諸道に一里塚を築かしめらる、三十六町一里の積なりとあり、元橋側に高札ありて種々の掲示をなせり云々。（下略）

イヤ〳〵博士　学位辞退不可能

〔四・三、萬朝〕　夏目博士に通牒

○文部省は夏目金之助氏の学位辞退の申し出に対し、近日中に通牒を発するに決したるが、右は学位は辞退するを得ず、仮令辞退し得るも文部大臣は之を聴許するの権能なしと云ふにありと、福原専門学務局長は語れり。漱石氏も爾後夏目なにがしでは済まされぬ訳也。

德川大尉所澤に二十哩飛行

〔四・九、東朝〕　八日所澤に於ける飛行試験は例の如く未明より開始せらる、秩父の連山霞に包まれて暮の如し、扨も德川、日野両大尉の飛行振は日に〳〵進歩するが如く、昨日のレコードは今日のレコードに非ず、今日のレコードは明日のレコードに非ざる也。

△半時間飛行　午前五時十五分德川大尉は其ブレリオ式単葉に研究会御用掛山瀬工兵中尉を同乗せしめて飛行を始めたり、滑走僅かに四十米突にして地上を離れたるが此時風速三米突位にして、実に好個の飛行日和なり、飛行機は例に依り極めて軽快に場内のコースに添ひて一周し、又一周し、三周目には遠く場外に出でゝ周廻したるが、飛行は益々調子付きたる如く、其壮快なるを羨みつゝある見物を下に見て、高き時は百八十米突を昇騰し、低き時は廿米突位の位置を保ちて終に広き飛行場を十五周するに至れり、此時間三十一分四十秒、距離は実に三十キロ四百米突（十九哩余）に達す、則ち距離に於ても、時間に於ても曩に日野大尉がライト式を操縦して成功したる大飛行を凌駕して、新レコードを作れるものと言はざる可からず。

△田中館博士曰く　田中館博士は之を記者団に向つて報告せる際、戯れて曰く、「之位長く飛行すれば諸君は飛行を始めてから起きて着物を着替へて来ても間に合ふでせう」と得々たるが如し、且つ曰く「一寸考へると同乗者のある時は、重重が増加するのだから、自然速力も遅くなるだらうと思ふかも知れぬが、それは間違つてゐる、実際は重量が加はれば加はる丈速力を早くしないと、重さの為に落ちて終ふのである。此飛行の速力は一時間九十六キロの割合だ云々」、更に之を判り易く云へば、京浜間を半時間位にて飛行したる訳也。

吉原遊廓大火殆ど全滅す

〔四・一〇、東朝〕　昨日午前十一時三十分、新吉原江戸町二の廿貸座敷美華登樓事、鈴木濱之助方より発火し、朝来吹き募りたる南の烈風のため、火は凄まじき勢を以て、瞬く間に隣家新花井樓を焼き、夫れより猛火は京町一丁目へ出づるよと見る間に、火先は三方

に散じ、一は角町方面に向ひ、風力に煽られて漸次揚屋町、江戸町一、伏見町に拡がり、角海老其他の大店は、是れ亦忽ち炎々たる猛火に包まれ悉く焼尽せり、又仲の町方面に延焼せる火は、同町に櫛比せる各引手茶屋を焼抜き、衣紋坂の両側に及び、尚も日本堤に到りて同警察を焼き、火勢益猛烈を極め、南方より北へ〳〵と押進み、田中町方面へ吹き付けたり、又一方には午後零時十分頃下谷龍泉寺町二〇六番地某家へ飛火し、附近へ延焼しつゝあると同時に、今戸町方面へも延焼し、火勢一層鋭く、更に千住方面に向ひたり、日本堤にてはいろは、新川屋其の他の飲食店何れも焼失せり、是より先江戸町二非常口方面に向へる火先は東に転じて千束町、田町方面に延焼し、廓外角町河岸の一帯へ燃抜け、尚熾に同方面を焼きつつあり、廓内は殆ど全滅の姿なり。（午後一時三十分）

△延焼益々甚し

▽金杉、田中、千住方面

午後二時半　下谷金杉方面に延焼したる火は、同町百五十番地の一部を焼却し、金杉上町を焼きつゝあり、又龍泉寺町方面は同町北詰を残したるのみにて、他は悉く焼失し、千戸内外に及べり、又田中町方面の火は黒煙濛々として物凄き許りに、南千住方面の空に流れ居れり、京二の河内楼は二時頃尻火にて焼けつゝあり、中米楼も危かりき。（午後二時三十分）（下略）

四国借款問題

〔四・二八、大朝〕　四国借款担保として東三省の煙草税、焼酎税を提供せしめ、随つて其の財政顧問を東三省に入るゝの口実を作らしめたるは、如何に考ふるも我当局の手抜かりならずとは謂ふ可からず、鉄道敷設にもせよ港湾改築にもせよ、其他如何なる性質の新事業にもせよ、今後清国が資本を満洲に投ずることゝならんには、満洲の経済状態は必ずも一大変化を来す可く、満洲の各種事業費として、投下さる可き資金が、今回の四国借款を手始めとし、総て欧米市場より融通せらるゝことゝもならば啻に経済状態のみならず、政治上、外交上日露の被る可き影響は、頗る甚大なるものある可し。日露協商第二条及び第三条に於て、満洲の現状を維持尊重す可きことを声明し、万一前記現状を侵迫す可き性質の何等事件の発するある時は、両締盟国は、該現状を維持するに必要と認むる措置に就き協定せんが為、相互に随時商議をなす可しと謂へる条文とも牴触するの処無きに非ず。四国借款が単に幣制整理基金として、借り入れらるゝことゝなり居たる際に於てすら、日本政府は余り快よきことゝは思ひ居らざりしを、四国借款の性質が満洲問題と、緊切なる関係を有することゝなりたる後も、一言の抗議すら挿むに及ばずして、其の調印を了せしむるに至りたるは、吾人の甚だ了解に苦む所なり、日露協約に所謂満洲の現状を維持尊重す可しといへるは、果して如何なることを意味するにや、政府当局は如何に強辯するとも、四国借款の一部が満洲の新事業費として、投ぜらるゝことゝなりたるは、我が当局の一過失と謂はざる可からず、将来雇聘さるべき財政顧問の白耳義人たると、和蘭人たるとを問はず、四国借款の正当に使用せらる可きや否やを監督せんが為めに雇聘せらるゝ以上、国籍の何国人たるにもせよ、四国側の利害を代表す可きものたるは論無きのみ日露両国の立場よりいふ時は、其の米国人たり、獨

逸人たり、佛国人たると、何の異る所かあらん。

日露両国政府が何が為に法庫門鐵道敷設に反対し、何が為に錦愛鐵道敷設に反対せしかを考一考せば、蓋し思ひ半に過ぐるものある可し。今回四国借欵一部の使途が漠然満洲事業費と称し、如何なる事業に向つて、使用さる可きかを謂はざるは、或ひは日露をして軽軽抗議を挿むの機会を逸せしめたるやも知らざれど、若し然からんには、其の借欵に先ち予じめ此の意を清国政府に通じ、何時にても抗議を挿む可き余地を留め置く可かりしなり。

日本は、曩に無意味なる一千万円を清国に貸附けたり。斯る遊資を有し乍ら、何故に四国シンヂケート間には割込み得ざりしにや、幣制改革に就ては、追加日清通商航海条約第六条に於て、清国をして成る可く速かに自ら進んで、全国一定の流通貨幣を設備す可きことを誓はしめ居るのみならず、四国借欵の一部が、満洲新事業費として投ぜらるゝといふことは、日本をして四国借欵の一部を引受け四国聯合に割り込む可き正当の理由あるに非ずや。万一四国側に於て、日本の割込みを肯んぜざるに於ては、日本は四国政府及清国当局に向つて、日本の該借欵問題に不同意なる旨を声明し置くを以て得策とは為さゞりしや。（下略）

朝鮮總督府の言論弾圧苛酷

当局の狂態に中野武營憤慨

〔四・二八、大朝〕 京城電報（二十六日発）

過日漸く解停れさたる京城新報は、二十六日又復発行停止を命ぜらる、其の理由とする所は大阪商業會議所書記長伴直之助氏の談として、今日朝鮮事業界の振はざるに発展の大勢阻止の障礙あるに拠る、須らく言論の途を開き、朝鮮開拓協会を設けよと云ふ意味を掲載したると、寺内總督が大廟参拝の事を四五行記載したりと云ふに過ぎず、右に対し中野武營氏は全く、伴氏の談は如何に見るも、公安を害するものと見えず、自分は又従来会社令の辯護者の如く伝へらるゝも決して然らず、之を最後の手段として許したるのみ、昨今の如き没常識の処置を執る總督府に対しては、決して其の善用を期すべからず、昨年併合後朝鮮事業家を商業會議所主人となりて日本に請待せんと企てしも、總督の賛成する所とならず、蓋し總督の意は朝鮮人に智慧を附する事は、總督が自ら之をなすに限り他をして一毫も之に与らしめずと云ふ恐ろしき狭き考へに在るものゝ如く、今回来鮮するに就き寺内總督に面会の節、總督は会社令は其の適用を十分に慎むべければ、成るべく会社令に関する事は聯合大会議の議に附することを避けられたしとの言質を得たる位なれども、今此乱暴なる処置を見るに及んでは甚だしく疑惧の念を懐かざるを得ず其の没常識は唯々滑稽の外なく、此の有様は帰京後詳しく世間に発表する積りなり云々。

朝鮮總督府　内地新聞を押収

〔四・二八、大朝〕 京城電報（二十六日発）

過般寺内總督論の発表以来、本月まで内地新聞の押収せられたるもの、東京朝日十日分、大阪朝日三日分、報知新聞二日分、二六新報十二日分、東京毎日二日分、大阪毎日一日分なり。

眞宗正閏問題で両本願寺紛擾

〔五・四、萬朝〕 京都の大谷派本願寺が宗祖見眞大師の大遠忌に際し、伏見大将宮殿下御筆の「眞宗本廟」と云ふ大額を山門上へ掲げた為め本派本願寺一門の感情を害し、目下一紛擾を惹起してゐる。局外者より見ればさしたる事なきが如きも、両本願寺に取つては重大なる問題となつてゐる。元来両派相別れた原因は、遠く戦国時代にある当時親鸞上人十一代の孫顯如上人が石山に立籠つて織田信長と戦ひ連戦十三年の後、勅令あつて信長と和睦し、上人は紀州鷺の森に移つたが、長子教如、猶踏止まつて信長と戦ひ遂に破れて逃走した、夫れが為に信長は上人を違勅として鷺の森を囲む。其内信長死して上人危地を脱し、宗燈を次子准如に譲る。これが第十二代の法主である。が、一方教如は長子ながらも石山事件の為空しく部屋住みとなり、快々として世を送つたのを、徳川家康時代になり、本願寺の勢力を割く一策として教如を守立て初めて東本願寺を創立した。是れが大谷派の始めで、本願寺の勢力は二分せられたのである。従つて西即ち本派を正とすれば、東即ち大谷派は閏となり、玆に正閏の争ひが起つて紛擾を重ね、遂に明治時代に至つたが、畏くも英照皇太后陛下が故岩倉右府に内命を下して両派の調停を計らせたまひ、同時に両派をして血族関係を結ばしめられた。其結果

大谷派先法主光瑩伯の裏方は、本派の故法主光尊伯の養女恒子、光尊伯の裏方は光瑩伯令妹枝子、枝子の実子光瑞伯は本派の現法主其裏方故籌子は九條公の令妹、九條公爵夫人は光瑩伯の第二女惠子、本派現法主光瑞伯の実弟で新法主たるべき光明師の裏方紝子は九條公令妹、本派連枝梅上尊融師夫人嶺子は大谷派先法主光瑩伯の第六女と云ふ関係となり、両派親密の度を加へ、多年の反目も全く忘るゝに至つたのであるが、今に至つて大谷派が前記眞宗本廟の額を掲げた為め、本派の重立ちたるものは宮家の御筆といふに遠慮はするものゝ、其門徒中には憤慨する者少からず。遂に裏面の紛擾を惹起するに至つたのである。

南緯七十四度より 南極探検隊引返す

〔五・四、東朝〕 一昨夜八時、五月二日午後零時卅分シドニー発にて南極探検隊長白瀬中尉より大隈伯に宛て、左の電報到着せり。

三月十日南緯七十四度にて結氷の為め以南に進めず、玆に引返し、水、石炭、食品補充の上、更に南進目的の遂行を期す、澤山金要る、一応報告の為め野村帰る、総員無事、白瀬。（下略）

日本でも酸素会社を設立

〔五・一四、中外商業〕

酸素と水素（若くはアセチリン）を以て金属を鎔接し又は切断する事は、理化学の実験などにて久しき以前より試みられたる事なるが、其酸素を得るが為めに少からぬ費用を要するより、未だ実用的のものならざりしを、近く四五年来、獨、佛両国に於て酸素を容易に作り得る事となり、玆に工業上の一新紀元を劃し、如何なる小工場にも経済的に之を使用し得る事となり、欧米各国にては今や盛に応用されつゝあり、本邦にては既に山武商会主山口武彦氏其酸素を輸入し、之を海軍又は鉄道其他の大工場に供給しつゝあるが、但

其輸入には関税其他の諸掛りも嵩み注文後五ケ月も経ざれば現品手に入らざる不便もあり、依て寧ろ其酸素を日本にて造りては如何かとの考案より、終に同氏の主唱に基き、日本酸素合資会社なるものを組織し其製造工場を府下大崎にトし、外国技師を雇入れ酸素の製造を開始したるに由り、月の十三日東京高等工業学校内にて右酸素瓦斯及びアセチリンを以て金属の鎔接及び切断を実験したるに、両者共頗る好結果を奏して、来会者の驚嘆を禁ぜざらしめたり。

奈良原式飛行機　百五十米飛ぶ

〔五・一八、東朝〕所澤飛行場に於ける奈良原式飛行機は、引続き十七日早朝より滑走試験を行ひて其の成功を見るに至れり、即ち午前五時十五分、白戸榮次郎氏搭乗、東方に向つて約六百米突の直線滑走したるも、推進機のピッチに欠点あり、速力を出す能はざる事を発見したるより、齋藤技手此が修理に着手し、午前八時完成、白戸氏再び搭乗、飛行場の西隅より東方に向つて滑走し、約六十米突にして地上を放れたり、時に風速約二三米突、斯くて十米突の高さにて凡そ百五六十米突を飛行したる後無事着陸、滑走五十米突にして止まり、飛行機及操縦者に何等の故障なく、左右の安定も極めて良好なりき、終始注意の眼を睜りて傍に立てる奈良原氏は、「操縦者は最初滑走の際側風を避けんために、踏める方向舵を其の儘にして飛行したので、飛行機は急に右方に廻転し、同時に多少右方へ傾いた、即ち方向舵を旋す事を忘れたのであるが、降下の際には敏捷に方向を直して居た、何分未だ練習が出来てないので此んな過があるのだけれど、今少し練習だにせば、十分飛行し得ると信ず」と語つて、悦びの色あり。

河馬　初めて来る

〔五・一八、東日〕今度上野動物園へアフリカ特産の河馬（Hippopotamus）が来る事になつた、河馬の輸入は日本に初めての事で、今年春獨逸ハーゲンベツキの動物園に飼育されて居た二歳の雄を買ふ事になり、三月廿五日愈々ハンバーク・アメリカ船で獨逸を出立したから、此珍客は四五日中に日本を見舞ふ筈である、河馬は古くはスタンレー物語に知られ、近くはルーズベルト氏が、アフリカ出猟で捕獲したので有名である。（下略）

帝國学士院第一回の受賞者は
科学日本の存在を世界に確認せしめたる
「木村項」発見の木村榮博士

〔六・一五、國民〕帝國學士院にては昨年七月畏くも御内帑より奨学資金を拝授せし以来、授賞規定を設けて授賞者の人選に就き調査中なりしが、十二日の學士院総会に於て、岩手県膽澤郡水澤緯度観測所長理学博士木村榮氏を第一回授賞者と決定し、来る七月五日が恰も御下賜記念日なるより、当日學士院に於て厳かなる授賞式を挙行すべしと。木村博士は篤学温厚の君子人にして、今を去る七八年前の地軸変動の状態を示すべき曲線の性質を研究する事に於て功労頗る著しきものあり、即ち現在知られ居る項式以外更に深く進んで新に一項を発見し、之を木村項と名づけ、之を萬国測地学会に報

告したり。今回の授賞は実に之が為めにして、木村項の発見は我が日本学術界の名誉ともなるべきものなり。

東北大学開放 一新例を開く

〔六・二八、東日〕 東北帝国大学理科大学に於ては、今回同大学教授会の決議を以て、各高等工業学校卒業生及び師範中学教員免許状を有する者に、本科学生として入学資格を与ふることゝなしたるが、右は学制上注目すべきものにして、殊に中等教員資格者に入学資格を与へたるは、我が帝国大学に全く先例なき一新例なるが、高等学校卒業者が是等入学志望者のいづれに対しても、先入権を有するは勿論にして、又中等教員有資格者は、予め入学試験を受くべきものとす、而して東北大学の此挙たるや、大学開放の一例として学界の為最も慶すべきと同時に、之が為に同大学に於ても、相当の入学志望者を得べく、至極都合よき制度なりといへり。

四国借款問題の祕密暴露

日露両国提携して四国団に説明求む

〔七・七、國民〕 日露両国政府は、英米獨佛資本家と清国政府との間に締約せる所謂四国借欵に付き、英佛両国政府に向つて抗議を申込みたりとは、倫敦電報の伝ふる所なり。由来該借款の内容は関係当事者の間に極めて祕密に附せられたるに拘はらず、早くも日露両国政府の知る処となり、其の内容を詳細に研究さるゝに従ひ、驚くべき事実を発見したり。即ち借欵第十六条に、清国政府にして本約定に依り発起せる事業を継続し、或は完成するが為めに、本公債より得たる収入に追加すべき資金を清国以外の財源に求めんとする時は、清国政府は所要の資金を得べき公債を発行するに於ては真先に本借欵の対手に申込むべし。然れども清国政府にして追加公債の条件に付、是等各銀行との協議整はざる時は他の出資団体に申込むを得べし。又清国政府は本公債に依り発起せる満洲の事業、或は之に関聯し発起さる満洲の事業を清国人と共同経営をなすべき事を外国資本家に申込む時は、是等各銀行に於て真先に共同経営に関する申込を受くべし。と規定し、更に該資金を以て経営すべき満洲実業目録を掲げ、東三省に割当つべき貨幣整理資金二千万円の外、(一) 殖民及開拓牧場等一般農業上の施設、(二) 黒龍江州に於ける森林農業開拓、(三) 漠河観音山及び三姓地方に於ける鉱山等に二千六百余万円を投ずる事を指示したり。本条前段に記述せる事業の継続或は完成の為に、更に起債する場合は借欵の対手国たる資本家の優先を認むる事は、普通の場合に於て承認すべき条項なるも、満洲に於て前記目録に示せる実業に之れを適用する事とならば、満洲に於ける日露両国の優越なる権利を蹂躙さるゝのみならず、更に後段に記せる合併事業に至ては特殊の条件にして之を満洲全体に適用するに於ては、独占的の権利を獲得し、機会均等主義を打破し、現に日露両国経営に係る事業をも排斥せんとするに在りて、日露両国の看過す可らざる事に属す。日本の満洲に於ける優越的関係は日清条約の示す所にして、日英の同盟及日本の露佛との協約之を保証し米獨其の他締盟各国の既に承認せる処なり。然るに其の後満洲に於ける我が国当然の行動に

対し、尚ほ非難を加へたる米国が、今四国借欵に於て却つて独占的排他主義の実行を試みんとするは殆ど諒解すべからざる所にして、而して我が兄弟国たる英佛両国が之に参加しつゝあるは、大に世間の疑惑を惹起す所となれり。去れば借欵説の伝はるに従ひ、我が政府は常に注意を払ひつゝありしに、玆に恰も日露両国の見解一致し、清国政府に対しては未だ何等の措置を採らざるを以て、清国摂政王は日露両国の意嚮を気支ひ、断乎たる決意を為すに至らずと伝ふるに拘はらず、英米獨佛の資本家は著々資金の調達に歩を進むる者あるを以て、日露両国政府は同盟の好を有する英佛両政府に対し、先づ友誼的に意見を交換するの必要を認め、去月廿八日頃日露両国政府は相携へて借欵第十六条に付き内議を開始したり。其の進行の程度は玆に報道するの自由を有せざるも、若し両国政府にて該借欵は資本家と清国との関係にして、政府の知る処に非ずとせば、日露両国が清国との係争上資本家に損害を及ぼすが如き事あるも、政府之に向つて国際上の権利を主張する能はざるを以て、今回の借欵に対しても政府が関知せざる訳なきが故に、何等適当の解決を見るに相違なきも、若し米獨両国との関係上円満なる解決を見るに至らざる時は、日露両国政府は互に連盟して先づ英米獨佛清の五ケ国に向つて正式に説明を求め、日露両国の優越なる特殊の権利を無視する嫌あらば、玆に初めて抗議を提出するに至るべき順序なるべし。夫れかあらぬか、英佛両国の資本家は四国借欵の濫用を恐れ、清国に具体的使途の草案を要求したるを以て、清国政府より説明委員を派遣する事となれりと、北京よりの電報は伝ふ。是れ言ふ迄もなく日露両国政府が英佛両国政府と意見を交換したる結果、両国政府は各資本家に何等かの意を伝へて、玆に意思の疏通を見るべき前提なりと推測すべき理由あり。従つて右両国の関係は容易に解決すべきも、米獨清との関係にも、今後多少の変化を見るべし。

期米十九円六十銭　未曽有の高値出現

〔七・八、東朝〕　買占団の大計画は着々として奏功しつゝ、彼等は都下在米の殆ど八九分を買占めて、更に定期に五十万石の大買占を強行す。売方が渡り米の蒐集に困み、其の売玉を踏まんとするに当り、相呼応して買煽る相場は、当然騰貴せざる可からず、売方は渡米の用意を要するも、買方は金で済むことなり、彼等は仮りに成算なしとするも、売物のあらん限りを買浚ひさへすれば、相場は当然騰貴するなり。殊に昨今の如く、売方の意気消沈し、売物多からざるの時、売方の踏みに乗じて、極力買煽るに於いては、相場は当然狂騰せざるを得ず、買方の買は分不相応に巨額なりし丈けに、却て易々と成功して、昨朝は、当中両限十九円六十銭、先限十八円九十五銭を呼ぶ、三期皆空前の高値にして、殊に当中の十九円六十銭は四十年松澤一派の買占を策したる当時の高値十九円五十銭を抜きたるものとして、実に有史以来未曽有の高直なりとす。（下略）

条約改正事業漸く一段落

十一ケ国決定し、四ケ国未了

〔七・一一、東朝〕　条約改正一段落

▲佛、墺二ケ国のみは、八月三日まで現行通商条約効力を有すれど

も、其の他の諸国は来る十六日を以て期限を終り、現行条約は廃棄せられ、新条約成るにあらざれば当然無条約関係に陥らざるを得ざる次第なるが、現行条約有効期僅に五日を余せる今日、条約改正事業の経過を聞くに、

▲批准交換完了の二国　新通商条約の調印、相互の批准を終り、批准の交換書までも済みて、何等の故障なく、現行条約の終了する翌日より新条約を実施し得るは、僅かに米英両国なり。

▲批准交換間際の四国　獨逸、西班牙、瑞典、諾威四ヶ国とは、既に新条約の調印を終り、相手国の批准を了りたる正本、既に到着したるもあり、一両日中に到着するもありて、我が国に在りても獨逸との新条約を除き、陛下の御批准奏請中なれば、多分両三日中に御批准あらせらるべく、獨逸との新条約正本も、一両日中に到着の筈なれば、御批准を得て、総て十五日以前に批准交換を行はるべければ、右四国も亦現行条約終了の翌日より、新条約実施の運びに至るべしと予期せらる。

▲暫定約欵五ヶ国　白耳義、丁抹、和蘭の三国及英領加奈陀とは、現行条約の終了期まで、新条約の調印を了り、批准交換を済すべき余裕なく、去ればとて無条約関係に陥るは、相互の好まざる処なれば、無条約状態に陥るを避けんが為め右諸国と日本とは、通商航海上、并に関税関係上、互に最恵書の取換はしを了へて、所謂暫定条約に代へたれば、無条約状態に陥ることなきのみならず、実際に於て何等の不便なしと云ふ。別に瑞西とは既に新条約の調印を終りたれども、同国議会閉会中にて批准を了する運びに至らず、止むなく矢張り暫定約欵を結びて、無条約状態に陥るを避けたり。

▲未解決の四国　伊、墺、佛三国とも現行条約終了期迄新条約成立の見込みなければ、暫定約欵を結ばざるべからざるが、伊太利政府とは大体の協定整ひ居れば、今明日にも前項最恵国待遇を保障する公文書の取換しをなすべく、佛、墺両国との現行条約有効期間は、来る八月三日までなれば、左程切迫せるにはあらざれども、矢張り此の際暫定約欵を結ぶ手筈となり居れり。但し四五日後るゝやも知れず、

▲葡萄牙との条約　は来る十六日終了すれども、既報の如く、我が政府は未だ同国共和政府を公認し居らざれば、条約上に就て交渉を開始するに由なく、到底無条約状態に陥るの外なかるべし。

要するに、来る十六日までに新条約の批准交換を了りて、翌日より実施の運びに至るべきは、米、英、獨、西、瑞(典)、諾の六ヶ国にて、白、瑞(西)、丁、和、伊、墺、佛及加奈陀とは新条約成立に至らざるも、暫定約欵に依りて一時を彌縫して、除ろに新条約の改訂に力むべく、全く無条約関係を生ずるは、特別の状態にある葡萄牙のみなりと云ふ。

官許　ドブ泥の男女混浴場

住吉長峡の浦下水溜の珍風景

〔七・一三、大朝〕官許の男女混浴場

○幾許「ドブの大阪」だからとて、信仰のためドブの水浴をやるに至つては実に言語道断である、処は住吉神社の神輿が去る十日に築港へ渡御のため船出をした長峡の浦で、名は風流気にも聞えるが、

俗に「亀の甲」と呼ぶ位の所だから真黒な汚い下水の溜つたドブである、何でも昔から此のドブを住吉様の御湯と唱へ、渡御の前後数日の間に此のドブに這入れば腫物汗疣に特効があると言ひ伝へ、附近の物は言ふも愚か、紀州、河内、丹波、丹後辺から態々高い汽車賃を使つて泊りがけで来るのだから物凄い。殊に九日の如きは、中日とあつて何百人といふ男女老幼が朝から晩まで、交る／＼ドブドブとドブの中に這入る、流石うら若い女は湯巻一ツでと言たいが、其実は真の丸裸体でドブ水浴を遣て居た、何しろ場所が狭いから舷々相摩するといふ一奇観、それも只ドブに漬かるだけなら未だしもだが、そんな生微温ことでは有難味が尠いとあつて、御叮嚀にドブを扱ひ取つて顔から胸、腹、背、扨ては股の下にまで一面に塗り立て／＼十分間位日光に干す処なんか亀そつくりだ、それから後浸かつて上るのだが中にも甚いのになると、側で見て居てさへ鼻持ならぬドブで含嗽をして居る者があつた、斯うなつては衛生も何もあつたものでない、殊に驚く可き一現象は、先年此のドブに溺れて死んだ者があつたからと、船と陸とに数名の巡査が立番して居ることだ、言はば一種の官許混浴場で、而も其昼中囲ひも何もない野天に等しい処で遣るのだから呆れて物もいはれない、又此の雑沓を見込んで二銭宛取つて、着物を預る葦簾張りの店が四五軒も出て居た、野蛮の一語で万事を尽して居る。

日英同盟　更に改訂発表
攻守の責任殆ど東洋全局に拡大

〔七・一六、東朝〕　日英同盟協約改訂（昨日外務省発表）

帝国政府は日英同盟の既往に於て、平和の維持に資せるもの甚だ多きを認むると同時に、其の将来に於ても、亦此の目的の為貢献する処極めて大なるべきを信じ、適当の時機に於て、該同盟を更新して、此の期限を延長し、以て東洋永遠の平和を確保することを必要と思考せり、而して第二回同盟協約締結以来、宇内の形勢に多大の変転を生じ、此の変転に応じ、協約の条項を修補するを適当とするに至れるのみならず、同盟の目的たる平和の維持に資すべき企画は成るべく之が実行を助成すること至当なるを以て、之が為め協約に相当の改訂を加ふることも、亦之を必要なりと認めたり。帝国政府は叙上の趣旨に依り、過般来英国政府と意見の交換をなしたる処、両国政府の意志全然相一致したるを以て、今回別紙の通り改訂日英協約を締結したる次第なり。

協約前文

日本国政府及び大不列顛国政府は千九百五年八月十二日の日英協約締結以来、事態に重大なる変遷ありたるに顧み、該協約を改訂し、以て其の変遷に適応せしむるは、全局の静寧安固に資すべきことを信じ、前記協約に代はり、之と同じく、

（イ）東亜及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること。

（ロ）清帝国の独立及領土保全竝清国に於ける列国の商工業に対する機会均等主義を確実にし、以て清国に於ける列国の共通利益を維持すること。

（ハ）東亜及印度の地域に於ける両締盟国の領土権を保持し、竝該地域に於ける両締盟国の特殊利益を防護すること。

を目的とする左の条款を約定せり。

第一条

日本国又は大不列顛国に於て、本協約前文に記述せる権利及び利益の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、両国政府は相互に充分に且隔意なく通告し、其の侵迫せられたる権利、又は利益を擁護せむが為に執るべき措置を協同に考量すべし。

第二条

両締盟国の一方が挑発することなくして、一国若は数国より攻撃を受けたるに因り、又は一国若くは数国の侵略的行動に因り、該締盟国に於て、本協約前文に記述せる其の領土権又は特殊利益を防護せむが為め、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃又は侵略的行動が、何れの地に於て発生するを問はず、他の一方の締盟国は直に来りて、其の同盟国に援助を与へ、協同戦闘に当り、講和も亦雙方合意の上に於て之を為すべし。

第三条

両締盟国は孰れも他の一方と協議を経ずして、他国と本協約前文に記述せる目的を害すべき別約を為さざるべきことを約定す。

第四条

両締盟国の一方が第三国と総括的仲裁裁判条約を締約したる場合には、本協約は該仲裁裁判条約の有効に存続する限り、右第三国と交戦するの義務を、前記締盟国に負はしむることなかるべし。

第五条

両締盟国の一方が本協約中に規定する場合に際し、他の一方に兵力的援助を与ふべき条件及び該援助の実行方法は、両締盟国陸海軍当局者に於て協定すべく、又該当局者は相互利害の問題に関し、相互に充分に且隔意なく随時協議すべし。

第六条

本協約は、調印の日より直ちに実施し、十年間効力を有す。

右十年の終了に至る十二月前に、両締盟国の孰れよりも、本協約を廃棄するの意思を通告せざるときは、本協約は両締盟国の一方が廃棄の意思を表示したる当日より、一年の終了に至る迄引続き効力を有す。然れども若右終了期日に至り、同盟国の一方が現に交戦中なるときは、本同盟は講和の成立に至る迄当然継続すべし。

右証拠として、下名は各其の政府の委任を受け、本協約に署名調印す。

千九百十一年七月十三日倫敦に於て、本書二通を作る。

大不列顛国駐剳日本国皇帝陛下の特命全権大使　　加藤　高明印

大不列顛国皇帝陛下の外務大臣　　イー・グレー印

二新条約締結　未了五箇国とは暫定取極め

〔七・一七、國民〕　去月二十四日調印を了せる日獨新通商航海条約並に特別相互関税条約、同十六日調印を了したる日諾新通商航海条約並に特別相互関税条約、及び和蘭、丁抹、白耳義、伊太利、加奈陀に対する暫定取極は何れも十五日発表せられたり。（中略）

▲暫定取極の経過

既記の如く現行条約終了期日切迫の為め、新条約締結に至らざる

墺、伊、白、蘭、丁の五個国よりは現行条約終了の日より、新条約締結の日に至る迄一時の辨法として暫定取極を設け、彼我相互に通商関税及び航海に付き、最恵国待遇を保障せんことを提議し来り、帝国政府に於ても亦夙に現行条約終了前に新条約の成立せざる場合あらむことを慮り、右の如き場合には暫定取極を以て之に処すべきことに予め方針を決定し居りたるを以て、直ちに此等諸国の提議に応じ、和蘭国とは六月廿八日附、丁抹国とは六月卅日附及び七月三日附、白耳義国とは七月八日附、又た伊太利国とは七月十二日附を以て夫々公文の交換に依り、暫定取極を訂立せり。又加奈陀政府に於ては確定条約締結の問題を他日に譲り、七月十七日以後二個年間関税に付き相互に最恵国待遇を保障する暫定取極を訂立するの希望を表示したるが為め、帝国政府は英国政府と交渉を遂げ、七月七日附を以て公文の交換を了し、瑞西国とは既に新条約を締結したるも、同国議会閉会の為め此の際新条約の批准を経るを得ざるが故に、条約調印と同時に別に帝国と同国との間に公文の交換に依り、相互に通商及び関税に関する最恵国待遇を保障する暫定取極を訂立し、右取極公文は孰れも十五日公表せられしが、墺国に対しては目下暫定取極の商議中にして、同国との現行条約の終了期日、即ち八月三日迄には之が商議の結了を見るに至るべしと予期せらる。

嚴妃薨去

〔七・二一、東朝〕 有名なる閔妃の後正式の冊立はなかりしも、李太王殿下の王妃として、今の王世子殿下の御生母としての勢力ありし嚴妃は、過日来下痢して悩み居られしが、二十日朝遂に薨ぜり。或は窒扶斯（チブス）にあらずやとの疑ひあり。（二十日京城特派員発）

（下略）

親日の嚴妃 小説的な閲歴

〔七・二一、東朝〕 元一進会顧問内田良平氏は、今般薨去せられし嚴妃の生涯に就て語つて曰く、

▲嚴妃の前生涯　嚴妃の生家は両班（ヤンバン）以外卑賤の出で、確たる処は判つて居ず、京城の人とも言ひ忠清道の人とも言ふが、共に確で無い。始め巫子呪ひ杯を遣つて居たらしいが、後前閔后の髪結に上り、お側に奉仕して居る中、生れ付いての別嬪なるが故に、早速李太王の情を惹いて、其の寵を蒙るに至つたが、閔后の嫉妬に遇ひ、其の尽宮中にあれば、彼の義和宮の生母趙妃の如く暗殺され相な様子が見えたので、早速逃出して、先づ忠清道鶏籠山の新元寺と云ふ寺に入つた。併し追跡急なる為め、其処をも逃れて諸方に流浪し、或時は釜山で髪結に化たりして、非常な困苦を嘗めたが、明治廿八年に彼の閔后殺害事件と共に、京城に入り込んで酒屋を営んで居た。

▲王世子を生む　其の閔后殺害事件の折、当時の皇帝今の李太王は、露国公使館に逃込んだが、其処には少しも女気が無かつたので、側女献納の詮議が起り、李完用及李逸植等は、嚴妃のことを思ひ当て、遂に彼の女を探出し、露国公使館に入れた。其の時其の腹に出来たのが今の王世子だ、其から皇帝が王城へ帰らるゝことになつた時からの嚴妃の勢力は、非常なもので、第二の閔后の称があつた。先づ嚴妃に取入らねば何事も出来ぬと云ふ風で、続いて立后問題が持ち上つたが、何分門地が無いので、幾度か蹉跌し、其の後伊

藤公が赴任してからも、盛んに其の運動を持ち掛けたものだ。当時皇太子としては、今の李王が立つて居られたが、体質虚弱で、到底子供が出来ぬと云ふことを、一般に認められて居たことで、順序から言ふと、義和宮が立つ可きであつたのである。義和宮の生母趙妃は名門の出で、其の子を皇太子と為す可き十分の門地があるが、自身は卑賤の出であるから、其の子の英親王を王家の嗣子にするには、自身が先づ皇后に為つて居る必要があると云ふのが立后運動の原因であつた。

▲合併と嚴妃　義和宮は最初可成人望が有つたものだが、放浪から帰国後、非常な淫蕩生活を遣つたので、全然国人の輿望を失墜し、明治四十年太皇帝譲位の際、今の王世子英親王が、首尾能く皇太子に冊立されたのである、初め嚴妃の立后問題が八釜しかつた時、伊藤公は酒間戯れに、今に国が奈何なるかも列らぬのに、今更立后でもあるまい抔笑はれたことがあつたが、皇后にはなれずとも、兎にも角希望通り英親王が皇太子に為り得たのだから、満足したことだつたらう。嚴妃の兄嚴俊彥は侍従武官、弟の柱益は侍従となり、共に一門大に栄えたと云ふ可しだ、嚴妃は非常の親日派で、合邦成立にも与つて力あつたやうである。享年五十前後であつたらうと思ふ云々。

南北朝の対立的観念を一掃する為

「南朝」を「吉野朝廷」と改称

南北朝正閏問題の最後解決

〔七・二二、萬朝〕教科書委員総会は廿一日文部省に開会、所謂南北朝の名称を如何に変更すべきかに付き、各委員より南北分争、南北朝時代、南北朝吉野行宮、吉野の朝廷等の数説出で、長時間比較討議の結果、部会案通り愈よ吉野の朝廷と改訂するに決し、世間吉野の朝廷を南朝と称するに対し、京都の尊氏方を北朝と称するは、決して対立の意味に非ずして、史実説明の便宜上より出でたることを明記し、且つ光明天皇の擁立に関しては、高時の光嚴天皇擁立の場合と同様、

尊氏は賊名を避けんがために、豊仁親王を擁立して天皇と称せり、之を光明天皇とす。

と記するに決せり。次に北朝方諸臣の待遇及び任官等に付ては、命を正統の朝廷に受けざるの故を以て之を賊軍となし、尊氏、義詮の死は薨とせずして死と記し、以て大義名分を明かにすることゝし、其他些細の修正も大部分部会案通り可決し、斯くて今春以来の大問題たりし歴史読本改訂事業は全く終了せり。本社の主張が全部実行せられたるは、日本国のために最も幸慶とする所也。

奸商の期米買煽り底止する所なく

更に六取引所売買停止さる

〔八・一五、東朝〕農商務省は十四日更に取引所法第二十七条に依り、大阪、兵庫、名古屋、桑名、高岡、金澤六取引所に於ける当中両限の立会を停止する旨命令を発せり。

○廻米奨励の策

▽六取引所停止理由

農商務当局が米価の調節に関し頃来施せる策は、一に最大需要地に於ける米価を緩和せんとするものにして、素より売買両当事者の利害行動等は、毫も之を顧慮する所にあらず、而して今回停止したる六取引所に於ける相場は、東京取引所の停止後比較的平穏の状態を呈しつゝありしも、尚其の価格は平調を失し、随つて各地方より東京への廻送米を阻止する虞あるのみならず、東京の正米相場にも影響する所尠からざるを以て、此等取引所の当中両限の立会を停止し地方毎に真の需給関係に依る取引を喚起し、廻米を奨励し、以て最大需要地に於ける価格の平衡を保たしむる為、之を断行せるに外ならずと、大久保商務局長は語れり。

朝鮮教育令公布さる

〔八・二四、官報〕 勅令 ○朕、朝鮮教育令ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十四年八月二十三日

内閣総理大臣公爵 桂 太郎

勅令第二百二十九号

朝鮮教育令

第一章 綱領

第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル。

第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ、忠実ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス。

第三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スベシ。

第四条 教育ハ之ヲ大別シテ、普通教育、実業教育及専門教育トス。

第五条 普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ、特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ、国語ヲ普及スルコトヲ目的トス。

第六条 実業教育ハ、農業、商業、工業等ニ関スル知識技能ヲ授クルコトヲ目的トス。

第七条 専門教育ハ、高等ノ学術技芸ヲ授クルコトヲ目的トス。

（下略）

東京朝日連載中の「野球の害毒」に関し

天狗倶楽部連極度に憤慨

〔九・二、讀賣〕 東京朝日新聞が連日に亘りて掲載せし「野球界の諸問題」及び目下連載されつゝある「野球とその害毒」なる記事につき、天狗倶楽部代表者押川春浪、中澤臨川、山田敏行三氏より同記事は甚だしく全国学生を侮辱するものなれば、我等は飽迄之に対し大々的反抗運動を試みんとす云々の書を我社に寄せ来りたれば、その如何なる意味に於て、又如何なる方法に如て反対運動を行ふものなるかを質さんが為、記者は昨日押川氏を訪ふて左の要領を得たり

△腕力に訴へず。該記事の連載せらるゝや、各学校野球選手を始め運動界の率先者として自任する天狗倶楽部は頗る憤慨し、何等かの方法を講ぜんと為したるも、相手は何分東都の大新聞なれば、穏当

なる策に出づるの外なしとし、再三再四電話を以て同社に交渉したるも要領を得ず、終に池邊吉太郎氏に会見することに決し、中澤重雄、山田敏行の両人を代表者として同氏に面会申込の書状を送りたるも何等の返書なきのみか、去月廿九日に至り、横寺町の自宅（押川氏）に朝日新聞社なりとて電話をかけ、「天下の学生何物ぞ、廿有余万の読者を有する我社は汝等天狗倶楽部如きに左右せらるゝものに非ず。我社の挙に反する天狗倶楽部は直に葬り去るべし」との暴言を放ちたるものあるより、日頃の肝癪玉がパチリと破裂し、斯くては一刻も容赦ならずと彼を斃すか我等が倒るゝか、飽くまでも戦ふ考へで憤然起ちたる次第なり。併し明治も既に四十四年なれば腕力に訴へるなどゝ言ふ野蛮な行為は断じてなさず、言論によつて全国学生又は我国野球界の為に戦ふつもりなり。

△選手必ずしも朽ちず。朝日新聞は選手には試験点数に多少の手加減ありとか、或は学業の成績悪しとか言ひて、一般学生の父兄を瞞着せむと試み居れど、そは何れも浅薄なる僻見にして、殆んど取るに足らず。然り選手中には或は成績の悪しき者も二三はあるべし。何れも神でなき以上、多き者の中に斯る者の出づるは致方なき事なり。されど社会に出でゝは学業よりも寧ろ其の手腕に依らざるべからず。曾て選手たりし人にして今日有為の士を以て目せられ居る者多々あり、鉄腕の投手として謳はれたる青井を始め、藤井、井上、宮内、森脇等は如何。現に諸官省の役人或は学界の偉才として何れも相当の位置を保てるに非ずや。

△無責任なる言。旧早大選手にし現早大講師河野安通氏志は、一昨日選手の試験点数手加減問題に就いて詰問状を朝日社に発したる由聴けり。尚目下の「野球と其の害毒」の如きは、全然とるに足らざる空論にして、野球を巾着切的遊戯なりと罵倒せる新渡戸博士の如きは、天狗倶楽部の阿武天風氏がその言の真偽を確かめん為、礼を厚くして訪問したるにも拘らず言を左右にして面会せざりき。其他各中学校長の談話なるものを見るに、例へば慶應の神吉が選手となりて既に十年云々の言あれど、神吉は中学時代より選手となりたる者故永くなる訳にて、学生の師表たるべき教育者が、斯くの如き無責任なる言を弄するは惜しむべし。余は朝日新聞が、嘉納高師校長、鎌田慶應義塾長、高田早稲田学長等都下の各専門学校長に就て意見を叩かんことを希ふ。我が天狗倶楽部は朝日社が学生の面目を立てぬ限りは飽く迄も戦ふつもりなり云々。以上は押川氏談話の大要なり。

清国大動乱 前奏曲

国有鉄道問題に四川省民激憤

〔九・一四、大朝〕北京電報（十三日発）

○水火相撃つ　十二日外務部は四川省国鉄反対の形勢を公示したり趙総督は地方官に国鉄反対の会合団体を解散せしめ、煽動者に対しては戒厳令を布く可く厳命せり、為に人民等は非常に激昂し、引続き営業を停止し、大乱を惹起す可き形勢あり、されど外人の生命には異状なし、又重慶道臺の電報によれば、彼の地は目下平穏なれど当局者は擾乱に対する準備を急ぎつゝあり、成都重慶間の電信は尚不通あり。

○上諭下る　四川省国鉄反対の風潮に対し、十二日左の如き上諭下れり。

鉄道国有は已に辨法を明示し、官民共に其有利なる旨を宣布せり、然るに四川省人民等は未だ上意を明にせず、濫に演説会を開き、愚民を煽動して事端を滋くし、殊に四川省の独立をさへ図り、総督衙門を襲撃して官民共に斃死するの惨状を出来せりされど国鉄の議は万変更する能はず、されば該省の人民等は軽挙盲動に出づる事なく、各自業に安じ朕が施政の意に副へよ。

×

〔九・一五、國民〕　四川暴動の真相（外務当局者の談）

成都に於ける暴動に付ては、飛説百出容易に其の真相を確知するに由なく、殊に去る九日より成都資州間の電線切断せられ、郵便も亦省城附近に於て遮断せられたる趣なるを以て、益々事実の不明を来せり。十二日北京に於て発布せられる上諭に依れば、同地方には曩に納税拒否の議起り、匪徒の煽動事端を滋くする恐ありたるを以て、端方をして査辨の為め兵員二隊を率ひ、該地に出張せしめたるに、旬日以来突然自保商権書なるものを撤布する者あり、犯律を企図し、期を約して事を起すの挙あり。総督趙爾豊は其期に先ち、巨魁を逮捕せるに、本月七日に至り数千の暴徒総督衙門を襲ひ、焼殺を擅にし、兵員を殺斃せり、之れ明かに叛逆にして、既に鉄道問題とは干係なし、依て趙爾豊に対し新旧各軍を督飭して弾圧をなすべき事を命じ、且つ脅迫に依り本件運動に連名したる者の名簿は、一切之れを焼棄して不論となし、各自其の本分に安ずべきことを諭し尚端方の四川に入るに方り、沿道に朝廷の徳意を宣布し、兵を用ゆるは元と已むを得ざるに出づるの義を知らしむべし云々とありと云ふ。右は大体過般来当方に於て接受せる情報を確認するものにして事実の大要は先づ右の如くならんと思考す。成都在留の英米人等は去る七八日頃より重慶に向ひ、成都を引上げつゝあるが如きも、本邦人は未だ引揚げざるもの丶如く今日迄引揚げたりとの報に接せず成都在留本邦人は教習教師技手及其の家族等にして、約四十名許りならん。目下英佛獨軍艦各一隻重慶にあり、尚英国軍艦は成都方面に向け、嘉定迄江を溯るべしと云ふ、我に於ては万一に備ふる為め既に第三艦隊司令官をして、不取敢軍艦一隻を宜昌まで溯航せしめたり。右軍艦該地着の上は形勢如何に依り、更に一層溯航することなるべく、上流に於ける各国軍艦と首尾相応じ、外国人及び本邦人保護の任に当るべきなりと。

武昌陥落　支那革命擾乱

〔一〇・一三、東朝〕（十一日漢口発）

△堂々たる叛軍　在武昌の日本人は全部唯今（十一日）引揚げたり、皆無事なり、其の言に拠れば、武昌の叛乱には各学堂の学生、警察も亦加担せり、但し其の叛軍は皆正々堂々として人民には秋毫も危害を加へず、九日夜より十日にかけ、武昌城内は既に叛軍に加担せざる官兵の死体累々たり、其の最も危険なるは十一日夕なるべしと武昌人民は頗る危惧し居れり、是れが為軍艦内に避難の瑞総督は、十一日夜軍艦を以て、武昌城を砲撃せん計画中、又当地日本人居留地にては、十一日夜民会を開き、義勇隊の編成を行ひ、居留地防衛に着手すべし。

△張彪遁る　第八鎮統制官張彪氏は、十一日午後一時囲を衝いて武昌城を出で、幸ひ我が同砲の武昌に赴ける者に救はれ、従卒十名と小蒸汽にて漢口に至り、総督の乗込める清国軍艦に至れり、其言に依れば叛旗を翻したる軍隊は砲兵二個大隊、歩兵四個大隊及工兵輜重兵の一部にして、武昌に残留せる軍隊の大半は総て之に加担せり其目的は瑞総督を殺害するにありて、同総督が革命党を惨殺せるを憤慨し居れり、既に総督衙門は全部焼燬し、布政使衙門は破壊し、湖北金庫及各倉庫全部を掠奪し、尚ほ鉄工場に向つて発砲しつゝあり云々。又同邦人の言に拠れば、武昌の各城門は左腕に白布を纏へる叛軍を以て指揮せられ、武昌城は全く叛軍の為に占領せられたるの形勢なりと。（下略）

廣東も陥落す

〔一〇・一五、東朝〕（十三日北京発）革命党側の情報に依れば、本日河南省許州を占領したりと、右は京漢鐵道沿線なれば南下の官軍は大頓挫を来すならん、猶廣東も遂に革命党の手に帰したりと、廕昌、呉祿貞両将軍は今夜保定に向ひ、同地にて会同の上全軍を指揮して進発すべし、演習地より各陸続引揚げつゝあり、禁衛軍は城外の兵営より引揚げ、北京内城の警護に当る事となり、北京も事態頗る険悪となれり。

中華民国独立の宣言

黎元洪の名を以て列国に知照す

〔一〇・一六、東朝〕革命軍声明（十三日漢口総領事発）目下武昌、漢口、漢陽は共に革命軍勢力繁盛となり、本日前の陸軍二十協統領たりし黎元洪の名を以て左の如く照会し来れり。

　中華明国軍政廠鄂軍督黎照会す。

軍政府は廣東の団体敗れて後転して成功し、遂に志を四川に得たり、昔は各国我を認めて国と成さざりしは、只人民と主権とありて、土地なかりし故なり。今や既に四川の土地を収得し、国家の三要素備はれり、軍政府は祖国を復する情切に、満朝の無情を憤り、共に賊を打ち以て世界の平和を維持し、人類の幸福を増進せんことを期し、同時に友邦各国に対し益々睦誼を篤くせん事を計る、今特に軍政府対外の行動を知照して、誤解を致すことなからしむ。

一、清国政府と締結したる一切の条約は、皆継続して有効とす。
二、各国人民財産の軍政占領地域内に存するものは、一律に承認保存す。
三、各国の所得権利は、総て承認保存す。
四、内款外款旧に照し、各省より期に従ひ数の如く返款す。
五、各国若し清国政府を助け、我軍に敵すれば即ち以て之を敵視す、各国若し軍需品を以て清国政府を助くれば、捜獲没収す、我軍の義に依りて動き、毫も其間に排外性質を交へざる事を知らしめんが為め、特に知照す。

右貴国政府に通報せられんことを希ふ。
黄帝紀元四千六百九年八月二十一日。

支那問題に腕ムズ〳〵の天下浪人

日比谷に雲集 宣言を発表

同時に古島一雄を議会に送るの決議を為す

〔一〇・一九、東朝〕 熱烈燃ゆるが如き先憂後楽の志士は、浪人会大会なる名の下に、一昨日日比谷公園松本楼に於て一大会合を催せり。

△浪人会の宣告 檄一度飛ぶや、天下の浪人を以て任ずるの士は、開会前より会場なる松本楼に雲の如く集まり、中清問題に関して談絶ゆる間もなし、聽て浪人組の頭分として仰げる頭山満氏来り、次で道服を着けたる三浦観樹将軍も見え、顕本法華宗の管長本多日生師も羽織袴という扮装にて来り会せり、此に於て世話係は一同を設けの大広間に案内したる後、伊東知也氏は簡単に開会の辞を述べ、衆の同意を得て会長に本多師を推したり、会長の指名に依り佐々木照山氏は拍手声裡に壇上に立ちて例の雷の如き大音声を振り上げ、左の宣告及決議文を朗読せり。

隣邦支那の擾乱は亜洲全面の安危に関し、吾人同志は之れを時勢の推移に鑑み、之れを人心の向背に察し、最も慎重に其の手を措く所を慮り、一去一就苟もせず、我国をして厳正中立、大局の砥柱となり、以て内外支持の機宜を誤らざらしめん事を期す。

更に現下の支那事情を略述し、一転して近々東京市に補欠選挙あるを幸ひ、吾々同志より対清問題に定見ある人物を議政府に送るは、吾人の義務ならずと述べ、其候補者指名方を頭山氏に一任せり。

△萬朝記者古島氏 当世の怪傑頭山満氏はやをら席を立ち、只一語、余は古島一雄氏を適任なりと認むと述ぶるや、急霰の如き拍手は堂を動かさんばかりなり、此に於て太田昇三郎氏火曜会を代表して同会の決議を報告す、次で古島氏壇に上り、浪人としても新聞記者としても頗る平和なるのみか、議員資格に肝腎なる辯舌に極めて拙なれども、所信は決して枉ぐるものに非ず、熱誠ある諸君の推薦を辱けなうす、勝敗の栄辱の如き度外に置きて、一誠之に当らんのみとの挨拶あり。

△観樹将軍の裏書 次に観樹将軍は、粗髯を撫しつゝ壇上に立ち、炯々たる眼光に微笑をたゝへ底力ある句調にて述べて曰く、此浪人会は未成品なり、既成品となると雖も、此顔触れは変らざるべし、浪人会も時勢の進歩に連れ、中清問題、代議士補欠選挙などの隠芸を演ずるに至れり、夫れは扨置き、補欠選挙に諸君の推挙されし古島とは、二十年来の交際を続け、其間毫も交情の冷却したることなし余の知る限り古島氏は近代の消毒薬たり、其利目の大小広狭は知らざれども、古島だけの効力を為すや必せり、故に威武に屈し黄白に左右せらるゝ如きことなきを信ずるも、若し諸君の意志に反することあらんか、諸君は諸君の覚悟あらんか、万々一にも灰色の態度を取るに於ては、僕は僕一人にて古島を殺すべしの一語は、古島氏が飽迄人格の人たるを保証し得て千鈞の重みあり。

△立地に千円 観樹将軍演説の後を受け、田中舎身居士は一簑一笠の旅も尚旅銭を要す、余は此際理想の選挙を行ふに当り、諸君に向ひ方外の身として勧進の任に当るべしとて、奉加帳を躬ら持歩き、多少を問はず運動費の義金を求めたるに、忽ち記名承諾したるもの

数十名に及び、其金額実に千円に達せり。

中清の動乱を拾収すべく
袁世凱　意を決して起つ

〔一〇・二〇、東朝〕（十八日北京発）　袁世凱出廬条件なりとして伝ふるは、左の四ヶ条なり。

一、国会開設期を一ヶ年間短縮する事。
二、責任内閣確立の事。
三、今回の革命軍に加はれるものゝ処置を寛大にする事。
四、結社禁止の令を解く事。

×

〔一〇・二一、東朝〕　中清動乱に対し袁世凱が起つべきや否やは衆目の一斉に注意せし所なるが、袁は四ヶ条の条件を提出し、北京政府の承諾を得て愈々上諭に従ひ就任したり、即ち袁は新に湖廣総省征討総指揮官となりし訳なり、四ヶ条中第四は総指揮権を握るにあり、其愈よ就任せるは叛軍征討の確然たる成算が立ちたればなるべく、若し成算なきに於ては何を苦んで起つべき、今回の上諭たる必ずしも真実袁を信用して時艱を救ふの大権を託するにあらざるは、利害の判断に明敏なる袁の知らざるの道理なし、斯く形勢已に可ならざるもの半ば之あるを知りつゝ、意を決して出廬したるは、深く信ずる所あるに非ざれば能はず、之を考ふれば、北京政府が袁の就任の為に意を強うしたるを思ひやらる、偖袁が総司令官となりたる上は、廕昌の征討総司令官たる事は如何になり行くものにや、廕は軍事行政を掌る陸軍大臣なるに、出征軍に総司令官たるが如きは甚だしき異例なれば、袁が就任したる今日、廕は総司令官を辞し、専任陸軍大臣となる事と観測せらる。

長沙陥落　各領事中立厳守

〔一〇・二六、東朝〕　長沙は廿二日純然革命軍の手に落ちたり、外国人は無事にて、各国領事は中立を厳守せりとの公報あり。（北京電報）

憲法速制上諭　清廷今や民衆の希求に追随

〔一一・一、大朝〕　北京電報（三十日発）
資政院上奏の内閣責任を負ふべく、国務大臣に親貴を任ぜずとの上奏に対し、
上奏する所深く立憲国家の正義に合す、本年内閣を設立し、王公等を国務大臣に充てたるは、本一時の権宜なり、朕深く上奏を嘉納す、時機稍定まるを待ち、賢者を挙げ完全内閣を組織せしめ、再び親貴を国務大臣に充てず、依て内閣便宜暫行章程を撤廃し、憲政に付し、国本を立つべし。
憲法を資政院の協賛に交付するの上奏に対し、
資政院の称する所、憲法は君民共通の信条、宜しく規定の始に於て詔して臣民の商議に依るべしと、依つて倫貝子等をして欽定憲法大綱に遵ひ、速かに憲法条文を作らしめ、資政院に交付し慎重審議せしむべし。
党禁を開くの上奏に対し、

戊戌以来政変に依つて咎を得たるものより今回乱入に脅されて加担したるもの悉く之を赦す、爾後大清帝国民苟も法律に依るに非らざれば、恣に嫌疑を以て逮捕せらるゝ事なし、以て維新の誠意を示す。
との意味の上諭ありたり。

袁世凱総理大臣に任命さる

〔一一・三、東朝〕（一日北京発）袁世凱は新内閣総理大臣に、慶親王は弼徳院議長に、又魏光燾は湖廣總督に何れも親任せられ、那桐及徐世昌は弼徳院副議長に、廕昌は軍諮府大臣に任ぜられたり。

改装した歌舞伎座〔一一・四、萬朝〕古美術、純日本劇の主義に適応した破風造り檜舞台、改築の工竣へて、之に芝翫委員長の歌右衛門改名披露を持込み、昨日より花々しく開場したり、表がゝりの立派な結構さは今更云はず、祭礼かと思ふばかりに数の露店軒を並べ、屋台をかけた馬鹿囃子も賑かに、先づ直営案内所に至りて見れば、午前十時前早くも犇々と詰め掛けたる初日の定連、扨は劇場関係筋、花柳界、各興行仲間の招待客やら、ごつた返した混雑なり、場内に入れば、総檜の木の香先づ鼻に心地よく、パツと明るき最新輸入五千燭光の大電燈日月の如く格天井に輝きて眩めくばかり、表二階の大広間は高麗緑の畳の香新しく、案内所附の裏座敷も充分に広く取つて幕合の休憩運動に好しタツ着を穿きたる旧出方即ち案内人も丁寧に世話を焼く。（下略）

清国官軍と革命軍の兵力

〔一一・五、報知〕或筋の調査せる所に依れば、十月廿八日に於ける官革両軍の兵力は左の如くにして官軍の第一軍は灄口、考感縣間に在り、其司令官は馮國章なり、第二軍は山東及び東三省に在り、司令官は段祺瑞にして、第三軍は北京に駐屯し、司令官は未定なり。

△第一軍　兵一万六千、砲卅六門
河内歩兵隊　八〇〇　張彪部下　三〇〇　湖南湖北巡防隊　四〇〇　歩兵十八大隊　一〇、〇〇〇　騎兵二十中隊　一、六〇〇　砲兵六中隊　一、〇〇〇　工兵六中隊　九〇〇　輜重兵　一、〇〇〇

△革命軍　兵一万四千　砲百八門
歩兵十八大隊　一〇、〇〇〇　騎兵十二中隊　一、〇〇〇　砲兵十八中隊　三、〇〇〇

△第二軍　兵二万五百三十　砲九十門
歩兵二十四大隊　一四、四〇〇　騎兵二十中隊　一、六〇〇　砲兵十五中隊　二、五五〇　工兵六中隊　九三〇　輜重兵第六中隊　一、〇五〇

△第三軍　兵二万一千三百　砲百八門
歩兵二十四大隊　一四、四〇〇　騎兵二十四中隊　一、九二〇　砲兵十八中隊　三、〇〇〇　工兵六中隊　九三〇　輜重兵六中隊　一、〇五〇

上海陥落す

〔一一・五、東朝〕（三日上海発）江南機器局は警護兵が革命軍に合したる為め、革命軍の手に落ち、上海支那街、其附近の巡警道臺衙門も其占領する所となり、上海支那街、呉淞砲台も皆戦闘無くして叛軍に帰し、上海の周囲に在る各軍隊は、革命軍に合せり、上海道臺は目下外国租界の外務局に在り。

黄興来援　清国官軍行方不明

〔一一・五、東朝〕（三日上海発）漢口に於ける市街戦は最も激烈を極め、三十日再び該市街官軍の手に帰するや、黄興は河南の兵六千を提げ来り援け、官軍再び漢口を棄つるの境遇に立ちたり、又勝に乗じて漢陽方面に向へる官軍は、今に行方不明の有様なりと。

資政院憲法を決議上奏

〔一一・五、東朝〕（三日北京特派員発）二日資政院にて決議、三日上奏せる憲法条文左の如し。

第一条　大清帝国皇統は、万世不易なる事。
第二条　皇帝は神聖にして犯すべからず。
第三条　皇帝の権は憲法を以て規定するものに限る。
第四条　皇位継承の順序は、憲法に於て之を規定す。
第五条　憲法は資政院起草に依り決議し、皇帝之を頒布す。
第六条　憲法改正提案の権は、国会に属す。
第七条　上院議員は法に定むる特別資格者より、国民之を公選す。
第八条　総理大臣は国会より公選し、皇帝之を任命す、其他の国務大臣は総理大臣之を推挙し、皇帝之を任命す、皇族は総理大臣其他国務大臣並に各省行政長官たることを得ず。
第九条　総理大臣国会の弾劾を受けし時、国会を解散するにあらざれば、則ち内閣総辞職す、但し一次内閣は両次国会の解散を為すを得ず。
第十条　陸海軍は直接皇帝の統率する所なり、但し内に対して使用する時は国会議決の特別条件に依るものとす、此外超権するを得ず。
第十一条　命令を以て法律に代ふるを得ず、緊急命令は特別条件に応ぜるものを除く外、法律を執行し、及法律の委任する所に限る。
第十二条　国際条約は国会の決議を経るにあらざれば、締結するを得ず、但し講和宣戦の、国会開期中にあらざるものは、国会より追認す。
第十三条　官制官規は法律を以て之を定む。
第十四条　本年度予算の未だ国会の決議を経ざるものは、前年度予算に照すを得ず、又予算案内規定の歳出予算を有せざるものは、非常財政の処分を為すを得ず。
第十五条　皇室経費の制定及増減は、国会の決議に依る。
第十六条　皇室大典は憲法と相抵触するを得ず。
第十七条　国務裁判機関は、両院より之を組織す。
第十八条　国会の議決事項は、皇帝より之を頒布す。
第十九条　第八、第九、第十、第十二、第十三、第十四、第十五、

第十八、各条は、国会未開前は資政院之を適用す。

鶴見總持寺遷祖式の盛観

〔一一・六、東朝〕 總持寺遷祖式 ○石川貫首は四日黎明、能登別院より御祖の眞等（しんとう）を奉じて松田駅に着し、直に別院より奉送、最乗寺より奉迎の人々に擁せられて、足柄郡大雄山に入る、同夜八時全山の大衆四来の僧侶一同送聖諷経をなしたる後、愈國府津へ向け出発す。

△壮麗なる行列　先登に巴染抜の法被を着たる人足数十名、手に手に大雄山の高張を掲げ、草鞋脚袢の姿甲斐々々しき雲衲是に次ぎ、大雄山の紀綱萩須梅信師、常濟大師の位牌及最乗寺開山の位牌を奉持し、大錫杖を突き鳴らし、法螺を吹き鳴らしつゝ進む、緋の錦襴に菊花の御紋章を縫取りたる覆をかけし今上皇帝聖壽萬安の尊牌を人夫に舁せ、続いて同じく緋の金襴に包みし大祖大師の御像を収めし唐櫃、其次には五院及峨山禪師の位牌を舁がしめ、貫首代理平山大仙、能登前院副主任有田證宗氏是に扈従し、夫より足柄上、下両郡の信者数百人、羽織袴の礼装にて提灯を照らしつゝ山門を出づ。

（下略）

朝鮮教育令公布と寺内總督の論告

〔一一・七、官報〕 論告　○本總督曩ニ大命ヲ奉ジ朝鮮統轄ノ任ニ膺ルヤ、首トシテ施政ノ綱領ヲ示シ教育ノ要義ニ付亦論ス所アリタリ、今ヤ朝鮮教育令公布セラレ、玆ニ之ガ施行ニ際シ、更ニ教育ノ方針ト施設ノ要項トヲ明カニシ、以テ率由スル所ヲ知ラシム。

帝國教育ノ大本ハ、夙ニ教育ニ関スル　勅語ニ明示セラレル所、之ヲ国体ニ原ネ之ヲ歴史ニ徴シ、確乎トシテ動カスベカラズ、朝鮮教育ノ本義亦此ニ在リ。

惟フニ朝鮮ハ未ダ内地ト事情ノ同ジカラザルモノアリ、是ヲ以テ其ノ教育ハ特ニ力ヲ徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ致シ、以テ帝国臣民タルノ資質ト品性トヲ具ヘシメムコトヲ要ス、若夫レ空理ヲ談ジテ実行ニ疎ク、勤労ヲ厭ヒテ安逸ニ流レ、質実敦厚ノ美俗ヲ捨テ、軽佻浮薄ノ悪風ニ陥ルガ如キコトアラムカ、啻ニ教育ノ本旨ニ背クノミナラズ、終ニ一身ヲ誤リ累ヲ国家ニ及ボスニ至ルベシ、故ニ之ガ実施ニ関シテハ、須ラク時勢ト民度トニ適応シ、以テ良善ノ効果ヲ収メムコトヲ努ムベシ。

朝鮮ノ教育ハ、之ヲ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス、普通教育ハ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ、竝生活ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ本旨トシ、女子ノ教育ニテハ特ニ貞淑温良ノ徳ヲ涵養スルヲ要ス、実業教育ハ、実業ニ関スル知識技能ヲ授ケ、兼ネテ勤労ノ慣習ヲ馴致セムコトヲ期シ、専門教育ニ至リテハ、高等ノ学芸ヲ授ケ、之ニ堪能ナル者ヲ育成スヲル目的トス、私立学校ノ教育モ、亦法令ニ準拠シ、帝国教育ノ本旨ニ戻ルベカラザルハ固ヨリ其所ニシテ、之ガ提撕誘導ヲ要スル頗ル切ナルモノナリ、又信教ハ各人ノ自由ナリト雖、帝国ノ学校ニ於テハ、夙ニ国民ノ教育ヲシテ、宗教ノ外ニ立タシムルヲ主義トス、故ニ官立公立学校ハ勿論、特ニ法令ヲ以テ学科課程ヲ規定シタル学校ニ於テハ、宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ其ノ儀式ヲ行フコトヲ許サザルベシ、当事者須ラク此ノ旨趣ヲ体シ、子弟教育ノ針路ヲ誤ルナキコトヲ期

スベシ。

抑朝鮮ガ帝国ノ隆運ニ伴ヒ、其慶福ヲ全ウスルハ、実ニ後進ノ教育ニ俟タザルベカラズ、朝鮮ノ民衆善ク此ニ留意シ、各自其ノ分ニ応ジ、子弟ヲシテ適当ノ教育ヲ受ケ、成徳達材ノ途ニ就カシムベシ、斯ノ如クニシテ始テ朝鮮ノ民衆ハ、我ガ　皇上一視同仁ノ鴻恩ニ浴シ一身一家ノ福利ヲ享受シ、人文ノ発展ニ貢献シ、以テ帝国臣民タルノ実ヲ挙グルコトヲ得ム。

明治四十四年十一月一日

朝鮮總督伯爵　寺内　正毅

南京独立

〔一一・八、大朝〕 上海電報（七日発） 東京総督張人駿及び鐵良は諮議局に出席したるが、諮議局は愈独立に決定し、其の宣言を為し、革命旗は諮議局に掲揚せられたり。

袁世凱入京　和解を勧告す

〔一一・一五、東期〕（十三日北京発） 袁世凱は、河南開封府の兵二千を率ゐ五列車を連ね、十三日朝、保定府を発せり、午後三時当地に着すべし。

×

〔一一・一五、東朝〕（十三日北京発） 袁世凱より十二日資政院に宛て、左の電報を送れり。

黎元洪より第三回目の来書は頗る平和解決の意あり、依つて隊員二人を武昌に派し、剴切に人種的革命軍の非を説き、朝廷の衷心より彼等の希望を採用するの意ある旨を伝達せり、若し彼等と和解せば大局の展開を見るべし、依つて砲撃を中止し、暫く平和解決を待つべしと。

最新ツベルクリン愈々市場に出づ

〔一一・一七、報知〕 コッホ博士の遺業に係る、肺結核の特効薬蛋白質ツベルクリン、一名最新ツベルクリンの効力に就ては、曩日獨逸にて発表の際、コッホ博士の高弟なる北里医学博士の談を掲げて紹介せしが、北里博士は引続きて同新薬の製造並に実験に力むる事茲に数十日、製造も既に完全に出来、実験の結果も効能の頗る目覚しきものを認めしより、十五日より始めて世上一般に頒つ事となり、新たに同薬製造所を博士の監督する芝区白金三光町一二八の養生園内に設けて、無限の需用にも応じ得べき準備も既に調ひたり。

（下略）

袁世凱内閣の大臣　全部漢人で占む

〔一一・一八、大毎〕 硯滴　△袁世凱の総理大臣着任と共に新内閣員の顔触れが発表された。△閣員の当を得たるや否やは別として、今迄蛇蝎の如く嫌はれて居た親貴内閣の代りに、予期の通りに大臣席の殆ど全部を漢人が占めるとになつたのだから、一般の気受はいゝに違ひない。△大体に於て新内閣は頗る高襟に出来上つたが、随分思ひ切りて異分子を注入した事だから、袁総理が是等の閣員を操縦して、政機の運用上に遺憾なきを得るや否や、固より大なる疑問である。△新内閣員の中で頗る毛色の異つてゐるのは、農工

商大臣の張謇と司法副大臣の梁啓超の二人である。△梁の起用はこれで以て保皇会一派の旧怨を解き、袁一派に結付けん策たるは言ふ迄もないが、張謇も革命党から民政部長に選ばれた位の男だから、之を利用して新内閣と革命党との間を緩和しやうといふ苦肉策に外ならぬ。△袁は新内閣組織に就て、資政院の有力者と協議を凝らしたとあるから資政院の操縦については当分心配はないし、加ふるに閣員の人選によつて八方から人気を集め、大当りを取るつもりだらうが、四囲の事情は俄に袁のため楽観するを許さぬ。△梁啓超も今となつて、袁世凱の頤使に甘んずべしとも思はれぬ。△革軍との妥協も今の処見込がないし、今後討伐軍が敗軍するやうの事があらば、折角朝野の輿望を負うて成立した新内閣も、遠からず顚覆することがないとも限らぬ。△清国の政界は依然暗黒の状態にある。

袁世凱の組織せる新内閣

〔一一・二〇、東日〕袁世凱の組織したる新内閣大臣、十六日上諭を以て発表せられたり。即ち左の如し。

外務大臣　梁敦彦
民政大臣　趙秉鈞　度支大臣　嚴修　學部大臣　唐景崇
陸軍大臣　王士珍　海軍大臣　薩鎮冰　法部大臣　沈家本
農工商大臣　張謇　郵傳大臣　楊士琦　理藩大臣　達壽

に夫々任命せられ、其中外務大臣に胡惟德、度支大臣は紹英、陸軍大臣は壽勳、海軍大臣は譚學衡、農工商大臣は熈彦に各臨時代理を命ぜられたり。尚各部次官は

外務副大臣　胡惟德　民政副大臣　烏珍　學務副大臣　楊度
陸軍副大臣　田文烈　海軍副大臣　譚學衡　法部副大臣　梁啓超　農工商副大臣　熈彦　郵傳副大臣　梁如浩　理藩副大臣　榮勳

に任ぜられたるに依り、外務副大臣は仮りに曹汝霖、農工商副大臣は祝瀛元をして署理せしめ梁啓超、梁如浩、就任前は法部副大臣に定成、郵傳副大臣には梁士詒をして臨時代理せしむる事となれり、又紹昌林、紹年陳、邦瑞王、垿吳郁、生恩順、弼德院顧問大臣に任ぜられ、于式枚、寶熈は修訂法律大臣に任ぜらる。

支那革命党　新政府創設　黎元洪が仮大総統

〔一一・二三、東朝〕（十八日漢口発）武昌の革命軍は、各省との電報交渉を経て、十六日愈新政府を武昌に創設し、都督黎元洪を仮大統領に挙げ、其旨在漢各国領事に通告したり。

孫逸仙倫敦を発し帰国の途に上る

〔一一・二三、大毎〕倫敦来電（二十一日ルーター社発）

孫逸仙は倫敦に一週間滞在せる後清国に向け出発せり。彼はその友人カンツリー博士に対し、余は共和党政府の大統領たるについては毫も意に介せず。唯余が就任が清国のために望ましき事ならんには、之を受けんのみと語れり。又清国を多数の共和国に分割すべしとの思想を嘲笑し、国民は善良なる中央政府を希望すといへり。

（下略）

第三師団出動

〔一一・二七、大毎〕東京電話（二十六日）（前略）

○第三師団出動公報　二十六日午後一時二十分、陸軍省高級副官竹島大佐は、内外通信新聞社員を特に陸軍省に集め、陸軍を代表し左の如く帝国出兵の具体的事実を公表せり。

△陸軍省公報　北京外交団は北京現下の状況に鑑み、列国の北京守備兵を増加するの必要を認め、去二十三日会議を開きたる結果、北清事変後の兵力に準じて各国適宜増兵するに決したり。故に我国においても、亦一部の兵力を増加するの止むなきに至れり。北清事変後即ち明治三十四年十月編成せられたる北清駐屯軍の兵力は、総人員二千六百余名に達せしも、今回の増加は居留民を保護するに必要なる最小限に止め、現在の五百余名に七百余名を増加し、合計千二百余名となす計画なり。此の増加派遣隊は第三師団より編成し、来る二十八日午後七時五十分名古屋発、同九時十分津発列車にて、宇品へ向け出発す。

清国幼冲の天子以下
憲法信条宣誓

〔一一・二八、東日〕北京特電（廿七日発）憲法信条宣誓　○昨廿六日幼冲天子、各皇族、袁総理、各大臣、宮中大廟に憲法信条十九ヶ条を宣誓す。其大意に曰く、維宣統三年十月六日、監国攝政載醇、祀事を摂行し、謹みて各先帝（歴代の皇帝及び皇后の名を列記す）に告ぐ、惟るに太祖高皇帝以来、列祖列宗計を貽す宏遠にして、玆に三百年に垂んとす。溥儀丕基を継ぎ、用人行政諸所未だ宜しきを得ず、以て上下睽違下情に通ぜざるを致し、旬日間寰区紛擾す。深く我が累世相受くる大業を顚覆するを虞れ、玆に資政院の議決により、広く列邦最良の憲法を採り、親貴政事に与からざるの制規を体し、先づ重大信条十九ヶ条を裁し、其余の緊急事は一律憲法に記入し、迅速に編纂し、且つ国会を速開し、以て立憲政体を確立すべし。敢て我列祖列宗の前に誓ふ云々と説き最後に信条十九ヶ条を列記せり。右につき北京の重なる市街は、二十五日より国旗を掲げ、祝意を表せり。

満洲また独立

〔一一・二九、東日〕大連特電（二十八日発）△満洲愈々独立　復州及び荘河地方の動乱は愈々満洲に於ける革命軍の第一先駆となり、首領顧人宜は昨日武昌の中華民国軍総司令官より、中華民国軍政新満洲第一司令官に任ずる旨の辞令を公布せられ、総司令部を李家臥竜に置き、革命宣言書を発表し、同時に我都督府、満鐵等に向け中立を守られんことを申越せり。又同司令部は本日蓋平、鳳凰城、安東、海城、熊岳城、營口其他百名以上駐屯する軍隊に対し、勧告状を発せり。目下同地の軍隊は千五百名にして、引続き増加の模様あり。

△昨日趙総督は此地方に乱をなせば、討伐する旨の告示をなしたるが、之れに対し乱をなすにあらず、革命をなすなりとの抗議をなせり。尚革命党員続々同地に入込みつゝあり。

官軍活躍漢陽武昌を克復

〔一一・三〇、大朝〕 漢陽攻撃の官軍は近来頗る優勢を示し、二十六日赫田梅子山を占領し、二十七日は龜山を占領して、直に漢陽を克復せんとする意気込なること、北京電報に見えしが、果して予定の如く成功すべきや否やは、何人も断言に躊躇せざるを得ざりしに、川島司令官報告の電報は、二十七日午後漢陽の陥落を報じ、北京電報は漢陽陥落に継ぎて武昌降を請へるを報じ来たり、是れ変乱来思寄らぬ官軍の一大成功なり、蓋し官軍の兵数は次第に増加し以て、武器も新鋭なるべく、革命軍は兵気漸く老いて、新募の兵未用ふるに足らざると、武器弾薬等も亦其威力を発揮する能はざる等の欠点ありしならん、一度漢口を失ひて未回復する能はず、退きて漢陽の嶮を扼守せしも、遂に官軍の為に克復されしは、戦局の一大転機たり、漢陽は漢水を左にし大江を右にして、大別山の嶮を負ひ、形勝の雄なる、難攻不落の勢あり、然れば武昌を取らんと欲する者は、先づ漢陽を攻め、漢陽既に陥れば、武昌は随て之を奪ふことを得、是古来用兵の例なり、長髪賊の当時も、賊は四たび漢陽を陥れて三たび武昌を取りしが、官軍の戦略も亦漢陽を先にして後に対岸の武昌省城を克復したりき、今や革命軍の根拠地は武昌なれども、武昌を守るは漢陽の嶮に在り、漢陽を失へば武昌随つて保つ可らず、大別山の嶮は武漢の二〇三高地なればなり、既に漢陽を失へる革命軍が、武昌の守る可らざるを知りて哀を請ふの已むを得ざはる、固り当然の勢たり、然るにても今回の変乱の推移ほど、意外又意外なるはなし、革命軍の斯く迄に脆かりしも亦意外の一なり、黄興、黎元洪の行動は殆んど脱兎の如し、曩日強硬なる態度を以て妥協を拒絶せし革命軍は、今更調和を求むるの面目なかるべく、必ずや再挙を謀るならん、其の起落は南京の勝敗如何に在り、然れども巣窟既に覆る、手段を一変せんに若かず、而して革命の大勢は国内に彌蔓して、満洲朝廷の威信殆ど地に落ちたる今日勝に乗じて革命党を撲滅せんとするは、満洲朝廷に取りても、恐らくは得策に非ず、悲観されたる朝廷の為に一条の生路を開きし此の大勝を機として緩和方針を遂行し国民と共に一新の道を講じて、穏健なる君主立憲政体を樹立せんことは、中外の望む所なるべし、知らず今後局面の展開如何ん。

南京陥落 張勲行方不明

〔一二・四、東朝〕 (二日上海発) 南京は陥落し、総督張人駿、鐵良将軍は日本軍艦に避難し、張勲は行方不明なりとの報あり。

黄興を大元帥に推戴
南京を中華民国の首府と決定

〔一二・七、東朝〕 (五日上海発) 黄興始め、杭州、上海、蘇州の三都督、十三省の代表者等は、昨日上海の江蘇教育総会に集合し、黄興を全共和軍の大元帥に、黎元洪を副大元帥に任命し、南京を中華民国の首府とすることに決定せり(最初武昌を首府とする筈なりしも、南京は武昌に比し平和の状態に在るを以て南京に決定したるなり)、黎元洪を大元帥に挙げず、

黄興を任命せるは他なし、黎元洪は武昌を去る能はざるに、黄興は何処にも自在の活動をなし得る現状に在るが為めなり、殊に黎元洪は副大元帥たるのみならず、武昌防禦軍の総司令官たり、猶孫逸仙は十日後頃に上海に帰着の筈なるが其上にて大統領選挙ある可し、差当り黄興は仮政府の首相を任命し以て仮内閣を組織せしむ可しと。

摂政王退位　皇帝輔佐任命

〔一二・八、東朝〕（六日北京発）

摂政王は六日騒乱の責を自己にありとし、摂政の位を退き、年俸五万両を受くる事となり、皇帝輔佐として、満人より世續、漢人より徐世昌任命されたり。

摂政王退位事情

〔一二・九、東朝〕（七日北京発）

摂政王退位に就て満人の動揺は最も恐るゝ所なるが、事の今日に至りたるは、宮廷内部に於て已に早く覚悟せる所、皮肉の論者は是れ内廷争閲の結果にして、皇族中一部のものが却て摂政王退位を喜びつゝある有様なりと為すも、洵濤貝勒等は流石に憤慨しつゝあるは多言を要せず、六日の上諭に就て隆裕皇太后垂簾の政に与るが如きも、其実何等権力あるなく、唇亡て歯寒しの感最も深きものあり、唐紹怡が此退位に最も斡旋したりしは、公然の秘密にして、外人側には已に早く知れ渡り居れり、従つて今更の感を懐くものなく、王の退位を見て政界に何等の影響なしと断言するものすらあり、又王の退位は革命軍と講和上の要件として余儀なくせられたりとの説あるも信じ難し。

袁世凱　剪髪　自ら範を垂る

〔一二・一七、東朝〕（十五日北京発）

袁世凱は剪髪厲行の模範を示さんが為、自から剪髪し、閣員全体の剪髪を命じたり。

清国　官革の講和と日英の斡旋

〔一二・一八、東朝〕　清国官革両派の講和談判に就き、日英両国が相当の尽力をなすべしとは、本紙の曩に報じたる処なるが、今や講和談判開始と共に、右両国は斡旋の労を取ることゝなりたれば、更めて其経過を記せんに、

△講和談判の起原　官革両派の休戦条約成立、講和談判開始に就き、在北京英国公使ジョルダン氏が頻りに尽力しつゝあることは、普く世人の知る処なるが、尚別に隠れたる斡旋者ありて、講和談判を促進せしめたる事実あり、开は別人にもならず、則ち

△英人リツツル氏　となす、氏は支那に在留すること二十余年、有名有力なる支那通にして、交友官革両派の間に遍し、頃日上海に在り、官革両軍が軍資兵器の欠乏甚だしく、到底速かに勝敗を決する能はずして徒らに動乱久しきに渉らんとするを見、漢陽陥落の翌々日を以て、竊かに上海革命党の領袖に対し、講和の意なきやを質したるに、必ずしも講和に意なきにあらず、然れども革命軍の方より講和を希望するが如く思はるゝを好まず、若し北京政府にして講和

全権大使を派遣すれば、喜んで之に応ずべしとの返答を得たれば、リツツル氏は更に袁世凱の意嚮を質し、其講和を希望するの切実なるを認め、之を革命派に致し、其同意を得て、十二月四日を以て袁世凱に対し、講和全権大使派遣を要求し、越えて八日袁より同大使として唐紹怡簡派の事を返電し来りたり、斯の如くして今回の講和談判は開始するに至りたるが、袁は黎元洪との関係もあることゝて唐を先づ武昌に派したれども、談判地の上海たるべきは最初より予期したる処なり。

△談判会場はリ氏邸　随つて上海に於ける講和談判会場の如きも、斡旋者たるリツツル氏邸を以て之に充つる予定なり、而して談判開始の斡旋に就き、リ氏と英国公使ジョルダン氏との間に、如何なる関係ありやは不明なるも、当然相当の打合せありたるべきは想像するに難からざる也。

△英国日本を誘ふ　以上の関係よりして英国は引続き講和談判に斡旋すること勿論なり、就ては英国は同盟の関係もあり、且は清国との関係最も重大なる日本とは、予てより打合もありたることゝて、一週間程以前に日本に対し、共に相携へて講和の協商に斡旋しては如何との交渉をなし来りたり、則ち過日来英国大使マクドナルド氏が、頻々内田外相と往復交渉する処ありしは之が為めなりしなり、且袁世凱よりも斡旋の労を取らんことを、伊集院公使へ希望し来りたり。

△日本の受諾　日本は清国の動乱の速かに鎮定せんことを望むは勿論なれば、英国の提議支那の希望に接し、内田外相は慎思熟慮の末、其干渉がましき強圧を加へ、又は好まざるものを勧誘して講和せしめんとするに非ず、単に官革両派講和協商の斡旋に過ぎざるを確め英国と提携して之に当ることに決心し、去る金曜日の閣議に提議し、其同意を得て承諾の赴き公然英国に返答し、且清廷及革命軍に通告したり。

△日英関係の程度　日英の関係は上記の次第にして、決して調停の労を取るにもあらず、又講和条件の内容に立入て之を是非せんとするにもあらず、随つて日英両国が支那の共和政治を排し、立憲政治を護立つと云ふが如き意味は寸毫も有せず、全く官革両講和委員の間に於ける講和協商の斡旋をなすと云ふに過ぎず。

△談判立会は如何　尤も両派委員の希望に依りては、講和談判会場に立会ふ位のことはあるやも知れざれど、此場に於ても普通の場合に於ける立会とは少しく意義を異にし、単純に立会ふと云ふ許りなるべく、談判に容喙するが如きことは決して之あらざるべし、従つて講和成るとして、其条件を両国が保証すとか、強制すとか云ふ事実にあらず。（下略）

清国官革　講和会議　第一日の議事

〔一二・二〇、東朝〕　（十九日上海発）

昨日上海の講和会議には、革命軍側より伍廷芳、温宗堯、汪兆銘外二名列席し、北京政府側よりは唐紹怡外四名列席し、午後六時二十分迄会議を継続せり、但し親しく談判に当りしは伍廷芳、唐紹怡の二氏のみなりき、今日発表せられたる昨日の議事経過は下の如し。
（一）雙方信任状の交換、（二）唐紹怡は湖北、山西、陝西、山東、安徽、江蘇、福建等に於て、満軍の戦争若くは土地占領を禁止す

る命令の有効に実施せられんことを迫る革命党の要求を、袁世凱に電報にて伝達することに同意す、而して袁世凱より満足なる回答来る迄は会議を為さゞる事を約す、(三) 伍廷芳は湖北の黎元洪及び陝西、山西革命軍将に打電し、戦争を中止し、今後満軍を攻撃す可からざる旨命令することを約す。

清国皇帝　**退位と決す**

〔一二・二九、東日〕北京特電（廿八日発）昨日袁総理及び各国務大臣連名にて、国民が皇室を廃せんとし、挽回の道なき旨上奏し、隆裕皇太后の親断を仰ぐと同時に、大保世續、徐世昌、皇太后に之を面奏せり。依て皇太后は宗人府に伝諭され、二十八日早朝慶親王、載洵貝勒、毓朗貝勒、肅親王、載澤等を召集し、最後の皇族会議を開き、去就を決する由。肝腎の皇太后は女性の事なり、君側王大臣も頼み甲斐なく、誰一人として革軍の要求を退け、社稷に殉ずる勇気あるものなく、既に皇帝退位に決せりと。されば革軍は国民議会も俟たず共和を遂行せる訳なり。之によりて考ふれば、清朝は袁世凱を用ゐ却つて滅亡を速かならしめたり。尤も袁世凱は国民の輿望を容れたれば、即ち其支那国家を救ふ最後の目的を達したりと言はん。併し日英等の列国公私人に宣言せる君主立憲制を保持し能はざりしを以て、次は其辞職に帰着せんか。又君主立憲を以て官革軍に講和の世話を焼きたる某々国は、今後如何なる干渉をなすか。聞く、英国公使ジヨルダンは更に一週間(即ち明年一月七日迄)停戦の延期を提議し、上海より承諾の復電ありたりと。

退位御前会議　**清廷の末路近し**

〔一二・三〇、東朝〕（廿八日北京発）上海平和会議にて民党が皇室撤廃を固持することは、屢々皇族会議に上りしが、愈二十七日世續、徐世昌両太傅より右に関し、皇太后に面奏する所あり、皇太后は宗人府より正式に各親貴王族に伝達し、二十八日皇族の御前会議を開き、一切の辨法を決する筈なり。

〔一二・三〇、東朝〕（廿八日北京発）皇族会議は早朝より開かれ、退位の大問題に就き協議を為し、前攝政王は事茲に及んでは奈何とも為し難しとし、退位を諾し、皇太后も之に同意を表せられしが、慶親王は飽迄反対し、洵、濤、毓の三貝勒も退位の不可を論じ、結局内閣の処置に一任する事とせり、又内閣会議は一切の議を纏め、袁総理は各大臣を伴ひ宮中に赴き、他の皇族及び大臣の聯合会議となり、種々協議の結果、先づ速かに国民会議を召集するの上諭を下し、其会議にて諸事決定を為す事とし午後一時散会せり。

革命支那臨時大総統　孫逸仙

〔一二・三一、東朝〕（廿九日南京発）午前九時より新疆、吉林、黑龍江、甘肅、雲南を除ける十七省代表者五十余名は、諮議局議事堂に来会し、臨時大総統の選挙を行ひ、直に開票せしに、孫文十六票、黄興一票を得て孫文当選せり、代表会議は孫の一日も速く政府を建設せん事を促せり、二十九日市内各所に五色の革命旗を掲げ、選挙の盛典を祝せり。

明治四十五年
（一九一二年）

孫逸仙大総統に就任

革命党新政府の宣誓式挙行

〔一・六、萬朝〕 一月一日午後十一時より、旧総督衙門に於て新政府の宣誓式を挙行し、軍隊奏楽の裡に孫逸仙入城するや、各省代表者の歓迎会開かれ、山西代表者景燿月歓迎の辞を述ぶ、其大要に曰く

今日満洲政府の専制政治を駆逐して共和の光を見るに至りしは吾人の欣喜措く能はざる所なり、然して孫は斯くの如き成果を見るに至る迄、多年の放浪の身となり、幾度か死地に陥りしに拘らず、不屈不撓遂に今日を致さしめたるを以て我革命の功は、孫を以て第一に推さゞるべからず云々。

次で孫は胡漢民をして、大要左の宣誓書を朗読せしめたり。

去る十月武漢事変以来、僅かに三ケ月にして江南一帯の地を略取し、十数の各省、革命軍政府の風靡する所と為りたるは慶賀の至りに堪へず。今や予は共和政府の大統領として当選し、将に各地の民福を増進せんとす。惟ふに共和の精神は四民の赴く所に従ひ、民意を以て政を行ふに在り。茲に満朝の専制政治を脱し、四民平等の共和政治の基礎を建立し得たるを以て漸次其鞏固ならん事を計り、彌彌成熟するに於ては、予の任務既に果せりと云ふべく、予は故山に帰臥すべし。

時に午後十一時四十分にして、獅子山砲台は廿一発の祝砲を放てり。之より国民歓迎会に移り、景燿月再び起て祝辞を述ぶると共に恭しく大統領の印綬を孫に渡す。孫は之を受取り、汪兆銘の起草せる大統領宣誓書に署名捺印し、胡漢民をして是を朗読せしめ、了りに徐紹楨は陸海軍を代表して祝辞を呈し、孫は再び起て之に答へ、臨時政府組織に就て二三論議する所あり、午前二時万歳声裡に式を了れり。（三日南京総領事発電）

袁、伍廷芳と談判

和議遂に破裂

〔一・六、東朝〕 （四日上海発） 袁世凱及伍廷芳は、下記の如き電報を交換したり。

△袁の電報（第一） 袁世凱が伍廷芳に送れる電報に曰く、諸省今回の動乱に悩む所多し、我が政府は此の上人民を苦難せしむるに忍びず、特に唐紹怡に適当の権能を附与して上海に派し、総理の全権使節として大局の利害を討論せしむ。然も唐の権限は唯大局を討論するに在り、其権実は茲に止まる。然るに唐より電報あり、貴下と唐との間に約定し、全然予と商議する所なくして調印せる事項を報告せるを以て、予は唐に打電し、或る事項に至つては予の実行する能はざる所たることを述べ、其の旨貴下に宣明せんことを求めたり。而して唐紹怡は両回和使辞職を電請せるが、予は強ひて留任せしむる能はざるものあるを以て、茲に辞職聴許の裁可を得たり。然れども予の代表として南派す可き適任者を得ず。依つて今後予は電信により、直接に事件の討議をなし、以て協議を容易にし、速かに平和恢復を期せんとすと。

△袁の電報（第二） 袁は伍廷芳に打電して曰く、幾多の事項猶未決定の裡に在り、然れども予は茲に貴下に対し休戦期日を更に十五日

間、即ち十二月三十一日午前八時より十五日午前八時迄延期する件に同意せんことを求む。幸ひに答電せよと。

△伍廷芳答電

△袁の態度を攻撃す

伍廷芳は袁に打電して曰く。敢て第一の貴電に答ふ。予は閣下の電報を全く無理と認む。蓋し唐紹怡は総理の全権代表として、上海に来り、予と信認状を交換し、五回会見せり。予と唐紹怡との間に議決調印する各項は双方を拘束するものたり。然るに今や閣下は唐が調印せるものは、閣下と商議せずして定めたる所なりと説く、予は此言の承認に同意する能はず。予は唐の調印後閣下の政府が之に拘束せらるゝことを知る、唐今や辞職せりと雖も、辞職前に調印せる項目は決して効力を失ふ能はず。協議の規則は閣下能く之を知る。予は閣下が公例を尊重す可きを確信す。今後の談判を電報にて行ふの案に到つては、予は数千清里の遠距離に在りて、電報に依りて重大事件を議するを不可能とし、親しく面接して協議するを必要とす。由来協議は会談に依りて行はれ、書信若くは電報を以てすること無し。又予は国民会議召集方法につき唐と協議を開始し、未決定のもの唯国民会議召集の日子と場所のみに過ぎず、唐は已に予の提案を閣下に打電し、中華及外国共に熱意平和的解決を待てり。今にして此の急激なる変動を見ば、民は平和を疑ひ、不安の念を生ぜん。閣下真に平和を冀はゞ、宜しく自ら速やかに誠意を表示し、既決の案即ち十二月廿九日調印の撤兵の件を実行し、十二月三十一日より五日以内に現在の陣地より百里退却を命令せよと。

△伍の第二答電　伍廷芳は再び袁世凱に打電して曰く、十五日間休戦延期を抗議せる閣下の第二電報正に落掌せり。予は唐紹怡と国民会議に付約定し、唯だ其の時日及場所決定せざるのみ。予の提案は既に閣下の許に在り、答電を乞ふ。若し閣下予の提案に同意せば、国民会議速かに開かれ、人民安意せん。又若し閣下予に同意の電報を送る能はずば自ら上海に来り、親しく協議し、速かに事を決定せよ。是最も便ならん。三十一日既に唐と予とは協定に調印せり。若し平和成り難きの徴証あらば、直ちに戦争を再始すべしと。

頭山満、犬養毅等渡支　孫文を訪ふ

〔一・一〇、大毎〕南京来電（八日特派員発）本日午後上海より頭山満、犬養毅両氏及び寺尾博士、副島博士等来着すべき筈なり。

革命党の講和条件

〔一・一一、東朝〕共和党が滿洲政府に提出せし条件は、唐紹怡の辞職以前に彼と伍廷芳との間に決定せられしものにして、右は八日袁世凱に打電せられたり、左の如し。

一、皇帝は清国に於ける外国の皇帝として、凡ての威厳を以て待遇せらるべし。

二、宮殿は熱河又は怡和宮に定むべし。

三、皇帝は国民会議にて決定したる後、寛大なる年金を受くべし。

四、皇祖の霊廟及寺院は、滿洲人の保護に任すべし。

五、滿洲人の生命財産等は保護せらるべし。

六、滿洲、回々（フイフイ）教徒、蒙古人及西藏人は待遇せられ、個人の財産

は保護せらるべし。
七、滿洲八旗は相当の生計を得る迄は、従前と同額の恩給を受くべし。
八、従前の商業及住居の自由に関する拘束は、一切除去せらるべし。
九、皇族は位階財産等を従前の儘保持すべし。皇帝の受くべき年金は一千万両なりといふ。

ランプ危険　ガラス壺は禁止

〔一・一一、大毎〕去る四十二年の天滿大火後、洋燈は危ないと云ふ所から、大阪府では取締法として硝子壺のは往々砕けて火が移る憂ひがあるから、金属製の物を使用するやうと布達し、其以来一般公衆の寄る場所などでは之を励行さしてゐたが、昨年十二月二十八日、更に府令第百二号で公衆の集合所は勿論、燃え易き物を取扱ふ所は絶対に硝子壺の洋燈を厳禁し、金属製の洋燈を使用さす事に命令し来る二月一日より之を実行さす事に決してゐる、而して各国人の家に就いては、所轄警察署の巡査が戸口調査に行つた節、好意的に注意を与へる事として、保安課からコノ旨を諭達したので、各警察の中では既に公衆寄合所の持主や、その他の者を召喚して訓諭した所もある、併し之等洋燈商等に硝子製洋燈の販売を此際禁ずる事は、彼等をして思はぬ損失をさせる次第であるからソレは出来ぬが、各家庭で硝子製のを用ゐずに、金属製のに代へる事になれば、自然と硝子洋燈は影を収める事になるだらうとの事である。

革命軍大借欵　米国うまく附入る

〔一・一一、國民〕（上海特電）米国が極東の事件に容喙し得べき好適なる機会を醸出して、其利権を獲得せんとするの野心を抱懐し居るや久し、今や清国革命乱の継続に伴ひ、隠然革軍を扶翼し、孫文の勢力下に何者をか得んことに憧がれ居るは掩ふべからざる事実にして、彼のホーマー・リーが表面一個の親友として孫に附随し来れりと標榜し居れども、其裏面には米国の利益の為めの一傀儡たるや疑ふべくもあらず、近く露が蒙古の独立に乗じ、多年の宿図たる蒙古貫通鉄道を現実にして渤海灣頭に出でんとし、英は長江沿岸に於ける既得の利権を益々優越鞏固ならしめんとし、独は膠州灣を立脚地として山東方面より逐次勢力の発展を図り、佛は雲南方面に利権の拡大を期しつゝあるに際し、唯り米は未だ具体的に何等の利権をも獲得現実するに至らず、為めに国論漸く囂々として、挙げて極東政策に熱中し来りしが、果然革軍臨時政府の財政窮乏に乗じ、奇貨居くべしと為し、武昌及び漢口の地区を担保として一大借款を成立せしめんと、目下隠密に運動を開始し居れり、然れども此事たる條ち英国の利益に牴触するが故に其成果は大に刮目の価ひあり。

孫文と会見の犬養一行帰朝
孫大総統より総顧問に推されて辞退

〔一・一七、東朝〕犬養毅氏一行筑後丸にて上海より帰朝す、同氏は去六日以来発熱し、肺炎に異状あり、三十九度に昇りしことあ

り、而も熱容易に去らず、予定を変じ急に帰朝の途に就き、同船同仁会田代医師、看護婦等の手当を受け同船にて神戸に向へり、氏は好んで面談せんとするも医師より厳禁せらる、南京行きの電報あるは全く誤りにて上海より他に出でず、孫大統領より総顧問の依頼を受けしも謝絶せし由、十四日来熱漸次に去り容体よし、当港より海路横浜に向ふべし。（長崎特電）（後略）

支那革命軍　最後の要求

〔一・二二、東朝〕（廿日上海発）南京よりの報に曰く、中華民国大統領は昨日内閣会議を召集し、席上北京に最終要求文を送ることに決定せり、是一に袁世凱より面白く思はれざる条件を提出し来れる為めにて、又一は此際共和政府の最後の意見を北京に知らしむる方、関係者全体の為め宜しかる可しと思惟せらるゝ為めなり。而して此の最終要求は昨日北京に打電せられたる筈にて、其内容は下記の如し。

（一）清帝は退位し、一切の主権を抛棄す可し。
（二）満人は中華仮政府に参加するを許さず。
（三）仮首府は北京たる可らず。
（四）袁世凱は外国が共和仮政府を満清政府の後継者として承認し、又邦家改造の業成り、国内平和に帰する迄は共和仮政府に参加す可らず。

無限軌道発明〔一・二三、都〕本郷駒込動坂三三二、富山県人高松梅治氏（三十一）は慶應大学出身にて、十三年来無限軌道の発明に腐心し、今回愈々完成せしを以て、昨日午後一時より内務省内にて其の試運転を行ひたり。是は砲車、馬車、荷車、自転車一般車輪の前部に、小滑車を附し、車輪より滑車にかけて、凹形の小鉄板を連続せる鎖状のものを廻らし、車輪の廻転につれ、無限に軌道を形づくる仕掛にて、挽曳力を軽減し、車輪の耐久力を増し、道路保護の目的に適ふ由にて、氏は最初巣鴨板橋間のガタ馬車中にて、動揺のため一婦人が流産せしを見て、何とかして動揺を少くし滑かに車輪を回転させたきものとて、さてこそ此の無限軌道の発明を思ひ立ちしものなり。

（下略）

流行の肩掛いろいろ（夢二画）
一月二十三日「東京朝日新聞」

孫文 日本に新政府承認要求

〔一・二三、東朝〕 孫は二十日、日本領事館に特使を派して第一着に新政府を承認されたき旨を申込み、且其報酬として最も多くの利権を与ふべしとあり、領事は本省と打合せ中なり。

第十二師団出動 清国動乱に関して

〔一・二五、東朝〕 清国動乱に関する帝国政府の態度漸く定まり、政府は此の際東洋の平和と帝国の利益を確保せん為め、断乎たる手段を取るに決し、先づ満洲に於ける我が居留民の保護として出兵すべく愈々二十三日小倉第十二師団に動員令下りたり。依て安藤第十二師団長は二十四日小倉師団司令部に各団体長会議を開き、其の出動準備に着手し、士気大に振へり。此の出動師団は下關重砲隊第二旅団と輜重兵第十二大隊とを除くの外、即ち歩兵第十二旅団長小池少将の歩兵第四十七聯隊(小倉)、歩兵第七十二聯隊(大分)、並に歩兵第三十五旅団(福岡)、栗田少将の歩兵第十四聯隊(小倉)、歩兵第二十四聯隊(福岡)の四箇聯隊及同師団全部の騎兵砲兵工兵の各特科隊等、総員約一万有余を以て編成せらるゝものに係り、之に配属の馬匹一千頭と称せられ、此処数日の間に編成を了へ、更に命令を伝へて出動すべし。同師団の乗船地は門司港にて上陸地点は大連なりと。

婦人専用電車 〔一・二八、東朝〕 乃木大将も曾て學習院女学部の生徒が電車に乗ると男子が兎角生徒の体に触れたがつて困ると、電気局員に語られたと記憶するが、

△花電車を狙ふ 近来不良学生が山手線沿道より市内各女学に通ふ女学生の何れも同一時刻に乗車するを機とし、混雑に紛れて或は附文或は巧妙なる手段を以て誘惑し、然らずとも女生徒の体に触れ、其の美しき姿を見るを楽しみとする風がある、彼等は此の女学生の満載せる電車を称して「花電車」と呼んで居るが、今回中野昌平橋間に各駅から婦人専用電車を、朝の八時半前後と午後の三時半前後に数回運転せしむることに決定し、此電車を女学生が利用する様にとお茶の水附属女学校、女子学院、千代田女子学校、雙葉女学校、三輪田女学校、精華女学校等に対し通知し、来る三十一日より実施することになつた。

△女学生客の減少 右に就き中部管理局員は語つて曰く、「外国の例は知らぬが、日本では之が最初である、兎に角名案たるに足るだらうと思ふ、之を運転せしむるに至つた動機は、従来男女学生間の風儀を乱す様な事が少からず、牛込や四谷駅長からの申出もあり、調べて見ると女学生の客は次第に減つて居る、そして遠いのを我慢して車や徒歩で通学して居るものが大分あると云ふことが判つたからである、婦人専用電車と云ふのは、二台連絡する後のに婦人専用と札を掛け、前車には男子を乗せることにする積だ云々」と語つた。

もり・かけ 参銭 〔一・二九、國民〕 昨秋原料騰貴の為値上をなしたる市内の各蕎麦屋では、夫が為かあらぬが、其売行き面白からず、為めに其の一部は、内々値下をなしたるも相変らず儲から

ず、中流以下の同業者中には倒産する向きあるより、旧臘廿四日頃京橋区南傳馬町三布袋屋事武田甚八を初め、各区総代二十余名芝公園三縁亭に会合して前後策を講じたる結果、市内各区同業者間に於て権利株一口五十円にて四千株二百万円の資本金を応募して之を日本橋区通二丁目東京商業銀行に合資し、同行中に蕎麦屋専業の営業部と原料部を置き、営業部は資金の融通をなし、原料部は原料の精選せる物を廉価にて開業者に売却する方針にて、本月廿一日三縁亭にて再び会合し、愈々都下二千余名の同業者が加盟する事となり、其創立費としては当分一人一ヶ月金二十銭を積立てる事に準備し、遠からず実行する事とし、蕎麦代を再び一般に三銭に値下げする事に決し、逸早く実行し居る向もありと。

政界の潮流　航路亦穏ならず

〔一・七、東朝〕　國民党は予算六千万の天引を内定し、之を以て政府に対せんとするに際し、中央派又之に先だちて五千万円削減論を発表せり。而して一方政友会に於ては所得税改正案の論議ありて、政界は漸く多事ならんとするの傾向あり。

△國中両派の接近　國民党に於ける純民派の一部が政友会を助けて之をして反官僚的決心を堅からしめんことに腐心せるに拘らず、國民党と中央派との接近は西園寺内閣成立後漸く大勢となり来るに至れり、殊に原内相の地方的利害を以て、党勢を拡張するの方針は、到る処政友会以外の人の反抗心を招き、如何にしても此の大政党に目に物見せんとの思想は地方有志間の通有となり、遂には官僚にもあれ御用にもあれ、何者と協力しても非政友的勢力を作らんと焦慮する者漸く多く、是に於て一月以来地方代議士の出揃ふに際して、衆議院内にも漸く此大勢を見るに至れり。

△対清問題と中央党　此際両派をして一層接近せしむるの連鎖となりしものは対清問題なり、官僚系は曩に寺内伯始め君主立憲を以て支那に強ひるの政策を執り、内田外相を動かす所ありしも、其の不可なるを見るや、口を緘して論ぜず、静に当局の処置を傍観せり。然るに当局が幾度か方針を定め、幾度か之を変更して、遂に確乎たる針路を定むる能はざるを見るや、先づ第一にもどかしとて焦り始めしは陸軍系なり。而して桂、寺内の藩閥系も、此大事に際して髀肉の嘆に堪へず、何とかして自己の手にて思ふ存分の処置を取りたしとの感を起すに至れり。

△大浦系の政策　是に於て犬養氏の所論は漸く陸軍部内及び外務省年少者等の議論と一致し、軍事と外交との秘密は内部より暴露せらるゝに至れり。官僚党の対清方針は、其終局に於て犬養氏等と一致するや否や疑問なれど、兎に角両者は現当局者の無能にして頻りに手を焼くに対して平かならざるに於て一致するを以て、此際國民党中央派と外交政策を楔子として非政友的気勢を作り、之を以て総選挙を争はんとするは大浦系の政策なり。

△内外の同一方針　されば國民党側より承認、同志会を組織すれば中央派よりも竹内、齋藤等諸氏出席し、箕浦氏を座長として同一の方針を決議し、又中央派本部に於ても頻に決議を発表して國民党と呼応するに至れり。偖て國民党内の旧改革派内には、漸く中央派との提携に望を有する者多き矢先、桂系統は是に財政天引論を発表して政友会に一矢を放ち、之を以て他日政府を奪ひたる際の政綱を予

告するに及び、内政方針に於て中央派の議論は國民党の持論と一致するに至れり。

△犬養氏と政友会　此際に当りて此大勢に大反対なるは犬養氏なり、氏の談に曰く、対清政策に就ては陸軍及び外務少壮者間に同志多きのみならず、中央党の諸子よりも同意見なりとて賛成し来る者少からず、殊に我党の宣言と彼党の宣言とが殆んど同一意味なるは甚だ奇異の現象なり、其上地方に於て、政友会の専横を憤るの気運相合し、而して又財政方針に於て相一致するに至りては、國民党と中央派との提携は止むを得ざるの勢ひとなり、大合同なるものも政綱の一致より馴致せらるゝに於ては、表面上反対の理由なき次第となるなり。然れども立憲政治の根本組織に於て、我党と中央派と合同することは、益官僚党の超然政治を助くる次第となるを如何せん。我党と中央党と結びて官僚系に参するも、桂、寺内以下諸氏は決して此政党を基礎とする責任内閣を組織するものに非ず、否政友会を棄つるものに非ず、官僚系政友会を棄てず、政友会も猶官僚に未練ありとせば、寺内、原の聯立なる形式の下に官僚内閣を組織するは必要ならん。然らば官僚は左に政友会を懐柔し、右に合同党を飜弄し、依然として今迄通りの藩閥的非立憲的勢力を維持するに至らん、故に余は能ふべくんば政友会を鞭撻して大過なからしめ、折角の政党内閣が再び官僚内閣を以て代へられざらんことを祈る云々と。

△政友純民派　此際政友会にも情意投合反対以来の純民派あり、所得税改正、行政整理を敢行し、官僚派をして手を下す所なからしめ、之を実現し得ざるまでも此案を発表して國民党の後援を借り、以て天下に信を繋がんと欲し、夫々打合せする所あり。岡崎邦輔氏は支那より帰朝以来長文の書を首相に寄せて、予算削減、所得税改正を切論し、対清政策上の所見と併せて首相の反省を促せり。首相も所得税改正、行政整理に就ては、世に広言せざるまでも確乎たる決心を有する由を返答し来りたりと云へば、政友会の出方によりては國民党と中央派との接近の勢ひを破りて却て政國両党を以て民党聯合の勢ひを作るに至るやも測られず。

噫遂に清朝の末路

六歳の新帝退位の上諭を発す

〔二・一四、東朝〕　上諭本文（十二日北京発）

上諭第一

朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず、曩に民軍事を起し、各省響応し国内沸騰生霊塗炭に苦む、特に袁世凱に命じ委員を派して民軍代表と大局を討論し、国会を開き政体を公決せん事を議せしむ、両月以来尚確たる辦法なし、南北犄角互に相持し、商家業を止め兵士は野に露営す、徒らに国体一日決せざれば、生民一日安からず。今全国人民の心理多く共和に傾き、南部中部の各省既に義を前に唱へ、北方の諸省亦後に主張す、人心の嚮ふ所天命知るべし。朕亦何を忍んで一身の利害より億兆人民の希望に逆はん、玆に外大勢を観、内輿論を審かにし、特に皇帝統治権を公衆に与へ、全国を定め共和立憲政体と為し、近く海内の乱を治め、遠く古政に協ふは天下の公議と為す。袁世凱は曩に資政院の選挙を経て総理大臣と為せり、方に新旧代謝の際宜しく南北統一を計るべし。即ち袁世凱全権を以て臨時共和政

府を組織し、民軍と統一辨法を協商し、凡て人民の安堵海内の泰平を期せよ、即ち満、漢、蒙、回、蔵の五族を合し領土を保全し、一大中華民国となせよ、朕は既に隠退して寛々悠々歳月永く国民の優礼を受け、親しく良政の恢興を見る。豈悦ばしからずや。

上諭第二

朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず、曩に大局危急兆民困苦するを以て、特に内閣と民軍とに命じ、皇室優待の各条件を商議し、平和解決を期せしむ。茲に伏奏の優礼条件に依て、宗廟寝陵永遠に祀を奉じ、先皇の陵制旧の如く修築し、皇帝政権を離るゝも尊号を廃せず、幷に皇室優待八箇条、皇族優待四箇条、満蒙回蔵待遇七箇条の上奏を得たり、之を至当となし、特に皇族及満蒙回蔵人等に宣示し、今後力めて敵意を除き、共に治安を保ち、重ねて世界の昌平を見、共に共和の幸福を享けん事、亦朕の望む所なり。

皇室優待条件

第一条　大清皇帝辞位の後、尊号猶存して廃せず、中華民国は各国君主を待つの礼を以て待遇す。

第二条　大清皇帝辞位の後、歳費を四百万両とし、清貨幣改鋳の後改めて四百万元となし、中華民国より支辨す。

第三条　大清皇帝辞位の後、姑く宮禁に居り、後頤和園に移る、侍衛人等は条規の如く留用す。

第四条　大清皇帝辞位の後、其の宗廟寝陵永遠に祭を奉じ、中華民国より適宜徳兵を置き慎重に保護す。

第五条　徳宗皇帝の陵未だ工事終らざるは制の如く修築し、其の典礼を奉ずる尚旧制の如くし、所要経費均しく中華民国より支出す。

第六条　前の宮中用ふる所の人員常に照して留用す、唯以後更に宦官を加ふるを得ず。

第七条　大清皇帝辞位の後、其の現有資産は中華民国より特別保護す。

第八条　現有の禁衛軍は中華民国陸軍部の節制に帰し、其の数及俸与尚旧の如くす。

皇族待遇条件

第一　清国王公世爵概ね旧に由る。

第二　清国皇族の中華民国国家の公権及私権は国民と同等とす。

第三　清皇族資産を一体に保護す。

第四　清国皇族は兵役の義務を免ず。

満蒙回蔵各族待遇条件

満蒙回蔵各族、共和に賛同するに依り、中華民国は左の待遇を為す。漢人と平等に其の現有の資産を保護す、満蒙王公爵秩禄を旧に依らしめ、王公中生計困難の者は法を設けて生計を助く、八旗の生計を調査し、未だ調査せざる前は俸与旧に依りて支給す。従前の営業居住等の制限は一律に除去し、各州県其の自由入籍を許す、満蒙回蔵現有の宗教は其の自由信仰を許す。以上の条件は制規公文を以て双方の代表より各国の北京駐在公使に紹介して各外国政府に電達す。

上諭第三

朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず、古天下に君たる者の重ずる所は民命の保全に在り、現に将に新に定めんとする国体は、先づ其の大乱を治め

保安を期せんとするにあらざるはなし、若し多数の民心に逆ひ、重ねて無窮の戦を開かば、大局欠裂惨殺相次ぎ、勢ひ必ず永続の惨劇を演じ、宮廟は震駭し、兆民を荼毒するに至らん、其の災何ぞ亦言ふに忍びん。是れ正に朝廷事変を観察し、我が民の胸中を洞察し、其の精を採らんとす。凡そ爾中外臣民、克く此の意を体し、全局の為め熟々利害を計り、過激の行動をなし、国と民と二ながら其の災を受くる勿れ。民政部歩軍統領姜桂題、馮玉璋等、厳密に防衛し、剴切に開導し、朝廷天に応じ人に従ふ、太古無為の意を悟らしめよ、国家は官を設け職を分ち民の為に計る、内は各府部員、外は督撫司道臣民を安んずるは実に一家の為にあらず、爾等中外大小各官、斉しく時艱を思ひ、謹んで職責を守り、懇切訓戒其の職責を空しうするなく、善く庶民を愛撫するの意に副よ。

退位せる溥儀皇帝　宝算まさに六歳

〔二・一四、東朝〕　退位せる宣統皇帝名は溥儀、光緒卅二年正月十三日の御誕生にして、宝算正に六歳、元の攝政醇親王の長子にして光緒先帝の甥に当らせらる、光緒帝崩ずるや、遺詔により同治帝の嗣となり、光緒帝の後を受けて帝位に登られしなり、登極の詔を下されしは明治四十一年十二月二日にして、昨年八月十七日始めて典学の礼を行はれ今日に至りしなり。

大総統に袁世凱当選す

〔二・一七、東朝〕（十六日上海発）昨日午後南京参議院は一人の反対者なく袁世凱を大統領に選挙せり。十七省の代表者右投票に参加せり。又新大統領袁世凱が南京に来る迄は孫逸仙内閣をば解散せざる事に決せり。蓋し参議院は新首府問題が國民議会に於て決定せらる迄は依然南京を以て、仮政府の場所となさん事を要求し居れり、参議院の欲する処は外務大臣は外国公使館との関係上北京に滞在する方便宜ならんも、袁世凱は南京に来り投票者の面前に於て宣誓すべしといふに在り。

孫逸仙は最高顧問　黄興は陸軍部長

〔二・二一、東朝〕（十九日南京特派員発）袁南下に就て、孫逸仙を共和政府の最高顧問とし、袁と同等の位置を持たすこと、黄興の陸軍部長は変更せずとの内約定まれり。

同志社大学　新設

〔二・二二、讀賣〕△創立の由来　新島氏の遺業に係る京都同志社にて今回私立同志社大学を設立し、既に文部省の認可を得、来る四月より（一）政治經濟部、（二）英文科（三）神學部を開始する由、同志社は明治九年新島氏の創立に係り、明治二十一年更に私立大学に発展せんとせしも、新島氏死去の為之を完成するに至らざりしが、数年前より原田助氏社長の下に機関漸く熟し、校友間に於て廿八万有余円の寄附申込あり、依て朝鮮銀行総裁市原盛宏氏、法学博士浮田和民氏、徳富猪一郎氏、湯淺次郎氏、村井貞之助氏、古谷久綱氏、三宅博士等十八名を創立委員とし、徳富氏創立委員長として、大学設立に着手し、二十四日を以て認可を得るに至りたる次第

なり。（下略）

満洲に関する帝国の態度

〔二・二三、讀賣〕　帝国政府の復牒

△本月上旬華盛頓政府　が清国に利害関係を有する六国に対し、列国は清国事変に関しては、今日まで悉く厳正中立の態度を維持し来りたるが、此態度は動乱鎮定後も相変らず維持したければ、若し今後形勢の発展に伴ひ、万一列強が更に進みたる手段に出でざる可らざる必要に際会するも、一国が単独の行為に出づるを避け、恁る場合には成るべく予め十分なる協商を重ねたる後、協同一致の行動を執り度しとの意味を含める通牒を発したるは、世人の既に熟知する所なるが、之に対し、帝国政府は二三日以前駐米大使の手を経て、大要次の如き意味の回答を発送せり、則ち清国に於ける列国共同の利害に関しては、日本も列国と協同一致の行動を執るべしと云ふにあり、右の如く日本が特に清国に於ける共同利害に限り、列国と同一の行動を執るべしと言ひしは、大に意味の存する所にして、換言すれば日本は清国本土に関しては列国と行動を共にすべきも、

△全然特殊の関係　を有する南満に関しては此限にあらずと云ふに外ならず、勿論政府の発したる回答文は、単に共同利害に限り、共同の行動を執るべしと言ふに過ぎざるも、南満はこの限にあらずとの意味を含めるものなるのみならず、南満と日本との特殊関係に就いては、其他の形式に於ても機会ある毎に常に列国に照会し来りたることなれば、日本の南満に於ける地位は既に確固不動のものにして、今更新めて軍事的占領に依りて、之を確実にせんとするの必要なしと云ふ、尚ほ

△米国が右の提案　を発するに至りし順序を聞くに、去月末獨逸政府が同国の清国に対する態度を声明すると共に米国の意見を求め来れるに対し、米国政府は八日前記と同様の意味を含める回答を発送したるが、引き続き爾余の列国にも右の通牒を発したるものなりと云ふ、而して右の協議が米獨間に開始されしに就き、官辺にては右両国と清国と領土上の関係が日英露佛と異なるが為にして、他意あるにあらずと観測し居るも、東亜ロイドの如きは明かに、米獨を初め協議は清国辺境に於ける日英露の野心打破を目的とせるものなりと云ひ、獨逸が清国の領土保全に対して、尤も忠実なるものなりと公言し居れり。

島崎藤村に此のロマンス

〔三・五、東日〕　島崎藤村ーという名を聞たゞけでも自然派小説家の泰斗ということゝ同時に、何だかむつゝりして煙草をスパ〳〵喫み乍ら冥想に耽つてゐる四十男を連想する、信州から出て来てから、労作の犠牲となつたのだと言はれる位に子供がバタ〳〵と死ぬる、夫人まで子の後を追つて逝く、日頃渇仰してゐる青年子女は皆不幸な小説家に同情の涙を濺いだ、中には下婢になりとお使ひ下され度御不由な身の廻りなりとお加勢致したいと言つて寄越す婦人すらもあつた。同じ自然派の作家といつても何となく上品で、耽溺派と変つたやうな人柄だけに、此方面に於ける同情も夫れはそれは深いものであつた。続いて「家」が文藝院の選奨予選（遂に糠喜びとはなつたが）に入れられる、姪を恋したといふ事が問題になる、そ

んなこんなで氏の周囲の空気が賑やかになつて来る、それもその筈で、先生の住居は柳橋代地の柳なよなよ白粉の匂ひがし、三味の浮た音が聞ゆるところ、コートの端からちら〳〵見ゆる白い足が、淋しい生活に囚はれた先生の心をドウ動かしたものか、近頃柳光亭あたりを根城として、時々は粋な音色を聞かせらるゝことがある。側にはハイカラといつても品のよい芸者がいつも侍つての話相手、度重なれば自然目に立つ訳で、見たやうな芸者だと界隈の評判になると、噂に噂の輪がかけられて、柳橋でさるものありと知られたる新月の家の雪子二十三歳こそ其当人と分つたれ。此雪子は彼の鈴久がまだ大全盛の真最中今より五六年前、当時半玉であつたのを鈴久ぞつこん思込み、金五百円に着物一組丸帯一筋といふ安からぬ手折の代で女ごゝろを覚えたが、其後鈴久の寵愛いよ〳〵深く、一本になつて間もなく、自前にされ、新月の家の看板を出した処、鈴久は聽て没落、雪子は体よく他の旦那に乗換へた芸者気質、恋のさゝやき春雨の此頃に、藤村先生の詩想は如何に動くか。

大総統袁世凱 宣誓式執行
南京代表者、袁の前に一跪九拝

〔三・一二、東朝〕（十日北京発）中華民国臨時大総統宣誓式は既電の如く、南京専使先づ式場に入り、続いて他の参列員着席し、次に招待の賓客入場し、席定まるや午後三時、袁世凱は大総統の制服を着け段祺瑞以下幾多の高級武官に擁護せられ、東方の埒を排し、各国新聞記者、特派員席を通過し、式場の中央に来り、南面して南京専使を始め各国参列員に対し一礼し、既電の如き宣誓の辞を朗読す。其の声低くして場内一般に徹せず右終るや蔡元培は一同に代り袁の誓詞を受け、口頭を以て玆に中華民国の成立に最も艱難なるは是が局に当りて支配すべき人を得るに在り、今海内閣下を措いて其の任に当るべき適当の人なし。幸ひ閣下其任に膺るを得た事は、吾人の幸福なりと祝賀を述べ、袁総統は之に答ふるに、世凱才識共に薄く、此の重任に当るに足らざるも、諸氏の推選と孫総統、伍代表等の勧告とに依り任に就き、満漢蒙回蔵五種族の為に十分尽力せんことを期す。諸氏亦十分の援助を垂れられんことを。右終つて南京代表者先づ進み、袁の前に一跪九礼を行ふ。続いて姜桂題以下軍人同一礼を為し、外人にては支那に雇聘せられ居るものゝみ、亦此の礼を為し、特に異礼と思ひしは西藏の代表二名、黄衣を着して進み、袁に二基の仏像を贈呈せることにして、袁は之に対し素布を二名の代表者の頭にかけ与へたり。斯くて式は十五分にして終り、大総統は別室に於て来賓よりの祝賀を受け、一々握手を交換せり。記者も亦握手して祝賀を述べたるに、喜色満面に多謝々々と挨拶したり。斯くて三鞭酒を挙げ大に祝賀を表して解散せり。此の間嚠喨たる音楽は奏せられ、何れも和気靄々たりき。此の日外交団よりは米国一等書記官、通訳官、武官の列席したる外一人もなく、式に列せる内外人は三四百名なりき。

沖縄県に衆議院議員選挙法施行

〔三・三〇、官報〕勅令 ○朕、枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ、沖縄県ニ衆議院議員選挙法施行ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治四十五年三月二十九日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望

内務大臣　原　　敬

勅令第五十八号

第一条　沖縄県ニ衆議院議員選挙法ヲ施行ス。

第二条　沖縄県ノ那覇区、首里区ニ於テハ、衆議院議員選挙法其ノ他之ニ関スル法令中、市トアルハ区、市長トアルハ区長、市役所トアルハ区役所ニ該当ス。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

朝鮮輸移出税廃止　朝鮮関税令其他公布

〔三・三〇、東朝〕　朝鮮改正関税制度は、總督府官制改正と同時に発布せらるゝ筈なりしも、審査の都合上其運びに至らざりしが、今回改正の大眼目は輸出税、移出税の廃止にして、小麦、大豆、小豆、胡麻、生牛、牛皮、石炭、鉄鉱に対しては、従価の五分の輸移出税は存置するも、其他に対しては、全然輸移出税を廃止する事に決定し四月一日より実施すべしと云ふ。

×

〔三・三一、東朝〕　（二十九日京城特派員発）朝鮮関税令、朝鮮噸税令、保税倉庫令、関税定率令二十九日発布さる。

福の神ビリケン渡来　〔三・三一、都〕　昨年一月から西洋の福の神ビリケンが渡来ましまし、近頃では何処の家でも、ビリケン大明神と、諸々の八百よろづの神様を、食客扱にして、珍重がる始末となり、殊に花柳界と来たら、一層甚だしく、芸妓が座敷へ出る時、熠火を先づ第一番に、ビリケンに浴せかけ、或は密と帯の中に忍ばせ、ビリケン同行の妓も多くある大繁昌となつたところ、斯様な異国の福の神が渡来して、日本固有の諸神を疎んずるは、甚だ以て怪しからぬと、先頭第一に穴森稲荷大明神、深川不動尊が火を吹いて怒り出し、八百万の神に布令を出したのか如何だか判らぬが、一月以降花柳界の不景気は見惨なもの、其中何処の妓だか、ビリケンはビリで、日本語で言ふと、一番お尻の方の事を言ふのだから、私大嫌ひよと言出したが皮切りで、道理で私の家でもよく出た姐さん方が、昨今頓と売れなくなつたと、徐々に担ぎ初め、下谷數寄屋町分伊勢屋の豊松(十八)、文の家はの次(十九)といふ綺麗首連迄も、或夜密に池端辨天池に怖々で投込んだとやら、待合の女中は酒癖の悪い長居の吝れ客が来ると、ビリケンの頭に紙撚りで鉢巻させる、スルトお客は感応して何時になく早帰りをすると噂されて、頻りに行はれる、吉原では花魁方が嫌ひな客で、泊め度くない時には、密にビリケンを洋服のポケツトや袂に入れて置く相な、酩酒屋では、又一層の大担ぎで、高い金を出して買つて置きながら、打ち毀す、塵箱へ捨てる、ビリケン大虐待で、大征伐をする相な。

西藏　独立

〔四・一二、萬朝〕　西藏事実独立　○西藏来電に依れば、同地は

全く噠嘲喇嘛の配下に属し、在留支那人にして、少しにても反抗する者は直に虐殺しつゝあり、而して今後も支那人を虐殺すべしと謡言し、拉薩地方に於ける清国人も、危機時々刻々として迫れりと云ふ。

鳩山春子未亡人　女子職業学校に入る

〔四・一七、東日〕　鳩山春子女史は今度新たに共立女子職業学校に入つて、家政科の教鞭を執るとなれり、これ女史としての新生涯なり、昨日同女史を訪ひ其抱負を聴く、曰く、「私も良人になくなれて以来、唯だ最う非常に淋しみを感じて居りますから、何か身に適ふ仕事がしたいと思つて居りました、其れは勿論世間に有勝ちな未亡人の虚栄或は名誉心にかられてゞはないのです、恰度女子職業は私も評議員として長い関係もあり、殊に先日手島校長が御出で種種と勧められましたので、遂に決心して出る事になりました、未だ今日（十六日）始めて登校致したのですが、生徒は恰度八十名、其が二年制度で女学校卒業程度の生徒を更に実用向に教育し、良妻賢母は元より良人の力を借りずに独立出来る女子を養成する考へで、私も実際八十名の娘を有つた積りになり、真心を込めて教育して見たいと思つて居ります」云々。

朝鮮の笞刑　執行心得

〔四・一九、官報〕　朝鮮總督府訓令第四十一号〔警察官署へ〕

笞刑執行心得左ノ通定ム。

明治四十五年三月三十日

朝鮮總督伯爵　寺内　正毅

笞刑執行心得

第一条　笞刑ハ受刑者ノ両手ヲ左右ニ披伸シ、刑盤上ニ莚ヲ敷キテ伏臥セシメ、両腕関節及両脚ニ窄帯ヲ施シ、袴ヲ脱シ臀部ヲ露出セシメテ執行スルモノトス。

第二条　笞刑執行者ハ右手ニ笞ヲ携へ、之ヲ垂下シテ受刑者ノ左側ニ進ミ、其ノ腕ヲ延長シテ笞頭ノ受刑者右臀ニ接触スルコト約三寸ノ距離ニ於テ位置ヲ定メ、同時ニ左足ヲ約一歩後ロヘ引キ其ノ足尖ヲ外側ニ向ケ、左手ハ肘ヲ軽ク張リ、拇指ヲ背ロニシテ、（執行者帯劔ノ場合ハ左手ニ劔柄ヲ握リ）之ヲ髋骨ノ側方ニ当テ、体ノ重ミヲ右膝ニ托シ、稍々前方ニ傾クノ姿勢ヲ為スベシ。

第三条　笞ノ鞭下ハ、笞刑執行者自ラ笞ノ裏面ヲ頭上ニ接スルノ度ニ於テ、上方ヨリ笞ノ表面ニテ受刑者ノ右臀ニ対シ、一鞭毎ニ自ラ発声シテ笞数ヲ算シツヽ、之ヲ連行スベシ。

第四条　受刑者ノ左臀ニ対シ鞭ヲ加フルトキハ、第二条及第三条ノ方法ニ依リ受刑者ハ右側ヨリ之ヲ行フベシ。

第五条　笞刑執行二回以上ニ亙ルモノニ対シテハ、毎回左臀右臀ノ一方ヲ交互ニ執行スベシ。

第六条　笞刑執行一回限リノ者ニ対シテハ、其ノ笞数ヲ折半シテ左右ノ臀ニ執行スベシ。

笞数ヲ整数ニ折半シ能ハザルトキハ、最初ニ奇数ヲ執行スベシ。

第七条　受刑者一方ノ臀ニ異状アリテ執行ニ差支アルトキハ、他ノ一方ノミヲ執行スルコトヲ得。

第八条　笞刑ハ食後一時間以上ヲ経過シテ執行シ、執行前成ルベク大小便ヲ為サシムベシ。

第九条　打方ハ終始寛厳ノ差ナク且受刑者ノ皮膚ヲ損傷セザル様注意シ、引キ打又ハ横打ヲ為スベカラズ。
第十条　執行数回ニ亙ル場合ニ在リテハ、必要ニ依リ執行後臀部ニ冷却方法ヲ施スコトヲ得。
第十一条　笞場ニ飲水ヲ供ヘ、随時受刑者ニ与フルコトヲ得。
第十二条　執行中受刑者号叫スル虞アルトキハ、湿潤シタル布片ヲ之ニ噛マシムルコトヲ得。（下略）

日蓮宗富士派　改称運動を起す

〔四・二〇、讀賣〕　静岡県富士郡上野村大石寺を大本山として、本所区小梅町の常泉寺に宗務所を置ける日蓮宗富士派は、数百年前より別に一派を立て管長職も設けられ居れば、顯本法華宗、法華宗などは固より、日蓮宗とも同格なるべき筈なるに、日蓮宗富士派と称する名のため、日蓮宗の一本山に過ぎざる観あるより、先頃大聖日蓮宗と改称することに決し、内務大臣に宛て、改称認可申請書を差出したるが、日蓮宗々務院にては此事を聞き知りて、直ちに内務省に富士派改称抗議書を差出せり、宗務院側の談に依れば
「数百年前にもせよ、富士派は日蓮宗の分流にて、此の歴史的関係もあるものを、今更大聖日蓮宗などゝ我が日蓮宗に紛らい易き名をつけられては、宗務にも色々面倒起る次第なれば、それだけは沙汰止みにして貰ひたしといふだけにて、決して敵意あるにあらず、固より同宗のことなれば従来教義上に聯絡を取り居たる如く、今後も同一歩調を取る考へなり云々」と、尚内務省にても種々調査中なるが、改称は不認可なる模様なりと。

国際選手　晴れの出発は五月

〔四・二三、東朝〕　瑞典国王陛下を保護者とし、同国皇太子殿下を総裁に仰ぐ、ストックホルム国際オリムピック大会へ、東京帝国大学法科生三島彌彦、東京高等師範地理歴史科生金栗四三の二氏が、日本選手として参加することは屢々報道を経たり、同会日本委員として大森兵藏氏も亦二選手と行を共にすることゝなれり。
△三氏の新橋出発　は五月十六日にして、敦賀より浦潮に航し、西伯利亜鐵道に依て五月末日或は六月一日頃、ストックホルム着の予定なり、又予選会長嘉納治五郎氏も三氏の後を追ひて出発の筈なるが、氏の出発は六月初旬ならんと云ふ。三島、金栗の両氏は、数ある競技の中何れに加はるべきやは未定なりしが、いよ〳〵金栗氏はマラソン競争、三島氏は四百米突競走に加はることに決したり、三島氏は羽田予選会の際に四百米突（世界四十八秒五分二）を五十九秒五分三にて走り、到底勝みなしと噂されしも、其後毎土曜に米国大使館書記キルエリフ氏のコーチを受けて練習せし甲斐ありて昨今は五十秒迄に上達せり。（下略）

済生会愈旗揚げ　救療実施

恩賜金醵集金二千五百万円に達す

〔四・二四、東朝〕　恩賜財団済生会第二回評議員会は、廿二日午後華族会館に於て開会、桂会長開会の辞を述べ、松尾臣喜男年長者の故を以て仮会長となり、後藤新平男を会長に指名し、後藤男会長

席に着き、理事より会務の報告ありたる後議事に移り、各議案全部原案通り可決、最後に伏見総裁宮殿下の令旨あり、夫より宴会に移り散会したり、当日は松方侯の欠席せし外、役員評議員悉く出席せり。（中略）

△救療事業実施法

救療事業は四十五年に於て、救療事業に使用し得べき金額の内、恩賜金及官吏寄附金の利子に相当する額は、各府県に於ける人口及市部郡部に於ける窮民額（四十五年度に於ては寄附申込額に依る）を標準として、之を道府県に分配し、（東京市に当る分を除く）而して救療事業の実施は次項に定めたる大体の方針に拠り、之を地方長官に委嘱す、但し窮民率は市部郡部に依り、左の等級を設く、

人口百万以上の市	三、〇
人口百万未満卅万以上の市	二、五
人口卅万未満十万以上の市	二、〇
人口十万未満の市	一、五
郡部	一、〇

救療事業実施に関する大体の方針左の如し、但し東京市に於ける事業は本会に於て直轄し、適宜の施設を為すものとす。

地方長官は官公立病院、赤十字病院に救療を委託し、若くは医師会又は、医師組合等と協定して、救療を委託すべき医師又は私立病院を定む、但従来主として救療に従事する慈善団体は、其事業を拡張する限度に於てのみ本会の救療を委託す。

京都、大阪、名古屋等の如き大都市に於ては、其配当したる金額の範囲内に於て、適宜診療所（単に処方箋を発する場合をも含む）又は巡回診療隊の如き簡易なる施設を為さしめむとす。

疾病に関する共済事業にして、本会の趣旨に適合するものに対しては、適宜補助金を交付することあるべし。

委託救療の場合に於ける各料金は、地方の状況に応じ大体実費を標準として、地方長官適宜之を協定す。

救療を要する者には、本会所定の施療券を交付す、救療の要否は当該吏員の認定に依る。

適当の扶養義務者を有し、又は他に公私救療を受くるの途ある者には、本会の施療券を交付せず。

道府県内に於ける施療券配布の順序方法は、地方長官適宜之を定む。

前各号の外必要なる事項は理事之を定む。

△記章調製に関する件

△寄附行為中改正の件

△寄附行為改正に伴ふ歳入出予算の件

荷風と八重次大粋事〔四・二六、東日〕文士連の中でも洗練された遊び振りだと評判される、永井荷風氏が穴はなかなか分らない。△処が此処に一ッ近頃氏が好みの前垂掛けでキチンと座つて、銀の厚味の煙管を指頭にクル〱させて納まつてゐる、長火鉢の前に座るのは誰かといへば、それは金春は巴家の八重次（三二）である。△八重次と荷風氏の交情は此頃のものではない、八重次は故郷新潟で芸者をして居たが、喰つめて東京に来て、新橋の平井家へ八重龍と名乗て出てゐる中、河部さんを弗旦にしたが海千の女とて間もなく縁が切れた、此の頃「乳姉妹」が初めて東京に上場された時

に、内田静江と名乗り女優となつて本郷座に出、「房江」の役をした。△此狂言中ふと一座してゐた藤田芳美と出来て、夫婦気取で下谷辺に住つてゐたが、藤田とも切れるやうな切れない様な風で、八重次は新潟へ舞戻つて又々芸者をしてゐる中、藤田が田舎廻りで新潟へ行き、又々出来合つて共に上京した。△東京でも宮戸座其他へ出勤してゐる間も、八重次と藤田は切れたり附いたりしてゐたが、一昨年三度目で新潟へ帰り、上京して上野櫻木町の煙草屋の二階に居た間も藤田と会ふ事もあり、△常に姉の様に世話してゐた坂東秀調の女房ののしほが、「独りでゐると悪い噂が立ち易いから」と、根岸の家へ引取つて暫くは勤直かにしてゐたものゝ、例の根生が出て一昨年の暮昔馴染の金春巴家から褄を取つて出た。△荷風氏は其昔八重次が平井家に八重龍と云つた頃からの馴染みで、本郷座へ出た時も殊に深く、藤田と切れて巴家へ出てからは荷風氏は足繁く、洗練された荷風氏とアバズレの八重次とは、妙に何処かで出会ふ処があると見えて、双方とも粋事の血を沸してゐるとは目出度し〳〵。

關東都督更迭　後任は福島安正

〔四・二七、二六新報〕　關東都督大島大将は廿六日依願免官更に軍事参議官に補せられ、福島参謀次長は其後任となることに決し、宮中に於て親任式を行はせらるゝ筈の処、御都合により西園寺首相は勅を奉じ、官邸に於て福島中将に対し左の官記を奉授伝達せり。

陸軍中将正四位勲一等功二級男爵　福島　安正

任關東都督

陸軍大将従二位勲一等功二級子爵　大島　義昌

補軍事参議官

海軍少将小田喜代藏　機械水雷の創造者

〔四・二七、東朝〕　呉海軍工廠水雷部長海軍少将小田喜代藏氏、二十四日午後零時五十分、急性肺炎にて呉市寺西町の自邸に於て逝去せり。（中略）

△日露戦争当時　少将は海軍兵学校を出た後、水雷艇小鷹に乗つて（当時の水雷艇は実に少さかつた）日本全沿海を一周した事があつたが、水雷艇で日本を一周したのは之が始めてゞあつた、日露戦争前には英国に派遣されて、専ら水雷術を研究し、帰朝するや間もなく日露の大戦は開始された、当時少将は中佐であつた、何しろ海陸両軍共に彼の大国を相手にして連戦連勝はして居たものゝ、其間に於ける苦戦は実に非常なもの、就中我が海軍の如きは、露国の大なる海軍力に比して、聊か憂慮せざるを得なかつた、折も折旅順艦隊はマカロフ中将を司令官として旅順港内に引籠り、折々示威的に出動したが、時は卅七年四月十二日、闇夜に乗じ少将は倶に水雷の研究をした部下の将卒十三名を率ゐ、蛟龍丸に乗り込み、旅順港外に至つて敵の行動を確め、十二日夜より十三日の払暁に掛けて、密かに水雷を沈めて置いた。

△敵の大艦を沈む　斯とも知らず敵将マカロフ中将は、旗艦ペトロパウロスクに乗り、其他数艦を率ゐて旅順口外に出で、遂に少将が敷設の水雷に掛つて、同司令官を始め、参謀長海軍少将ピョートルバウルウヰツチ、モーラス以下将校三十一名、下士卒六百名は艦と共に粉韲されて海底の藻屑となり之れが為め敵艦隊の無勢力となつ

たは、当時生還した将校ブープノス大佐が本国に「ペトロパウロスクの沈没は、全太平洋艦隊否少なくとも旅順艦隊の前途を全滅せしめたり」と報告したのを見ても明かである、斯の如く少将が我海軍に尽した事は、此一事ばかりでも多大の事で、我国民の斉しく忘るべからざる事である、ペトロパウロスクを沈めた其の月も同じ四月に、少将が逝去せられたのは殊に思ひ出が深い。（下略）

南極探検隊　白瀬中尉一行帰る

〔五・一三、東朝〕　白瀬中尉、武田学術部員、池田農学士、田泉写真部員、安田技術員外一名、十二日午前十一時、日本郵船日光丸にて、シドニーより長崎に帰着したり、其談に曰く、今回の探検隊は後援会の命令通り、学術上の探究に存し、南極発見は之を中止せり、昨年十一月シドニー出帆、今年一月十六日南緯七十八度の鯨灣に安着の上、同地点の東南方面に向つて進むべき道路開拓の作業に従事したる後、白瀬外四名の探検隊は一月二十日より十一日間学術上の探検を試み、之と前後して残余の一隊は本隊と分れてアレキサンドル山に攀登したり、斯くて三月四日鯨灣を引揚げ、新西蘭（ニュージーランド）に寄港せり、開南丸は四月一日同地出発、日本に直航せるが、六月十日頃到着の予定なり、航海中は多く風力を利用する筈にて、石炭は僅に二十噸を積載せるのみ、尚同船は品川湾に入るに先だちに伊勢湾に寄港し、伊勢大廟に参拝を志望し居れり、予（白瀬）も、最初開南丸にて帰朝すべかりしも、同船帰着の前一隊に給すべき俸給其他の準備並に同船到着前に、諸般の打合事項ある為本船にて帰朝の事とし、序に極地にて撮影せる活動写真原板をも携帯せり、一行は体量減じたるも、元気頗る旺盛なり。

十四吋砲備附けたる　新造金剛艦の進水

〔五・二一、萬朝〕　帝国海軍の英断

○帝国の新造戦艦金剛（二七五〇〇噸）が、英国バーローに於て十八日無事進水を了せるは、外電所報の如くなるが、同艦には十四吋主砲八門を初め、六吋砲十六門、三吋砲以下二十門の備砲あり、元来十四吋主砲は予て列国海軍間の問題となり居り、米国海軍の如きは現に試験的製作中なるに拘らず我海軍が断乎として之を採用せるは、列国の共に驚愕する所なるべし。同艦の姉妹艦として目下横須賀及び神戸に於て建造中なる比叡、榛名、霧島の三艦も、同様の備砲を装置せらるべく、其砲熕は日本製鋼室蘭工場にて製作せられ、其成績如何は我製砲術の試金石として是亦た列国の注視を怠らざる所なり。尚ほ米国の十四吋砲備艦たるテキサス号が、我金剛と同日ニユーポートに於て進水せられたるは、偶然とはいへ亦た面白き対照ならずとせず。

展望車特別急行車に聯結　〔五・二三、國民〕　鐵道院にては、長距離乗客の為め、出来得る限り慰安の設備をなさんとの目的にて展望車の使用を思立ち、先頃来新橋工場に於て建造を急ぎ居たる処、五輛の中一輛は竣成を告げて、既に品川車庫に収容し、他の四輛は来月初までには竣成す可しと、右は六月十六日新式機関車使用運転時間の大改正と共に、現時の午前八時半新橋発及び午後八時半新橋

着、新橋神戸間急行上下一二等車を下関まで延引し、之が最後部に聯結運転する筈にて、普通五十三間乃至五十六間のボギー車を六十間に拡大し、其の後半部を以て展望室に宛てたるが、後部は彎曲せる凸形の硝子張とし、其外部には狭隘ながら汽船の甲板の如き野天井の運動場を設け、窓は凡て普通ボギー車の二倍幅にて、展望に便なるを主眼としたり、窓に添ひて十個の廻転椅子と、二人掛けの安楽椅子一個を具へ、五輌の中一輌は茶室に見るが如き風流なる木皮張の天井、他は純粋なる日本式の合天井なるも、面白き趣向なり、又展望室の前半部は展望室に隣れる処に貸切室を設けて、皇族殿下又は貴賓室に宛て、其隣りに十二人分の寝台を設けて一等室となしたり、而して展望者は一等乗客に限り使用せしむる筈なるも十二人分の椅子を有するのみなれば、到底全乗客の満足を得ること能はざる可きも、将来は談話室或は喫煙室として、さしたる混雑を生ずることなくして、適当に利用せらるゝに至る可しと。

元の一進会長李容九

〔五・二三、東朝〕（廿二日京城発）元の一進会長李容九氏、廿二日午前九時須磨にて死す、葬式は京城に於て行ふ筈。

×

〔五・二四、東朝〕朝鮮人中にて最も朝鮮人らしからぬ者之を李容九氏とす、氏は確かに朝鮮人中の名士と称するに価す。氏は門閥の貴なしと雖も、幼にして群童を抜き、天道教の信者として教主を輔け、比較的名利に淡にして救民の志篤く、日露の役起るや、彼は一進会を率ゐて鮮人の覚醒を呼号し、朝鮮の前途を達観して大に日本の為めに尽す所あり、数十万の会員を督励して、或は軍隊の輸送に、或は軍用鉄道の敷設に労役せしめ、而も之に対して些の報酬も望まざる等、其志の存する所を知るに足るべし。（下略）

追濱に海軍飛行場設備

〔五・三一、横濱貿易新報〕海軍の飛行場、浦郷日向埋立へ設置

○三浦郡浦郷村日向の海軍築港工事は益々進捗しつゝある模様なるが四十六年度予算に依り、海軍省に於ては同日向へ約一万余坪の埋立地へ、海軍用飛行機の試験所を設置すべしと云ふ。

山陰線愈々開通　十三年目に竣工

〔六・一、國民〕去三月一日全線の開通を見、六月一日鳥取市に於て盛大なる開通式を挙する山陰線は丹波福知山より、和田山、香住、鳥取、米子を経て出雲今市に到る百九十五哩にして、明治三十三年五月工を起し、其の後幾多の変更と改正を見、前後十三年を経たる今日、漸く全線の工事全く成りしものにして、総工費二千六百八十万円を要し、全線を通じて四十八の停車場と七十の隧道及び二百三十五の橋梁あり、工事中の難工事なりしは、久谷香住間の桃観峠の大隧道にして延長六千四十呎あり重畳せる山岳峻嶮を極め、六十余万円の巨費と満四個年の日月を費したる程にて、之に亜ぐものを餘部駅の西方約一哩の個所にある餘部の大陸橋とす、同橋は同村の東西に聳立する辨天、荒神両山の渓間に架設したる本邦嚆矢のトレッスル式鉄橋にして、延長千十五呎高さ百二十五呎あり、一見丘陵の如く、頗る奇観を呈し、総工費三十三万余円を要したりと、斯

くて従来山陰地方の交通は僅かに汽船仲介によりて、京都線、又は阪鶴線と接続し居りしが、同線は直ちに京都線阪鶴線と接続し、因伯地方と京阪方面の交通は僅々十四五時間に短縮され、且つ播但線によりて山陽線に合し、本邦鉄道大幹線と連絡する事となり、茲に山陰道の諸州は人文の啓発に、産業の発展に、一大長足の進歩を促す事となれり。

私娼検黴の実施

〔六・六、東朝〕　浅草公園に於ける私娼の検黴実施に関し、橋爪象潟署長は下の如く語り居たり、「本署にては馬道署と協議の上、六日より富士横町に仮検黴所を設け、警察医の外、看護婦を助手として、愈々毎月三回両署管内に散在する銘酒店新聞縦覧所の雇女に対し、無償にて健康診断を行ひ、有毒者は自備的に自宅療法を為さしめ、尚全治せざる向は駆黴院に入院せしむる事となせり、昨年自分が赴任当時と比較すれば、目下表面上の風紀取締は余程励行され居るが如し、曩に警視庁に於て新聞縦覧所を銘酒店と同様の取締の下に、再度認可を受くべく改正せられたる以来、去三日迄に当署管内の新聞縦覧所六百七軒の内、土地の関係上より不適当と認めたる廿軒、少女を略取誘拐する常習者十九軒、其他風俗壊乱の甚だしきもの十六軒に認可を与へざりし外は、悉く認可したるが、尚是等と銘酒店を合して六百余軒に居住する雇女約二千人は、私かに遊客に春を鬻ぎ、黴毒を感染せしめつゝある事は争ふ可からず、又年々徴兵適齢者中の不合格者は、花柳病者多数を占むる有様なるより、是等は容赦なく厳罰に処すべき必要あるも、処罰を励行したる場合に、雇主より差出す予納金は、何れも雇女の負債となり、一方より見れば彼等の足止めとなり、益々彼等を死地に陥らしむる外、何等の効果なし、仮りに警察の威力を以て強制的に掃蕩せんとせば、それは容易なる仕事なれど、左すれば彼等は何処へか転住し、到る処にて風俗を紊す事は欧米の都市に於ける例を見ても知る可く、之に対する方法は、唯彼等に病毒の恐る可きを知らしめ、自治的に治療及び予防をなさしむるに在り、其第一着手として、公園三業組合事務所に諭示する処ありたる結果、彼等よりも進んで健康診断を申出づるに至れり」云々。

紡績工女の労働十八時間
泣いて苦痛を新聞社に訴ふ

〔六・八、萬朝〕　動物虐待の声が盛んな今日、牛馬よりも酷い労働を強ひられてゐる哀れな紡績工女がある、昼夜を通じて十八時間の労働に堪へ兼ね、安息の四時間を犠牲にし、廻らぬ筆に誠込めて認め本社に訴へて来た者、此両三日来六七通に上つた、茲に最も痛切な一通を、一字一句も増減せず記載する。

社長さま、どうぞ私らを助けて下さい、私らは東京ぼうせき会社の工女です、さく年までは朝の六時からばんの六時まで十二時間つとめでありましたが、三月ごろから十八時間づとめになりました、あたりまへなればあさの六時に工場にでるのを、夜の十一時からあしたのばんの六時まではたらかせます、でなければ長場しかられます、私らのからだは、わたのようにつかれてもやすむ

ことはできません、そうして三年の年があいても長場の人が国にかいしません、どうぞ川口ぎし長さまにかけ合つて、あたりまいにかせがせるようにして下さい、あなたのお名まいは工場の男の人にきゝました、一日もはやくぎし長さまにかけ合つて下さい。
深川東大工町六十二東京紡績工女より、社長くろ岩様

斯のやうな悲惨な目に遭つて居る工女は幾らあるか、会社に就て調査すると通勤工女が五百名、寄宿工女が千百名ある、川口技師長往訪の記者に対して云ふ、

「自分は久しく病気で欠勤して居たから、工女が目下何んな心持で働いてゐるか視察して居ませんけれども、過度な労働に疲かれて居るは事実です、毎年此頃のやうな農繁期、氷店などが出来ると何処の工場でも工女の不足を感ずる、其れが為めに気の毒だとは承知し居ながら働かせる、普通は朝の六時から夕方の六時迄であるのを、休息時間を引いて正味十一時間働かせ、定時間以外一時間に就き日給の一割宛与へてゐる、が限りある人の精力を限りなく使ふ事は無暴な事で、特に厭や厭やでやつた糸は、結果が善くないから、六日限り断念中止し、以後は給金が沢山に欲しいと云ふ希望者のみでやる事となつて居ます、年があけても帰国を許さぬ事は決してない、年期中でも是れ迄随分国へ帰して居る者がある、所が大概借金を踏倒して戻つて来ないから堪りません。」

日蓮正宗 「日蓮宗富士派」改称

〔六・九、東朝〕 日蓮正宗認可 ○日蓮正宗富士派にては、本山宗務院を静岡県富士郡上野村大石寺内に出張所を本所区向島小梅町常泉寺内に設置し、日蓮正宗と改称の旨願出でたるに対し、七日附を以て認可ありたり。

漢字印字機 更に優秀の発明

〔六・二九、東朝〕 近年印字機が欧文の通信に使用さるゝ為め、日本文の通信にも同様の器械を用ふるを得なば便利大ならんとて、漢字印字機の発明に着手せし人々処々に現はれ、既に特許を出願せるものも二三ありたれど、是等の考案は杜撰なるものゝみにて何れも拒絶査定となりしが、今回右に関する優秀の発明、在米の一邦人に依り案出せられ、第六四二七〇号の特許証を下附されたり、発明者は元福岡県三井郡の人にして、酒井安治郎と称し、現在は米国ピッツバルク市なるヴエスチングハウス電氣会社の技師を勤め居る人なり、其考案は二個の円筒を十字形に交叉し、横なる円筒に所要のタイプを置き、縦なる円筒に紙を巻き、交叉点より出来るタイプに依り、縦に印字するを得る仕組なり、只多数の文字を容易に捜索し得る方法に就き、尚一段の考案を

父と子（渡邊ヨヘイ画）
六月十二日「東京日日新聞」

試みる必要あれども、大体に於て極めて巧妙なる考案にして、識者に依り絶望され居たる漢字印字機が、愈々実用に供せらるゝの日も、遠き未来のことにあらざるを思はしむるに至れり、右審査を担任せし特許局審査官は、大体の考案が斯く巧妙に成立せし以上は文字の捜索法の如きは押圧杆をコムビネーション式に排列するに依り、案外に簡便なる装置を案出するを得べしと語り、中松特許局長も此発明を称讃し、近来登録の特許中、鳥潟外二氏の無線電話の次に置く可き出色の考案なりと語れり。

日光山中の活地獄　鬼怒川の水電工事怪聞

〔六・三〇、東朝〕　鬼怒川水電の工事地は、下瀧なる発電所と黒部の堰堤と貯水池より発電所に亙る水路など、工事の性質上之を三大別になし居れども、更に大小数区に分ちて工事区域を定め、日々夜々多数の坑夫、土工等熱汗を流して従業し居れるが、同じ工事にも会社自ら直轄せるものと、入札にて

△土木請負業　者に請負はせたるものと二種あり、会社の直営は鍛冶電気など専門的にして、従つて其規模も大ならざれども、請負業者の手に委ねられたるは、地域拡大なる土台工事にして、人夫土工等の過半は請負業者の配下に属し、其采配の下に起居衣食し、其指揮の下に労役に従事し居り、今回の誘拐事件も此度の虐待問題も主として請負業者に属する土工人夫の間に起りたるものなり、今栃木県庁の調査したる五月十五日現在の土工人夫数を点検するに、其総数実に

△八千三百人　にして、是れを各請負者の所属別にすれば、左の如し。

	他より入込みたる者と誘拐されたる者	土着の者	朝鮮人
大丸組	四、八三〇人	四一二人	五二人
早川組	二、〇一六人	三〇人	二四人
中野組	一〇八人	〇	〇
大宮組	一二人	六人	〇
二科組	四人	一一人	〇
㋚運送部	二四人	一〇人	〇
会社直轄	二九五人	四七〇人	〇

右の内大丸組は下瀧の発電所と水路工事を請負ひ、早川組は黒部の堰堤と水路工事の一部を請負ひたる大団体にして、土工に適せざる非健康体の老若を誘拐し、これを虐使するは、実に大丸組なりと取沙汰され居れり、誘拐されたる男は、総数の六割弱に当り居る由にて、土工や人夫を渡世とする者は、身体も頑強に気分も荒々しく

△平気の平左　にて不自由なる山中の生活をなし、過度なる労働に堪へ居れども、誘拐者に欺かれて赴きたる多数の労働者は、先づ其の生を託すべき土地の険峻なるに気を呑まれ、次いで日夜の雨露を凌ぐべき小屋の惨たる光景に驚嘆す、水力電気の工事と云ふからには、其の土地の交通極めて不便なる山巓谿間に位するは当然なれども、試みに小高き峠より下瞰すれば、工夫の起居する飯場は概ね渓床の傍に建てられ、家屋は熊笹や亜鉛にて葺き、周囲には粗末なる孤蓙の類を掛け

△自然木の柱　に自然木の梁も生々しく、床は地面より高きこと僅に一尺か八寸なる上に、薄き莫蓙を敷き、蒲団二枚に三人四人が団

子の様になりて寝る始末、雨降れば附近の泥水氾濫して寝所に流れ込み、屋根漏る雨漏も海抜高き山間の夜は殊に冷たく、東京市内の貧民窟にも見られぬ惨状なり、誘拐されたる不幸なる浮浪者は、大藤、大金、藤原など云う粗末なる飯場に収容されて、夜は雑魚寝の夢円かならず、朝は日出づると共に呼起されて、日暮るまで過激の労役に服する為め、遂に

△多数の下痢　患者を生ずるに至り、全山八千の労役者中、下痢症を患へざる者一人も之れ無きに至れりとぞ、食物は割合に上等品を供給さるゝ由なるも、米は四斗俵九円五十銭の物にして、朝晩は切干を入れたる味噌汁、昼は豆や菜等のしたし物に、時ありて十本の時価三円位の塩鮭の一切を給せらるゝ事もあるも、其の食事をなすや、恰も餓えたる豚が争つて餌を求むる如く、我一に貪り食ひ、少しく油断なし居れば、三度の飯も満足には食ふこと能はざるに至る由、是れ嘘の様なれども事実なり。

白米自由販売　当局やつと気附く

〔七・一一、二六新報〕　東京市外数個所に於て白米商同業組合が、組合に於て定めたる売価の外は引札、建札及広告等一切の競争手段を禁じたる件は数年来世上の問題となり、農商務省も是非を認めながら一種の関係より改正を命ずる能はざりしに、今回米価騰貴の際其弊害甚しきを見ては、流石の農商務省も情実のみに拘泥する能はず、九日に至り遅蒔に右定款の改正を命じたるが、既に改正命令を発表したる以上は、組合に於て改正の手続を運ぶ間と雖も自由販売差支なく、今日より小売商は引札を配附するも建札を為すも、又新聞広告を為すも随意にして、組合は之を制止する能はざる次第なれば、市内の白米売価は漸次下落し内外米調合方の如きも大に進捗すべしと云ふ。

聖上御不例　突如官報号外発表
糖尿病の御気味にて御嗜眠の御傾向

〔七・二〇、官報〕　宮廷録事　○天皇陛下ハ明治三十七年頃ヨリ糖尿病ニ罹ラセラレ、次デ三十九年一月末ヨリ慢性腎臓炎御併発爾来御病勢多少増減アリタル処、本月十四日御腸胃症ニ罹ラセラレ、翌十五日ヨリ少々御嗜眠ノ御傾向アラセラレ、一昨十八日以来御嗜眠ハ一層増加、御食気減少、昨十九日午後ヨリ御精神少シク恍惚ノ御状態ニテ御脳症アラセラレ、御尿量頓ニ甚シク減少、蛋白質著シク増加、同日夕刻ヨリ突然御発熱、御体温四十度五分に昇騰、御脈百〇四至、御呼吸三十八回、今朝御体温三十九度六分、御脈百〇八至、御呼吸三十二回ニシテ、今二十日午前九時侍医頭医学博士男爵岡玄卿、東京帝国大学医科大学教授医学博士青山胤通及東京帝国大学医科大学教授医学博士三浦謹之助拝診ノ上、尿毒ノ御症タル旨上申セリ。

聖上御不例の号外に仰天して
東株市場恐怖相場出現

〔七・二一、中外商業〕　二十日定期市場　○前日米価の崩落せる

に人気益々買募ひて、諸株の上進を告げたる気先、今土用入後天候の殆んど完璧なるに、今朝の気配は悪しからず。諸株は総じて引締り、就中東京瓦斯は配当一割を買はれて一円十銭方高く、富士製紙は一派の買進ありて、旧一円七十銭方、新一円十銭方の上進を告げたる抔気勢凡ならざりしが、粗糖株の立会辺より、畏れ多くも聖上陛下御重患に渡らせらるとの報道ありたるより、俄然気配を挫折して、狼狽的投物続出し、先づ相対の郵船鐘紡の暴落となり、東株の立会となるや、益々投物と軟派の売進みあり、為に旧は五円三十銭方、新七円六十銭方の大崩落を演出せり。我が大君の御重患と承はり、市場の斯く恐怖狼狽するは無理ならざれど、又我が国家の現状を信じ、経済界の前途を想へば、市人は須らく冷静ならざるべからず。殊に御回復の望みなきにあらざれば、売買者たるもの大に謹慎ならざるべからず。

聖上御病室

〔七・二二、東朝〕炎熱灼くが如き昨日今日、如何なる銷夏設備の下に我が　聖上陛下は御重患を過ごさせ玉ふかに付き、漏れ承はるに、宮中は表御殿と常の御殿の二つに別れ居りて、今回聖上陛下の御寝殿に充てたるは、常の御殿の方にして十五畳敷の日本間なり。

△表御殿　順序として表御殿の方より略記すれば、当御殿は豊明殿、鳳凰間、千種間、桐間、葡萄間、各溜各廂、侍従所、侍医寮、元帥府、内大臣府と別れて、御装飾御装置全部は洋式なれば、電燈の御設けも調ひ居りて、外国使臣の夏時謁見の場合抔には旋風機の御使用氷塊の台も排列せられて、涼気設備も十分に調ひ、窓掛を首め、卓子椅子までも調度万涼しげに見ゆ。

△常の御殿　陛下今回の御病室は純日本式にして、装飾の全部悉く古風の設備なり。燈火の如きも悉く蠟燭の行燈を用ひさせ玉ひ、御廊下御縁側等に至るまで古風の瓦器に種油燈心を用ひて、電燈など曾て点ぜられず。夏の装飾とて御簾、岐阜提灯、団扇、風鈴を始め日本式の古画置物など、扨は内苑寮より差上ぐる時節の花卉、盆栽を排置せらる。御庭先は普通の樹木と芝生の翠鮮かなるのみ、築山泉水などは御寝殿の辺には設けられず、少し離れて紅葉山の麓を流るゝ道灌壕の支流微かに潺湲の音を伝ふ。

△皇后の御詰切　皇后陛下には前日来御帯を解かせ給ふ御暇だになく、引続き寸時も御枕辺を離れず只管御看護遊ばされつゝあり、昨日は竹田宮、北白川宮妃殿下も御見舞の為御参内遊ばされたるも、聖上御病状は前日に比し稍御良好の傾きあるに非ずやと思はるゝ節仄見えたりと云ふのみ、格別の御変りあらせらるゝに非ざれば、御病室に御詰遊ばさるゝにも至らず御見舞のみにて御退出ありたりと承はる。

▲贅沢は痛くお嫌ひ　聖上陛下の常の御殿に一切洋式の設備を遠ざけさせ給ふは、陛下御幼少の頃京都中山邸に御成長ありて、御謙徳と日本式の極めて質素なる生活の習慣を得させ給へるに依るとか。去れば洋式の華麗なる御建築は好ませられぬ御傾向にて、電燈瓦斯は固より、夏時の銷熱設備として花入氷、旋風機抔贅沢なる流行物は一切聖体に近づけ給はず、御転地、御避暑、御休暇などといふ事もなく、唯宮廷奥深き自然の森厳に涼気を喚び給ふのみなるは畏し。宮中の気温は熱沓の市中に比しては五度位は低かるべしといふ。

電車軌道に檻褸を敷いて除行

〔七・二二、東朝〕 濠端線日比谷より半蔵門外に至る電線路は、宮廷内に音響を達するを以て、廿日来徐行運転を為し居たるが、尚日比谷を中心に宮城に接近する線路は総べて徐行すること丶為し、且つ松本電気局長は宮内省に出頭して運転を中止すべきやを伺ひたるに、交通を遮断するには及ばずとの恩命なるが、同局にては種々考慮の末、線路の軌道に檻褸を敷きて音響を止むべしと決し、廿一日午後より三宅坂の交叉点の線路に之を実行せり。

侍医改革の急　看護婦の問題も研究の要

〔七・二二、東朝〕 聖上陛下の御病気に罹らせ給ふや、岡侍医頭を首め数多の侍医の左右に侍り奉りて時々刻々拝診せるのみならず、陛下が従来の御病歴より推すも、此度の御病症は疾くに決定せらるべき筈なるに、青山、三浦の両博士が拝診するまで御病名さへ分らざりしといふに至りては、遺憾至極なり、就ては侍醫局の内部に大改革を施すにあらざれば吾人は安心する能はず、若し天下の名医をして専務的に侍医たらしむる能はずとせば、宜しく相当の名義の下に常に玉体の拝診をなし得る丈の道を講ぜざるべからず、現に今日我国の華族並に富豪連は、毎週一回乃至二回宛青山博士か又は三浦博士を聘して健康診断をなさしめつ丶あるにあらずや、然るに肝腎の皇室に此事なきは臣民として到底安心する能はず又無経験なる官女をして、御重態の玉体を看護せしむるも心細き限りなり、矢張り赤十字病院か大学病院か又は順天堂病院に於ける模範看護婦をして官女と共に御看護申上げしむる方一層行届くにあらずやと思はる云々と、某有力者は語れり。

看護婦は召されず　平井赤十字病院長談

〔七・二三、東日〕 聖上御不例の為赤十字社より模範看護婦御召の儀につき、二十一日松方侯参内の砌徳大寺侍従長との間に協議ありたりと伝ふるものあるが、これにつき平井赤十字病院長は語らく、「模範看護婦御召の儀は未だ確定せず、殊に勲五等以上のものならでは、宮中に入る事能はざるに、現在の看護婦中には勲七等以上のものなく、先年東宮妃殿下御不例の砌とは同一にあらず、又医師は看護婦の先生にて、其先生たる侍医が御病床に奉仕し、御看護申上げ居れば、看護婦以上の御看護が出来る次第にて、看護婦お召の儀はあらざる可し」云々。

聖上御容態　毎日五回発表

〔七・二三、萬朝〕 天皇陛下の御容態は上下臣民が刻々拝聴せんことを希ふものなるを以て、廿二日宮内省は三回の発表を改めて、一日五回、左の如く発表すること丶なれり。

午前五時　同十一時　午後一時　同五時　同九時

桂公一行露都著

〔七・二三、讀賣〕 支那電報（廿二日）桂公一行は二十一日午後五時四十五分着急行列車にて露都に到着したるが、プラットホームには本野大使始め、重なる在留同胞官民

並に各国大使及び露国各大臣其他多数出迎へ、特別仕立の馬車にて我大使館に入りたる旨、二十二日午前着電あり。聖上の御不例に対しては未だ何等の入電なきも、其後の御経過次第に良好なるを以て、多分今日以上の御重体に陥らせられざる限り、予定の行動を変更せざるべしと推測せらる。

桂公外遊の目的　英国側の観測

〔七・二三、讀賣〕 伯林電報（廿二日）

倫敦タイムスの桂公欧洲旅行の記事に曰く、蒙古に於ける政治上の態度の為めに、露国政府が北京に起したる抗議は、露国の政策に反対しつゝある某国より悪意を以て解釈せらるゝ所となれり。元来日本国は毫も疑心を懐かざると雖も、日露政治家は蒙古に於ける各自の態度に関し、相互に一致せしむる必要ありとし、桂公旅行の目的は支那国に対し、必要なる平和を増進するにあり。而て其平和は既に同国革命の間に、特に日英同盟の正確なる維持に依り認知せられたる所なるを以て、英国に於ては全然満足の意を表す。而て桂公は本年十月には倫敦に来らるべく、又た公の使命は極東に利害を有する列強の間に一層良好なる協和を成功せざるべからず云々。

御病勢御不良　御容態書の発表遅延

〔七・二五、東朝〕 聖上陛下の御病勢少しく御安静の旨拝承して、万民稍喜色ありしに、昨夜十一時発表の御容体書に依れば、再び御安静ならざる御状勢に渡らせ給ふこそ痛心の極なれ。

△昨夜の御容体

廿四日午後七時岡侍医頭及青山三浦両博士拝診、御体温卅八度二分、御脈不整にして凡そ百〇五を算す、御呼吸は不規則にして、其数約卅七御総体に於て少しく御疲労の度を加へさせられ、稍御安静ならざる状態にあらせらる。（下略）

御容態書発表遅延の理由

〔七・二五、東朝〕 昨夜十一時の御容体書を拝見したる某宮内大官は、愁然として曰く、「是迄は午前九時拝診の時に限り、岡侍医頭の外に青山、三浦の両博士立会て拝診し、午後三時半と七時半との二回は、岡侍医以下田澤、高田等の侍医のみにて交代拝診せしが、昨夜七時半には、従来の例を破り、岡侍医頭の外に青山、三浦の両博士特に立会ひ拝診せり、之は御容体の御不良なるを認めたる為にして、今日までは右七時半御拝診の御容体書は、八時乃至九時の間に於て発表ありしに、昨夜は二時間以上も遅れたる十一時に至りて発表されしは、三博士拝診当時の御容体勝れさせ給はざるに依り、発表の文案に就き種々審議を重ねしに因る、猶ほ今夜の御体温を拝するに、卅八度二分とあり、普通の者と雖も夜間は高熱なるものなれば、敢て別に御心痛申上る程の熱には非ざれども、御体温の高からざるに反して、御脈の凡百〇五を算すると御呼吸不規則にして卅七とあるは甚だ御心痛申上る処也、十九日御発病当時の拝診に依れば、御体温四十度五分にして、御脈百〇四なりしが、今日は御体温卅八度二分に下りしに拘らず、御脈は却て百〇五の乱調となり、余程御苦悶の御状態と御疲労の度加はらせ給ひしとを拝察するに足る、猶右の容体書は直に電話を以て各宮家へ御報知申上げ、元

老大臣には特使を立て通達したるが、予は六千万の同胞と共に、三博士の御治療効を奏し、一日も早く御快癒遊ばされん事を祈る」と。

京都を愛し給ふが故に
京都へ御転養を肯じ給はず
聖上赤誠の老臣を叱り給ふ

〔七・二六、國民〕　聖上陛下今回の御不例は御体温四十度以上連続し、高熱を保ちつゝあるは、糖尿病として極めて異例であるから、同病以外他に何かの病原あるのではあるまいかとの説をなすものもあるが、陛下の玉体は去る三十七年十二月までは何等の御病気もなかつたが、同年糖尿病を起させ御難みありしも、当時日露戦役中の事であるから、軍隊又は国民の士気を沮喪せん事を慮つて、極極秘密に附せられ、只だ時の宮内大臣と岡侍医頭の外は、独り山縣公の知れるのみで、誰にも知らしめず、侍医頭は夫れとは云はず糖尿病に害のあるやうな飲食物など進献せぬやう取計らひ、大膳職にも酒類或は糖分を含有するものは御膳部に上さぬ事となさしめた、然るに陛下には斯くとも御存じなきゆゑ、何故酒は出さぬかとか、何故糖分の物を出さぬかとか、御諚ある毎に、御給仕をする女官連が御咨の申上げやうなきに苦しんだ事は度々であつた、所が同病も次第に御快方に赴いたもの丶、未だ根治はされずして過ぎ卅九年一月に至り又も腎臓炎を御併発あり、既に此二病が御宿痾となつたのに其後又も心臓を犯させ、御脈搏が不整、且つ結代の場合屢々にて、侍医頭以下侍医等の苦心焦慮は一通でなかつた、然れども陛下は深く摂生を重んじ給ふので、此三御宿痾は重くならず共まゝ経過し、以て本年に至つたが、今春来殊の外御容体宜しく、最早御平癒にてはないかと思ふほどにならせ給ふたから、宮中に仕へる人々も安堵を申し上げて居た、然るに今回俄かに御重患に罹らせたので、岡侍医頭はじめ、各侍医等も大に驚き、青山、三浦両博士拝診し、一同必死となつて御治療に尽力し、偏に御平癒を祈つてゐる次第である。

斯く陛下の御病気に罹られ給ふたのは、全く御政務に御精励の結果で、若し陛下にして避暑避寒遊ばされ、御閑散の御身にあらせらる事もあらば、或は斯様の御重態に陥らせ給ふ事もなかつたであらうが、曾て岡侍医頭が玉体を拝診の上、陛下の御肥満あつて脂肪を増させらるゝは、御運動御不足の為で、前途憂慮に堪へぬゆゑ、某宮内大官をして、京都の地は玉体を奉安するに適せるを以て、暫らく転地御保養あるやう奏上せしめたるに、陛下には非常に御逆鱗あらせられたから、其の大官は「左様に御叱りを頂戴する訳はありませぬかと心得まする、陛下の玉体は最も大切の御身ゆゑ、六千万赤子のため、暫らくの御転地御保養を願ひ奉る次第であります」と申上るや、陛下には肯かせ給ひ、「成程汝が云へる道理は朕も能く之を知る、元来朕は京都の地が大の好きである、好きであるから京都に行かば、永く彼の地に留り度い気になる、然るに今日の日本では朕が政務を総攬するには、東京を置いて他にないのに、朕が京都に行かば、国家の政治は誰が総攬するのであるか」と仰せられたので、某大官も再び之を繰返す事を得ず、爾来決して御避暑の事を御勧め申上げた事がなかつたさうである。我陛下は斯様に御一身の御病気

は顧み給はず、天下蒼生のため更に避暑避寒だも遊ばされず、如何なる酷暑酷寒も御厭なく、御政務を御総攬ありて、日々堆積せる文書を一々御披見あらせられ、寸時も怠らせ給ふ事なき御励精は、遂に今日の御病気の因となつた者と拝察すると、宮中に関係深き某氏は語つた。

御提灯を挑げて遙拝者に答へ給ふ

〔七・二六、東朝〕　聖上陛下御不例につき国民一般御憂慮申上げ、神仏へ御平癒の御祈願を捧げ、又は日夜宮城附近に到りて皇居を遙拝する者引も切らざるは日々報道する如くなり。右に就き宮内省に於ても国民の至誠を受けさせられ、有位有勲者にあらざるものと雖も、団体等の代表者は宮内省官房に出頭して天機奉伺の執奏を仰ぎ得る事となりたるが、同省にては更に尚一般の至情をも御嘉納あらせらるゝ御趣意に依り、二十五日午後七時より十一時まで、主殿寮に奉仕する人三名宛を交代に、二重橋上に出さしめ、手に〳〵菊花御紋章附の御提灯を振り捧げて、遙拝者に御答を賜はる事となれり。

天皇神観の発露

二重橋畔に立ちて外人の驚異

〔七・二七、東朝〕　聖上陛下一度御大患に臥し給ふや、輦轂の下に二百万の市民は云はずもがな、津々浦々山間僻陬の地に至るまで、陛下の赤子は朝に神に禱り、夕に仏に念じて只管に御平癒を祈願し居れるが、外国より駐剳する大公使を始め京浜間に在住する夥多の外国人、さては一夏を避暑の為めに渡来せる漫遊客等に至るまで、御病状の啻ならざる由を伝へ聞きて、物愁はし気に打案じ居るぞ、日頃の御宏徳の程偲ばれて、いとも畏し。

△昨今外人の話題　実にや今日此頃彼等の間の談話は、一として陛下の御大患に亙らざるはなし、試みに昨今二重橋外に至りて、遙かに皇城を伏し拝みつゝある老若を眺むれば、其中に幾多外人の雑り居て、此様をば写真機に収めて立去る抔を見ること珍しからず、思ふに之をば家苞と為し、日本人の忠誠斯くぞと許り語草にせん為なるべし、此間にありて二十六日ジャパン・アドバータイザー紙が「二様の君主」と題して掲げし処は、此際に於ける此等外人の所感を代表するものと見ることを得可く、其論ずる処に依れば、

△天皇陛下の神性　「一昨年英皇御大患の砌、倫敦バッキンガム宮殿前には数千の群衆立塞がりて時々刻々の発表を待ちしが、彼等の愁はし気なる態度は寧しろ親しき友の病めるを憂ふるが如くなりき、今や日本の帝疚みて重き病褥に臥し給ふ、陛下は過る四十五年間此国民の中心として、そが御治政の下に日本は世界を驚倒する事業を成し了せたり、即ち陛下の背後には此国民の古来伝承せし皇室に対する独得の崇敬ありて、又その周囲には近世日本の成就したる総ての美しき光輝あり、是れ皇帝の神性が近代的一都市の中央に赫灼炳乎とし祀られたるものならで何なるべき、此故に日本天皇陛下の御大患は、徒らに多数の市民を皇城外に引かず、唯若干の老若男女が絶えず二重橋外に至りて、脱帽俛首暫時黙禱に耽つて立去るを見るのみ。

△崇拝と愛敬の抱合　而も帝は国民の父として知られ、時々の行幸等には洽く市民をして其龍顔を拝せしめ、又絶大なる詩人として其御作歌は広く国民のすべてに依て読まる、その詩たるや花の開くを見て喜び、旭日の昇るを見て讃美し、兵士の戦陣に在るを想ひ、あるは炎天の下百姓耕作の労苦を察し給ふの類、玆に於てか油然として人情亦湧興りて、日本天皇陛下は古代帝王としての崇拝と、近世的皇帝としての愛敬とをその一身に聚め給ふ、斯の如く王者として二様の徳性を併せ備へられたる帝は、古来其比無く、古今独歩と称へ奉る可きものなり」と。

聖上拝診の青山、三浦両博士

〔七・二七、中外商業〕某名士は廿六日午前十一時発表の御容態書を手にしつゝ、粛然として語りて曰く、青山、三浦の両博士参内して、聖体を拝診するに及んで、国民は御手当の上に、最早寸分の遺漏なかるべきを確信し、只々御平癒の日を待つに忙しき有様なりき。其後天候不順にして、陛下の御悩は頗る憂慮に堪へざる御病状に渡らせ玉へども、国民は陛下が予て御盛運にましますと両博士が神の如き、

▼医学上の手腕とを信頼して、速に御回春あらせ玉ふを信じて疑はず、斯くの如く国民の信頼を繋げる両博士の性格を対比するに、青山博士は豪放にして大勢を観る、

▼事頗る敏、大隈伯の如きも「青山をして政治家たらしめなば、以つて国家の大事を担当せしむるに足る大政治家たりしならん。」と激賞したる事すらある程にて、高く凡庸を抜ける医界の傑物なり。其の明察と機敏は、今回の御悩に際して、些かも御処置を謬らざるべく、之に反して三浦博士は細心精緻、微を穿ち細を極めて、

▼精髄を摘抉せずんば已まず、当代に於て診断学上氏に比肩する者一人もなしといへば、青山博士の豪放なるを補ふて、又一点の遺漏もなかるべく、一般国民は両博士の手腕に信頼して、速かに御軽快の域に達せさせ給ふを、只管天地神明に切願すべき也云々。

御注射は未だ申上げず

〔七・二七、東朝〕夜半拝診以後今朝六時の拝診は、例に依つて御安眠を驚かし奉らぬ為、或は遅延するかも測られぬ。御容体は御体温の割合に御脈搏が多く、昨今御食慾が余り振はせられぬ御様子であるから、従つて御尿量も減じて居るのは、甚だ心に懸る次第だが、未だ決して

△一回の御注射　も申上げた事はない。御重患の報再び漏れ伝はつて以来、二重橋外より坂下御門外に亙つて参集する庶民の数が、日日に増加するが、聖上の御容体を一刻も早く漏れ承はり度いと願ふ衷情から集るのであるから、斯かる赤誠の人々を空しく炎天に立ち尽くさせるのは忍び難い事であるが、去りとて告知の方法に困るから、今回

△桔梗門外交番所　に刻々発表する御容体書を、時を移さず掲示する事にした。且又夜中二重橋前に参つて宮中を拝する者が数多あつて、実に感ずるに余りある次第であるが、従来二重橋外は平素から暗いから、昨日電燈を急設して闇を照らす事に計らつた。（廿六日午前五時訪問）

東宮妃御看護を懇願し給ふ

〔七・二八、國民〕　東宮妃殿下には廿六日第一皇孫殿下と御同列にて参内あり、東宮殿下の御代理として皇后陛下に御対顔の上、聖上の御病床に就き日夜御看護申上げたしと御熱心に御懇願ありて、御還啓あらせられて後、間もなく東宮御所より波多野大夫参内し、午後十時まで宮中にありて協議を凝らしたるは、或は妃殿下の聖上御看病の事のためなるべしと漏れ承はる。

行け！　二重橋へ

〔七・二八、東朝〕　二重橋に行け、

△苟くも日本に生れて、都近う住めらん限りの者は、何事をさし措いても請ふ行け！　行つて二重橋の畔、皇上いたつきに悩ませ給ふ辺に至れ、己が形の己が居る所に従ひて移行く様を、ひし／＼と思ひ当るべし。

△行きて何のせんあらんやと謂ふこと勿れ、多摩川砂利美はしう敷き列べたる御濠の岸につゐて、千年の翠を籠めたる大内山の松ケ枝を打見上ぐるのみにてだに、何事のおはしますとしもなく、只たふとさに先涙さしぐまるゝなり、あはれ青葉めでたく繁れるが中にわがすめら大君は今や生死の境ぞさまよひ玉ふなる。

△此処に打集ふ老若男女の、或は天を仰ぎて神明に祈り、或は地にぬかづきて悲涙に暮るゝ様を見るにつけても、上下挙げて大君を思ひまつる我が国ぶりを目のあたりに縮め見る心地して、人をして覚えず襟を正さしむ、幼きがさゝやかなる手を合せて只管に拝める、身なり賤しきが地の上に土下座とやらんして鼻打すゝりたる、親子兄弟一家を挙げて来れるが、声を呑みて只柏手をのみ打合せたる、幾百列を正して小学児童の歩み寄れるが、師なる人の命に従ひて儼かに首を下げたる、凡そ祈りまつる様こそ様々なれ、わが大君の御わづらひ片時も早く癒えて、御命の幾千代かけて長かれとねぎまゐらする真心の面に出でざるはなし、実物と申さんは畏けれども、まことや是れ国民を導くべき最好の実物教育にあらずんばあらじ。

△行け！　行け！　二重橋の辺に！　人の心の斯ばかり美はしく尊とく表はれたる様を、事なからん日見ばやとて、見らるゝものならんや、げにも是れ末代迄の語り草なり、初はたゞ語り草とのみ心得て人々のなす様を見んとて行け、己亦其人々と同じ心になりて帰らんは必然なり、斯く思ひて斯く行きて、斯く同じ心になりて帰り来し記者何がし謹みて曰す。

トロール船跋扈　海底電線の不通続出

〔七・二八、都〕　近時海底電線の不通となるもの続出し、現に鮮満間六線の中四線、内地臺灣間二線の中一線不通となり居れるも、此の障害増加の原因に関し通信当局の語る処に依れば、主として海底曳網漁業者の為めに蒙れる人為的損傷にして彼等は取締の行届かざるを奇貨とし、船名を掩蔽して禁制海面に侵入し、偶々之を咎むる者あれば速力を出して逃走するが如き、甚しきに至つては兇器を揮ひて反つて詰問者を威嚇して、悠々汽走するが如きものすらあり、政府は愈々海底曳網漁業に対して厳重なる跋扈制止案を講ずる筈なりと。

乃木将軍日々参回参内

津々浦々に隈なく現はれたる国民の誠忠

〔七・二八、東朝〕　聖徳無量の今上陛下の御悩未だ薄らがせ給はず、恐れ多くも皇后陛下、東宮殿下の御祈願を初め奉り、津々浦々の黎民に至る迄、六千万の国民一斉に神仏の加護に縋りて、寸時も早く御悩の去らせ給はん事を祈り奉れるが、乃木大将の如きは心痛の余り日々三回迄も宮中に参内して、親しく侍医より御容体を承はり居れるが、

△誠忠の一念　に固まれる将軍は殆んど寝食を廃する迄に御心配申上げ、参内の途次朝夕両回靖國神社に詣で、自ら御病気御平癒の祈願を籠め、先日来の降雨の日と雖も、一日も欠かさず、元より個人としての祈願なれば、社務所へも届出でず、鳥居前にて俥を降るや否や、直に拝殿前に額き、一般参詣人の中に伍し、恭しく脱帽して数分に渡りて瞑目祈願を籠め、其の足にて参内するを常とせるが、之を見る一般参詣者も、

△老将軍の胸中　を想像して、思はず涙に咽びつゝ、一層真心を籠めて聖上御平癒の祈願を籠むると云ふ。其他聖上御発病以来、小学生等の態度こそ実に頼母しき次第にて、明け易き夏の夜の未だ明け切らぬ暁頃より、境内銅像前より拝殿に至る通路には、制帽を戴ける是等の少年、三々伍々群をなして参拝するもの曳きも切らず、是等は云ふ迄もなく聖上御平癒の祈願を籠むる

△熱誠なる小国民　にて、悉く常の姿に似ず打ち湿りて、相知れる互に口さへ言葉なく、静かに参拝する様の殊勝なるには、道行く人も覚えず襟を正すに至る、されば一般人民の参拝するものは殆んど平素の三倍以上に上り、上陸中なる軍艦攝津の水兵百四十名の参拝、鉄道隊の兵士六十名の参詣を初め思ひ〳〵の参拝者は殆ど曳きも切らず、中には遙々遠国より祈禱を依頼し来るものあり、又麹町山王の社は昔より、

△皇城鎮めの神　と云ひ伝へられ聖上陛下にも一度親しく参拝あらせられたる程なる霊社なれば、茲には日夜祈願の為め参拝するもの夥しく、佐々木侯其他氏子を初め麹町京橋等の各組合の団体祈願あり、従来は夜に入れば絶えて参拝者なかりし社も、御発病以来夜更けて跣足参りをなすもの多く、国民の至情の流露は、殆んど想像以上に達せりと聞く、あはれ忠良なる六千万の庶民が祈願、何とて早く神明の感応せさせ給はざる。

桂公帰朝と決定

〔七・二九、東朝〕　（廿七日路透社発電）タイムス露都通信員の所報に依ば、桂公は天皇陛下の御容体面白からざる旨報道ありたる結果遂に東京に帰ることに決定せり、多分廿八日出発するならんと。

皇后宮御淑徳

御身を忘れさせられ御看護に当らせ給ふ

〔七・二九、東朝〕　皇后陛下の御淑徳（宮相渡邊伯爵談）

昨夜来聖上陛下の御容体は相変らず御安静に渡らせられ、此の御経過が良好に数日持続あらん事を天地に祈つて居る。

△万民仰ぐべし　皇后陛下の御淑徳高く、御情思の濃やかに在らせらるゝ御有様は、天下万民の模範と仰ぎ奉るべき所である、今回聖上の御大患以来、皇后陛下には御身を忘れて御看護に当らせられ、御手づから御薬餌をも御進め遊ばさるゝは勿論の事、大小となく女官其他に御指図をなし給ひ、御休息遊ばさるゝは、僅に一昼夜の中に四時間か五時間を出でないのである。

△不謹慎の新聞　時節柄と事柄とを弁ぜず、不謹慎と云ふよりも、寧ろ不敬な事を書く新聞の生ずるのは、上皇室に対し奉り恐懼に堪へざるのみならず、国民思想の表現として、外国に誤解を受くるに至るのは困つた次第である、某新聞が先般来不謹慎の記事を掲げ、殊に甚だしきは聖上御生死の決するは今晩を出でないなどゝ、臣子の分として苟且にも口にす可らざる事を大書し居る、恁る事は万々遅からん事をこそ願へ、決して早まつた事を申すべき場合でない、此際は臣民一般に此の意を体して軽挙妄動不敬に亙らぬ様に心懸けられたい。

寂れ切つた花柳界

〔七・二九、東朝〕　昨夜の各花柳界は何処も彼処も火の消えたやうな有様であつたが、殊に新橋界隈は、いつも景気立つて居る場所丈に、一層此感も深かつた。同所南北一流の各料理店さへ極めて来客が少かつた。然れば芸妓の出入も数へる程で、それがまたお座敷でペンとスンともいふ訳でない、従つて各待合などはコボレといふもの一つもなく、中には女将が電燈の下で猫の蚤を取つてゐる者さへあつた。また見番には孰れも用無し猿が集つて、時計の針の進むのを眺めながら欠伸ばかりをしてゐる。一方芸妓連はお約束など前々からの全潰れに、これまた身体を持扱ひ、殆んど申合したやうに丸髷、束髪、銀杏返しの何れもこれも、素人扮装の大化に化け込み、其内気の軽いのが久し振りで自宅へ帰る。また気の重いのはゴロゴロして氷や蜜豆に浮身を窶してゐたが、それやこれやに就いて某家の女将は云ふ、「ナニ商売なんざ何うなつたつても構やアしませんが、何うかして御悩の一日も早くお快いゝやうにと、こんな吹けば飛ぶやうな身分でも、それ相応な心配をいたしまして、唯々新聞の号外のみを力にしてゐましたが、先刻のを拝見すると、また御容体がお悪いやうなので、皆んな碌々お夕飯もいただかずに鬱ぎ切つてゐるやうな次第です」と悄気切つてゐた。

刻々御危険切迫

カンフル及び食塩の御注射

六千万赤子の千祈万祷も甲斐なきか

〔七・二九、東朝〕　刻々御危険切迫。

△昨夜の御容体

昨廿八日午前九時（岡、青山、三浦）拝診、昨夜御睡眠少く、午前二時頃より御安静にあらせられず。昨午後十時御体温三十八度七分、御脈百〇八至、御呼吸三十二回。今午前六時御体温三十八度三分、御脈百〇四至、御呼吸三十回。同九時御体温三十八度、御脈百

○五至、御呼吸三十二回、御脈の性質は前日と御同様、御呼吸不規則の状態は、午前二時頃より再び著明なれども、併し一昨廿六日の如く甚だしからず。御舌の御模様は昨日御同様、御食量は牛乳、スープ、重湯、肉汁其他合せて一千六百九十五瓦御摂取あらせらる。御尿量は廿七日午前六時より廿八日午前六時迄に、一千百二十五瓦、糖分は少しく増加し蛋白は少しく減少す。御大便は少量づゝ数回あらせらる。御総体の御模様は昨日と大差なきも、御疲労は少しく加はらせらる。（廿八日午前十一時発表）

△正午御容体　御体温三十八度八分、御脈百十至、御呼吸三十回。

△皮下注射を差上ぐ　二十八日午後三時、岡、青山、三浦拝診、今朝以来御体温漸次上昇し、午後二時半に至り卅九度八分に達し、御脈の不整、御結代甚だしく、御四肢軽度の御痙攣を発せられ、御苦悶の状にあらせらる。カンフル及食塩水の皮下注射を差上げたる処少しく御緩解遊ばされしも、尚御重態の御容体にあらせらる。

△愈々御危険

昨廿八日午後七時（岡、青山、三浦）御拝診、御体温三十九度五分、御脈百廿至、不整にして結代多し、御呼吸短促にして四十五回、喘鳴を帯び、時々御全身に御痙攣あり、甚だ御危険の御状態にあらせらる。

△御呼吸促迫

昨廿八日午後九時（岡、青山、三浦）拝診、御体温三十九度八分、御脈は大凡百二十至にして、結代多く、御呼吸は促迫し其数四十五回、其他前回拝診の通にあらせらる。

△少量の葡萄酒

午後十時二十分頃葡萄酒十瓦、アイスクリーム二匙を召し上りたりと。

△滋養浣腸二回

午後十一時の御容体は、御体温、御脈、御呼吸共に、九時の時と御同様にて、滋養浣腸を二回御進め申上げし処、御都合よく御受け在らせられ、其他御変りを拝せず。

△今暁の御容体

（今午前一時十五分発表）

今廿九日午前零時拝診、御容体は御総体に於いて、昨二十八日午後九時拝診の時と御同様にあらせらる。

東宮各親王　火急の御参内
元老大臣続々参内

〔七・二九、東朝〕聖上陛下昨朝の御容体は前記の如くなるが、午後に至りて御容体更に激変せられたるにはあらざるか、当日東宮殿下には、午前の御参内を了らせられ、一旦還啓ありし後、間もなく宮中より御急報により、御休息の御暇もなく、再度御出門仰出され、午後三時四十分火急に御参内あらせられたり、是より先き二時半頃、泰宮内親王殿下先づ御参内、次で三時東伏見宮殿下の御参内あり、三時五十五分大山元帥来り、四時西園寺首相は自動車を駆つて坂下門より参内し、伏見大将宮殿下にも首相と同時刻乾御門より御参内遊ばされ、四時五分伏見若宮、東久邇宮、閑院宮、竹田宮、梨本宮殿下、次で李王世子、朝香宮、賀陽宮の各殿下、孰れも急遽

御参内相成りたり。

此御参内は真に火急にして、東宮殿下に於かせられても非常の御心焦きに拝せられ、御出門の後始めて沿道警備に着手したるほどにて、四時十分頃には各皇族殿下にも悉く御参内なり、各元老大臣相踵いで到り、坂下御門の如きは俄に車馬の輻輳甚だしく、出入頗る頻繁にして、混雑の状密かに憂懼を禁じ得ざるものあり。（下略）

天皇崩御

七月三十日午前零時四十三分

〔七・三〇、東朝〕　天皇崩御　○天皇陛下今三十日午前零時四十三分崩御あらせらる。

右官報号外を以て宮内大臣、内閣総理大臣の連署にて告示。

昨二十九日午後八時頃より御病状漸次増悪し同十時頃に至り、御脈次第に微弱に陥らせられ、御呼吸は益々浅薄となり、御昏睡の御状態は依然御持続遊ばされ、終に今三十日午前零時四十三分、心臓麻痺に依り崩御遊ばさる、洵に恐懼の至りに堪へず。
（岡、青山、三浦、西郷、相磯、森永、田澤、樫田、高田拝診）
（三十日宮内省公示）

明治天皇御一代の御年譜

〔七・三〇、東朝〕　御一代の御年譜を按ずるに、御事歴繁くして紙上限りあり、左に其大略を謹録す。

嘉永五（御年一歳）、九月二十二日未半刻御生誕、△同月二十九日祐宮と御命名。

同六年（御年二歳）、大納言中山忠能、御養育の任を承る。

安政元年（御年三歳）、四月六日皇居炎上、△十二月六日御色直式。

同二年（御年四歳）、十一月二十三日桂皇居より新造の内裏に遷御。

同三年（御年五歳）、仙洞御所に隣れる親王御殿に移らる、△正親町實徳、傅となる。

同四年（御年六歳）、御学友に岩倉八千丸（後具定）、裏松良光（後子爵）等命ぜらる。

同五年（御年七歳）、六月十二日御妹富貴宮御生誕。

同六年（御年八歳）、日の御門に観兵式あり、御父帝と共に御覧あり、

△三月二十二日御妹壽萬宮御生誕。

△八月二日富貴宮薨去。

萬延元年（御年九歳）、閏三月十六日御深曾木あり、△同二十八日御紐直、△七月十日皇太子に冊立、△九月二十八日親王宣下、御名を睦仁と賜ふ。△十月十八日皇妹和宮、家茂将軍に御降嫁。

文久元年（御年十歳）、四月十九日和宮に内親王宣下、名を親子と賜ふ、△五月一日壽萬宮薨去、△十月八日に御妹理宮御生誕、△十月二十日親子内親王京都御発十二月一日、△江戸御入城。

同二年（御年十一歳）、五月二十日御讀書始、△八月十日理宮薨去。

同三年（御年十二歳）、攘夷の詔勅下る。

慶應元年（御年十四歳）、十月十五日皇権回復の勅下る。

同二年（御年十五歳）、十二月二十九日御父孝明天皇崩御。
同三年（御年十六歳）、正月九日御践祚、△十二月十日王政復古の令あり。
明治元年（御年十七歳）、八月二十七日御即位式、△九月二十日京都御発輦、△十月十三日東京御着、△十二月八日東京御発輦、△十二月廿八日皇后御入内、△同十四日御元服。
同二年（御年十八歳）、正月十八日東京御還幸御治定、△二月七日京都御発輦、三月東京御着、帝都と定めらる。
同四年（御年二十歳）、廃藩置県、△散髪廃刀令。
同五年（御年二十一歳）、五月廿三日西国御巡幸、△七月十二日還御、△十一月太陰暦を太陽暦に改む、△紀元節御治定。
同六年（御年廿二歳）、五月五日皇居炎上赤坂離宮を仮皇居とす、△三月御断髪。
同九年（御年二十五歳）、六月二日東京御発輦、東北御巡幸、七月二十一日還御。
同十年（御年二十六歳）、一月二十四日京都行幸、△二月十一日大和行幸。
同十一年（御年二十七歳）、近畿北陸御巡幸、十一月還幸。
同十二年（御年二十八歳）、八月三十一日皇子嘉仁親王御降誕。
同十三年（御年二十九歳）、六月山梨三重及京都御巡幸。
同十四年（御年三十歳）、七月二十九日御発輦、東奥北海道御巡幸、十一月十一日還幸、皇居御造営始まる。
同十五年（御年三十一歳）、上野博物館臨幸。
同十七年（御年三十三歳）、七月山陽道御巡幸。
同二十年（御年三十六歳）、一月両陛下京都行幸、二月還御、△皇居御造営成る。△嘉仁親王皇太子となる。
同二十一年（御年三十七歳）、皇女昌子内親王御誕生。
同二十二年（御年卅八歳）、一月十一日赤坂離宮より新皇居に移らせらる。△二月十一日憲法発布式御挙行。
同二十三年（御年卅九歳）、一月皇女房子内親王御誕生、△十一月廿九日帝國議会開院式臨幸。
同二十四年（御年四十歳）、五月十二日京都行幸。
同廿五年（御年四十一歳）、陸軍大演習栃木行幸。
同廿七年（御年四十三歳）、三月九日銀婚式御挙行、△九月十三日廣島大本営へ御進発。
同廿八年（御年四十四歳）、五月十三日東京還幸、△四月十七日日清講和。
同二十九年（御年四十五歳）、五月十一日皇女聰子内親王御降誕。
同三十年（御年四十六歳）、一月十一日皇太后陛下崩御、△四月両陛下京都行幸、英照皇太后御陵起工奉告祭あり、八月廿三日還幸、△皇女貞宮御生誕。
同三十三年（御年四十九歳）、二月十一日皇太子殿下、九條節子姫と御成婚。
同三十四年（御年五十歳）、四月廿九日第一皇孫廸宮御生誕、△十一月東北大演習行幸。
同卅五年（御年五十一歳）、六月廿五日第二皇孫淳宮御生誕、△十一月大演習の為めに九州行幸。
同卅六年（御年五十二歳）、京都行幸、△四月十日神戸観艦式行幸。

同三十七年（御年五十三歳）、二月五日日露国交断絶。同卅八年（御年五十四歳）、一月三日第三皇孫光宮御生誕、△九月五日日露講和、△十月廿三日東京湾大観艦式臨幸。同卅九年（御年五十五歳）、四月卅日青山に凱旋大観兵式あり、△英国よりガーター勲章捧呈の為めコンノート殿下来朝。同四十年（御年五十六歳）、三月御所生中山一位局薨去。同四十一年（御年五十七歳）、四月二十七日昌子内親王殿下、竹田宮殿下と御成婚。同四十四年（御年六十歳）、十一月福岡県下大演習行幸。同四十五年（御年六十一歳）、七月十日東京帝國大学行幸（最終臨幸）△同十四日より御不豫、十九日以後御重体、△三十日午前零時四十三分崩御。

崩御前の御経過　御臨終の御記録

〔七・三〇、東朝〕　崩御前の御経過。

△御呼吸困難

今二十九日午前三時（岡、青山、三浦）拝診、御体温其後漸次下降三十七度五分に至る。御脈搏は百二十至にして結代多く、御呼吸困難にして其数四十八回、御危険の御状態は午前零時拝診の時に同じ。

△御昏睡の状態

今廿九日午前六時（岡、青山、三浦）拝診、御体温三十八度一分、御脈は凡百二十至にして結代多く御呼吸御困難其数四十八回、今暁以来御昏睡の御状態に陥らせられ益々御危険の御模様にあらせらる。

△御危険依然

今廿九日午前九時（岡、青山、三浦、西郷、相磯、森永、田澤、樫田、高田）拝診、御体温三十八度七分、御脈不整微弱にして、大凡百三十至を算す。御呼吸の御困難は前回と御同様、御危険の御状態は依然として御持続遊ばさる。

△益々御危険

廿九日午後零時（岡、青山、三浦、西郷、相磯、森永、田澤、樫田、高田）拝診、御体温三十七度五分、御脈細微にして御心臓の鼓動大凡百四十六を算す。御呼吸は前回の通り御困難の御状態にあらせられ、御四肢の末端暗紫色著明にして、益々御危険の御状態にあらせらる。

△御脈細数微弱

二十九日午後三時（岡、青山、三浦、西郷、相磯、森永、田澤、樫田、高田）拝診、御体温三十八度三分、御脈細数微弱、大凡百四十六至、御呼吸四十八回にして、促迫の御状態其他の御模様は、本日午後零時拝診の時と同様にあらせらる。

△御病勢御増進

今廿九日午後七時（岡、青山、三浦、西郷、相磯、森永、田澤、樫田、高田）拝診、御体温三十九度、御脈大凡百四十六至、御呼吸四十八回にして浅薄、御総体の御模様は、午後三時拝診の時より御病勢尚益々御増進遊ばさる。（以上廿九日宮内省発表）

新帝践祚　大正と御改元

西園寺首相以下百官参内御挙式

〔七・三〇、東朝〕　新帝践祚　○叡聖文武天皇陛下今卅日午前零時四十三分崩御あらせられたるより、皇室典範第十条「天皇崩ずる時は、皇嗣即ち践祚し、祖宗の神器を承く」との明文により、崩御に引続き、皇嗣即皇太子嘉仁親王殿下践祚せらるゝ事となり、西園寺首相以下各大臣、山縣樞密院議長以下各顧問官参内、践祚せらる。

×

〔七・三〇、官報〕　詔書　○朕、菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ、祖宗ノ霊ニ誥ゲテ万機ノ政ヲ行フ。茲ニ先帝ノ定制ニ遵ヒ、明治四十五年七月三十日以後ヲ、改メテ大正元年ト為ス。主者施行セヨ。

御名御璽

明治四十五年七月三十日

内閣総理大臣侯爵　西園寺公望
海軍大臣男爵　齋藤實
遞信大臣伯爵　林董
司法大臣　松田正久
内務大臣　原敬
外務大臣子爵　内田康哉
農商務大臣男爵　牧野伸顯
文部大臣　長谷場純孝
大藏大臣　山本達雄
陸軍大臣男爵　上原勇作

劍璽渡御式

〔七・三〇、東朝〕　新天皇陛下には今卅日午前一時宮中正殿に於いて、劍璽渡御の式を行はせらる。其御模様を洩れ承はるに、山縣樞相、松方、井上各元老、西園寺首相、伊東、奥、井上各元帥、齋藤海相、上原陸相、牧野農相、内田外相、原内相、長谷場文相、松田法相、山本藏相、林遞相等は便殿に参列したるが、服は何れも咄嗟の場合なれば通常の服にて、新皇帝陛下には渡邊宮内大臣、戸田式部長官の先行、徳大寺侍従長、中村侍従武官長以下侍従武官、侍従長是に扈従し、貞愛親王、依仁親王、博恭王、邦彦王、多嘉王、守正王、鳩彦王、稔彦王、成久王、恒久王の各殿下供奉にて出御、御椅子に着御あらせられ、次いで劍璽渡御(侍従捧持)國璽御璽(内大臣秘書官捧持)、之に従ひ、伊藤式部官先行し、侍従武官扈従し奉るや、徳大寺内大臣御璽を陛下の御前の案上に奉安し、終つて陛下には参列員の最敬礼中に入御あらせられ内大臣國璽御璽を奉じて退下、茲に劍璽渡御の式を終らせられたり。

新天皇陛下

厳粛倹素の御教育　該博精緻の御修養

〔七・三〇、東朝〕　畏くも深き御歎きの裡に寶祚を践ませられ、

天が下治しめす御身とならせたまふの新帝陛下は、先帝第三の皇子に在まして御名を嘉仁と申し、明宮と称へ奉る。明治十二年八月三十一日御降誕、明治二十年八月三十一日東宮宣下ありて、同廿二年十一月三日立皇太子式を挙げさせらる。御年十一歳。

△御学問　英明の御資性に渡らせられ、才徳共に高くして、御父陛下の御気風を承けさせたまふ。明治二十年九月十九日學習院に御降学あらせられ、御養育掛としては、子爵曾我祐準、侯爵中山孝麿の諸氏相次いで奉仕し、御学友には西郷従義（従道伯四男）毛利八郎（元徳公八男）、南部利祥（利恭伯長男）、細川護全（護久侯二男）、高崎益彦（正風男二男）、岩倉道倶其他数名を召され、最と御熱心に御勉学ありて、同十七年八月二十日御降学を止めたまひ、爾後川田剛、本居豊穎、三島毅、三田守眞等を召して、国学、漢学、佛語等の御練習あり、別に御歌を故高崎正風男に、御習字を杉孫七郎に夫々拝見仰付けられ、非凡の御上達にして、御研究の程も拝察せらる。孰れはあれど、特に詩歌の道は御堪能にて、金什玉句に富ませたまふこと、是亦御父陛下に似させたまふと承はる。

△御幼時　御誕生間もなく麹町区有樂町なる中山侯邸に御引移りとなり、忠能侯夫妻、慶子の方など御養育の任にあたりしは、先帝陛下、此夫妻に御養育を受けさせたまへる御吉例による者なりと、斯く老夫妻等が厳粛倹素にして、敬虔の情を尽し、御教育によりて愈愈御徳性を発揮して、上、両陛下に御孝養厚く、下、万民に御憐愛深く在しますこそ難有けれ。

△御軍歴　陛下には明治二十二年立太子の後、直に陸軍少尉の任に就かせたまひ、大勲位を受けさせられ、近衛師団に属したまふ。夫より二十五年に中尉とならせられ二十八年に大尉、三十年に少佐と順次御昇進、陸軍中将、海軍中将とはならせたまへり。然れば軍事に対する御心入れも、尋常にては在しまさず、大演習其他には御見学を怠らずして御研究深く、大元帥として陸海軍を統率したまふ。御身の斯くあらせらるゝ、我軍国の大幸と申すも畏し。

△御修養　正式の御学問は申すに及ばず、既に全国を御巡啓ありて上下の民情にも通じさせたまひ、殖産興業の思召により、諸方の産業をも御視察遊ばされて、御修養広く且つ深きは、万民の欽仰し奉る所なり。御巡啓の際其地の物産など御買上げあるにも、御自身其品々を上覧ありて一々御指定遊ばさるゝに、能く其特長を御鑑攷ありて、御賢明の御思慮を示したまふの実例に乏しからず。

△御文藻　詩歌の御嗜み深く在すと共に、物につけ事につけ御憐愍の御心厚く、且御作意の高く、且大なるは、自らなる御格調の備はりたまふなるべし。嘗て御歳十七歳の夏日光行啓の御途次、栗橋鉄橋の辺りにて、水田に鷺の飛び立つ有様を御覧ありて、

茅屋柴門隔碧河　鱗々聲裡鐵橋過　一望田圃皆青色　白鷺紛々雅趣多

との御名吟あり、又遠州灘を過ぎたまひ

夜駕艨艟過遠州　満天明月思悠々　何時能遂平生志　一躍雄飛五大洲

雄大の御格調を拝するに足る。或年御遊猟には御手づから鹿を射止めたまひし折の御歌に

おもしろく打ちはしつれど鳴く鹿の聲聞く時はあはれなりけり

仁慈の御心此一首に現はれて、御優しさを拝し奉るに足る。

新皇后陛下

貞淑の坤徳備はり新時代の御教養深し

〔七・三〇、東朝〕 淑徳夙に隠れなく在します皇后陛下は、従一位大勲位公爵九條道孝卿の御三女にして節子姫と申し奉る。明治十七年六月二十五日御生誕あり、御母は中川の局野間幾子の方と申す。御誕生の後府下の豪農某家に於いて五歳まで御成長遊ばされしが、這は御生家の御家風にして、御健康の為斯くは計らはれし次第なるが、夫が為御体格殊に御強壮に渡らせられ、御帰館の後御学齢に達せらるゝと共に、學習院女学部に御通学遊ばされ、専ら学事に励みたまひ、御成績も優れさせられ、常に同級の首席を占めたまひ、高等科に進まれしが、此時東宮妃殿下として御成婚の儀御決定の為、御退学あらせらる。

△御教養 貞淑の御美徳に富ませらるゝ御資性は、其天禀に在すこと勿論ながら、御教養の行届きたるも亦素を成せり。學習院時代には下田歌子女史はじめ国文に阪正臣、漢文に秋山四郎、洋語は田中阿歌麿、永田鐺子、習字は小野鵞堂、図画は荒木鐸、裁縫は渡邊まさの諸氏に受けたまひ、立妃後は本居、三島、三田の各侍講、音楽は幸田延子女史等に仰付けられ、新時代の御教養も忽がせならず在しける上、小野鵞堂、荒木寛友等には書画を学ばせたまひ、此方面にも御趣味深しと承はる。

△御入輿 九條家は藤原鎌足公の裔にして、御父道孝公は故尚忠公の嫡男、英照皇太后の御兄にあらせらる。勤王の志篤く、維新創業には総督として東北に転戦し、偉功を樹てられしより、先帝の御覚え殊にめでたく、其姫君の東宮妃に立てられしは故ある事なり。陛下には御年十七の春、即ち明治卅三年五月十日を以て御入輿遊ばされしが、英照皇太后御在世の砌より深く新后陛下を愛でさせたまひ御懇なる御教訓を垂れさせたまふ事多く、行々は御孫皇太子の妃殿下と定めたまはんの御内意在したるが如く拝察せられきと承はる。

△御淑徳 御日常に於いても御幼少より極めて御質素を守らせられ華奢の御装飾は決して用ひたまはず、御通学時代にも日々大抵御徒歩にて風雪烈しき折の外は、殆んど御車に召されし事なく、御服装亦普通の品々を用ひさせたまへど気高き御容姿は自から現はれさせたまへり。又立妃の後とても御所内の養蚕所に於いて、御自身蚕児を御飼育遊ばさるゝなど、英照皇太后御在世当時よりの思召を体され、斯る手芸に殊に御熱心にて在すとか。尚師弟の間とか、旧家職の人々とかに対しても、御情義の厚きは一同の感佩し奉る所にして是等の淑徳一々挙げ奉るに遑なし。

△御兄妹 陛下御父道孝公には四男五女ありて、陛下は三女にて在します。御兄君道實公は九條家御当主にて式部官たり。御姉君範子の方は山階宮妃殿下、次の御姉故籌子の方は本派本願寺法主裏方、御弟良致氏は男爵にして分家し、次の御弟良叔氏は尚家に在り、御妹篷子は佛光寺法主裏方にして、末の御妹は紝子姫と申す。

皇儲廸宮殿下

御聡明と御至孝

〔七・三〇、東朝〕 昨日まで第一皇孫と称へまつれる廸宮裕仁親王殿下は、今日より御正統を以て皇儲にあたらせたまふ。明治三十

四年四月二十九日の御誕生にして、御五歳の折学友として山階宮芳麿王殿下、千家男爵孫貞清、久松伯爵息定謙、稲葉子爵息直通を召させられ、次いで學習院に御通学あり、現に御在学中なるが、御資性極めて寛厚にして御聰明なれば、御学才も優れさせたまひ、學習院に於ける御成績は常に優等にて、算術など特に秀で給ふ。又修身訓話を好ませられ、十分二十分にてお話の了る迄御傾聴あり、話中の要項は悉く御心に止めて、後に於いて話し出でさせたまふ事あり、御記憶の強さは恐れ入るの外なしと、侍臣等は囁き合ふが常なり。又御父、御母両陛下に対し奉りても至孝にましく〳〵て、御対顔の砌には何かと御機嫌を奉伺する御言葉あり、御愛情最と濃やかに見えさせたまふ。更に御祖父先帝陛下、御祖母皇太后陛下の御慈しみも深く、御参内の折を楽みて御対顔あらせられ、今回、先帝御不例に際しても、御弟各宮殿下と共に、太く御憂慮遊ばされて、日毎幾度か御病状の御通知を待ち兼ねたまひしなど、いぢらしく見えさせたまひし程にて、丸尾御食育掛長始め御附の人々もお慰め申上げ兼ねたりとぞ。

△御弟両殿下　新帝陛下第二の皇子として皇儲殿下の御弟宮にあたらるゝ淳宮雍仁親王殿下は、明治三十五年六月二十五日御生誕、第三の皇子光宮宣仁親王殿下は同三十八年一月三日御生誕遊ばさる。御二方とも尚學習院御在学中にて御兄宮殿下と共に御睦まじく日々御登校あり、優り劣りも見えさせたまはず、御優良の御成績にて御勉学の傍には三殿下とも折々上野動物園、博物館、新宿御苑、濱離宮等に成らせられ、専ら御見聞を広めたまひ、或は運動遊戯の技に御体格を養はせられ、木馬遊泳など御活潑なるは一入御好みあらせらるゝ由なれば、両殿下共頗る御快活にて、學習院御制服の御姿を拝する者皆御行末の頼母しさを見上げざるはなし。寔に御園生の末久しく彌栄えに栄えますは、民草の喜び之に過ぎずとこそ。

大正の出典

〔七・三一、東朝〕改元　○年号の儀は三十日午後樞密顧問の諮詢を経て、左の通改元せらる。

大正

右は公羊傳に「君子大居正」、易經に「大亨以正天之道也」とあるに由る。

右に関する詔書左の如し。（前出略）

先帝の御諡号は明治天皇

〔七・三一、東朝〕諡号　○先帝の御諡号は

明治天皇

と決定せられたる由に承はる。

皇太子册立

〔七・三一、東朝〕皇太子册立　○第一皇孫廸宮裕仁親王殿下には、昨三十日より皇太子殿下とならせられたり、立太子式は殿下の

御成年（御十八歳）に達せらるゝ御年を以て、盛んに行はせらるゝ由。

御陵は桃山
先帝の御遺旨を汲ませ給ひて御決定

〔七・三一、東朝〕 御陵は桃山 ○先帝は御在世中より百歳の後時京都に御陵を営ませられんの御希望にて、桃山の御料地は、即ち先帝思召のあらせられたる場所なれば、御陵は結局桃山に御決定さるべき由なり。

何故の改元か 久米邦武談

〔七・三一、大毎〕 天皇の崩御に当り新天皇の践祚と共に改元する事は皇室典範において制定されたるが何故に斯の如く年号を改むるやと云ふに、之は支那の説より来れるものにして、支那にては天子は天地の主宰者にして天子の殂せらるゝ時は天地の崩れるを以て崩御と称するなり、即ち天子の崩御せらるゝ時は、天地の主宰者代りて更に新天子となるを以て茲に年号を改め、新天子の元年として数ふるなり。日本にて年号の始は、孝徳天皇の大化にして、桓武の延暦以前までは、瑞兆ある毎に改元し来れるが、平城、嵯峨、淳和の三帝は一代一元、仁明、文徳二帝は一代に二回の改元ありしも、清和、陽成の両帝に至り一代一元の制に復せり。其後又歴代屢次年号を改めしが、明治に至りて一代一元の制度となれり。支那の清朝は一代一元の制を採れること皆人の知る所なり、偖大化以来最も永く同一年号の続きたるは應永にして、即ち三十四年間の永きに亙り、後小松、稱光両帝の朝に跨れり。コハ御歴代中において明治に次ぎて稀有の御事なりとす。

新帝朝見の儀を行はせられ
有司百僚に勅語を賜ふ

〔七・三一、官報〕 宮廷録事 ○勅語並奉答 今三十一日午前十時、宮中ニ於テ践祚後、朝見ノ儀行ハレ、左ノ勅語アラセラレ、

朕、俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ。但ダ皇位一日モ曠クスベカラズ、国政須臾モ廃スベカラザルヲ以テ、朕ハ茲ニ践祚ノ式ヲ行ヘリ。

顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ、万機ノ政ヲ親ラシ、内治ヲ振刷シ、外交ヲ伸張シ、大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ、典礼ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス。文教茲ニ敷キ、武備爰ニ整ヒ、庶績咸熈リ国威維揚ル。其ノ盛徳鴻業、万民具ニ仰ギ、列邦共ニ視ル。寔ニ前古未ダ曾テ有ラザル所ナリ。

朕、今万世一系ノ帝位ヲ践ミ、統治ノ大権ヲ継承ス。祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ、憲法ノ条章ニ由リ、之レガ行使ヲ愆ルコト無ク、以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セザラムコトヲ期ス。有司須ラク先帝ニ尽シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ、臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スベシ。爾等克ク朕ガ意ヲ体シ、朕ガ事ヲ奨順セヨ。

尋デ内閣総理大臣左ノ通奉答セリ。

臣公望誠惶誠恐、伏シテ言ウス。大行天皇奄ニ登遐アラセラレ、臣民憂懼措ク所ヲ知ラズ。今　叡聖文武ナル天皇陛下大統ヲ承ケサセラレ、茲ニ彝訓ヲ垂レ給フ。
聖猷遠ク慮リ、睿図遺スナク、上ハ
先帝ノ鴻業ヲ纘ギテ憲法ノ条章ニ循ヒ、下ハ億兆ノ和協ヲ奨メテ忠誠ノ至情ヲ輸サシメ、以テ祖宗ノ休光ヲ無窮ニ発揚セムトシ給フ。是レ寔ニ宇内ノ齊シク仰グ所ニシテ、臣庶ノ永ク頼ル所ナリ
臣等
聖勅ヲ拝シ感激ノ至ニ勝ヘズ。今ヨリ後、益々匪躬ノ節ヲ効シ、夙夜淬礪邦家ノ進運ヲ扶翊シ、以テ
聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ。臣公望誠惶誠恐頓首謹ミテ奏ス。

噫！明治の終り　汽車中の雑観

〔七・三一、東朝〕　先帝陛下崩御と共に、明治時代は終つて更に新なる年に入る、此新なる紀元の第一番列車にて横浜に赴く。

△一書生の述懐　真先に二等切符を求め、真先に改札口を通過して午前五時卅五分新橋発國府津行列車に搭ず、二等列車内七人の紳士淑女は未だ陛下崩御の悲報を耳にせざる様子に見ゆ、品川にて三等車に入れば、一二時間前宮城前にて相見たる二人の予備上等兵らしき若者あり、其語り合ふ所によれば、特に陛下の御平癒を祈らん為め地方より上京せしもの丶如し、一学生あり此二兵士に向ひ、「今年になつて名士の逝くもの甚だ多い、例へば東久世伯、高崎男、塚本中将、松永中将、伊知地中将、西大将、西男、ニコライ大主教、藤田傳三郎、池邊三山など数限りなくある、何れも明治の文明に錦上の花を添へた人許りだ、人は是を以て直に気候の加減だ位に思つて居るが、僕は実は明治が老境に入つたのだと思うて居た、併し明治が今年を以て尽きやうとは夢にも思はなかつた、殊に陛下の御寿命が今日に限られて居るとは思ひたくなかつた、併し明治は終つた、吾々は明治生れの新らしい人間、新しい男、新らしい女と云ふのが唯一の誇りだつたが、今日になれば矢張り新しい人ではなく、天保の人々と同一の運命を担ふに至つた」と、悵然として語り居る内、汽車は横浜に着す。

△三等客の赤誠　六時五十三分横浜発新橋行列車三等に乗り込めば立錐の地なき大混雑なり、横濱貿易新報は聖上崩御の号外を車中に投入す、客は争うて之を拾ひ、一読皆色を失す、一老媼は眼鏡越しに熟読しつ丶ありしが、軈て号外を押し戴き丁寧に畳みて懐中し、「勿体ないことだ、神様でも仏様でも大学の先生でも御寿命には勝てない」と嗟嘆す。一老爺は「吾々がアノ大病に罹つては四五日前に死んで仕舞ふのだが、皆様の御名残を惜まる丶思ひと、名医の御手当とで今日まで御延命になつたのだ、御寿命ばかりは上も下も致方がない」と暗涙に咽びつ丶、是れも号外を奇麗に畳みて財布中に納む、東神奈川にて二等車に乗り込めば、同じく号外は再び投ぜられたり、居合はしたる紳士五名、号外を手にし一読するや否や、或は丸め、或は破りて其場に遺棄す、既に崩御のことを知悉せるに依るならんも、記者は一種の悪感を催したり、大森にて再び三等客車に入れば、聖上のお噂のみ満員の車内に喧すし。

明治期の著名新聞（発音五十音順）

アの部

新聞名	創刊又は改題年月	発行地	摘要
愛國新報	明治二十三年二月創刊	大津	
愛知繪入新聞	明治二十年七月創刊	名古屋	
愛知新聞	明治五年四月(改)	名右屋	「名古屋新聞」の改題、三十三年三月創刊の同名新聞あり
秋田魁新報	明治二十二年二月(改)	秋田	
あけほの	明治八年一月(改)	東京	明治八年六月「東京曙新聞」と改題
朝日新聞	明治十二年一月(創)	大阪	明治二十二年一月「大阪朝日新聞」と改題
あづま新聞	明治二十三年十二月(創)	東京	
行在所日誌	慶應四年三月(創)	京都	

イの部

新聞名	創刊又は改題年月	発行地	摘要
石川新聞	明治六年二月(改)	金澤	「開化新聞の改題」
いはらき	明治二十四年七月(創)	水戸	
茨城日日新聞	明治十四年二月(創)	水戸	「茨城新報」の改題
茨城毎日新報	明治十二年(改)	水戸	
いろは新聞	明治十二年十二月(改)	東京	「安都満新聞」の改題、十七年十一月より「勉强新聞」と改題
岩手日報	明治二十五年三月(改)	盛岡	

ウの部

新聞名	創刊又は改題年月	発行地	摘要
有喜世新聞	明治十一年一月(創)	東京	
浮世風聞	慶應四年五月(創)	大阪	

エの部

新聞名	創刊又は改題年月	発行地	摘要
繪入吾妻新聞	明治十四年五月(創)	東京	
繪入自由新聞	明治十五年九月(創)	東京	
繪入朝野新聞	明治十六年一月(創)	東京	明治二十二年五月「江戸新聞」と改題
繪入新潟新聞	明治十八年六月(創)	新潟	
繪入日曜新聞	明治十年六月(創)	東京	
江戸新聞	明治二十二年五月(改)	東京	「繪入朝野新聞」の改題、二十三年六月「東京中新聞」と改題
愛媛新報	明治二十年十月(創)	松山	

オの部

新聞名	創刊又は改題年月	発行地	摘要
大分新聞	明治二十二年六月(創)	大分	
奥羽新報	明治十三年十月(創)	米澤	明治四十一年五月創刊の同名新聞あり
奥羽日日新聞	明治十六年一月(改)	仙臺	「陸羽日々新聞」の改題
大阪朝日新聞	明治二十二年一月(改)	大阪	「朝日新聞」の改題
大阪新聞	明治五年三月(創)	大阪	明治十年八月創刊及び明治三十一年一月創刊の同名新聞あり
大阪新報	明治十年十二月(創)	大阪	明治二十三年「大阪商業新報」改題の同名新聞あり
大阪日報	明治四年十月(創)	大阪	明治三十七年十一月創刊の同名新聞あり
大坂日報	明治九年二月(創)	大阪	後「坂」を「阪」に改む、二十一年十一月「大阪毎日新聞」と改題
大阪平民新聞	明治四十年六月(創)	大阪	第十号以下「日本平民新聞」と改題

紙名	年月	発行地	備考
大阪毎日新聞	明治二十一年十一月(改)	大阪	「大阪日報」の改題
近江新報	明治二十三年二月(創)	大津	
小樽新聞	明治二十六年五月(創)	小樽	
遠近新聞	慶應四年閏四月(創)	東京	

カの部

紙名	年月	発行地	備考
海外新聞	文久二年八月(創)	東京	
海外新聞	明治三年七月(創)	東京	
海外新聞	明治六年二月(創)	東京	
開化新聞	明治四年十二月(創)	金澤	明治六年二月「石川新聞」と改題
開花新聞	明治十六年三月(創)	東京	明治十七年八月「改進新聞」と改題
外國事事日誌	明治元年十月(創)	大阪	
外國新聞	慶應四年五月(創)	横濱	
改進新聞	明治十七年八月(改)	東京	「開花新聞」の改題
甲斐新報	明治十八年一月(創)	甲府	
開拓使日誌	明治二年九月(創)	大阪	
開知新報	明治二年四月(創)	東京	
外務省日誌	明治三年一月(創)	東京	
海南新聞	明治十年五月(改)	松山	「愛媛新聞」の改題
海陸新聞	慶應四年五月(創)	東京	
各國新聞紙	慶應四年閏四月(創)	大阪	
鹿兒島新聞	明治十四年十二月(創)	鹿兒島	
遐邇新聞	明治七年二月(創)	秋田	後「秋田遐邇新聞」と改題
金川府日誌	慶應四年五月(創)	神奈川	
かなよみ	明治十年一月(改)	東京	「假名讀新聞」の改題
河北新報	明治三十年一月(創)	仙臺	
還幸日誌	明治元年(創)	京都	
關東鎮臺日誌	慶應四年六月(創)	東京	
關門日々新聞	明治十三年一月(創)	下關	

キの部

紙名	年月	発行地	備考
議案録	明治二年三月(創)	東京	
驥尾團子	明治十一年十月(創)	東京	
岐阜新聞	明治六年四月(創)	岐阜	明治十七年七月「岐阜日日新聞」と改題
岐阜日日新聞	明治十七年七月(改)	岐阜	「岐阜新聞」の改題
九州新聞	明治三十九年二月(創)	熊本	
九州日々新聞	明治十五年三月(創)	熊本	
九州日報	明治二十年八月(創)	福岡	
教育新誌	明治十年六月(創)	東京	
教義新聞	明治五年九月(創)	東京	
崎陽雑報	慶應四年八月(創)	長崎	
京都繪入新聞	明治十六年二月(創)	京都	
京都新聞	明治四年(創)	京都	明治二十九年十一月創刊の同名新聞あり
京都新報	明治五年九月(創)	京都	

京都新報　明治十四年五月(改)　京都　「日刊商報」の改題
京都日日新聞　明治三十二年(創)　京都　明治十一年十二月創刊の同名新聞あり
京都日出新聞　明治十八年(改)　京都　「日出新聞」の改題
教部省日誌　明治五年四月(創)　東京
近事評論　明治九年六月(創)　東京
金城たより　明治十九年二月(創)　名古屋

クの部

軍務省北征日誌　明治元年九月(創)　京都

ケの部

京華日報　明治三十一年五月(創)　東京
京城新報　明治四十年十一月(創)　京城
京城日報　明治三十九年九月(創)　京城
藝備日日新聞　明治二十二年二月(改)　廣島

コの部

公議所日誌　明治二年三月(創)　東京
江湖新聞　慶應四年四月(創)　東京
江湖新報　明治九年八月(創)　東京
江湖新報　明治十三年十一月(創)　東京
公私雜報　慶應四年四月(創)　東京
江城日誌　慶應四年五月(創)　東京
高知自由新聞　明治十五年五月(創)　土佐
高知新聞　明治六年八月(創)　土佐
高知新聞　明治十三年七月(創)　土佐
高知日報　明治十九年五月(改)　土佐　「彌生新聞」の改題
峡(かい)中新聞　明治五年七月(創)　甲府　明治六年四月「甲府新聞」と改題
江南新誌　明治十五年六月(創)　土佐　明治十六年四月「土佐新聞」と改題
甲府新聞　明治六年四月(改)　甲府　「峡中新聞」の改題
公文通誌　明治五年十一月(創)　東京　明治七年九月「朝野新聞」と改題
神戸新聞　明治三十一年二月(創)　神戸
神戸又新日報　明治十七年四月(創)　神戸
高陽新報　明治十五年六月(創)　土佐
湖海新報　明治九年三月(創)　東京
國益新聞　明治三十四年一月(創)　東京
國會　明治二十三年十一月(創)　東京
國民新聞　明治二十三年二月(創)　東京
開成新聞此花新書　慶應四年閏四月(創)　横濱
此花新聞　明治十五年一月(改)　大阪　「畿内申報」の改題
今日新聞　明治十七年九月(創)　東京　明治二十二年一月「都新聞」と改題

サの部

西京畫入新聞　明治十三年五月(創)　京都
西京新聞　明治十年一月(創)　京都
采風新聞　明治八年十一月(創)　東京

山陰新聞　明治十五年五月(創)　松江
山陽新報　明治十二年一月(創)　岡山
參陽新報　明治三十二年二月(創)　豊橋

シの部

滋賀新聞　明治五年十月(創)　大津
時事新報　明治十五年三月(創)　東京
靜岡新誌　明治十二年十月(創)　靜岡
靜岡新聞　明治六年二月(創)　靜岡
靜岡新聞　明治十三年二月(再興)　靜岡
靜岡新報　明治二十五年十二月(創)　靜岡
靜岡大務新聞　明治十七年二月(改)　靜岡　「靜岡新聞」の改題
靜岡民友新聞　明治二十五年十月(創)　靜岡
市政日誌　慶應四年五月(創)　東京
信濃毎日新聞　明治六年七月(創)　長野
下野新聞　明治十七年三月(改)　宇都宮　「栃木新聞」の改題
集議院日誌　明治二年九月(創)　東京
自由　明治二十四年四月(改)　東京　「自由新聞」の改題、明治二十六年七月更に「自由新聞」と改題
自由新誌　明治十五年五月(創)　金澤
自由新聞　明治十五年六月(創)　東京
自由新聞　明治二十三年十月(創)　東京　明治二十四年四月「自由」と改題
自由新聞　明治二十六年七月(改)　東京　「自由」の改題
自由燈　明治十七年五月(創)　東京　明治十九年一月「燈新聞」と改題
松陽新報　明治三十四年十一月(創)　松江
上毛新聞　明治十九年十一月(創)　前橋
諸藝新聞　明治十三年十一月(創)　東京
新愛知　明治二十一年七月(創)　名古屋
信飛新聞　明治五年十月(創)　松本
新聞心得草　明治六年二月(創)　東京
新聞雜誌　明治四年五月(創)　東京　明治八年一月「あけぼの」と改題
浪花新聞輯錄　明治七年七月(創)　千葉
新聞事略　慶應四年閏四月(創)　東京
新聞日誌　慶應四年五月(創)　東京
人民　明治三十一年十一月(改)　東京　「東京新聞」の改題、明治卅八年十月「人民新聞」と改題

スの部

寸鐵　明治二十四年十一月(創)　東京

セの部

西洋雜誌　慶應三年十月(創)　東京
仙臺繪入新聞　明治十四年七月(改)　仙臺　「仙臺福島毎日新聞」の改題

ソの部

そよふく風　明治元年五月(創)　東京

タの部

大瀛新報　明治十二年二月(創)　東京

大使信報　明治五年一月(創)　東京
大同新報　明治二十二年三月(創)　東京　明治十三年七月創刊の同名新聞あり
大東日報　明治十五年四月(創)　大阪
泰斗新報　明治十三年十月(創)　東京
臺南新報　明治三十二年一月(創)　臺南
臺灣日日新報　明治三十一年五月(創)　臺北
臺灣日報　明治三十年五月(創)　臺北
太政官日誌　慶應四年二月(創)　京都 東京
團團珍聞　明治十年三月(創)　東京

チの部

千葉新報　明治八年一月(創)　千葉
中央新聞　明治二十四年八月(改)　東京　「東京中新聞」の改題
中外商業新報　明治二十二年一月(改)　東京　「中外物價新報」の改題
中外新聞　慶應四年二月(創)　東京
中外新聞　外篇慶應四年四月(創)　東京
中外新聞　明治二年三月(再興)　東京
中外評論　明治九年八月(創)　東京
中外物價新報　明治九年十二月(創)　東京　明治二十二年一月「中外商業新報」と改題
中立政黨政談　明治十三年八月(創)　東京
朝鮮新報　明治十五年一月(創)　釜山
朝鮮新聞　明治二十一年四月(創)　京城
朝野新聞　明治七年九月(改)　東京
鎭將府日誌　慶應四年八月(創)　東京

テの部

帝國新聞　明治二十五年八月(創)　東京
出羽新聞　明治十七年二月(改)　山形　「山形新聞」の改題
天理可樂怖　明治二年四月(創)　東京
電報新聞　明治三十六年十一月(創)　東京　明治三十九年十二月「毎日電報」と改題

トの部

東京曙新聞　明治八年六月(改)　東京　「あけぼの」の改題、十二年九月終刊
東京曙新聞　明治十二年十月(再興)　東京　再興(第一号より)。明治十五年三月「東洋新報」と改題
東京朝日新聞　明治二十一年七月(改)　東京　「めさまし新聞」の改題
東京繪入新聞　明治九年三月(改)　東京　「平假名繪入新聞」の改題
東京さきがけ　明治十年五月(創)　東京　明治十一年十二月「東京新聞」と改題
東京城日誌　明治元年十月(創)　京都
東京新聞　明治十一年十二月(改)　東京　「東京さきがけ」の改題、明治三十一年十一月「人民」と改題
東京新報　明治六年二月(創)　東京
東京中新聞　明治二十三年六月(改)　東京　「江戸新聞」の改題、明治二十四年八月「中央新聞」と改題
東京日日新聞　明治五年二月(創)　東京
東京二六新聞　明治三十七年四月(改)　東京　「二六新聞」の改題、明治四十一年十二月再び「二六新聞」と改題
東京府日誌　慶應四年八月(創)　東京
東京毎日新聞　明治三十九年七月(改)　東京　「毎日新聞」の改題

東京横濱毎日新聞　明治十二年十二月(改)　東京　「横濱毎日新聞」の改題
東西新聞　慶應四年五月(創)　東京
東巡日誌　明治元年九月(創)　東京
東北新報　明治十三年四月(創)　仙臺
東北日報　明治二十一年九月(創)　新潟
東洋自由新聞　明治十四年三月(創)　東京
東洋新報　明治九年七月(創)　東京
東洋新報　明治十五年三月(改)　東京　「東京曙新聞」の改題
獨立新聞　明治二十六年十月(創)　東京
土佐新聞　明治十六年四月(改)　高知　「江南新誌」の改題
栃木新聞　明治十一年六月(創)　栃木　明治十七年三月「下野新聞」と改題
都鄙新聞　慶應四年五月(創)　京都
燈新聞　明治十九年一月(改)　東京　「自由燈」の改題、明治二十年四月「めさまし新聞」と改題
富山日報　明治十七年一月(創)　富山
土陽新聞　明治十四年十二月(創)　高知

ナの部

内外新聞　慶應四年閏四月(創)　大阪
内外新報　慶應四年四月(創)　東京
内外新報　明治三十五年一月(改)　大阪　「勞働世界」の改題(慶應四年四月創刊の同名新聞と別)
長野新聞　明治三十二年三月(創)　長野　明治十一年一月創刊「長野毎週新聞」を改題したるものあり
名古屋新聞　明治四年十一月(創)　名古屋　明治五年四月「愛知新聞」と改題
名古屋新聞　明治三十九年十一月(創)　名古屋
浪花新聞　明治八年十二月(創)　大阪
南海日報　明治十五年二月(創)　高松

ニの部

新潟朝日新聞　明治二十四年二月(創)　新潟
新潟隔日新聞　明治六年十二月(創)　新潟
新潟新聞　明治十年四月(創)　新潟
新潟毎日新聞　明治四十三年三月(創)　新潟
二七繪入新聞　明治十五年十月(創)　大阪
日新記聞　明治五年八月(創)　奈良
日新眞事誌　明治五年三月(創)　東京
日要新聞　明治四年十二月(創)　東京
日々新聞　慶應四年閏四月(創)　東京
日本　明治二十二年二月(創)　東京
日本たいむす　明治十八年八月(創)　東京
日本平民新聞　明治四十年十一月(改)　大阪　「大阪平民新聞」の改題
日本立憲政黨新聞　明治十五年二月(創)　大阪　休刊中の「大阪日報」を再興改題十八年八月「大阪日報」と再改題
二六新聞　明治二十六年十月(創)　東京　明治三十七年四月「東京二六新聞」と改題
二六新報　明治四十一年十二月(改)　東京　「東京二六新聞」の改題

ノの部

能仁新報　明治二十三年五月(創)　名古屋
能飛日報　明治二十三年七月(創)　岐阜
濃飛　明治二十四年(創)
横濱新報のりあひばなし　慶應四年八月(創)　横濱

ハの部

函館新聞　明治二十一年一月(創)　函館
函館毎日新聞　明治三十一年五月(改)　函館
博聞新誌　明治五年九月(創)　東京
博問新報　明治二年三月(創)　東京
バタヒヤ新聞　文久二年正月(創)　江戸官板
花の都女新聞　明治八年十一月(創)　東京
濱田新聞誌　明治七年九月(創)　濱田
馬關毎日新聞　明治二十三年一月(創)　下關
萬國新聞　明治四年十月(創)　東京
萬國新聞　明治五年正月(創)　東京
萬國新聞紙　慶應四年閏四月(創)　東京

ヒの部

日の出新聞　明治十五年四月(創)　東京
日出新聞　明治十八年四月(創)　京都　後「京都日出新聞」と改題
評論新聞　明治六年一月(創)　東京
平假名繪入新聞　明治八年四月(創)　東京　明治九年三月「東京繪入新聞」と改題

廣島新聞　明治五年四月(創)　廣島

フの部

福岡日日新聞　明治十年十二月(創)　福岡
福島民友新聞　明治二十八年五月(創)　福島
扶桑新聞　明治二十年五月(創)　名古屋

への部

平民新聞　明治四十年一月(創)　東京

ホの部

豊州新報　明治十九年四月(創)　大分
報知新聞　明治二十七年一月(改)　東京　「郵便報知新聞」の改題
北越新報　明治十四年六月(創)　長岡
北海タイムス　明治三十四年九月(創)　札幌　三新聞を合併して改題
北海道毎日新聞　明治二十年十月(改)　札幌　「北海新聞」の改題

マの部

毎日新聞　明治十九年四月(改)　東京　「東京横濱毎日新聞」の改題、三十九年七月「東京毎日新聞」と改題
毎日電報　明治三十九年十二月(改)　東京　「電報新聞」の改題
毎夕新聞　明治三十一年二月(創)　東京
眞砂新聞　明治十一年六月(創)　東京
滿洲日日新聞　明治四十年(創)　大連
滿洲日報　明治三十八年十月(創)　大連

ミの部

三重新聞　明治五年十一月(創)　四日市
三島新聞　明治三十年一月(改)　大阪　「兩島新聞」の改題
浪花實生新聞　明治十年七月(創)　大阪
都新聞　明治二十二年一月(改)　東京　「今日新聞」の改題
民間雜誌　明治七年二月(創)　東京
民部省日誌　明治四年(創)　東京

メの部

明治新聞　明治二年三月(創)　東京
明治日報　明治十四年七月(創)　東京
明六雜誌　明治七年三月(創)　東京
めさまし新聞　明治二十年四月(改)　東京　「燈新聞」の改題、明治二十一年七月「東京朝日新聞」と改題

モの部

横濱報知もしほ草　慶應四年閏四月(創)　横濱
文部省雜誌　明治六年一月(創)　東京

ヤの部

山形新聞　明治十一年十一月(創)　山形　明治十四年七月「出羽新聞」と改題
山形新報　明治二十年七月(創)　山形
やまと新聞　明治十九年十月(創)　東京　一時「日出國新聞」の文字を用ふ
山梨日日新聞　明治十四年一月(改)　甲府　「甲府新聞」改題の「甲府日日新聞」を改題
彌生新聞　明治十五年七月(創)　高知　明治十九年五月「高知日報」と改題

ユの部

郵便報知新聞　明治五年六月(創)　東京　明治二十七年一月「報知新聞」と改題
雪の夜話り　明治十五年五月(創)　福井

ヨの部

横濱貿易新聞　明治二十三年二月(創)　横濱
横濱每週新聞　明治五年二月(創)　横濱
横濱每日新聞　明治四年四月(改)　横濱　「横濱新聞」の改題、十二年十二月「東京横濱每日新聞」と改題
米澤新聞　明治十三年三月(創)　米澤
讀賣新聞　明治七年十一月(創)　東京
萬朝報　明治二十五年十月(創)　東京
輿論新誌　明治十年九月(創)　東京

リの部

陸羽日日新聞　明治十三年六月(改)　仙臺　「仙臺日日新聞」の改題、十六年一月「奥羽日日新聞」と改題
六合新聞　明治二年三月(創)　東京

編者後記

本書は、明治という時代を、当時の新聞その他の記事を使って〝現在形〟で綴り、しかも専門家でない一般の読書人を対象にしてその通読に適した分量のものにしたい、という意図で編集されたものである。

人それぞれによって、明治という時代はさまざまに理解されているに違いない。明治は、ある人にとってはお伽噺の時代のように、遙かに遠い自分とは無関係な時代であるかもしれず、またある人にとっては、自分の青春を育てた、ついきのうの出来事のように思い出される時代であるかもしれない。

現在の日本は、明治に生まれた人たちによって動いている部分がまだ相当に多い。明治は過ぎ去った時代であると同時に、まだ完全には過ぎ去ってはいない時代でもある。それだけに、今の時点で明治を軽々しく論評することはつつしまなければならない。恣意的な物差しをある時代に当てて、未開や進歩のレッテルをはったり、時代の善悪を論じたりすることは、歴史の正しい理解をさまたげることになりやすい。われわれはまず、事実をできるだけ正確に知ることから始めなければならない。そして時代の対置よりも、むしろ時代の連延の中にあるものから何事かを学ぶべきであろう。

いつの時代においても、新聞が常に事実を正しく報道し、常に正しい意見を主張するなどとは私は思っていない。その証拠に、一つの事柄に対して、新聞によって違った報道や異なった主張がなされることはしばしばである。しかしそれにもかかわらず、ある時代に生起した事柄とその時代的背景を知るためには、新聞資料ほど便利なものはほかにはない。過去の時代をなまの形で理解するためには、当時の新聞を読むことが一番てっとり早いだけではなく、最も有効な手段であるからである。この意味で本書が、読者に何らかの裨益を与え得るならば、編者としてこの上の喜びはない。

明治は、文明開化、富国強兵の時代であるとはよく言われる。たしかにそうではあるけれども、単にそれだけでは蔽いつくせないかくれた潮流がほかにいくつもある。

たとえば海外の動きや外国の出方、思惑に対する過剰とも思える敏感さもその一つであろう。ここ三十年来の日本は、外交的には準鎖国的情況の下にある。そのためにせいぜい観光旅行的な対外感覚しか持たない現状を基準にして明治を見ることは誤りであろうが、そのことを割り引いて考えても、〝隣のことを気にする〟、また〝隣の目を気にする〟という民族の文化的体質が、新興国家として世界の中に生活圏を拡大したことに対応して、著しく顕在化された形で発揮されたもののように思われてならない。

また徳川時代には四囲の環境のためにそれほど表面化しなかった〝勝てば官軍〟という潜在的な意識が、明治時代になるといたるところに頭をもたげていることも、目につくところである。維新の胎動期はもとより、日清戦争、朝鮮半島問題にいたっても、そのことは見え隠れしている。

西南の役における西郷隆盛の役割は、〝かつがれてやむなく〟という要素の存在が皆無とは言えないまでも、彼が〝勝てば官軍〟の意識と国家的正理の板挟みに悩んだことは事実であろう。

もちろんこのような意識は、明治に特有なものではなく、昭和の日本人もこれを持ち続けている。〝勝てば官軍〟は、裏返せば〝負ければ賊軍〟であって、太平洋戦後の日本人が〝負ければ賊軍〟的占領政策や、占領イデオロギーであるアメリカ的民主主義に、さほど大きな抵抗を示さずに適応したことは、よく考えれば少しもおかしなことではない。

さらに明治をいろどるものに、〝バスに乗りおくれるな〟、または〝バスに乗りおくれたくない〟という日本人特有の意識が大きく影響していることも指摘しなければならないであろう。

明治時代のほとんどを通じての、薩長藩閥政権並びに官僚体制の確固たる存在は、それへの反撥としての民選議院設立運動、自由民権運動、国会開設運動、政府と議会との徹底的対立、与野党の非常識な抗争を生むことになるが、これは実は、表向きの旗印と本音とが異なるために起こる問題ないしは問題の複雑化である。本音は〝バスに乗りおくれたくない〟〝おれたちもバスに乗せろ〟ということにすぎない。これに対して、政府側としては、「バスをやたらに停めていては、予定の時刻に目的地にたどりつかない」、「バスに乗るなら停留場で乗ってくれ。どこでも乗せていては運行時刻表に混乱をきたす」と思っている。官僚たちは、「バスが見えたといってすぐに手を上げて停めさせようというのは、田舎者の考え方だ。こんな考え方を許していては、日本の近代化は遅れるばかりだ」と思っていたのだろう。しかし、要求する側はバスの公共的役割と使命を正面に立てる。「バスは国民の乗物だ。バスは国民を運ぶためのものだ。しかも空席があるじゃないか。どうして停まって乗せないんだ。権力者の横暴だ」と叫ぶ。そこで問題が混乱するのである。とかく新興国家にありがちな、過度の政治熱がその紛糾を助長したことも否定できないけれども、〝バスに乗りおくれたくない〟という体質的衝動が、明治の自由民権運動の主軸をなしていることは、その過程を少しく詳細に探れば、明瞭に看取できることではないだろうか。

また一方において、あまりにも急激な体制の変革が、しばしば徳川時代への郷愁をさそい、民衆の適応力の限界を越えてほころびを見せたことも事実である。神風連の乱などはその典型的な例であろう。なにしろ〝尊皇攘夷〟のエネルギーが、一夜にして〝文明開化〟に転化させられたり、〝天地の公道〟の蓋を開けてみたら、藩閥エゴが飛び出してきたりするのだから、相当の不協和音があっても不思議ではない。

政治の実態がスローガンとは違うということは、それなりの必然的理由があるわけだが、大衆レベルの意識が、急激な変化に常に適応できるとは限らないこともまた事実である。

*

私の原籍は熊本県玉名郡山北村（現、玉東町）というところで、西南の役で有名な田原坂からほど遠からぬところにある。私の村のあたりも当時の有数の激戦地で、今も記念碑がいくつか立っている。私の祖父は名を「荒木一人（かずと）」と言った。一人は当時のいわゆる士族であったから、西南の役の後で、薩軍に加担したのではないかと疑いをかけられて、長崎の裁判所にまで連れて行かれたらしい。検事が論告をしている時に鼾をかいて居眠りをし、その居眠りが、冤罪の何よりの証拠だとして無罪放免になったと伝えられている。裁判官の心証が最後に物を言うのは今の時代でも変りはないが、居眠りをしたから無罪というのは、いくら明治の初期とは言え少し鷹揚すぎるような気がする。ほかにも無罪の理由はあったのであろう。

写真は残っていないが、祖父一人は顔容の整ったかっぷくのいい大男であったらしい。相当に型破りの人物であったようで、面白い逸話が数多く伝わっている。熊本市内に近親がいたらしいが、そこに行った時にはいつも大鍋に酒を注いで燗をしていたとか、わざわざ交番の前で立小便をして、巡査がおこると「これは生理現象で、するなと言う方が無理だ。道路ではいけないと言うのなら、なぜ公衆便所をつくらんか。公衆便所もないのに道で小便をしたらいかんというのは、お前の方が間違っとる」と、逆に巡査をへこませて有名になり、ついに本署から「荒木の立小便にはかまうな」と各交番にお触れが出て、巡査公認の立小便をしていたという話まである。このような話は親戚筋から聞いたことで、真実性の確度はかなり高い。

太平洋戦争の終戦直後の頃まで存命だった郷里の隣家の老翁からも、よく祖父の話を聞いた。この老人は一時期祖父の腰巾着のような役廻りをさせられていたことがあるらしい。隣村の小天村（夏目漱石の『草枕』のモデルになった土地で、現在は天水町）に釣に行っての帰りに「旦那さんが酔っ払いなさって、途中の石塔（墓石）ば片っ端から倒してあるきなさる

もんな、こるばまた立つっとにむごう苦労ばしましたばい」といったようなことがたびたびだったそうである。
父に聞いた話によると、私の生家のすぐそばの田舎道が、今で言えば一級国道に相当する昔の往還で、維新後祖父はここに風呂屋を建ててひと儲けをたくらんだらしいが、隣村の方に広い道路ができて往還の往来はたちまちにさびれ、風呂屋もすぐに閉店してしまったらしい。当時はまだ、官有林と私有林の境界が曖昧なところが相当にあり、祖父一人は村の人たちに「ここまでが自分の山だと言え。なあに、わかりはしない」と知恵をつけては、お礼の酒をせしめていたという話もある。
いろいろ伝聞を綜合して考えてみると、一人は典型的な失業士族、不平士族のひとりで、明治の新しい体制下における鬱屈を、酒でまぎらわせていたのではないかという気がしないでもない。西南の役の戦火をのがれるときに、伝家の財宝類は穴を掘ってかくしておいたらしいが、それもあとで戻った時には誰かに全部持ち去られており、当時村でただ一軒の二階建てであった家も焼け落ちていたというから、私の祖父が明治という時代を、不愉快きわまりない時代だと思って生きながら、日常生活の次元では、結構酒を飲んで楽んでいたとしても、その矛盾を笑うことはできないであろう。ともかくここにも、一つの明治史があるわけである。

＊　＊

いろいろな〝明治〟がある。貧窮に喘ぐ明治もあれば、相つぐ天災や火災、伝染病などに泣く明治もある。江戸的な情緒を濃厚に残す明治もあれば、近代国家の建設に情熱を燃やす明治もある。北海道を開拓する明治もあれば、金儲けに精を出す明治もある。まことに明治は多様な局面を持っている。
だがその中でも、やはり欧化主義の強力な潮流を除外して明治を語ることはできないだろう。これをいま流の言葉で言えば、〝近代性〟〝合理性〟を身につけるということになろう。しかしそれは、それが正しいから、そうすべきだからそう

するのだという西欧流の合理性の追求ではなく、統一国家としてその時代に生き残るためにとられた非常措置ないしは緊急避難であった感が強い。

しかしそれはともかくも、この明治的合理主義とも呼ぶべき新しい民族的学習運動は、次第にその範囲を拡げ、推進力を強化しながら、日露戦争という第一次目標に結集される。そしてその成果を象徴するものが次の一文であろう。

「二十閲月の征戦已に往事と過ぎ、我が聯合艦隊は今や其の隊務を結了して玆に解散する事となれり、然れども我等海軍軍人の責務は決して之が為に軽減せるものにあらず。

此戦役の収果を永遠に全くし、尚益々国運の隆昌を扶持せんには時の平戦を問ず、先づ外衛に立つべき海軍が常に其の武力を海洋に保全し、一朝緩急に応ずるの覚悟あるを要す、而して武力なるものは艦船兵器等のみにあらずして、之を活用する無形の実力に在り、百発百中の一砲能く百発一中の敵砲百門に対抗し得るを覚らば我等軍人は主として武力を形而上に求めざる可らず、近く我が海軍の勝利を得たる所以も至尊の霊徳に頼る所多しと雖も、抑亦平素の練磨其の功を成し果を戦後に結びたるものにして若し既往を以て将来を推すときは征戦息むと雖も安じて休憩す可らざるものあるを覚ゆ、惟ふに武人の一生は連綿不断の戦争にして時の平戦に由り、其の責務に軽重あるの理無し、事有れば武力を発揮し事無ければ之を修養し、終始一貫其の本分を尽さんのみ、過去の一年有半彼の風濤と戦ひ寒暑に抗し屢頑敵と対して生死の間に出入せしこと固より容易の業ならざりしも、観ずれば是れ亦長期の一大演習にして之に参加し幾多啓発するを得たる武人の幸福比するに物無し、豈之を征戦の労苦とするに足らんや、苟も武人にして治平に偸安せんか、兵備の外観巍然たるも宛も沙上の楼閣の如く暴風一過忽ち崩倒するに至らん、洵に戒むべきなり。

昔者神功皇后三韓を征服し給ひし以来韓国は四百余年間我が統理の下にありしも一たび海軍の癈頽するや、忽ち之を失ひ又近世に入り徳川幕府治平に狃れて兵備を懈れば挙国米艦数隻の応対に苦み、露艦亦千島樺太を覬覦するも之と抗争すること能はざるに至れり、飜て之を西史に見るに十九世紀の初めに当りナイル及びトラファルガー等に勝ちたる英国海軍

は祖国を泰山の安きに置きたるのみならず、爾来後進相襲て能く其武力を保有し世運の運歩に後れざりしかば今に至る迄永く其の国利を擁護し国権を伸長するを得たり、蓋し此の如き古今東西の殷鑑は為政の然らしむるものありしと雖も、主として武人が治に居て乱を忘れざると否とに基ける自然の結果たらざるは無し、我等戦後の軍人は深く此等の実例に鑒み既有の練磨に加ふるに戦後の実験を以てし更に将来の進歩を図りて時勢の発展に後れざるを期せざる可らず、若し夫れ常に　聖諭を奉体して孜々奮励し実力の満を持して放つべき時節を待たば庶幾くば以て永遠に護国の大任を全うすることを得ん。

神明は唯平素の鍛練に力め戦はずして既に勝てる者に勝利の栄冠を授くると同時に、一勝に満足して治平に安ずる者より直に之を褫ふ、古人曰く勝て兜の緒を締めよと。」

明治三十八年十月、日露戦争を畢えて凱旋した水師の将兵に対する、名提督東郷平八郎の「聯合艦隊解散の辞」である。世にもし名文というものが在るとしたら、この「聯合艦隊解散の辞」こそは、内容の豊かさ、措辞の確かさ、格調の高さ、そしてその謙譲な精神、さらにまた何よりもその構文の論理的明晰さにおいて、まさしく明治を代表する名文であると言って過言ではない。

このような文章の様式は、明治という時代を迎える以前の日本には無かったものである。そしてこの一文は、明治という時代が新しく生み、育て、目指したもの、すなわち私の言う明治的合理主義の一つの結実を象徴するものとなった。

＊　＊

以上のすべてを含めて、明治という時代を綜合的に見渡した場合、そこに多少の起伏はあるものの、一貫して流れる民族の精神的、文化的な柔軟さが明瞭に浮び上がってくる。その善悪や功罪、またそのよってきたるところが何であるかということは、当面の主題ではない。とにかく、わずか半世紀たらずの間に、たとえそれが成熟の頂点にあったとは言え脆

弱な一封建国家が少なくとも外見上は第一級の近代国家の建設をなし遂げたということは、いかにその国民が環境に対する柔軟な適応力を発揮したかという証左になろう。

しかし自分が柔軟であるということは、自分より柔軟さの劣る者に対してもどかしさを感じたり、またそれが嵩じると軽侮を抱いたりすることにもなる。明治の中期以降における李朝朝鮮並びに清国に対する日本の態度が、このような意識を中心に展開したことはほぼ疑いのないところである。このことにさらに一つの要素をつけ加えるならば、古来朝鮮半島の問題に対する日本人の反応には、常に冷静さと合理的判断に欠けるところがある。これは今日に至っても変わっていない。その理由は、おそらくは民族の血液の系譜に由来するものであろう。

ともあれ、明治という時代が、決定的な断層や破局を見せることなく、世界史の中できわめて高い水準の柔軟な適応を示しながら近代国家としての成長を続けてきたということの裏には、強烈な個性と的確な判断力を備えておられた明治天皇の存在およびその指導力の影響を無視することはできない。

民族が精神的、文化的に柔軟であるということは、悪く言えば独自性、主体性を持っていないということである。だから、民族の柔軟性は、それが明確な目標を持っている場合には実に効率的に機能するけれども、目標が曖昧になった場合には、どこに行ってしまうかわからないという欠陥をも蔵している。しかもそれは、自己の拡散による消滅を防止する本能のために、ものごとを常に芸術化、模式化、様式化、形式化しようとする強い傾向を随伴しているものである。私の言ういわゆる明治的合理主義なるものも、その第一次の目標に到達して、それなりの豊かな遺産を後代に残しながらも、明治天皇の崩御と前後してその第二次の目標を見失って、纏綿たる情緒主義の中に埋没してしまう。そしてそれが再び思い出されたときには、官僚的形式主義、低級な精神主義、大言壮語主義に転化し、さらに賭博主義の中に破滅するのである。

象徴的に言えば、東郷元帥の「聯合艦隊解散の辞」は、その後の海軍の報告文体に受け継がれ、吉田満氏の『戦艦大和ノ最後』という、昭和期における比類のない珠玉の名作を生むと同時に、自らその破局の意味を問うものともなったので

ある。

＊　　＊

如上において、私は明治史に対する若干の感想を述べた。しかし本書を編む過程では、私は自分の見方に合わせて明治史を再構成しようと考えたり、個人の好みで記事を選ぶようなことはなかった。むしろ知らず知らずの間にそのような弊に陥らないよう、絶えず留意したことを強調しなければならない。ただ、厖大な資料の中から限られた紙幅の中に何を採択すべきかの問題は、どうしても避けて通ることはできない。

そこで私は、仮空の、明治の平均的教養人を設定して、その人の関心の強弱の度合いによって記事の採否を決定することにした。ただし私はこの仮空の編者に対し、本書の予定頁数を示すと同時に一つの注文をつけた。その注文とは「国家にとって、客観的な立場から見て重要と思われる事柄、並びに後の時代に大きな関連や影響があるであろうと考えられる事柄は、できるだけ収録するようにしてほしい」ということであった。

結果的にみると、このような贅沢な注文はやはり無理であったようである。収載記事は四回にわたって篩にかけられたけれども、当初に企画した予定頁数を大幅に上まわるものとなってしまった。しかし私にとっては、紙幅の増加よりも、むしろ収めきれなかった記事の方が気がかりである。これほど面白いものを、これほど大事なものを、どうして載せなかったのかという声がどこからか聞こえるような気がしてならない。私自身、おいしい肉を捨てて骨ばかり集めてきたような無念さが残るが、これは所詮あきらめなければならないところであろう。

加えて、特に記さなければならないことがある。それは、本書が企画されてからわずか二年足らずの短い期間で発刊の運びに至ったことは、昭和の初期に、宮武外骨先生、坂口二郎先生、中山泰昌先生その他多数の方々の御尽力によって、「新聞集成、明治編年史」という史上にも稀な大編纂事業が行なわれていたお蔭である。本書の上梓にもし若干の意義が

あるとするなら、その功は専ら宮武外骨先生ほかの諸先輩の御努力に帰すべきものだと言わなければならない。謹んで敬意を表し衷心よりの感謝を捧げる次第である。また「新聞集成、明治編年史」の大事業が生まれるにいたった機縁は、大正十五年に瀬木博尚翁が、基金二十万円を以て「明治新聞雑誌文庫」を東京帝国大学に寄付されたことに端を発しており、瀬木博尚翁と宮武外骨先生の親交は、さらに古い経緯を持つものであることも付言しなければならない。

次に、本書の細部の点について、いくつかの注記をしたい。御諒承を得たい。記事の見出しのつけ方は、おおむね「新聞集成、明治編年史」に依準したが、変更を加えたところも少なくない。御諒承を得たい。また「新聞集成、明治編年史」における誤りを修正した部分も若干ある。国際条約の条文中の欠落部分を補ったり、詔勅の字句の誤りを正したりしたのはその例と言える。このような訂正が初原資料に依拠したものであることはもちろんである。しかしまた不注意から誤りを犯した個所もあるかもしれない。誤りは判明次第版を重ねるたびに修正することとしたい。

文章の字体は、読者の便宜を考えて現行の新字体としたが、固有名詞やそれに準じるものは固有部分について旧字体を用いている。ただし、旧字体と新字体の形態の差がわずかなものについては新字体を許容したものもある。固有名詞であっても、県名や大都市名等で当時の名称が現在まで続けて用いられており且つ誤解を生むおそれがないものについては特例として新字体を用いた。見出しの用字については独自の基準を設けた。

本書はまことに多くの方々のお力によって成ったものである。一々お名前を記すことができないことをお詫びして謝意に代えたい。また、明治のそれぞれの年にふさわしい挿画を御揮毫いただいた宮尾しげを先生には、特に厚く御礼を申し上げる次第である。

終りに、編集及び校正に当たって下さった鈴木洋子、和田喜美子、福岡甲子郎、松村仁、太田開華その他の各位、並びに格別に煩瑣な印刷を御担当いただいた諸彦の御協力に深謝すると共に、本書の刊行の喜びを等しく分かちたいと冀願し

ている。

昭和五十一年七月

荒木昌保

編者略歴

荒木昌保（あらきまさやす）

大正十四年四月熊本県に生る。京城師範学校本科卒。十五期海軍飛行科予備学生。成蹊大学政治経済学部卒。同大学研究生、日本特殊鋼株式会社調査役、経営コンサルタント等を経て文筆活動に入る。

科学技術史、教育史、経済史、日韓関係史等の該博な学殖を基礎に、多くの伝記の著作に当ると共に明治史を研究、その広範な視野と透徹した批評眼には定評がある。著作には「鉄鋼ガイドブック」「日本の特殊鋼業」「七〇年代の求人作戦」「わが転機」などのほか社会評論多数。

≪明治百年史叢書≫

第250回配本／第253巻

（分売不可）

新聞が語る明治史（第二分冊・明治二十六年～明治四十五年）

昭和五十一年七月二十五日 印刷
昭和五十一年八月 五 日 発行

監修 土屋喬雄
編者 荒木昌保
発行人 成瀬恭
印刷所 有限会社 明光社印刷所
製本所 佐抜製本所
発行所 株式会社 原書房
東京都新宿区新宿一—二五—一三
振替口座 東京五—一五一五九四番
電話 〇三（354）〇六八五番（代表）

落丁、乱丁本はおとりかえいたします。

3322-13530-6945